防整施第７５５号
３０．１．２５

大臣官房会計課長
地方協力局施設管理課長
防衛大学校総務部会計課長
防衛大学校総務部管理施設課長
防衛医科大学校事務局経理部経理課長
防衛医科大学校事務局経理部施設課長
防衛研究所企画部総務課長
統合幕僚監部総務部総務課長
陸上幕僚監部監理部会計課長
陸上幕僚監部防衛部施設課長
海上幕僚監部総務部経理課長
海上幕僚監部防衛部施設課長
航空幕僚監部総務部会計課長
航空幕僚監部防衛部施設課長
情報本部総務部会計課長
防衛監察本部総務課長　殿
各地方防衛局総務部長
北海道防衛局管理部長
東北防衛局企画部長
北関東防衛局管理部長
南関東防衛局管理部長
近畿中部防衛局管理部長
中国四国防衛局企画部長
九州防衛局管理部長
沖縄防衛局管理部長
各地方防衛局調達部長
帯広防衛支局長
東海防衛支局長
熊本防衛支局長
名護防衛事務所長
防衛装備庁長官官房会計官

整備計画局施設計画課長
（公印省略）

建設工事等に係る入札公告等の標準記載例について（通知）

標記について、別冊のとおり取りまとめたので、業務の参考にされたく通知する。

なお、建設工事等に係る入札公告等の標準記載例について（防整施第７１３１号。２８．３．３１）は、廃止する。

添付書類：別冊

写送付先：整備計画局施設整備官、提供施設計画官、施設技術管理官

防整施第７５５号（３０．１．２５）別冊

建設工事等に係る入札公告等の標準的記載例

平成３０年１月
整備計画局施設計画課契約制度企画室

目　次

【工事の部】

１　施工体制確認型総合評価落札方式（ＷＴＯ標準型）
（１）入札公告（単独）
（２）入札説明書（単独）
（３）入札公告（ＪＶ）
（４）入札説明書（ＪＶ）
（５）ＪＶ公示

２　施工体制確認型総合評価落札方式、段階的選抜方式（ＷＴＯ標準型）
（１）入札公告（単独）
（２）入札説明書（単独）
（３）入札公告（ＪＶ）
（４）入札説明書（ＪＶ）

３　施工体制確認型総合評価落札方式、一括審査方式（ＷＴＯ標準型）
（１）入札公告（単独）
（２）入札説明書（単独）
（３）入札公告（ＪＶ）
（４）入札説明書（ＪＶ）

４　施工体制確認型総合評価落札方式（標準型）
（１）入札公告
（２）入札説明書

５　施工体制確認型総合評価落札方式（簡易型）
（１）入札公告（単独）
（２）入札説明書（単独）
（３）入札公告（ＪＶ）
（４）入札説明書（ＪＶ）
（５）ＪＶ公示

６　施工体制確認型総合評価落札方式（施工能力評価型）
（１）入札公告
（２）入札説明書

７　総合評価落札方式（施工能力評価型）
（１）入札公告
（２）入札説明書

８　一般競争入札（ＷＴＯ以外）
（１）入札公告（基準額未満型）
（２）入札説明書（基準額未満型）
（３）入札公告（簡易型）
（４）入札説明書（簡易型）

９　一般競争入札（ＶＥ）
（１）入札公告（入札時ＶＥ）
（２）入札説明書（入札時ＶＥ）
（３）入札公告（契約後ＶＥ）

10　落札者等の公示

【業務の部】

１　プロポーザル方式
（１）手続き開始の公示（公募型）
（２）手続き開始の公示（簡易公募型）
（３）手続き開始の公示（公募型）（ＪＶ）
（４）手続き開始の公示（簡易公募型）（ＪＶ）
（５）業務説明書（公募型・簡易公募型）
（６）ＪＶ公示（公募型・簡易公募型）
（７）業界紙（日刊紙）公示標準例
（８）標準プロポーザル方式の技術提案書提出要請書標準例

２　総合評価落札方式（ＷＴＯ標準型）
（１）入札公告
（２）入札説明書

３　総合評価落札方式（標準型又は簡易型）
（１）入札公告
（２）入札説明書

４　履行確実性総合評価落札方式（ＷＴＯ標準型）
（１）入札公告
（２）入札説明書

５　履行確実性総合評価落札方式（標準型又は簡易型）
（１）入札公告
（２）入札説明書

６　一般競争入札（ＷＴＯ）
（１）入札公告
（２）入札公告（ＪＶ）
（３）入札説明書
（４）ＪＶ公示

７　一般競争入札（ＷＴＯ以外）
（１）入札公告
（２）入札説明書

（参考）　その他記載事項

（１）難工事
（２）競争参加向上型
（３）後工事
（４）第三者履行確認
（５）総価契約単価合意方式
（６）週休２日制工事

【本記載例を使用するに当たっての留意事項】
○　記載例の【　】部分は、選択的記載事項、記載要領、記載に当たっての注意事項などを記載しているので、使用する際には【　】を削除する。
○　選択的記載事項を適用する場合、前後の項目を確認して番号の重複又は欠落が生じないように番号を付与し直す。

○　官報掲載原稿の場合、Ａ４版１ページ22字（横）×20行（縦）とし、テキスト形式で作成する。
○　数字の表記は、２桁以上は半角、１桁は全角とする。
○　期間を示す場合、終期の元号年が始期と同じ時は終期を「同年〇月〇日」とする。

入 札 公 告（建設工事）

次のとおり一般競争入札に付します。

平成○年○月○日

○○○○

○○○○　○○　○○【発注者名を記載する。】

◎調達機関番号　○○○　◎所在地番号　○○

○第Ｎ号

１　工事概要

(1) 品目分類番号　41

(2) 工事名　○○（○）○○○工事

(3) 工事場所　○○県○○市○○町○－○

(4) 工事内容　本工事は、以下の工事を行うものである。

用途　○○、構造　鉄筋コンクリート造○階建て、規模　建物延べ面積約○○○○㎡

(5) 工期　平成○年○月○日まで

(6) 使用する主要な資機材　コンクリート○○㎥、鉄骨○○ｔ、鉄筋○○ｔ、板ガラス○○㎡

(7) 本工事は、入札時に「企業による技術提案」を受け付け、価格と価格以外の要素を総合的に評価して落札者を決定する総合評価落札方式のうち、品質確保のための施工体制及びその他の施工体制の確保状況を確認し、施工内容を確実に実現できるかどうかについて審査し、評価を行う施工体制確認型総合評価落札方式の試行対象工事である。

【見積活用方式の場合は次の２項目を追加する。】

(8) 本工事は、発注者が競争参加希望者に見積の提出を求め、ヒアリングを通じて見積の妥当性を確認し、妥当性が確認できた見積を積算価格に反映させるものである。見積の提出期限までに○○工事、○○工事に対する直接工事費（当該工事に必要な仮設費を含む。）【共通仮設費又は現場管理費の積み上げ分の場合は、「共通仮設費（又は現場管理費）への積み上げ分である○○」を記載する。】について記載した見積（以下「見積」という。）を提出するものとする（詳細は入札説明書による。）。

(9) 本工事では、見積の提出後、競争参加希望者の責任者、配置予定の技術者等からヒアリングを行い、見積の妥当性を確認するものとする。

【電子入札対象の場合は次の項目を追加する。】

(8) 本工事は、資料提出及び入札等を電子入札システムにより行う工事である。ただし、電子入札システムにより難いものは、発注者の承諾を得て紙入札方式に代えるものとする。なお、紙入札方式の承諾に関しては○○防衛局総務部契約課に紙入札方式参加承諾願を提出するものとする。

(8) 本工事は、工事費内訳明細書の提出を義務付ける工事である。

２　競争参加資格

(1) 予算決算及び会計令（昭和22年勅令第165号。以下「予決令」という。）第70条及び第71条の規定に該当しない者であること。

(2) 防衛省における平成○・○年度一般競争（指名競争）参加資格（以下「防衛省競争参加資格」という。）のうち、「○○工事」で級別の格付を受け、○○防衛局【当該契約担当官等の所在地を管轄する地方防衛局等を記載する。】に競争参加を希望していること（会社更生法（平成14年法律第154号）に基づき更生手続開始の申立てがなされている者又は民事再生法（平成11年法律第225号）に基づき再生手続開始の申立てがなされている者については、手続開始の決定後、再度級別の格付を受けていること。）。

(3) 会社更生法に基づく更生手続開始の申立てがなされている者又は民事再生法に基づき再生手続開始の申立てがなされている者（(2)の再度級別の格付を受けた者を除く。）でないこと。

(4) 防衛省競争参加資格の「○○工事」に係る経営事項評価数値（資格審査結果通知書の記３の経営事項評価数値欄の点数）が○○点以上であること。

(5) 平成○年度以降入札公告日まで【当該年度及び前年度から過去15年間を記載する。】に、元請けとして完成・引渡しが完了した工事のうち、（用途が○○で、）鉄筋コンクリート造○階建て以上、建物延べ面積○○㎡以上（１棟当たり）の工事を施工した実績を有すること（建設共同企業体の構成員としての実績は、出資比率が20％以上のものに限る。）。

なお、当該実績が平成13年12月25日以降に完成した防衛省発注機関（契約担当官等が属する防衛省本省の内部部局、防衛大学校、防衛医科大学校、防衛研究所、統合幕僚監部、陸上幕僚監部、海上幕僚監部、航空幕僚監部、情報本部、防衛監察本部、地方防衛局並びに統合幕僚長及び陸上幕僚長、海上幕僚長又は航空幕僚長の監督を受ける陸上自衛隊、海上自衛隊及び航空自衛隊の部隊及び機関並びに防衛装備庁をいう。以下同じ。）（旧防衛施設局及び旧防衛施設支局を含む。）の発注した工事に係るものにあっては、施工成績評定通知書又は工事成績評定通知書の評定点合計（以下「評定点合計」という。）が65点未満のものを除くこと。また、実績が工事成績相互利用登録機関が発注した工事で工事成績評定相互利用対象工事に該当するものである場合は、工事成績の評定点が65点未満のものを除くこと。

(6) 工事全般の施工計画が適正であること。

(7) 次の基準を全て満たす監理技術者又は主任技術者（以下「監理技術者等」という。）を当該工事に専任で配置できること。

ア　一級建築士又はこれと同等以上の資格を有する者である。【建築工事の場合】

イ　平成○年度以降入札公告日まで【当該年度及び前年度から過去15年間を記載する。】に、(5)に掲げる工事の経験を有する者である（原則、着工から完成まで従事している。）。

なお、当該経験が平成13年12月25日以降に完成した防衛省発注機関（旧防衛施

設局及び旧防衛施設支局を含む。）の発注した工事に係るものにあっては、評定点合計が65点未満のものを除く。また、経験が工事成績相互利用登録機関が発注した工事で工事成績評定相互利用対象工事に該当するものである場合は、工事成績の評定点が65点未満のものを除く。

ウ　監理技術者にあっては、監理技術者資格者証及び監理技術者講習修了証を有する者である。

(8) 一般競争参加資格確認申請書（以下「申請書」という。）及び競争参加資格確認資料（以下「技術資料」という。）の提出期限の日から開札の時点までの期間に、○○防衛局長【契約担当官等の所在地を管轄する地方防衛局等の長を記載する。】から工事請負契約等に係る指名停止等の措置要領について（防整施（事）第150号。28．３．31）に基づく指名停止を受けていないこと。

(9) 上記１に示した工事に係る設計業務等の受注者（受注者が共同体である場合においては、当該共同体の各構成員をいう。以下同じ。）又は当該受注者と資本若しくは人事面において関連がある建設業者でないこと。

(10) 入札に参加を希望する者との間に資本関係又は人的関係がないこと。

(11) 都道府県警察から暴力団関係業者として防衛省が発注する工事等から排除するよう要請があり、当該状態が継続している有資格者でないこと。

３　総合評価に関する事項

(1) 評価項目

本工事の評価項目は、次のアからウまでとし、詳細は入札説明書による。

ア　企業による技術提案

・「○○○○○」

・「○○○○○」

【提案内容のみ記載し、着目点等は入札説明書に記載する。】

イ　工事全般の施工計画（当該工事における施工上配慮すべき事項等の技術的所見）

ウ　施工体制

(2) 総合評価の方法

ア　標準点　要求要件を満たしている者に標準点として100点を付与する。

イ　加算点　算出方法は、予決令第79条の規定に基づいて作成された予定価格（以下「予定価格」という。）の制限の範囲内の入札参加者のうち、技術資料の内容に応じ、(1)ア及びイの評価項目ごとに評価を行った結果、得られた「評価点数の合計値」を加算点として付与する。

なお、加算点の最高点数は○○点とする。

ウ　施工体制評価点　「施工体制評価点」は(1)ウの評価項目について最高30点の評価点を付与する。ただし、事前調査により、施工体制が十分に確保されない場合、契約の内容に適合した履行がされないおそれがある場合又は品質確保のための施工体制及びその他の施工体制が著しく確保されないおそれがある場合、減点を行う。また、施工体制評価点の低いものに対しては、企業による技術提案に係る評価点数に相当する加算点を減ずる場合がある。

エ　価格と価格以外の要素がもたらす総合評価は、入札参加者の「標準点」と「加

算点」及び「施工体制評価点」の合計を、当該入札者の入札価格で除して得た数値（以下「評価値」という。）をもって行う。

オ　(1)アの評価項目（企業による技術提案）を行わない者にあっては、(1)イの評価項目の評価内容に応じた加算点を算出し付与する。

(3) 配置予定の監理技術者等のヒアリングを行う。【配置予定の監理技術者等のヒアリングを行う場合のみ記載する。】

(4) 施工体制の確認のため、ヒアリングを行う。

(5) 落札者の決定方法

ア　入札参加者は、価格及び(1)アからウまでをもって入札に参加し、次の各要件に該当する者のうち、評価値の最も高い者を落札者とする。

(ｱ) 入札価格が予定価格の制限の範囲内である。

(ｲ) 評価値が、標準点を予定価格で除した数値（以下「基準評価値」という。）を下回らない。

ただし、落札者となるべき者の入札価格によっては、その者により当該契約の内容に適合した履行がされないおそれがあると認められるとき又はその者と契約を締結することが公正な取引の秩序を乱すこととなるおそれがあって著しく不適当であると認められるときは、予定価格の制限の範囲内で、発注者の定める最低限の要求要件を全て満たして入札した他の者のうち、評価値が最も高い者を落札者とすることがある。

なお、評価値が基準評価値を上回っていても、減点評価により技術評価点が標準点（100点）を下回る場合は、落札者の対象外とする。

イ　上記の場合において、評価値の最も高い者が二者以上あるときは、くじへ移行する。くじの実施方法等については、発注者から指示をする。

(6) その他　受注者の責により入札時の(1)の評価内容が実施されていないと判断された場合は、ペナルティとして、工事成績評定を減ずることとし、１工事最大○○点減ずる。

４　入札手続等

【電子入札の場合は以下のとおりとし、紙入札の場合は、適宜、必要事項を記載する。】

(1) 担当部局

〒○○○－○○○○　○○県○○市○○町○－○－○

○○○○【当該発注機関、部署名を記載する。】

TEL　○○－○○○○－○○○○（内線○○○○）

FAX　○○－○○○○－○○○○

(2) 入札説明書の交付期間等

ア　交付期間　平成○年○月○日から平成○年○月○日まで（行政機関の休日に関する法律（昭和63年法律第91号）第１条第１項に規定する行政機関の休日（以下「行政機関の休日」という。）を除く。）の毎日、午前８時から午後10時（金曜日は午後６時）まで。

イ　交付場所　防衛施設建設工事電子入札システムセンター

http://www.mod-eboc.go.jp

ウ　交付方法　全て、電子データで交付を行う。
文書類　：PDF　（○○形式）
図面類　：PDF　（○○形式）
数量表等：Excel　（○○形式）
申請書類：Word　（○○形式）又は一太郎（○○形式）
なお、標記以外の形式による提供は一切行わない。

エ　使用条件　ダウンロードした資料の取扱いに関する利用規則に同意すること。

オ　その他　通信環境の不具合等のため、希望する者は電子情報の提供を依頼することができる。

この場合、(1)へ「図面データの取扱いに関する同意事項」（記入・押印済みのもの)、データを保存するために必要な、ＣＤ－Ｒ（未使用に限る。）○枚及び着払いのラベル（宅配業者の場合）又は切手（日本郵便の場合）を貼付した返信用の封筒を同封し、送付する。

なお、配送によるもの以外の対応は行わない。また、この対応により被った不利益や損害については、一切補償しない。

※「図面データの取扱いに関する同意事項」の書式については、防衛省・自衛隊のホームページより入手可能である。
（http://www.mod.go.jp/○/○/○/○/○.pdf）

(3) 申請書及び技術資料の提出期限等

ア　提出期限　平成○年○月○日午後○時○分

イ　提出方法　電子入札システムにより提出する。ただし、申請書及び技術資料が３MBを超える場合の提出方法等については、入札説明書による。紙入札方式による場合は、(1)に持参又は郵送（書留郵便に限る。）若しくは託送（書留郵便と同等のものに限る。）（以下「郵送等」という。）する。

【見積活用方式の場合は次の項目を追加する。】

(4) 見積の提出期限等

ア　提出期限　(3)アに同じ。

イ　提出方法　(1)に持参又は郵送等により提出する。

(4) 入札書の受領期限等

ア　受領期限　平成○年○月○日午後○時○分

イ　提出方法　電子入札システムにより提出する。ただし、紙入札方式による場合は、(1)に持参又は郵送等により提出する。

(5) 開札の日時及び場所

ア　日時　平成○年○月○日午前○時○分

イ　場所　○○○○室

５　その他

(1) 手続において使用する言語及び通貨　日本語及び日本国通貨に限る。

(2) 入札保証金　納付（保証金の取扱店　○○銀行○○支店)。ただし、利付国債の

提供（取扱官庁　○○○○）又は銀行等の保証（取扱官庁　○○○○）をもって入札保証金の納付に代えることができる。また、入札保証保険契約の締結を行った場合は、入札保証金を免除する。

(3) 入札保証金の納付等に係る書類の提出期間、提出場所及び提出方法

ア　提出期間　平成○年○月○日から平成○年○月○日まで（利付国債の提供の場合は平成○年○月○日）の行政機関の休日を除く毎日、午前○時から午後○時まで。

イ　提出場所　〒○○○－○○○○　○○県○○市○○町○－○－○
○○○○【当該発注機関、部署名を記載する。】
TEL○○○○－○○－○○○○

ウ　提出方法　書類の提出は、持参又は郵送等することにより行うものとする。

(4) 契約保証金　免除。ただし、落札者は、公共工事履行保証証券による保証（瑕疵担保特約（２年間）を付したものに限る。）を付するものとする。この場合の保証金額は、請負代金の10分の３以上とする。

【契約保証金を納付させる場合、(4) は次のとおりとする。】

(4) 契約保証金　納付（保管金の取扱店　○○銀行○○支店)。ただし、利付国債の提供（取扱官庁　○○○○）又は金融機関若しくは保証事業会社の保証（取扱官庁　○○○○）をもって契約保証金の納付に代えることができる。また、公共工事履行保証証券による保証を付し、又は履行保証保険契約の締結を行った場合は、契約保証金を免除する。

【見積活用方式の場合は次の項目を追加する。】

(5) 見積の提出期限までに見積が提出されない場合は、入札心得書第８条第１項第３号の規定に該当するものとし、その者のした入札を無効とする。

(5) 入札の無効　次に掲げる入札は無効とする。

ア　本公告に示した競争参加資格のない者のした入札

イ　申請書又は技術資料に虚偽の記載をした者の入札

ウ　入札に関する条件に違反した入札

【見積活用方式の場合は次の項目を追加する。】

(7) 提出された見積の金額と入札時に提出された工事費内訳明細書の金額との間に著しい乖離が認められ、開札後に再度ヒアリングを実施し、その妥当性が確認できない場合は、入札心得書第８条第１項第３号の規定に該当するものとして、その者の行った入札を無効とすることがある。

(6) 配置予定の監理技術者等の確認　落札者決定後、発注者支援データベース・システム等により配置予定の監理技術者等の専任制違反の事実が確認された場合、契約を結ばないことがある。

なお、種々の状況からやむを得ないものとして承認された場合の外は、配置予定の監理技術者等の変更を認めない。

(7) 落札者となるべき者の入札価格が予決令第85条の規定に基づいて作成された基準（以下「調査基準価格」という。）を下回っている場合は、予決令第86条の調査（以下「低入札価格調査」という。）を行うので、協力しなければならない。

(8) 専任の監理技術者の配置が義務付けられている工事において、調査基準価格を下回った価格をもって契約する場合においては、監理技術者とは別に同等の要件を満たす技術者の配置を求めることがある。

(9) 入札後、契約を締結するまでの間に、都道府県警察から暴力団関係者として防衛省が発注する工事等から排除するよう要請があり、当該状態が継続している有資格者とは契約を行わない。

(10)低入札価格調査を受けた者との契約については、前払金の割合を請負代金額の10分の２以内とする。【前払金の設定が予定されている場合のみ記載する。】

(11)手続における交渉の有無　無

(12)契約書作成の要否　要

(13)技術提案の可否及び評価の有無については、競争参加資格の確認の通知に併せて通知する。

(14)本工事に係る申請書及び技術資料の提出に当たって、技術提案により施工しようとする場合は、その内容を示した技術提案書を提出する。ただし、技術提案が適正と認められなかった場合においては標準案により入札に参加ができる。また、標準案に基づいて施工しようとする場合は、標準案によって入札に参加する旨を記載した書面を提出する。

(15)技術提案書作成説明会を行う。【技術提案書作成説明会を実施する場合のみ記載する。】

(16)現場説明会を行う。【現場説明会を実施する場合のみ記載する。】

(17)関連情報を入手するための照会窓口　上記４(1)に同じ。

(18)競争参加資格の級別の格付を受けていない者の参加　上記２(2)に掲げる競争参加資格の級別の格付を受けていない者も上記４(3)により申請書及び技術資料を提出することができるが、競争に参加するためには、開札の時点において、当該資格の格付を受け、かつ、競争参加資格の確認を受けていなければならない。

(19)詳細は、入札説明書による。

６　Summary

(1) Official in charge of disbursement of the procuring entity：

(2) Classification of the services to be procured：41

(3) Subject matter of the contract：

(4) Time-limit for the submission of application forms and relevant documents for the qualification by electronic bidding system：

(5) Time-limit for the submission of tenders by electronic bidding system：

(6) Contact point for tender documentation：

入　札　説　明　書

○○○○【発注機関名を記載する。】の○○（○）○○○工事に係る入札公告（建設工事）に基づく入札等については、関係法令に定めるもののほか、この入札説明書によるものとする。

１　入札公告日　平成○年○月○日
２　契約担当官等
　○○○○　○○○○　○○　○○【発注者名を記載する。】
　〒○○○－○○○○　○○県○○市○○町○－○
３　工事概要
(1) 工事名　○○（○）○○○工事
(2) 工事場所　○○県○○市○○町○－○－○
(3) 工事内容及び工事範囲　別冊図面及び仕様書のとおり。
(4) 工期　平成○年○月○日まで
(5) 使用する主要な資機材　コンクリート○○㎥、鉄骨○○ｔ、鉄筋○○ｔ、板ガラス○○㎡
(6) 本工事は、入札時に「企業による技術提案」を受け付け、価格と価格以外の要素を総合的に評価して落札者を決定する総合評価落札方式のうち、品質確保のための施工体制及びその他の施工体制の確保状況を確認し、施工内容を確実に実現できるかどうかについて審査し、評価を行う施工体制確認型総合評価落札方式の試行対象工事である。

【見積活用方式の場合は次の２項目を追加する。】
(7) 本工事は、発注者が競争参加希望者に見積の提出を求め、ヒアリングを通じて見積の妥当性を確認し､妥当性が確認できた見積を積算価格に反映させるものである。見積の提出期限までに○○工事、○○工事に対する直接工事費（当該工事に必要な仮設費を含む。）【共通仮設費又は現場管理費の積み上げ分の場合は、「共通仮設費（又は現場管理費）への積み上げ分である○○」を記載する。】について記載した見積（以下「見積」という。）を提出するものとする。
(8) 本工事では、見積の提出後、競争参加希望者の責任者、配置予定の技術者等からヒアリングを行い、見積の妥当性を確認するものとする。

(7) その他
【電子入札対象の場合は次のア及びイを追加する。】
ア　本工事は、資料提出及び入札等を電子入札システムにより行う工事である。ただし、電子入札システムにより難いものは、発注者の承諾を得て紙入札方式に代えるものとする。なお、紙入札方式の承諾に関しては、「紙入札方式参加承諾願（別紙様式第１）」を提出する。

(ｱ) 受付窓口　〒○○○－○○○○　○○県○○市○○町○－○
○○防衛局総務部契約課

(ｲ) 受付時間　午前○時から午後○時まで。ただし、正午から午後１時までの間を除く。

イ　電子入札システムで使用できるICカードは、代表者又は当該入札案件に関する入札・見積権限及び契約締結権限について委任を受けた者（以下「代理人」という。）のICカードのみとし、代理人による場合は委任状を提出する。詳細は入札心得書による。

ウ　本工事は、工事費内訳明細書の提出を義務付ける工事である。

４　競争参加資格

(1) 予算決算及び会計令（昭和22年勅令第165号。以下「予決令」という。）第70条及び第71条の規定に該当しない者であること。

(2) 防衛省における平成○・○年度一般競争（指名競争）参加資格（以下「防衛省競争参加資格」という。）のうち、「○○工事」で級別の格付を受け、○○防衛局【当該契約担当官等の所在地を管轄する地方防衛局等を記載する。】に競争参加を希望していること（会社更生法（平成14年法律第154号）に基づき更生手続開始の申立てがなされている者又は民事再生法（平成11年法律第225号）に基づき再生手続開始の申立てがなされている者については、手続開始の決定後、再度級別の格付を受けていること。)。

(3) 会社更生法に基づく更生手続開始の申立てがなされている者又は民事再生法に基づき再生手続開始の申立てがなされている者（(2)の再度級別の格付を受けた者を除く。）でないこと。

(4) 防衛省競争参加資格の「○○工事」に係る経営事項評価数値（資格審査結果通知書の記３の経営事項評価数値欄の点数）が○○点以上であること。

(5) 平成○年度以降入札公告日まで【当該年度及び前年度から過去15年間を記載する。】に、元請けとして完成・引渡しが完了した工事のうち、(用途が○○で、）鉄筋コンクリート造○階建て以上、建物延べ面積○○㎡以上（１棟当たり）の工事を施工した実績を有すること（建設共同企業体の構成員としての実績は、出資比率が20％以上のものに限る。)。

なお、当該実績が平成13年12月25日以降に完成した防衛省発注機関（契約担当官等が属する防衛省本省の内部部局、防衛大学校、防衛医科大学校、防衛研究所、統合幕僚監部、陸上幕僚監部、海上幕僚監部、航空幕僚監部、情報本部、防衛監察本部、地方防衛局並びに統合幕僚長及び陸上幕僚長、海上幕僚長又は航空幕僚長の監督を受ける陸上自衛隊、海上自衛隊及び航空自衛隊の部隊及び機関並びに防衛装備庁をいう。以下同じ。）（旧防衛施設局及び旧防衛施設支局を含む。）の発注した工事に係るものにあっては、防衛施設庁において実施する建設工事の請負業者の施工成績評定要領について（施本建第220号（CCP)。13．12．19）に基づく施工成績評定通知書（以下「施工成績評定通知書」という。）並びに工事成績評定要

領について（施本建第134号（CCP)。19．７．30)、工事成績評定要領について（経施第4404号。21．３．31)、工事成績評定要領について（防整技第15542号。27．10．1）又は工事成績評定要領について（防整技第7160号。28．３．31）に基づく工事成績評定通知書（以下「工事成績評定通知書」という。）の評定点合計（以下「評定点合計」という。）が65点未満のものを除くこと。また、実績が工事成績相互利用登録機関が発注した工事で工事成績評定相互利用対象工事に該当するものである場合は、工事成績の評定点が65点未満のものを除くこと。

工事成績相互利用登録機関及び工事成績評定相互利用対象工事は別表第１のとおりである。

(6) 工事全般の施工計画が適正であること。

(7) 次の基準を全て満たす監理技術者又は主任技術者(以下「監理技術者等」という。)を当該工事に専任で配置できること。

ア　一級建築士又はこれと同等以上の資格を有する者である。

なお、「これと同等以上の資格を有する者」とは次のものをいう。

・一級建築施工管理技士の資格を有する者

・これらと同等以上の資格を有する者と国土交通大臣が認定した者【建築工事の場合】

イ　平成○年度以降入札公告日まで【当該年度及び前年度から過去15年間を記載する。】に、(5)に掲げる工事の経験を有する者である（原則、着工から完成まで従事している。)。

なお、当該経験が平成13年12月25日以降に完成した防衛省発注機関（旧防衛施設局及び旧防衛施設支局を含む。）の発注した工事に係るものにあっては、評定点合計が65点未満のものを除く。また、経験が工事成績相互利用登録機関が発注した工事で工事成績評定相互利用対象工事に該当するものである場合は、工事成績の評定点が65点未満のものを除く。

ウ　監理技術者にあっては、監理技術者資格者証及び監理技術者講習修了証を有する者である。

エ　配置予定の監理技術者等にあっては直接的かつ恒常的な雇用関係が必要であるので、その旨を明示することができる資料を求めることがあり、その明示がなされない場合は入札に参加できないことがある。

(8) 一般競争参加資格確認申請書（以下「申請書」という。）及び競争参加資格確認資料（以下「技術資料」という。）の提出期限の日から開札の時点までの期間に、○○防衛局長【契約担当官等の所在地を管轄する地方防衛局等の長を記載する。】から、工事請負契約等に係る指名停止等の措置要領について（防整施（事）第150号。28.３.31。以下「指名停止措置要領」という。）に基づく指名停止を受けていないこと。

(9) 上記３(1)に示した工事に係る設計業務等の受注者（受注者が共同体である場合においては、当該共同体の各構成員をいう。以下同じ。）又は当該受注者と資本若しくは人事面において関連がある建設業者でないこと。

(10)入札に参加を希望する者の間に次の基準のいずれかに該当する関係がないこと。

なお、この場合に、辞退する者を決めることを目的に当事者間で連絡を取ることは、入札心得書第６条第２項の規定に抵触するものでない。

ア　資本関係

次のいずれかに該当する二者の場合。ただし、子会社（会社法（平成17年法律第86号）第２条第３号の規定による子会社をいう。以下同じ。）若しくは子会社の一方が会社更生法第２条第７項に規定する更生会社(以下「更生会社」という。)又は民事再生法第２条第４号に規定する再生手続が存続中の会社である場合を除く。

(ｱ) 親会社と子会社の関係にある場合

(ｲ) 親会社を同じくする子会社同士の関係にある場合

イ　人的関係

次のいずれかに該当する二者の場合。ただし、(ｱ)については、会社の一方が更生会社又は民事再生法第２条第４号に規定する再生手続が存続中の会社である場合を除く。

(ｱ) 一方の会社の役員が、他方の会社の役員を現に兼ねている場合

(ｲ) 一方の会社の役員が、他方の会社の管財人を現に兼ねている場合

ウ　その他の入札の適正さが阻害されると認められる場合

その他ア又はイと同視しうる資本関係又は人的関係があると認められる場合

(11)都道府県警察から暴力団関係業者として防衛省が発注する工事等から排除するよう要請があり、当該状態が継続している有資格者でないこと。

5　設計業務等の受注者等

(1) 上記４(9)の「上記３(1)に示した工事に係る設計業務等の受注者」とは、次に掲げる者である。

○○○○設計株式会社

(2) 上記４(9)の「当該受注者と資本若しくは人事面において関連がある建設業者」とは、次のア又はイに該当する者である。

ア　当該受注者の発行済株式総数の100分の50を超える株式を有し、又はその出資の総額の100分の50を超える出資をしている建設業者

イ　建設業者の代表権を有する役員が当該受注者の代表権を有する役員を兼ねている場合における当該建設業者

6　総合評価に関する事項

(1) 評価項目

本工事の評価項目は、次のアからウまでとする。

ア　企業による技術提案

・課題「○○○○○」

（着目点）

本工事は○○○○○。このことから、○○○○○について、①○○○○○、②○○○○○、③○○○○○、④○○○○○、⑤○○○○○について、○○の見地から着目点ごとに１提案を求める。

・課題「○○○○○」

（着目点）

本工事は○○○○○。このことから、○○○○○について、①○○○○○、②○○○○○、③○○○○○、④○○○○○、⑤○○○○○について、○○の見地から着目点ごとに１提案を求める。

イ　工事全般の施工計画(当該工事における施工上配慮すべき事項等の技術的所見)

ウ　施工体制

(2) 総合評価の方法

ア　標準点　要求要件を満たしている者に標準点として100点を付与する。

イ　加算点　予決令第79条の規定に基づいて作成された予定価格（以下「予定価格」という。）の制限の範囲内の入札参加者のうち、技術資料の内容に応じ、(1)ア及びイの評価項目ごとに評価を行った結果、得られた「評価点数の合計値」を加算点として付与する。

なお、加算点の最高点数は○○点とする。

ウ　施工体制評価点　「施工体制評価点」は(1)ウの評価項目について最高30点の評価点を付与する。ただし、事前調査により、施工体制が十分に確保されない場合又は契約の内容に適合した履行がなされないおそれがある場合若しくは品質確保のための施工体制及びその他の施工体制が著しく確保されないおそれがある場合、減点を行う。

なお、事前調査のため入札書（施工体制の確認に係る部分に限る。）のヒアリングを実施するとともに、ヒアリングに際して追加資料の提出を求めることがある。また、施工体制評価点の低いものに対しては、企業による技術提案に係る評価点数に相当する加算点を減ずる場合がある。

エ　価格と価格以外の要素がもたらす総合評価は、入札参加者の「標準点」と「加算点」及び「施工体制評価点」の合計を、当該入札者の入札価格で除して得た数値（以下「評価値」という。）をもって行う。

オ　(1)アの評価項目（企業による技術提案）を行わない者にあっては、(1)イ及びウの評価項目の評価内容に応じた加算点を算出し付与する。

(3) 評価の基準

ア　施工体制（施工体制評価点）

評価項目	評価基準	配点	得点
品質確保の実効性	工事の品質確保のための適切な施工体制が十分確保され、入札説明書等に記載された要求要件をより確実に実現できると認められる場合	15	/15
	工事の品質確保のための適切な施工体制が概ね確保され、入札説明書等に記載された要求要件を確実に実現できると認められる場合	5	

	その他	0	
施工体制確保の確実性	工事の品質確保のための施工体制のほか、必要な人員及び材料が確保されていることなどにより、適切な施工体制が十分確保され、入札説明書等に記載された要求要件をより確実に実現できると認められる場合	15	/15
	工事の品質確保のための施工体制のほか、必要な人員及び材料が確保されていることなどにより、適切な施工体制が概ね確保され、入札説明書等に記載された要求要件を確実に実現できると認められる場合	5	
	その他	0	

イ　加算点　付紙の評価基準による。

(4) 落札者の決定方法

ア　入札参加者は、価格及び(1)アからウまでをもって入札を行い、次の各要件に該当するもののうち、(2)によって得られた評価値の最も高い者を落札者とする。

(ｱ) 入札価格が予定価格の制限の範囲内である。

(ｲ) 評価値が標準点を予定価格で除した数値を下回らない。

ただし、落札者となるべき者の入札価格によっては、その者により当該契約の内容に適合した履行がされないおそれがあると認められるとき又はその者と契約を締結することが公正な取引の秩序を乱すこととなるおそれがあって著しく不適当であると認められるときは、予定価格の制限の範囲内で、発注者の定める最低限の要求要件を全て満たして入札した他の者のうち、評価値が最も高い者を落札者とすることがある。

イ　上記の場合において、評価値の最も高い者が二者以上あるときは、くじへ移行する。くじの実施方法等については、発注者から指示をする。

(5) 罰則等について

受注者より提案された「技術提案」及び「工事全般の施工計画」については、工事完成後において履行状況の検査を行う。

受注者の責により入札時の(1)の評価内容が実施されていない場合は、再度の施工を行う。再度の施工が困難あるいは合理的でない場合は、契約違反としての措置（不履行に係る金額の支払い請求等）をとる場合がある。併せて、ペナルティとして技術提案について工事成績評定を減ずることとし、１工事最大○○点の減点とする。

なお、受注者の責によらない場合とは、災害又はその他特別な事情がある場合等のことをいい、発注者と受注者の協議により決定する。

(6) 重点審査について

入札参加者の申込みに係る価格（ＶＥ提案の内容に基づく施工を行うことにより

コスト縮減の達成が可能となること及びその縮減金額を上記３(6)の資料において明らかにしたときは、コスト縮減金額として契約担当官等が認めた金額を当該入札参加者の申込みに係る価格に加えた価格）が、品質確保のための施工体制及びその他の施工体制が著しく確保されないおそれがある価格である場合は、審査を特に重点的に行う。

(7) その他

ア　発注者は技術提案については、その後の工事において、その内容が一般的に使用されている状態となった場合は、無償で使用できるものとする。ただし、工業所有権等の排他的権利を有する提案についてはこの限りではない。

イ　技術提案を適正と認めることにより、設計図書において施工方法等を指定しない部分の工事に関する建設業者の責任が軽減されるものではない。

7　担当部局

〒○○○－○○○○　○○県○○市○○町○－○
○○○○【当該発注機関、部署名を記載する。】
TEL　○○－○○○○－○○○○（内線○○○○）
FAX　○○－○○○○－○○○○

8　競争参加資格の確認等

(1) 本競争の参加希望者は、上記４に掲げる競争参加資格を有することを証明するため、また、総合評価における技術力の審査・評価を受けるため、次に従い、申請書、技術資料及び技術提案（以下「申請書等」という。）を提出し、契約担当官等から競争参加資格の有無の確認等を受けなければならない。また、上記４(2)の級別の格付を受けていない者も次に従い申請書等を提出することができる。この場合において、上記４(1)及び(5)から(11)までに掲げる事項を満たしているときは、開札の時点において上記４(2)から(4)までに掲げる事項を満たしていることを条件として競争参加資格があることを確認するものとする。

当該確認を受けた者が競争に参加するためには、開札の時点において上記４(2)から(4)までに掲げる事項を満たしていなければならない。

なお、期限までに申請書等を提出しない者及び競争参加資格がないと認められた者は、本競争に参加することができない。

申請書等の提出は、次に示すとおり。

ア　電子入札システムによる場合

(ｱ) 提出期間　平成○年○月○日から平成○年○月○日まで（行政機関の休日に関する法律（昭和63年法律第91号）第１条第１項に規定する行政機関の休日（以下「行政機関の休日」という。）を除く。）の毎日、午前８時から午後10時（金曜日は午後６時）まで。ただし、最終日は午後○時まで。

(ｲ) その他　技術提案を行う場合は、提案書欄に添付し、技術提案を行わない場合は添付資料欄に添付して送信する。

申請書等が３MBを超える場合、技術資料及び技術提案書は、上記７に持参又は郵送（書留郵便に限る。）若しくは託送（書留郵便と同等のものに限る。）（以下「郵送等」という。）で提出することとし、電子入札システムとの分割は認

めない。また、持参又は郵送等する場合は、次の内容を記載した書面を電子入札システムにより申請書とともに送信する。

・持参又は郵送等する旨の表示
・持参又は郵送等する書類の目録
・持参又は郵送等する書類のページ数
・持参又は発送年月日

(ｳ) ファイル形式　電子入札システムによる提出資料のファイル形式については、次のいずれかの形式にて作成する。

・一太郎　　Ver　〇〇形式以下
・Microsoft Word　〇〇形式以下
・Microsoft Excel 〇〇形式以下
・その他のｱﾌﾟﾘｹｰｼｮﾝ PDFファイル　Acrobat 〇〇形式以下
画像ファイル JPEG及びGIF形式
圧縮ファイル LZH又はZIP形式

(ｴ) プリントアウト時に規定の枚数内となるように設定する。
なお、送信された資料のプリントアウトは白黒印刷で行う。

イ　紙入札方式による場合

(ｱ) 提出期間　平成〇年〇月〇日から平成〇年〇月〇日まで（行政機関の休日を除く。）の毎日、午前〇時から午後〇時まで（正午から午後１時までの間を除く。)。ただし、最終日は午後〇時まで。

(ｲ) 提出場所　上記７に同じ。

(ｳ) 提出方法　持参又は郵送等による。

(2) 申請書は、別紙様式第２により作成する。

(3) 上記４(5)の実績及び(7)の経験の確認を行うに当たり、効力を有する政府調達に関する協定を適用している国及び地域並びに我が国に対して建設市場が開放的であると認められる国及び地域以外の国又は地域に主たる営業所を有する建設業者にあっては、我が国における同種工事の施工実績及び経験をもって行うものとする。

(4) 技術資料及び技術提案書は、次に従い作成する。

なお、アの実績及びイの経験については、平成〇年度以降入札公告日まで【当該年度及び前年度から過去15年間を記載する。】に、工事が完成・引渡しが完了しているものに限り記載することとし、「同種工事の施工実績（別紙様式第３）」及び「配置予定の監理技術者等（別紙様式第４）」に記載する工事が平成13年12月25日以降に完成した防衛省発注機関（旧防衛施設局及び旧防衛施設支局を含む。）の工事の場合は、当該工事に係る施工成績評定通知書又は工事成績評定通知書の写しを添付する。

ア　同種工事の施工実績

上記４(5)に掲げる資格があることを判断できる同種工事の施工実績を１件記載する。

記載様式は別紙様式第３とし、図面、写真等を引用する場合も含め、Ａ４版１枚に記載する。

イ　配置予定の監理技術者等

上記４(7)に掲げる資格があることを判断できる配置予定の監理技術者等の資格、同種工事の経験及び申請時における他工事の従事状況等を記載する。

記載様式は別紙様式第４とし、記載する同種工事の経験の件数は１件でよい。

記載する他工事の従事状況等は、申請書等の提出時点で現場代理人、監理技術者等又はその他の技術者として従事している全ての工事を記載する。

なお、配置予定の監理技術者等として複数の候補技術者の資格及び同種工事の経験を記載することもできる。ただし、審査及び評価は、評価点の合計が最も低い者とする。また、同一の技術者を重複して複数工事の配置予定の監理技術者等とすることは差し支えないものとするが、他の工事を落札したことにより配置予定の監理技術者等を配置することができなくなったときは、入札への参加はできないものとし、申請書を提出した者は、直ちに当該申請書の取下げを行うこととし、電子入札システムにより入札金額を送信した後にあっては、電話及び電送（押印済みの申出書）でその旨の申し出を行うと共に、速やかに書面により申出書を提出する。他の工事を落札したことにより配置予定の監理技術者等を配置することができないにもかかわらず入札した場合においては、不正又は不誠実な行為として、指名停止措置要領に基づく指名停止を行うことがある。

入札書の提出後、落札者決定までの期間（予決令第86条の調査（以下「低入札価格調査」という。）期間を含む。）において、他の工事を落札したことにより配置予定の監理技術者等を配置することができなくなった場合は、直ちにその旨の申し出を行う。この場合において、事実が認められた場合には、当該入札を無効とする。

落札後、配置予定の監理技術者等が配置できないことが明らかになった場合は、不正又は不誠実な行為として、指名停止措置要領に基づく指名停止を行うことがある。

ウ　技術提案書

入札参加希望者は、次に掲げる資料を提出するものとする。

(ｱ) 技術提案回答表

技術提案による施工又は標準案による施工の別を記載する。

記載様式は別紙様式第５とする。

(ｲ) 技術提案書

技術提案により施工しようとする場合は、技術提案に基づく施工方法等の技術的事項に対する所見について記載する。また、技術提案による施工方法が適正と認められなかった場合に標準案に基づいて入札に参加するものとする。

記載様式は別紙様式第６とし、１課題に対する技術提案数は最大５つまでとし、１課題に対する提出枚数は補足資料を除き、Ａ４版３枚以内とする。補足資料は技術提案書を補完する図表、写真等とし、Ａ４版１枚以内とする。

なお、技術提案数が５つを超えた場合は、当該技術提案に係る配点を０点とするので注意する。

エ　工事全般の施工計画

「工事全般の施工計画（当該工事における施工上配慮すべき事項等の技術的所見)」を記載する。

記載様式は別紙様式第７とする。

オ　契約書の写し等

施工実績又は経験として記載した工事に係る契約書の写し又は当該同種工事を証明する資料を提出する。ただし、当該工事が、財団法人日本建設情報総合センターの「工事実績情報サービス（CORINS)」に登録されている場合はその写し（詳細を含む。）を添付するものとし、契約書の写しを提出する必要はない。

【見積活用方式の場合は次の２項目を追加する。】

(5) 本競争の参加希望者は、次に従い、本工事の積算に必要な見積の提出等を行うものとする。

ア　見積の提出方法等

(ｱ) 提出方法　上記７に持参又は郵送等により提出する。

(ｲ) 提出期限　平成○年○月○日午後○時○分

イ　見積の作成方法

見積の作成に当たっては、交付した見積依頼書等に従い作成するものとする。

なお、見積の作成に係る費用は、競争参加希望者の負担とする。

競争参加希望者は、本工事の積算に必要な見積を、見積の提出期限までに提出するものとする。見積には○○○工事、○○○工事に対する直接工事費（必要な仮設費含む。)【共通仮設費又は現場管理費の積み上げ分の場合は、「共通仮設費（又は現場管理費）への積み上げ分である○○」を記載する。】に係るものについて記載するものとする。

ウ　見積作成に関する質問

本工事の積算に必要な見積作成に関して質問がある場合には、次に従い提出する。

(ｱ) 提出方法　電子入札システムにより提出する。また、紙入札方式による場合は書面（様式は自由とする。）を上記７に持参することにより提出する。

(ｲ) 提出期間　電子入札システムによる場合は、平成○年○月○日から平成○年○月○日まで（行政機関の休日を除く。)【概ね４日以上】の毎日、午前８時から午後10時（金曜日は午後６時）まで。紙入札方式による場合は、午前○時から午後○時まで。ただし、正午から午後１時までの間を除く。

エ　ウの質問に対する回答は、電子入札システムにより回答するので確認するものとする。また、紙入札方式による参加希望者に対してはFAXにて回答を送信する。

オ　提出された見積に関するヒアリング

提出された見積に関して、その妥当性を確認するためのヒアリングを行う。

(ｱ) 期間　平成○年○月○日から平成○年○月○日【概ね１～２週間】(行政機関の休日を除く。）の午前○時から午後○時まで。

(ｲ) 会場　○○○○○○室

(ｳ) その他　本競争の参加希望者は、(ｱ)の期間のうち、ヒアリングの希望日時

及び出席者を「見積に関するヒアリング日時希望通知書（別紙様式第８）」に記載し、競争参加資格確認申請時に提出する。

なお、ヒアリング出席者は、責任者（支店長・営業所長等)、配置予定の監理技術者等、見積の根拠を説明できる者等を含め３名程度とする。

(ｴ) ヒアリング日時については、追って通知する。

(ｵ) ヒアリング時には、見積の根拠資料を持参するものとする。

(ｶ) (ｵ)による根拠資料とは、採用を予定する協力会社等（下請会社、専門工事業者及び製造者等）から収集する見積書（自社施工の場合も含む。）又は同種かつ直近の契約工事における契約書類等により、見積に記載した単価及び価格が確認できる資料とする。なお、同種かつ直近の契約工事における契約書類等を根拠とする場合は、本工事の現場条件等を勘案するものとする。

(6) 見積の提出期限までに見積が提出されない場合は、入札心得書第８条第１項第３号の規定に該当するものとして、その者のした入札を無効とする。

(5) 競争参加資格の確認は、申請書等の提出期限をもって行うものとし、その結果は電子入札システムにより、また、紙入札方式による場合は申請時に提出された返信用封筒により、平成〇年〇月〇日までに通知する。

(6) 技術提案の可否及び評価の有無については、競争参加資格の確認の通知に併せて通知する。その際、技術提案が適正と認められなかった場合には、その理由を付して通知する。

(7) その他

ア　申請書等の作成及び提出に係る費用は、申請者の負担とする。

イ　契約担当官等は、提出された申請書等を競争参加資格の確認及び総合評価の審査・評価並びに入札・契約に関する統計的分析以外に申請者に無断で使用しない。

ウ　提出された申請書等は、返却しない。

エ　提出期限以降における申請書等の差し替え及び再提出は認めない。

オ　申請書等に関する問い合わせ先　上記７に同じ。

９　競争参加資格がないと認めた者及び技術提案が適正と認められなかった者に対する理由の説明

(1) 競争参加資格がないと認められた者及び技術提案が適正と認められなかった者は、契約担当官等に対して競争参加資格がないと認めた理由及び技術提案が適正と認められなかった理由について、次に従い説明を求めることができる。

ア　提出方法　電子入札システムにより、また、紙入札方式による場合は書面（様式は自由とする。）を上記７に持参するものとし、郵送等によるものは受け付けない。

なお、技術提案のみ適正と認められなかった者については、電子入札システムにより説明を求めることができないため、持参により提出する。

イ　提出期間

(ｱ) 電子入札システムによる場合

上記８(5)の通知の日から平成○年○月○日まで（行政機関の休日を除く。）の毎日、午前８時から午後10時（金曜日は午後６時）まで。ただし、最終日は午後○時まで。

(ｲ) 紙入札方式による場合

上記８(5)の通知の日から平成○年○月○日まで（行政機関の休日を除く。）の毎日、午前○時から午後○時まで（正午から午後１時までの間を除く。)。ただし、最終日は午後○時まで。

(2) 契約担当官等は、(1)により説明を求められたときは、平成○年○月○日までに説明を求めた者に対し電子入札システムにより、また、紙入札方式による場合及び技術提案のみ適正と認められなかった者については書面により回答する。

10　入札説明書に対する質問

(1) 入札説明書に対して質問がある場合には、次に従い提出する。

ア　提出方法　電子入札システムにより、また、紙入札方式による場合は書面（様式は自由とする。）を上記７に持参又は郵送等により提出する。

イ　提出期間

(ｱ) 電子入札システムによる場合

平成○年○月○日から平成○年○月○日まで（行政機関の休日を除く。）の毎日、午前８時から午後10時（金曜日は午後６時）まで。ただし、最終日は午後○時まで。

(ｲ) 紙入札方式による場合

平成○年○月○日から平成○年○月○日まで（行政機関の休日を除く。）の毎日、午前○時から午後○時まで（正午から午後１時までの間を除く。)。ただし、最終日は午後○時まで。郵送等による場合は平成○年○月○日午後○時必着。

(2) (1)の質問に対する回答書は、電子入札システムにより回答するので確認するものとする。また、紙入札方式による場合は、平成○年○月○日から平成○年○月○日まで（行政機関の休日を除く。）の毎日、午前○時から午後○時まで（正午から午後１時までの間を除く。)、上記７において閲覧に供する。

11　入札方法等

(1) 入札書の提出方法等

ア　電子入札システムによる場合

提出期間　平成○年○月○日から平成○年○月○日まで（行政機関の休日を除く。）の毎日、午前８時から午後10時（金曜日は午後６時）まで。ただし、最終日は午後○時までとする。

イ　紙入札方式による場合

(ｱ) 提出期間　持参による場合は、平成○年○月○日午前○時から午後○時まで（正午から午後１時までの間を除く。)。郵送等による場合は、平成○年○月○日午後○時必着。

(ｲ) 提出場所　上記７に同じ。

(ｳ) 提出方法　持参による場合は、入札書及び工事費内訳明細書を各々封筒に入

れて封かんし、入札書を入れた封筒の表に「入札書在中」と朱書きする。さらにこれらを１つの封筒に入れて封かんし、封筒の表に工事名、開札日時及び商号又は名称を記載の上、提出する。また、一般競争参加資格確認通知書又はその写しを提示する。

郵送等による場合は、入札書及び工事費内訳明細書を各々封筒に入れて封かんし、入札書を入れた封筒の表に「入札書在中」と朱書きする。さらにこれらと一般競争参加資格確認通知書の写しを別の封筒に入れて封かんし、封筒の表に工事名、開札日時及び商号又は名称を記載の上、提出する。

(2) 落札決定に当たっては、入札書に記載された金額に当該金額の100分の○【消費税及び地方消費税とを合わせた税率を記載する。】に相当する額を加算した金額（当該金額に１円未満の端数があるときは、その端数金額を切り捨てた金額）をもって落札価格とするので、入札参加者は、消費税及び地方消費税に係る課税事業者であるか免税事業者であるかを問わず、見積った契約希望金額の○○○分【100＋消費税及び地方消費税とを合わせた税率を記載する。】の100に相当する金額を入札書に記載する。

(3) 入札回数は、原則として２回を限度とする。ただし、２回目の入札において落札者がいない場合は、３回目の入札を執行する場合もある。また、予決令第９９条の２の規定による随意契約（以下「不落随契」という。）は、特別な場合を除き適用しない。なお、不落随契を行う場合、不落随契へ移行する前の入札結果をもって評価値の算定を行い、評価値が最も高い者に見積依頼を行うものとする。

(4) 一般競争参加資格確認通知書において、技術提案に基づき通知されたものは当該技術提案書（不採用とされた部分を除く。）に基づく入札を行い、標準案に基づき通知されたものは標準案に基づく入札を行うものとする。また、技術提案における安全管理については、標準案と同等以上の安全性を有するものとし受注者の責任において行うものとする。

12　入札保証金及び契約保証金

(1) 入札保証金　納付（保管金の取扱店　○○銀行○○支店）。ただし、利付国債の提供（取扱官庁　○○○○）又は銀行等の保証（取扱官庁　○○○○）をもって入札保証金の納付に代えることができる。また、入札保証保険契約の締結を行った場合は、入札保証金を免除する。入札保証金の金額等（国債の総額、銀行等の保証に係る保証金額及び入札保証保険に係る保険金額を含む。以下同じ。）は、見積金額の100分の５以上とする。

なお、期限までに入札保証金の納付等（入札保証金の納付に代わる担保としての国債又は銀行等の保証の提供及び入札保証金の全部が免除される入札保証保険契約の締結を含む。以下同じ。）を行わない者及び入札保証金の納付等に係る書類（以下「書類」という。）を提出しない者並びに入札保証金の金額等が入札金額（税込み）（入札価格に消費税及び地方消費税相当額を加えたものをいう。以下同じ。）の100分の５に満たない者は、入札に関する条件に違反したものとして、その入札を無効とする。

利付国債の提供の場合は担保の提供が完了するまでには、振替手続き等相応の日数を要するため、あらかじめ取引先の銀行・証券会社等に相談のうえ、期限までに十分余裕をもって手続きする。

ア　提出期間　平成○年○月○日から平成○年○月○日（利付国債の提出の場合は平成○年○月○日）までの行政機関の休日を除く毎日、午前○時から午後○時まで。

イ　提出場所　〒○○○－○○○○　○○県○○市○○町○－○－○　○○【当該発注機関、部署名を記載する。】　TEL○○○○－○○－○○○○

ウ　提出方法　書類の提出は、持参又は郵送等することにより行うものとする。

エ　増額変更　認めない。

オ　減額変更　認めない。

カ　保証期間　平成○年○月○日まで【落札者決定の日から７日を経過した日以降の日で契約担当官等が指定する日を記載する。】

キ　その他　入札保証金の納付等及び書類の提出に係る費用は、入札参加者の負担とする。

(2) 契約保証金　免除。ただし、落札者は、公共工事履行保証証券による保証（瑕疵担保特約（２年間）を付したものに限る。）を付するものとする。この場合の保証金額は、請負代金額の10分の３以上とする。

【契約保証金を納付させる場合、(2) は次のとおりとする。】

(2) 契約保証金　納付（保管金の取扱店　○○銀行○○支店)。ただし、利付国債の提供（取扱官庁　○○○○）又は金融機関若しくは保証事業会社の保証（取扱官庁　○○○○）をもって契約保証金の納付に代えることができる。また、公共工事履行保証証券による保証を付し、又は履行保証保険契約の締結を行った場合は、契約保証金を免除する。

13　工事費内訳明細書

(1) 第１回の入札に際し、第１回の入札書に記載される入札金額に対応した工事費内訳明細書を提出しなければならない。

(2) 工事費内訳明細書の作成方法

ア　交付した数量書にある総括表の構成に対応した経費項目（直接工事費、共通仮設費、現場経費、一般管理費等）を記載することとする。また、直接工事費の明細書については、交付した数量書に対応する摘要（土木工事にあっては規格・寸法)、数量、単位、単価、金額等を記載したものとする。

イ　交付する数量書記載の数量については、参考数量であることから変更してもよいものとする。

ウ　工事費内訳明細書には、必ず表紙を付けるものとし、表紙には商号又は名称、住所及び代表者氏名（紙入札方式による場合は、必ず押印する。）並びに発注者名及び工事名を記載し、表紙以外には商号又は名称、住所及び代表者氏名を記載しない。

(3) 工事費内訳明細書の提出方法等

ア　電子入札システムによる場合

(ｱ) 提出期間　上記11(1)アに同じ。

(ｲ) その他　工事費内訳明細書が３MBを超える場合には、上記７に持参又は郵送等により提出し、電子入札システムとの分割は認めない。また、この場合は、次の内容を記載した書面を電子入札システムにより入札書とともに送信する。

・持参又は郵送等する旨の表示

・持参又は郵送等する書類の目録

・持参又は郵送等する書類のページ数

・持参又は発送年月日

(ｳ) ファイル形式　PDF　(Acrobat○○形式以下）等、一般的なフォーマット

イ　紙入札方式による場合

(ｱ) 提出期間　上記11(1)イに同じ。

(ｲ) 提出方法　上記11(1)イを参照。

(ｳ) 提出場所　上記７に同じ。

(4) 提出された工事費内訳明細書は返却しないものとする。

(5) 工事費内訳明細書を提出しない者は、入札に参加することができない。

(6) 提出された工事費内訳明細書の確認の結果、別表第２の各項に該当する場合は、入札心得書に規定する「その他入札に関する条件に違反した入札」として、当該入札参加者の入札を無効とする場合がある。

【見積活用方式の場合は次の項目を追加する。】

(7) (3)により提出された工事費内訳明細書と上記８(5)により提出された見積の金額との間に著しい乖離が認められる場合は、開札後に再度ヒアリングを実施し、その妥当性が確認できない場合は、入札心得書第７条第１項第３号の規定に該当するものとして、当該入札者の入札を無効とする場合がある。

(7) 提出された工事費内訳明細書について説明を求める場合がある。

(8) 提出された工事費内訳明細書については、必要に応じ公正取引委員会へ提出する場合がある。この場合、指名停止措置要領に基づき、指名停止を行うことがある。

(9) 工事費内訳明細書は、参考図書として提出を求めるものであり、契約上の権利義務を生じるものではない。

(10) 施工体制確認型総合評価落札方式において、工事費内訳明細書は、価格以外の要素として性能などが提示された入札書の参考図書として提出を求めるものである。

14　入札書への提案値の添付

電子入札による場合、技術提案に係る提案値は、提案値添付機能を利用して、１回目の入札書提出時の添付資料として提出する。添付資料には、一般競争参加資格確認通知書において「技術提案」が採用された場合は、上記８(1)により提出した「技術提案書」を添付し、採用された「技術提案」がない又は「標準案」で参加する場合は、

添付しないものとする。

なお、紙入札方式による持参又は郵送等の場合の技術提案書の提出は、当該技術提案書を入札書と共に提出する。また、一般競争参加資格確認通知書に記載された提案方法（技術提案）以外での入札は無効となる場合がある。

15　開札

(1) 開札の日時及び場所

ア　日時　平成○年○月○日午前○時○分

イ　場所　○○○○室

(2) 開札は、(1)に掲げる日時及び場所において、入札者又はその代理人を立ち会わせて行う。ただし、入札者又はその代理人が立ち会わない場合は、入札事務に関係のない職員を立ち会わせて行う。

(3) 紙入札方式による入札者は、開札に立ち会わない場合でも提出された入札書は有効なものとして取り扱う。

(4) (3)の場合において、再度の入札を行うこととなったときは、持参による入札者は再度の入札を辞退したものとして取り扱うものとするが、郵送等による入札者に対しては、再度の入札への参加の意思の有無を電話により確認するものとする。

(5) 第１回の入札において落札者が決定しなかった場合は、再度入札に移行する。再度入札の日時については、発注者から再度入札通知書を送信するので、パソコンの前でしばらく待機するものとする。開札処理に時間を要する場合は、発注者から開札状況を電子入札システムにより連絡する。

16　入札の無効

(1) 次に掲げる入札は無効とする。

ア　本公告において示した競争参加資格のない者のした入札

イ　申請書等に虚偽の記載をした者のした入札

ウ　現場説明書及び入札心得書において示した条件等入札に関する条件に違反した入札

なお、契約担当官等により競争参加資格のある旨確認された者であっても、落札決定の時点において上記４に掲げる資格のないものは競争参加資格のない者に該当する。

(2) (1)の無効の入札を行った者を落札者としていた場合には、落札決定を取り消す。

17　追加資料について

ＶＥ提案等の内容に基づく施工を行うことによりコスト縮減の達成が可能となる場合は、コスト縮減額の算定根拠として次の様式を提出するものとする。

なお、これらの提出がない場合には、当該コスト縮減に関する評価を行わない。

・積算内訳書兼コスト縮減額算定調書①(様式2-1A)
・積算内訳書兼コスト縮減額算定調書②(様式2-1B)
・内訳書に対する明細書兼コスト縮減額算定調書①(様式2-2A)
・内訳書に対する明細書兼コスト縮減額算定調書②(様式2-2B)
・VE提案等によるコスト縮減額調書(様式3)

18　ヒアリングの実施（施工体制の審査）

どのように施工体制を構築し、それが施工内容の実現確実性の向上につながるかを審査するため、原則として、予定価格の制限の範囲内の価格で申込みをした全ての入札参加者に対して、開札後速やかに、ヒアリングを実施することとし、日時及び方法は追って通知する。

(1) 日時　平成○年○月○日から平成○年○月○日まで。

(2) 場所　〒○○○－○○○○　○○県○○市○○町○－○
○○○○○○室
TEL　○○－○○○○－○○○○（内線○○○○）

(3) 追加資料の提出　入札参加者のうち、その申込みに係る価格が予決令第85条の規定に基づいて作成された基準（以下「調査基準価格」という。）を下回るものについては、ヒアリングに必要な追加資料の提出を求める。

追加資料の提出を求める旨の連絡は、該当する入札参加者に対し、平成○年○月○日まで【開札日を含め２日以内を記載する。】に行うものとし、追加資料は、平成○年○月○日午後○時【開札日の翌日から起算して７日(行政機関の休日を除く。)以内の日を記載する。】までに提出するものとする。

提出を求める追加資料は、以下に示すとおりとする。

・下請予定業者等一覧表(様式4)
・配置予定技術者名簿(様式5)
・資材購入予定先一覧(様式8-2)
・機械リース元一覧(様式9-2)
・労務者の確保計画(様式10-1)
・工種別労務者配置計画(様式10-2)
・建設副産物の搬出地(様式11)
・建設副産物の搬出及び資材等の搬入に関する運搬計画書(様式12)
・品質確保体制(品質管理のための人員体制)(様式13-1)
・品質確保体制(品質管理計画書)(様式13-2)
・品質確保体制(出来形管理計画書)(様式13-3)
・安全衛生管理体制(安全衛生教育等)(様式14-1)
・安全衛生管理体制(点検計画)(様式14-2)
・施工体制台帳(様式16)

（様式の番号は、低入札価格調査制度対象工事に係る特別重点調査の実施について（防整施第6931号。28．３．31）に基づく調査（以下「特別重点調査」という。）で使用する資料の番号である。）

(4) その他

ア　追加資料を提出した入札参加者のヒアリング出席者は３名以内とし、配置予定の監理技術者等及び資料の説明が可能な者を含めるものとする。

イ　追加資料の提出を行わない場合及びヒアリングに応じない場合は、その者の入札を無効とすることがある。

なお、この場合においては指名停止措置要領に基づく指名停止は行わない。

19　施工体制に関する審査の概要

施工体制に関する審査は、価格以外の要素が提示された入札書(施工計画等)、上記18の施工体制確認のためのヒアリング、追加資料及び工事費内訳明細書等をもとに、次の各項目について行う。

なお、上記17の追加資料を提出をしない場合及びヒアリングに応じない場合には、入札に関する条件に違反したものとしてその者の入札を無効とすることがある。

(1) 入札説明書等に記載された要求要件を実現できること

入札価格の範囲内において入札説明書等に記載された要求要件が実現できるかを審査する。審査の結果、要求要件が実現できないと認めるときは、技術提案を採用せず、標準点、施工体制評価点及び加算点は与えないものとする。

(2) 品質確保の実効性

入札価格の範囲内において、どのように工事の品質確保のための体制づくりを行い、それが入札説明書等に記載された要求要件の実現に係る確実性の向上につながるかについて審査する。

入札参加者の申込みに係る価格が調査基準価格以上であるときは、審査項目に関する体制が必ずしも十分に構築されないと認める事情がある場合に限り、品質確保の実効性に係る施工体制評価点を満点から減点する。

入札参加者の申込みに係る価格が調査基準価格を下回るときは、工事品質確保について契約の内容に適合した履行がされないこととなるおそれがあることから、次の項目に関する体制が構築されると認める場合に限り、その程度に応じて品質確保の実効性に係る施工体制評価点を加点する。上記６(6)で示す重点審査に該当する価格で入札した者については、審査を特に重点的に行い、審査項目に関する体制をどのように構築するかが具体的に確認できる場合に限り施工体制評価点を加点する。

≪審査項目≫

ア　建設副産物の受入れ、過積載防止等の法令遵守の対応を確実に行うことが可能と認められるか。

イ　安全確保の体制が構築されると認められるか。

ウ　その他工事の品質確保のための体制が構築されると認められるか。

(3) 施工体制確保の確実性

入札価格の範囲内において、品質確保のための体制のほか、どのように施工体制づくりを行い、それが入札説明書等に記載された要求要件の実現に係る確実性の向上につながるかについて審査する。

入札参加者の申込みに係る価格が調査基準価格以上であるときは、審査項目に関する体制が必ずしも十分に構築されないと認める事情がある場合に限り、施工体制確保の確実性に係る施工体制評価点を満点から減点する。

入札参加者の申込みに係る価格が調査基準価格を下回るときは、施工体制確保について契約の内容に適合した履行がされないこととなるおそれがあることから、審査項目に関する体制が構築されると認める場合に限り、その程度に応じて施工体制確保の確実性に係る施工体制評価点を加点する。特に、下請業者における赤字の発生及び工事成績評定点における低評価が顕著になるなど品質確保のための体制その

他の施工体制が著しく確保されないおそれがある価格に満たない価格で入札した者については、審査を特に重点的に行い、次の項目に関する体制をどのように構築するかが具体的に確認できる場合に限り施工体制評価点を加点する。

≪審査項目≫

ア　下請会社、担当工種、工事費内訳書等を勘案し、施工体制が確実に構築されると認められるか。

イ　施工計画を実施するための資機材の調達、労務者の確保計画等を勘案し、施工体制が確実に構築されると認められるか。

ウ　配置予定の監理技術者等が必要な資格を有しており、その配置が確実と認められるか。

20　低入札価格調査への協力

落札者となるべき者の入札価格が調査基準価格を下回る場合は、低入札価格調査を行うので、調査に協力しなければならない。

21　配置予定の監理技術者等の確認

落札後、発注者支援データベース・システム等により配置予定の監理技術者等の専任制違反の事実が確認された場合、契約を結ばないことがある。

なお、病休・死亡・退職等極めて特別な場合でやむを得ないとして承認された場合の外は、配置予定の監理技術者等の変更を認めない。

病気等特別な理由により、やむを得ず配置技術者を変更する場合は、上記４(7)に掲げる基準を満たし、かつ、当初の配置予定の監理技術者等と同等以上の者を配置しなければならない。

22　別に配置を求める技術者

専任の監理技術者の配置が義務付けられている工事において、調査基準価格を下回った価格をもって契約する場合は､契約の相手方が○○【当該発注機関名を記載する。】で入札日から過去２年以内に完成した工事、あるいは入札時点で施工中の工事に関して、次のいずれかに該当する場合、監理技術者とは別に、上記４(7)に定める要件と同一の要件（上記４(7)イに掲げる工事経験を除く。）を満たす技術者を、専任で１名現場に配置することとする。

(1) 65点未満の工事成績評定を通知された者

(2) 契約担当官等から施工中又は施工後において工事請負契約書に基づいて修補又は損害賠償を請求された者。ただし、軽微な手直し等は除く。

(3) 品質管理、安全管理に関し、指名停止又は契約担当官等から書面により警告若しくは注意の喚起を受けた者

(4) 自らに起因して工期を大幅に遅延させた者

なお、当該技術者は施工中、監理技術者を補助し、監理技術者と同様の職務を行うものとする。また、上記の技術者を求めることとなった場合には、その氏名その他必要な事項を監理技術者の通知と同様に契約担当官等に通知することとする。

23　入札後、契約を締結するまでの間に、都道府県警察から暴力団関係業者として防衛省が発注する工事等から排除するよう要請があり、当該状況が継続している有資格者とは契約を行わない。

24　低入札価格調査を受けた者との契約については、前払金の割合を請負代金額の10分の２以内とする。【前払金の設定が予定されている場合のみ記載する。】

25　手続における交渉の有無　無

26　契約書作成の要否等

別冊契約書案により、契約書を作成するものとする。

27　支払条件

前払金

中間前金払又は部分払

【対象工事の支払条件に基づき記載する。】

28　火災保険付保の要否　要

29　非落札理由の説明

(1) 非落札者のうち、落札者の決定結果に対して不服がある者は、落札者決定の通知を行った日の翌日から起算して７日（行政機関の休日を除く。）以内に電子入札システムにより、契約担当官等に対して非落札理由についての説明を求めることができる。ただし、紙入札方式による場合は書面（様式は自由とする。）を持参するものとし、郵送等によるものは受け付けない。

(2) (1)の非落札理由について説明を求められたときは、説明を求めることができる最終日の翌日から起算して10日（行政機関の休日を除く。）以内に電子入札システムにより回答する。ただし、紙により提出された者に対しては、書面により回答する。

30　苦情申立て

本手続における競争参加資格の確認その他の手続に関し、「政府調達に関する苦情の処理手続（平成７年12月14日付け政府調達苦情処理推進会議決定)」により、政府調達苦情検討委員会（連絡先：内閣府政府調達苦情処理対策室（政府調達苦情検討委員会事務局、電話03-3581-9044（直通））に対して苦情を申立てることができる。

31　関連情報を入手するための照会窓口　上記７に同じ。

32　その他

(1) 入札・契約の手続において使用する言語及び通貨は、日本語及び日本国通貨に限る。

(2) 入札参加者は、入札心得書及び契約書案を熟読し、入札心得書を遵守する。

(3) 申請書等に虚偽の記載をした場合は、指名停止措置要領に基づく指名停止を行うことがある。

(4) 落札者は上記８(1)の資料に記載した配置予定の技術者を、当該工事の現場に配置する。

(5) 落札した総合建設業者及び下請業者が外国の板ガラス製造業者からの競争力のある取引の申出に対して適切な配慮を払いつつ、板ガラスを含む建設資機材を内外無差別の原則に基づいて選定することを期待する。

(6) 電子入札システムは、行政機関の休日を除く毎日、午前８時から午後10時（金曜日は午後６時）まで稼働している。また、稼働時間内でシステムをやむを得ず停止する場合は、防衛施設建設工事電子入札ヘルプデスクセンターホームページの「緊

急連絡情報」で公開する。

・防衛施設建設工事電子入札ヘルプデスクセンターホームページ
http://acc.mod-eboc.go.jp/WDESK/index.html

(7) システム操作上の手引き書としては、防衛施設建設工事電子入札システムセンターホームページ「操作マニュアル」を参考とする。

(8) 障害発生時及び電子入札システム操作等の問い合わせ先は次のとおりとする。

ア　システム操作・接続確認等の問い合わせ先
防衛施設建設工事電子入札ヘルプデスクセンター
TEL 03-5444-5890（受付は行政機関の休日を除く毎日、９時から17時まで。）
FAX 03-5444-5892（24時間受付。ただし、回答は行政機関の休日を除く毎日、９時から17時まで。）
メールアドレス　help@mod-eboc.go.jp（24時間受付。ただし、回答は行政機関の休日を除く毎日、９時から17時まで。）

イ　ICカードの不具合等発生時の問い合わせ先
取得された各認証局

ウ　申請書類、応札等の締切時間が切迫しているなど緊急を要する場合は、上記７へ電話により連絡する。

(9) 入札参加希望者が電子入札システムで書類を送信した場合には、受付時又は受付期限後に通知、通知書及び受付票を送信者に発行するので、必ず確認を行うものとする。

(10) 申請書等及び追加資料の作成並びにヒアリングに関する費用は、提出者の負担とする。

低価格入札に係る特別重点調査について

１　本工事は、特別重点調査対象の基準に該当する価格で入札を行った者がいる場合に、以下のとおり行うものとする。

(1) 特別重点調査の実施に係る連絡等

ア　契約担当官等は、特別重点調査対象の基準に該当する価格で入札を行った者がいる場合は、当該者に対して特別重点調査を行う旨を連絡するとともに、原則として、当該連絡を行った日の翌日から起算して７日以内に、特別重点調査の実施に必要な下記３に掲げる資料及び添付書類（以下「資料等」という。）の提出を求めるものとする。

　また、契約担当官等は、当該者が発注者の単価に比して相当程度低い単価を採用していると認めるときは、契約内容に適合した履行がなされないおそれがあると認められるかどうかを判断するため、必要に応じ、当該者に対して、その他の説明資料の提出を求めることができるものとする。

　なお、当該者は、契約担当官等が求める資料等のほか、契約内容に適合した履行が可能であることを立証するために必要と認める任意の書類をあわせて提出することができるものとする。

イ　施工体制確認型総合評価落札方式の対象工事において、その工事の入札申込みに係る資料の提出を行った者は、提出した資料と異なる内容を特別重点調査のため提出する資料等に記載してはならないものとする。

ウ　契約担当官等は、資料等の受領後、速やかに、入札者の責任者（支店長、営業所長等をいう。）から事情聴取を行い、入札者により内容に適合した履行がされないおそれがないかを厳格に確認する。

エ　資料等については、提出期限後の差し替え及び再提出を認めないものとする。

　ただし、資料等及び事情聴取の内容により、契約担当官等が必要と認め、入札者に対し、記載要領に従った記載を行うべきこと、必要な添付書類を提出すべきことなどの教示を行ったときは、この限りでない。

　なお、教示を踏まえた資料等の再提出等は、原則として１回に限るものとし、その提出期限については、作成に必要な時間を確保した上で適切に設定すること。

(2) 虚偽説明等への対応

　入札者が虚偽の資料提出若しくは説明を行ったことが明らかとなった場合、又は重点的な監督の結果、内容と入札時の特別重点調査の内容が著しく乖離した場合（合理的な乖離理由が確認できる場合を除く。）は、契約担当官等は、次に掲げる措置を講じるものとする。

ア　当該工事の成績評定において厳格に反映する。

イ　過去５年以内にアの措置を受けたことがあるなど悪質性が高い者に対しては、工事請負契約等に係る指名停止等の措置要領について（防整施（事）第150号。28．３．31）別表第２第15項により指名停止を行う。

(3) 公正取引委員会への通報

特別重点調査の結果、誓約書（様式15）を提出し、施工に必要な費用の額を下回る価格で受注しようとする者（落札者以外を含む。）については、原価割れ受注のおそれがあると認められる場合として、公正取引委員会に対し、関係情報の通報を行う。

(4) 関係資料の公表

ア　契約担当官等は、誓約書（様式15）を提出し、施工に要する費用の額を下回る金額で受注した者があるときは、その者に関する情報を、企業ごと一覧することができるよう、ホームページにおいて公表するものとする。

イ　アに定めるもののほか、特別重点調査の結果は、別に定めるところにより、ホームページにおいて公表するものとする。

(5) 契約後の取扱い（監督体制の強化）

契約担当官等は、特別重点調査を経て契約を行った工事については、本調査で提出させた資料等及び調査記録を監督職員に引き継ぐとともに、以下の措置を講じるものとする。

ア　施工体制台帳の内容のヒアリングを必ず行うこととし、施工体制台帳の記載内容が特別重点調査時と内容が異なる場合は、その理由等について確認する。

イ　施工計画書の内容のヒアリングを必ず行うこととし、施工計画書の記載内容が特別重点調査時の内容と異なる場合は、その理由等について確認する。

２　その他

入札者が提出期限までに記載要領に従った資料等の提出を行わない場合、上記１(1)ウの事情聴取に応じない場合など特別重点調査に協力しない場合は、入札心得書に違反するものであり、入札に関する条件に違反した入札としてその入札を無効とする。

３　提出を求める資料等と確認内容

特別重点調査の調査の実施に当たり、(1)から(24)までに掲げる資料等の提出をするものとする。

なお、必要な様式については、防衛省・自衛隊のホームページを参照するものとする。

(1) 当該価格で入札した理由（様式１）

直接工事費、共通仮設費、現場管理費又は一般管理費等の各費目別に、労務費、手持ち工事の状況、契約対象工事現場と当該入札者の事務所・倉庫等との関係、手持ち資材の状況、手持ち機械の状況、下請予定業者の協力等の面から、入札した価格で施工可能である具体的理由

(2) 積算内訳書（様式２－１、様式２－２、様式２－３、様式３）

ア　数量総括表に対応する積算内訳書となっていること（指定の数量によって積算されていること。）。

イ　設計図書での要求事項を理解して見積もりを行っていること。

ウ　指定の工法によって施工することとしていること（工法の指定のない場合は、

入札者の工法に安全性等の点で問題がないこと。)。

エ　発注者が支払う請負代金から支弁することを予定している費用か否かにかかわらず、施工に当たって必要となるすべての費用を計上していること。

オ　積算に下請予定業者や納入予定業者等の見積書の内容が反映され、計数的な根拠のある合理的かつ現実的な積算内訳書となっていること（原則、取引等の実績を求めること。)。

カ　現場管理費に、租税公課、保険料、従業員給与手当、法定福利費（社会保険料や労働保険に要する費用をいう。)、外注経費などを適切に計上していること。

このうち、様式５に記載する技術者及び様式14－４に記載する自社社員の交通誘導員に係る従業員給与手当及び法定福利費については、その他の費用と区別して計上していること。

また、その従業員給与手当の金額が最低賃金法（昭和34年法律第137号）に定める最低賃金額(以下「最低賃金額」という。)以上であり、かつ、これらの者が過去３月以内に支払を受けた実績のある賃金の額に基づいているなど、合理的かつ現実的な見積もりであるとともに、法定福利費の金額が法定額以上となっていること。

キ　一般管理費等に、法定福利費、修繕維持費、事務用品費、通信交通費、動力用水光熱費、地代家賃、減価償却費、租税公課、保険料、契約保証費などを適切に計上していること。

ク　自社労務者に係る費用は直接工事費に、また、自社の現場管理職員（技術者等）及び自社の交通誘導員に係る費用は現場管理費にそれぞれ計上されており、一般管理費等には計上していないこと。

ケ　契約対象工事の施工に要する費用の額を下回る額で入札した場合において、その下回る額を不足額として当該工事の一般管理費等に計上していること。

(3) 下請予定業者等一覧表（様式４）

ア　下請予定業者、資材購入予定先及び機械リース会社が具体的に予定されていること。

また、自社保有の社員、資機材等を活用する場合についても、具体的に予定されていること。

イ　下請予定業者が押印した見積書の金額が積算内訳書に正しく反映されていること。

また、下請予定業者の見積書に係る各経費内訳（機械経費、労務費、材料費及びその他費用）ごとの金額が、過去１年以内に下請業者として施工した実績のある同様の工事における金額以上であることなど合理的かつ現実的なものであること。

(4) 配置予定技術者名簿（様式５）

配置予定の主任技術者又は管理技術者（同一の要件を満たす技術者を含む。）及び現場代理人について、次の点を確認すること。

ア　他の手持ち工事の状況との関係も考慮した上で契約対象工事に実際に配置で

きること。

イ　自社社員であり、かつ、契約対象工事の入札公告後に入社した者でないこと。

ウ　それぞれに必要な資格を有すること。

(5) 手持ち工事状況（様式６－１、様式６－２）

ア　記載された手持ち工事が実在するものであること。

イ　当該工事の資材保管場所が近距離にあること、当該工事と同種又は同類の工事と資機材を共通調達できること等により縮減できるものとする契約対象工事の工事費の各費目別の金額が、過去の実績に基づく額であるなど合理的かつ現実的なものであること。

(6) 契約対象工事箇所と入札者の事務所、倉庫等との関係（様式７）

ア　記載された事務所、倉庫等を所有し、又は賃借していること。

イ　当該事務所、倉庫、資材保管場所等が近距離に存在することにより縮減できるものとする営繕費、資機材の運搬費、通信交通費、事務用品費など契約対象工事の経費が、計数的に合理的な見積もりとなっていること。

(7) 手持ち資材の状況（様式８－１）

ア　記載された手持ち資材を保有していること、当該資材が工事の品質確保に必要な基準水準を満たすこと及び当該資材を契約対象工事で使用する予定であること。

イ　調達時の単価等の原価が適切に見積もられていること（手持ち資材の活用による資材費の低減が可能であること。）。また、繰り返しの使用を予定する備品等については、摩耗や償却を適切に見込んだ原価となっていること。

(8) 資材購入予定先一覧（様式８－２）

ア　他社から購入を予定している場合

(ｱ) 購入予定業者から納入を受ける予定の資材が工事の品質確保に必要な規格水準を満たすこと及びその単価が当該業者によって過去１年以内に販売された実績のある単価以上であるなど合理的かつ現実的なものであること（他社からの購入による資材費の低減が可能であること。）。

(ｲ) 購入予定業者と入札者の関係が記載のとおり存在すること。

イ　自社製品の活用を予定している場合

(ｱ) 自社において記載された資材を製造していること、当該資材が工事の品質確保に必要な規格水準を満たすこと及び当該資材を契約対象工事で使用する予定であること。

(ｲ) 記載された単価が、自社の製造部門が過去１年以内に第三者と取引した販売実績額又は製造原価以上であるなど合理的かつ現実的なものであること（自社製品の活用による資材費の低減が可能であること。）。

(9) 手持ち機械の状況（様式９－１）

ア　記載された手持ち機械を保有していること及び当該機械を契約対象工事で使用する予定であること。

イ　契約対象工事で使用可能な管理状態にあること。

ウ　手持ち機械の使用に伴う原価が減価償却や固定資産税等を含み、適切に見積もられていること（手持ち機械や減価償却終了の機械の活用による機械経費の低減が可能であること。)。

(10)機械リース元一覧（様式９－２）

ア　他社からリースを予定している場合

(ｱ) 機械リース予定会社からリースを受ける予定単価が、当該業者が過去１年以内にリースした実績のある単価以上であるなど合理的かつ現実的なものであること（機械リース予定会社からのリースによる機械経費の低減が可能であること。)。

(ｲ) 機械リース予定会社と入札者の関係が記載のとおり存在すること。

イ　自社の機械リース部門からリースを予定している場合

(ｱ) 自社の機械リース部門において記載された機械を保有していること及び当該機械が契約対象工事にリース可能であること。

(ｲ) 記載された単価が自社の機械リース部門が過去１年以内に第三者にリースした実績額又は原価以上の単価であるなど合理的かつ現実的なものであること。

(11)労務者の確保計画（様式10－１）

ア　自社労務者を充てる場合

(ｱ) 記載された者が自社社員であること。

(ｲ) 資格の保有が必要な職種に充てようとする者については、その者が必要な資格を有していること。

(ｳ) 労務単価が最低賃金法に定める最低賃金額（以下「最低賃金額」という。）以上であり、かつ、過去３か月以内に支払った実績のある賃金の額以上の金額を計上しているなど合理的かつ現実的な見積もりであること（自社社員の活用による労務費の低減が可能であること。)。

イ　下請予定業者による労務者の確保を予定する場合

(ｱ) 下請予定業者と入札者の関係が記載のとおり存在すること。

(ｲ) 労務単価が最低賃金法に定める最低賃金額以上であり、かつ、下請予定業者が過去１年以内に施工した実績のある同様の工事における労務単価以上であるなど合理的かつ現実的なものであること。

(12)工種別労務者配置計画（様式10－２）

労務者の確保計画と整合がとれており、適切な施工が可能な工種別の労務者配置計画となっていること。

(13)建設副産物の搬出地（様式11)

ア　記載された搬出計画が関係法令を遵守したものであり、かつ、仕様書等で要求している要件に適合していること。

イ　記載された受け入れ価格が、建設副産物の受入れ予定会社が過去１年以内に建設副産物を受け入れた実績のある単価以上の金額であるなど合理的かつ現実的なものであること。

(14)建設副産物の搬出及び資材等の搬入に関する運搬計画書（様式12）

ア　建設副産物及び資材等の運搬計画が関係法令を遵守したものであり、かつ、発注仕様書等で要求している要件に適合していること。

イ　記載された運搬予定者への支払予定額が、運搬予定者が過去１年以内に取り扱った実績のある単価以上の金額であるなど合理的かつ現実的なものであること。

(15)品質確保体制（品質管理のための人員体制）（様式13－１）

ア　「諸費用」の「見込額」に記載した金額を入札者（元請）が負担する場合において「計上した工種等」に記載された費目に、「見込額」に記載された金額が計上されていること。

イ　「諸費用」の「見込額」に記載された金額を下請予定業者が負担する場合において、「見込額」に記載された金額が、下請予定業者の過去１年以内の取引実績のある単価以上の金額であるなど合理的かつ現実的なものであること。

ウ　「諸費用」の「技術者単価」の欄に記載した金額が、最低賃金額以上であり、かつ、それを入札者（元請）が負担する場合にあっては、「氏名」の欄に記載した者が過去３月以内に支払を受けた実績のある賃金の額に基づいたものであり、下請予定業者が負担する場合にあっては、下請予定業者が過去１年以内に「実施事項」欄の内容と同様の品質管理体制を確保した実績のある技術者単価以上であるなど合理的かつ現実的なものであること。

エ　入札説明書、仕様書等で要求している要件に適合していること。

(16)品質確保体制（品質管理計画書）（様式13－２）

ア　「諸費用」の「見込額」に記載された金額を入札者（元請）が負担する場合において、「計上した工種等」に記載された費目に、「見込額」が記載された金額が計上されていること。

イ　「諸費用」の「見込額」に記載された金額を下請予定業者が負担する場合において、「見込額」に記載された金額が、下請予定業者の過去１年以内の取引実績のある単価以上の金額であるなど合理的かつ現実的なものであること。

ウ　入札説明書、仕様書等で要求している要件に適合していること。

(17)品質確保体制（出来形管理計画）（様式13－３）

ア　「諸費用」の「見込額」に記載された金額を入札者（元請）が負担する場合において、「計上した工種等」に記載された費目に、「見込額」に記載された金額が計上されていること。

イ　「諸費用」の「見込額」に記載された金額を下請予定業者が負担する場合において、「見込額」に記載された金額が、下請予定業者の過去１年以内の取引実績のある単価以上の金額であるなど合理的かつ現実的なものであること。

ウ　入札説明書、仕様書等で要求している要件に適合していること。

(18)安全衛生管理体制（安全教育等）（様式14－１）

ア　「諸費用」の「見込額」に記載された金額を入札者（元請）が負担する場合において、「計上した工種等」に記載された費目に、「見込額」に記載された金

額が計上されていること。

イ　「諸費用」の「見込額」に記載された金額を下請予定業者が負担する場合において、「見込額」に記載された金額が、下請予定業者の過去１年以内の取引実績のある単価以上の金額であるなど合理的かつ現実的なものであること。

ウ　入札説明書、仕様書等で要求している要件に適合していること。

(19)安全衛生管理体制（点検計画）（様式14－２）

ア　「諸費用」の「見込額」に記載された金額を入札者（元請）が負担する場合において、「計上した工種等」に記載された費目に、「見込額」に記載された金額が計上されていること。

イ　「諸費用」の「見込額」に記載された金額を下請予定業者が負担する場合において、「見込額」に記載された金額が、下請予定業者の過去１年以内の取引実績のある単価以上の金額であるなど合理的かつ現実的なものであること。

ウ　「諸費用」の「技術者単価」の欄に記載した金額が、最低賃金法に定める最低賃金額以上であり、かつ、それを入札者（元請）が負担する場合にあっては、「点検実施者」の欄に記載した者が過去３月以内に支払を受けた実績のある賃金の額に基づいたものであり、下請予定業者が負担する場合にあっては、下請予定業者が過去１年以内に「点検対象」、「対象区間」及び「時期・頻度」の各欄に記載の内容と同様の安全衛生管理体制を確保した際の実績のある技術者単価以上であるなど合理的かつ現実的なものであること。

エ　入札説明書、仕様書等で要求している要件に適合していること。

(20)安全衛生管理体制（仮設設置計画）（様式14－３）

ア　「諸費用」の「見込額」に記載された金額を入札者（元請）が負担する場合において、「計上した工種等」に記載された費目に、「見込額」に記載された金額が計上されていること。

イ　「諸費用」の「見込額」に記載された金額を下請予定業者が負担する場合において、「見込額」に記載された金額が、下請予定業者の過去１年以内の取引実績のある単価以上の金額であるなど合理的かつ現実的なものであること。

ウ　入札説明書、仕様書等で要求している要件に適合していること。

(21)安全衛生管理体制（交通誘導員設置計画）（様式14－４）

ア　自社社員を交通誘導員に充てる場合

(ｱ) 単価が最低賃金法に定める最低賃金額以上であること。

(ｲ) 単価の見積りが交通誘導員への支払給与の直近３か月の実績額以上でされていることなど合理的かつ現実的なものであること。

イ　派遣会社から交通誘導員の供給を受けることを予定する場合

(ｱ) 単価が最低賃金法に定める最低賃金額以上であること。

(ｲ) 単価の当該交通誘導員の派遣会社が過去１年以内に交通誘導員を派遣した実績のある単価以上であるなど合理的かつ現実的なものであること。

ウ　交通規制方法に応じて必要な人数の交通誘導員を配置する計画となっていること。

エ　入札説明書、仕様書等で要求している要件に適合していること。

(22)誓約書（様式15）

ア　入札者の申込みに係る価格が入札者の積算における工事の施工に要する費用の額を下回る場合に、その下回る額を自社の本社経費等から契約対象工事の一般管理費等に確実に計上することによって、入札者が落札契約後に下請予定業者や資機材納入業者等の見積金額を故なく減額するなど下請予定業者等にしわ寄せをし、手抜き工事を誘発することのないよう、その旨を代表取締役が誓約した書面を提出していること。

イ　入札者の申込みに係る価格が入札者の積算における工事の施工に要する費用の額を下回る場合に、その下回る額を自社で負担するための財源の確保方法が具体的に確認できること。

　特に、当該下回る額（当該年度において、契約対象工事以外の防衛省発注の建設工事に関し、低入札価格調査を経て、入札者の積算における施工に要する費用の額を下回る価格で受注した経歴を有する者にあっては、その下回る価格の合計額と契約対象工事に係る下回る額との合計）が前年度の営業利益金額を上回るときは、より確実な財源の確保方法が具体的に確認できること。

(23)施工体制台帳（様式16）

施工体制が適切であること。

(24)過去に施工した同種の公共工事名及び発注者（様式17）

過去５年間の施工工事で低入札価格調査の対象となったもの。

別表第１

工事成績相互利用登録機関及び工事成績評定相互利用対象工事

１　中央官庁営繕担当課長連絡調整会議構成員

工事成績相互利用登録機関		工事成績評定相互利用対象工事		
中央官庁	発注機関・部署等	工事種別	工事規模	時期
○○省	○○部○○課	○○工事	契約額○○円以上の工事	平成○年○月○日以降に契約した工事
○○省	○○部○○課、○○局	すべての工事	契約額○○円を超える工事	平成○年○月○日以降に完成した工事

２　全国営繕主管課長会議構成員

工事成績相互利用登録機関		工事成績評定相互利用対象工事		
都道府県政令市	発注機関・部署等	工事種別	工事規模	時期
○○県	○○県○○部○○課	すべての工事	契約額○○円以上の工事	平成○年○月○日以降に完成した工事

別表第２

１　未提出であると認められる場合	(1)	工事費内訳明細書が白紙である場合
	(2)	工事費内訳明細書に表紙がついていない場合
２　記載すべき事項が欠けている場合	―	数量、単価、金額等の記載が欠けている場合
３　記載すべき事項に誤りがある場合	(1)	発注案件名に誤りがある場合
	(2)	提出業者名に誤りがある場合
	(3)	工事費内訳明細書の合計金額が入札金額と大幅に異なる場合
４　その他	―	他の入札参加者の工事費内訳明細書と類似し、合理性がなく、極めて不自然な場合

別紙様式第１
（用紙Ａ４版）

平成　　年　　月　　日

紙入札方式参加承諾願

１　工事名

２　電子入札システムでの参加ができない理由

上記の案件は、電子入札対象案件ではありますが、今回は当社においては上記理由により電子入札システムを利用しての参加ができないため、紙入札方式での参加を承諾いただきますようお願いいたします。

住　　所
商号又は名称
役　　職
氏　　名　　印

（契約担当官等の官職氏名）　　殿

別紙様式第２
（用紙Ａ４版）

平成　　年　　月　　日

一 般 競 争 参 加 資 格 確 認 申 請 書

（契約担当官等の官職氏名）　殿

住　　所
商号又は名称
代表者氏名　　印

平成　　年　　月　　日付けで入札公告のありました○○（○）○○○工事に係る競争参加資格について確認されたく、下記の書類を添えて申請します。

なお、予算決算及び会計令（昭和22年勅令第165号）第70条の規定に該当する者でないこと及び添付書類の内容について事実と相違ないことを誓約します。

記

１　入札説明書８(4)アに定める同種工事の施工実績を記載した書面
２　入札説明書８(4)イに定める配置予定の監理技術者等の資格等を記載した書面
３　入札説明書８(4)ウに定める技術提案書
４　入札説明書８(4)エに定める工事全般の施工計画を記載した書面
５　入札説明書８(4)オに定める契約書の写し(契約書の写しの提出を求める場合のみ)

以　上

担当者
○○○会社○○支店　○○課　○○○○
TEL　○○○○―○○―○○○
FAX　○○○○―○○―○○○
登録番号（○―○○―○○○○○）

注：電子入札システムにより提出する場合、押印は必要ありません。

紙入札方式による場合は、返信用封筒として、表に申請者の住所・氏名を記載し、簡易書留料金分を加えた所定の料金（○○○円）の切手を貼付した長３号封筒を申請書と併せて提出して下さい。

別紙様式第３
（用紙Ａ４版）

同種工事の施工実績

工 事 名：

工事名称等	工　事　名	(同種工事の工事名を記入する。)
	発注機関名	
	工事場所	(都道府県名、市町村名を記入する。)
	契約金額	(百万円単位で記入する。)
	工　期	平成　年　月　日　～　平成　年　月　日
	受注形態等	単体／ＪＶ（出資比率）
工事概要等	構造形式	
	規模・寸法	
	使用機材・数量	
	施工条件	(市街地・軟弱地質等)
	その他	
CORINS登録の有無		□有（CORINS登録番号　　）□無

注：１　必ず同種工事が確認できる内容で記載する。

２　CORINS登録の有無について、いずれかの「□」に「■」を付す。「有」に「■」を付した場合は、CORINSの登録番号を記載し、写し（詳細含む。）を添付する。「無」に「■」を付した場合は契約書の写し及び当該工事実績を証明する資料を添付する。

３　記載する工事が、平成13年12月25日以降に完成した防衛省発注機関（旧防衛施設局及び旧防衛施設支局を含む。）の発注した工事である場合は、当該工事に係る施工成績評定通知書又は工事成績評定通知書の写しを添付する。

別紙様式第４
（用紙Ａ４版）

配置予定の監理技術者等

工 事 名：

項　　目		監理技術者又は主任技術者
氏　　名		
最　終　学　歴		（学校名、学科名及び卒業年次を記入する。）
法令による資格・免許		（施工管理技士、建築士等の名称及び取得年月日、監理技術者資格の取得年月日、登録番号及び登録会社並びに監理技術者講習の取得年月日及び修了証番号を記入する。）
工事経験の概要	工　事　名	
	発注者名	
	工事場所	（都道府県名、市町村名を記入する。）
	契約金額	（百万円単位で記入する。）
	工　期	平成　年　月　日　～　平成　年　月　日
	従事役職	（現場代理人、監理（主任）技術者等の名称）
	工事内容	
	CORINS登録の有無	□有（CORINS登録番号　　）　□無
申請時における他工事の従事状況等	工　事　名	
	発注者名	
	工　期	平成　年　月　日　～　平成　年　月　日
	従事役職	（現場代理人、監理（主任）技術者等の名称）
	本工事と重複する場合の対応措置	
	CORINS登録の有無	□有（CORINS登録番号　　）　□無

注：１　必ず同種工事が確認できる内容で記載する。

２　CORINS登録の有無について、いずれかの「□」に「■」を付す。「有」に「■」を付した場合は、CORINSの登録番号を記載し、写し（詳細含む。）を添付する。「無」に「■」を付した場合は契約書の写し及び当該工事実績を証明する資料を添付する。

３　記載する工事が、平成13年12月25日以降に完成した防衛省発注機関（旧防衛施設局及び旧防衛施設支局を含む。）の発注した工事の場合は、当該工事に係る施工成績評定通知書又は工事成績評定通知書の写しを添付する。

別紙様式第５
（用紙Ａ４版）

技術提案回答表

（工事名：　　）

商号又は名称：

○○○○○○○○○工事の技術提案については、以下のとおりとします。
技術提案が適正と認められた内容については、本技術提案書に基づいて施工します。

１　「○○○○○○○○　○○○○に関する技術提案」	技術提案又は標準案
２　「○○○○○○○○　○○○○に関する技術提案」	技術提案又は標準案

注：１　技術提案と記載した場合、別紙様式第６の評価項目について記述した技術提案書を提出する。
　　２　標準案を選択した場合、標準案により入札に参加するものとする。
　　※標準案とは、当局の想定する施工方法で、共通仕様書、特記仕様書及び関係法令を遵守し、一般的な施工機械（当省において使用している積算基準類に基づくものを想定）により施工及び監理する方法を用いて作業を行うものである。

別紙様式第６
（用紙Ａ４版）

技術提案書

（工事名：　　）

商号又は名称：

○○○○○○○○○○○工事の施工計画については、以下のとおりとします。
本施工計画が適正と認められた場合には、本計画に基づいて詳細施工計画を立案し、施工を行います。
なお、技術提案が不採用の場合は、標準案により施工します。

評価項目：「○○○○○○○○○○○○○○○○○○○○○○○」に関する技術提案

１　技術提案の概要
（標準案との相違点を簡潔に記述する。）

２　提案における施工方法、施工管理方法
（工事箇所の現状及び特性を踏まえ、本工事に有効であると考えられる具体的な施工方法、施工管理方法を列挙し、提案する内容ごとに効果が分かり易すいように、具体的に、簡潔に記述すること。さらに、創意工夫点や留意点等があれば記述する。）

３　提案施工方法に関する安全管理計画

４　提案に対する確実性、展開性の所見
（提案を確実にするための手法及び今後の類似工事への適用性、技術的波及効果の可能性について、過去の実績や経験等を基に記述する。）

５　提案の利用条件等
（工業所有権等の排他的権利に係る事項、提案内容の公表に係る所見等があれば記述する。）

注：１　資料の枚数は、添付図表を含めＡ４版換算で１評価項目につき３枚以内とする。
２　必要に応じて構造図、説明図書等を添付する（Ａ４版換算で１枚以内とする。）。
３　技術提案が複数設定された場合は、技術提案ごとに本技術提案書を作成する。
４　上記項目の技術提案が不採用の場合は、標準案で入札に参加するものとする。

別紙様式第７
（用紙Ａ４版）

工事全般の施工計画書

（工事名：　　）

商号又は名称：

○○○○○○○工事の施工計画については、以下のとおりとします。
本施工計画が適正と認められた場合は、本施工計画に基づいて詳細施工計画を立案し施工を行います。

評 価 項 目：施工上配慮すべき事項等の具体的な施工計画
評価の着目点：
１　現場環境等の条件把握（地形、地質、気象条件、周辺施設等の現場条件）
２　施工計画上（品質・工程・安全管理等）の課題設定及び対策
３　施工計画の具体性
４　現場等における創意工夫
５　実現性の担保（過去の実績等による裏付け）

注：１　資料の枚数は図面を含め、Ａ４版２枚以内とする。
２　必要に応じて説明図表等を添付する。
３　工事全般の施工計画書については、必ず提出する。

別紙様式第８

平成　　年　　月　　日

見積に関するヒアリング日時希望通知書

（契約担当官等の官職氏名）　　殿

住　　所
商号又は名称
代 表 者 氏 名　　印

見積に関するヒアリングについては、以下のとおり希望日時等を通知します。

工事名	
ヒアリング出席予定者	①配置予定技術者　　氏名 ②役職　　氏名 ③役職　　氏名
ヒアリング希望日	希望日　平成　　年　　月　　日（　）
ヒアリング希望時間	希望時間　○○時から○○時まで

注１：　ヒアリング会場には、競争参加資格確認申請者の責任者（支店長・営業所長等）・配置予定技術者等を含め３名程度でお願いします。
注２：　ヒアリングの実施日時については後日通知しますが、日時は希望どおりにならない場合がありますので、あらかじめご了承願います。

付紙

評　　価　　基　　準

工事名：＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿

（※：本評価基準は、ＷＴＯ標準型により、評価項目は必須項目のみとした場合の作成例である。）

工事名：

１から２の評価点の最高点の合計は○○点とする。

１　企業による技術提案
　下表の評価項目についてそれぞれ評価を行い、各々評価点を算出する。評価項目の最高点は○○点とし、１課題に対する技術提案数は最大５つまでとする。
　なお、技術提案数が５つを超えた場合は当該技術提案に係る配点は０点とする。

評価項目		評価基準	評価点
企業による技術提案	○○○○○ (企業に求める提案内容を記載する。)	【優】が１以上又は【有】が５	15
		【有】が４	12
		【有】が３	9
		【有】が２	6
		【有】が１	3
		【有】が０又は技術提案数が５を超えている	0
	○○○○○ (企業に求める提案内容を記載する。)	【優】が１以上又は【有】が５	15
		【有】が４	12
		【有】が３	9
		【有】が２	6
		【有】が１	3
		【有】が０又は技術提案数が５を超えている	0

２　工事全般の施工計画について
　下表における評価項目について評価する。
　なお、最高点を10点とする。

評価項目		評価基準	評価点
企業による技術提案	施工上配慮すべき事項	現場環境等の条件把握	2
		施工計画上の課題設定及び対策	2
		施工計画の具体性	2
		現場等における創意工夫	2
		実現性の担保	2
		適正でない	欠格

入 札 公 告（建設工事）

次のとおり一般競争入札に付します。

平成○年○月○日

○○○○

○○○○　○○　○○【発注者名を記載する。】

◎調達機関番号　○○○　◎所在地番号　○○

○第Ｎ号

１　工事概要

(1) 品目分類番号　41

(2) 工事名　○○（○）○○○工事

(3) 工事場所　○○県○○市○○町○－○

(4) 工事内容　本工事は、以下の工事を行うものである。

用途　○○、構造　鉄筋コンクリート造○階建て、規模　建物延べ面積約○○○○㎡

(5) 工期　平成○年○月○日まで

(6) 使用する主要な資機材　コンクリート○○㎥、鉄骨○○ｔ、鉄筋○○ｔ、板ガラス○○㎡

(7) 本工事は、入札時に「企業による技術提案」を受け付け、価格と価格以外の要素を総合的に評価して落札者を決定する総合評価落札方式のうち、品質確保のための施工体制及びその他の施工体制の確保状況を確認し、施工内容を確実に実現できるかどうかについて審査し、評価を行う施工体制確認型総合評価落札方式の試行対象工事である。

【見積活用方式の場合は次の２項目を追加する。】

(8) 本工事は、発注者が競争参加希望者に見積の提出を求め、ヒアリングを通じて見積の妥当性を確認し、妥当性が確認できた見積を積算価格に反映させるものである。見積の提出期限までに○○工事、○○工事に対する直接工事費（当該工事に必要な仮設費を含む。）【共通仮設費又は現場管理費の積み上げ分の場合は、「共通仮設費（又は現場管理費）への積み上げ分である○○」を記載する。】について記載した見積（以下「見積」という。）を提出するものとする（詳細は入札説明書による。）。

(9) 本工事では、見積の提出後、競争参加希望者の責任者、配置予定の技術者等からヒアリングを行い、見積の妥当性を確認するものとする。

【電子入札対象の場合は次の項目を追加する。】

(8) 本工事は、資料提出及び入札等を電子入札システムにより行う工事である。ただし、電子入札システムにより難いものは、発注者の承諾を得て紙入札方式に代えるものとする。

なお、紙入札方式の承諾に関しては○○防衛局総務部契約課に紙入札方式参加承諾願を提出するものとする。

(9) 本工事は、工事費内訳明細書の提出を義務付ける工事である。

２　競争参加資格

次に掲げる条件をすべて満たしている単体有資格業者等（以下「単体」という。）又は、次に掲げる条件をすべて満たしている者により構成される特定建設工事共同企業体であって、「競争参加者の資格に関する公示」（平成○年○月○日付○○○○【当該防衛省発注機関の長を記載する。】）に示す手続きに従い、○○（○）○○○○工事に係る特定建設工事共同企業体として資格審査結果の通知を受けた者であること。

(1) 予算決算及び会計令（昭和22年勅令第165号。以下「予決令」という。）第70条及び第71条の規定に該当しない者であること。

(2) 防衛省における平成○・○年度一般競争（指名競争）参加資格（以下「防衛省競争参加資格」という。）のうち、「○○工事」で級別の格付を受け、○○防衛局【当該契約担当官等の所在地を管轄する地方防衛局等を記載する。】に競争参加を希望していること（会社更生法（平成14年法律第154号）に基づき更生手続開始の申立てがなされている者又は民事再生法（平成11年法律第225号）に基づき再生手続開始の申立てがなされている者については、手続開始の決定後、再度級別の格付を受けていること。）。

(3) 会社更生法に基づく更生手続開始の申立てがなされている者又は民事再生法に基づき再生手続開始の申立てがなされている者（(2)の再度級別の格付を受けた者を除く。）でないこと。

(4) 防衛省競争参加資格の「○○工事」に係る経営事項評価数値（資格審査結果通知書の記３の経営事項評価数値欄の点数）が○○点以上であること。

【代表者以外の構成員に求める点数を引き下げる場合、(4)は次のとおりとする。】

(4) 防衛省競争参加資格の「○○工事」に係る経営事項評価数値（資格審査結果通知書の記３の経営事項評価数値欄の点数）が○○点以上であること。ただし、特定建設工事共同企業体の代表者以外の構成員は、○○点以上であること。

(5) 平成○年度以降入札公告日まで【当該年度及び前年度から過去15年間を記載する。】に、元請けとして完成・引渡しが完了した工事のうち、（用途が○○で、）鉄筋コンクリート造○階建て以上、建物延べ面積○○㎡以上（１棟当たり）の工事を施工した実績を有すること（建設共同企業体の構成員としての実績は、出資比率が20％以上のものに限る。）。

なお、当該実績が平成13年12月25日以降に完成した防衛省発注機関（契約担当官等が属する防衛省本省の内部部局、防衛大学校、防衛医科大学校、防衛研究所、統合幕僚監部、陸上幕僚監部、海上幕僚監部、航空幕僚監部、情報本部、防衛監察本部、地方防衛局並びに統合幕僚長及び陸上幕僚長、海上幕僚長又は航空幕僚長の監督を受ける陸上自衛隊、海上自衛隊及び航空自衛隊の部隊及び機関並びに防衛装備庁をいう。以下同じ。）（旧防衛施設局及び旧防衛施設支局を含む。）の発

注した工事に係るものにあっては、施工成績評定通知書又は工事成績評定通知書の評定点合計（以下「評定点合計」という。）が65点未満のものを除くこと。また、実績が工事成績相互利用登録機関が発注した工事で工事成績評定相互利用対象工事に該当するものである場合は、工事成績の評定点が65点未満のものを除くこと。

【代表者以外の構成員に求める条件を緩和する場合、(5)は次のとおりとする。】

(5) 平成○年度以降入札公告日まで【当該年度及び前年度から過去15年間を記載する。】に、元請けとして完成・引渡しが完了した工事のうち、（用途が○○で、）鉄筋コンクリート造○階建て以上、建物延べ面積○○㎡以上（１棟当たり）の工事を施工した実績を有すること（建設共同企業体の構成員としての実績は、出資比率が20％以上のものに限る。）。ただし、特定建設工事共同企業体の代表者以外の構成員は、平成○年度以降に、（用途が○○で、）鉄筋コンクリート造○階建て以上、建物延べ面積○○㎡以上の工事を施工した実績を有すること（建設共同企業体の構成員としての実績は、出資比率が20％以上のものに限る。）。

なお、当該実績が平成13年12月25日以降に完成した防衛省発注機関（契約担当官等が属する防衛省本省の内部部局、防衛大学校、防衛医科大学校、防衛研究所、統合幕僚監部、陸上幕僚監部、海上幕僚監部、航空幕僚監部、情報本部、防衛監察本部、地方防衛局並びに統合幕僚長及び陸上幕僚長、海上幕僚長又は航空幕僚長の監督を受ける陸上自衛隊、海上自衛隊及び航空自衛隊の部隊及び機関並びに防衛装備庁をいう。以下同じ。）（旧防衛施設局及び旧防衛施設支局を含む。）の発注した工事に係るものにあっては、施工成績評定通知書又は工事成績評定通知書の評定点合計（以下「評定点合計」という。）が65点未満のものを除くこと。また、実績が工事成績相互利用登録機関が発注した工事で工事成績評定相互利用対象工事に該当するものである場合は、工事成績の評定点が65点未満のものを除くこと。

(6) 工事全般の施工計画が適正であること。

(7) 単体又は特定建設工事共同企業体の代表者及び構成員は、次の基準を全て満たす監理技術者又は主任技術者（以下「監理技術者等」という。）を当該工事に専任で配置できること。

ア　一級建築士又はこれと同等以上の資格を有する者である。【建築工事の場合】

イ　平成○年度以降入札公告日まで【当該年度及び前年度から過去15年間を記載する。】に、(5)に掲げる工事の経験を有する者である（原則、着工から完成まで従事している。）。

なお、当該経験が平成13年12月25日以降に完成した防衛省発注機関（旧防衛施設局及び旧防衛施設支局を含む。）の発注した工事に係るものにあっては、評定点合計が65点未満のものを除く。また、経験が工事成績相互利用登録機関が発注した工事で工事成績評定相互利用対象工事に該当するものである場合は、工事成績の評定点が65点未満のものを除く。

ウ　監理技術者にあっては、監理技術者資格者証及び監理技術者講習修了証を有す

る者である。

(8) 一般競争参加資格確認申請書（以下「申請書」という。）及び競争参加資格確認資料（以下「技術資料」という。）の提出期限の日から開札の時点までの期間に、○○防衛局長【契約担当官等の所在地を管轄する地方防衛局等の長を記載する。】から工事請負契約等に係る指名停止等の措置要領について（防整施（事）第150号。28．3．31）に基づく指名停止を受けていないこと。

(9) 上記１に示した工事に係る設計業務等の受注者（受注者が共同体である場合においては、当該共同体の各構成員をいう。以下同じ。）又は当該受注者と資本若しくは人事面において関連がある建設業者でないこと。

(10) 入札に参加を希望する者との間に資本関係又は人的関係がないこと。

(11)都道府県警察から暴力団関係業者として防衛省が発注する工事等から排除するよう要請があり、当該状態が継続している有資格者でないこと。

３　総合評価に関する事項

(1) 評価項目

本工事の評価項目は、次のアからウまでとし、詳細は入札説明書による。

ア　企業による技術提案

・「○○○○○」

・「○○○○○」

【提案内容のみ記載し、着目点等は入札説明書に記載する。】

イ　工事全般の施工計画(当該工事における施工上配慮すべき事項等の技術的所見)

ウ　施工体制

(2) 総合評価の方法

ア　標準点　要求要件を満たしている者に標準点として100点を付与する。

イ　加算点　算出方法は、予決令第79条の規定に基づいて作成された予定価格（以下「予定価格」という。）の制限の範囲内の入札参加者のうち、技術資料の内容に応じ、(1)ア及びイの評価項目ごとに評価を行った結果、得られた「評価点数の合計値」を加算点として付与する。

なお、加算点の最高点数は○○点とする。

ウ　施工体制評価点　「施工体制評価点」は(1)ウの評価項目について最高30点の評価点を付与する。ただし、事前調査により、施工体制が十分に確保されない場合、契約の内容に適合した履行がされないおそれがある場合又は品質確保のための施工体制及びその他の施工体制が著しく確保されないおそれがある場合、減点を行う。また、施工体制評価点の低いものに対しては、企業による技術提案に係る評価点数に相当する加算点を減ずる場合がある。

エ　価格と価格以外の要素がもたらす総合評価は、入札参加者の「標準点」と「加算点」及び「施工体制評価点」の合計を、当該入札者の入札価格で除して得た数値（以下「評価値」という。）をもって行う。

オ　(1)アの評価項目（企業による技術提案）を行わない者にあっては、(1)イの評価項目の評価内容に応じた加算点を算出し付与する。

(3) 配置予定の監理技術者等のヒアリングを行う。【配置予定の監理技術者等のヒア

リングを行う場合のみ記載する。】

(4) 施工体制の確認のため、ヒアリングを行う。

(5) 落札者の決定方法

ア　入札参加者は、価格及び(1)アからウまでをもって入札に参加し、次の各要件に該当する者のうち、評価値の最も高い者を落札者とする。

(ｱ) 入札価格が予定価格の制限の範囲内である。

(ｲ) 評価値が、標準点を予定価格で除した数値（以下「基準評価値」という。）を下回らない。

ただし、落札者となるべき者の入札価格によっては、その者により当該契約の内容に適合した履行がされないおそれがあると認められるとき又はその者と契約を締結することが公正な取引の秩序を乱すこととなるおそれがあって著しく不適当であると認められるときは、予定価格の制限の範囲内で、発注者の定める最低限の要求要件を全て満たして入札した他の者のうち、評価値が最も高い者を落札者とすることがある。

なお、評価値が基準評価値を上回っていても、減点評価により技術評価点が標準点（100点）を下回る場合は、落札者の対象外とする。

イ　上記の場合において、評価値の最も高い者が二者以上あるときは、くじへ移行する。くじの実施方法等については、発注者から指示をする。

(6) その他　受注者の責により入札時の(1)の評価内容が実施されていないと判断された場合は、ペナルティとして、工事成績評定を減ずることとし、１工事最大○○点減ずる。

４　入札手続等

【電子入札の場合は以下のとおりとし、紙入札の場合は、適宜、必要事項を記載する。】

(1) 担当部局

〒○○○－○○○○　○○県○○市○○町○－○－○
○○○○【当該発注機関、部署名を記載する。】
TEL　○○－○○○○－○○○○（内線○○○○）
FAX　○○－○○○○－○○○○

(2) 入札説明書の交付期間等

ア　交付期間　平成○年○月○日から平成○年○月○日まで（行政機関の休日に関する法律（昭和63年法律第91号）第１条第１項に規定する行政機関の休日（以下「行政機関の休日」という。）を除く。）の毎日、午前８時から午後10時（金曜日は午後６時）まで。

イ　交付場所　防衛施設建設工事電子入札システムセンター
http://www.mod-eboc.go.jp

ウ　交付方法　全て、電子データで交付を行う。

文書類　：PDF　（○○形式）
図面類　：PDF　（○○形式）
数量表等：Excel　（○○形式）
申請書類：Word　（○○形式）又は一太郎（○○形式）

なお、標記以外の形式による提供は一切行わない。

エ　使用条件　ダウンロードした資料の取扱いに関する利用規則に同意すること。

オ　その他　通信環境の不具合等のため、希望する者は電子情報の提供を依頼することができる。

この場合、(1)へ「図面データの取扱いに関する同意事項」（記入・押印済みのもの)、データを保存するために必要な、ＣＤ－Ｒ（未使用に限る。）○枚及び着払いのラベル（宅配業者の場合）又は切手（日本郵便の場合）を貼付した返信用の封筒を同封し、送付する。

なお、配送によるもの以外の対応は行わない。また、この対応により被った不利益や損害については、一切補償しない。

※「図面データの取扱いに関する同意事項」の書式については、防衛省・自衛隊のホームページより入手可能である。

(http://www.mod.go.jp/○/○/○/○/○.pdf)

(3) 申請書及び技術資料の提出期限等

ア　提出期限　平成○年○月○日午後○時○分

イ　提出方法　電子入札システムにより提出する。ただし、申請書及び技術資料が３MBを超える場合の提出方法等については、入札説明書による。紙入札方式による場合は、(1)に持参又は郵送（書留郵便に限る。）若しくは託送（書留郵便と同等のものに限る。）（以下「郵送等」という。）する。

【見積活用方式の場合は次の項目を追加する。】

(4) 見積の提出期限等

ア　提出期限　(3)アに同じ。

イ　提出方法　(1)に持参又は郵送等により提出する。

(4) 入札書の受領期限等

ア　受領期限　平成○年○月○日午後○時○分

イ　提出方法　電子入札システムにより提出する。ただし、紙入札方式による場合は、(1)に持参又は郵送等により提出する。

(5) 開札の日時及び場所

ア　日時　平成○年○月○日午前○時○分

イ　場所　○○○○室

５　その他

(1) 手続において使用する言語及び通貨　日本語及び日本国通貨に限る。

(2) 入札保証金　納付（保証金の取扱店　○○銀行○○支店)。ただし、利付国債の提供（取扱官庁　○○○○）又は銀行等の保証（取扱官庁　○○○○）をもって入札保証金の納付に代えることができる。また、入札保証保険契約の締結を行った場合は、入札保証金を免除する。

(3) 入札保証金の納付等に係る書類の提出期間、提出場所及び提出方法

ア　提出期間　平成○年○月○日から平成○年○月○日まで（利付国債の提供の場

合は平成○年○月○日）の行政機関の休日を除く毎日、午前○時から午後○時まで。

イ　提出場所　〒○○○－○○○○　○○県○○市○○町○－○－○
○○○○【当該発注機関、部署名を記載する。】
TEL○○○○－○○－○○○○

ウ　提出方法　書類の提出は、持参又は郵送等することにより行うものとする。

(4) 契約保証金　免除。ただし、落札者は、公共工事履行保証証券による保証（瑕疵担保特約（２年間）を付したものに限る。）を付するものとする。この場合の保証金額は、請負代金の10分の３以上とする。

【契約保証金を納付させる場合、(4)は次のとおりとする。】

(4) 契約保証金　納付（保管金の取扱店　○○銀行○○支店)。ただし、利付国債の提供（取扱官庁　○○○○）又は金融機関若しくは保証事業会社の保証（取扱官庁　○○○○）をもって契約保証金の納付に代えることができる。また、公共工事履行保証証券による保証を付し、又は履行保証保険契約の締結を行った場合は、契約保証金を免除する。

【見積活用方式の場合は次の項目を追加する。】

(5) 見積の提出期限までに見積が提出されない場合は、入札心得書第８条第１項第３号の規定に該当するものとし、その者のした入札を無効とする。

(5) 入札の無効　次に掲げる入札は無効とする。

ア　本公告に示した競争参加資格のない者のした入札

イ　申請書又は技術資料に虚偽の記載をした者の入札

ウ　入札に関する条件に違反した入札

【見積活用方式の場合は次の項目を追加する。】

(7) 提出された見積の金額と入札時に提出された工事費内訳明細書の金額との間に著しい乖離が認められ、開札後に再度ヒアリングを実施し、その妥当性が確認できない場合は、入札心得書第８条第１項第３号の規定に該当するものとして、その者の行った入札を無効とすることがある

(6) 配置予定の監理技術者等の確認　落札者決定後、発注者支援データベース・システム等により配置予定の監理技術者等の専任制違反の事実が確認された場合、契約を結ばないことがある。

なお、種々の状況からやむを得ないものとして承認された場合の外は、配置予定の監理技術者等の変更を認めない。

(7) 落札者となるべき者の入札価格が予決令第85条の規定に基づいて作成された基準（以下「調査基準価格」という。）を下回っている場合は、予決令第86条の調査（以下「低入札価格調査」という。）を行うので、協力しなければならない。

(8) 専任の監理技術者の配置が義務付けられている工事において、調査基準価格を下回った価格をもって契約する場合においては、監理技術者とは別に同等の要件を満たす技術者の配置を求めることがある。
(9) 入札後、契約を締結するまでの間に、都道府県警察から暴力団関係者として防衛省が発注する工事等から排除するよう要請があり、当該状態が継続している有資格者とは契約を行わない。
(10)低入札価格調査を受けた者との契約については、前払金の割合を請負代金額の10分の２以内とする。【前払金の設定が予定されている場合のみ記載する。】
(11)手続における交渉の有無　無
(12)契約書作成の要否　要
(13)技術提案の可否及び評価の有無については、競争参加資格の確認の通知に併せて通知する。
(14)本工事に係る申請書及び技術資料の提出に当たって、技術提案により施工しようとする場合は、その内容を示した技術提案書を提出する。ただし、技術提案が適正と認められなかった場合においては標準案により入札に参加ができる。また、標準案に基づいて施工しようとする場合は、標準案によって入札に参加する旨を記載した書面を提出する。
(15)技術提案書作成説明会を行う。【技術提案書作成説明会を実施する場合のみ記載する。】
(16)現場説明会を行う。【現場説明会を実施する場合のみ記載する。】
(17)関連情報を入手するための照会窓口　上記４(1)に同じ。
(18)競争参加資格の級別の格付を受けていない者の参加　上記２(2)に掲げる競争参加資格の級別の格付を受けていない者も、特定建設工事共同企業体の構成員となり又は単体として上記４(3)により申請書及び技術資料を提出することができるが、競争に参加するためには、開札の時点において、当該資格の格付を受け、かつ、特定建設工事共同企業体又は単体として競争参加資格の確認を受けていなければならない。
(19)詳細は、入札説明書による。

６　Summary

(1) Official in charge of disbursement of the procuring entity：
(2) Classification of the services to be procured：41
(3) Subject matter of the contract：
(4) Time-limit for the submission of application forms and relevant documents for the qualification by electronic bidding system：
(5) Time-limit for the submission of tenders by electronic bidding system：
(6) Contact point for tender documentation：

入　札　説　明　書

○○○○【発注機関名を記載する。】の○○（○）○○○工事に係る入札公告（建設工事）に基づく入札等については、関係法令に定めるもののほか、この入札説明書によるものとする。

１　入札公告日　平成○年○月○日
２　契約担当官等
　○○○○　○○○○　○○　○○【発注者名を記載する。】
　〒○○○－○○○○　○○県○○市○○町○－○
３　工事概要
(1) 工事名　○○（○）○○○工事
(2) 工事場所　○○県○○市○○町○－○－○
(3) 工事内容及び工事範囲　別冊図面及び仕様書のとおり。
(4) 工期　平成○年○月○日まで
(5) 使用する主要な資機材　コンクリート○○㎥、鉄骨○○ｔ、鉄筋○○ｔ、板ガラス○○㎡
(6) 本工事は、入札時に「企業による技術提案」を受け付け、価格と価格以外の要素を総合的に評価して落札者を決定する総合評価落札方式のうち、品質確保のための施工体制及びその他の施工体制の確保状況を確認し、施工内容を確実に実現できるかどうかについて審査し、評価を行う施工体制確認型総合評価落札方式の試行対象工事である。

【見積活用方式の場合は次の２項目を追加する。】
(7) 本工事は、発注者が競争参加希望者に見積の提出を求め、ヒアリングを通じて見積の妥当性を確認し、妥当性が確認できた見積を積算価格に反映させるものである。見積の提出期限までに○○工事、○○工事に対する直接工事費（当該工事に必要な仮設費を含む。）【共通仮設費又は現場管理費の積み上げ分の場合は、「共通仮設費（又は現場管理費）への積み上げ分である○○」を記載する。】について記載した見積（以下「見積」という。）を提出するものとする。
(8) 本工事では、見積の提出後、競争参加希望者の責任者、配置予定の技術者等からヒアリングを行い、見積の妥当性を確認するものとする。

(7) その他

【電子入札対象の場合は次のア及びイを追加する。】
ア　本工事は、資料提出及び入札等を電子入札システムにより行う工事である。ただし、電子入札システムにより難いものは、発注者の承諾を得て紙入札方式に代えるものとする。

なお、紙入札方式の承諾に関しては、「紙入札方式参加承諾願（別紙様式第１）」を提出する。

(ｱ) 受付窓口　〒○○○－○○○○　○○県○○市○○町○－○
○○防衛局総務部契約課

(ｲ) 受付時間　午前○時から午後○時まで。ただし、正午から午後１時までの間を除く。

イ　電子入札システムで使用できるICカードは、代表者又は当該入札案件に関する入札・見積権限及び契約締結権限について委任を受けた者（以下「代理人」という。）のICカードのみとし、代理人による場合は委任状を提出する。詳細は入札心得書による。

ウ　本工事は、工事費内訳明細書の提出を義務付ける工事である。

４　競争参加資格

次に掲げる条件をすべて満たしている単体有資格業者等（以下「単体」という。）又は、次に掲げる条件をすべて満たしている者により構成される特定建設工事共同企業体であって、「競争参加者の資格に関する公示」（平成○年○月○日付○○○○【当該防衛省発注機関の長を記載する。】）に示す手続きに従い、○○（○）○○○○工事に係る特定建設工事共同企業体として資格審査結果の通知を受けた者であること。

(1) 予算決算及び会計令（昭和22年勅令第165号。以下「予決令」という。）第70条及び第71条の規定に該当しない者であること。

(2) 防衛省における平成○・○年度一般競争（指名競争）参加資格（以下「防衛省競争参加資格」という。）のうち、「○○工事」で級別の格付を受け、○○防衛局【当該契約担当官等の所在地を管轄する地方防衛局等を記載する。】に競争参加を希望していること（会社更生法（平成14年法律第154号）に基づき更生手続開始の申立てがなされている者又は民事再生法（平成11年法律第225号）に基づき再生手続開始の申立てがなされている者については、手続開始の決定後、再度級別の格付を受けていること。）。

(3) 会社更生法に基づく更生手続開始の申立てがなされている者又は民事再生法に基づき再生手続開始の申立てがなされている者（(2)の再度級別の格付を受けた者を除く。）でないこと。

(4) 防衛省競争参加資格の「○○工事」に係る経営事項評価数値（資格審査結果通知書の記３の経営事項評価数値欄の点数）が○○点以上であること。

【代表者以外の構成員に求める点数を引き下げる場合、(4)は次のとおりとする。】

(4) 防衛省競争参加資格の「○○工事」に係る経営事項評価数値（資格審査結果通知書の記３の経営事項評価数値欄の点数）が○○点以上であること。ただし、特定建設工事共同企業体の代表者以外の構成員は、○○点以上であること。

(5) 平成○年度以降入札公告日まで【当該年度及び前年度から過去15年間を記載する。】に、元請けとして完成・引渡しが完了した工事のうち、（用途が○○で、）鉄

筋コンクリート造○階建て以上、建物延べ面積○○㎡以上（１棟当たり）の工事を施工した実績を有すること（建設共同企業体の構成員としての実績は、出資比率が20％以上のものに限る。）。

なお、当該実績が平成13年12月25日以降に完成した防衛省発注機関（契約担当官等が属する防衛省本省の内部部局、防衛大学校、防衛医科大学校、防衛研究所、統合幕僚監部、陸上幕僚監部、海上幕僚監部、航空幕僚監部、情報本部、防衛監察本部、地方防衛局並びに統合幕僚長及び陸上幕僚長、海上幕僚長又は航空幕僚長の監督を受ける陸上自衛隊、海上自衛隊及び航空自衛隊の部隊及び機関並びに防衛装備庁をいう。以下同じ。）（旧防衛施設局及び旧防衛施設支局を含む。）の発注した工事に係るものにあっては、防衛施設庁において実施する建設工事の請負業者の施工成績評定要領について（施本建第220号（CCP）。13．12．19）に基づく施工成績評定通知書（以下「施工成績評定通知書」という。）並びに工事成績評定要領について（施本建第134号（CCP）。19．７．30）、工事成績評定要領について（経施第4404号。21．３．31）、工事成績評定要領について（防整技第15542号。27．10．1）又は工事成績評定要領について（防整技第7160号。28．３．31）に基づく工事成績評定通知書（以下「工事成績評定通知書」という。）の評定点合計（以下「評定点合計」という。）が65点未満のものを除くこと。また、実績が工事成績相互利用登録機関が発注した工事で工事成績評定相互利用対象工事に該当するものである場合は、工事成績の評定点が65点未満のものを除くこと。

工事成績相互利用登録機関及び工事成績評定相互利用対象工事は別表第１のとおりである。

【代表者以外の構成員に求める条件を緩和する場合、(5)は次のとおりとする。】

(5) 平成○年度以降入札公告日まで【当該年度及び前年度から過去15年間を記載する。】に、元請けとして完成・引渡しが完了した工事のうち、（用途が○○で、）鉄筋コンクリート造○階建て以上、建物延べ面積○○㎡以上（１棟当たり）の工事を施工した実績を有すること（建設共同企業体の構成員としての実績は、出資比率が20％以上のものに限る。）。ただし、特定建設工事共同企業体の代表者以外の構成員は、平成○年度以降に、（用途が○○で、）鉄筋コンクリート造○階建て以上、建物延べ面積○○㎡以上の工事を施工した実績を有すること（建設共同企業体の構成員としての実績は、出資比率が20％以上のものに限る。）。

なお、当該実績が平成13年12月25日以降に完成した防衛省発注機関（契約担当官等が属する防衛省本省の内部部局、防衛大学校、防衛医科大学校、防衛研究所、統合幕僚監部、陸上幕僚監部、海上幕僚監部、航空幕僚監部、情報本部、防衛監察本部、地方防衛局並びに統合幕僚長及び陸上幕僚長、海上幕僚長又は航空幕僚長の監督を受ける陸上自衛隊、海上自衛隊及び航空自衛隊の部隊及び機関並びに防衛装備庁をいう。以下同じ。）（旧防衛施設局及び旧防衛施設支局を含む。）の発注した工事に係るものにあっては、施工成績評定通知書又は工事成績評定通知書の評定点合計が65点未満のものを除くこと。また、実績が工事成績相互利用登録機関

が発注した工事で工事成績評定相互利用対象工事に該当するものである場合は、工事成績の評定点が65点未満のものを除くこと。

(6) 工事全般の施工計画が適正であること。

(7) 単体又は特定建設工事共同企業体の代表者及び構成員は、次の基準を全て満たす監理技術者又は主任技術者（以下「監理技術者等」という。）を当該工事に専任で配置できること。

ア　一級建築士又はこれと同等以上の資格を有する者である。

なお、「これと同等以上の資格を有する者」とは次のものをいう。

・一級建築施工管理技士の資格を有する者

・これらと同等以上の資格を有する者と国土交通大臣が認定した者

【建築工事の場合】

イ　平成○年度以降入札公告日まで【当該年度及び前年度から過去15年間を記載する。】に、(5)に掲げる工事の経験を有する者である（原則、着工から完成まで従事している。）。

なお、当該経験が平成13年12月25日以降に完成した防衛省発注機関（旧防衛施設局及び旧防衛施設支局を含む。）の発注した工事に係るものにあっては、評定点合計が65点未満のものを除く。また、経験が工事成績相互利用登録機関が発注した工事で工事成績評定相互利用対象工事に該当するものである場合は、工事成績の評定点が65点未満のものを除く。

ウ　監理技術者にあっては、監理技術者資格者証及び監理技術者講習修了証を有する者である。

エ　配置予定の監理技術者等にあっては直接的かつ恒常的な雇用関係が必要であるので、その旨を明示することができる資料を求めることがあり、その明示がなされない場合は入札に参加できないことがある。

(8) 一般競争参加資格確認申請書（以下「申請書」という。）及び競争参加資格確認資料（以下「技術資料」という。）の提出期限の日から開札の時点までの期間に、○○防衛局長【契約担当官等の所在地を管轄する地方防衛局等の長を記載する。】から、工事請負契約等に係る指名停止等の措置要領について（防整施（事）第150号。28.３.31。以下「指名停止措置要領」という。）に基づく指名停止を受けていないこと。

(9) 上記３(1)に示した工事に係る設計業務等の受注者（受注者が共同体である場合においては、当該共同体の各構成員をいう。以下同じ。）又は当該受注者と資本若しくは人事面において関連がある建設業者でないこと。

(10) 入札に参加を希望する者の間に次の基準のいずれかに該当する関係がないこと。

なお、この場合に、辞退する者を決めることを目的に当事者間で連絡を取ることは、入札心得書第６条第２項の規定に抵触するものでない。

ア　資本関係

次のいずれかに該当する二者の場合。ただし、子会社（会社法（平成17年法律第86号）第２条第３号の規定による子会社をいう。以下同じ。）若しくは子会社

の一方が会社更生法第２条第７項に規定する更生会社（以下「更生会社」という。）又は民事再生法第２条第４号に規定する再生手続が存続中の会社である場合を除く。

(ｱ) 親会社と子会社の関係にある場合

(ｲ) 親会社を同じくする子会社同士の関係にある場合

イ　人的関係

次のいずれかに該当する二者の場合。ただし、(ｱ)については、会社の一方が更生会社又は民事再生法第２条第４号に規定する再生手続が存続中の会社である場合を除く。

(ｱ) 一方の会社の役員が、他方の会社の役員を現に兼ねている場合

(ｲ) 一方の会社の役員が、他方の会社の管財人を現に兼ねている場合

ウ　その他の入札の適正さが阻害されると認められる場合

その他ア又はイと同視しうる資本関係又は人的関係があると認められる場合

(11)都道府県警察から暴力団関係業者として防衛省が発注する工事等から排除するよう要請があり、当該状態が継続している有資格者でないこと。

5　設計業務等の受注者等

(1) 上記４(9)の「上記３(1)に示した工事に係る設計業務等の受注者」とは、次に掲げる者である。

○○○○設計株式会社

(2) 上記４(9)の「当該受注者と資本若しくは人事面において関連がある建設業者」とは、次のア又はイに該当する者である。

ア　当該受注者の発行済株式総数の100分の50を超える株式を有し、又はその出資の総額の100分の50を超える出資をしている建設業者

イ　建設業者の代表権を有する役員が当該受注者の代表権を有する役員を兼ねている場合における当該建設業者

6　総合評価に関する事項

(1) 評価項目

本工事の評価項目は、次のアからウまでとする。

ア　企業による技術提案

・課題「○○○○○」

（着目点）

本工事は○○○○○。このことから、○○○○○について、①○○○○○、②○○○○○、③○○○○○、④○○○○○、⑤○○○○○について、○○の見地から着目点ごとに１提案を求める。

・課題「○○○○○」

（着目点）

本工事は○○○○○。このことから、○○○○○について、①○○○○○、②○○○○○、③○○○○○、④○○○○○、⑤○○○○○について、○○の見地から着目点ごとに１提案を求める。

イ　工事全般の施工計画（当該工事における施工上配慮すべき事項等の技術的所見）

ウ　施工体制

(2) 総合評価の方法

ア　標準点　要求要件を満たしている者に標準点として100点を付与する。

イ　加算点　予決令第79条の規定に基づいて作成された予定価格（以下「予定価格」という。）の制限の範囲内の入札参加者のうち、技術資料の内容に応じ、(1)ア及びイの評価項目ごとに評価を行った結果、得られた「評価点数の合計値」を加算点として付与する。

なお、加算点の最高点数は○○点とする。

ウ　施工体制評価点　「施工体制評価点」は(1)ウの評価項目について最高30点の評価点を付与する。ただし、事前調査により、施工体制が十分に確保されない場合又は契約の内容に適合した履行がなされないおそれがある場合若しくは品質確保のための施工体制及びその他の施工体制が著しく確保されないおそれがある場合、減点を行う。

なお、事前調査のため入札書（施工体制の確認に係る部分に限る。）のヒアリングを実施するとともに、ヒアリングに際して追加資料の提出を求めることがある。また、施工体制評価点の低いものに対しては、企業による技術提案に係る評価点数に相当する加算点を減ずる場合がある。

エ　価格と価格以外の要素がもたらす総合評価は、入札参加者の「標準点」と「加算点」及び「施工体制評価点」の合計を、当該入札者の入札価格で除して得た数値（以下「評価値」という。）をもって行う。

オ　(1)アの評価項目（企業による技術提案）を行わない者にあっては、(1)イ及びウの評価項目の評価内容に応じた加算点を算出し付与する。

(3) 評価の基準

ア　施工体制（施工体制評価点）

評価項目	評価基準	配点	得点
品質確保の実効性	工事の品質確保のための適切な施工体制が十分確保され、入札説明書等に記載された要求要件をより確実に実現できると認められる場合	15	/15
	工事の品質確保のための適切な施工体制が概ね確保され、入札説明書等に記載された要求要件を確実に実現できると認められる場合	5	
	その他	0	
施工体制確保の確実性	工事の品質確保のための施工体制のほか、必要な人員及び材料が確保されていることなどにより、適切な施工体制が十分確保され、入札説明書等に記載された要求要件	15	

	をより確実に実現できると認められる場合		/15
	工事の品質確保のための施工体制のほか、必要な人員及び材料が確保されていることなどにより、適切な施工体制が概ね確保され、入札説明書等に記載された要求要件を確実に実現できると認められる場合	5	
	その他	0	

イ　加算点　付紙の評価基準による。

(4) 落札者の決定方法

ア　入札参加者は、価格及び(1)アからウまでをもって入札を行い、次の各要件に該当するもののうち、(2)によって得られた評価値の最も高い者を落札者とする。

(ｱ) 入札価格が予定価格の制限の範囲内である。

(ｲ) 評価値が標準点を予定価格で除した数値を下回らない。

ただし、落札者となるべき者の入札価格によっては、その者により当該契約の内容に適合した履行がされないおそれがあると認められるとき又はその者と契約を締結することが公正な取引の秩序を乱すこととなるおそれがあって著しく不適当であると認められるときは、予定価格の制限の範囲内で、発注者の定める最低限の要求要件を全て満たして入札した他の者のうち、評価値が最も高い者を落札者とすることがある。

イ　上記の場合において、評価値の最も高い者が二者以上あるときは、くじへ移行する。くじの実施方法等については、発注者から指示をする。

(5) 罰則等について

受注者より提案された「技術提案」及び「工事全般の施工計画」については、工事完成後において履行状況の検査を行う。

受注者の責により入札時の(1)の評価内容が実施されていない場合は、再度の施工を行う。再度の施工が困難あるいは合理的でない場合は、契約違反としての措置（不履行に係る金額の支払い請求等）をとる場合がある。併せて、ペナルティとして技術提案について工事成績評定を減ずることとし、１工事最大○○点の減点とする。

なお、受注者の責によらない場合とは、災害又はその他特別な事情がある場合等のことをいい、発注者と受注者の協議により決定する。

(6) 重点審査について

入札参加者の申込みに係る価格（ＶＥ提案の内容に基づく施工を行うことによりコスト縮減の達成が可能となること及びその縮減金額を上記３(6)の資料において明らかにしたときは、コスト縮減金額として契約担当官等が認めた金額を当該入札参加者の申込みに係る価格に加えた価格）が、品質確保のための施工体制及びその他の施工体制が著しく確保されないおそれがある価格である場合は、審査を特に重点的に行う。

(7) その他

ア　発注者は技術提案については、その後の工事において、その内容が一般的に使用されている状態となった場合は、無償で使用できるものとする。ただし、工業所有権等の排他的権利を有する提案についてはこの限りではない。

イ　技術提案を適正と認めることにより、設計図書において施工方法等を指定しない部分の工事に関する建設業者の責任が軽減されるものではない。

7　担当部局

〒○○○－○○○○　○○県○○市○○町○－○
○○○○【当該発注機関、部署名を記載する。】
TEL　○○－○○○○－○○○○（内線○○○○）
FAX　○○－○○○○－○○○○

8　競争参加資格の確認等

(1) 本競争の参加希望者は、上記４に掲げる競争参加資格を有することを証明するため、また、総合評価における技術力の審査・評価を受けるため、次に従い、申請書、技術資料及び技術提案（以下「申請書等」という。）を提出し、契約担当官等から競争参加資格の有無の確認等を受けなければならない。また、上記４(2)の級別の格付を受けていない者も次に従い申請書等を提出することができる。この場合において、上記４(1)及び(5)から(11)までに掲げる事項を満たしているときは、開札の時点において上記４(2)から(4)までに掲げる事項を満たしていることを条件として競争参加資格があることを確認するものとする。

当該確認を受けた者が競争に参加するためには、特定建設工事共同企業体の構成員又は単体として開札の時点において上記４(2)から(4)までに掲げる事項を満たしていなければならない。

なお、期限までに申請書等を提出しない者及び競争参加資格がないと認められた者は、本競争に参加することができない。

申請書等の提出は、次に示すとおり。

ア　電子入札システムによる場合

(ｱ) 提出期間　平成○年○月○日から平成○年○月○日まで（行政機関の休日に関する法律（昭和63年法律第91号）第１条第１項に規定する行政機関の休日（以下「行政機関の休日」という。）を除く。）の毎日、午前８時から午後10時（金曜日は午後６時）まで。ただし、最終日は午後○時まで。

(ｲ) その他　技術提案を行う場合は、提案書欄に添付し、技術提案を行わない場合は添付資料欄に添付して送信する。

申請書等が３MBを超える場合、技術資料及び技術提案書は、上記７に持参又は郵送（書留郵便に限る。）若しくは託送（書留郵便と同等のものに限る。）（以下「郵送等」という。）で提出することとし、電子入札システムとの分割は認めない。また、持参又は郵送等する場合は、次の内容を記載した書面を電子入札システムにより申請書とともに送信する。

・持参又は郵送等する旨の表示
・持参又は郵送等する書類の目録

・持参又は郵送等する書類のページ数
・持参又は発送年月日

(ｳ) ファイル形式　電子入札システムによる提出資料のファイル形式については、次のいずれかの形式にて作成する。

・一太郎　　Ver　〇〇形式以下
・Microsoft Word　〇〇形式以下
・Microsoft Excel 〇〇形式以下
・その他のｱﾌﾟﾘｹｰｼｮﾝ PDFファイル　Acrobat 〇〇形式以下
画像ファイル JPEG及びGIF形式
圧縮ファイル LZH又はZIP形式

(ｴ) プリントアウト時に規定の枚数内となるように設定する。
なお、送信された資料のプリントアウトは白黒印刷で行う。

イ　紙入札方式による場合

(ｱ) 提出期間　平成〇年〇月〇日から平成〇年〇月〇日まで（行政機関の休日を除く。）の毎日、午前〇時から午後〇時まで（正午から午後１時までの間を除く。）。ただし、最終日は午後〇時まで。

(ｲ) 提出場所　上記７に同じ。

(ｳ) 提出方法　持参又は郵送等による。

(2) 申請書は、別紙様式第２により作成する。

(3) 上記４(5)の実績及び(7)の経験の確認を行うに当たり、効力を有する政府調達に関する協定を適用している国及び地域並びに我が国に対して建設市場が開放的であると認められる国及び地域以外の国又は地域に主たる営業所を有する建設業者にあっては、我が国における同種工事の施工実績及び経験をもって行うものとする。

(4) 技術資料及び技術提案書は、次に従い作成する。

なお、アの実績及びイの経験については、平成〇年度以降入札公告日まで【当該年度及び前年度から過去15年間を記載する。】に、工事が完成・引渡しが完了しているものに限り記載することとし、「同種工事の施工実績（別紙様式第３）」及び「配置予定の監理技術者等（別紙様式第４）」に記載する工事が平成13年12月25日以降に完成した防衛省発注機関（旧防衛施設局及び旧防衛施設支局を含む。）の工事の場合は、当該工事に係る施工成績評定通知書又は工事成績評定通知書の写しを添付する。

ア　同種工事の施工実績

上記４(5)に掲げる資格があることを判断できる同種工事の施工実績を１件記載する。

記載様式は別紙様式第３とし、図面、写真等を引用する場合も含め、Ａ４版１枚に記載する。

なお、特定建設工事共同企業体及び経常建設共同企業体にあっては、いずれかの構成員の上記４(5)に掲げる実績を記載する。

イ　配置予定の監理技術者等

上記４(7)に掲げる資格があることを判断できる配置予定の監理技術者等の資

格、同種工事の経験及び申請時における他工事の従事状況等を記載する。

記載様式は別紙様式第４とし、記載する同種工事の経験の件数は１件でよい。

記載する他工事の従事状況等は、申請書等の提出時点で現場代理人、監理技術者等又はその他の技術者として従事している全ての工事を記載する。

なお、配置予定の監理技術者等として複数の候補技術者の資格及び同種工事の経験を記載することもできる。ただし、審査及び評価は、評価点の合計が最も低い者とする。また、同一の技術者を重複して複数工事の配置予定の監理技術者等とすることは差し支えないものとするが、他の工事を落札したことにより配置予定の監理技術者等を配置することができなくなったときは、入札への参加はできないものとし、申請書を提出した者は、直ちに当該申請書の取下げを行うこととし、電子入札システムにより入札金額を送信した後にあっては、電話及び電送（押印済みの申出書）でその旨の申し出を行うと共に、速やかに書面により申出書を提出する。他の工事を落札したことにより配置予定の監理技術者等を配置することができないにもかかわらず入札した場合においては、不正又は不誠実な行為として、指名停止措置要領に基づく指名停止を行うことがある。

入札書の提出後、落札者決定までの期間（予決令第86条の調査（以下「低入札価格調査」という。）期間を含む。）において、他の工事を落札したことにより配置予定の監理技術者等を配置することができなくなった場合は、直ちにその旨の申し出を行う。この場合において、事実が認められた場合には、当該入札を無効とする。

落札後、配置予定の監理技術者等が配置できないことが明らかになった場合は、不正又は不誠実な行為として、指名停止措置要領に基づく指名停止を行うことがある。

ウ　技術提案書

入札参加希望者は、次に掲げる資料を提出するものとする。

(ｱ) 技術提案回答表

技術提案による施工又は標準案による施工の別を記載する。

記載様式は別紙様式第５とする。

(ｲ) 技術提案書

技術提案により施工しようとする場合は、技術提案に基づく施工方法等の技術的事項に対する所見について記載する。また、技術提案による施工方法が適正と認められなかった場合に標準案に基づいて入札に参加するものとする。

記載様式は別紙様式第６とし、１課題に対する技術提案数は最大５つまでとし、１課題に対する提出枚数は補足資料を除き、Ａ４版３枚以内とする。補足資料は技術提案書を補完する図表、写真等とし、Ａ４版１枚以内とする。

なお、技術提案数が５つを超えた場合は、当該技術提案に係る配点を０点とするので注意する。

エ　工事全般の施工計画

「工事全般の施工計画（当該工事における施工上配慮すべき事項等の技術的所見）」を記載する。

記載様式は別紙様式第７とする。

オ　契約書の写し等

施工実績又は経験として記載した工事に係る契約書の写し又は当該同種工事を証明する資料を提出する。ただし、当該工事が、財団法人日本建設情報総合センターの「工事実績情報サービス（CORINS)」に登録されている場合はその写し（詳細を含む。）を添付するものとし、契約書の写しを提出する必要はない。

【見積活用方式の場合は次の２項目を追加する。】

(5) 本競争の参加希望者は、次に従い、本工事の積算に必要な見積の提出等を行うものとする。

ア　見積の提出方法等

(ｱ) 提出方法　上記７に持参又は郵送等により提出する。

(ｲ) 提出期限　平成○年○月○日午後○時○分

イ　見積の作成方法

見積の作成に当たっては、交付した見積依頼書等に従い作成するものとする。

なお、見積の作成に係る費用は、競争参加希望者の負担とする。

競争参加希望者は、本工事の積算に必要な見積を、見積の提出期限までに提出するものとする。見積には○○○工事、○○○工事に対する直接工事費（必要な仮設費含む。）【共通仮設費又は現場管理費の積み上げ分の場合は、「共通仮設費（又は現場管理費）への積み上げ分である○○」を記載する。】に係るものについて記載するものとする。

ウ　見積作成に関する質問

本工事の積算に必要な見積作成に関して質問がある場合には、次に従い提出する。

(ｱ) 提出方法　電子入札システムにより提出する。また、紙入札方式による場合は書面（様式は自由とする。）を上記７に持参することにより提出する。

(ｲ) 提出期間　電子入札システムによる場合は、平成○年○月○日から平成○年○月○日まで（行政機関の休日を除く。）【概ね４日以上】の毎日、午前８時から午後10時（金曜日は午後６時）まで。紙入札方式による場合は、午前○時から午後○時まで。ただし、正午から午後１時までの間を除く。

エ　ウの質問に対する回答は、電子入札システムにより回答するので確認するものとする。また、紙入札方式による参加希望者に対してはFAXにて回答を送信する。

オ　提出された見積に関するヒアリング

提出された見積に関して、その妥当性を確認するためのヒアリングを行う。

(ｱ) 期間　平成○年○月○日から平成○年○月○日【概ね１～２週間】（行政機関の休日を除く。）の午前○時から午後○時まで。

(ｲ) 会場　○○○○○○室

(ｳ) その他　本競争の参加希望者は、(ｱ)の期間のうち、ヒアリングの希望日時及び出席者を「見積に関するヒアリング日時希望通知書（別紙様式第８）」に記載し、競争参加資格確認申請時に提出する。

なお、ヒアリング出席者は、責任者（支店長・営業所長等）、配置予定の監理技術者等、見積の根拠を説明できる者等を含め３名程度とする。

(ｴ) ヒアリング日時については、追って通知する。

(ｵ) ヒアリング時には、見積の根拠資料を持参するものとする。

(ｶ) (ｵ)による根拠資料とは、採用を予定する協力会社等（下請会社、専門工事業者及び製造者等）から収集する見積書（自社施工の場合も含む。）又は同種かつ直近の契約工事における契約書類等により、見積に記載した単価及び価格が確認できる資料とする。なお、同種かつ直近の契約工事における契約書類等を根拠とする場合は、本工事の現場条件等を勘案するものとする。

(6) 見積の提出期限までに見積が提出されない場合は、入札心得書第８条第１項第３号の規定に該当するものとして、その者のした入札を無効とする。

(5) 競争参加資格の確認は、申請書等の提出期限をもって行うものとし、その結果は電子入札システムにより、また、紙入札方式による場合は申請時に提出された返信用封筒により、平成○年○月○日までに通知する。

(6) 技術提案の可否及び評価の有無については、競争参加資格の確認の通知に併せて通知する。その際、技術提案が適正と認められなかった場合には、その理由を付して通知する。

(7) その他

ア　申請書等の作成及び提出に係る費用は、申請者の負担とする。

イ　契約担当官等は、提出された申請書等を競争参加資格の確認及び総合評価の審査・評価並びに入札・契約に関する統計的分析以外に申請者に無断で使用しない。

ウ　提出された申請書等は、返却しない。

エ　提出期限以降における申請書等の差し替え及び再提出は認めない。

オ　申請書等に関する問い合わせ先　上記７に同じ。

9　競争参加資格がないと認めた者及び技術提案が適正と認められなかった者に対する理由の説明

(1) 競争参加資格がないと認められた者及び技術提案が適正と認められなかった者は、契約担当官等に対して競争参加資格がないと認めた理由及び技術提案が適正と認められなかった理由について、次に従い説明を求めることができる。

ア　提出方法　電子入札システムにより、また、紙入札方式による場合は書面（様式は自由とする。）を上記７に持参するものとし、郵送等によるものは受け付けない。

なお、技術提案のみ適正と認められなかった者については、電子入札システムにより説明を求めることができないため、持参により提出する。

イ　提出期間

(ｱ) 電子入札システムによる場合

上記８(5)の通知の日から平成○年○月○日まで（行政機関の休日を除く。）の毎日、午前８時から午後10時（金曜日は午後６時）まで。ただし、最終日

は午後○時まで。

(ｲ) 紙入札方式による場合

上記８(5)の通知の日から平成○年○月○日まで（行政機関の休日を除く。）の毎日、午前○時から午後○時まで（正午から午後１時までの間を除く。）。ただし、最終日は午後○時まで。

(2) 契約担当官等は、(1)により説明を求められたときは、平成○年○月○日までに説明を求めた者に対し電子入札システムにより、また、紙入札方式による場合及び技術提案のみ適正と認められなかった者については書面により回答する。

10　入札説明書に対する質問

(1) 入札説明書に対して質問がある場合には、次に従い提出する。

ア　提出方法　電子入札システムにより、また、紙入札方式による場合は書面（様式は自由とする。）を上記７に持参又は郵送等により提出する。

イ　提出期間

(ｱ) 電子入札システムによる場合

平成○年○月○日から平成○年○月○日まで（行政機関の休日を除く。）の毎日、午前８時から午後10時（金曜日は午後６時）まで。ただし、最終日は午後○時まで。

(ｲ) 紙入札方式による場合

平成○年○月○日から平成○年○月○日まで（行政機関の休日を除く。）の毎日、午前○時から午後○時まで（正午から午後１時までの間を除く。）。ただし、最終日は午後○時まで。郵送等による場合は平成○年○月○日午後○時必着。

(2) (1)の質問に対する回答書は、電子入札システムにより回答するので確認するものとする。また、紙入札方式による場合は、平成○年○月○日から平成○年○月○日まで（行政機関の休日を除く。）の毎日、午前○時から午後○時まで（正午から午後１時までの間を除く。）、上記７において閲覧に供する。

11　入札方法等

(1) 入札書の提出方法等

ア　電子入札システムによる場合

提出期間　平成○年○月○日から平成○年○月○日まで（行政機関の休日を除く。）の毎日、午前８時から午後10時（金曜日は午後６時）まで。ただし、最終日は午後○時までとする。

イ　紙入札方式による場合

(ｱ) 提出期間　持参による場合は、平成○年○月○日午前○時から午後○時まで（正午から午後１時までの間を除く。）。郵送等による場合は、平成○年○月○日午後○時必着。

(ｲ) 提出場所　上記７に同じ。

(ｳ) 提出方法　持参による場合は、入札書及び工事費内訳明細書を各々封筒に入れて封かんし、入札書を入れた封筒の表に「入札書在中」と朱書きする。さらにこれらを１つの封筒に入れて封かんし、封筒の表に工事名、開札日時及び商

号又は名称を記載の上、提出する。また、一般競争参加資格確認通知書又はその写しを提示する。

郵送等による場合は、入札書及び工事費内訳明細書を各々封筒に入れて封かんし、入札書を入れた封筒の表に「入札書在中」と朱書きする。さらにこれらと一般競争参加資格確認通知書の写しを別の封筒に入れて封かんし、封筒の表に工事名、開札日時及び商号又は名称を記載の上、提出する。

(2) 落札決定に当たっては、入札書に記載された金額に当該金額の100分の○【消費税及び地方消費税とを合わせた税率を記載する。】に相当する額を加算した金額（当該金額に１円未満の端数があるときは、その端数金額を切り捨てた金額）をもって落札価格とするので、入札参加者は、消費税及び地方消費税に係る課税事業者であるか免税事業者であるかを問わず、見積った契約希望金額の○○○分【100＋消費税及び地方消費税とを合わせた税率を記載する。】の100に相当する金額を入札書に記載する。

(3) 入札回数は、原則として２回を限度とする。ただし、２回目の入札において落札者がいない場合は、３回目の入札を執行する場合もある。また、予決令第９９条の２の規定による随意契約（以下「不落随契」という。）は、特別な場合を除き適用しない。なお、不落随契を行う場合、不落随契へ移行する前の入札結果をもって評価値の算定を行い、評価値が最も高い者に見積依頼を行うものとする。

(4) 一般競争参加資格確認通知書において、技術提案に基づき通知されたものは当該技術提案書（不採用とされた部分を除く。）に基づく入札を行い、標準案に基づき通知されたものは標準案に基づく入札を行うものとする。また、技術提案における安全管理については、標準案と同等以上の安全性を有するものとし受注者の責任において行うものとする。

12　入札保証金及び契約保証金

(1) 入札保証金　納付（保管金の取扱店　○○銀行○○支店）。ただし、利付国債の提供（取扱官庁　○○○○）又は銀行等の保証（取扱官庁　○○○○）をもって入札保証金の納付に代えることができる。また、入札保証保険契約の締結を行った場合は、入札保証金を免除する。入札保証金の金額等（国債の総額、銀行等の保証に係る保証金額及び入札保証保険に係る保険金額を含む。以下同じ。）は、見積金額の100分の５以上とする。

なお、期限までに入札保証金の納付等（入札保証金の納付に代わる担保としての国債又は銀行等の保証の提供及び入札保証金の全部が免除される入札保証保険契約の締結を含む。以下同じ。）を行わない者及び入札保証金の納付等に係る書類（以下「書類」という。）を提出しない者並びに入札保証金の金額等が入札金額（税込み）（入札価格に消費税及び地方消費税相当額を加えたものをいう。以下同じ。）の100分の５に満たない者は、入札に関する条件に違反したものとして、その入札を無効とする。

利付国債の提供の場合は担保の提供が完了するまでには、振替手続き等相応の日数を要するため、あらかじめ取引先の銀行・証券会社等に相談のうえ、期限まで

に十分余裕をもって手続きする。

ア　提出期間　平成○年○月○日から平成○年○月○日（利付国債の提出の場合は平成○年○月○日）までの行政機関の休日を除く毎日、午前○時から午後○時まで。

イ　提出場所　〒○○○－○○○○　○○県○○市○○町○－○－○　○○【当該発注機関、部署名を記載する。】　TEL○○○○－○○－○○○○

ウ　提出方法　書類の提出は、持参又は郵送等することにより行うものとする。

エ　増額変更　認めない。

オ　減額変更　認めない。

カ　保証期間　平成○年○月○日まで【落札者決定の日から７日を経過した日以降の日で契約担当官等が指定する日を記載する。】

キ　その他　入札保証金の納付等及び書類の提出に係る費用は、入札参加者の負担とする。

(2) 契約保証金　免除。ただし、落札者は、公共工事履行保証証券による保証（瑕疵担保特約（２年間）を付したものに限る。）を付するものとする。この場合の保証金額は、請負代金額の10分の３以上とする。

【契約保証金を納付させる場合、(2)は次のとおりとする。】

(2) 契約保証金　納付（保管金の取扱店　○○銀行○○支店）。ただし、利付国債の提供（取扱官庁　○○○○）又は金融機関若しくは保証事業会社の保証（取扱官庁　○○○○）をもって契約保証金の納付に代えることができる。また、公共工事履行保証証券による保証を付し、又は履行保証保険契約の締結を行った場合は、契約保証金を免除する。」と記載する。】

13　工事費内訳明細書

(1) 第１回の入札に際し、第１回の入札書に記載される入札金額に対応した工事費内訳明細書を提出しなければならない。

(2) 工事費内訳明細書の作成方法

ア　交付した数量書にある総括表の構成に対応した経費項目（直接工事費、共通仮設費、現場経費、一般管理費等）を記載することとする。また、直接工事費の明細書については、交付した数量書に対応する摘要（土木工事にあっては規格・寸法）、数量、単位、単価、金額等を記載したものとする。

イ　交付する数量書記載の数量については、参考数量であることから変更してもよいものとする。

ウ　工事費内訳明細書には、必ず表紙を付けるものとし、表紙には商号又は名称、住所及び代表者氏名（紙入札方式による場合は、必ず押印する。）並びに発注者名及び工事名を記載し、表紙以外には商号又は名称、住所及び代表者氏名を記載しない。

(3) 工事費内訳明細書の提出方法等

ア　電子入札システムによる場合

(ｱ) 提出期間　上記11(1)アに同じ。
(ｲ) その他　工事費内訳明細書が３MBを超える場合には、上記７に持参又は郵送等により提出し、電子入札システムとの分割は認めない。また、この場合は、次の内容を記載した書面を電子入札システムにより入札書とともに送信する。
・持参又は郵送等する旨の表示
・持参又は郵送等する書類の目録
・持参又は郵送等する書類のページ数
・持参又は発送年月日
(ｳ) ファイル形式　PDF　(Acrobat○○形式以下）等、一般的なフォーマット

イ　紙入札方式による場合
(ｱ) 提出期間　上記11(1)イに同じ。
(ｲ) 提出方法　上記11(1)イを参照。
(ｳ) 提出場所　上記７に同じ。

(4) 提出された工事費内訳明細書は返却しないものとする。
(5) 工事費内訳明細書を提出しない者は、入札に参加することができない。
(6) 提出された工事費内訳明細書の確認の結果、別表第２の各項に該当する場合は、入札心得書に規定する「その他入札に関する条件に違反した入札」として、当該入札参加者の入札を無効とする場合がある。

【見積活用方式の場合は次の項目を追加する。】
(7) (3)により提出された工事費内訳明細書と上記８(5)により提出された見積の金額との間に著しい乖離が認められる場合は、開札後に再度ヒアリングを実施し、その妥当性が確認できない場合は、入札心得書第８条第１項第３号の規定に該当するものとして、当該入札者の入札を無効とする場合がある。

(7) 提出された工事費内訳明細書について説明を求める場合がある。
(8) 提出された工事費内訳明細書については、必要に応じ公正取引委員会へ提出する場合がある。この場合、指名停止措置要領に基づき、指名停止を行うことがある。
(9) 工事費内訳明細書は、参考図書として提出を求めるものであり、契約上の権利義務を生じるものではない。
(10)施工体制確認型総合評価落札方式において、工事費内訳明細書は、価格以外の要素として性能などが提示された入札書の参考図書として提出を求めるものである。

14　入札書への提案値の添付

電子入札による場合、技術提案に係る提案値は、提案値添付機能を利用して、１回目の入札書提出時の添付資料として提出する。添付資料には、一般競争参加資格確認通知書において「技術提案」が採用された場合は、上記８(1)により提出した「技術提案書」を添付し、採用された「技術提案」がない又は「標準案」で参加する場合は、添付しないものとする。

なお、紙入札方式による持参又は郵送等の場合の技術提案書の提出は、当該技術提案書を入札書と共に提出する。また、一般競争参加資格確認通知書に記載された提案

方法（技術提案）以外での入札は無効となる場合がある。

15　開札

(1) 開札の日時及び場所

ア　日時　平成○年○月○日午前○時○分

イ　場所　○○○○室

(2) 開札は、(1)に掲げる日時及び場所において、入札者又はその代理人を立ち会わせて行う。ただし、入札者又はその代理人が立ち会わない場合は、入札事務に関係のない職員を立ち会わせて行う。

(3) 紙入札方式による入札者は、開札に立ち会わない場合でも提出された入札書は有効なものとして取り扱う。

(4) (3)の場合において、再度の入札を行うこととなったときは、持参による入札者は再度の入札を辞退したものとして取り扱うものとするが、郵送等による入札者に対しては、再度の入札への参加の意思の有無を電話により確認するものとする。

(5) 第１回の入札において落札者が決定しなかった場合は、再度入札に移行する。再度入札の日時については、発注者から再度入札通知書を送信するので、パソコンの前でしばらく待機するものとする。開札処理に時間を要する場合は、発注者から開札状況を電子入札システムにより連絡する。

16　入札の無効

(1) 次に掲げる入札は無効とする。

ア　本公告において示した競争参加資格のない者のした入札

イ　申請書等に虚偽の記載をした者のした入札

ウ　現場説明書及び入札心得書において示した条件等入札に関する条件に違反した入札

なお、契約担当官等により競争参加資格のある旨確認された者であっても、落札決定の時点において上記４に掲げる資格のないものは競争参加資格のない者に該当する。

(2) (1)の無効の入札を行った者を落札者としていた場合には、落札決定を取り消す。

17　追加資料について

ＶＥ提案等の内容に基づく施工を行うことによりコスト縮減の達成が可能となる場合は、コスト縮減額の算定根拠として次の様式を提出するものとする。

なお、これらの提出がない場合には、当該コスト縮減に関する評価を行わない。

・積算内訳書兼コスト縮減額算定調書①(様式2-1A)
・積算内訳書兼コスト縮減額算定調書②(様式2-1B)
・内訳書に対する明細書兼コスト縮減額算定調書①(様式2-2A)
・内訳書に対する明細書兼コスト縮減額算定調書②(様式2-2B)
・VE提案等によるコスト縮減額調書(様式3)

18　ヒアリングの実施（施工体制の審査）

どのように施工体制を構築し、それが施工内容の実現確実性の向上につながるかを審査するため、原則として、予定価格の制限の範囲内の価格で申込みをした全ての入札参加者に対して、開札後速やかに、ヒアリングを実施することとし、日時及び方法

は追って通知する。

(1) 日時　平成○年○月○日から平成○年○月○日まで。

(2) 場所　〒○○○－○○○○　○○県○○市○○町○－○
○○○○○○室
TEL　○○－○○○○－○○○○（内線○○○○）

(3) 追加資料の提出　入札参加者のうち、その申込みに係る価格が予決令第85条の規定に基づいて作成された基準（以下「調査基準価格」という。）を下回るものについては、ヒアリングに必要な追加資料の提出を求める。

追加資料の提出を求める旨の連絡は、該当する入札参加者に対し、平成○年○月○日まで【開札日を含め２日以内を記載する。】に行うものとし、追加資料は、平成○年○月○日午後○時【開札日の翌日から起算して７日(行政機関の休日を除く。)以内の日を記載する。】までに提出するものとする。

提出を求める追加資料は、以下に示すとおりとする。

・下請予定業者等一覧表(様式4)
・配置予定技術者名簿(様式5)
・資材購入予定先一覧(様式8-2)
・機械リース元一覧(様式9-2)
・労務者の確保計画(様式10-1)
・工種別労務者配置計画(様式10-2)
・建設副産物の搬出地(様式11)
・建設副産物の搬出及び資材等の搬入に関する運搬計画書(様式12)
・品質確保体制(品質管理のための人員体制)(様式13-1)
・品質確保体制(品質管理計画書)(様式13-2)
・品質確保体制(出来形管理計画書)(様式13-3)
・安全衛生管理体制(安全衛生教育等)(様式14-1)
・安全衛生管理体制(点検計画)(様式14-2)
・施工体制台帳(様式16)

（様式の番号は、低入札価格調査制度対象工事に係る特別重点調査の実施について（防整施第6931号。28．３．31）に基づく調査（以下「特別重点調査」という。）で使用する資料の番号である。）

(4) その他

ア　追加資料を提出した入札参加者のヒアリング出席者は３名以内とし、配置予定の監理技術者等及び資料の説明が可能な者を含めるものとする。

イ　追加資料の提出を行わない場合及びヒアリングに応じない場合は、その者の入札を無効とすることがある。

なお、この場合においては指名停止措置要領に基づく指名停止は行わない。

19　施工体制に関する審査の概要

施工体制に関する審査は、価格以外の要素が提示された入札書(施工計画等)、上記18の施工体制確認のためのヒアリング、追加資料及び工事費内訳明細書等をもとに、次の各項目について行う。

なお、上記17の追加資料を提出をしない場合及びヒアリングに応じない場合には、入札に関する条件に違反したものとしてその者の入札を無効とすることがある。

(1) 入札説明書等に記載された要求要件を実現できること

入札価格の範囲内において入札説明書等に記載された要求要件が実現できるかを審査する。審査の結果、要求要件が実現できないと認めるときは、技術提案を採用せず、標準点、施工体制評価点及び加算点は与えないものとする。

(2) 品質確保の実効性

入札価格の範囲内において、どのように工事の品質確保のための体制づくりを行い、それが入札説明書等に記載された要求要件の実現に係る確実性の向上につながるかについて審査する。

入札参加者の申込みに係る価格が調査基準価格以上であるときは、審査項目に関する体制が必ずしも十分に構築されないと認める事情がある場合に限り、品質確保の実効性に係る施工体制評価点を満点から減点する。

入札参加者の申込みに係る価格が調査基準価格を下回るときは、工事品質確保について契約の内容に適合した履行がされないこととなるおそれがあることから、次の項目に関する体制が構築されると認める場合に限り、その程度に応じて品質確保の実効性に係る施工体制評価点を加点する。上記６(6)で示す重点審査に該当する価格で入札した者については、審査を特に重点的に行い、審査項目に関する体制をどのように構築するかが具体的に確認できる場合に限り施工体制評価点を加点する。

≪審査項目≫

ア　建設副産物の受入れ、過積載防止等の法令遵守の対応を確実に行うことが可能と認められるか。

イ　安全確保の体制が構築されると認められるか。

ウ　その他工事の品質確保のための体制が構築されると認められるか。

(3) 施工体制確保の確実性

入札価格の範囲内において、品質確保のための体制のほか、どのように施工体制づくりを行い、それが入札説明書等に記載された要求要件の実現に係る確実性の向上につながるかについて審査する。

入札参加者の申込みに係る価格が調査基準価格以上であるときは、審査項目に関する体制が必ずしも十分に構築されないと認める事情がある場合に限り、施工体制確保の確実性に係る施工体制評価点を満点から減点する。

入札参加者の申込みに係る価格が調査基準価格を下回るときは、施工体制確保について契約の内容に適合した履行がされないこととなるおそれがあることから、審査項目に関する体制が構築されると認める場合に限り、その程度に応じて施工体制確保の確実性に係る施工体制評価点を加点する。特に、下請業者における赤字の発生及び工事成績評定点における低評価が顕著になるなど品質確保のための体制その他の施工体制が著しく確保されないおそれがある価格に満たない価格で入札した者については、審査を特に重点的に行い、次の項目に関する体制をどのように構築するかが具体的に確認できる場合に限り施工体制評価点を加点する。

≪審査項目≫

ア　下請会社、担当工種、工事費内訳書等を勘案し、施工体制が確実に構築されると認められるか。

イ　施工計画を実施するための資機材の調達、労務者の確保計画等を勘案し、施工体制が確実に構築されると認められるか。

ウ　配置予定の監理技術者等が必要な資格を有しており、その配置が確実と認められるか。

20　低入札価格調査への協力

落札者となるべき者の入札価格が調査基準価格を下回る場合は、低入札価格調査を行うので、調査に協力しなければならない。

21　配置予定の監理技術者等の確認

落札後、発注者支援データベース・システム等により配置予定の監理技術者等の専任制違反の事実が確認された場合、契約を結ばないことがある。

なお、病休・死亡・退職等極めて特別な場合でやむを得ないとして承認された場合の外は、配置予定の監理技術者等の変更を認めない。

病気等特別な理由により、やむを得ず配置技術者を変更する場合は、上記４(7)に掲げる基準を満たし、かつ、当初の配置予定の監理技術者等と同等以上の者を配置しなければならない。

22　別に配置を求める技術者

専任の監理技術者の配置が義務付けられている工事において、調査基準価格を下回った価格をもって契約する場合は、契約の相手方が○○【当該発注機関名を記載する。】で入札日から過去２年以内に完成した工事、あるいは入札時点で施工中の工事に関して、次のいずれかに該当する場合、監理技術者とは別に、上記４(7)に定める要件と同一の要件（上記４(7)イに掲げる工事経験を除く。）を満たす技術者を、専任で１名現場に配置することとする。

(1) 65点未満の工事成績評定を通知された者

(2) 契約担当官等から施工中又は施工後において工事請負契約書に基づいて修補又は損害賠償を請求された者。ただし、軽微な手直し等は除く。

(3) 品質管理、安全管理に関し、指名停止又は契約担当官等から書面により警告若しくは注意の喚起を受けた者

(4) 自らに起因して工期を大幅に遅延させた者

なお、当該技術者は施工中、監理技術者を補助し、監理技術者と同様の職務を行うものとする。また、上記の技術者を求めることとなった場合には、その氏名その他必要な事項を監理技術者の通知と同様に契約担当官等に通知することとする。

23　入札後、契約を締結するまでの間に、都道府県警察から暴力団関係業者として防衛省が発注する工事等から排除するよう要請があり、当該状況が継続している有資格者とは契約を行わない。

24　低入札価格調査を受けた者との契約については、前払金の割合を請負代金額の10分の２以内とする。【前払金の設定が予定されている場合のみ記載する。】

25　手続における交渉の有無　無

26　契約書作成の要否等
別冊契約書案により、契約書を作成するものとする。
27　支払条件
前払金
中間前金払又は部分払【対象工事の支払条件に基づき記載する。】
28　火災保険付保の要否　要
29　非落札理由の説明
(1) 非落札者のうち、落札者の決定結果に対して不服がある者は、落札者決定の通知を行った日の翌日から起算して７日（行政機関の休日を除く。）以内に電子入札システムにより、契約担当官等に対して非落札理由についての説明を求めることができる。ただし、紙入札方式による場合は書面（様式は自由とする。）を持参するものとし、郵送等によるものは受け付けない。
(2) (1)の非落札理由について説明を求められたときは、説明を求めることができる最終日の翌日から起算して10日（行政機関の休日を除く。）以内に電子入札システムにより回答する。ただし、紙により提出された者に対しては、書面により回答する。
30　苦情申立て
本手続における競争参加資格の確認その他の手続に関し、「政府調達に関する苦情の処理手続（平成７年12月14日付け政府調達苦情処理推進会議決定)」により、政府調達苦情検討委員会（連絡先：内閣府政府調達苦情処理対策室（政府調達苦情検討委員会事務局、電話03-3581-9044（直通））に対して苦情を申立てることができる。
31　関連情報を入手するための照会窓口　上記７に同じ。
32　その他
(1) 入札・契約の手続において使用する言語及び通貨は、日本語及び日本国通貨に限る。
(2) 入札参加者は、入札心得書及び契約書案を熟読し、入札心得書を遵守する。
(3) 申請書等に虚偽の記載をした場合は、指名停止措置要領に基づく指名停止を行うことがある。
(4) 落札者は上記８(1)の資料に記載した配置予定の技術者を、当該工事の現場に配置する。
(5) 落札した総合建設業者及び下請業者が外国の板ガラス製造業者からの競争力のある取引の申出に対して適切な配慮を払いつつ、板ガラスを含む建設資機材を内外無差別の原則に基づいて選定することを期待する。
(6) 電子入札システムは、行政機関の休日を除く毎日、午前８時から午後10時（金曜日は午後６時）まで稼働している。また、稼働時間内でシステムをやむを得ず停止する場合は、防衛施設建設工事電子入札ヘルプデスクセンターホームページの「緊急連絡情報」で公開する。
・防衛施設建設工事電子入札ヘルプデスクセンターホームページ
http://acc.mod-eboc.go.jp/WDESK/index.html
(7) システム操作上の手引き書としては、防衛施設建設工事電子入札システムセンタ

ーホームページ「操作マニュアル」を参考とする。

(8) 障害発生時及び電子入札システム操作等の問い合わせ先は次のとおりとする。

ア　システム操作・接続確認等の問い合わせ先

防衛施設建設工事電子入札ヘルプデスクセンター

TEL 03-5444-5890（受付は行政機関の休日を除く毎日、９時から17時まで。）

FAX 03-5444-5892（24時間受付。ただし、回答は行政機関の休日を除く毎日、９時から17時まで。）

メールアドレス　help@mod-eboc.go.jp（24時間受付。ただし、回答は行政機関の休日を除く毎日、９時から17時まで。）

イ　ICカードの不具合等発生時の問い合わせ先

取得された各認証局

ウ　申請書類、応札等の締切時間が切迫しているなど緊急を要する場合は、上記７へ電話により連絡する。

(9) 入札参加希望者が電子入札システムで書類を送信した場合には、受付時又は受付期限後に通知、通知書及び受付票を送信者に発行するので、必ず確認を行うものとする。

(10) 申請書等及び追加資料の作成並びにヒアリングに関する費用は、提出者の負担とする。

低価格入札に係る特別重点調査について

１　本工事は、特別重点調査対象の基準に該当する価格で入札を行った者がいる場合に、以下のとおり行うものとする。

(1) 特別重点調査の実施に係る連絡等

ア　契約担当官等は、特別重点調査対象の基準に該当する価格で入札を行った者がいる場合は、当該者に対して特別重点調査を行う旨を連絡するとともに、原則として、当該連絡を行った日の翌日から起算して７日以内に、特別重点調査の実施に必要な下記３に掲げる資料及び添付書類（以下「資料等」という。）の提出を求めるものとする。

　また、契約担当官等は、当該者が発注者の単価に比して相当程度低い単価を採用していると認めるときは、契約内容に適合した履行がなされないおそれがあると認められるかどうかを判断するため、必要に応じ、当該者に対して、その他の説明資料の提出を求めることができるものとする。

　なお、当該者は、契約担当官等が求める資料等のほか、契約内容に適合した履行が可能であることを立証するために必要と認める任意の書類をあわせて提出することができるものとする。

イ　施工体制確認型総合評価落札方式の対象工事において、その工事の入札申込みに係る資料の提出を行った者は、提出した資料と異なる内容を特別重点調査のため提出する資料等に記載してはならないものとする。

ウ　契約担当官等は、資料等の受領後、速やかに、入札者の責任者（支店長、営業所長等をいう。）から事情聴取を行い、入札者により内容に適合した履行がされないおそれがないかを厳格に確認する。

エ　資料等については、提出期限後の差し替え及び再提出を認めないものとする。

　ただし、資料等及び事情聴取の内容により、契約担当官等が必要と認め、入札者に対し、記載要領に従った記載を行うべきこと、必要な添付書類を提出すべきことなどの教示を行ったときは、この限りでない。

　なお、教示を踏まえた資料等の再提出等は、原則として１回に限るものとし、その提出期限については、作成に必要な時間を確保した上で適切に設定すること。

(2) 虚偽説明等への対応

　入札者が虚偽の資料提出若しくは説明を行ったことが明らかとなった場合、又は重点的な監督の結果、内容と入札時の特別重点調査の内容が著しく乖離した場合（合理的な乖離理由が確認できる場合を除く。）は、契約担当官等は、次に掲げる措置を講じるものとする。

ア　当該工事の成績評定において厳格に反映する。

イ　過去５年以内にアの措置を受けたことがあるなど悪質性が高い者に対しては、工事請負契約等に係る指名停止等の措置要領について（防整施（事）第150号。28．３．31）別表第２第15項により指名停止を行う。

(3) 公正取引委員会への通報

特別重点調査の結果、誓約書（様式15）を提出し、施工に必要な費用の額を下回る価格で受注しようとする者（落札者以外を含む。）については、原価割れ受注のおそれがあると認められる場合として、公正取引委員会に対し、関係情報の通報を行う。

(4) 関係資料の公表

ア　契約担当官等は、誓約書（様式15）を提出し、施工に要する費用の額を下回る金額で受注した者があるときは、その者に関する情報を、企業ごと一覧することができるよう、のホームページにおいて公表するものとする。

イ　アに定めるもののほか、特別重点調査の結果は、別に定めるところにより、ホームページにおいて公表するものとする。

(5) 契約後の取扱い（監督体制の強化）

契約担当官等は、特別重点調査を経て契約を行った工事については、本調査で提出させた資料等及び調査記録を監督職員に引き継ぐとともに、以下の措置を講じるものとする。

ア　施工体制台帳の内容のヒアリングを必ず行うこととし、施工体制台帳の記載内容が特別重点調査時と内容が異なる場合は、その理由等について確認する。

イ　施工計画書の内容のヒアリングを必ず行うこととし、施工計画書の記載内容が特別重点調査時の内容と異なる場合は、その理由等について確認する。

２　その他

入札者が提出期限までに記載要領に従った資料等の提出を行わない場合、上記１(1)ウの事情聴取に応じない場合など特別重点調査に協力しない場合は、入札心得書に違反するものであり、入札に関する条件に違反した入札としてその入札を無効とする。

３　提出を求める資料等と確認内容

特別重点調査の調査の実施に当たり、(1)から(24)までに掲げる資料等の提出をするものとする。

なお、必要な様式については、防衛省・自衛隊のホームページを参照するものとする。

(1) 当該価格で入札した理由（様式１）

直接工事費、共通仮設費、現場管理費又は一般管理費等の各費目別に、労務費、手持ち工事の状況、契約対象工事現場と当該入札者の事務所・倉庫等との関係、手持ち資材の状況、手持ち機械の状況、下請予定業者の協力等の面から、入札した価格で施工可能である具体的理由

(2) 積算内訳書（様式２－１、様式２－２、様式２－３、様式３）

ア　数量総括表に対応する積算内訳書となっていること（指定の数量によって積算されていること。）。

イ　設計図書での要求事項を理解して見積もりを行っていること。

ウ　指定の工法によって施工することとしていること（工法の指定のない場合は、

入札者の工法に安全性等の点で問題がないこと。)。

エ　発注者が支払う請負代金から支弁することを予定している費用か否かにかかわらず、施工に当たって必要となるすべての費用を計上していること。

オ　積算に下請予定業者や納入予定業者等の見積書の内容が反映され、計数的な根拠のある合理的かつ現実的な積算内訳書となっていること（原則、取引等の実績を求めること。)。

カ　現場管理費に、租税公課、保険料、従業員給与手当、法定福利費（社会保険料や労働保険に要する費用をいう。)、外注経費などを適切に計上していること。

このうち、様式５に記載する技術者及び様式14－４に記載する自社社員の交通誘導員に係る従業員給与手当及び法定福利費については、その他の費用と区別して計上していること。

また、その従業員給与手当の金額が最低賃金法（昭和34年法律第137号）に定める最低賃金額(以下「最低賃金額」という。)以上であり、かつ、これらの者が過去３月以内に支払を受けた実績のある賃金の額に基づいているなど、合理的かつ現実的な見積もりであるとともに、法定福利費の金額が法定額以上となっていること。

キ　一般管理費等に、法定福利費、修繕維持費、事務用品費、通信交通費、動力用水光熱費、地代家賃、減価償却費、租税公課、保険料、契約保証費などを適切に計上していること。

ク　自社労務者に係る費用は直接工事費に、また、自社の現場管理職員（技術者等）及び自社の交通誘導員に係る費用は現場管理費にそれぞれ計上されており、一般管理費等には計上していないこと。

ケ　契約対象工事の施工に要する費用の額を下回る額で入札した場合において、その下回る額を不足額として当該工事の一般管理費等に計上していること。

(3) 下請予定業者等一覧表（様式４）

ア　下請予定業者、資材購入予定先及び機械リース会社が具体的に予定されていること。

また、自社保有の社員、資機材等を活用する場合についても、具体的に予定されていること。

イ　下請予定業者が押印した見積書の金額が積算内訳書に正しく反映されていること。

また、下請予定業者の見積書に係る各経費内訳（機械経費、労務費、材料費及びその他費用）ごとの金額が、過去１年以内に下請業者として施工した実績のある同様の工事における金額以上であることなど合理的かつ現実的なものであること。

(4) 配置予定技術者名簿（様式５）

配置予定の主任技術者又は管理技術者（同一の要件を満たす技術者を含む。）及び現場代理人について、次の点を確認すること。

ア　他の手持ち工事の状況との関係も考慮した上で契約対象工事に実際に配置で

きること。

イ　自社社員であり、かつ、契約対象工事の入札公告後に入社した者でないこと。

ウ　それぞれに必要な資格を有すること。

(5) 手持ち工事状況（様式６－１、様式６－２）

ア　記載された手持ち工事が実在するものであること。

イ　当該工事の資材保管場所が近距離にあること、当該工事と同種又は同類の工事と資機材を共通調達できること等により縮減できるものとする契約対象工事の工事費の各費目別の金額が、過去の実績に基づく額であるなど合理的かつ現実的なものであること。

(6) 契約対象工事箇所と入札者の事務所、倉庫等との関係（様式７）

ア　記載された事務所、倉庫等を所有し、又は賃借していること。

イ　当該事務所、倉庫、資材保管場所等が近距離に存在することにより縮減できるものとする営繕費、資機材の運搬費、通信交通費、事務用品費など契約対象工事の経費が、計数的に合理的な見積もりとなっていること。

(7) 手持ち資材の状況（様式８－１）

ア　記載された手持ち資材を保有していること、当該資材が工事の品質確保に必要な基準水準を満たすこと及び当該資材を契約対象工事で使用する予定であること。

イ　調達時の単価等の原価が適切に見積もられていること（手持ち資材の活用による資材費の低減が可能であること。）。また、繰り返しの使用を予定する備品等については、摩耗や償却を適切に見込んだ原価となっていること。

(8) 資材購入予定先一覧（様式８－２）

ア　他社から購入を予定している場合

(ｱ) 購入予定業者から納入を受ける予定の資材が工事の品質確保に必要な規格水準を満たすこと及びその単価が当該業者によって過去１年以内に販売された実績のある単価以上であるなど合理的かつ現実的なものであること（他社からの購入による資材費の低減が可能であること。）。

(ｲ) 購入予定業者と入札者の関係が記載のとおり存在すること。

イ　自社製品の活用を予定している場合

(ｱ) 自社において記載された資材を製造していること、当該資材が工事の品質確保に必要な規格水準を満たすこと及び当該資材を契約対象工事で使用する予定であること。

(ｲ) 記載された単価が、自社の製造部門が過去１年以内に第三者と取引した販売実績額又は製造原価以上であるなど合理的かつ現実的なものであること（自社製品の活用による資材費の低減が可能であること。）。

(9) 手持ち機械の状況（様式９－１）

ア　記載された手持ち機械を保有していること及び当該機械を契約対象工事で使用する予定であること。

イ　契約対象工事で使用可能な管理状態にあること。

ウ　手持ち機械の使用に伴う原価が減価償却や固定資産税等を含み、適切に見積もられていること（手持ち機械や減価償却終了の機械の活用による機械経費の低減が可能であること。）。

(10)機械リース元一覧（様式９－２）

ア　他社からリースを予定している場合

(ｱ) 機械リース予定会社からリースを受ける予定単価が、当該業者が過去１年以内にリースした実績のある単価以上であるなど合理的かつ現実的なものであること（機械リース予定会社からのリースによる機械経費の低減が可能であること。）。

(ｲ) 機械リース予定会社と入札者の関係が記載のとおり存在すること。

イ　自社の機械リース部門からリースを予定している場合

(ｱ) 自社の機械リース部門において記載された機械を保有していること及び当該機械が契約対象工事にリース可能であること。

(ｲ) 記載された単価が自社の機械リース部門が過去１年以内に第三者にリースした実績額又は原価以上の単価であるなど合理的かつ現実的なものであること。

(11)労務者の確保計画（様式10－１）

ア　自社労務者を充てる場合

(ｱ) 記載された者が自社社員であること。

(ｲ) 資格の保有が必要な職種に充てようとする者については、その者が必要な資格を有していること。

(ｳ) 労務単価が最低賃金法に定める最低賃金額（以下「最低賃金額」という。）以上であり、かつ、過去３か月以内に支払った実績のある賃金の額以上の金額を計上しているなど合理的かつ現実的な見積もりであること（自社社員の活用による労務費の低減が可能であること。）。

イ　下請予定業者による労務者の確保を予定する場合

(ｱ) 下請予定業者と入札者の関係が記載のとおり存在すること。

(ｲ) 労務単価が最低賃金法に定める最低賃金額以上であり、かつ、下請予定業者が過去１年以内に施工した実績のある同様の工事における労務単価以上であるなど合理的かつ現実的なものであること。

(12)工種別労務者配置計画（様式10－２）

労務者の確保計画と整合がとれており、適切な施工が可能な工種別の労務者配置計画となっていること。

(13)建設副産物の搬出地（様式11）

ア　記載された搬出計画が関係法令を遵守したものであり、かつ、仕様書等で要求している要件に適合していること。

イ　記載された受け入れ価格が、建設副産物の受入れ予定会社が過去１年以内に建設副産物を受け入れた実績のある単価以上の金額であるなど合理的かつ現実的なものであること。

(14)建設副産物の搬出及び資材等の搬入に関する運搬計画書（様式12）

ア　建設副産物及び資材等の運搬計画が関係法令を遵守したものであり、かつ、発注仕様書等で要求している要件に適合していること。

イ　記載された運搬予定者への支払予定額が、運搬予定者が過去１年以内に取り扱った実績のある単価以上の金額であるなど合理的かつ現実的なものであること。

(15)品質確保体制（品質管理のための人員体制）（様式13－１）

ア　「諸費用」の「見込額」に記載した金額を入札者（元請）が負担する場合において「計上した工種等」に記載された費目に、「見込額」に記載された金額が計上されていること。

イ　「諸費用」の「見込額」に記載された金額を下請予定業者が負担する場合において、「見込額」に記載された金額が、下請予定業者の過去１年以内の取引実績のある単価以上の金額であるなど合理的かつ現実的なものであること。

ウ　「諸費用」の「技術者単価」の欄に記載した金額が、最低賃金額以上であり、かつ、それを入札者（元請）が負担する場合にあっては、「氏名」の欄に記載した者が過去３月以内に支払を受けた実績のある賃金の額に基づいたものであり、下請予定業者が負担する場合にあっては、下請予定業者が過去１年以内に「実施事項」欄の内容と同様の品質管理体制を確保した実績のある技術者単価以上であるなど合理的かつ現実的なものであること。

エ　入札説明書、仕様書等で要求している要件に適合していること。

(16)品質確保体制（品質管理計画書）（様式13－２）

ア　「諸費用」の「見込額」に記載された金額を入札者（元請）が負担する場合において、「計上した工種等」に記載された費目に、「見込額」が記載された金額が計上されていること。

イ　「諸費用」の「見込額」に記載された金額を下請予定業者が負担する場合において、「見込額」に記載された金額が、下請予定業者の過去１年以内の取引実績のある単価以上の金額であるなど合理的かつ現実的なものであること。

ウ　入札説明書、仕様書等で要求している要件に適合していること。

(17)品質確保体制（出来形管理計画）（様式13－３）

ア　「諸費用」の「見込額」に記載された金額を入札者（元請）が負担する場合において、「計上した工種等」に記載された費目に、「見込額」に記載された金額が計上されていること。

イ　「諸費用」の「見込額」に記載された金額を下請予定業者が負担する場合において、「見込額」に記載された金額が、下請予定業者の過去１年以内の取引実績のある単価以上の金額であるなど合理的かつ現実的なものであること。

ウ　入札説明書、仕様書等で要求している要件に適合していること。

(18)安全衛生管理体制（安全教育等）（様式14－１）

ア　「諸費用」の「見込額」に記載された金額を入札者（元請）が負担する場合において、「計上した工種等」に記載された費目に、「見込額」に記載された金

額が計上されていること。

イ　「諸費用」の「見込額」に記載された金額を下請予定業者が負担する場合において、「見込額」に記載された金額が、下請予定業者の過去１年以内の取引実績のある単価以上の金額であるなど合理的かつ現実的なものであること。

ウ　入札説明書、仕様書等で要求している要件に適合していること。

(19)安全衛生管理体制（点検計画）（様式14－２）

ア　「諸費用」の「見込額」に記載された金額を入札者（元請）が負担する場合において、「計上した工種等」に記載された費目に、「見込額」に記載された金額が計上されていること。

イ　「諸費用」の「見込額」に記載された金額を下請予定業者が負担する場合において、「見込額」に記載された金額が、下請予定業者の過去１年以内の取引実績のある単価以上の金額であるなど合理的かつ現実的なものであること。

ウ　「諸費用」の「技術者単価」の欄に記載した金額が、最低賃金法に定める最低賃金額以上であり、かつ、それを入札者（元請）が負担する場合にあっては、「点検実施者」の欄に記載した者が過去３月以内に支払を受けた実績のある賃金の額に基づいたものであり、下請予定業者が負担する場合にあっては、下請予定業者が過去１年以内に「点検対象」、「対象区間」及び「時期・頻度」の各欄に記載の内容と同様の安全衛生管理体制を確保した際の実績のある技術者単価以上であるなど合理的かつ現実的なものであること。

エ　入札説明書、仕様書等で要求している要件に適合していること。

(20)安全衛生管理体制（仮設設置計画）（様式14－３）

ア　「諸費用」の「見込額」に記載された金額を入札者（元請）が負担する場合において、「計上した工種等」に記載された費目に、「見込額」に記載された金額が計上されていること。

イ　「諸費用」の「見込額」に記載された金額を下請予定業者が負担する場合において、「見込額」に記載された金額が、下請予定業者の過去１年以内の取引実績のある単価以上の金額であるなど合理的かつ現実的なものであること。

ウ　入札説明書、仕様書等で要求している要件に適合していること。

(21)安全衛生管理体制（交通誘導員設置計画）（様式14－４）

ア　自社社員を交通誘導員に充てる場合

(ｱ) 単価が最低賃金法に定める最低賃金額以上であること。

(ｲ) 単価の見積りが交通誘導員への支払給与の直近３か月の実績額以上でされていることなど合理的かつ現実的なものであること。

イ　派遣会社から交通誘導員の供給を受けることを予定する場合

(ｱ) 単価が最低賃金法に定める最低賃金額以上であること。

(ｲ) 単価の当該交通誘導員の派遣会社が過去１年以内に交通誘導員を派遣した実績のある単価以上であるなど合理的かつ現実的なものであること。

ウ　交通規制方法に応じて必要な人数の交通誘導員を配置する計画となっていること。

エ　入札説明書、仕様書等で要求している要件に適合していること。

(22)誓約書（様式15）

ア　入札者の申込みに係る価格が入札者の積算における工事の施工に要する費用の額を下回る場合に、その下回る額を自社の本社経費等から契約対象工事の一般管理費等に確実に計上することによって、入札者が落札契約後に下請予定業者や資機材納入業者等の見積金額を故なく減額するなど下請予定業者等にしわ寄せをし、手抜き工事を誘発することのないよう、その旨を代表取締役が誓約した書面を提出していること。

イ　入札者の申込みに係る価格が入札者の積算における工事の施工に要する費用の額を下回る場合に、その下回る額を自社で負担するための財源の確保方法が具体的に確認できること。

特に、当該下回る額（当該年度において、契約対象工事以外の防衛省発注の建設工事に関し、低入札価格調査を経て、入札者の積算における施工に要する費用の額を下回る価格で受注した経歴を有する者にあっては、その下回る価格の合計額と契約対象工事に係る下回る額との合計）が前年度の営業利益金額を上回るときは、より確実な財源の確保方法が具体的に確認できること。

(23)施工体制台帳（様式16）

施工体制が適切であること。

(24)過去に施工した同種の公共工事名及び発注者（様式17）

過去５年間の施工工事で低入札価格調査の対象となったもの。

別表第１

工事成績相互利用登録機関及び工事成績評定相互利用対象工事

１　中央官庁営繕担当課長連絡調整会議構成員

工事成績相互利用登録機関		工事成績評定相互利用対象工事		
中央官庁	発注機関・部署等	工事種別	工事規模	時期
○○省	○○部○○課	○○工事	契約額○○円以上の工事	平成○年○月○日以降に契約した工事
○○省	○○部○○課、○○局	すべての工事	契約額○○円を超える工事	平成○年○月○日以降に完成した工事

２　全国営繕主管課長会議構成員

工事成績相互利用登録機関		工事成績評定相互利用対象工事		
都道府県政令市	発注機関・部署等	工事種別	工事規模	時期
○○県	○○県○○部○○課	すべての工事	契約額○○円以上の工事	平成○年○月○日以降に完成した工事

別表第２

１　未提出であると認められる場合	(1)	工事費内訳明細書が白紙である場合
	(2)	工事費内訳明細書に表紙がついていない場合
２　記載すべき事項が欠けている場合	(1)	数量、単価、金額等の記載が欠けている場合
３　記載すべき事項に誤りがある場合	(1)	発注案件名に誤りがある場合
	(2)	提出業者名に誤りがある場合
	(3)	工事費内訳明細書の合計金額が入札金額と大幅に異なる場合
４　その他	(1)	他の入札参加者の工事費内訳明細書と類似し、合理性がなく、極めて不自然な場合

別紙様式第１
（用紙Ａ４版）

平成　　年　　月　　日

紙入札方式参加承諾願

１　工事名

２　電子入札システムでの参加ができない理由

上記の案件は、電子入札対象案件ではありますが、今回は当社においては上記理由により電子入札システムを利用しての参加ができないため、紙入札方式での参加を承諾いただきますようお願いいたします。

住　　所
商号又は名称
役　　職
氏　　名　　印

（契約担当官等の官職氏名）　　殿

別紙様式第２
（用紙Ａ４版）

平成　　年　　月　　日

一 般 競 争 参 加 資 格 確 認 申 請 書

（契約担当官等の官職氏名）　殿

住　　所
商号又は名称
代表者氏名　　印

平成　　年　　月　　日付けで入札公告のありました○○（○）○○○工事に係る競争参加資格について確認されたく、下記の書類を添えて申請します。

なお、予算決算及び会計令（昭和22年勅令第165号）第70条の規定に該当する者でないこと及び添付書類の内容について事実と相違ないことを誓約します。

記

１　入札説明書８(4)アに定める同種工事の施工実績を記載した書面
２　入札説明書８(4)イに定める配置予定の監理技術者等の資格等を記載した書面
３　入札説明書８(4)ウに定める技術提案書
４　入札説明書８(4)エに定める工事全般の施工計画を記載した書面
５　入札説明書８(4)オに定める契約書の写し（契約書の写しの提出を求める場合のみ）

以　上

担当者
○○○会社○○支店　○○課　○○○○
TEL　○○○○―○○―○○○
FAX　○○○○―○○―○○○
登録番号（○―○○―○○○○○）

注：電子入札システムにより提出する場合、押印は必要ありません。

紙入札方式による場合は、返信用封筒として、表に申請者の住所・氏名を記載し、簡易書留料金分を加えた所定の料金（○○○円）の切手を貼付した長３号封筒を申請書と併せて提出して下さい。

別紙様式第３
（用紙Ａ４版）

同種工事の施工実績

工 事 名：

工事名称等	工　事　名	（同種工事の工事名を記入する。）
	発注機関名	
	工事場所	（都道府県名、市町村名を記入する。）
	契約金額	（百万円単位で記入する。）
	工　期	平成　年　月　日　～　平成　年　月　日
	受注形態等	単体／ＪＶ（出資比率）
工事概要等	構造形式	
	規模・寸法	
	使用機材・数量	
	施工条件	（市街地・軟弱地質等）
	その他	
CORINS登録の有無		□有（CORINS登録番号　　）□無

注：１　必ず同種工事が確認できる内容で記載する。

２　CORINS登録の有無について、いずれかの「□」に「■」を付す。「有」に「■」を付した場合は、CORINSの登録番号を記載し、写し（詳細含む。）を添付する。「無」に「■」を付した場合は契約書の写し及び当該工事実績を証明する資料を添付する。

３　記載する工事が、平成13年12月25日以降に完成した防衛省発注機関（旧防衛施設局及び旧防衛施設支局を含む。）の発注した工事である場合は、当該工事に係る施工成績評定通知書又は工事成績評定通知書の写しを添付する。

別紙様式第４
（用紙Ａ４版）

配置予定の監理技術者等

工 事 名：

項　　目		監理技術者又は主任技術者
氏　　名		
最　終　学　歴		（学校名、学科名及び卒業年次を記入する。）
法令による資格・免許		（施工管理技士、建築士等の名称及び取得年月日、監理技術者資格の取得年月日、登録番号及び登録会社並びに監理技術者講習の取得年月日及び修了証番号を記入する。）
工事経験の概要	工　事　名	
	発注者名	
	工事場所	（都道府県名、市町村名を記入する。）
	契約金額	（百万円単位で記入する。）
	工　期	平成　年　月　日　～　平成　年　月　日
	従事役職	（現場代理人、監理（主任）技術者等の名称）
	工事内容	
	CORINS登録の有無	□有（CORINS登録番号　　）　□無
申請時における他工事の従事状況等	工　事　名	
	発注者名	
	工　期	平成　年　月　日　～　平成　年　月　日
	従事役職	（現場代理人、監理（主任）技術者等の名称）
	本工事と重複する場合の対応措置	
	CORINS登録の有無	□有（CORINS登録番号　　）　□無

注：１　必ず同種工事が確認できる内容で記載する。

２　CORINS登録の有無について、いずれかの「□」に「■」を付す。「有」に「■」を付した場合は、CORINSの登録番号を記載し、写し（詳細含む。）を添付する。「無」に「■」を付した場合は契約書の写し及び当該工事実績を証明する資料を添付する。

３　記載する工事が、平成13年12月25日以降に完成した防衛省発注機関（旧防衛施設局及び旧防衛施設支局を含む。）の発注した工事の場合は、当該工事に係る施工成績評定通知書又は工事成績評定通知書の写しを添付する。

別紙様式第５
（用紙Ａ４版）

技術提案回答表

（工事名：　　）

商号又は名称：

○○○○○○○○○工事の技術提案については、以下のとおりとします。
技術提案が適正と認められた内容については、本技術提案書に基づいて施工します。

１　「○○○○○○○○　○○○○に関する技術提案」	技術提案又は標準案
２　「○○○○○○○○　○○○○に関する技術提案」	技術提案又は標準案

注：１　技術提案と記載した場合、別紙様式第６の評価項目について記述した技術提案書を提出する。
　　２　標準案を選択した場合、標準案により入札に参加するものとする。
　　※標準案とは、当局の想定する施工方法で、共通仕様書、特記仕様書及び関係法令を遵守し、一般的な施工機械（当省において使用している積算基準類に基づくものを想定）により施工及び監理する方法を用いて作業を行うものである。

別紙様式第６
（用紙Ａ４版）

技術提案書

（工事名：　　）

商号又は名称：

○○○○○○○○○○○工事の施工計画については、以下のとおりとします。
本施工計画が適正と認められた場合には、本計画に基づいて詳細施工計画を立案し、施工を行います。
なお、技術提案が不採用の場合は、標準案により施工します。

評価項目：「○○○○○○○○○○○○○○○○○○○○○○○」に関する技術提案

１　技術提案の概要
（標準案との相違点を簡潔に記述する。）

２　提案における施工方法、施工管理方法
（工事箇所の現状及び特性を踏まえ、本工事に有効であると考えられる具体的な施工方法、施工管理方法を列挙し、提案する内容ごとに効果が分かり易すいように、具体的に、簡潔に記述すること。さらに、創意工夫点や留意点等があれば記述する。）

３　提案施工方法に関する安全管理計画

４　提案に対する確実性、展開性の所見
（提案を確実にするための手法及び今後の類似工事への適用性、技術的波及効果の可能性について、過去の実績や経験等を基に記述する。）

５　提案の利用条件等
（工業所有権等の排他的権利に係る事項、提案内容の公表に係る所見等があれば記述する。）

注：１　資料の枚数は、添付図表を含めＡ４版換算で１評価項目につき３枚以内とする。
２　必要に応じて構造図、説明図書等を添付する（Ａ４版換算で１枚以内とする。）。
３　技術提案が複数設定された場合は、技術提案毎に本技術提案書を作成する。
４　上記項目の技術提案が不採用の場合は、標準案で入札に参加するものとする。

別紙様式第７
（用紙Ａ４版）

工事全般の施工計画書

（工事名：　　）

商号又は名称：

○○○○○○○工事の施工計画については、以下のとおりとします。
本施工計画が適正と認められた場合は、本施工計画に基づいて詳細施工計画を立案し施工を行います。

評 価 項 目：施工上配慮すべき事項等の具体的な施工計画
評価の着目点：
１　現場環境等の条件把握（地形、地質、気象条件、周辺施設等の現場条件）
２　施工計画上（品質・工程・安全管理等）の課題設定及び対策
３　施工計画の具体性
４　現場等における創意工夫
５　実現性の担保（過去の実績等による裏付け）

注：１　資料の枚数は図面を含め、Ａ４版２枚以内とする。
２　必要に応じて説明図表等を添付する。
３　工事全般の施工計画書については、必ず提出する。

別紙様式第８

平成　　年　　月　　日

見積に関するヒアリング日時希望通知書

（契約担当官等の官職氏名）　　殿

住　　所
商号又は名称
代 表 者 氏 名　　印

見積に関するヒアリングについては、以下のとおり希望日時等を通知します。

工事名	
ヒアリング出席予定者	①配置予定技術者　　氏名 ②役職　　氏名 ③役職　　氏名
ヒアリング希望日	希望日　平成　　年　　月　　日（　）
ヒアリング希望時間	希望時間　○○時から○○時まで

注１：　ヒアリング会場には、競争参加資格確認申請者の責任者（支店長・営業所長等）・配置予定技術者等を含め３名程度でお願いします。
注２：　ヒアリングの実施日時については後日通知しますが、日時は希望どおりにならない場合がありますので、あらかじめご了承願います。

付紙

評　　価　　基　　準

工事名：＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿

（※：本評価基準は、ＷＴＯ標準型により、評価項目は必須項目のみとした場合の作成例である。）

工事名：

１から２の評価点の最高点の合計は○○点とする。

１　企業による技術提案
　下表の評価項目についてそれぞれ評価を行い、各々評価点を算出する。評価項目の最高点は○○点とし、１課題に対する技術提案数は最大５つまでとする。
　なお、技術提案数が５つを超えた場合は当該技術提案に係る配点は０点とする。

評価項目		評価基準	評価点
企業による技術提案	○○○○○ （企業に求める提案内容を記載する。）	【優】が１以上又は【有】が５	15
		【有】が４	12
		【有】が３	9
		【有】が２	6
		【有】が１	3
		【有】が０又は技術提案数が５を超えている	0
	○○○○○ （企業に求める提案内容を記載する。）	【優】が１以上又は【有】が５	15
		【有】が４	12
		【有】が３	9
		【有】が２	6
		【有】が１	3
		【有】が０又は技術提案数が５を超えている	0

２　工事全般の施工計画について
　下表における評価項目について評価する。
　なお、最高点を10点とする。

評価項目		評価基準	評価点
企業による技術提案	施工上配慮すべき事項	現場環境等の条件把握	2
		施工計画上の課題設定及び対策	2
		施工計画の具体性	2
		現場等における創意工夫	2
		実現性の担保	2
		適正でない	欠格

競争参加者の資格に関する公示

○○○○○工事に係る特定建設工事共同企業体としての競争参加者の資格(以下「特定建設工事共同企業体としての資格」という。）を得ようとする者の申請方法について、次のとおり公示します。

平成○○年○月○日

○○○○　○○　○○【発注機関の長を記載する。】

◎調達機関番号　○○○　◎所在地番号　○○

１　工 事 名　○○（○）○○○建設工事

２　工事場所　○○県○○市○○町○－○－○

３　工事概要　用途　○○、構造　鉄筋コンクリート造○階建て、規模　建物延べ面積○○○○㎡

４　工期　平成○○年○月○日まで

５　競争参加資格審査申請書の交付

(1) 交付期間　平成○○年○月○日から平成○○年○月○日までの行政機関の休日に関する法律(昭和63年法律第91号)第１条第１項に規定する行政機関の休日(以下「行政機関の休日」という。）を除く毎日、午前○時から午後○時まで。ただし、正午から午後１時までの間を除く。

(2) 交付場所　〒○○○－○○○○　○○県○○市○○町○－○－○
○○○○【当該発注機関、部署名を記載する。】
電話○○－○○○○－○○○○（内線○○○○）

(3) そ の 他　特定建設工事共同企業体として資格を得ようとする者に交付する。

６ 申請書の提出

(1) 提出期間　平成○○年○月○日から平成○○年○月○日までの行政機関の休日を除く毎日、午前○時から午後○時まで。ただし、正午から午後１時までの間を除く。

(2) 提出場所　上記５(2)に同じ。

(3) 提出方法　申請書に次に掲げる書類を添付し､持参又は郵送(書留郵便に限る。）若しくは託送（書留郵便と同等のものに限る。）により提出すること。

ア　総合評定値通知書（建設業法（昭和24年法律第100号）第27条の29第１項の請求により国土交通大臣又は都道府県知事から通知されたもの。）又は経営規模等評価結果通知書で平成○・○年度資格審査申請の際に提出したものの写し

イ　共同企業体協定書の写し

ウ　下記７(2)アの要件を満たすことを判断できる工事の施工実績を記載した書類（申請書とともに交付する様式により作成したものに限る。ただし、当該様式は、当該工事の「入札公告（建設工事)」(平成○年○月○日付○○○○【契約担当官等名を記載する。】）に示すところにより交付する入札説明書の別記様式○と同一であるので、それらを使用して作成しても差し支えない。）

(4) その他　申請書及び添付書類は、日本語で作成すること。

申請書は、平成○○年○月○日以降、当該工事に係る開札の時まで（行政機関の休日を除く。）随時、受け付けるが、当該開札の時までに審査が終了せず、競争に参加できないことがある。

7　特定建設工事共同企業体としての資格

(1) 特定建設工事共同企業体の構成

特定建設工事共同企業体の構成は、次の条件を満たす２又は３社の組合せとする。

ア　防衛省における平成○・○年度一般競争（指名競争）参加資格（以下「防衛省競争参加資格」という。）のうち、「○○工事」で級別の格付を受け、○○防衛局【当該契約担当官等の所在地を管轄する地方防衛局等を記載する。】に競争参加を希望している者であること（会社更生法（平成14年法律第154号）に基づき更生手続開始の申立てがなされている者又は民事再生法（平成11年法律第225号）に基づく再生手続開始の申立てがなされている者については、手続開始の決定後、再度級別の格付を受けていること。）。

【代表者と代表者以外の構成員に求める点数が同一の場合、イは次のとおりとする。】

イ　防衛省競争参加資格の「○○工事」に係る経営事項評価数値（資格審査結果通知書の記３の経営事項評価数値欄の点数）が、○○点以上であること。

【代表者以外の構成員に求める点数を引き下げる場合、イは次のとおりとする。】

イ　防衛省競争参加資格の「○○工事」に係る経営事項評価数値（資格審査結果通知書の記３の経営事項評価数値欄の点数）が、代表者は○○点、代表者以外の構成員は○○点以上であること。

ウ　競争参加資格確認申請書の提出期限の日から認定を行う日までの期間に、○○防衛局長【契約担当官等の所在地を管轄する地方防衛局等の長を記載する。】から、工事請負契約等に係る指名停止等の措置要領について（防整施（事）第150号。28．３．31）に基づく指名停止を受けていないこと。

エ　上記１に示した工事に係る設計業務等の受注者（受注者が共同体である場合においては、当該共同体の各構成員をいう。以下同じ。）又は当該受注者と資本若しくは人事面において関連がある建設業者でないこと。

(2) 構成員の技術的要件等

特定建設工事共同企業体の構成員は、次に掲げる要件を満たすものとする。

【代表者と代表者以外の構成員に求める条件が同一の場合、アは次のとおりとする。】

ア　平成○年度以降に、（用途が○○で、）鉄筋コンクリート造○階建て以上、建物延べ面積○○㎡以上の工事を施工した実績を有すること（建設共同企業体の構成員としての実績は、出資比率が20％以上のものに限る。）。

【代表者以外の構成員に求める条件を緩和する場合、アは次のとおりとする。】

ア　代表者は、平成○年度以降に、（用途が○○で、）鉄筋コンクリート造○階建て以上、建物延べ面積○○㎡以上の工事を施工した実績を有すること（建設共同企業体の構成員としての実績は、出資比率が20％以上のものに限る。）。ただし、代表者以外の構成員は、平成○年度以降に、（用途が○○で、）鉄筋コンクリート造○階建て、建物延べ面積約○○○㎡以上の工事を施工した実績を有すること（建設共同企業体の構成員としての実績は、出資比率が20％以上のものに限る。）。

イ　建設業法の○○工事につき許可を有しての営業年数が５年以上であること。

ウ　○○工事に係る監理技術者又は国家資格を有する主任技術者を工事現場に専任で配置できること。

(3) 出資比率要件

すべての構成員が、均等割りの10分の６以上の出資比率であるものとする。

(4) 代表者の要件

代表者は、○○工事に係る施工能力が大きいと認められる者とする。また、代表者の出資比率は、構成員中最大であるものとする。

８　上記７(1)アに掲げる競争参加資格の級別の格付を受けていない者を含む特定建設工事共同企業体も上記６により申請することができる。この場合、上記７(1)アに掲げる競争参加資格の級別の格付を受けていない者は、上記７(1)ア及びイに示す構成員の要件を得る必要がある。

なお、当該工事の開札の時までに特定建設工事共同企業体として資格の審査が終了していないとき又は上記７(1)アに掲げる競争参加資格の級別の格付を受けていない者が当該工事の開札までに上記７(1)ア及びイにする構成員の要件を得ていないときは、特定建設工事共同企業体としての資格がないものとする。

９　資格審査結果の通知

「資格審査結果通知書」により通知する。

10　資格の有効期間

資格審査結果通知の日から工事請負契約の履行後３か月以内を経過するまでとする。ただし、当該工事の受注者以外の者であっては、当該工事の請負契約が締結された日までとする。

11　その他

(1) 特定建設工事共同企業体の名称は、「○○（○）○○○建設工事○○○建設・○○○建設・○○○建設建設共同企業体」とする。

(2) 当該工事に係る競争に参加するためには、開札の時において、特定建設工事共同企業体としての資格の認定を受け、かつ、当該工事の「入札公告（建設工事）」に示す手続きに従い、資格審査結果の通知を受けていなければならない。

入 札 公 告（建設工事）

次のとおり一般競争入札に付します。

平成○年○月○日

○○○○

○○○○　○○　○○【発注者名を記載する。】

◎調達機関番号　○○○　◎所在地番号　○○

○第Ｎ号

１　工事概要

(1) 品目分類番号　41

(2) 工事名　○○（○）○○○工事

(3) 工事場所　○○県○○市○○町○－○

(4) 工事内容　本工事は、以下の工事を行うものである。

用途　○○、構造　鉄筋コンクリート造○階建て、規模　建物延べ面積約○○○○㎡

(5) 工期　平成○年○月○日まで

(6) 使用する主要な資機材　コンクリート○○㎥、鉄骨○○ｔ、鉄筋○○ｔ、板ガラス○○㎡

(7) 本工事は、入札時に「企業による技術提案」を受け付け、価格と価格以外の要素を総合的に評価して落札者を決定する総合評価落札方式のうち、品質確保のための施工体制及びその他の施工体制の確保状況を確認し、施工内容を確実に実現できるかどうかについて審査し、評価を行う施工体制確認型総合評価落札方式の試行対象工事である。

(8) 本工事は、一次審査で選抜された者以外の競争参加者による入札は無効とする段階的選抜方式の試行対象工事である。

【見積活用方式の場合は次の２項目を追加する。】

(9) 本工事は、発注者が競争参加希望者に見積の提出を求め、ヒアリングを通じて見積の妥当性を確認し、妥当性が確認できた見積を積算価格に反映させるものである。見積の提出期限までに○○工事、○○工事に対する直接工事費（当該工事に必要な仮設費を含む。）【共通仮設費又は現場管理費の積み上げ分の場合は、「共通仮設費（又は現場管理費）への積み上げ分である○○」を記載する。】について記載した見積（以下「見積」という。）を提出するものとする（詳細は入札説明書による。）。

(10) 本工事では、見積の提出後、競争参加希望者の責任者、配置予定の技術者等からヒアリングを行い、見積の妥当性を確認するものとする。

(9) 本工事は、資料提出及び入札等を全て紙により行う紙入札方式である。

(10) 本工事は、ワーク・ライフ・バランス等推進企業を評価する試行対象工事である。

(11) 本工事は、工事費内訳明細書の提出を義務付ける工事である。

２　競争参加資格

(1) 予算決算及び会計令（昭和22年勅令第165号。以下「予決令」という。）第70条及び第71条の規定に該当しない者であること。

(2) 防衛省における平成○・○年度一般競争（指名競争）参加資格（以下「防衛省競争参加資格」という。）のうち、「○○工事」で級別の格付を受け、○○防衛局【当該契約担当官等の所在地を管轄する地方防衛局等を記載する。】に競争参加を希望していること（会社更生法（平成14年法律第154号）に基づき更生手続開始の申立てがなされている者又は民事再生法（平成11年法律第225号）に基づき再生手続開始の申立てがなされている者については、手続開始の決定後、再度級別の格付を受けていること。）。

(3) 会社更生法に基づく更生手続開始の申立てがなされている者又は民事再生法に基づき再生手続開始の申立てがなされている者（(2)の再度級別の格付を受けた者を除く。）でないこと。

(4) 防衛省競争参加資格の「○○工事」に係る経営事項評価数値（資格審査結果通知書の記３の経営事項評価数値欄の点数）が○○点以上であること。

(5) 平成○年度以降入札公告日まで【当該年度及び前年度から過去15年間を記載する。】に、元請けとして完成・引渡しが完了した工事のうち、①、②いずれかの工事を施工した実績を有すること（建設共同企業体の構成員としての実績は、出資比率が20％以上のものに限る。）。

① 「同種性」が認められる工事

（用途が○○で、）鉄筋コンクリート造○階建て以上、建物延べ面積○○㎡以上（１棟当たり）の工事を施工した実績を有すること。

② 「より同種性」の高い工事

（用途が○○で、）鉄筋コンクリート造○階建て以上、建物延べ面積○○㎡以上（１棟当たり）の工事を施工した実績を有すること。

なお、当該実績が平成13年12月25日以降に完成した防衛省発注機関（契約担当官等が属する防衛省本省の内部部局、防衛大学校、防衛医科大学校、防衛研究所、統合幕僚監部、陸上幕僚監部、海上幕僚監部、航空幕僚監部、情報本部、防衛監察本部、地方防衛局並びに統合幕僚長及び陸上幕僚長、海上幕僚長又は航空幕僚長の監督を受ける陸上自衛隊、海上自衛隊及び航空自衛隊の部隊及び機関並びに防衛装備庁をいう。以下同じ。）（旧防衛施設局及び旧防衛施設支局を含む。）の発注した工事に係るものにあっては、施工成績評定通知書又は工事成績評定通知書の評定点合計（以下「評定点合計」という。）が65点未満のものを除くこと。また、実績が工事成績相互利用登録機関が発注した工事で工事成績評定相互利用対象工事に該当するものである場合は、工事成績の評定点が65点未満のものを除くこと。

(6) 次の基準を全て満たす監理技術者又は主任技術者（以下「監理技術者等」という。）を当該工事に専任で配置できること。

ア 一級建築士又はこれと同等以上の資格を有する者である。【建築工事の場合】

イ 平成○年度以降入札公告日まで【当該年度及び前年度から過去15年間を記載する。】に、(5)に掲げる工事の経験を有する者である（原則、着工から完成まで従

事している。）。

なお、当該経験が平成13年12月25日以降に完成した防衛省発注機関（旧防衛施設局及び旧防衛施設支局を含む。）の発注した工事に係るものにあっては、評定点合計が65点未満のものを除く。また、経験が工事成績相互利用登録機関が発注した工事で工事成績評定相互利用対象工事に該当するものである場合は、工事成績の評定点が65点未満のものを除く。

ウ　監理技術者にあっては、監理技術者資格者証及び監理技術者講習修了証を有する者である。

(7) 一般競争参加資格確認申請書（以下「申請書」という。）及び競争参加資格確認資料（以下「技術資料」という。）の提出期限の日から開札の時点までの期間に、○○防衛局長【契約担当官等の所在地を管轄する地方防衛局等の長を記載する。】から工事請負契約等に係る指名停止等の措置要領について（防整施（事）第150号。28．３．31）に基づく指名停止を受けていないこと。

(8) 上記１に示した工事に係る設計業務等の受注者（受注者が共同体である場合においては、当該共同体の各構成員をいう。以下同じ。）又は当該受注者と資本若しくは人事面において関連がある建設業者でないこと。

(9) 入札に参加を希望する者との間に資本関係又は人的関係がないこと。

(10)都道府県警察から暴力団関係業者として防衛省が発注する工事等から排除するよう要請があり、当該状態が継続している有資格者でないこと。

３　一次審査に関する事項

一次審査における評価項目は次のアからウまでとし、評価点の合計（最高○○点）の上位者を選抜する。

なお、一次審査において算出された評価点は、一次審査限りとする。

また、国内実績のない外国籍企業が国外での施工実績により参加する場合、２(5)の同種工事の施工実績として妥当と判断された場合、選抜者に加える。

ア　企業の技術力

イ　配置予定技術者の技術力

ウ　ワーク・ライフ・バランス等推進企業の評価

４　二次審査に関する事項

一次審査で選抜された者を対象に実施する。

(1) 評価項目

二次審査の評価項目は、次のアからウまでとし、詳細は入札説明書による。

ア　企業による技術提案

・「○○○○○」

・「○○○○○」

【提案内容のみ記載し、着目点等は入札説明書に記載する。】

イ　工事全般の施工計画（当該工事における施工上配慮すべき事項等の技術的所見）

ウ　施工体制

(2) 総合評価の方法

ア　標準点　要求要件を満たしている者に標準点として100点を付与する。

イ　加算点　算出方法は、予決令第79条の規定に基づいて作成された予定価格（以下「予定価格」という。）の制限の範囲内の入札参加者のうち、(1)ア及びイの評価項目ごとに評価を行った結果、得られた「評価点数の合計値」を加算点として付与する。

なお、加算点の最高点数は○○点とする。

ウ　施工体制評価点　「施工体制評価点」は(1)ウの評価項目について最高30点の評価点を付与する。ただし、事前調査により、施工体制が十分に確保されない場合、契約の内容に適合した履行がされないおそれがある場合又は品質確保のための施工体制及びその他の施工体制が著しく確保されないおそれがある場合、減点を行う。また、施工体制評価点の低いものに対しては、企業による技術提案に係る評価点数に相当する加算点を減ずる場合がある。

エ　価格と価格以外の要素がもたらす総合評価は、入札参加者の「標準点」と「加算点」及び「施工体制評価点」の合計を、当該入札者の入札価格で除して得た数値（以下「評価値」という。）をもって行う。

オ　(1)アの評価項目（企業による技術提案）を行わない者にあっては、(1)イの評価項目の評価内容に応じた加算点を算出し付与する。

(3) 配置予定の監理技術者等のヒアリングを行う。【配置予定の監理技術者等のヒアリングを行う場合のみ記載する。】

(4) 施工体制の確認のため、ヒアリングを行う。

(5) 落札者の決定方法

ア　一次審査で選抜された者は、価格及び(1)アからウまでをもって入札に参加し、次の各要件に該当する者のうち、評価値の最も高い者を落札者とする。

(ｱ) 入札価格が予定価格の制限の範囲内である。

(ｲ) 評価値が、標準点を予定価格で除した数値（以下「基準評価値」という。）を下回らない。

ただし、落札者となるべき者の入札価格によっては、その者により当該契約の内容に適合した履行がされないおそれがあると認められるとき又はその者と契約を締結することが公正な取引の秩序を乱すこととなるおそれがあって著しく不適当であると認められるときは、予定価格の制限の範囲内で、発注者の定める最低限の要求要件を全て満たして入札した他の者のうち、評価値が最も高い者を落札者とすることがある。

なお、評価値が基準評価値を上回っていても、減点評価により技術評価点が標準点（100点）を下回る場合は、落札者の対象外とする。

イ　上記の場合において、評価値の最も高い者が二者以上あるときは、くじへ移行する。くじの実施方法等については、発注者から指示をする。

(6) その他　受注者の責により入札時の(1)の評価内容が実施されていないと判断された場合は、ペナルティとして、工事成績評定を減ずることとし、１工事最大○○点減ずる。

５　入札手続等

(1) 担当部局
〒○○○－○○○○　○○県○○市○○町○－○－○
○○○○【当該発注機関、部署名を記載する。】
TEL　○○－○○○○－○○○○（内線○○○○）
FAX　○○－○○○○－○○○○

(2) 入札説明書の交付期間等
ア　交付期間　平成○年○月○日から平成○年○月○日まで（行政機関の休日に関する法律（昭和63年法律第91号）第１条第１項に規定する行政機関の休日（以下「行政機関の休日」という。）を除く。）の毎日、午前○時から午後○時まで。
イ　交付場所　(1)に同じ。
ウ　交付方法　次の(ｱ)又は(ｲ)の方法により、全て、電子データで交付を行う。
文書類　：PDF　（○○形式）
図面類　：PDF　（○○形式）
数量表等：Excel　（○○形式）
申請書類：Word　（○○形式）又は一太郎（○○形式）
なお、標記以外の形式による提供は一切行わない。
(ｱ)　(1)へ「図面データの取扱いに関する同意事項」（記入・押印済みのもの)及びデータを保存するために必要な、ＣＤ－Ｒ（未使用に限る。）○枚を持参する。
(ｲ)　(1)へ「図面データの取扱いに関する同意事項」（記入・押印済みのもの)、データを保存するために必要な、ＣＤ－Ｒ（未使用に限る。）○枚及び着払いのラベル（宅配業者の場合）又は切手（日本郵便の場合）を貼付した返信用の封筒を同封し、送付する。
この対応により被った不利益や損害については、一切補償しない。
※「図面データの取扱いに関する同意事項」の書式については、防衛省・自衛隊のホームページより入手可能である。
(http://www.mod.go.jp/○/○/○/○/○.pdf)

(3) 申請書及び技術資料の提出期限等
ア　提出期限　平成○年○月○日午後○時○分
イ　提出方法　(1)に持参又は郵送（書留郵便に限る。）若しくは託送（書留郵便と同等のものに限る。）（以下「郵送等」という。）する。

(4) 一次審査結果の通知
本工事の一次審査に係る評価の結果は、平成○年○月○日に通知する。

(5) 二次審査申請書及び企業による技術提案の提出期限等
ア　提出期限　平成○年○月○日午後○時○分
イ　提出方法　(1)に持参又は郵送等により提出する。

【見積活用方式の場合は次の項目を追加する。】

(6) 見積の提出期限等
ア　提出期限　(5)アに同じ。

イ　提出方法　(1)に持参又は郵送等により提出する。

(6) 二次審査結果の通知

技術提案の可否及び評価の有無､工事全般の施工計画の適正判定結果については、平成○年○月○日に通知する。

なお、一次審査で選抜された者以外による技術提案については評価を行わず、可否及び評価の有無の通知も行わない。

(7) 入札書の受領期限等

ア　受領期限　平成○年○月○日午後○時○分

イ　提出方法　(1)に持参又は郵送等により提出する。

(8) 開札の日時及び場所

ア　日時　平成○年○月○日午前○時○分

イ　場所　○○○○室

６　その他

(1) 手続において使用する言語及び通貨　日本語及び日本国通貨に限る。

(2) 入札保証金　納付（保証金の取扱店　○○銀行○○支店)。ただし、利付国債の提供（取扱官庁　○○○○）又は銀行等の保証（取扱官庁　○○○○）をもって入札保証金の納付に代えることができる。また、入札保証保険契約の締結を行った場合は、入札保証金を免除する。

(3) 入札保証金の納付等に係る書類の提出期間、提出場所及び提出方法

ア　提出期間　平成○年○月○日から平成○年○月○日まで（利付国債の提供の場合は平成○年○月○日）の行政機関の休日を除く毎日、午前○時から午後○時まで。

イ　提出場所　〒○○○－○○○○　○○県○○市○○町○－○－○
○○○○【当該発注機関、部署名を記載する。】
TEL○○○○－○○－○○○○

ウ　提出方法　書類の提出は、持参又は郵送等することにより行うものとする。

(4) 契約保証金　免除。ただし、落札者は、公共工事履行保証証券による保証（瑕疵担保特約（２年間）を付したものに限る。）を付するものとする。この場合の保証金額は、請負代金の10分の３以上とする。

【契約保証金を納付させる場合、(4)は次のとおりとする。】

(4) 契約保証金　納付（保管金の取扱店　○○銀行○○支店)。ただし、利付国債の提供（取扱官庁　○○○○）又は金融機関若しくは保証事業会社の保証（取扱官庁　○○○○）をもって契約保証金の納付に代えることができる。また、公共工事履行保証証券による保証を付し、又は履行保証保険契約の締結を行った場合は、契約保証金を免除する。

【見積活用方式の場合は次の項目を追加する。】

(5) 見積の提出期限までに見積が提出されない場合は、入札心得書第８条第１項第３

号の規定に該当するものとし、その者の行った入札を無効とする。

(5) 入札の無効　次に掲げる入札は無効とする。
ア　本公告に示した競争参加資格のない者の入札
イ　申請書又は技術資料に虚偽の記載をした者の入札
ウ　入札に関する条件に違反した入札
エ　一次審査で選抜されていない者が行った入札
オ　工事全般の施工計画が適正でない者が行った入札

【見積活用方式の場合は次の項目を追加する。】
(7) 提出された見積の金額と入札時に提出された工事費内訳明細書の金額との間に著しい乖離が認められ、開札後に再度ヒアリングを実施し、その妥当性が確認できない場合は、入札心得書第８条第１項第３号の規定に該当するものとして、その者の行った入札を無効とすることがある。

(6) 配置予定の監理技術者等の確認　落札者決定後、発注者支援データベース・システム等により配置予定の監理技術者等の専任制違反の事実が確認された場合、契約を結ばないことがある。
　なお、種々の状況からやむを得ないものとして承認された場合の外は、配置予定の監理技術者等の変更を認めない。
(7) 落札者となるべき者の入札価格が予決令第85条の規定に基づいて作成された基準（以下「調査基準価格」という。）を下回っている場合は、予決令第86条の調査（以下「低入札価格調査」という。）を行うので、協力しなければならない。
(8) 専任の監理技術者の配置が義務付けられている工事において、調査基準価格を下回った価格をもって契約する場合においては、監理技術者とは別に同等の要件を満たす技術者の配置を求めることがある。
(9) 入札後、契約を締結するまでの間に、都道府県警察から暴力団関係者として防衛省が発注する工事等から排除するよう要請があり、当該状態が継続している有資格者とは契約を行わない。
(10) 低入札価格調査を受けた者との契約については、前払金の割合を請負代金額の10分の２以内とする。【前払金の設定が予定されている場合のみ記載する。】
(11) 手続における交渉の有無　無
(12) 契約書作成の要否　要
(13) 本工事に係る申請書及び技術資料の提出に当たって、技術提案により施工しようとする場合は、その内容を示した技術提案書を提出する。ただし、技術提案が適正と認められなかった場合においては標準案により入札に参加ができる。また、標準案に基づいて施工しようとする場合は、標準案によって入札に参加する旨を記載した書面を提出する。
(14) 技術提案書作成説明会を行う。【技術提案書作成説明会を実施する場合のみ記載する。】

(15)ワーク・ライフ・バランス等推進企業の評価について、受注者の責により、申請した認定等の取り消しがあった場合等については、加算点の満点に相当する点を限度として工事成績評定点の減点を行うものとする。

(16)現場説明会を行う。【現場説明会を実施する場合のみ記載する。】

(17)関連情報を入手するための照会窓口　上記５(1)に同じ。

(18)競争参加資格の級別の格付を受けていない者の参加　上記２(2)に掲げる競争参加資格の級別の格付を受けていない者も、上記５(3)により申請書及び技術資料を提出することができるが、競争に参加するためには、開札の時点において、当該資格の格付を受け、かつ、競争参加資格の確認を受けていなければならない。

(19)詳細は、入札説明書による。

7　Summary

(1) Official in charge of disbursement of the procuring entity：

(2) Classification of the services to be procured：41

(3) Subject matter of the contract：

(4) Time-limit for the submission of application forms and relevant documents for the qualification ：

(5) Time-limit for the submission of technical proposal:

(6) Time-limit for the submission of tenders：

(7) Contact point for tender documentation：

入　札　説　明　書

○○○○【発注機関名を記載する。】の○○（○）○○○工事に係る入札公告（建設工事）に基づく入札等については、関係法令に定めるもののほか、この入札説明書によるものとする。

１　入札公告日　平成○年○月○日
２　契約担当官等
　○○○○　○○○○　○○　○○【発注者名を記載する。】
　〒○○○－○○○○　○○県○○市○○町○－○
３　工事概要
(1) 工事名　○○（○）○○○工事
(2) 工事場所　○○県○○市○○町○－○－○
(3) 工事内容及び工事範囲　別冊図面及び仕様書のとおり。
(4) 工期　平成○年○月○日まで
(5) 使用する主要な資機材　コンクリート○○㎥、鉄骨○○ｔ、鉄筋○○ｔ、板ガラス○○㎡
(6) 本工事は、入札時に「企業による技術提案」を受け付け、価格と価格以外の要素を総合的に評価して落札者を決定する総合評価落札方式のうち、品質確保のための施工体制及びその他の施工体制の確保状況を確認し、施工内容を確実に実現できるかどうかについて審査し、評価を行う施工体制確認型総合評価落札方式の試行対象工事である。
(7) 本工事は、一次審査で選抜された者以外の競争参加者による入札は無効とする段階的選抜方式の試行対象工事である。

【見積活用方式の場合は次の２項目を追加する。】
(8) 本工事は、発注者が競争参加希望者に見積の提出を求め、ヒアリングを通じて見積の妥当性を確認し､妥当性が確認できた見積を積算価格に反映させるものである。見積の提出期限までに○○工事、○○工事に対する直接工事費（当該工事に必要な仮設費を含む。）【共通仮設費又は現場管理費の積み上げ分の場合は、「共通仮設費（又は現場管理費）への積み上げ分である○○」を記載する。】について記載した見積（以下「見積」という。）を提出するものとする。
(9) 本工事では、見積の提出後、競争参加希望者の責任者、配置予定の技術者等からヒアリングを行い、見積の妥当性を確認するものとする。

(8) その他
　ア　本工事は、資料提出及び入札等を全て紙により行う紙入札方式である。
　イ　本工事は、工事費内訳明細書の提出を義務付ける工事である。
(9)本工事は、ワーク・ライフ・バランス等推進企業を評価する試行対象工事である。

４　競争参加資格

(1) 予算決算及び会計令（昭和22年勅令第165号。以下「予決令」という。）第70条及び第71条の規定に該当しない者であること。

(2) 防衛省における平成○・○年度一般競争（指名競争）参加資格（以下「防衛省競争参加資格」という。）のうち、「○○工事」で級別の格付を受け、○○防衛局【当該契約担当官等の所在地を管轄する地方防衛局等を記載する。】に競争参加を希望していること（会社更生法（平成14年法律第154号）に基づき更生手続開始の申立てがなされている者又は民事再生法（平成11年法律第225号）に基づき再生手続開始の申立てがなされている者については、手続開始の決定後、再度級別の格付を受けていること。)。

(3) 会社更生法に基づく更生手続開始の申立てがなされている者又は民事再生法に基づき再生手続開始の申立てがなされている者（(2)の再度級別の格付を受けた者を除く。）でないこと。

(4) 防衛省競争参加資格の「○○工事」に係る経営事項評価数値（資格審査結果通知書の記３の経営事項評価数値欄の点数）が○○点以上であること。

(5) 平成○年度以降入札公告日まで【当該年度及び前年度から過去15年間を記載する。】に、元請けとして完成・引渡しが完了した工事のうち、①、②いずれかの工事を施工した実績を有すること（建設共同企業体の構成員としての実績は、出資比率が20％以上のものに限る。)。

①　「同種性」が認められる工事

（用途が○○で、）鉄筋コンクリート造○階建て以上、建物延べ面積○○㎡以上（１棟当たり）の工事を施工した実績を有すること。

②　「より同種性」の高い工事

（用途が○○で、）鉄筋コンクリート造○階建て以上、建物延べ面積○○㎡以上（１棟当たり）の工事を施工した実績を有すること。

なお、当該実績が平成13年12月25日以降に完成した防衛省発注機関（契約担当官等が属する防衛省本省の内部部局、防衛大学校、防衛医科大学校、防衛研究所、統合幕僚監部、陸上幕僚監部、海上幕僚監部、航空幕僚監部、情報本部、防衛監察本部、地方防衛局並びに統合幕僚長及び陸上幕僚長、海上幕僚長又は航空幕僚長の監督を受ける陸上自衛隊、海上自衛隊及び航空自衛隊の部隊及び機関並びに防衛装備庁をいう。以下同じ。）（旧防衛施設局及び旧防衛施設支局を含む。）の発注した工事に係るものにあっては、施工成績評定通知書又は工事成績評定通知書の評定点合計（以下「評定点合計」という。）が65点未満のものを除くこと。また、実績が工事成績相互利用登録機関が発注した工事で工事成績評定相互利用対象工事に該当するものである場合は、工事成績の評定点が65点未満のものを除くこと。

工事成績相互利用登録機関及び工事成績評定相互利用対象工事は別表第１のとおりである。

(6) 次の基準を全て満たす監理技術者又は主任技術者（以下「監理技術者等」という。）を当該工事に専任で配置できること。

ア　一級建築士又はこれと同等以上の資格を有する者である。
なお、「これと同等以上の資格を有する者」とは次のものをいう。
・一級建築施工管理技士の資格を有する者
・これらと同等以上の資格を有する者と国土交通大臣が認定した者
【建築工事の場合】

イ　平成○年度以降入札公告日まで【当該年度及び前年度から過去15年間を記載する。】に、(5)に掲げる工事の経験を有する者である（原則、着工から完成まで従事している。)。
なお、当該経験が平成13年12月25日以降に完成した防衛省発注機関（旧防衛施設局及び旧防衛施設支局を含む。）の発注した工事に係るものにあっては、評定点合計が65点未満のものを除く。また、経験が工事成績相互利用登録機関が発注した工事で工事成績評定相互利用対象工事に該当するものである場合は、工事成績の評定点が65点未満のものを除く。

ウ　監理技術者にあっては、監理技術者資格者証及び監理技術者講習修了証を有する者である。

エ　配置予定の監理技術者等にあっては直接的かつ恒常的な雇用関係が必要であるので、その旨を明示することができる資料を求めることがあり、その明示がなされない場合は入札に参加できないことがある。

(7) 一般競争参加資格確認申請書（以下「申請書」という。）及び競争参加資格確認資料（以下「技術資料」という。）の提出期限の日から開札の時点までの期間に、○○防衛局長【契約担当官等の所在地を管轄する地方防衛局等の長を記載する。】から、工事請負契約等に係る指名停止等の措置要領について（防整施（事）第150号。28．３．31。以下「指名停止措置要領」という。）に基づく指名停止を受けていないこと。

(8) 上記３(1)に示した工事に係る設計業務等の受注者（受注者が共同体である場合においては、当該共同体の各構成員をいう。以下同じ。）又は当該受注者と資本若しくは人事面において関連がある建設業者でないこと。

(9)入札に参加を希望する者の間に次の基準のいずれかに該当する関係がないこと。
なお、この場合に、辞退する者を決めることを目的に当事者間で連絡を取ることは、入札心得書第６条第２項の規定に抵触するものでない。

ア　資本関係
次のいずれかに該当する二者の場合。ただし、子会社（会社法（平成17年法律第86号）第２条第３号の規定による子会社をいう。以下同じ。）若しくは子会社の一方が会社更生法第２条第７項に規定する更生会社(以下「更生会社」という。)又は民事再生法第２条第４号に規定する再生手続が存続中の会社である場合を除く。
(ｱ) 親会社と子会社の関係にある場合
(ｲ) 親会社を同じくする子会社同士の関係にある場合

イ　人的関係
次のいずれかに該当する二者の場合。ただし、(ｱ)については、会社の一方が

更生会社又は民事再生法第２条第４号に規定する再生手続が存続中の会社である場合を除く。

(ｱ) 一方の会社の役員が、他方の会社の役員を現に兼ねている場合

(ｲ) 一方の会社の役員が、他方の会社の管財人を現に兼ねている場合

ウ　その他の入札の適正さが阻害されると認められる場合

その他ア又はイと同視しうる資本関係又は人的関係があると認められる場合。

(10)都道府県警察から暴力団関係業者として防衛省が発注する工事等から排除するよう要請があり、当該状態が継続している有資格者でないこと。

５　設計業務等の受注者等

(1) 上記４(8)の「上記３(1)に示した工事に係る設計業務等の受注者」とは、次に掲げる者である。

〇〇〇〇設計株式会社

(2) 上記４(8)の「当該受注者と資本若しくは人事面において関連がある建設業者」とは、次のア又はイに該当する者である。

ア　当該受注者の発行済株式総数の100分の50を超える株式を有し、又はその出資の総額の100分の50を超える出資をしている建設業者

イ　建設業者の代表権を有する役員が当該受注者の代表権を有する役員を兼ねている場合における当該建設業者

６　一次審査に関する事項

(1) 評価項目

一次審査における評価項目は次のアからウまでとする。

ア　企業の技術力

イ　配置予定技術者の技術力

ウ　ワーク・ライフ・バランス等推進企業の評価

(2) 評価の方法

技術資料の内容に応じ、(1)アからウの評価項目ごとに評価を行い、評価点を付与する。

なお、評価点の最高点数は〇〇点とする。

(3) 評価の基準

付紙第１の評価基準による。

(4) 選抜方法

評価点の合計の上位者を選抜する。

また、国内実績のない外国籍企業が国外での施工実績により参加する場合、２(5)の同種工事の施工実績として妥当と判断された場合、選抜者に加える。

(5) 罰則等について

ワーク・ライフ・バランス等推進企業の評価について、受注者の責により、申請した認定等の取り消しがあった場合等については、加算点の満点に相当する点を限度として工事成績評定点の減点を行うものとする。

(6) その他

一次審査において算出された評価点は、一次審査限りとする。

7　二次審査に関する事項

一次審査で選抜された者を対象に実施する。

(1) 評価項目

二次審査の評価項目は、次のアからウまでとする。

ア　企業による技術提案

・課題「○○○○○」

（着目点）

本工事は○○○○○。このことから、○○○○○について、①○○○○○、②○○○○○、③○○○○○、④○○○○○、⑤○○○○○について、○○の見地から着目点ごとに１提案を求める。

・課題「○○○○○」

（着目点）

本工事は○○○○○。このことから、○○○○○について、①○○○○○、②○○○○○、③○○○○○、④○○○○○、⑤○○○○○について、○○の見地から着目点ごとに１提案を求める。

イ　工事全般の施工計画(当該工事における施工上配慮すべき事項等の技術的所見)

ウ　施工体制

(2) 総合評価の方法

ア　標準点　要求要件を満たしている者に標準点として100点を付与する。

イ　加算点　予決令第79条の規定に基づいて作成された予定価格（以下「予定価格」という。）の制限の範囲内の入札参加者のうち、(1)ア及びイの評価項目ごとに評価を行った結果、得られた「評価点数の合計値」を加算点として付与する。

なお、加算点の最高点数は○○点とする。

ウ　施工体制評価点　「施工体制評価点」は(1)ウの評価項目について最高30点の評価点を付与する。ただし、事前調査により、施工体制が十分に確保されない場合、契約の内容に適合した履行がなされないおそれがある場合又は品質確保のための施工体制及びその他の施工体制が著しく確保されないおそれがある場合、減点を行う。

なお、事前調査のため入札書（施工体制の確認に係る部分に限る。）のヒアリングを実施するとともに、ヒアリングに際して追加資料の提出を求めることがある。また、施工体制評価点の低いものに対しては、企業による技術提案に係る評価点数に相当する加算点を減ずる場合がある。

エ　価格と価格以外の要素がもたらす総合評価は、入札参加者の「標準点」と「加算点」及び「施工体制評価点」の合計を、当該入札者の入札価格で除して得た数値（以下「評価値」という。）をもって行う。

オ　(1)アの評価項目（企業による技術提案）を行わない者にあっては、(1)イ及びウの評価項目の評価内容に応じた加算点を算出し付与する。

(3) 評価の基準

ア　施工体制（施工体制評価点）

評価項目	評価基準	配点	得点
品質確保の実効性	工事の品質確保のための適切な施工体制が十分確保され、入札説明書等に記載された要求要件をより確実に実現できると認められる場合	15	/15
	工事の品質確保のための適切な施工体制が概ね確保され、入札説明書等に記載された要求要件を確実に実現できると認められる場合	5	
	その他	0	
施工体制確保の確実性	工事の品質確保のための施工体制のほか、必要な人員及び材料が確保されていることなどにより、適切な施工体制が十分確保され、入札説明書等に記載された要求要件をより確実に実現できると認められる場合	15	/15
	工事の品質確保のための施工体制のほか、必要な人員及び材料が確保されていることなどにより、適切な施工体制が概ね確保され、入札説明書等に記載された要求要件を確実に実現できると認められる場合	5	
	その他	0	

イ　加算点　付紙第２の評価基準による。

(4) 落札者の決定方法

ア　一次審査で選抜された者は、価格及び(1)アからウまでをもって入札を行い、次の各要件に該当するもののうち、(2)によって得られた評価値の最も高い者を落札者とする。

(ｱ) 入札価格が予定価格の制限の範囲内である。

(ｲ) 評価値が標準点を予定価格で除した数値を下回らない。

ただし、落札者となるべき者の入札価格によっては、その者により当該契約の内容に適合した履行がされないおそれがあると認められるとき又はその者と契約を締結することが公正な取引の秩序を乱すこととなるおそれがあって著しく不適当であると認められるときは、予定価格の制限の範囲内で、発注者の定める最低限の要求要件を全て満たして入札した他の者のうち、評価値が最も高い者を落札者とすることがある。

イ　上記の場合において、評価値の最も高い者が二者以上あるときは、くじへ移行する。くじの実施方法等については、発注者から指示をする。

(5) 罰則等について

受注者より提案された「技術提案」及び「工事全般の施工計画」については、工事完成後において履行状況の検査を行う。

受注者の責により入札時の(1)の評価内容が実施されていない場合は、再度の施工を行う。再度の施工が困難あるいは合理的でない場合は、契約違反としての措置（不履行に係る金額の支払い請求等）をとる場合がある。併せて、ペナルティとして技術提案について工事成績評定を減ずることとし、１工事最大○○点の減点とする。

なお、受注者の責によらない場合とは、災害又はその他特別な事情がある場合等のことをいい、発注者と受注者の協議により決定する。

(6) 重点審査について

入札参加者の申込みに係る価格（ＶＥ提案の内容に基づく施工を行うことによりコスト縮減の達成が可能となること及びその縮減金額を上記３(6)の資料において明らかにしたときは、コスト縮減金額として契約担当官等が認めた金額を当該入札参加者の申込みに係る価格に加えた価格）が、品質確保のための施工体制及びその他の施工体制が著しく確保されないおそれがある価格である場合は、審査を特に重点的に行う。

(7) その他

ア　発注者は技術提案については、その後の工事において、その内容が一般的に使用されている状態となった場合は、無償で使用できるものとする。ただし、工業所有権等の排他的権利を有する提案についてはこの限りではない。

イ　技術提案を適正と認めることにより、設計図書において施工方法等を指定しない部分の工事に関する建設業者の責任が軽減されるものではない。

８　担当部局

〒○○○－○○○○　○○県○○市○○町○－○
○○○○【当該発注機関、部署名を記載する。】
TEL　○○－○○○○－○○○○（内線○○○○）
FAX　○○－○○○○－○○○○

９　競争参加資格の確認等

本競争の参加希望者は、上記４に掲げる競争参加資格を有することを証明するため、次に従い、申請書及び技術資料（以下「申請書等」という。）を提出し契約担当官等から競争参加資格の有無の確認等を受けなければならない。また、上記４(2)の級別の格付を受けていない者も次に従い申請書等を提出することができる。この場合において、上記４(1)及び(5)から(10)までに掲げる事項を満たしているときは、開札の時点において上記４(2)から(4)までに掲げる事項を満たしていることを条件として競争参加資格があることを確認するものとする。

当該確認を受けた者が競争に参加するためには、開札の時点において上記４(2)から(4)までに掲げる事項を満たしていなければならない。

なお、期限までに申請書等を提出しない者及び競争参加資格がないと認められた者は、本競争に参加することができない。

(1)　申請書等の提出期間等

(ｱ) 提出期間　平成○年○月○日から平成○年○月○日まで（行政機関の休日に関する法律(昭和63年法律第91号)第１条第１項に規定する行政機関の休日(以下「行政機関の休日」という。）を除く。）の毎日、午前○時から午後○時まで（正午から午後１時までの間を除く。)。ただし、最終日は午後○時まで。

(ｲ) 提出場所　上記８に同じ。

(ｳ) 提出方法　持参又は郵送（書留郵便に限る。）若しくは託送（書留郵便と同等のものに限る。）（以下「郵送等」という。）による。

(2) 申請書は、別紙様式第１により作成する。

(3) 上記４(5)の実績及び(6)の経験の確認を行うに当たり、効力を有する政府調達に関する協定を適用している国及び地域並びに我が国に対して建設市場が開放的であると認められる国及び地域以外の国又は地域に主たる営業所を有する建設業者にあっては、我が国における同種工事の施工実績及び経験をもって行うものとする。

(4) 技術資料は、次に従い作成する。

なお、アの実績及びウの経験については、平成○年度以降入札公告日まで【当該年度及び前年度から過去15年間を記載する。】に、工事が完成・引渡しが完了しているものに限り記載することとし、アの実績、イ及びエの成績並びにウの経験として記載する工事が平成13年12月25日以降に完成した防衛省発注機関（旧防衛施設局及び旧防衛施設支局を含む。）の工事の場合は、当該工事に係る施工成績評定通知書又は工事成績評定通知書の写しを添付する。

ア　同種工事の施工実績

上記４(5)に掲げる資格があることを判断できる同種工事の施工実績を１件記載する。

記載様式は別紙様式第２とし、図面、写真等を引用する場合も含め、Ａ４版１枚に記載する。

イ　同種工事の工事成績

平成○年度以降入札公告日まで【当該年度及び前年度から過去10年間を記載する。】に、元請けとして完成・引渡しが完了している上記４(5)に掲げる同種工事の工事成績を記載する。

記載様式は別紙様式第３とし､当該工事成績を証明する資料の写しを添付する。

ウ　配置予定の監理技術者等の資格経験等

上記４(6)に掲げる資格があることを判断できる配置予定の監理技術者等の資格、同種工事の経験及び申請時における他工事の従事状況等を記載する。

記載様式は別紙様式第４とし、記載する同種工事の経験の件数は３件までとする。

記載する他工事の従事状況等は、申請書等の提出時点で現場代理人、監理技術者等又はその他の技術者として従事している全ての工事を記載する。

なお、配置予定の監理技術者等として複数の候補技術者の資格及び同種工事の経験を記載することもできる。ただし、審査及び評価は、評価点の合計が最も低い者とする。また、同一の技術者を重複して複数工事の配置予定の監理技術者等

とすることは差し支えないものとするが、他の工事を落札したことにより配置予定の監理技術者等を配置することができなくなったときは、入札への参加はできないものとし、申請書を提出した者は、直ちに当該申請書の取下げを行うこととし、電話及び電送（押印済みの申出書）でその旨の申し出を行うと共に、速やかに書面により申出書を提出する。他の工事を落札したことにより配置予定の監理技術者等を配置することができないにもかかわらず入札した場合においては、不正又は不誠実な行為として、指名停止措置要領に基づく指名停止を行うことがある。

入札書の提出後、落札者決定までの期間（予決令第86条の調査（以下「低入札価格調査」という。）期間を含む。）において、他の工事を落札したことにより配置予定の監理技術者等を配置することができなくなった場合は、直ちにその旨の申し出を行う。この場合において、事実が認められた場合には、当該入札を無効とする。

落札後､配置予定の監理技術者等が配置できないことが明らかになった場合は、不正又は不誠実な行為として、指名停止措置要領に基づく指名停止を行うことがある。

エ　配置予定の監理技術者等の同種工事の工事成績

平成○年度以降入札公告日まで【当該年度及び前年度から過去10年間を記載する。】に完成・引渡しが完了した同種工事において、監理（主任）技術者又は現場代理人として従事した経験がある場合は、当該同種工事の成績を２件まで記載する。

記載様式は別紙様式第５とし、当該同一工種工事の成績が確認できる資料を添付する。

オ　契約書の写し等

施工実績又は経験として記載した工事に係る契約書の写し又は当該同種工事を証明する資料を提出する。ただし、当該工事が、財団法人日本建設情報総合センターの「工事実績情報サービス（CORINS)」に登録されている場合はその写し（詳細を含む。）を添付するものとし、契約書の写しを提出する必要はない。

カ　ワーク・ライフ・バランス等の推進に関する指標の適合状況

企業のワーク・ライフ・バランス等の推進に関する指標の適合状況について、別紙様式第６を提出し、認定通知書の写し又は行動計画届出書（都道府県労働局の受領印付）の写しを添付する。

なお、外国法人については、別紙様式第７に記載し提出し、内閣府による認定等相当確認通知書の写しを添付する。

(5) 競争参加資格の確認は、申請書等の提出期限をもって行うものとし、競争参加資格の結果及び一次審査の結果は申請時に提出された返信用封筒により、平成○年○月○日までに通知する。

(6) 二次審査申請書、技術提案及び工事全般の施工計画の提出期間等

(ｱ) 提出期間　平成○年○月○日から平成○年○月○日まで（行政機関の休日を除く。）の毎日、午前○時から午後○時まで（正午から午後１時までの間を除く。）。

ただし、最終日は午後○時まで。

(ｲ) 提出場所　上記８に同じ。

(ｳ) 提出方法　持参又は郵送等による。

(7) 二次審査申請書は、別紙様式第８により作成する。

(8) 技術提案書及び工事全般の施工計画（以下「技術提案等」という。）は、次に従い作成する。

ア　技術提案書

一次審査選抜者は、次に掲げる資料を提出するものとする。

(ｱ) 技術提案回答表

技術提案による施工又は標準案による施工の別を記載する。

記載様式は別紙様式第９とする。

(ｲ) 技術提案書

技術提案により施工しようとする場合は、技術提案に基づく施工方法等の技術的事項に対する所見について記載する。また、技術提案による施工方法が適正と認められなかった場合に標準案に基づいて入札に参加するものとする。

記載様式は別紙様式第10とし、１課題に対する技術提案数は最大５つまでとし、１課題に対する提出枚数は補足資料を除き、Ａ４版３枚以内とする。補足資料は技術提案書を補完する図表、写真等とし、Ａ４版１枚以内とする。

なお、技術提案数が５つを超えた場合は、当該技術提案に係る配点を０点とするので注意する。

イ　工事全般の施工計画

「工事全般の施工計画（当該工事における施工上配慮すべき事項等の技術的所見)」を記載する。

記載様式は別紙様式第11とする。

【必要に応じ、次の項目を追加する。】

(9) 配置予定の監理技術者等のヒアリング

配置予定の監理技術者等のヒアリングを次の要領で行う。

ア　日時　平成○年○月○日から平成○年○月○日まで。

イ　場所　〒○○○－○○○○　○○県○○市○○町○－○　○○○○室
TEL　○○－○○○○－○○○○（内線○○○○）

ウ　その他　企業別のヒアリングの日時及び場所は追って通知する。
なお、出席者は配置予定の監理技術者等とする。

【見積活用方式の場合は次の２項目を追加する。】

(9) 本競争の参加希望者は、次に従い、本工事の積算に必要な見積の提出等を行うものとする。

ア　見積の提出方法等

(ｱ) 提出方法　上記８に持参又は郵送等により提出する。

(ｲ) 提出期限　平成○年○月○日午後○時○分

イ　見積の作成方法

見積の作成にあたっては、交付した見積依頼書等に従い作成するものとする。

なお、見積の作成に係る費用は、競争参加希望者の負担とする。

競争参加希望者は、本工事の積算に必要な見積を、見積の提出期限までに提出するものとする。見積には○○○工事、○○○工事に対する直接工事費（必要な仮設費含む。）【共通仮設費又は現場管理費の積み上げ分の場合は、「共通仮設費（又は現場管理費）への積み上げ分である○○」を記載する。】に係るものについて記載するものとする。

ウ　見積作成に関する質問

本工事の積算に必要な見積作成に関して質問がある場合には、次に従い提出する。

(ｱ) 提出方法　書面（様式は自由とする。）を上記７に持参することにより提出する。

(ｲ) 提出期間　平成○年○月○日から平成○年○月○日まで（行政機関の休日を除く。）【概ね４日以上】の毎日、午前○時から午後○時まで。ただし、正午から午後１時までの間を除く。

エ　ウの質問に対する回答はFAXにて回答を送信する。

オ　提出された見積に関するヒアリング

提出された見積に関して、その妥当性を確認するためのヒアリングを行う。

(ｱ) 期間　平成○年○月○日から平成○年○月○日【概ね１～２週間】（行政機関の休日を除く。）の午前○時から午後○時まで。

(ｲ) 会場　○○○○○○室

(ｳ) その他　本競争の参加希望者は、(ｱ)の期間のうち、ヒアリングの希望日時及び出席者を「見積に関するヒアリング日時希望通知書（別紙様式第12)」に記載し、競争参加資格確認申請時に提出する。

なお、ヒアリング出席者は、責任者（支店長・営業所長等)、配置予定の監理技術者等、見積の根拠を説明できる者等を含め３名程度とする。

(ｴ) ヒアリング日時については、追って通知する。

(ｵ) ヒアリング時には、見積の根拠資料を持参するものとする。

(ｶ) (ｵ)による根拠資料とは、採用を予定する協力会社等（下請会社、専門工事業者及び製造者等）から収集する見積書（自社施工の場合も含む。）又は同種かつ直近の契約工事における契約書類等により、見積に記載した単価及び価格が確認できる資料とする。なお、同種かつ直近の契約工事における契約書類等を根拠とする場合は、本工事の現場条件等を勘案するものとする。

(10) 見積の提出期限までに見積が提出されない場合は、入札心得書第８条第１項第３号の規定に該当するものとして、その者のした入札を無効とする。

(9) 技術提案等の可否及び評価の有無については、二次審査申請時に提出された返信用封筒により、平成○年○月○日に通知する。その際、技術提案等が適正と認められなかった場合には、その理由を付して通知する。

なお、一次審査で選抜された者以外による技術提案等については評価を行わず、可否及び評価の有無の通知も行わない。

(10) その他

ア　申請書等及び技術提案等の作成及び提出に係る費用は、申請者の負担とする。

イ　契約担当官等は、提出された申請書等及び技術提案等を競争参加資格の確認及び総合評価の審査・評価並びに入札・契約に関する統計的分析以外に申請者に無断で使用しない。

ウ　提出された申請書等及び技術提案等は、返却しない。

エ　提出期限以降における申請書等及び技術提案等の差し替え及び再提出は認めない。

オ　申請書等及び技術提案等に関する問い合わせ先　上記８に同じ。

10　競争参加資格がないと認めた者、一次審査で選抜されなかった者及び技術提案等が適正と認められなかった者に対する理由の説明

(1) 競争参加資格がないと認められた者及び一次審査で選抜されたかった者は、契約担当官等に対して競争参加資格がないと認めた理由及び一次審査で選抜されたかった理由について、次に従い説明を求めることができる。

ア　提出方法　書面（様式は自由とする。）を上記８に持参するものとし、郵送等によるものは受け付けない。

イ　提出期間

上記９(5)の通知の日から平成○年○月○日まで（行政機関の休日を除く。）の毎日、午前○時から午後○時まで（正午から午後１時までの間を除く。）。ただし、最終日は午後○時まで。

(2) 契約担当官等は、(1)により説明を求められたときは、平成○年○月○日までに説明を求めた者に対し書面により回答する。

(3) 技術提案等が適正と認められなかった者は、契約担当官等に対して技術提案等が適正と認められなかった理由について、次に従い説明を求めることができる。

ア　提出方法　書面（様式は自由とする。）を上記８に持参するものとし、郵送等によるものは受け付けない。

イ　提出期間　上記９(9)の通知の日から平成○年○月○日まで（行政機関の休日を除く。）の毎日、午前○時から午後○時まで（正午から午後１時までの間を除く。）。ただし、最終日は午後○時まで。

(4) 契約担当官等は、(3)により説明を求められたときは、平成○年○月○日までに説明を求めた者に対し書面により回答する。

11　入札説明書に対する質問

(1) 入札説明書に対して質問がある場合には、次に従い提出する。

ア　提出方法　書面（様式は自由とする。）を上記８に持参又は郵送等により提出する。

イ　提出期間

平成○年○月○日から平成○年○月○日まで（行政機関の休日を除く。）の毎日、午前○時から午後○時まで（正午から午後１時までの間を除く。）。ただし、

最終日は午後○時まで。郵送等による場合は平成○年○月○日午後○時必着。

(2) (1)の質問に対する回答書は、平成○年○月○日から平成○年○月○日まで（行政機関の休日を除く。）の毎日、午前○時から午後○時まで（正午から午後１時までの間を除く。)、上記８において閲覧に供する。

12　入札方法等

(1) 入札書の提出方法等

(ｱ) 提出期間　持参による場合は、平成○年○月○日午前○時から午後○時まで（正午から午後１時までの間を除く。)。郵送等による場合は、平成○年○月○日午後○時必着

(ｲ) 提出場所　上記８に同じ。

(ｳ) 提出方法　持参による場合は、入札書及び工事費内訳明細書を各々封筒に入れて封かんし、入札書を入れた封筒の表に「入札書在中」と朱書きする。さらにこれらを１つの封筒に入れて封かんし、封筒の表に工事名、開札日時及び商号又は名称を記載の上、提出する。また、一般競争参加資格確認通知書又はその写しを提示する。

郵送等による場合は、入札書及び工事費内訳明細書を各々封筒に入れて封かんし、入札書を入れた封筒の表に「入札書在中」と朱書きする。さらにこれらと一般競争参加資格確認通知書の写し及び一次審査結果通知書の写しを別の封筒に入れて封かんし、封筒の表に工事名、開札日時及び商号又は名称を記載の上、提出する。

(2) 落札決定に当たっては、入札書に記載された金額に当該金額の100分の○【消費税及び地方消費税とを合わせた税率を記載する。】に相当する額を加算した金額（当該金額に１円未満の端数があるときは、その端数金額を切り捨てた金額）をもって落札価格とするので、入札参加者は、消費税及び地方消費税に係る課税事業者であるか免税事業者であるかを問わず、見積った契約希望金額の○○○分【100＋消費税及び地方消費税とを合わせた税率を記載する。】の100に相当する金額を入札書に記載する。

(3) 入札回数は、原則として２回を限度とする。ただし、２回目の入札において落札者がいない場合は、３回目の入札を執行する場合もある。また、予決令第９９条の２の規定による随意契約（以下「不落随契」という。）は、特別な場合を除き適用しない。なお、不落随契を行う場合、不落随契へ移行する前の入札結果をもって評価値の算定を行い、評価値が最も高い者に見積依頼を行うものとする。

(4) 二次審査結果通知書において、技術提案に基づき通知されたものは当該技術提案書（不採用とされた部分を除く。）に基づく入札を行い、標準案に基づき通知されたものは標準案に基づく入札を行うものとする。また、技術提案における安全管理については、標準案と同等以上の安全性を有するものとし受注者の責任において行うものとする。

13　入札保証金及び契約保証金

(1) 入札保証金　納付（保管金の取扱店　○○銀行○○支店)。ただし、利付国債の

提供（取扱官庁　○○○○）又は銀行等の保証（取扱官庁　○○○○）をもって入札保証金の納付に代えることができる。また、入札保証保険契約の締結を行った場合は、入札保証金を免除する。入札保証金の金額等（国債の総額、銀行等の保証に係る保証金額及び入札保証保険に係る保険金額を含む。以下同じ。）は、見積金額の100分の５以上とする。

なお、期限までに入札保証金の納付等（入札保証金の納付に代わる担保としての国債又は銀行等の保証の提供及び入札保証金の全部が免除される入札保証保険契約の締結を含む。以下同じ。）を行わない者及び入札保証金の納付等に係る書類（以下「書類」という。）を提出しない者並びに入札保証金の金額等が入札金額（税込み）（入札価格に消費税及び地方消費税相当額を加えたものをいう。以下同じ。）の100分の５に満たない者は、入札に関する条件に違反したものとして、その入札を無効とする。

利付国債の提供の場合は担保の提供が完了するまでには、振替手続き等相応の日数を要するため、あらかじめ取引先の銀行・証券会社等に相談のうえ、期限までに十分余裕をもって手続きする。

ア　提出期間　平成○年○月○日から平成○年○月○日（利付国債の提出の場合は平成○年○月○日）までの行政機関の休日を除く毎日、午前○時から午後○時まで。

イ　提出場所　〒○○○－○○○○　○○県○○市○○町○－○－○　○○【当該発注機関、部署名を記載する。】　TEL○○○○－○○－○○○○

ウ　提出方法　書類の提出は、持参又は郵送等することにより行うものとする。

エ　増額変更　認めない。

オ　減額変更　認めない。

カ　保証期間　平成○年○月○日まで【落札者決定の日から７日を経過した日以降の日で契約担当官等が指定する日を記載する。】

キ　その他　入札保証金の納付等及び書類の提出に係る費用は、入札参加者の負担とする。

(2) 契約保証金　免除。ただし、落札者は、公共工事履行保証証券による保証（瑕疵担保特約（２年間）を付したものに限る。）を付するものとする。この場合の保証金額は、請負代金額の10分の３以上とする。

【契約保証金を納付させる場合、(2)は次のとおりとする。】

(2) 契約保証金　納付（保管金の取扱店　○○銀行○○支店）。ただし、利付国債の提供（取扱官庁　○○○○）又は金融機関若しくは保証事業会社の保証（取扱官庁　○○○○）をもって契約保証金の納付に代えることができる。また、公共工事履行保証証券による保証を付し、又は履行保証保険契約の締結を行った場合は、契約保証金を免除する。

14　工事費内訳明細書

(1) 第１回の入札に際し、第１回の入札書に記載される入札金額に対応した工事費内

訳明細書を提出しなければならない。

(2) 工事費内訳明細書の作成方法

ア　交付した数量書にある総括表の構成に対応した経費項目（直接工事費、共通仮設費、現場経費、一般管理費等）を記載することとする。また、直接工事費の明細書については、交付した数量書に対応する摘要（土木工事にあっては規格・寸法)、数量、単位、単価、金額等を記載したものとする。

イ　交付する数量書記載の数量については、参考数量であることから変更してもよいものとする。

ウ　工事費内訳明細書には、必ず表紙を付けるものとし、表紙には商号又は名称、住所及び代表者氏名（必ず押印する。）並びに発注者名及び工事名を記載し、表紙以外には商号又は名称、住所及び代表者氏名を記載しない。

(3) 工事費内訳明細書の提出方法等

(ｱ) 提出期間　上記12(1)イに同じ。

(ｲ) 提出方法　12(1)イを参照。

(ｳ) 提出場所　上記７に同じ。

(4) 提出された工事費内訳明細書は返却しないものとする。

(5) 工事費内訳明細書を提出しない者は、入札に参加することができない。

(6) 提出された工事費内訳明細書の確認の結果、別表第２の各項に該当する場合は、入札心得書に規定する「その他入札に関する条件に違反した入札」として、当該入札参加者の入札を無効とする場合がある。

【見積活用方式の場合は次の項目を追加する。】

(7) (3)により提出された工事費内訳明細書と上記９(9)により提出された見積の金額との間に著しい乖離が認められる場合は、開札後に再度ヒアリングを実施し、その妥当性が確認できない場合は、入札心得書第８条第１項第３号の規定に該当するものとして、当該入札者の入札を無効とする場合がある。

(7) 提出された工事費内訳明細書について説明を求める場合がある。

(8) 提出された工事費内訳明細書については、必要に応じ公正取引委員会へ提出する場合がある。この場合、指名停止措置要領に基づき、指名停止を行うことがある。

(9) 工事費内訳明細書は、参考図書として提出を求めるものであり、契約上の権利義務を生じるものではない。

(10)施工体制確認型総合評価落札方式において、工事費内訳明細書は、価格以外の要素として性能などが提示された入札書の参考図書として提出を求めるものである。

15　開札

(1) 開札の日時及び場所

ア　日時　平成○年○月○日午前○時○分

イ　場所　○○○○室

(2) 開札は、(1)に掲げる日時及び場所において、入札者又はその代理人を立ち会わせて行う。ただし、入札者又はその代理人が立ち会わない場合は、入札事務に関係

のない職員を立ち会わせて行う。

(3) 開札に立ち会わない場合でも提出された入札書は有効なものとして取り扱う。

(4) (3)の場合において、再度の入札を行うこととなったときは、持参による入札者は再度の入札を辞退したものとして取り扱うものとするが、郵送等による入札者に対しては、再度の入札への参加の意思の有無を電話により確認するものとする。

(5) 第１回の入札において落札者が決定しなかった場合は、再度入札に移行する。

16　入札の無効

(1) 次に掲げる入札は無効とする。

ア　本公告に示した競争参加資格のない者の入札

イ　申請書等及び技術提案等に虚偽の記載をした者の入札

ウ　入札に関する条件に違反した入札

エ　一次審査で選抜されていない者が行った入札

オ　工事全般の施工計画が適正でない者が行った入札

なお、契約担当官等により競争参加資格のある旨確認された者であっても、落札決定の時点において上記４に掲げる資格のないものは競争参加資格のない者に該当する。

(2) (1)の無効の入札を行った者を落札者としていた場合には、落札決定を取り消す。

17　追加資料について

ＶＥ提案等の内容に基づく施工を行うことによりコスト縮減の達成が可能となる場合は、コスト縮減額の算定根拠として次の様式を提出するものとする。

なお、これらの提出がない場合には、当該コスト縮減に関する評価を行わない。

・積算内訳書兼コスト縮減額算定調書①(様式2-1A)
・積算内訳書兼コスト縮減額算定調書②(様式2-1B)
・内訳書に対する明細書兼コスト縮減額算定調書①(様式2-2A)
・内訳書に対する明細書兼コスト縮減額算定調書②(様式2-2B)
・VE提案等によるコスト縮減額調書(様式3)

18　ヒアリングの実施（施工体制の審査）

どのように施工体制を構築し、それが施工内容の実現確実性の向上につながるかを審査するため、原則として、予定価格の制限の範囲内の価格で申込みをした全ての入札参加者に対して、開札後速やかに、ヒアリングを実施することとし、日時及び方法は追って通知する。

(1) 日時　平成○年○月○日から平成○年○月○日まで。

(2) 場所　〒○○○－○○○○　○○県○○市○○町○－○
○○○○○○室
TEL　○○－○○○○－○○○○（内線○○○○）

(3) 追加資料の提出　入札参加者のうち、その申込みに係る価格が予決令第85条の規定に基づいて作成された基準（以下「調査基準価格」という。）を下回るものについては、ヒアリングに必要な追加資料の提出を求める。

追加資料の提出を求める旨の連絡は、該当する入札参加者に対し、平成○年○月○日まで【開札日を含め２日以内を記載する。】に行うものとし、追加資料は、平

成○年○月○日午後○時【開札日の翌日から起算して７日(行政機関の休日を除く。)以内の日を記載する。】までに提出するものとする。

提出を求める追加資料は、以下に示すとおりとする。

・下請予定業者等一覧表(様式4)
・配置予定技術者名簿(様式5)
・資材購入予定先一覧(様式8-2)
・機械リース元一覧(様式9-2)
・労務者の確保計画(様式10-1)
・工種別労務者配置計画(様式10-2)
・建設副産物の搬出地(様式11)
・建設副産物の搬出及び資材等の搬入に関する運搬計画書(様式12)
・品質確保体制(品質管理のための人員体制)(様式13-1)
・品質確保体制(品質管理計画書)(様式13-2)
・品質確保体制(出来形管理計画書)(様式13-3)
・安全衛生管理体制(安全衛生教育等)(様式14-1)
・安全衛生管理体制(点検計画)(様式14-2)
・施工体制台帳(様式16)

（様式の番号は、低入札価格調査制度対象工事に係る特別重点調査の実施について（防整施第6931号。28．３．31）に基づく調査（以下「特別重点調査」という。）で使用する資料の番号である。）

(4) その他

ア　追加資料を提出した入札参加者のヒアリング出席者は３名以内とし、配置予定の監理技術者等及び資料の説明が可能な者を含めるものとする。

イ　追加資料の提出を行わない場合及びヒアリングに応じない場合は、その者の入札を無効とすることがある。

なお、この場合においては指名停止措置要領に基づく指名停止は行わない。

19　施工体制に関する審査の概要

施工体制に関する審査は、価格以外の要素が提示された入札書(施工計画等)、上記18の施工体制確認のためのヒアリング、追加資料及び工事費内訳明細書等をもとに、次の各項目について行う。

なお、上記17の追加資料を提出をしない場合及びヒアリングに応じない場合には、入札に関する条件に違反したものとしてその者の入札を無効とすることがある。

(1) 入札説明書等に記載された要求要件を実現できること

入札価格の範囲内において入札説明書等に記載された要求要件が実現できるかを審査する。審査の結果、要求要件が実現できないと認めるときは、技術提案を採用せず、標準点、施工体制評価点及び加算点は与えないものとする。

(2) 品質確保の実効性

入札価格の範囲内において、どのように工事の品質確保のための体制づくりを行い、それが入札説明書等に記載された要求要件の実現に係る確実性の向上につながるかについて審査する。

入札参加者の申込みに係る価格が調査基準価格以上であるときは、審査項目に関する体制が必ずしも十分に構築されないと認める事情がある場合に限り、品質確保の実効性に係る施工体制評価点を満点から減点する。

入札参加者の申込みに係る価格が調査基準価格を下回るときは、工事品質確保について契約の内容に適合した履行がされないこととなるおそれがあることから、次の項目に関する体制が構築されると認める場合に限り、その程度に応じて品質確保の実効性に係る施工体制評価点を加点する。上記７(6)で示す重点審査に該当する価格で入札した者については、審査を特に重点的に行い、審査項目に関する体制をどのように構築するかが具体的に確認できる場合に限り施工体制評価点を加点する。

≪審査項目≫

ア　建設副産物の受入れ、過積載防止等の法令遵守の対応を確実に行うことが可能と認められるか。

イ　安全確保の体制が構築されると認められるか。

ウ　その他工事の品質確保のための体制が構築されると認められるか。

(3) 施工体制確保の確実性

入札価格の範囲内において、品質確保のための体制のほか、どのように施工体制づくりを行い、それが入札説明書等に記載された要求要件の実現に係る確実性の向上につながるかについて審査する。

入札参加者の申込みに係る価格が調査基準価格以上であるときは、審査項目に関する体制が必ずしも十分に構築されないと認める事情がある場合に限り、施工体制確保の確実性に係る施工体制評価点を満点から減点する。

入札参加者の申込みに係る価格が調査基準価格を下回るときは、施工体制確保について契約の内容に適合した履行がされないこととなるおそれがあることから、審査項目に関する体制が構築されると認める場合に限り、その程度に応じて施工体制確保の確実性に係る施工体制評価点を加点する。特に、下請業者における赤字の発生及び工事成績評定点における低評価が顕著になるなど品質確保のための体制その他の施工体制が著しく確保されないおそれがある価格に満たない価格で入札した者については、審査を特に重点的に行い、次の項目に関する体制をどのように構築するかが具体的に確認できる場合に限り施工体制評価点を加点する。

≪審査項目≫

ア　下請会社、担当工種、工事費内訳書等を勘案し、施工体制が確実に構築されると認められるか。

イ　施工計画を実施するための資機材の調達、労務者の確保計画等を勘案し、施工体制が確実に構築されると認められるか。

ウ　配置予定の監理技術者等が必要な資格を有しており、その配置が確実と認められるか。

20　低入札価格調査への協力

落札者となるべき者の入札価格が調査基準価格を下回る場合は、低入札価格調査を行うので、調査に協力しなければならない。

21　配置予定の監理技術者等の確認

落札後、発注者支援データベース・システム等により配置予定の監理技術者等の専任制違反の事実が確認された場合、契約を結ばないことがある。

なお、病休・死亡・退職等極めて特別な場合でやむを得ないとして承認された場合の外は、配置予定の監理技術者等の変更を認めない。

病気等特別な理由により、やむを得ず配置技術者を変更する場合は、上記４(7)に掲げる基準を満たし、かつ、当初の配置予定の監理技術者等と同等以上の者を配置しなければならない。

22　別に配置を求める技術者

専任の監理技術者の配置が義務付けられている工事において、調査基準価格を下回った価格をもって契約する場合は､契約の相手方が○○【当該発注機関名を記載する。】で入札日から過去２年以内に完成した工事、あるいは入札時点で施工中の工事に関して、次のいずれかに該当する場合、監理技術者とは別に、上記４(6)に定める要件と同一の要件（上記４(6)イに掲げる工事経験を除く。）を満たす技術者を、専任で１名現場に配置することとする。

(1) 65点未満の工事成績評定を通知された者

(2) 契約担当官等から施工中又は施工後において工事請負契約書に基づいて修補又は損害賠償を請求された者。ただし、軽微な手直し等は除く。

(3) 品質管理、安全管理に関し、指名停止又は契約担当官等から書面により警告若しくは注意の喚起を受けた者

(4) 自らに起因して工期を大幅に遅延させた者

なお、当該技術者は施工中、監理技術者を補助し、監理技術者と同様の職務を行うものとする。また、上記の技術者を求めることとなった場合には、その氏名その他必要な事項を監理技術者の通知と同様に契約担当官等に通知することとする。

23　入札後、契約を締結するまでの間に、都道府県警察から暴力団関係業者として防衛省が発注する工事等から排除するよう要請があり、当該状況が継続している有資格者とは契約を行わない。

24　低入札価格調査を受けた者との契約については、前払金の割合を請負代金額の10分の２以内とする。【前払金の設定が予定されている場合のみ記載する。】

25　手続における交渉の有無　無

26　契約書作成の要否等

別冊契約書案により、契約書を作成するものとする。

27　支払条件

前払金

中間前金払又は部分払

【対象工事の支払条件に基づき記載する。】

28　火災保険付保の要否　要

29　非落札理由の説明

(1) 非落札者のうち、落札者の決定結果に対して不服がある者は、落札者決定の通知を行った日の翌日から起算して７日（行政機関の休日を除く。）以内契約担当官等

に対して非落札理由についての説明を求めることができる。提出は書面（様式は自由とする。）を持参するものとし、郵送等によるものは受け付けない。

(2) (1)の非落札理由について説明を求められたときは、説明を求めることができる最終日の翌日から起算して10日（行政機関の休日を除く。）以内に書面により回答する。

30　苦情申立て

本手続における競争参加資格の確認その他の手続に関し、「政府調達に関する苦情の処理手続（平成７年12月14日付け政府調達苦情処理推進会議決定)」により、政府調達苦情検討委員会（連絡先：内閣府政府調達苦情処理対策室（政府調達苦情検討委員会事務局、電話03-3581-9044（直通））に対して苦情を申立てることができる。

31　関連情報を入手するための照会窓口　上記８に同じ。

32　その他

(1) 入札・契約の手続において使用する言語及び通貨は、日本語及び日本国通貨に限る。

(2) 入札参加者は、入札心得書及び契約書案を熟読し、入札心得書を遵守する。

(3) 申請書等及び技術提案等に虚偽の記載をした場合は、指名停止措置要領に基づく指名停止を行うことがある。

(4) 落札者は上記９(1)の資料に記載した配置予定の技術者を、当該工事の現場に配置する。

(5) 落札した総合建設業者及び下請業者が外国の板ガラス製造業者からの競争力のある取引の申出に対して適切な配慮を払いつつ、板ガラスを含む建設資機材を内外無差別の原則に基づいて選定することを期待する。

(6) 申請書等、技術提案等及び追加資料の作成並びにヒアリングに関する費用は、提出者の負担とする。

低価格入札に係る特別重点調査について

1　本工事は、特別重点調査対象の基準に該当する価格で入札を行った者がいる場合に、以下のとおり行うものとする。

(1) 特別重点調査の実施に係る連絡等

ア　契約担当官等は、特別重点調査対象の基準に該当する価格で入札を行った者がいる場合は、当該者に対して特別重点調査を行う旨を連絡するとともに、原則として、当該連絡を行った日の翌日から起算して７日以内に、特別重点調査の実施に必要な下記３に掲げる資料及び添付書類（以下「資料等」という。）の提出を求めるものとする。

　また、契約担当官等は、当該者が発注者の単価に比して相当程度低い単価を採用していると認めるときは、契約内容に適合した履行がなされないおそれがあると認められるかどうかを判断するため、必要に応じ、当該者に対して、その他の説明資料の提出を求めることができるものとする。

　なお、当該者は、契約担当官等が求める資料等のほか、契約内容に適合した履行が可能であることを立証するために必要と認める任意の書類をあわせて提出することができるものとする。

イ　施工体制確認型総合評価落札方式の対象工事において、その工事の入札申込みに係る資料の提出を行った者は、提出した資料と異なる内容を特別重点調査のため提出する資料等に記載してはならないものとする。

ウ　契約担当官等は、資料等の受領後、速やかに、入札者の責任者（支店長、営業所長等をいう。）から事情聴取を行い、入札者により内容に適合した履行がされないおそれがないかを厳格に確認する。

エ　資料等については、提出期限後の差し替え及び再提出を認めないものとする。

　ただし、資料等及び事情聴取の内容により、契約担当官等が必要と認め、入札者に対し、記載要領に従った記載を行うべきこと、必要な添付書類を提出すべきことなどの教示を行ったときは、この限りでない。

　なお、教示を踏まえた資料等の再提出等は、原則として１回に限るものとし、その提出期限については、作成に必要な時間を確保した上で適切に設定すること。

(2) 虚偽説明等への対応

　入札者が虚偽の資料提出若しくは説明を行ったことが明らかとなった場合、又は重点的な監督の結果、内容と入札時の特別重点調査の内容が著しく乖離した場合（合理的な乖離理由が確認できる場合を除く。）は、契約担当官等は、次に掲げる措置を講じるものとする。

ア　当該工事の成績評定において厳格に反映する。

イ　過去５年以内にアの措置を受けたことがあるなど悪質性が高い者に対しては、工事請負契約等に係る指名停止等の措置要領について（防整施（事）第150号。28．３．31）別表第２第15項により指名停止を行う。

(3) 公正取引委員会への通報

特別重点調査の結果、誓約書（様式15）を提出し、施工に必要な費用の額を下回る価格で受注しようとする者（落札者以外を含む。）については、原価割れ受注のおそれがあると認められる場合として、公正取引委員会に対し、関係情報の通報を行う。

(4) 関係資料の公表

ア　契約担当官等は、誓約書（様式15）を提出し、施工に要する費用の額を下回る金額で受注した者があるときは、その者に関する情報を、企業ごと一覧することができるよう、のホームページにおいて公表するものとする。

イ　アに定めるもののほか、特別重点調査の結果は、別に定めるところにより、ホームページにおいて公表するものとする。

(5) 契約後の取扱い（監督体制の強化）

契約担当官等は、特別重点調査を経て契約を行った工事については、本調査で提出させた資料等及び調査記録を監督職員に引継ぐとともに、以下の措置を講じるものとする。

ア　施工体制台帳の内容のヒアリングを必ず行うこととし、施工体制台帳の記載内容が特別重点調査時と内容が異なる場合は、その理由等について確認する。

イ　施工計画書の内容のヒアリングを必ず行うこととし、施工計画書の記載内容が特別重点調査時の内容と異なる場合は、その理由等について確認する。

２　その他

入札者が提出期限までに記載要領に従った資料等の提出を行わない場合、上記１(1)ウの事情聴取に応じない場合など特別重点調査に協力しない場合は、入札心得書に違反するものであり、入札に関する条件に違反した入札としてその入札を無効とする。

３　提出を求める資料等と確認内容

特別重点調査の調査の実施に当たり、(1)から(24)までに掲げる資料等の提出をするものとする。

なお、必要な様式については、防衛省・自衛隊のホームページを参照するものとする。

(1) 当該価格で入札した理由（様式１）

直接工事費、共通仮設費、現場管理費又は一般管理費等の各費目別に、労務費、手持ち工事の状況、契約対象工事現場と当該入札者の事務所・倉庫等との関係、手持ち資材の状況、手持ち機械の状況、下請予定業者の協力等の面から、入札した価格で施工可能である具体的理由

(2) 積算内訳書（様式２－１、様式２－２、様式２－３、様式３）

ア　数量総括表に対応する積算内訳書となっていること（指定の数量によって積算されていること。）。

イ　設計図書での要求事項を理解して見積もりを行っていること。

ウ　指定の工法によって施工することとしていること（工法の指定のない場合は、

入札者の工法に安全性等の点で問題がないこと。)。

エ　発注者が支払う請負代金から支弁することを予定している費用か否かにかかわらず、施工に当たって必要となるすべての費用を計上していること。

オ　積算に下請予定業者や納入予定業者等の見積書の内容が反映され、計数的な根拠のある合理的かつ現実的な積算内訳書となっていること（原則、取引等の実績を求めること。)。

カ　現場管理費に、租税公課、保険料、従業員給与手当、法定福利費（社会保険料や労働保険に要する費用をいう。)、外注経費などを適切に計上していること。

　このうち、様式５に記載する技術者及び様式14－４に記載する自社社員の交通誘導員に係る従業員給与手当及び法定福利費については、その他の費用と区別して計上していること。

　また、その従業員給与手当の金額が最低賃金法（昭和34年法律第137号）に定める最低賃金額(以下「最低賃金額」という。)以上であり、かつ、これらの者が過去３月以内に支払を受けた実績のある賃金の額に基づいているなど、合理的かつ現実的な見積もりであるとともに、法定福利費の金額が法定額以上となっていること。

キ　一般管理費等に、法定福利費、修繕維持費、事務用品費、通信交通費、動力用水光熱費、地代家賃、減価償却費、租税公課、保険料、契約保証費などを適切に計上していること。

ク　自社労務者に係る費用は直接工事費に、また、自社の現場管理職員（技術者等）及び自社の交通誘導員に係る費用は現場管理費にそれぞれ計上されており、一般管理費等には計上していないこと。

ケ　契約対象工事の施工に要する費用の額を下回る額で入札した場合において、その下回る額を不足額として当該工事の一般管理費等に計上していること。

(3) 下請予定業者等一覧表（様式４）

ア　下請予定業者、資材購入予定先及び機械リース会社が具体的に予定されていること。

　また、自社保有の社員、資機材等を活用する場合についても、具体的に予定されていること。

イ　下請予定業者が押印した見積書の金額が積算内訳書に正しく反映されていること。

　また、下請予定業者の見積書に係る各経費内訳（機械経費、労務費、材料費及びその他費用）ごとの金額が、過去１年以内に下請業者として施工した実績のある同様の工事における金額以上であることなど合理的かつ現実的なものであること。

(4) 配置予定技術者名簿（様式５）

　配置予定の主任技術者又は管理技術者（同一の要件を満たす技術者を含む。）及び現場代理人について、次の点を確認すること。

ア　他の手持ち工事の状況との関係も考慮した上で契約対象工事に実際に配置で

きること。

イ　自社社員であり、かつ、契約対象工事の入札公告後に入社した者でないこと。

ウ　それぞれに必要な資格を有すること。

(5) 手持ち工事状況（様式６－１、様式６－２）

ア　記載された手持ち工事が実在するものであること。

イ　当該工事の資材保管場所が近距離にあること、当該工事と同種又は同類の工事と資機材を共通調達できること等により縮減できるものとする契約対象工事の工事費の各費目別の金額が、過去の実績に基づく額であるなど合理的かつ現実的なものであること。

(6) 契約対象工事箇所と入札者の事務所、倉庫等との関係（様式７）

ア　記載された事務所、倉庫等を所有し、又は賃借していること。

イ　当該事務所、倉庫、資材保管場所等が近距離に存在することにより縮減できるものとする営繕費、資機材の運搬費、通信交通費、事務用品費など契約対象工事の経費が、計数的に合理的な見積もりとなっていること。

(7) 手持ち資材の状況（様式８－１）

ア　記載された手持ち資材を保有していること、当該資材が工事の品質確保に必要な基準水準を満たすこと及び当該資材を契約対象工事で使用する予定であること。

イ　調達時の単価等の原価が適切に見積もられていること（手持ち資材の活用による資材費の低減が可能であること。）。また、繰り返しの使用を予定する備品等については、摩耗や償却を適切に見込んだ原価となっていること。

(8) 資材購入予定先一覧（様式８－２）

ア　他社から購入を予定している場合

(ｱ) 購入予定業者から納入を受ける予定の資材が工事の品質確保に必要な規格水準を満たすこと及びその単価が当該業者によって過去１年以内に販売された実績のある単価以上であるなど合理的かつ現実的なものであること（他社からの購入による資材費の低減が可能であること。）。

(ｲ) 購入予定業者と入札者の関係が記載のとおり存在すること。

イ　自社製品の活用を予定している場合

(ｱ) 自社において記載された資材を製造していること、当該資材が工事の品質確保に必要な規格水準を満たすこと及び当該資材を契約対象工事で使用する予定であること。

(ｲ) 記載された単価が、自社の製造部門が過去１年以内に第三者と取引した販売実績額又は製造原価以上であるなど合理的かつ現実的なものであること（自社製品の活用による資材費の低減が可能であること。）。

(9) 手持ち機械の状況（様式９－１）

ア　記載された手持ち機械を保有していること及び当該機械を契約対象工事で使用する予定であること。

イ　契約対象工事で使用可能な管理状態にあること。

ウ　手持ち機械の使用に伴う原価が減価償却や固定資産税等を含み、適切に見積もられていること（手持ち機械や減価償却終了の機械の活用による機械経費の低減が可能であること。)。

(10)機械リース元一覧（様式９－２）

ア　他社からリースを予定している場合

(ｱ) 機械リース予定会社からリースを受ける予定単価が、当該業者が過去１年以内にリースした実績のある単価以上であるなど合理的かつ現実的なものであること（機械リース予定会社からのリースによる機械経費の低減が可能であること。)。

(ｲ) 機械リース予定会社と入札者の関係が記載のとおり存在すること。

イ　自社の機械リース部門からリースを予定している場合

(ｱ) 自社の機械リース部門において記載された機械を保有していること及び当該機械が契約対象工事にリース可能であること。

(ｲ) 記載された単価が自社の機械リース部門が過去１年以内に第三者にリースした実績額又は原価以上の単価であるなど合理的かつ現実的なものであること。

(11)労務者の確保計画（様式10－１）

ア　自社労務者を充てる場合

(ｱ) 記載された者が自社社員であること。

(ｲ) 資格の保有が必要な職種に充てようとする者については、その者が必要な資格を有していること。

(ｳ) 労務単価が最低賃金法に定める最低賃金額（以下「最低賃金額」という。）以上であり、かつ、過去３か月以内に支払った実績のある賃金の額以上の金額を計上しているなど合理的かつ現実的な見積もりであること（自社社員の活用による労務費の低減が可能であること。)。

イ　下請予定業者による労務者の確保を予定する場合

(ｱ) 下請予定業者と入札者の関係が記載のとおり存在すること。

(ｲ) 労務単価が最低賃金法に定める最低賃金額以上であり、かつ、下請予定業者が過去１年以内に施工した実績のある同様の工事における労務単価以上であるなど合理的かつ現実的なものであること。

(12)工種別労務者配置計画（様式10－２）

労務者の確保計画と整合がとれており、適切な施工が可能な工種別の労務者配置計画となっていること。

(13)建設副産物の搬出地（様式11)

ア　記載された搬出計画が関係法令を遵守したものであり、かつ、仕様書等で要求している要件に適合していること。

イ　記載された受け入れ価格が、建設副産物の受入れ予定会社が過去１年以内に建設副産物を受け入れた実績のある単価以上の金額であるなど合理的かつ現実的なものであること。

(14)建設副産物の搬出及び資材等の搬入に関する運搬計画書（様式12）

ア　建設副産物及び資材等の運搬計画が関係法令を遵守したものであり、かつ、発注仕様書等で要求している要件に適合していること。

イ　記載された運搬予定者への支払予定額が、運搬予定者が過去１年以内に取り扱った実績のある単価以上の金額であるなど合理的かつ現実的なものであること。

(15)品質確保体制（品質管理のための人員体制）（様式13－１）

ア　「諸費用」の「見込額」に記載した金額を入札者（元請）が負担する場合において「計上した工種等」に記載された費目に、「見込額」に記載された金額が計上されていること。

イ　「諸費用」の「見込額」に記載された金額を下請予定業者が負担する場合において、「見込額」に記載された金額が、下請予定業者の過去１年以内の取引実績のある単価以上の金額であるなど合理的かつ現実的なものであること。

ウ　「諸費用」の「技術者単価」の欄に記載した金額が、最低賃金額以上であり、かつ、それを入札者（元請）が負担する場合にあっては、「氏名」の欄に記載した者が過去３月以内に支払を受けた実績のある賃金の額に基づいたものであり、下請予定業者が負担する場合にあっては、下請予定業者が過去１年以内に「実施事項」欄の内容と同様の品質管理体制を確保した実績のある技術者単価以上であるなど合理的かつ現実的なものであること。

エ　入札説明書、仕様書等で要求している要件に適合していること。

(16)品質確保体制（品質管理計画書）（様式13－２）

ア　「諸費用」の「見込額」に記載された金額を入札者（元請）が負担する場合において、「計上した工種等」に記載された費目に、「見込額」が記載された金額が計上されていること。

イ　「諸費用」の「見込額」に記載された金額を下請予定業者が負担する場合において、「見込額」に記載された金額が、下請予定業者の過去１年以内の取引実績のある単価以上の金額であるなど合理的かつ現実的なものであること。

ウ　入札説明書、仕様書等で要求している要件に適合していること。

(17)品質確保体制（出来形管理計画）（様式13－３）

ア　「諸費用」の「見込額」に記載された金額を入札者（元請）が負担する場合において、「計上した工種等」に記載された費目に、「見込額」に記載された金額が計上されていること。

イ　「諸費用」の「見込額」に記載された金額を下請予定業者が負担する場合において、「見込額」に記載された金額が、下請予定業者の過去１年以内の取引実績のある単価以上の金額であるなど合理的かつ現実的なものであること。

ウ　入札説明書、仕様書等で要求している要件に適合していること。

(18)安全衛生管理体制（安全教育等）（様式14－１）

ア　「諸費用」の「見込額」に記載された金額を入札者（元請）が負担する場合において、「計上した工種等」に記載された費目に、「見込額」に記載された金

額が計上されていること。

イ　「諸費用」の「見込額」に記載された金額を下請予定業者が負担する場合において、「見込額」に記載された金額が、下請予定業者の過去１年以内の取引実績のある単価以上の金額であるなど合理的かつ現実的なものであること。

ウ　入札説明書、仕様書等で要求している要件に適合していること。

(19)安全衛生管理体制（点検計画）（様式14－２）

ア　「諸費用」の「見込額」に記載された金額を入札者（元請）が負担する場合において、「計上した工種等」に記載された費目に、「見込額」に記載された金額が計上されていること。

イ　「諸費用」の「見込額」に記載された金額を下請予定業者が負担する場合において、「見込額」に記載された金額が、下請予定業者の過去１年以内の取引実績のある単価以上の金額であるなど合理的かつ現実的なものであること。

ウ　「諸費用」の「技術者単価」の欄に記載した金額が、最低賃金法に定める最低賃金額以上であり、かつ、それを入札者（元請）が負担する場合にあっては、「点検実施者」の欄に記載した者が過去３月以内に支払を受けた実績のある賃金の額に基づいたものであり、下請予定業者が負担する場合にあっては、下請予定業者が過去１年以内に「点検対象」、「対象区間」及び「時期・頻度」の各欄に記載の内容と同様の安全衛生管理体制を確保した際の実績のある技術者単価以上であるなど合理的かつ現実的なものであること。

エ　入札説明書、仕様書等で要求している要件に適合していること。

(20)安全衛生管理体制（仮設設置計画）（様式14－３）

ア　「諸費用」の「見込額」に記載された金額を入札者（元請）が負担する場合において、「計上した工種等」に記載された費目に、「見込額」に記載された金額が計上されていること。

イ　「諸費用」の「見込額」に記載された金額を下請予定業者が負担する場合において、「見込額」に記載された金額が、下請予定業者の過去１年以内の取引実績のある単価以上の金額であるなど合理的かつ現実的なものであること。

ウ　入札説明書、仕様書等で要求している要件に適合していること。

(21)安全衛生管理体制（交通誘導員設置計画）（様式14－４）

ア　自社社員を交通誘導員に充てる場合

(ｱ) 単価が最低賃金法に定める最低賃金額以上であること。

(ｲ) 単価の見積りが交通誘導員への支払給与の直近３か月の実績額以上でされていることなど合理的かつ現実的なものであること。

イ　派遣会社から交通誘導員の供給を受けることを予定する場合

(ｱ) 単価が最低賃金法に定める最低賃金額以上であること。

(ｲ) 単価の当該交通誘導員の派遣会社が過去１年以内に交通誘導員を派遣した実績のある単価以上であるなど合理的かつ現実的なものであること。

ウ　交通規制方法に応じて必要な人数の交通誘導員を配置する計画となっていること。

エ　入札説明書、仕様書等で要求している要件に適合していること。

(22)誓約書（様式15）

ア　入札者の申込みに係る価格が入札者の積算における工事の施工に要する費用の額を下回る場合に、その下回る額を自社の本社経費等から契約対象工事の一般管理費等に確実に計上することによって、入札者が落札契約後に下請予定業者や資機材納入業者等の見積金額を故なく減額するなど下請予定業者等にしわ寄せをし、手抜き工事を誘発することのないよう、その旨を代表取締役が誓約した書面を提出していること。

イ　入札者の申込みに係る価格が入札者の積算における工事の施工に要する費用の額を下回る場合に、その下回る額を自社で負担するための財源の確保方法が具体的に確認できること。

特に、当該下回る額（当該年度において、契約対象工事以外の防衛省発注の建設工事に関し、低入札価格調査を経て、入札者の積算における施工に要する費用の額を下回る価格で受注した経歴を有する者にあっては、その下回る価格の合計額と契約対象工事に係る下回る額との合計）が前年度の営業利益金額を上回るときは、より確実な財源の確保方法が具体的に確認できること。

(23)施工体制台帳（様式16）

施工体制が適切であること。

(24)過去に施工した同種の公共工事名及び発注者（様式17）

過去５年間の施工工事で低入札価格調査の対象となったもの。

別表第１

工事成績相互利用登録機関及び工事成績評定相互利用対象工事

１　中央官庁営繕担当課長連絡調整会議構成員

工事成績相互利用登録機関		工事成績評定相互利用対象工事		
中央官庁	発注機関・部署等	工事種別	工事規模	時期
○○省	○○部○○課	○○工事	契約額○○円以上の工事	平成○年○月○日以降に契約した工事
○○省	○○部○○課、○○局	すべての工事	契約額○○円を超える工事	平成○年○月○日以降に完成した工事

２　全国営繕主管課長会議構成員

工事成績相互利用登録機関		工事成績評定相互利用対象工事		
都道府県政令市	発注機関・部署等	工事種別	工事規模	時期
○○県	○○県○○部○○課	すべての工事	契約額○○円以上の工事	平成○年○月○日以降に完成した工事

別表第２

１　未提出であると認められる場合	(1)	工事費内訳明細書が白紙である場合
	(2)	工事費内訳明細書に表紙がついていない場合
２　記載すべき事項が欠けている場合	(1)	数量、単価、金額等の記載が欠けている場合
３　記載すべき事項に誤りがある場合	(1)	発注案件名に誤りがある場合
	(2)	提出業者名に誤りがある場合
	(3)	工事費内訳明細書の合計金額が入札金額と大幅に異なる場合
４　その他	(1)	他の入札参加者の工事費内訳明細書と類似し、合理性がなく、極めて不自然な場合

別紙様式第１
（用紙Ａ４版）

平成　　年　　月　　日

一 般 競 争 参 加 資 格 確 認 申 請 書

（契約担当官等の官職氏名）　殿

住　　所
商号又は名称
代表者氏名　　印

平成　　年　　月　　日付けで入札公告のありました○○（○）○○○工事に係る競争参加資格について確認されたく、下記の書類を添えて申請します。
なお、予算決算及び会計令（昭和22年勅令第165号）第70条の規定に該当する者でないこと及び添付書類の内容について事実と相違ないことを誓約します。

記

１　入札説明書９(4)アに定める同種工事の施工実績を記載した書面
２　入札説明書９(4)イに定める同種工事の工事成績を記載した書面
３　入札説明書９(4)ウに定める配置予定の監理技術者等の資格経験等を記載した書面
４　入札説明書９(4)エに定める配置予定の監理技術者等の同種工事の工事成績を記載した書面
５　入札説明書９(4)オに定める契約書の写し(契約書の写しの提出を求める場合のみ)
６　入札説明書９(4)カに定めるワーク・ライフ・バランス等の推進に関する指標の適合状況を記載した書面

以　上

担当者
○○○会社○○支店　○○課　○○○○
TEL　○○○○―○○―○○○
FAX　○○○○―○○―○○○
登録番号（○―○○―○○○○○）

注：返信用封筒として、表に申請者の住所・氏名を記載し、簡易書留料金分を加えた所定の料金（○○○円）の切手を貼付した長３号封筒を申請書と併せて提出して下さい。

別紙様式第２
（用紙Ａ４版）

同種工事の施工実績

工 事 名：

工事名称等	工　事　名	(同種工事の工事名を記入する。)
	発注機関名	
	工事場所	(都道府県名、市町村名を記入する。)
	契約金額	(百万円単位で記入する。)
	工　期	平成　年　月　日　～　平成　年　月　日
	受注形態等	単体／ＪＶ（出資比率）
工事概要等	構造形式	
	規模・寸法	
	使用機材・数量	
	施工条件	(市街地・軟弱地質等)
	その他	
CORINS登録の有無		□有（CORINS登録番号　　）□無

注：１　必ず同種工事が確認できる内容で記載する。

２　CORINS登録の有無について、いずれかの「□」に「■」を付す。「有」に「■」を付した場合は、CORINSの登録番号を記載し、写し（詳細含む。）を添付する。「無」に「■」を付した場合は契約書の写し及び当該工事実績を証明する資料を添付する。

３　記載する工事が、平成13年12月25日以降に完成した防衛省発注機関（旧防衛施設局及び旧防衛施設支局を含む。）の発注した工事である場合は、当該工事に係る施工成績評定通知書又は工事成績評定通知書の写しを添付する。

別紙様式第３
（用紙Ａ４版）

同種工事の工事成績

企業名：

平成○年度以降入札公告日までに元請けとして完成・引渡しが完了している同一工種工事の工事成績

工事名	発注機関名	工期	工事成績（点）
○○（○○）○○工事	○○○○	平成○年○月○日～平成○年○月○日	○○

※　記載する工事は、防衛省発注機関及び工事成績評定相互利用対象機関が発注した業務のうち、本工事における一般競争（指名競争）参加資格の工種区分において、元請けとして完成・引渡しが完了している同一工種工事の全てを記載する。

別紙様式第４
（用紙Ａ４版）

配置予定の監理技術者等の資格経験等

工 事 名：

項　　目		監理技術者又は主任技術者
氏　　名		
最　終　学　歴		（学校名、学科名及び卒業年次を記入する。）
法令による資格・免許		（施工管理技士、建築士等の名称及び取得年月日、監理技術者資格の取得年月日、登録番号及び登録会社並びに監理技術者講習の取得年月日及び修了証番号を記入する。）
工事経験の概要	工　事　名	
	発注者名	
	工事場所	（都道府県名、市町村名を記入する。）
	契約金額	（百万円単位で記入する。）
	工　期	平成　年　月　日　～　平成　年　月　日
	従事役職	（現場代理人、監理（主任）技術者等の名称）
	工事内容	
	CORINS登録の有無	□有（CORINS登録番号　　）　□無
申請時における他工事の従事状況等	工　事　名	
	発注者名	
	工　期	平成　年　月　日　～　平成　年　月　日
	従事役職	（現場代理人、監理（主任）技術者等の名称）
	本工事と重複する場合の対応措置	
	CORINS登録の有無	□有（CORINS登録番号　　）　□無

注：１　必ず同種工事が確認できる内容で記載する。

２　CORINS登録の有無について、いずれかの「□」に「■」を付す。「有」に「■」を付した場合は、CORINSの登録番号を記載し、写し（詳細含む。）を添付する。「無」に「■」を付した場合は契約書の写し及び当該工事実績を証明する資料を添付する。

３　記載する工事が、平成13年12月25日以降に完成した防衛省発注機関（旧防衛施設局及び旧防衛施設支局を含む。）の発注した工事の場合は、当該工事に係る施工成績評定通知書又は工事成績評定通知書の写しを添付する。

別紙様式第５
（用紙Ａ４版）

配置予定の監理技術者等の同種工事の工事成績

企業名：

平成○年度以降入札公告日までに元請けとして完成・引渡しが完了している同一工種工事の工事成績

工事名	発注機関名	工期	工事成績（点）
○○（○○）○○工事	○○○○	平成○年○月○日～平成○年○月○日	○○

※　記載する工事は、防衛省発注機関及び工事成績評定相互利用対象機関が発注した業務のうち、本工事における一般競争（指名競争）参加資格の工種区分において、元請けとして完成・引渡しが完了している同一工種工事の全てを記載する。

別紙様式第６

ワーク・ライフ・バランス等の推進に関する指標について適合状況

※ 1～3の全項目について、当てはまるものに○を付けること。
※ それぞれ、該当することを証明する書類（認定通知書の写し・一般事業主行動計画策定・変更届（都道府県労働局の受領印付）の写し）を添付すること。
※「ワーク・ライフ・バランス等の推進に関する外国法人の確認事務取扱要綱」第2条に規定する同要綱の対象となる外国法人については、別紙様式第2を使用する。

1. 女性の職業生活における活躍の推進に関する法律に基づく認定等

○1段階目の認定を取得しており、かつ、「評価項目３：労働時間等の働き方」の基準を満たしている。

【 該当 ・ 該当しない 】

○2段階目の認定を取得しており、かつ、「評価項目３：労働時間等の働き方」の基準を満たしている。

【 該当 ・ 該当しない 】

○3段階目の認定を取得している。

【 該当 ・ 該当しない 】

○一般事業主行動計画（計画期間が満了していないものに限る。）を策定・届出をしており、かつ、常時雇用する労働者が 300 人以下である。

【 該当 ・ 該当しない 】

2. 次世代育成支援対策推進法に基づく認定

○「くるみん認定」を取得している。

【 該当 ・ 該当しない 】

○「プラチナくるみん（特例）認定」を取得している。

【 該当 ・ 該当しない 】

3. 若者雇用促進法に基づく認定

○若者雇用促進法に基づく認定（ユースエール認定）を取得している。

【 該当 ・ 該当しない 】

別紙様式第7

ワーク・ライフ・バランス等の推進に関する指標について適合状況

（「ワーク・ライフ・バランス等の推進に関する外国法人の確認事務取扱要綱」第2条に規定する同要綱の対象となる外国法人の場合）

※ 1～3の全項目について、当てはまるものに○を付けること。
※ それぞれ、該当することを証明する書類（内閣府男女共同参画局長による認定等相当確認通知書の写し）を添付すること。

1. 女性の職業生活における活躍の推進に関する法律に基づく認定等

○1段階目の認定に相当しており、かつ、「評価項目3：労働時間等の働き方」の基準を満たしている。

【 該当 ・ 該当しない 】

○ 2段階目の認定に相当しており、かつ、「評価項目3：労働時間等の働き方」の基準を満たしている。

【 該当 ・ 該当しない 】

○ 3段階目の認定に相当している。

【 該当 ・ 該当しない 】

○一般事業主行動計画（計画期間が満了していないものに限る。）を策定している状態に相当しており、かつ、常時雇用する労働者が 300 人以下である。

【 該当 ・ 該当しない 】

2. 次世代育成支援対策推進法に基づく認定

○「くるみん認定」に相当している。

【 該当 ・ 該当しない 】

○「プラチナくるみん（特例）認定」に相当している。

【 該当 ・ 該当しない 】

3. 若者雇用促進法に基づく認定

○若者雇用促進法に基づく認定（ユースエール認定）に相当している。

【 該当 ・ 該当しない 】

別紙様式第８
（用紙Ａ４版）

平成　　年　　月　　日

申 請 書（二次審査）

（契約担当官等の官職氏名）　殿

住　　所
商号又は名称
代表者氏名　　印

平成　　年　　月　　日付けで入札公告のありました○○（○）○○○工事に係る技術提案等について確認されたく、下記の書類を添えて申請します。

記

１　入札説明書９(8)アに定める技術提案書
２　入札説明書９(8)イに定める工事全般の施工計画を記載した書面

以　上

担当者
○○○会社○○支店　○○課　○○○○
TEL　○○○○―○○―○○○
FAX　○○○○―○○―○○○
登録番号（○―○○―○○○○○）

注：返信用封筒として、表に申請者の住所・氏名を記載し、簡易書留料金分を加えた所定の料金（○○○円）の切手を貼付した長３号封筒を申請書と併せて提出して下さい。

別紙様式第９
（用紙Ａ４版）

技術提案回答表

（工事名：　　）

商号又は名称：

○○○○○○○○○工事の技術提案については、以下のとおりとします。
技術提案が適正と認められた内容については、本技術提案書に基づいて施工します。

１　「○○○○○○○○　○○○○に関する技術提案」	技術提案又は標準案
２　「○○○○○○○○　○○○○に関する技術提案」	技術提案又は標準案

注：１　技術提案と記載した場合、別紙様式第６の評価項目について記述した技術提案書を提出する。
　　２　標準案を選択した場合、標準案により入札に参加するものとする。
　　※標準案とは、当局の想定する施工方法で、共通仕様書、特記仕様書及び関係法令を遵守し、一般的な施工機械（当省において使用している積算基準類に基づくものを想定）により施工及び監理する方法を用いて作業を行うものである。

別紙様式第10
（用紙Ａ４版）

技術提案書

（工事名：　　）

商号又は名称：

○○○○○○○○○○○工事の施工計画については、以下のとおりとします。
本施工計画が適正と認められた場合には、本計画に基づいて詳細施工計画を立案し、施工を行います。
なお、技術提案が不採用の場合は、標準案により施工します。

評価項目：「○○○○○○○○○○○○○○○○○○○○○○○」に関する技術提案

１　技術提案の概要
（標準案との相違点を簡潔に記述する。）

２　提案における施工方法、施工管理方法
（工事箇所の現状及び特性を踏まえ、本工事に有効であると考えられる具体的な施工方法、施工管理方法を列挙し、提案する内容毎に効果が分かり易すいように、具体的に、簡潔に記述すること。さらに、創意工夫点や留意点等があれば記述する。）

３　提案施工方法に関する安全管理計画

４　提案に対する確実性、展開性の所見
（提案を確実にするための手法及び今後の類似工事への適用性、技術的波及効果の可能性について、過去の実績や経験等を基に記述する。）

５　提案の利用条件等
（工業所有権等の排他的権利に係る事項、提案内容の公表に係る所見等があれば記述する。）

注：１　資料の枚数は、添付図表を含めＡ４版換算で１評価項目につき３枚以内とする。
２　必要に応じて構造図、説明図書等を添付する。（Ａ４版換算で１枚以内とする。）
３　技術提案が複数設定された場合は、技術提案毎に本技術提案書を作成する。
４　上記項目の技術提案が不採用の場合は、標準案で入札に参加するものとする。

別紙様式第11
（用紙Ａ４版）

工事全般の施工計画書

（工事名：　　）

商号又は名称：

○○○○○○○工事の施工計画については、以下のとおりとします。
本施工計画が適正と認められた場合は、本施工計画に基づいて詳細施工計画を立案し施工を行います。

評 価 項 目：施工上配慮すべき事項等の具体的な施工計画
評価の着目点：
1　現場環境等の条件把握（地形、地質、気象条件、周辺施設等の現場条件）
2　施工計画上（品質・工程・安全管理等）の課題設定及び対策
3　施工計画の具体性
4　現場等における創意工夫
5　実現性の担保（過去の実績等による裏付け）

注：1　資料の枚数は図面を含め、Ａ４版２枚以内とする。
2　必要に応じて説明図表等を添付する。
3　工事全般の施工計画書については、必ず提出する。

別紙様式第12

平成　　年　　月　　日

見積に関するヒアリング日時希望通知書

（契約担当官等の官職氏名）　　殿

住　　所
商号又は名称
代 表 者 氏 名　　印

見積に関するヒアリングについては、以下のとおり希望日時等を通知します。

工事名	
ヒアリング出席予定者	①配置予定技術者　　氏名 ②役職　　氏名 ③役職　　氏名
ヒアリング希望日	希望日　平成　　年　　月　　日（　）
ヒアリング希望時間	希望時間　○○時から○○時まで

注１：　ヒアリング会場には、競争参加資格確認申請者の責任者（支店長・営業所長等）・配置予定技術者等を含め３名程度でお願いします。
注２：　ヒアリングの実施日時については後日通知しますが、日時は希望どおりにならない場合がありますので、あらかじめご了承願います。

付紙第１

評　価　基　準
（一次審査）

工事名：＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿

（単位：点）

評価項目		評価基準	評価点
企業の施工能力	**同種工事の施工実績** 当該年度及び前年度から過去15年間の実績（平成○年４月１日から公告日までに完成・引渡しが完了した工事）	より同種性の高い工事※１の実績あり	9
		同種性が認められる工事※２の実績あり	0
	工事成績 当該年度及び前年度から過去10年間の当該工事と同種工事の工事成績評定点（平成○年４月１日から平成○年３月31日までに完成・引渡しが完了した工事の工事成績）	防衛省発注機関及び工事成績評定相互利用対象工事で、78点以上	6
		防衛省発注機関及び工事成績評定相互利用対象工事で、74点以上78点未満	3
		防衛省発注機関及び工事成績評定相互利用対象工事で、74点未満	0
配置予定技術者の能力	**同種工事の施工経験** 当該年度を含む前年度から過去15年間の実績（平成○年４月１日から公告日までに完成・引渡しが完了した工事）（最大３件） 注：最大９点とする。	より同種性の高い工事において、監理（主任）技術者として従事	（１件当たり） ３点
		より同種性の高い工事において、現場代理人あるいは担当技術者として従事または同種性が認められる工事において、監理（主任）技術者として従事	（１件当たり） １点
		同種性が認められる工事において、現場代理人あるいは担当技術者として従事	（１件当たり） ０点
	監理（主任）技術者又は現場代理人の経験 当該年度を含まない過去10年間の当該工事と同種工事において、監理（主任）技術者又は現場代理人の経験（平成○年４月１日から平成○年３月31日までに完成・引渡しが完了した工事）（最大２件） 注：現在と異なる会社の所属であってもよい。 注：最大６点とする。	防衛省発注機関の工事及び工事成績評定相互利用対象工事で、78点以上	（１件当たり） ３点
		防衛省発注機関の工事及び工事成績評定相互利用対象工事で、74点以上78未満	（１件当たり） １点
		防衛省発注機関の工事及び工事成績評定相互利用対象工事で、74点未満	（１件当たり） ０点
その他	**ワーク・ライフ・バランス等推進企業の評価** 注：最大１点とする。	女性活躍推進法に基づく認定等※３	1
		次世代法に基づく認定※４	1
		若者雇用促進法に基づく認定※５	1

※１　競争参加資格要件の同種性に加え、構造形式、規模・寸法、使用機材、架設工法、設計条件等についてさらなる同種性が認められる工事

※２　競争参加資格要件と同等の同種性が認められる工事

※３　女性の職業生活における活躍の推進に関する法律（平成27 年法律第64 号）第９条に基づく基準に適合するものと認定された企業（労働時間等の働き方に係る基準を満たすものに限る。）又は同法第８条に基づく一般事業主行動計画（計画期間が満了していないものに限る。）策定している企業（常時雇用する労働者の数が300 人以下のものに限る。）をいう。

※４　次世代育成支援対策推進法（平成15 年法律第120 号）第13 条又は第15 条の２に基づく基準に適合するものと認定された企業をいう。

※５　青少年の雇用の促進等に関する法律（昭和45 年法律第98 号）第15 条に基づく基準に適合するものと認定された企業をいう。

付紙第２

評　価　基　準
（二次審査）

工事名：＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿

工事名：

１から２の評価点の最高点の合計は○○点とする。

１　企業による技術提案
　下表の評価項目についてそれぞれ評価を行い、各々評価点を算出する。評価項目の最高点は○○点とし、１課題に対する技術提案数は最大５つまでとする。
　なお、技術提案数が５つを超えた場合は当該技術提案に係る配点は０点とする。

評価項目		評価基準	評価点
企業による技術提案	○○○○○ (企業に求める提案内容を記載する。)	【優】が１以上又は【有】が５	15
		【有】が４	12
		【有】が３	9
		【有】が２	6
		【有】が１	3
		【有】が０又は技術提案数が５を超えている	0
	○○○○○ (企業に求める提案内容を記載する。)	【優】が１以上又は【有】が５	15
		【有】が４	12
		【有】が３	9
		【有】が２	6
		【有】が１	3
		【有】が０又は技術提案数が５を超えている	0

２　工事全般の施工計画について
　下表における評価項目について評価する。
　なお、最高点を10点とする。

評価項目		評価基準	評価点
企業による技術提案	施工上配慮すべき事項	現場環境等の条件把握	2
		施工計画上の課題設定及び対策	2
		施工計画の具体性	2
		現場等における創意工夫	2
		実現性の担保	2
		適正でない	欠格

入 札 公 告（建設工事）

次のとおり一般競争入札に付します。

平成○年○月○日

○○○○

○○○○　○○　○○【発注者名を記載する。】

◎調達機関番号　○○○　◎所在地番号　○○

○第Ｎ号

１　工事概要

(1) 品目分類番号　41

(2) 工事名　○○（○）○○○工事

(3) 工事場所　○○県○○市○○町○－○

(4) 工事内容　本工事は、以下の工事を行うものである。

用途　○○、構造　鉄筋コンクリート造○階建て、規模　建物延べ面積約○○○○㎡

(5) 工期　平成○年○月○日まで

(6) 使用する主要な資機材　コンクリート○○㎥、鉄骨○○ｔ、鉄筋○○ｔ、板ガラス○○㎡

(7) 本工事は、入札時に「企業による技術提案」を受け付け、価格と価格以外の要素を総合的に評価して落札者を決定する総合評価落札方式のうち、品質確保のための施工体制及びその他の施工体制の確保状況を確認し、施工内容を確実に実現できるかどうかについて審査し、評価を行う施工体制確認型総合評価落札方式の試行対象工事である。

(8) 本工事は、一次審査で選抜された者以外の競争参加者による入札は無効とする段階的選抜方式の試行対象工事である。

【見積活用方式の場合は次の２項目を追加する。】

(9) 本工事は、発注者が競争参加希望者に見積の提出を求め、ヒアリングを通じて見積の妥当性を確認し、妥当性が確認できた見積を積算価格に反映させるものである。見積の提出期限までに○○工事、○○工事に対する直接工事費（当該工事に必要な仮設費を含む。）【共通仮設費又は現場管理費の積み上げ分の場合は、「共通仮設費（又は現場管理費）への積み上げ分である○○」を記載する。】について記載した見積（以下「見積」という。）を提出するものとする（詳細は入札説明書による。）。

(10) 本工事では、見積の提出後、競争参加希望者の責任者、配置予定の技術者等からヒアリングを行い、見積の妥当性を確認するものとする。

(9) 本工事は、資料提出及び入札等を全て紙により行う紙入札方式である。

(10) 本工事は、ワーク・ライフ・バランス等推進企業を評価する試行対象工事である。

(11) 本工事は、工事費内訳明細書の提出を義務付ける工事である。

２　競争参加資格

次に掲げる条件をすべて満たしている単体有資格業者等（以下「単体」という。）又は、次に掲げる条件をすべて満たしている者により構成される特定建設工事共同企業体であって、「競争参加者の資格に関する公示」（平成○年○月○日付○○○○【当該防衛省発注機関の長を記載する。】）に示す手続きに従い、○○（○）○○○○工事に係る特定建設工事共同企業体として資格審査結果の通知を受けた者であること。

(1) 予算決算及び会計令（昭和22年勅令第165号。以下「予決令」という。）第70条及び第71条の規定に該当しない者であること。

(2) 防衛省における平成○・○年度一般競争（指名競争）参加資格（以下「防衛省競争参加資格」という。）のうち、「○○工事」で級別の格付を受け、○○防衛局【当該契約担当官等の所在地を管轄する地方防衛局等を記載する。】に競争参加を希望していること（会社更生法（平成14年法律第154号）に基づき更生手続開始の申立てがなされている者又は民事再生法（平成11年法律第225号）に基づき再生手続開始の申立てがなされている者については、手続開始の決定後、再度級別の格付を受けていること。）。

(3) 会社更生法に基づく更生手続開始の申立てがなされている者又は民事再生法に基づき再生手続開始の申立てがなされている者（(2)の再度級別の格付を受けた者を除く。）でないこと。

(4) 防衛省競争参加資格の「○○工事」に係る経営事項評価数値（資格審査結果通知書の記３の経営事項評価数値欄の点数）が○○点以上であること。

【代表者以外の構成員に求める点数を引き下げる場合、(4)は次のとおりとする。】

(4) 防衛省競争参加資格の「○○工事」に係る経営事項評価数値（資格審査結果通知書の記３の経営事項評価数値欄の点数）が○○点以上であること。ただし、特定建設工事共同企業体の代表者以外の構成員は、○○点以上であること。

(5) 平成○年度以降入札公告日まで【当該年度及び前年度から過去15年間を記載する。】に、元請けとして完成・引渡しが完了した工事のうち、①、②いずれかの工事を施工した実績を有すること（建設共同企業体の構成員としての実績は、出資比率が20％以上のものに限る。）。

① 「同種性」が認められる工事

（用途が○○で、）鉄筋コンクリート造○階建て以上、建物延べ面積○○㎡以上（１棟当たり）の工事を施工した実績を有すること。

② 「より同種性」の高い工事

（用途が○○で、）鉄筋コンクリート造○階建て以上、建物延べ面積○○㎡以上（１棟当たり）の工事を施工した実績を有すること。

なお、当該実績が平成13年12月25日以降に完成した防衛省発注機関（契約担当官等が属する防衛省本省の内部部局、防衛大学校、防衛医科大学校、防衛研究所、統合幕僚監部、陸上幕僚監部、海上幕僚監部、航空幕僚監部、情報本部、防衛監察本部、地方防衛局並びに統合幕僚長及び陸上幕僚長、海上幕僚長又は航空幕僚

長の監督を受ける陸上自衛隊、海上自衛隊及び航空自衛隊の部隊及び機関並びに防衛装備庁をいう。以下同じ。）（旧防衛施設局及び旧防衛施設支局を含む。）の発注した工事に係るものにあっては、施工成績評定通知書又は工事成績評定通知書の評定点合計（以下「評定点合計」という。）が65点未満のものを除くこと。また、実績が工事成績相互利用登録機関が発注した工事で工事成績評定相互利用対象工事に該当するものである場合は、工事成績の評定点が65点未満のものを除くこと。

【代表者以外の構成員に求める条件を緩和する場合、(5)は次のとおりとする。】

(5) 平成○年度以降入札公告日まで【当該年度及び前年度から過去15年間を記載する。】に、元請けとして完成・引渡しが完了した工事のうち、①、②いずれかの工事を施工した実績を有すること（建設共同企業体の構成員としての実績は、出資比率が20％以上のものに限る。）。

① 「同種性」が認められる工事

（用途が○○で、）鉄筋コンクリート造○階建て以上、建物延べ面積○○㎡以上（１棟当たり）の工事を施工した実績を有すること。

② 「より同種性」の高い工事

（用途が○○で、）鉄筋コンクリート造○階建て以上、建物延べ面積○○㎡以上（１棟当たり）の工事を施工した実績を有すること。

ただし、特定建設工事共同企業体の代表者以外の構成員は、平成○年度以降に、（用途が○○で、）鉄筋コンクリート造○階建て以上、建物延べ面積○○㎡以上の工事を施工した実績を有すること（建設共同企業体の構成員としての実績は、出資比率が20％以上のものに限る。）。

なお、当該実績が平成13年12月25日以降に完成した防衛省発注機関（契約担当官等が属する防衛省本省の内部部局、防衛大学校、防衛医科大学校、防衛研究所、統合幕僚監部、陸上幕僚監部、海上幕僚監部、航空幕僚監部、情報本部、防衛監察本部、地方防衛局並びに統合幕僚長及び陸上幕僚長、海上幕僚長又は航空幕僚長の監督を受ける陸上自衛隊、海上自衛隊及び航空自衛隊の部隊及び機関並びに防衛装備庁をいう。以下同じ。）（旧防衛施設局及び旧防衛施設支局を含む。）の発注した工事に係るものにあっては、施工成績評定通知書又は工事成績評定通知書の評定点合計（以下「評定点合計」という。）が65点未満のものを除くこと。また、実績が工事成績相互利用登録機関が発注した工事で工事成績評定相互利用対象工事に該当するものである場合は、工事成績の評定点が65点未満のものを除くこと。

(6) 単体又は特定建設工事共同企業体の代表者及び構成員は、次の基準を全て満たす監理技術者又は主任技術者（以下「監理技術者等」という。）を当該工事に専任で配置できること。

ア 一級建築士又はこれと同等以上の資格を有する者である。【建築工事の場合】

イ 平成○年度以降入札公告日まで【当該年度及び前年度から過去15年間を記載する。】に、(5)に掲げる工事の経験を有する者である（原則、着工から完成まで従

事している。)。

なお、当該経験が平成13年12月25日以降に完成した防衛省発注機関（旧防衛施設局及び旧防衛施設支局を含む。）の発注した工事に係るものにあっては、評定点合計が65点未満のものを除く。また、経験が工事成績相互利用登録機関が発注した工事で工事成績評定相互利用対象工事に該当するものである場合は、工事成績の評定点が65点未満のものを除く。

ウ　監理技術者にあっては、監理技術者資格者証及び監理技術者講習修了証を有する者である。

(7) 一般競争参加資格確認申請書（以下「申請書」という。）及び競争参加資格確認資料（以下「技術資料」という。）の提出期限の日から開札の時点までの期間に、○○防衛局長【契約担当官等の所在地を管轄する地方防衛局等の長を記載する。】から工事請負契約等に係る指名停止等の措置要領について（防整施（事）第150号。28．３．31）に基づく指名停止を受けていないこと。

(8) 上記１に示した工事に係る設計業務等の受注者（受注者が共同体である場合においては、当該共同体の各構成員をいう。以下同じ。）又は当該受注者と資本若しくは人事面において関連がある建設業者でないこと。

(9) 入札に参加を希望する者との間に資本関係又は人的関係がないこと。

(10)都道府県警察から暴力団関係業者として防衛省が発注する工事等から排除するよう要請があり、当該状態が継続している有資格者でないこと。

３　一次審査に関する事項

一次審査における評価項目は次のアからウまでとし、評価点の合計（最高○○点）の上位者を選抜する。

なお、一次審査において算出された評価点は、一次審査限りとする。

また、国内実績のない外国籍企業が国外での施工実績により参加する場合、２(5)の同種工事の施工実績として妥当と判断された場合、選抜者に加える。

ア　企業の技術力

イ　配置予定技術者の技術力

ウ　ワーク・ライフ・バランス等推進企業の評価

４　二次審査に関する事項

一次審査で選抜された者を対象に実施する。

(1) 評価項目

二次審査の評価項目は、次のアからウまでとし、詳細は入札説明書による。

ア　企業による技術提案

・「○○○○○」

・「○○○○○」

【提案内容のみ記載し、着目点等は入札説明書に記載する。】

イ　工事全般の施工計画(当該工事における施工上配慮すべき事項等の技術的所見)

ウ　施工体制

(2) 総合評価の方法

ア　標準点　要求要件を満たしている者に標準点として100点を付与する。

イ　加算点　算出方法は、予決令第79条の規定に基づいて作成された予定価格（以下「予定価格」という。）の制限の範囲内の入札参加者のうち、(1)ア及びイの評価項目ごとに評価を行った結果、得られた「評価点数の合計値」を加算点として付与する。

なお、加算点の最高点数は○○点とする。

ウ　施工体制評価点　「施工体制評価点」は(1)ウの評価項目について最高30点の評価点を付与する。ただし、事前調査により、施工体制が十分に確保されない場合、契約の内容に適合した履行がされないおそれがある場合又は品質確保のための施工体制及びその他の施工体制が著しく確保されないおそれがある場合、減点を行う。また、施工体制評価点の低いものに対しては、企業による技術提案に係る評価点数に相当する加算点を減ずる場合がある。

エ　価格と価格以外の要素がもたらす総合評価は、入札参加者の「標準点」と「加算点」及び「施工体制評価点」の合計を、当該入札者の入札価格で除して得た数値（以下「評価値」という。）をもって行う。

オ　(1)アの評価項目（企業による技術提案）を行わない者にあっては、(1)イの評価項目の評価内容に応じた加算点を算出し付与する。

(3) 配置予定の監理技術者等のヒアリングを行う。【配置予定の監理技術者等のヒアリングを行う場合のみ記載する。】

(4) 施工体制の確認のため、ヒアリングを行う。

(5) 落札者の決定方法

ア　一次審査で選抜された者は、価格及び(1)アからウまでをもって入札に参加し、次の各要件に該当する者のうち、評価値の最も高い者を落札者とする。

(ｱ) 入札価格が予定価格の制限の範囲内である。

(ｲ) 評価値が、標準点を予定価格で除した数値（以下「基準評価値」という。）を下回らない。

ただし、落札者となるべき者の入札価格によっては、その者により当該契約の内容に適合した履行がされないおそれがあると認められるとき又はその者と契約を締結することが公正な取引の秩序を乱すこととなるおそれがあって著しく不適当であると認められるときは、予定価格の制限の範囲内で、発注者の定める最低限の要求要件を全て満たして入札した他の者のうち、評価値が最も高い者を落札者とすることがある。

なお、評価値が基準評価値を上回っていても、減点評価により技術評価点が標準点（100点）を下回る場合は、落札者の対象外とする。

イ　上記の場合において、評価値の最も高い者が二者以上あるときは、くじへ移行する。くじの実施方法等については、発注者から指示をする。

(6) その他　受注者の責により入札時の(1)の評価内容が実施されていないと判断された場合は、ペナルティとして、工事成績評定を減ずることとし、１工事最大○○点減ずる。

５　入札手続等

(1) 担当部局
〒○○○－○○○○　○○県○○市○○町○－○－○
○○○○【当該発注機関、部署名を記載する。】
TEL　○○－○○○○－○○○○（内線○○○○）
FAX　○○－○○○○－○○○○

(2) 入札説明書の交付期間等
ア　交付期間　平成○年○月○日から平成○年○月○日まで（行政機関の休日に関する法律（昭和63年法律第91号）第１条第１項に規定する行政機関の休日（以下「行政機関の休日」という。）を除く。）の毎日、午前○時から午後○時まで。
イ　交付場所　(1)に同じ。
ウ　交付方法　次の(ｱ)又は(ｲ)の方法により、全て、電子データで交付を行う。
文書類　：PDF　（○○形式）
図面類　：PDF　（○○形式）
数量表等：Excel　（○○形式）
申請書類：Word　（○○形式）又は一太郎（○○形式）
なお、標記以外の形式による提供は一切行わない。
(ｱ)　(1)へ「図面データの取扱いに関する同意事項」（記入・押印済みのもの）及びデータを保存するために必要な、ＣＤ－Ｒ（未使用に限る。）○枚を持参する。
(ｲ)　(1)へ「図面データの取扱いに関する同意事項」（記入・押印済みのもの）、データを保存するために必要な、ＣＤ－Ｒ（未使用に限る。）○枚及び着払いのラベル（宅配業者の場合）又は切手（日本郵便の場合）を貼付した返信用の封筒を同封し、送付する。
この対応により被った不利益や損害については、一切補償しない。
※「図面データの取扱いに関する同意事項」の書式については、防衛省・自衛隊のホームページより入手可能である。
(http://www.mod.go.jp/○/○/○/○/○.pdf)

(3) 申請書及び技術資料の提出期限等
ア　提出期限　平成○年○月○日午後○時○分
イ　提出方法　(1)に持参又は郵送（書留郵便に限る。）若しくは託送（書留郵便と同等のものに限る。）（以下「郵送等」という。）する。

(4) 一次審査結果の通知
本工事の一次審査に係る評価の結果は、平成○年○月○日に通知する。

(5) 二次審査申請書及び企業による技術提案の提出期限等
ア　提出期限　平成○年○月○日午後○時○分
イ　(1)に持参又は郵送等により提出する。

【見積活用方式の場合は次の項目を追加する。】

(6) 見積の提出期限等
ア　提出期限　(5)アに同じ。

イ　提出方法　(1)に持参又は郵送等により提出する。

(6) 二次審査結果の通知

技術提案の可否及び評価の有無、工事全般の施工計画の適正判定結果については、平成○年○月○日に通知する。

なお、一次審査で選抜された者以外による技術提案については評価を行わず、可否及び評価の有無の通知も行わない。

(7) 入札書の受領期限等

ア　受領期限　平成○年○月○日午後○時○分

イ　提出方法　(1)に持参又は郵送等により提出する。

(8) 開札の日時及び場所

ア　日時　平成○年○月○日午前○時○分

イ　場所　○○○○室

６　その他

(1) 手続において使用する言語及び通貨　日本語及び日本国通貨に限る。

(2) 入札保証金　納付（保証金の取扱店　○○銀行○○支店）。ただし、利付国債の提供（取扱官庁　○○○○）又は銀行等の保証（取扱官庁　○○○○）をもって入札保証金の納付に代えることができる。また、入札保証保険契約の締結を行った場合は、入札保証金を免除する。

(3) 入札保証金の納付等に係る書類の提出期間、提出場所及び提出方法

ア　提出期間　平成○年○月○日から平成○年○月○日まで（利付国債の提供の場合は平成○年○月○日）の行政機関の休日を除く毎日、午前○時から午後○時まで。

イ　提出場所　〒○○○－○○○○　○○県○○市○○町○－○－○
○○○○【当該発注機関、部署名を記載する。】
TEL○○○○－○○－○○○○

ウ　提出方法　書類の提出は、持参又は郵送等することにより行うものとする。

(4) 契約保証金　免除。ただし、落札者は、公共工事履行保証証券による保証（瑕疵担保特約（２年間）を付したものに限る。）を付するものとする。この場合の保証金額は、請負代金の10分の３以上とする。

【契約保証金を納付させる場合、(4)は次のとおりとする。】

(4) 契約保証金　納付（保管金の取扱店　○○銀行○○支店）。ただし、利付国債の提供（取扱官庁　○○○○）又は金融機関若しくは保証事業会社の保証（取扱官庁　○○○○）をもって契約保証金の納付に代えることができる。また、公共工事履行保証証券による保証を付し、又は履行保証保険契約の締結を行った場合は、契約保証金を免除する。

【見積活用方式の場合は次の項目を記載する。】

(5) 見積の提出期限までに見積が提出されない場合は、入札心得書第８条第１項第３

号の規定に該当するものとし、その者の行った入札を無効とする。

(5) 入札の無効　次に掲げる入札は無効とする。
ア　本公告に示した競争参加資格のない者の入札
イ　申請書又は技術資料に虚偽の記載をした者の入札
ウ　入札に関する条件に違反した入札
エ　一次審査で選抜されていない者が行った入札
オ　工事全般の施工計画が適正でない者が行った入札

【見積活用方式の場合は次の項目を追加する。】
(7) 提出された見積の金額と入札時に提出された工事費内訳明細書の金額との間に著しい乖離が認められ、開札後に再度ヒアリングを実施し、その妥当性が確認できない場合は、入札心得書第８条第１項第３号の規定に該当するものとして、その者の行った入札を無効とすることがある。

(6) 配置予定の監理技術者等の確認　落札者決定後、発注者支援データベース・システム等により配置予定の監理技術者等の専任制違反の事実が確認された場合、契約を結ばないことがある。
　なお、種々の状況からやむを得ないものとして承認された場合の外は、配置予定の監理技術者等の変更を認めない。
(7) 落札者となるべき者の入札価格が予決令第85条の規定に基づいて作成された基準（以下「調査基準価格」という。）を下回っている場合は、予決令第86条の調査（以下「低入札価格調査」という。）を行うので、協力しなければならない。
(8) 専任の監理技術者の配置が義務付けられている工事において、調査基準価格を下回った価格をもって契約する場合においては、監理技術者とは別に同等の要件を満たす技術者の配置を求めることがある。
(9) 入札後、契約を締結するまでの間に、都道府県警察から暴力団関係者として防衛省が発注する工事等から排除するよう要請があり、当該状態が継続している有資格者とは契約を行わない。
(10) 低入札価格調査を受けた者との契約については、前払金の割合を請負代金額の10分の２以内とする。【前払金の設定が予定されている場合のみ記載する。】
(11) 手続における交渉の有無　無
(12) 契約書作成の要否　要
(13) 本工事に係る申請書及び技術資料の提出に当たって、技術提案により施工しようとする場合は、その内容を示した技術提案書を提出する。ただし、技術提案が適正と認められなかった場合においては標準案により入札に参加ができる。また、標準案に基づいて施工しようとする場合は、標準案によって入札に参加する旨を記載した書面を提出する。
(14) 技術提案書作成説明会を行う。【技術提案書作成説明会を実施する場合のみ記載する。】

(15)ワーク・ライフ・バランス等推進企業の評価について、受注者の責により、申請した認定等の取り消しがあった場合等については、加算点の満点に相当する点を限度として工事成績評定点の減点を行うものとする。

(16)現場説明会を行う。【現場説明会を実施する場合のみ記載する。】

(17)関連情報を入手するための照会窓口　上記５(1)に同じ。

(18)競争参加資格の級別の格付を受けていない者の参加　上記２(2)に掲げる競争参加資格の級別の格付を受けていない者も、特定建設工事共同企業体の構成員となり又は単体として上記５(3)により申請書及び技術資料を提出することができるが、競争に参加するためには、開札の時点において、当該資格の格付を受け、かつ、特定建設工事共同企業体又は単体として競争参加資格の確認を受けていなければならない。

(19)詳細は、入札説明書による。

7　Summary

(1) Official in charge of disbursement of the procuring entity：

(2) Classification of the services to be procured：41

(3) Subject matter of the contract：

(4) Time-limit for the submission of application forms and relevant documents for the qualification ：

(5) Time-limit for the submission of technical proposal:

(6) Time-limit for the submission of tenders：

(7) Contact point for tender documentation：

入　札　説　明　書

○○○○【発注機関名を記載する。】の○○（○）○○○工事に係る入札公告（建設工事）に基づく入札等については、関係法令に定めるもののほか、この入札説明書によるものとする。

１　入札公告日　平成○年○月○日
２　契約担当官等
　○○○○　○○○○　○○　○○【発注者名を記載する。】
　〒○○○－○○○○　○○県○○市○○町○－○
３　工事概要
(1) 工事名　○○（○）○○○工事
(2) 工事場所　○○県○○市○○町○－○－○
(3) 工事内容及び工事範囲　別冊図面及び仕様書のとおり。
(4) 工期　平成○年○月○日まで
(5) 使用する主要な資機材　コンクリート○○㎥、鉄骨○○ｔ、鉄筋○○ｔ、板ガラス○○㎡
(6) 本工事は、入札時に「企業による技術提案」を受け付け、価格と価格以外の要素を総合的に評価して落札者を決定する総合評価落札方式のうち、品質確保のための施工体制及びその他の施工体制の確保状況を確認し、施工内容を確実に実現できるかどうかについて審査し、評価を行う施工体制確認型総合評価落札方式の試行対象工事である。
(7) 本工事は、一次審査で選抜された者以外の競争参加者による入札は無効とする段階的選抜方式の試行対象工事である。

【見積活用方式の場合は次の２項目を追加する。】
(8) 本工事は、発注者が競争参加希望者に見積の提出を求め、ヒアリングを通じて見積の妥当性を確認し、妥当性が確認できた見積を積算価格に反映させるものである。見積の提出期限までに○○工事、○○工事に対する直接工事費（当該工事に必要な仮設費を含む。）【共通仮設費又は現場管理費の積み上げ分の場合は、「共通仮設費（又は現場管理費）への積み上げ分である○○」を記載する。】について記載した見積（以下「見積」という。）を提出するものとする。
(9) 本工事では、見積の提出後、競争参加希望者の責任者、配置予定の技術者等からヒアリングを行い、見積の妥当性を確認するものとする。

(8) その他
　ア　本工事は、資料提出及び入札等を全て紙により行う紙入札方式である。
　イ　本工事は、工事費内訳明細書の提出を義務付ける工事である。
(9)本工事は、ワーク・ライフ・バランス等推進企業を評価する試行対象工事である。
４　競争参加資格
　次に掲げる条件をすべて満たしている単体有資格業者等（以下「単体」という。）又は、次に掲げる条件をすべて満たしている者により構成される特定建設工事共同企業体であって、「競争参加者の資格に関する公示」（平成○年○月○日付○○○○【当該防衛省発注機関の長を記載する。】）に示す手続きに従い、○○（○）○○○○工事

に係る特定建設工事共同企業体として資格審査結果の通知を受けた者であること。

(1) 予算決算及び会計令（昭和22年勅令第165号。以下「予決令」という。）第70条及び第71条の規定に該当しない者であること。

(2) 防衛省における平成○・○年度一般競争（指名競争）参加資格（以下「防衛省競争参加資格」という。）のうち、「○○工事」で級別の格付を受け、○○防衛局【当該契約担当官等の所在地を管轄する地方防衛局等を記載する。】に競争参加を希望していること（会社更生法（平成14年法律第154号）に基づき更生手続開始の申立てがなされている者又は民事再生法（平成11年法律第225号）に基づき再生手続開始の申立てがなされている者については、手続開始の決定後、再度級別の格付を受けていること。）。

(3) 会社更生法に基づく更生手続開始の申立てがなされている者又は民事再生法に基づき再生手続開始の申立てがなされている者（(2)の再度級別の格付を受けた者を除く。）でないこと。

(4) 防衛省競争参加資格の「○○工事」に係る経営事項評価数値（資格審査結果通知書の記３の経営事項評価数値欄の点数）が○○点以上であること。

【代表者以外の構成員に求める点数を引き下げる場合、(4)は次のとおりとする。】

(4) 防衛省競争参加資格の「○○工事」に係る経営事項評価数値（資格審査結果通知書の記３の経営事項評価数値欄の点数）が○○点以上であること。ただし、特定建設工事共同企業体の代表者以外の構成員は、○○点以上であること。

(5) 平成○年度以降入札公告日まで【当該年度及び前年度から過去15年間を記載する。】に、元請けとして完成・引渡しが完了した工事のうち、①、②いずれかの工事を施工した実績を有すること（建設共同企業体の構成員としての実績は、出資比率が20％以上のものに限る。）。

① 「同種性」が認められる工事

（用途が○○で、）鉄筋コンクリート造○階建て以上、建物延べ面積○○㎡以上（１棟当たり）の工事を施工した実績を有すること。

② 「より同種性」の高い工事

（用途が○○で、）鉄筋コンクリート造○階建て以上、建物延べ面積○○㎡以上（１棟当たり）の工事を施工した実績を有すること。

なお、当該実績が平成13年12月25日以降に完成した防衛省発注機関（契約担当官等が属する防衛省本省の内部部局、防衛大学校、防衛医科大学校、防衛研究所、統合幕僚監部、陸上幕僚監部、海上幕僚監部、航空幕僚監部、情報本部、防衛監察本部、地方防衛局並びに統合幕僚長及び陸上幕僚長、海上幕僚長又は航空幕僚長の監督を受ける陸上自衛隊、海上自衛隊及び航空自衛隊の部隊及び機関並びに防衛装備庁をいう。以下同じ。）（旧防衛施設局及び旧防衛施設支局を含む。）の発注した工事に係るものにあっては、施工成績評定通知書又は工事成績評定通知書の評定点合計（以下「評定点合計」という。）が65点未満のものを除くこと。また、実績が工事成績相互利用登録機関が発注した工事で工事成績評定相互利用対象工事に該当するものである場合は、工事成績の評定点が65点未満のものを除くこと。

工事成績相互利用登録機関及び工事成績評定相互利用対象工事は別表第１のとおりである。

【代表者以外の構成員に求める条件を緩和する場合、(5)は次のとおりとする。】

(5) 平成○年度以降入札公告日まで【当該年度及び前年度から過去15年間を記載する。】に、元請けとして完成・引渡しが完了した工事のうち、①、②いずれかの工事を施工した実績を有すること（建設共同企業体の構成員としての実績は、出資比率が20％以上のものに限る。）。

① 「同種性」が認められる工事

（用途が○○で、）鉄筋コンクリート造○階建て以上、建物延べ面積○○㎡以上（１棟当たり）の工事を施工した実績を有すること。

② 「より同種性」の高い工事

（用途が○○で、）鉄筋コンクリート造○階建て以上、建物延べ面積○○㎡以上（１棟当たり）の工事を施工した実績を有すること。

ただし、特定建設工事共同企業体の代表者以外の構成員は、平成○年度以降に、（用途が○○で、）鉄筋コンクリート造○階建て以上、建物延べ面積○○㎡以上の工事を施工した実績を有すること（建設共同企業体の構成員としての実績は、出資比率が20％以上のものに限る。）。

なお、当該実績が平成13年12月25日以降に完成した防衛省発注機関（契約担当官等が属する防衛省本省の内部部局、防衛大学校、防衛医科大学校、防衛研究所、統合幕僚監部、陸上幕僚監部、海上幕僚監部、航空幕僚監部、情報本部、防衛監察本部、地方防衛局並びに統合幕僚長及び陸上幕僚長、海上幕僚長又は航空幕僚長の監督を受ける陸上自衛隊、海上自衛隊及び航空自衛隊の部隊及び機関並びに防衛装備庁をいう。以下同じ。）（旧防衛施設局及び旧防衛施設支局を含む。）の発注した工事に係るものにあっては、施工成績評定通知書又は工事成績評定通知書の評定点合計（以下「評定点合計」という。）が65点未満のものを除くこと。また、実績が工事成績相互利用登録機関が発注した工事で工事成績評定相互利用対象工事に該当するものである場合は、工事成績の評定点が65点未満のものを除くこと。

(6) 単体又は特定建設工事共同企業体の代表者及び構成員は、次の基準を全て満たす監理技術者又は主任技術者（以下「監理技術者等」という。）を当該工事に専任で配置できること。

ア 一級建築士又はこれと同等以上の資格を有する者である。

なお、「これと同等以上の資格を有する者」とは次のものをいう。

・一級建築施工管理技士の資格を有する者

・これらと同等以上の資格を有する者と国土交通大臣が認定した者

【建築工事の場合】

イ 平成○年度以降入札公告日まで【当該年度及び前年度から過去15年間を記載する。】に、(5)に掲げる工事の経験を有する者である（原則、着工から完成まで従事している。）。

なお、当該経験が平成13年12月25日以降に完成した防衛省発注機関（旧防衛施設局及び旧防衛施設支局を含む。）の発注した工事に係るものにあっては、評定点合計が65点未満のものを除く。また、経験が工事成績相互利用登録機関が発注した工事で工事成績評定相互利用対象工事に該当するものである場合は、工事成績の評定点が65点未満のものを除く。

ウ 監理技術者にあっては、監理技術者資格者証及び監理技術者講習修了証を有する者である。

エ　配置予定の監理技術者等にあっては直接的かつ恒常的な雇用関係が必要であるので、その旨を明示することができる資料を求めることがあり、その明示がなされない場合は入札に参加できないことがある。

(7) 一般競争参加資格確認申請書（以下「申請書」という。）及び競争参加資格確認資料（以下「技術資料」という。）の提出期限の日から開札の時点までの期間に、○○防衛局長【契約担当官等の所在地を管轄する地方防衛局等の長を記載する。】から、工事請負契約等に係る指名停止等の措置要領について（防整施（事）第150号。28.３.31。以下「指名停止措置要領」という。）に基づく指名停止を受けていないこと。

(8) 上記３(1)に示した工事に係る設計業務等の受注者（受注者が共同体である場合においては、当該共同体の各構成員をいう。以下同じ。）又は当該受注者と資本若しくは人事面において関連がある建設業者でないこと。

(9) 入札に参加を希望する者の間に次の基準のいずれかに該当する関係がないこと。

なお、この場合に、辞退する者を決めることを目的に当事者間で連絡を取ることは、入札心得書第６条第２項の規定に抵触するものでない。

ア　資本関係

次のいずれかに該当する二者の場合。ただし、子会社（会社法（平成17年法律第86号）第２条第３号の規定による子会社をいう。以下同じ。）若しくは子会社の一方が会社更生法第２条第７項に規定する更生会社（以下「更生会社」という。）又は民事再生法第２条第４号に規定する再生手続が存続中の会社である場合を除く。

(ｱ) 親会社と子会社の関係にある場合

(ｲ) 親会社を同じくする子会社同士の関係にある場合

イ　人的関係

次のいずれかに該当する二者の場合。ただし、(ｱ)については、会社の一方が更生会社又は民事再生法第２条第４号に規定する再生手続が存続中の会社である場合を除く。

(ｱ) 一方の会社の役員が、他方の会社の役員を現に兼ねている場合

(ｲ) 一方の会社の役員が、他方の会社の管財人を現に兼ねている場合

ウ　その他の入札の適正さが阻害されると認められる場合

その他ア又はイと同視しうる資本関係又は人的関係があると認められる場合

(10) 都道府県警察から暴力団関係業者として防衛省が発注する工事等から排除するよう要請があり、当該状態が継続している有資格者でないこと。

５　設計業務等の受注者等

(1) 上記４(8)の「上記３(1)に示した工事に係る設計業務等の受注者」とは、次に掲げる者である。

○○○○設計株式会社

(2) 上記４(8)の「当該受注者と資本若しくは人事面において関連がある建設業者」とは、次のア又はイに該当する者である。

ア　当該受注者の発行済株式総数の100分の50を超える株式を有し、又はその出資の総額の100分の50を超える出資をしている建設業者

イ　建設業者の代表権を有する役員が当該受注者の代表権を有する役員を兼ねている場合における当該建設業者

６　一次審査に関する事項

(1) 評価項目

一次審査における評価項目は次のアからウまでとする。

ア　企業の技術力

イ　配置予定技術者の技術力

ウ　ワーク・ライフ・バランス等推進企業の評価

(2) 評価の方法

技術資料の内容に応じ、(1)アからウまでの評価項目ごとに評価を行い、評価点を付与する。

なお、評価点の最高点数は○○点とする。

(3) 評価の基準

付紙第１の評価基準による。

(4) 選抜方法

評価点の合計の上位者を選抜する。

また、国内実績のない外国籍企業が国外での施工実績により参加する場合、２(5)の同種工事の施工実績として妥当と判断された場合、選抜者に加える。

(5) 罰則等について

ワーク・ライフ・バランス等推進企業の評価について、受注者の責により、申請した認定等の取り消しがあった場合等については、加算点の満点に相当する点を限度として工事成績評定点の減点を行うものとする。

(6) その他

一次審査において算出された評価点は、一次審査限りとする。

7　二次審査に関する事項

一次審査で選抜された者を対象に実施する。

(1) 評価項目

二次審査の評価項目は、次のアからウまでとする。

ア　企業による技術提案

・課題「○○○○○」

（着目点）

本工事は○○○○○。このことから、○○○○○について、①○○○○○、②○○○○○、③○○○○○、④○○○○○、⑤○○○○○について、○○の見地から着目点ごとに１提案を求める。

・課題「○○○○○」

（着目点）

本工事は○○○○○。このことから、○○○○○について、①○○○○○、②○○○○○、③○○○○○、④○○○○○、⑤○○○○○について、○○の見地から着目点ごとに１提案を求める。

イ　工事全般の施工計画（当該工事における施工上配慮すべき事項等の技術的所見）

ウ　施工体制

(2) 総合評価の方法

ア　標準点　要求要件を満たしている者に標準点として100点を付与する。

イ　加算点　予決令第79条の規定に基づいて作成された予定価格（以下「予定価格」という。）の制限の範囲内の入札参加者のうち、(1)ア及びイの評価項目ごとに評価を行った結果、得られた「評価点数の合計値」を加算点として付与する。

なお、加算点の最高点数は○○点とする。

ウ　施工体制評価点　「施工体制評価点」は(1)ウの評価項目について最高30点の

評価点を付与する。ただし、事前調査により、施工体制が十分に確保されない場合、契約の内容に適合した履行がなされないおそれがある場合又は品質確保のための施工体制及びその他の施工体制が著しく確保されないおそれがある場合、減点を行う。

なお、事前調査のため入札書（施工体制の確認に係る部分に限る。）のヒアリングを実施するとともに、ヒアリングに際して追加資料の提出を求めることがある。また、施工体制評価点の低いものに対しては、企業による技術提案に係る評価点数に相当する加算点を減ずる場合がある。

エ　価格と価格以外の要素がもたらす総合評価は、入札参加者の「標準点」と「加算点」及び「施工体制評価点」の合計を、当該入札者の入札価格で除して得た数値（以下「評価値」という。）をもって行う。

オ　(1)アの評価項目（企業による技術提案）を行わない者にあっては、(1)イ及びウの評価項目の評価内容に応じた加算点を算出し付与する。

(3) 評価の基準

ア　施工体制（施工体制評価点）

評価項目	評価基準	配点	得点
品質確保の実効性	工事の品質確保のための適切な施工体制が十分確保され、入札説明書等に記載された要求要件をより確実に実現できると認められる場合	15	/15
	工事の品質確保のための適切な施工体制が概ね確保され、入札説明書等に記載された要求要件を確実に実現できると認められる場合	5	
	その他	0	
施工体制確保の確実性	工事の品質確保のための施工体制のほか、必要な人員及び材料が確保されていることなどにより、適切な施工体制が十分確保され、入札説明書等に記載された要求要件をより確実に実現できると認められる場合	15	/15
	工事の品質確保のための施工体制のほか、必要な人員及び材料が確保されていることなどにより、適切な施工体制が概ね確保され、入札説明書等に記載された要求要件を確実に実現できると認められる場合	5	
	その他	0	

イ　加算点　付紙第２の評価基準による。

(4) 落札者の決定方法

ア　一次審査で選抜された者は、価格及び(1)アからウまでをもって入札を行い、次の各要件に該当するもののうち、(2)によって得られた評価値の最も高い者を落札者とする。

(ｱ) 入札価格が予定価格の制限の範囲内である。
(ｲ) 評価値が標準点を予定価格で除した数値を下回らない。
ただし、落札者となるべき者の入札価格によっては、その者により当該契約の内容に適合した履行がされないおそれがあると認められるとき又はその者と契約を締結することが公正な取引の秩序を乱すこととなるおそれがあって著しく不適当であると認められるときは、予定価格の制限の範囲内で、発注者の定める最低限の要求要件を全て満たして入札した他の者のうち、評価値が最も高い者を落札者とすることがある。

イ　上記の場合において、評価値の最も高い者が二者以上あるときは、くじへ移行する。くじの実施方法等については、発注者から指示をする。

(5) 罰則等について

受注者より提案された「技術提案」及び「工事全般の施工計画」については、工事完成後において履行状況の検査を行う。

受注者の責により入札時の(1)の評価内容が実施されていない場合は、再度の施工を行う。再度の施工が困難あるいは合理的でない場合は、契約違反としての措置（不履行に係る金額の支払い請求等）をとる場合がある。併せて、ペナルティとして技術提案について工事成績評定を減ずることとし、１工事最大○○点の減点とする。

なお、受注者の責によらない場合とは、災害又はその他特別な事情がある場合等のことをいい、発注者と受注者の協議により決定する。

(6) 重点審査について

入札参加者の申込みに係る価格（ＶＥ提案の内容に基づく施工を行うことによりコスト縮減の達成が可能となること及びその縮減金額を上記３(6)の資料において明らかにしたときは、コスト縮減金額として契約担当官等が認めた金額を当該入札参加者の申込みに係る価格に加えた価格）が、品質確保のための施工体制及びその他の施工体制が著しく確保されないおそれがある価格である場合は、審査を特に重点的に行う。

(7) その他

ア　発注者は技術提案については、その後の工事において、その内容が一般的に使用されている状態となった場合は、無償で使用できるものとする。ただし、工業所有権等の排他的権利を有する提案についてはこの限りではない。

イ　技術提案を適正と認めることにより、設計図書において施工方法等を指定しない部分の工事に関する建設業者の責任が軽減されるものではない。

８　担当部局

〒○○○－○○○○　○○県○○市○○町○－○
○○○○【当該発注機関、部署名を記載する。】
TEL　○○－○○○○－○○○○（内線○○○○）
FAX　○○－○○○○－○○○○

９　競争参加資格の確認等

本競争の参加希望者は、上記４に掲げる競争参加資格を有することを証明するため、次に従い、申請書及び技術資料（以下「申請書等」という。）を提出し契約担当官等から競争参加資格の有無の確認等を受けなければならない。また、上記４(2)の級別の格付を受けていない者も次に従い申請書等を提出することができる。この場合において、上記４(1)及び(5)から(10)までに掲げる事項を満たしているときは、開札の時点において上記４(2)から(4)までに掲げる事項を満たしていることを条件として競争

参加資格があることを確認するものとする。

当該確認を受けた者が競争に参加するためには、特定建設工事共同企業体の構成員又は単体として開札の時点において上記４(2)から(4)までに掲げる事項を満たしていなければならない。

なお、期限までに申請書等を提出しない者及び競争参加資格がないと認められた者は、本競争に参加することができない。

(1)　申請書等の提出期間等

(ｱ) 提出期間　平成○年○月○日から平成○年○月○日まで（行政機関の休日に関する法律（昭和63年法律第91号）第１条第１項に規定する行政機関の休日（以下「行政機関の休日」という。）を除く。）の毎日、午前○時から午後○時まで（正午から午後１時までの間を除く。）。ただし、最終日は午後○時まで。

(ｲ) 提出場所　上記８に同じ。

(ｳ) 提出方法　持参又は郵送（書留郵便に限る。）若しくは託送（書留郵便と同等のものに限る。）（以下「郵送等」という。）による。

(2) 申請書は、別紙様式第１により作成する。

(3) 上記４(5)の実績及び(6)の経験の確認を行うに当たり、効力を有する政府調達に関する協定を適用している国及び地域並びに我が国に対して建設市場が開放的であると認められる国及び地域以外の国又は地域に主たる営業所を有する建設業者にあっては、我が国における同種工事の施工実績及び経験をもって行うものとする。

(4) 技術資料は、次に従い作成する。

なお、アの実績及びウの経験については、平成○年度以降入札公告日まで【当該年度及び前年度から過去15年間を記載する。】に、工事が完成・引渡しが完了しているものに限り記載することとし、アの実績、イ及びエの成績並びにウの経験として記載する工事が平成13年12月25日以降に完成した防衛省発注機関（旧防衛施設局及び旧防衛施設支局を含む。）の工事の場合は、当該工事に係る施工成績評定通知書又は工事成績評定通知書の写しを添付する。

ア　同種工事の施工実績

上記４(5)に掲げる資格があることを判断できる同種工事の施工実績を１件記載する。

記載様式は別紙様式第２とし、図面、写真等を引用する場合も含め、Ａ４版１枚に記載する。

なお、特定建設工事共同企業体及び経常建設共同企業体にあっては、いずれかの構成員の上記４(5)に掲げる実績を記載する。

イ　同種工事の工事成績

平成○年度以降入札公告日まで【当該年度及び前年度から過去10年間を記載する。】に、元請けとして完成・引渡しが完了している上記４(5)に掲げる同種工事の工事成績を記載する。

記載様式は別紙様式第３とし、当該工事成績を証明する資料の写しを添付する。

ウ　配置予定の監理技術者等の資格経験等

上記４(6)に掲げる資格があることを判断できる配置予定の監理技術者等の資格、同種工事の経験及び申請時における他工事の従事状況等を記載する。

記載様式は別紙様式第４とし、記載する同種工事の経験の件数は３件までとする。

記載する他工事の従事状況等は、申請書等の提出時点で現場代理人、監理技術者等又はその他の技術者として従事している全ての工事を記載する。

なお、配置予定の監理技術者等として複数の候補技術者の資格及び同種工事の経験を記載することもできる。ただし、審査及び評価は、評価点の合計が最も低い者とする。また、同一の技術者を重複して複数工事の配置予定の監理技術者等とすることは差し支えないものとするが、他の工事を落札したことにより配置予定の監理技術者等を配置することができなくなったときは、入札への参加はできないものとし、申請書を提出した者は、直ちに当該申請書の取下げを行うこととし、電話及び電送（押印済みの申出書）でその旨の申し出を行うと共に、速やかに書面により申出書を提出する。他の工事を落札したことにより配置予定の監理技術者等を配置することができないにもかかわらず入札した場合においては、不正又は不誠実な行為として、指名停止措置要領に基づく指名停止を行うことがある。

入札書の提出後、落札者決定までの期間（予決令第86条の調査（以下「低入札価格調査」という。）期間を含む。）において、他の工事を落札したことにより配置予定の監理技術者等を配置することができなくなった場合は、直ちにその旨の申し出を行う。この場合において、事実が認められた場合には、当該入札を無効とする。

落札後､配置予定の監理技術者等が配置できないことが明らかになった場合は、不正又は不誠実な行為として、指名停止措置要領に基づく指名停止を行うことがある。

エ　配置予定の監理技術者等の同種工事の工事成績

平成○年度以降入札公告日まで【当該年度及び前年度から過去10年間を記載する。】に完成・引渡しが完了した同種工事において、監理（主任）技術者又は現場代理人として従事した経験がある場合は、当該同種工事の成績を２件まで記載する。

記載様式は別紙様式第５とし、当該同一工種工事の成績が確認できる資料を添付する。

オ　契約書の写し等

施工実績又は経験として記載した工事に係る契約書の写し又は当該同種工事を証明する資料を提出する。ただし、当該工事が、財団法人日本建設情報総合センターの「工事実績情報サービス（CORINS)」に登録されている場合はその写し（詳細を含む。）を添付するものとし、契約書の写しを提出する必要はない。

カ　ワーク・ライフ・バランス等の推進に関する指標の適合状況

企業のワーク・ライフ・バランス等の推進に関する指標の適合状況について、別紙様式第６を提出し、認定通知書の写し又は行動計画届出書（都道府県労働局の受領印付）の写しを添付する。

なお、外国法人については、別紙様式第７に記載し提出し、内閣府による認定等相当確認通知書の写しを添付する。

(5) 競争参加資格の確認は、申請書等の提出期限をもって行うものとし、競争参加資格の結果及び一次審査の結果は申請時に提出された返信用封筒により、平成○年○月○日までに通知する。

(6) 二次審査申請書、技術提案及び工事全般の施工計画の提出期間等

(ｱ) 提出期間　平成○年○月○日から平成○年○月○日まで（行政機関の休日を除く。）の毎日、午前○時から午後○時まで（正午から午後１時までの間を除く。）。ただし、最終日は午後○時まで。

(ｲ) 提出場所　上記８に同じ。

(ｳ) 提出方法　持参又は郵送等による。

(7) 二次審査申請書は、別紙様式第８により作成する。

(8) 技術提案書及び工事全般の施工計画（以下「技術提案等」という。）は、次に従い作成する。

ア　技術提案書

一次審査選抜者は、次に掲げる資料を提出するものとする。

(ｱ) 技術提案回答表

技術提案による施工又は標準案による施工の別を記載する。

記載様式は別紙様式第９とする。

(ｲ) 技術提案書

技術提案により施工しようとする場合は、技術提案に基づく施工方法等の技術的事項に対する所見について記載する。また、技術提案による施工方法が適正と認められなかった場合に標準案に基づいて入札に参加するものとする。

記載様式は別紙様式第10とし、１課題に対する技術提案数は最大５つまでとし、１課題に対する提出枚数は補足資料を除き、Ａ４版３枚以内とする。補足資料は技術提案書を補完する図表、写真等とし、Ａ４版１枚以内とする。

なお、技術提案数が５つを超えた場合は、当該技術提案に係る配点を０点とするので注意する。

イ　工事全般の施工計画

「工事全般の施工計画（当該工事における施工上配慮すべき事項等の技術的所見）」を記載する。

記載様式は別紙様式第11とする。

【必要に応じ、次の項目を追加する。】

(9) 配置予定の監理技術者等のヒアリング

配置予定の監理技術者等のヒアリングを次の要領で行う。

ア　日時　平成○年○月○日から平成○年○月○日まで。

イ　場所　〒○○○－○○○○　○○県○○市○○町○－○　○○○○室
TEL　○○－○○○○－○○○○（内線○○○○）

ウ　その他　企業別のヒアリングの日時及び場所は追って通知する。
なお、出席者は配置予定の監理技術者等とする。】

【見積活用方式の場合は次の２項目を追加する。】

(9) 本競争の参加希望者は、次に従い、本工事の積算に必要な見積の提出等を行うものとする。

ア　見積の提出方法等

(ｱ) 提出方法　上記８に持参又は郵送等により提出する。

(ｲ) 提出期限　平成○年○月○日午後○時○分

イ　見積の作成方法

見積の作成に当たっては、交付した見積依頼書等に従い作成するものとする。

なお、見積の作成に係る費用は、競争参加希望者の負担とする。

競争参加希望者は、本工事の積算に必要な見積を、見積の提出期限までに提出するものとする。見積には○○○工事、○○○工事に対する直接工事費（必要な仮設費含む。）【共通仮設費又は現場管理費の積み上げ分の場合は、「共通仮設費（又は現場管理費）への積み上げ分である○○」を記載する。】に係るもの

について記載するものとする。

ウ　見積作成に関する質問

本工事の積算に必要な見積作成に関して質問がある場合には、次に従い提出する。

(ｱ) 提出方法　書面（様式は自由とする。）を上記７に持参することにより提出する。

(ｲ) 提出期間　平成○年○月○日から平成○年○月○日まで（行政機関の休日を除く。）【概ね４日以上】の毎日、午前○時から午後○時まで。ただし、正午から午後１時までの間を除く。

エ　ウの質問に対する回答はFAXにて回答を送信する。

オ　提出された見積に関するヒアリング

提出された見積に関して、その妥当性を確認するためのヒアリングを行う。

(ｱ) 期間　平成○年○月○日から平成○年○月○日【概ね１～２週間】（行政機関の休日を除く。）の午前○時から午後○時まで。

(ｲ) 会場　○○○○○○室

(ｳ) その他　本競争の参加希望者は、(ｱ)の期間のうち、ヒアリングの希望日時及び出席者を「見積に関するヒアリング日時希望通知書（別紙様式第12)」に記載し、競争参加資格確認申請時に提出する。

なお、ヒアリング出席者は、責任者（支店長・営業所長等)、配置予定の監理技術者等、見積の根拠を説明できる者等を含め３名程度とする。

(ｴ) ヒアリング日時については、追って通知する。

(ｵ) ヒアリング時には、見積の根拠資料を持参するものとする。

(ｶ) (ｵ)による根拠資料とは、採用を予定する協力会社等（下請会社、専門工事業者及び製造者等）から収集する見積書（自社施工の場合も含む。）又は同種かつ直近の契約工事における契約書類等により、見積に記載した単価及び価格が確認できる資料とする。なお、同種かつ直近の契約工事における契約書類等を根拠とする場合は、本工事の現場条件等を勘案するものとする。

(10) 見積の提出期限までに見積が提出されない場合は、入札心得書第８条第１項第３号の規定に該当するものとして、その者のした入札を無効とする。

(9) 技術提案等の可否及び評価の有無については、二次審査申請時に提出された返信用封筒により、平成○年○月○日に通知する。その際、技術提案等が適正と認められなかった場合には、その理由を付して通知する。

なお、一次審査で選抜された者以外による技術提案等については評価を行わず、可否及び評価の有無の通知も行わない。

(10) その他

ア　申請書等及び技術提案等の作成及び提出に係る費用は、申請者の負担とする。

イ　契約担当官等は、提出された申請書等及び技術提案等を競争参加資格の確認及び総合評価の審査・評価並びに入札・契約に関する統計的分析以外に申請者に無断で使用しない。

ウ　提出された申請書等及び技術提案等は、返却しない。

エ　提出期限以降における申請書等及び技術提案等の差し替え及び再提出は認めない。

オ　申請書等及び技術提案等に関する問い合わせ先　上記８に同じ。

10　競争参加資格がないと認めた者、一次審査で選抜されなかった者及び技術提案等が

適正と認められなかった者に対する理由の説明

(1) 競争参加資格がないと認められた者及び一次審査で選抜されたかった者は、契約担当官等に対して競争参加資格がないと認めた理由及び一次審査で選抜されたかった理由について、次に従い説明を求めることができる。

ア　提出方法　書面（様式は自由とする。）を上記８に持参するものとし、郵送等によるものは受け付けない。

イ　提出期間

上記９(5)の通知の日から平成○年○月○日まで（行政機関の休日を除く。）の毎日、午前○時から午後○時まで（正午から午後１時までの間を除く。）。ただし、最終日は午後○時まで。

(2) 契約担当官等は、(1)により説明を求められたときは、平成○年○月○日までに説明を求めた者に対し書面により回答する。

(3) 技術提案等が適正と認められなかった者は、契約担当官等に対して技術提案等が適正と認められなかった理由について、次に従い説明を求めることができる。

ア　提出方法　書面（様式は自由とする。）を上記８に持参するものとし、郵送等によるものは受け付けない。

イ　提出期間　上記９(9)の通知の日から平成○年○月○日まで（行政機関の休日を除く。）の毎日、午前○時から午後○時まで（正午から午後１時までの間を除く。）。ただし、最終日は午後○時まで。

(4) 契約担当官等は、(3)により説明を求められたときは、平成○年○月○日までに説明を求めた者に対し書面により回答する。

11　入札説明書に対する質問

(1) 入札説明書に対して質問がある場合には、次に従い提出する。

ア　提出方法　書面（様式は自由とする。）を上記８に持参又は郵送等により提出する。

イ　提出期間

平成○年○月○日から平成○年○月○日まで（行政機関の休日を除く。）の毎日、午前○時から午後○時まで（正午から午後１時までの間を除く。）。ただし、最終日は午後○時まで。郵送等による場合は平成○年○月○日午後○時必着。

(2) (1)の質問に対する回答書は、平成○年○月○日から平成○年○月○日まで（行政機関の休日を除く。）の毎日、午前○時から午後○時まで（正午から午後１時までの間を除く。）、上記８において閲覧に供する。

12　入札方法等

(1) 入札書の提出方法等

(ｱ) 提出期間　持参による場合は、平成○年○月○日午前○時から午後○時まで（正午から午後１時までの間を除く。）。郵送等による場合は、平成○年○月○日午後○時必着。

(ｲ) 提出場所　上記８に同じ。

(ｳ) 提出方法　持参による場合は、入札書及び工事費内訳明細書を各々封筒に入れて封かんし、入札書を入れた封筒の表に「入札書在中」と朱書きする。さらにこれらを１つの封筒に入れて封かんし、封筒の表に工事名、開札日時及び商号又は名称を記載の上、提出する。また、一般競争参加資格確認通知書又はその写しを提示する。

郵送等による場合は、入札書及び工事費内訳明細書を各々封筒に入れて封かんし、入札書を入れた封筒の表に「入札書在中」と朱書きする。さらにこれら

と一般競争参加資格確認通知書の写し及び一次審査結果通知書の写しを別の封筒に入れて封かんし、封筒の表に工事名、開札日時及び商号又は名称を記載の上、提出する。

(2) 落札決定に当たっては、入札書に記載された金額に当該金額の100分の○【消費税及び地方消費税とを合わせた税率を記載する。】に相当する額を加算した金額（当該金額に１円未満の端数があるときは、その端数金額を切り捨てた金額）をもって落札価格とするので、入札参加者は、消費税及び地方消費税に係る課税事業者であるか免税事業者であるかを問わず、見積った契約希望金額の○○○分【100＋消費税及び地方消費税とを合わせた税率を記載する。】の100に相当する金額を入札書に記載する。

(3) 入札回数は、原則として２回を限度とする。ただし、２回目の入札において落札者がいない場合は、３回目の入札を執行する場合もある。また、予決令第９９条の２の規定による随意契約（以下「不落随契」という。）は、特別な場合を除き適用しない。なお、不落随契を行う場合、不落随契へ移行する前の入札結果をもって評価値の算定を行い、評価値が最も高い者に見積依頼を行うものとする。

(4) 二次審査結果通知書において、技術提案に基づき通知されたものは当該技術提案書（不採用とされた部分を除く。）に基づく入札を行い、標準案に基づき通知されたものは標準案に基づく入札を行うものとする。また、技術提案における安全管理については、標準案と同等以上の安全性を有するものとし受注者の責任において行うものとする。

13　入札保証金及び契約保証金

(1) 入札保証金　納付（保管金の取扱店　○○銀行○○支店）。ただし、利付国債の提供（取扱官庁　○○○○）又は銀行等の保証（取扱官庁　○○○○）をもって入札保証金の納付に代えることができる。また、入札保証保険契約の締結を行った場合は、入札保証金を免除する。入札保証金の金額等（国債の総額、銀行等の保証に係る保証金額及び入札保証保険に係る保険金額を含む。以下同じ。）は、見積金額の100分の５以上とする。

なお、期限までに入札保証金の納付等（入札保証金の納付に代わる担保としての国債又は銀行等の保証の提供及び入札保証金の全部が免除される入札保証保険契約の締結を含む。以下同じ。）を行わない者及び入札保証金の納付等に係る書類（以下「書類」という。）を提出しない者並びに入札保証金の金額等が入札金額（税込み）（入札価格に消費税及び地方消費税相当額を加えたものをいう。以下同じ。）の100分の５に満たない者は、入札に関する条件に違反したものとして、その入札を無効とする。

利付国債の提供の場合は担保の提供が完了するまでには、振替手続き等相応の日数を要するため、あらかじめ取引先の銀行・証券会社等に相談のうえ、期限までに十分余裕をもって手続きする。

ア　提出期間　平成○年○月○日から平成○年○月○日（利付国債の提出の場合は平成○年○月○日）までの行政機関の休日を除く毎日、午前○時から午後○時まで。

イ　提出場所　〒○○○－○○○○　○○県○○市○○町○－○－○　○○【当該発注機関、部署名を記載する。】　TEL○○○○－○○－○○○○

ウ　提出方法　書類の提出は、持参又は郵送等することにより行うものとする。

エ　増額変更　認めない。

オ　減額変更　認めない。
カ　保証期間　平成○年○月○日まで【落札者決定の日から７日を経過した日以降の日で契約担当官等が指定する日を記載する。】
キ　その他　入札保証金の納付等及び書類の提出に係る費用は、入札参加者の負担とする。

(2) 契約保証金　免除。ただし、落札者は、公共工事履行保証証券による保証（瑕疵担保特約（２年間）を付したものに限る。）を付するものとする。この場合の保証金額は、請負代金額の10分の３以上とする。

【契約保証金を納付させる場合、(2)は次のとおりとする。】

(2) 契約保証金　納付（保管金の取扱店　○○銀行○○支店）。ただし、利付国債の提供（取扱官庁　○○○○）又は金融機関若しくは保証事業会社の保証（取扱官庁　○○○○）をもって契約保証金の納付に代えることができる。また、公共工事履行保証証券による保証を付し、又は履行保証保険契約の締結を行った場合は、契約保証金を免除する。

14　工事費内訳明細書

(1) 第１回の入札に際し、第１回の入札書に記載される入札金額に対応した工事費内訳明細書を提出しなければならない。
(2) 工事費内訳明細書の作成方法
ア　交付した数量書にある総括表の構成に対応した経費項目（直接工事費、共通仮設費、現場経費、一般管理費等）を記載することとする。また、直接工事費の明細書については、交付した数量書に対応する摘要（土木工事にあっては規格・寸法）、数量、単位、単価、金額等を記載したものとする。
イ　交付する数量書記載の数量については、参考数量であることから変更してもよいものとする。
ウ　工事費内訳明細書には、必ず表紙を付けるものとし、表紙には商号又は名称、住所及び代表者氏名（必ず押印する。）並びに発注者名及び工事名を記載し、表紙以外には商号又は名称、住所及び代表者氏名を記載しない。
(3) 工事費内訳明細書の提出方法等
(ｱ) 提出期間　上記12(1)イに同じ。
(ｲ) 提出方法　12(1)イを参照。
(ｳ) 提出場所　上記７に同じ。
(4) 提出された工事費内訳明細書は返却しないものとする。
(5) 工事費内訳明細書を提出しない者は、入札に参加することができない。
(6) 提出された工事費内訳明細書の確認の結果、別表第２の各項に該当する場合は、入札心得書に規定する「その他入札に関する条件に違反した入札」として、当該入札参加者の入札を無効とする場合がある。

【見積活用方式の場合は次の項目を追加する。】

(7) (3)により提出された工事費内訳明細書と上記９(9)により提出された見積の金額との間に著しい乖離が認められる場合は、開札後に再度ヒアリングを実施し、その妥当性が確認できない場合は、入札心得書第８条第１項第３号の規定に該当するものとして、当該入札者の入札を無効とする場合がある。

(7) 提出された工事費内訳明細書について説明を求める場合がある。
(8) 提出された工事費内訳明細書については、必要に応じ公正取引委員会へ提出する場合がある。この場合、指名停止措置要領に基づき、指名停止を行うことがある。
(9) 工事費内訳明細書は、参考図書として提出を求めるものであり、契約上の権利義務を生じるものではない。
(10)施工体制確認型総合評価落札方式において、工事費内訳明細書は、価格以外の要素として性能などが提示された入札書の参考図書として提出を求めるものである。

15　開札
(1) 開札の日時及び場所
ア　日時　平成○年○月○日午前○時○分
イ　場所　○○○○室
(2) 開札は、(1)に掲げる日時及び場所において、入札者又はその代理人を立ち会わせて行う。ただし、入札者又はその代理人が立ち会わない場合は、入札事務に関係のない職員を立ち会わせて行う。
(3) 開札に立ち会わない場合でも提出された入札書は有効なものとして取り扱う。
(4) (3)の場合において、再度の入札を行うこととなったときは、持参による入札者は再度の入札を辞退したものとして取り扱うものとするが、郵送等による入札者に対しては、再度の入札への参加の意思の有無を電話により確認するものとする。
(5) 第１回の入札において落札者が決定しなかった場合は、再度入札に移行する。

16　入札の無効
(1) 次に掲げる入札は無効とする。
ア　本公告に示した競争参加資格のない者の入札
イ　申請書等及び技術提案等に虚偽の記載をした者の入札
ウ　入札に関する条件に違反した入札
エ　一次審査で選抜されていない者が行った入札
オ　工事全般の施工計画が適正でない者が行った入札
なお、契約担当官等により競争参加資格のある旨確認された者であっても、落札決定の時点において上記４に掲げる資格のないものは競争参加資格のない者に該当する。
(2) (1)の無効の入札を行った者を落札者としていた場合には、落札決定を取り消す。

17　追加資料について
ＶＥ提案等の内容に基づく施工を行うことによりコスト縮減の達成が可能となる場合は、コスト縮減額の算定根拠として次の様式を提出するものとする。
なお、これらの提出がない場合には、当該コスト縮減に関する評価を行わない。
・積算内訳書兼コスト縮減額算定調書①(様式2-1A)
・積算内訳書兼コスト縮減額算定調書②(様式2-1B)
・内訳書に対する明細書兼コスト縮減額算定調書①(様式2-2A)
・内訳書に対する明細書兼コスト縮減額算定調書②(様式2-2B)
・VE提案等によるコスト縮減額調書(様式3)

18　ヒアリングの実施（施工体制の審査）
どのように施工体制を構築し、それが施工内容の実現確実性の向上につながるかを審査するため、原則として、予定価格の制限の範囲内の価格で申込みをした全ての入札参加者に対して、開札後速やかに、ヒアリングを実施することとし、日時及び方法は追って通知する。
(1) 日時　平成○年○月○日から平成○年○月○日まで。

(2) 場所　〒○○○－○○○○　○○県○○市○○町○－○
　　○○○○○○室
　　TEL　○○－○○○○－○○○○（内線○○○○）

(3) 追加資料の提出　入札参加者のうち、その申込みに係る価格が予決令第85条の規定に基づいて作成された基準（以下「調査基準価格」という。）を下回るものについては、ヒアリングに必要な追加資料の提出を求める。

追加資料の提出を求める旨の連絡は、該当する入札参加者に対し、平成○年○月○日まで【開札日を含め２日以内を記載する。】に行うものとし、追加資料は、平成○年○月○日午後○時【開札日の翌日から起算して７日(行政機関の休日を除く。)以内の日を記載する。】までに提出するものとする。

提出を求める追加資料は、以下に示すとおりとする。

・下請予定業者等一覧表(様式4)
・配置予定技術者名簿(様式5)
・資材購入予定先一覧(様式8-2)
・機械リース元一覧(様式9-2)
・労務者の確保計画(様式10-1)
・工種別労務者配置計画(様式10-2)
・建設副産物の搬出地(様式11)
・建設副産物の搬出及び資材等の搬入に関する運搬計画書(様式12)
・品質確保体制(品質管理のための人員体制)(様式13-1)
・品質確保体制(品質管理計画書)(様式13-2)
・品質確保体制(出来形管理計画書)(様式13-3)
・安全衛生管理体制(安全衛生教育等)(様式14-1)
・安全衛生管理体制(点検計画)(様式14-2)
・施工体制台帳(様式16)

（様式の番号は、低入札価格調査制度対象工事に係る特別重点調査の実施について（防整施第6931号。28．３．31）に基づく調査（以下「特別重点調査」という。）で使用する資料の番号である。）

(4) その他

ア　追加資料を提出した入札参加者のヒアリング出席者は３名以内とし、配置予定の監理技術者等及び資料の説明が可能な者を含めるものとする。

イ　追加資料の提出を行わない場合及びヒアリングに応じない場合は、その者の入札を無効とすることがある。

なお、この場合においては指名停止措置要領に基づく指名停止は行わない。

19　施工体制に関する審査の概要

施工体制に関する審査は、価格以外の要素が提示された入札書(施工計画等)、上記18の施工体制確認のためのヒアリング、追加資料及び工事費内訳明細書等をもとに、次の各項目について行う。

なお、上記17の追加資料を提出をしない場合及びヒアリングに応じない場合には、入札に関する条件に違反したものとしてその者の入札を無効とすることがある。

(1) 入札説明書等に記載された要求要件を実現できること

入札価格の範囲内において入札説明書等に記載された要求要件が実現できるかを審査する。審査の結果、要求要件が実現できないと認めるときは、技術提案を採用せず、標準点、施工体制評価点及び加算点は与えないものとする。

(2) 品質確保の実効性

入札価格の範囲内において、どのように工事の品質確保のための体制づくりを行い、それが入札説明書等に記載された要求要件の実現に係る確実性の向上につながるかについて審査する。

入札参加者の申込みに係る価格が調査基準価格以上であるときは、審査項目に関する体制が必ずしも十分に構築されないと認める事情がある場合に限り、品質確保の実効性に係る施工体制評価点を満点から減点する。

入札参加者の申込みに係る価格が調査基準価格を下回るときは、工事品質確保について契約の内容に適合した履行がされないこととなるおそれがあることから、次の項目に関する体制が構築されると認める場合に限り、その程度に応じて品質確保の実効性に係る施工体制評価点を加点する。上記７(6)で示す重点審査に該当する価格で入札した者については、審査を特に重点的に行い、審査項目に関する体制をどのように構築するかが具体的に確認できる場合に限り施工体制評価点を加点する。

≪審査項目≫

ア　建設副産物の受入れ、過積載防止等の法令遵守の対応を確実に行うことが可能と認められるか。

イ　安全確保の体制が構築されると認められるか。

ウ　その他工事の品質確保のための体制が構築されると認められるか。

(3) 施工体制確保の確実性

入札価格の範囲内において、品質確保のための体制のほか、どのように施工体制づくりを行い、それが入札説明書等に記載された要求要件の実現に係る確実性の向上につながるかについて審査する。

入札参加者の申込みに係る価格が調査基準価格以上であるときは、審査項目に関する体制が必ずしも十分に構築されないと認める事情がある場合に限り、施工体制確保の確実性に係る施工体制評価点を満点から減点する。

入札参加者の申込みに係る価格が調査基準価格を下回るときは、施工体制確保について契約の内容に適合した履行がされないこととなるおそれがあることから、審査項目に関する体制が構築されると認める場合に限り、その程度に応じて施工体制確保の確実性に係る施工体制評価点を加点する。特に、下請業者における赤字の発生及び工事成績評定点における低評価が顕著になるなど品質確保のための体制その他の施工体制が著しく確保されないおそれがある価格に満たない価格で入札した者については、審査を特に重点的に行い、次の項目に関する体制をどのように構築するかが具体的に確認できる場合に限り施工体制評価点を加点する。

≪審査項目≫

ア　下請会社、担当工種、工事費内訳書等を勘案し、施工体制が確実に構築されると認められるか。

イ　施工計画を実施するための資機材の調達、労務者の確保計画等を勘案し、施工体制が確実に構築されると認められるか。

ウ　配置予定の監理技術者等が必要な資格を有しており、その配置が確実と認められるか。

20　低入札価格調査への協力

落札者となるべき者の入札価格が調査基準価格を下回る場合は、低入札価格調査を行うので、調査に協力しなければならない。

21　配置予定の監理技術者等の確認

落札後、発注者支援データベース・システム等により配置予定の監理技術者等の専

任制違反の事実が確認された場合、契約を結ばないことがある。

なお、病休・死亡・退職等極めて特別な場合でやむを得ないとして承認された場合の外は、配置予定の監理技術者等の変更を認めない。

病気等特別な理由により、やむを得ず配置技術者を変更する場合は、上記４(7)に掲げる基準を満たし、かつ、当初の配置予定の監理技術者等と同等以上の者を配置しなければならない。

22　別に配置を求める技術者

専任の監理技術者の配置が義務付けられている工事において、調査基準価格を下回った価格をもって契約する場合は、契約の相手方が○○【当該発注機関名を記載する。】で入札日から過去２年以内に完成した工事、あるいは入札時点で施工中の工事に関して、次のいずれかに該当する場合、監理技術者とは別に、上記４(6)に定める要件と同一の要件（上記４(6)イに掲げる工事経験を除く。）を満たす技術者を、専任で１名現場に配置することとする。

(1) 65点未満の工事成績評定を通知された者

(2) 契約担当官等から施工中又は施工後において工事請負契約書に基づいて修補又は損害賠償を請求された者。ただし、軽微な手直し等は除く。

(3) 品質管理、安全管理に関し、指名停止又は契約担当官等から書面により警告若しくは注意の喚起を受けた者

(4) 自らに起因して工期を大幅に遅延させた者

なお、当該技術者は施工中、監理技術者を補助し、監理技術者と同様の職務を行うものとする。また、上記の技術者を求めることとなった場合には、その氏名その他必要な事項を監理技術者の通知と同様に契約担当官等に通知することとする。

23　入札後、契約を締結するまでの間に、都道府県警察から暴力団関係業者として防衛省が発注する工事等から排除するよう要請があり、当該状況が継続している有資格者とは契約を行わない。

24　低入札価格調査を受けた者との契約については、前払金の割合を請負代金額の10分の２以内とする。【前払金の設定が予定されている場合のみ記載する。】

25　手続における交渉の有無　無

26　契約書作成の要否等

別冊契約書案により、契約書を作成するものとする。

27　支払条件

前払金

中間前金払又は部分払

【対象工事の支払条件に基づき記載する。】

28　火災保険付保の要否　要

29　非落札理由の説明

(1) 非落札者のうち、落札者の決定結果に対して不服がある者は、落札者決定の通知を行った日の翌日から起算して７日（行政機関の休日を除く。）以内契約担当官等に対して非落札理由についての説明を求めることができる。提出は書面（様式は自由とする。）を持参するものとし、郵送等によるものは受け付けない。

(2) (1)の非落札理由について説明を求められたときは、説明を求めることができる最終日の翌日から起算して10日（行政機関の休日を除く。）以内に書面により回答する。

30　苦情申立て

本手続における競争参加資格の確認その他の手続に関し、「政府調達に関する苦情

の処理手続（平成７年12月14日付け政府調達苦情処理推進会議決定）」により、政府調達苦情検討委員会（連絡先：内閣府政府調達苦情処理対策室（政府調達苦情検討委員会事務局、電話03-3581-9044（直通））に対して苦情を申立てることができる。

31　関連情報を入手するための照会窓口　上記８に同じ。

32　その他

(1) 入札・契約の手続において使用する言語及び通貨は、日本語及び日本国通貨に限る。

(2) 入札参加者は、入札心得書及び契約書案を熟読し、入札心得書を遵守する。

(3) 申請書等及び技術提案等に虚偽の記載をした場合は、指名停止措置要領に基づく指名停止を行うことがある。

(4) 落札者は上記９(1)の資料に記載した配置予定の技術者を、当該工事の現場に配置する。

(5) 落札した総合建設業者及び下請業者が外国の板ガラス製造業者からの競争力のある取引の申出に対して適切な配慮を払いつつ、板ガラスを含む建設資機材を内外無差別の原則に基づいて選定することを期待する。

(6) 申請書等、技術提案等及び追加資料の作成並びにヒアリングに関する費用は、提出者の負担とする。

低価格入札に係る特別重点調査について

１　本工事は、特別重点調査対象の基準に該当する価格で入札を行った者がいる場合に、以下のとおり行うものとする。

(1) 特別重点調査の実施に係る連絡等

ア　契約担当官等は、特別重点調査対象の基準に該当する価格で入札を行った者がいる場合は、当該者に対して特別重点調査を行う旨を連絡するとともに、原則として、当該連絡を行った日の翌日から起算して７日以内に、特別重点調査の実施に必要な下記３に掲げる資料及び添付書類（以下「資料等」という。）の提出を求めるものとする。

　また、契約担当官等は、当該者が発注者の単価に比して相当程度低い単価を採用していると認めるときは、契約内容に適合した履行がなされないおそれがあると認められるかどうかを判断するため、必要に応じ、当該者に対して、その他の説明資料の提出を求めることができるものとする。

　なお、当該者は、契約担当官等が求める資料等のほか、契約内容に適合した履行が可能であることを立証するために必要と認める任意の書類をあわせて提出することができるものとする。

イ　施工体制確認型総合評価落札方式の対象工事において、その工事の入札申込みに係る資料の提出を行った者は、提出した資料と異なる内容を特別重点調査のため提出する資料等に記載してはならないものとする。

ウ　契約担当官等は、資料等の受領後、速やかに、入札者の責任者（支店長、営業所長等をいう。）から事情聴取を行い、入札者により内容に適合した履行がされないおそれがないかを厳格に確認する。

エ　資料等については、提出期限後の差し替え及び再提出を認めないものとする。

　ただし、資料等及び事情聴取の内容により、契約担当官等が必要と認め、入札者に対し、記載要領に従った記載を行うべきこと、必要な添付書類を提出すべきことなどの教示を行ったときは、この限りでない。

　なお、教示を踏まえた資料等の再提出等は、原則として１回に限るものとし、その提出期限については、作成に必要な時間を確保した上で適切に設定すること。

(2) 虚偽説明等への対応

　入札者が虚偽の資料提出若しくは説明を行ったことが明らかとなった場合、又は重点的な監督の結果、内容と入札時の特別重点調査の内容が著しく乖離した場合（合理的な乖離理由が確認できる場合を除く。）は、契約担当官等は、次に掲げる措置を講じるものとする。

ア　当該工事の成績評定において厳格に反映する。

イ　過去５年以内にアの措置を受けたことがあるなど悪質性が高い者に対しては、工事請負契約等に係る指名停止等の措置要領について（防整施（事）第150号。28．３．31）別表第２第15項により指名停止を行う。

(3) 公正取引委員会への通報

　特別重点調査の結果、誓約書（様式15）を提出し、施工に必要な費用の額を下回る価格で受注しようとする者（落札者以外を含む。）については、原価割れ受注のおそれがあると認められる場合として、公正取引委員会に対し、関係情報の通報を行う。

(4) 関係資料の公表

ア　契約担当官等は、誓約書（様式15）を提出し、施工に要する費用の額を下回る金額で受注した者があるときは、その者に関する情報を、企業ごと一覧することができるよう、のホームページにおいて公表するものとする。

イ　アに定めるもののほか、特別重点調査の結果は、別に定めるところにより、ホームページにおいて公表するものとする。

(5) 契約後の取扱い（監督体制の強化）

契約担当官等は、特別重点調査を経て契約を行った工事については、本調査で提出させた資料等及び調査記録を監督職員に引継ぐとともに、以下の措置を講じるものとする。

ア　施工体制台帳の内容のヒアリングを必ず行うこととし、施工体制台帳の記載内容が特別重点調査時と内容が異なる場合は、その理由等について確認する。

イ　施工計画書の内容のヒアリングを必ず行うこととし、施工計画書の記載内容が特別重点調査時の内容と異なる場合は、その理由等について確認する。

２　その他

入札者が提出期限までに記載要領に従った資料等の提出を行わない場合、上記１(1)ウの事情聴取に応じない場合など特別重点調査に協力しない場合は、入札心得書に違反するものであり、入札に関する条件に違反した入札としてその入札を無効とする。

３　提出を求める資料等と確認内容

特別重点調査の調査の実施に当たり、(1)から(24)までに掲げる資料等の提出をするものとする。

なお、必要な様式については、防衛省・自衛隊のホームページを参照するものとする。

(1) 当該価格で入札した理由（様式１）

直接工事費、共通仮設費、現場管理費又は一般管理費等の各費目別に、労務費、手持ち工事の状況、契約対象工事現場と当該入札者の事務所・倉庫等との関係、手持ち資材の状況、手持ち機械の状況、下請予定業者の協力等の面から、入札した価格で施工可能である具体的理由

(2) 積算内訳書（様式２－１、様式２－２、様式２－３、様式３）

ア　数量総括表に対応する積算内訳書となっていること（指定の数量によって積算されていること。）。

イ　設計図書での要求事項を理解して見積もりを行っていること。

ウ　指定の工法によって施工することとしていること（工法の指定のない場合は、入札者の工法に安全性等の点で問題がないこと。）。

エ　発注者が支払う請負代金から支弁することを予定している費用か否かにかかわらず、施工に当たって必要となるすべての費用を計上していること。

オ　積算に下請予定業者や納入予定業者等の見積書の内容が反映され、計数的な根拠のある合理的かつ現実的な積算内訳書となっていること（原則、取引等の実績を求めること。）。

カ　現場管理費に、租税公課、保険料、従業員給与手当、法定福利費（社会保険料や労働保険に要する費用をいう。）、外注経費などを適切に計上していること。

このうち、様式５に記載する技術者及び様式14－４に記載する自社社員の交通誘導員に係る従業員給与手当及び法定福利費については、その他の費用と区

別して計上していること。

また、その従業員給与手当の金額が最低賃金法（昭和34年法律第137号）に定める最低賃金額(以下「最低賃金額」という。)以上であり、かつ、これらの者が過去３月以内に支払を受けた実績のある賃金の額に基づいているなど、合理的かつ現実的な見積もりであるとともに、法定福利費の金額が法定額以上となっていること。

キ　一般管理費等に、法定福利費、修繕維持費、事務用品費、通信交通費、動力用水光熱費、地代家賃、減価償却費、租税公課、保険料、契約保証費などを適切に計上していること。

ク　自社労務者に係る費用は直接工事費に、また、自社の現場管理職員（技術者等）及び自社の交通誘導員に係る費用は現場管理費にそれぞれ計上されており、一般管理費等には計上していないこと。

ケ　契約対象工事の施工に要する費用の額を下回る額で入札した場合において、その下回る額を不足額として当該工事の一般管理費等に計上していること。

(3) 下請予定業者等一覧表（様式４）

ア　下請予定業者、資材購入予定先及び機械リース会社が具体的に予定されていること。

また、自社保有の社員、資機材等を活用する場合についても、具体的に予定されていること。

イ　下請予定業者が押印した見積書の金額が積算内訳書に正しく反映されていること。

また、下請予定業者の見積書に係る各経費内訳（機械経費、労務費、材料費及びその他費用）ごとの金額が、過去１年以内に下請業者として施工した実績のある同様の工事における金額以上であることなど合理的かつ現実的なものであること。

(4) 配置予定技術者名簿（様式５）

配置予定の主任技術者又は管理技術者（同一の要件を満たす技術者を含む。）及び現場代理人について、次の点を確認すること。

ア　他の手持ち工事の状況との関係も考慮した上で契約対象工事に実際に配置できること。

イ　自社社員であり、かつ、契約対象工事の入札公告後に入社した者でないこと。

ウ　それぞれに必要な資格を有すること。

(5) 手持ち工事状況（様式６－１、様式６－２）

ア　記載された手持ち工事が実在するものであること。

イ　当該工事の資材保管場所が近距離にあること、当該工事と同種又は同類の工事と資機材を共通調達できること等により縮減できるものとする契約対象工事の工事費の各費目別の金額が、過去の実績に基づく額であるなど合理的かつ現実的なものであること。

(6) 契約対象工事箇所と入札者の事務所、倉庫等との関係（様式７）

ア　記載された事務所、倉庫等を所有し、又は賃借していること。

イ　当該事務所、倉庫、資材保管場所等が近距離に存在することにより縮減できるものとする営繕費、資機材の運搬費、通信交通費、事務用品費など契約対象工事の経費が、計数的に合理的な見積もりとなっていること。

(7) 手持ち資材の状況（様式８－１）

ア　記載された手持ち資材を保有していること、当該資材が工事の品質確保に必要な基準水準を満たすこと及び当該資材を契約対象工事で使用する予定であること。

イ　調達時の単価等の原価が適切に見積もられていること（手持ち資材の活用による資材費の低減が可能であること。）。また、繰り返しの使用を予定する備品等については、摩耗や償却を適切に見込んだ原価となっていること。

(8) 資材購入予定先一覧（様式８－２）

ア　他社から購入を予定している場合

(ｱ) 購入予定業者から納入を受ける予定の資材が工事の品質確保に必要な規格水準を満たすこと及びその単価が当該業者によって過去１年以内に販売された実績のある単価以上であるなど合理的かつ現実的なものであること（他社からの購入による資材費の低減が可能であること。）。

(ｲ) 購入予定業者と入札者の関係が記載のとおり存在すること。

イ　自社製品の活用を予定している場合

(ｱ) 自社において記載された資材を製造していること、当該資材が工事の品質確保に必要な規格水準を満たすこと及び当該資材を契約対象工事で使用する予定であること。

(ｲ) 記載された単価が、自社の製造部門が過去１年以内に第三者と取引した販売実績額又は製造原価以上であるなど合理的かつ現実的なものであること（自社製品の活用による資材費の低減が可能であること。）。

(9) 手持ち機械の状況（様式９－１）

ア　記載された手持ち機械を保有していること及び当該機械を契約対象工事で使用する予定であること。

イ　契約対象工事で使用可能な管理状態にあること。

ウ　手持ち機械の使用に伴う原価が減価償却や固定資産税等を含み、適切に見積もられていること（手持ち機械や減価償却終了の機械の活用による機械経費の低減が可能であること。）。

(10) 機械リース元一覧（様式９－２）

ア　他社からリースを予定している場合

(ｱ) 機械リース予定会社からリースを受ける予定単価が、当該業者が過去１年以内にリースした実績のある単価以上であるなど合理的かつ現実的なものであること（機械リース予定会社からのリースによる機械経費の低減が可能であること。）。

(ｲ) 機械リース予定会社と入札者の関係が記載のとおり存在すること。

イ　自社の機械リース部門からリースを予定している場合

(ｱ) 自社の機械リース部門において記載された機械を保有していること及び当該機械が契約対象工事にリース可能であること。

(ｲ) 記載された単価が自社の機械リース部門が過去１年以内に第三者にリースした実績額又は原価以上の単価であるなど合理的かつ現実的なものであること。

(11) 労務者の確保計画（様式10－１）

ア　自社労務者を充てる場合

(ｱ) 記載された者が自社社員であること。

(ｲ) 資格の保有が必要な職種に充てようとする者については、その者が必要な

資格を有していること。

(ｳ) 労務単価が最低賃金法に定める最低賃金額（以下「最低賃金額」という。）以上であり、かつ、過去３か月以内に支払った実績のある賃金の額以上の金額を計上しているなど合理的かつ現実的な見積もりであること（自社社員の活用による労務費の低減が可能であること。）。

イ　下請予定業者による労務者の確保を予定する場合

(ｱ) 下請予定業者と入札者の関係が記載のとおり存在すること。

(ｲ) 労務単価が最低賃金法に定める最低賃金額以上であり、かつ、下請予定業者が過去１年以内に施工した実績のある同様の工事における労務単価以上であるなど合理的かつ現実的なものであること。

(12)工種別労務者配置計画（様式10－２）

労務者の確保計画と整合がとれており、適切な施工が可能な工種別の労務者配置計画となっていること。

(13)建設副産物の搬出地（様式11）

ア　記載された搬出計画が関係法令を遵守したものであり、かつ、仕様書等で要求している要件に適合していること。

イ　記載された受け入れ価格が、建設副産物の受入れ予定会社が過去１年以内に建設副産物を受け入れた実績のある単価以上の金額であるなど合理的かつ現実的なものであること。

(14)建設副産物の搬出及び資材等の搬入に関する運搬計画書（様式12）

ア　建設副産物及び資材等の運搬計画が関係法令を遵守したものであり、かつ、発注仕様書等で要求している要件に適合していること。

イ　記載された運搬予定者への支払予定額が、運搬予定者が過去１年以内に取り扱った実績のある単価以上の金額であるなど合理的かつ現実的なものであること。

(15)品質確保体制（品質管理のための人員体制）（様式13－１）

ア　「諸費用」の「見込額」に記載した金額を入札者（元請）が負担する場合において「計上した工種等」に記載された費目に、「見込額」に記載された金額が計上されていること。

イ　「諸費用」の「見込額」に記載された金額を下請予定業者が負担する場合において、「見込額」に記載された金額が、下請予定業者の過去１年以内の取引実績のある単価以上の金額であるなど合理的かつ現実的なものであること。

ウ　「諸費用」の「技術者単価」の欄に記載した金額が、最低賃金額以上であり、かつ、それを入札者（元請）が負担する場合にあっては、「氏名」の欄に記載した者が過去３月以内に支払を受けた実績のある賃金の額に基づいたものであり、下請予定業者が負担する場合にあっては、下請予定業者が過去１年以内に「実施事項」欄の内容と同様の品質管理体制を確保した実績のある技術者単価以上であるなど合理的かつ現実的なものであること。

エ　入札説明書、仕様書等で要求している要件に適合していること。

(16)品質確保体制（品質管理計画書）（様式13－２）

ア　「諸費用」の「見込額」に記載された金額を入札者（元請）が負担する場合において、「計上した工種等」に記載された費目に、「見込額」が記載された金額が計上されていること。

イ　「諸費用」の「見込額」に記載された金額を下請予定業者が負担する場合に

おいて、「見込額」に記載された金額が、下請予定業者の過去１年以内の取引実績のある単価以上の金額であるなど合理的かつ現実的なものであること。

ウ　入札説明書、仕様書等で要求している要件に適合していること。

(17)品質確保体制（出来形管理計画）（様式13－３）

ア　「諸費用」の「見込額」に記載された金額を入札者（元請）が負担する場合において、「計上した工種等」に記載された費目に、「見込額」に記載された金額が計上されていること。

イ　「諸費用」の「見込額」に記載された金額を下請予定業者が負担する場合において、「見込額」に記載された金額が、下請予定業者の過去１年以内の取引実績のある単価以上の金額であるなど合理的かつ現実的なものであること。

ウ　入札説明書、仕様書等で要求している要件に適合していること。

(18)安全衛生管理体制（安全教育等）（様式14－１）

ア　「諸費用」の「見込額」に記載された金額を入札者（元請）が負担する場合において、「計上した工種等」に記載された費目に、「見込額」に記載された金額が計上されていること。

イ　「諸費用」の「見込額」に記載された金額を下請予定業者が負担する場合において、「見込額」に記載された金額が、下請予定業者の過去１年以内の取引実績のある単価以上の金額であるなど合理的かつ現実的なものであること。

ウ　入札説明書、仕様書等で要求している要件に適合していること。

(19)安全衛生管理体制（点検計画）（様式14－２）

ア　「諸費用」の「見込額」に記載された金額を入札者（元請）が負担する場合において、「計上した工種等」に記載された費目に、「見込額」に記載された金額が計上されていること。

イ　「諸費用」の「見込額」に記載された金額を下請予定業者が負担する場合において、「見込額」に記載された金額が、下請予定業者の過去１年以内の取引実績のある単価以上の金額であるなど合理的かつ現実的なものであること。

ウ　「諸費用」の「技術者単価」の欄に記載した金額が、最低賃金法に定める最低賃金額以上であり、かつ、それを入札者（元請）が負担する場合にあっては、「点検実施者」の欄に記載した者が過去３月以内に支払を受けた実績のある賃金の額に基づいたものであり、下請予定業者が負担する場合にあっては、下請予定業者が過去１年以内に「点検対象」、「対象区間」及び「時期・頻度」の各欄に記載の内容と同様の安全衛生管理体制を確保した際の実績のある技術者単価以上であるなど合理的かつ現実的なものであること。

エ　入札説明書、仕様書等で要求している要件に適合していること。

(20)安全衛生管理体制（仮設設置計画）（様式14－３）

ア　「諸費用」の「見込額」に記載された金額を入札者（元請）が負担する場合において、「計上した工種等」に記載された費目に、「見込額」に記載された金額が計上されていること。

イ　「諸費用」の「見込額」に記載された金額を下請予定業者が負担する場合において、「見込額」に記載された金額が、下請予定業者の過去１年以内の取引実績のある単価以上の金額であるなど合理的かつ現実的なものであること。

ウ　入札説明書、仕様書等で要求している要件に適合していること。

(21)安全衛生管理体制（交通誘導員設置計画）（様式14－４）

ア　自社社員を交通誘導員に充てる場合

(ｱ) 単価が最低賃金法に定める最低賃金額以上であること。
(ｲ) 単価の見積りが交通誘導員への支払給与の直近３か月の実績額以上でされていることなど合理的かつ現実的なものであること。

イ　派遣会社から交通誘導員の供給を受けることを予定する場合
(ｱ) 単価が最低賃金法に定める最低賃金額以上であること。
(ｲ) 単価の当該交通誘導員の派遣会社が過去１年以内に交通誘導員を派遣した実績のある単価以上であるなど合理的かつ現実的なものであること。

ウ　交通規制方法に応じて必要な人数の交通誘導員を配置する計画となっていること。

エ　入札説明書、仕様書等で要求している要件に適合していること。

(22)誓約書（様式15）

ア　入札者の申込みに係る価格が入札者の積算における工事の施工に要する費用の額を下回る場合に、その下回る額を自社の本社経費等から契約対象工事の一般管理費等に確実に計上することによって、入札者が落札契約後に下請予定業者や資機材納入業者等の見積金額を故なく減額するなど下請予定業者等にしわ寄せをし、手抜き工事を誘発することのないよう、その旨を代表取締役が誓約した書面を提出していること。

イ　入札者の申込みに係る価格が入札者の積算における工事の施工に要する費用の額を下回る場合に、その下回る額を自社で負担するための財源の確保方法が具体的に確認できること。

特に、当該下回る額（当該年度において、契約対象工事以外の防衛省発注の建設工事に関し、低入札価格調査を経て、入札者の積算における施工に要する費用の額を下回る価格で受注した経歴を有する者にあっては、その下回る価格の合計額と契約対象工事に係る下回る額との合計）が前年度の営業利益金額を上回るときは、より確実な財源の確保方法が具体的に確認できること。

(23)施工体制台帳（様式16）

施工体制が適切であること。

(24)過去に施工した同種の公共工事名及び発注者（様式17）

過去５年間の施工工事で低入札価格調査の対象となったもの。

別表第１

工事成績相互利用登録機関及び工事成績評定相互利用対象工事

１　中央官庁営繕担当課長連絡調整会議構成員

工事成績相互利用登録機関		工事成績評定相互利用対象工事		
中央官庁	発注機関・部署等	工事種別	工事規模	時期
○○省	○○部○○課	○○工事	契約額○○円以上の工事	平成○年○月○日以降に契約した工事
○○省	○○部○○課、○○局	すべての工事	契約額○○円を超える工事	平成○年○月○日以降に完成した工事

２　全国営繕主管課長会議構成員

工事成績相互利用登録機関		工事成績評定相互利用対象工事		
都道府県政令市	発注機関・部署等	工事種別	工事規模	時期
○○県	○○県○○部○○課	すべての工事	契約額○○円以上の工事	平成○年○月○日以降に完成した工事

別表第２

１　未提出であると認められる場合	(1)	工事費内訳明細書が白紙である場合
	(2)	工事費内訳明細書に表紙がついていない場合
２　記載すべき事項が欠けている場合	(1)	数量、単価、金額等の記載が欠けている場合
３　記載すべき事項に誤りがある場合	(1)	発注案件名に誤りがある場合
	(2)	提出業者名に誤りがある場合
	(3)	工事費内訳明細書の合計金額が入札金額と大幅に異なる場合
４　その他	(1)	他の入札参加者の工事費内訳明細書と類似し、合理性がなく、極めて不自然な場合

別紙様式第１
（用紙Ａ４版）

平成　　年　　月　　日

一般競争参加資格確認申請書

（契約担当官等の官職氏名）　殿

住　　所
商号又は名称
代表者氏名　　印

平成　　年　　月　　日付けで入札公告のありました○○（○）○○○工事に係る競争参加資格について確認されたく、下記の書類を添えて申請します。
なお、予算決算及び会計令（昭和22年勅令第165号）第70条の規定に該当する者でないこと及び添付書類の内容について事実と相違ないことを誓約します。

記

１　入札説明書９(4)アに定める同種工事の施工実績を記載した書面
２　入札説明書９(4)イに定める同種工事の工事成績を記載した書面
３　入札説明書９(4)ウに定める配置予定の監理技術者等の資格経験等を記載した書面
４　入札説明書９(4)エに定める配置予定の監理技術者等の同種工事の工事成績を記載した書面
５　入札説明書９(4)オに定める契約書の写し(契約書の写しの提出を求める場合のみ)
６　入札説明書９(4)カに定めるワーク・ライフ・バランス等の推進に関する指標の適合状況を記載した書面

以　上

担当者
○○○会社○○支店　○○課　○○○○
TEL　○○○○―○○―○○○
FAX　○○○○―○○―○○○
登録番号（○―○○―○○○○○）

注：返信用封筒として、表に申請者の住所・氏名を記載し、簡易書留料金分を加えた所定の料金（○○○円）の切手を貼付した長３号封筒を申請書と併せて提出して下さい。

別紙様式第２
（用紙Ａ４版）

同種工事の施工実績

工 事 名：

工事名称等	工　事　名	（同種工事の工事名を記入する。）
	発注機関名	
	工事場所	（都道府県名、市町村名を記入する。）
	契約金額	（百万円単位で記入する。）
	工　期	平成　年　月　日　～　平成　年　月　日
	受注形態等	単体／ＪＶ（出資比率）
工事概要等	構造形式	
	規模・寸法	
	使用機材・数量	
	施工条件	（市街地・軟弱地質等）
	その他	
CORINS登録の有無		□有（CORINS登録番号　　）□無

注：１　必ず同種工事が確認できる内容で記載する。

２　CORINS登録の有無について、いずれかの「□」に「■」を付す。「有」に「■」を付した場合は、CORINSの登録番号を記載し、写し（詳細含む。）を添付する。「無」に「■」を付した場合は契約書の写し及び当該工事実績を証明する資料を添付する。

３　記載する工事が、平成13年12月25日以降に完成した防衛省発注機関（旧防衛施設局及び旧防衛施設支局を含む。）の発注した工事である場合は、当該工事に係る施工成績評定通知書又は工事成績評定通知書の写しを添付する。

別紙様式第３
（用紙Ａ４版）

同種工事の工事成績

企業名：

平成○年度以降入札公告日までに元請けとして完成・引渡しが完了している同一工種工事の工事成績

工事名	発注機関名	工期	工事成績（点）
○○（○○）○○工事	○○○○	平成○年○月○日～平成○年○月○日	○○

※　記載する工事は、防衛省発注機関及び工事成績評定相互利用対象機関が発注した業務のうち、本工事における一般競争（指名競争）参加資格の工種区分において、元請けとして完成・引渡しが完了している同一工種工事の全てを記載する。

別紙様式第４
（用紙Ａ４版）

配置予定の監理技術者等の資格経験等

工 事 名：

項　　目		監理技術者又は主任技術者
氏　　名		
最　終　学　歴		（学校名、学科名及び卒業年次を記入する。）
法令による資格・免許		（施工管理技士、建築士等の名称及び取得年月日、監理技術者資格の取得年月日、登録番号及び登録会社並びに監理技術者講習の取得年月日及び修了証番号を記入する。）
工事経験の概要	工　事　名	
	発注者名	
	工事場所	（都道府県名、市町村名を記入する。）
	契約金額	（百万円単位で記入する。）
	工　期	平成　年　月　日　～　平成　年　月　日
	従事役職	（現場代理人、監理（主任）技術者等の名称）
	工事内容	
	CORINS登録の有無	□有（CORINS登録番号　　）　□無
申請時における他工事の従事状況等	工　事　名	
	発注者名	
	工　期	平成　年　月　日　～　平成　年　月　日
	従事役職	（現場代理人、監理（主任）技術者等の名称）
	本工事と重複する場合の対応措置	
	CORINS登録の有無	□有（CORINS登録番号　　）　□無

注：１　必ず同種工事が確認できる内容で記載する。

２　CORINS登録の有無について、いずれかの「□」に「■」を付す。「有」に「■」を付した場合は、CORINSの登録番号を記載し、写し（詳細含む。）を添付する。「無」に「■」を付した場合は契約書の写し及び当該工事実績を証明する資料を添付する。

３　記載する工事が、平成13年12月25日以降に完成した防衛省発注機関（旧防衛施設局及び旧防衛施設支局を含む。）の発注した工事の場合は、当該工事に係る施工成績評定通知書又は工事成績評定通知書の写しを添付する。

別紙様式第５
（用紙Ａ４版）

配置予定の監理技術者等の同種工事の工事成績

企業名：

平成○年度以降入札公告日までに元請けとして完成・引渡しが完了している同一工種工事の工事成績

工事名	発注機関名	工期	工事成績（点）
○○（○○）○○工事	○○○○	平成○年○月○日～平成○年○月○日	○○

※　記載する工事は、防衛省発注機関及び工事成績評定相互利用対象機関が発注した業務のうち、本工事における一般競争（指名競争）参加資格の工種区分において、元請けとして完成・引渡しが完了している同一工種工事の全てを記載する。

別紙様式第６

ワーク・ライフ・バランス等の推進に関する指標について適合状況

※ 1～3の全項目について、当てはまるものに○を付けること。
※ それぞれ、該当することを証明する書類（認定通知書の写し・一般事業主行動計画策定・変更届（都道府県労働局の受領印付）の写し）を添付すること。
※「ワーク・ライフ・バランス等の推進に関する外国法人の確認事務取扱要綱」第2条に規定する同要綱の対象となる外国法人については、別紙様式第2を使用する。

1. 女性の職業生活における活躍の推進に関する法律に基づく認定等

○1段階目の認定を取得しており、かつ、「評価項目３：労働時間等の働き方」の基準を満たしている。

【 該当 ・ 該当しない 】

○2段階目の認定を取得しており、かつ、「評価項目３：労働時間等の働き方」の基準を満たしている。

【 該当 ・ 該当しない 】

○3段階目の認定を取得している。

【 該当 ・ 該当しない 】

○一般事業主行動計画（計画期間が満了していないものに限る。）を策定・届出をしており、かつ、常時雇用する労働者が 300 人以下である。

【 該当 ・ 該当しない 】

2. 次世代育成支援対策推進法に基づく認定

○「くるみん認定」を取得している。

【 該当 ・ 該当しない 】

○「プラチナくるみん（特例）認定」を取得している。

【 該当 ・ 該当しない 】

3. 若者雇用促進法に基づく認定

○若者雇用促進法に基づく認定（ユースエール認定）を取得している。

【 該当 ・ 該当しない 】

別紙様式第7

ワーク・ライフ・バランス等の推進に関する指標について適合状況
（「ワーク・ライフ・バランス等の推進に関する外国法人の確認事務取扱要綱」第2条に規定する同要綱の対象となる外国法人の場合）

※ 1～3の全項目について、当てはまるものに○を付けること。
※ それぞれ、該当することを証明する書類（内閣府男女共同参画局長による認定等相当確認通知書の写し）を添付すること。

1. 女性の職業生活における活躍の推進に関する法律に基づく認定等

○1段階目の認定に相当しており、かつ、「評価項目3：労働時間等の働き方」の基準を満たしている。

【 該当 ・ 該当しない 】

○ 2段階目の認定に相当しており、かつ、「評価項目3：労働時間等の働き方」の基準を満たしている。

【 該当 ・ 該当しない 】

○ 3段階目の認定に相当している。

【 該当 ・ 該当しない 】

○一般事業主行動計画（計画期間が満了していないものに限る。）を策定している状態に相当しており、かつ、常時雇用する労働者が 300 人以下である。

【 該当 ・ 該当しない 】

2. 次世代育成支援対策推進法に基づく認定

○「くるみん認定」に相当している。

【 該当 ・ 該当しない 】

○「プラチナくるみん（特例）認定」に相当している。

【 該当 ・ 該当しない 】

3. 若者雇用促進法に基づく認定

○若者雇用促進法に基づく認定（ユースエール認定）に相当している。

【 該当 ・ 該当しない 】

別紙様式第８
（用紙Ａ４版）

平成　　年　　月　　日

申 請 書（二次審査）

（契約担当官等の官職氏名）　殿

住　　所
商号又は名称
代表者氏名　　印

平成　　年　　月　　日付けで入札公告のありました○○（○）○○○工事に係る技術提案等について確認されたく、下記の書類を添えて申請します。

記

１　入札説明書９(8)アに定める技術提案書
２　入札説明書９(8)イに定める工事全般の施工計画を記載した書面

以　上

担当者
○○○会社○○支店　○○課　○○○○
TEL　○○○○―○○―○○○
FAX　○○○○―○○―○○○
登録番号（○―○○―○○○○○）

注：返信用封筒として、表に申請者の住所・氏名を記載し、簡易書留料金分を加えた所定の料金（○○○円）の切手を貼付した長３号封筒を申請書と併せて提出して下さい。

別紙様式第９
（用紙Ａ４版）

技術提案回答表

（工事名：　　）

商号又は名称：

○○○○○○○○○工事の技術提案については、以下のとおりとします。
技術提案が適正と認められた内容については、本技術提案書に基づいて施工します。

１　「○○○○○○○○　○○○○に関する技術提案」	技術提案又は標準案
２　「○○○○○○○○　○○○○に関する技術提案」	技術提案又は標準案

注：１　技術提案と記載した場合、別紙様式第６の評価項目について記述した技術提案書を提出する。
　　２　標準案を選択した場合、標準案により入札に参加するものとする。
　　※標準案とは、当局の想定する施工方法で、共通仕様書、特記仕様書及び関係法令を遵守し、一般的な施工機械（当省において使用している積算基準類に基づくものを想定）により施工及び監理する方法を用いて作業を行うものである。

別紙様式第10
（用紙Ａ４版）

技術提案書

（工事名：　　）

商号又は名称：

○○○○○○○○○○○工事の施工計画については、以下のとおりとします。
本施工計画が適正と認められた場合には、本計画に基づいて詳細施工計画を立案し、施工を行います。
なお、技術提案が不採用の場合は、標準案により施工します。

評価項目：「○○○○○○○○○○○○○○○○○○○○○○○」に関する技術提案

１　技術提案の概要
（標準案との相違点を簡潔に記述する。）

２　提案における施工方法、施工管理方法
（工事箇所の現状及び特性を踏まえ、本工事に有効であると考えられる具体的な施工方法、施工管理方法を列挙し、提案する内容毎に効果が分かり易すいように、具体的に、簡潔に記述すること。さらに、創意工夫点や留意点等があれば記述する。）

３　提案施工方法に関する安全管理計画

４　提案に対する確実性、展開性の所見
（提案を確実にするための手法及び今後の類似工事への適用性、技術的波及効果の可能性について、過去の実績や経験等を基に記述する。）

５　提案の利用条件等
（工業所有権等の排他的権利に係る事項、提案内容の公表に係る所見等があれば記述する。）

注：１　資料の枚数は、添付図表を含めＡ４版換算で１評価項目につき３枚以内とする。
２　必要に応じて構造図、説明図書等を添付する。（Ａ４版換算で１枚以内とする。）
３　技術提案が複数設定された場合は、技術提案毎に本技術提案書を作成する。
４　上記項目の技術提案が不採用の場合は、標準案で入札に参加するものとする。

別紙様式第11
（用紙Ａ４版）

工事全般の施工計画書

（工事名：　　）

商号又は名称：

○○○○○○○工事の施工計画については、以下のとおりとします。
本施工計画が適正と認められた場合は、本施工計画に基づいて詳細施工計画を立案し施工を行います。

評 価 項 目：施工上配慮すべき事項等の具体的な施工計画
評価の着目点：
1　現場環境等の条件把握（地形、地質、気象条件、周辺施設等の現場条件）
2　施工計画上（品質・工程・安全管理等）の課題設定及び対策
3　施工計画の具体性
4　現場等における創意工夫
5　実現性の担保（過去の実績等による裏付け）

注：1　資料の枚数は図面を含め、Ａ４版２枚以内とする。
2　必要に応じて説明図表等を添付する。
3　工事全般の施工計画書については、必ず提出する。

別紙様式第12

平成　　年　　月　　日

見積に関するヒアリング日時希望通知書

（契約担当官等の官職氏名）　　殿

住　　所
商号又は名称
代 表 者 氏 名　　印

見積に関するヒアリングについては、以下のとおり希望日時等を通知します。

工事名	
ヒアリング出席予定者	①配置予定技術者　　氏名 ②役職　　氏名 ③役職　　氏名
ヒアリング希望日	希望日　平成　　年　　月　　日（　）
ヒアリング希望時間	希望時間　○○時から○○時

注１：　ヒアリング会場には、競争参加資格確認申請者の責任者（支店長・営業所長等）・配置予定技術者等を含め３名程度でお願いします。
注２：　ヒアリングの実施日時については後日通知しますが、日時は希望どおりにならない場合がありますので、あらかじめご了承願います。

付紙第１

評　価　基　準
（一次審査）

工事名：＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿

（単位：点）

評価項目		評価基準	評価点
企業の施工能力	**同種工事の施工実績** 当該年度及び前年度から過去15年間の実績（平成○年４月１日から公告日までに完成・引渡しが完了した工事）	より同種性の高い工事※１の実績あり	9
		同種性が認められる工事※２の実績あり	0
	工事成績 当該年度及び前年度から過去10年間の当該工事と同種工事の工事成績評定点（平成○年４月１日から平成○年３月31日までに完成・引渡しが完了した工事の工事成績）	防衛省発注機関及び工事成績評定相互利用対象工事で、78点以上	6
		防衛省発注機関及び工事成績評定相互利用対象工事で、74点以上78点未満	3
		防衛省発注機関及び工事成績評定相互利用対象工事で、74点未満	0
配置予定技術者の能力	**同種工事の施工経験** 当該年度を含む前年度から過去15年間の実績（平成○年４月１日から公告日までに完成・引渡しが完了した工事）（最大３件） 注：最大９点とする。	より同種性の高い工事において、監理（主任）技術者として従事	（１件当たり） ３点
		より同種性の高い工事において、現場代理人あるいは担当技術者として従事または同種性が認められる工事において、監理（主任）技術者として従事	（１件当たり） １点
		同種性が認められる工事において、現場代理人あるいは担当技術者として従事	（１件当たり） ０点
	監理（主任）技術者又は現場代理人の経験 当該年度を含まない過去10年間の当該工事と同種工事において、監理（主任）技術者又は現場代理人の経験（平成○年４月１日から平成○年３月31日までに完成・引渡しが完了した工事）（最大２件） 注：現在と異なる会社の所属であってもよい。 注：最大６点とする。	防衛省発注機関の工事及び工事成績評定相互利用対象工事で、78点以上	（１件当たり） ３点
		防衛省発注機関の工事及び工事成績評定相互利用対象工事で、74点以上78未満	（１件当たり） １点
		防衛省発注機関の工事及び工事成績評定相互利用対象工事で、74点未満	（１件当たり） ０点
その他	**ワーク・ライフ・バランス等推進企業の評価** 注：最大１点とする。	女性活躍推進法に基づく認定等※３	1
		次世代法に基づく認定※４	1
		若者雇用促進法に基づく認定※５	1

※１　競争参加資格要件の同種性に加え、構造形式、規模・寸法、使用機材、架設工法、設計条件等についてさらなる同種性が認められる工事

※２　競争参加資格要件と同等の同種性が認められる工事

※３　女性の職業生活における活躍の推進に関する法律（平成27 年法律第64 号）第９条に基づく基準に適合するものと認定された企業（労働時間等の働き方に係る基準を満たすものに限る。）又は同法第８条に基づく一般事業主行動計画（計画期間が満了していないものに限る。）策定している企業（常時雇用する労働者の数が300 人以下のものに限る。）をいう。

※４　次世代育成支援対策推進法（平成15 年法律第120 号）第13 条又は第15 条の２に基づく基準に適合するものと認定された企業をいう。

※５　青少年の雇用の促進等に関する法律（昭和45 年法律第98 号）第15 条に基づく基準に適合するものと認定された企業をいう。

付紙第２

評　価　基　準
（二次審査）

工事名：＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿

工事名：

１から２の評価点の最高点の合計は○○点とする。

１　企業による技術提案
　下表の評価項目についてそれぞれ評価を行い、各々評価点を算出する。評価項目の最高点は○○点とし、１課題に対する技術提案数は最大５つまでとする。
　なお、技術提案数が５つを超えた場合は当該技術提案に係る配点は０点とする。

評価項目		評価基準	評価点
企業による技術提案	○○○○○ （企業に求める提案内容を記載する。）	【優】が１以上又は【有】が５	15
		【有】が４	12
		【有】が３	9
		【有】が２	6
		【有】が１	3
		【有】が０又は技術提案数が５を超えている	0
	○○○○○ （企業に求める提案内容を記載する。）	【優】が１以上又は【有】が５	15
		【有】が４	12
		【有】が３	9
		【有】が２	6
		【有】が１	3
		【有】が０又は技術提案数が５を超えている	0

２　工事全般の施工計画について
　下表における評価項目について評価する。
　なお、最高点を10点とする。

評価項目		評価基準	評価点
企業による技術提案	施工上配慮すべき事項	現場環境等の条件把握	2
		施工計画上の課題設定及び対策	2
		施工計画の具体性	2
		現場等における創意工夫	2
		実現性の担保	2
		適正でない	欠格

入 札 公 告（建設工事）

次のとおり一般競争入札に付します。

本入札公告に記載の工事は、競争参加資格確認資料（以下「技術提案」という。）を共通化できる○件の工事を対象に、一括して公告し、審査を実施する試行工事である。

本件の申請及び入札にあたっては、電子入札システムにおいて○件の工事が別々に案件登録されているので、複数の工事に参加を希望する場合は、参加を希望する工事ごとに申請書の提出及び入札が必要である。

平成○年○月○日

○○○○

○○○○　○○　○○【発注者名を記載する。】

◎調達機関番号　○○○　◎所在地番号　○○

○第Ｎ号

１　工事概要

１　工事概要

(1) 品目分類番号　41

(2) 工事名　①○○（○）○○○工事
②○○（○）○○○工事
③○○（○）○○○工事

(3) 工事場所　①○○県○○市○○町○－○
②③○○県○○市○○町○－○

(4) 工事内容　本工事は、以下の工事を行うものである。

①用途　○○、構造　鉄筋コンクリート造○階建て、規模　建物延べ面積約○○○○㎡

②用途　○○、構造　鉄筋コンクリート造○階建て、規模　建物延べ面積約○○○○㎡

③用途　○○、構造　鉄筋コンクリート造○階建て、規模　建物延べ面積約○○○○㎡

(5) 工期　①平成○年○月○日まで
②③平成○年○月○日まで

(6) 使用する主要な資機材

①コンクリート○○㎥、鉄骨○○ｔ、鉄筋○○ｔ、板ガラス○○㎡

②コンクリート○○㎥、鉄骨○○ｔ、鉄筋○○ｔ、板ガラス○○㎡

③コンクリート○○㎥、鉄骨○○ｔ、鉄筋○○ｔ、板ガラス○○㎡

(7) 本工事は、入札時に「企業による技術提案」を受け付け、価格と価格以外の要素を総合的に評価して落札者を決定する総合評価落札方式のうち、品質確保のための施工体制及びその他の施工体制の確保状況を確認し、施工内容を確実に実現できるかどうかについて審査し、評価を行う施工体制確認型総合評価落札方式の試行対象工事である。

【見積活用方式の場合は次の２項目を追加する。】

(8) 本工事は、発注者が競争参加希望者に見積の提出を求め、ヒアリングを通じて見積の妥当性を確認し､妥当性が確認できた見積を積算価格に反映させるものである。見積の提出期限までに○○工事、○○工事に対する直接工事費（当該工事に必要な仮設費を含む。）【共通仮設費又は現場管理費の積み上げ分の場合は、「共通仮設費（又は現場管理費）への積み上げ分である○○」を記載する。】について記載した見積（以下「見積」という。）を提出するものとする（詳細は入札説明書による。）。

(9) 本工事では、見積の提出後、競争参加希望者の責任者、配置予定の技術者等からヒアリングを行い、見積の妥当性を確認するものとする。

【電子入札対象の場合は次の項目を追加する。】

(8) 本工事は、資料提出及び入札等を電子入札システムにより行う工事である。ただし、電子入札システムにより難いものは、発注者の承諾を得て紙入札方式に代えるものとする。

なお、紙入札方式の承諾に関しては○○防衛局総務部契約課に紙入札方式参加承諾願を提出するものとする。

(9) 本工事は、工事費内訳明細書の提出を義務付ける工事である。

２　競争参加資格

(1) 予算決算及び会計令（昭和22年勅令第165号。以下「予決令」という。）第70条及び第71条の規定に該当しない者であること。

(2) 防衛省における平成○・○年度一般競争（指名競争）参加資格（以下「防衛省競争参加資格」という。）のうち、「○○工事」で級別の格付を受け、○○防衛局【当該契約担当官等の所在地を管轄する地方防衛局等を記載する。】に競争参加を希望していること（会社更生法（平成14年法律第154号）に基づき更生手続開始の申立てがなされている者又は民事再生法（平成11年法律第225号）に基づき再生手続開始の申立てがなされている者については、手続開始の決定後、再度級別の格付を受けていること。）。

(3) 会社更生法に基づく更生手続開始の申立てがなされている者又は民事再生法に基づき再生手続開始の申立てがなされている者（(2)の再度級別の格付を受けた者を除く。）でないこと。

(4) 防衛省競争参加資格の「○○工事」に係る経営事項評価数値（資格審査結果通知書の記３の経営事項評価数値欄の点数）が○○点以上であること。

(5) 平成○年度以降入札公告日まで【当該年度及び前年度から過去15年間を記載する。】に、元請けとして完成・引渡しが完了した工事のうち、（用途が○○で､）鉄筋コンクリート造○階建て以上、建物延べ面積○○㎡以上（１棟当たり）の工事を施工した実績を有すること（建設共同企業体の構成員としての実績は、出資比率が20％以上のものに限る。）。

なお、当該実績が平成13年12月25日以降に完成した防衛省発注機関（契約担当官等が属する防衛省本省の内部部局、防衛大学校、防衛医科大学校、防衛研究所、統合幕僚監部、陸上幕僚監部、海上幕僚監部、航空幕僚監部、情報本部、防衛監察本部、地方防衛局並びに統合幕僚長及び陸上幕僚長、海上幕僚長又は航空幕僚長の監督を受ける陸上自衛隊、海上自衛隊及び航空自衛隊の部隊及び機関並びに防衛装備庁をいう。以下同じ。）（旧防衛施設局及び旧防衛施設支局を含む。）の発注した工事に係るものにあっては、施工成績評定通知書又は工事成績評定通知書の評定点合計（以下「評定点合計」という。）が65点未満のものを除くこと。また、実績が工事成績相互利用登録機関が発注した工事で工事成績評定相互利用対象工事に該当するものである場合は、工事成績の評定点が65点未満のものを除くこと。

(6) 工事全般の施工計画が適正であること。

(7) 次の基準を全て満たす監理技術者又は主任技術者（以下「監理技術者等」という。）を当該工事に専任で配置できること。

なお、本入札公告において申請できる監理技術者等は、同一の技術者１名とする。（本入札公告１．工事概要で記載した複数の工事に参加を希望する場合でも申請できる技術者は１名のみとし、２名以上申請した場合は欠格とする。）

当該一括審査に係る工事の落札が決定し、配置予定技術者がいなくなった場合は、以降に開札される工事の入札について無効とする。この場合、入札心得書第３条第10項の申し出は必要としない。

ア　一級建築士又はこれと同等以上の資格を有する者である。【建築工事の場合】

イ　平成○年度以降入札公告日まで【当該年度及び前年度から過去15年間を記載する。】に、(5)に掲げる工事の経験を有する者である（原則、着工から完成まで従事している。）。

なお、当該経験が平成13年12月25日以降に完成した防衛省発注機関（旧防衛施設局及び旧防衛施設支局を含む。）の発注した工事に係るものにあっては、評定点合計が65点未満のものを除く。また、経験が工事成績相互利用登録機関が発注した工事で工事成績評定相互利用対象工事に該当するものである場合は、工事成績の評定点が65点未満のものを除く。

ウ　監理技術者にあっては、監理技術者資格者証及び監理技術者講習修了証を有する者である。

(8) 一般競争参加資格確認申請書（以下「申請書」という。）及び競争参加資格確認資料（以下「技術資料」という。）の提出期限の日から開札の時点までの期間に、○○防衛局長【契約担当官等の所在地を管轄する地方防衛局等の長を記載する。】から工事請負契約等に係る指名停止等の措置要領について（防整施（事）第150号。28．３．31）に基づく指名停止を受けていないこと。

(9) 上記１に示した工事に係る設計業務等の受注者（受注者が共同体である場合においては、当該共同体の各構成員をいう。以下同じ。）又は当該受注者と資本若しくは人事面において関連がある建設業者でないこと。

(10) 入札に参加を希望する者との間に資本関係又は人的関係がないこと。

(11)都道府県警察から暴力団関係業者として防衛省が発注する工事等から排除するよう要請があり、当該状態が継続している有資格者でないこと。

(12) 本工事は技術提案を一括して審査を行うため、本入札公告に記載の複数の工事に参加を希望する場合でも、技術提案は参加を希望する工事に共通なものとし、工事ごとに異なる技術提案をした場合は欠格とする。

３　総合評価に関する事項

(1) 評価項目

本工事の評価項目は、次のアからウまでとし、詳細は入札説明書による。

ア　企業による技術提案

・「○○○○○」

・「○○○○○」

【提案内容のみ記載し、着目点等は入札説明書に記載する。】

イ　工事全般の施工計画(当該工事における施工上配慮すべき事項等の技術的所見)

ウ　施工体制

(2) 総合評価の方法

ア　標準点　要求要件を満たしている者に標準点として100点を付与する。

イ　加算点　算出方法は、予決令第79条の規定に基づいて作成された予定価格（以下「予定価格」という。）の制限の範囲内の入札参加者のうち、技術資料の内容に応じ、(1)ア及びイの評価項目ごとに評価を行った結果、得られた「評価点数の合計値」を加算点として付与する。

なお、加算点の最高点数は○○点とする。

ウ　施工体制評価点　「施工体制評価点」は(1)ウの評価項目について最高30点の評価点を付与する。ただし、事前調査により、施工体制が十分に確保されない場合、契約の内容に適合した履行がされないおそれがある場合又は品質確保のための施工体制及びその他の施工体制が著しく確保されないおそれがある場合、減点を行う。また、施工体制評価点の低いものに対しては、企業による技術提案に係る評価点数に相当する加算点を減ずる場合がある。

エ　価格と価格以外の要素がもたらす総合評価は、入札参加者の「標準点」と「加算点」及び「施工体制評価点」の合計を、当該入札者の入札価格で除して得た数値（以下「評価値」という。）をもって行う。

オ　(1)アの評価項目（企業による技術提案）を行わない者にあっては、(1)イの評価項目の評価内容に応じた加算点を算出し付与する。

(3) 配置予定の監理技術者等のヒアリングを行う。【配置予定の監理技術者等のヒアリングを行う場合のみ記載する。】

(4) 施工体制の確認のため、ヒアリングを行う。

(5) 落札者の決定方法

ア　入札参加者は、価格及び(1)アからウまでをもって入札に参加し、次の各要件に該当する者のうち、評価値の最も高い者を落札者とする。

(ｱ) 入札価格が予定価格の制限の範囲内である。

(ｲ) 評価値が、標準点を予定価格で除した数値（以下「基準評価値」という。）

を下回らない。

ただし、落札者となるべき者の入札価格によっては、その者により当該契約の内容に適合した履行がされないおそれがあると認められるとき又はその者と契約を締結することが公正な取引の秩序を乱すこととなるおそれがあって著しく不適当であると認められるときは、予定価格の制限の範囲内で、発注者の定める最低限の要求要件を全て満たして入札した他の者のうち、評価値が最も高い者を落札者とすることがある。

なお、評価値が基準評価値を上回っていても、減点評価により技術評価点が標準点（100点）を下回る場合は、落札者の対象外とする。

イ　上記の場合において、評価値の最も高い者が二者以上あるときは、くじへ移行する。くじの実施方法等については、発注者から指示をする。

ウ　落札決定の通知は以下の順番で行う。

①　○○（○）○○○建設工事
②　○○（○）△△△建設工事
③　○○（○）□□□建設工事

(6) その他　受注者の責により入札時の(1)の評価内容が実施されていないと判断された場合は、ペナルティとして、工事成績評定を減ずることとし、１工事最大○○点減ずる。

４　入札手続等

【電子入札の場合は以下のとおりとし、紙入札の場合は、適宜、必要事項を記載する。】

(1) 担当部局

〒○○○－○○○○　○○県○○市○○町○－○－○
○○○○【当該発注機関、部署名を記載する。】
TEL　○○－○○○○－○○○○（内線○○○○）
FAX　○○－○○○○－○○○○

(2) 入札説明書の交付期間等

ア　交付期間　平成○年○月○日から平成○年○月○日まで（行政機関の休日に関する法律（昭和63年法律第91号）第１条第１項に規定する行政機関の休日（以下「行政機関の休日」という。）を除く。）の毎日、午前８時から午後10時（金曜日は午後６時）まで。

イ　交付場所　防衛施設建設工事電子入札システムセンター
http://www.mod-eboc.go.jp

ウ　交付方法　全て、電子データで交付を行う。

文書類　：PDF　（○○形式）
図面類　：PDF　（○○形式）
数量表等：Excel　（○○形式）
申請書類：Word　（○○形式）又は一太郎（○○形式）
なお、標記以外の形式による提供は一切行わない。

エ　使用条件　ダウンロードした資料の取扱いに関する利用規則に同意すること。

オ　その他　通信環境の不具合等のため、希望する者は電子情報の提供を依頼する

ことができる。

この場合、(1)へ「図面データの取扱いに関する同意事項」（記入・押印済みのもの)、データを保存するために必要な、ＣＤ－Ｒ（未使用に限る。）○枚及び着払いのラベル（宅配業者の場合）又は切手（日本郵便の場合）を貼付した返信用の封筒を同封し、送付する。

なお、配送によるもの以外の対応は行わない。また、この対応により被った不利益や損害については、一切補償しない。

※「図面データの取扱いに関する同意事項」の書式については、防衛省・自衛隊のホームページより入手可能である。

(http://www.mod.go.jp/○/○/○/○/○.pdf)

(3) 申請書及び技術資料の提出期限等

複数の工事に参加を希望する場合は、参加を希望する工事ごとに申請書を提出すること。ただし、技術資料については、参加を希望する何れか１件の工事に添付すればよい。(詳細は入札説明書による。)

ア　提出期限　平成○年○月○日午後○時○分

イ　提出方法　電子入札システムにより提出する。ただし、申請書及び技術資料が３MBを超える場合の提出方法等については、入札説明書による。紙入札方式による場合は、(1)に持参又は郵送（書留郵便に限る。）若しくは託送（書留郵便と同等のものに限る。）（以下「郵送等」という。）する。

【見積活用方式の場合は次の項目を追加する。】

(4) 見積の提出期限等

ア　提出期限　(3)アに同じ。

イ　提出方法　(1)に持参又は郵送等により提出する。

(4) 入札書の受領期限等

ア　受領期限　平成○年○月○日午後○時○分

イ　提出方法　電子入札システムにより提出する。ただし、紙入札方式による場合は、(1)に持参又は郵送等により提出する。

(5) 開札の日時及び場所

ア　日時　①　○○（○）○○○建設工事
平成○年○月○日午前○時○分
②　○○（○）△△△建設工事
平成○年○月○日午前△時○分
③　○○（○）□□□建設工事
平成○年○月○日午後□時○分

イ　場所　○○○○室

５　その他

(1) 手続において使用する言語及び通貨　日本語及び日本国通貨に限る。

(2) 入札保証金　納付（保管金の取扱店　○○銀行○○支店)。ただし、利付国債の提供（取扱官庁　○○○○）又は銀行等の保証（取扱官庁　○○○○）をもって入札保証金の納付に代えることができる。また、入札保証保険契約の締結を行った場合は、入札保証金を免除する。入札保証金の金額等（国債の総額、銀行等の保証に係る保証金額及び入札保証保険に係る保険金額を含む。以下同じ。）は、参加を希望する工事のうち入札金額が最大の工事の見積金額の100分の５以上とする。

(3) 入札保証金の納付等に係る書類の提出期間、提出場所及び提出方法

ア　提出期間　平成○年○月○日から平成○年○月○日まで（利付国債の提供の場合は平成○年○月○日）の行政機関の休日を除く毎日、午前○時から午後○時まで。

イ　提出場所　〒○○○－○○○○　○○県○○市○○町○－○－○
○○○○【当該発注機関、部署名を記載する。】
TEL○○○○－○○－○○○○

ウ　提出方法　書類の提出は、持参又は郵送等することにより行うものとする。

(4) 契約保証金　免除。ただし、落札者は、公共工事履行保証証券による保証（瑕疵担保特約（２年間）を付したものに限る。）を付するものとする。この場合の保証金額は、請負代金の10分の３以上とする。

【契約保証金を納付させる場合、(4)は次のとおりとする。】

(4) 契約保証金　納付（保管金の取扱店　○○銀行○○支店)。ただし、利付国債の提供（取扱官庁　○○○○）又は金融機関若しくは保証事業会社の保証（取扱官庁　○○○○）をもって契約保証金の納付に代えることができる。また、公共工事履行保証証券による保証を付し、又は履行保証保険契約の締結を行った場合は、契約保証金を免除する。

【見積活用方式の場合は次の項目を追加する。】

(5) 見積の提出期限までに見積が提出されない場合は、入札心得書第８条第１項第３号の規定に該当するものとし、その者のした入札を無効とする。

(5) 入札の無効　次に掲げる入札は無効とする。

ア　本公告に示した競争参加資格のない者のした入札

イ　申請書又は技術資料に虚偽の記載をした者の入札

ウ　入札に関する条件に違反した入札

【見積活用方式の場合は次の項目を追加する。】

(7) 提出された見積の金額と入札時に提出された工事費内訳明細書の金額との間に著しい乖離が認められ、開札後に再度ヒアリングを実施し、その妥当性が確認できない場合は、入札心得書第８条第１項第３号の規定に該当するものとして、その者の

行った入札を無効とすることがある

(6) 配置予定の監理技術者等の確認　落札者決定後、発注者支援データベース・システム等により配置予定の監理技術者等の専任制違反の事実が確認された場合、契約を結ばないことがある。

なお、種々の状況からやむを得ないものとして承認された場合の外は、配置予定の監理技術者等の変更を認めない。

(7) 落札者となるべき者の入札価格が予決令第85条の規定に基づいて作成された基準（以下「調査基準価格」という。）を下回っている場合は、予決令第86条の調査（以下「低入札価格調査」という。）を行うので、協力しなければならない。

(8) 専任の監理技術者の配置が義務付けられている工事において、調査基準価格を下回った価格をもって契約する場合においては、監理技術者とは別に同等の要件を満たす技術者の配置を求めることがある。

(9) 入札後、契約を締結するまでの間に、都道府県警察から暴力団関係者として防衛省が発注する工事等から排除するよう要請があり、当該状態が継続している有資格者とは契約を行わない。

(10)低入札価格調査を受けた者との契約については、前払金の割合を請負代金額の10分の２以内とする。【前払金の設定が予定されている場合のみ記載する。】

(11)手続における交渉の有無　無

(12)契約書作成の要否　要

(13)技術提案の可否及び評価の有無については、競争参加資格の確認の通知に併せて通知する。

(14)本工事に係る申請書及び技術資料の提出に当たって、技術提案により施工しようとする場合は、その内容を示した技術提案書を提出する。ただし、技術提案が適正と認められなかった場合においては標準案により入札に参加ができる。また、標準案に基づいて施工しようとする場合は、標準案によって入札に参加する旨を記載した書面を提出する。

(15)技術提案書作成説明会を行う。【技術提案書作成説明会を実施する場合のみ記載する。】

(16)現場説明会を行う。【現場説明会を実施する場合のみ記載する。】

(17)関連情報を入手するための照会窓口　上記４(1)に同じ。

(18)競争参加資格の級別の格付を受けていない者の参加　上記２(2)に掲げる競争参加資格の級別の格付を受けていない者も、上記４(3)により申請書及び技術資料を提出することができるが、競争に参加するためには、開札の時点において、当該資格の格付を受け、かつ、競争参加資格の確認を受けていなければならない。

(19)詳細は、入札説明書による。

６　Summary

(1) Official in charge of disbursement of the procuring entity :

(2) Classification of the services to be procured : 41

(3) Subject matter of the contract :

(4) Time-limit for the submission of application forms and relevant documents for the qualification by electronic bidding system：

(5) Time-limit for the submission of tenders by electronic bidding system：

(6) Contact point for tender documentation：

入　札　説　明　書

○○○○【発注機関名を記載する。】の○○（○）○○○工事に係る入札公告（建設工事）に基づく入札等については、関係法令に定めるもののほか、この入札説明書によるものとする。

本入札説明書に記載の工事は、競争参加資格確認資料（以下「技術提案」という。）を共通化できる○件の工事を対象に、一括して公告し、審査を実施する試行工事である。

本件の申請及び入札にあたっては、電子入札システムにおいて○件の工事を別々に案件登録しているので、複数の工事に参加を希望する場合は、参加を希望する工事ごとに申請書の提出及び入札が必要である。

１　入札公告日　平成○年○月○日

２　契約担当官等

○○○○　○○○○　○○　○○【発注者名を記載する。】

〒○○○－○○○○　○○県○○市○○町○－○

３　工事概要

(1) 工事名　①　○○（○）○○○建設工事

②　○○（○）△△△建設工事

③　○○（○）□□□建設工事

(2) 工事場所　①　○○県○○市○○町

②③○○県○○市△△町

(3) 工事内容及び工事範囲　別冊図面及び仕様書のとおり。

(4) 工期　①　平成○年○月○日まで

②③平成○年○月○日まで

(5) 使用する主要な資機材

①○○○○

②　△△△△

③　□□□□

(6) 本工事は、入札時に「企業による技術提案」を受け付け、価格と価格以外の要素を総合的に評価して落札者を決定する総合評価落札方式のうち、品質確保のための施工体制及びその他の施工体制の確保状況を確認し、施工内容を確実に実現できるかどうかについて審査し、評価を行う施工体制確認型総合評価落札方式の試行対象工事である。

【見積活用方式の場合は次の２項目を追加する。】

(7) 本工事は、発注者が競争参加希望者に見積の提出を求め、ヒアリングを通じて見積の妥当性を確認し、妥当性が確認できた見積を積算価格に反映させるものである。見積の提出期限までに○○工事、○○工事に対する直接工事費（当該工事に必要な仮設費を含む。）【共通仮設費又は現場管理費の積み上げ分の場合は、「共通仮設費

（又は現場管理費）への積み上げ分である○○」を記載する。】について記載した見積（以下「見積」という。）を提出するものとする。

(8) 本工事では、見積の提出後、競争参加希望者の責任者、配置予定の技術者等からヒアリングを行い、見積の妥当性を確認するものとする。

(7) その他

【電子入札対象の場合は次のア及びイを追加する。】

ア　本工事は、資料提出及び入札等を電子入札システムにより行う工事である。ただし、電子入札システムにより難いものは、発注者の承諾を得て紙入札方式に代えるものとする。

なお、紙入札方式の承諾に関しては、「紙入札方式参加承諾願（別紙様式第１）」を提出する。

(ｱ) 受付窓口　〒○○○－○○○○　○○県○○市○○町○－○
○○防衛局総務部契約課

(ｲ) 受付時間　午前○時から午後○時まで。ただし、正午から午後１時までの間を除く。

イ　電子入札システムで使用できるICカードは、代表者又は当該入札案件に関する入札・見積権限及び契約締結権限について委任を受けた者（以下「代理人」という。）のICカードのみとし、代理人による場合は委任状を提出する。詳細は入札心得書による。

ウ　本工事は、工事費内訳明細書の提出を義務付ける工事である。

４　競争参加資格

(1) 予算決算及び会計令（昭和22年勅令第165号。以下「予決令」という。）第70条及び第71条の規定に該当しない者であること。

(2) 防衛省における平成○・○年度一般競争（指名競争）参加資格（以下「防衛省競争参加資格」という。）のうち、「○○工事」で級別の格付を受け、○○防衛局【当該契約担当官等の所在地を管轄する地方防衛局等を記載する。】に競争参加を希望していること（会社更生法（平成14年法律第154号）に基づき更生手続開始の申立てがなされている者又は民事再生法（平成11年法律第225号）に基づき再生手続開始の申立てがなされている者については、手続開始の決定後、再度級別の格付を受けていること。）。

(3) 会社更生法に基づく更生手続開始の申立てがなされている者又は民事再生法に基づき再生手続開始の申立てがなされている者（(2)の再度級別の格付を受けた者を除く。）でないこと。

(4) 防衛省競争参加資格の「○○工事」に係る経営事項評価数値（資格審査結果通知書の記３の経営事項評価数値欄の点数）が○○点以上であること。

(5) 平成○年度以降入札公告日まで【当該年度及び前年度から過去15年間を記載する。】に、元請けとして完成・引渡しが完了した工事のうち、（用途が○○で、）鉄

筋コンクリート造○階建て以上、建物延べ面積○○㎡以上（１棟当たり）の工事を施工した実績を有すること（建設共同企業体の構成員としての実績は、出資比率が20％以上のものに限る。)。

なお、当該実績が平成13年12月25日以降に完成した防衛省発注機関（契約担当官等が属する防衛省本省の内部部局、防衛大学校、防衛医科大学校、防衛研究所、統合幕僚監部、陸上幕僚監部、海上幕僚監部、航空幕僚監部、情報本部、防衛監察本部、地方防衛局並びに統合幕僚長及び陸上幕僚長、海上幕僚長又は航空幕僚長の監督を受ける陸上自衛隊、海上自衛隊及び航空自衛隊の部隊及び機関並びに防衛装備庁をいう。以下同じ。）（旧防衛施設局及び旧防衛施設支局を含む。）の発注した工事に係るものにあっては、防衛施設庁において実施する建設工事の請負業者の施工成績評定要領について（施本建第220号（CCP)。13．12．19）に基づく施工成績評定通知書（以下「施工成績評定通知書」という。）並びに工事成績評定要領について（施本建第134号（CCP)。19．７．30)、工事成績評定要領について（経施第4404号。21．３．31)、工事成績評定要領について（防整技第15542号。27．10．1）又は工事成績評定要領について（防整技第7160号。28．３．31）に基づく工事成績評定通知書（以下「工事成績評定通知書」という。）の評定点合計（以下「評定点合計」という。）が65点未満のものを除くこと。また、実績が工事成績相互利用登録機関が発注した工事で工事成績評定相互利用対象工事に該当するものである場合は、工事成績の評定点が65点未満のものを除くこと。

工事成績相互利用登録機関及び工事成績評定相互利用対象工事は別表第１のとおりである。

(6) 工事全般の施工計画が適正であること。

(7) 次の基準を全て満たす監理技術者又は主任技術者（以下「監理技術者等」という。）を当該工事に専任で配置できること。なお、本入札公告において申請できる監理技術者等は、同一の技術者１名とする。（本入札公告１．工事概要で記載した複数の工事に参加を希望する場合でも申請できる技術者は１名のみとし、２名以上申請した場合は欠格とする。)

当該一括審査に係る工事の落札が決定し､配置予定技術者がいなくなった場合は、以降に開札される工事の入札について無効とする。この場合、入札心得書第３条第10項の申し出は必要としない。

ア　一級建築士又はこれと同等以上の資格を有する者である。

なお、「これと同等以上の資格を有する者」とは次のものをいう。

・一級建築施工管理技士の資格を有する者

・これらと同等以上の資格を有する者と国土交通大臣が認定した者

【建築工事の場合】

イ　平成○年度以降入札公告日まで【当該年度及び前年度から過去15年間を記載する。】に、(5)に掲げる工事の経験を有する者である（原則、着工から完成まで従事している。)。

なお、当該経験が平成13年12月25日以降に完成した防衛省発注機関（旧防衛施

設局及び旧防衛施設支局を含む。）の発注した工事に係るものにあっては、評定点合計が65点未満のものを除く。また、経験が工事成績相互利用登録機関が発注した工事で工事成績評定相互利用対象工事に該当するものである場合は、工事成績の評定点が65点未満のものを除く。

ウ　監理技術者にあっては、監理技術者資格者証及び監理技術者講習修了証を有する者である。

エ　配置予定の監理技術者等にあっては直接的かつ恒常的な雇用関係が必要であるので、その旨を明示することができる資料を求めることがあり、その明示がなされない場合は入札に参加できないことがある。

(8) 一般競争参加資格確認申請書（以下「申請書」という。）及び競争参加資格確認資料（以下「技術資料」という。）の提出期限の日から開札の時点までの期間に、○○防衛局長【契約担当官等の所在地を管轄する地方防衛局等の長を記載する。】から、工事請負契約等に係る指名停止等の措置要領について（防整施（事）第150号。28．３．31。以下「指名停止措置要領」という。）に基づく指名停止を受けていないこと。

(9) 上記３(1)に示した工事に係る設計業務等の受注者（受注者が共同体である場合においては、当該共同体の各構成員をいう。以下同じ。）又は当該受注者と資本若しくは人事面において関連がある建設業者でないこと。

(10)入札に参加を希望する者の間に次の基準のいずれかに該当する関係がないこと。

なお、この場合に、辞退する者を決めることを目的に当事者間で連絡を取ることは、入札心得書第６条第２項の規定に抵触するものでない。

ア　資本関係

次のいずれかに該当する二者の場合。ただし、子会社（会社法（平成17年法律第86号）第２条第３号の規定による子会社をいう。以下同じ。）若しくは子会社の一方が会社更生法第２条第７項に規定する更生会社（以下「更生会社」という。）又は民事再生法第２条第４号に規定する再生手続が存続中の会社である場合を除く。

(ｱ) 親会社と子会社の関係にある場合

(ｲ) 親会社を同じくする子会社同士の関係にある場合

イ　人的関係

次のいずれかに該当する二者の場合。ただし、(ｱ)については、会社の一方が更生会社又は民事再生法第２条第４号に規定する再生手続が存続中の会社である場合を除く。

(ｱ) 一方の会社の役員が、他方の会社の役員を現に兼ねている場合

(ｲ) 一方の会社の役員が、他方の会社の管財人を現に兼ねている場合

ウ　その他の入札の適正さが阻害されると認められる場合

その他ア又はイと同視しうる資本関係又は人的関係があると認められる場合

(11)都道府県警察から暴力団関係業者として防衛省が発注する工事等から排除するよう要請があり、当該状態が継続している有資格者でないこと。

(12)本工事は技術提案を一括して審査を行うため、本入札公告に記載の複数の工事に

参加を希望する場合でも、技術提案は参加を希望する工事に共通なものとし、工事ごとに異なる技術提案をした場合は欠格とする。

5　設計業務等の受注者等

(1) 上記４(9)の「上記３(1)に示した工事に係る設計業務等の受注者」とは、次に掲げる者である。

○○○○設計株式会社

(2) 上記４(9)の「当該受注者と資本若しくは人事面において関連がある建設業者」とは、次のア又はイに該当する者である。

ア　当該受注者の発行済株式総数の100分の50を超える株式を有し、又はその出資の総額の100分の50を超える出資をしている建設業者

イ　建設業者の代表権を有する役員が当該受注者の代表権を有する役員を兼ねている場合における当該建設業者

6　総合評価に関する事項

(1) 評価項目

本工事の評価項目は、次のアからウまでとする。

ア　企業による技術提案

・課題「○○○○○」

（着目点）

本工事は○○○○○。このことから、○○○○○について、①○○○○○、②○○○○○、③○○○○○、④○○○○○、⑤○○○○○について、○○の見地から着目点ごとに１提案を求める。

・課題「○○○○○」

（着目点）

本工事は○○○○○。このことから、○○○○○について、①○○○○○、②○○○○○、③○○○○○、④○○○○○、⑤○○○○○について、○○の見地から着目点ごとに１提案を求める。

イ　工事全般の施工計画(当該工事における施工上配慮すべき事項等の技術的所見)

ウ　施工体制

(2) 総合評価の方法

ア　標準点　要求要件を満たしている者に標準点として100点を付与する。

イ　加算点　予決令第79条の規定に基づいて作成された予定価格（以下「予定価格」という。）の制限の範囲内の入札参加者のうち、技術資料の内容に応じ、(1)ア及びイの評価項目ごとに評価を行った結果、得られた「評価点数の合計値」を加算点として付与する。

なお、加算点の最高点数は○○点とする。

ウ　施工体制評価点　「施工体制評価点」は(1)ウの評価項目について最高30点の評価点を付与する。ただし、事前調査により、施工体制が十分に確保されない場合又は契約の内容に適合した履行がなされないおそれがある場合若しくは品質確保のための施工体制及びその他の施工体制が著しく確保されないおそれがある場合、減点を行う。

なお、事前調査のため入札書（施工体制の確認に係る部分に限る。）のヒアリングを実施するとともに、ヒアリングに際して追加資料の提出を求めることがある。また、施工体制評価点の低いものに対しては、企業による技術提案に係る評価点数に相当する加算点を減ずる場合がある。

エ　価格と価格以外の要素がもたらす総合評価は、入札参加者の「標準点」と「加算点」及び「施工体制評価点」の合計を、当該入札者の入札価格で除して得た数値（以下「評価値」という。）をもって行う。

オ　(1)アの評価項目（企業による技術提案）を行わない者にあっては、(1)イ及びウの評価項目の評価内容に応じた加算点を算出し付与する。

(3) 評価の基準

ア　施工体制（施工体制評価点）

評価項目	評価基準	配点	得点
品質確保の実効性	工事の品質確保のための適切な施工体制が十分確保され、入札説明書等に記載された要求要件をより確実に実現できると認められる場合	15	/15
	工事の品質確保のための適切な施工体制が概ね確保され、入札説明書等に記載された要求要件を確実に実現できると認められる場合	5	
	その他	0	
施工体制確保の確実性	工事の品質確保のための施工体制のほか、必要な人員及び材料が確保されていることなどにより、適切な施工体制が十分確保され、入札説明書等に記載された要求要件をより確実に実現できると認められる場合	15	/15
	工事の品質確保のための施工体制のほか、必要な人員及び材料が確保されていることなどにより、適切な施工体制が概ね確保され、入札説明書等に記載された要求要件を確実に実現できると認められる場合	5	
	その他	0	

イ　加算点　付紙の評価基準による。

(4) 落札者の決定方法

ア　入札参加者は、価格及び(1)アからウまでをもって入札を行い、次の各要件に該当するもののうち、(2)によって得られた評価値の最も高い者を落札者とする。

(ｱ) 入札価格が予定価格の制限の範囲内である。

(ｲ) 評価値が標準点を予定価格で除した数値を下回らない。

ただし、落札者となるべき者の入札価格によっては、その者により当該契約の内容に適合した履行がされないおそれがあると認められるとき又はその者と契約を締結することが公正な取引の秩序を乱すこととなるおそれがあって著しく不適当であると認められるときは、予定価格の制限の範囲内で、発注者の定める最低限の要求要件を全て満たして入札した他の者のうち、評価値が最も高い者を落札者とすることがある。

イ　上記の場合において、評価値の最も高い者が二者以上あるときは、くじへ移行する。くじの実施方法等については、発注者から指示をする。

ウ　落札決定の通知は以下の順番で行う。

①　○○（○）○○○建設工事

②　○○（○）△△△建設工事

③　○○（○）□□□建設工事

(5) 罰則等について

受注者より提案された「技術提案」及び「工事全般の施工計画」については、工事完成後において履行状況の検査を行う。

受注者の責により入札時の(1)の評価内容が実施されていない場合は、再度の施工を行う。再度の施工が困難あるいは合理的でない場合は、契約違反としての措置（不履行に係る金額の支払い請求等）をとる場合がある。併せて、ペナルティとして技術提案について工事成績評定を減ずることとし、１工事最大○○点の減点とする。

なお、受注者の責によらない場合とは、災害又はその他特別な事情がある場合等のことをいい、発注者と受注者の協議により決定する。

(6) 重点審査について

入札参加者の申込みに係る価格（ＶＥ提案の内容に基づく施工を行うことによりコスト縮減の達成が可能となること及びその縮減金額を上記３(6)の資料において明らかにしたときは、コスト縮減金額として契約担当官等が認めた金額を当該入札参加者の申込みに係る価格に加えた価格）が、品質確保のための施工体制及びその他の施工体制が著しく確保されないおそれがある価格である場合は、審査を特に重点的に行う。

(7) その他

ア　発注者は技術提案については、その後の工事において、その内容が一般的に使用されている状態となった場合は、無償で使用できるものとする。ただし、工業所有権等の排他的権利を有する提案についてはこの限りではない。

イ　技術提案を適正と認めることにより、設計図書において施工方法等を指定しない部分の工事に関する建設業者の責任が軽減されるものではない。

7　担当部局

〒○○○－○○○○　○○県○○市○○町○－○

○○○○【当該発注機関、部署名を記載する。】

TEL　○○－○○○○－○○○○（内線○○○○）
FAX　○○－○○○○－○○○○

８　競争参加資格の確認等

(1) 本競争の参加希望者は、上記４に掲げる競争参加資格を有することを証明するため、また、総合評価における技術力の審査・評価を受けるため、次に従い、申請書、技術資料及び技術提案（以下「申請書等」という。）を提出し、契約担当官等から競争参加資格の有無の確認等を受けなければならない。また、上記４(2)の級別の格付を受けていない者も次に従い申請書等を提出することができる。この場合において、上記４(1)及び(5)から(11)までに掲げる事項を満たしているときは、開札の時点において上記４(2)から(4)までに掲げる事項を満たしていることを条件として競争参加資格があることを確認するものとする。

当該確認を受けた者が競争に参加するためには、開札の時点において上記４(2)から(4)までに掲げる事項を満たしていなければならない。

なお、期限までに申請書等を提出しない者及び競争参加資格がないと認められた者は、本競争に参加することができない。

申請書等の提出は、次に示すとおり。

ア　電子入札システムによる場合

(ｱ) 提出期間　平成○年○月○日から平成○年○月○日まで（行政機関の休日に関する法律(昭和63年法律第91号)第１条第１項に規定する行政機関の休日(以下「行政機関の休日」という。）を除く。）の毎日、午前８時から午後10時（金曜日は午後６時）まで。ただし、最終日は午後○時まで。

(ｲ) その他　技術提案を行う場合は、提案書欄に添付し、技術提案を行わない場合は添付資料欄に添付して送信する。

申請書等が３MBを超える場合、技術資料及び技術提案書は、上記７に持参又は郵送（書留郵便に限る。）若しくは託送（書留郵便と同等のものに限る。）（以下「郵送等」という。）で提出することとし、電子入札システムとの分割は認めない。また、持参又は郵送等する場合は、次の内容を記載した書面を電子入札システムにより申請書とともに送信する。

・持参又は郵送等する旨の表示
・持参又は郵送等する書類の目録
・持参又は郵送等する書類のページ数
・持参又は発送年月日

(ｳ) ファイル形式　電子入札システムによる提出資料のファイル形式については、次のいずれかの形式にて作成する。

・一太郎　　Ver　○○形式以下
・Microsoft Word　○○形式以下
・Microsoft Excel ○○形式以下
・その他のｱﾌﾟﾘｹｰｼｮﾝ PDFファイル　Acrobat ○○形式以下
画像ファイル JPEG及びGIF形式
圧縮ファイル LZH又はZIP形式

(ｴ) プリントアウト時に規定の枚数内となるように設定する。
なお、送信された資料のプリントアウトは白黒印刷で行う。

イ　紙入札方式による場合

(ｱ) 提出期間　平成○年○月○日から平成○年○月○日まで（行政機関の休日を除く。）の毎日、午前○時から午後○時まで（正午から午後１時までの間を除く。)。ただし、最終日は午後○時まで。

(ｲ) 提出場所　上記７に同じ。

(ｳ) 提出方法　持参又は郵送等による。

(2) 申請書は、別紙様式第２により作成することとし、複数の工事に参加を希望する場合は、参加を希望する工事ごとに申請書を提出すること。

(3) 上記４(5)の実績及び(7)の経験の確認を行うに当たり、効力を有する政府調達に関する協定を適用している国及び地域並びに我が国に対して建設市場が開放的であると認められる国及び地域以外の国又は地域に主たる営業所を有する建設業者にあっては、我が国における同種工事の施工実績及び経験をもって行うものとする。

(4) 技術資料及び技術提案書は、次に従い作成することとし、参加を希望する何れか１件の工事に添付すればよい。

なお、アの実績及びイの経験については、平成○年度以降入札公告日まで【当該年度及び前年度から過去15年間を記載する。】に、工事が完成・引渡しが完了しているものに限り記載することとし、「同種工事の施工実績（別紙様式第３）」及び「配置予定の監理技術者等（別紙様式第４）」に記載する工事が平成13年12月25日以降に完成した防衛省発注機関（旧防衛施設局及び旧防衛施設支局を含む。）の工事の場合は、当該工事に係る施工成績評定通知書又は工事成績評定通知書の写しを添付する。

ア　同種工事の施工実績

上記４(5)に掲げる資格があることを判断できる同種工事の施工実績を１件記載する。

記載様式は別紙様式第３とし、図面、写真等を引用する場合も含め、Ａ４版１枚に記載する。

なお、特定建設工事共同企業体及び経常建設共同企業体にあっては、いずれかの構成員の上記４(5)に掲げる実績を記載する。

イ　配置予定の監理技術者等

上記４(7)に掲げる資格があることを判断できる配置予定の監理技術者等の資格、同種工事の経験及び申請時における他工事の従事状況等を記載する。

記載様式は別紙様式第４とし、記載する同種工事の経験の件数は１件でよい。

記載する他工事の従事状況等は、申請書等の提出時点で現場代理人、監理技術者等又はその他の技術者として従事している全ての工事を記載する。

なお、配置予定の監理技術者等として複数の候補技術者の資格及び同種工事の経験を記載することもできる。ただし、審査及び評価は、評価点の合計が最も低い者とする。また、同一の技術者を重複して複数工事の配置予定の監理技術者等とすることは差し支えないものとするが、他の工事を落札したことにより配置予

定の監理技術者等を配置することができなくなったときは、入札への参加はできないものとし、申請書を提出した者は、直ちに当該申請書の取下げを行うこととし、電子入札システムにより入札金額を送信した後にあっては、電話及び電送（押印済みの申出書）でその旨の申し出を行うと共に、速やかに書面により申出書を提出する。他の工事を落札したことにより配置予定の監理技術者等を配置することができないにもかかわらず入札した場合においては、不正又は不誠実な行為として、指名停止措置要領に基づく指名停止を行うことがある。

入札書の提出後、落札者決定までの期間（予決令第86条の調査（以下「低入札価格調査」という。）期間を含む。）において、他の工事を落札したことにより配置予定の監理技術者等を配置することができなくなった場合は、直ちにその旨の申し出を行う。この場合において、事実が認められた場合には、当該入札を無効とする。

落札後、配置予定の監理技術者等が配置できないことが明らかになった場合は、不正又は不誠実な行為として、指名停止措置要領に基づく指名停止を行うことがある。

ウ　技術提案書

入札参加希望者は、次に掲げる資料を提出するものとする。

(ｱ) 技術提案回答表

技術提案による施工又は標準案による施工の別を記載する。

記載様式は別紙様式第５とする。

(ｲ) 技術提案書

技術提案により施工しようとする場合は、技術提案に基づく施工方法等の技術的事項に対する所見について記載する。また、技術提案による施工方法が適正と認められなかった場合に標準案に基づいて入札に参加するものとする。

記載様式は別紙様式第６とし、１課題に対する技術提案数は最大５つまでとし、１課題に対する提出枚数は補足資料を除き、Ａ４版３枚以内とする。補足資料は技術提案書を補完する図表、写真等とし、Ａ４版１枚以内とする。

なお、技術提案数が５つを超えた場合は、当該技術提案に係る配点を０点とするので注意する。

エ　工事全般の施工計画

「工事全般の施工計画（当該工事における施工上配慮すべき事項等の技術的所見)」を記載する。

記載様式は別紙様式第７とする。

オ　契約書の写し等

施工実績又は経験として記載した工事に係る契約書の写し又は当該同種工事を証明する資料を提出する。ただし、当該工事が、財団法人日本建設情報総合センターの「工事実績情報サービス（CORINS)」に登録されている場合はその写し（詳細を含む。）を添付するものとし、契約書の写しを提出する必要はない。

【見積活用方式の場合は次の２項目を追加する。】

(5) 本競争の参加希望者は、次に従い、本工事の積算に必要な見積の提出等を行うものとする。

ア　見積の提出方法等

(ｱ) 提出方法　上記７に持参又は郵送等により提出する。

(ｲ) 提出期限　平成○年○月○日午後○時○分

イ　見積の作成方法

見積の作成に当たっては、交付した見積依頼書等に従い作成するものとする。

なお、見積の作成に係る費用は、競争参加希望者の負担とする。

競争参加希望者は、本工事の積算に必要な見積を、見積の提出期限までに提出するものとする。見積には○○○工事、○○○工事に対する直接工事費（必要な仮設費含む。）【共通仮設費又は現場管理費の積み上げ分の場合は、「共通仮設費（又は現場管理費）への積み上げ分である○○」を記載する。】に係るものについて記載するものとする。

ウ　見積作成に関する質問

本工事の積算に必要な見積作成に関して質問がある場合には、次に従い提出する。

(ｱ) 提出方法　電子入札システムにより提出する。また、紙入札方式による場合は書面（様式は自由とする。）を上記７に持参することにより提出する。

(ｲ) 提出期間　電子入札システムによる場合は、平成○年○月○日から平成○年○月○日まで（行政機関の休日を除く。）【概ね４日以上】の毎日、午前８時から午後10時（金曜日は午後６時）まで。紙入札方式による場合は、午前○時から午後○時まで。ただし、正午から午後１時までの間を除く。

エ　ウの質問に対する回答は、電子入札システムにより回答するので確認するものとする。また、紙入札方式による参加希望者に対してはFAXにて回答を送信する。

オ　提出された見積に関するヒアリング

提出された見積に関して、その妥当性を確認するためのヒアリングを行う。

(ｱ) 期間　平成○年○月○日から平成○年○月○日【概ね１～２週間】（行政機関の休日を除く。）の午前○時から午後○時まで。

(ｲ) 会場　○○○○○○室

(ｳ) その他　本競争の参加希望者は、(ｱ)の期間のうち、ヒアリングの希望日時及び出席者を「見積に関するヒアリング日時希望通知書（別紙様式第８）」に記載し、競争参加資格確認申請時に提出する。

なお、ヒアリング出席者は、責任者（支店長・営業所長等）、配置予定の監理技術者等、見積の根拠を説明できる者等を含め３名程度とする。

(ｴ) ヒアリング日時については、追って通知する。

(ｵ) ヒアリング時には、見積の根拠資料を持参するものとする。

(ｶ) (ｵ)による根拠資料とは、採用を予定する協力会社等（下請会社、専門工事業者及び製造者等）から収集する見積書（自社施工の場合も含む。）又は同種かつ直近の契約工事における契約書類等により、見積に記載した単価及び価格が確認できる資料とする。なお、同種かつ直近の契約工事における契約書

類等を根拠とする場合は、本工事の現場条件等を勘案するものとする。

(6) 見積の提出期限までに見積が提出されない場合は、入札心得書第８条第１項第３号の規定に該当するものとして、その者のした入札を無効とする。

(5) 競争参加資格の確認は、申請書等の提出期限をもって行うものとし、その結果は電子入札システムにより、また、紙入札方式による場合は申請時に提出された返信用封筒により、平成○年○月○日までに通知する。

(6) 技術提案の可否及び評価の有無については、競争参加資格の確認の通知に併せて通知する。その際、技術提案が適正と認められなかった場合には、その理由を付して通知する。

(7) その他

ア　申請書等の作成及び提出に係る費用は、申請者の負担とする。

イ　契約担当官等は、提出された申請書等を競争参加資格の確認及び総合評価の審査・評価並びに入札・契約に関する統計的分析以外に申請者に無断で使用しない。

ウ　提出された申請書等は、返却しない。

エ　提出期限以降における申請書等の差し替え及び再提出は認めない。

オ　申請書等に関する問い合わせ先　上記７に同じ。

９　競争参加資格がないと認めた者及び技術提案が適正と認められなかった者に対する理由の説明

(1) 競争参加資格がないと認められた者及び技術提案が適正と認められなかった者は、契約担当官等に対して競争参加資格がないと認めた理由及び技術提案が適正と認められなかった理由について、次に従い説明を求めることができる。

ア　提出方法　電子入札システムにより、また、紙入札方式による場合は書面（様式は自由とする。）を上記７に持参するものとし、郵送等によるものは受け付けない。

なお、技術提案のみ適正と認められなかった者については、電子入札システムにより説明を求めることができないため、持参により提出する。

イ　提出期間

(ｱ) 電子入札システムによる場合

上記８(5)の通知の日から平成○年○月○日まで（行政機関の休日を除く。）の毎日、午前８時から午後10時（金曜日は午後６時）まで。ただし、最終日は午後○時まで。

(ｲ) 紙入札方式による場合

上記８(5)の通知の日から平成○年○月○日まで（行政機関の休日を除く。）の毎日、午前○時から午後○時まで（正午から午後１時までの間を除く。）。ただし、最終日は午後○時まで。

(2) 契約担当官等は、(1)により説明を求められたときは、平成○年○月○日までに説明を求めた者に対し電子入札システムにより、また、紙入札方式による場合及び技術提案のみ適正と認められなかった者については書面により回答する。

10　入札説明書に対する質問

(1) 入札説明書に対して質問がある場合には、次に従い提出する。

ア　提出方法　電子入札システムにより、また、紙入札方式による場合は書面（様式は自由とする。）を上記７に持参又は郵送等により提出する。

イ　提出期間

(ｱ) 電子入札システムによる場合

平成○年○月○日から平成○年○月○日まで（行政機関の休日を除く。）の毎日、午前８時から午後10時（金曜日は午後６時）まで。ただし、最終日は午後○時まで。

(ｲ) 紙入札方式による場合

平成○年○月○日から平成○年○月○日まで（行政機関の休日を除く。）の毎日、午前○時から午後○時まで（正午から午後１時までの間を除く。）。ただし、最終日は午後○時まで。郵送等による場合は平成○年○月○日午後○時必着。

(2) (1)の質問に対する回答書は、電子入札システムにより回答するので確認するものとする。また、紙入札方式による場合は、平成○年○月○日から平成○年○月○日まで（行政機関の休日を除く。）の毎日、午前○時から午後○時まで（正午から午後１時までの間を除く。）、上記７において閲覧に供する。

11　入札方法等

(1) 入札書の提出方法等

ア　電子入札システムによる場合

提出期間　平成○年○月○日から平成○年○月○日まで（行政機関の休日を除く。）の毎日、午前８時から午後10時（金曜日は午後６時）まで。ただし、最終日は午後○時までとする。

イ　紙入札方式による場合

(ｱ) 提出期間　持参による場合は、平成○年○月○日午前○時から午後○時まで（正午から午後１時までの間を除く。）。郵送等による場合は、平成○年○月○日午後○時必着。

(ｲ) 提出場所　上記７に同じ。

(ｳ) 提出方法　持参による場合は、入札書及び工事費内訳明細書を各々封筒に入れて封かんし、入札書を入れた封筒の表に「入札書在中」と朱書きする。さらにこれらを１つの封筒に入れて封かんし、封筒の表に工事名、開札日時及び商号又は名称を記載の上、提出する。また、一般競争参加資格確認通知書又はその写しを提示する。

郵送等による場合は、入札書及び工事費内訳明細書を各々封筒に入れて封かんし、入札書を入れた封筒の表に「入札書在中」と朱書きする。さらにこれらと一般競争参加資格確認通知書の写しを別の封筒に入れて封かんし、封筒の表に工事名、開札日時及び商号又は名称を記載の上、提出する。

(2) 落札決定に当たっては、入札書に記載された金額に当該金額の100分の○【消費税及び地方消費税とを合わせた税率を記載する。】に相当する額を加算した金額（当

該金額に１円未満の端数があるときは、その端数金額を切り捨てた金額）をもって落札価格とするので、入札参加者は、消費税及び地方消費税に係る課税事業者であるか免税事業者であるかを問わず、見積った契約希望金額の○○○分【100＋消費税及び地方消費税とを合わせた税率を記載する。】の100に相当する金額を入札書に記載する。

(3) 入札回数は、原則として２回を限度とする。ただし、２回目の入札において落札者がいない場合は、３回目の入札を執行する場合もある。また、予決令第９９条の２の規定による随意契約（以下「不落随契」という。）は、特別な場合を除き適用しない。なお、不落随契を行う場合、不落随契へ移行する前の入札結果をもって評価値の算定を行い、評価値が最も高い者に見積依頼を行うものとする。

(4) 一般競争参加資格確認通知書において、技術提案に基づき通知されたものは当該技術提案書（不採用とされた部分を除く。）に基づく入札を行い、標準案に基づき通知されたものは標準案に基づく入札を行うものとする。また、技術提案における安全管理については、標準案と同等以上の安全性を有するものとし受注者の責任において行うものとする。

12　入札保証金及び契約保証金

(1) 入札保証金　納付（保管金の取扱店　○○銀行○○支店)。ただし、利付国債の提供（取扱官庁　○○○○）又は銀行等の保証（取扱官庁　○○○○）をもって入札保証金の納付に代えることができる。また、入札保証保険契約の締結を行った場合は、入札保証金を免除する。入札保証金の金額等（国債の総額、銀行等の保証に係る保証金額及び入札保証保険に係る保険金額を含む。以下同じ。）は、参加を希望する工事のうち入札金額が最大の工事の見積金額の100分の５以上とする。

なお、期限までに入札保証金の納付等（入札保証金の納付に代わる担保としての銀行等の保証の提供及び入札保証金の全部が免除される入札保証保険契約の締結を含む。以下同じ。）を行わない者及び入札保証金の納付等に係る書類（以下「書類」という。）を提出しない者並びに入札保証金の金額等が入札金額（税込み）（入札価格に消費税及び地方消費税相当額を加えたものをいう。以下同じ。）の100分の５に満たない者は、入札に関する条件に違反したものとして、その入札を無効とする。なお、利付国債の提供の場合は担保の提供が完了するまでには、振替手続き等相応の日数を要するため、あらかじめ取引先の銀行・証券会社等に相談のうえ、期限までに十分余裕をもって手続きすること。

ア　提出期間　平成○年○月○日から平成○年○月○日（利付国債の提出の場合は平成○年○月○日）までの行政機関の休日を除く毎日、午前○時から午後○時まで。

イ　提出場所　〒○○○－○○○○　○○県○○市○○町○－○－○　○○【当該発注機関、部署名を記載する。】　TEL○○○○－○○－○○○○

ウ　提出方法　書類の提出は、持参又は郵送等することにより行うものとする。

エ　増額変更　認めない。

オ　減額変更　認めない。

カ　保証期間　平成○年○月○日まで【落札者決定の日から７日を経過した日以降の日で契約担当官等が指定する日を記載する。】

キ　その他　入札保証金の納付等及び書類の提出に係る費用は、入札参加者の負担とする。書類の工事名又は契約名の欄には参加を希望するすべての工事名を記載する。

(2) 契約保証金　免除。ただし、落札者は、公共工事履行保証証券による保証（瑕疵担保特約（２年間）を付したものに限る。）を付するものとする。この場合の保証金額は、請負代金額の10分の３以上とする。

【契約保証金を納付させる場合、(2)は次のとおりとする。】

(2) 契約保証金　納付（保管金の取扱店　○○銀行○○支店)。ただし、利付国債の提供（取扱官庁　○○○○）又は金融機関若しくは保証事業会社の保証（取扱官庁　○○○○）をもって契約保証金の納付に代えることができる。また、公共工事履行保証証券による保証を付し、又は履行保証保険契約の締結を行った場合は、契約保証金を免除する。」と記載する。】

13　工事費内訳明細書

(1) 第１回の入札に際し、第１回の入札書に記載される入札金額に対応した工事費内訳明細書を提出しなければならない。

(2) 工事費内訳明細書の作成方法

ア　交付した数量書にある総括表の構成に対応した経費項目（直接工事費、共通仮設費、現場経費、一般管理費等）を記載することとする。また、直接工事費の明細書については、交付した数量書に対応する摘要（土木工事にあっては規格・寸法)、数量、単位、単価、金額等を記載したものとする。

イ　交付する数量書記載の数量については、参考数量であることから変更してもよいものとする。

ウ　工事費内訳明細書には、必ず表紙を付けるものとし、表紙には商号又は名称、住所及び代表者氏名（紙入札方式による場合は、必ず押印する。）並びに発注者名及び工事名を記載し、表紙以外には商号又は名称、住所及び代表者氏名を記載しない。

(3) 工事費内訳明細書の提出方法等

ア　電子入札システムによる場合

(ｱ) 提出期間　上記11(1)アに同じ。

(ｲ) その他　工事費内訳明細書が３MBを超える場合には、上記７に持参又は郵送等により提出し、電子入札システムとの分割は認めない。また、この場合は、次の内容を記載した書面を電子入札システムにより入札書とともに送信する。

・持参又は郵送等する旨の表示
・持参又は郵送等する書類の目録
・持参又は郵送等する書類のページ数

・持参又は発送年月日

(ｳ) ファイル形式　PDF　(Acrobat○○形式以下）等、一般的なフォーマット

イ　紙入札方式による場合

(ｱ) 提出期間　上記11(1)イに同じ。

(ｲ) 提出方法　上記11(1)イを参照。

(ｳ) 提出場所　上記７に同じ。

(4) 提出された工事費内訳明細書は返却しないものとする。

(5) 工事費内訳明細書を提出しない者は、入札に参加することができない。

(6) 提出された工事費内訳明細書の確認の結果、別表第２の各項に該当する場合は、入札心得書に規定する「その他入札に関する条件に違反した入札」として、当該入札参加者の入札を無効とする場合がある。

【見積活用方式の場合は次の項目を追加する。】

(7) (3)により提出された工事費内訳明細書と上記８(5)により提出された見積の金額との間に著しい乖離が認められる場合は、開札後に再度ヒアリングを実施し、その妥当性が確認できない場合は、入札心得書第８条第１項第３号の規定に該当するものとして、当該入札者の入札を無効とする場合がある。

(7) 提出された工事費内訳明細書について説明を求める場合がある。

(8) 提出された工事費内訳明細書については、必要に応じ公正取引委員会へ提出する場合がある。この場合、指名停止措置要領に基づき、指名停止を行うことがある。

(9) 工事費内訳明細書は、参考図書として提出を求めるものであり、契約上の権利義務を生じるものではない。

(10)施工体制確認型総合評価落札方式において、工事費内訳明細書は、価格以外の要素として性能などが提示された入札書の参考図書として提出を求めるものである。

14　入札書への提案値の添付

電子入札による場合、技術提案に係る提案値は、提案値添付機能を利用して、１回目の入札書提出時の添付資料として提出する。添付資料には、一般競争参加資格確認通知書において「技術提案」が採用された場合は、上記８(1)により提出した「技術提案書」を添付し、採用された「技術提案」がない又は「標準案」で参加する場合は、添付しないものとする。

なお、紙入札方式による持参又は郵送等の場合の技術提案書の提出は、当該技術提案書を入札書と共に提出する。また、一般競争参加資格確認通知書に記載された提案方法（技術提案）以外での入札は無効となる場合がある。

15　開札

(1) 開札の日時及び場所

ア　日時　①　○○（○）○○○建設工事
平成○年○月○日午前○時○分

②　○○（○）△△△建設工事
平成○年○月○日午前△時○分

③　○○（○）□□□建設工事
平成○年○月○日午後□時○分

イ　場所　○○○○室

(2) 開札は、(1)に掲げる日時及び場所において、入札者又はその代理人を立ち会わせて行う。ただし、入札者又はその代理人が立ち会わない場合は、入札事務に関係のない職員を立ち会わせて行う。

(3) 紙入札方式による入札者は、開札に立ち会わない場合でも提出された入札書は有効なものとして取り扱う。

(4) (3)の場合において、再度の入札を行うこととなったときは、持参による入札者は再度の入札を辞退したものとして取り扱うものとするが、郵送等による入札者に対しては、再度の入札への参加の意思の有無を電話により確認するものとする。

(5) 第１回の入札において落札者が決定しなかった場合は、再度入札に移行する。再度入札の日時については、発注者から再度入札通知書を送信するので、パソコンの前でしばらく待機するものとする。開札処理に時間を要する場合は、発注者から開札状況を電子入札システムにより連絡する。

16　入札の無効

(1) 次に掲げる入札は無効とする。

ア　本公告において示した競争参加資格のない者のした入札

イ　申請書等に虚偽の記載をした者のした入札

ウ　現場説明書及び入札心得書において示した条件等入札に関する条件に違反した入札

なお、契約担当官等により競争参加資格のある旨確認された者であっても、落札決定の時点において上記４に掲げる資格のないものは競争参加資格のない者に該当する。

(2) (1)の無効の入札を行った者を落札者としていた場合には、落札決定を取り消す。

17　追加資料について

ＶＥ提案等の内容に基づく施工を行うことによりコスト縮減の達成が可能となる場合は、コスト縮減額の算定根拠として次の様式を提出するものとする。

なお、これらの提出がない場合には、当該コスト縮減に関する評価を行わない。

・積算内訳書兼コスト縮減額算定調書①(様式2-1A)
・積算内訳書兼コスト縮減額算定調書②(様式2-1B)
・内訳書に対する明細書兼コスト縮減額算定調書①(様式2-2A)
・内訳書に対する明細書兼コスト縮減額算定調書②(様式2-2B)
・VE提案等によるコスト縮減額調書(様式3)

18　ヒアリングの実施（施工体制の審査）

どのように施工体制を構築し、それが施工内容の実現確実性の向上につながるかを審査するため、原則として、予定価格の制限の範囲内の価格で申込みをした全ての入札参加者に対して、開札後速やかに、ヒアリングを実施することとし、日時及び方法は追って通知する。

(1) 日時　平成○年○月○日から平成○年○月○日まで。

(2) 場所　〒○○○－○○○○　○○県○○市○○町○－○
○○○○○○室
TEL　○○－○○○○－○○○○（内線○○○○）

(3) 追加資料の提出　入札参加者のうち、その申込みに係る価格が予決令第85条の規定に基づいて作成された基準（以下「調査基準価格」という。）を下回るものについては、ヒアリングに必要な追加資料の提出を求める。

追加資料の提出を求める旨の連絡は、該当する入札参加者に対し、平成○年○月○日まで【開札日を含め２日以内を記載する。】に行うものとし、追加資料は、平成○年○月○日午後○時【開札日の翌日から起算して７日(行政機関の休日を除く。)以内の日を記載する。】までに提出するものとする。

提出を求める追加資料は、以下に示すとおりとする。

・下請予定業者等一覧表(様式4)
・配置予定技術者名簿(様式5)
・資材購入予定先一覧(様式8-2)
・機械リース元一覧(様式9-2)
・労務者の確保計画(様式10-1)
・工種別労務者配置計画(様式10-2)
・建設副産物の搬出地(様式11)
・建設副産物の搬出及び資材等の搬入に関する運搬計画書(様式12)
・品質確保体制(品質管理のための人員体制)(様式13-1)
・品質確保体制(品質管理計画書)(様式13-2)
・品質確保体制(出来形管理計画書)(様式13-3)
・安全衛生管理体制(安全衛生教育等)(様式14-1)
・安全衛生管理体制(点検計画)(様式14-2)
・施工体制台帳(様式16)

（様式の番号は、低入札価格調査制度対象工事に係る特別重点調査の実施について（防整施第6931号。28．３．31）に基づく調査（以下「特別重点調査」という。）で使用する資料の番号である。）

(4) その他

ア　追加資料を提出した入札参加者のヒアリング出席者は３名以内とし、配置予定の監理技術者等及び資料の説明が可能な者を含めるものとする。

イ　追加資料の提出を行わない場合及びヒアリングに応じない場合は、その者の入札を無効とすることがある。

なお、この場合においては指名停止措置要領に基づく指名停止は行わない。

19　施工体制に関する審査の概要

施工体制に関する審査は、価格以外の要素が提示された入札書(施工計画等)、上記18の施工体制確認のためのヒアリング、追加資料及び工事費内訳明細書等をもとに、次の各項目について行う。

なお、上記17の追加資料を提出をしない場合及びヒアリングに応じない場合には、入札に関する条件に違反したものとしてその者の入札を無効とすることがある。

(1) 入札説明書等に記載された要求要件を実現できること

入札価格の範囲内において入札説明書等に記載された要求要件が実現できるかを審査する。審査の結果、要求要件が実現できないと認めるときは、技術提案を採用せず、標準点、施工体制評価点及び加算点は与えないものとする。

(2) 品質確保の実効性

入札価格の範囲内において、どのように工事の品質確保のための体制づくりを行い、それが入札説明書等に記載された要求要件の実現に係る確実性の向上につながるかについて審査する。

入札参加者の申込みに係る価格が調査基準価格以上であるときは、審査項目に関する体制が必ずしも十分に構築されないと認める事情がある場合に限り、品質確保の実効性に係る施工体制評価点を満点から減点する。

入札参加者の申込みに係る価格が調査基準価格を下回るときは、工事品質確保について契約の内容に適合した履行がされないこととなるおそれがあることから、次の項目に関する体制が構築されると認める場合に限り、その程度に応じて品質確保の実効性に係る施工体制評価点を加点する。上記６(6)で示す重点審査に該当する価格で入札した者については、審査を特に重点的に行い、審査項目に関する体制をどのように構築するかが具体的に確認できる場合に限り施工体制評価点を加点する。

≪審査項目≫

ア　建設副産物の受入れ、過積載防止等の法令遵守の対応を確実に行うことが可能と認められるか。

イ　安全確保の体制が構築されると認められるか。

ウ　その他工事の品質確保のための体制が構築されると認められるか。

(3) 施工体制確保の確実性

入札価格の範囲内において、品質確保のための体制のほか、どのように施工体制づくりを行い、それが入札説明書等に記載された要求要件の実現に係る確実性の向上につながるかについて審査する。

入札参加者の申込みに係る価格が調査基準価格以上であるときは、審査項目に関する体制が必ずしも十分に構築されないと認める事情がある場合に限り、施工体制確保の確実性に係る施工体制評価点を満点から減点する。

入札参加者の申込みに係る価格が調査基準価格を下回るときは、施工体制確保について契約の内容に適合した履行がされないこととなるおそれがあることから、審査項目に関する体制が構築されると認める場合に限り、その程度に応じて施工体制確保の確実性に係る施工体制評価点を加点する。特に、下請業者における赤字の発生及び工事成績評定点における低評価が顕著になるなど品質確保のための体制その他の施工体制が著しく確保されないおそれがある価格に満たない価格で入札した者については、審査を特に重点的に行い、次の項目に関する体制をどのように構築するかが具体的に確認できる場合に限り施工体制評価点を加点する。

≪審査項目≫

ア　下請会社、担当工種、工事費内訳書等を勘案し、施工体制が確実に構築され

ると認められるか。

イ　施工計画を実施するための資機材の調達、労務者の確保計画等を勘案し、施工体制が確実に構築されると認められるか。

ウ　配置予定の監理技術者等が必要な資格を有しており、その配置が確実と認められるか。

20　低入札価格調査への協力

落札者となるべき者の入札価格が調査基準価格を下回る場合は、低入札価格調査を行うので、調査に協力しなければならない。

21　配置予定の監理技術者等の確認

落札後、発注者支援データベース・システム等により配置予定の監理技術者等の専任制違反の事実が確認された場合、契約を結ばないことがある。

なお、病休・死亡・退職等極めて特別な場合でやむを得ないとして承認された場合の外は、配置予定の監理技術者等の変更を認めない。

病気等特別な理由により、やむを得ず配置技術者を変更する場合は、上記４(7)に掲げる基準を満たし、かつ、当初の配置予定の監理技術者等と同等以上の者を配置しなければならない。

22　別に配置を求める技術者

専任の監理技術者の配置が義務付けられている工事において、調査基準価格を下回った価格をもって契約する場合は､契約の相手方が○○【当該発注機関名を記載する。】で入札日から過去２年以内に完成した工事、あるいは入札時点で施工中の工事に関して、次のいずれかに該当する場合、監理技術者とは別に、上記４(7)に定める要件と同一の要件（上記４(7)イに掲げる工事経験を除く。）を満たす技術者を、専任で１名現場に配置することとする。

(1) 65点未満の工事成績評定を通知された者

(2) 契約担当官等から施工中又は施工後において工事請負契約書に基づいて修補又は損害賠償を請求された者。ただし、軽微な手直し等は除く。

(3) 品質管理、安全管理に関し、指名停止又は契約担当官等から書面により警告若しくは注意の喚起を受けた者

(4) 自らに起因して工期を大幅に遅延させた者

なお、当該技術者は施工中、監理技術者を補助し、監理技術者と同様の職務を行うものとする。また、上記の技術者を求めることとなった場合には、その氏名その他必要な事項を監理技術者の通知と同様に契約担当官等に通知することとする。

23　入札後、契約を締結するまでの間に、都道府県警察から暴力団関係業者として防衛省が発注する工事等から排除するよう要請があり、当該状況が継続している有資格者とは契約を行わない。

24　低入札価格調査を受けた者との契約については、前払金の割合を請負代金額の10分の２以内とする。【前払金の設定が予定されている場合のみ記載する。】

25　手続における交渉の有無　無

26　契約書作成の要否等

別冊契約書案により、契約書を作成するものとする。

27　支払条件

前払金

中間前金払又は部分払【対象工事の支払条件に基づき記載する。】

28　火災保険付保の要否　要

29　非落札理由の説明

(1) 非落札者のうち、落札者の決定結果に対して不服がある者は、落札者決定の通知を行った日の翌日から起算して７日（行政機関の休日を除く。）以内に電子入札システムにより、契約担当官等に対して非落札理由についての説明を求めることができる。ただし、紙入札方式による場合は書面（様式は自由とする。）を持参するものとし、郵送等によるものは受け付けない。

(2) (1)の非落札理由について説明を求められたときは、説明を求めることができる最終日の翌日から起算して10日（行政機関の休日を除く。）以内に電子入札システムにより回答する。ただし、紙により提出された者に対しては、書面により回答する。

30　苦情申立て

本手続における競争参加資格の確認その他の手続に関し、「政府調達に関する苦情の処理手続（平成７年12月14日付け政府調達苦情処理推進会議決定)」により、政府調達苦情検討委員会（連絡先：内閣府政府調達苦情処理対策室（政府調達苦情検討委員会事務局、電話03-3581-9044（直通））に対して苦情を申立てることができる。

31　関連情報を入手するための照会窓口　上記７に同じ。

32　その他

(1) 入札・契約の手続において使用する言語及び通貨は、日本語及び日本国通貨に限る。

(2) 入札参加者は、入札心得書及び契約書案を熟読し、入札心得書を遵守する。

(3) 申請書等に虚偽の記載をした場合は、指名停止措置要領に基づく指名停止を行うことがある。

(4) 落札者は上記８(1)の資料に記載した配置予定の技術者を、当該工事の現場に配置する。

(5) 落札した総合建設業者及び下請業者が外国の板ガラス製造業者からの競争力のある取引の申出に対して適切な配慮を払いつつ、板ガラスを含む建設資機材を内外無差別の原則に基づいて選定することを期待する。

(6) 電子入札システムは、行政機関の休日を除く毎日、午前８時から午後10時（金曜日は午後６時）まで稼働している。また、稼働時間内でシステムをやむを得ず停止する場合は、防衛施設建設工事電子入札ヘルプデスクセンターホームページの「緊急連絡情報」で公開する。

・防衛施設建設工事電子入札ヘルプデスクセンターホームページ
http://acc.mod-eboc.go.jp/WDESK/index.html

(7) システム操作上の手引き書としては、防衛施設建設工事電子入札システムセンターホームページ「操作マニュアル」を参考とする。

(8) 障害発生時及び電子入札システム操作等の問い合わせ先は次のとおりとする。

ア　システム操作・接続確認等の問い合わせ先
防衛施設建設工事電子入札ヘルプデスクセンター
TEL 03-5444-5890（受付は行政機関の休日を除く毎日、９時から17時まで。）
FAX 03-5444-5892（24時間受付。ただし、回答は行政機関の休日を除く毎日、９時から17時まで。）
メールアドレス　help@mod-eboc.go.jp（24時間受付。ただし、回答は行政機関の休日を除く毎日、９時から17時まで。）

イ　ICカードの不具合等発生時の問い合わせ先
取得された各認証局

ウ　申請書類、応札等の締切時間が切迫しているなど緊急を要する場合は、上記７へ電話により連絡する。

(9) 入札参加希望者が電子入札システムで書類を送信した場合には、受付時又は受付期限後に通知、通知書及び受付票を送信者に発行するので、必ず確認を行うものとする。

(10) 申請書等及び追加資料の作成並びにヒアリングに関する費用は、提出者の負担とする。

低価格入札に係る特別重点調査について

１　本工事は、特別重点調査対象の基準に該当する価格で入札を行った者がいる場合に、以下のとおり行うものとする。

(1) 特別重点調査の実施に係る連絡等

ア　契約担当官等は、特別重点調査対象の基準に該当する価格で入札を行った者がいる場合は、当該者に対して特別重点調査を行う旨を連絡するとともに、原則として、当該連絡を行った日の翌日から起算して７日以内に、特別重点調査の実施に必要な下記３に掲げる資料及び添付書類（以下「資料等」という。）の提出を求めるものとする。

　また、契約担当官等は、当該者が発注者の単価に比して相当程度低い単価を採用していると認めるときは、契約内容に適合した履行がなされないおそれがあると認められるかどうかを判断するため、必要に応じ、当該者に対して、その他の説明資料の提出を求めることができるものとする。

　なお、当該者は、契約担当官等が求める資料等のほか、契約内容に適合した履行が可能であることを立証するために必要と認める任意の書類をあわせて提出することができるものとする。

イ　施工体制確認型総合評価落札方式の対象工事において、その工事の入札申込みに係る資料の提出を行った者は、提出した資料と異なる内容を特別重点調査のため提出する資料等に記載してはならないものとする。

ウ　契約担当官等は、資料等の受領後、速やかに、入札者の責任者（支店長、営業所長等をいう。）から事情聴取を行い、入札者により内容に適合した履行がされないおそれがないかを厳格に確認する。

エ　資料等については、提出期限後の差し替え及び再提出を認めないものとする。

　ただし、資料等及び事情聴取の内容により、契約担当官等が必要と認め、入札者に対し、記載要領に従った記載を行うべきこと、必要な添付書類を提出すべきことなどの教示を行ったときは、この限りでない。

　なお、教示を踏まえた資料等の再提出等は、原則として１回に限るものとし、その提出期限については、作成に必要な時間を確保した上で適切に設定すること。

(2) 虚偽説明等への対応

　入札者が虚偽の資料提出若しくは説明を行ったことが明らかとなった場合、又は重点的な監督の結果、内容と入札時の特別重点調査の内容が著しく乖離した場合（合理的な乖離理由が確認できる場合を除く。）は、契約担当官等は、次に掲げる措置を講じるものとする。

ア　当該工事の成績評定において厳格に反映する。

イ　過去５年以内にアの措置を受けたことがあるなど悪質性が高い者に対しては、工事請負契約等に係る指名停止等の措置要領について（防整施（事）第150号。28．３．31）別表第２第15項により指名停止を行う。

(3) 公正取引委員会への通報

特別重点調査の結果、誓約書（様式15）を提出し、施工に必要な費用の額を下回る価格で受注しようとする者（落札者以外を含む。）については、原価割れ受注のおそれがあると認められる場合として、公正取引委員会に対し、関係情報の通報を行う。

(4) 関係資料の公表

ア　契約担当官等は、誓約書（様式15）を提出し、施工に要する費用の額を下回る金額で受注した者があるときは、その者に関する情報を、企業ごと一覧することができるよう、のホームページにおいて公表するものとする。

イ　アに定めるもののほか、特別重点調査の結果は、別に定めるところにより、ホームページにおいて公表するものとする。

(5) 契約後の取扱い（監督体制の強化）

契約担当官等は、特別重点調査を経て契約を行った工事については、本調査で提出させた資料等及び調査記録を監督職員に引き継ぐとともに、以下の措置を講じるものとする。

ア　施工体制台帳の内容のヒアリングを必ず行うこととし、施工体制台帳の記載内容が特別重点調査時と内容が異なる場合は、その理由等について確認する。

イ　施工計画書の内容のヒアリングを必ず行うこととし、施工計画書の記載内容が特別重点調査時の内容と異なる場合は、その理由等について確認する。

２　その他

入札者が提出期限までに記載要領に従った資料等の提出を行わない場合、上記１(1)ウの事情聴取に応じない場合など特別重点調査に協力しない場合は、入札心得書に違反するものであり、入札に関する条件に違反した入札としてその入札を無効とする。

３　提出を求める資料等と確認内容

特別重点調査の調査の実施に当たり、(1)から(24)までに掲げる資料等の提出をするものとする。

なお、必要な様式については、防衛省・自衛隊のホームページを参照するものとする。

(1) 当該価格で入札した理由（様式１）

直接工事費、共通仮設費、現場管理費又は一般管理費等の各費目別に、労務費、手持ち工事の状況、契約対象工事現場と当該入札者の事務所・倉庫等との関係、手持ち資材の状況、手持ち機械の状況、下請予定業者の協力等の面から、入札した価格で施工可能である具体的理由

(2) 積算内訳書（様式２－１、様式２－２、様式２－３、様式３）

ア　数量総括表に対応する積算内訳書となっていること（指定の数量によって積算されていること。）。

イ　設計図書での要求事項を理解して見積もりを行っていること。

ウ　指定の工法によって施工することとしていること（工法の指定のない場合は、

入札者の工法に安全性等の点で問題がないこと。)。

エ　発注者が支払う請負代金から支弁することを予定している費用か否かにかかわらず、施工に当たって必要となるすべての費用を計上していること。

オ　積算に下請予定業者や納入予定業者等の見積書の内容が反映され、計数的な根拠のある合理的かつ現実的な積算内訳書となっていること（原則、取引等の実績を求めること。)。

カ　現場管理費に、租税公課、保険料、従業員給与手当、法定福利費（社会保険料や労働保険に要する費用をいう。)、外注経費などを適切に計上していること。

このうち、様式５に記載する技術者及び様式14－４に記載する自社社員の交通誘導員に係る従業員給与手当及び法定福利費については、その他の費用と区別して計上していること。

また、その従業員給与手当の金額が最低賃金法（昭和34年法律第137号）に定める最低賃金額(以下「最低賃金額」という。)以上であり、かつ、これらの者が過去３月以内に支払を受けた実績のある賃金の額に基づいているなど、合理的かつ現実的な見積もりであるとともに、法定福利費の金額が法定額以上となっていること。

キ　一般管理費等に、法定福利費、修繕維持費、事務用品費、通信交通費、動力用水光熱費、地代家賃、減価償却費、租税公課、保険料、契約保証費などを適切に計上していること。

ク　自社労務者に係る費用は直接工事費に、また、自社の現場管理職員（技術者等）及び自社の交通誘導員に係る費用は現場管理費にそれぞれ計上されており、一般管理費等には計上していないこと。

ケ　契約対象工事の施工に要する費用の額を下回る額で入札した場合において、その下回る額を不足額として当該工事の一般管理費等に計上していること。

(3) 下請予定業者等一覧表（様式４）

ア　下請予定業者、資材購入予定先及び機械リース会社が具体的に予定されていること。

また、自社保有の社員、資機材等を活用する場合についても、具体的に予定されていること。

イ　下請予定業者が押印した見積書の金額が積算内訳書に正しく反映されていること。

また、下請予定業者の見積書に係る各経費内訳（機械経費、労務費、材料費及びその他費用）ごとの金額が、過去１年以内に下請業者として施工した実績のある同様の工事における金額以上であることなど合理的かつ現実的なものであること。

(4) 配置予定技術者名簿（様式５）

配置予定の主任技術者又は管理技術者（同一の要件を満たす技術者を含む。）及び現場代理人について、次の点を確認すること。

ア　他の手持ち工事の状況との関係も考慮した上で契約対象工事に実際に配置で

きること。

イ　自社社員であり、かつ、契約対象工事の入札公告後に入社した者でないこと。

ウ　それぞれに必要な資格を有すること。

(5) 手持ち工事状況（様式６－１、様式６－２）

ア　記載された手持ち工事が実在するものであること。

イ　当該工事の資材保管場所が近距離にあること、当該工事と同種又は同類の工事と資機材を共通調達できること等により縮減できるものとする契約対象工事の工事費の各費目別の金額が、過去の実績に基づく額であるなど合理的かつ現実的なものであること。

(6) 契約対象工事箇所と入札者の事務所、倉庫等との関係（様式７）

ア　記載された事務所、倉庫等を所有し、又は賃借していること。

イ　当該事務所、倉庫、資材保管場所等が近距離に存在することにより縮減できるものとする営繕費、資機材の運搬費、通信交通費、事務用品費など契約対象工事の経費が、計数的に合理的な見積もりとなっていること。

(7) 手持ち資材の状況（様式８－１）

ア　記載された手持ち資材を保有していること、当該資材が工事の品質確保に必要な基準水準を満たすこと及び当該資材を契約対象工事で使用する予定であること。

イ　調達時の単価等の原価が適切に見積もられていること（手持ち資材の活用による資材費の低減が可能であること。）。また、繰り返しの使用を予定する備品等については、摩耗や償却を適切に見込んだ原価となっていること。

(8) 資材購入予定先一覧（様式８－２）

ア　他社から購入を予定している場合

(ｱ) 購入予定業者から納入を受ける予定の資材が工事の品質確保に必要な規格水準を満たすこと及びその単価が当該業者によって過去１年以内に販売された実績のある単価以上であるなど合理的かつ現実的なものであること（他社からの購入による資材費の低減が可能であること。）。

(ｲ) 購入予定業者と入札者の関係が記載のとおり存在すること。

イ　自社製品の活用を予定している場合

(ｱ) 自社において記載された資材を製造していること、当該資材が工事の品質確保に必要な規格水準を満たすこと及び当該資材を契約対象工事で使用する予定であること。

(ｲ) 記載された単価が、自社の製造部門が過去１年以内に第三者と取引した販売実績額又は製造原価以上であるなど合理的かつ現実的なものであること（自社製品の活用による資材費の低減が可能であること。）。

(9) 手持ち機械の状況（様式９－１）

ア　記載された手持ち機械を保有していること及び当該機械を契約対象工事で使用する予定であること。

イ　契約対象工事で使用可能な管理状態にあること。

ウ　手持ち機械の使用に伴う原価が減価償却や固定資産税等を含み、適切に見積もられていること（手持ち機械や減価償却終了の機械の活用による機械経費の低減が可能であること。)。

(10)機械リース元一覧（様式９－２）

ア　他社からリースを予定している場合

(ｱ) 機械リース予定会社からリースを受ける予定単価が、当該業者が過去１年以内にリースした実績のある単価以上であるなど合理的かつ現実的なものであること（機械リース予定会社からのリースによる機械経費の低減が可能であること。)。

(ｲ) 機械リース予定会社と入札者の関係が記載のとおり存在すること。

イ　自社の機械リース部門からリースを予定している場合

(ｱ) 自社の機械リース部門において記載された機械を保有していること及び当該機械が契約対象工事にリース可能であること。

(ｲ) 記載された単価が自社の機械リース部門が過去１年以内に第三者にリースした実績額又は原価以上の単価であるなど合理的かつ現実的なものであること。

(11)労務者の確保計画（様式10－１）

ア　自社労務者を充てる場合

(ｱ) 記載された者が自社社員であること。

(ｲ) 資格の保有が必要な職種に充てようとする者については、その者が必要な資格を有していること。

(ｳ) 労務単価が最低賃金法に定める最低賃金額（以下「最低賃金額」という。）以上であり、かつ、過去３か月以内に支払った実績のある賃金の額以上の金額を計上しているなど合理的かつ現実的な見積もりであること（自社社員の活用による労務費の低減が可能であること。)。

イ　下請予定業者による労務者の確保を予定する場合

(ｱ) 下請予定業者と入札者の関係が記載のとおり存在すること。

(ｲ) 労務単価が最低賃金法に定める最低賃金額以上であり、かつ、下請予定業者が過去１年以内に施工した実績のある同様の工事における労務単価以上であるなど合理的かつ現実的なものであること。

(12)工種別労務者配置計画（様式10－２）

労務者の確保計画と整合がとれており、適切な施工が可能な工種別の労務者配置計画となっていること。

(13)建設副産物の搬出地（様式11)

ア　記載された搬出計画が関係法令を遵守したものであり、かつ、仕様書等で要求している要件に適合していること。

イ　記載された受け入れ価格が、建設副産物の受入れ予定会社が過去１年以内に建設副産物を受け入れた実績のある単価以上の金額であるなど合理的かつ現実的なものであること。

(14)建設副産物の搬出及び資材等の搬入に関する運搬計画書（様式12）

ア　建設副産物及び資材等の運搬計画が関係法令を遵守したものであり、かつ、発注仕様書等で要求している要件に適合していること。

イ　記載された運搬予定者への支払予定額が、運搬予定者が過去１年以内に取り扱った実績のある単価以上の金額であるなど合理的かつ現実的なものであること。

(15)品質確保体制（品質管理のための人員体制）（様式13－１）

ア　「諸費用」の「見込額」に記載した金額を入札者（元請）が負担する場合において「計上した工種等」に記載された費目に、「見込額」に記載された金額が計上されていること。

イ　「諸費用」の「見込額」に記載された金額を下請予定業者が負担する場合において、「見込額」に記載された金額が、下請予定業者の過去１年以内の取引実績のある単価以上の金額であるなど合理的かつ現実的なものであること。

ウ　「諸費用」の「技術者単価」の欄に記載した金額が、最低賃金額以上であり、かつ、それを入札者（元請）が負担する場合にあっては、「氏名」の欄に記載した者が過去３月以内に支払を受けた実績のある賃金の額に基づいたものであり、下請予定業者が負担する場合にあっては、下請予定業者が過去１年以内に「実施事項」欄の内容と同様の品質管理体制を確保した実績のある技術者単価以上であるなど合理的かつ現実的なものであること。

エ　入札説明書、仕様書等で要求している要件に適合していること。

(16)品質確保体制（品質管理計画書）（様式13－２）

ア　「諸費用」の「見込額」に記載された金額を入札者（元請）が負担する場合において、「計上した工種等」に記載された費目に、「見込額」が記載された金額が計上されていること。

イ　「諸費用」の「見込額」に記載された金額を下請予定業者が負担する場合において、「見込額」に記載された金額が、下請予定業者の過去１年以内の取引実績のある単価以上の金額であるなど合理的かつ現実的なものであること。

ウ　入札説明書、仕様書等で要求している要件に適合していること。

(17)品質確保体制（出来形管理計画）（様式13－３）

ア　「諸費用」の「見込額」に記載された金額を入札者（元請）が負担する場合において、「計上した工種等」に記載された費目に、「見込額」に記載された金額が計上されていること。

イ　「諸費用」の「見込額」に記載された金額を下請予定業者が負担する場合において、「見込額」に記載された金額が、下請予定業者の過去１年以内の取引実績のある単価以上の金額であるなど合理的かつ現実的なものであること。

ウ　入札説明書、仕様書等で要求している要件に適合していること。

(18)安全衛生管理体制（安全教育等）（様式14－１）

ア　「諸費用」の「見込額」に記載された金額を入札者（元請）が負担する場合において、「計上した工種等」に記載された費目に、「見込額」に記載された金

額が計上されていること。

イ　「諸費用」の「見込額」に記載された金額を下請予定業者が負担する場合において、「見込額」に記載された金額が、下請予定業者の過去１年以内の取引実績のある単価以上の金額であるなど合理的かつ現実的なものであること。

ウ　入札説明書、仕様書等で要求している要件に適合していること。

(19)安全衛生管理体制（点検計画）（様式14－２）

ア　「諸費用」の「見込額」に記載された金額を入札者（元請）が負担する場合において、「計上した工種等」に記載された費目に、「見込額」に記載された金額が計上されていること。

イ　「諸費用」の「見込額」に記載された金額を下請予定業者が負担する場合において、「見込額」に記載された金額が、下請予定業者の過去１年以内の取引実績のある単価以上の金額であるなど合理的かつ現実的なものであること。

ウ　「諸費用」の「技術者単価」の欄に記載した金額が、最低賃金法に定める最低賃金額以上であり、かつ、それを入札者（元請）が負担する場合にあっては、「点検実施者」の欄に記載した者が過去３月以内に支払を受けた実績のある賃金の額に基づいたものであり、下請予定業者が負担する場合にあっては、下請予定業者が過去１年以内に「点検対象」、「対象区間」及び「時期・頻度」の各欄に記載の内容と同様の安全衛生管理体制を確保した際の実績のある技術者単価以上であるなど合理的かつ現実的なものであること。

エ　入札説明書、仕様書等で要求している要件に適合していること。

(20)安全衛生管理体制（仮設設置計画）（様式14－３）

ア　「諸費用」の「見込額」に記載された金額を入札者（元請）が負担する場合において、「計上した工種等」に記載された費目に、「見込額」に記載された金額が計上されていること。

イ　「諸費用」の「見込額」に記載された金額を下請予定業者が負担する場合において、「見込額」に記載された金額が、下請予定業者の過去１年以内の取引実績のある単価以上の金額であるなど合理的かつ現実的なものであること。

ウ　入札説明書、仕様書等で要求している要件に適合していること。

(21)安全衛生管理体制（交通誘導員設置計画）（様式14－４）

ア　自社社員を交通誘導員に充てる場合

(ｱ) 単価が最低賃金法に定める最低賃金額以上であること。

(ｲ) 単価の見積りが交通誘導員への支払給与の直近３か月の実績額以上でされていることなど合理的かつ現実的なものであること。

イ　派遣会社から交通誘導員の供給を受けることを予定する場合

(ｱ) 単価が最低賃金法に定める最低賃金額以上であること。

(ｲ) 単価の当該交通誘導員の派遣会社が過去１年以内に交通誘導員を派遣した実績のある単価以上であるなど合理的かつ現実的なものであること。

ウ　交通規制方法に応じて必要な人数の交通誘導員を配置する計画となっていること。

エ　入札説明書、仕様書等で要求している要件に適合していること。

(22)誓約書（様式15）

ア　入札者の申込みに係る価格が入札者の積算における工事の施工に要する費用の額を下回る場合に、その下回る額を自社の本社経費等から契約対象工事の一般管理費等に確実に計上することによって、入札者が落札契約後に下請予定業者や資機材納入業者等の見積金額を故なく減額するなど下請予定業者等にしわ寄せをし、手抜き工事を誘発することのないよう、その旨を代表取締役が誓約した書面を提出していること。

イ　入札者の申込みに係る価格が入札者の積算における工事の施工に要する費用の額を下回る場合に、その下回る額を自社で負担するための財源の確保方法が具体的に確認できること。

特に、当該下回る額（当該年度において、契約対象工事以外の防衛省発注の建設工事に関し、低入札価格調査を経て、入札者の積算における施工に要する費用の額を下回る価格で受注した経歴を有する者にあっては、その下回る価格の合計額と契約対象工事に係る下回る額との合計）が前年度の営業利益金額を上回るときは、より確実な財源の確保方法が具体的に確認できること。

(23)施工体制台帳（様式16）

施工体制が適切であること。

(24)過去に施工した同種の公共工事名及び発注者（様式17）

過去５年間の施工工事で低入札価格調査の対象となったもの。

別表第１

工事成績相互利用登録機関及び工事成績評定相互利用対象工事

１　中央官庁営繕担当課長連絡調整会議構成員

工事成績相互利用登録機関		工事成績評定相互利用対象工事		
中央官庁	発注機関・部署等	工事種別	工事規模	時期
○○省	○○部○○課	○○工事	契約額○○円以上の工事	平成○年○月○日以降に契約した工事
○○省	○○部○○課、○○局	すべての工事	契約額○○円を超える工事	平成○年○月○日以降に完成した工事

２　全国営繕主管課長会議構成員

工事成績相互利用登録機関		工事成績評定相互利用対象工事		
都道府県政令市	発注機関・部署等	工事種別	工事規模	時期
○○県	○○県○○部○○課	すべての工事	契約額○○円以上の工事	平成○年○月○日以降に完成した工事

別表第２

１　未提出であると認められる場合	(1)	工事費内訳明細書が白紙である場合
	(2)	工事費内訳明細書に表紙がついていない場合
２　記載すべき事項が欠けている場合	(1)	数量、単価、金額等の記載が欠けている場合
３　記載すべき事項に誤りがある場合	(1)	発注案件名に誤りがある場合
	(2)	提出業者名に誤りがある場合
	(3)	工事費内訳明細書の合計金額が入札金額と大幅に異なる場合
４　その他	(1)	他の入札参加者の工事費内訳明細書と類似し、合理性がなく、極めて不自然な場合

別紙様式第１
（用紙Ａ４版）

平成　　年　　月　　日

紙入札方式参加承諾願

１　工事名

２　電子入札システムでの参加ができない理由

上記の案件は、電子入札対象案件ではありますが、今回は当社においては上記理由により電子入札システムを利用しての参加ができないため、紙入札方式での参加を承諾いただきますようお願いいたします。

住　　所
商号又は名称
役　　職
氏　　名　　印

（契約担当官等の官職氏名）　　殿

別紙様式第２
（用紙Ａ４版）

平成　　年　　月　　日

一 般 競 争 参 加 資 格 確 認 申 請 書

（契約担当官等の官職氏名）　殿

住　　所
商号又は名称
代表者氏名　　印

平成　　年　　月　　日付けで入札公告のありました○○（○）○○○工事に係る競争参加資格について確認されたく、下記の書類を添えて申請します。

なお、予算決算及び会計令（昭和22年勅令第165号）第70条の規定に該当する者でないこと及び添付書類の内容について事実と相違ないことを誓約します。

記

１　入札説明書８(4)アに定める同種工事の施工実績を記載した書面
２　入札説明書８(4)イに定める配置予定の監理技術者等の資格等を記載した書面
３　入札説明書８(4)ウに定める技術提案書
４　入札説明書８(4)エに定める工事全般の施工計画を記載した書面
５　入札説明書８(4)オに定める契約書の写し（契約書の写しの提出を求める場合のみ）

以　上

担当者
○○○会社○○支店　○○課　○○○○
TEL　○○○○―○○―○○○
FAX　○○○○―○○―○○○
登録番号（○―○○―○○○○○）

注：電子入札システムにより提出する場合、押印は必要ありません。

紙入札方式による場合は、返信用封筒として、表に申請者の住所・氏名を記載し、簡易書留料金分を加えた所定の料金（○○○円）の切手を貼付した長３号封筒を申請書と併せて提出して下さい。

別紙様式第３
（用紙Ａ４版）

同種工事の施工実績

工 事 名：

工事名称等	工　事　名	(同種工事の工事名を記入する。)
	発注機関名	
	工事場所	(都道府県名、市町村名を記入する。)
	契約金額	(百万円単位で記入する。)
	工　期	平成　年　月　日　～　平成　年　月　日
	受注形態等	単体／ＪＶ（出資比率）
工事概要等	構造形式	
	規模・寸法	
	使用機材・数量	
	施工条件	(市街地・軟弱地質等)
	その他	
CORINS登録の有無		□有（CORINS登録番号　　）□無

注：１　必ず同種工事が確認できる内容で記載する。

２　CORINS登録の有無について、いずれかの「□」に「■」を付す。「有」に「■」を付した場合は、CORINSの登録番号を記載し、写し（詳細含む。）を添付する。「無」に「■」を付した場合は契約書の写し及び当該工事実績を証明する資料を添付する。

３　記載する工事が、平成13年12月25日以降に完成した防衛省発注機関（旧防衛施設局及び旧防衛施設支局を含む。）の発注した工事である場合は、当該工事に係る施工成績評定通知書又は工事成績評定通知書の写しを添付する。

別紙様式第４
（用紙Ａ４版）

配置予定の監理技術者等

工 事 名：

項目		監理技術者又は主任技術者
氏名		
最終学歴		（学校名、学科名及び卒業年次を記入する。）
法令による資格・免許		（施工管理技士、建築士等の名称及び取得年月日、監理技術者資格の取得年月日、登録番号及び登録会社並びに監理技術者講習の取得年月日及び修了証番号を記入する。）
工事経験の概要	工事名	
	発注者名	
	工事場所	（都道府県名、市町村名を記入する。）
	契約金額	（百万円単位で記入する。）
	工期	平成　年　月　日　～　平成　年　月　日
	従事役職	（現場代理人、監理（主任）技術者等の名称）
	工事内容	
	CORINS登録の有無	□有（CORINS登録番号　　）　□無
申請時における他工事の従事状況等	工事名	
	発注者名	
	工期	平成　年　月　日　～　平成　年　月　日
	従事役職	（現場代理人、監理（主任）技術者等の名称）
	本工事と重複する場合の対応措置	
	CORINS登録の有無	□有（CORINS登録番号　　）　□無

注：１　必ず同種工事が確認できる内容で記載する。

２　CORINS登録の有無について、いずれかの「□」に「■」を付す。「有」に「■」を付した場合は、CORINSの登録番号を記載し、写し（詳細含む。）を添付する。「無」に「■」を付した場合は契約書の写し及び当該工事実績を証明する資料を添付する。

３　記載する工事が、平成13年12月25日以降に完成した防衛省発注機関（旧防衛施設局及び旧防衛施設支局を含む。）の発注した工事の場合は、当該工事に係る施工成績評定通知書又は工事成績評定通知書の写しを添付する。

別紙様式第５
（用紙Ａ４版）

技術提案回答表

（工事名：　　）

商号又は名称：

○○○○○○○○○工事の技術提案については、以下のとおりとします。
技術提案が適正と認められた内容については、本技術提案書に基づいて施工します。

１　「○○○○○○○○　○○○○に関する技術提案」	技術提案又は標準案
２　「○○○○○○○○　○○○○に関する技術提案」	技術提案又は標準案

注：１　技術提案と記載した場合、別紙様式第６の評価項目について記述した技術提案書を提出する。
　　２　標準案を選択した場合、標準案により入札に参加するものとする。
　　※標準案とは、当局の想定する施工方法で、共通仕様書、特記仕様書及び関係法令を遵守し、一般的な施工機械（当省において使用している積算基準類に基づくものを想定）により施工及び監理する方法を用いて作業を行うものである。

別紙様式第６
（用紙Ａ４版）

技術提案書

（工事名：　　）

商号又は名称：

○○○○○○○○○○○工事の施工計画については、以下のとおりとします。
本施工計画が適正と認められた場合には、本計画に基づいて詳細施工計画を立案し、施工を行います。
なお、技術提案が不採用の場合は、標準案により施工します。

評価項目：「○○○○○○○○○○○○○○○○○○○○○○○」に関する技術提案

１　技術提案の概要
（標準案との相違点を簡潔に記述する。）

２　提案における施工方法、施工管理方法
（工事箇所の現状及び特性を踏まえ、本工事に有効であると考えられる具体的な施工方法、施工管理方法を列挙し、提案する内容ごとに効果が分かり易すいように、具体的に、簡潔に記述すること。さらに、創意工夫点や留意点等があれば記述する。）

３　提案施工方法に関する安全管理計画

４　提案に対する確実性、展開性の所見
（提案を確実にするための手法及び今後の類似工事への適用性、技術的波及効果の可能性について、過去の実績や経験等を基に記述する。）

５　提案の利用条件等
（工業所有権等の排他的権利に係る事項、提案内容の公表に係る所見等があれば記述する。）

注：１　資料の枚数は、添付図表を含めＡ４版換算で１評価項目につき３枚以内とする。
２　必要に応じて構造図、説明図書等を添付する（Ａ４版換算で１枚以内とする。）。
３　技術提案が複数設定された場合は、技術提案毎に本技術提案書を作成する。
４　上記項目の技術提案が不採用の場合は、標準案で入札に参加するものとする。

別紙様式第７
（用紙Ａ４版）

工事全般の施工計画書

（工事名：　　）

商号又は名称：

○○○○○○○工事の施工計画については、以下のとおりとします。
本施工計画が適正と認められた場合は、本施工計画に基づいて詳細施工計画を立案し施工を行います。

評 価 項 目：施工上配慮すべき事項等の具体的な施工計画
評価の着目点：
１　現場環境等の条件把握（地形、地質、気象条件、周辺施設等の現場条件）
２　施工計画上（品質・工程・安全管理等）の課題設定及び対策
３　施工計画の具体性
４　現場等における創意工夫
５　実現性の担保（過去の実績等による裏付け）

注：１　資料の枚数は図面を含め、Ａ４版２枚以内とする。
２　必要に応じて説明図表等を添付する。
３　工事全般の施工計画書については、必ず提出する。

別紙様式第８

平成　　年　　月　　日

見積に関するヒアリング日時希望通知書

（契約担当官等の官職氏名）　　殿

住　　所
商号又は名称
代 表 者 氏 名　　印

見積に関するヒアリングについては、以下のとおり希望日時等を通知します。

工事名	
ヒアリング出席予定者	①配置予定技術者　　氏名 ②役職　　氏名 ③役職　　氏名
ヒアリング希望日	希望日　平成　　年　　月　　日（　）
ヒアリング希望時間	希望時間　○○時から○○時まで

注１：　ヒアリング会場には、競争参加資格確認申請者の責任者（支店長・営業所長等）・配置予定技術者等を含め３名程度でお願いします。
注２：　ヒアリングの実施日時については後日通知しますが、日時は希望どおりにならない場合がありますので、あらかじめご了承願います。

付紙

評　　価　　基　　準

工事名：＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿

（※：本評価基準は、ＷＴＯ標準型により、評価項目は必須項目のみとした場合の作成例である。）

工事名：

１から２の評価点の最高点の合計は○○点とする。

１　企業による技術提案
　下表の評価項目についてそれぞれ評価を行い、各々評価点を算出する。評価項目の最高点は○○点とし、１課題に対する技術提案数は最大５つまでとする。
　なお、技術提案数が５つを超えた場合は当該技術提案に係る配点は０点とする。

評価項目		評価基準	評価点
企業による技術提案	○○○○○ (企業に求める提案内容を記載する。)	【優】が１以上又は【有】が５	15
		【有】が４	12
		【有】が３	9
		【有】が２	6
		【有】が１	3
		【有】が０又は技術提案数が５を超えている	0
	○○○○○ (企業に求める提案内容を記載する。)	【優】が１以上又は【有】が５	15
		【有】が４	12
		【有】が３	9
		【有】が２	6
		【有】が１	3
		【有】が０又は技術提案数が５を超えている	0

２　工事全般の施工計画について
　下表における評価項目について評価する。
　なお、最高点を10点とする。

評価項目		評価基準	評価点
企業による技術提案	施工上配慮すべき事項	現場環境等の条件把握	2
		施工計画上の課題設定及び対策	2
		施工計画の具体性	2
		現場等における創意工夫	2
		実現性の担保	2
		適正でない	欠格

入 札 公 告（建設工事）

次のとおり一般競争入札に付します。

本入札公告に記載の工事は、競争参加資格確認資料（以下「技術提案」という。）を共通化できる○件の工事を対象に、一括して公告し、審査を実施する試行工事である。

本件の申請及び入札にあたっては、電子入札システムにおいて○件の工事が別々に案件登録されているので、複数の工事に参加を希望する場合は、参加を希望する工事ごとに申請書の提出及び入札が必要である。

平成○年○月○日

○○○○

○○○○　○○　○○【発注者名を記載する。】

◎調達機関番号　○○○　◎所在地番号　○○

○第Ｎ号

１　工事概要

１　工事概要

(1) 品目分類番号　41

(2) 工事名　①○○（○）○○○工事
②○○（○）○○○工事
③○○（○）○○○工事

(3) 工事場所　①○○県○○市○○町○－○
②③○○県○○市○○町○－○

(4) 工事内容　本工事は、以下の工事を行うものである。
①用途　○○、構造　鉄筋コンクリート造○階建て、規模　建物延べ面積約○○○○㎡
②用途　○○、構造　鉄筋コンクリート造○階建て、規模　建物延べ面積約○○○○㎡
③用途　○○、構造　鉄筋コンクリート造○階建て、規模　建物延べ面積約○○○○㎡

(5) 工期　①平成○年○月○日まで
②③平成○年○月○日まで

(6) 使用する主要な資機材
①コンクリート○○㎥、鉄骨○○ｔ、鉄筋○○ｔ、板ガラス○○㎡
②コンクリート○○㎥、鉄骨○○ｔ、鉄筋○○ｔ、板ガラス○○㎡
③コンクリート○○㎥、鉄骨○○ｔ、鉄筋○○ｔ、板ガラス○○㎡

(7) 本工事は、入札時に「企業による技術提案」を受け付け、価格と価格以外の要素を総合的に評価して落札者を決定する総合評価落札方式のうち、品質確保のための施工体制及びその他の施工体制の確保状況を確認し、施工内容を確実に実現できるかどうかについて審査し、評価を行う施工体制確認型総合評価落札方式の試行対象工事である。

【見積活用方式の場合は次の２項目を追加する。】

(8) 本工事は、発注者が競争参加希望者に見積の提出を求め、ヒアリングを通じて見積の妥当性を確認し、妥当性が確認できた見積を積算価格に反映させるものである。見積の提出期限までに○○工事、○○工事に対する直接工事費（当該工事に必要な仮設費を含む。）【共通仮設費又は現場管理費の積み上げ分の場合は、「共通仮設費（又は現場管理費）への積み上げ分である○○」を記載する。】について記載した見積（以下「見積」という。）を提出するものとする（詳細は入札説明書による。）。

(9) 本工事では、見積の提出後、競争参加希望者の責任者、配置予定の技術者等からヒアリングを行い、見積の妥当性を確認するものとする。

【電子入札対象の場合は次の項目を追加する。】

(8) 本工事は、資料提出及び入札等を電子入札システムにより行う工事である。ただし、電子入札システムにより難いものは、発注者の承諾を得て紙入札方式に代えるものとする。

なお、紙入札方式の承諾に関しては○○防衛局総務部契約課に紙入札方式参加承諾願を提出するものとする。

(9) 本工事は、工事費内訳明細書の提出を義務付ける工事である。

２　競争参加資格

次に掲げる条件をすべて満たしている単体有資格業者等（以下「単体」という。）又は、次に掲げる条件をすべて満たしている者により構成される特定建設工事共同企業体であって、「競争参加者の資格に関する公示」（平成○年○月○日付○○○○【当該防衛省発注機関の長を記載する。】）に示す手続きに従い、○○（○）○○○○工事に係る特定建設工事共同企業体として資格審査結果の通知を受けた者であること。ただし、一の企業は単体又は特定建設工事共同企業体の何れかで参加するものとし、混在しての参加は認めない。また、工事ごとに構成員の異なる組合せによる特定建設工事共同企業体の参加も認めない。

(1) 予算決算及び会計令（昭和22年勅令第165号。以下「予決令」という。）第70条及び第71条の規定に該当しない者であること。

(2) 防衛省における平成○・○年度一般競争（指名競争）参加資格（以下「防衛省競争参加資格」という。）のうち、「○○工事」で級別の格付を受け、○○防衛局【当該契約担当官等の所在地を管轄する地方防衛局等を記載する。】に競争参加を希望していること（会社更生法（平成14年法律第154号）に基づき更生手続開始の申立てがなされている者又は民事再生法（平成11年法律第225号）に基づき再生手続開始の申立てがなされている者については、手続開始の決定後、再度級別の格付を受けていること。）。

(3) 会社更生法に基づく更生手続開始の申立てがなされている者又は民事再生法に基づき再生手続開始の申立てがなされている者（(2)の再度級別の格付を受けた者を除く。）でないこと。

(4) 防衛省競争参加資格の「○○工事」に係る経営事項評価数値（資格審査結果通知書の記３の経営事項評価数値欄の点数）が○○点以上であること。

【代表者以外の構成員に求める点数を引き下げる場合、(4)は次のとおりとする。】
(4) 防衛省競争参加資格の「○○工事」に係る経営事項評価数値（資格審査結果通知書の記３の経営事項評価数値欄の点数）が○○点以上であること。ただし、特定建設工事共同企業体の代表者以外の構成員は、○○点以上であること。

(5) 平成○年度以降入札公告日まで【当該年度及び前年度から過去15年間を記載する。】に、元請けとして完成・引渡しが完了した工事のうち、（用途が○○で、）鉄筋コンクリート造○階建て以上、建物延べ面積○○㎡以上（１棟当たり）の工事を施工した実績を有すること（建設共同企業体の構成員としての実績は、出資比率が20％以上のものに限る。）。

なお、当該実績が平成13年12月25日以降に完成した防衛省発注機関（契約担当官等が属する防衛省本省の内部部局、防衛大学校、防衛医科大学校、防衛研究所、統合幕僚監部、陸上幕僚監部、海上幕僚監部、航空幕僚監部、情報本部、防衛監察本部、地方防衛局並びに統合幕僚長及び陸上幕僚長、海上幕僚長又は航空幕僚長の監督を受ける陸上自衛隊、海上自衛隊及び航空自衛隊の部隊及び機関並びに防衛装備庁をいう。以下同じ。）（旧防衛施設局及び旧防衛施設支局を含む。）の発注した工事に係るものにあっては、施工成績評定通知書又は工事成績評定通知書の評定点合計（以下「評定点合計」という。）が65点未満のものを除くこと。また、実績が工事成績相互利用登録機関が発注した工事で工事成績評定相互利用対象工事に該当するものである場合は、工事成績の評定点が65点未満のものを除くこと。

【代表者以外の構成員に求める条件を緩和する場合、(5)は次のとおりとする。】
(5) 平成○年度以降入札公告日まで【当該年度及び前年度から過去15年間を記載する。】に、元請けとして完成・引渡しが完了した工事のうち、（用途が○○で、）鉄筋コンクリート造○階建て以上、建物延べ面積○○㎡以上（１棟当たり）の工事を施工した実績を有すること（建設共同企業体の構成員としての実績は、出資比率が20％以上のものに限る。）。ただし、特定建設工事共同企業体の代表者以外の構成員は、平成○年度以降に、（用途が○○で、）鉄筋コンクリート造○階建て以上、建物延べ面積○○㎡以上の工事を施工した実績を有すること（建設共同企業体の構成員としての実績は、出資比率が20％以上のものに限る。）。

なお、当該実績が平成13年12月25日以降に完成した防衛省発注機関（契約担当官等が属する防衛省本省の内部部局、防衛大学校、防衛医科大学校、防衛研究所、統合幕僚監部、陸上幕僚監部、海上幕僚監部、航空幕僚監部、情報本部、防衛監察本部、地方防衛局並びに統合幕僚長及び陸上幕僚長、海上幕僚長又は航空幕僚長の監督を受ける陸上自衛隊、海上自衛隊及び航空自衛隊の部隊及び機関並びに防衛装備庁をいう。以下同じ。）（旧防衛施設局及び旧防衛施設支局を含む。）の発

注した工事に係るものにあっては、施工成績評定通知書又は工事成績評定通知書の評定点合計（以下「評定点合計」という。）が65点未満のものを除くこと。また、実績が工事成績相互利用登録機関が発注した工事で工事成績評定相互利用対象工事に該当するものである場合は、工事成績の評定点が65点未満のものを除くこと。

(6) 工事全般の施工計画が適正であること。

(7) 単体又は特定建設工事共同企業体の代表者及び構成員は、次の基準を全て満たす監理技術者又は主任技術者（以下「監理技術者等」という。）を当該工事に専任で配置できること。

なお、本入札公告において申請できる監理技術者等は、同一の技術者１名とする。（本入札公告１．工事概要で記載した複数の工事に参加を希望する場合でも申請できる技術者は１名のみとし、２名以上申請した場合は欠格とする。）

当該一括審査に係る工事の落札が決定し、配置予定技術者がいなくなった場合は、以降に開札される工事の入札について無効とする。この場合、入札心得書第３条第10項の申し出は必要としない。

ア　一級建築士又はこれと同等以上の資格を有する者である。【建築工事の場合】

イ　平成○年度以降入札公告日まで【当該年度及び前年度から過去15年間を記載する。】に、(5)に掲げる工事の経験を有する者である（原則、着工から完成まで従事している。）。

なお、当該経験が平成13年12月25日以降に完成した防衛省発注機関（旧防衛施設局及び旧防衛施設支局を含む。）の発注した工事に係るものにあっては、評定点合計が65点未満のものを除く。また、経験が工事成績相互利用登録機関が発注した工事で工事成績評定相互利用対象工事に該当するものである場合は、工事成績の評定点が65点未満のものを除く。

ウ　監理技術者にあっては、監理技術者資格者証及び監理技術者講習修了証を有する者である。

(8) 一般競争参加資格確認申請書（以下「申請書」という。）及び競争参加資格確認資料（以下「技術資料」という。）の提出期限の日から開札の時点までの期間に、○○防衛局長【契約担当官等の所在地を管轄する地方防衛局等の長を記載する。】から工事請負契約等に係る指名停止等の措置要領について（防整施（事）第150号。28．３．31）に基づく指名停止を受けていないこと。

(9) 上記１に示した工事に係る設計業務等の受注者（受注者が共同体である場合においては、当該共同体の各構成員をいう。以下同じ。）又は当該受注者と資本若しくは人事面において関連がある建設業者でないこと。

(10) 入札に参加を希望する者との間に資本関係又は人的関係がないこと。

(11)都道府県警察から暴力団関係業者として防衛省が発注する工事等から排除するよう要請があり、当該状態が継続している有資格者でないこと。

(12) 本工事は技術提案を一括して審査を行うため、本入札公告に記載の複数の工事に参加を希望する場合でも、技術提案は参加を希望する工事に共通なものとし、工事ごとに異なる技術提案をした場合は欠格とする。

３　総合評価に関する事項

(1) 評価項目

本工事の評価項目は、次のアからウまでとし、詳細は入札説明書による。

ア　企業による技術提案

・「○○○○○」

・「○○○○○」

【提案内容のみ記載し、着目点等は入札説明書に記載する。】

イ　工事全般の施工計画(当該工事における施工上配慮すべき事項等の技術的所見)

ウ　施工体制

(2) 総合評価の方法

ア　標準点　要求要件を満たしている者に標準点として100点を付与する。

イ　加算点　算出方法は、予決令第79条の規定に基づいて作成された予定価格（以下「予定価格」という。）の制限の範囲内の入札参加者のうち、技術資料の内容に応じ、(1)ア及びイの評価項目ごとに評価を行った結果、得られた「評価点数の合計値」を加算点として付与する。

なお、加算点の最高点数は○○点とする。

ウ　施工体制評価点　「施工体制評価点」は(1)ウの評価項目について最高30点の評価点を付与する。ただし、事前調査により、施工体制が十分に確保されない場合、契約の内容に適合した履行がされないおそれがある場合又は品質確保のための施工体制及びその他の施工体制が著しく確保されないおそれがある場合、減点を行う。また、施工体制評価点の低いものに対しては、企業による技術提案に係る評価点数に相当する加算点を減ずる場合がある。

エ　価格と価格以外の要素がもたらす総合評価は、入札参加者の「標準点」と「加算点」及び「施工体制評価点」の合計を、当該入札者の入札価格で除して得た数値（以下「評価値」という。）をもって行う。

オ　(1)アの評価項目（企業による技術提案）を行わない者にあっては、(1)イの評価項目の評価内容に応じた加算点を算出し付与する。

(3) 配置予定の監理技術者等のヒアリングを行う。【配置予定の監理技術者等のヒアリングを行う場合のみ記載する。】

(4) 施工体制の確認のため、ヒアリングを行う。

(5) 落札者の決定方法

ア　入札参加者は、価格及び(1)アからウまでをもって入札に参加し、次の各要件に該当する者のうち、評価値の最も高い者を落札者とする。

(ｱ) 入札価格が予定価格の制限の範囲内である。

(ｲ) 評価値が、標準点を予定価格で除した数値（以下「基準評価値」という。）を下回らない。

ただし、落札者となるべき者の入札価格によっては、その者により当該契約の内容に適合した履行がされないおそれがあると認められるとき又はその者と契約を締結することが公正な取引の秩序を乱すこととなるおそれがあって著しく不適当であると認められるときは、予定価格の制限の範囲内で、発注者の定める最低

限の要求要件を全て満たして入札した他の者のうち、評価値が最も高い者を落札者とすることがある。

なお、評価値が基準評価値を上回っていても、減点評価により技術評価点が標準点（100点）を下回る場合は、落札者の対象外とする。

イ　上記の場合において、評価値の最も高い者が二者以上あるときは、くじへ移行する。くじの実施方法等については、発注者から指示をする。

ウ　落札決定の通知は以下の順番で行う。

①　○○（○）○○○建設工事
②　○○（○）△△△建設工事
③　○○（○）□□□建設工事

(6) その他　受注者の責により入札時の(1)の評価内容が実施されていないと判断された場合は、ペナルティとして、工事成績評定を減ずることとし、１工事最大○○点減ずる。

４　入札手続等

【電子入札の場合は以下のとおりとし、紙入札の場合は、適宜、必要事項を記載する。】

(1) 担当部局

〒○○○－○○○○　○○県○○市○○町○－○－○
○○○○【当該発注機関、部署名を記載する。】
TEL　○○－○○○○－○○○○（内線○○○○）
FAX　○○－○○○○－○○○○

(2) 入札説明書の交付期間等

ア　交付期間　平成○年○月○日から平成○年○月○日まで（行政機関の休日に関する法律（昭和63年法律第91号）第１条第１項に規定する行政機関の休日（以下「行政機関の休日」という。）を除く。）の毎日、午前８時から午後10時（金曜日は午後６時）まで。

イ　交付場所　防衛施設建設工事電子入札システムセンター
http://www.mod-eboc.go.jp

ウ　交付方法　全て、電子データで交付を行う。

文書類　：PDF　（○○形式）
図面類　：PDF　（○○形式）
数量表等：Excel　（○○形式）
申請書類：Word　（○○形式）又は一太郎（○○形式）
なお、標記以外の形式による提供は一切行わない。

エ　使用条件　ダウンロードした資料の取扱いに関する利用規則に同意すること。

オ　その他　通信環境の不具合等のため、希望する者は電子情報の提供を依頼することができる。

この場合、(1)へ「図面データの取扱いに関する同意事項」（記入・押印済みのもの）、データを保存するために必要な、ＣＤ－Ｒ（未使用に限る。）○枚及び着払いのラベル（宅配業者の場合）又は切手（日本郵便の場合）を貼付した返信用の封筒を同封し、送付する。

なお、配送によるもの以外の対応は行わない。また、この対応により被った不利益や損害については、一切補償しない。

※「図面データの取扱いに関する同意事項」の書式については、防衛省・自衛隊のホームページより入手可能である。

(http://www.mod.go.jp/○/○/○/○/○.pdf)

(3) 申請書及び技術資料の提出期限等

複数の工事に参加を希望する場合は、参加を希望する工事ごとに申請書を提出すること。ただし、技術資料については、参加を希望する何れか１件の工事に添付すればよい。(詳細は入札説明書による。)

ア　提出期限　平成○年○月○日午後○時○分

イ　提出方法　電子入札システムにより提出する。ただし、申請書及び技術資料が３MBを超える場合の提出方法等については、入札説明書による。紙入札方式による場合は、(1)に持参又は郵送（書留郵便に限る。）若しくは託送（書留郵便と同等のものに限る。）（以下「郵送等」という。）する。

【見積活用方式の場合は次の項目を追加する。】

(4) 見積の提出期限等

ア　提出期限　(3)アに同じ。

イ　提出方法　(1)に持参又は郵送等により提出する。

(4) 入札書の受領期限等

ア　受領期限　平成○年○月○日午後○時○分

イ　提出方法　電子入札システムにより提出する。ただし、紙入札方式による場合は、(1)に持参又は郵送等により提出する。

(5) 開札の日時及び場所

ア　日時　①　○○（○）○○○建設工事
　　平成○年○月○日午前○時○分
　　②　○○（○）△△△建設工事
　　平成○年○月○日午前△時○分
　　③　○○（○）□□□建設工事
　　平成○年○月○日午後□時○分

イ　場所　○○○○室

５　その他

(1) 手続において使用する言語及び通貨　日本語及び日本国通貨に限る。

(2) 入札保証金　納付（保管金の取扱店　○○銀行○○支店)。ただし、利付国債の提供（取扱官庁　○○○○）又は銀行等の保証（取扱官庁　○○○○）をもって入札保証金の納付に代えることができる。また、入札保証保険契約の締結を行った場合は、入札保証金を免除する。入札保証金の金額等（国債の総額、銀行等の保証に係る保証金額及び入札保証保険に係る保険金額を含む。以下同じ。）は、参

加を希望する工事のうち入札金額が最大の工事の見積金額の100分の５以上とする。

(3) 入札保証金の納付等に係る書類の提出期間、提出場所及び提出方法

ア　提出期間　平成○年○月○日から平成○年○月○日まで（利付国債の提供の場合は平成○年○月○日）の行政機関の休日を除く毎日、午前○時から午後○時まで。

イ　提出場所　〒○○○－○○○○　○○県○○市○○町○－○－○
○○○○【当該発注機関、部署名を記載する。】
TEL○○○○－○○－○○○○

ウ　提出方法　書類の提出は、持参又は郵送等することにより行うものとする。

(4) 契約保証金　免除。ただし、落札者は、公共工事履行保証証券による保証（瑕疵担保特約（２年間）を付したものに限る。）を付するものとする。この場合の保証金額は、請負代金の10分の３以上とする。

【契約保証金を納付させる場合、(4)は次のとおりとする。】

(4) 契約保証金　納付（保管金の取扱店　○○銀行○○支店）。ただし、利付国債の提供（取扱官庁　○○○○）又は金融機関若しくは保証事業会社の保証（取扱官庁　○○○○）をもって契約保証金の納付に代えることができる。また、公共工事履行保証証券による保証を付し、又は履行保証保険契約の締結を行った場合は、契約保証金を免除する。

【見積活用方式の場合は次の項目を追加する。】

(5) 見積の提出期限までに見積が提出されない場合は、入札心得書第８条第１項第３号の規定に該当するものとし、その者のした入札を無効とする。

(5) 入札の無効　次に掲げる入札は無効とする。

ア　本公告に示した競争参加資格のない者のした入札

イ　申請書又は技術資料に虚偽の記載をした者の入札

ウ　入札に関する条件に違反した入札

【見積活用方式の場合は次の項目を追加する。】

(7) 提出された見積の金額と入札時に提出された工事費内訳明細書の金額との間に著しい乖離が認められ、開札後に再度ヒアリングを実施し、その妥当性が確認できない場合は、入札心得書第８条第１項第３号の規定に該当するものとして、その者の行った入札を無効とすることがある

(6) 配置予定の監理技術者等の確認　落札者決定後、発注者支援データベース・システム等により配置予定の監理技術者等の専任制違反の事実が確認された場合、契約を結ばないことがある。

なお、種々の状況からやむを得ないものとして承認された場合の外は、配置予定の監理技術者等の変更を認めない。

(7) 落札者となるべき者の入札価格が予決令第85条の規定に基づいて作成された基準（以下「調査基準価格」という。）を下回っている場合は、予決令第86条の調査（以下「低入札価格調査」という。）を行うので、協力しなければならない。

(8) 専任の監理技術者の配置が義務付けられている工事において、調査基準価格を下回った価格をもって契約する場合においては、監理技術者とは別に同等の要件を満たす技術者の配置を求めることがある。

(9) 入札後、契約を締結するまでの間に、都道府県警察から暴力団関係者として防衛省が発注する工事等から排除するよう要請があり、当該状態が継続している有資格者とは契約を行わない。

(10)低入札価格調査を受けた者との契約については、前払金の割合を請負代金額の10分の２以内とする。【前払金の設定が予定されている場合のみ記載する。】

(11)手続における交渉の有無　無

(12)契約書作成の要否　要

(13)技術提案の可否及び評価の有無については、競争参加資格の確認の通知に併せて通知する。

(14)本工事に係る申請書及び技術資料の提出に当たって、技術提案により施工しようとする場合は、その内容を示した技術提案書を提出する。ただし、技術提案が適正と認められなかった場合においては標準案により入札に参加ができる。また、標準案に基づいて施工しようとする場合は、標準案によって入札に参加する旨を記載した書面を提出する。

(15)技術提案書作成説明会を行う。【技術提案書作成説明会を実施する場合のみ記載する。】

(16)現場説明会を行う。【現場説明会を実施する場合のみ記載する。】

(17)関連情報を入手するための照会窓口　上記４(1)に同じ。

(18)競争参加資格の級別の格付を受けていない者の参加　上記２(2)に掲げる競争参加資格の級別の格付を受けていない者も、特定建設工事共同企業体の構成員となり又は単体として上記４(3)により申請書及び技術資料を提出することができるが、競争に参加するためには、開札の時点において、当該資格の格付を受け、かつ、特定建設工事共同企業体又は単体として競争参加資格の確認を受けていなければならない。

(19)詳細は、入札説明書による。

６　Summary

(1) Official in charge of disbursement of the procuring entity：

(2) Classification of the services to be procured：41

(3) Subject matter of the contract：

(4) Time-limit for the submission of application forms and relevant documents for the qualification by electronic bidding system：

(5) Time-limit for the submission of tenders by electronic bidding system：

(6) Contact point for tender documentation：

入　札　説　明　書

○○○○【発注機関名を記載する。】の○○（○）○○○工事に係る入札公告（建設工事）に基づく入札等については、関係法令に定めるもののほか、この入札説明書によるものとする。

本入札説明書に記載の工事は、競争参加資格確認資料（以下「技術提案」という。）を共通化できる○件の工事を対象に、一括して公告し、審査を実施する試行工事である。

本件の申請及び入札にあたっては、電子入札システムにおいて○件の工事を別々に案件登録しているので、複数の工事に参加を希望する場合は、参加を希望する工事ごとに申請書の提出及び入札が必要である。

１　入札公告日　平成○年○月○日

２　契約担当官等

○○○○　○○○○　○○　○○【発注者名を記載する。】

〒○○○－○○○○　○○県○○市○○町○－○

３　工事概要

(1) 工事名　①　○○（○）○○○建設工事

②　○○（○）△△△建設工事

③　○○（○）□□□建設工事

(2) 工事場所　①　○○県○○市○○町

②③○○県○○市△△町

(3) 工事内容及び工事範囲　別冊図面及び仕様書のとおり。

(4) 工期　①　平成○年○月○日まで

②③平成○年○月○日まで

(5) 使用する主要な資機材

①○○○○

②　△△△△

③　□□□□

(6) 本工事は、入札時に「企業による技術提案」を受け付け、価格と価格以外の要素を総合的に評価して落札者を決定する総合評価落札方式のうち、品質確保のための施工体制及びその他の施工体制の確保状況を確認し、施工内容を確実に実現できるかどうかについて審査し、評価を行う施工体制確認型総合評価落札方式の試行対象工事である。

【見積活用方式の場合は次の２項目を追加する。】

(7) 本工事は、発注者が競争参加希望者に見積の提出を求め、ヒアリングを通じて見積の妥当性を確認し、妥当性が確認できた見積を積算価格に反映させるものである。見積の提出期限までに○○工事、○○工事に対する直接工事費（当該工事に必要な仮設費を含む。）【共通仮設費又は現場管理費の積み上げ分の場合は、「共通仮設費

（又は現場管理費）への積み上げ分である○○」を記載する。】について記載した見積（以下「見積」という。）を提出するものとする。

(8) 本工事では、見積の提出後、競争参加希望者の責任者、配置予定の技術者等からヒアリングを行い、見積の妥当性を確認するものとする。

(7) その他

【電子入札対象の場合は次のア及びイを追加する。】

ア　本工事は、資料提出及び入札等を電子入札システムにより行う工事である。ただし、電子入札システムにより難いものは、発注者の承諾を得て紙入札方式に代えるものとする。

なお、紙入札方式の承諾に関しては、「紙入札方式参加承諾願（別紙様式第１）」を提出する。

(ｱ) 受付窓口　〒○○○－○○○○　○○県○○市○○町○－○
○○防衛局総務部契約課

(ｲ) 受付時間　午前○時から午後○時まで。ただし、正午から午後１時までの間を除く。

イ　電子入札システムで使用できるICカードは、代表者又は当該入札案件に関する入札・見積権限及び契約締結権限について委任を受けた者（以下「代理人」という。）のICカードのみとし、代理人による場合は委任状を提出する。詳細は入札心得書による。

ウ　本工事は、工事費内訳明細書の提出を義務付ける工事である。

４　競争参加資格

次に掲げる条件をすべて満たしている単体有資格業者等（以下「単体」という。）又は、次に掲げる条件をすべて満たしている者により構成される特定建設工事共同企業体であって、「競争参加者の資格に関する公示」（平成○年○月○日付○○○○【当該防衛省発注機関の長を記載する。】）に示す手続きに従い、○○（○）○○○○工事に係る特定建設工事共同企業体として資格審査結果の通知を受けた者であること。ただし、一の企業は単体又は特定建設工事共同企業体の何れかで参加するものとし、混在しての参加は認めない。また、工事ごとに構成員の異なる組合せによる特定建設工事共同企業体の参加も認めない。

(1) 予算決算及び会計令（昭和22年勅令第165号。以下「予決令」という。）第70条及び第71条の規定に該当しない者であること。

(2) 防衛省における平成○・○年度一般競争（指名競争）参加資格（以下「防衛省競争参加資格」という。）のうち、「○○工事」で級別の格付を受け、○○防衛局【当該契約担当官等の所在地を管轄する地方防衛局等を記載する。】に競争参加を希望していること（会社更生法（平成14年法律第154号）に基づき更生手続開始の申立てがなされている者又は民事再生法（平成11年法律第225号）に基づき再生手続開始の申立てがなされている者については、手続開始の決定後、再度級別の格付を受

けていること。)。

(3) 会社更生法に基づく更生手続開始の申立てがなされている者又は民事再生法に基づき再生手続開始の申立てがなされている者（(2)の再度級別の格付を受けた者を除く。）でないこと。

(4) 防衛省競争参加資格の「○○工事」に係る経営事項評価数値（資格審査結果通知書の記３の経営事項評価数値欄の点数）が○○点以上であること。

【代表者以外の構成員に求める点数を引き下げる場合、(4)は次のとおりとする。】

(4) 防衛省競争参加資格の「○○工事」に係る経営事項評価数値（資格審査結果通知書の記３の経営事項評価数値欄の点数）が○○点以上であること。ただし、特定建設工事共同企業体の代表者以外の構成員は、○○点以上であること。

(5) 平成○年度以降入札公告日まで【当該年度及び前年度から過去15年間を記載する。】に、元請けとして完成・引渡しが完了した工事のうち、(用途が○○で、）鉄筋コンクリート造○階建て以上、建物延べ面積○○㎡以上（１棟当たり）の工事を施工した実績を有すること（建設共同企業体の構成員としての実績は、出資比率が20％以上のものに限る。)。

なお、当該実績が平成13年12月25日以降に完成した防衛省発注機関（契約担当官等が属する防衛省本省の内部部局、防衛大学校、防衛医科大学校、防衛研究所、統合幕僚監部、陸上幕僚監部、海上幕僚監部、航空幕僚監部、情報本部、防衛監察本部、地方防衛局並びに統合幕僚長及び陸上幕僚長、海上幕僚長又は航空幕僚長の監督を受ける陸上自衛隊、海上自衛隊及び航空自衛隊の部隊及び機関並びに防衛装備庁をいう。以下同じ。）（旧防衛施設局及び旧防衛施設支局を含む。）の発注した工事に係るものにあっては、防衛施設庁において実施する建設工事の請負業者の施工成績評定要領について（施本建第220号（CCP)。13．12．19）に基づく施工成績評定通知書（以下「施工成績評定通知書」という。）並びに工事成績評定要領について（施本建第134号（CCP)。19．７．30)、工事成績評定要領について（経施第4404号。21．３．31)、工事成績評定要領について（防整技第15542号。27．10．1）又は工事成績評定要領について（防整技第7160号。28．３．31）に基づく工事成績評定通知書（以下「工事成績評定通知書」という。）の評定点合計（以下「評定点合計」という。）が65点未満のものを除くこと。また、実績が工事成績相互利用登録機関が発注した工事で工事成績評定相互利用対象工事に該当するものである場合は、工事成績の評定点が65点未満のものを除くこと。

工事成績相互利用登録機関及び工事成績評定相互利用対象工事は別表第１のとおりである。

【代表者以外の構成員に求める条件を緩和する場合、(5)は次のとおりとする。】

(5) 平成○年度以降入札公告日まで【当該年度及び前年度から過去15年間を記載する。】に、元請けとして完成・引渡しが完了した工事のうち、(用途が○○で、）鉄

筋コンクリート造○階建て以上、建物延べ面積○○㎡以上（１棟当たり）の工事を施工した実績を有すること（建設共同企業体の構成員としての実績は、出資比率が20％以上のものに限る。）。ただし、特定建設工事共同企業体の代表者以外の構成員は、平成○年度以降に、（用途が○○で、）鉄筋コンクリート造○階建て以上、建物延べ面積○○㎡以上の工事を施工した実績を有すること（建設共同企業体の構成員としての実績は、出資比率が20％以上のものに限る。）。

なお、当該実績が平成13年12月25日以降に完成した防衛省発注機関（契約担当官等が属する防衛省本省の内部部局、防衛大学校、防衛医科大学校、防衛研究所、統合幕僚監部、陸上幕僚監部、海上幕僚監部、航空幕僚監部、情報本部、防衛監察本部、地方防衛局並びに統合幕僚長及び陸上幕僚長、海上幕僚長又は航空幕僚長の監督を受ける陸上自衛隊、海上自衛隊及び航空自衛隊の部隊及び機関並びに防衛装備庁をいう。以下同じ。）（旧防衛施設局及び旧防衛施設支局を含む。）の発注した工事に係るものにあっては、施工成績評定通知書又は工事成績評定通知書の評定点合計が65点未満のものを除くこと。また、実績が工事成績相互利用登録機関が発注した工事で工事成績評定相互利用対象工事に該当するものである場合は、工事成績の評定点が65点未満のものを除くこと。

(6) 工事全般の施工計画が適正であること。

(7) 単体又は特定建設工事共同企業体の代表者及び構成員は、次の基準を全て満たす監理技術者又は主任技術者（以下「監理技術者等」という。）を当該工事に専任で配置できること。なお、本入札公告において申請できる監理技術者等は、同一の技術者１名とする。（本入札公告１．工事概要で記載した複数の工事に参加を希望する場合でも申請できる技術者は１名のみとし、２名以上申請した場合は欠格とする。）

当該一括審査に係る工事の落札が決定し、配置予定技術者がいなくなった場合は、以降に開札される工事の入札について無効とする。この場合、入札心得書第３条第10項の申し出は必要としない。

ア　一級建築士又はこれと同等以上の資格を有する者である。

なお、「これと同等以上の資格を有する者」とは次のものをいう。

・一級建築施工管理技士の資格を有する者

・これらと同等以上の資格を有する者と国土交通大臣が認定した者

【建築工事の場合】

イ　平成○年度以降入札公告日まで【当該年度及び前年度から過去15年間を記載する。】に、(5)に掲げる工事の経験を有する者である（原則、着工から完成まで従事している。）。

なお、当該経験が平成13年12月25日以降に完成した防衛省発注機関（旧防衛施設局及び旧防衛施設支局を含む。）の発注した工事に係るものにあっては、評定点合計が65点未満のものを除く。また、経験が工事成績相互利用登録機関が発注した工事で工事成績評定相互利用対象工事に該当するものである場合は、工事成

績の評定点が65点未満のものを除く。

ウ　監理技術者にあっては、監理技術者資格者証及び監理技術者講習修了証を有する者である。

エ　配置予定の監理技術者等にあっては直接的かつ恒常的な雇用関係が必要であるので、その旨を明示することができる資料を求めることがあり、その明示がなされない場合は入札に参加できないことがある。

(8) 一般競争参加資格確認申請書（以下「申請書」という。）及び競争参加資格確認資料（以下「技術資料」という。）の提出期限の日から開札の時点までの期間に、○○防衛局長【契約担当官等の所在地を管轄する地方防衛局等の長を記載する。】から、工事請負契約等に係る指名停止等の措置要領について（防整施（事）第150号。28.３.31。以下「指名停止措置要領」という。）に基づく指名停止を受けていないこと。

(9) 上記３(1)に示した工事に係る設計業務等の受注者（受注者が共同体である場合においては、当該共同体の各構成員をいう。以下同じ。）又は当該受注者と資本若しくは人事面において関連がある建設業者でないこと。

(10)入札に参加を希望する者の間に次の基準のいずれかに該当する関係がないこと。

なお、この場合に、辞退する者を決めることを目的に当事者間で連絡を取ることは、入札心得書第６条第２項の規定に抵触するものでない。

ア　資本関係

次のいずれかに該当する二者の場合。ただし、子会社（会社法（平成17年法律第86号）第２条第３号の規定による子会社をいう。以下同じ。）若しくは子会社の一方が会社更生法第２条第７項に規定する更生会社（以下「更生会社」という。）又は民事再生法第２条第４号に規定する再生手続が存続中の会社である場合を除く。

(ｱ) 親会社と子会社の関係にある場合

(ｲ) 親会社を同じくする子会社同士の関係にある場合

イ　人的関係

次のいずれかに該当する二者の場合。ただし、(ｱ)については、会社の一方が更生会社又は民事再生法第２条第４号に規定する再生手続が存続中の会社である場合を除く。

(ｱ) 一方の会社の役員が、他方の会社の役員を現に兼ねている場合

(ｲ) 一方の会社の役員が、他方の会社の管財人を現に兼ねている場合

ウ　その他の入札の適正さが阻害されると認められる場合

その他ア又はイと同視しうる資本関係又は人的関係があると認められる場合

(11)都道府県警察から暴力団関係業者として防衛省が発注する工事等から排除するよう要請があり、当該状態が継続している有資格者でないこと。

(12)本工事は技術提案を一括して審査を行うため、本入札公告に記載の複数の工事に参加を希望する場合でも、技術提案は参加を希望する工事に共通なものとし、工事ごとに異なる技術提案をした場合は欠格とする。

５　設計業務等の受注者等

(1) 上記４(9)の「上記３(1)に示した工事に係る設計業務等の受注者」とは、次に掲げる者である。

○○○○設計株式会社

(2) 上記４(9)の「当該受注者と資本若しくは人事面において関連がある建設業者」とは、次のア又はイに該当する者である。

ア　当該受注者の発行済株式総数の100分の50を超える株式を有し、又はその出資の総額の100分の50を超える出資をしている建設業者

イ　建設業者の代表権を有する役員が当該受注者の代表権を有する役員を兼ねている場合における当該建設業者

6　総合評価に関する事項

(1) 評価項目

本工事の評価項目は、次のアからウまでとする。

ア　企業による技術提案

・課題「○○○○○」

（着目点）

本工事は○○○○○。このことから、○○○○○について、①○○○○○、②○○○○○、③○○○○○、④○○○○○、⑤○○○○○について、○○の見地から着目点ごとに１提案を求める。

・課題「○○○○○」

（着目点）

本工事は○○○○○。このことから、○○○○○について、①○○○○○、②○○○○○、③○○○○○、④○○○○○、⑤○○○○○について、○○の見地から着目点ごとに１提案を求める。

イ　工事全般の施工計画（当該工事における施工上配慮すべき事項等の技術的所見）

ウ　施工体制

(2) 総合評価の方法

ア　標準点　要求要件を満たしている者に標準点として100点を付与する。

イ　加算点　予決令第79条の規定に基づいて作成された予定価格（以下「予定価格」という。）の制限の範囲内の入札参加者のうち、技術資料の内容に応じ、(1)ア及びイの評価項目ごとに評価を行った結果、得られた「評価点数の合計値」を加算点として付与する。

なお、加算点の最高点数は○○点とする。

ウ　施工体制評価点　「施工体制評価点」は(1)ウの評価項目について最高30点の評価点を付与する。ただし、事前調査により、施工体制が十分に確保されない場合又は契約の内容に適合した履行がなされないおそれがある場合若しくは品質確保のための施工体制及びその他の施工体制が著しく確保されないおそれがある場合、減点を行う。

なお、事前調査のため入札書（施工体制の確認に係る部分に限る。）のヒアリングを実施するとともに、ヒアリングに際して追加資料の提出を求めることがある。また、施工体制評価点の低いものに対しては、企業による技術提案に係る評

価点数に相当する加算点を減ずる場合がある。

エ　価格と価格以外の要素がもたらす総合評価は、入札参加者の「標準点」と「加算点」及び「施工体制評価点」の合計を、当該入札者の入札価格で除して得た数値（以下「評価値」という。）をもって行う。

オ　(1)アの評価項目（企業による技術提案）を行わない者にあっては、(1)イ及びウの評価項目の評価内容に応じた加算点を算出し付与する。

(3) 評価の基準

ア　施工体制（施工体制評価点）

評価項目	評価基準	配点	得点
品質確保の実効性	工事の品質確保のための適切な施工体制が十分確保され、入札説明書等に記載された要求要件をより確実に実現できると認められる場合	15	/15
	工事の品質確保のための適切な施工体制が概ね確保され、入札説明書等に記載された要求要件を確実に実現できると認められる場合	5	
	その他	0	
施工体制確保の確実性	工事の品質確保のための施工体制のほか、必要な人員及び材料が確保されていることなどにより、適切な施工体制が十分確保され、入札説明書等に記載された要求要件をより確実に実現できると認められる場合	15	/15
	工事の品質確保のための施工体制のほか、必要な人員及び材料が確保されていることなどにより、適切な施工体制が概ね確保され、入札説明書等に記載された要求要件を確実に実現できると認められる場合	5	
	その他	0	

イ　加算点　付紙の評価基準による。

(4) 落札者の決定方法

ア　入札参加者は、価格及び(1)アからウまでをもって入札を行い、次の各要件に該当するもののうち、(2)によって得られた評価値の最も高い者を落札者とする。

(ｱ) 入札価格が予定価格の制限の範囲内である。

(ｲ) 評価値が標準点を予定価格で除した数値を下回らない。

ただし、落札者となるべき者の入札価格によっては、その者により当該契約

の内容に適合した履行がされないおそれがあると認められるとき又はその者と契約を締結することが公正な取引の秩序を乱すこととなるおそれがあって著しく不適当であると認められるときは、予定価格の制限の範囲内で、発注者の定める最低限の要求要件を全て満たして入札した他の者のうち、評価値が最も高い者を落札者とすることがある。

イ　上記の場合において、評価値の最も高い者が二者以上あるときは、くじへ移行する。くじの実施方法等については、発注者から指示をする。

ウ　落札決定の通知は以下の順番で行う。

①　○○（○）○○○建設工事

②　○○（○）△△△建設工事

③　○○（○）□□□建設工事

(5) 罰則等について

受注者より提案された「技術提案」及び「工事全般の施工計画」については、工事完成後において履行状況の検査を行う。

受注者の責により入札時の(1)の評価内容が実施されていない場合は、再度の施工を行う。再度の施工が困難あるいは合理的でない場合は、契約違反としての措置（不履行に係る金額の支払い請求等）をとる場合がある。併せて、ペナルティとして技術提案について工事成績評定を減ずることとし、１工事最大○○点の減点とする。

なお、受注者の責によらない場合とは、災害又はその他特別な事情がある場合等のことをいい、発注者と受注者の協議により決定する。

(6) 重点審査について

入札参加者の申込みに係る価格（ＶＥ提案の内容に基づく施工を行うことによりコスト縮減の達成が可能となること及びその縮減金額を上記３(6)の資料において明らかにしたときは、コスト縮減金額として契約担当官等が認めた金額を当該入札参加者の申込みに係る価格に加えた価格）が、品質確保のための施工体制及びその他の施工体制が著しく確保されないおそれがある価格である場合は、審査を特に重点的に行う。

(7) その他

ア　発注者は技術提案については、その後の工事において、その内容が一般的に使用されている状態となった場合は、無償で使用できるものとする。ただし、工業所有権等の排他的権利を有する提案についてはこの限りではない。

イ　技術提案を適正と認めることにより、設計図書において施工方法等を指定しない部分の工事に関する建設業者の責任が軽減されるものではない。

７　担当部局

〒○○○－○○○○　○○県○○市○○町○－○

○○○○【当該発注機関、部署名を記載する。】

TEL　○○－○○○○－○○○○（内線○○○○）

FAX　○○－○○○○－○○○○

８　競争参加資格の確認等

(1) 本競争の参加希望者は、上記４に掲げる競争参加資格を有することを証明するため、また、総合評価における技術力の審査・評価を受けるため、次に従い、申請書、技術資料及び技術提案（以下「申請書等」という。）を提出し、契約担当官等から競争参加資格の有無の確認等を受けなければならない。また、上記４(2)の級別の格付を受けていない者も次に従い申請書等を提出することができる。この場合において、上記４(1)及び(5)から(11)までに掲げる事項を満たしているときは、開札の時点において上記４(2)から(4)までに掲げる事項を満たしていることを条件として競争参加資格があることを確認するものとする。

当該確認を受けた者が競争に参加するためには、特定建設工事共同企業体の構成員又は単体として開札の時点において上記４(2)から(4)までに掲げる事項を満たしていなければならない。

なお、期限までに申請書等を提出しない者及び競争参加資格がないと認められた者は、本競争に参加することができない。

申請書等の提出は、次に示すとおり。

ア　電子入札システムによる場合

(ｱ) 提出期間　平成○年○月○日から平成○年○月○日まで（行政機関の休日に関する法律（昭和63年法律第91号）第１条第１項に規定する行政機関の休日（以下「行政機関の休日」という。）を除く。）の毎日、午前８時から午後10時（金曜日は午後６時）まで。ただし、最終日は午後○時まで。

(ｲ) その他　技術提案を行う場合は、提案書欄に添付し、技術提案を行わない場合は添付資料欄に添付して送信する。

申請書等が３MBを超える場合、技術資料及び技術提案書は、上記７に持参又は郵送（書留郵便に限る。）若しくは託送（書留郵便と同等のものに限る。）（以下「郵送等」という。）で提出することとし、電子入札システムとの分割は認めない。また、持参又は郵送等する場合は、次の内容を記載した書面を電子入札システムにより申請書とともに送信する。

・持参又は郵送等する旨の表示
・持参又は郵送等する書類の目録
・持参又は郵送等する書類のページ数
・持参又は発送年月日

(ｳ) ファイル形式　電子入札システムによる提出資料のファイル形式については、次のいずれかの形式にて作成する。

・一太郎　　Ver　○○形式以下
・Microsoft Word　○○形式以下
・Microsoft Excel ○○形式以下
・その他のｱﾌﾟﾘｹｰｼｮﾝ PDFファイル　Acrobat ○○形式以下
画像ファイル JPEG及びGIF形式
圧縮ファイル LZH又はZIP形式

(ｴ) プリントアウト時に規定の枚数内となるように設定する。

なお、送信された資料のプリントアウトは白黒印刷で行う。

イ　紙入札方式による場合

(ｱ) 提出期間　平成○年○月○日から平成○年○月○日まで（行政機関の休日を除く。）の毎日、午前○時から午後○時まで（正午から午後１時までの間を除く。）。ただし、最終日は午後○時まで。

(ｲ) 提出場所　上記７に同じ。

(ｳ) 提出方法　持参又は郵送等による。

(2) 申請書は、別紙様式第２により作成することとし、複数の工事に参加を希望する場合は、参加を希望する工事ごとに申請書を提出すること。

(3) 上記４(5)の実績及び(7)の経験の確認を行うに当たり、効力を有する政府調達に関する協定を適用している国及び地域並びに我が国に対して建設市場が開放的であると認められる国及び地域以外の国又は地域に主たる営業所を有する建設業者にあっては、我が国における同種工事の施工実績及び経験をもって行うものとする。

(4) 技術資料及び技術提案書は、次に従い作成することとし、参加を希望する何れか１件の工事に添付すればよい。

なお、アの実績及びイの経験については、平成○年度以降入札公告日まで【当該年度及び前年度から過去15年間を記載する。】に、工事が完成・引渡しが完了しているものに限り記載することとし、「同種工事の施工実績（別紙様式第３）」及び「配置予定の監理技術者等（別紙様式第４）」に記載する工事が平成13年12月25日以降に完成した防衛省発注機関（旧防衛施設局及び旧防衛施設支局を含む。）の工事の場合は、当該工事に係る施工成績評定通知書又は工事成績評定通知書の写しを添付する。

ア　同種工事の施工実績

上記４(5)に掲げる資格があることを判断できる同種工事の施工実績を１件記載する。

記載様式は別紙様式第３とし、図面、写真等を引用する場合も含め、Ａ４版１枚に記載する。

なお、特定建設工事共同企業体及び経常建設共同企業体にあっては、いずれかの構成員の上記４(5)に掲げる実績を記載する。

イ　配置予定の監理技術者等

上記４(7)に掲げる資格があることを判断できる配置予定の監理技術者等の資格、同種工事の経験及び申請時における他工事の従事状況等を記載する。

記載様式は別紙様式第４とし、記載する同種工事の経験の件数は１件でよい。

記載する他工事の従事状況等は、申請書等の提出時点で現場代理人、監理技術者等又はその他の技術者として従事している全ての工事を記載する。

なお、配置予定の監理技術者等として複数の候補技術者の資格及び同種工事の経験を記載することもできる。ただし、審査及び評価は、評価点の合計が最も低い者とする。また、同一の技術者を重複して複数工事の配置予定の監理技術者等とすることは差し支えないものとするが、他の工事を落札したことにより配置予定の監理技術者等を配置することができなくなったときは、入札への参加はできないものとし、申請書を提出した者は、直ちに当該申請書の取下げを行うことと

し、電子入札システムにより入札金額を送信した後にあっては、電話及び電送（押印済みの申出書）でその旨の申し出を行うと共に、速やかに書面により申出書を提出する。他の工事を落札したことにより配置予定の監理技術者等を配置することができないにもかかわらず入札した場合においては、不正又は不誠実な行為として、指名停止措置要領に基づく指名停止を行うことがある。

入札書の提出後、落札者決定までの期間（予決令第86条の調査（以下「低入札価格調査」という。）期間を含む。）において、他の工事を落札したことにより配置予定の監理技術者等を配置することができなくなった場合は、直ちにその旨の申し出を行う。この場合において、事実が認められた場合には、当該入札を無効とする。

落札後、配置予定の監理技術者等が配置できないことが明らかになった場合は、不正又は不誠実な行為として、指名停止措置要領に基づく指名停止を行うことがある。

ウ　技術提案書

入札参加希望者は、次に掲げる資料を提出するものとする。

(ｱ) 技術提案回答表

技術提案による施工又は標準案による施工の別を記載する。

記載様式は別紙様式第５とする。

(ｲ) 技術提案書

技術提案により施工しようとする場合は、技術提案に基づく施工方法等の技術的事項に対する所見について記載する。また、技術提案による施工方法が適正と認められなかった場合に標準案に基づいて入札に参加するものとする。

記載様式は別紙様式第６とし、１課題に対する技術提案数は最大５つまでとし、１課題に対する提出枚数は補足資料を除き、Ａ４版３枚以内とする。補足資料は技術提案書を補完する図表、写真等とし、Ａ４版１枚以内とする。

なお、技術提案数が５つを超えた場合は、当該技術提案に係る配点を０点とするので注意する。

エ　工事全般の施工計画

「工事全般の施工計画（当該工事における施工上配慮すべき事項等の技術的所見）」を記載する。

記載様式は別紙様式第７とする。

オ　契約書の写し等

施工実績又は経験として記載した工事に係る契約書の写し又は当該同種工事を証明する資料を提出する。ただし、当該工事が、財団法人日本建設情報総合センターの「工事実績情報サービス（CORINS）」に登録されている場合はその写し（詳細を含む。）を添付するものとし、契約書の写しを提出する必要はない。

【見積活用方式の場合は次の２項目を追加する。】

(5) 本競争の参加希望者は、次に従い、本工事の積算に必要な見積の提出等を行うものとする。

ア　見積の提出方法等

(ｱ) 提出方法　上記７に持参又は郵送等により提出する。

(ｲ) 提出期限　平成○年○月○日午後○時○分

イ　見積の作成方法

見積の作成に当たっては、交付した見積依頼書等に従い作成するものとする。

なお、見積の作成に係る費用は、競争参加希望者の負担とする。

競争参加希望者は、本工事の積算に必要な見積を、見積の提出期限までに提出するものとする。見積には○○○工事、○○○工事に対する直接工事費（必要な仮設費含む。）【共通仮設費又は現場管理費の積み上げ分の場合は、「共通仮設費（又は現場管理費）への積み上げ分である○○」を記載する。】に係るものについて記載するものとする。

ウ　見積作成に関する質問

本工事の積算に必要な見積作成に関して質問がある場合には、次に従い提出する。

(ｱ) 提出方法　電子入札システムにより提出する。また、紙入札方式による場合は書面（様式は自由とする。）を上記７に持参することにより提出する。

(ｲ) 提出期間　電子入札システムによる場合は、平成○年○月○日から平成○年○月○日まで（行政機関の休日を除く。）【概ね４日以上】の毎日、午前８時から午後10時（金曜日は午後６時）まで。紙入札方式による場合は、午前○時から午後○時まで。ただし、正午から午後１時までの間を除く。

エ　ウの質問に対する回答は、電子入札システムにより回答するので確認するものとする。また、紙入札方式による参加希望者に対してはFAXにて回答を送信する。

オ　提出された見積に関するヒアリング

提出された見積に関して、その妥当性を確認するためのヒアリングを行う。

(ｱ) 期間　平成○年○月○日から平成○年○月○日【概ね１～２週間】（行政機関の休日を除く。）の午前○時から午後○時まで。

(ｲ) 会場　○○○○○○室

(ｳ) その他　本競争の参加希望者は、(ｱ)の期間のうち、ヒアリングの希望日時及び出席者を「見積に関するヒアリング日時希望通知書（別紙様式第８）」に記載し、競争参加資格確認申請時に提出する。

なお、ヒアリング出席者は、責任者（支店長・営業所長等）、配置予定の監理技術者等、見積の根拠を説明できる者等を含め３名程度とする。

(ｴ) ヒアリング日時については、追って通知する。

(ｵ) ヒアリング時には、見積の根拠資料を持参するものとする。

(ｶ) (ｵ)による根拠資料とは、採用を予定する協力会社等（下請会社、専門工事業者及び製造者等）から収集する見積書（自社施工の場合も含む。）又は同種かつ直近の契約工事における契約書類等により、見積に記載した単価及び価格が確認できる資料とする。なお、同種かつ直近の契約工事における契約書類等を根拠とする場合は、本工事の現場条件等を勘案するものとする。

(6) 見積の提出期限までに見積が提出されない場合は、入札心得書第８条第１項第３

号の規定に該当するものとして、その者のした入札を無効とする。

(5) 競争参加資格の確認は、申請書等の提出期限をもって行うものとし、その結果は電子入札システムにより、また、紙入札方式による場合は申請時に提出された返信用封筒により、平成○年○月○日までに通知する。

(6) 技術提案の可否及び評価の有無については、競争参加資格の確認の通知に併せて通知する。その際、技術提案が適正と認められなかった場合には、その理由を付して通知する。

(7) その他

ア　申請書等の作成及び提出に係る費用は、申請者の負担とする。

イ　契約担当官等は、提出された申請書等を競争参加資格の確認及び総合評価の審査・評価並びに入札・契約に関する統計的分析以外に申請者に無断で使用しない。

ウ　提出された申請書等は、返却しない。

エ　提出期限以降における申請書等の差し替え及び再提出は認めない。

オ　申請書等に関する問い合わせ先　上記７に同じ。

9　競争参加資格がないと認めた者及び技術提案が適正と認められなかった者に対する理由の説明

(1) 競争参加資格がないと認められた者及び技術提案が適正と認められなかった者は、契約担当官等に対して競争参加資格がないと認めた理由及び技術提案が適正と認められなかった理由について、次に従い説明を求めることができる。

ア　提出方法　電子入札システムにより、また、紙入札方式による場合は書面（様式は自由とする。）を上記７に持参するものとし、郵送等によるものは受け付けない。

なお、技術提案のみ適正と認められなかった者については、電子入札システムにより説明を求めることができないため、持参により提出する。

イ　提出期間

(ｱ) 電子入札システムによる場合

上記８(5)の通知の日から平成○年○月○日まで（行政機関の休日を除く。）の毎日、午前８時から午後10時（金曜日は午後６時）まで。ただし、最終日は午後○時まで。

(ｲ) 紙入札方式による場合

上記８(5)の通知の日から平成○年○月○日まで（行政機関の休日を除く。）の毎日、午前○時から午後○時まで（正午から午後１時までの間を除く。）。ただし、最終日は午後○時まで。

(2) 契約担当官等は、(1)により説明を求められたときは、平成○年○月○日までに説明を求めた者に対し電子入札システムにより、また、紙入札方式による場合及び技術提案のみ適正と認められなかった者については書面により回答する。

10　入札説明書に対する質問

(1) 入札説明書に対して質問がある場合には、次に従い提出する。

ア　提出方法　電子入札システムにより、また、紙入札方式による場合は書面（様式は自由とする。）を上記７に持参又は郵送等により提出する。

イ　提出期間

(ｱ) 電子入札システムによる場合

平成○年○月○日から平成○年○月○日まで（行政機関の休日を除く。）の毎日、午前８時から午後10時（金曜日は午後６時）まで。ただし、最終日は午後○時まで。

(ｲ) 紙入札方式による場合

平成○年○月○日から平成○年○月○日まで（行政機関の休日を除く。）の毎日、午前○時から午後○時まで（正午から午後１時までの間を除く。）。ただし、最終日は午後○時まで。郵送等による場合は平成○年○月○日午後○時必着。

(2) (1)の質問に対する回答書は、電子入札システムにより回答するので確認するものとする。また、紙入札方式による場合は、平成○年○月○日から平成○年○月○日まで（行政機関の休日を除く。）の毎日、午前○時から午後○時まで（正午から午後１時までの間を除く。）、上記７において閲覧に供する。

11　入札方法等

(1) 入札書の提出方法等

ア　電子入札システムによる場合

提出期間　平成○年○月○日から平成○年○月○日まで（行政機関の休日を除く。）の毎日、午前８時から午後10時（金曜日は午後６時）まで。ただし、最終日は午後○時までとする。

イ　紙入札方式による場合

(ｱ) 提出期間　持参による場合は、平成○年○月○日午前○時から午後○時まで（正午から午後１時までの間を除く。）。郵送等による場合は、平成○年○月○日午後○時必着。

(ｲ) 提出場所　上記７に同じ。

(ｳ) 提出方法　持参による場合は、入札書及び工事費内訳明細書を各々封筒に入れて封かんし、入札書を入れた封筒の表に「入札書在中」と朱書きする。さらにこれらを１つの封筒に入れて封かんし、封筒の表に工事名、開札日時及び商号又は名称を記載の上、提出する。また、一般競争参加資格確認通知書又はその写しを提示する。

郵送等による場合は、入札書及び工事費内訳明細書を各々封筒に入れて封かんし、入札書を入れた封筒の表に「入札書在中」と朱書きする。さらにこれらと一般競争参加資格確認通知書の写しを別の封筒に入れて封かんし、封筒の表に工事名、開札日時及び商号又は名称を記載の上、提出する。

(2) 落札決定に当たっては、入札書に記載された金額に当該金額の100分の○【消費税及び地方消費税とを合わせた税率を記載する。】に相当する額を加算した金額（当該金額に１円未満の端数があるときは、その端数金額を切り捨てた金額）をもって落札価格とするので、入札参加者は、消費税及び地方消費税に係る課税事業者であ

るか免税事業者であるかを問わず、見積った契約希望金額の○○○分【100＋消費税及び地方消費税とを合わせた税率を記載する。】の100に相当する金額を入札書に記載する。

(3) 入札回数は、原則として２回を限度とする。ただし、２回目の入札において落札者がいない場合は、３回目の入札を執行する場合もある。また、予決令第９９条の２の規定による随意契約（以下「不落随契」という。）は、特別な場合を除き適用しない。なお、不落随契を行う場合、不落随契へ移行する前の入札結果をもって評価値の算定を行い、評価値が最も高い者に見積依頼を行うものとする。

(4) 一般競争参加資格確認通知書において、技術提案に基づき通知されたものは当該技術提案書（不採用とされた部分を除く。）に基づく入札を行い、標準案に基づき通知されたものは標準案に基づく入札を行うものとする。また、技術提案における安全管理については、標準案と同等以上の安全性を有するものとし受注者の責任において行うものとする。

12　入札保証金及び契約保証金

(1) 入札保証金　納付（保管金の取扱店　○○銀行○○支店）。ただし、利付国債の提供（取扱官庁　○○○○）又は銀行等の保証（取扱官庁　○○○○）をもって入札保証金の納付に代えることができる。また、入札保証保険契約の締結を行った場合は、入札保証金を免除する。入札保証金の金額等（国債の総額、銀行等の保証に係る保証金額及び入札保証保険に係る保険金額を含む。以下同じ。）は、参加を希望する工事のうち入札金額が最大の工事の見積金額の100分の５以上とする。

なお、期限までに入札保証金の納付等（入札保証金の納付に代わる担保としての銀行等の保証の提供及び入札保証金の全部が免除される入札保証保険契約の締結を含む。以下同じ。）を行わない者及び入札保証金の納付等に係る書類（以下「書類」という。）を提出しない者並びに入札保証金の金額等が入札金額（税込み）（入札価格に消費税及び地方消費税相当額を加えたものをいう。以下同じ。）の100分の５に満たない者は、入札に関する条件に違反したものとして、その入札を無効とする。なお、利付国債の提供の場合は担保の提供が完了するまでには、振替手続き等相応の日数を要するため、あらかじめ取引先の銀行・証券会社等に相談のうえ、期限までに十分余裕をもって手続きすること。

ア　提出期間　平成○年○月○日から平成○年○月○日（利付国債の提出の場合は平成○年○月○日）までの行政機関の休日を除く毎日、午前○時から午後○時まで。

イ　提出場所　〒○○○－○○○○　○○県○○市○○町○－○－○　○○【当該発注機関、部署名を記載する。】　TEL○○○○－○○－○○○○

ウ　提出方法　書類の提出は、持参又は郵送等することにより行うものとする。

エ　増額変更　認めない。

オ　減額変更　認めない。

カ　保証期間　平成○年○月○日まで【落札者決定の日から７日を経過した日以降の日で契約担当官等が指定する日を記載する。】

キ　その他　入札保証金の納付等及び書類の提出に係る費用は、入札参加者の負担とする。書類の工事名又は契約名の欄には参加を希望するすべての工事名を記載する。

(2) 契約保証金　免除。ただし、落札者は、公共工事履行保証証券による保証（瑕疵担保特約（２年間）を付したものに限る。）を付するものとする。この場合の保証金額は、請負代金額の10分の３以上とする。

【契約保証金を納付させる場合、(2)は次のとおりとする。】

(2) 契約保証金　納付（保管金の取扱店　○○銀行○○支店）。ただし、利付国債の提供（取扱官庁　○○○○）又は金融機関若しくは保証事業会社の保証（取扱官庁　○○○○）をもって契約保証金の納付に代えることができる。また、公共工事履行保証証券による保証を付し、又は履行保証保険契約の締結を行った場合は、契約保証金を免除する。」と記載する。】

13　工事費内訳明細書

(1) 第１回の入札に際し、第１回の入札書に記載される入札金額に対応した工事費内訳明細書を提出しなければならない。

(2) 工事費内訳明細書の作成方法

ア　交付した数量書にある総括表の構成に対応した経費項目（直接工事費、共通仮設費、現場経費、一般管理費等）を記載することとする。また、直接工事費の明細書については、交付した数量書に対応する摘要（土木工事にあっては規格・寸法）、数量、単位、単価、金額等を記載したものとする。

イ　交付する数量書記載の数量については、参考数量であることから変更してもよいものとする。

ウ　工事費内訳明細書には、必ず表紙を付けるものとし、表紙には商号又は名称、住所及び代表者氏名（紙入札方式による場合は、必ず押印する。）並びに発注者名及び工事名を記載し、表紙以外には商号又は名称、住所及び代表者氏名を記載しない。

(3) 工事費内訳明細書の提出方法等

ア　電子入札システムによる場合

(ｱ) 提出期間　上記11(1)アに同じ。

(ｲ) その他　工事費内訳明細書が３MBを超える場合には、上記７に持参又は郵送等により提出し、電子入札システムとの分割は認めない。また、この場合は、次の内容を記載した書面を電子入札システムにより入札書とともに送信する。

・持参又は郵送等する旨の表示
・持参又は郵送等する書類の目録
・持参又は郵送等する書類のページ数
・持参又は発送年月日

(ｳ) ファイル形式　PDF　(Acrobat○○形式以下）等、一般的なフォーマット

イ　紙入札方式による場合

(ｱ) 提出期間　上記11(1)イに同じ。

(ｲ) 提出方法　上記11(1)イを参照。

(ｳ) 提出場所　上記７に同じ。

(4) 提出された工事費内訳明細書は返却しないものとする。

(5) 工事費内訳明細書を提出しない者は、入札に参加することができない。

(6) 提出された工事費内訳明細書の確認の結果、別表第２の各項に該当する場合は、入札心得書に規定する「その他入札に関する条件に違反した入札」として、当該入札参加者の入札を無効とする場合がある。

【見積活用方式の場合は次の項目を追加する。】

(7) (3)により提出された工事費内訳明細書と上記８(5)により提出された見積の金額との間に著しい乖離が認められる場合は、開札後に再度ヒアリングを実施し、その妥当性が確認できない場合は、入札心得書第８条第１項第３号の規定に該当するものとして、当該入札者の入札を無効とする場合がある。

(7) 提出された工事費内訳明細書について説明を求める場合がある。

(8) 提出された工事費内訳明細書については、必要に応じ公正取引委員会へ提出する場合がある。この場合、指名停止措置要領に基づき、指名停止を行うことがある。

(9) 工事費内訳明細書は、参考図書として提出を求めるものであり、契約上の権利義務を生じるものではない。

(10)施工体制確認型総合評価落札方式において、工事費内訳明細書は、価格以外の要素として性能などが提示された入札書の参考図書として提出を求めるものである。

14　入札書への提案値の添付

電子入札による場合、技術提案に係る提案値は、提案値添付機能を利用して、１回目の入札書提出時の添付資料として提出する。添付資料には、一般競争参加資格確認通知書において「技術提案」が採用された場合は、上記８(1)により提出した「技術提案書」を添付し、採用された「技術提案」がない又は「標準案」で参加する場合は、添付しないものとする。

なお、紙入札方式による持参又は郵送等の場合の技術提案書の提出は、当該技術提案書を入札書と共に提出する。また、一般競争参加資格確認通知書に記載された提案方法（技術提案）以外での入札は無効となる場合がある。

15　開札

(1) 開札の日時及び場所

ア　日時　①　○○（○）○○○建設工事
平成○年○月○日午前○時○分

②　○○（○）△△△建設工事
平成○年○月○日午前△時○分

③　○○（○）□□□建設工事
平成○年○月○日午後□時○分

イ　場所　○○○○室

(2) 開札は、(1)に掲げる日時及び場所において、入札者又はその代理人を立ち会わせて行う。ただし、入札者又はその代理人が立ち会わない場合は、入札事務に関係のない職員を立ち会わせて行う。

(3) 紙入札方式による入札者は、開札に立ち会わない場合でも提出された入札書は有効なものとして取り扱う。

(4) (3)の場合において、再度の入札を行うこととなったときは、持参による入札者は再度の入札を辞退したものとして取り扱うものとするが、郵送等による入札者に対しては、再度の入札への参加の意思の有無を電話により確認するものとする。

(5) 第１回の入札において落札者が決定しなかった場合は、再度入札に移行する。再度入札の日時については、発注者から再度入札通知書を送信するので、パソコンの前でしばらく待機するものとする。開札処理に時間を要する場合は、発注者から開札状況を電子入札システムにより連絡する。

16　入札の無効

(1) 次に掲げる入札は無効とする。

ア　本公告において示した競争参加資格のない者のした入札

イ　申請書等に虚偽の記載をした者のした入札

ウ　現場説明書及び入札心得書において示した条件等入札に関する条件に違反した入札

なお、契約担当官等により競争参加資格のある旨確認された者であっても、落札決定の時点において上記４に掲げる資格のないものは競争参加資格のない者に該当する。

(2) (1)の無効の入札を行った者を落札者としていた場合には、落札決定を取り消す。

17　追加資料について

ＶＥ提案等の内容に基づく施工を行うことによりコスト縮減の達成が可能となる場合は、コスト縮減額の算定根拠として次の様式を提出するものとする。

なお、これらの提出がない場合には、当該コスト縮減に関する評価を行わない。

・積算内訳書兼コスト縮減額算定調書①(様式2-1A)
・積算内訳書兼コスト縮減額算定調書②(様式2-1B)
・内訳書に対する明細書兼コスト縮減額算定調書①(様式2-2A)
・内訳書に対する明細書兼コスト縮減額算定調書②(様式2-2B)
・VE提案等によるコスト縮減額調書(様式3)

18　ヒアリングの実施（施工体制の審査）

どのように施工体制を構築し、それが施工内容の実現確実性の向上につながるかを審査するため、原則として、予定価格の制限の範囲内の価格で申込みをした全ての入札参加者に対して、開札後速やかに、ヒアリングを実施することとし、日時及び方法は追って通知する。

(1) 日時　平成○年○月○日から平成○年○月○日まで。

(2) 場所　〒○○○－○○○○　○○県○○市○○町○－○
○○○○○○室

TEL　○○－○○○○－○○○○（内線○○○○）

(3) 追加資料の提出　入札参加者のうち、その申込みに係る価格が予決令第85条の規定に基づいて作成された基準（以下「調査基準価格」という。）を下回るものについては、ヒアリングに必要な追加資料の提出を求める。

追加資料の提出を求める旨の連絡は、該当する入札参加者に対し、平成○年○月○日まで【開札日を含め２日以内を記載する。】に行うものとし、追加資料は、平成○年○月○日午後○時【開札日の翌日から起算して７日(行政機関の休日を除く。)以内の日を記載する。】までに提出するものとする。

提出を求める追加資料は、以下に示すとおりとする。

・下請予定業者等一覧表(様式4)
・配置予定技術者名簿(様式5)
・資材購入予定先一覧(様式8-2)
・機械リース元一覧(様式9-2)
・労務者の確保計画(様式10-1)
・工種別労務者配置計画(様式10-2)
・建設副産物の搬出地(様式11)
・建設副産物の搬出及び資材等の搬入に関する運搬計画書(様式12)
・品質確保体制(品質管理のための人員体制)(様式13-1)
・品質確保体制(品質管理計画書)(様式13-2)
・品質確保体制(出来形管理計画書)(様式13-3)
・安全衛生管理体制(安全衛生教育等)(様式14-1)
・安全衛生管理体制(点検計画)(様式14-2)
・施工体制台帳(様式16)

（様式の番号は、低入札価格調査制度対象工事に係る特別重点調査の実施について（防整施第6931号。28．３．31）に基づく調査（以下「特別重点調査」という。）で使用する資料の番号である。）

(4) その他

ア　追加資料を提出した入札参加者のヒアリング出席者は３名以内とし、配置予定の監理技術者等及び資料の説明が可能な者を含めるものとする。

イ　追加資料の提出を行わない場合及びヒアリングに応じない場合は、その者の入札を無効とすることがある。

なお、この場合においては指名停止措置要領に基づく指名停止は行わない。

19　施工体制に関する審査の概要

施工体制に関する審査は、価格以外の要素が提示された入札書(施工計画等)、上記18の施工体制確認のためのヒアリング、追加資料及び工事費内訳明細書等をもとに、次の各項目について行う。

なお、上記17の追加資料を提出をしない場合及びヒアリングに応じない場合には、入札に関する条件に違反したものとしてその者の入札を無効とすることがある。

(1) 入札説明書等に記載された要求要件を実現できること

入札価格の範囲内において入札説明書等に記載された要求要件が実現できるかを

審査する。審査の結果、要求要件が実現できないと認めるときは、技術提案を採用せず、標準点、施工体制評価点及び加算点は与えないものとする。

(2) 品質確保の実効性

入札価格の範囲内において、どのように工事の品質確保のための体制づくりを行い、それが入札説明書等に記載された要求要件の実現に係る確実性の向上につながるかについて審査する。

入札参加者の申込みに係る価格が調査基準価格以上であるときは、審査項目に関する体制が必ずしも十分に構築されないと認める事情がある場合に限り、品質確保の実効性に係る施工体制評価点を満点から減点する。

入札参加者の申込みに係る価格が調査基準価格を下回るときは、工事品質確保について契約の内容に適合した履行がされないこととなるおそれがあることから、次の項目に関する体制が構築されると認める場合に限り、その程度に応じて品質確保の実効性に係る施工体制評価点を加点する。上記６(6)で示す重点審査に該当する価格で入札した者については、審査を特に重点的に行い、審査項目に関する体制をどのように構築するかが具体的に確認できる場合に限り施工体制評価点を加点する。

≪審査項目≫

ア　建設副産物の受入れ、過積載防止等の法令遵守の対応を確実に行うことが可能と認められるか。

イ　安全確保の体制が構築されると認められるか。

ウ　その他工事の品質確保のための体制が構築されると認められるか。

(3) 施工体制確保の確実性

入札価格の範囲内において、品質確保のための体制のほか、どのように施工体制づくりを行い、それが入札説明書等に記載された要求要件の実現に係る確実性の向上につながるかについて審査する。

入札参加者の申込みに係る価格が調査基準価格以上であるときは、審査項目に関する体制が必ずしも十分に構築されないと認める事情がある場合に限り、施工体制確保の確実性に係る施工体制評価点を満点から減点する。

入札参加者の申込みに係る価格が調査基準価格を下回るときは、施工体制確保について契約の内容に適合した履行がされないこととなるおそれがあることから、審査項目に関する体制が構築されると認める場合に限り、その程度に応じて施工体制確保の確実性に係る施工体制評価点を加点する。特に、下請業者における赤字の発生及び工事成績評定点における低評価が顕著になるなど品質確保のための体制その他の施工体制が著しく確保されないおそれがある価格に満たない価格で入札した者については、審査を特に重点的に行い、次の項目に関する体制をどのように構築するかが具体的に確認できる場合に限り施工体制評価点を加点する。

≪審査項目≫

ア　下請会社、担当工種、工事費内訳書等を勘案し、施工体制が確実に構築されると認められるか。

イ　施工計画を実施するための資機材の調達、労務者の確保計画等を勘案し、施

工体制が確実に構築されると認められるか。

ウ　配置予定の監理技術者等が必要な資格を有しており、その配置が確実と認められるか。

20　低入札価格調査への協力

落札者となるべき者の入札価格が調査基準価格を下回る場合は、低入札価格調査を行うので、調査に協力しなければならない。

21　配置予定の監理技術者等の確認

落札後、発注者支援データベース・システム等により配置予定の監理技術者等の専任制違反の事実が確認された場合、契約を結ばないことがある。

なお、病休・死亡・退職等極めて特別な場合でやむを得ないとして承認された場合の外は、配置予定の監理技術者等の変更を認めない。

病気等特別な理由により、やむを得ず配置技術者を変更する場合は、上記４(7)に掲げる基準を満たし、かつ、当初の配置予定の監理技術者等と同等以上の者を配置しなければならない。

22　別に配置を求める技術者

専任の監理技術者の配置が義務付けられている工事において、調査基準価格を下回った価格をもって契約する場合は､契約の相手方が○○【当該発注機関名を記載する。】で入札日から過去２年以内に完成した工事、あるいは入札時点で施工中の工事に関して、次のいずれかに該当する場合、監理技術者とは別に、上記４(7)に定める要件と同一の要件（上記４(7)イに掲げる工事経験を除く。）を満たす技術者を、専任で１名現場に配置することとする。

(1) 65点未満の工事成績評定を通知された者

(2) 契約担当官等から施工中又は施工後において工事請負契約書に基づいて修補又は損害賠償を請求された者。ただし、軽微な手直し等は除く。

(3) 品質管理、安全管理に関し、指名停止又は契約担当官等から書面により警告若しくは注意の喚起を受けた者

(4) 自らに起因して工期を大幅に遅延させた者

なお、当該技術者は施工中、監理技術者を補助し、監理技術者と同様の職務を行うものとする。また、上記の技術者を求めることとなった場合には、その氏名その他必要な事項を監理技術者の通知と同様に契約担当官等に通知することとする。

23　入札後、契約を締結するまでの間に、都道府県警察から暴力団関係業者として防衛省が発注する工事等から排除するよう要請があり、当該状況が継続している有資格者とは契約を行わない。

24　低入札価格調査を受けた者との契約については、前払金の割合を請負代金額の10分の２以内とする。【前払金の設定が予定されている場合のみ記載する。】

25　手続における交渉の有無　無

26　契約書作成の要否等

別冊契約書案により、契約書を作成するものとする。

27　支払条件

前払金

中間前金払又は部分払【対象工事の支払条件に基づき記載する。】

28　火災保険付保の要否　要

29　非落札理由の説明

(1) 非落札者のうち、落札者の決定結果に対して不服がある者は、落札者決定の通知を行った日の翌日から起算して７日（行政機関の休日を除く。）以内に電子入札システムにより、契約担当官等に対して非落札理由についての説明を求めることができる。ただし、紙入札方式による場合は書面（様式は自由とする。）を持参するものとし、郵送等によるものは受け付けない。

(2) (1)の非落札理由について説明を求められたときは、説明を求めることができる最終日の翌日から起算して10日（行政機関の休日を除く。）以内に電子入札システムにより回答する。ただし、紙により提出された者に対しては、書面により回答する。

30　苦情申立て

本手続における競争参加資格の確認その他の手続に関し、「政府調達に関する苦情の処理手続（平成７年12月14日付け政府調達苦情処理推進会議決定）」により、政府調達苦情検討委員会（連絡先：内閣府政府調達苦情処理対策室（政府調達苦情検討委員会事務局、電話03-3581-9044（直通））に対して苦情を申立てることができる。

31　関連情報を入手するための照会窓口　上記７に同じ。

32　その他

(1) 入札・契約の手続において使用する言語及び通貨は、日本語及び日本国通貨に限る。

(2) 入札参加者は、入札心得書及び契約書案を熟読し、入札心得書を遵守する。

(3) 申請書等に虚偽の記載をした場合は、指名停止措置要領に基づく指名停止を行うことがある。

(4) 落札者は上記８(1)の資料に記載した配置予定の技術者を、当該工事の現場に配置する。

(5) 落札した総合建設業者及び下請業者が外国の板ガラス製造業者からの競争力のある取引の申出に対して適切な配慮を払いつつ、板ガラスを含む建設資機材を内外無差別の原則に基づいて選定することを期待する。

(6) 電子入札システムは、行政機関の休日を除く毎日、午前８時から午後10時（金曜日は午後６時）まで稼働している。また、稼働時間内でシステムをやむを得ず停止する場合は、防衛施設建設工事電子入札ヘルプデスクセンターホームページの「緊急連絡情報」で公開する。

・防衛施設建設工事電子入札ヘルプデスクセンターホームページ
http://acc.mod-eboc.go.jp/WDESK/index.html

(7) システム操作上の手引き書としては、防衛施設建設工事電子入札システムセンターホームページ「操作マニュアル」を参考とする。

(8) 障害発生時及び電子入札システム操作等の問い合わせ先は次のとおりとする。

ア　システム操作・接続確認等の問い合わせ先
防衛施設建設工事電子入札ヘルプデスクセンター

TEL 03-5444-5890（受付は行政機関の休日を除く毎日、９時から17時まで。）
FAX 03-5444-5892（24時間受付。ただし、回答は行政機関の休日を除く毎日、９時から17時まで。）
メールアドレス　help@mod-eboc.go.jp（24時間受付。ただし、回答は行政機関の休日を除く毎日、９時から17時まで。）

イ　ICカードの不具合等発生時の問い合わせ先
取得された各認証局

ウ　申請書類、応札等の締切時間が切迫しているなど緊急を要する場合は、上記７へ電話により連絡する。

(9) 入札参加希望者が電子入札システムで書類を送信した場合には、受付時又は受付期限後に通知、通知書及び受付票を送信者に発行するので、必ず確認を行うものとする。

(10) 申請書等及び追加資料の作成並びにヒアリングに関する費用は、提出者の負担とする。

低価格入札に係る特別重点調査について

１　本工事は、特別重点調査対象の基準に該当する価格で入札を行った者がいる場合に、以下のとおり行うものとする。

(1) 特別重点調査の実施に係る連絡等

ア　契約担当官等は、特別重点調査対象の基準に該当する価格で入札を行った者がいる場合は、当該者に対して特別重点調査を行う旨を連絡するとともに、原則として、当該連絡を行った日の翌日から起算して７日以内に、特別重点調査の実施に必要な下記３に掲げる資料及び添付書類（以下「資料等」という。）の提出を求めるものとする。

　また、契約担当官等は、当該者が発注者の単価に比して相当程度低い単価を採用していると認めるときは、契約内容に適合した履行がなされないおそれがあると認められるかどうかを判断するため、必要に応じ、当該者に対して、その他の説明資料の提出を求めることができるものとする。

　なお、当該者は、契約担当官等が求める資料等のほか、契約内容に適合した履行が可能であることを立証するために必要と認める任意の書類をあわせて提出することができるものとする。

イ　施工体制確認型総合評価落札方式の対象工事において、その工事の入札申込みに係る資料の提出を行った者は、提出した資料と異なる内容を特別重点調査のため提出する資料等に記載してはならないものとする。

ウ　契約担当官等は、資料等の受領後、速やかに、入札者の責任者（支店長、営業所長等をいう。）から事情聴取を行い、入札者により内容に適合した履行がされないおそれがないかを厳格に確認する。

エ　資料等については、提出期限後の差し替え及び再提出を認めないものとする。

　ただし、資料等及び事情聴取の内容により、契約担当官等が必要と認め、入札者に対し、記載要領に従った記載を行うべきこと、必要な添付書類を提出すべきことなどの教示を行ったときは、この限りでない。

　なお、教示を踏まえた資料等の再提出等は、原則として１回に限るものとし、その提出期限については、作成に必要な時間を確保した上で適切に設定すること。

(2) 虚偽説明等への対応

　入札者が虚偽の資料提出若しくは説明を行ったことが明らかとなった場合、又は重点的な監督の結果、内容と入札時の特別重点調査の内容が著しく乖離した場合（合理的な乖離理由が確認できる場合を除く。）は、契約担当官等は、次に掲げる措置を講じるものとする。

ア　当該工事の成績評定において厳格に反映する。

イ　過去５年以内にアの措置を受けたことがあるなど悪質性が高い者に対しては、工事請負契約等に係る指名停止等の措置要領について（防整施（事）第150号。28．３．31）別表第２第15項により指名停止を行う。

(3) 公正取引委員会への通報

特別重点調査の結果、誓約書（様式15）を提出し、施工に必要な費用の額を下回る価格で受注しようとする者（落札者以外を含む。）については、原価割れ受注のおそれがあると認められる場合として、公正取引委員会に対し、関係情報の通報を行う。

(4) 関係資料の公表

ア　契約担当官等は、誓約書（様式15）を提出し、施工に要する費用の額を下回る金額で受注した者があるときは、その者に関する情報を、企業ごと一覧することができるよう、のホームページにおいて公表するものとする。

イ　アに定めるもののほか、特別重点調査の結果は、別に定めるところにより、ホームページにおいて公表するものとする。

(5) 契約後の取扱い（監督体制の強化）

契約担当官等は、特別重点調査を経て契約を行った工事については、本調査で提出させた資料等及び調査記録を監督職員に引き継ぐとともに、以下の措置を講じるものとする。

ア　施工体制台帳の内容のヒアリングを必ず行うこととし、施工体制台帳の記載内容が特別重点調査時と内容が異なる場合は、その理由等について確認する。

イ　施工計画書の内容のヒアリングを必ず行うこととし、施工計画書の記載内容が特別重点調査時の内容と異なる場合は、その理由等について確認する。

２　その他

入札者が提出期限までに記載要領に従った資料等の提出を行わない場合、上記１(1)ウの事情聴取に応じない場合など特別重点調査に協力しない場合は、入札心得書に違反するものであり、入札に関する条件に違反した入札としてその入札を無効とする。

３　提出を求める資料等と確認内容

特別重点調査の調査の実施に当たり、(1)から(24)までに掲げる資料等の提出をするものとする。

なお、必要な様式については、防衛省・自衛隊のホームページを参照するものとする。

(1) 当該価格で入札した理由（様式１）

直接工事費、共通仮設費、現場管理費又は一般管理費等の各費目別に、労務費、手持ち工事の状況、契約対象工事現場と当該入札者の事務所・倉庫等との関係、手持ち資材の状況、手持ち機械の状況、下請予定業者の協力等の面から、入札した価格で施工可能である具体的理由

(2) 積算内訳書（様式２－１、様式２－２、様式２－３、様式３）

ア　数量総括表に対応する積算内訳書となっていること（指定の数量によって積算されていること。）。

イ　設計図書での要求事項を理解して見積もりを行っていること。

ウ　指定の工法によって施工することとしていること（工法の指定のない場合は、

入札者の工法に安全性等の点で問題がないこと。)。

エ　発注者が支払う請負代金から支弁することを予定している費用か否かにかかわらず、施工に当たって必要となるすべての費用を計上していること。

オ　積算に下請予定業者や納入予定業者等の見積書の内容が反映され、計数的な根拠のある合理的かつ現実的な積算内訳書となっていること（原則、取引等の実績を求めること。)。

カ　現場管理費に、租税公課、保険料、従業員給与手当、法定福利費（社会保険料や労働保険に要する費用をいう。)、外注経費などを適切に計上していること。

　このうち、様式５に記載する技術者及び様式14－４に記載する自社社員の交通誘導員に係る従業員給与手当及び法定福利費については、その他の費用と区別して計上していること。

　また、その従業員給与手当の金額が最低賃金法（昭和34年法律第137号）に定める最低賃金額(以下「最低賃金額」という。)以上であり、かつ、これらの者が過去３月以内に支払を受けた実績のある賃金の額に基づいているなど、合理的かつ現実的な見積もりであるとともに、法定福利費の金額が法定額以上となっていること。

キ　一般管理費等に、法定福利費、修繕維持費、事務用品費、通信交通費、動力用水光熱費、地代家賃、減価償却費、租税公課、保険料、契約保証費などを適切に計上していること。

ク　自社労務者に係る費用は直接工事費に、また、自社の現場管理職員（技術者等）及び自社の交通誘導員に係る費用は現場管理費にそれぞれ計上されており、一般管理費等には計上していないこと。

ケ　契約対象工事の施工に要する費用の額を下回る額で入札した場合において、その下回る額を不足額として当該工事の一般管理費等に計上していること。

(3) 下請予定業者等一覧表（様式４）

ア　下請予定業者、資材購入予定先及び機械リース会社が具体的に予定されていること。

　また、自社保有の社員、資機材等を活用する場合についても、具体的に予定されていること。

イ　下請予定業者が押印した見積書の金額が積算内訳書に正しく反映されていること。

　また、下請予定業者の見積書に係る各経費内訳（機械経費、労務費、材料費及びその他費用）ごとの金額が、過去１年以内に下請業者として施工した実績のある同様の工事における金額以上であることなど合理的かつ現実的なものであること。

(4) 配置予定技術者名簿（様式５）

　配置予定の主任技術者又は管理技術者（同一の要件を満たす技術者を含む。）及び現場代理人について、次の点を確認すること。

ア　他の手持ち工事の状況との関係も考慮した上で契約対象工事に実際に配置で

きること。

イ　自社社員であり、かつ、契約対象工事の入札公告後に入社した者でないこと。

ウ　それぞれに必要な資格を有すること。

(5) 手持ち工事状況（様式６－１、様式６－２）

ア　記載された手持ち工事が実在するものであること。

イ　当該工事の資材保管場所が近距離にあること、当該工事と同種又は同類の工事と資機材を共通調達できること等により縮減できるものとする契約対象工事の工事費の各費目別の金額が、過去の実績に基づく額であるなど合理的かつ現実的なものであること。

(6) 契約対象工事箇所と入札者の事務所、倉庫等との関係（様式７）

ア　記載された事務所、倉庫等を所有し、又は賃借していること。

イ　当該事務所、倉庫、資材保管場所等が近距離に存在することにより縮減できるものとする営繕費、資機材の運搬費、通信交通費、事務用品費など契約対象工事の経費が、計数的に合理的な見積もりとなっていること。

(7) 手持ち資材の状況（様式８－１）

ア　記載された手持ち資材を保有していること、当該資材が工事の品質確保に必要な基準水準を満たすこと及び当該資材を契約対象工事で使用する予定であること。

イ　調達時の単価等の原価が適切に見積もられていること（手持ち資材の活用による資材費の低減が可能であること。）。また、繰り返しの使用を予定する備品等については、摩耗や償却を適切に見込んだ原価となっていること。

(8) 資材購入予定先一覧（様式８－２）

ア　他社から購入を予定している場合

(ｱ) 購入予定業者から納入を受ける予定の資材が工事の品質確保に必要な規格水準を満たすこと及びその単価が当該業者によって過去１年以内に販売された実績のある単価以上であるなど合理的かつ現実的なものであること（他社からの購入による資材費の低減が可能であること。）。

(ｲ) 購入予定業者と入札者の関係が記載のとおり存在すること。

イ　自社製品の活用を予定している場合

(ｱ) 自社において記載された資材を製造していること、当該資材が工事の品質確保に必要な規格水準を満たすこと及び当該資材を契約対象工事で使用する予定であること。

(ｲ) 記載された単価が、自社の製造部門が過去１年以内に第三者と取引した販売実績額又は製造原価以上であるなど合理的かつ現実的なものであること（自社製品の活用による資材費の低減が可能であること。）。

(9) 手持ち機械の状況（様式９－１）

ア　記載された手持ち機械を保有していること及び当該機械を契約対象工事で使用する予定であること。

イ　契約対象工事で使用可能な管理状態にあること。

ウ　手持ち機械の使用に伴う原価が減価償却や固定資産税等を含み、適切に見積もられていること（手持ち機械や減価償却終了の機械の活用による機械経費の低減が可能であること。）。

(10)機械リース元一覧（様式９－２）

ア　他社からリースを予定している場合

(ｱ) 機械リース予定会社からリースを受ける予定単価が、当該業者が過去１年以内にリースした実績のある単価以上であるなど合理的かつ現実的なものであること（機械リース予定会社からのリースによる機械経費の低減が可能であること。）。

(ｲ) 機械リース予定会社と入札者の関係が記載のとおり存在すること。

イ　自社の機械リース部門からリースを予定している場合

(ｱ) 自社の機械リース部門において記載された機械を保有していること及び当該機械が契約対象工事にリース可能であること。

(ｲ) 記載された単価が自社の機械リース部門が過去１年以内に第三者にリースした実績額又は原価以上の単価であるなど合理的かつ現実的なものであること。

(11)労務者の確保計画（様式10－１）

ア　自社労務者を充てる場合

(ｱ) 記載された者が自社社員であること。

(ｲ) 資格の保有が必要な職種に充てようとする者については、その者が必要な資格を有していること。

(ｳ) 労務単価が最低賃金法に定める最低賃金額（以下「最低賃金額」という。）以上であり、かつ、過去３か月以内に支払った実績のある賃金の額以上の金額を計上しているなど合理的かつ現実的な見積もりであること（自社社員の活用による労務費の低減が可能であること。）。

イ　下請予定業者による労務者の確保を予定する場合

(ｱ) 下請予定業者と入札者の関係が記載のとおり存在すること。

(ｲ) 労務単価が最低賃金法に定める最低賃金額以上であり、かつ、下請予定業者が過去１年以内に施工した実績のある同様の工事における労務単価以上であるなど合理的かつ現実的なものであること。

(12)工種別労務者配置計画（様式10－２）

労務者の確保計画と整合がとれており、適切な施工が可能な工種別の労務者配置計画となっていること。

(13)建設副産物の搬出地（様式11）

ア　記載された搬出計画が関係法令を遵守したものであり、かつ、仕様書等で要求している要件に適合していること。

イ　記載された受け入れ価格が、建設副産物の受入れ予定会社が過去１年以内に建設副産物を受け入れた実績のある単価以上の金額であるなど合理的かつ現実的なものであること。

(14)建設副産物の搬出及び資材等の搬入に関する運搬計画書（様式12）

ア　建設副産物及び資材等の運搬計画が関係法令を遵守したものであり、かつ、発注仕様書等で要求している要件に適合していること。

イ　記載された運搬予定者への支払予定額が、運搬予定者が過去１年以内に取り扱った実績のある単価以上の金額であるなど合理的かつ現実的なものであること。

(15)品質確保体制（品質管理のための人員体制）（様式13－１）

ア　「諸費用」の「見込額」に記載した金額を入札者（元請）が負担する場合において「計上した工種等」に記載された費目に、「見込額」に記載された金額が計上されていること。

イ　「諸費用」の「見込額」に記載された金額を下請予定業者が負担する場合において、「見込額」に記載された金額が、下請予定業者の過去１年以内の取引実績のある単価以上の金額であるなど合理的かつ現実的なものであること。

ウ　「諸費用」の「技術者単価」の欄に記載した金額が、最低賃金額以上であり、かつ、それを入札者（元請）が負担する場合にあっては、「氏名」の欄に記載した者が過去３月以内に支払を受けた実績のある賃金の額に基づいたものであり、下請予定業者が負担する場合にあっては、下請予定業者が過去１年以内に「実施事項」欄の内容と同様の品質管理体制を確保した実績のある技術者単価以上であるなど合理的かつ現実的なものであること。

エ　入札説明書、仕様書等で要求している要件に適合していること。

(16)品質確保体制（品質管理計画書）（様式13－２）

ア　「諸費用」の「見込額」に記載された金額を入札者（元請）が負担する場合において、「計上した工種等」に記載された費目に、「見込額」が記載された金額が計上されていること。

イ　「諸費用」の「見込額」に記載された金額を下請予定業者が負担する場合において、「見込額」に記載された金額が、下請予定業者の過去１年以内の取引実績のある単価以上の金額であるなど合理的かつ現実的なものであること。

ウ　入札説明書、仕様書等で要求している要件に適合していること。

(17)品質確保体制（出来形管理計画）（様式13－３）

ア　「諸費用」の「見込額」に記載された金額を入札者（元請）が負担する場合において、「計上した工種等」に記載された費目に、「見込額」に記載された金額が計上されていること。

イ　「諸費用」の「見込額」に記載された金額を下請予定業者が負担する場合において、「見込額」に記載された金額が、下請予定業者の過去１年以内の取引実績のある単価以上の金額であるなど合理的かつ現実的なものであること。

ウ　入札説明書、仕様書等で要求している要件に適合していること。

(18)安全衛生管理体制（安全教育等）（様式14－１）

ア　「諸費用」の「見込額」に記載された金額を入札者（元請）が負担する場合において、「計上した工種等」に記載された費目に、「見込額」に記載された金

額が計上されていること。

イ　「諸費用」の「見込額」に記載された金額を下請予定業者が負担する場合において、「見込額」に記載された金額が、下請予定業者の過去１年以内の取引実績のある単価以上の金額であるなど合理的かつ現実的なものであること。

ウ　入札説明書、仕様書等で要求している要件に適合していること。

(19)安全衛生管理体制（点検計画）（様式14－２）

ア　「諸費用」の「見込額」に記載された金額を入札者（元請）が負担する場合において、「計上した工種等」に記載された費目に、「見込額」に記載された金額が計上されていること。

イ　「諸費用」の「見込額」に記載された金額を下請予定業者が負担する場合において、「見込額」に記載された金額が、下請予定業者の過去１年以内の取引実績のある単価以上の金額であるなど合理的かつ現実的なものであること。

ウ　「諸費用」の「技術者単価」の欄に記載した金額が、最低賃金法に定める最低賃金額以上であり、かつ、それを入札者（元請）が負担する場合にあっては、「点検実施者」の欄に記載した者が過去３月以内に支払を受けた実績のある賃金の額に基づいたものであり、下請予定業者が負担する場合にあっては、下請予定業者が過去１年以内に「点検対象」、「対象区間」及び「時期・頻度」の各欄に記載の内容と同様の安全衛生管理体制を確保した際の実績のある技術者単価以上であるなど合理的かつ現実的なものであること。

エ　入札説明書、仕様書等で要求している要件に適合していること。

(20)安全衛生管理体制（仮設設置計画）（様式14－３）

ア　「諸費用」の「見込額」に記載された金額を入札者（元請）が負担する場合において、「計上した工種等」に記載された費目に、「見込額」に記載された金額が計上されていること。

イ　「諸費用」の「見込額」に記載された金額を下請予定業者が負担する場合において、「見込額」に記載された金額が、下請予定業者の過去１年以内の取引実績のある単価以上の金額であるなど合理的かつ現実的なものであること。

ウ　入札説明書、仕様書等で要求している要件に適合していること。

(21)安全衛生管理体制（交通誘導員設置計画）（様式14－４）

ア　自社社員を交通誘導員に充てる場合

(ｱ) 単価が最低賃金法に定める最低賃金額以上であること。

(ｲ) 単価の見積りが交通誘導員への支払給与の直近３か月の実績額以上でされていることなど合理的かつ現実的なものであること。

イ　派遣会社から交通誘導員の供給を受けることを予定する場合

(ｱ) 単価が最低賃金法に定める最低賃金額以上であること。

(ｲ) 単価の当該交通誘導員の派遣会社が過去１年以内に交通誘導員を派遣した実績のある単価以上であるなど合理的かつ現実的なものであること。

ウ　交通規制方法に応じて必要な人数の交通誘導員を配置する計画となっていること。

エ　入札説明書、仕様書等で要求している要件に適合していること。

(22)誓約書（様式15）

ア　入札者の申込みに係る価格が入札者の積算における工事の施工に要する費用の額を下回る場合に、その下回る額を自社の本社経費等から契約対象工事の一般管理費等に確実に計上することによって、入札者が落札契約後に下請予定業者や資機材納入業者等の見積金額を故なく減額するなど下請予定業者等にしわ寄せをし、手抜き工事を誘発することのないよう、その旨を代表取締役が誓約した書面を提出していること。

イ　入札者の申込みに係る価格が入札者の積算における工事の施工に要する費用の額を下回る場合に、その下回る額を自社で負担するための財源の確保方法が具体的に確認できること。

特に、当該下回る額（当該年度において、契約対象工事以外の防衛省発注の建設工事に関し、低入札価格調査を経て、入札者の積算における施工に要する費用の額を下回る価格で受注した経歴を有する者にあっては、その下回る価格の合計額と契約対象工事に係る下回る額との合計）が前年度の営業利益金額を上回るときは、より確実な財源の確保方法が具体的に確認できること。

(23)施工体制台帳（様式16）

施工体制が適切であること。

(24)過去に施工した同種の公共工事名及び発注者（様式17）

過去５年間の施工工事で低入札価格調査の対象となったもの。

別表第１

工事成績相互利用登録機関及び工事成績評定相互利用対象工事

１　中央官庁営繕担当課長連絡調整会議構成員

工事成績相互利用登録機関		工事成績評定相互利用対象工事		
中央官庁	発注機関・部署等	工事種別	工事規模	時期
○○省	○○部○○課	○○工事	契約額○○円以上の工事	平成○年○月○日以降に契約した工事
○○省	○○部○○課、○○局	すべての工事	契約額○○円を超える工事	平成○年○月○日以降に完成した工事

２　全国営繕主管課長会議構成員

工事成績相互利用登録機関		工事成績評定相互利用対象工事		
都道府県政令市	発注機関・部署等	工事種別	工事規模	時期
○○県	○○県○○部○○課	すべての工事	契約額○○円以上の工事	平成○年○月○日以降に完成した工事

別表第２

１　未提出であると認められる場合	(1)	工事費内訳明細書が白紙である場合
	(2)	工事費内訳明細書に表紙がついていない場合
２　記載すべき事項が欠けている場合	(1)	数量、単価、金額等の記載が欠けている場合
３　記載すべき事項に誤りがある場合	(1)	発注案件名に誤りがある場合
	(2)	提出業者名に誤りがある場合
	(3)	工事費内訳明細書の合計金額が入札金額と大幅に異なる場合
４　その他	(1)	他の入札参加者の工事費内訳明細書と類似し、合理性がなく、極めて不自然な場合

別紙様式第１
（用紙Ａ４版）

平成　　年　　月　　日

紙入札方式参加承諾願

１　工事名

２　電子入札システムでの参加ができない理由

上記の案件は、電子入札対象案件ではありますが、今回は当社においては上記理由により電子入札システムを利用しての参加ができないため、紙入札方式での参加を承諾いただきますようお願いいたします。

住　　所
商号又は名称
役　　職
氏　　名　　印

（契約担当官等の官職氏名）　　殿

別紙様式第２
（用紙Ａ４版）

平成　　年　　月　　日

一 般 競 争 参 加 資 格 確 認 申 請 書

（契約担当官等の官職氏名）　殿

住　　所
商号又は名称
代表者氏名　　印

平成　　年　　月　　日付けで入札公告のありました○○（○）○○○工事に係る競争参加資格について確認されたく、下記の書類を添えて申請します。

なお、予算決算及び会計令（昭和22年勅令第165号）第70条の規定に該当する者でないこと及び添付書類の内容について事実と相違ないことを誓約します。

記

１　入札説明書８(4)アに定める同種工事の施工実績を記載した書面
２　入札説明書８(4)イに定める配置予定の監理技術者等の資格等を記載した書面
３　入札説明書８(4)ウに定める技術提案書
４　入札説明書８(4)エに定める工事全般の施工計画を記載した書面
５　入札説明書８(4)オに定める契約書の写し（契約書の写しの提出を求める場合のみ）

以　上

担当者
○○○会社○○支店　○○課　○○○○
TEL　○○○○―○○―○○○
FAX　○○○○―○○―○○○
登録番号（○―○○―○○○○○）

注：電子入札システムにより提出する場合、押印は必要ありません。

紙入札方式による場合は、返信用封筒として、表に申請者の住所・氏名を記載し、簡易書留料金分を加えた所定の料金（○○○円）の切手を貼付した長３号封筒を申請書と併せて提出して下さい。

別紙様式第３
（用紙Ａ４版）

同種工事の施工実績

工 事 名：

工事名称等	工　事　名	（同種工事の工事名を記入する。）
	発注機関名	
	工事場所	（都道府県名、市町村名を記入する。）
	契約金額	（百万円単位で記入する。）
	工　期	平成　年　月　日　～　平成　年　月　日
	受注形態等	単体／ＪＶ（出資比率）
工事概要等	構造形式	
	規模・寸法	
	使用機材・数量	
	施工条件	（市街地・軟弱地質等）
	その他	
CORINS登録の有無		□有（CORINS登録番号　　）□無

注：１　必ず同種工事が確認できる内容で記載する。

２　CORINS登録の有無について、いずれかの「□」に「■」を付す。「有」に「■」を付した場合は、CORINSの登録番号を記載し、写し（詳細含む。）を添付する。「無」に「■」を付した場合は契約書の写し及び当該工事実績を証明する資料を添付する。

３　記載する工事が、平成13年12月25日以降に完成した防衛省発注機関（旧防衛施設局及び旧防衛施設支局を含む。）の発注した工事である場合は、当該工事に係る施工成績評定通知書又は工事成績評定通知書の写しを添付する。

別紙様式第４
（用紙Ａ４版）

配置予定の監理技術者等

工 事 名：

項目		監理技術者又は主任技術者
氏名		
最終学歴		（学校名、学科名及び卒業年次を記入する。）
法令による資格・免許		（施工管理技士、建築士等の名称及び取得年月日、監理技術者資格の取得年月日、登録番号及び登録会社並びに監理技術者講習の取得年月日及び修了証番号を記入する。）
工事経験の概要	工事名	
	発注者名	
	工事場所	（都道府県名、市町村名を記入する。）
	契約金額	（百万円単位で記入する。）
	工期	平成　年　月　日　～　平成　年　月　日
	従事役職	（現場代理人、監理（主任）技術者等の名称）
	工事内容	
	CORINS登録の有無	□有（CORINS登録番号　　）　□無
申請時における他工事の従事状況等	工事名	
	発注者名	
	工期	平成　年　月　日　～　平成　年　月　日
	従事役職	（現場代理人、監理（主任）技術者等の名称）
	本工事と重複する場合の対応措置	
	CORINS登録の有無	□有（CORINS登録番号　　）　□無

注：１　必ず同種工事が確認できる内容で記載する。

２　CORINS登録の有無について、いずれかの「□」に「■」を付す。「有」に「■」を付した場合は、CORINSの登録番号を記載し、写し（詳細含む。）を添付する。「無」に「■」を付した場合は契約書の写し及び当該工事実績を証明する資料を添付する。

３　記載する工事が、平成13年12月25日以降に完成した防衛省発注機関（旧防衛施設局及び旧防衛施設支局を含む。）の発注した工事の場合は、当該工事に係る施工成績評定通知書又は工事成績評定通知書の写しを添付する。

別紙様式第５
（用紙Ａ４版）

技術提案回答表

（工事名：　　）

商号又は名称：

○○○○○○○○○工事の技術提案については、以下のとおりとします。
技術提案が適正と認められた内容については、本技術提案書に基づいて施工します。

１　「○○○○○○○○　○○○○に関する技術提案」	技術提案又は標準案
２　「○○○○○○○○　○○○○に関する技術提案」	技術提案又は標準案

注：１　技術提案と記載した場合、別紙様式第６の評価項目について記述した技術提案書を提出する。
　　２　標準案を選択した場合、標準案により入札に参加するものとする。
　　※標準案とは、当局の想定する施工方法で、共通仕様書、特記仕様書及び関係法令を遵守し、一般的な施工機械（当省において使用している積算基準類に基づくものを想定）により施工及び監理する方法を用いて作業を行うものである。

別紙様式第６
（用紙Ａ４版）

技術提案書

（工事名：　　）

商号又は名称：

○○○○○○○○○○○工事の施工計画については、以下のとおりとします。
本施工計画が適正と認められた場合には、本計画に基づいて詳細施工計画を立案し、施工を行います。
なお、技術提案が不採用の場合は、標準案により施工します。

評価項目：「○○○○○○○○○○○○○○○○○○○○○○○」に関する技術提案

１　技術提案の概要
（標準案との相違点を簡潔に記述する。）

２　提案における施工方法、施工管理方法
（工事箇所の現状及び特性を踏まえ、本工事に有効であると考えられる具体的な施工方法、施工管理方法を列挙し、提案する内容ごとに効果が分かり易すいように、具体的に、簡潔に記述すること。さらに、創意工夫点や留意点等があれば記述する。）

３　提案施工方法に関する安全管理計画

４　提案に対する確実性、展開性の所見
（提案を確実にするための手法及び今後の類似工事への適用性、技術的波及効果の可能性について、過去の実績や経験等を基に記述する。）

５　提案の利用条件等
（工業所有権等の排他的権利に係る事項、提案内容の公表に係る所見等があれば記述する。）

注：１　資料の枚数は、添付図表を含めＡ４版換算で１評価項目につき３枚以内とする。
２　必要に応じて構造図、説明図書等を添付する（Ａ４版換算で１枚以内とする。）。
３　技術提案が複数設定された場合は、技術提案毎に本技術提案書を作成する。
４　上記項目の技術提案が不採用の場合は、標準案で入札に参加するものとする。

別紙様式第７
（用紙Ａ４版）

工事全般の施工計画書

（工事名：　　）

商号又は名称：

○○○○○○○工事の施工計画については、以下のとおりとします。
本施工計画が適正と認められた場合は、本施工計画に基づいて詳細施工計画を立案し施工を行います。

評 価 項 目：施工上配慮すべき事項等の具体的な施工計画
評価の着目点：
１　現場環境等の条件把握（地形、地質、気象条件、周辺施設等の現場条件）
２　施工計画上（品質・工程・安全管理等）の課題設定及び対策
３　施工計画の具体性
４　現場等における創意工夫
５　実現性の担保（過去の実績等による裏付け）

注：１　資料の枚数は図面を含め、Ａ４版２枚以内とする。
２　必要に応じて説明図表等を添付する。
３　工事全般の施工計画書については、必ず提出する。

別紙様式第８

平成　　年　　月　　日

見積に関するヒアリング日時希望通知書

（契約担当官等の官職氏名）　　殿

住　　所
商号又は名称
代 表 者 氏 名　　印

見積に関するヒアリングについては、以下のとおり希望日時等を通知します。

工事名	
ヒアリング出席予定者	①配置予定技術者　　氏名 ②役職　　氏名 ③役職　　氏名
ヒアリング希望日	希望日　平成　　年　　月　　日（　）
ヒアリング希望時間	希望時間　○○時から○○時まで

注１：　ヒアリング会場には、競争参加資格確認申請者の責任者（支店長・営業所長等）・配置予定技術者等を含め３名程度でお願いします。
注２：　ヒアリングの実施日時については後日通知しますが、日時は希望どおりにならない場合がありますので、あらかじめご了承願います。

付紙

評　　価　　基　　準

工事名：＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿

（※：本評価基準は、ＷＴＯ標準型により、評価項目は必須項目のみとした場合の作成例である。）

工事名：

１から２の評価点の最高点の合計は○○点とする。

１　企業による技術提案
　下表の評価項目についてそれぞれ評価を行い、各々評価点を算出する。評価項目の最高点は○○点とし、１課題に対する技術提案数は最大５つまでとする。
　なお、技術提案数が５つを超えた場合は当該技術提案に係る配点は０点とする。

評価項目		評価基準	評価点
企業による技術提案	○○○○○ （企業に求める提案内容を記載する。）	【優】が１以上又は【有】が５	15
		【有】が４	12
		【有】が３	9
		【有】が２	6
		【有】が１	3
		【有】が０又は技術提案数が５を超えている	0
	○○○○○ （企業に求める提案内容を記載する。）	【優】が１以上又は【有】が５	15
		【有】が４	12
		【有】が３	9
		【有】が２	6
		【有】が１	3
		【有】が０又は技術提案数が５を超えている	0

２　工事全般の施工計画について
　下表における評価項目について評価する。
　なお、最高点を10点とする。

評価項目		評価基準	評価点
企業による技術提案	施工上配慮すべき事項	現場環境等の条件把握	2
		施工計画上の課題設定及び対策	2
		施工計画の具体性	2
		現場等における創意工夫	2
		実現性の担保	2
		適正でない	欠格

入 札 公 告（建設工事）

次のとおり一般競争入札（政府調達協定対象外）に付します。

平成○年○月○日

○○○○

○○○○　○○　○○【発注者名を記載する。】

1　工事概要

(1) 工事名　○○（○）○○○工事

(2) 工事場所　○○県○○市○○町○－○

(3) 工事内容　本工事は、以下の工事を行うものである。

用途　○○、構造　鉄筋コンクリート造○階建て、規模　建物延べ面積約○○○○㎡

(4) 工期　平成○年○月○日まで

(5) 本工事は、入札時に「企業による技術提案」を受け付け、価格と価格以外の要素を総合的に評価して落札者を決定する総合評価落札方式のうち、品質確保のための施工体制及びその他の施工体制の確保状況を確認し、施工内容を確実に実現できるかどうかについて審査し、評価を行う施工体制確認型総合評価落札方式の試行対象工事である。

【地域評価型の場合は次の項目を追加する。】

(5) 本工事は、入札時に「企業による技術提案」を受け付け、価格と価格以外の要素を総合的に評価して落札者を決定する総合評価落札方式のうち、品質確保のための施工体制及びその他の施工体制の確保状況を確認し、施工内容を確実に実現できるかどうかについて審査し、評価を行う施工体制確認型総合評価落札方式の試行対象工事である。なお、「企業の信頼性・社会性」の評価に当たっては、地域精通度及び地域貢献度を重視して評価を行う「地域評価型」の対象工事である。

【見積活用方式の場合は次の２項目を追加する。】

(6) 本工事は、発注者が競争参加希望者に見積の提出を求め、ヒアリングを通じて見積の妥当性を確認し、妥当性が確認できた見積を積算価格に反映させるものである。見積の提出期限までに○○工事、○○工事に対する直接工事費（当該工事に必要な仮設費含む。）【共通仮設費又は現場管理費の積み上げ分の場合は、「共通仮設費（又は現場管理費）への積み上げ分である○○」を記載する。】について記載した見積（以下「見積」という。）を提出するものとする（詳細は入札説明書による。）。

(7) 本工事では、見積の提出後、競争参加希望者の責任者、配置予定の技術者等からヒアリングを行い、見積の妥当性を確認するものとする。

【電子入札対象の場合は次の項目を追加する。】

(6) 本工事は、資料提出及び入札等を電子入札システムにより行う工事である。ただ

し、電子入札システムにより難いものは、発注者の承諾を得て紙入札方式に代えるものとする。

なお、紙入札方式の承諾に関しては○○防衛局総務部契約課に紙入札方式参加承諾願を提出するものとする。

(7) 本工事は、工事費内訳明細書の提出を義務付ける工事である。

２　競争参加資格

(1) 予算決算及び会計令（昭和22年勅令第165号。以下「予決令」という。）第70条及び第71条の規定に該当しない者であること。

(2) 防衛省における平成○・○年度一般競争（指名競争）参加資格（以下「防衛省競争参加資格」という。）のうち、「○○工事」で級別の格付を受け、○○防衛局【当該契約担当官等の所在地を管轄する地方防衛局等を記載する。】に競争参加を希望していること（会社更生法（平成14年法律第154号）に基づき更正手続開始の申立てがなされている者又は民事再生法（平成11年法律第225号）に基づき再生手続開始の申立てがなされている者については、手続開始の決定後、再度級別の格付を受けていること。）。

(3) 会社更生法に基づく更生手続開始の申立てがなされている者又は民事再生法に基づき再生手続開始の申立てがなされている者（(2)の再度級別の格付を受けた者を除く。）でないこと。

(4) 防衛省競争参加資格の「○○工事」に係る総合審査数値（資格審査結果通知書の記３の総合審査数値欄の点数）が○○点以上であること。

(5) 平成○年度以降入札公告日まで【当該年度及び前年度から過去15年間を記載する。】に、元請けとして完成・引渡しが完了した工事のうち、（用途が○○で、）鉄筋コンクリート造○階建て以上、建物延べ面積○○㎡以上（１棟当たり）の工事を施工した実績を有すること（建設共同企業体の構成員としての実績は、出資比率が20％以上のものに限る。）。

なお、当該実績が平成13年12月25日以降に完成した防衛省発注機関（契約担当官等が属する防衛省本省の内部部局、防衛大学校、防衛医科大学校、防衛研究所、統合幕僚監部、陸上幕僚監部、海上幕僚監部、航空幕僚監部、情報本部、防衛監察本部、地方防衛局並びに統合幕僚長及び陸上幕僚長、海上幕僚長又は航空幕僚長の監督を受ける陸上自衛隊、海上自衛隊及び航空自衛隊の部隊及び機関並びに防衛装備庁をいう。以下同じ。）（旧防衛施設局及び旧防衛施設支局を含む。）の発注した工事に係るものにあっては、施工成績評定通知書又は工事成績評定通知書の評定点合計（以下「評定点合計」という。）が65点未満のものを除くこと。また、実績が工事成績相互利用登録機関が発注した工事で工事成績評定相互利用対象工事に該当するものである場合は、工事成績の評定点が65点未満のものを除くこと。

(6) 工事全般の施工計画が適正であること。

(7) 次の基準を全て満たす監理技術者又は主任技術者（以下「監理技術者等」という。）を当該工事に専任で配置できること。

ア　一級建築士又はこれと同等以上の資格を有する者である。【建築工事の場合】

イ　平成○年度以降入札公告日まで【当該年度及び前年度から過去15年間を記載する。】に、(5)に掲げる工事の経験を有する者である（原則、着工から完成まで従事している。）。

なお、当該経験が平成13年12月25日以降に完成した防衛省発注機関（旧防衛施設局及び旧防衛施設支局を含む。）の発注した工事に係るものにあっては、評定点合計が65点未満のものを除く。また、経験が工事成績相互利用登録機関が発注した工事で工事成績評定相互利用対象工事に該当するものである場合は、工事成績の評定点が65点未満のものを除く。

ウ　監理技術者にあっては、監理技術者資格者証及び監理技術者講習修了証を有する者である。

(8) 一般競争参加資格確認申請書（以下「申請書」という。）及び競争参加資格確認資料（以下「技術資料」という。）の提出期限の日から開札の時点までの期間に、○○防衛局長【契約担当官等の所在地を管轄する地方防衛局等の長を記載する】から工事請負契約等に係る指名停止等の措置要領について（防整施（事）第150号。28．３．31）に基づく指名停止を受けていないこと。

(9) ○○○○【当該発注機関名を記載する。】が発注した「○○工事」【工事種別を記載する。】のうち、平成○年度及び平成○年度【当該年度を含まない過去２年間を記載する。】に完成・引渡しが完了した工事の施工実績がある場合においては、当該工事に係る評定点合計の平均が65点以上であること。

(10) 上記１に示した工事に係る設計業務等の受注者（受注者が共同体である場合においては、当該共同体の各構成員をいう。以下同じ。）又は当該受注者と資本若しくは人事面において関連がある建設業者でないこと。

(11) 入札に参加を希望する者の間に資本関係又は人的関係がないこと。

(12) ○○防衛局【当該契約担当官等の所在地を管轄する地方防衛局等を記載する。】の管轄区域（○○県、○○県、○○県及び○○県）内に建設業法の許可（当該工事に対応する建設業種）に基づく本店、支店又は営業所が所在すること。

(13) 都道府県警察から暴力団関係業者として防衛省が発注する工事等から排除するよう要請があり、当該状態が継続している有資格者でないこと。

３　総合評価に関する事項

(1) 評価項目

本工事の評価項目は、次のアからカまでとし、詳細は入札説明書による。

ア　企業による技術提案

・「○○○○○」

【提案内容のみ記載し、着目点等は入札説明書に記載する。】

イ　企業の技術力

ウ　企業の信頼性・社会性

エ　工事全般の施工計画（当該工事における施工上配慮すべき事項等の技術的所見）

オ　施工体制

カ　その他（ペナルティ）

(2) 総合評価の方法

ア　標準点　要求要件を満たしている者に標準点として100点を付与する。

イ　加算点　技術資料の内容に応じ、(1)アからエまで及びカの評価項目ごとに評価を行い、得られた「評価点数の合計値」が、予決令第79条の規定に基づいて作成された予定価格（以下「予定価格」という。）の制限の範囲内の入札参加者のうち、最も高い者に○○点の加算点を付与する。

その他の者は「評価点数の合計値」に応じ按分して求められる点数を加算点として付与する。

ウ　施工体制評価点　「施工体制評価点」は(1)オの評価項目について最高30点の評価点を付与する。ただし、事前調査により、施工体制が十分に確保されない場合、契約の内容に適合した履行がされないおそれがある場合又は品質確保のための施工体制及びその他の施工体制が著しく確保されないおそれがある場合、減点を行う。また、施工体制評価点の低いものに対しては、企業による技術提案に係る評価点数に相当する加算点を減ずる場合がある。

エ　価格と価格以外の要素がもたらす総合評価は、入札参加者の「標準点」と「加算点」及び「施工体制評価点」の合計を、当該入札者の入札価格で除して得た数値（以下「評価値」という。）をもって行う。

オ　(1)アの評価項目（企業による技術提案）を行わない者にあっては、(1)イからエまで及びカの評価項目の評価内容に応じた加算点を算出し付与する。

(3) 配置予定の監理技術者等のヒアリングを行う。【配置予定の監理技術者等のヒアリングを行う場合のみ記載する。】

(4) 施工体制の確認のため、ヒアリングを行う。

(5) 落札者の決定方法

ア　入札参加者は、価格及び(1)アからカまでをもって入札に参加し、次の各要件に該当する者のうち、評価値の最も高い者を落札者とする。

(ｱ) 入札価格が予定価格の制限の範囲内である。

(ｲ) 評価値が、標準点を予定価格で除した数値（以下「基準評価値」という。）を下回らない。

ただし、落札者となるべき者の入札価格によっては、その者により当該契約の内容に適合した履行がされないおそれがあると認められるとき又はその者と契約を締結することが公正な取引の秩序を乱すこととなるおそれがあって著しく不適当であると認められるときは、予定価格の制限の範囲内で、発注者の定める最低限の要求要件を全て満たして入札した他の者のうち、評価値が最も高い者を落札者とすることがある。

なお、評価値が基準評価値を上回っていても、減点評価により技術評価点が標準点（100点）を下回る場合は、落札者の対象外とする。

イ　上記の場合において、評価値の最も高い者が二者以上あるときは、くじへ移行する。くじの実施方法等については、発注者から指示をする。

(6) その他　受注者の責めに帰すべき事由により入札時の(1)の評価内容が実施されていないと判断された場合は、ペナルティとして、工事成績評定を減ずることとし、

１工事最大○○点減ずる。

４　入札手続等

【電子入札の場合は以下のとおりとし、紙入札の場合は適宜、必要事項を記載する。】

(1) 担当部局

〒○○○－○○○○　○○県○○市○○町○－○－○

○○○○【当該発注機関、部署名を記載する。】

TEL　○○－○○○○－○○○○（内線○○○○）

FAX　○○－○○○○－○○○○

(2) 入札説明書の交付期間等

ア　交付期間　平成○年○月○日から平成○年○月○日まで（行政機関の休日に関する法律（昭和63年法律第91号）第１条第１項に規定する行政機関の休日（以下「行政機関の休日」という。）を除く。）の毎日、午前８時から午後10時（金曜日は午後６時）まで

イ　交付場所　防衛施設建設工事電子入札システムセンター

http://www.mod-eboc.go.jp

ウ　交付方法　全て、電子データで交付を行う。

文書類　：PDF　（○○形式）

図面類　：PDF　（○○形式）

数量表等：Excel（○○形式）

申請書類：Word　（○○形式）又は一太郎（○○形式）

なお、標記以外の形式による提供は一切行わない。

エ　使用条件　ダウンロードした資料の取扱いに関する利用規則に同意すること。

オ　その他　通信環境の不具合等のため、希望する者は電子情報の提供を依頼することができる。

この場合、(1)へ「図面データの取扱いに関する同意事項」（記入・押印済みのもの）、データを保存するために必要な、ＣＤ－Ｒ（未使用に限る。）○枚及び着払いのラベル（宅配業者の場合）又は切手（日本郵便の場合）を貼付した返信用の封筒を同封し、送付する。

なお、配送によるもの以外の対応は行わない。また、この対応により被った不利益や損害については、一切補償しない。

※「図面データの取扱いに関する同意事項」の書式については、防衛省・自衛隊のホームページより入手可能である。

（http://www.mod.go.jp/○/○/○/○/○.pdf）

(3) 申請書及び技術資料の提出期限等

ア　提出期限　平成○年○月○日午後○時○分

イ　提出方法　電子入札システムにより提出する。ただし、申請書及び技術資料が３MBを超える場合の提出方法等については、入札説明書による。紙入札方式による場合は、(1)に持参又は郵送（書留郵便に限る。）若しくは託送（書留郵便と同等のものに限る。）（以下「郵送等」という。）する。

【見積活用方式の場合は、次の項目を追加する。】

(4) 見積の提出期限等

ア　提出期限　(3)アに同じ。

イ　提出方法　(1)に持参又は郵送等により提出する。

(4) 入札書の受領期限等

ア　受領期限　平成○年○月○日午後○時○分

イ　提出方法　電子入札システムにより提出する。ただし、紙入札方式による場合は、(1)に持参することとし、郵送等による提出は認めない。

(5) 開札の日時及び場所

ア　日時　平成○年○月○日午前○時○分

イ　場所　○○○○室

５　その他

(1) 手続において使用する言語及び通貨　日本語及び日本国通貨に限る。

(2) 入札保証金　免除

【入札保証金を納付させる場合、(2)は次のとおりとする。】

(2) 入札保証金　納付（保管金の取扱店　○○銀行○○支店)。ただし、利付国債の提供（取扱官庁　○○○○）又は銀行等の保証（取扱官庁　○○○○）をもって入札保証金の納付に代えることができる。また、入札保証保険契約の締結を行った場合は、入札保証金を免除する。

【入札保証金を納付させる場合は次の項目を追加する。】

(3) 入札保証金の納付等に係る書類の提出期間、提出場所及び提出方法

ア　提出期間　平成○年○月○日から平成○年○月○日まで（利付国債の提供の場合は平成○年○月○日）の行政機関の休日を除く毎日、午前○時から午後○時まで。

イ　提出場所　〒○○○－○○○○　○○県○○市○○町○－○－○
○○○○【当該発注機関、部署名を記載する。】
TEL○○○○－○○－○○○○

ウ　提出方法　書類の提出は、持参又は郵送等することにより行うものとする。

(3) 契約保証金　納付（保管金の取扱店　○○銀行○○支店)。ただし、利付国債の提供（取扱官庁　○○○○）又は金融機関若しくは保証事業会社の保証（取扱官庁　○○○○）をもって契約保証金の納付に代えることができる。また、公共工事履行保証証券による保証を付し、又は履行保証保険契約の締結を行った場合は、契約保証金を免除する。

なお、契約保証金の額、保証金額又は保険金額は請負代金額の10分の１（予決令第86条の調査を受けた者との契約については請負代金額の10分の３）以上とする。

【公共工事履行保証証券による保証の場合は(3)は次のとおりとする。】
(3) 契約保証金　免除。ただし、落札者は、公共工事履行保証証券による保証（瑕疵担保特約（２年間）を付したものに限る。）を付するものとする。この場合の保証金額は、請負代金の10分の３以上とする。

【見積活用方式の場合は次の項目を追加する。】
(4) 見積の提出期限までに見積が提出されない場合は、入札心得書第８条第１項第３号の規定に該当するものとし、その者のした入札を無効とする。

(4) 入札の無効　次に掲げる入札は無効とする。
ア　本公告に示した競争参加資格のない者のした入札
イ　申請書又は技術資料に虚偽の記載をした者の入札
ウ　入札に関する条件に違反した入札

【見積活用方式の場合は次の項目を追加する。】
(6) 提出された見積の金額と入札時に提出された工事費内訳明細書の金額との間に著しい乖離が認められ、開札後に再度ヒアリングを実施し、その妥当性が確認できない場合は、入札心得書第８条第１項第３号の規定に該当するものとして、その者の行った入札を無効とすることがある。

(5) 配置予定の監理技術者等の確認　落札者決定後、発注者支援データベース・システム等により配置予定の監理技術者等の専任制違反の事実が確認された場合、契約を結ばないことがある。
　なお、種々の状況からやむを得ないものとして承認された場合の外は、配置予定の監理技術者等の変更を認めない。
(6) 落札者となるべき者の入札価格が予決令第85条の規定に基づいて作成された基準（以下「調査基準価格」という。）を下回っている場合は、予決令第86条の調査（以下「低入札価格調査」という。）を行うので、協力しなければならない。
(7) 専任の監理技術者の配置が義務付けられている工事において、調査基準価格を下回った価格をもって契約する場合においては、監理技術者とは別に同等の要件を満たす技術者の配置を求めることがある。
(8) 入札後、契約を締結するまでの間に、都道府県警察から暴力団関係者として防衛省が発注する工事等から排除するよう要請があり、当該状態が継続している有資格者とは契約を行わない。
(9) 低入札価格調査を受けた者との契約については、前払金の割合を請負代金額の10分の２以内とする。【前払金の設定が予定されている場合のみ記載する。】
(10)契約書作成の要否　要
(11)技術提案の可否及び評価の有無については、競争参加資格の確認の通知に併せて通知する。
(12)本工事に係る申請書及び技術資料の提出に当たって、技術提案により施工しよう

とする場合は、その内容を示した技術提案書を提出する。ただし、技術提案が適正と認められなかった場合においては標準案により入札に参加ができる。また、標準案に基づいて施工しようとする場合は、標準案によって入札に参加する旨を記載した書面を提出する。

(13)技術提案書作成説明会を行う。【技術提案書作成説明会を実施する場合のみ記載する。】

(14)関連情報を入手するための照会窓口　上記４(1)に同じ。

(15)競争参加資格の級別の格付を受けていない者の参加　上記２(2)に掲げる競争参加資格の級別の格付を受けていない者も上記４(3)により申請書及び技術資料を提出することができるが、競争に参加するためには、開札の時点において、当該資格の格付を受け、かつ、競争参加資格の確認を受けていなければならない。

(16)詳細は、入札説明書による。

入　札　説　明　書

○○○○【発注機関名を記載する。】の○○（○）○○○工事に係る入札公告（建設工事）に基づく入札等については、関係法令に定めるもののほか、この入札説明書によるものとする。

１　入札公告日　平成○年○月○日
２　契約担当官等
　○○○○　○○○○　○○　○○【発注者名を記載する。】
　〒○○○－○○○○　○○県○○市○○町○－○
３　工事概要
(1) 工事名　○○（○）○○○工事
(2) 工事場所　○○県○○市○○町○－○－○
(3) 工事内容及び工事範囲　別冊図面及び仕様書のとおり。
(4) 工期　平成○年○月○日まで
(5) 使用する主要な資機材　コンクリート○○㎥、鉄骨○○ｔ、鉄筋○○ｔ、板ガラス○○㎡
(6) 本工事は、入札時に「企業による技術提案」を受け付け、価格と価格以外の要素を総合的に評価して落札者を決定する総合評価落札方式のうち、品質確保のための施工体制及びその他の施工体制の確保状況を確認し、施工内容を確実に実現できるかどうかについて審査し、評価を行う施工体制確認型総合評価落札方式の試行対象工事である。

【地域評価型の場合は次の項目を追加する。】
(6) 本工事は、入札時に「企業による技術提案」を受け付け、価格と価格以外の要素を総合的に評価して落札者を決定する総合評価落札方式のうち、品質確保のための施工体制及びその他の施工体制の確保状況を確認し、施工内容を確実に実現できるかどうかについて審査し評価を行う、施工体制確認型総合評価落札方式の試行対象工事である。なお、「企業の信頼性・社会性」の評価に当たっては、地域精通度及び地域貢献度を重視して評価を行う「地域評価型」の対象工事である。

【見積活用方式の場合は次の２項目を追加する。】
(7) 本工事は、発注者が競争参加希望者に見積の提出を求め、ヒアリングを通じて見積の妥当性を確認し､妥当性が確認できた見積を積算価格に反映させるものである。見積の提出期限までに○○工事、○○工事に対する直接工事費（当該工事に必要な仮設費を含む。）【共通仮設費又は現場管理費の積み上げ分の場合は、「共通仮設費（又は現場管理費）への積み上げ分である○○」を記載する。】について記載した見積（以下「見積」という。）を提出するものとする。
(8) 本工事では、見積の提出後、競争参加希望者の責任者、配置予定の技術者等から

ヒアリングを行い、見積の妥当性を確認するものとする。

(7) その他

【電子入札対象の場合は次のア及びイを追加する。】

ア　本工事は、資料提出及び入札等を電子入札システムにより行う工事である。ただし、電子入札システムにより難いものは、発注者の承諾を得て紙入札方式に代えるものとする。

なお、紙入札方式の承諾に関しては、「紙入札方式参加承諾願（別紙様式第１）」を提出する。

(ｱ) 受付窓口　〒○○○－○○○○　○○県○○市○○町○－○
○○防衛局総務部契約課

(ｲ) 受付時間　午前○時から午後○時まで。ただし、正午から午後１時までの間を除く。

イ　電子入札システムで使用できるICカードは、代表者又は当該入札案件に関する入札・見積権限及び契約締結権限について委任を受けた者（以下「代理人」という。）のICカードのみとし、代理人による場合は、委任状を提出する。詳細は入札心得書による。

ウ　本工事は、工事費内訳明細書の提出を義務付ける工事である。

４　競争参加資格

(1) 予算決算及び会計令（昭和22年勅令第165号。以下「予決令」という。）第70条及び第71条の規定に該当しない者であること。

(2) 防衛省における平成○・○年度一般競争（指名競争）参加資格（以下「防衛省競争参加資格」という。）のうち、「○○工事」で級別の格付を受け、○○防衛局【当該契約担当官等の所在地を管轄する地方防衛局等を記載する。】に競争参加を希望していること（会社更生法（平成14年法律第154号）に基づき更生手続開始の申立てがなされている者又は民事再生法（平成11年法律第225号）に基づき再生手続開始の申立てがなされている者については、手続開始の決定後、再度級別の格付を受けていること。）。

(3) 会社更生法に基づく更生手続開始の申立てがなされている者又は民事再生法に基づき再生手続開始の申立てがなされている者（(2)の再度級別の格付を受けた者を除く。）でないこと。

(4) 防衛省競争参加資格の「○○工事」に係る総合審査数値（資格審査結果通知書の記３の総合審査数値欄の点数）が○○点以上であること。

(5) 平成○年度以降入札公告日まで【当該年度及び前年度から過去15年間を記載する。】に、元請けとして完成・引渡しが完了した工事のうち、（用途が○○で、）鉄筋コンクリート造○階建て以上、建物延べ面積○○㎡以上（１棟当たり）の工事を施工した実績を有すること。（建設共同企業体の構成員としての実績は、出資比率が20％以上のものに限る。）。

なお、当該実績が平成13年12月25日以降に完成した防衛省発注機関（契約担当官等が属する防衛省本省の内部部局、防衛大学校、防衛医科大学校、防衛研究所、統合幕僚監部、陸上幕僚監部、海上幕僚監部、航空幕僚監部、情報本部、防衛監察本部、地方防衛局並びに統合幕僚長及び陸上幕僚長、海上幕僚長又は航空幕僚長の監督を受ける陸上自衛隊、海上自衛隊及び航空自衛隊の部隊及び機関並びに防衛装備庁をいう。以下同じ。）（旧防衛施設局及び旧防衛施設支局を含む。）の発注した工事に係るものにあっては、防衛施設庁において実施する建設工事の請負業者の施工成績評定要領について（施本建第220号（CCP）。13．12．19）に基づく施工成績評定通知書（以下「施工成績評定通知書」という。）並びに工事成績評定要領について（施本建第134号（CCP）。19．７．30）、工事成績評定要領について（経施第4404号。21．３．31）、工事成績評定要領について（防整技第15542号。27．10．1）又は工事成績評定要領について（防整技第7160号。28．３．31）に基づく工事成績評定通知書（以下「工事成績評定通知書」という。）の評定点合計（以下「評定点合計」という。）が65点未満のものを除くこと。また、実績が工事成績相互利用登録機関が発注した工事で工事成績評定相互利用対象工事に該当するものである場合は、工事成績の評定点が65点未満のものを除くこと。

工事成績相互利用登録機関及び工事成績評定相互利用対象工事は別表第１のとおりである。

(6) 工事全般の施工計画が適正であること。

(7) 次の基準を全て満たす監理技術者又は主任技術者（以下「監理技術者等」という。）を当該工事に専任で配置できること。

ア　一級建築士又はこれと同等以上の資格を有する者である。

なお、「これと同等以上の資格を有する者」とは次のものをいう。

・一級建築施工管理技士の資格を有する者

・これらと同等以上の資格を有する者と国土交通大臣が認定した者

【建築工事の場合】

イ　平成○年度以降入札公告日まで【当該年度及び前年度から過去15年間を記載する。】に、(5)に掲げる工事の経験を有する者である（原則、着工から完成まで従事している。）。

なお、当該経験が平成13年12月25日以降に完成した防衛省発注機関（旧防衛施設局及び旧防衛施設支局を含む。）の発注した工事に係るものにあっては、評定点合計が65点未満のものを除く。また、経験が工事成績相互利用登録機関が発注した工事で工事成績評定相互利用対象工事に該当するものである場合は、工事成績の評定点が65点未満のものを除く。

ウ　監理技術者にあっては、監理技術者資格者証及び監理技術者講習修了証を有する者である。

エ　配置予定の監理技術者等にあっては直接的かつ恒常的な雇用関係が必要であるので、その旨を明示することができる資料を求めることがあり、その明示がなされない場合は入札に参加できないことがある。

(8) 一般競争参加資格確認申請書（以下「申請書」という。）及び競争参加資格確認資料（以下「技術資料」という。）の提出期限の日から開札の時点までの期間に、○○防衛局長【契約担当官等の所在地を管轄する地方防衛局等の長を記載する。】から、工事請負契約等に係る指名停止等の措置要領について（防整施（事）第150号。28．３．31。以下「指名停止措置要領」という。）に基づく指名停止を受けていないこと。

(9) ○○○○【当該発注機関名を記載する。】が発注した「○○工事」【工事種別を記載する。】のうち、平成○年度及び平成○年度【当該年度を含まない過去２年間を記載する。】に完成・引渡しが完了した工事の施工実績がある場合においては、当該工事に係る評定点合計の平均が65点以上であること。

(10) 上記３(1)に示した工事に係る設計業務等の受注者（受注者が共同体である場合においては、当該共同体の各構成員をいう。以下同じ。）又は当該受注者と資本若しくは人事面において関連がある建設業者でないこと。

(11) 入札に参加を希望する者の間に次の基準のいずれかに該当する関係がないこと。

なお、この場合に、辞退する者を決めることを目的に当事者間で連絡を取ることは、入札心得書第６条第２項の規定に抵触するものでない。

ア　資本関係

次のいずれかに該当する二者の場合。ただし、子会社（会社法（平成17年法律第86号）第２条第３号の規定による子会社をいう。以下同じ。）若しくは子会社の一方が会社更生法第２条第７項に規定する更生会社（以下「更生会社」という。）又は民事再生法第２条第４号に規定する再生手続が存続中の会社である場合を除く。

(ｱ) 親会社と子会社の関係にある場合

(ｲ) 親会社を同じくする子会社同士の関係にある場合

イ　人的関係

次のいずれかに該当する二者の場合。ただし、(ｱ)については、会社の一方が更生会社又は民事再生法第２条第４号に規定する再生手続が存続中の会社である場合を除く。

(ｱ) 一方の会社の役員が、他方の会社の役員を現に兼ねている場合

(ｲ) 一方の会社の役員が、他方の会社の管財人を現に兼ねている場合

ウ　その他の入札の適正さが阻害されると認められる場合

その他ア又はイと同視しうる資本関係又は人的関係があると認められる場合。

(12) ○○防衛局【当該契約担当官等の所在地を管轄する地方防衛局等を記載する。】の管轄区域（○○県、○○県、○○県及び○○県）内に建設業法の許可（当該工事に対応する建設業種）に基づく本店、支店及び営業所が所在すること。

(13) 都道府県警察から暴力団関係業者として防衛省が発注する工事等から排除するよう要請があり、当該状態が継続している有資格者でないこと。

５　設計業務等の受注者等

(1) 上記４(10)の「上記３(1)に示した工事に係る設計業務等の受注者」とは、次に掲げる者である。

○○○○設計株式会社

(2) 上記４(10)の「当該受注者と資本若しくは人事面において関連がある建設業者」とは、次のア又はイに該当する者である。

ア　当該受注者の発行済株式総数の100分の50を超える株式を有し、又はその出資の総額の100分の50を超える出資をしている建設業者

イ　建設業者の代表権を有する役員が当該受注者の代表権を有する役員を兼ねている場合における当該建設業者

６　総合評価に関する事項

(1) 評価項目

本工事の評価項目は、次のアからカまでとする。

ア　企業による技術提案

・課題「○○○○○」

（着目点）

本工事は○○○○○。このことから、○○○○○について、①○○○○○、②○○○○○、③○○○○○、④○○○○○、⑤○○○○○について、○○の見地から着目点ごとに１提案を求める。

イ　企業の技術力

ウ　企業の信頼性・社会性

エ　工事全般の施工計画(当該工事における施工上配慮すべき事項等の技術的所見)

オ　施工体制

カ　その他（ペナルティ）

(2) 総合評価の方法

ア　標準点　要求要件を満たしている者に標準点として100点を付与する。

イ　加算点　技術資料の内容に応じ、(1)アからエまで及びカの評価項目ごとに評価を行った結果、得られた「評価点数の合計値」が最も高い者に、最高点数○○点の加算点を付与する。

その他の者は「評価点数の合計値」に応じ按分して求められる点数を加算点として付与する。

ウ　施工体制評価点　「施工体制評価点」は(1)オの評価項目について最高30点の評価点を与える。ただし、事前調査により、施工体制が十分に確保されない場合、契約の内容に適合した履行がされないおそれがある場合又は品質確保のための施工体制及びその他の施工体制が著しく確保されないおそれがある場合、減点を行う。

なお、事前調査のため入札書（施工体制の確認に係る部分に限る。）のヒアリングを実施するとともに、ヒアリングに際して追加資料の提出を求めることがある。また、施工体制評価点の低いものに対しては、企業による技術提案に係る評価点数に相当する加算点を減ずる場合がある。

エ　価格と価格以外の要素がもたらす総合評価は、入札参加者の「標準点」、「加算点」及び「施工体制評価点」の合計を、当該入札者の入札価格で除して得た数値（以下「評価値」という。）をもって行う。

オ　(1)アの評価項目（企業による技術提案）を行わない者にあっては、(1)イからエ及びカの評価項目の評価内容に応じた加算点を算出し付与する。

(3) 評価の基準

ア　施工体制（施工体制評価点）

評価項目	評価基準	配点	得点
品質確保の実効性	工事の品質確保のための適切な施工体制が十分確保され、入札説明書等に記載された要求要件をより確実に実現できると認められる場合	15	/15
	工事の品質確保のための適切な施工体制が概ね確保され、入札説明書等に記載された要求要件を確実に実現できると認められる場合	5	
	その他	0	
施工体制確保の確実性	工事の品質確保のための施工体制のほか、必要な人員及び材料が確保されていることなどにより、適切な施工体制が十分確保され、入札説明書等に記載された要求要件をより確実に実現できると認められる場合	15	/15
	工事の品質確保のための施工体制のほか、必要な人員及び材料が確保されていることなどにより、適切な施工体制が概ね確保され、入札説明書等に記載された要求要件を確実に実現できると認められる場合	5	
	その他	0	

イ　加算点　付紙の評価基準による。

(4) 落札者の決定方法

ア　入札参加者は、価格及び(1)アからカまでをもって入札を行い、次の各要件に該当するもののうち、(2)によって得られた評価値の最も高い者を落札者とする。

(ｱ) 入札価格が予定価格の制限の範囲内である。

(ｲ) 評価値が標準点を予定価格で除した数値を下回らない。

(ｳ) 技術評価点が標準点（100点）を下回らない。

ただし、落札者となるべき者の入札価格によっては、その者により当該契約の内容に適合した履行がされないおそれがあると認められるとき又はその者と契約を締結することが公正な取引の秩序を乱すこととなるおそれがあって著しく不適当であると認められるときは、予定価格の制限の範囲内で、発注者の定

める最低限の要求要件を全て満たして入札した他の者のうち、評価値が最も高い者を落札者とすることがある。

イ　上記の場合において、評価値の最も高い者が二者以上あるときは、くじへ移行する。くじの実施方法等については、発注者から指示をする。

(5) 罰則等について

受注者より提案された「技術提案」、「工事全般の施工計画」等については、工事完成後において履行状況の検査を行う。

受注者の責めに帰すべき事由により入札時の(1)の評価内容が実施されていない場合は、再度の施工を行う。再度の施工が困難あるいは合理的でない場合は、契約違反としての措置（不履行に係る金額の支払い請求等）をとる場合がある。併せて、ペナルティとして技術提案について工事成績評定を減ずることとし、１工事最大○○点の減点とする。

なお、受注者の責めに帰すべき事由によらない場合とは、災害又はその他特別な事情がある場合等のことをいい、発注者と受注者の協議により決定する。

(6) 重点審査について

入札参加者の申込みに係る価格（ＶＥ提案の内容に基づく施工を行うことによりコスト縮減の達成が可能となること及びその縮減金額を上記３(6)の資料において明らかにしたときは、コスト縮減金額として契約担当官等が認めた金額を当該入札参加者の申込みに係る価格に加えた価格）が、品質確保のための施工体制及びその他の施工体制が著しく確保されないおそれがある価格である場合は、審査を特に重点的に行う。

(7) その他

ア　発注者は技術提案については、その後の工事において、その内容が一般的に使用されている状態となった場合は、無償で使用できるものとする。ただし、工業所有権等の排他的権利を有する提案についてはこの限りではない。

イ　技術提案を適正と認めることにより、設計図書において施工方法等を指定しない部分の工事に関する建設業者の責任が軽減されるものではない。

７　担当部局

〒○○○－○○○○　○○県○○市○○町○－○
○○○○【当該発注機関、部署名を記載する。】
TEL　○○－○○○○－○○○○（内線○○○○）
FAX　○○－○○○○－○○○○

８　競争参加資格の確認等

(1) 本競争の参加希望者は、上記４に掲げる競争参加資格を有することを証明するため、また、総合評価における技術力の審査・評価を受けるため、次に従い、申請書、技術資料及び技術提案（以下「申請書等」という。）を提出し、契約担当官等から競争参加資格の有無の確認等を受けなければならない。また、上記４(2)の級別の格付を受けていない者も次に従い申請書等を提出することができる。この場合において、上記４(1)及び(5)から(13)までに掲げる事項を満たしているときは、開札の時点において上記４(2)から(4)までに掲げる事項を満たしていることを条件として

競争参加資格があることを確認するものとする。

当該確認を受けた者が競争に参加するためには、開札の時点において上記４(2)から(4)までに掲げる事項を満たしていなければならない。

なお、期限までに申請書等を提出しない者及び競争参加資格がないと認められた者は、本競争に参加することができない。

申請書等の提出は、次に示すとおり。

ア　電子入札システムによる場合

(ｱ) 提出期間　平成○年○月○日から平成○年○月○日まで（行政機関の休日に関する法律（昭和63年法律第91号）第１条第１項に規定する行政機関の休日（以下「行政機関の休日」という。）を除く。）の毎日、午前８時から午後10時（金曜日は午後６時）まで。ただし、最終日は午後○時まで。

(ｲ) その他　技術提案を行う場合は、提案書欄に添付し、技術提案を行わない場合は添付資料欄に添付して送信する。

申請書等が３MBを超える場合、技術資料及び技術提案書は、上記７に持参又は郵送（書留郵便に限る。）若しくは託送（書留郵便と同等のものに限る。）（以下「郵送等」という。）で提出することとし、電子入札システムとの分割は認めない。また、持参又は郵送等する場合は、次の内容を記載した書面を電子入札システムにより申請書とともに送信する。

・持参又は郵送等する旨の表示
・持参又は郵送等する書類の目録
・持参又は郵送等する書類のページ数
・持参又は発送年月日

(ｳ) ファイル形式　電子入札システムによる提出資料のファイル形式については、次のいずれかの形式にて作成する。

・一太郎　　Ver　○○形式以下
・Microsoft Word　○○形式以下
・Microsoft Excel ○○形式以下
・その他のｱﾌﾟﾘｹｰｼｮﾝ PDFファイル　Acrobat ○○形式以下
画像ファイル JPEG及びGIF形式
圧縮ファイル LZH又はZIP形式

(ｴ) プリントアウト時に規定の枚数内となるように設定する。

なお、送信された資料のプリントアウトは白黒印刷で行う。

イ　紙入札方式による場合

(ｱ) 提出期間　平成○年○月○日から平成○年○月○日まで（行政機関の休日を除く。）の毎日、午前○時から午後○時まで（正午から午後１時までの間を除く。）。ただし、最終日は午後○時まで。

(ｲ) 提出場所　上記７に同じ。

(ｳ) 提出方法　持参又は郵送等による。

(2) 申請書は、別紙様式第２により作成する。

(3) 技術資料及び技術提案書は、次に従い作成する。

なお、アの実績及びカの経験については、平成○年度以降入札公告日まで【当該年度及び前年度から過去15年間を記載する。】に工事が完成・引渡しが完了しているもの、また、クの実績については、平成○年度以降に工事が完成・引渡しが完了しているものに限り記載することとし、ア、ウ及びクの実績、カの経験並びにキの成績として記載する工事が平成13年12月25日以降に完成した防衛省発注機関（旧防衛施設局及び旧防衛施設支局を含む。）の工事の場合は、当該工事に係る施工成績評定通知書又は工事成績評定通知書の写しを添付する。

ア　同種工事の施工実績

上記４(5)に掲げる資格があることを判断できる同種工事の施工実績を１件記載する。

記載様式は別紙様式第３とし、図面、写真等を引用する場合も含め、Ａ４版１枚に記載する。

イ　優秀工事の顕彰等の実績

平成○年４月１日から入札公告日まで【当該年度及び前年度から過去３年間を記載する。】に大臣官房施設監の顕彰、地方防衛局長の感謝状の贈与又は地方防衛局調達部長若しくは地方防衛支局長の顕彰の実績がある場合は、当該実績を記載する。

記載様式は別紙様式第４とし、当該顕彰状等の写しを添付する。

ウ　難工事の工事実績

平成○年○月○日から入札公告日まで【入札公告日から過去２年間を記載する。】に○○防衛局【当該地域を管轄する地方防衛局等を記載する。】管轄地域における防衛省発注機関発注の難工事を施工した実績がある場合は、当該実績を記載する。

記載様式は別紙様式第５とし、当該難工事に係る施工成績評定通知書又は工事成績評定通知書の写しを添付する。

また、配置予定技術者が、当該難工事において監理技術者又は主任技術者として従事していた場合は、その従事状況が確認できる資料を添付する。

【関連分野での技術開発の実績を評価項目として選択した場合は次の項目を追加する。】

エ　関連分野での技術開発の実績

当該工事の履行に係わる平成○年○月○日以降における関連分野での技術開発の実績の有無を記載する。

記載様式は別紙様式第６とし、当該実績がある場合は、当該技術開発の内容及び本工事と関連することが確認できる資料を添付する。

オ　ＩＳＯマネジメントシステムの取得状況

ＩＳＯ認証の取得状況を記載する。

記載様式は別紙様式第７とし、ＩＳＯ認証を取得している場合は、当該認証の

内容が確認できる書類を添付する。

カ　配置予定の監理技術者等

上記４(7)に掲げる資格があることを判断できる配置予定の監理技術者等の資格、同種工事の経験及び申請時における他工事の従事状況等を記載する。

記載様式は別紙様式第８とし、記載する同種工事の経験の件数は１件でよい。

優秀工事技術者顕彰等の有無欄の対象期間は平成○年４月１日から入札公告日まで【当該年度及び前年度から過去３年間を記載する。】とし、当該期間に大臣官房施設監、地方防衛局調達部長又は地方防衛支局長の顕彰の実績がある場合は、それらの写しを添付する。

当該工事の履行に係る法令による資格・免許において、継続教育(CPD)を受けた場合は、証明書(写)を添付する。経常建設共同企業体にあっては、いずれかの構成員の実績について記載する。

なお、配置予定の監理技術者等として複数の候補技術者の資格及び同種工事の経験を記載することもできる。ただし、審査及び評価は、評価点の合計が最も低い者とする。また、同一の技術者を重複して複数工事の配置予定の監理技術者等とすることは差し支えないものとするが、他の工事を落札したことにより配置予定の監理技術者等を配置することができなくなったときは、入札への参加はできないものとし、申請書を提出した者は、直ちに当該申請書の取下げを行うこととし、電子入札システムにより入札金額を送信した後にあっては、電話及び電送（押印済みの申出書）でその旨の申し出を行うと共に、速やかに書面により申出書を提出する。他の工事を落札したことにより配置予定の監理技術者等を配置することができないにもかかわらず入札した場合においては、不正又は不誠実な行為として、指名停止措置要領に基づく指名停止を行うことがある。

入札書の提出後、落札者決定までの期間（予決令第86条の調査（以下「低入札価格調査」という。）期間を含む。）において、他の工事を落札したことにより配置予定の監理技術者等を配置することができなくなった場合は、直ちにその旨の申し出を行う。この場合において、事実が認められた場合には、当該入札を無効とする。

落札後、配置予定の監理技術者等が配置できないことが明らかになった場合は、不正又は不誠実な行為として、指名停止措置要領に基づく指名停止を行うことがある。

キ　配置予定の監理技術者等の直近の工事成績

平成○年度以降平成○年度まで【当該年度を含まない過去３年間を記載する。】に完成・引渡しが完了した○○防衛局【当該地域を管轄する地方防衛局等を記載する。】管轄地域における防衛省発注機関の工事であって、当該工事と同一工種において、監理技術者又は主任技術者として従事した経験がある場合は、当該工事成績を記載する。

記載様式は別紙様式第９とし、当該工事成績が確認できる資料を添付する。

ク　近隣地域内における工事の施工実績

平成○年度以降平成○年度まで【当該年度を含まない過去５年間を記載する。】に元請けとして完成・引渡しが完了した○○県内における施工実績を記載する。

記載様式は別紙様式第10とする。

ただし、当該実績が平成13年12月25日以降に完成した防衛省発注機関（旧防衛施設局及び旧防衛施設支局を含む。）の発注した工事に係るものにあっては、評定点合計が65点未満のものを除く。

ケ　地理的条件

○○防衛局【当該契約担当官等の所在地を管轄する地方防衛局等名を記載する。】の管内に本店、支店又は営業所等が所在する場合は、該当する本店、支店又は営業所等の名称等を記載する。

記載様式は別紙様式第11とし、該当する本店、支店又は営業所等がない場合は記載不要とする。

コ　地元企業の下請採用予定状況

施工都道府県内に所在する地元企業を下請に採用する予定の有無等を記載する。また、地元企業を下請に採用する予定がない場合であっても、施工都道府県内に本店、支店又は営業所等が所在し、自社施工する場合は、その内容を記載する。

記載様式は別紙様式第12とする。

サ　災害協定等による地域貢献の実績

施工都道府県内における国等の公共機関との間で締結している災害協定及びボランティア活動の有無等を記載する。

記載様式は別紙様式第13とする。

災害協定を締結している場合は、申請書等の提出期限における当該協定の有効性が確認できる協定書等の写しを添付する。ただし、当該協定の有効性が証明できなければ実績として認めない。

また、平成○年○月○日から入札公告日まで【入札公告日から過去２年間を記載する。】の間においてボランティア活動の実績がある場合は、当該活動内容が具体的に把握できる資料を添付する。

シ　技術提案書

次に掲げる資料を作成するものとする。

(ｱ) 技術提案回答表

技術提案による施工又は標準案による施工の別を記載する。

記載様式は別紙様式第14とする。

(ｲ) 技術提案書

技術提案により施工しようとする場合は、技術提案に基づく施工方法等の技術的事項に対する所見について記載する。なお、技術提案による施工方法が認められなかった場合には、標準案に基づいて入札に参加するものとする。

記載様式は別紙様式第15とし、１課題に対する技術提案は最大５つまでとし、１課題に対する提出枚数は補足資料を除き、Ａ４版３枚以内とする。補足資料は、技術提案を補完する図表、写真等とし、Ａ４版１枚以内とする。

なお、技術提案数が５つを超えた場合は、当該提案に係る配点を０点とするので注意する。

ス　工事全般の施工計画書

「工事全般の施工計画（当該工事における施工上配慮すべき事項等の技術的所見）」を記載する。

記載様式は別紙様式第16とする。

【地域評価型の場合は次の項目を追加する。】

セ　地産品の使用状況

平成○年度及び平成○年度まで【当該年度を含まない過去２年間を記載する。】に、元請けとして完成・引渡しが完了した公共工事において地産品を使用した実績の有無等を記載する。

記載様式は別紙様式第17とし、当該実績がある場合は、当該内容を証明する資料を添付する。

【地域評価型において、不発弾処理対策の実績を評価項目として選択した場合は次の項目を追加する。】

ソ　不発弾処理対策の実績

○○県内において、平成○年度以降平成○年度まで【当該年度を含まない過去15年間を記載する。】に不発弾処理対策の実績の有無等を記載する。

記載様式は別紙様式第18とし、当該実績がある場合は、実施内容が具体的に把握できる資料を添付する。

【予備自衛官又は即応予備自衛官の現場配置を評価項目として選択した場合は次の項目を追加する。】

タ　予備自衛官又は即応予備自衛官の現場配置(下請け企業が、予備自衛官又は即応予備自衛官を現場配置する場合も評価する。)

記載様式は別紙様式第19とし、予備自衛官又は即応予備自衛官であることを証明するために、自衛隊地方協力本部長又は指定部隊等の長が発行する証明書（申請書の書式は、陸上自衛隊のホームページ【アドレスを記載する】よりダウンロードすることができる。）及び雇用保険被保険者証の写しを添付する。

チ　契約書の写し等

施工実績又は経験として記載した工事に係る契約書の写し又は当該同種工事を証明する資料を提出する。ただし、当該工事が、財団法人日本建設情報総合センターの「工事実績情報サービス（CORINS)」に登録されている場合はその写し（詳細を含む。）を添付するものとし、契約書の写しを提出する必要はない。

ツ　工事成績の写し

評価基準（付紙）１「工事成績」を証明する資料として、評価基準（付紙）６の表に該当する工事の工事成績評定通知書の写しを提出する。

【必要に応じ、次の項目を追加する。】

(4) 配置予定の監理技術者等のヒアリング

配置予定の監理技術者等のヒアリングを次の要領で行う。

ア　日時　平成○年○月○日から平成○年○月○日まで

イ　場所　〒○○○－○○○○　○○県○○市○○町○－○　○○防衛局○○室
TEL　○○－○○○○－○○○○（内線○○○○）

ウ　その他　企業別のヒアリングの日時及び場所は追って通知する。
なお、出席者は配置予定の監理技術者等とする。

【見積活用方式の場合は、次の２項目を追加する。】

(5) 本競争の参加希望者は、次に従い、本工事の積算に必要な見積の提出等を行うものとする。

ア　見積の提出方法等

(ｱ) 提出方法　上記７に持参又は郵送等により提出する。

(ｲ) 提出期限　平成○年○月○日午後○時○分

イ　見積の作成方法

見積の作成に当たっては、交付した見積依頼書等に従い作成するものとする。
なお、見積の作成に係る費用は、競争参加希望者の負担とする。

競争参加希望者は、本工事の積算に必要な見積を、見積の提出期限までに提出するものとする。見積には○○○工事、○○○工事に対する直接工事費（必要な仮設費含む。）【共通仮設費又は現場管理費の積み上げ分の場合は、「共通仮設費（又は現場管理費）への積み上げ分である○○」を記載する。】に係るものについて記載するものとする。

ウ　見積作成に関する質問

本工事の積算に必要な見積作成に関して質問がある場合には、次に従い提出する。

(ｱ) 提出方法　電子入札システムにより提出する。また、紙入札方式による場合は書面（様式は自由とする。）を上記７に持参することにより提出する。

(ｲ) 提出期間　電子入札システムによる場合は、平成○年○月○日から平成○年○月○日まで（行政機関の休日を除く。）【概ね４日以上】の毎日、午前８時から午後10時（金曜日は午後６時）まで。紙入札方式による場合は、午前○時から午後○時まで。ただし、正午から午後１時までの間を除く。

エ　ウの質問に対する回答は、電子入札システムにより回答するので確認するものとする。また、紙入札方式による参加希望者に対してはFAXにて回答を送信する。

オ　提出された見積に関するヒアリング

提出された見積に関して、その妥当性を確認するためのヒアリングを行う。

(ｱ) 期間　平成○年○月○日から平成○年○月○日まで【概ね１～２週間】（行政機関の休日を除く。）の午前○時から午後○時まで。

(ｲ) 会場　○○○○○○室

(ｳ) その他　本競争の参加希望者は、(ｱ)の期間のうち、ヒアリングの希望日時及び出席者を「見積に関するヒアリング日時希望通知書（別紙様式第20)」に記載し、競争参加資格確認申請時に提出する。

なお、ヒアリング出席者は、責任者（支店長・営業所長等)、配置予定の監理技術者等、見積の根拠を説明できる者等を含め３名程度とする。

(ｴ) ヒアリング日時については、追って通知する。

(ｵ) ヒアリング時には、見積の根拠資料を持参するものとする。

(ｶ) (ｵ)による根拠資料とは、採用を予定する協力会社等（下請会社、専門工事業者及び製造者等）から収集する見積書（自社施工の場合も含む。）又は同種かつ直近の契約工事における契約書類等により、見積に記載した単価及び価格が確認できる資料とする。なお、同種かつ直近の契約工事における契約書類等を根拠とする場合は、本工事の現場条件等を勘案するものとする。

(6) 見積の提出期限までに見積が提出されない場合は、入札心得書第８条第１項第３号の規定に該当するものとして、その者のした入札を無効とする。

(5) 競争参加資格の確認は、申請書等の提出期限をもって行うものとし、その結果は電子入札システムにより、また、紙入札方式による場合は申請時に提出された返信用封筒により、平成○年○月○日までに通知する。

(6) 技術提案の可否及び評価の有無については、競争参加資格の確認の通知に併せて通知する。その際、技術提案が適正と認められなかった場合には、その理由を付して通知する。

(7) その他

ア　申請書等の作成及び提出に係る費用は、申請者の負担とする。

イ　契約担当官等は、提出された申請書等を競争参加資格の確認及び総合評価の審査・評価並びに入札・契約に関する統計的分析以外に申請者に無断で使用しない。

ウ　提出された申請書等は、返却しない。

エ　提出期限以降における申請書等の差し替え及び再提出は認めない。

オ　申請書等に関する問い合わせ先　上記７に同じ。

９　競争参加資格がないと認めた者及び技術提案が適正と認められなかった者に対する理由の説明

(1) 競争参加資格がないと認められた者及び技術提案が適正と認められなかった者は、契約担当官等に対して競争参加資格がないと認めた理由及び技術提案が適正と認められなかった理由について、次に従い説明を求めることができる。

ア　提出方法　電子入札システムにより、また、紙入札方式による場合は書面（様式は自由とする。）を上記７に持参するものとし、郵送等によるものは受け付けない。

なお、技術提案のみ適正と認められなかった者については、電子入札システムにより説明を求めることができないため、持参により提出する。

イ　提出期間

(ｱ) 電子入札システムによる場合

上記８(5)の通知の日から平成○年○月○日まで（行政機関の休日を除く。）の毎日、午前８時から午後10時（金曜日は午後６時）まで。ただし、最終日は午後○時まで。

(ｲ) 紙入札方式による場合

上記８(5)の通知の日から平成○年○月○日まで（行政機関の休日を除く。）の毎日、午前○時から午後○時まで（正午から午後１時までの間を除く。）。ただし、最終日は午後○時まで。

(2) 契約担当官等は、(1)により説明を求められたときは、平成○年○月○日までに説明を求めた者に対し電子入札システムにより、また、紙入札方式による場合及び技術提案のみ適正と認められなかった者については書面により回答する。

10　入札説明書に対する質問

(1) 入札説明書に対して質問がある場合には、次に従い提出する。

ア　提出方法　電子入札システムにより、また、紙入札方式による場合は書面（様式は自由とする。）を上記７に持参により提出するものとし、郵送等によるものは受け付けない。

イ　提出期間

(ｱ) 電子入札システムによる場合

平成○年○月○日から平成○年○月○日まで（行政機関の休日を除く。）の毎日、午前８時から午後10時（金曜日は午後６時）まで。ただし、最終日は午後○時まで。

(ｲ) 紙入札方式による場合

平成○年○月○日から平成○年○月○日まで（行政機関の休日を除く。）の毎日、午前○時から午後○時まで（正午から午後１時までの間を除く。）。ただし、最終日は午後○時まで。

(2) (1)の質問に対する回答書は、電子入札システムにより回答するので確認するものとする。また、紙入札方式による場合は、平成○年○月○日から平成○年○月○日まで（行政機関の休日を除く。）の毎日、午前○時から午後○時まで（正午から午後１時までの間を除く。）、上記７において閲覧に供する。

11　入札方法等

(1) 入札書の提出方法等

ア　電子入札システムによる場合

提出期間　平成○年○月○日から平成○年○月○日まで（行政機関の休日を除く。）の毎日、午前８時から午後10時（金曜日は午後６時）まで。ただし、最終日は午後○時まで。

イ　紙入札方式による場合

(ｱ) 提出期間　平成○年○月○日午前○時から午後○時まで（正午から午後１時までの間を除く。）。

(ｲ) 提出場所　上記７に同じ。

(ｳ) 提出方法　入札書及び工事費内訳明細書を各々封筒に入れて封かんし、入札

書を入れた封筒の表に「入札書在中」と朱書きする。さらにこれらを１つの封筒に入れて封かんし、封筒の表に工事名、開札日時及び商号又は名称を記載の上、持参により提出する。また、一般競争参加資格確認通知書又はその写しを提示する。

(2) 落札決定に当たっては、入札書に記載された金額に当該金額の100分の○【消費税及び地方消費税とを合わせた税率を記載する。】に相当する額を加算した金額（当該金額に１円未満の端数があるときは、その端数金額を切り捨てた金額）をもって落札価格とするので、入札参加者は、消費税及び地方消費税に係る課税事業者であるか免税事業者であるかを問わず、見積った契約希望金額の○○○分【100＋消費税及び地方消費税とを合わせた税率を記載する。】の100に相当する金額を入札書に記載する。

(3) 入札回数は、原則として２回を限度とする。ただし、２回目の入札において落札者がいない場合は、３回目の入札を執行する場合もある。また、予決令第９９条の２の規定による随意契約（以下「不落随契」という。）は、特別な場合を除き適用しない。なお、不落随契を行う場合、不落随契へ移行する前の入札結果をもって評価値の算定を行い、評価値が最も高い者に見積依頼を行うものとする。

(4) 一般競争参加資格確認通知書において、技術提案に基づき通知されたものは当該技術提案書（不採用とされた部分を除く。）に基づく入札を行い、標準案に基づき通知されたものは標準案に基づく入札を行うものとする。また、技術提案における安全管理については、標準案と同等以上の安全性を有するものとし受注者の責任において行うものとする。

12　入札保証金及び契約保証金

(1) 入札保証金　免除

【入札保証金を納付させる場合、(1)は次のとおりとする。】

(1)　入札保証金　納付（保管金の取扱店　○○銀行○○支店）。ただし、利付国債の提供（取扱官庁　○○○○）又は銀行等の保証（取扱官庁　○○○○）をもって入札保証金の納付に代えることができる。また、入札保証保険契約の締結を行った場合は、入札保証金を免除する。入札保証金の金額等（国債の総額、銀行等の保証に係る保証金額及び入札保証保険に係る保険金額を含む。以下同じ。）は、見積金額の100分の５以上とする。

なお、期限までに入札保証金の納付等（入札保証金の納付に代わる担保としての国債又は銀行等の保証の提供及び入札保証金の全部が免除される入札保証保険契約の締結を含む。以下同じ。）を行わない者及び入札保証金の納付等に係る書類（以下「書類」という。）を提出しない者並びに入札保証金の金額等が入札金額（税込み）（入札価格に消費税及び地方消費税相当額を加えたものをいう。以下同じ。）の100分の５に満たない者は、入札に関する条件に違反したものとして、その入札を無効とする。

利付国債の提供の場合は担保の提供が完了するまでには、振替手続き等相応の

日数を要するため、あらかじめ取引先の銀行・証券会社等に相談のうえ、期限までに十分余裕をもって手続きする。

ア　提出期間　平成○年○月○日から平成○年○月○日（利付国債の提出の場合は平成○年○月○日）までの行政機関の休日を除く毎日、午前○時から午後○時まで。

イ　提出場所　〒○○○－○○○○　○○県○○市○○町○－○－○　○○【当該発注機関、部署名を記載する。】　TEL○○○○－○○－○○○○

ウ　提出方法　書類の提出は、持参又は郵送等することにより行うものとする。

エ　増額変更　認めない。

オ　減額変更　認めない。

カ　保証期間　平成○年○月○日まで【落札者決定の日から７日を経過した日以降の日で契約担当官等が指定する日を記載する。】

キ　その他　入札保証金の納付等及び書類の提出に係る費用は、入札参加者の負担とする。

(2) 契約保証金　納付（保管金の取扱店 ○○銀行○○支店)。ただし、利付国債の提供（取扱官庁　○○○○）又は金融機関若しくは保証事業会社の保証（取扱官庁　○○防衛局）をもって契約保証金の納付に代えることができる。また、公共工事履行保証証券による保証を付し、又は履行保証保険契約の締結を行った場合は、契約保証金を免除する。

なお、契約保証金の額、保証金額又は保険金額は請負代金額の10分の１（予決令第86条の調査を受けた者との契約については請負代金額の10分の３）以上とする。

【公共工事履行保証証券による保証の場合、(2)は次のとおりとする。】

(2) 契約保証金　免除。ただし、落札者は、公共工事履行保証証券による保証（瑕疵担保特約（２年間）を付したものに限る。）を付するものとする。この場合の保証金額は、請負代金額の10分の３以上とする。

13　工事費内訳明細書

(1) 第１回の入札に際し、第１回の入札書に記載される入札金額に対応した工事費内訳明細書を提出しなければならない。

(2) 工事費内訳明細書の作成方法

ア　交付した数量書にある総括表の構成に対応した経費項目（直接工事費、共通仮設費、現場経費、一般管理費等）を記載することとする。また、直接工事費の明細書については、交付した数量書に対応する摘要（土木工事にあっては規格・寸法)、数量、単位、単価、金額等を記載したものとする。

イ　交付する数量書記載の数量については、参考数量であることから変更してもよいものとする。

ウ　工事費内訳明細書には、必ず表紙を付けるものとし、表紙には商号又は名称、住所及び代表者氏名（紙入札方式による場合は、必ず押印する。）並びに発注者

名及び工事名を記載し、表紙以外には商号又は名称、住所及び代表者氏名を記載しない。

(3) 工事費内訳明細書の提出方法等

ア　電子入札システムによる場合

(ｱ) 提出期間　上記11(1)アに同じ。

(ｲ) その他　工事費内訳明細書が３MBを超える場合には、上記７に持参又は郵送等により提出し、電子入札システムとの分割は認めない。また、この場合は、次の内容を記載した書面を電子入札システムにより入札書とともに送信する。

・持参又は郵送等する旨の表示
・持参又は郵送等する書類の目録
・持参又は郵送等する書類のページ数
・持参又は発送年月日

(ｳ) ファイル形式　PDF（Acrobat○○形式以下）等、一般的なフォーマット

イ　紙入札方式による場合

(ｱ) 提出期間　上記11(1)イに同じ。

(ｲ) 提出方法　上記11(1)イを参照。

(ｳ) 提出場所　上記７に同じ。

(4) 提出された工事費内訳明細書は返却しないものとする。

(5) 工事費内訳明細書を提出しない者は、入札に参加することができない。

(6) 提出された工事費内訳明細書の確認の結果、別表第２の各項に該当する場合は、入札心得書に規定する「その他入札に関する条件に違反した入札」として、当該入札参加者の入札を無効とする場合がある。

【見積活用方式の場合は次の項目を追加する。】

(7) (3)により提出された工事費内訳明細書と上記８(5)により提出された見積の金額との間に著しい乖離が認められる場合は、開札後に再度ヒアリングを実施し、その妥当性が確認できない場合は、入札心得書第８条第１項第３号の規定に該当するものとして、当該入札者の入札を無効とする場合がある。

(7) 提出された工事費内訳明細書について説明を求める場合がある。

(8) 提出された工事費内訳明細書については、必要に応じ公正取引委員会へ提出する場合がある。

この場合、指名停止措置要領に基づき、指名停止を行うことがある。

(9) 工事費内訳明細書は、参考図書として提出を求めるものであり、契約上の権利義務を生じるものではない。

(10)施工体制確認型総合評価落札方式において、工事費内訳明細書は、価格以外の要素として性能などが提示された入札書の参考図書として提出を求めるものである。

14　入札書への提案値の添付

電子入札による場合、技術提案に係る提案値は、提案値添付機能を利用して、１回目の入札書提出時の添付資料として提出する。添付資料には、一般競争参加資格確認

通知書において「技術提案」が採用された場合は、上記８(1)により提出した「技術提案書」を添付し、採用された「技術提案」がない又は「標準案」で参加する場合は、添付しないものとする。

なお、紙入札方式による持参又は郵送等の場合の技術提案書の提出は、当該技術提案書を入札書と共に提出する。また、一般競争参加資格確認通知書に記載された提案方法（技術提案）以外での入札は無効となる場合がある。

15　開札

(1) 開札の日時及び場所

ア　日時　平成○年○月○日　午前○時○分

イ　場所　○○○○室

(2) 開札は、(1)に掲げる日時及び場所において、入札者又はその代理人を立ち会わせて行う。ただし、入札者又はその代理人が立ち会わない場合は、入札事務に関係のない職員を立ち会わせて行う。

(3) 紙入札方式による入札者は、開札に立ち会わない場合でも、その者から提出された入札書は有効なものとして取り扱う。

(4) (3)の場合において、再度の入札を行うこととなったときは、持参による入札者は再度の入札を辞退したものとして取り扱うものとするが、郵送等による入札者に対しては、再度の入札への参加の意思の有無を電話により確認するものとする。

(5) 第１回目の入札において落札者が決定しなかった場合は、再度入札に移行する。再度入札の日時については、発注者から再度入札通知書を送信するので、パソコンの前でしばらく待機するものとする。開札処理に時間を要する場合は、発注者から開札状況を電子入札システムにより連絡する。

16　入札の無効

(1) 次に掲げる入札は無効とする。

ア　本公告において示した競争参加資格のない者のした入札

イ　申請書等に虚偽の記載をした者のした入札

ウ　現場説明書及び入札心得書において示した条件等入札に関する条件に違反した入札

なお、契約担当官等により競争参加資格のある旨確認された者であっても、落札決定の時点において上記４に掲げる資格のないものは競争参加資格のない者に該当する。

(2) (1)の無効の入札を行った者を落札者としていた場合には、落札決定を取り消す。

17　追加資料について

ＶＥ提案等の内容に基づく施工を行うことによりコスト縮減の達成が可能となる場合は、コスト縮減額の算定根拠として次の様式を提出するものとする。

なお、これらの提出がない場合には、当該コスト縮減に関する評価を行わない。

・積算内訳書兼コスト縮減額算定調書①(様式2-1A)

・積算内訳書兼コスト縮減額算定調書②(様式2-1B)

・内訳書に対する明細書兼コスト縮減額算定調書①(様式2-2A)

・内訳書に対する明細書兼コスト縮減額算定調書②(様式2-2B)

・VE提案等によるコスト縮減額調書(様式3)

18　ヒアリングの実施（施工体制の審査）

どのように施工体制を構築し、それが施工内容の実現確実性の向上につながるかを審査するため、原則として、予定価格の制限の範囲内の価格で申込みをした全ての入札参加者に対して、開札後速やかに、ヒアリングを実施することとし、日時及び方法は追って通知する。

(1) 日時　平成○年○月○日から平成○年○月○日まで

(2) 場所　〒○○○－○○○○　○○県○○市○○町○－○
○○○○○○室
TEL　○○－○○○○－○○○○（内線○○○○）

(3) 追加資料の提出　入札参加者のうち、その申込みに係る価格が予決令第85条の規定に基づいて作成された基準（以下「調査基準価格」という。）を下回るものについては、ヒアリングに必要な追加資料の提出を求める。

追加資料の提出を求める旨の連絡は、該当する入札参加者に対し、平成○年○月○日まで【開札日を含め２日以内を記載する。】に、行うものとし、追加資料は、平成○年○月○日午後○時【開札日の翌日から起算して７日（行政機関の休日を除く。）以内の日を記載する。】までに提出するものとする。

提出を求める追加資料は、以下に示すとおりとする。

・下請予定業者等一覧表(様式4)
・配置予定技術者名簿(様式5)
・資材購入予定先一覧(様式8-2)
・機械リース元一覧(様式9-2)
・労務者の確保計画(様式10-1)
・工種別労務者配置計画(様式10-2)
・建設副産物の搬出地(様式11)
・建設副産物の搬出及び資材等の搬入に関する運搬計画書(様式12)
・品質確保体制(品質管理のための人員体制)(様式13-1)
・品質確保体制(品質管理計画書)(様式13-2)
・品質確保体制(出来形管理計画書)(様式13-3)
・安全衛生管理体制(安全衛生教育等)(様式14-1)
・安全衛生管理体制(点検計画)(様式14-2)
・施工体制台帳(様式16)

（様式の番号は低入札価格調査制度対象工事に係る特別重点調査の実施について（防整施第6931号。28．３．31）に基づく調査（以下「特別重点調査」という。）で使用する資料の番号である。）

(4) その他

ア　追加資料を提出した入札参加者のヒアリング出席者は３名以内とし、配置予定の監理技術者等及び資料の説明が可能な者を含めるものとする。

イ　追加資料の提出を行わない場合及びヒアリングに応じない場合は、その者の入札を無効とすることがある。

なお、この場合においては指名停止措置要領に基づく指名停止は行わない。

19　施工体制に関する審査の概要

施工体制に関する審査は、価格以外の要素が提示された入札書(施工計画等)、上記18の施工体制確認のためのヒアリング、追加資料及び工事費内訳明細書等をもとに、次の各項目について行う。なお、上記17の追加資料を提出をしない場合及びヒアリングに応じない場合には、入札に関する条件に違反したものとしてその者の入札を無効とすることがある。

(1) 入札説明書等に記載された要求要件を実現できること

入札価格の範囲内において入札説明書等に記載された要求要件が実現できるかを審査する。審査の結果、要求要件が実現できないと認めるときは、技術提案を採用せず、標準点、施工体制評価点及び加算点は与えないものとする。

(2) 品質確保の実効性

入札価格の範囲内において、どのように工事の品質確保のための体制づくりを行い、それが入札説明書等に記載された要求要件の実現に係る確実性の向上につながるかについて審査する。

入札参加者の申込みに係る価格が調査基準価格以上であるときは、審査項目に関する体制が必ずしも十分に構築されないと認める事情がある場合に限り、品質確保の実効性に係る施工体制評価点を満点から減点する。

入札参加者の申込みに係る価格が調査基準価格を下回るときは、工事品質確保について契約の内容に適合した履行がされないこととなるおそれがあることから、次の項目に関する体制が構築されると認める場合に限り、その程度に応じて品質確保の実効性に係る施工体制評価点を加点する。上記６(6)で示す重点審査に該当する価格で入札した者については、審査を特に重点的に行い、審査項目に関する体制をどのように構築するかが具体的に確認できる場合に限り施工体制評価点を加点する。

≪審査項目≫

ア　建設副産物の受入れ、過積載防止等の法令遵守の対応を確実に行うことが可能と認められるか。

イ　安全確保の体制が構築されると認められるか。

ウ　その他工事の品質確保のための体制が構築されると認められるか。

(3) 施工体制確保の確実性

入札価格の範囲内において、品質確保のための体制のほか、どのように施工体制づくりを行い、それが入札説明書等に記載された要求要件の実現に係る確実性の向上につながるかについて審査する。

入札参加者の申込みに係る価格が調査基準価格以上であるときは、審査項目に関する体制が必ずしも十分に構築されないと認める事情がある場合に限り、施工体制確保の確実性に係る施工体制評価点を満点から減点する。

入札参加者の申込みに係る価格が調査基準価格を下回るときは、施工体制確保について契約の内容に適合した履行がされないこととなるおそれがあることから、審査項目に関する体制が構築されると認める場合に限り、その程度に応じて施工体制

確保の確実性に係る施工体制評価点を加点する。特に、下請業者における赤字の発生及び工事成績評定点における低評価が顕著になるなど品質確保のための体制その他の施工体制が著しく確保されないおそれがある価格に満たない価格で入札した者については、審査を特に重点的に行い、次の項目に関する体制をどのように構築するかが具体的に確認できる場合に限り施工体制評価点を加点する。

≪審査項目≫

ア　下請会社、担当工種、工事費内訳書等を勘案し、施工体制が確実に構築されると認められるか。

イ　施工計画を実施するための資機材の調達、労務者の確保計画等を勘案し、施工体制が確実に構築されると認められるか。

ウ　配置予定の監理技術者等が必要な資格を有しており、その配置が確実と認められるか。

20　低入札価格調査への協力

落札者となるべき者の入札価格が調査基準価格を下回る場合は、低入札価格調査を行うので、調査に協力しなければならない。

21　配置予定の監理技術者等の確認

落札後、発注者支援データベース・システム等により配置予定の監理技術者等の専任制違反の事実が確認された場合、契約を結ばないことがある。

なお、病休・死亡・退職等極めて特別な場合でやむを得ないとして承認された場合の外は、配置予定の監理技術者等の変更を認めない。

病気等特別な理由により、やむを得ず配置技術者を変更する場合は、上記４(7)に掲げる基準を満たし、かつ、当初の配置予定の監理技術者等と同等以上の者を配置しなければならない。

22　別に配置を求める技術者

専任の監理技術者の配置が義務付けられている工事において、調査基準価格を下回った価格をもって契約する場合は、契約の相手方が○○【当該発注機関名を記載する。】で入札日から過去２年以内に完成した工事、あるいは入札時点で施工中の工事に関して、次のいずれかに該当する場合、監理技術者とは別に、上記４(7)に定める要件と同一の要件（上記４(7)イに掲げる工事経験を除く。）を満たす技術者を、専任で１名現場に配置することとする。

(1) 65点未満の工事成績評定を通知された者

(2) 契約担当官等から施工中又は施工後において工事請負契約書に基づいて修補又は損害賠償を請求された者。ただし、軽微な手直し等は除く。

(3) 品質管理、安全管理に関し、指名停止又は契約担当官等から書面により警告若しくは注意の喚起を受けた者

(4) 自らに起因して工期を大幅に遅延させた者

なお、当該技術者は施工中、監理技術者を補助し、監理技術者と同様の職務を行うものとする。また、上記の技術者を求めることとなった場合には、その氏名その他必要な事項を監理技術者の通知と同様に契約担当官等に通知することとする。

23　入札後、契約を締結するまでの間に、都道府県警察から暴力団関係業者として防衛

省が発注する工事等から排除するよう要請があり、当該状況が継続している有資格者とは契約を行わない。

24　低入札価格調査を受けた者との契約については、前払金の割合を請負代金額の10分の２以内とする。【前払金の設定が予定されている場合のみ記載する。】

25　契約書作成の要否等

別冊契約書案により、契約書を作成するものとする。

26　支払条件

前払金

中間前金払又は部分払【対象工事の支払条件に基づき記載する。】

27　火災保険付保の要否　要

28　非落札理由の説明

(1) 非落札者のうち、落札者の決定結果に対して不服がある者は、落札者決定の公表を行った日の翌日から起算して５日（行政機関の休日を除く。）以内に電子入札システムにより、契約担当官等に対して非落札理由についての説明を求めることができる。ただし、紙入札方式による場合は書面（様式は自由とする。）を持参するものとし、郵送等によるものは受け付けない。

(2) (1)の非落札理由について説明を求められたときは、説明を求めることができる最終日の翌日から起算して５日（行政機関の休日を除く。）以内に電子入札システムにより回答する。ただし、紙により提出された者に対しては、書面により回答する。

29　再苦情申立て

上記９(2)の競争参加資格がないと認めた理由及び技術提案が適正と認められなかった者に対する理由又は上記28(2)の非落札理由の説明に不服がある者は、それぞれの回答を受けた日の翌日から起算して７日（行政機関の休日を除く。）以内に、書面により、契約担当官等に対して、再苦情の申立てを行うことができる。当該再苦情申立てについては、入札監視委員会が審議を行う。

なお、提出場所及び再苦情申立てに関する手続等を示した書類等の入手先は、上記７に同じ。

30　関連情報を入手するための照会窓口　上記７に同じ。

31　その他

(1) 入札・契約の手続において使用する言語及び通貨は、日本語及び日本国通貨に限る。

(2) 入札参加者は、入札心得書及び契約書案を熟読し、入札心得書を遵守する。

(3) 申請書等に虚偽の記載をした場合は、指名停止措置要領に基づく指名停止を行うことがある。

(4) 落札者は上記８(1)の資料に記載した配置予定の技術者を、当該工事の現場に配置する。

(5) 電子入札システムは、行政機関の休日を除く毎日、午前８時から午後10時（金曜日は午後６時）まで稼働している。また、稼働時間内でシステムをやむを得ず停止する場合は、防衛施設建設工事電子入札ヘルプデスクセンターホームページの「緊

急連絡情報」で公開する。

・防衛施設建設工事電子入札ヘルプデスクセンターホームページ
http://acc.mod-eboc.go.jp/WDESK/index.html

(6) システム操作上の手引き書としては、防衛施設建設工事電子入札システムセンターホームページ「操作マニュアル」を参考とする。

(7) 障害発生時及び電子入札システム操作等の問い合わせ先は次のとおりとする。

ア　システム操作・接続確認等の問い合わせ先
防衛施設建設工事電子入札ヘルプデスクセンター
TEL 03-5444-5890（受付は行政機関の休日を除く毎日、９時から17時まで。）
FAX 03-5444-5892（24時間受付。ただし、回答は行政機関の休日を除く毎日、９時から17時まで。）
メールアドレス　help@mod-eboc.go.jp（24時間受付。ただし、回答は行政機関の休日を除く毎日、９時から17時まで。）

イ　ICカードの不具合等発生時の問い合わせ先
取得された各認証局

ウ　申請書類、応札等の締切時間が切迫しているなど緊急を要する場合は、上記７へ電話により連絡する。

(8) 入札参加希望者が電子入札システムで書類を送信した場合には、受付時又は受付期限後に通知、通知書及び受付票を送信者に発行するので、必ず確認を行うものとする。

(9) 申請書等の提出【見積活用方式の場合は、「及びヒアリング」を追記する。】に関する費用は、提出者の負担とする。

低価格入札に係る特別重点調査について

1　本工事は、特別重点調査対象の基準に該当する価格で入札を行った者がいる場合に、以下のとおり行うものとする。

(1) 特別重点調査の実施に係る連絡等

ア　契約担当官等は、特別重点調査対象の基準に該当する価格で入札を行った者がいる場合は、当該者に対して特別重点調査を行う旨を連絡するとともに、原則として、当該連絡を行った日の翌日から起算して７日以内に、特別重点調査の実施に必要な下記３に掲げる資料及び添付書類（以下「資料等」という。）の提出を求めるものとする。

　また、契約担当官等は、当該者が発注者の単価に比して相当程度低い単価を採用していると認めるときは、契約内容に適合した履行がなされないおそれがあると認められるかどうかを判断するため、必要に応じ、当該者に対して、その他の説明資料の提出を求めることができるものとする。

　なお、当該者は、契約担当官等が求める資料等のほか、契約内容に適合した履行が可能であることを立証するために必要と認める任意の書類をあわせて提出することができるものとする。

イ　施工体制確認型総合評価落札方式の対象工事において、その工事の入札申込みに係る資料の提出を行った者は、提出した資料と異なる内容を特別重点調査のため提出する資料等に記載してはならないものとする。

ウ　契約担当官等は、資料等の受領後、速やかに、入札者の責任者（支店長、営業所長等をいう。）から事情聴取を行い、入札者により内容に適合した履行がされないおそれがないかを厳格に確認する。

エ　資料等については、提出期限後の差し替え及び再提出を認めないものとする。

　ただし、資料等及び事情聴取の内容により、契約担当官等が必要と認め、入札者に対し、記載要領に従った記載を行うべきこと、必要な添付書類を提出すべきことなどの教示を行ったときは、この限りでない。

　なお、教示を踏まえた資料等の再提出等は、原則として１回に限るものとし、その提出期限については、作成に必要な時間を確保した上で適切に設定すること。

(2) 虚偽説明等への対応

　入札者が虚偽の資料提出若しくは説明を行ったことが明らかとなった場合、又は重点的な監督の結果、内容と入札時の特別重点調査の内容が著しく乖離した場合（合理的な乖離理由が確認できる場合を除く。）は、契約担当官等は、次に掲げる措置を講じるものとする。

ア　当該工事の成績評定において厳格に反映する。

イ　過去５年以内にアの措置を受けたことがあるなど悪質性が高い者に対しては、「工事請負契約等に係る指名停止等の措置要領について（防整施（事）第150号。28．３．31）別表第２第15項により指名停止を行う。

(3) 公正取引委員会への通報

特別重点調査の結果、誓約書（様式15）を提出し、施工に必要な費用の額を下回る価格で受注しようとする者（落札者以外を含む。）については、原価割れ受注のおそれがあると認められる場合として、公正取引委員会に対し、関係情報の通報を行う。

(4) 関係資料の公表

ア　契約担当官等は、誓約書（様式15）を提出し、施工に要する費用の額を下回る金額で受注した者があるときは、その者に関する情報を、企業ごと一覧することができるよう、ホームページにおいて公表するものとする。

イ　アに定めるもののほか、特別重点調査の結果は、別に定めるところにより、のホームページにおいて公表するものとする。

(5) 契約後の取扱い（監督体制の強化）

契約担当官等は、特別重点調査を経て契約を行った工事については、本調査で提出させた資料等及び調査記録を監督職員に引き継ぐとともに、以下の措置を講じるものとする。

ア　施工体制台帳の内容のヒアリングを必ず行うこととし、施工体制台帳の記載内容が特別重点調査時と内容が異なる場合は、その理由等について確認する。

イ　施工計画書の内容のヒアリングを必ず行うこととし、施工計画書の記載内容が特別重点調査時の内容と異なる場合は、その理由等について確認する。

２　その他

入札者が提出期限までに記載要領に従った資料等の提出を行わない場合、上記１(1)ウの事情聴取に応じない場合など特別重点調査に協力しない場合は、入札心得書に違反するものであり、入札に関する条件に違反した入札としてその入札を無効とする。

３　提出を求める資料等と確認内容

特別重点調査の調査の実施に当たり、(1)から(24)までに掲げる資料等の提出をするものとする。

なお、必要な様式については、防衛省・自衛隊ホームページを参照するものとする。

(1) 当該価格で入札した理由（様式１）

直接工事費、共通仮設費、現場管理費又は一般管理費等の各費目別に、労務費、手持ち工事の状況、契約対象工事現場と当該入札者の事務所・倉庫等との関係、手持ち資材の状況、手持ち機械の状況、下請予定業者の協力等の面から、入札した価格で施工可能である具体的理由

(2) 積算内訳書（様式２－１、様式２－２、様式２－３、様式３）

ア　数量総括表に対応する積算内訳書となっていること（指定の数量によって積算されていること。）。

イ　設計図書での要求事項を理解して見積もりを行っていること。

ウ　指定の工法によって施工することとしていること（工法の指定のない場合は、入札者の工法に安全性等の点で問題がないこと。）。

エ　発注者が支払う請負代金から支弁することを予定している費用か否かにかかわらず、施工に当たって必要となるすべての費用を計上していること。

オ　積算に下請予定業者や納入予定業者等の見積書の内容が反映され、計数的な根拠のある合理的かつ現実的な積算内訳書となっていること（原則、取引等の実績を求めること。）。

カ　現場管理費に、租税公課、保険料、従業員給与手当、法定福利費（社会保険料や労働保険に要する費用をいう。）、外注経費などを適切に計上していること。

　このうち、様式５に記載する技術者及び様式14－４に記載する自社社員の交通誘導員に係る従業員給与手当及び法定福利費については、その他の費用と区別して計上していること。

　また、その従業員給与手当の金額が最低賃金法（昭和34年法律第137号）に定める最低賃金額(以下「最低賃金額」という。)以上であり、かつ、これらの者が過去３月以内に支払を受けた実績のある賃金の額に基づいているなど、合理的かつ現実的な見積もりであるとともに、法定福利費の金額が法定額以上となっていること。

キ　一般管理費等に、法定福利費、修繕維持費、事務用品費、通信交通費、動力用水光熱費、地代家賃、減価償却費、租税公課、保険料、契約保証費などを適切に計上していること。

ク　自社労務者に係る費用は直接工事費に、また、自社の現場管理職員（技術者等）及び自社の交通誘導員に係る費用は現場管理費にそれぞれ計上されており、一般管理費等には計上していないこと。

ケ　契約対象工事の施工に要する費用の額を下回る額で入札した場合において、その下回る額を不足額として当該工事の一般管理費等に計上していること。

(3) 下請予定業者等一覧表（様式４）

ア　下請予定業者、資材購入予定先及び機械リース会社が具体的に予定されていること。

　また、自社保有の社員、資機材等を活用する場合についても、具体的に予定されていること。

イ　下請予定業者が押印した見積書の金額が積算内訳書に正しく反映されていること。

　また、下請予定業者の見積書に係る各経費内訳（機械経費、労務費、材料費及びその他費用）ごとの金額が、過去１年以内に下請業者として施工した実績のある同様の工事における金額以上であることなど合理的かつ現実的なものであること。

(4) 配置予定技術者名簿（様式５）

配置予定の主任技術者又は管理技術者（同一の要件を満たす技術者を含む。）及

び現場代理人について、次の点を確認すること。

ア　他の手持ち工事の状況との関係も考慮した上で契約対象工事に実際に配置できること。

イ　自社社員であり、かつ、契約対象工事の入札公告後に入社した者でないこと。

ウ　それぞれに必要な資格を有すること。

(5) 手持ち工事状況（様式６－１、様式６－２）

ア　記載された手持ち工事が実在するものであること。

イ　当該工事の資材保管場所が近距離にあること、当該工事と同種又は同類の工事と資機材を共通調達できること等により縮減できるものとする契約対象工事の工事費の各費目別の金額が、過去の実績に基づく額であるなど合理的かつ現実的なものであること。

(6) 契約対象工事箇所と入札者の事務所、倉庫等との関係（様式７）

ア　記載された事務所、倉庫等を所有し、又は賃借していること。

イ　当該事務所、倉庫、資材保管場所等が近距離に存在することにより縮減できるものとする営繕費、資機材の運搬費、通信交通費、事務用品費など契約対象工事の経費が、計数的に合理的な見積もりとなっていること。

(7) 手持ち資材の状況（様式８－１）

ア　記載された手持ち資材を保有していること、当該資材が工事の品質確保に必要な基準水準を満たすこと及び当該資材を契約対象工事で使用する予定であること。

イ　調達時の単価等の原価が適切に見積もられていること（手持ち資材の活用による資材費の低減が可能であること。）。また、繰り返しの使用を予定する備品等については、摩耗や償却を適切に見込んだ原価となっていること。

(8) 資材購入予定先一覧（様式８－２）

ア　他社から購入を予定している場合

(ｱ) 購入予定業者から納入を受ける予定の資材が工事の品質確保に必要な規格水準を満たすこと及びその単価が当該業者によって過去１年以内に販売された実績のある単価以上であるなど合理的かつ現実的なものであること（他社からの購入による資材費の低減が可能であること。）。

(ｲ) 購入予定業者と入札者の関係が記載のとおり存在すること。

イ　自社製品の活用を予定している場合

(ｱ) 自社において記載された資材を製造していること、当該資材が工事の品質確保に必要な規格水準を満たすこと及び当該資材を契約対象工事で使用する予定であること。

(ｲ) 記載された単価が、自社の製造部門が過去１年以内に第三者と取引した販売実績額又は製造原価以上であるなど合理的かつ現実的なものであること（自社製品の活用による資材費の低減が可能であること。）。

(9) 手持ち機械の状況（様式９－１）

ア　記載された手持ち機械を保有していること及び当該機械を契約対象工事で使

用する予定であること。

イ　契約対象工事で使用可能な管理状態にあること。

ウ　手持ち機械の使用に伴う原価が減価償却や固定資産税等を含み、適切に見積もられていること（手持ち機械や減価償却終了の機械の活用による機械経費の低減が可能であること。）。

(10)機械リース元一覧（様式９－２）

ア　他社からリースを予定している場合

(ｱ) 機械リース予定会社からリースを受ける予定単価が、当該業者が過去１年以内にリースした実績のある単価以上であるなど合理的かつ現実的なものであること（機械リース予定会社からのリースによる機械経費の低減が可能であること。）。

(ｲ) 機械リース予定会社と入札者の関係が記載のとおり存在すること。

イ　自社の機械リース部門からリースを予定している場合

(ｱ) 自社の機械リース部門において記載された機械を保有していること及び当該機械が契約対象工事にリース可能であること。

(ｲ) 記載された単価が自社の機械リース部門が過去１年以内に第三者にリースした実績額又は原価以上の単価であるなど合理的かつ現実的なものであること。

(11)労務者の確保計画（様式10－１）

ア　自社労務者を充てる場合

(ｱ) 記載された者が自社社員であること。

(ｲ) 資格の保有が必要な職種に充てようとする者については、その者が必要な資格を有していること。

(ｳ) 労務単価が最低賃金法に定める最低賃金額（以下「最低賃金額」という。）以上であり、かつ、過去３か月以内に支払った実績のある賃金の額以上の金額を計上しているなど合理的かつ現実的な見積もりであること（自社社員の活用による労務費の低減が可能であること。）。

イ　下請予定業者による労務者の確保を予定する場合

(ｱ) 下請予定業者と入札者の関係が記載のとおり存在すること。

(ｲ) 労務単価が最低賃金法に定める最低賃金額以上であり、かつ、下請予定業者が過去１年以内に施工した実績のある同様の工事における労務単価以上であるなど合理的かつ現実的なものであること。

(12)工種別労務者配置計画（様式10－２）

労務者の確保計画と整合がとれており、適切な施工が可能な工種別の労務者配置計画となっていること。

(13)建設副産物の搬出地（様式11）

ア　記載された搬出計画が関係法令を遵守したものであり、かつ、仕様書等で要求している要件に適合していること。

イ　記載された受け入れ価格が、建設副産物の受入れ予定会社が過去１年以内に

建設副産物を受け入れた実績のある単価以上の金額であるなど合理的かつ現実的なものであること。

(14)建設副産物の搬出及び資材等の搬入に関する運搬計画書（様式12）

ア　建設副産物及び資材等の運搬計画が関係法令を遵守したものであり、かつ、発注仕様書等で要求している要件に適合していること。

イ　記載された運搬予定者への支払予定額が、運搬予定者が過去１年以内に取り扱った実績のある単価以上の金額であるなど合理的かつ現実的なものであること。

(15)品質確保体制（品質管理のための人員体制）（様式13－１）

ア　「諸費用」の「見込額」に記載した金額を入札者（元請）が負担する場合において「計上した工種等」に記載された費目に、「見込額」に記載された金額が計上されていること。

イ　「諸費用」の「見込額」に記載された金額を下請予定業者が負担する場合において、「見込額」に記載された金額が、下請予定業者の過去１年以内の取引実績のある単価以上の金額であるなど合理的かつ現実的なものであること。

ウ　「諸費用」の「技術者単価」の欄に記載した金額が、最低賃金額以上であり、かつ、それを入札者（元請）が負担する場合にあっては、「氏名」の欄に記載した者が過去３月以内に支払を受けた実績のある賃金の額に基づいたものであり、下請予定業者が負担する場合にあっては、下請予定業者が過去１年以内に「実施事項」欄の内容と同様の品質管理体制を確保した実績のある技術者単価以上であるなど合理的かつ現実的なものであること。

エ　入札説明書、仕様書等で要求している要件に適合していること。

(16)品質確保体制（品質管理計画書）（様式13－２）

ア　「諸費用」の「見込額」に記載された金額を入札者（元請）が負担する場合において、「計上した工種等」に記載された費目に、「見込額」が記載された金額が計上されていること。

イ　「諸費用」の「見込額」に記載された金額を下請予定業者が負担する場合において、「見込額」に記載された金額が、下請予定業者の過去１年以内の取引実績のある単価以上の金額であるなど合理的かつ現実的なものであること。

ウ　入札説明書、仕様書等で要求している要件に適合していること。

(17)品質確保体制（出来形管理計画）（様式13－３）

ア　「諸費用」の「見込額」に記載された金額を入札者（元請）が負担する場合において、「計上した工種等」に記載された費目に、「見込額」に記載された金額が計上されていること。

イ　「諸費用」の「見込額」に記載された金額を下請予定業者が負担する場合において、「見込額」に記載された金額が、下請予定業者の過去１年以内の取引実績のある単価以上の金額であるなど合理的かつ現実的なものであること。

ウ　入札説明書、仕様書等で要求している要件に適合していること。

(18)安全衛生管理体制（安全教育等）（様式14－１）

ア　「諸費用」の「見込額」に記載された金額を入札者（元請）が負担する場合において、「計上した工種等」に記載された費目に、「見込額」に記載された金額が計上されていること。

イ　「諸費用」の「見込額」に記載された金額を下請予定業者が負担する場合において、「見込額」に記載された金額が、下請予定業者の過去１年以内の取引実績のある単価以上の金額であるなど合理的かつ現実的なものであること。

ウ　入札説明書、仕様書等で要求している要件に適合していること。

(19)安全衛生管理体制（点検計画）（様式14－２）

ア　「諸費用」の「見込額」に記載された金額を入札者（元請）が負担する場合において、「計上した工種等」に記載された費目に、「見込額」に記載された金額が計上されていること。

イ　「諸費用」の「見込額」に記載された金額を下請予定業者が負担する場合において、「見込額」に記載された金額が、下請予定業者の過去１年以内の取引実績のある単価以上の金額であるなど合理的かつ現実的なものであること。

ウ　「諸費用」の「技術者単価」の欄に記載した金額が、最低賃金法に定める最低賃金額以上であり、かつ、それを入札者（元請）が負担する場合にあっては、「点検実施者」の欄に記載した者が過去３月以内に支払を受けた実績のある賃金の額に基づいたものであり、下請予定業者が負担する場合にあっては、下請予定業者が過去１年以内に「点検対象」、「対象区間」及び「時期・頻度」の各欄に記載の内容と同様の安全衛生管理体制を確保した際の実績のある技術者単価以上であるなど合理的かつ現実的なものであること。

エ　入札説明書、仕様書等で要求している要件に適合していること。

(20)安全衛生管理体制（仮設設置計画）（様式14－３）

ア　「諸費用」の「見込額」に記載された金額を入札者（元請）が負担する場合において、「計上した工種等」に記載された費目に、「見込額」に記載された金額が計上されていること。

イ　「諸費用」の「見込額」に記載された金額を下請予定業者が負担する場合において、「見込額」に記載された金額が、下請予定業者の過去１年以内の取引実績のある単価以上の金額であるなど合理的かつ現実的なものであること。

ウ　入札説明書、仕様書等で要求している要件に適合していること。

(21)安全衛生管理体制（交通誘導員設置計画）（様式14－４）

ア　自社社員を交通誘導員に充てる場合

(ｱ) 単価が最低賃金法に定める最低賃金額以上であること。

(ｲ) 単価の見積りが交通誘導員への支払給与の直近３か月の実績額以上でされていることなど合理的かつ現実的なものであること。

イ　派遣会社から交通誘導員の供給を受けることを予定する場合

(ｱ) 単価が最低賃金法に定める最低賃金額以上であること。

(ｲ) 単価の当該交通誘導員の派遣会社が過去１年以内に交通誘導員を派遣した実績のある単価以上であるなど合理的かつ現実的なものであること。

ウ　交通規制方法に応じて必要な人数の交通誘導員を配置する計画となっていること。

エ　入札説明書、仕様書等で要求している要件に適合していること。

(22)誓約書（様式15）

ア　入札者の申込みに係る価格が入札者の積算における工事の施工に要する費用の額を下回る場合に、その下回る額を自社の本社経費等から契約対象工事の一般管理費等に確実に計上することによって、入札者が落札契約後に下請予定業者や資機材納入業者等の見積金額を故なく減額するなど下請予定業者等にしわ寄せをし、手抜き工事を誘発することのないよう、その旨を代表取締役が誓約した書面を提出していること。

イ　入札者の申込みに係る価格が入札者の積算における工事の施工に要する費用の額を下回る場合に、その下回る額を自社で負担するための財源の確保方法が具体的に確認できること。

特に、当該下回る額（当該年度において、契約対象工事以外の防衛省発注の建設工事に関し、低入札価格調査を経て、入札者の積算における施工に要する費用の額を下回る価格で受注した経歴を有する者にあっては、その下回る価格の合計額と契約対象工事に係る下回る額との合計）が前年度の営業利益金額を上回るときは、より確実な財源の確保方法が具体的に確認できること。

(23)施工体制台帳（様式16）

施工体制が適切であること。

(24)過去に施工した同種の公共工事名及び発注者（様式17）

過去５年間の施工工事で低入札価格調査の対象となったもの。

別表第１

工事成績相互利用登録機関及び工事成績評定相互利用対象工事

１　中央官庁営繕担当課長連絡調整会議構成員

工事成績相互利用登録機関		工事成績評定相互利用対象工事		
中央官庁	発注機関・部署等	工事種別	工事規模	時期
○○省	○○部○○課	○○工事	契約額○○円以上の工事	平成○年○月○日以降に契約した工事
○○省	○○部○○課、○○局	すべての工事	契約額○○円を超える工事	平成○年○月○日以降に完成した工事

２　全国営繕主管課長会議構成員

工事成績相互利用登録機関		工事成績評定相互利用対象工事		
都道府県政令市	発注機関・部署等	工事種別	工事規模	時期
○○県	○○県○○部○○課	すべての工事	契約額○○円以上の工事	平成○年○月○日以降に完成した工事

別表第２

１　未提出であると認められる場合	(1)	工事費内訳明細書が白紙である場合
	(2)	工事費内訳明細書に表紙がついていない場合
２　記載すべき事項が欠けている場合	(1)	数量、単価、金額等の記載が欠けている場合
３　記載すべき事項に誤りがある場合	(1)	発注案件名に誤りがある場合
	(2)	提出業者名に誤りがある場合
	(3)	工事費内訳明細書の合計金額が入札金額と大幅に異なる場合
４　その他	(1)	他の入札参加者の工事費内訳明細書と類似し、合理性がなく、極めて不自然な場合

別紙様式第１
（用紙Ａ４版）

平成　　年　　月　　日

紙入札方式参加承諾願

１　工事名

２　電子入札システムでの参加ができない理由

上記の案件は、電子入札対象案件ではありますが、今回は当社においては上記理由により電子入札システムを利用しての参加ができないため、紙入札方式での参加を承諾いただきますようお願いいたします。

住　　所
商号又は名称
役　　職
氏　　名　　印

（契約担当官等の官職氏名）　　殿

別紙様式第２
（用紙Ａ４版）
平成　　年　　月　　日

一 般 競 争 参 加 資 格 確 認 申 請 書

（契約担当官等の官職氏名）　殿

住　　所
商号又は名称
代表者氏名　　印

平成　　年　　月　　日付けで入札公告のありました○○（○）○○○工事に係る競争参加資格について確認されたく、下記の書類を添えて申請します。

なお、予算決算及び会計令（昭和22年勅令第165号）第70条の規定に該当する者でないこと及び添付書類の内容について事実と相違ないことを誓約します。

記

１　入札説明書８(3)アに定める同種工事の施工実績を記載した書面
２　入札説明書８(3)イに定める優秀工事の顕彰等の実績を記載した書面
３　入札説明書８(3)ウに定める難工事の施工実績を記載した書面
４　入札説明書８(3)エに定める関連分野での技術開発の有無を記載した書面（評価項目として選択した場合のみ）
５　入札説明書８(3)オに定めるISOマネジメントシステムの取得状況を記載した書面
６　入札説明書８(3)カに定める配置予定の監理技術者等の資格等を記載した書面
７　入札説明書８(3)キに定める配置予定の監理技術者等の直近の工事成績を記載した書面
８　入札説明書８(3)クに定める近隣地域内における工事の施工実績を記載した書面
９　入札説明書８(3)ケに定める地理的条件を記載した書面
10　入札説明書８(3)コに定める地元企業の下請採用予定状況を記載した書面
11　入札説明書８(3)サに定める災害協定等の有無を記載した書面
12　入札説明書８(3)シに定める技術提案書
13　入札説明書８(3)スに定める工事全般の施工計画を記載した書面
14　入札説明書８(3)セに定める地産品の使用状況を記載した書面（地域評価型の場合のみ）
15　入札説明書８(3)ソに定める不発弾処理対策の実績を記載した書面（地域評価型において、評価項目として選択した場合のみ）
16　入札説明書８(3)タに定める予備自衛官又は即応予備自衛官の現場配置を記載した書面（評価項目として選択した場合のみ）
17　入札説明書８(3)チに定める契約書の写し（契約書の写しの提出を求める場合のみ）

以　上

担当者
○○○会社○○支店　○○課　○○○○
TEL　○○○○―○○―○○○
FAX　○○○○―○○―○○○
登録番号（○―○○―○○○○○）

注：電子入札システムにより提出する場合、押印は必要ありません。
　紙入札方式による場合は、返信用封筒として、表に申請者の住所・氏名を記載し、簡易書留料金分を加えた所定の料金（○○○円）の切手を貼付した長３号封筒を申請書と併せて提出して下さい。

別紙様式第３
（用紙Ａ４版）

同種工事の施工実績

工 事 名：

工事名称等	工　事　名	（同種工事の工事名を記入する。）
	発注機関名	
	工事場所	（都道府県名、市町村名を記入する。）
	契約金額	（百万円単位で記入する。）
	工　期	平成　年　月　日　～　平成　年　月　日
	受注形態等	単体／ＪＶ（出資比率）
工事概要等	構造形式	
	規模・寸法	
	使用機材・数量	
	施工条件	（市街地・軟弱地質等）
	その他	
CORINS登録の有無		□有（CORINS登録番号　　）□無

注：１　必ず同種工事が確認できる内容で記載する。

２　CORINS登録の有無について、いずれかの「□」に「■」を付す。「有」に「■」を付した場合は、CORINSの登録番号を記載し、写し（詳細含む。）を添付する。「無」に「■」を付した場合は契約書の写し及び当該工事実績を証明する資料を添付する。

３　記載する工事が、平成13年12月25日以降に完成した防衛省発注機関（旧防衛施設局及び旧防衛施設支局を含む。）の発注した工事である場合は、当該工事に係る施工成績評定通知書又は工事成績評定通知書の写しを添付する。

別紙様式第４
（用紙Ａ４版）

優秀工事の顕彰等の実績

工 事 名：

項　　目	内　　容
優秀工事の顕彰等の実績	□優秀工事の顕彰等の実績がある ①工事名： ②発注機関名：○○防衛局 ③工期：平成　年　月　日　～平成　年　月　日 ④受注形態等：単体／ＪＶ（出資比率） ⑤受賞年月日：平成　年　月　日
	□優秀工事の顕彰等の実績がない

注：１　優秀工事の顕彰等の実績の有無について、いずれかの「□」に「■」を付す。
　　２　実績を証明できる顕彰状等の写しを添付する。
　　３　実績が複数ある場合は、受賞実績ごとに記載する。

別紙様式第５
（用紙Ａ４版）

難工事の工事実績

工 事 名：

項　　目	内　　容
難工事の実績	□難工事の実績がある ①工事名： ②発注機関名：○○防衛局 ③工期：平成　年　月　日　～平成　年　月　日 ④受注形態等：単体／ＪＶ（出資比率） ⑤工事成績：○○点
	□難工事の実績がない

注：１　難工事の実績の有無について、いずれかの「□」に「■」を付す。

２　実績があるに「■」を付した場合、当該工事に係る工事成績評定通知書又は完成検査結果通知書の写しを添付する。（配置予定技術者が当該難工事において監理（主任）技術者又は現場代理人として従事していた場合は、その従事状況が確認できる資料を添付する。）

別紙様式第６
（用紙Ａ４版）

関連分野での技術開発の実績

工 事 名：

項　　目	内　　容
当該工事の履行に係わる平成○年４月１日以降の技術開発の実績の有無	□技術開発がある ①名称： ②開発年月日：平成○年○月○日 （※開発年月日が確認できる資料を添付する。） ③開発者： （※複数の場合、全て記入する。） ④登録等： （※特許を得ている場合、当該名称、番号を記入する。） ⑤概要：
	□技術開発がない

注：１　技術開発の有無について、いずれかの「□」に「■」を付す。
　　２　技術開発があるに「■」を付した場合は、上表①から⑤に関連する書類を添付する。
　　３　技術開発が、本工事と関連することを想定できる具体的な施工例を記入した資料を添付する。

別紙様式第７
（用紙Ａ４版）

ＩＳＯマネジメントシステムの取得状況

工 事 名：

項　　目	内　　容
ＩＳＯマネジメントシステム認証の取得状況	□ＩＳＯ9000シリーズの認証を取得済み 認定機関： □ＩＳＯ14000シリーズの認証を取得済み 認定機関： □ＩＳＯ27000シリーズの認証を取得済み 認定機関：
	□上記のいずれも認証を未取得

注：１　ＩＳＯ認証の有無について、いずれかの「□」に「■」を付す。

２　ＩＳＯ認証を取得済みに「■」を付した場合は、(1)から(4)に掲げる書類を添付する。ただし、(3)及び(4)に掲げる書類については、(1)に掲げる書類によってその内容を確認することができる場合は、提出を要しない。

(1)　ＩＳＯ認証の取得に係る登録証の写し

(2)　ＩＳＯの審査に係る次の書類

ア　直近の審査報告書（初回審査、定期審査又は更新審査のいずれかを対象として審査登録機関が発行したものに限る。）の写し

イ　アの審査に係る合否判定結果の写し

(3)　本工事を担当する内部組織がＩＳＯ認証を取得している組織に含まれることを示す書類

(4)　ＩＳＯ認証の範囲が、本工事の内容に一致していることを示す書類

別紙様式第８
（用紙Ａ４版）

配置予定の監理技術者等

工 事 名：

項　　目		監理技術者又は主任技術者
氏　　名		
最　終　学　歴		（学校名、学科名及び卒業年次を記入する。）
法令による資格・免許		（施工管理技士、建築士等の名称及び取得年月日、監理技術者資格の取得年月日、登録番号及び登録会社並びに監理技術者講習の取得年月日及び修了証番号を記入する。）
継続教育(CPD)の有無		□有　　□無
優秀工事技術者顕彰等の有無		□有　　□無
工事経験の概要	工　事　名	
	発注者名	
	工事場所	（都道府県名、市町村名を記入する。）
	契約金額	（百万円単位で記入する）
	工　期	平成　年　月　日　～　平成　年　月　日
	従事役職	（現場代理人、監理（主任）技術者等の名称）
	工事内容	
	CORINS登録の有無	□有（CORINS登録番号　　）　□無
申請時における他工事の従事状況等	工　事　名	
	発注者名	
	工　期	平成　年　月　日　～　平成　年　月　日
	従事役職	（現場代理人、監理（主任）技術者等の名称）
	本工事と重複する場合の対応措置	
	CORINS登録の有無	□有（CORINS登録番号　　）　□無

注：１　必ず同種工事が確認できる内容で記載する。

２　CORINS登録の有無について、いずれかの「□」に「■」を付す。「有」に「■」を付した場合は、CORINSの登録番号を記載し、写し（詳細含む。）を添付する。「無」に「■」を付した場合は契約書の写し及び当該工事実績を証明する資料を添付する。

３　当該工事の履行に係る法令・免許における継続教育(CPD)の有無について、いずれかの「□」に「■」を付す。「有」に「■」を付した場合は継続教育の証明を添付する。（各団体推奨単位以上を取得していること及び有効期限内であることを証明する。）【ＷＴＯ標準型の場合は項目を削除する。】

４　優秀工事技術者顕彰等の有無について、いずれかの「□」に「■」を付す。「有」に「■」を付した場合は、顕彰状の写しを添付する。【ＷＴＯ標準型の場合は項目を削除する。】

５　記載する工事が、平成13年12月25日以降に完成した防衛省発注機関（旧防衛施設局及び旧防衛施設支局を含む。）の発注した工事の場合は、当該工事に係る施工成績評定通知書又は工事成績評定通知書の写しを添付する。

別紙様式第９
（用紙Ａ４版）

配置予定の監理技術者等の直近の工事成績

工 事 名：

項　目		監理技術者又は主任技術者
氏　名		
平成○年度	工　　事　　名	
	工　　期	平成　年　月　日　～平成　　年　月　日
	従　事　役　職	（監理（主任）技術者又は現場代理人の名称）
	工　事　内　容	
	工　事　成　績	○○点
	従事時の業者名	
	CORINS登録の有無	□有（CORINS登録番号　　）□無
平成○年度	工　　事　　名	
	工　　期	平成　年　月　日　～平成　年　月　日
	従　事　役　職	（監理（主任）技術者又は現場代理人の名称）
	工　事　内　容	
	工　事　成　績	○○点
	従事時の業者名	
	CORINS登録の有無	□有（CORINS登録番号　　）□無
平成○年度	工　　事　　名	
	工　　期	平成　年　月　日　～平成　年　月　日
	従　事　役　職	（監理（主任）技術者又は現場代理人の名称）
	工　事　内　容	
	工　事　成　績	○○点
	従事時の業者名	
	CORINS登録の有無	□有（CORINS登録番号　　）□無

注：１　必ず同一工種が確認できる内容で記載する。
　　２　CORINS登録の有無について、いずれかの「□」に「■」を付す。「有」に「■」を付した場合は、CORINSの登録番号を記載し、カルテ等の写し及び当該工事実績を証明する資料を添付する。「無」に「■」を付した場合は契約書の写し及び当該工事実績を証明する資料を添付する。
　　３　当該工事に係る工事成績評定通知書の写しを添付する。

別紙様式第10

近隣地域内における工事の施工実績

工 事 名：

工事名称等	工　事　名	
	発注機関名	
	工事場所	（都道府県名、市町村名を記入する。）
	契約金額	（百万円単位で記入する。）
	工　期	平成　年　月　日　～平成　年　月　日
	受注形態等	単体／ＪＶ（出資比率）
	工事概要	
	工事種別	（発注機関設定の分類又は建設業法における建設工事の種類を記入する。）
CORINS登録の有無		□有（CORINS登録番号　　）　□無

注：１　CORINS登録の有無について、いずれかの「□」に「■」を付す。「有」に「■」を付した場合は、CORINSの登録番号を記載し、写しを添付する。「無」に「■」を付した場合は契約書の写し及び当該工事実績を証明する資料を添付する。

２　記載する工事が、平成13年12月25日以降に完成した防衛省発注機関（旧防衛施設局及び旧防衛施設支局を含む。）の発注した工事の場合は、当該工事に係る施工成績評定通知書又は工事成績評定通知書の写しを添付する。

別紙様式第11

地　理　的　条　件

本店（本社）住所	
支店・営業所名	
所在地住所	（記載の支店・営業所に関して記入する。）
電話番号	（　　〃　　）
建設業許可番号	（　　〃　　）

注：○○防衛局【契約担当官等の所在地を管轄する地方防衛局等を記載する。】の管轄区域に所在し、当該工種が施工可能な建設業許可を有する工事場所最寄りの支店又は営業所を記載する。

別紙様式第12
（用紙Ａ４版）

地元企業の下請採用予定状況

工 事 名：

項　　目	内　　容
地元企業の採用計画	下請をする直接工事費の内容 下請業者への発注予定金額の請負金額に対する割合 下請をする企業の名称・所在地・代表者名
	□地元企業の採用予定がない

注：１　地元企業とは、工事場所と同じ県内に本支店の登記がある企業で、応募者及び応募者と連結決算の関係にある企業、競争参加者の構成員が代表者及び取締役となっている企業を除く。

２　地元企業を採用する予定があるとして契約した後、完成検査時に地元企業を採用していないことが判明した場合、工事成績を減ずるとともに、標準型においてはそれによって得た評価に対する金額について支払請求することがある。

３　予定していた業者契約を締結する義務を課すものではない。

別紙様式第13
（用紙Ａ４版）

災害協定等による地域貢献の実績

工 事 名：

項　　目	内　　容
当該都道府県内における公共機関との災害協定の有無等	□災害協定がある ①協定名： ②相手方： （※複数の場合、全て記入する。） ④有効期限：平成○年○月○日 （※有効期限が確認できる書類を添付する。）
	□災害協定がない
当該都道府県内における過去２年間のボランティア活動の有無等	□ボランティア活動実績がある ①活動年月日：平成○年○月○日 （※活動年月日が確認できる書類を添付する。） ②活動概要：
	□ボランティア活動実績がない

注：１　災害協定等の有無について、いずれかの「□」に「■」を付す。
　　２　災害協定等があるに「■」を付した場合は、関連する書類を添付する。
　　３　ボランティア活動については、活動内容が具体的に把握できる資料を添付する。

別紙様式第14
（用紙Ａ４版）

技術提案回答表

（工事名：　　）

商号又は名称：

○○○○○○○○○工事の技術提案については、以下のとおりとします。
技術提案が適正と認められた内容については、本技術提案書に基づいて施工します。

「○○○○○○○○　○○○○に関する技術提案」	技術提案又は標準案

注：１　技術提案と記載した場合、別紙様式第15の評価項目について記述した技術提案書を提出する。
　　２　標準案を選択した場合、標準案により入札に参加するものとする。
　　※標準案とは、当局の想定する施工方法で、共通仕様書、特記仕様書及び関係法令を遵守し、一般的な施工機械（当省において使用している積算基準類に基づくものを想定）により施工及び監理する方法を用いて作業を行うものである。

別紙様式第15
（用紙Ａ４版）

技術提案書

（工事名：　　）

商号又は名称：

○○○○○○○○○○○工事の施工計画については、以下のとおりとします。
本施工計画が適正と認められた場合には、本計画に基づいて詳細施工計画を立案し、施工を行います。
なお、技術提案が不採用の場合は、標準案により施工します。

評価項目：「○○○○○○○○○○○○○○○○○○○○○○○」に関する技術提案

１　技術提案の概要
（標準案との相違点を簡潔に記述する。）

２　提案における施工方法、施工管理方法
（工事箇所の現状及び特性を踏まえ、本工事に有効であると考えられる具体的な施工方法、施工管理方法を列挙し、提案する内容毎に効果が分かり易すいように、具体的に、簡潔に記述すること。さらに、創意工夫点や留意点等があれば記述する。）

３　提案施工方法に関する安全管理計画

４　提案に対する確実性、展開性の所見
（提案を確実にするための手法及び今後の類似工事への適用性、技術的波及効果の可能性について、過去の実績や経験等を基に記述する。）

５　提案の利用条件等
（工業所有権等の排他的権利に係る事項、提案内容の公表に係る所見等があれば記述する。）

注：１　資料の枚数は、添付図表を含めＡ４版換算で１評価項目につき３枚以内とする。
２　必要に応じて構造図、説明図書等を添付する。（Ａ４版換算で１枚以内とする。）
３　技術提案が複数設定された場合は、技術提案毎に本技術提案書を作成する。
４　上記項目の技術提案が不採用の場合は、標準案で入札に参加するものとする。

別紙様式第16
（用紙Ａ４版）

工事全般の施工計画書

（工事名：　　）

商号又は名称：

○○○○○○○工事の施工計画については、以下のとおりとします。
本施工計画が適正と認められた場合は、本施工計画に基づいて詳細施工計画を立案し施工を行います。

評 価 項 目：施工上配慮すべき事項等の具体的な施工計画
評価の着目点：
１　現場環境等の条件把握（地形、地質、気象条件、周辺施設等の現場条件）
２　施工計画上（品質・工程・安全管理等）の課題設定及び対策
３　施工計画の具体性
４　現場等における創意工夫
５　実現性の担保（過去の実績等による裏付け）

注：１　資料の枚数は図面を含め、Ａ４版２枚以内とする。
２　必要に応じて説明図表等を添付する。
３　工事全般の施工計画書については、必ず提出する。

別紙様式第17
（用紙Ａ４版）
【地域評価型の場合のみ】

地産品の使用状況
（○○○○○○○○○工事）

工 事 名：

地産品の使用の有無	あ　り、な　し　　（どちらか一方に○をする。） ○○県内の公共工事（※）において、○○県産の建設資材（地産品）の平成○年４月１日から平成○年３月31日までの使用の有無（発注者が指定した地産品は認めない。）
当該地産品の使用状況	材料名：（記入例：　木材（唐松・杉）・生コン・アスファルト・鉄筋・砕石・塗料・溶融スラグ　等）
	産　地：（記入例；　○○県○○群○○国有林）
	当該材料の出荷元：（記入例；　○○県木材協同組合）
	当該材料を使用した工事名、発注機関及び工期：（以下、記入例） ○○○○護岸工事　（○○防衛局） 自）平成　年　月　日　至）平成　年　月　日 当該工事における地産品の使用状況、地産品の産地及び使用時期を証明する資料を添付する。（当該材料における使用状況の写真、日付入りの出荷証明書、当該県内で生産・製造された証明等）

※国、地方公共団体及び特殊法人等が行う公共工事。ここでいう特殊法人とは、「公共工事の入札及び契約の適正化の促進に関する法律」第２条でいう法人であって政令で定めるものをいう。

別紙様式第18
（用紙Ａ４版）

【域評価型において、評価項目として選択した場合のみ】

不発弾処理対策の実績

工 事 名：

項　　目	内　　容
○○県内における不発弾処理対策の実績の有無等	□不発弾処理対策の実績がある ①工事名： （※複数の実績がある場合、全て記入する。） ②住所又は場所： （※複数の実績がある場合、全て記入する。） ③発注機関： （※複数の実績がある場合、全て記入する。） ④工期：平成○年○月○日から平成○年○月○日 （※複数の実績がある場合、全て記入する。）
	□不発弾処理対策の実績がない

注：１　不発弾処理対策の実績の有無について、いずれかの「□」に「■」を付す。
　　１　不発弾処理対策の実績があるに「■」を付した場合は、実施内容が具体的に把握できる資料を添付する。

別紙様式第19

予備自衛官又は即応予備自衛官の現場配置予定者

工 事 名：

予備自衛官又は即応予備自衛官	
氏　　名	
生　年　月　日	
所属する企業名	
従事する工種等	
駐屯地等との調整業務	□駐屯地等との調整において現場代理人を補佐し、アドバイス等を行なう
自衛官在職時の勤務地（駐屯地等名を記載）	
現場配置予定日数	

注：１　現場配置予定者１名につき１枚とする。

２　予備自衛官又は即応予備自衛官であることを証明するために自衛隊地方協力本部長又は指定部隊等の長が発行する証明書の写しを添付する。

３　雇用保険被保険者証の写しを添付する。

４　駐屯地等との調整において現場代理人を補佐し、アドバイス等を行なう場合は「□」に「■」を付す。
「■」が付されていない場合は「予備自衛官又は即応予備自衛官の現場配置」欄を加点評価しない。

５　行政機関の休日に関する法律（昭和63年法律第91号）第１条第１項に規定する行政機関の休日を除く日数を記載する。

６　予備自衛官又は即応予備自衛官を現場配置する予定があるとして契約した場合は、工事の着手前において監督官に２の証明書（原本）を提出し、当該者の作業従事計画を提出するものとする。ただし、やむを得ない事情により競争参加資格確認申請時に提出した現場配置予定者又は予定日数が変わる場合は、評価結果が同等以上であること。
完成検査時に予備自衛官等を延べ３０人・日以上現場配置していない又は駐屯地等との調整業務を実施していないことが判明した場合は、工事成績評定点を減ずる。

別紙様式第20

平成　　年　　月　　日

見積に関するヒアリング日時希望通知書

（契約担当官等の官職氏名）　　殿

住　　所
商号又は名称
代 表 者 氏 名　　印

見積に関するヒアリングについては、以下のとおり希望日時等を通知します。

工事名	
ヒアリング出席予定者	①配置予定技術者　　氏名 ②役職　　氏名 ③役職　　氏名
ヒアリング希望日	希望日　平成　　年　　月　　日（　）
ヒアリング希望時間	希望時間　○○時から○○時まで

注１：ヒアリング会場には、競争参加資格確認申請者の責任者（支店長・営業所長等）・配置予定技術者等を含め３名程度でお願いします。
注２：ヒアリングの実施日時については後日通知しますが、日時は希望どおりにならない場合がありますので、あらかじめご了承願います。

付紙
【総合評価落札方式（標準型）】

評　　価　　基　　準

工事名：

（※：評価項目は、総合評価落札方式（標準型）の必須項目及び一部の選択項目（予備自衛官等の現場配置）を選択した場合の作成例である。）

工事名：

１から５の評価点の最高点の合計は○○点とする。

１　企業の技術力について
　下表の評価項目について評価を行い、評価点を算出する。
　なお、最高点を○○点とする。

評価項目		評価基準	評価点
企業の施工能力	**同種工事の施工実績** 当該年度及び前年度から過去15年間の実績（平成○年４月１日から公告日までに完成・引渡しが完了した工事）	国又は公団若しくは独立行政法人発注の施工実績あり（民営化後は、その他として取り扱う。）	2
		地方公共団体又は公社発注の施工実績あり（民営化後は、その他として取り扱う。）	1
		その他	0
	工事成績 当該工事と同一工種で当該年度を含まない過去２年間の工事成績評定点の平均点（平成○４月１日から平成○年３月31日までに完成・引渡しが完了した工事の工事成績） ※ 帯広支局及び熊本支局における同一の地域ブロックは、本局を含むブロックとする。	○○防衛局【当該地域を管轄する地方防衛局等を記載する。】管轄地域における防衛省発注機関で、80点以上	10
		他地方防衛局管轄地域における防衛省発注機関で、80点以上	9
		○○防衛局【当該地域を管轄する地方防衛局等を記載する。】と同一の地域ブロックの発注者協議会に所属している国又は公団（独立行政法人）の各部局が発注した工事で、80点以上（工事成績評定相互利用対象工事による）	8
		○○防衛局【当該地域を管轄する地方防衛局等を記載する。】管轄地域における防衛省発注機関で、75点以上80点未満	7
		他地方防衛局管轄地域における防衛省発注機関で、75点以上80点未満	6
		○○防衛局【当該地域を管轄する地方防衛局等を記載する。】と同一の地域ブロックの発注者協議会に所属している国又は公団（独立行政法人）の各部局が発注した工事で、75点以上80点未満（工事成績評定相互利用対象工事による）	5
		○○防衛局【当該地域を管轄する地方防衛局等を記載する。】管轄地域における防衛省発注機関で、70点以上75点未満	4
		他地方防衛局管轄地域における防衛省発注機関で、70点以上75点未満	3
		○○防衛局【当該地域を管轄する地方防衛局等を記載する。】と同一の地域ブロックの発注者協議会に所属している国又は公団（独立行政法人の各部局が発注した工事で、70点以上75点未満（工事成績評定相互利用対象工事による）	2
		・○○防衛局【当該地域を管轄する地方防衛局等を記載する。】管轄地域における防衛省発注機関で、65点以上70点未満 ・○○防衛局【当該地域を管轄する地方防衛局等を記載する。】管轄地域における防衛省発注機関を除く全てで、70点未満 ・工事成績なし	0
	当該工事と同一工種で当該年度を含ま	○○防衛局【当該地域を管轄する地方防衛局等を記	企業の施

企業の施工能力	ない過去２年間の工事成績評定点（平成○年４月１日から平成○年３月31日までに完成・引渡しが完了した工事の工事成績）	載する。】管轄地域における防衛省発注機関で、65点未満の実績あり	工能力の評価を０点とする
	優秀工事顕彰等の実績 当該年度及び前年度から過去３年間の大臣官房施設監の顕彰、地方防衛局長の感謝状の贈与又は地方防衛局調達部長若しくは地方防衛支局長の顕彰の実績（平成○年４月１日から公告日までに顕彰等を贈与した工事） ※ 当該防衛省発注機関の発注工事が対象となった顕彰等に限る。	大臣官房施設監の特別優秀工事等顕彰	１件につき５点※
		地方防衛局長の感謝状の贈与	１件につき４点※
		地方防衛局調達部長又は地方防衛支局長の優秀工事等顕彰	１件につき３点※
		実績なし	0
	難工事の工事実績 過去２年間に、○○防衛局【当該地域を管轄する地方防衛局等を記載する。】管轄地域における防衛省発注機関発注の難工事を施工した実績（平成○年○月○日から公告日までに完成・引渡しが完了した工事）	実績があり、かつ工事成績が70点以上	1
		実績なし又は工事成績が70点未満	0
	品質管理ﾏﾈｼﾞﾒﾝﾄｼｽﾃﾑ規格（ISO9000s）の取得状況	認証を取得済み（当該工事に適用予定であること。）	2
	環境ﾏﾈｼﾞﾒﾝﾄｼｽﾃﾑ規格（ISO14000s）の取得状況	認証を取得済み（当該工事に適用予定であること。）	2
	情報ｾｷｭﾘﾃｨﾏﾈｼﾞﾒﾝﾄｼｽﾃﾑ規格（ISO27000s）の取得状況	認証を取得済み（当該工事に適用予定であること。）	2
	※ ISOの取得状況は取得したｼﾘｰｽﾞ毎にそれぞれ加算し、最大６点を加算	認証を未取得	0
配置予定技術者の能力	**資格**	一級○○施工管理技士又は同等以上の資格あり	1
		一級○○施工管理技士又は同等以上の資格なし	欠格
	同種工事の施工経験 当該年度を含む前年度から過去15年間の実績（平成○年４月１日から公告日までに完成・引渡しが完了した工事）	同種工事の施工経験あり（役職（監理（主任）技術者又は現場代理人）経験あり）	2
		同種工事の施工経験なし（役職（監理（主任）技術者又は現場代理人）経験なし）	1
	監理（主任）技術者又は現場代理人の経験 当該年度を含まない過去３年間のうち、○○防衛局【当該地域を管轄する地方防衛局等を記載する。】管轄地域における防衛省発注機関の工事であって、当該工事と同一工種において、監理（主任）技術者又は現場代理人の経験（平成○年４月１日から平成○年３月31日までに完成・引渡しが完了した工事） ※ 現在と異なる社の所属であってもよい。	○○防衛局【当該地域を管轄する地方防衛局等を記載する。】管轄地域における防衛省発注機関の工事のうち、当該工事と同一工種において、監理（主任）技術者又は現場代理人として経験し、工事成績の評価が平均85点以上	5
		○○防衛局【当該地域を管轄する地方防衛局等を記載する。】管轄地域における防衛省発注機関の工事のうち、当該工事と同一工種において、監理（主任）技術者又は現場代理人として経験し、工事成績の評価が平均75点以上	3
		○○防衛局【当該地域を管轄する地方防衛局等を記載する。】管轄地域における防衛省発注機関の工事のうち、当該工事と同一工種において、監理（主任）技術者又は現場代理人の経験がある	1
		○○防衛局【当該地域を管轄する地方防衛局等を記載する。】管轄地域における防衛省発注機関の工事の	0

配置予定技術者の能力		うち、当該工事と同一工種において、監理（主任）技術者又は現場代理人の経験がない	
		○○防衛局【当該地域を管轄する地方防衛局等を記載する。】管轄地域における防衛省発注機関の工事において、監理（主任）技術者又は現場代理人であった工事の直近の工事成績が65点未満	配置予定技術者の能力を０点とする
	優秀工事技術者顕彰等の実績 当該年度及び前年度から過去３年間の大臣官房施設監、地方防衛局調達部長又は地方防衛支局長の顕彰の実績（平成○年４月１日から公告日までに顕彰等を贈与した工事） ※ 当該防衛省発注機関の発注工事が対象となった顕彰等に限る。	大臣官房施設監の特別優秀工事等技術者顕彰	１件につき５点※
		地方防衛局調達部長又は地方防衛支局長の優秀工事等技術者顕彰	１件につき３点※
		実績なし	0
	継続教育（CPD)の取り組み状況	当該工事の履行に係る国家資格の継続教育の証明あり	1
		証明なし	0
	難工事の工事実績 企業が申請した難工事に、監理（主任）技術者又は現場代理人として従事していた場合	工事成績が75点以上	2
		工事成績が70点以上75点未満	1
		実績なし又は工事成績が70点未満	0

※ 合計で最大10点とする。

２　企業の信頼性・社会性について
下表の評価項目について評価を行い、評価点を算出する。
なお、最高点を○○点とする。

評価項目		評価基準	評価点
地域精通度	**地理的条件１（近隣地域内における施工実績）** 当該年度を含まない過去５年間の施工実績（平成○年４月１日から平成○年３月31日までに完成・引渡しが完了した工事）	施工実績あり（契約額１億円以上で同一工種）	2
		施工実績あり（契約額１億円以上で他工種）	1
		施工実績なし	0
	地理的条件２（本店（社)、支店、営業所の所在） ※ 所在地の設定において、都道府県による設定では評価基準として適正を欠く場合、必要に応じて市町村等の設定を可能とする。	当該都道府県内に本店（社）の所在あり	2
		当該都道府県内に当該工種に係る建設業許可を有する支店又は営業所の所在あり	1
		上記以外	0
地域貢献度	**地元企業の採用状況** ※ 地元企業とは、工事場所と同じ県内に本支店の登記がある企業で、応募者及び応募者と連結決算の関係にある企業、競争参加者の構成員が代表者及び取締役となっている企業を除く。 ※ 都道府県による設定では評価基準として適正を欠く場合、必要に応じて市町村等の設定を可能とする。	下請に採用の予定あり	1
		採用の予定なし	0

地域貢献度	**災害協定等による地域貢献度の実績** 当該都道府県内における公共機関との災害協定等の有無	災害協定等あり	1
		災害協定等なし	0
	ボランティア活動による地域貢献度の実績 当該都道府県内における過去２年間の実績	活動実績あり	1
		活動実績なし	0
予備自衛官又は即応予備自衛官の現場配置※1	**予備自衛官又は即応予備自衛官の現場配置** ［次の３つの条件を満たす場合に評価する］ ① 当該工事の作業に直接従事する技術者・技能労働者であること。 ② 駐屯地等との調整において現場代理人を補佐し、アドバイス等を行なうこと。 ③ 現場配置期間の延べ日数が３０人・日以上あること。 ※ 下請け企業が予備自衛官又は即応予備自衛官を配置する場合も同様に評価する。 ※ 現場配置予定者が複数名いる場合の取り扱いは、現場配置期間の延べ日数の合計とし、評価基準Ａ、Ｂ、Ｃが混在する場合は、３０人・日となる組合わせにおいて評価点の低い方で評価を行う。	Ａ 当該駐屯地等において自衛官在職時の勤務経験を有する予備自衛官又は即応予備自衛官であり、駐屯地等との調整業務を実施する場合	2
		Ｂ 当該都道府県内にある駐屯地等において自衛官在職時の勤務経験を有する予備自衛官又は即応予備自衛官であり、駐屯地等との調整業務を実施する場合	1
		Ｃ 当該都道府県に隣接する県内にある駐屯地等において自衛官在職時の勤務経験を有する予備自衛官又は即応予備自衛官であり、駐屯地等との調整業務を実施する場合	0.5
		なし	0

※１　「予備自衛官又は即応予備自衛官の現場配置」欄は、自衛隊の駐屯地、分屯地、基地、分屯基地及び演習場にて実施する工事の場合に選択する。

３　企業による技術提案

下表の評価項目についてそれぞれ評価を行い、各々評価点を算出する。評価項目の最高点は10点とし、１課題に対する技術提案数は最大５つまでとする。

なお、技術提案数が５つを超えた場合は当該技術提案に係る配点は０点とする。

評価項目		評価基準	評価点
企業による技術提案	○○○○○ （企業に求める提案内容を記載する。）	【優】が１以上又は【有】が５	10
		【有】が４	8
		【有】が３	6
		【有】が２	4
		【有】が１	2
		【有】が０又は技術提案数が５を超えている	0

４　工事全般の施工計画について

下表の評価項目について評価を行い、評価点を算出する。

なお、最高点を５点とする。

評価項目		評価基準	評価点
企業に	**施工上配慮すべき事項**	現場環境等の条件把握	1
		施工計画上の課題設定及び対策	1

よる技術提案		施工計画の具体性	1
		現場等における創意工夫	1
		実現性の担保	1
		適正でない	欠格

5　その他（ペナルティ）について
下表の評価項目について評価を行い、評価点を算出する。

評価項目		評価基準	評価点
その他	**事故及び不誠実な行為に対するペナルティ（過去６月の当該地方防衛局での指名停止措置要領に基づく指名停止措置等）** ※ 過去６月とは申請書等の提出期限日の前日からさかのぼること６月以内に指名停止期間がある場合をいう。 ※ 違約金を請求した実績がある場合は、さらに「－１点」とする。	指名停止期間（累積）：６月以上	－５
		指名停止期間（累積）：３月以上６月未満	－４
		指名停止期間（累積）：３月未満	－３
		文書注意	－２
		口頭注意	－１
		該当なし	０

6　工事成績相互利用登録機関について
下表の構成員及びその他条件において、工事の実績を確認し、上記１「工事成績」について評価する。

中央官庁	発注機関、部署等	工事種別	工事規模	時期
○○省	○○部○○課	○○工事	契約額○○円以上の工事	平成○年○月○日以降に契約した工事
○○省	○○部○○課、○○局	すべての工事	契約額○○円を超える工事	平成○年○月○日以降に完成した工事

付紙
【地域評価型総合評価落札方式（標準型）】

評　　価　　基　　準

工事名：

（※：評価項目は、地域評価型総合評価落札方式（標準型）のうち、必須項目及び一部の選択項目（不発弾処理対策の実績、予備自衛官等の現場配置）を　選択した場合の作成例である。）

工事名：

１から５の評価点の最高点の合計は○○点とする。

１　企業の技術力について
　下表の評価項目について評価を行い、評価点を算出する。
　なお、最高点を○○点とする。

評価項目		評価基準	評価点
企業の施工能力	**同種工事の施工実績** 当該年度及び前年度から過去15年間の実績（平成○年４月１日から公告日までに完成・引渡しが完了した工事）	国又は公団若しくは独立行政法人発注の施工実績あり（民営化後は、その他として取り扱う。）	2
		地方公共団体又は公社発注の施工実績あり（民営化後は、その他として取り扱う。）	1
		その他	0
	工事成績 当該工事と同一工種で当該年度を含まない過去２年間の工事成績評定点の平均点（平成○４月１日から平成○年３月31日までに完成・引渡しが完了した工事の工事成績） ※ 帯広支局及び熊本支局における同一の地域ブロックは、本局を含むブロックとする。	○○防衛局【当該地域を管轄する地方防衛局等を記載する。】管轄地域における防衛省発注機関で、80点以上	10
		他地方防衛局管轄地域における防衛省発注機関で、80点以上	9
		○○防衛局【当該地域を管轄する地方防衛局等を記載する。】と同一の地域ブロックの発注者協議会に所属している国又は公団（独立行政法人）の各部局が発注した工事で、80点以上（工事成績評定相互利用対象工事による）	8
		○○防衛局【当該地域を管轄する地方防衛局等を記載する。】管轄地域における防衛省発注機関で、75点以上80点未満	7
		他地方防衛局管轄地域における防衛省発注機関で、75点以上80点未満	6
		○○防衛局【当該地域を管轄する地方防衛局等を記載する。】と同一の地域ブロックの発注者協議会に所属している国又は公団（独立行政法人）の各部局が発注した工事で、75点以上80点未満（工事成績評定相互利用対象工事による）	5
		○○防衛局【当該地域を管轄する地方防衛局等を記載する。】管轄地域における防衛省発注機関で、70点以上75点未満	4
		他地方防衛局管轄地域における防衛省発注機関で、70点以上75点未満	3
		○○防衛局【当該地域を管轄する地方防衛局等を記載する。】と同一の地域ブロックの発注者協議会に所属している国又は公団（独立行政法人）の各部局が発注した工事で、70点以上75点未満（工事成績評定相互利用対象工事による）	2
		・○○防衛局【当該地域を管轄する地方防衛局等を記載する。】管轄地域における防衛省発注機関で、65点以上70点未満 ・○○防衛局【当該地域を管轄する地方防衛局等を記載する。】管轄地域における防衛省発注機関を除く全てで、70点未満 ・工事成績なし	0
	当該工事と同一工種で当該年度を含まない	○○防衛局【当該地域を管轄する地方防衛局等を	企業の施

企業の施工能力	過去２年間の工事成績評定点（平成○年４月１日から平成○年３月31日までに完成・引渡しが完了した工事の工事成績）	記載する。】管轄地域における防衛省発注機関で、65点未満の実績あり	工能力の評価を０点とする
	優秀工事顕彰等の実績 当該年度及び前年度から過去３年間の大臣官房施設監の顕彰、地方防衛局長の感謝状の贈与又は地方防衛局調達部長若しくは地方防衛支局長の顕彰の実績（平成○年４月１日から公告日までに顕彰等を贈与した工事） ※ 当該防衛省発注機関の発注工事が対象となった顕彰等に限る。	大臣官房施設監の特別優秀工事等顕彰	１件につき５点※
		地方防衛局長の感謝状の贈与	１件につき４点※
		地方防衛局調達部長又は地方防衛支局長の優秀工事等顕彰	１件につき３点※
		実績なし	0
	難工事の工事実績 過去２年間に、○○防衛局【当該地域を管轄する地方防衛局等を記載する。】管轄地域における防衛省発注機関発注の難工事を施工した実績（平成○年○月○日から公告日までに完成・引渡しが完了した工事）	実績があり、かつ工事成績が70点以上	1
		実績なし又は工事成績が70点未満	0
	品質管理ﾏﾈｼﾞﾒﾝﾄｼｽﾃﾑ規格（ISO9000s）の取得状況	認証を取得済み（当該工事に適用予定であること。）	2
	環境ﾏﾈｼﾞﾒﾝﾄｼｽﾃﾑ規格（ISO14000s）の取得状況	認証を取得済み（当該工事に適用予定であること。）	2
	情報ｾｷｭﾘﾃｨﾏﾈｼﾞﾒﾝﾄｼｽﾃﾑ規格（ISO27000s）の取得状況	認証を取得済み（当該工事に適用予定であること。）	2
	※ ISOの取得状況は取得したｼﾘｰｽﾞ毎にそれぞれ加算し、最大６点を加算	認証を未取得	0
配置予定技術者の能力	**資格**	一級○○施工管理技士又は同等以上の資格あり	1
		一級○○施工管理技士又は同等以上の資格なし	欠格
	同種工事の施工経験 当該年度を含む前年度から過去15年間の実績（平成○年４月１日から公告日までに完成・引渡しが完了した工事）	同種工事の施工経験あり（役職（監理（主任）技術者又は現場代理人）経験あり）	2
		同種工事の施工経験なし（役職（監理（主任）技術者又は現場代理人）経験なし）	1
	監理（主任）技術者又は現場代理人の経験 当該年度を含まない過去３年間のうち、○○防衛局【当該地域を管轄する地方防衛局等を記載する。】管轄地域における防衛省発注機関の工事であって、当該工事と同一工種において、監理（主任）技術者又は現場代理人の経験（平成○年４月１日から平成○年３月31日までに完成・引渡しが完了した工事） ※ 現在と異なる社の所属であってもよい。	○○防衛局【当該地域を管轄する地方防衛局等を記載する。】管轄地域における防衛省発注機関の工事のうち、当該工事と同一工種において、監理（主任）技術者又は現場代理人として経験し、工事成績の評価が平均85点以上	5
		○○防衛局【当該地域を管轄する地方防衛局等を記載する。】管轄地域における防衛省発注機関の工事のうち、当該工事と同一工種において、監理（主任）技術者又は現場代理人として経験し、工事成績の評価が平均75点以上	3
		○○防衛局【当該地域を管轄する地方防衛局等を記載する。】管轄地域における防衛省発注機関の工事のうち、当該工事と同一工種において、監理（主任）技術者又は現場代理人の経験あり	1
		○○防衛局【当該地域を管轄する地方防衛局等を記載する。】管轄地域における防衛省発注機関の工事のうち、当該工事と同一工種において、監理（主任）技術者又は現場代理人の経験なし	0

配置予定技術者の能力		○○防衛局【当該地域を管轄する地方防衛局等を記載する。】管轄地域における防衛省発注機関の工事において、監理（主任）技術者又は現場代理人であった工事の直近の工事成績が65点未満	配置予定技術者の能力を０点とする
	優秀工事技術者顕彰等の実績 当該年度及び前年度から過去３年間の大臣官房施設監、地方防衛局調達部長又は地方防衛支局長の顕彰の実績（平成○年４月１日から公告日までに顕彰等を贈与した工事） ※ 当該防衛省発注機関の発注工事が対象となった顕彰等に限る。	大臣官房施設監の特別優秀工事等技術者顕彰	１件につき５点※
		地方防衛局調達部長又は地方防衛支局長の優秀工事等技術者顕彰	１件につき３点※
		実績なし	０
	継続教育（CPD)の取り組み状況	当該工事の履行に係る国家資格の継続教育の証明あり	1
		証明なし	０
	難工事の工事実績 企業が申請した難工事に、監理（主任）技術者又は現場代理人として従事していた場合	工事成績が75点以上	2
		工事成績が70点以上75点未満	1
		実績なし又は工事成績が70点未満	０

※ 合計で最大10点とする。

２　企業の信頼性・社会性について
下表の評価項目について評価を行い、評価点を算出する。
なお、最高点を○○点とする。

評価項目		評価基準	評価点
地域精通度	**地理的条件１（近隣地域内における施工実績）** 当該工事と同一工種で当該年度を含まない過去５年間の施工実績（平成○年４月１日から平成○年３月31日までに近隣地域（同一県内）での完成・引渡しが完了した工事）（共同企業体の場合は構成員すべてを対象とする。）	施工実績15件以上	4
		施工実績10件以上15件未満	2
		施工実績10件未満	０
	地理的条件２（本店（社）、支店、営業所の所在） ※ 本店等の所在ついて、都道府県では評価基準として適正を欠く場合、必要に応じて市町村等の記載を可能とする。	当該地域内に本店（社）の所在あり	4
		当該地域内に当該工種に係る建設業許可を有する支店又は営業所の所在あり	2
		当該地域内に拠点なし	０
地域貢献度	**地産品の使用状況** 当該年度を含まない過去２年間に同一県内で生産・製造された建設資材の使用状況（平成○年４月１日から平成○年３月31日までの実績）	使用あり	1
		使用なし	０
	地元企業の採用状況（下請をする直接工事費に係る内容） ※ 地元企業とは、工事場所と同じ県内に	県内下請業者への発注予定金額が請負金額の30％以上	5

地域貢献度	本支店の登記がある企業をいい、応募者及び応募者と連結決算の関係にある企業、競争参加者の構成員が代表者及び取締役となっている企業を除く。 ※ 都道府県による設定では評価基準として適性を欠く場合、必要に応じて市町村等の記載を可能とする。	県内下請業者への発注予定金額が請負金額の20%以上30%未満	3
		県内下請業者への発注予定金額が請負金額の20%未満	0
	災害協定等による地域貢献度の実績 公共機関との災害協定等の有無。 ※ 県内特定地域とは、同一県内にあって同じ文化、流通又は経済圏を有する地域をいい、当該工事場所の周辺地域。	活動実績あり（県内特定地域）※１	2
		活動実績あり（同一県内）※１	1
		災害協定等なし	0
	ボランティア活動による地域貢献度の実績 当該都道府県内における過去２年間の実績 ※ 県内特定地域とは、同一県内にあって同じ文化、流通又は経済圏を有する地域をいい、当該工事場所の周辺地域とする。	活動実績あり（県内特定地域）※１	2
		活動実績あり（同一県内）※１	1
		活動実績なし	0
	不発弾処理対策の実績※２ 当該都道府県内において当該年度を含まない過去15年間の実績（平成○年４月１日から平成○年３月31日までに不発弾処理対策を実施した実績） ※ 不発弾処理対策とは現場において不発弾が発見され、自衛隊及び警察等が処理するまでの間、現場対策（立ち入り制限等の安全施設類の設置、安全管理上の監視、交通誘導員等の配置等）を行ったものをいう。	３件以上	4
		１件以上３件未満	2
		実績なし	0
予備自衛官又は即応予備自衛官の現場配置※３	**予備自衛官又は即応予備自衛官の現場配置** ［次の３つの条件を満たす場合に評価する］ ① 当該工事の作業に直接従事する技術者・技能労働者であること。 ② 駐屯地等との調整において現場代理人を補佐し、アドバイス等を行なうこと。 ③ 現場配置期間の延べ日数が３０人・日以上あること。 ※ 下請け企業が予備自衛官又は即応予備自衛官を配置する場合も同様に評価する。 ※ 現場配置予定者が複数名いる場合の取り扱いは、現場配置期間の延べ日数の合計とし、評価基準Ａ、Ｂ、Ｃが混在する場合は、３０人・日となる組合わせにおいて評価点の低い方で評価を行う。	A 当該駐屯地等において自衛官在職時の勤務経験を有する予備自衛官又は即応予備自衛官であり、駐屯地等との調整業務を実施する場合	2
		B 当該都道府県内にある駐屯地等において自衛官在職時の勤務経験を有する予備自衛官又は即応予備自衛官であり、駐屯地等との調整業務を実施する場合	1
		C 当該都道府県に隣接する県内にある駐屯地等において自衛官在職時の勤務経験を有する予備自衛官又は即応予備自衛官であり、駐屯地等との調整業務を実施する場合	0.5
		なし	0

※１　「災害協定等による地域貢献度の実績」及び「ボランティア活動による地域貢献度の実績」の評価基準は、工事及び地域の特性を考慮し、「県内特定地域」か「同一県内」かを選択する。
※２　「不発弾処理対策の実績」欄は、工事及び地域の特性を考慮し、選択する。
※３　「予備自衛官又は即応予備自衛官の現場配置」欄は、自衛隊の駐屯地、分屯地、基地、分屯基地及び演習場にて実施する工事の場合に選択する。

３　企業による技術提案

下表の評価項目についてそれぞれ評価を行い、各々評価点を算出する。評価項目の最高点は10点とし、１課題に対する技術提案数は最大５つまでとする。
なお、技術提案数が５つを超えた場合は当該技術提案に係る配点は０点とする。

評価項目		評価基準	評価点
企業による技術提案	○○○○○ （企業に求める提案内容を記載する。）	【優】が１以上又は【有】が５	10
		【有】が４	8
		【有】が３	6
		【有】が２	4
		【有】が１	2
		【有】が０又は技術提案数が５を超えている	0

4　工事全般の施工計画について
下表の評価項目について評価を行い、評価点を算出する。
なお、最高点を５点とする。

評価項目		評価基準	評価点
企業による技術提案	**施工上配慮すべき事項**	現場環境等の条件把握	1
		施工計画上の課題設定及び対策	1
		施工計画の具体性	1
		現場等における創意工夫	1
		実現性の担保	1
		適正でない	欠格

5　その他（ペナルティ）について
下表の評価項目について評価を行い、評価点を算出する。

評価項目		評価基準	評価点
その他	**事故及び不誠実な行為に対するペナルティ（過去６月の当該契約担当官等の所在地を管轄する○○防衛局での指名停止措置要領に基づく指名停止措置等）** ※ 過去６月とは申請書等の提出期限日の前日からさかのぼること６月以内に指名停止期間がある場合をいう。 ※ 違約金を請求した実績がある場合は、さらに「－１点」とする。	指名停止期間（累積）：６月以上	－５
		指名停止期間（累積）：３月以上６月未満	－４
		指名停止期間（累積）：３月未満	－３
		文書注意	－２
		口頭注意	－１
		該当なし	0

6　工事成績相互利用登録機関について
下表の構成員及びその他条件において、工事の実績を確認し、上記１「工事成績」について評価する。

中央官庁	発注機関、部署等	工事種別	工事規模	時期
○○省	○○部○○課	○○工事	契約額○○円以上の工事	平成○年○月○日以降に契約した工事
○○省	○○部○○課、○○局	すべての工事	契約額○○円を超える工事	平成○年○月○日以降に完成した工事

入 札 公 告（建設工事）

次のとおり一般競争入札（政府調達協定対象外）に付します。

平成○年○月○日

○○○○

○○○○　○○　○○【発注者名を記載する。】

1　工事概要

(1) 工事名　○○（○）○○○工事

(2) 工事場所　○○県○○市○○町○－○

(3) 工事内容　本工事は、以下の工事を行うものである。

用途　○○、構造　鉄筋コンクリート造○階建て、規模　建物延べ面積約○○○○㎡

(4) 工期　平成○年○月○日まで

(5) 本工事は、入札時に「簡易な施工計画」を受け付け、価格と価格以外の要素を総合的に評価して落札者を決定する総合評価落札方式のうち、品質確保のための施工体制及びその他の施工体制の確保状況を確認し、施工内容を確実に実現できるかどうかについて審査し、評価を行う施工体制確認型総合評価落札方式の試行対象工事である。

【地域評価型の場合は次の項目を追加する。】

(5) 本工事は、入札時に「簡易な施工計画」を受け付け、価格と価格以外の要素を総合的に評価して落札者を決定する総合評価落札方式のうち、品質確保のための施工体制及びその他の施工体制の確保状況を確認し、施工内容を確実に実現できるかどうかについて審査し、評価を行う施工体制確認型総合評価落札方式の試行対象工事である。なお、「企業の信頼性・社会性」の評価に当たっては、地域精通度及び地域貢献度を重視して評価を行う「地域評価型」の対象工事である。

【見積活用方式の場合は次の２項目を追加する。】

(6) 本工事は、発注者が競争参加希望者に見積の提出を求め、ヒアリングを通じて見積の妥当性を確認し､妥当性が確認できた見積を積算価格に反映させるものである。見積の提出期限までに○○工事、○○工事に対する直接工事費（当該工事に必要な仮設費を含む。）【共通仮設費又は現場管理費の積み上げ分の場合は、「共通仮設費（又は現場管理費）への積み上げ分である○○」を記載する。】について記載した見積（以下「見積」という。）を提出するものとする（詳細は入札説明書による。）

(7) 本工事では、見積の提出後、競争参加希望者の責任者、配置予定の技術者等からヒアリングを行い、見積の妥当性を確認するものとする。

【電子入札対象の場合は次の項目を追加する。】

(6) 本工事は、資料提出及び入札等を電子入札システムにより行う工事である。ただ

し、電子入札システムにより難いものは、発注者の承諾を得て紙入札方式に代えるものとする。

なお、紙入札方式の承諾に関しては○○防衛局総務部契約課に紙入札方式参加承諾願を提出するものとする。

(7) 本工事は、工事費内訳明細書の提出を義務付ける工事である。

２　競争参加資格

(1) 予算決算及び会計令（昭和22年勅令第165号。以下「予決令」という。）第70条及び第71条の規定に該当しない者であること。

(2) 防衛省における平成○・○年度一般競争（指名競争）参加資格（以下「防衛省競争参加資格」という。）のうち、「○○工事」で級別の格付を受け、○○防衛局【当該契約担当官等の所在地を管轄する地方防衛局等を記載する。】に競争参加資格を希望していること（会社更生法（平成14年法律第154号）に基づき更生手続開始の申立てがなされている者又は民事再生法（平成11年法律第225号）に基づき再生手続開始の申立てがなされている者については、手続開始の決定後、再度級別の格付を受けていること。)。

(3) 会社更生法に基づく更生手続開始の申立てがなされている者又は民事再生法に基づき再生手続開始の申立てがなされている者（(2)の再度級別の格付を受けた者を除く。）でないこと。

(4) 防衛省競争参加資格の「○○工事」に係る総合審査数値（資格審査結果通知書の記３の総合審査数値欄の点数）が○○点以上であること。

(5) 平成○年度以降入札公告日まで【当該年度及び前年度から過去15年間を記載する。】に、元請けとして完成・引渡しが完了した工事のうち、(用途が○○で、）鉄筋コンクリート造○階建て以上、建物延べ面積○○㎡以上（１棟当たり）の工事を施工した実績を有すること。(建設共同企業体の構成員としての実績は、出資比率が20％以上のものに限る。)。

なお、当該実績が平成13年12月25日以降に完成した防衛省発注機関（契約担当官等が属する防衛省本省の内部部局、防衛大学校、防衛医科大学校、防衛研究所、統合幕僚監部、陸上幕僚監部、海上幕僚監部、航空幕僚監部、情報本部、防衛監察本部、地方防衛局並びに統合幕僚長及び陸上幕僚長、海上幕僚長又は航空幕僚長の監督を受ける陸上自衛隊、海上自衛隊及び航空自衛隊の部隊及び機関並びに防衛装備庁をいう。以下同じ。）(旧防衛施設局及び旧防衛施設支局を含む。）の発注した工事に係るものにあっては、施工成績評定通知書又は工事成績評定通知書の評定点合計（以下「評定点合計」という。）が65点未満のものを除くこと。また、実績が工事成績相互利用登録機関が発注した工事で工事成績評定相互利用対象工事に該当するものである場合は、工事成績の評定点が65点未満のものを除くこと。

(6) 簡易な施工計画が適正であること。

(7) 次の基準を全て満たす監理技術者又は主任技術者(以下「監理技術者等」という。)を当該工事に専任で配置できること。

ア　一級建築士又はこれと同等以上の資格を有する者である。【建築工事の場合】

イ　平成○年度以降入札公告日まで【当該年度及び前年度から過去15年間を記載する。】に、(5)に掲げる工事の経験を有する者である（原則、着工から完成まで従事している。)。

なお、当該経験が平成13年12月25日以降に完成した防衛省発注機関（旧防衛施設局及び旧防衛施設支局を含む。）の発注した工事に係るものにあっては、評定点合計が65点未満のものを除く。また、経験が工事成績相互利用登録機関が発注した工事で工事成績評定相互利用対象工事に該当するものである場合は、工事成績の評定点が65点未満のものを除く。

ウ　監理技術者にあっては、監理技術者資格者証及び監理技術者講習修了証を有する者である。

(8) 一般競争参加資格確認申請書（以下「申請書」という。）及び競争参加資格確認資料（以下「技術資料」という。）の提出期限の日から開札の時点までの期間に、○○防衛局長【契約担当官等の所在地を管轄する地方防衛局等の長を記載する。】から工事請負契約等に係る指名停止等の措置要領について（防整施（事）第150号。28．３．31）に基づく指名停止を受けていないこと。

(9) ○○○○【当該発注機関名を記載する。】が発注した「○○工事」【工事種別を記載する。】のうち、平成○年度及び平成○年度【当該年度を含まない過去２年間を記載する。】に完成・引渡しが完了した工事の施工実績がある場合においては、当該工事に係る評定点合計の平均が65点以上であること。

(10)上記１に示した工事に係る設計業務等の受注者（受注者が共同体である場合においては、当該共同体の各構成員をいう。以下同じ。）又は当該受注者と資本若しくは人事面において関連がある建設業者でないこと。

(11)入札に参加を希望する者の間に資本関係又は人的関係がないこと。

(12)○○防衛局【当該契約担当官等の所在地を管轄する地方防衛局等を記載する。】の管轄区域（○○県、○○県、○○県及び○○県）内に建設業法の許可（当該工事に対応する建設業種）に基づく本店、支店又は営業所が所在すること。

(13)都道府県警察から暴力団関係業者として防衛省が発注する工事等から排除するよう要請があり、当該状態が継続している有資格者でないこと。

３　総合評価に関する事項

(1) 評価項目

本工事の評価項目は、次のアからエまでとし、詳細は入札説明書による。

ア　企業の技術力（簡易な施工計画等）

イ　企業の信頼性・社会性

ウ　施工体制

エ　その他（ペナルティ）

(2) 総合評価の方法

ア　標準点　要求要件を満たしている者に標準点として100点を付与する。

イ　加算点　技術資料の内容に応じ、(1)ア、イ及びエの評価項目ごとに評価を行い、得られた「評価点数の合計値」が、予決令第79条の規定に基づいて作成され

た予定価格（以下「予定価格」という。）の制限の範囲内の入札参加者のうち、最も高い者に○○点の加算点を付与する。

その他の者は「評価点数の合計値」に応じ按分して求められる点数を加算点として付与する。

ウ　施工体制評価点　「施工体制評価点」は(1)ウの評価項目について最高30点の評価点を付与する。ただし、事前調査により、施工体制が十分に確保されない場合、契約の内容に適合した履行がされないおそれがある場合又は品質確保のための施工体制及びその他の施工体制が著しく確保されないおそれがある場合、減点を行う。また、施工体制評価点の低いものに対しては、簡易な施工計画に係る評価点数に相当する加算点を減ずる場合がある。

エ　価格と価格以外の要素がもたらす総合評価は、入札参加者の「標準点」と「加算点」及び「施工体制評価点」の合計を、当該入札者の入札価格で除して得た数値（以下「評価値」という。）をもって行う。

(3) 配置予定の監理技術者等のヒアリングを行う。【配置予定の監理技術者等のヒアリングを行う場合のみ記載する。】

(4) 施工体制の確認のため、ヒアリングを行う。

(5) 落札者の決定方法

ア　入札参加者は、価格及び(1)アからエまでをもって入札に参加し、次の各要件に該当する者のうち、評価値の最も高い者を落札者とする。

(ｱ) 入札価格が予定価格の制限の範囲内である。

(ｲ) 評価値が、標準点を予定価格で除した数値（以下「基準評価値」という。）を下回らない。

ただし、落札者となるべき者の入札価格によっては、その者により当該契約の内容に適合した履行がされないおそれがあると認められるとき又はその者と契約を締結することが公正な取引の秩序を乱すこととなるおそれがあって著しく不適当であると認められるときは、予定価格の制限の範囲内で、発注者の定める最低限の要求要件を全て満たして入札した他の者のうち、評価値が最も高い者を落札者とすることがある。

なお、評価値が基準評価値を上回っていても、減点評価により技術評価点が標準点（100点）を下回る場合は、落札者の対象外とする。

イ　上記の場合において、評価値の最も高い者が二者以上あるときは、くじへ移行する。くじの実施方法等については、発注者から指示をする。

(6) その他　受注者の責により入札時の(1)の評価内容が実施されていないと判断された場合は、ペナルティとして、工事成績評定を減ずることとし、１工事最大○○点減ずる。

４　入札手続等

【電子入札の場合は以下のとおりとし、紙入札の場合は、適宜、必要事項を記載する。】

(1) 担当部局

〒○○○－○○○○　○○県○○市○○町○－○－○

○○○○【当該発注機関、部署名を記載する。】

TEL　○○－○○○○－○○○○（内線○○○○）
FAX　○○－○○○○－○○○○

(2) 入札説明書の交付期間等

ア　交付期間　平成○年○月○日から平成○年○月○日まで（行政機関の休日に関する法律（昭和63年法律第91号）第１条第１項に規定する行政機関の休日（以下「行政機関の休日」という。）を除く。）の毎日、午前８時から午後10時（金曜日は午後６時）まで

イ　交付場所　防衛施設建設工事電子入札システムセンター
http://www.mod-eboc.go.jp

ウ　交付方法　全て、電子データで交付を行う。
文書類　：PDF　（○○形式）
図面類　：PDF　（○○形式）
数量表等：Excel（○○形式）
申請書類：Word　（○○形式）又は一太郎（○○形式）
なお、標記以外の形式による提供は一切行わない。

エ　使用条件　ダウンロードした資料の取扱いに関する利用規則に同意すること。

オ　その他　通信環境の不具合等のため、希望する者は電子情報の提供を依頼することができる。
この場合、(1)へ「図面データの取扱いに関する同意事項」（記入・押印済みのもの)、データを保存するために必要な、ＣＤ－Ｒ（未使用に限る。）○枚及び着払いのラベル（宅配業者の場合）又は切手（日本郵便の場合）を貼付した返信用の封筒を同封し、送付する。
なお、配送によるもの以外の対応は行わない。また、この対応により被った不利益や損害については、一切補償しない。
※「図面データの取扱いに関する同意事項」の書式については、防衛省・自衛隊のホームページより入手可能である。
(http://www.mod.go.jp/○/○/○/○/○.pdf)

(3) 申請書及び技術資料の提出期限等

ア　提出期限　平成○年○月○日午後○時○分

イ　提出方法　電子入札システムにより提出する。ただし、申請書及び技術資料が３MBを超える場合の提出方法等については、入札説明書による。紙入札方式による場合は、(1)に持参又は郵送（書留郵便に限る。）若しくは託送（書留郵便と同等のものに限る。）（以下「郵送等」という。）する。

【見積活用方式の場合は次の項目を追加する。】

(4) 見積の提出期限等

ア　提出期限　(3)アに同じ。

イ　提出方法　(1)に持参又は郵送等により提出する。

(4) 入札書の受領期限等

ア　受領期限　平成○年○月○日午後○時○分
イ　提出方法　電子入札システムにより提出する。ただし、紙入札方式による場合は、(1)に持参することとし、郵送等による提出は認めない。
(5) 開札の日時及び場所
ア　日時　平成○年○月○日午前○時○分
イ　場所　○○○○室
５　その他
(1) 手続において使用する言語及び通貨　日本語及び日本国通貨に限る。
(2) 入札保証金　免除

【入札保証金を納付させる場合、(2)は次のとおりとする。】
(2) 入札保証金　納付（保管金の取扱店　○○銀行○○支店)。ただし、利付国債の提供（取扱官庁　○○○○）又は銀行等の保証（取扱官庁　○○○○）をもって入札保証金の納付に代えることができる。また、入札保証保険契約の締結を行った場合は、入札保証金を免除する。

【入札保証金を納付させる場合は次の項目を追加する。】
(3) 入札保証金の納付等に係る書類の提出期間、提出場所及び提出方法
ア　提出期間　平成○年○月○日から平成○年○月○日まで（利付国債の提供の場合は平成○年○月○日）の行政機関の休日を除く毎日、午前○時から午後○時まで。
イ　提出場所　〒○○○－○○○○　○○県○○市○○町○－○－○
○○○○【当該発注機関、部署名を記載する。】
TEL○○○○－○○－○○○○
ウ　提出方法　書類の提出は、持参又は郵送等することにより行うものとする。

(3) 契約保証金　納付（保管金の取扱店　○○銀行○○支店)。ただし、利付国債の提供（取扱官庁　○○○○）又は金融機関若しくは保証事業会社の保証（取扱官庁　○○○○）をもって契約保証金の納付に代えることができる。また、公共工事履行保証証券による保証を付し、又は履行保証保険契約の締結を行った場合は、契約保証金を免除する。
　なお、契約保証金の額、保証金額又は保険金額は請負代金額の10分の１（予決令第86条の調査を受けた者との契約については請負代金額の10分の３）以上とする。

【公共工事履行保証証券による保証の場合は(3)は次のとおりとする。】
(3) 契約保証金　免除。ただし、落札者は、公共工事履行保証証券による保証（瑕疵担保特約（２年間）を付したものに限る。）を付するものとする。この場合の保証金額は、請負代金の10分の３以上とする。

【見積活用方式の場合は次の項目を追加する。】

(4) 見積の提出期限までに見積が提出されない場合は、入札心得書第８条第１項第３号の規定に該当するものとし、その者のした入札を無効とする。」を記載する。】

(4) 入札の無効　次に掲げる入札は無効とする。
ア　本公告に示した競争参加資格のない者のした入札
イ　申請書又は技術資料に虚偽の記載をした者の入札
ウ　入札に関する条件に違反した入札

【見積活用方式の場合は次の項目を追加する。】
(6) 提出された見積の金額と入札時に提出された工事費内訳明細書の金額との間に著しい乖離が認められ、開札後に再度ヒアリングを実施し、その妥当性が確認できない場合は、入札心得書第８条第１項第３号の規定に該当するものとして、その者の行った入札を無効とすることがある。

(5) 配置予定の監理技術者等の確認　落札者決定後、発注者支援データベース・システム等により配置予定の監理技術者等の専任制違反の事実が確認された場合、契約を結ばないことがある。
　なお、種々の状況からやむを得ないものとして承認された場合の外は、配置予定の監理技術者等の変更を認めない。
(6) 落札者となるべき者の入札価格が予決令第85条の規定に基づいて作成された基準（以下「調査基準価格」という。）を下回っている場合は、予決令第86条の調査（以下「低入札価格調査」という。）を行うので、協力しなければならない。
(7) 専任の監理技術者の配置が義務付けられている工事において、調査基準価格を下回った価格をもって契約する場合においては、監理技術者とは別に同等の要件を満たす技術者の配置を求めることがある。
(8) 入札後、契約を締結するまでの間に、都道府県警察から暴力団関係者として防衛省が発注する工事等から排除するよう要請があり、当該状態が継続している有資格者とは契約を行わない。
(9) 低入札価格調査を受けた者との契約については、前払金の割合を請負代金額の10分の２以内とする。【前払金の設定が予定されている場合のみ記載する。】
(10)契約書作成の要否　要
(11)関連情報を入手するための照会窓口　上記４(1)に同じ。
(12)競争参加資格の級別の格付を受けていない者の参加　上記２(2)に掲げる競争参加資格の級別の格付を受けていない者も上記４(3)により申請書及び技術資料を提出することができるが、競争に参加するためには、開札の時点において、当該資格の格付を受け、かつ、競争参加資格の確認を受けていなければならない。
(13)詳細は、入札説明書による。

入　札　説　明　書

○○○○【発注機関名を記載する。】の○○（○）○○○工事に係る入札公告（建設工事）に基づく入札等については、関係法令に定めるもののほか、この入札説明書によるものとする。

１　入札公告日　平成○年○月○日
２　契約担当官等
　○○○○　○○○○　○○　○○【発注者名を記載する。】
　〒○○○－○○○○　○○県○○市○○町○－○
３　工事概要
(1) 工事名　○○（○）○○○工事
(2) 工事場所　○○県○○市○○町○－○－○
(3) 工事内容及び工事範囲　別冊図面及び仕様書のとおり。
(4) 工期　平成○年○月○日まで
(5) 使用する主要な資機材　コンクリート○○㎥、鉄骨○○ｔ、鉄筋○○ｔ、板ガラス○○㎡
(6) 本工事は、入札時に「簡易な施工計画」を受け付け、価格と価格以外の要素を総合的に評価して落札者を決定する総合評価落札方式のうち、品質確保のための施工体制及びその他の施工体制の確保状況を確認し、施工内容を確実に実現できるかどうかについて審査し評価を行う、施工体制確認型総合評価落札方式の試行対象工事である。

【地域評価型の場合は次の項目を追加する。】
(6) 本工事は、入札時に「簡易な施工計画」を受け付け、価格と価格以外の要素を総合的に評価して落札者を決定する総合評価落札方式のうち、品質確保のための施工体制及びその他の施工体制の確保状況を確認し、施工内容を確実に実現できるかどうかについて審査し評価を行う、施工体制確認型総合評価落札方式の試行対象工事である。なお、「企業の信頼性・社会性」の評価に当たっては、地域精通度及び地域貢献度を重視して評価を行う「地域評価型」の対象工事である。

【見積活用方式の場合は次の２項目を追加する。】
(7) 本工事は、発注者が競争参加希望者に見積の提出を求め、ヒアリングを通じて見積の妥当性を確認し､妥当性が確認できた見積を積算価格に反映させるものである。見積の提出期限までに○○工事、○○工事に対する直接工事費（当該工事に必要な仮設費を含む。）【共通仮設費又は現場管理費の積み上げ分の場合は、「共通仮設費（又は現場管理費）への積み上げ分である○○」を記載する。】について記載した見積（以下「見積」という。）を提出するものとする。
(8) 本工事では、見積の提出後、競争参加希望者の責任者、配置予定の技術者等からヒアリングを行い、見積の妥当性を確認するものとする。

(7) その他

【電子入札対象の場合は次のア及びイを追加する。】

ア　本工事は、資料提出及び入札等を電子入札システムにより行う工事である。ただし、電子入札システムにより難いものは、発注者の承諾を得て紙入札方式に代えるものとする。

なお、紙入札方式の承諾に関しては、「紙入札方式参加承諾願（別紙様式第１）」を提出する。

(ｱ) 受付窓口　〒○○○－○○○○　○○県○○市○○町○－○
○○防衛局総務部契約課

(ｲ) 受付時間　午前○時から午後○時まで。ただし、正午から午後１時までの間を除く。

イ　電子入札システムで使用できるICカードは、代表者又は当該入札案件に関する入札・見積権限及び契約締結権限について委任を受けた者（以下「代理人」という。）のICカードのみとし、代理人による場合は、委任状を提出する。詳細は入札心得書による。

ウ　本工事は、工事費内訳明細書の提出を義務付ける工事である。

４　競争参加資格

(1) 予算決算及び会計令（昭和22年勅令第165号。以下「予決令」という。）第70条及び第71条の規定に該当しない者であること。

(2) 防衛省における平成○・○年度一般競争（指名競争）参加資格（以下「防衛省競争参加資格」という。）のうち、「○○工事」で級別の格付を受け、○○防衛局【当該契約担当官等の所在地を管轄する地方防衛局等を記載する。】に競争参加を希望していること（会社更生法（平成14年法律第154号）に基づき更生手続開始の申立てがなされている者又は民事再生法（平成11年法律第225号）に基づき再生手続開始の申立てがなされている者については、手続開始の決定後、再度級別の格付を受けていること。）。

(3) 会社更生法に基づく更生手続開始の申立てがなされている者又は民事再生法に基づき再生手続開始の申立てがなされている者（(2)の再度級別の格付を受けた者を除く。）でないこと。

(4) 防衛省競争参加資格の「○○工事」に係る総合審査数値（資格審査結果通知書の記３の総合審査数値欄の点数）が○○点以上であること。

(5) 平成○年度以降入札公告日まで【当該年度及び前年度から過去15年間を記載する。】に、元請けとして完成・引渡しが完了した工事のうち、（用途が○○で、）鉄筋コンクリート造○階建て以上、建物延べ面積○○㎡以上（１棟当たり）の工事を施工した実績を有すること（建設共同企業体の構成員としての実績は、出資比率が20％以上のものに限る。）。

なお、当該実績が平成13年12月25日以降に完成した防衛省発注機関（契約担当官等が属する防衛省本省の内部部局、防衛大学校、防衛医科大学校、防衛研究所、統合幕僚監部、陸上幕僚監部、海上幕僚監部、航空幕僚監部、情報本部、防衛監

察本部、地方防衛局並びに統合幕僚長及び陸上幕僚長、海上幕僚長又は航空幕僚長の監督を受ける陸上自衛隊、海上自衛隊及び航空自衛隊の部隊及び機関並びに防衛装備庁をいう。以下同じ。）（旧防衛施設局及び旧防衛施設支局を含む。）の発注した工事に係るものにあっては、防衛施設庁において実施する建設工事の請負業者の施工成績評定要領について（施本建第220号（CCP)。13．12．19）に基づく施工成績評定通知書（以下「施工成績評定通知書」という。）並びに工事成績評定要領について（施本建第134号（CCP)。19．７．30)、工事成績評定要領について（経施第4404号。21．３．31)、工事成績評定要領について（防整技第15542号。27．10．1）又は工事成績評定要領について（防整技第7160号。28．３．31）に基づく工事成績評定通知書（以下「工事成績評定通知書」という。）の評定点合計（以下「評定点合計」という。）が65点未満のものを除くこと。また、実績が工事成績相互利用登録機関が発注した工事で工事成績評定相互利用対象工事に該当するものである場合は、工事成績の評定点が65点未満のものを除くこと。

工事成績相互利用登録機関及び工事成績評定相互利用対象工事は別表第１のとおりである。

(6) 簡易な施工計画が適正であること。

(7) 次の基準を全て満たす監理技術者又は主任技術者（以下「監理技術者等」という。）を当該工事に専任で配置できること。

ア　一級建築士又はこれと同等以上の資格を有する者である。

なお、「これと同等以上の資格を有する者」とは次のものをいう。

・一級建築施工管理技士の資格を有する者

・これらと同等以上の資格を有する者と国土交通大臣が認定した者

【建築工事の場合】

イ　平成○年度以降入札公告日まで【当該年度及び前年度から過去15年間を記載する。】に、(5)に掲げる工事の経験を有する者である（原則、着工から完成まで従事している)。

なお、当該経験が平成13年12月25日以降に完成した防衛省発注機関（旧防衛施設局及び旧防衛施設支局を含む。）の発注した工事に係るものにあっては、評定点合計が65点未満のものを除く。また、経験が工事成績相互利用登録機関が発注した工事で工事成績評定相互利用対象工事に該当するものである場合は、工事成績の評定点が65点未満のものを除く。

ウ　監理技術者にあっては、監理技術者資格者証及び監理技術者講習修了証を有する者である。

エ　配置予定の監理技術者等にあっては直接的かつ恒常的な雇用関係が必要であるので、その旨を明示することができる資料を求めることがあり、その明示がなされない場合は入札に参加できないことがある。

(8) 一般競争参加資格確認申請書（以下「申請書」という。）及び競争参加資格確認資料（以下「技術資料」という。）の提出期限の日から開札の時点までの期間に、○○防衛局長【当該契約担当官等の所在地を管轄する地方防衛局等の長を記載する。】から、工事請負契約等に係る指名停止等の措置要領について（防整施（事）第150号。28．３．31。以下「指名停止措置要領」という。）に基づく指名停止を受け

ていないこと。

(9) ○○○○【当該発注機関名を記載する。】が発注した「○○工事」【工事種別を記載する。】のうち、平成○年度及び平成○年度【当該年度を含まない過去２年間を記載する。】に完成・引渡しが完了した工事の施工実績がある場合においては、当該工事に係る評定点合計の平均が65点以上であること。

(10) 上記３(1)に示した工事に係る設計業務等の受注者（受注者が共同体である場合においては、当該共同体の各構成員をいう。以下同じ。）又は当該受注者と資本若しくは人事面において関連がある建設業者でないこと。

(11) 入札に参加を希望する者の間に次の基準のいずれかに該当する関係がないこと。

なお、この場合に、辞退する者を決めることを目的に当事者間で連絡を取ることは、入札心得書第６条第２項の規定に抵触するものでない。

ア　資本関係

次のいずれかに該当する二者の場合。ただし、子会社（会社法（平成17年法律第86号）第２条第３号の規定による子会社をいう。以下同じ。）若しくは子会社の一方が会社更生法第２条第７項に規定する更生会社(以下「更生会社」という。)又は民事再生法第２条第４号に規定する再生手続が存続中の会社である場合を除く。

(ｱ) 親会社と子会社の関係にある場合

(ｲ) 親会社を同じくする子会社同士の関係にある場合

イ　人的関係

次のいずれかに該当する二者の場合。ただし、(ｱ)については、会社の一方が更生会社又は民事再生法第２条第４号に規定する再生手続が存続中の会社である場合を除く。

(ｱ) 一方の会社の役員が、他方の会社の役員を現に兼ねている場合

(ｲ) 一方の会社の役員が、他方の会社の管財人を現に兼ねている場合

ウ　その他の入札の適正さが阻害されると認められる場合

その他ア又はイと同視しうる資本関係又は人的関係があると認められる場合

(12) ○○防衛局【当該契約担当官等の所在地を管轄する地方防衛局等を記載する。】の管轄区域（○○県、○○県、○○県及び○○県）内に建設業法の許可（当該工事に対応する建設業種）に基づく本店、支店及び営業所が所在すること。

(13) 都道府県警察から暴力団関係業者として防衛省が発注する工事等から排除するよう要請があり、当該状態が継続している有資格者でないこと。

５　設計業務等の受注者等

(1) 上記４(10)の「上記３(1)に示した工事に係る設計業務等の受注者」とは、次に掲げる者である。

○○○○設計株式会社

(2) 上記４(10)の「当該受注者と資本若しくは人事面において関連がある建設業者」とは、次のア又はイに該当する者である。

ア　当該受注者の発行済株式総数の100分の50を超える株式を有し、又はその出資の総額の100分の50を超える出資をしている建設業者

イ　建設業者の代表権を有する役員が当該受注者の代表権を有する役員を兼ねてい

る場合における当該建設業者

6　総合評価に関する事項

(1) 評価項目

本工事の評価項目は、次のアからエまでとする。

ア　企業の技術力（簡易な施工計画等）

イ　企業の信頼性・社会性

ウ　施工体制

エ　その他（ペナルティ）

(2) 総合評価の方法

ア　標準点　要求要件を満たしている者に標準点として100点を付与する。

イ　加算点　予決令第79条の規定に基づいて作成された予定価格（以下「予定価格」という。）の制限の範囲内の入札参加者のうち、技術資料の内容に応じ、(1)ア、イ及びエの評価項目ごとに評価を行った結果、得られた「評価点数の合計値」が、最も高い者に、最高点数〇〇点の加算点を付与する。

その他の者は「評価点数の合計値」に応じ按分して求められる点数を加算点として付与する。

ウ　施工体制評価点　「施工体制評価点」は(1)ウの評価項目について最高30点の評価点を付与する。ただし、事前調査により、施工体制が十分に確保されない場合、契約の内容に適合した履行がされないおそれがある場合又は品質確保のための施工体制及びその他の施工体制が著しく確保されないおそれがある場合、減点を行う。

なお、事前調査のため入札書（施工体制の確認に係る部分に限る。）のヒアリングを実施するとともに、ヒアリングに際して追加資料の提出を求めることがある。また、施工体制評価点の低いものに対しては、簡易な施工計画に係る評価点数に相当する加算点を減ずる場合がある。

エ　価格と価格以外の要素がもたらす総合評価は、入札参加者の「標準点」、「加算点」及び「施工体制評価点」の合計を、当該入札者の入札価格で除して得た数値（以下「評価値」という。）をもって行う。

(3) 評価の基準

ア　施工体制（施工体制評価点）

評価項目	評価基準	配点	得点
品質確保の実効性	工事の品質確保のための適切な施工体制が十分確保され、入札説明書等に記載された要求要件をより確実に実現できると認められる場合	１５	／１５
	工事の品質確保のための適切な施工体制が概ね確保され、入札説明書等に記載されたを要求要件を確実に実現できると認められる場合	５	

	その他	0	
施工体制確保の確実性	工事の品質確保のための施工体制のほか、必要な人員及び材料が確保されていることなどにより、適切な施工体制が十分確保され、入札説明書等に記載された要求要件をより確実に実現できると認められる場合	１５	／１５
	工事の品質確保のための施工体制のほか、必要な人員及び材料が確保されていることなどにより、適切な施工体制が概ね確保され、入札説明書等に記載された要求要件を確実に実現できると認められる場合	5	
	その他	0	

イ　付紙の評価基準による。

(4) 落札者の決定方法

ア　入札参加者は、価格及び(1)アからエまでをもって入札を行い、次の各要件に該当するもののうち、(2)によって得られた評価値の最も高い者を落札者とする。

(ｱ) 入札価格が予定価格の制限の範囲内である。

(ｲ) 評価値が標準点を予定価格で除した数値を下回らない。

(ｳ) 技術評価点が標準点（100点）を下回らない。

ただし、落札者となるべき者の入札価格によっては、その者により当該契約の内容に適合した履行がされないおそれがあると認められるとき又はその者と契約を締結することが公正な取引の秩序を乱すこととなるおそれがあって著しく不適当であると認められるときは、予定価格の制限の範囲内で、発注者の定める最低限の要求要件を全て満たして入札した他の者のうち、評価値が最も高い者を落札者とすることがある。

イ　上記の場合において、評価値の最も高い者が二者以上あるときは、くじへ移行する。くじの実施方法等については、発注者から指示をする。

(5) 罰則等について

受注者より提案された「簡易な施工計画」等については、工事完成後において履行状況の検査を行う。

受注者の責により入札時の(1)の評価内容が実施されていない場合は、ペナルティとして工事成績評定を減ずることとし、１工事最大○○点の減点とする。

なお、受注者の責によらない場合とは、災害又はその他特別な事情がある場合等のことをいい、発注者と受注者の協議により決定する。

(6) 重点審査について

入札参加者の申込みに係る価格（ＶＥ提案の内容に基づく施工を行うことによりコスト縮減の達成が可能となること及びその縮減金額を上記３(6)の資料において明らかにしたときは、コスト縮減金額として契約担当官等が認めた金額を当該入札参加者の申込みに係る価格に加えた価格）が、品質確保のための施工体制及びその

他の施工体制が著しく確保されないおそれのある価格である場合は、審査を特に重点的に行う。

7　担当部局

〒○○○－○○○○　○○県○○市○○町○－○
○○○○【当該発注機関、部署名を記載する。】
TEL　○○－○○○○－○○○○（内線○○○○）
FAX　○○－○○○○－○○○○

8　競争参加資格の確認等

(1) 本競争の参加希望者は、上記４に掲げる競争参加資格を有することを証明するため、また、総合評価における技術力の審査・評価を受けるため、次に従い、申請書、技術資料及び技術提案（以下「申請書等」という。）を提出し、契約担当官等から競争参加資格の有無の確認等を受けなければならない。また、上記４(2)の級別の格付を受けていない者も次に従い申請書等を提出することができる。この場合において、上記４(1)及び(5)から(13)までに掲げる事項を満たしているときは、開札の時点において上記４(2)から(4)までに掲げる事項を満たしていることを条件として競争参加資格があることを確認するものとする。

当該確認を受けた者が競争に参加するためには、開札の時点において上記４(2)から(4)までに掲げる事項を満たしていなければならない。

なお、期限までに申請書等を提出しない者及び競争参加資格がないと認められた者は、本競争に参加することができない。

申請書等の提出は、次に示すとおり。

ア　電子入札システムによる場合

(ｱ) 提出期間　平成○年○月○日から平成○年○月○日まで（行政機関の休日に関する法律(昭和63年法律第91号)第１条第１項に規定する行政機関の休日(以下「行政機関の休日」という。）を除く。）の毎日、午前８時から午後10時（金曜日は午後６時）まで。ただし、最終日は午後○時まで。

(ｲ) その他　添付資料欄に添付して送信する。

申請書等が３MBを超える場合、技術資料は、上記７に持参又は郵送（書留郵便に限る。）若しくは託送（書留郵便と同等のものに限る。）（以下「郵送等」という。）で提出することとし、電子入札システムとの分割は認めない。また、持参又は郵送等する場合は、次の内容を記載した書面を電子入札システムにより申請書とともに送信する。

・持参又は郵送等する旨の表示
・持参又は郵送等する書類の目録
・持参又は郵送等する書類のページ数
・持参又は発送年月日

(ｳ) ファイル形式　電子入札システムによる提出資料のファイル形式については、次のいずれかの形式にて作成する。

・一太郎　　Ver　○○形式以下
・Microsoft Word　○○形式以下
・Microsoft Excel ○○形式以下

・その他のｱﾌﾟﾘｹｰｼｮﾝ PDFファイル　Acrobat ○○形式以下
画像ファイル JPEG及びGIF形式
圧縮ファイル LZH又はZIP形式

(ｴ) プリントアウト時に規定の枚数内となるように設定する。
なお、送信された資料のプリントアウトは白黒印刷で行う。

イ　紙入札方式による場合

(ｱ) 提出期間　平成○年○月○日から平成○年○月○日まで（行政機関の休日を除く。）の毎日、午前○時から午後○時まで（正午から午後１時までの間を除く。)。ただし、最終日は午後○時まで。

(ｲ) 提出場所　上記７に同じ。

(ｳ) 提出方法　持参又は郵送等による。

(2) 申請書は、別紙様式第２により作成する。

(3) 技術資料及び技術提案書は、次に従い作成する。

なお、アの実績及びオの経験については、平成○年度以降入札公告日まで【当該年度及び前年度から過去15年間を記載する。】に工事が完成・引渡しが完了しているもの、また、キの実績については、平成○年度以降に工事が完成・引渡しが完了しているものに限り記載することとし、ア、ウ及びキの実績、オの経験並びにカの成績として記載する工事が平成13年12月25日以降に完成した防衛省発注機関（旧防衛施設局及び旧防衛施設支局を含む。）の工事の場合は、当該工事に係る施工成績評定通知書又は工事成績評定通知書の写しを添付する。

ア　同種工事の施工実績

上記４(5)に掲げる資格があることを判断できる同種工事の施工実績を１件記載する。

記載様式は別紙様式第３とし、図面、写真等を引用する場合も含め、Ａ４版１枚に記載する。

イ　優秀工事の顕彰等の実績

平成○年４月１日から入札公告日まで【当該年度及び前年度から過去３年間を記載する。】に大臣官房施設監の顕彰、地方防衛局長の感謝状の贈与又は地方防衛局調達部長若しくは地方防衛支局長の顕彰の実績がある場合は、当該実績を記載する。

記載様式は別紙様式第４とし、当該顕彰状等の写しを添付する。

ウ　難工事の工事実績

平成○年○月○日から入札公告日まで【入札公告日から過去２年間を記載する。】に○○防衛局【当該地域を管轄する地方防衛局等を記載する。】管轄地域における防衛省発注機関の難工事を施工した実績がある場合は、当該実績を記載する。

記載様式は別紙様式第５とし、当該難工事に係る施工成績評定通知書又は工事成績評定通知書の写しを添付する。

また、配置予定技術者が、当該難工事において監理技術者又は主任技術者として従事していた場合は、その従事状況が確認できる資料を添付する。

エ　ＩＳＯマネジメントシステムの取得状況

ＩＳＯ認証の取得状況を記載する。

記載様式は別紙様式第６とし、ＩＳＯ認証を取得している場合は、当該認証の内容が確認できる書類を添付する。

オ　配置予定の監理技術者等

上記４(7)に掲げる資格があることを判断できる配置予定の監理技術者等の資格、同種工事の経験及び申請時における他工事の従事状況等を記載する。

記載様式は別紙様式第７とし、記載する同種工事の経験の件数は１件でよい。

優秀工事技術者顕彰等の有無欄の対象期間は平成○年４月１日から入札公告日まで【当該年度及び前年度から過去３年間を記載する。】とし、当該期間に大臣官房施設監、地方防衛局調達部長又は地方防衛支局長の顕彰の実績がある場合は、それらの写しを添付する。

当該工事の履行に係る法令による資格・免許において、継続教育(CPD)を受けた場合は、証明書(写)を添付する。経常建設共同企業体にあっては、いずれかの構成員の実績について記載する。

なお、配置予定の監理技術者等として複数の候補技術者の資格及び同種工事の経験を記載することもできる。ただし、審査及び評価は、評価点の合計が最も低い者とする。また、同一の技術者を重複して複数工事の配置予定の監理技術者等とすることは差し支えないものとするが、他の工事を落札したことにより配置予定の監理技術者等を配置することができなくなったときは、入札への参加はできないものとし、申請書を提出した者は、直ちに当該申請書の取下げを行うこととし、電子入札システムにより入札金額を送信した後にあっては、電話及び電送（押印済みの申出書）でその旨の申し出を行うと共に、速やかに書面により申出書を提出する。他の工事を落札したことにより配置予定の監理技術者等を配置することができないにもかかわらず入札した場合においては、不正又は不誠実な行為として、指名停止措置要領に基づく指名停止を行うことがある。

入札書の提出後、落札者決定までの期間（予決令第86条の調査（以下「低入札価格調査」という。）期間を含む。）において、他の工事を落札したことにより配置予定の監理技術者等を配置することができなくなった場合は、直ちにその旨の申し出を行う。この場合において、事実が認められた場合には、当該入札を無効とする。

落札後、配置予定の監理技術者等が配置できないことが明らかになった場合は、不正又は不誠実な行為として、指名停止措置要領に基づく指名停止を行うことがある。

カ　配置予定の監理技術者等の直近の工事成績

平成○年度以降平成○年度まで【当該年度を含まない過去３年間を記載する。】に完成・引渡しが完了した○○防衛局【当該地域を管轄する地方防衛局等を記載する。】管轄地域における防衛省発注機関の工事であって、当該工事と同一工種において、監理技術者又は主任技術者として従事した経験がある場合は、当該工事成績を記載する。

記載様式は別紙様式第８とし、当該工事成績が確認できる資料を添付する。

キ　近隣地域内における工事の施工実績

平成○年度以降平成○年度まで【当該年度を含まない過去５年間を記載する。】に、元請けとして完成・引渡しが完了した○○県内における施工実績を記載する。

記載様式は別紙様式第９とする。

ただし、当該実績が平成13年12月25日以降に完成した防衛省発注機関（旧防衛施設局及び旧防衛施設支局を含む。）の発注した工事に係るものにあっては、評定点合計が65点未満のものを除く。

ク　地理的条件

○○防衛局【当該契約担当官等の所在地を管轄する地方防衛局等を記載する。】の管内に本店、支店又は営業所等が所在する場合は、該当する本店、支店又は営業所等の名称等を記載する。

記載様式は別紙様式第10とし、該当する本店、支店又は営業所等がない場合は記載不要とする。

ケ　地元企業の下請採用予定状況

施工都道府県内に所在する地元企業を下請に採用する予定の有無等を記載する。また、地元企業を下請に採用する予定がない場合であっても、施工都道府県内に本店、支店又は営業所等が所在し、自社施工する場合は、その内容を記載する。

記載様式は別紙様式第11とする。

コ　災害協定等による地域貢献の実績

施工都道府県内における国等の公共機関との間で締結している災害協定及びボランティア活動の有無等を記載する。

記載様式は別紙様式第12とする。

災害協定を締結している場合は、申請書等の提出期限における当該協定の有効性が確認できる協定書等の写しを添付する。ただし、当該協定の有効性が証明できなければ実績として認めない。

また、平成○年○月○日から入札公告日まで【入札公告日から過去２年間を記載する。】の間においてボランティア活動の実績がある場合は、当該活動内容が具体的に把握できる資料を添付する。

サ　簡易な施工計画

次に掲げる資料を作成するものとする。

(ｱ) 簡易な施工計画工程表

記載様式は別紙様式第13とし、Ａ４版１枚以内とする。

(ｲ) 簡易な施工計画【安全管理に留意すべき事項】

記載様式は別紙様式第14とし、説明図表等を含め、Ａ４版３枚以内とする。

(ｳ) 簡易な施工計画【品質管理及び施工上配慮すべき事項に関する技術的所見】

記載様式は別紙様式第15とし、説明図表等を含め、Ａ４版３枚以内とする。

【地域評価型の場合は次の項目を追加する。】

シ　地産品の使用状況

平成○年度及び平成○年度まで【当該年度を含まない過去２年間を記載する。】に、元請けとして完成・引渡しが完了した公共工事において地産品を使用した実

績の有無等を記載する。

記載様式は別紙様式第16とし、当該実績がある場合は、当該内容を証明する資料を添付する。

【地域評価型において、不発弾処理対策の実績を評価項目として選択した場合は次の項目を追加する。】

ス　不発弾処理対策の実績

○○県内において、平成○年度以降平成○年度まで【当該年度を含まない過去15年間を記載する。】に不発弾処理対策の実績の有無等を記載する。

記載様式は別紙様式第17とし、当該実績がある場合は、実施内容が具体的に把握できる資料を添付する。

【予備自衛官又は即応予備自衛官の現場配置を評価項目として選択した場合は次の項目を追加する。】

セ　予備自衛官又は即応予備自衛官の現場配置(下請け企業が、予備自衛官又は即応予備自衛官を現場配置する場合も評価する。)

記載様式は別紙様式第18とし、予備自衛官又は即応予備自衛官であることを証明するために、自衛隊地方協力本部長又は指定部隊等の長が発行する証明書（申請書の書式は、陸上自衛隊のホームページ【アドレスを記載する】よりダウンロードすることができる。）及び雇用保険被保険者証の写しを添付する。

ソ　契約書の写し等

施工実績又は経験として記載した工事に係る契約書の写し又は当該同種工事を証明する資料を提出する。ただし、当該工事が、財団法人日本建設情報総合センターの「工事実績情報サービス（CORINS)」に登録されている場合はその写し（詳細を含む。）を添付するものとし、契約書の写しを提出する必要はない。

タ　工事成績の写し

評価基準（付紙）１「工事成績」を証明する資料として、評価基準（付紙）４の表に該当する工事の工事成績評定通知書の写しを提出する。

【必要に応じ、次の項目を追加する。】

(4) 配置予定の監理技術者等のヒアリング

配置予定の監理技術者等のヒアリングを次の要領で行う。

ア　日時　平成○年○月○日から平成○年○月○日まで。

イ　場所　〒○○○－○○○○　○○県○○市○○町○－○　○○○○室
TEL　○○－○○○○－○○○○（内線○○○○）

ウ　その他　企業別のヒアリングの日時及び場所は追って通知する。
なお、出席者は配置予定の監理技術者等とする。

【見積活用方式の場合は次の２項目を追加する。】

(5) 本競争の参加希望者は、次に従い、本工事の積算に必要な見積の提出等を行うも

のとする。

ア　見積の提出方法等

(ｱ) 提出方法　上記７に持参又は郵送等により提出する。

(ｲ) 提出期限　平成○年○月○日午後○時○分

イ　見積の作成方法

見積の作成に当たっては、交付した見積依頼書等に従い作成するものとする。

なお、見積の作成に係る費用は、競争参加希望者の負担とする。

競争参加希望者は、本工事の積算に必要な見積を、見積の提出期限までに提出するものとする。見積には○○○工事、○○○工事に対する直接工事費（必要な仮設費含む。）【共通仮設費又は現場管理費の積み上げ分の場合は、「共通仮設費（又は現場管理費）への積み上げ分である○○」を記載する。】に係るものについて記載するものとする。

ウ　見積作成に関する質問

本工事の積算に必要な見積作成に関して質問がある場合には、次に従い提出する。

(ｱ) 提出方法　電子入札システムにより提出する。また、紙入札方式による場合は書面（様式は自由とする。）を上記７に持参することにより提出する。

(ｲ) 提出期間　電子入札システムによる場合は、平成○年○月○日から平成○年○月○日まで（行政機関の休日を除く。）【概ね４日以上】の毎日、午前８時から午後10時（金曜日は午後６時）まで。紙入札方式による場合は、午前○時から午後○時まで。ただし、正午から午後１時までの間を除く。

エ　ウの質問に対する回答は、電子入札システムにより回答するので確認するものとする。また、紙入札方式による参加希望者に対しては同日FAXにて回答を送信する。

オ　提出された見積に関するヒアリング

提出された見積に関して、その妥当性を確認するためのヒアリングを行う。

(ｱ) 期間　平成○年○月○日から平成○年○月○日【概ね１～２週間】（行政機関の休日を除く。）の午前○時から午後○時まで。

(ｲ) 会場　○○防衛局○○部○○室

(ｳ) その他　本競争の参加希望者は、(ｱ)の期間のうち、ヒアリングの希望日時及び出席者を「見積に関するヒアリング日時希望通知書（別紙様式第19)」に記載し、競争参加資格確認申請時に提出する。

なお、ヒアリング出席者は、責任者（支店長・営業所長等)、配置予定の監理技術者等、見積の根拠を説明できる者等を含め３名程度とする。

(ｴ) ヒアリング日時については、追って通知する。

(ｵ) ヒアリング時には、見積の根拠資料を持参するものとする。

(ｶ) (ｵ)による根拠資料とは、採用を予定する協力会社等（下請会社、専門工事業者及び製造者等）から収集する見積書（自社施工の場合も含む。）又は同種かつ直近の契約工事における契約書類等により、見積に記載した単価及び価格が確認できる資料とする。なお、同種かつ直近の契約工事における契約書類等を根拠とする場合は、本工事の現場条件等を勘案するものとする。

(6) 見積の提出期限までに見積が提出されない場合は、入札心得書第８条第１項第３号の規定に該当するものとして、その者のした入札を無効とする。

(5) 競争参加資格の確認は、申請書等の提出期限をもって行うものとし、その結果は電子入札システムにより、また、紙入札方式による場合は申請時に提出された返信用封筒により、平成○年○月○日までに通知する。

(6) その他

ア　申請書等の作成及び提出に係る費用は、申請者の負担とする。

イ　契約担当官等は、提出された申請書等を競争参加資格の確認及び総合評価の審査・評価並びに入札・契約に関する統計的分析以外に申請者に無断で使用しない。

ウ　提出された申請書等は、返却しない。

エ　提出期限以降における申請書等の差し替え及び再提出は認めない。

オ　申請書等に関する問い合わせ先　上記７に同じ。

9　競争参加資格がないと認めた者に対する理由の説明

(1) 競争参資格がないと認められた者は、契約担当官等に対して競争参加資格がないと認めた理由について､次に従い説明を求めることができる。

ア　提出方法　電子入札システムにより、また、紙入札方式による場合は書面（様式は自由とする。）を上記７に持参するものとし、郵送等によるものは受け付けない。

イ　提出期間

(ｱ) 電子入札システムによる場合

上記８(5)の通知の日から平成○年○月○日まで（行政機関の休日を除く。）の毎日、午前８時から午後10時（金曜日は午後６時）まで。ただし、最終日は午後○時まで。

(ｲ) 紙入札方式による場合

上記８(5)の通知の日から平成○年○月○日まで（行政機関の休日を除く。）の毎日、午前○時から午後○時まで（正午から午後１時までの間を除く。）。ただし、最終日は午後○時まで。

(2) 契約担当官等は、(1)により説明を求められたときは、平成○年○月○日までに説明を求めた者に対し電子入札システムにより、また、紙入札方式による場合は書面により回答する。

10　入札説明書に対する質問

(1) 入札説明書に対して質問がある場合には、次に従い提出する。

ア　提出方法　電子入札システムにより、また、紙入札方式による場合は書面（様式は自由とする。）を上記７に持参により提出するものとし、郵送等によるものは受け付けない。

イ　提出期間

(ｱ) 電子入札システムによる場合

平成○年○月○日から平成○年○月○日まで（行政機関の休日を除く。）の毎日、午前８時から午後10時（金曜日は午後６時）まで。ただし、最終日は午

後○時まで。

(ｲ) 紙入札方式による場合

平成○年○月○日から平成○年○月○日まで（行政機関の休日を除く。）の毎日、午前○時から午後○時まで（正午から午後１時までの間を除く。）。ただし、最終日は午後○時まで。

(2) (1)の質問に対する回答書は、電子入札システムにより回答するので確認するものとする。また、紙入札方式による場合は、平成○年○月○日から平成○年○月○日まで（行政機関の休日を除く。）の毎日、午前○時から午後○時まで（正午から午後１時までの間を除く。）、上記７において閲覧に供する。

11　入札方法等

(1) 入札書の提出方法等

ア　電子入札システムによる場合

提出期間　平成○年○月○日から平成○年○月○日まで（行政機関の休日を除く。）の毎日、午前８時から午後10時（金曜日は午後６時）まで。ただし、最終日は午後○時まで。

イ　紙入札方式による場合

(ｱ) 提出期間　平成○年○月○日午前○時から午後○時まで（正午から午後１時までの間を除く。）

(ｲ) 提出場所　上記７に同じ。

(ｳ) 提出方法　入札書及び工事費内訳明細書を各々封筒に入れて封かんし、入札書を入れた封筒の表に「入札書在中」と朱書きする。さらにこれらを１つの封筒に入れて封かんし、封筒の表に工事名、開札日時及び商号又は名称を記載の上、持参により提出する。また、一般競争参加資格確認通知書又はその写しを提示する。

(2) 落札決定に当たっては、入札書に記載された金額に当該金額の100分の○【消費税及び地方消費税とを合わせた税率を記載する。】に相当する額を加算した金額（当該金額に１円未満の端数があるときは、その端数金額を切り捨てた金額）をもって落札価格とするので、入札参加者は、消費税及び地方消費税に係る課税事業者であるか免税事業者であるかを問わず、見積った契約希望金額の○○○分【100＋消費税及び地方消費税とを合わせた税率を記載する。】の100に相当する金額を入札書に記載する。

(3) 入札回数は、原則として２回を限度とする。ただし、２回目の入札において落札者がいない場合は、３回目の入札を執行する場合もある。また、予決令第９９条の２の規定による随意契約（以下「不落随契」という。）は、特別な場合を除き適用しない。なお、不落随契を行う場合、不落随契へ移行する前の入札結果をもって評価値の算定を行い、評価値が最も高い者に見積依頼を行うものとする。

12　入札保証金及び契約保証金

(1) 入札保証金　免除

【入札保証金を納付させる場合、(1)は次のとおりとする。】

(1) 入札保証金　納付（保管金の取扱店　○○銀行○○支店）。ただし、利付国債の

提供（取扱官庁　○○○○）又は銀行等の保証（取扱官庁　○○○○）をもって入札保証金の納付に代えることができる。また、入札保証保険契約の締結を行った場合は、入札保証金を免除する。入札保証金の金額等（国債の総額、銀行等の保証に係る保証金額及び入札保証保険に係る保険金額を含む。以下同じ。）は、見積金額の100分の５以上とする。

なお、期限までに入札保証金の納付等（入札保証金の納付に代わる担保としての国債又は銀行等の保証の提供及び入札保証金の全部が免除される入札保証保険契約の締結を含む。以下同じ。）を行わない者及び入札保証金の納付等に係る書類（以下「書類」という。）を提出しない者並びに入札保証金の金額等が入札金額（税込み）（入札価格に消費税及び地方消費税相当額を加えたものをいう。以下同じ。）の100分の５に満たない者は、入札に関する条件に違反したものとして、その入札を無効とする。

利付国債の提供の場合は担保の提供が完了するまでには、振替手続き等相応の日数を要するため、あらかじめ取引先の銀行・証券会社等に相談のうえ、期限までに十分余裕をもって手続きする。

ア　提出期間　平成○年○月○日から平成○年○月○日（利付国債の提出の場合は平成○年○月○日）までの行政機関の休日を除く毎日、午前○時から午後○時まで。

イ　提出場所　〒○○○－○○○○　○○県○○市○○町○－○－○　○○【当該発注機関、部署名を記載する。】　TEL○○○○－○○－○○○○

ウ　提出方法　書類の提出は、持参又は郵送等することにより行うものとする。

エ　増額変更　認めない。

オ　減額変更　認めない。

カ　保証期間　平成○年○月○日まで【落札者決定の日から７日を経過した日以降の日で契約担当官等が指定する日を記載する。】

キ　その他　入札保証金の納付等及び書類の提出に係る費用は、入札参加者の負担とする。

(2) 契約保証金　納付（保管金の取扱店 ○○銀行○○支店）。ただし、利付国債の提供（取扱官庁　○○○○）又は金融機関若しくは保証事業会社の保証（取扱官庁　○○防衛局）をもって契約保証金の納付に代えることができる。また、公共工事履行保証証券による保証を付し、又は履行保証保険契約の締結を行った場合は、契約保証金を免除する。

なお、契約保証金の額、保証金額又は保険金額は請負代金額の10分の１（予決令第86条の調査を受けた者との契約については請負代金額の10分の３）以上とする。

【公共工事履行保証証券による保証の場合は(2)は次のとおりとする。】

(2) 契約保証金　免除。ただし、落札者は、公共工事履行保証証券による保証（瑕疵担保特約（２年間）を付したものに限る。）を付するものとする。この場合の保証金額は、請負代金額の10分の３以上とする。

13　工事費内訳明細書

(1) 第１回の入札に際し、第１回の入札書に記載される入札金額に対応した工事費内訳明細書を提出しなければならない。
(2) 工事費内訳明細書の作成方法
ア　交付した数量書にある総括表の構成に対応した経費項目（直接工事費、共通仮設費、現場経費、一般管理費等）を記載することとする。また、直接工事費の明細書については、交付した数量書に対応する摘要（土木工事にあっては規格・寸法)、数量、単位、単価、金額等を記載したものとする。
イ　交付する数量書記載の数量については、参考数量であることから変更してもよいものとする。
ウ　工事費内訳明細書には、必ず表紙を付けるものとし、表紙には商号又は名称、住所及び代表者氏名（紙入札方式による場合は、必ず押印する。）並びに発注者名及び工事名を記載し、表紙以外には商号又は名称、住所及び代表者氏名を記載しない。
(3) 工事費内訳明細書の提出方法等
ア　電子入札システムによる場合
(ｱ) 提出期間　上記11(1)アに同じ。
(ｲ) その他　工事費内訳明細書が３MBを超える場合には、上記７に持参又は郵送等により提出し、電子入札システムとの分割は認めない。また、この場合は、次の内容を記載した書面を電子入札システムにより入札書とともに送信する。
・持参又は郵送等する旨の表示
・持参又は郵送等する書類の目録
・持参又は郵送等する書類のページ数
・持参又は発送年月日
(ｳ) ファイル形式　PDF（Acrobat○○形式以下）等、一般的なフォーマット
イ　紙入札方式による場合
(ｱ) 提出期間　上記11(1)イに同じ。
(ｲ) 提出方法　上記11(1)イを参照。
(ｳ) 提出場所　上記７に同じ。
(4) 提出された工事費内訳明細書は返却しないものとする。
(5) 工事費内訳明細書を提出しない者は、入札に参加することができない。
(6) 提出された工事費内訳明細書の確認の結果、別表第２の各項に該当する場合は、入札心得書に規定する「その他入札に関する条件に違反した入札」として、当該入札参加者の入札を無効とする場合がある。

【見積活用方式の場合は次の項目を追加する。】
(7) (3)により提出された工事費内訳明細書と上記８(5)により提出された見積の金額との間に著しい乖離が認められる場合は、開札後に再度ヒアリングを実施し、その妥当性が確認できない場合は、入札心得書第８条第１項第３号の規定に該当するものとして、当該入札者の入札を無効とする場合がある。

(7) 提出された工事費内訳明細書について説明を求める場合がある。

(8) 提出された工事費内訳明細書については、必要に応じ公正取引委員会へ提出する場合がある。
この場合、指名停止措置要領に基づき、指名停止を行うことがある。
(9) 工事費内訳明細書は、参考図書として提出を求めるものであり、契約上の権利義務を生じるものではない。
(10)施工体制確認型総合評価落札方式において、工事費内訳明細書は、価格以外の要素として性能などが提示された入札書の参考図書として提出を求めるものである。

14　開札

(1) 開札の日時及び場所
ア　日時　平成○年○月○日　午前○時○分
イ　場所　○○○○室
(2) 開札は、(1)に掲げる日時及び場所において、入札者又はその代理人を立ち会わせて行う。ただし、入札者又はその代理人が立ち会わない場合は、入札事務に関係のない職員を立ち会わせて行う。
(3) 紙入札方式による入札者は、開札に立ち会わない場合でも、その者から提出された入札書は有効なものとして取り扱う。
(4) (3)の場合において、再度の入札を行うこととなったときは、持参による入札者は再度の入札を辞退したものとして取り扱うものとするが、郵送等による入札者に対しては、再度の入札への参加の意思の有無を電話により確認するものとする。
(5) 第１回目の入札において落札者が決定しなかった場合は、再度入札に移行する。再度入札の日時については、発注者から再度入札通知書を送信するので、パソコンの前でしばらく待機するものとする。開札処理に時間を要する場合は、発注者から開札状況を電子入札システムにより連絡する。

15　入札の無効

(1) 次に掲げる入札は無効とする。
ア　本公告において示した競争参加資格のない者のした入札
イ　申請書等に虚偽の記載をした者のした入札
ウ　現場説明書及び入札心得書において示した条件等入札に関する条件に違反した入札
なお、契約担当官等により競争参加資格のある旨確認された者であっても、落札決定の時点において上記４に掲げる資格のないものは競争参加資格のない者に該当する。
(2) (1)の無効の入札を行った者を落札者としていた場合には､落札決定を取り消す。

16　追加資料について

ＶＥ提案等の内容に基づく施工を行うことによりコスト縮減の達成が可能となる場合は、コスト縮減額の算定根拠として次の様式を提出するものとする。
なお、これらの提出がない場合には、当該コスト縮減に関する評価を行わない。
・積算内訳書兼コスト縮減額算定調書①(様式2-1A)
・積算内訳書兼コスト縮減額算定調書②(様式2-1B)
・内訳書に対する明細書兼コスト縮減額算定調書①(様式2-2A)
・内訳書に対する明細書兼コスト縮減額算定調書②(様式2-2B)

・VE提案等によるコスト縮減額調書(様式3)

17　ヒアリングの実施（施工体制の審査）

どのように施工体制を構築し、それが施工内容の実現確実性の向上につながるかを審査するため、原則として、予定価格の制限の範囲内の価格で申込みをした全ての入札参加者に対して、開札後速やかに、ヒアリングを実施することとし、日時及び方法は追って通知する。

(1) 日時　平成○年○月○日から平成○年○月○日まで。

(2) 場所　〒○○○－○○○○　○○県○○市○○町○－○
○○○○○○室
TEL　○○－○○○○－○○○○（内線○○○○）

(3) 追加資料の提出　入札参加者のうち、その申込みに係る価格が予決令第85条の規定に基づいて作成された基準（以下「調査基準価格」という。）を下回るものについては、ヒアリングに必要な追加資料の提出を求める。

追加資料の提出を求める旨の連絡は、該当する入札参加者に対し、平成○年○月○日まで【開札日を含め２日以内を記載する。】に、行うものとし、追加資料は、平成○年○月○日午後○時【開札日の翌日から起算して７日（行政機関の休日を除く。）以内の日を記載する。】までに提出するものとする。

提出を求める追加資料は、以下に示すとおりとする。

・下請予定業者等一覧表(様式4)
・配置予定技術者名簿(様式5)
・資材購入予定先一覧(様式8-2)
・機械リース元一覧(様式9-2)
・労務者の確保計画(様式10-1)
・工種別労務者配置計画(様式10-2)
・建設副産物の搬出地(様式11)
・建設副産物の搬出及び資材等の搬入に関する運搬計画書(様式12)
・品質確保体制(品質管理のための人員体制)(様式13-1)
・品質確保体制(品質管理計画書)(様式13-2)
・品質確保体制(出来形管理計画書)(様式13-3)
・安全衛生管理体制(安全衛生教育等)(様式14-1)
・安全衛生管理体制(点検計画)(様式14-2)
・施工体制台帳(様式16)

（様式の番号は低入札価格調査制度対象工事に係る特別重点調査の実施について（防整施第6931号。28．３．31）に基づく調査（以下「特別重点調査」という。）で使用する資料の番号である。）

(4) その他

ア　追加資料を提出した入札参加者のヒアリング出席者は３名以内とし、配置予定の監理技術者等及び資料の説明が可能な者を含めるものとする。

イ　追加資料の提出を行わない場合及びヒアリングに応じない場合は、その者の入札を無効とすることがある。

なお、この場合においては指名停止措置要領に基づく指名停止は行わない。

18　施工体制に関する審査の概要

施工体制に関する審査は、価格以外の要素が提示された入札書(施工計画等)、上記17の施工体制確認のためのヒアリング、追加資料及び工事費内訳明細書等をもとに、次の各項目について行う。なお、上記16の追加資料を提出をしない場合及びヒアリングに応じない場合には、入札に関する条件に違反したものとしてその者の入札を無効とすることがある。

(1) 入札説明書等に記載された要求要件を実現できること

入札価格の範囲内において入札説明書等に記載された要求要件が実現できるかを審査する。審査の結果、要求要件が実現できないと認めるときは、技術提案を採用せず、標準点、施工体制評価点及び加算点は与えないものとする。

(2) 品質確保の実効性

入札価格の範囲内において、どのように工事の品質確保のための体制づくりを行い、それが入札説明書等に記載された要求要件の実現に係る確実性の向上につながるかについて審査する。

入札参加者の申込みに係る価格が調査基準価格以上であるときは、審査項目に関する体制が必ずしも十分に構築されないと認める事情がある場合に限り、品質確保の実効性に係る施工体制評価点を満点から減点する。

入札参加者の申込みに係る価格が調査基準価格を下回るときは、工事品質確保について契約の内容に適合した履行がされないこととなるおそれがあることから、次の項目に関する体制が構築されると認める場合に限り、その程度に応じて品質確保の実効性に係る施工体制評価点を加点する。上記６(6)で示す重点審査に該当する価格で入札した者については、審査を特に重点的に行い、審査項目に関する体制をどのように構築するかが具体的に確認できる場合に限り施工体制評価点を加点する。

≪審査項目≫

ア　建設副産物の受入れ、過積載防止等の法令遵守の対応を確実に行うことが可能と認められるか。

イ　安全確保の体制が構築されると認められるか。

ウ　その他工事の品質確保のための体制が構築されると認められるか。

(3) 施工体制確保の確実性

入札価格の範囲内において、品質確保のための体制のほか、どのように施工体制づくりを行い、それが入札説明書等に記載された要求要件の実現に係る確実性の向上につながるかについて審査する。

入札参加者の申込みに係る価格が調査基準価格以上であるときは、審査項目に関する体制が必ずしも十分に構築されないと認める事情がある場合に限り、施工体制確保の確実性に係る施工体制評価点を満点から減点する。

入札参加者の申込みに係る価格が調査基準価格を下回るときは、施工体制確保について契約の内容に適合した履行がされないこととなるおそれがあることから、審査項目に関する体制が構築されると認める場合に限り、その程度に応じて施工体制確保の確実性に係る施工体制評価点を加点する。特に、下請業者における赤字の発生及び工事成績評定点における低評価が顕著になるなど品質確保のための体制その

他の施工体制が著しく確保されないおそれがある価格に満たない価格で入札した者については、審査を特に重点的に行い、次の項目に関する体制をどのように構築するかが具体的に確認できる場合に限り施工体制評価点を加点する。

≪審査項目≫

ア　下請会社、担当工種、工事費内訳書等を勘案し、施工体制が確実に構築されると認められるか。

イ　施工計画を実施するための資機材の調達、労務者の確保計画等を勘案し、施工体制が確実に構築されると認められるか。

ウ　配置予定の監理技術者等が必要な資格を有しており、その配置が確実と認められるか。

19　低入札価格調査への協力

落札者となるべき者の入札価格が調査基準価格を下回る場合は、低入札価格調査を行うので、調査に協力しなければならない。

20　配置予定の監理技術者等の確認

落札後、発注者支援データベース・システム等により配置予定の監理技術者等の専任制違反の事実が確認された場合、契約を結ばないことがある。

なお、病休・死亡・退職等極めて特別な場合でやむを得ないとして承認された場合の外は、配置予定の監理技術者等の変更を認めない。

病気等特別な理由により、やむを得ず配置技術者を変更する場合は、上記４(7)に掲げる基準を満たし、かつ、当初の配置予定の監理技術者等と同等以上の者を配置しなければならない。

21　別に配置を求める技術者

専任の監理技術者の配置が義務付けられている工事において、調査基準価格を下回った価格をもって契約する場合は､契約の相手方が○○【当該発注機関名を記載する。】で入札日から過去２年以内に完成した工事、あるいは入札時点で施工中の工事に関して、次のいずれかに該当する場合、監理技術者とは別に、上記４(7)に定める要件と同一の要件（上記４(7)イに掲げる工事経験を除く。）を満たす技術者を、専任で１名現場に配置することとする。

(1) 65点未満の工事成績評定を通知された者。

(2) 契約担当官等から施工中又は施工後において工事請負契約書に基づいて修補又は損害賠償を請求された者。ただし、軽微な手直し等は除く。

(3) 品質管理、安全管理に関し、指名停止又は契約担当官等から書面により警告若しくは注意の喚起を受けた者。

(4) 自らに起因して工期を大幅に遅延させた者。

なお、当該技術者は施工中、監理技術者を補助し、監理技術者と同様の職務を行うものとする。また、上記の技術者を求めることとなった場合には、その氏名その他必要な事項を監理技術者の通知と同様に契約担当官等に通知することとする。

22　入札後、契約を締結するまでの間に、都道府県警察から暴力団関係業者として防衛省が発注する工事等から排除するよう要請があり、当該状況が継続している有資格者とは契約を行わない。

23　低入札価格調査を受けた者との契約については、前払金の割合を請負代金額の10分

の２以内とする。【前払金の設定が予定されている場合のみ記載する。】

24　契約書作成の要否等

別冊契約書案により、契約書を作成するものとする。

25　支払条件

前払金

中間前金払又は部分払

【対象工事の支払条件に基づき記載する。】

26　火災保険付保の要否　要

27　非落札理由の説明

(1) 非落札者のうち、落札者の決定結果に対して不服がある者は、落札者決定の公表を行った日の翌日から起算して５日（行政機関の休日を除く。）以内に電子入札システムにより、契約担当官等に対して非落札理由についての説明を求めることができる。ただし、紙入札方式による場合は書面（様式は自由とする。）を持参するものとし、郵送等によるものは受け付けない。

(2) (1)の非落札理由について説明を求められたときは、説明を求めることができる最終日の翌日から起算して５日（行政機関の休日を除く。）以内に電子入札システムにより回答する。ただし、紙により提出された者に対しては、書面により回答する。

28　再苦情申立て

上記９(2)の競争参加資格がないと認めた理由又は上記27(2)の非落札理由の説明に不服がある者は、それぞれの回答を受けた日の翌日から起算して７日（行政機関の休日を除く。）以内に、書面により、契約担当官等に対して、再苦情の申立てを行うことができる。当該再苦情申立てについては、入札監視委員会が審議を行う。

なお、提出場所及び再苦情申立てに関する手続等を示した書類等の入手先は、上記７に同じ。

29　関連情報を入手するための照会窓口　上記７に同じ。

30　その他

(1) 入札・契約の手続において使用する言語及び通貨は、日本語及び日本国通貨に限る。

(2) 入札参加者は、入札心得書及び契約書案を熟読し、入札心得書を遵守する。

(3) 申請書等に虚偽の記載をした場合は、指名停止措置要領に基づく指名停止を行うことがある。

(4) 落札者は上記８(1)の資料に記載した配置予定の技術者を、当該工事の現場に配置する。

(5) 電子入札システムは、行政機関の休日を除く毎日、午前８時から午後10時（金曜日は午後６時）まで稼働している。また、稼働時間内でシステムをやむを得ず停止する場合は、防衛施設建設工事電子入札ヘルプデスクセンターホームページの「緊急連絡情報」で公開する。

・防衛施設建設工事電子入札ヘルプデスクセンターホームページ
http://acc.mod-eboc.go.jp/WDESK/index.html

(6) システム操作上の手引き書としては、防衛施設建設工事電子入札システムセンタ

ーホームページ「操作マニュアル」を参考とする。

(7) 障害発生時及び電子入札システム操作等の問い合わせ先は次のとおりとする。

ア　システム操作・接続確認等の問い合わせ先

防衛施設建設工事電子入札ヘルプデスクセンター

TEL 03-5444-5890（受付は行政機関の休日を除く毎日、９時から17時まで。）

FAX 03-5444-5892（24時間受付。ただし、回答は行政機関の休日を除く毎日、９時から17時まで。）

メールアドレス　help@mod-eboc.go.jp（24時間受付。ただし、回答は行政機関の休日を除く毎日、９時から17時まで。）

イ　ICカードの不具合等発生時の問い合わせ先

取得された各認証局

ウ　申請書類、応札等の締切時間が切迫しているなど緊急を要する場合は、上記７へ電話により連絡する。

(8) 入札参加希望者が電子入札システムで書類を送信した場合には、受付時又は受付期限後に通知、通知書及び受付票を送信者に発行するので、必ず確認を行うものとする。

(9) 申請書等の提出【見積活用方式の場合は、「及びヒアリング」を追記する。】に関する費用は、提出者の負担とする。

低価格入札に係る特別重点調査について

1　本工事は、特別重点調査対象の基準に該当する価格で入札を行った者がいる場合に、以下のとおり行うものとする。

(1) 特別重点調査の実施に係る連絡等

ア　契約担当官等は、特別重点調査対象の基準に該当する価格で入札を行った者がいる場合は、当該者に対して特別重点調査を行う旨を連絡するとともに、原則として、当該連絡を行った日の翌日から起算して７日以内に、特別重点調査の実施に必要な下記３に掲げる資料及び添付書類（以下「資料等」という。）の提出を求めるものとする。

　また、契約担当官等は、当該者が発注者の単価に比して相当程度低い単価を採用していると認めるときは、契約内容に適合した履行がなされないおそれがあると認められるかどうかを判断するため、必要に応じ、当該者に対して、その他の説明資料の提出を求めることができるものとする。

　なお、当該者は、契約担当官等が求める資料等のほか、契約内容に適合した履行が可能であることを立証するために必要と認める任意の書類をあわせて提出することができるものとする。

イ　施工体制確認型総合評価方式の対象工事において、その工事の入札申込みに係る資料の提出を行った者は、提出した資料と異なる内容を特別重点調査のため提出する資料等に記載してはならないものとする。

ウ　契約担当官等は、資料等の受領後、速やかに、入札者の責任者（支店長、営業所長等をいう。）から事情聴取を行い、入札者により内容に適合した履行がされないおそれがないかを厳格に確認する。

エ　資料等については、提出期限後の差し替え及び再提出を認めないものとする。

　ただし、資料等及び事情聴取の内容により、契約担当官等が必要と認め、入札者に対し、記載要領に従った記載を行うべきこと、必要な添付書類を提出すべきことなどの教示を行ったときは、この限りでない。

　なお、教示を踏まえた資料等の再提出等は、原則として１回に限るものとし、その提出期限については、作成に必要な時間を確保した上で適切に設定すること。

(2) 虚偽説明等への対応

　入札者が虚偽の資料提出若しくは説明を行ったことが明らかとなった場合、又は重点的な監督の結果、内容と入札時の特別重点調査の内容が著しく乖離した場合（合理的な乖離理由が確認できる場合を除く。）は、契約担当官等は、次に掲げる措置を講じるものとする。

ア　当該工事の成績評定において厳格に反映する。

イ　過去５年以内にアの措置を受けたことがあるなど悪質性が高い者に対しては、工事請負契約等に係る指名停止等の措置要領について（防整施（事）第150号。28．３．31）別表第２第15項により指名停止を行う。

(3) 公正取引委員会への通報

特別重点調査の結果、誓約書（様式15）を提出し、施工に必要な費用の額を下回る価格で受注しようとする者（落札者以外を含む。）については、原価割れ受注のおそれがあると認められる場合として、公正取引委員会に対し、関係情報の通報を行う。

(4) 関係資料の公表

ア　契約担当官等は、誓約書（様式15）を提出し、施工に要する費用の額を下回る金額で受注した者があるときは、その者に関する情報を、企業ごと一覧することができるよう、ホームページにおいて公表するものとする。

イ　アに定めるもののほか、特別重点調査の結果は、別に定めるところにより、ホームページにおいて公表するものとする。

(5) 契約後の取扱い（監督体制の強化）

契約担当官等は、特別重点調査を経て契約を行った工事については、本調査で提出させた資料等及び調査記録を監督職員に引継ぐとともに、以下の措置を講じるものとする。

ア　施工体制台帳の内容のヒアリングを必ず行うこととし、施工体制台帳の記載内容が特別重点調査時と内容が異なる場合は、その理由等について確認する。

イ　施工計画書の内容のヒアリングを必ず行うこととし、施工計画書の記載内容が特別重点調査時の内容と異なる場合は、その理由等について確認する。

２　その他

入札者が提出期限までに記載要領に従った資料等の提出を行わない場合、上記１(1)ウの事情聴取に応じない場合など特別重点調査に協力しない場合は、入札心得書に違反するものであり、入札に関する条件に違反した入札としてその入札を無効とする。

３　提出を求める資料等と確認内容

特別重点調査の調査の実施に当たり、(1)から(24)までに掲げる資料等の提出をするものとする。

なお、必要な様式については、防衛省・自衛隊のホームページを参照するものとする。

(1) 当該価格で入札した理由（様式１）

直接工事費、共通仮設費、現場管理費又は一般管理費等の各費目別に、労務費、手持ち工事の状況、契約対象工事現場と当該入札者の事務所・倉庫等との関係、手持ち資材の状況、手持ち機械の状況、下請予定業者の協力等の面から、入札した価格で施工可能である具体的理由

(2) 積算内訳書（様式２－１、様式２－２、様式２－３、様式３）

ア　数量総括表に対応する積算内訳書となっていること（指定の数量によって積算されていること。）。

イ　設計図書での要求事項を理解して見積もりを行っていること。

ウ　指定の工法によって施工することとしていること（工法の指定のない場合は、

入札者の工法に安全性等の点で問題がないこと。)。

エ　発注者が支払う請負代金から支弁することを予定している費用か否かにかかわらず、施工に当たって必要となるすべての費用を計上していること。

オ　積算に下請予定業者や納入予定業者等の見積書の内容が反映され、計数的な根拠のある合理的かつ現実的な積算内訳書となっていること（原則、取引等の実績を求めること。)。

カ　現場管理費に、租税公課、保険料、従業員給与手当、法定福利費（社会保険料や労働保険に要する費用をいう。)、外注経費などを適切に計上していること。

このうち、様式５に記載する技術者及び様式14－４に記載する自社社員の交通誘導員に係る従業員給与手当及び法定福利費については、その他の費用と区別して計上していること。

また、その従業員給与手当の金額が最低賃金法（昭和34年法律第137号）に定める最低賃金額(以下「最低賃金額」という。)以上であり、かつ、これらの者が過去３月以内に支払を受けた実績のある賃金の額に基づいているなど、合理的かつ現実的な見積もりであるとともに、法定福利費の金額が法定額以上となっていること。

キ　一般管理費等に、法定福利費、修繕維持費、事務用品費、通信交通費、動力用水光熱費、地代家賃、減価償却費、租税公課、保険料、契約保証費などを適切に計上していること。

ク　自社労務者に係る費用は直接工事費に、また、自社の現場管理職員（技術者等）及び自社の交通誘導員に係る費用は現場管理費にそれぞれ計上されており、一般管理費等には計上していないこと。

ケ　契約対象工事の施工に要する費用の額を下回る額で入札した場合において、その下回る額を不足額として当該工事の一般管理費等に計上していること。

(3) 下請予定業者等一覧表（様式４）

ア　下請予定業者、資材購入予定先及び機械リース会社が具体的に予定されていること。

また、自社保有の社員、資機材等を活用する場合についても、具体的に予定されていること。

イ　下請予定業者が押印した見積書の金額が積算内訳書に正しく反映されていること。

また、下請予定業者の見積書に係る各経費内訳（機械経費、労務費、材料費及びその他費用）ごとの金額が、過去１年以内に下請業者として施工した実績のある同様の工事における金額以上であることなど合理的かつ現実的なものであること。

(4) 配置予定技術者名簿（様式５）

配置予定の主任技術者又は管理技術者（同一の要件を満たす技術者を含む。）及び現場代理人について、次の点を確認すること。

ア　他の手持ち工事の状況との関係も考慮した上で契約対象工事に実際に配置できること。

イ　自社社員であり、かつ、契約対象工事の入札公告後に入社した者でないこと。
ウ　それぞれに必要な資格を有すること。

(5) 手持ち工事状況（様式６－１、様式６－２）
ア　記載された手持ち工事が実在するものであること。
イ　当該工事の資材保管場所が近距離にあること、当該工事と同種又は同類の工事と資機材を共通調達できること等により縮減できるものとする契約対象工事の工事費の各費目別の金額が、過去の実績に基づく額であるなど合理的かつ現実的なものであること。

(6) 契約対象工事箇所と入札者の事務所、倉庫等との関係（様式７）
ア　記載された事務所、倉庫等を所有し、又は賃借していること。
イ　当該事務所、倉庫、資材保管場所等が近距離に存在することにより縮減できるものとする営繕費、資機材の運搬費、通信交通費、事務用品費など契約対象工事の経費が、計数的に合理的な見積もりとなっていること。

(7) 手持ち資材の状況（様式８－１）
ア　記載された手持ち資材を保有していること、当該資材が工事の品質確保に必要な基準水準を満たすこと及び当該資材を契約対象工事で使用する予定であること。
イ　調達時の単価等の原価が適切に見積もられていること（手持ち資材の活用による資材費の低減が可能であること。）。また、繰り返しの使用を予定する備品等については、摩耗や償却を適切に見込んだ原価となっていること。

(8) 資材購入予定先一覧（様式８－２）
ア　他社から購入を予定している場合
(ｱ) 購入予定業者から納入を受ける予定の資材が工事の品質確保に必要な規格水準を満たすこと及びその単価が当該業者によって過去１年以内に販売された実績のある単価以上であるなど合理的かつ現実的なものであること（他社からの購入による資材費の低減が可能であること。）。
(ｲ) 購入予定業者と入札者の関係が記載のとおり存在すること。
イ　自社製品の活用を予定している場合
(ｱ) 自社において記載された資材を製造していること、当該資材が工事の品質確保に必要な規格水準を満たすこと及び当該資材を契約対象工事で使用する予定であること。
(ｲ) 記載された単価が、自社の製造部門が過去１年以内に第三者と取引した販売実績額又は製造原価以上であるなど合理的かつ現実的なものであること（自社製品の活用による資材費の低減が可能であること。）。

(9) 手持ち機械の状況（様式９－１）
ア　記載された手持ち機械を保有していること及び当該機械を契約対象工事で使用する予定であること。
イ　契約対象工事で使用可能な管理状態にあること。
ウ　手持ち機械の使用に伴う原価が減価償却や固定資産税等を含み、適切に見積もられていること（手持ち機械や減価償却終了の機械の活用による機械経費の

低減が可能であること。)。

(10)機械リース元一覧（様式９－２）

ア　他社からリースを予定している場合

(ｱ) 機械リース予定会社からリースを受ける予定単価が、当該業者が過去１年以内にリースした実績のある単価以上であるなど合理的かつ現実的なものであること（機械リース予定会社からのリースによる機械経費の低減が可能であること。)。

(ｲ) 機械リース予定会社と入札者の関係が記載のとおり存在すること。

イ　自社の機械リース部門からリースを予定している場合

(ｱ) 自社の機械リース部門において記載された機械を保有していること及び当該機械が契約対象工事にリース可能であること。

(ｲ) 記載された単価が自社の機械リース部門が過去１年以内に第三者にリースした実績額又は原価以上の単価であるなど合理的かつ現実的なものであること。

(11)労務者の確保計画（様式10－１）

ア　自社労務者を充てる場合

(ｱ) 記載された者が自社社員であること。

(ｲ) 資格の保有が必要な職種に充てようとする者については、その者が必要な資格を有していること。

(ｳ) 労務単価が最低賃金法に定める最低賃金額（以下「最低賃金額」という。）以上であり、かつ、過去３か月以内に支払った実績のある賃金の額以上の金額を計上しているなど合理的かつ現実的な見積もりであること（自社社員の活用による労務費の低減が可能であること。)。

イ　下請予定業者による労務者の確保を予定する場合

(ｱ) 下請予定業者と入札者の関係が記載のとおり存在すること。

(ｲ) 労務単価が最低賃金法に定める最低賃金額以上であり、かつ、下請予定業者が過去１年以内に施工した実績のある同様の工事における労務単価以上であるなど合理的かつ現実的なものであること。

(12)工種別労務者配置計画（様式10－２）

労務者の確保計画と整合がとれており、適切な施工が可能な工種別の労務者配置計画となっていること。

(13)建設副産物の搬出地（様式11）

ア　記載された搬出計画が関係法令を遵守したものであり、かつ、仕様書等で要求している要件に適合していること。

イ　記載された受け入れ価格が、建設副産物の受入れ予定会社が過去１年以内に建設副産物を受け入れた実績のある単価以上の金額であるなど合理的かつ現実的なものであること。

(14)建設副産物の搬出及び資材等の搬入に関する運搬計画書（様式12）

ア　建設副産物及び資材等の運搬計画が関係法令を遵守したものであり、かつ、発注仕様書等で要求している要件に適合していること。

イ　記載された運搬予定者への支払予定額が、運搬予定者が過去１年以内に取り扱った実績のある単価以上の金額であるなど合理的かつ現実的なものであること。

(15)品質確保体制（品質管理のための人員体制）（様式13－１）

ア　「諸費用」の「見込額」に記載した金額を入札者（元請）が負担する場合において「計上した工種等」に記載された費目に、「見込額」に記載された金額が計上されていること。

イ　「諸費用」の「見込額」に記載された金額を下請予定業者が負担する場合において、「見込額」に記載された金額が、下請予定業者の過去１年以内の取引実績のある単価以上の金額であるなど合理的かつ現実的なものであること。

ウ　「諸費用」の「技術者単価」の欄に記載した金額が、最低賃金額以上であり、かつ、それを入札者（元請）が負担する場合にあっては、「氏名」の欄に記載した者が過去３月以内に支払を受けた実績のある賃金の額に基づいたものであり、下請予定業者が負担する場合にあっては、下請予定業者が過去１年以内に「実施事項」欄の内容と同様の品質管理体制を確保した実績のある技術者単価以上であるなど合理的かつ現実的なものであること。

エ　入札説明書、仕様書等で要求している要件に適合していること。

(16)品質確保体制（品質管理計画書）（様式13－２）

ア　「諸費用」の「見込額」に記載された金額を入札者（元請）が負担する場合において、「計上した工種等」に記載された費目に、「見込額」が記載された金額が計上されていること。

イ　「諸費用」の「見込額」に記載された金額を下請予定業者が負担する場合において、「見込額」に記載された金額が、下請予定業者の過去１年以内の取引実績のある単価以上の金額であるなど合理的かつ現実的なものであること。

ウ　入札説明書、仕様書等で要求している要件に適合していること。

(17)品質確保体制（出来形管理計画）（様式13－３）

ア　「諸費用」の「見込額」に記載された金額を入札者（元請）が負担する場合において、「計上した工種等」に記載された費目に、「見込額」に記載された金額が計上されていること。

イ　「諸費用」の「見込額」に記載された金額を下請予定業者が負担する場合において、「見込額」に記載された金額が、下請予定業者の過去１年以内の取引実績のある単価以上の金額であるなど合理的かつ現実的なものであること。

ウ　入札説明書、仕様書等で要求している要件に適合していること。

(18)安全衛生管理体制（安全教育等）（様式14－１）

ア　「諸費用」の「見込額」に記載された金額を入札者（元請）が負担する場合において、「計上した工種等」に記載された費目に、「見込額」に記載された金額が計上されていること。

イ　「諸費用」の「見込額」に記載された金額を下請予定業者が負担する場合において、「見込額」に記載された金額が、下請予定業者の過去１年以内の取引実績のある単価以上の金額であるなど合理的かつ現実的なものであること。

ウ　入札説明書、仕様書等で要求している要件に適合していること。

(19)安全衛生管理体制（点検計画）（様式14－２）

ア　「諸費用」の「見込額」に記載された金額を入札者（元請）が負担する場合において、「計上した工種等」に記載された費目に、「見込額」に記載された金額が計上されていること。

イ　「諸費用」の「見込額」に記載された金額を下請予定業者が負担する場合において、「見込額」に記載された金額が、下請予定業者の過去１年以内の取引実績のある単価以上の金額であるなど合理的かつ現実的なものであること。

ウ　「諸費用」の「技術者単価」の欄に記載した金額が、最低賃金法に定める最低賃金額以上であり、かつ、それを入札者（元請）が負担する場合にあっては、「点検実施者」の欄に記載した者が過去３月以内に支払を受けた実績のある賃金の額に基づいたものであり、下請予定業者が負担する場合にあっては、下請予定業者が過去１年以内に「点検対象」、「対象区間」及び「時期・頻度」の各欄に記載の内容と同様の安全衛生管理体制を確保した際の実績のある技術者単価以上であるなど合理的かつ現実的なものであること。

エ　入札説明書、仕様書等で要求している要件に適合していること。

(20)安全衛生管理体制（仮設設置計画）（様式14－３）

ア　「諸費用」の「見込額」に記載された金額を入札者（元請）が負担する場合において、「計上した工種等」に記載された費目に、「見込額」に記載された金額が計上されていること。

イ　「諸費用」の「見込額」に記載された金額を下請予定業者が負担する場合において、「見込額」に記載された金額が、下請予定業者の過去１年以内の取引実績のある単価以上の金額であるなど合理的かつ現実的なものであること。

ウ　入札説明書、仕様書等で要求している要件に適合していること。

(21)安全衛生管理体制（交通誘導員設置計画）（様式14－４）

ア　自社社員を交通誘導員に充てる場合

(ｱ) 単価が最低賃金法に定める最低賃金額以上であること。

(ｲ) 単価の見積りが交通誘導員への支払給与の直近３か月の実績額以上でされていることなど合理的かつ現実的なものであること。

イ　派遣会社から交通誘導員の供給を受けることを予定する場合

(ｱ) 単価が最低賃金法に定める最低賃金額以上であること。

(ｲ) 単価の当該交通誘導員の派遣会社が過去１年以内に交通誘導員を派遣した実績のある単価以上であるなど合理的かつ現実的なものであること。

ウ　交通規制方法に応じて必要な人数の交通誘導員を配置する計画となっていること。

エ　入札説明書、仕様書等で要求している要件に適合していること。

(22)誓約書（様式15）

ア　入札者の申込みに係る価格が入札者の積算における工事の施工に要する費用の額を下回る場合に、その下回る額を自社の本社経費等から契約対象工事の一般管理費等に確実に計上することによって、入札者が落札契約後に下請予定業

者や資機材納入業者等の見積金額を故なく減額するなど下請予定業者等にしわ寄せをし、手抜き工事を誘発することのないよう、その旨を代表取締役が誓約した書面を提出していること。

イ　入札者の申込みに係る価格が入札者の積算における工事の施工に要する費用の額を下回る場合に、その下回る額を自社で負担するための財源の確保方法が具体的に確認できること。

特に、当該下回る額（当該年度において、契約対象工事以外の防衛省発注の建設工事に関し、低入札価格調査を経て、入札者の積算における施工に要する費用の額を下回る価格で受注した経歴を有する者にあっては、その下回る価格の合計額と契約対象工事に係る下回る額との合計）が前年度の営業利益金額を上回るときは、より確実な財源の確保方法が具体的に確認できること。

(23)施工体制台帳（様式16）

施工体制が適切であること。

(24)過去に施工した同種の公共工事名及び発注者（様式17）

過去５年間の施工工事で低入札価格調査の対象となったもの。

別表第１

工事成績相互利用登録機関及び工事成績評定相互利用対象工事

１　中央官庁営繕担当課長連絡調整会議構成員

工事成績相互利用登録機関		工事成績評定相互利用対象工事		
中央官庁	発注機関・部署等	工事種別	工事規模	時期
○○省	○○部○○課	○○工事	契約額○○円以上の工事	平成○年○月○日以降に契約した工事
○○省	○○部○○課、○○局	すべての工事	契約額○○円を超える工事	平成○年○月○日以降に完成した工事

２　全国営繕主管課長会議構成員

工事成績相互利用登録機関		工事成績評定相互利用対象工事		
都道府県政令市	発注機関・部署等	工事種別	工事規模	時期
○○県	○○県○○部○○課	すべての工事	契約額○○円以上の工事	平成○年○月○日以降に完成した工事

別表第２

１　未提出であると認められる場合	(1)	工事費内訳明細書が白紙である場合
	(2)	工事費内訳明細書に表紙がついていない場合
２　記載すべき事項が欠けている場合	(1)	数量、単価、金額等の記載が欠けている場合
３　記載すべき事項に誤りがある場合	(1)	発注案件名に誤りがある場合
	(2)	提出業者名に誤りがある場合
	(3)	工事費内訳明細書の合計金額が入札金額と大幅に異なる場合
４　その他	(1)	他の入札参加者の工事費内訳明細書と類似し、合理性がなく、極めて不自然な場合

別紙様式第１
（用紙Ａ４版）

平成　　年　　月　　日

紙入札方式参加承諾願

１　工事名

２　電子入札システムでの参加ができない理由

上記の案件は、電子入札対象案件ではありますが、今回は当社においては上記理由により電子入札システムを利用しての参加ができないため、紙入札方式での参加を承諾いただきますようお願いいたします。

住　　所
商号又は名称
役　　職
氏　　名　　印

（契約担当官等の官職氏名）　　殿

別紙様式第２
（用紙Ａ４版）
平成　　年　　月　　日

一 般 競 争 参 加 資 格 確 認 申 請 書

（契約担当官等の官職氏名）　殿

住　　所
商号又は名称
代表者氏名　　印

平成　　年　　月　　日付けで入札公告のありました○○（○）○○○工事に係る競争参加資格について確認されたく、下記の書類を添えて申請します。
なお、予算決算及び会計令（昭和22年勅令第165号）第70条の規定に該当する者でないこと及び添付書類の内容について事実と相違ないことを誓約します。

記

１　入札説明書８(3)アに定める同種工事の施工実績を記載した書面
２　入札説明書８(3)イに定める優秀工事の顕彰等の実績を記載した書面
３　入札説明書８(3)ウに定める難工事の施工実績を記載した書面
４　入札説明書８(3)エに定めるISOマネジメントシステムの取得状況を記載した書面
５　入札説明書８(3)オに定める配置予定の監理技術者等の資格等を記載した書面
６　入札説明書８(3)カに定める配置予定の監理技術者等の直近の工事成績を記載した書面
７　入札説明書８(3)キに定める近隣地域内における工事の施工実績を記載した書面
８　入札説明書８(3)クに定める地理的条件を記載した書面
９　入札説明書８(3)ケに定める地元企業の下請採用予定状況を記載した書面
10　入札説明書８(3)コに定める災害協定等の有無を記載した書面
11　入札説明書８(3)サに定める簡易な施工計画を記載した書面
12　入札説明書８(3)シに定める地産品の使用状況を記載した書面（地域評価型の場合のみ）
13　入札説明書８(3)スに定める不発弾処理対策の実績を記載した書面(地域評価型において、評価項目として選択した場合のみ)
14　入札説明書８(3)セに定める予備自衛官又は即応予備自衛官の現場配置を記載した書面（評価項目として選択した場合のみ）
15　入札説明書８(3)ソに定める契約書の写し(契約書の写しの提出を求める場合のみ)

以　上

担当者
○○○会社○○支店　○○課　○○○○
TEL　○○○―○○○―○○○
FAX　○○○―○○○―○○○
登録番号（○―○○―○○○○○）

注：電子入札システムにより提出する場合、押印は必要ありません。
紙入札方式による場合は、返信用封筒として、表に申請者の住所・氏名を記載し、簡易書留料金分を加えた所定の料金（○○○円）の切手を貼付した長３号封筒を申請書と併せて提出して下さい。

別紙様式第３
（用紙Ａ４版）

同種工事の施工実績

工 事 名：

工事名称等	工　事　名	(同種工事の工事名を記入する。)
	発注機関名	
	工事場所	(都道府県名、市町村名を記入する。)
	契約金額	(百万円単位で記入する。)
	工　期	平成　年　月　日　～　平成　年　月　日
	受注形態等	単体／ＪＶ（出資比率）
工事概要等	構造形式	
	規模・寸法	
	使用機材・数量	
	施工条件	(市街地・軟弱地質等)
	その他	
CORINS登録の有無		□有（CORINS登録番号　　）□無

注：１　必ず同種工事が確認できる内容で記載する。

２　CORINS登録の有無について、いずれかの「□」に「■」を付す。「有」に「■」を付した場合は、CORINSの登録番号を記載し、写し（詳細含む。）を添付する。「無」に「■」を付した場合は契約書の写し及び当該工事実績を証明する資料を添付する。

３　記載する工事が、平成13年12月25日以降に完成した防衛省発注機関（旧防衛施設局及び旧防衛施設支局を含む。）の発注した工事である場合は、当該工事に係る施工成績評定通知書又は工事成績評定通知書の写しを添付する。

別紙様式第４
（用紙Ａ４版）

優秀工事の顕彰等の実績

工 事 名：

項　　目	内　　容
優秀工事の顕彰等の実績	□優秀工事の顕彰等の実績がある ①工事名： ②発注機関名：○○防衛局 ③工期：平成　年　月　日　～平成　年　月　日 ④受注形態等：単体／ＪＶ（出資比率） ⑤受賞年月日：平成　年　月　日
	□優秀工事の顕彰等の実績がない

注：１　優秀工事の顕彰等の実績の有無について、いずれかの「□」に「■」を付す。
　　２　実績を証明できる顕彰状等の写しを添付する。
　　３　実績が複数ある場合は、受賞実績ごとに記載する。

別紙様式第５
（用紙Ａ４版）

難工事の工事実績

工 事 名：

項　　目	内　　容
難工事の実績	□難工事の実績がある ①工事名： ②発注機関名：○○防衛局 ③工期：平成　年　月　日　～平成　年　月　日 ④受注形態等：単体／ＪＶ（出資比率） ⑤工事成績：○○点
	□難工事の実績がない

注：１　難工事の実績の有無について、いずれかの「□」に「■」を付す。

２　実績があるに「■」を付した場合、当該工事に係る工事成績評定通知書又は完成検査結果通知書の写しを添付する。(配置予定技術者が当該難工事において監理（主任）技術者又は現場代理人として従事していた場合は、その従事状況が確認できる資料を添付する。)

別紙様式第６
（用紙Ａ４版）

ＩＳＯマネジメントシステムの取得状況

工 事 名：

項　　目	内　　容
ＩＳＯマネジメントシステム認証の取得状況	□ＩＳＯ9000シリーズの認証を取得済み 認定機関： □ＩＳＯ14000シリーズの認証を取得済み 認定機関： □ＩＳＯ27000シリーズの認証を取得済み 認定機関：
	□上記のいずれも認証を未取得

注：１　ＩＳＯ認証の有無について、いずれかの「□」に「■」を付す。

２　ＩＳＯ認証を取得済みに「■」を付した場合は、(1)から(4)に掲げる書類を添付する。ただし、(3)及び(4)に掲げる書類については、(1)に掲げる書類によってその内容を確認することができる場合は、提出を要しない。

(1)　ＩＳＯ認証の取得に係る登録証の写し

(2)　ＩＳＯの審査に係る次の書類

ア　直近の審査報告書（初回審査、定期審査又は更新審査のいずれかを対象として審査登録機関が発行したものに限る。）の写し

イ　アの審査に係る合否判定結果の写し

(3)　本工事を担当する内部組織がＩＳＯ認証を取得している組織に含まれることを示す書類

(4)　ＩＳＯ認証の範囲が、本工事の内容に一致していることを示す書類

別紙様式第７
（用紙Ａ４版）

配置予定の監理技術者等

工 事 名：

項　　目		監理技術者又は主任技術者
氏　　名		
最　終　学　歴		(学校名、学科名及び卒業年次を記入する。)
法令による資格・免許		(施工管理技士、建築士等の名称及び取得年月日、監理技術者資格の取得年月日、登録番号及び登録会社並びに監理技術者講習の取得年月日及び修了証番号を記入する。)
継続教育(CPD)の有無		□有　　□無
優秀工事技術者顕彰等の有無		□有　　□無
工事経験の概要	工　事　名	
	発注者名	
	工事場所	(都道府県名、市町村名を記入する。)
	契約金額	(百万円単位で記入する。)
	工　期	平成　年　月　日　～　平成　年　月　日
	従事役職	(現場代理人、監理（主任）技術者等の名称)
	工事内容	
	CORINS登録の有無	□有（CORINS登録番号　　）　□無
申請時における他工事の従事状況等	工　事　名	
	発注者名	
	工　期	平成　年　月　日　～　平成　年　月　日
	従事役職	(現場代理人、監理（主任）技術者等の名称)
	本工事と重複する場合の対応措置	
	CORINS登録の有無	□有（CORINS登録番号　　）　□無

注：１　必ず同種工事が確認できる内容で記載する。

２　CORINS登録の有無について、いずれかの「□」に「■」を付す。「有」に「■」を付した場合は、CORINSの登録番号を記載し、写し（詳細含む。）を添付する。「無」に「■」を付した場合は契約書の写し及び当該工事実績を証明する資料を添付する。

３　当該工事の履行に係る法令・免許における継続教育(CPD)の有無について、いずれかの「□」に「■」を付す。「有」に「■」を付した場合は継続教育の証明を添付する。(各団体推奨単位以上を取得していること及び有効期限内であることを証明する。)【ＷＴＯ標準型の場合は項目を削除する。】

４　優秀工事技術者顕彰等の有無について、いずれかの「□」に「■」を付す。「有」に「■」を付した場合は、顕彰状の写しを添付する。【ＷＴＯ標準型の場合は項目を削除する。】

５　記載する工事が、平成13年12月25日以降に完成した防衛省発注機関（旧防衛施設局及び旧防衛施設支局を含む。）の発注した工事の場合は、当該工事に係る施工成績評定通知書又は工事成績評定通知書の写しを添付する。

別紙様式第８
（用紙Ａ４版）

配置予定の監理技術者等の直近の工事成績

工 事 名：

項　目		監理技術者又は主任技術者
氏　名		
平成○年度	工　事　名	
	工　期	平成　年　月　日　～平成　　年　月　日
	従事役職	（監理（主任）技術者又は現場代理人の名称）
	工事内容	
	工事成績	○○点
	従事時の業者名	
	CORINS登録の有無	□有（CORINS登録番号　　）□無
平成○年度	工　事　名	
	工　期	平成　年　月　日　～平成　年　月　日
	従事役職	（監理（主任）技術者又は現場代理人の名称）
	工事内容	
	工事成績	○○点
	従事時の業者名	
	CORINS登録の有無	□有（CORINS登録番号　　）□無
平成○年度	工　事　名	
	工　期	平成　年　月　日　～平成　年　月　日
	従事役職	（監理（主任）技術者又は現場代理人の名称）
	工事内容	
	工事成績	○○点
	従事時の業者名	
	CORINS登録の有無	□有（CORINS登録番号　　）□無

注：１　必ず同一工種が確認できる内容で記載する。
２　CORINS登録の有無について、いずれかの「□」に「■」を付す。「有」に「■」を付した場合は、CORINSの登録番号を記載し、カルテ等の写し及び当該工事実績を証明する資料を添付する。「無」に「■」を付した場合は契約書の写し及び当該工事実績を証明する資料を添付する。
３　当該工事に係る工事成績評定通知書の写しを添付する。

別紙様式第９

近隣地域内における工事の施工実績

工 事 名：

工事名称等	工　　事　　名	
	発 注 機 関 名	
	工　事　場　所	（都道府県名、市町村名を記入する。）
	契　約　金　額	（百万円単位で記入する。）
	工　　期	平成　年　月　日　～平成　年　月　日
	受 注 形 態 等	単体／ＪＶ（出資比率）
	工　事　概　要	
	工　事　種　別	（発注機関設定の分類又は建設業法における建設工事の種類を記入する。）
CORINS登録の有無		□有（CORINS登録番号　　）　□無

注：１　CORINS登録の有無について、いずれかの「□」に「■」を付す。「有」に「■」を付した場合は、CORINSの登録番号を記載し、写しを添付する。「無」に「■」を付した場合は契約書の写し及び当該工事実績を証明する資料を添付する。

２　記載する工事が、平成13年12月25日以降に完成した防衛省発注機関（旧防衛施設局及び旧防衛施設支局を含む。）の発注した工事の場合は、当該工事に係る施工成績評定通知書又は工事成績評定通知書の写しを添付する。

別紙様式第10

地　理　的　条　件

本店（本社）住所	
支店・営業所名	
所在地住所	（記載の支店・営業所に関して記入する。）
電話番号	（　　〃　　）
建設業許可番号	（　　〃　　）

注：○○防衛局【当該契約担当官等の所在地を管轄する地方防衛局等を記載する。】の管轄区域に所在し、当該工種が施工可能な建設業許可を有する工事場所最寄りの支店又は営業所を記載する。

別紙様式第11
（用紙Ａ４版）

地元企業の下請採用予定状況

工 事 名：

項　　目	内　　容
地元企業の採用計画	下請をする直接工事費の内容 下請業者への発注予定金額の請負金額に対する割合 下請をする企業の名称・所在地・代表者名
	□地元企業の採用予定がない

注：１　地元企業とは、工事場所と同じ県内に本支店の登記がある企業で、応募者及び応募者と連結決算の関係にある企業、競争参加者の構成員が代表者及び取締役となっている企業を除く。

２　地元企業を採用する予定があるとして契約した後、完成検査時に地元企業を採用していないことが判明した場合、工事成績を減ずるとともに、標準型においてはそれによって得た評価に対する金額について支払請求することがある。

３　予定していた業者契約を締結する義務を課すものではない。

別紙様式第12
（用紙Ａ４版）

災害協定等による地域貢献の実績

工 事 名：

項　　目	内　　容
当該都道府県内における公共機関との災害協定の有無等	□災害協定がある ①協定名： ②相手方： （複数の場合、全て記入する。） ④有効期限：平成○年○月○日 （有効期限が確認できる書類を添付する。）
	□災害協定がない
当該都道府県内における過去２年間のボランティア活動の有無等	□ボランティア活動実績がある ①活動年月日：平成○年○月○日 （※活動年月日が確認できる書類を添付する。） ②活動概要：
	□ボランティア活動実績がない

注：１　災害協定等の有無について、いずれかの「□」に「■」を付す。
　　２　災害協定等があるに「■」を付した場合は、関連する書類を添付する。
　　３　ボランティア活動については、活動内容が具体的に把握できる資料を添付する。

別紙様式第13
（用紙Ａ４版）

簡易な施工計画
工　　程　　表

工事名：

工種	単位	概数量	4月			5月			6月			7月			8月			9月			10月			11月			12月			1月			2月			3月		
			10	20	30	10	20	31	10	20	30	10	20	31	10	20	31	10	20	30	10	20	31	10	20	30	10	20	31	10	20	31	10	20	28	10	20	31

【工程管理に関する技術的所見】

１　○○○○○について

２　○○○○○について

３　○○○○○について

注：１　本表「技術的所見」欄は、本工事の工程管理に当たって提示された項目について、箇条書きで記載する。
　：２　本表は、契約工期等に応じて、適宜、列数、月表示等を整理することができる。
　：３　本表は、Ａ４版換算で１枚以内とする。

別紙様式第14
（用紙Ａ４版）

簡易な施工計画
【 安全管理に留意すべき事項 】

工 事 名：

■　課　　題	本工事の安全管理に留意すべき事項について

項　　目	留　　意　　事　　項
安全管理に留意すべき事項	1　○○○○○について 2　○○○○○について 3　○○○○○について

注：1　本表「留意事項」欄は、本工事の施工に当たって提示された項目について、箇条書きで記載する。
　　2　必要に応じて説明図表を添付する。
　　3　本表は、添付図表を含め、Ａ４版換算で３枚以内とする。

別紙様式第15
（用紙Ａ４版）

簡易な施工計画
【品質管理及び施工上配慮すべき事項に関する技術的所見】

工 事 名：

■　課　　題	○○工事に係る配慮事項等について

項　　目	技　術　的　所　見
○○工事に係る配慮事項等	1　○○○○○について 2　○○○○○について 3　○○○○○について

注：１　本表「技術的所見」欄は、設定された項目について技術的所見を箇条書きで記載する。
　　２　必要に応じて説明図表を添付する。
　　３　本表は、添付図表を含め、Ａ４版換算で３枚以内とする。

別紙様式第16
（用紙Ａ４版）
【地域評価型の場合のみ】

地産品の使用状況
（○○○○○○○○○工事）

工 事 名：

地産品の使用の有無	あ　り、な　し　　（どちらか一方に○をする。） ○○県内の公共工事（※）において、○○県産の建設資材（地産品）の平成○年４月１日から平成○年３月31日までの使用の有無（発注者が指定した地産品は認めない。）
当該地産品の使用状況	材料名：(記入例：　木材（唐松・杉)・生コン・アスファルト・鉄筋・砕石・塗料・溶融スラグ　等)
	産　地：（記入例；　○○県○○群○○国有林)
	当該材料の出荷元：（記入例；　○○県木材協同組合)
	当該材料を使用した工事名、発注機関及び工期：（以下、記入例) ○○○○護岸工事　（○○防衛局) 自）平成　年　月　日　至）平成　年　月　日 当該工事における地産品の使用状況、地産品の産地及び使用時期を証明する資料を添付する。(当該材料における使用状況の写真、日付入りの出荷証明書、当該県内で生産・製造された証明等)

※国、地方公共団体及び特殊法人等が行う公共工事。ここでいう特殊法人とは、「公共工事の入札及び契約の適正化の促進に関する法律」第２条でいう法人であって政令で定めるものをいう。

別紙様式第17
（用紙Ａ４版）

【域評価型において、評価項目として選択した場合のみ】

不発弾処理対策の実績

工 事 名：

項　　目	内　　容
○○県内における不発弾処理対策の実績の有無等（どちらか一方について記入する。）	□不発弾処理対策の実績がある ①工事名： （複数の実績がある場合、全て記入する。） ②住所又は場所： （複数の実績がある場合、全て記入する。） ③発注機関： （複数の実績がある場合、全て記入する。） ④工期：平成○年○月○日から平成○年○月○日 （※複数の場合、全て記入する。）
	□不発弾処理対策の実績がない

注：１　不発弾処理対策の実績の有無について、いずれかの「□」に「■」を付す。
　　２　不発弾処理対策の実績があるに「■」を付した場合は、実施内容が具体的に把握できる資料を添付する。

別紙様式第18

予備自衛官又は即応予備自衛官の現場配置予定者

工 事 名：

予備自衛官又は即応予備自衛官	
氏　　名	
生　年　月　日	
所属する企業名	
従事する工種等	
駐屯地等との調整業務	□駐屯地等との調整において現場代理人を補佐し、アドバイス等を行なう
自衛官在職時の勤務地（駐屯地等名を記載）	
現場配置予定日数	

注：１　現場配置予定者１名につき１枚とする。

２　予備自衛官又は即応予備自衛官であることを証明するために自衛隊地方協力本部長又は指定部隊等の長が発行する証明書の写しを添付する。

３　雇用保険被保険者証の写しを添付する。

４　駐屯地等との調整において現場代理人を補佐し、アドバイス等を行なう場合は「□」に「■」を付す。
「■」が付されていない場合は「予備自衛官又は即応予備自衛官の現場配置」欄を加点評価しない。

５　行政機関の休日に関する法律（昭和63年法律第91号）第１条第１項に規定する行政機関の休日を除く日数を記載する。

６　予備自衛官又は即応予備自衛官を現場配置する予定があるとして契約した場合は、工事の着手前において監督官に２の証明書（原本）を提出し、当該者の作業従事計画を提出するものとする。ただし、やむを得ない事情により競争参加資格確認申請時に提出した現場配置予定者又は予定日数が変わる場合は、評価結果が同等以上であること。
完成検査時に予備自衛官等を延べ３０人・日以上現場配置していない又は駐屯地等との調整業務を実施していないことが判明した場合は、工事成績評定点を減ずる。

別紙様式第19

平成　　年　　月　　日

見積に関するヒアリング日時希望通知書

（契約担当官等の官職氏名）　　殿

住　　所
商号又は名称
代 表 者 氏 名　　印

見積に関するヒアリングについては、以下のとおり希望日時等を通知します。

工事名	
ヒアリング出席予定者	①配置予定技術者　　氏名 ②役職　　氏名 ③役職　　氏名
ヒアリング希望日	希望日　平成　　年　　月　　日（　）
ヒアリング希望時間	希望時間　○○時から○○時まで

注１：ヒアリング会場には、競争参加資格確認申請者の責任者（支店長・営業所長等)・配置予定技術者等を含め３名程度でお願いします。
注２：ヒアリングの実施日時については後日通知しますが、日時は希望どおりにならない場合がありますので、あらかじめご了承願います。

付紙
【総合評価落札方式（簡易型)】

評　　価　　基　　準

工事名：

（※：評価項目は、総合評価落札方式（簡易型）の必須項目及び一部の選択項目（予備自衛官等の現場配置）を選択した場合の作成例である。）

工事名：

１から３の評価点の最高点の合計は○○点とする。

１　企業の技術力について

(1) 簡易な施工計画

下表の評価項目についてそれぞれ評価を行い、各々評価点を算出する。評価項目毎の最高点は６点とする。

評価項目		評価基準	評価点
簡易な施工計画	工程管理に関する技術的所見	○○○○○について	2
		○○○○○について	2
		○○○○○について	2
		不適切である	欠格
	安全管理に留意すべき事項	○○○○○について	2
		○○○○○について	2
		○○○○○について	2
		不適切である	欠格
	品質管理及び施工上配慮すべき事項に関する技術的所見	○○○○○について	2
		○○○○○について	2
		○○○○○について	2
		不適切である	欠格

(2) 施工実績等

下表の評価項目について評価を行い、評価点を算出する。

なお、最高点を○○点とする。

評価項目		評価基準	評価点
企業の施工能力	同種工事の施工実績 当該年度及び前年度から過去15年間の実績（平成○年４月１日から公告日までに完成・引渡しが完了した工事）	国又は公団若しくは独立行政法人発注の施工実績あり（民営化後は、その他として取り扱う。）	2
		地方公共団体又は公社発注の施工実績あり（民営化後は、その他として取り扱う。）	1
		その他	0
	工事成績 当該工事と同一工種で当該年度を含まない過去２年間の工事成績評定点の平均点（平成○年４月１日から平成○年３月31日までに完成・引渡しが完了した工事の工事成績） ※ 帯広支局及び熊本支局における同一の地域ブロックは、本局を含むブロックとする。	○○防衛局【当該地域を管轄する地方防衛局等を記載する。】管轄地域における防衛省発注機関で、80点以上	10
		他地方防衛局管轄地域における防衛省発注機関で、80点以上	9
		○○防衛局【当該地域を管轄する地方防衛局等を記載する。】と同一の地域ブロックの発注者協議会に所属している国又は公団（独立行政法人）の各部局が発注した工事で、80点以上（工事成績評定相互利用対象工事による）	8
		○○防衛局【当該地域を管轄する地方防衛局等を記載する。】管轄地域における防衛省発注機関で、75点以上80点未満	7

企業の施工能力		他地方防衛局管轄地域における防衛省発注機関で、75点以上80点未満	6
		○○防衛局【当該地域を管轄する地方防衛局等を記載する。】と同一の地域ブロックの発注者協議会に所属している国又は公団（独立行政法人）の各部局が発注した工事で、75点以上80点未満（工事成績評定相互利用対象工事による）	5
		○○防衛局【当該地域を管轄する地方防衛局等を記載する。】管轄地域における防衛省発注機関で、70点以上75点未満	4
		他地方防衛局管轄地域における防衛省発注機関で、70点以上75点未満	3
		○○防衛局【当該地域を管轄する地方防衛局等を記載する。】と同一の地域ブロックの発注者協議会に所属している国又は公団（独立行政法人の各部局が発注した工事で、70点以上75点未満（工事成績評定相互利用対象工事による）	2
		・○○防衛局【当該地域を管轄する地方防衛局等を記載する。】管轄地域における防衛省発注機関で、65点以上70点未満 ・○○防衛局【当該地域を管轄する地方防衛局等を記載する。】管轄地域における防衛省発注機関を除く全てで、70点未満 ・工事成績なし	0
	当該工事と同一工種で当該年度を含まない過去２年間の工事成績評定点（平成○年４月１日から平成○年３月31日までに完成・引渡しが完了した工事の工事成績）	○○防衛局【当該地域を管轄する地方防衛局等を記載する。】管轄地域における防衛省発注機関で、65点未満の実績あり	企業の施工能力の評価を０点とする
	優秀工事顕彰等の実績 当該年度及び前年度から過去３年間の大臣官房施設監の顕彰、地方防衛局長の感謝状の贈与又は地方防衛局調達部長若しくは地方防衛支局長の顕彰の実績(平成○年４月１日から公告日までに顕彰等を贈与した工事) ※ 当該防衛省発注機関の発注工事が対象となった顕彰等に限る。	大臣官房施設監の特別優秀工事等顕彰	１件につき５点※
		地方防衛局長の感謝状の贈与	１件につき４点※
		地方防衛局調達部長又は地方防衛支局長の優秀工事等顕彰	１件につき３点※
		実績なし	0
	難工事の工事実績 過去２年間に、○○防衛局【当該地域を管轄する地方防衛局等を記載する。】管轄地域における防衛省発注機関発注の難工事を施工した実績（平成○年○月○日から公告日までに完成・引渡しが完了した工事）	実績があり、かつ工事成績が70点以上	1
		実績なし又は工事成績が70点未満	0
	品質管理ﾏﾈｼﾞﾒﾝﾄｼｽﾃﾑ（ISO9000s）の取得状況	認証を取得済み（当該工事に適用予定であること。）	2
	環境ﾏﾈｼﾞﾒﾝﾄｼｽﾃﾑ（ISO14000s）の取得状況	認証を取得済み（当該工事に適用予定であること。）	2
	情報ｾｷｭﾘﾃｨﾏﾈｼﾞﾒﾝﾄｼｽﾃﾑ（ISO27000s）の取得状況	認証を取得済み（当該工事に適用予定であること。）	2
	※ ISOの取得状況は取得したｼﾘｰｽﾞ毎に	認証を未取得	0

	それぞれ加算し、最大６点を加算		
配置予定技術者の能力	**資格**	一級○○施工管理技士又は同等以上の資格あり	1
		一級○○施工管理技士又は同等以上の資格なし	欠格
	同種工事の施工経験 当該年度を含む前年度から過去15年間の実績（平成○年４月１日から公告日までに完成・引渡しが完了した工事）	同種工事の施工経験あり（役職（監理（主任）技術者又は現場代理人）経験あり）	2
		同種工事の施工経験なし（役職（監理（主任）技術者又は現場代理人）経験なし）	1
	監理（主任）技術者又は現場代理人の経験 当該年度を含まない過去３年間のうち、○○防衛局【当該地域を管轄する地方防衛局等を記載する。】管轄地域における防衛省発注機関の工事であって、当該工事と同一工種において、監理（主任）技術者又は現場代理人の経験（平成○年４月１日から平成○年３月31日までに完成・引渡しが完了した工事） ※ 現在と異なる社の所属であってもよい。	○○防衛局【当該地域を管轄する地方防衛局等を記載する。】管轄地域における防衛省発注機関の工事のうち、当該工事と同一工種において、監理（主任）技術者又は現場代理人として経験し、工事成績の評価が平均85点以上	5
		○○防衛局【当該地域を管轄する地方防衛局等を記載する。】管轄地域における防衛省発注機関の工事のうち、当該工事と同一工種において、監理（主任）技術者又は現場代理人として経験し、工事成績の評価が平均75点以上	3
		○○防衛局【当該地域を管轄する地方防衛局等を記載する。】管轄地域における防衛省発注機関の工事のうち、当該工事と同一工種において、監理（主任）技術者又は現場代理人の経験がある	1
		○○防衛局【当該地域を管轄する地方防衛局等を記載する。】管轄地域における防衛省発注機関の工事のうち、当該工事と同一工種において、監理（主任）技術者又は現場代理人の経験がない	0
		○○防衛局【当該地域を管轄する地方防衛局等を記載する。】管轄地域における防衛省発注機関の工事において、監理（主任）技術者又は現場代理人であった工事の直近の工事成績が65点未満	配置予定技術者の能力を０点とする
	優秀工事技術者顕彰等の実績 当該年度及び前年度から過去３年間の大臣官房施設監、地方防衛局調達部長又は地方防衛支局長の顕彰の実績（平成○年４月１日から公告日までに顕彰等を贈与した工事） ※ 当該防衛省発注機関の発注工事が対象となった顕彰等に限る。	大臣官房施設監の特別優秀工事等技術者顕彰	１件につき５点※
		地方防衛局調達部長又は地方防衛支局長の優秀工事等技術者顕彰	１件につき３点※
		実績なし	0
	継続教育（CPD)の取り組み状況	当該工事の履行に係る国家資格の継続教育の証明あり	1
		証明なし	0
	難工事の工事実績 企業が申請した難工事に、監理（主任）技術者又は現場代理人として従事していた場合	工事成績が75点以上	2
		工事成績が70点以上75点未満	1
		工事成績が70点未満	0

※合計で最大10点とする。

２　企業の信頼性・社会性について
　下表の評価項目について評価を行い、評価点を算出する。
　なお、最高点を○○点とする。

評価項目		評価基準	評価点
地域精通度	**地理的条件１（近隣地域内における施工実績）** 当該年度を含まない過去５年間の施工実績（平成○年４月１日から平成○年３月31日までに完成・引渡しが完了した工事）	施工実績あり（契約額１億円以上で同一工種）	2
		施工実績あり（契約額１億円以上で他工種）	1
		施工実績なし	0
	地理的条件２（本店（社）、支店、営業所の所在） ※ 所在地の設定において、都道府県による設定では評価基準として適正を欠く場合、必要に応じて市町村等の設定を可能とする。	当該都道府県内に本店（社）の所在あり	2
		当該都道府県内に当該工種に係る建設業許可を有する支店又は営業所の所在あり	1
		上記以外	0
地域貢献度	**地元企業の採用状況** ※ 地元企業とは、工事場所と同じ県内に本支店の登記がある企業で、応募者及び応募者と連結決算の関係にある企業、競争参加者の構成員が代表者及び取締役となっている企業を除く。 ※都道府県による設定では評価基準として適正を欠く場合、必要に応じて市町村等の設定を可能とする。	下請に採用の予定あり	1
		採用の予定なし	0
	災害協定等による地域貢献度の実績 当該都道府県内における公共機関との災害協定等の有無	災害協定等あり	1
		災害協定等なし	0
	ボランティア活動による地域貢献度の実績 当該都道府県内における過去２年間の実績	活動実績あり	1
		活動実績なし	0
予備自衛官又は即応予備自衛官の現場配置※1	**予備自衛官又は即応予備自衛官の現場配置** ［次の３つの条件を満たす場合に評価する］ ① 当該工事の作業に直接従事する技術者・技能労働者であること。 ② 駐屯地等との調整において現場代理人を補佐し、アドバイス等を行なうこと。 ③ 現場配置期間の延べ日数が３０人・日以上あること。 ※ 下請け企業が予備自衛官又は即応予備自衛官を配置する場合も同様に評価する。 ※ 現場配置予定者が複数名いる場合の取り扱いは、現場配置期間の延べ日数の合計とし、評価基準Ａ、Ｂ、Ｃが混在する場合は、３０人・日となる組合わせにおいて評価点の低い方で評価を行う。	Ａ 当該駐屯地等において自衛官在職時の勤務経験を有する予備自衛官又は即応予備自衛官であり、駐屯地等との調整業務を実施する場合	2
		Ｂ 当該都道府県内にある駐屯地等において自衛官在職時の勤務経験を有する予備自衛官又は即応予備自衛官であり、駐屯地等との調整業務を実施する場合	1
		Ｃ 当該都道府県に隣接する県内にある駐屯地等において自衛官在職時の勤務経験を有する予備自衛官又は即応予備自衛官であり、駐屯地等との調整業務を実施する場合	0.5
		なし	0

※１　「予備自衛官又は即応予備自衛官の現場配置」欄は、自衛隊の駐屯地、分屯地、基地、分屯基地及び演習場にて実施する工事の場合に選択する。

3　その他（ペナルティ）について
下表の評価項目について評価を行い、評価点を算出する。

評価項目		評価基準	評価点
その他	**事故及び不誠実な行為に対するペナルティ（過去６月の当該地方防衛局での指名停止措置要領に基づく指名停止措置等）** ※ 過去６月とは申請書等の提出期限日の前日からさかのぼること６月以内に指名停止期間がある場合をいう。 ※ 違約金を請求した実績がある場合は、さらに「－１点」とする。	指名停止期間（累積）：６月以上	－５
		指名停止期間（累積）：３月以上６月未満	－４
		指名停止期間（累積）：３月未満	－３
		文書注意	－２
		口頭注意	－１
		該当なし	０

4　工事成績相互利用登録機関について
下表の構成員及びその他条件において、工事の実績を確認し、上記１(2)「工事成績」について評価する。

中央官庁	発注機関、部署等	工事種別	工事規模	時期
○○省	○○部○○課	○○工事	契約額○○円以上の工事	平成○年○月○日以降に契約した工事
○○省	○○部○○課、○○局	すべての工事	契約額○○円を超える工事	平成○年○月○日以降に完成した工事

付紙
【地域評価型総合評価落札方式（簡易型)】

評　　価　　基　　準

工事名：

（※：評価項目は、地域評価型総合評価落札方式（簡易型）の必須項目及び一部の選択項目（不発弾処理対策の実績、予備自衛官等の現場配置）を選択した場合の作成例である。）

工事名：

１から３の評価点の最高点の合計は○○点とする。

１　企業の技術力について

(1) 簡易な施工計画

下表の評価項目についてそれぞれ評価を行い、各々評価点を算出する。評価項目毎の最高点は６点とする。

評価項目		評価基準	評価点
簡易な施工計画	工程管理に関する技術的所見	○○○○○について	2
		○○○○○について	2
		○○○○○について	2
		不適切である	欠格
	安全管理に留意すべき事項	○○○○○について	2
		○○○○○について	2
		○○○○○について	2
		不適切である	欠格
	品質管理及び施工上配慮すべき事項に関する技術的所見	○○○○○について	2
		○○○○○について	2
		○○○○○について	2
		不適切である	欠格

(2) 施工実績等

下表の評価項目について評価を行い、評価点を算出する。

なお、最高点を○○点とする。

評価項目		評価基準	評価点
企業の施工能力	同種工事の施工実績 当該年度及び前年度から過去15年間の実績（平成○年４月１日から公告日までに完成・引渡しが完了した工事）	国又は公団若しくは独立行政法人発注の施工実績あり（民営化後は、その他として取り扱う。）	2
		地方公共団体又は公社発注の施工実績あり（民営化後は、その他として取り扱う。）	1
		その他	0
	工事成績 当該工事と同一工種で当該年度を含まない過去２年間の工事成績評定点の平均点（平成○年４月１日から平成○年３月31日までに完成・引渡しが完了した工事の工事成績） ※ 帯広支局及び熊本支局における同一の地域ブロックは、本局を含むブロックとする。	○○防衛局【当該地域を管轄する地方防衛局等を記載する。】管轄地域における防衛省発注機関で、80点以上	10
		他地方防衛局管轄地域における防衛省発注機関で、80点以上	9
		○○防衛局【当該地域を管轄する地方防衛局等を記載する。】と同一の地域ブロックの発注者協議会に所属している国又は公団（独立行政法人）の各部局が発注した工事で、80点以上（工事成績評定相互利用対象工事による）	8
		○○防衛局【当該地域を管轄する地方防衛局等を記載する。】管轄地域における防衛省発注機関で、75点以上80点未満	7

企業の施工能力		他地方防衛局管轄地域における防衛省発注機関で、75点以上80点未満	6
		○○防衛局【当該地域を管轄する地方防衛局等を記載する。】と同一の地域ブロックの発注者協議会に所属している国又は公団（独立行政法人）の各部局が発注した工事で、75点以上80点未満（工事成績評定相互利用対象工事による）	5
		○○防衛局【当該地域を管轄する地方防衛局等を記載する。】管轄地域における防衛省発注機関で、70点以上75点未満	4
		他地方防衛局管轄地域における防衛省発注機関で、70点以上75点未満	3
		○○防衛局【当該地域を管轄する地方防衛局等を記載する。】と同一の地域ブロックの発注者協議会に所属している国又は公団（独立行政法人の各部局が発注した工事で、70点以上75点未満（工事成績評定相互利用対象工事による）	2
		・○○防衛局【当該地域を管轄する地方防衛局等を記載する。】管轄地域における防衛省発注機関で、65点以上70点未満 ・○○防衛局【当該地域を管轄する地方防衛局等を記載する。】管轄地域における防衛省発注機関を除く全てで、70点未満 ・工事成績なし	0
	当該工事と同一工種で当該年度を含まない過去２年間の工事成績評定点（平成○年４月１日から平成○年３月31日までに完成・引渡しが完了した工事の工事成績）	○○防衛局【当該地域を管轄する地方防衛局等を記載する。】管轄地域における防衛省発注機関で、65点未満の実績あり	企業の施工能力の評価を０点とする
	優秀工事顕彰等の実績 当該年度及び前年度から過去３年間の大臣官房施設監の顕彰、地方防衛局長の感謝状の贈与又は地方防衛局調達部長若しくは地方防衛支局長の顕彰の実績(平成○年４月１日から公告日までに顕彰等を贈与した工事) ※ 当該防衛省発注機関の発注工事が対象となった顕彰等に限る。	大臣官房施設監の特別優秀工事等顕彰	１件につき５点※
		地方防衛局長の感謝状の贈与	１件につき４点※
		地方防衛局調達部長又は地方防衛支局長の優秀工事等顕彰	１件につき３点※
		実績なし	0
	難工事の工事実績 過去２年間に、○○防衛局【当該地域を管轄する地方防衛局等を記載する。】管轄地域における防衛省発注機関発注の難工事を施工した実績（平成○年○月○日から公告日までに完成・引渡しが完了した工事）	実績があり、かつ工事成績が70点以上	1
		実績なし又は工事成績が70点未満	0
	品質管理ﾏﾈｼﾞﾒﾝﾄｼｽﾃﾑ（ISO9000s）の取得状況	認証を取得済み（当該工事に適用予定であること。）	2
	環境ﾏﾈｼﾞﾒﾝﾄｼｽﾃﾑ（ISO14000s）の取得状況	認証を取得済み（当該工事に適用予定であること。）	2
	情報ｾｷｭﾘﾃｨﾏﾈｼﾞﾒﾝﾄｼｽﾃﾑ（ISO27000s）の取得状況	認証を取得済み（当該工事に適用予定であること。）	2
	※ ISOの取得状況は取得したｼﾘｰｽﾞ毎に	認証を未取得	0

	それぞれ加算し、最大６点を加算		
配置予定技術者の能力	**資格**	一級○○施工管理技士又は同等以上の資格あり	1
		一級○○施工管理技士又は同等以上の資格なし	欠格
	同種工事の施工経験 当該年度を含む前年度から過去15年間の実績（平成○年４月１日から公告日までに完成・引渡しが完了した工事）	同種工事の施工経験あり（役職（監理（主任）技術者又は現場代理人）経験あり）	2
		同種工事の施工経験なし（役職（監理（主任）技術者又は現場代理人）経験なし）	1
	監理（主任）技術者又は現場代理人の経験 当該年度を含まない過去３年間のうち、○○防衛局【当該地域を管轄する地方防衛局等を記載する。】管轄地域における防衛省発注機関の工事であって、当該工事と同一工種において、監理（主任）技術者又は現場代理人の経験（平成○年４月１日から平成○年３月31日までに完成・引渡しが完了した工事） ※ 現在と異なる社の所属であってもよい。	○○防衛局【当該地域を管轄する地方防衛局等を記載する。】管轄地域における防衛省発注機関の工事のうち、当該工事と同一工種において、監理（主任）技術者又は現場代理人として経験し、工事成績の評価が平均85点以上	5
		○○防衛局【当該地域を管轄する地方防衛局等を記載する。】管轄地域における防衛省発注機関の工事のうち、当該工事と同一工種において、監理（主任）技術者又は現場代理人として経験し、工事成績の評価が平均75点以上	3
		○○防衛局【当該地域を管轄する地方防衛局等を記載する。】管轄地域における防衛省発注機関の工事のうち、当該工事と同一工種において、監理（主任）技術者又は現場代理人の経験がある	1
		○○防衛局【当該地域を管轄する地方防衛局等を記載する。】管轄地域における防衛省発注機関の工事のうち、当該工事と同一工種において、監理（主任）技術者又は現場代理人の経験がない	0
		○○防衛局【当該地域を管轄する地方防衛局等を記載する。】管轄地域における防衛省発注機関の工事において、監理（主任）技術者又は現場代理人であった工事の直近の工事成績が65点未満	配置予定技術者の能力を０点とする
	優秀工事技術者顕彰等の実績 当該年度及び前年度から過去３年間の大臣官房施設監、地方防衛局調達部長又は地方防衛支局長の顕彰の実績（平成○年４月１日から公告日までに顕彰等を贈与した工事） ※ 当該防衛省発注機関の発注工事が対象となった顕彰等に限る。	大臣官房施設監の特別優秀工事等技術者顕彰	１件につき５点※
		地方防衛局調達部長又は地方防衛支局長の優秀工事等技術者顕彰	１件につき３点※
		実績なし	0
	継続教育（CPD)の取り組み状況	当該工事の履行に係る国家資格の継続教育の証明あり	1
		証明なし	0
	難工事の工事実績 企業が申請した難工事に、監理（主任）技術者又は現場代理人として従事していた場合	工事成績が75点以上	2
		工事成績が70点以上75点未満	1
		工事成績が70点未満	0

※合計で最大10点とする。

２　企業の信頼性・社会性について
　下表の評価項目について評価を行い、評価点を算出する。

なお、最高点を○○点とする。

評価項目		評価基準	評価点
地域精通度	**地理的条件１(近隣地域内における施工実績)** 当該工事と同一工種で当該年度を含まない過去５年間の施工実績（平成○年４月１日から平成○年３月31日までに近隣地域（同一県内）での完成・引渡しが完了した工事）（共同企業体の場合は構成員すべてを対象とする。）	施工実績15件以上	4
		施工実績10件以上15件未満	2
		施工実績10件未満	0
	地理的条件２(本店（社)、支店、営業所の所在) ※ 本店等の所在について、都道府県では評価基準として適正を欠く場合、必要に応じて市町村等の設定を可能とする。	当該地域内に本店（社）の所在あり	4
		当該地域内に当該工種に係る建設業許可を有する支店又は営業所の所在あり	2
		上記以外	0
地域貢献度	**地産品の使用状況** 当該年度を含まない過去２年間に同一県内で生産・製造された建設資材の使用状況（平成○年４月１日から平成○年３月31日までの実績）	使用あり	1
		使用なし	0
	地元企業の採用状況（下請をする直接工事費に係る内容） ※ 地元企業とは、工事場所と同じ県内に本支店の登記がある企業をいい、応募者及び応募者と連結決算の関係にある企業、競争参加者の構成員が代表者及び取締役となっている企業を除く。 ※ 都道府県による設定では評価基準として適性を欠く場合、必要に応じて市町村等の記載を可能とする。	県内下請業者への発注予定金額が請負金額の30%以上	１０
		県内下請業者への発注予定金額が請負金額の20%以上30%未満	5
		県内下請業者への発注予定金額が請負金額の20%未満	0
	災害協定等による地域貢献度の実績 公共機関との災害協定等の有無。 ※ 県内特定地域とは、同一県内にあって同じ文化、流通又は経済圏を有する地域をいい、当該工事場所の周辺地域。	災害協定等あり（県内特定地域）※１	2
		災害協定等あり（同一県内）※１	1
		災害協定等なし	0
	ボランティア活動による地域貢献度の実績 当該都道府県内における過去２年間の実績 ※ 県内特定地域とは、同一県内にあって同じ文化、流通又は経済圏を有する地域をいい、当該工事場所の周辺地域。	活動実績あり（県内特定地域）※１	2
		活動実績あり（同一県内）※１	1
		活動実績なし	0
	不発弾処理対策の実績※２ [illegible]	[illegible]	[illegible]
		[illegible]	[illegible]
		[illegible]	[illegible]

	のをいう。		
予備自衛官又は即応予備自衛官の現場配置※3	**予備自衛官又は即応予備自衛官の現場配置** ［次の３つの条件を満たす場合に評価する］ ① 当該工事の作業に直接従事する技術者・技能労働者であること。 ② 駐屯地等との調整において現場代理人を補佐し、アドバイス等を行なうこと。 ③ 現場配置期間の延べ日数が３０人・日以上あること。 ※ 下請け企業が予備自衛官又は即応予備自衛官を配置する場合も同様に評価する。 ※ 現場配置予定者が複数名いる場合の取り扱いは、現場配置期間の延べ日数の合計とし、評価基準Ａ、Ｂ、Ｃが混在する場合は、３０人・日となる組合わせにおいて評価点の低い方で評価を行う。	A 当該駐屯地等において自衛官在職時の勤務経験を有する予備自衛官又は即応予備自衛官であり、駐屯地等との調整業務を実施する場合	2
		B 当該都道府県内にある駐屯地等において自衛官在職時の勤務経験を有する予備自衛官又は即応予備自衛官であり、駐屯地等との調整業務を実施する場合	1
		C 当該都道府県に隣接する県内にある駐屯地等において自衛官在職時の勤務経験を有する予備自衛官又は即応予備自衛官であり、駐屯地等との調整業務を実施する場合	0.5
		なし	0

※１　「災害協定等による地域貢献度の実績」及び「ボランティア活動による地域貢献度の実績」の評価基準は、工事及び地域の特性を考慮し、「県内特定地域」か「同一県内」かを選択する。
※２　「不発弾処理対策の実績」欄は、工事及び地域の特性を考慮し、選択する。
※３　「予備自衛官又は即応予備自衛官の現場配置」欄は、自衛隊の駐屯地、分屯地、基地、分屯基地及び演習場にて実施する工事の場合に選択する。

３　その他（ペナルティ）について
下表の評価項目について評価を行い、評価点を算出する。

評価項目		評価基準	評価点
その他	**事故及び不誠実な行為に対するペナルティ（過去６月の○○防衛局【当該契約担当官等の所在地を管轄する地方防衛局等を記載する。】での指名停止措置要領に基づく指名停止措置等）** ※ 過去６月とは申請書等の提出期限日の前日からさかのぼること６月以内に指名停止期間がある場合をいう。 ※ 違約金を請求した実績がある場合は、さらに「－１点」とする。	指名停止期間（累積）：６月以上	－５
		指名停止期間（累積）：３月以上６月未満	－４
		指名停止期間（累積）：３月未満	－３
		文書注意	－２
		口頭注意	－１
		該当なし	0

４　工事成績相互利用登録機関について
下表の構成員及びその他条件において、工事の実績を確認し、上記１(2)「工事成績」について評価する。

中央官庁	発注機関、部署等	工事種別	工事規模	時期
○○省	○○部○○課	○○工事	契約額○○円以上の工事	平成○年○月○日以降に契約した工事
○○省	○○部○○課、○○局	すべての工事	契約額○○円を超える工事	平成○年○月○日以降に完成した工事

入 札 公 告（建設工事）

次のとおり一般競争入札（政府調達協定対象外）に付します。

平成○年○月○日

○○○○

○○○○　○○　○○【発注者名を記載する。】

1　工事概要

(1) 工事名　○○（○）○○○工事

(2) 工事場所　○○県○○市○○町○－○

(3) 工事内容　本工事は、以下の工事を行うものである。

用途　○○、構造　鉄筋コンクリート造○階建て、規模　建物延べ面積約○○○○㎡

(4) 工期　平成○年○月○日まで

(5) 本工事は、入札時に「簡易な施工計画」を受け付け、価格と価格以外の要素を総合的に評価して落札者を決定する総合評価落札方式のうち、品質確保のための施工体制及びその他の施工体制の確保状況を確認し、施工内容を確実に実現できるかどうかについて審査し、評価を行う施工体制確認型総合評価落札方式の試行対象工事である。

【地域評価型の場合は次の項目を追加する。】

(5) 本工事は、入札時に「簡易な施工計画」を受け付け、価格と価格以外の要素を総合的に評価して落札者を決定する総合評価落札方式のうち、品質確保のための施工体制及びその他の施工体制の確保状況を確認し、施工内容を確実に実現できるかどうかについて審査し、評価を行う施工体制確認型総合評価落札方式の試行対象工事である。なお、「企業の信頼性・社会性」の評価に当たっては、地域精通度及び地域貢献度を重視して評価を行う「地域評価型」の対象工事である。

【見積活用方式の場合は次の２項目を追加する。】

(6) 本工事は、発注者が競争参加希望者に見積の提出を求め、ヒアリングを通じて見積の妥当性を確認し、妥当性が確認できた見積を積算価格に反映させるものである。見積の提出期限までに○○工事、○○工事に対する直接工事費（当該工事に必要な仮設費を含む。）【共通仮設費又は現場管理費の積み上げ分の場合は、「共通仮設費（又は現場管理費）への積み上げ分である○○」を記載する。】について記載した見積（以下「見積」という。）を提出するものとする（詳細は入札説明書による。）。

(7) 本工事では、見積の提出後、競争参加希望者の責任者、配置予定の技術者等からヒアリングを行い、見積の妥当性を確認するものとする。

【電子入札対象の場合は次の項目を追加する。】

(6) 本工事は、資料提出及び入札等を電子入札システムにより行う工事である。ただ

し、電子入札システムにより難いものは、発注者の承諾を得て紙入札方式に代えるものとする。

なお、紙入札方式の承諾に関しては○○防衛局総務部契約課に紙入札方式参加承諾願を提出するものとする。

(7) 本工事は、工事費内訳明細書の提出を義務付ける工事である。

２　競争参加資格

次に掲げる条件をすべて満たしている単体有資格業者等（以下「単体」という。）又は、次に掲げる条件をすべて満たしている者により構成される特定建設工事共同企業体であって、「競争参加者の資格に関する公示」（平成○年○月○日付○○○○【当該防衛省発注機関の長を記載する。】）に示す手続きに従い、○○（○）○○○○工事に係る特定建設工事共同企業体として資格審査結果の通知を受けた者であること。

(1) 予算決算及び会計令（昭和22年勅令第165号。以下「予決令」という。）第70条及び第71条の規定に該当しない者であること。

(2) 防衛省における平成○・○年度一般競争（指名競争）参加資格（以下「防衛省競争参加資格」という。）のうち、「○○工事」で級別の格付を受け、○○防衛局【当該契約担当官等の所在地を管轄する地方防衛局等を記載する。】に競争参加を希望していること（会社更生法（平成14年法律第154号）に基づき更生手続開始の申立てがなされている者又は民事再生法（平成11年法律第225号）に基づき再生手続開始の申立てがなされている者については、手続開始の決定後、再度級別の格付を受けていること。）。

(3) 会社更生法に基づく更生手続開始の申立てがなされている者又は民事再生法に基づき再生手続開始の申立てがなされている者（(2)の再度級別の格付を受けた者を除く。）でないこと。

(4) 防衛省競争参加資格の「○○工事」に係る総合審査数値（資格審査結果通知書の記３の総合審査数値欄の点数）が○○点以上であること。

【代表者以外の構成員に求める点数を引き下げる場合、(4)は次のとおりとする。】

(4) 防衛省競争参加資格の「○○工事」に係る総合審査数値（資格審査結果通知書の記３の総合審査数値欄の点数）が○○点以上であること。ただし、特定建設工事共同企業体の代表者以外の構成員は、○○点以上であること。

(5) 平成○年度以降入札公告日まで【当該年度及び前年度から過去15年間を記載する。】に、元請けとして完成・引渡しが完了した工事のうち、（用途が○○で、）鉄筋コンクリート造○階建て以上、建物延べ面積○○㎡以上（１棟当たり）の工事を施工した実績を有すること（建設共同企業体の構成員としての実績は、出資比率が20％以上のものに限る。）。

なお、当該実績が平成13年12月25日以降に完成した防衛省発注機関（契約担当

官等が属する防衛省本省の内部部局、防衛大学校、防衛医科大学校、防衛研究所、統合幕僚監部、陸上幕僚監部、海上幕僚監部、航空幕僚監部、情報本部、防衛監察本部、地方防衛局並びに統合幕僚長及び陸上幕僚長、海上幕僚長又は航空幕僚長の監督を受ける陸上自衛隊、海上自衛隊及び航空自衛隊の部隊及び機関並びに防衛装備庁をいう。以下同じ。）（旧防衛施設局及び旧防衛施設支局を含む。）の発注した工事に係るものにあっては、施工成績評定通知書又は工事成績評定通知書の評定点合計（以下「評定点合計」という。）が65点未満のものを除くこと。また、実績が工事成績相互利用登録機関が発注した工事で工事成績評定相互利用対象工事に該当するものである場合は、工事成績の評定点が65点未満のものを除くこと。

【代表者以外の構成員に求める条件を緩和する場合、(5)は次のとおりとする。】

(5) 平成○年度以降入札公告日まで【当該年度及び前年度から過去15年間を記載する。】に、元請けとして完成・引渡しが完了した工事のうち、（用途が○○で、）鉄筋コンクリート造○階建て以上、建物延べ面積○○㎡以上（１棟当たり）の工事を施工した実績を有すること（建設共同企業体の構成員としての実績は、出資比率が20％以上のものに限る。）。ただし、特定建設工事共同企業体の代表者以外の構成員は、平成○年度以降に、（用途が○○で、）鉄筋コンクリート造○階建て以上、建物延べ面積○○㎡以上の工事を施工した実績を有すること（建設共同企業体の構成員としての実績は、出資比率が20％以上のものに限る。）。

なお、当該実績が平成13年12月25日以降に完成した防衛省発注機関（契約担当官等が属する防衛省本省の内部部局、防衛大学校、防衛医科大学校、防衛研究所、統合幕僚監部、陸上幕僚監部、海上幕僚監部、航空幕僚監部、情報本部、防衛監察本部、地方防衛局並びに統合幕僚長及び陸上幕僚長、海上幕僚長又は航空幕僚長の監督を受ける陸上自衛隊、海上自衛隊及び航空自衛隊の部隊及び機関並びに防衛装備庁をいう。以下同じ。）（旧防衛施設局及び旧防衛施設支局を含む。）の発注した工事に係るものにあっては、施工成績評定通知書又は工事成績評定通知書の評定点合計（以下「評定点合計」という。）が65点未満のものを除くこと。また、実績が工事成績相互利用登録機関が発注した工事で工事成績評定相互利用対象工事に該当するものである場合は、工事成績の評定点が65点未満のものを除くこと。

(6) 簡易な施工計画が適正であること。

(7) 単体又は特定建設工事共同企業体の代表者及び構成員は、次の基準を全て満たす監理技術者又は主任技術者（以下「監理技術者等」という。）を当該工事に専任で配置できること。

ア　一級建築士又はこれと同等以上の資格を有する者である。【建築工事の場合】

イ　平成○年度以降入札公告日まで【当該年度及び前年度から過去15年間を記載する。】に、(5)に掲げる工事の経験を有する者である（原則、着工から完成まで従事している。）。

なお、当該経験が平成13年12月25日以降に完成した防衛省発注機関（旧防衛施

設局及び旧防衛施設支局を含む。）の発注した工事に係るものにあっては、評定点合計が65点未満のものを除く。また、経験が工事成績相互利用登録機関が発注した工事で工事成績評定相互利用対象工事に該当するものである場合は、工事成績の評定点が65点未満のものを除く。

ウ　監理技術者にあっては、監理技術者資格者証及び監理技術者講習修了証を有する者である。

(8) 一般競争参加資格確認申請書（以下「申請書」という。）及び競争参加資格確認資料（以下「技術資料」という。）の提出期限の日から開札の時点までの期間に、○○防衛局長【契約担当官等の所在地を管轄する地方防衛局等の長を記載する。】から工事請負契約等に係る指名停止等の措置要領について（防整施（事）第150号。28．３．31）に基づく指名停止を受けていないこと。

(9) ○○○○【当該発注機関名を記載する。】が発注した「○○工事」【工事種別を記載する。】のうち、平成○年度及び平成○年度【当該年度を含まない過去２年間を記載する。】に完成・引渡しが完了した工事の施工実績がある場合においては、当該工事に係る評定点合計の平均が65点以上であること。

(10) 上記１に示した工事に係る設計業務等の受注者（受注者が共同体である場合においては、当該共同体の各構成員をいう。以下同じ。）又は当該受注者と資本若しくは人事面において関連がある建設業者でないこと。

(11)入札に参加を希望する者の間に資本関係又は人的関係がないこと。

(12)○○防衛局【当該契約担当官等の所在地を管轄する地方防衛局等を記載する。】の管轄区域（○○県、○○県、○○県及び○○県）内に建設業法の許可（当該工事に対応する建設業種）に基づく本店、支店又は営業所が所在すること。

(13)都道府県警察から暴力団関係業者として防衛省が発注する工事等から排除するよう要請があり、当該状態が継続している有資格者でないこと。

３　総合評価に関する事項

(1) 評価項目

本工事の評価項目は、次のアからエまでとし、詳細は入札説明書による。

ア　企業の技術力（簡易な施工計画等）

イ　企業の信頼性・社会性

ウ　施工体制

エ　その他（ペナルティ）

(2) 総合評価の方法

ア　標準点　要求要件を満たしている者に標準点として100点を付与する。

イ　加算点　技術資料の内容に応じ、(1)ア、イ及びエの評価項目ごとに評価を行い、得られた「評価点数の合計値」が、予決令第79条の規定に基づいて作成された予定価格（以下「予定価格」という。）の制限の範囲内の入札参加者のうち、最も高い者に○○点の加算点を付与する。

その他の者は「評価点数の合計値」に応じ按分して求められる点数を加算点として付与する。

ウ　施工体制評価点　「施工体制評価点」は(1)ウの評価項目について最高30点の

評価点を付与する。ただし、事前調査により、施工体制が十分に確保されない場合、契約の内容に適合した履行がされないおそれがある場合又は品質確保のための施工体制及びその他の施工体制が著しく確保されないおそれがある場合、減点を行う。また、施工体制評価点の低いものに対しては、簡易な施工計画に係る評価点数に相当する加算点を減ずる場合がある。

エ　価格と価格以外の要素がもたらす総合評価は、入札参加者の「標準点」と「加算点」及び「施工体制評価点」の合計を、当該入札者の入札価格で除して得た数値（以下「評価値」という。）をもって行う。

(3) 配置予定の監理技術者等のヒアリングを行う。【配置予定の監理技術者等のヒアリングを行う場合のみ記載する。】

(4) 施工体制の確認のため、ヒアリングを行う。

(5) 落札者の決定方法

ア　入札参加者は、価格及び(1)アからエまでをもって入札に参加し、次の各要件に該当する者のうち、評価値の最も高い者を落札者とする。

(ｱ) 入札価格が予定価格の制限の範囲内である。

(ｲ) 評価値が、標準点を予定価格で除した数値（以下「基準評価値」という。）を下回らない。

ただし、落札者となるべき者の入札価格によっては、その者により当該契約の内容に適合した履行がされないおそれがあると認められるとき又はその者と契約を締結することが公正な取引の秩序を乱すこととなるおそれがあって著しく不適当であると認められるときは、予定価格の制限の範囲内で、発注者の定める最低限の要求要件を全て満たして入札した他の者のうち、評価値が最も高い者を落札者とすることがある。

なお、評価値が基準評価値を上回っていても、減点評価により技術評価点が標準点（100点）を下回る場合は、落札者の対象外とする。

イ　上記の場合において、評価値の最も高い者が二者以上あるときは、くじへ移行する。くじの実施方法等については、発注者から指示をする。

(6) その他　受注者の責により入札時の(1)の評価内容が実施されていないと判断された場合は、ペナルティとして、工事成績評定を減ずることとし、１工事最大○○点減ずる。

４　入札手続等

【電子入札の場合は以下のとおりとし、紙入札の場合は、適宜、必要事項を記載する。】

(1) 担当部局

〒○○○－○○○○　○○県○○市○○町○－○－○
○○○○【当該発注機関、部署名を記載する。】
TEL　○○－○○○○－○○○○（内線○○○○）
FAX　○○－○○○○－○○○○

(2) 入札説明書の交付期間等

ア　交付期間　平成○年○月○日から平成○年○月○日まで（行政機関の休日に関する法律（昭和63年法律第91号）第１条第１項に規定する行政機関の休日（以下

「行政機関の休日」という。）を除く。）の毎日、午前８時から午後10時（金曜日は午後６時）まで。

イ　交付場所　防衛施設建設工事電子入札システムセンター
http://www.mod-eboc.go.jp

ウ　交付方法　全て、電子データで交付を行う。
文書類　：PDF　（○○形式）
図面類　：PDF　（○○形式）
数量表等：Excel（○○形式）
申請書類：Word　（○○形式）又は一太郎（○○形式）
なお、標記以外の形式による提供は一切行わない。

エ　使用条件　ダウンロードした資料の取扱いに関する利用規則に同意すること。

オ　その他　通信環境の不具合等のため、希望する者は電子情報の提供を依頼することができる。
この場合、(1)へ「図面データの取扱いに関する同意事項」（記入・押印済みのもの）、データを保存するために必要な、ＣＤ－Ｒ（未使用に限る。）○枚及び着払いのラベル（宅配業者の場合）又は切手（日本郵便の場合）を貼付した返信用の封筒を同封し、送付する。
なお、配送によるもの以外の対応は行わない。また、この対応により被った不利益や損害については、一切補償しない。
※「図面データの取扱いに関する同意事項」の書式については、防衛省・自衛隊のホームページより入手可能である。
（http://www.mod.go.jp/○/○/○/○/○.pdf）

(3) 申請書及び技術資料の提出期限等

ア　提出期限　平成○年○月○日午後○時○分

イ　提出方法　電子入札システムにより提出する。ただし、申請書及び技術資料が３MBを超える場合の提出方法等については、入札説明書による。紙入札方式による場合は、(1)に持参又は郵送（書留郵便に限る。）若しくは託送（書留郵便と同等のものに限る。）（以下「郵送等」という。）する。

【見積活用方式の場合は次の項目を追加する。】

(4) 見積の提出期限等

ア　提出期限　(3)アに同じ。

イ　提出方法　(1)に持参又は郵送等により提出する。】

(4) 入札書の受領期限等

ア　受領期限　平成○年○月○日午後○時○分

イ　提出方法　電子入札システムにより提出する。ただし、紙入札方式による場合は、(1)に持参することとし、郵送等による提出は認めない。

(5) 開札の日時及び場所

ア　日時　平成○年○月○日午前○時○分

イ　場所　○○○○室

５　その他

(1) 手続において使用する言語及び通貨　日本語及び日本国通貨に限る。

(2) 入札保証金　免除

【入札保証金を納付させる場合は(2)は次のとおりとする。】

(2) 入札保証金　納付（保管金の取扱店　○○銀行○○支店）。ただし、利付国債の提供（取扱官庁　○○○○）又は銀行等の保証（取扱官庁　○○○○）をもって入札保証金の納付に代えることができる。また、入札保証保険契約の締結を行った場合は、入札保証金を免除する。

【入札保証金を納付させる場合は次の項目を追加する。】

(3) 入札保証金の納付等に係る書類の提出期間、提出場所及び提出方法

ア　提出期間　平成○年○月○日から平成○年○月○日まで（利付国債の提供の場合は平成○年○月○日）の行政機関の休日を除く毎日、午前○時から午後○時まで。

イ　提出場所　〒○○○－○○○○　○○県○○市○○町○－○－○
○○○○【当該発注機関、部署名を記載する。】
TEL○○○○－○○－○○○○

ウ　提出方法　書類の提出は、持参又は郵送等することにより行うものとする。

(3) 契約保証金　納付（保管金の取扱店　○○銀行○○支店）。ただし、利付国債の提供（取扱官庁　○○○○）又は金融機関若しくは保証事業会社の保証（取扱官庁　○○○○）をもって契約保証金の納付に代えることができる。また、公共工事履行保証証券による保証を付し、又は履行保証保険契約の締結を行った場合は、契約保証金を免除する。

なお、契約保証金の額、保証金額又は保険金額は請負代金額の10分の１（予決令第86条の調査を受けた者との契約については請負代金額の10分の３）以上とする。

【公共工事履行保証証券による保証の場合、(3)は次のとおりとする。】

(3) 契約保証金　免除。ただし、落札者は、公共工事履行保証証券による保証（瑕疵担保特約（２年間）を付したものに限る。）を付するものとする。この場合の保証金額は、請負代金の10分の３以上とする。

【見積活用方式の場合は次の項目を追加する。】

(4) 見積の提出期限までに見積が提出されない場合は、入札心得書第８条第１項第３号の規定に該当するものとし、その者のした入札を無効とする。」を記載する。】

(4) 入札の無効　次に掲げる入札は無効とする。

ア　本公告に示した競争参加資格のない者のした入札

イ　申請書又は技術資料に虚偽の記載をした者の入札

ウ　入札に関する条件に違反した入札

【見積活用方式の場合は次の項目を追加する。】

(6) 提出された見積の金額と入札時に提出された工事費内訳明細書の金額との間に著しい乖離が認められ、開札後に再度ヒアリングを実施し、その妥当性が確認できない場合は、入札心得書第８条第１項第３号の規定に該当するものとして、その者の行った入札を無効とすることがある。

(5) 配置予定の監理技術者等の確認　落札者決定後、発注者支援データベース・システム等により配置予定の監理技術者等の専任制違反の事実が確認された場合、契約を結ばないことがある。

なお、種々の状況からやむを得ないものとして承認された場合の外は、配置予定の監理技術者等の変更を認めない。

(6) 落札者となるべき者の入札価格が予決令第85条の規定に基づいて作成された基準（以下「調査基準価格」という。）を下回っている場合は、予決令第86条の調査（以下「低入札価格調査」という。）を行うので、協力しなければならない。

(7) 専任の監理技術者の配置が義務付けられている工事において、調査基準価格を下回った価格をもって契約する場合においては、監理技術者とは別に同等の要件を満たす技術者の配置を求めることがある。

(8) 入札後、契約を締結するまでの間に、都道府県警察から暴力団関係者として防衛省が発注する工事等から排除するよう要請があり、当該状態が継続している有資格者とは契約を行わない。

(9) 低入札価格調査を受けた者との契約については、前払金の割合を請負代金額の10分の２以内とする。【前払金の設定が予定されている場合のみ記載する。】

(10) 契約書作成の要否　要

(11) 関連情報を入手するための照会窓口　上記４(1)に同じ。

(12) 競争参加資格の級別の格付を受けていない者の参加　上記２(2)に掲げる競争参加資格の級別の格付を受けていない者も特定建設工事共同企業体の構成員となり又は単体として上記４(3)により申請書及び技術資料を提出することができるが、競争に参加するためには、開札の時点において、当該資格の格付を受け、かつ、特定建設工事共同企業体又は単体として競争参加資格の確認を受けていなければならない。

(13) 詳細は、入札説明書による。

入　札　説　明　書

○○○○【発注機関名を記載する。】の○○（○）○○○工事に係る入札公告（建設工事）に基づく入札等については、関係法令に定めるもののほか、この入札説明書によるものとする。

１　入札公告日　平成○年○月○日
２　契約担当官等
　○○○○　○○○○　○○　○○【発注者名を記載する。】
　〒○○○－○○○○　○○県○○市○○町○－○
３　工事概要
(1) 工事名　○○（○）○○○工事
(2) 工事場所　○○県○○市○○町○－○－○
(3) 工事内容及び工事範囲　別冊図面及び仕様書のとおり。
(4) 工期　平成○年○月○日まで
(5) 使用する主要な資機材　コンクリート○○㎥、鉄骨○○ｔ、鉄筋○○t、板ガラス○○㎡
(6) 本工事は、入札時に「簡易な施工計画」を受け付け、価格と価格以外の要素を総合的に評価して落札者を決定する総合評価落札方式のうち、品質確保のための施工体制及びその他の施工体制の確保状況を確認し、施工内容を確実に実現できるかどうかについて審査し評価を行う、施工体制確認型総合評価落札方式の試行対象工事である。

【地域評価型の場合は次の項目を追加する。】
(6) 本工事は、入札時に「簡易な施工計画」を受け付け、価格と価格以外の要素を総合的に評価して落札者を決定する総合評価落札方式のうち、品質確保のための施工体制及びその他の施工体制の確保状況を確認し、施工内容を確実に実現できるかどうかについて審査し評価を行う、施工体制確認型総合評価落札方式の試行対象工事である。なお、「企業の信頼性・社会性」の評価に当たっては、地域精通度及び地域貢献度を重視して評価を行う「地域評価型」の対象工事である。

【見積活用方式の場合は次の２項目を追加する。】
(7) 本工事は、発注者が競争参加希望者に見積の提出を求め、ヒアリングを通じて見積の妥当性を確認し､妥当性が確認できた見積を積算価格に反映させるものである。見積の提出期限までに○○工事、○○工事に対する直接工事費（当該工事に必要な仮設費を含む。）【共通仮設費又は現場管理費の積み上げ分の場合は、「共通仮設費（又は現場管理費）への積み上げ分である○○」を記載する。】について記載した見積（以下「見積」という。）を提出するものとする。
(8) 本工事では、見積の提出後、競争参加希望者の責任者、配置予定の技術者等から

ヒアリングを行い、見積の妥当性を確認するものとする。

(7) その他

【電子入札対象の場合は次のア及びイを追加する。】

ア　本工事は、資料提出及び入札等を電子入札システムにより行う工事である。ただし、電子入札システムにより難いものは、発注者の承諾を得て紙入札方式に代えるものとする。

なお、紙入札方式の承諾に関しては、「紙入札方式参加承諾願（別紙様式第１）」を提出する。

(ｱ) 受付窓口　〒○○○－○○○○　○○県○○市○○町○－○
○○防衛局総務部契約課

(ｲ) 受付時間　午前○時から午後○時まで。ただし、正午から午後１時までの間を除く。

イ　電子入札システムで使用できるICカードは、代表者又は当該入札案件に関する入札・見積権限及び契約締結権限について委任を受けた者（以下「代理人」という。）のICカードのみとし、代理人による場合は、委任状を提出する。詳細は入札心得書による。

ウ　本工事は、工事費内訳明細書の提出を義務付ける工事である。

４　競争参加資格

次に掲げる条件をすべて満たしている単体有資格業者等（以下「単体」という。）又は、次に掲げる条件をすべて満たしている者により構成される特定建設工事共同企業体であって、「競争参加者の資格に関する公示」（平成○年○月○日付○○○○【当該防衛省発注機関の長を記載する。】）に示す手続きに従い、○○（○）○○○○工事に係る特定建設工事共同企業体として資格審査結果の通知を受けた者であること。

(1) 予算決算及び会計令（昭和22年勅令第165号。以下「予決令」という。）第70条及び第71条の規定に該当しない者であること。

(2) 防衛省における平成○・○年度一般競争（指名競争）参加資格（以下「防衛省競争参加資格」という。）のうち、「○○工事」で級別の格付を受け、○○防衛局【当該契約担当官等の所在地を管轄する地方防衛局等を記載する。】に競争参加を希望していること（会社更生法（平成14年法律第154号）に基づき更生手続開始の申立てがなされている者又は民事再生法（平成11年法律第225号）に基づき再生手続開始の申立てがなされている者については、手続開始の決定後、再度級別の格付を受けていること。）。

(3) 会社更生法に基づく更生手続開始の申立てがなされている者又は民事再生法に基づき再生手続開始の申立てがなされている者（(2)の再度級別の格付を受けた者を除く。）でないこと。

(4) 防衛省競争参加資格の「○○工事」に係る総合審査数値（資格審査結果通知書の記３の総合審査数値欄の点数）が○○点以上であること。

【代表者以外の構成員に求める点数を引き下げる場合、(4)は次のとおりとする。】

(4) 防衛省競争参加資格の「○○工事」に係る総合審査数値（資格審査結果通知書の記３の総合審査数値欄の点数）が○○点以上であること。ただし、特定建設工事共同企業体の代表者以外の構成員は、○○点以上であること。

(5) 平成○年度以降入札公告日まで【前年度から過去15年間を記載する。】に、元請けとして完成・引渡しが完了した工事のうち、（用途が○○で、）鉄筋コンクリート造○階建て以上、建物延べ面積○○㎡以上（１棟当たり）の工事を施工した実績を有すること（建設共同企業体の構成員としての実績は、出資比率が20％以上のものに限る。）。

なお、当該実績が平成13年12月25日以降に完成した防衛省発注機関（契約担当官等が属する防衛省本省の内部部局、防衛大学校、防衛医科大学校、防衛研究所、統合幕僚監部、陸上幕僚監部、海上幕僚監部、航空幕僚監部、情報本部、防衛監察本部、地方防衛局並びに統合幕僚長及び陸上幕僚長、海上幕僚長又は航空幕僚長の監督を受ける陸上自衛隊、海上自衛隊及び航空自衛隊の部隊及び機関並びに防衛装備庁をいう。以下同じ。）（旧防衛施設局及び旧防衛施設支局を含む。）の発注した工事に係るものにあっては、防衛施設庁において実施する建設工事の請負業者の施工成績評定要領について（施本建第220号（CCP）。13．12．19）に基づく施工成績評定通知書（以下「施工成績評定通知書」という。）並びに工事成績評定要領について（施本建第134号（CCP）。19．７．30）、工事成績評定要領について（経施第4404号。21．３．31）、工事成績評定要領について（防整技第15542号。27．10．1）又は工事成績評定要領について（防整技第7160号。28．３．31）に基づく工事成績評定通知書（以下「工事成績評定通知書」という。）の評定点合計（以下「評定点合計」という。）が65点未満のものを除くこと。また、実績が工事成績相互利用登録機関が発注した工事で工事成績評定相互利用対象工事に該当するものである場合は、工事成績の評定点が65点未満のものを除くこと。

工事成績相互利用登録機関及び工事成績評定相互利用対象工事は別表第１のとおりである。

【代表者以外の構成員に求める条件を緩和する場合、(5)は次のとおりとする。】

(5) 平成○年度以降入札公告日まで【当該年度及び前年度から過去15年間を記載する。】に、元請けとして完成・引渡しが完了した工事のうち、（用途が○○で、）鉄筋コンクリート造○階建て以上、建物延べ面積○○㎡以上（１棟当たり）の工事を施工した実績を有すること（建設共同企業体の構成員としての実績は、出資比率が20％以上のものに限る。）。ただし、特定建設工事共同企業体の代表者以外の構成員は、平成○年度以降に、（用途が○○で、）鉄筋コンクリート造○階建て以上、建物延べ面積○○㎡以上の工事を施工した実績を有すること（建設共同企業体の構成員としての実績は、出資比率が20％以上のものに限る。）。

なお、当該実績が平成13年12月25日以降に完成した防衛省発注機関（契約担当官等が属する防衛省本省の内部部局、防衛大学校、防衛医科大学校、防衛研究所、統合幕僚監部、陸上幕僚監部、海上幕僚監部、航空幕僚監部、情報本部、防衛監察本部、地方防衛局並びに統合幕僚長及び陸上幕僚長、海上幕僚長又は航空幕僚長の監督を受ける陸上自衛隊、海上自衛隊及び航空自衛隊の部隊及び機関並びに防衛装備庁をいう。以下同じ。）（旧防衛施設局及び旧防衛施設支局を含む。）の発注した工事に係るものにあっては、施工成績評定通知書又は工事成績評定通知書の評定点合計が65点未満のものを除くこと。また、実績が工事成績相互利用登録機関が発注した工事で工事成績評定相互利用対象工事に該当するものである場合は、工事成績の評定点が65点未満のものを除くこと。

(6) 簡易な施工計画が適正であること。

(7) 単体又は特定建設工事共同企業体の代表者及び構成員は、次の基準を全て満たす監理技術者又は主任技術者（以下「監理技術者等」という。）を当該工事に専任で配置できること。

ア　一級建築士又はこれと同等以上の資格を有する者である。

なお、「これと同等以上の資格を有する者」とは次のものをいう。

・一級建築施工管理技士の資格を有する者

・これらと同等以上の資格を有する者と国土交通大臣が認定した者

【建築工事の場合】

イ　平成○年度以降入札公告日まで【当該年度及び前年度から過去15年間を記載する。】に、(5)に掲げる工事の経験を有する者である（原則、着工から完成まで従事している。）。

なお、当該経験が平成13年12月25日以降に完成した防衛省発注機関（旧防衛施設局及び旧防衛施設支局を含む。）の発注した工事に係るものにあっては、評定点合計が65点未満のものを除く。また、経験が工事成績相互利用登録機関が発注した工事で工事成績評定相互利用対象工事に該当するものである場合は、工事成績の評定点が65点未満のものを除く。

ウ　監理技術者にあっては、監理技術者資格者証及び監理技術者講習修了証を有する者である。

エ　配置予定の監理技術者等にあっては直接的かつ恒常的な雇用関係が必要であるので、その旨を明示することができる資料を求めることがあり、その明示がなされない場合は入札に参加できないことがある。

(8) 一般競争参加資格確認申請書（以下「申請書」という。）及び競争参加資格確認資料（以下「技術資料」という。）の提出期限の日から開札の時点までの期間に、○○防衛局長【当該契約担当官等の所在地を管轄する地方防衛局等の長を記載する。】から、工事請負契約等に係る指名停止等の措置要領について（防整施（事）第150号。28．3．31。以下「指名停止措置要領」という。）に基づく指名停止を受けていないこと。

(9) ○○○○【当該発注機関名を記載する。】が発注した「○○工事」【工事種別を記載する。】のうち、平成○年度及び平成○年度【当該年度を含まない過去２年間を記載する。】に完成・引渡しが完了した工事の施工実績がある場合においては、当該工事に係る評定点合計の平均が65点以上であること。

(10) 上記３(1)に示した工事に係る設計業務等の受注者（受注者が共同体である場合においては、当該共同体の各構成員をいう。以下同じ。）又は当該受注者と資本若しくは人事面において関連がある建設業者でないこと。

(11) 入札に参加を希望する者の間に次の基準のいずれかに該当する関係がないこと。

なお、この場合に、辞退する者を決めることを目的に当事者間で連絡を取ることは、入札心得書第６条第２項の規定に抵触するものでない。

ア　資本関係

次のいずれかに該当する二者の場合。ただし、子会社（会社法（平成17年法律第86号）第２条第３号の規定による子会社をいう。以下同じ。）若しくは子会社の一方が会社更生法第２条第７項に規定する更生会社（以下「更生会社」という。）又は民事再生法第２条第４号に規定する再生手続が存続中の会社である場合を除く。

(ｱ) 親会社と子会社の関係にある場合

(ｲ) 親会社を同じくする子会社同士の関係にある場合

イ　人的関係

次のいずれかに該当する二者の場合。ただし、(ｱ)については、会社の一方が更生会社又は民事再生法第２条第４号に規定する再生手続が存続中の会社である場合を除く。

(ｱ) 一方の会社の役員が、他方の会社の役員を現に兼ねている場合

(ｲ) 一方の会社の役員が、他方の会社の管財人を現に兼ねている場合

ウ　その他の入札の適正さが阻害されると認められる場合

その他ア又はイと同視しうる資本関係又は人的関係があると認められる場合

(12) ○○防衛局【当該契約担当官等の所在地を管轄する地方防衛局等を記載する。】の管轄区域（○○県、○○県、○○県及び○○県）内に建設業法の許可（当該工事に対応する建設業種）に基づく本店、支店及び営業所が所在すること。

(13) 都道府県警察から暴力団関係業者として防衛省が発注する工事等から排除するよう要請があり、当該状態が継続している有資格者でないこと。

５　設計業務等の受注者等

(1) 上記４(10)の「上記３(1)に示した工事に係る設計業務等の受注者」とは、次に掲げる者である。

○○○○設計株式会社

(2) 上記４(10)の「当該受注者と資本若しくは人事面において関連がある建設業者」とは、次のア又はイに該当する者である。

ア　当該受注者の発行済株式総数の100分の50を超える株式を有し、又はその出資の総額の100分の50を超える出資をしている建設業者

イ　建設業者の代表権を有する役員が当該受注者の代表権を有する役員を兼ねてい

る場合における当該建設業者

6　総合評価に関する事項

(1) 評価項目

本工事の評価項目は、次のアからエまでとする。

ア　企業の技術力（簡易な施工計画等）

イ　企業の信頼性・社会性

ウ　施工体制

エ　その他（ペナルティ）

(2) 総合評価の方法

ア　標準点　要求要件を満たしている者に標準点として100点を付与する。

イ　加算点　予決令第79条の規定に基づいて作成された予定価格（以下「予定価格」という。）の制限の範囲内の入札参加者のうち、技術資料の内容に応じ、(1)ア、イ及びエの評価項目ごとに評価を行った結果、得られた「評価点数の合計値」が、最も高い者に、最高点数○○点の加算点を付与する。

その他の者は「評価点数の合計値」に応じ按分して求められる点数を加算点として付与する。

ウ　施工体制評価点　「施工体制評価点」は(1)ウの評価項目について最高30点の評価点を付与する。ただし、事前調査により、施工体制が十分に確保されない場合、契約の内容に適合した履行がされないおそれがある場合又は品質確保のための施工体制及びその他の施工体制が著しく確保されないおそれがある場合、減点を行う。

なお、事前調査のため入札書（施工体制の確認に係る部分に限る。）のヒアリングを実施するとともに、ヒアリングに際して追加資料の提出を求めることがある。また、施工体制評価点の低いものに対しては、簡易な施工計画に係る評価点数に相当する加算点を減ずる場合がある。

エ　価格と価格以外の要素がもたらす総合評価は、入札参加者の「標準点」、「加算点」及び「施工体制評価点」の合計を、当該入札者の入札価格で除して得た数値（以下「評価値」という。）をもって行う。

(3) 評価の基準

ア　施工体制（施工体制評価点）

評価項目	評価基準	配点	得点
品質確保の実効性	工事の品質確保のための適切な施工体制が十分確保され、入札説明書等に記載された要求要件をより確実に実現できると認められる場合	１５	／１５
	工事の品質確保のための適切な施工体制が概ね確保され、入札説明書等に記載されたを要求要件を確実に実現できると認められる場合	５	

	その他	0	
施工体制確保の確実性	工事の品質確保のための施工体制のほか、必要な人員及び材料が確保されていることなどにより、適切な施工体制が十分確保され、入札説明書等に記載された要求要件をより確実に実現できると認められる場合	１５	／１５
	工事の品質確保のための施工体制のほか、必要な人員及び材料が確保されていることなどにより、適切な施工体制が概ね確保され、入札説明書等に記載された要求要件を確実に実現できると認められる場合	5	
	その他	0	

イ　付紙の評価基準による。

(4) 落札者の決定方法

ア　入札参加者は、価格及び(1)アからエまでをもって入札を行い、次の各要件に該当するもののうち、(2)によって得られた評価値の最も高い者を落札者とする。

(ｱ) 入札価格が予定価格の制限の範囲内である。

(ｲ) 評価値が標準点を予定価格で除した数値を下回らない。

(ｳ) 技術評価点が標準点（100点）を下回らない。

ただし、落札者となるべき者の入札価格によっては、その者により当該契約の内容に適合した履行がされないおそれがあると認められるとき又はその者と契約を締結することが公正な取引の秩序を乱すこととなるおそれがあって著しく不適当であると認められるときは、予定価格の制限の範囲内で、発注者の定める最低限の要求要件を全て満たして入札した他の者のうち、評価値が最も高い者を落札者とすることがある。

イ　上記の場合において、評価値の最も高い者が二者以上あるときは、くじへ移行する。くじの実施方法等については、発注者から指示をする。

(5) 罰則等について

受注者より提案された「簡易な施工計画」等については、工事完成後において履行状況の検査を行う。

受注者の責めに帰すべき事由により入札時の(1)の評価内容が実施されていない場合は、ペナルティとして工事成績評定を減ずることとし、１工事最大〇〇点の減点とする。

なお、受注者の責めに帰すべき事由によらない場合とは、災害又はその他特別な事情がある場合等のことをいい、発注者と受注者の協議により決定する。

(6) 重点審査について

入札参加者の申込みに係る価格（ＶＥ提案の内容に基づく施工を行うことにより

コスト縮減の達成が可能となること及びその縮減金額を上記３(6)の資料において明らかにしたときは、コスト縮減金額として契約担当官等が認めた金額を当該入札参加者の申込みに係る価格に加えた価格）が、品質確保のための施工体制及びその他の施工体制が著しく確保されないおそれのある価格である場合は、審査を特に重点的に行う。

７　担当部局

〒○○○－○○○○　○○県○○市○○町○－○
○○○○【当該発注機関、部署名を記載する。】
TEL　○○－○○○○－○○○○（内線○○○○）
FAX　○○－○○○○－○○○○

８　競争参加資格の確認等

(1) 本競争の参加希望者は、上記４に掲げる競争参加資格を有することを証明するため、また、総合評価における技術力の審査・評価を受けるため、次に従い、申請書、技術資料及び技術提案（以下「申請書等」という。）を提出し、契約担当官等から競争参加資格の有無の確認等を受けなければならない。また、上記４(2)の級別の格付を受けていない者も特定建設工事共同企業体の構成員又は単体として、次に従い申請書等を提出することができる。この場合において、上記４(1)及び(5)から(13)までに掲げる事項を満たしているときは、開札の時点において上記４(2)から(4)までに掲げる事項を満たしていることを条件として競争参加資格があることを確認するものとする。

当該確認を受けた者が競争に参加するためには、開札の時点において上記４(2)から(4)までに掲げる事項を満たしていなければならない。

なお、期限までに申請書等を提出しない者及び競争参加資格がないと認められた者は、本競争に参加することができない。

申請書等の提出は、次に示すとおり。

ア　電子入札システムによる場合

(ｱ) 提出期間　平成○年○月○日から平成○年○月○日まで（行政機関の休日に関する法律（昭和63年法律第91号）第１条第１項に規定する行政機関の休日（以下「行政機関の休日」という。）を除く。）の毎日、午前８時から午後10時（金曜日は午後６時）まで。ただし、最終日は午後○時まで。

(ｲ) その他　添付資料欄に添付して送信する。

申請書等が３MBを超える場合、技術資料は、上記７に持参又は郵送（書留郵便に限る。）若しくは託送（書留郵便と同等のものに限る。）（以下「郵送等」という。）で提出することとし、電子入札システムとの分割は認めない。また、持参又は郵送等する場合は、次の内容を記載した書面を電子入札システムにより申請書とともに送信する。

・持参又は郵送等する旨の表示
・持参又は郵送等する書類の目録
・持参又は郵送等する書類のページ数
・持参又は発送年月日

(ｳ) ファイル形式　電子入札システムによる提出資料のファイル形式については、次のいずれかの形式にて作成する。

・一太郎　　Ver　〇〇形式以下
・Microsoft Word　〇〇形式以下
・Microsoft Excel 〇〇形式以下
・その他のｱﾌﾟﾘｹｰｼｮﾝ PDFファイル　Acrobat 〇〇形式以下
画像ファイル JPEG及びGIF形式
圧縮ファイル LZH又はZIP形式

(ｴ) プリントアウト時に規定の枚数内となるように設定する。
なお、送信された資料のプリントアウトは白黒印刷で行う。

イ　紙入札方式による場合

(ｱ) 提出期間　平成〇年〇月〇日から平成〇年〇月〇日まで（行政機関の休日を除く。）の毎日、午前〇時から午後〇時まで（正午から午後１時までの間を除く。）。ただし、最終日は午後〇時まで。

(ｲ) 提出場所　上記７に同じ。

(ｳ) 提出方法　持参又は郵送等による。

(2) 申請書は、別紙様式第２により作成する。

(3) 技術資料及び技術提案書は、次に従い作成する。

なお、アの実績及びオの経験については、平成〇年度以降入札公告日まで【当該年度及び前年度から過去15年間を記載する。】に工事が完成・引渡しが完了しているもの、また、キの実績については、平成〇年度以降に工事が完成・引渡しが完了しているものに限り記載することとし、ア、ウ及びキの実績、オの経験並びにカの成績として記載する工事が平成13年12月25日以降に完成した防衛省発注機関（旧防衛施設局及び旧防衛施設支局を含む。）の工事の場合は、当該工事に係る施工成績評定通知書又は工事成績評定通知書の写しを添付する。

ア　同種工事の施工実績

上記４(5)に掲げる資格があることを判断できる同種工事の施工実績を１件記載する。

記載様式は別紙様式第３とし、図面、写真等を引用する場合も含め、Ａ４版１枚に記載する。

なお、特定建設工事共同企業体及び経常建設共同企業体にあっては、いずれかの構成員の上記４(5)に掲げる実績を記載する。

イ　優秀工事の顕彰等の実績

平成〇年４月１日から入札公告日まで【当該年度及び前年度から過去３年間を記載する。】に大臣官房施設監の顕彰、地方防衛局長の感謝状の贈与又は地方防衛局調達部長若しくは地方防衛支局長の顕彰の実績がある場合は、当該実績を記載する。

記載様式は別紙様式第４とし、当該感謝状等の写しを添付する。

なお、特定建設工事共同企業体にあっては、全ての構成員の実績を、経常建設共同企業体にあっては、当該経常建設共同企業体の実績を記載する。

ウ　難工事の工事実績

平成○年○月○日から入札公告日まで【入札公告日から過去２年間を記載する。】に○○防衛局【当該地域を管轄する地方防衛局等を記載する。】管轄地域における防衛省発注機関の難工事を施工した実績がある場合は、当該実績を記載する。

記載様式は別紙様式第５とし、当該難工事に係る施工成績評定通知書又は工事成績評定通知書の写しを添付する。

また、配置予定技術者が、当該難工事において監理技術者又は主任技術者として従事していた場合は、その従事状況が確認できる資料を添付する。

なお、特定建設工事共同企業体にあっては、代表者の実績を、経常建設共同企業体にあっては、当該建設共同企業体の実績を記載する。

エ　ＩＳＯマネジメントシステムの取得状況

ＩＳＯ認証の取得状況を記載する。

記載様式は別紙様式第６とし、ＩＳＯ認証を取得している場合は、当該認証の内容が確認できる書類を添付する。

なお、特定建設工事共同企業体及び経常建設共同企業体にあっては、代表者の取得状況を記載する。

オ　配置予定の監理技術者等

上記４(7)に掲げる資格があることを判断できる配置予定の監理技術者等の資格、同種工事の経験及び申請時における他工事の従事状況等を記載する。

記載様式は別紙様式第７とし、記載する同種工事の経験の件数は１件でよい。

優秀工事技術者顕彰等の有無欄の対象期間は平成○年４月１日から入札公告日まで【当該年度及び前年度から過去３年間を記載する。】とし、当該期間に大臣官房施設監、地方防衛局調達部長又は地方防衛支局長の顕彰の実績がある場合は、それらの写しを添付する。特定建設工事共同企業体及び経常建設共同企業体にあっては、いずれかの構成員の実績について記載する。

当該工事の履行に係る法令による資格・免許において、継続教育(CPD)を受けた場合は、証明書(写)を添付する。特定建設工事共同企業体及び経常建設共同企業体にあっては、いずれかの構成員の実績について記載する。

なお、配置予定の監理技術者等として複数の候補技術者の資格及び同種工事の経験を記載することもできる。ただし、審査及び評価は、評価点の合計が最も低い者とする。また、同一の技術者を重複して複数工事の配置予定の監理技術者等とすることは差し支えないものとするが、他の工事を落札したことにより配置予定の監理技術者等を配置することができなくなったときは、入札への参加はできないものとし、申請書を提出した者は、直ちに当該申請書の取下げを行うこととし、電子入札システムにより入札金額を送信した後にあっては、電話及び電送（押印済みの申出書）でその旨の申し出を行うと共に、速やかに書面により申出書を提出する。他の工事を落札したことにより配置予定の監理技術者等を配置することができないにもかかわらず入札した場合においては、不正又は不誠実な行為と

して、指名停止措置要領に基づく指名停止を行うことがある。

入札書の提出後、落札者決定までの期間（予決令第86条の調査（以下「低入札価格調査」という。）期間を含む。）において、他の工事を落札したことにより配置予定の監理技術者等を配置することができなくなった場合は、直ちにその旨の申し出を行う。この場合において、事実が認められた場合には、当該入札を無効とする。

落札後、配置予定の監理技術者等が配置できないことが明らかになった場合は、不正又は不誠実な行為として、指名停止措置要領に基づく指名停止を行うことがある。

カ　配置予定の監理技術者等の直近の工事成績

平成○年度以降平成○年度まで【当該年度を含まない過去３年間を記載する。】に完成・引渡しが完了した○○防衛局【当該地域を管轄する地方防衛局等を記載する。】管轄地域における防衛省発注機関の工事であって、当該工事と同一工種において、監理技術者又は主任技術者として従事した経験がある場合は、当該工事成績を記載する。

記載様式は別紙様式第８とし、当該工事成績が確認できる資料を添付する。

キ　近隣地域内における工事の施工実績

平成○年度以降平成○年度まで【当該年度を含まない過去５年間を記載する。】に、元請けとして完成・引渡しが完了した○○県内における施工実績を記載する。

記載様式は別紙様式第９とする。

ただし、当該実績が平成13年12月25日以降に完成した防衛省発注機関（旧防衛施設局及び旧防衛施設支局を含む。）の発注した工事に係るものにあっては、評定点合計が65点未満のものを除く。

なお、特定建設工事共同企業体にあっては、代表者の実績を、経常建設共同企業体にあっては、当該経常建設共同企業体の実績を記載する。

ク　地理的条件

○○防衛局【当該契約担当官等の所在地を管轄する地方防衛局等を記載する。】の管内に本店、支店又は営業所等が所在する場合は、該当する本店、支店又は営業所等の名称等を記載する。

記載様式は別紙様式第10とし、該当する本店、支店又は営業所等がない場合は記載不要とする。

なお、特定建設工事共同企業体及び経常建設共同企業体にあっては、構成員全ての所在地を記載する。

ケ　地元企業の下請採用予定状況

施工都道府県内に所在する地元企業を下請に採用する予定の有無等を記載する。また、地元企業を下請に採用する予定がない場合であっても、施工都道府県内に本店、支店又は営業所等が所在し、自社施工する場合は、その内容を記載する。

記載様式は別紙様式第11とする。

コ　災害協定等による地域貢献の実績

施工都道府県内における国等の公共機関との間で締結している災害協定及びボランティア活動の有無等を記載する。

記載様式は別紙様式第12とする。

災害協定を締結している場合は、申請書等の提出期限における当該協定の有効性が確認できる協定書等の写しを添付する。ただし、当該協定の有効性が証明できなければ実績として認めない。

また、平成○年○月○日から入札公告日まで【入札公告日から過去２年間を記載する。】の間においてボランティア活動の実績がある場合は、当該活動内容が具体的に把握できる資料を添付する。

なお、特定建設工事共同企業体及び経常建設共同企業体にあっては、いずれかの構成員の実績を記載する。

サ　簡易な施工計画

次に掲げる資料を作成するものとする。

(ｱ) 簡易な施工計画工程表

記載様式は別紙様式第13とし、Ａ４版１枚以内とする。

(ｲ) 簡易な施工計画【安全管理に留意すべき事項】

記載様式は別紙様式第14とし、説明図表等を含め、Ａ４版３枚以内とする。

(ｳ) 簡易な施工計画【品質管理及び施工上配慮すべき事項に関する技術的所見】

記載様式は別紙様式第15とし、説明図表等を含め、Ａ４版３枚以内とする。

【地域評価型の場合は次の項目を追加する。】

シ　地産品の使用状況

平成○年度及び平成○年度まで【当該年度を含まない過去２年間を記載する。】に、元請けとして完成・引渡しが完了した公共工事において地産品を使用した実績の有無等を記載する。

記載様式は別紙様式第16とし、当該実績がある場合は、当該内容を証明する資料を添付する。

【地域評価型において、不発弾処理対策の実績を評価項目として選択した場合は次の項目を追加する。】

ス　不発弾処理対策の実績

○○県内において、平成○年度以降平成○年度まで【当該年度を含まない過去15年間を記載する。】に不発弾処理対策の実績の有無等を記載する。

記載様式は別紙様式第17とし、当該実績がある場合は、実施内容が具体的に把握できる資料を添付する。

なお、特定建設工事共同企業体及び経常建設共同企業体にあっては、いずれかの構成員の実績について記載する。

【予備自衛官又は即応予備自衛官の現場配置を評価項目として選択した場合は、次の

項目を追加する。】

セ　予備自衛官又は即応予備自衛官の現場配置（下請け企業が、予備自衛官又は即応予備自衛官を現場配置する場合も評価する。）

記載様式は別紙様式第18とし、予備自衛官又は即応予備自衛官であることを証明するために、自衛隊地方協力本部長又は指定部隊等の長が発行する証明書（申請書の書式は、陸上自衛隊のホームページ【アドレスを記載する】よりダウンロードすることができる。）及び雇用保険被保険者証の写しを添付する。

ソ　契約書の写し等

施工実績又は経験として記載した工事に係る契約書の写し又は当該同種工事を証明する資料を提出する。ただし、当該工事が、財団法人日本建設情報総合センターの「工事実績情報サービス（CORINS）」に登録されている場合はその写し（詳細を含む。）を添付するものとし、契約書の写しを提出する必要はない。

タ　工事成績の写し

評価基準（付紙）１「工事成績」を証明する資料として、評価基準（付紙）４の表に該当する工事の工事成績評定通知書の写しを提出する。

【必要に応じ、次の項目を追加する。】

(4) 配置予定の監理技術者等のヒアリング

配置予定の監理技術者等のヒアリングを次の要領で行う。

ア　日時　平成○年○月○日から平成○年○月○日まで。

イ　場所　〒○○○－○○○○　○○県○○市○○町○－○　○○○○室
TEL　○○－○○○○－○○○○（内線○○○○）

ウ　その他　企業別のヒアリングの日時及び場所は追って通知する。
なお、出席者は配置予定の監理技術者等とする。

【見積活用方式の場合は次の２項目を追加する。】

(5) 本競争の参加希望者は、次に従い、本工事の積算に必要な見積の提出等を行うものとする。

ア　見積の提出方法等

(ｱ) 提出方法　上記７に持参又は郵送等により提出する。

(ｲ) 提出期限　平成○年○月○日午後○時○分

イ　見積の作成方法

見積の作成に当たっては、交付した見積依頼書等に従い作成するものとする。

なお、見積の作成に係る費用は、競争参加希望者の負担とする。

競争参加希望者は、本工事の積算に必要な見積を、見積の提出期限までに提出するものとする。見積には○○○工事、○○○工事に対する直接工事費（必要な仮設費含む。）【共通仮設費又は現場管理費の積み上げ分の場合は、「共通仮設費（又は現場管理費）への積み上げ分である○○」を記載する。】に係るものについて記載するものとする。

ウ　見積作成に関する質問

本工事の積算に必要な見積作成に関して質問がある場合には、次に従い提出する。

(ｱ) 提出方法　電子入札システムにより提出する。また、紙入札方式による場合は書面（様式は自由とする。）を上記７に持参することにより提出する。

(ｲ) 提出期間　電子入札システムによる場合は、平成○年○月○日から平成○年○月○日まで（行政機関の休日を除く。）【概ね４日以上】の毎日、午前８時から午後10時（金曜日は午後６時）まで。紙入札方式による場合は、午前○時から午後○時まで。ただし、正午から午後１時までの間を除く。

エ　ウの質問に対する回答は、電子入札システムにより回答するので確認するものとする。また、紙入札方式による参加希望者に対してはFAXにて回答を送信する。

オ　提出された見積に関するヒアリング

提出された見積に関して、その妥当性を確認するためのヒアリングを行う。

(ｱ) 期間　平成○年○月○日から平成○年○月○日【概ね１～２週間】（行政機関の休日を除く。）の午前○時から午後○時まで。

(ｲ) 会場　○○○○室

(ｳ) その他　本競争の参加希望者は、(ｱ)の期間のうち、ヒアリングの希望日時及び出席者を「見積に関するヒアリング日時希望通知書（別紙様式第19)」に記載し、競争参加資格確認申請時に提出する。

なお、ヒアリング出席者は、責任者（支店長・営業所長等)、配置予定の監理技術者等、見積の根拠を説明できる者等を含め３名程度とする。

(ｴ) ヒアリング日時については、追って通知する。

(ｵ) ヒアリング時には、見積の根拠資料を持参するものとする。

(ｶ) (ｵ)による根拠資料とは、採用を予定する協力会社等（下請会社、専門工事業者及び製造者等）から収集する見積書（自社施工の場合も含む。）又は同種かつ直近の契約工事における契約書類等により、見積に記載した単価及び価格が確認できる資料とする。なお、同種かつ直近の契約工事における契約書類等を根拠とする場合は、本工事の現場条件等を勘案するものとする。

(6) 見積の提出期限までに見積が提出されない場合は、入札心得書第８条第１項第３号の規定に該当するものとして、その者のした入札を無効とする。

(5) 競争参加資格の確認は、申請書等の提出期限をもって行うものとし、その結果は電子入札システムにより、また、紙入札方式による場合は申請時に提出された返信用封筒により、平成○年○月○日までに通知する。

(6) その他

ア　申請書等の作成及び提出に係る費用は、申請者の負担とする。

イ　契約担当官等は、提出された申請書等を競争参加資格の確認及び総合評価の審査・評価並びに入札・契約に関する統計的分析以外に申請者に無断で使用しない。

ウ　提出された申請書等は、返却しない。

エ　提出期限以降における申請書等の差し替え及び再提出は認めない。

オ　申請書等に関する問い合わせ先　上記７に同じ。

９　競争参加資格がないと認めた者に対する理由の説明

(1) 競争参資格がないと認められた者は、契約担当官等に対して競争参加資格がないと認めた理由について､次に従い説明を求めることができる。

ア　提出方法　電子入札システムにより、また、紙入札方式による場合は書面（様式は自由とする。）を上記７に持参するものとし、郵送等によるものは受け付けない。

イ　提出期間

(ｱ) 電子入札システムによる場合

上記８(5)の通知の日から平成○年○月○日まで（行政機関の休日を除く。）の毎日、午前８時から午後10時（金曜日は午後６時）まで。ただし、最終日は午後○時まで。

(ｲ) 紙入札方式による場合

上記８(5)の通知の日から平成○年○月○日まで（行政機関の休日を除く。）の毎日、午前○時から午後○時まで（正午から午後１時までの間を除く。）。ただし、最終日は午後○時まで。

(2) 契約担当官等は、(1)により説明を求められたときは、平成○年○月○日までに説明を求めた者に対し電子入札システムにより、また、紙入札方式による場合は書面により回答する。

10　入札説明書に対する質問

(1) 入札説明書に対して質問がある場合には、次に従い提出する。

ア　提出方法　電子入札システムにより、また、紙入札方式による場合は書面（様式は自由とする。）を上記７に持参により提出するものとし、郵送等によるものは受け付けない。

イ　提出期間

(ｱ) 電子入札システムによる場合

平成○年○月○日から平成○年○月○日まで（行政機関の休日を除く。）の毎日、午前８時から午後10時（金曜日は午後６時）まで。ただし、最終日は午後○時まで。

(ｲ) 紙入札方式による場合

平成○年○月○日から平成○年○月○日まで（行政機関の休日を除く。）の毎日、午前○時から午後○時まで（正午から午後１時までの間を除く。）。ただし、最終日は午後○時まで。

(2) (1)の質問に対する回答書は、電子入札システムにより回答するので確認するものとする。また、紙入札方式による場合は、平成○年○月○日から平成○年○月○日まで（行政機関の休日を除く。）の毎日、午前○時から午後○時まで（正午から午後１時までの間を除く。）、上記７において閲覧に供する。

11　入札方法等

(1) 入札書の提出方法等

ア　電子入札システムによる場合

提出期間　平成○年○月○日から平成○年○月○日まで（行政機関の休日を除く。）の毎日、午前８時から午後10時（金曜日は午後６時）まで。ただし、最終日は午後○時まで。

イ　紙入札方式による場合

(ｱ) 提出期間　平成○年○月○日午前○時から午後○時まで（正午から午後１時までの間を除く。）。

(ｲ) 提出場所　上記７に同じ。

(ｳ) 提出方法　入札書及び工事費内訳明細書を各々封筒に入れて封かんし、入札書を入れた封筒の表に「入札書在中」と朱書きする。さらにこれらを１つの封筒に入れて封かんし、封筒の表に工事名、開札日時及び商号又は名称を記載の上、持参により提出する。また、一般競争参加資格確認通知書又はその写しを提示する。

(2) 落札決定に当たっては、入札書に記載された金額に当該金額の100分の○【消費税及び地方消費税とを合わせた税率を記載する。】に相当する額を加算した金額（当該金額に１円未満の端数があるときは、その端数金額を切り捨てた金額）をもって落札価格とするので、入札参加者は、消費税及び地方消費税に係る課税事業者であるか免税事業者であるかを問わず、見積った契約希望金額の○○○分【100＋消費税及び地方消費税とを合わせた税率を記載する。】の100に相当する金額を入札書に記載する。

(3) 入札回数は、原則として２回を限度とする。ただし、２回目の入札において落札者がいない場合は、３回目の入札を執行する場合もある。また、予決令第９９条の２の規定による随意契約（以下「不落随契」という。）は、特別な場合を除き適用しない。なお、不落随契を行う場合、不落随契へ移行する前の入札結果をもって評価値の算定を行い、評価値が最も高い者に見積依頼を行うものとする。

12　入札保証金及び契約保証金

(1) 入札保証金　免除

【入札保証金を納付させる場合、(1)は次のとおりとする。】

(1) 入札保証金　納付（保管金の取扱店　○○銀行○○支店）。ただし、利付国債の提供（取扱官庁　○○○○）又は銀行等の保証（取扱官庁　○○○○）をもって入札保証金の納付に代えることができる。また、入札保証保険契約の締結を行った場合は、入札保証金を免除する。入札保証金の金額等（国債の総額、銀行等の保証に係る保証金額及び入札保証保険に係る保険金額を含む。以下同じ。）は、見積金額の100分の５以上とする。

なお、期限までに入札保証金の納付等（入札保証金の納付に代わる担保としての国債又は銀行等の保証の提供及び入札保証金の全部が免除される入札保証保険契約の締結を含む。以下同じ。）を行わない者及び入札保証金の納付等に係る書類（以下「書類」という。）を提出しない者並びに入札保証金の金額等が入札金額（税込

み）（入札価格に消費税及び地方消費税相当額を加えたものをいう。以下同じ。）の100分の５に満たない者は、入札に関する条件に違反したものとして、その入札を無効とする。

利付国債の提供の場合は担保の提供が完了するまでには、振替手続き等相応の日数を要するため、あらかじめ取引先の銀行・証券会社等に相談のうえ、期限までに十分余裕をもって手続きする。

ア　提出期間　平成○年○月○日から平成○年○月○日（利付国債の提出の場合は平成○年○月○日）までの行政機関の休日を除く毎日、午前○時から午後○時まで。

イ　提出場所　〒○○○－○○○○　○○県○○市○○町○－○－○　○○【当該発注機関、部署名を記載する。】　TEL○○○○－○○－○○○○

ウ　提出方法　書類の提出は、持参又は郵送等することにより行うものとする。

エ　増額変更　認めない。

オ　減額変更　認めない。

カ　保証期間　平成○年○月○日まで【落札者決定の日から７日を経過した日以降の日で契約担当官等が指定する日を記載する。】

キ　その他　入札保証金の納付等及び書類の提出に係る費用は、入札参加者の負担とする。

(2) 契約保証金　納付（保管金の取扱店 ○○銀行○○支店）。ただし、利付国債の提供（取扱官庁　○○○○）又は金融機関若しくは保証事業会社の保証（取扱官庁　○○○○）をもって契約保証金の納付に代えることができる。また、公共工事履行保証証券による保証を付し、又は履行保証保険契約の締結を行った場合は、契約保証金を免除する。

なお、契約保証金の額、保証金額又は保険金額は請負代金額の10分の１（予決令第86条の調査を受けた者との契約については請負代金額の10分の３）以上とする。

【公共工事履行保証証券による保証の場合、(2)は次のとおりとする。】

(2) 契約保証金　免除。ただし、落札者は、公共工事履行保証証券による保証（瑕疵担保特約（２年間）を付したものに限る。）を付するものとする。この場合の保証金額は、請負代金額の10分の３以上とする。

13　工事費内訳明細書

(1) 第１回の入札に際し、第１回の入札書に記載される入札金額に対応した工事費内訳明細書を提出しなければならない。

(2) 工事費内訳明細書の作成方法

ア　交付した数量書にある総括表の構成に対応した経費項目（直接工事費、共通仮設費、現場経費、一般管理費等）を記載することとする。また、直接工事費の明細書については、交付した数量書に対応する摘要（土木工事にあっては規格・寸法）、数量、単位、単価、金額等を記載したものとする。

イ　交付する数量書記載の数量については、参考数量であることから変更してもよいものとする。

ウ　工事費内訳明細書には、必ず表紙を付けるものとし、表紙には商号又は名称、住所及び代表者氏名（紙入札方式による場合は、必ず押印する。）並びに発注者名及び工事名を記載し、表紙以外には商号又は名称、住所及び代表者氏名を記載しない。

(3) 工事費内訳明細書の提出方法等

ア　電子入札システムによる場合

(ｱ) 提出期間　上記11(1)アに同じ。

(ｲ) その他　工事費内訳明細書が３MBを超える場合には、上記７に持参又は郵送等により提出し、電子入札システムとの分割は認めない。また、この場合は、次の内容を記載した書面を電子入札システムにより入札書とともに送信する。

・持参又は郵送等する旨の表示
・持参又は郵送等する書類の目録
・持参又は郵送等する書類のページ数
・持参又は発送年月日

(ｳ) ファイル形式　PDF（Acrobat○○形式以下）等、一般的なフォーマット

イ　紙入札方式による場合

(ｱ) 提出期間　上記11(1)イに同じ。

(ｲ) 提出方法　上記11(1)イを参照

(ｳ) 提出場所　上記７に同じ。

(4) 提出された工事費内訳明細書は返却しないものとする。

(5) 工事費内訳明細書を提出しない者は、入札に参加することができない。

(6) 提出された工事費内訳明細書の確認の結果、別表第２の各項に該当する場合は、入札心得書に規定する「その他入札に関する条件に違反した入札」として、当該入札参加者の入札を無効とする場合がある。

【見積活用方式の場合は次の項目を追加する。】

(7) (3)により提出された工事費内訳明細書と上記８(5)により提出された見積の金額との間に著しい乖離が認められる場合は、開札後に再度ヒアリングを実施し、その妥当性が確認できない場合は、入札心得書第８条第１項第３号の規定に該当するものとして、当該入札者の入札を無効とする場合がある。

(7) 提出された工事費内訳明細書について説明を求める場合がある。

(8) 提出された工事費内訳明細書については、必要に応じ公正取引委員会へ提出する場合がある。

この場合、指名停止措置要領に基づき、指名停止を行うことがある。

(9) 工事費内訳明細書は、参考図書として提出を求めるものであり、契約上の権利義務を生じるものではない。

(10)施工体制確認型総合評価落札方式において、工事費内訳明細書は、価格以外の要

素として性能などが提示された入札書の参考図書として提出を求めるものである。

14　開札

(1) 開札の日時及び場所

ア　日時　平成○年○月○日　午前○時○分

イ　場所　○○○○室

(2) 開札は、(1)に掲げる日時及び場所において、入札者又はその代理人を立ち会わせて行う。ただし、入札者又はその代理人が立ち会わない場合は、入札事務に関係のない職員を立ち会わせて行う。

(3) 紙入札方式による入札者は、開札に立ち会わない場合でも、その者から提出された入札書は有効なものとして取り扱う。

(4) (3)の場合において、再度の入札を行うこととなったときは、持参による入札者は再度の入札を辞退したものとして取り扱うものとするが、郵送等による入札者に対しては、再度の入札への参加の意思の有無を電話により確認するものとする。

(5) 第１回目の入札において落札者が決定しなかった場合は、再度入札に移行する。再度入札の日時については、発注者から再度入札通知書を送信するので、パソコンの前でしばらく待機するものとする。開札処理に時間を要する場合は、発注者から開札状況を電子入札システムにより連絡する。

15　入札の無効

(1) 次に掲げる入札は無効とする。

ア　本公告において示した競争参加資格のない者のした入札

イ　申請書等に虚偽の記載をした者のした入札

ウ　現場説明書及び入札心得書において示した条件等入札に関する条件に違反した入札

なお、契約担当官等により競争参加資格のある旨確認された者であっても、落札決定の時点において上記４に掲げる資格のないものは競争参加資格のない者に該当する。

(2) (1)の無効の入札を行った者を落札者としていた場合には､落札決定を取り消す。

16　追加資料について

ＶＥ提案等の内容に基づく施工を行うことによりコスト縮減の達成が可能となる場合は、コスト縮減額の算定根拠として次の様式を提出するものとする。

なお、これらの提出がない場合には、当該コスト縮減に関する評価を行わない。

・積算内訳書兼コスト縮減額算定調書①(様式2-1A)

・積算内訳書兼コスト縮減額算定調書②(様式2-1B)

・内訳書に対する明細書兼コスト縮減額算定調書①(様式2-2A)

・内訳書に対する明細書兼コスト縮減額算定調書②(様式2-2B)

・VE提案等によるコスト縮減額調書(様式3)

17　ヒアリングの実施（施工体制の審査）

どのように施工体制を構築し、それが施工内容の実現確実性の向上につながるかを審査するため、原則として、予定価格の制限の範囲内の価格で申込みをした全ての入札参加者に対して、開札後速やかに、ヒアリングを実施することとし、日時及び方法

は追って通知する。

(1) 日時　平成○年○月○日から平成○年○月○日まで

(2) 場所　〒○○○－○○○○　○○県○○市○○町○－○
○○○○○○室
TEL　○○－○○○○－○○○○（内線○○○○）

(3) 追加資料の提出　入札参加者のうち、その申込みに係る価格が予決令第85条の規定に基づいて作成された基準（以下「調査基準価格」という。）を下回るものについては、ヒアリングに必要な追加資料の提出を求める。

追加資料の提出を求める旨の連絡は、該当する入札参加者に対し、平成○年○月○日まで【開札日を含め２日以内を記載する。】に、行うものとし、追加資料は、平成○年○月○日午後○時【開札日の翌日から起算して７日（行政機関の休日を除く。）以内の日を記載する。】までに提出するものとする。

提出を求める追加資料は、以下に示すとおりとする。

・下請予定業者等一覧表(様式4)
・配置予定技術者名簿(様式5)
・資材購入予定先一覧(様式8-2)
・機械リース元一覧(様式9-2)
・労務者の確保計画(様式10-1)
・工種別労務者配置計画(様式10-2)
・建設副産物の搬出地(様式11)
・建設副産物の搬出及び資材等の搬入に関する運搬計画書(様式12)
・品質確保体制(品質管理のための人員体制)(様式13-1)
・品質確保体制(品質管理計画書)(様式13-2)
・品質確保体制(出来形管理計画書)(様式13-3)
・安全衛生管理体制(安全衛生教育等)(様式14-1)
・安全衛生管理体制(点検計画)(様式14-2)
・施工体制台帳(様式16)

（様式の番号は低入札価格調査制度対象工事に係る特別重点調査の実施について（防整施第6931号。28．３．31）に基づく調査（以下「特別重点調査」という。）で使用する資料の番号である。）

(4) その他

ア　追加資料を提出した入札参加者のヒアリング出席者は３名以内とし、配置予定の監理技術者等及び資料の説明が可能な者を含めるものとする。

イ　追加資料の提出を行わない場合及びヒアリングに応じない場合は、その者の入札を無効とすることがある。

なお、この場合においては指名停止措置要領に基づく指名停止は行わない。

18　施工体制に関する審査の概要

施工体制に関する審査は、価格以外の要素が提示された入札書(施工計画等)、上記17の施工体制確認のためのヒアリング、追加資料及び工事費内訳明細書等をもとに、次の各項目について行う。なお、上記16の追加資料を提出をしない場合及びヒアリン

グに応じない場合には、入札に関する条件に違反したものとしてその者の入札を無効とすることがある。

(1) 入札説明書等に記載された要求要件を実現できること

入札価格の範囲内において入札説明書等に記載された要求要件が実現できるかを審査する。審査の結果、要求要件が実現できないと認めるときは、技術提案を採用せず、標準点、施工体制評価点及び加算点は与えないものとする。

(2) 品質確保の実効性

入札価格の範囲内において、どのように工事の品質確保のための体制づくりを行い、それが入札説明書等に記載された要求要件の実現に係る確実性の向上につながるかについて審査する。

入札参加者の申込みに係る価格が調査基準価格以上であるときは、審査項目に関する体制が必ずしも十分に構築されないと認める事情がある場合に限り、品質確保の実効性に係る施工体制評価点を満点から減点する。

入札参加者の申込みに係る価格が調査基準価格を下回るときは、工事品質確保について契約の内容に適合した履行がされないこととなるおそれがあることから、次の項目に関する体制が構築されると認める場合に限り、その程度に応じて品質確保の実効性に係る施工体制評価点を加点する。上記６(6)で示す重点審査に該当する価格で入札した者については、審査を特に重点的に行い、審査項目に関する体制をどのように構築するかが具体的に確認できる場合に限り施工体制評価点を加点する。

≪審査項目≫

ア　建設副産物の受入れ、過積載防止等の法令遵守の対応を確実に行うことが可能と認められるか。

イ　安全確保の体制が構築されると認められるか。

ウ　その他工事の品質確保のための体制が構築されると認められるか。

(3) 施工体制確保の確実性

入札価格の範囲内において、品質確保のための体制のほか、どのように施工体制づくりを行い、それが入札説明書等に記載された要求要件の実現に係る確実性の向上につながるかについて審査する。

入札参加者の申込みに係る価格が調査基準価格以上であるときは、審査項目に関する体制が必ずしも十分に構築されないと認める事情がある場合に限り、施工体制確保の確実性に係る施工体制評価点を満点から減点する。

入札参加者の申込みに係る価格が調査基準価格を下回るときは、施工体制確保について契約の内容に適合した履行がされないこととなるおそれがあることから、審査項目に関する体制が構築されると認める場合に限り、その程度に応じて施工体制確保の確実性に係る施工体制評価点を加点する。特に、下請業者における赤字の発生及び工事成績評定点における低評価が顕著になるなど品質確保のための体制その他の施工体制が著しく確保されないおそれがある価格に満たない価格で入札した者については、審査を特に重点的に行い、次の項目に関する体制をどのように構築するかが具体的に確認できる場合に限り施工体制評価点を加点する。

≪審査項目≫

ア　下請会社、担当工種、工事費内訳書等を勘案し、施工体制が確実に構築されると認められるか。

イ　施工計画を実施するための資機材の調達、労務者の確保計画等を勘案し、施工体制が確実に構築されると認められるか。

ウ　配置予定の監理技術者等が必要な資格を有しており、その配置が確実と認められるか。

19　低入札価格調査への協力

落札者となるべき者の入札価格が調査基準価格を下回る場合は、低入札価格調査を行うので、調査に協力しなければならない。

20　配置予定の監理技術者等の確認

落札後、発注者支援データベース・システム等により配置予定の監理技術者等の専任制違反の事実が確認された場合、契約を結ばないことがある。

なお、病休・死亡・退職等極めて特別な場合でやむを得ないとして承認された場合の外は、配置予定の監理技術者等の変更を認めない。

病気等特別な理由により、やむを得ず配置技術者を変更する場合は、上記４(7)に掲げる基準を満たし、かつ、当初の配置予定の監理技術者等と同等以上の者を配置しなければならない。

21　別に配置を求める技術者

専任の監理技術者の配置が義務付けられている工事において、調査基準価格を下回った価格をもって契約する場合は、契約の相手方が○○【当該発注機関名を記載する。】で入札日から過去２年以内に完成した工事、あるいは入札時点で施工中の工事に関して、次のいずれかに該当する場合、監理技術者とは別に、上記４(7)に定める要件と同一の要件（上記４(7)イに掲げる工事経験を除く。）を満たす技術者を、専任で１名現場に配置することとする。

(1) 65点未満の工事成績評定を通知された者

(2) 契約担当官等から施工中又は施工後において工事請負契約書に基づいて修補又は損害賠償を請求された者。ただし、軽微な手直し等は除く。

(3) 品質管理、安全管理に関し、指名停止又は契約担当官等から書面により警告若しくは注意の喚起を受けた者

(4) 自らに起因して工期を大幅に遅延させた者

なお、当該技術者は施工中、監理技術者を補助し、監理技術者と同様の職務を行うものとする。また、上記の技術者を求めることとなった場合には、その氏名その他必要な事項を監理技術者の通知と同様に契約担当官等に通知することとする。

22　入札後、契約を締結するまでの間に、都道府県警察から暴力団関係業者として防衛省が発注する工事等から排除するよう要請があり、当該状況が継続している有資格者とは契約を行わない。

23　低入札価格調査を受けた者との契約については、前払金の割合を請負代金額の10分の２以内とする。【前払金の設定が予定されている場合のみ記載する。】

24　契約書作成の要否等

別冊契約書案により、契約書を作成するものとする。

25　支払条件

前払金

中間前金払又は部分払

【対象工事の支払条件に基づき記載する。】

26　火災保険付保の要否　要

27　非落札理由の説明

(1) 非落札者のうち、落札者の決定結果に対して不服がある者は、落札者決定の公表を行った日の翌日から起算して５日（行政機関の休日を除く。）以内に電子入札システムにより、契約担当官等に対して非落札理由についての説明を求めることができる。ただし、紙入札方式による場合は書面（様式は自由とする。）を持参するものとし、郵送等によるものは受け付けない。

(2) (1)の非落札理由について説明を求められたときは、説明を求めることができる最終日の翌日から起算して５日（行政機関の休日を除く。）以内に電子入札システムにより回答する。ただし、紙により提出された者に対しては、書面により回答する。

28　再苦情申立て

上記９(2)の競争参加資格がないと認めた理由又は上記27(2)の非落札理由の説明に不服がある者は、それぞれの回答を受けた日の翌日から起算して７日（行政機関の休日を除く。）以内に、書面により、契約担当官等に対して、再苦情の申立てを行うことができる。当該再苦情申立てについては、入札監視委員会が審議を行う。

なお、提出場所及び再苦情申立てに関する手続等を示した書類等の入手先は、上記７に同じ。

29　関連情報を入手するための照会窓口　上記７に同じ。

30　その他

(1) 入札・契約の手続において使用する言語及び通貨は、日本語及び日本国通貨に限る。

(2) 入札参加者は、入札心得書及び契約書案を熟読し、入札心得書を遵守する。

(3) 申請書等に虚偽の記載をした場合は、指名停止措置要領に基づく指名停止を行うことがある。

(4) 落札者は上記８(1)の資料に記載した配置予定の技術者を、当該工事の現場に配置する。

(5) 電子入札システムは、行政機関の休日を除く毎日、午前８時から午後10時（金曜日は午後６時）まで稼働している。また、稼働時間内でシステムをやむを得ず停止する場合は、防衛施設建設工事電子入札ヘルプデスクセンターホームページの「緊急連絡情報」で公開する。

・防衛施設建設工事電子入札ヘルプデスクセンターホームページ
http://acc.mod-eboc.go.jp/WDESK/index.html

(6) システム操作上の手引き書としては、防衛施設建設工事電子入札システムセンターホームページ「操作マニュアル」を参考とする。

(7) 障害発生時及び電子入札システム操作等の問い合わせ先は次のとおりとする。

ア　システム操作・接続確認等の問い合わせ先

防衛施設建設工事電子入札ヘルプデスクセンター

TEL 03-5444-5890（受付は行政機関の休日を除く毎日、９時から17時まで。）

FAX 03-5444-5892（24時間受付。ただし、回答は行政機関の休日を除く毎日、９時から17時まで。）

メールアドレス　help@mod-eboc.go.jp（24時間受付。ただし、回答は行政機関の休日を除く毎日、９時から17時まで。）

イ　ICカードの不具合等発生時の問い合わせ先

取得された各認証局

ウ　申請書類、応札等の締切時間が切迫しているなど緊急を要する場合は、上記７へ電話により連絡する。

(8) 入札参加希望者が電子入札システムで書類を送信した場合には、受付時又は受付期限後に通知、通知書及び受付票を送信者に発行するので、必ず確認を行うものとする。

(9) 申請書等の提出【見積活用方式の場合は、「及びヒアリング」を追記する。】に関する費用は、提出者の負担とする。

低価格入札に係る特別重点調査について

1　本工事は、特別重点調査対象の基準に該当する価格で入札を行った者がいる場合に、以下のとおり行うものとする。

(1) 特別重点調査の実施に係る連絡等

ア　契約担当官等、特別重点調査対象の基準に該当する価格で入札を行った者がいる場合は、当該者に対して特別重点調査を行う旨を連絡するとともに、原則として、当該連絡を行った日の翌日から起算して７日以内に、特別重点調査の実施に必要な下記３に掲げる資料及び添付書類（以下「資料等」という。）の提出を求めるものとする。

　また、契約担当官等は、当該者が発注者の単価に比して相当程度低い単価を採用していると認めるときは、契約内容に適合した履行がなされないおそれがあると認められるかどうかを判断するため、必要に応じ、当該者に対して、その他の説明資料の提出を求めることができるものとする。

　なお、当該者は、契約担当官等が求める資料等のほか、契約内容に適合した履行が可能であることを立証するために必要と認める任意の書類をあわせて提出することができるものとする。

イ　施工体制確認型総合評価落札方式の対象工事において、その工事の入札申込みに係る資料の提出を行った者は、提出した資料と異なる内容を特別重点調査のため提出する資料等に記載してはならないものとする。

ウ　契約担当官等は、資料等の受領後、速やかに、入札者の責任者（支店長、営業所長等をいう。）から事情聴取を行い、入札者により内容に適合した履行がされないおそれがないかを厳格に確認する。

エ　資料等については、提出期限後の差し替え及び再提出を認めないものとする。

　ただし、資料等及び事情聴取の内容により、契約担当官等が必要と認め、入札者に対し、記載要領に従った記載を行うべきこと、必要な添付書類を提出すべきことなどの教示を行ったときは、この限りでない。

　なお、教示を踏まえた資料等の再提出等は、原則として１回に限るものとし、その提出期限については、作成に必要な時間を確保した上で適切に設定すること。

(2) 虚偽説明等への対応

　入札者が虚偽の資料提出若しくは説明を行ったことが明らかとなった場合、又は重点的な監督の結果、内容と入札時の特別重点調査の内容が著しく乖離した場合（合理的な乖離理由が確認できる場合を除く。）は、契約担当官等は、次に掲げる措置を講じるものとする。

ア　当該工事の成績評定において厳格に反映する。

イ　過去５年以内にアの措置を受けたことがあるなど悪質性が高い者に対しては、工事請負契約等に係る指名停止等の措置要領について（防整施（事）第150号。28．３．31）別表第２第15項により指名停止を行う。

(3) 公正取引委員会への通報

特別重点調査の結果、誓約書（様式15）を提出し、施工に必要な費用の額を下回る価格で受注しようとする者（落札者以外を含む。）については、原価割れ受注のおそれがあると認められる場合として、公正取引委員会に対し、関係情報の通報を行う。

(4) 関係資料の公表

ア　契約担当官等は、誓約書（様式15）を提出し、施工に要する費用の額を下回る金額で受注した者があるときは、その者に関する情報を、企業ごと一覧することができるよう、ホームページにおいて公表するものとする。

イ　アに定めるもののほか、特別重点調査の結果は、別に定めるところにより、ホームページにおいて公表するものとする。

(5) 契約後の取扱い（監督体制の強化）

契約担当官等は、特別重点調査を経て契約を行った工事については、本調査で提出させた資料等及び調査記録を監督職員に引継ぐとともに、以下の措置を講じるものとする。

ア　施工体制台帳の内容のヒアリングを必ず行うこととし、施工体制台帳の記載内容が特別重点調査時と内容が異なる場合は、その理由等について確認する。

イ　施工計画書の内容のヒアリングを必ず行うこととし、施工計画書の記載内容が特別重点調査時の内容と異なる場合は、その理由等について確認する。

２　その他

入札者が提出期限までに記載要領に従った資料等の提出を行わない場合、上記１(1)ウの事情聴取に応じない場合など特別重点調査に協力しない場合は、入札心得書に違反するものであり、入札に関する条件に違反した入札としてその入札を無効とする。

３　提出を求める資料等と確認内容

特別重点調査の調査の実施に当たり、(1)から(24)までに掲げる資料等の提出をするものとする。

なお、必要な様式については、防衛省・自衛隊のホームページを参照するものとする。

(1) 当該価格で入札した理由（様式１）

直接工事費、共通仮設費、現場管理費又は一般管理費等の各費目別に、労務費、手持ち工事の状況、契約対象工事現場と当該入札者の事務所・倉庫等との関係、手持ち資材の状況、手持ち機械の状況、下請予定業者の協力等の面から、入札した価格で施工可能である具体的理由

(2) 積算内訳書（様式２－１、様式２－２、様式２－３、様式３）

ア　数量総括表に対応する積算内訳書となっていること（指定の数量によって積算されていること。）。

イ　設計図書での要求事項を理解して見積もりを行っていること。

ウ　指定の工法によって施工することとしていること（工法の指定のない場合は、入札者の工法に安全性等の点で問題がないこと。）。

エ　発注者が支払う請負代金から支弁することを予定している費用か否かにかかわらず、施工に当たって必要となるすべての費用を計上していること。

オ　積算に下請予定業者や納入予定業者等の見積書の内容が反映され、計数的な根拠のある合理的かつ現実的な積算内訳書となっていること（原則、取引等の実績を求めること。）。

カ　現場管理費に、租税公課、保険料、従業員給与手当、法定福利費（社会保険料や労働保険に要する費用をいう。）、外注経費などを適切に計上していること。

　このうち、様式５に記載する技術者及び様式14－４に記載する自社社員の交通誘導員に係る従業員給与手当及び法定福利費については、その他の費用と区別して計上していること。

　また、その従業員給与手当の金額が最低賃金法（昭和34年法律第137号）に定める最低賃金額(以下「最低賃金額」という。)以上であり、かつ、これらの者が過去３月以内に支払を受けた実績のある賃金の額に基づいているなど、合理的かつ現実的な見積もりであるとともに、法定福利費の金額が法定額以上となっていること。

キ　一般管理費等に、法定福利費、修繕維持費、事務用品費、通信交通費、動力用水光熱費、地代家賃、減価償却費、租税公課、保険料、契約保証費などを適切に計上していること。

ク　自社労務者に係る費用は直接工事費に、また、自社の現場管理職員（技術者等）及び自社の交通誘導員に係る費用は現場管理費にそれぞれ計上されており、一般管理費等には計上していないこと。

ケ　契約対象工事の施工に要する費用の額を下回る額で入札した場合において、その下回る額を不足額として当該工事の一般管理費等に計上していること。

(3) 下請予定業者等一覧表（様式４）

ア　下請予定業者、資材購入予定先及び機械リース会社が具体的に予定されていること。

　また、自社保有の社員、資機材等を活用する場合についても、具体的に予定されていること。

イ　下請予定業者が押印した見積書の金額が積算内訳書に正しく反映されていること。

　また、下請予定業者の見積書に係る各経費内訳（機械経費、労務費、材料費及びその他費用）ごとの金額が、過去１年以内に下請業者として施工した実績のある同様の工事における金額以上であることなど合理的かつ現実的なものであること。

(4) 配置予定技術者名簿（様式５）

配置予定の主任技術者又は管理技術者（同一の要件を満たす技術者を含む。）及

び現場代理人について、次の点を確認すること。

ア　他の手持ち工事の状況との関係も考慮した上で契約対象工事に実際に配置できること。

イ　自社社員であり、かつ、契約対象工事の入札公告後に入社した者でないこと。

ウ　それぞれに必要な資格を有すること。

(5) 手持ち工事状況（様式６－１、様式６－２）

ア　記載された手持ち工事が実在するものであること。

イ　当該工事の資材保管場所が近距離にあること、当該工事と同種又は同類の工事と資機材を共通調達できること等により縮減できるものとする契約対象工事の工事費の各費目別の金額が、過去の実績に基づく額であるなど合理的かつ現実的なものであること。

(6) 契約対象工事箇所と入札者の事務所、倉庫等との関係（様式７）

ア　記載された事務所、倉庫等を所有し、又は賃借していること。

イ　当該事務所、倉庫、資材保管場所等が近距離に存在することにより縮減できるものとする営繕費、資機材の運搬費、通信交通費、事務用品費など契約対象工事の経費が、計数的に合理的な見積もりとなっていること。

(7) 手持ち資材の状況（様式８－１）

ア　記載された手持ち資材を保有していること、当該資材が工事の品質確保に必要な基準水準を満たすこと及び当該資材を契約対象工事で使用する予定であること。

イ　調達時の単価等の原価が適切に見積もられていること（手持ち資材の活用による資材費の低減が可能であること。）。また、繰り返しの使用を予定する備品等については、摩耗や償却を適切に見込んだ原価となっていること。

(8) 資材購入予定先一覧（様式８－２）

ア　他社から購入を予定している場合

(ｱ) 購入予定業者から納入を受ける予定の資材が工事の品質確保に必要な規格水準を満たすこと及びその単価が当該業者によって過去１年以内に販売された実績のある単価以上であるなど合理的かつ現実的なものであること（他社からの購入による資材費の低減が可能であること。）。

(ｲ) 購入予定業者と入札者の関係が記載のとおり存在すること。

イ　自社製品の活用を予定している場合

(ｱ) 自社において記載された資材を製造していること、当該資材が工事の品質確保に必要な規格水準を満たすこと及び当該資材を契約対象工事で使用する予定であること。

(ｲ) 記載された単価が、自社の製造部門が過去１年以内に第三者と取引した販売実績額又は製造原価以上であるなど合理的かつ現実的なものであること（自社製品の活用による資材費の低減が可能であること。）。

(9) 手持ち機械の状況（様式９－１）

ア　記載された手持ち機械を保有していること及び当該機械を契約対象工事で使

用する予定であること。

イ　契約対象工事で使用可能な管理状態にあること。

ウ　手持ち機械の使用に伴う原価が減価償却や固定資産税等を含み、適切に見積もられていること（手持ち機械や減価償却終了の機械の活用による機械経費の低減が可能であること。）。

(10)機械リース元一覧（様式９－２）

ア　他社からリースを予定している場合

(ｱ) 機械リース予定会社からリースを受ける予定単価が、当該業者が過去１年以内にリースした実績のある単価以上であるなど合理的かつ現実的なものであること（機械リース予定会社からのリースによる機械経費の低減が可能であること。）。

(ｲ) 機械リース予定会社と入札者の関係が記載のとおり存在すること。

イ　自社の機械リース部門からリースを予定している場合

(ｱ) 自社の機械リース部門において記載された機械を保有していること及び当該機械が契約対象工事にリース可能であること。

(ｲ) 記載された単価が自社の機械リース部門が過去１年以内に第三者にリースした実績額又は原価以上の単価であるなど合理的かつ現実的なものであること。

(11)労務者の確保計画（様式10－１）

ア　自社労務者を充てる場合

(ｱ) 記載された者が自社社員であること。

(ｲ) 資格の保有が必要な職種に充てようとする者については、その者が必要な資格を有していること。

(ｳ) 労務単価が最低賃金法に定める最低賃金額（以下「最低賃金額」という。）以上であり、かつ、過去３か月以内に支払った実績のある賃金の額以上の金額を計上しているなど合理的かつ現実的な見積もりであること（自社社員の活用による労務費の低減が可能であること。）。

イ　下請予定業者による労務者の確保を予定する場合

(ｱ) 下請予定業者と入札者の関係が記載のとおり存在すること。

(ｲ) 労務単価が最低賃金法に定める最低賃金額以上であり、かつ、下請予定業者が過去１年以内に施工した実績のある同様の工事における労務単価以上であるなど合理的かつ現実的なものであること。

(12)工種別労務者配置計画（様式10－２）

労務者の確保計画と整合がとれており、適切な施工が可能な工種別の労務者配置計画となっていること。

(13)建設副産物の搬出地（様式11）

ア　記載された搬出計画が関係法令を遵守したものであり、かつ、仕様書等で要求している要件に適合していること。

イ　記載された受け入れ価格が、建設副産物の受入れ予定会社が過去１年以内に

建設副産物を受け入れた実績のある単価以上の金額であるなど合理的かつ現実的なものであること。

(14)建設副産物の搬出及び資材等の搬入に関する運搬計画書（様式12）

ア　建設副産物及び資材等の運搬計画が関係法令を遵守したものであり、かつ、発注仕様書等で要求している要件に適合していること。

イ　記載された運搬予定者への支払予定額が、運搬予定者が過去１年以内に取り扱った実績のある単価以上の金額であるなど合理的かつ現実的なものであること。

(15)品質確保体制（品質管理のための人員体制）（様式13－１）

ア　「諸費用」の「見込額」に記載した金額を入札者（元請）が負担する場合において「計上した工種等」に記載された費目に、「見込額」に記載された金額が計上されていること。

イ　「諸費用」の「見込額」に記載された金額を下請予定業者が負担する場合において、「見込額」に記載された金額が、下請予定業者の過去１年以内の取引実績のある単価以上の金額であるなど合理的かつ現実的なものであること。

ウ　「諸費用」の「技術者単価」の欄に記載した金額が、最低賃金額以上であり、かつ、それを入札者（元請）が負担する場合にあっては、「氏名」の欄に記載した者が過去３月以内に支払を受けた実績のある賃金の額に基づいたものであり、下請予定業者が負担する場合にあっては、下請予定業者が過去１年以内に「実施事項」欄の内容と同様の品質管理体制を確保した実績のある技術者単価以上であるなど合理的かつ現実的なものであること。

エ　入札説明書、仕様書等で要求している要件に適合していること。

(16)品質確保体制（品質管理計画書）（様式13－２）

ア　「諸費用」の「見込額」に記載された金額を入札者（元請）が負担する場合において、「計上した工種等」に記載された費目に、「見込額」が記載された金額が計上されていること。

イ　「諸費用」の「見込額」に記載された金額を下請予定業者が負担する場合において、「見込額」に記載された金額が、下請予定業者の過去１年以内の取引実績のある単価以上の金額であるなど合理的かつ現実的なものであること。

ウ　入札説明書、仕様書等で要求している要件に適合していること。

(17)品質確保体制（出来形管理計画）（様式13－３）

ア　「諸費用」の「見込額」に記載された金額を入札者（元請）が負担する場合において、「計上した工種等」に記載された費目に、「見込額」に記載された金額が計上されていること。

イ　「諸費用」の「見込額」に記載された金額を下請予定業者が負担する場合において、「見込額」に記載された金額が、下請予定業者の過去１年以内の取引実績のある単価以上の金額であるなど合理的かつ現実的なものであること。

ウ　入札説明書、仕様書等で要求している要件に適合していること。

(18)安全衛生管理体制（安全教育等）（様式14－１）

ア　「諸費用」の「見込額」に記載された金額を入札者（元請）が負担する場合において、「計上した工種等」に記載された費目に、「見込額」に記載された金額が計上されていること。

イ　「諸費用」の「見込額」に記載された金額を下請予定業者が負担する場合において、「見込額」に記載された金額が、下請予定業者の過去１年以内の取引実績のある単価以上の金額であるなど合理的かつ現実的なものであること。

ウ　入札説明書、仕様書等で要求している要件に適合していること。

(19)安全衛生管理体制（点検計画）（様式14－２）

ア　「諸費用」の「見込額」に記載された金額を入札者（元請）が負担する場合において、「計上した工種等」に記載された費目に、「見込額」に記載された金額が計上されていること。

イ　「諸費用」の「見込額」に記載された金額を下請予定業者が負担する場合において、「見込額」に記載された金額が、下請予定業者の過去１年以内の取引実績のある単価以上の金額であるなど合理的かつ現実的なものであること。

ウ　「諸費用」の「技術者単価」の欄に記載した金額が、最低賃金法に定める最低賃金額以上であり、かつ、それを入札者（元請）が負担する場合にあっては、「点検実施者」の欄に記載した者が過去３月以内に支払を受けた実績のある賃金の額に基づいたものであり、下請予定業者が負担する場合にあっては、下請予定業者が過去１年以内に「点検対象」、「対象区間」及び「時期・頻度」の各欄に記載の内容と同様の安全衛生管理体制を確保した際の実績のある技術者単価以上であるなど合理的かつ現実的なものであること。

エ　入札説明書、仕様書等で要求している要件に適合していること。

(20)安全衛生管理体制（仮設設置計画）（様式14－３）

ア　「諸費用」の「見込額」に記載された金額を入札者（元請）が負担する場合において、「計上した工種等」に記載された費目に、「見込額」に記載された金額が計上されていること。

イ　「諸費用」の「見込額」に記載された金額を下請予定業者が負担する場合において、「見込額」に記載された金額が、下請予定業者の過去１年以内の取引実績のある単価以上の金額であるなど合理的かつ現実的なものであること。

ウ　入札説明書、仕様書等で要求している要件に適合していること。

(21)安全衛生管理体制（交通誘導員設置計画）（様式14－４）

ア　自社社員を交通誘導員に充てる場合

(ｱ) 単価が最低賃金法に定める最低賃金額以上であること。

(ｲ) 単価の見積りが交通誘導員への支払給与の直近３か月の実績額以上でされていることなど合理的かつ現実的なものであること。

イ　派遣会社から交通誘導員の供給を受けることを予定する場合

(ｱ) 単価が最低賃金法に定める最低賃金額以上であること。

(ｲ) 単価の当該交通誘導員の派遣会社が過去１年以内に交通誘導員を派遣した実績のある単価以上であるなど合理的かつ現実的なものであること。

ウ　交通規制方法に応じて必要な人数の交通誘導員を配置する計画となっていること。

エ　入札説明書、仕様書等で要求している要件に適合していること。

(22)誓約書（様式15）

ア　入札者の申込みに係る価格が入札者の積算における工事の施工に要する費用の額を下回る場合に、その下回る額を自社の本社経費等から契約対象工事の一般管理費等に確実に計上することによって、入札者が落札契約後に下請予定業者や資機材納入業者等の見積金額を故なく減額するなど下請予定業者等にしわ寄せをし、手抜き工事を誘発することのないよう、その旨を代表取締役が誓約した書面を提出していること。

イ　入札者の申込みに係る価格が入札者の積算における工事の施工に要する費用の額を下回る場合に、その下回る額を自社で負担するための財源の確保方法が具体的に確認できること。

　特に、当該下回る額（当該年度において、契約対象工事以外の防衛省発注の建設工事に関し、低入札価格調査を経て、入札者の積算における施工に要する費用の額を下回る価格で受注した経歴を有する者にあっては、その下回る価格の合計額と契約対象工事に係る下回る額との合計）が前年度の営業利益金額を上回るときは、より確実な財源の確保方法が具体的に確認できること。

(23)施工体制台帳（様式16）

施工体制が適切であること。

(24)過去に施工した同種の公共工事名及び発注者（様式17）

過去５年間の施工工事で低入札価格調査の対象となったもの。

別表第１

工事成績相互利用登録機関及び工事成績評定相互利用対象工事

１　中央官庁営繕担当課長連絡調整会議構成員

工事成績相互利用登録機関		工事成績評定相互利用対象工事		
中央官庁	発注機関・部署等	工事種別	工事規模	時期
○○省	○○部○○課	○○工事	契約額○○円以上の工事	平成○年○月○日以降に契約した工事
○○省	○○部○○課、○○局	すべての工事	契約額○○円を超える工事	平成○年○月○日以降に完成した工事

２　全国営繕主管課長会議構成員

工事成績相互利用登録機関		工事成績評定相互利用対象工事		
都道府県政令市	発注機関・部署等	工事種別	工事規模	時期
○○県	○○県○○部○○課	すべての工事	契約額○○円以上の工事	平成○年○月○日以降に完成した工事

別表第２

１　未提出であると認められる場合	(1)	工事費内訳明細書が白紙である場合
	(2)	工事費内訳明細書に表紙がついていない場合
２　記載すべき事項が欠けている場合	(1)	数量、単価、金額等の記載が欠けている場合
３　記載すべき事項に誤りがある場合	(1)	発注案件名に誤りがある場合
	(2)	提出業者名に誤りがある場合
	(3)	工事費内訳明細書の合計金額が入札金額と大幅に異なる場合
４　その他	(1)	他の入札参加者の工事費内訳明細書と類似し、合理性がなく、極めて不自然な場合

別紙様式第１
（用紙Ａ４版）

平成　　年　　月　　日

紙入札方式参加承諾願

１　工事名

２　電子入札システムでの参加ができない理由

上記の案件は、電子入札対象案件ではありますが、今回は当社においては上記理由により電子入札システムを利用しての参加ができないため、紙入札方式での参加を承諾いただきますようお願いいたします。

住　　所
商号又は名称
役　　職
氏　　名　　印

（契約担当官等の官職氏名）　　殿

別紙様式第２
（用紙Ａ４版）
平成　　年　　月　　日

一般競争参加資格確認申請書

（契約担当官等の官職氏名）　殿

住　　所
商号又は名称
代表者氏名　　印

平成　　年　　月　　日付けで入札公告のありました○○（○）○○○工事に係る競争参加資格について確認されたく、下記の書類を添えて申請します。
なお、予算決算及び会計令（昭和22年勅令第165号）第70条の規定に該当する者でないこと及び添付書類の内容について事実と相違ないことを誓約します。

記

１　入札説明書８(3)アに定める同種工事の施工実績を記載した書面
２　入札説明書８(3)イに定める優秀工事の顕彰等の実績を記載した書面
３　入札説明書８(3)ウに定める難工事の施工実績を記載した書面
４　入札説明書８(3)エに定めるISOマネジメントシステムの取得状況を記載した書面
５　入札説明書８(3)オに定める配置予定の監理技術者等の資格等を記載した書面
６　入札説明書８(3)カに定める配置予定の監理技術者等の直近の工事成績を記載した書面
７　入札説明書８(3)キに定める近隣地域内における工事の施工実績を記載した書面
８　入札説明書８(3)クに定める地理的条件を記載した書面
９　入札説明書８(3)ケに定める地元企業の下請採用予定状況を記載した書面
10　入札説明書８(3)コに定める災害協定等の有無を記載した書面
11　入札説明書８(3)サに定める簡易な施工計画を記載した書面
12　入札説明書８(3)シに定める地産品の使用状況を記載した書面（地域評価型の場合のみ）
13　入札説明書８(3)スに定める不発弾処理対策の実績を記載した書面（地域評価型において、評価項目として選択した場合のみ）
14　入札説明書８(3)セに定める予備自衛官又は即応予備自衛官の現場配置を記載した書面（評価項目として選択した場合のみ）
15　入札説明書８(3)ソに定める契約書の写し（契約書の写しの提出を求める場合のみ）

以　上

担当者
○○○会社○○支店　○○課　○○○○
TEL　○○○―○○○―○○○
FAX　○○○―○○○―○○○
登録番号（○―○○―○○○○○）

注：電子入札システムにより提出する場合、押印は必要ありません。
紙入札方式による場合は、返信用封筒として、表に申請者の住所・氏名を記載し、簡易書留料金分を加えた所定の料金（○○○円）の切手を貼付した長３号封筒を申請書と併せて提出して下さい。

別紙様式第３
（用紙Ａ４版）

同種工事の施工実績

工 事 名：

工事名称等	工　事　名	（同種工事の工事名を記入する。）
	発注機関名	
	工事場所	（都道府県名、市町村名を記入する。）
	契約金額	（百万円単位で記入する。）
	工　期	平成　年　月　日　～　平成　年　月　日
	受注形態等	単体／ＪＶ（出資比率）
工事概要等	構造形式	
	規模・寸法	
	使用機材・数量	
	施工条件	（市街地・軟弱地質等）
	その他	
CORINS登録の有無		□有（CORINS登録番号　　）□無

注：１　必ず同種工事が確認できる内容で記載する。

２　CORINS登録の有無について、いずれかの「□」に「■」を付す。「有」に「■」を付した場合は、CORINSの登録番号を記載し、写し（詳細含む。）を添付する。「無」に「■」を付した場合は契約書の写し及び当該工事実績を証明する資料を添付する。

３　記載する工事が、平成13年12月25日以降に完成した防衛省発注機関（旧防衛施設局及び旧防衛施設支局を含む。）の発注した工事である場合は、当該工事に係る施工成績評定通知書又は工事成績評定通知書の写しを添付する。

別紙様式第４
（用紙Ａ４版）

優秀工事の顕彰等の実績

工 事 名：

項　　目	内　　容
優秀工事の顕彰等の実績	□優秀工事の顕彰等の実績がある ①工事名： ②発注機関名：○○防衛局 ③工期：平成　年　月　日　～平成　年　月　日 ④受注形態等：単体／ＪＶ（出資比率） ⑤受賞年月日：平成　年　月　日
	□優秀工事の顕彰等の実績がない

注：１　優秀工事の顕彰等の実績の有無について、いずれかの「□」に「■」を付す。
　　２　実績を証明できる顕彰状等の写しを添付する。
　　３　実績が複数ある場合は、受賞実績ごとに記載する。

別紙様式第５
（用紙Ａ４版）

難工事の工事実績

工 事 名：

項　　目	内　　容
難工事の実績	□難工事の実績がある ①工事名： ②発注機関名：○○防衛局 ③工期：平成　年　月　日　～平成　年　月　日 ④受注形態等：単体／ＪＶ（出資比率） ⑤工事成績：○○点
	□難工事の実績がない

注：１　難工事の実績の有無について、いずれかの「□」に「■」を付す。

２　実績があるに「■」を付した場合、当該工事に係る工事成績評定通知書又は完成検査結果通知書の写しを添付する。（配置予定技術者が当該難工事において監理（主任）技術者又は現場代理人として従事していた場合は、その従事状況が確認できる資料を添付する。）

別紙様式第６
（用紙Ａ４版）

ＩＳＯマネジメントシステムの取得状況

工 事 名：

項　　目	内　　容
ＩＳＯマネジメントシステム認証の取得状況	□ＩＳＯ9000シリーズの認証を取得済み 認定機関： □ＩＳＯ14000シリーズの認証を取得済み 認定機関： □ＩＳＯ27000シリーズの認証を取得済み 認定機関：
	□上記のいずれも認証を未取得

注：１　ＩＳＯ認証の有無について、いずれかの「□」に「■」を付す。

２　ＩＳＯ認証を取得済みに「■」を付した場合は、(1)から(4)に掲げる書類を添付する。ただし、(3)及び(4)に掲げる書類については、(1)に掲げる書類によってその内容を確認することができる場合は、提出を要しない。

(1)　ＩＳＯ認証の取得に係る登録証の写し

(2)　ＩＳＯの審査に係る次の書類

ア　直近の審査報告書（初回審査、定期審査又は更新審査のいずれかを対象として審査登録機関が発行したものに限る。）の写し

イ　アの審査に係る合否判定結果の写し

(3)　本工事を担当する内部組織がＩＳＯ認証を取得している組織に含まれることを示す書類

(4)　ＩＳＯ認証の範囲が、本工事の内容に一致していることを示す書類

別紙様式第７
（用紙Ａ４版）

配置予定の監理技術者等

工 事 名：

項　　目		監理技術者又は主任技術者
氏　　名		
最　終　学　歴		（学校名、学科名及び卒業年次を記入する。）
法令による資格・免許		（施工管理技士、建築士等の名称及び取得年月日、監理技術者資格の取得年月日、登録番号及び登録会社並びに監理技術者講習の取得年月日及び修了証番号を記入する。）
継続教育(CPD)の有無		□有　　□無
優秀工事技術者顕彰等の有無		□有　　□無
工事経験の概要	工　事　名	
	発注者名	
	工事場所	（都道府県名、市町村名を記入する。）
	契約金額	（百万円単位で記入する。）
	工　期	平成　年　月　日　～　平成　年　月　日
	従事役職	（現場代理人、監理（主任）技術者等の名称）
	工事内容	
	CORINS登録の有無	□有（CORINS登録番号　　）　□無
申請時における他工事の従事状況等	工　事　名	
	発注者名	
	工　期	平成　年　月　日　～　平成　年　月　日
	従事役職	（現場代理人、監理（主任）技術者等の名称）
	本工事と重複する場合の対応措置	
	CORINS登録の有無	□有（CORINS登録番号　　）　□無

注：１　必ず同種工事が確認できる内容で記載する。

２　CORINS登録の有無について、いずれかの「□」に「■」を付す。「有」に「■」を付した場合は、CORINSの登録番号を記載し、写し（詳細含む。）を添付する。「無」に「■」を付した場合は契約書の写し及び当該工事実績を証明する資料を添付する。

３　当該工事の履行に係る法令・免許における継続教育(CPD)の有無について、いずれかの「□」に「■」を付す。「有」に「■」を付した場合は継続教育の証明を添付する。（各団体推奨単位以上を取得していること及び有効期限内であることを証明する。）【ＷＴＯ標準型の場合は項目を削除する。】

４　優秀工事技術者顕彰等の有無について、いずれかの「□」に「■」を付す。「有」に「■」を付した場合は、顕彰状の写しを添付する。【ＷＴＯ標準型の場合は項目を削除する。】

５　記載する工事が、平成13年12月25日以降に完成した防衛省発注機関（旧防衛施設局及び旧防衛施設支局を含む。）の発注した工事の場合は、当該工事に係る施工成績評定通知書又は工事成績評定通知書の写しを添付する。

別紙様式第８
（用紙Ａ４版）

配置予定の監理技術者等の直近の工事成績

工 事 名：

項　目		監理技術者又は主任技術者
氏　名		
平成○年度	工　事　名	
	工　期	平成　年　月　日　～平成　　年　月　日
	従事役職	（監理（主任）技術者又は現場代理人の名称）
	工事内容	
	工事成績	○○点
	従事時の業者名	
	CORINS登録の有無	□有（CORINS登録番号　　）□無
平成○年度	工　事　名	
	工　期	平成　年　月　日　～平成　年　月　日
	従事役職	（監理（主任）技術者又は現場代理人の名称）
	工事内容	
	工事成績	○○点
	従事時の業者名	
	CORINS登録の有無	□有（CORINS登録番号　　）□無
平成○年度	工　事　名	
	工　期	平成　年　月　日　～平成　年　月　日
	従事役職	（監理（主任）技術者又は現場代理人の名称）
	工事内容	
	工事成績	○○点
	従事時の業者名	
	CORINS登録の有無	□有（CORINS登録番号　　）□無

注：１　必ず同一工種が確認できる内容で記載する。
　　２　CORINS登録の有無について、いずれかの「□」に「■」を付す。「有」に「■」を付した場合は、CORINSの登録番号を記載し、カルテ等の写し及び当該工事実績を証明する資料を添付する。「無」に「■」を付した場合は契約書の写し及び当該工事実績を証明する資料を添付する。
　　３　当該工事に係る工事成績評定通知書の写しを添付する。

別紙様式第９

近隣地域内における工事の施工実績

工 事 名：

工事名称等	工　事　名	
	発注機関名	
	工事場所	（都道府県名、市町村名を記入する。）
	契約金額	（百万円単位で記入する。）
	工　期	平成　年　月　日　～平成　年　月　日
	受注形態等	単体／ＪＶ（出資比率）
	工事概要	
	工事種別	（発注機関設定の分類又は建設業法における建設工事の種類を記入する。）
CORINS登録の有無		□有（CORINS登録番号　　）　□無

注：１　CORINS登録の有無について、いずれかの「□」に「■」を付す。「有」に「■」を付した場合は、CORINSの登録番号を記載し、写しを添付する。「無」に「■」を付した場合は契約書の写し及び当該工事実績を証明する資料を添付する。

２　記載する工事が、平成13年12月25日以降に完成した防衛省発注機関（旧防衛施設局及び旧防衛施設支局を含む。）の発注した工事の場合は、当該工事に係る施工成績評定通知書又は工事成績評定通知書の写しを添付する。

別紙様式第10

地　理　的　条　件

本店（本社）住所	
支店・営業所名	
所在地住所	（記載の支店・営業所に関して記入する。）
電話番号	（　　〃　　）
建設業許可番号	（　　〃　　）

注：○○防衛局【当該契約担当官等の所在地を管轄する地方防衛局等を記載する。】の管轄区域に所在し、当該工種が施工可能な建設業許可を有する工事場所最寄りの支店又は営業所を記載する。

別紙様式第11
（用紙Ａ４版）

地元企業の下請採用予定状況

工 事 名：

項　　目	内　　容
地元企業の採用計画	下請をする直接工事費の内容 下請業者への発注予定金額の請負金額に対する割合 下請をする企業の名称・所在地・代表者名
	□地元企業の採用予定がない

注：１　地元企業とは、工事場所と同じ県内に本支店の登記がある企業で、応募者及び応募者と連結決算の関係にある企業、競争参加者の構成員が代表者及び取締役となっている企業を除く。

２　地元企業を採用する予定があるとして契約した後、完成検査時に地元企業を採用していないことが判明した場合、工事成績を減ずるとともに、標準型においてはそれによって得た評価に対する金額について支払請求することがある。

３　予定していた業者契約を締結する義務を課すものではない。

別紙様式第12
（用紙Ａ４版）

災害協定等による地域貢献の実績

工 事 名：

項　　目	内　　容
当該都道府県内における公共機関との災害協定の有無等	□災害協定がある ①協定名： ②相手方： （※複数の場合、全て記入する。） ④有効期限：平成○年○月○日 （※有効期限が確認できる書類を添付する。）
	□災害協定がない
当該都道府県内における過去２年間のボランティア活動の有無等	□ボランティア活動実績がある ①活動年月日：平成○年○月○日 （※活動年月日が確認できる書類を添付する。） ②活動概要：
	□ボランティア活動実績がない

注：１　災害協定等の有無について、いずれかの「□」に「■」を付す。
　　２　災害協定等があるに「■」を付した場合は、関連する書類を添付する。
　　３　ボランティア活動については、活動内容が具体的に把握できる資料を添付する。

別紙様式第13
（用紙Ａ４版）

簡易な施工計画
工　　程　　表

工事名：

工種	単位	概数量	4月			5月			6月			7月			8月			9月			10月			11月			12月			1月			2月			3月		
			10	20	30	10	20	31	10	20	30	10	20	31	10	20	31	10	20	30	10	20	31	10	20	30	10	20	31	10	20	31	10	20	28	10	20	31

【工程管理に関する技術的所見】

１　○○○○○について

２　○○○○○について

３　○○○○○について

注：１　本表「技術的所見」欄は、本工事の工程管理に当たって提示された項目について、箇条書きで記載する。
　：２　本表は、契約工期等に応じて、適宜、列数、月表示等を整理することができる。
　：３　本表は、Ａ４版換算で１枚以内とする。

別紙様式第14
（用紙Ａ４版）

簡易な施工計画
【 安全管理に留意すべき事項 】

工 事 名：

■　課　　題	本工事の安全管理に留意すべき事項について

項　　目	留　　意　　事　　項
安全管理に留意すべき事項	1　○○○○○について 2　○○○○○について 3　○○○○○について

注：1　本表「留意事項」欄は、本工事の施工に当たって提示された項目について、箇条書きで記載する。
　　2　必要に応じて説明図表を添付する。
　　3　本表は、添付図表を含め、Ａ４版換算で３枚以内とする。

別紙様式第15
（用紙Ａ４版）

簡易な施工計画
【品質管理及び施工上配慮すべき事項に関する技術的所見】

工 事 名：

■　課　　題	○○工事に係る配慮事項等について

項　　目	技　術　的　所　見
○○工事に係る配慮事項等	1　○○○○○について 2　○○○○○について 3　○○○○○について

注：１　本表「技術的所見」欄は、設定された項目について技術的所見を箇条書きで記載する。
　　２　必要に応じて説明図表を添付する。
　　３　本表は、添付図表を含め、Ａ４版換算で３枚以内とする。

別紙様式第16
（用紙Ａ４版）
【地域評価型の場合のみ】

地産品の使用状況
（○○○○○○○○○工事）

工 事 名：

地産品の使用の有無	あ　り、な　し　　（どちらか一方に○をする。） ○○県内の公共工事（※）において、○○県産の建設資材（地産品）の平成○年４月１日から平成○年３月31日までの使用の有無（発注者が指定した地産品は認めない。）
当該地産品の使用状況	材料名：（記入例：　木材（唐松・杉）・生コン・アスファルト・鉄筋・砕石・塗料・溶融スラグ　等）
	産　地：（記入例；　○○県○○群○○国有林）
	当該材料の出荷元：（記入例；　○○県木材協同組合）
	当該材料を使用した工事名、発注機関及び工期：（以下、記入例） ○○○○護岸工事　（○○防衛局） 自）平成　年　月　日　至）平成　年　月　日 当該工事における地産品の使用状況、地産品の産地及び使用時期を証明する資料を添付する。（当該材料における使用状況の写真、日付入りの出荷証明書、当該県内で生産・製造された証明等）

※国、地方公共団体及び特殊法人等が行う公共工事。ここでいう特殊法人とは、「公共工事の入札及び契約の適正化の促進に関する法律」第２条でいう法人であって政令で定めるものをいう。

別紙様式第17
（用紙Ａ４版）

【域評価型において、評価項目として選択した場合のみ】

不発弾処理対策の実績

工 事 名：

項　　目	内　　容
○○県内における不発弾処理対策の実績の有無等（どちらか一方について記入する。）	□不発弾処理対策の実績がある ①工事名： （複数の実績がある場合、全て記入する。） ②住所又は場所： （複数の実績がある場合、全て記入する。） ③発注機関： （複数の実績がある場合、全て記入する。） ④工期：平成○年○月○日から平成○年○月○日 （複数の実績がある場合、全て記入する。）
	□不発弾処理対策の実績がない

注：１　不発弾処理対策の実績の有無について、いずれかの「□」に「■」を付す。
　　２　不発弾処理対策の実績があるに「■」を付した場合は、実施内容が具体的に把握できる資料を添付する。

別紙様式第18

予備自衛官又は即応予備自衛官の現場配置予定者

工 事 名：

予備自衛官又は即応予備自衛官	
氏　　名	
生　年　月　日	
所属する企業名	
従事する工種等	
駐屯地等との調整業務	□駐屯地等との調整において現場代理人を補佐し、アドバイス等を行なう
自衛官在職時の勤務地（駐屯地等名を記載）	
現場配置予定日数	

注：１　現場配置予定者１名につき１枚とする。

２　予備自衛官又は即応予備自衛官であることを証明するために自衛隊地方協力本部長又は指定部隊等の長が発行する証明書の写しを添付する。

３　雇用保険被保険者証の写しを添付する。

４　駐屯地等との調整において現場代理人を補佐し、アドバイス等を行なう場合は「□」に「■」を付す。
「■」が付されていない場合は「予備自衛官又は即応予備自衛官の現場配置」欄を加点評価しない。

５　行政機関の休日に関する法律（昭和63年法律第91号）第１条第１項に規定する行政機関の休日を除く日数を記載する。

６　予備自衛官又は即応予備自衛官を現場配置する予定があるとして契約した場合は、工事の着手前において監督官に２の証明書（原本）を提出し、当該者の作業従事計画を提出するものとする。ただし、やむを得ない事情により競争参加資格確認申請時に提出した現場配置予定者又は予定日数が変わる場合は、評価結果が同等以上であること。
完成検査時に予備自衛官等を延べ３０人・日以上現場配置していない又は駐屯地等との調整業務を実施していないことが判明した場合は、工事成績評定点を減ずる。

別紙様式第19

平成　　年　　月　　日

見積に関するヒアリング日時希望通知書

（契約担当官等の官職氏名）　　殿

住　　所
商号又は名称
代 表 者 氏 名　　印

見積に関するヒアリングについては、以下のとおり希望日時等を通知します。

工事名	
ヒアリング出席予定者	①配置予定技術者　　氏名 ②役職　　氏名 ③役職　　氏名
ヒアリング希望日	希望日　平成　　年　　月　　日（　）
ヒアリング希望時間	希望時間　○○時から○○時まで

注１：ヒアリング会場には、競争参加資格確認申請者の責任者（支店長・営業所長等）・配置予定技術者等を含め３名程度でお願いします。
注２：ヒアリングの実施日時については後日通知しますが、日時は希望どおりにならない場合がありますので、あらかじめご了承願います。

付紙
【総合評価落札方式（簡易型）】

評　　価　　基　　準

工事名：

（※：評価項目は、総合評価落札方式（簡易型）の必須項目及び一部の選択項目（予備自衛官等の現場配置）を選択した場合の作成例である。）

工事名：

１から３の評価点の最高点の合計は○○点とする。

１　企業の技術力について
(1) 簡易な施工計画
下表の評価項目についてそれぞれ評価を行い、各々評価点を算出する。評価項目毎の最高点は６点とする。

評価項目		評価基準	評価点
簡易な施工計画	工程管理に関する技術的所見	○○○○○について	2
		○○○○○について	2
		○○○○○について	2
		不適切である	欠格
	安全管理に留意すべき事項	○○○○○について	2
		○○○○○について	2
		○○○○○について	2
		不適切である	欠格
	品質管理及び施工上配慮すべき事項に関する技術的所見	○○○○○について	2
		○○○○○について	2
		○○○○○について	2
		不適切である	欠格

(2) 施工実績等
下表の評価項目について評価を行い、評価点を算出する。
なお、最高点を○○点とする。

評価項目		評価基準	評価点
企業の施工能力	**同種工事の施工実績** 当該年度及び前年度から過去15年間の実績（平成○年４月１日から公告日までに完成・引渡しが完了した工事）	国又は公団若しくは独立行政法人発注の施工実績あり（民営化後は、その他として取り扱う。）	2
		地方公共団体又は公社発注の施工実績あり（民営化後は、その他として取り扱う。）	1
		その他	0
	工事成績 当該工事と同一工種で当該年度を含まない過去２年間の工事成績評定点の平均点（平成○年４月１日から平成○年３月31日までに完成・引渡しが完了した工事の工事成績） ※ 帯広支局及び熊本支局における同一の地域ブロックは、本局を含むブロックとする。	○○防衛局【当該地域を管轄する地方防衛局等を記載する。】管轄地域における防衛省発注機関で、80点以上	10
		他地方防衛局管轄地域における防衛省発注機関で、80点以上	9
		○○防衛局【当該地域を管轄する地方防衛局等を記載する。】と同一の地域ブロックの発注者協議会に所属している国又は公団（独立行政法人）の各部局が発注した工事で、80点以上（工事成績評定相互利用対象工事による）	8
		○○防衛局【当該地域を管轄する地方防衛局等を記載する。】管轄地域における防衛省発注機関で、75点以上80点未満	7
		他地方防衛局管轄地域における防衛省発注機関で、75点以上80点未満	6
		○○防衛局【当該地域を管轄する地方防衛局等を記載する。】と同一の地域ブロックの発注者協議会に所属している国又は公団（独立行政法人）の各部局が発注した工事で、75点以上80点未満（工事成績評定相互利用対象工事による）	5
		○○防衛局【当該地域を管轄する地方防衛局等を記載する。】管轄地域における防衛省発注機関で、70点以上75点未満	4
		他地方防衛局管轄地域における防衛省発注機関で、70点以上75点未満	3
		○○防衛局【当該地域を管轄する地方防衛局等を記載する。】と同一の地域ブロックの発注者協議会に所属している国又は公団（独立行政法人の各部局が発注した工事で、70点以上75点未満（工事成績評定相互利用対象工事による）	2
		・○○防衛局【当該地域を管轄する地方防衛局等を記載する。】管轄地域における防衛省発注機関で、65点以上70点未満 ・○○防衛局【当該地域を管轄する地方防衛局等を記載する。】管轄地域における防衛省発注機関を除く全てで、70点未満 ・工事成績なし	0
	当該工事と同一工種で当該年度を含まない過去２年間の工事成績評定点（平成○年４月１日から平成○年３月31日までに完成・引渡しが完了した工事の工事成績）	○○防衛局【当該地域を管轄する地方防衛局等を記載する。】管轄地域における防衛省発注機関で、65点未満の実績あり	企業の施工能力の評価を０点とする

企業の施工能力	**優秀工事顕彰等の実績** 当該年度及び前年度から過去３年間の大臣官房施設監の顕彰、地方防衛局長の感謝状の贈与又は地方防衛局調達部長若しくは地方防衛支局長の顕彰の実績(平成○年４月１日から公告日までに顕彰等を贈与した工事) ※ 当該防衛省発注機関の発注工事が対象となった顕彰等に限る。	大臣官房施設監の特別優秀工事等顕彰	１件につき５点※
		地方防衛局長の感謝状の贈与	１件につき４点※
		地方防衛局調達部長又は地方防衛支局長の優秀工事等顕彰	１件につき３点※
		実績なし	0
	難工事の工事実績 過去２年間に、○○防衛局【当該地域を管轄する地方防衛局等を記載する。】管轄地域における防衛省発注機関発注の難工事を施工した実績（平成○年○月○日から公告日までに完成・引渡しが完了した工事）	実績があり、かつ工事成績が70点以上	1
		実績なし又は工事成績が70点未満	0
	品質管理ﾏﾈｼﾞﾒﾝﾄｼｽﾃﾑ（ISO9000s）の取得状況	認証を取得済み（当該工事に適用予定であること。）	2
	環境ﾏﾈｼﾞﾒﾝﾄｼｽﾃﾑ（ISO14000s）の取得状況	認証を取得済み（当該工事に適用予定であること。）	2
	情報ｾｷｭﾘﾃｨﾏﾈｼﾞﾒﾝﾄｼｽﾃﾑ（ISO27000s）の取得状況	認証を取得済み（当該工事に適用予定であること。）	2
	※ ISOの取得状況は取得したｼﾘｰｽﾞ毎にそれぞれ加算し、最大６点を加算	認証を未取得	0
配置予定技術者の能力	**資格**	一級○○施工管理技士又は同等以上の資格あり	1
		一級○○施工管理技士又は同等以上の資格なし	欠格
	同種工事の施工経験 当該年度を含む前年度から過去15年間の実績（平成○年４月１日から公告日までに完成・引渡しが完了した工事）	同種工事の施工経験あり（役職（監理（主任）技術者又は現場代理人）経験あり）	2
		同種工事の施工経験なし（役職（監理（主任）技術者又は現場代理人）経験なし）	1
	監理（主任）技術者又は現場代理人の経験 当該年度を含まない過去３年間のうち、○○防衛局【当該地域を管轄する地方防衛局等を記載する。】管轄地域における防衛省発注機関の工事であって、当該工事と同一工種において、監理（主任）技術者又は現場代理人の経験（平成○年４月１日から平成○年３月31日までに完成・引渡しが完了した工事） ※ 現在と異なる社の所属であってもよい。	○○防衛局【当該地域を管轄する地方防衛局等を記載する。】管轄地域における防衛省発注機関の工事のうち、当該工事と同一工種において、監理（主任）技術者又は現場代理人として経験し、工事成績の評価が平均85点以上	5
		○○防衛局【当該地域を管轄する地方防衛局等を記載する。】管轄地域における防衛省発注機関の工事のうち、当該工事と同一工種において、監理（主任）技術者又は現場代理人として経験し、工事成績の評価が平均75点以上	3
		○○防衛局【当該地域を管轄する地方防衛局等を記載する。】管轄地域における防衛省発注機関の工事のうち、当該工事と同一工種において、監理（主任）技術者又は現場代理人の経験がある	1
		○○防衛局【当該地域を管轄する地方防衛局等を記載する。】管轄地域における防衛省発注機関の工事のうち、当該工事と同一工種において、監理（主任）技術者又は現場代理人の経験がない	0
		○○防衛局【当該地域を管轄する地方防衛局等を記	配置予定

配置予定技術者の能力		載する。】管轄地域における防衛省発注機関の工事において、監理（主任）技術者又は現場代理人であった工事の直近の工事成績が65点未満	技術者の能力を０点とする
	優秀工事技術者顕彰等の実績 当該年度及び前年度から過去３年間の大臣官房施設監、地方防衛局調達部長又は地方防衛支局長の顕彰の実績（平成○年４月１日から公告日までに顕彰等を贈与した工事） ※ 当該防衛省発注機関の発注工事が対象となった顕彰等に限る。	大臣官房施設監の特別優秀工事等技術者顕彰	１件につき５点※
		地方防衛局調達部長又は地方防衛支局長の優秀工事等技術者顕彰	１件につき３点※
		実績なし	0
	継続教育（CPD）の取り組み状況	当該工事の履行に係る国家資格の継続教育の証明あり	1
		証明なし	0
	難工事の工事実績 企業が申請した難工事に、監理（主任）技術者又は現場代理人として従事していた場合	工事成績が75点以上	2
		工事成績が70点以上75点未満	1
		工事成績が70点未満	0

※合計で最大10点とする。

２　企業の信頼性・社会性について
　下表の評価項目について評価を行い、評価点を算出する。
　なお、最高点を○○点とする。

評価項目		評価基準	評価点
地域精通度	**地理的条件１（近隣地域内における施工実績）** 当該年度を含まない過去５年間の施工実績（平成○年４月１日から平成○年３月31日までに完成・引渡しが完了した工事）	施工実績あり（契約額１億円以上で同一工種）	2
		施工実績あり（契約額１億円以上で他工種）	1
		施工実績なし	0
	地理的条件２（本店（社）、支店、営業所の所在） ※ 所在地の設定において、都道府県による設定では評価基準として適正を欠く場合、必要に応じて市町村等の設定を可能とする。	当該都道府県内に本店（社）の所在あり	2
		当該都道府県内に当該工種に係る建設業許可を有する支店又は営業所の所在あり	1
		上記以外	0
地域貢献度	**地元企業の採用状況** ※ 地元企業とは、工事場所と同じ県内に本支店の登記がある企業で、応募者及び応募者と連結決算の関係にある企業、競争参加者の構成員が代表者及び取締役となっている企業を除く。 ※ 都道府県による設定では評価基準として適正を欠く場合、必要に応じて市町村等の設定を可能とする。	下請に採用の予定あり	1
		採用の予定なし	0
	災害協定等による地域貢献度の実績 当該都道府県内における公共機関との災害協定等の有無	災害協定等あり	1
		災害協定等なし	0

	ボランティア活動による地域貢献度の実績 当該都道府県内における過去２年間の実績	活動実績あり	1
		活動実績なし	0
予備自衛官又は即応予備自衛官の現場配置※1	**予備自衛官又は即応予備自衛官の現場配置** ［次の３つの条件を満たす場合に評価する］ ① 当該工事の作業に直接従事する技術者・技能労働者であること。 ② 駐屯地等との調整において現場代理人を補佐し、アドバイス等を行なうこと。 ③ 現場配置期間の延べ日数が３０人・日以上あること。 ※ 下請け企業が予備自衛官又は即応予備自衛官を配置する場合も同様に評価する。 ※ 現場配置予定者が複数名いる場合の取り扱いは、現場配置期間の延べ日数の合計とし、評価基準Ａ、Ｂ、Ｃが混在する場合は、３０人・日となる組合わせにおいて評価点の低い方で評価を行う。	Ａ 当該駐屯地等において自衛官在職時の勤務経験を有する予備自衛官又は即応予備自衛官であり、駐屯地等との調整業務を実施する場合	2
		Ｂ 当該都道府県内にある駐屯地等において自衛官在職時の勤務経験を有する予備自衛官又は即応予備自衛官であり、駐屯地等との調整業務を実施する場合	1
		Ｃ 当該都道府県に隣接する県内にある駐屯地等において自衛官在職時の勤務経験を有する予備自衛官又は即応予備自衛官であり、駐屯地等との調整業務を実施する場合	0.5
		なし	0

※１　「予備自衛官又は即応予備自衛官の現場配置」欄は、自衛隊の駐屯地、分屯地、基地、分屯基地及び演習場にて実施する工事の場合に選択する。

３　その他（ペナルティ）について

下表の評価項目について評価を行い、評価点を算出する。

評価項目		評価基準	評価点
その他	**事故及び不誠実な行為に対するペナルティ（過去６月の当該地方防衛局での指名停止措置要領に基づく指名停止措置等）** ※ 過去６月とは申請書等の提出期限日の前日からさかのぼること６月以内に指名停止期間がある場合をいう。 ※ 違約金を請求した実績がある場合は、さらに「－１点」とする。	指名停止期間（累積）：６月以上	－５
		指名停止期間（累積）：３月以上６月未満	－４
		指名停止期間（累積）：３月未満	－３
		文書注意	－２
		口頭注意	－１
		該当なし	0

４　工事成績相互利用登録機関について

下表の構成員及びその他条件において、工事の実績を確認し、上記１(2)「工事成績」について評価する。

中央官庁	発注機関、部署等	工事種別	工事規模	時期
○○省	○○部○○課	○○工事	契約額○○円以上の工事	平成○年○月○日以降に契約した工事
○○省	○○部○○課、○○局	すべての工事	契約額○○円を超える工事	平成○年○月○日以降に完成した工事

付紙
【地域評価型総合評価落札方式（簡易型）】

評　　価　　基　　準

工事名：

（※：評価項目は、地域評価型総合評価落札方式（簡易型）の必須項目及び一部の選択項目（不発弾処理対策の実績、予備自衛官等の現場配置）を選択した場合の作成例である。）

工事名：

１から３の評価点の最高点の合計は○○点とする。

１　企業の技術力について
(1) 簡易な施工計画
下表の評価項目についてそれぞれ評価を行い、各々評価点を算出する。評価項目毎の最高点は６点とする。

評価項目		評価基準	評価点
簡易な施工計画	工程管理に関する技術的所見	○○○○○について	2
		○○○○○について	2
		○○○○○について	2
		不適切である	欠格
	安全管理に留意すべき事項	○○○○○について	2
		○○○○○について	2
		○○○○○について	2
		不適切である	欠格
	品質管理及び施工上配慮すべき事項に関する技術的所見	○○○○○について	2
		○○○○○について	2
		○○○○○について	2
		不適切である	欠格

(2) 施工実績等
下表の評価項目について評価を行い、評価点を算出する。
なお、最高点を○○点とする。

評価項目		評価基準	評価点
企業の施工能力	**同種工事の施工実績** 当該年度及び前年度から過去15年間の実績（平成○年４月１日から公告日までに完成・引渡しが完了した工事）	国又は公団若しくは独立行政法人発注の施工実績あり（民営化後は、その他として取り扱う。）	2
		地方公共団体又は公社発注の施工実績あり（民営化後は、その他として取り扱う。）	1
		その他	0
	工事成績 当該工事と同一工種で当該年度を含まない過去２年間の工事成績評定点の平均点（平成○年４月１日から平成○年３月31日までに完成・引渡しが完了した工事の工事成績） ※ 帯広支局及び熊本支局における同一の地域ブロックは、本局を含むブロックとする。	○○防衛局【当該地域を管轄する地方防衛局等を記載する。】管轄地域における防衛省発注機関で、80点以上	10
		他地方防衛局管轄地域における防衛省発注機関で、80点以上	9
		○○防衛局【当該地域を管轄する地方防衛局等を記載する。】と同一の地域ブロックの発注者協議会に所属している国又は公団（独立行政法人）の各部局が発注した工事で、80点以上（工事成績評定相互利用対象工事による）	8
		○○防衛局【当該地域を管轄する地方防衛局等を記載する。】管轄地域における防衛省発注機関で、75点以上80点未満	7
		他防衛局管轄地域における防衛省発注機関で、75点以上80点未満	6
		○○防衛局【当該地域を管轄する地方防衛局等を記載する。】と同一の地域ブロックの発注者協議会に所属している国又は公団（独立行政法人）の各部局が発注した工事で、75点以上80点未満（工事成績評定相互利用対象工事による）	5
		○○防衛局【当該地域を管轄する地方防衛局等を記載する。】管轄地域における防衛省発注機関で、70点以上75点未満	4
		他地方防衛局管轄地域における防衛省発注機関で、70点以上75点未満	3
		○○防衛局【当該地域を管轄する地方防衛局等を記載する。】と同一の地域ブロックの発注者協議会に所属している国又は公団（独立行政法人の各部局が発注した工事で、70点以上75点未満（工事成績評定相互利用対象工事による）	2
		・○○防衛局【当該地域を管轄する地方防衛局等を記載する。】管轄地域における防衛省発注機関で、65点以上70点未満 ・○○防衛局【当該地域を管轄する地方防衛局等を記載する。】管轄地域における防衛省発注機関を除く全てで、70点未満 ・工事成績なし	0
	当該工事と同一工種で当該年度を含まない過去２年間の工事成績評定点（平成○年４月１日から平成○年３月31日までに完成・引渡しが完了した工事の工事成績）	○○防衛局【当該地域を管轄する地方防衛局等を記載する。】管轄地域における防衛省発注機関で、65点未満の実績あり	企業の施工能力の評価を０点とする

企業の施工能力	**優秀工事顕彰等の実績** 当該年度及び前年度から過去３年間の大臣官房施設監の顕彰、地方防衛局長の感謝状の贈与又は地方防衛局調達部長若しくは地方防衛支局長の顕彰の実績(平成○年４月１日から公告日までに顕彰等を贈与した工事) ※ 当該防衛省発注機関の発注工事が対象となった顕彰等に限る。	大臣官房施設監の特別優秀工事等顕彰	１件につき５点※
		地方防衛局長の感謝状の贈与	１件につき４点※
		地方防衛局調達部長又は地方防衛支局長の優秀工事等顕彰	１件につき３点※
		実績なし	0
	難工事の工事実績 過去２年間に、○○防衛局【当該地域を管轄する地方防衛局等を記載する。】管轄地域における防衛省発注機関発注の難工事を施工した実績（平成○年○月○日から公告日までに完成・引渡しが完了した工事）	実績があり、かつ工事成績が70点以上	1
		実績なし又は工事成績が70点未満	0
	品質管理ﾏﾈｼﾞﾒﾝﾄｼｽﾃﾑ（ISO9000s）の取得状況	認証を取得済み（当該工事に適用予定であること。）	2
	環境ﾏﾈｼﾞﾒﾝﾄｼｽﾃﾑ（ISO14000s）の取得状況	認証を取得済み（当該工事に適用予定であること。）	2
	情報ｾｷｭﾘﾃｨﾏﾈｼﾞﾒﾝﾄｼｽﾃﾑ（ISO27000s）の取得状況	認証を取得済み（当該工事に適用予定であること。）	2
	※ISOの取得状況は取得したｼﾘｰｽﾞ毎にそれぞれ加算し、最大６点を加算	認証を未取得	0
配置予定技術者の能力	**資格**	一級○○施工管理技士又は同等以上の資格あり	1
		一級○○施工管理技士又は同等以上の資格なし	欠格
	同種工事の施工経験 当該年度を含む前年度から過去15年間の実績（平成○年４月１日から公告日までに完成・引渡しが完了した工事）	同種工事の施工経験あり（役職（監理（主任）技術者又は現場代理人）経験あり）	2
		同種工事の施工経験なし（役職（監理（主任）技術者又は現場代理人）経験なし）	1
	監理（主任）技術者又は現場代理人の経験 当該年度を含まない過去３年間のうち、○○防衛局【当該地域を管轄する地方防衛局等を記載する。】管轄地域における防衛省発注機関の工事であって、当該工事と同一工種において、監理（主任）技術者又は現場代理人の経験（平成○年４月１日から平成○年３月31日までに完成・引渡しが完了した工事） ※ 現在と異なる社の所属であってもよい。	○○防衛局【当該地域を管轄する地方防衛局等を記載する。】管轄地域における防衛省発注機関の工事のうち、当該工事と同一工種において、監理（主任）技術者又は現場代理人として経験し、工事成績の評価が平均85点以上	5
		○○防衛局【当該地域を管轄する地方防衛局等を記載する。】管轄地域における防衛省発注機関の工事のうち、当該工事と同一工種において、監理（主任）技術者又は現場代理人として経験し、工事成績の評価が平均75点以上	3
		○○防衛局【当該地域を管轄する地方防衛局等を記載する。】管轄地域における防衛省発注機関の工事のうち、当該工事と同一工種において、監理（主任）技術者又は現場代理人の経験がある	1
		○○防衛局【当該地域を管轄する地方防衛局等を記載する。】管轄地域における防衛省発注機関の工事のうち、当該工事と同一工種において、監理（主任）技術者又は現場代理人の経験がない	0
		○○防衛局【当該地域を管轄する地方防衛局等を記	配置予定

配置予定技術者の能力		載する。】管轄地域における防衛省発注工事において、監理（主任）技術者又は現場代理人であった工事の直近の工事成績が65点未満	技術者の能力を０点とする
	優秀工事技術者顕彰等の実績 当該年度及び前年度から過去３年間の大臣官房施設監、地方防衛局調達部長又は地方防衛支局長の顕彰の実績（平成○年４月１日から公告日までに顕彰等を贈与した工事） ※ 当該防衛省発注機関の発注工事が対象となった顕彰等に限る。	大臣官房施設監の特別優秀工事等技術者顕彰	１件につき５点※
		地方防衛局調達部長又は地方防衛支局長の優秀工事等技術者顕彰	１件につき３点※
		実績なし	０
	継続教育（CPD)の取り組み状況	当該工事の履行に係る国家資格の継続教育の証明あり	1
		証明なし	０
	難工事の工事実績 企業が申請した難工事に、監理（主任）技術者又は現場代理人として従事していた場合	工事成績が75点以上	2
		工事成績が70点以上75点未満	1
		工事成績が70点未満	０

※合計で最大10点とする。

２　企業の信頼性・社会性について
下表の評価項目について評価を行い、評価点を算出する。
なお、最高点を○○点とする。

評価項目		評価基準	評価点
地域精通度	**地理的条件１（近隣地域内における施工実績）** 当該工事と同一工種で当該年度を含まない過去５年間の施工実績（平成○年４月１日から平成○年３月31日までに近隣地域（同一県内）での完成・引渡しが完了した工事）（共同企業体の場合は構成員すべてを対象とする。）	施工実績15件以上	4
		施工実績10件以上15件未満	2
		施工実績10件未満	０
	地理的条件２（本店（社）、支店、営業所の所在） ※ 本店等の所在について、都道府県では評価基準として適正を欠く場合、必要に応じて市町村等の設定を可能とする。	当該地域内に本店（社）の所在あり	4
		当該地域内に当該工種に係る建設業許可を有する支店又は営業所の所在あり	2
		上記以外	０
	地産品の使用状況 当該年度を含まない過去２年間に同一県内で生産・製造された建設資材の使用状況（平成○年４月１日から平成○年３月31日までの実績）	使用あり	1
		使用なし	０
	地元企業の採用状況（下請をする直接工事費に係る内容） ※ 地元企業とは、工事場所と同じ県内に本支店の登記がある企業をいい、応募者	県内下請業者への発注予定金額が請負金額の30％以上	１０
		県内下請業者への発注予定金額が請負金額の20％	5

地域貢献度	及び応募者と連結決算の関係にある企業、競争参加者の構成員が代表者及び取締役となっている企業を除く。 ※ 都道府県による設定では評価基準として適性を欠く場合、必要に応じて市町村等の記載を可能とする。	以上30%未満	
		県内下請業者への発注予定金額が請負金額の20%未満	0
	災害協定等による地域貢献度の実績 公共機関との災害協定等の有無。 ※ 県内特定地域とは、同一県内にあって同じ文化、流通又は経済圏を有する地域をいい、当該工事場所の周辺地域。	災害協定等あり（県内特定地域）※１	2
		災害協定等あり（同一県内）※１	1
		災害協定等なし	0
	ボランティア活動による地域貢献度の実績 当該都道府県内における過去２年間の実績 ※ 県内特定地域とは、同一県内にあって同じ文化、流通又は経済圏を有する地域をいい、当該工事場所の周辺地域。	活動実績あり（県内特定地域）※１	2
		活動実績あり（同一県内）※１	1
		活動実績なし	0
	不発弾処理対策の実績※２ 当該都道府県内において当該年度を含まない過去15年間の実績（平成○年４月１日から平成○年３月31日までに不発弾処理対策を実施した実績） ※ 不発弾処理対策とは現場において不発弾が発見され、自衛隊及び警察等が処理するまでの間、現場対策（立ち入り制限等の安全施設類の設置、安全管理上の監視、交通誘導員等の配置等）を行ったものをいう。	３件以上	4
		１件以上３件未満	2
		実績なし	0
予備自衛官又は即応予備自衛官の現場配置※３	**予備自衛官又は即応予備自衛官の現場配置** ［次の３つの条件を満たす場合に評価する］ ①当該工事の作業に直接従事する技術者・技能労働者であること。 ②駐屯地等との調整において現場代理人を補佐し、アドバイス等を行なうこと。 ③現場配置期間の延べ日数が３０人・日以上あること。 ※ 下請け企業が予備自衛官又は即応予備自衛官を配置する場合も同様に評価する。 ※ 現場配置予定者が複数名いる場合の取り扱いは、現場配置期間の延べ日数の合計とし、評価基準Ａ、Ｂ、Ｃが混在する場合は、３０人・日となる組合わせにおいて評価点の低い方で評価を行う。	Ａ 当該駐屯地等において自衛官在職時の勤務経験を有する予備自衛官又は即応予備自衛官であり、駐屯地等との調整業務を実施する場合	2
		Ｂ 当該都道府県内にある駐屯地等において自衛官在職時の勤務経験を有する予備自衛官又は即応予備自衛官であり、駐屯地等との調整業務を実施する場合	1
		Ｃ 当該都道府県に隣接する県内にある駐屯地等において自衛官在職時の勤務経験を有する予備自衛官又は即応予備自衛官であり、駐屯地等との調整業務を実施する場合	0.5
		なし	0

※１　「災害協定等による地域貢献度の実績」及び「ボランティア活動による地域貢献度の実績」の評価基準は、工事及び地域の特性を考慮し、「県内特定地域」か「同一県内」かを選択する。
※２　「不発弾処理対策の実績」欄は、工事及び地域の特性を考慮し、選択する。
※３　「予備自衛官又は即応予備自衛官の現場配置」欄は、自衛隊の駐屯地、分屯地、基地、分屯基地及び演習場にて実施する工事の場合に選択する。

３　その他（ペナルティ）について
下表の評価項目について評価を行い、評価点を算出する。

評価項目	評価基準	評価点

その他	事故及び不誠実な行為に対するペナルティ（過去６月の○○防衛局【当該契約担当官等の所在地を管轄する地方防衛局を記載する。】での指名停止措置要領に基づく指名停止措置等） ※ 過去６月とは申請書等の提出期限日の前日からさかのぼること６月以内に指名停止期間がある場合をいう。 ※ 違約金を請求した実績がある場合は、さらに「－１点」とする。	指名停止期間（累積）：６月以上	－５
		指名停止期間（累積）：３月以上６月未満	－４
		指名停止期間（累積）：３月未満	－３
		文書注意	－２
		口頭注意	－１
		該当なし	０

４　工事成績相互利用登録機関について
下表の構成員及びその他条件において、工事の実績を確認し、上記１(2)「工事成績」について評価する。

中央官庁	発注機関、部署等	工事種別	工事規模	時期
○○省	○○部○○課	○○工事	契約額○○円以上の工事	平成○年○月○日以降に契約した工事
○○省	○○部○○課、○○局	すべての工事	契約額○○円を超える工事	平成○年○月○日以降に完成した工事

競争参加者の資格に関する公示

○○○○○工事に係る特定建設工事共同企業体としての競争参加者の資格(以下「特定建設工事共同企業体としての資格」という。）を得ようとする者の申請方法について、次のとおり公示します。

平成○○年○月○日

○○○○　○○　○○【発注機関の長を記載する。】

１　工 事 名　○○（○）○○○建設工事
２　工事場所　○○県○○市○○町○－○－○
３　工事概要　用途　○○、構造　鉄筋コンクリート造○階建て、規模　建物延べ面積○○○○㎡
４　工期　平成○○年○月○日まで
５　競争参加資格審査申請書の交付
(1) 交付期間　平成○○年○月○日から平成○○年○月○日までの行政機関の休日に関する法律（昭和63年法律第91号）第１条第１項に規定する行政機関の休日（以下「行政機関の休日」という。）を除く毎日、午前○時から午後○時まで。ただし、正午から午後１時までの間を除く。
(2) 交付場所　〒○○○－○○○○　○○県○○市○○町○－○－○
○○【当該発注機関、部署名を記載する。】
電話○○－○○○○－○○○○（内線○○○○）
(3) そ の 他　特定建設工事共同企業体として資格を得ようとする者に交付する。
６ 申請書の提出
(1) 提出期間　平成○○年○月○日から平成○○年○月○日までの行政機関の休日を除く毎日、午前○時から午後○時まで。ただし、正午から午後１時までの間を除く。
(2) 提出場所　上記５(2)に同じ。
(3) 提出方法　申請書に次に掲げる書類を添付し、持参又は郵送（書留郵便に限る。）若しくは託送（書留郵便と同等のものに限る。）により提出すること。
ア　総合評定値通知書（建設業法（昭和24年法律第100号）第２７条の２９第１項の請求により国土交通大臣又は都道府県知事から通知されたもの。）又は経営規模等評価結果通知書で平成○・○年度資格審査申請の際に提出したものの写し
イ　共同企業体協定書の写し
ウ　下記７(2)アの要件を満たすことを判断できる工事の施工実績を記載した書類（申請書とともに交付する様式により作成したものに限る。ただし、当該様式は、当該工事の「入札公告（建設工事)」（平成○年○月○日付○○○○【契約担当官等名を記載する。】）に示すところにより交付する入札説明書の別記様式○と同一であるので、それらを使用して作成しても差し支えない。）

(4) そ の 他　申請書及び添付書類は、日本語で作成すること。
　申請書は、平成○○年○月○日以降、当該工事に係る開札の時まで（行政機関の休日を除く。）随時、受け付けるが、当該開札の時までに審査が終了せず、競争に参加できないことがある。

7　特定建設工事共同企業体としての資格

(1) 特定建設工事共同企業体の構成
　特定建設工事共同企業体の構成は、次の条件を満たす２又は３社の組合せとする。

ア　防衛省における平成○・○年度一般競争（指名競争）参加資格（以下「防衛省競争参加資格」という。）のうち、「○○工事」で級別の格付を受け、○○防衛局【当該契約担当官等の所在地を管轄する地方防衛局等を記載する。】に競争参加を希望している者であること（会社更生法（平成14年法律第154号）に基づき更生手続開始の申立てがなされている者又は民事再生法（平成11年法律第225号）に基づく再生手続開始の申立てがなされている者については、手続開始の決定後、再度級別の格付を受けていること。）。

【代表者と代表者以外の構成員に求める点数が同一の場合、イは次のとおりとする。】

イ　防衛省競争参加資格の「○○工事」に係る総合審査数値（資格審査結果通知書の記３の総合審査数値欄の点数）が、○○点以上であること。

【代表者以外の構成員に求める点数を引き下げる場合、イは次のとおりとする。】

イ　防衛省競争参加資格の「○○工事」に係る総合審査数値（資格審査結果通知書の記３の総合審査数値欄の点数）が、代表者は○○点、代表者以外の構成員は○○点以上であること。

ウ　競争参加資格確認申請書の提出期限の日から認定を行う日までの期間に、○○防衛局長【当該契約担当官等の所在地を管轄する地方防衛局等の長を記載する。】から、工事請負契約等に係る指名停止等の措置要領について（防整施（事）第150号。28．３．31）に基づく指名停止を受けていないこと。

エ　上記１に示した工事に係る設計業務等の受注者（受注者が共同体である場合においては、当該共同体の各構成員をいう。以下同じ。）又は当該受注者と資本若しくは人事面において関連がある建設業者でないこと。

(2) 構成員の技術的要件等
　特定建設工事共同企業体の構成員は、次に掲げる要件を満たすものとする。

【代表者と代表者以外の構成員に求める条件が同一の場合、アは次のとおりとする。】

ア　平成○年度以降に、（用途が○○で、）鉄筋コンクリート造○階建て以上、建物延べ面積○○㎡以上の工事を施工した実績を有すること（建設共同企業体の構成員としての実績は、出資比率が20％以上のものに限る。）。

【代表者以外の構成員に求める条件を緩和する場合、アは次のとおりとする。】

ア　代表者は、平成○年度以降に、（用途が○○で、）鉄筋コンクリート造○階建て以上、建物延べ面積○○㎡以上の工事を施工した実績を有すること（建設共同企業体の構成員としての実績は、出資比率が20％以上のものに限る。）。ただし、代表者以外の構成員は、平成○年度以降に、（用途が○○で、）鉄筋コンクリート造○階建て、建物延べ面積約○○○㎡以上の工事を施工した実績を有すること（建設共同企業体の構成員としての実績は、出資比率が20％以上のものに限る。）。

イ　建設業法の○○工事につき許可を有しての営業年数が５年以上であること。

ウ　○○工事に係る監理技術者又は国家資格を有する主任技術者を工事現場に専任で配置できること。

(3) 出資比率要件

すべての構成員が、均等割りの10分の６以上の出資比率であるものとする。

(4) 代表者の要件

代表者は、○○工事に係る施工能力が大きいと認められる者とする。また、代表者の出資比率は、構成員中最大であるものとする。

８　上記７(1)アに掲げる競争参加資格の級別の格付を受けていない者を含む特定建設工事共同企業体も上記６により申請することができる。この場合、上記７(1)アに掲げる競争参加資格の級別の格付を受けていない者は、上記７(1)ア及びイに示す構成員の要件を得る必要がある。

なお、当該工事の開札の時までに特定建設工事共同企業体として資格の審査が終了していないとき又は上記７(1)アに掲げる競争参加資格の級別の格付を受けていない者が当該工事の開札までに上記７(1)ア及びイにする構成員の要件を得ていないときは、特定建設工事共同企業体としての資格がないものとする。

９　資格審査結果の通知

「資格審査結果通知書」により通知する。

10　資格の有効期間

資格審査結果通知の日から工事請負契約の履行後３か月以内を経過するまでとする。ただし、当該工事の受注者以外の者であっては、当該工事の請負契約が締結された日までとする。

11　その他

(1) 特定建設工事共同企業体の名称は、「○○（○）○○○建設工事○○○建設・○○○建設・○○○建設建設共同企業体」とする。

(2) 当該工事に係る競争に参加するためには、開札の時において、特定建設工事共同企業体としての資格の認定を受け、かつ、当該工事の「入札公告（建設工事）」に示す手続きに従い、資格審査結果の通知を受けていなければならない。

入 札 公 告（建設工事）

次のとおり一般競争入札（政府調達協定対象外）に付します。

平成○年○月○日

○○○○

○○○○　○○　○○【発注者名を記載する。】

1　工事概要

(1) 工事名　○○（○）○○○工事

(2) 工事場所　○○県○○市○○町○－○

(3) 工事内容　本工事は、以下の工事を行うものである。

用途　○○、構造　鉄筋コンクリート造○階建て、規模　建物延べ面積約○○○○㎡

(4) 工期　平成○年○月○日まで

(5) 本工事は、入札時に「企業・技術者の施工実績及び工事成績等」を受け付け、価格と価格以外の要素を総合的に評価して落札者を決定する総合評価落札方式のうち、品質確保のための施工体制及びその他の施工体制の確保状況を確認し、施工内容を確実に実現できるかどうかについて審査し、評価を行う施工体制確認型総合評価落札方式（施工能力評価型）の試行対象工事である。【地域精通度等を評価項目として選択した場合は、「なお、「企業の技術力」の評価に当たっては、地域精通度等を含めて評価を行う対象工事である。」を追記する。】

【見積活用方式の場合は次の２項目を追加する。】

(6) 本工事は、発注者が競争参加希望者に見積の提出を求め、ヒアリングを通じて見積の妥当性を確認し、妥当性が確認できた見積を積算価格に反映させるものである。見積の提出期限までに○○工事、○○工事に対する直接工事費（当該工事に必要な仮設費を含む。）【共通仮設費又は現場管理費の積み上げ分の場合は、「共通仮設費（又は現場管理費）への積み上げ分である○○」を記載する。】について記載した見積（以下「見積」という。）を提出するものとする（詳細は入札説明書による。）。

(7) 本工事では、見積の提出後、競争参加希望者の責任者、配置予定の技術者等からヒアリングを行い、見積の妥当性を確認するものとする。

【電子入札対象の場合は次の項目を追加する。】

(6) 本工事は、資料提出及び入札を電子入札システムにより行う工事である。ただし、電子入札システムにより難いものは、発注者の承諾を得て紙入札方式に代えるものとする。

なお、紙入札方式の承諾に関しては○○防衛局総務部契約課に紙入札方式参加承諾願を提出するものとする。

(7) 本工事は、工事費内訳明細書の提出を義務付ける工事である。

２　競争参加資格

(1) 予算決算及び会計令（昭和22年勅令第165号。以下「予決令」という。）第70条及び第71条の規定に該当しない者であること。

(2) 防衛省における平成○・○年度一般競争（指名競争）参加資格（以下「防衛省競争参加資格」という。）のうち、「○○工事」で級別の格付を受け、○○防衛局【当該契約担当官等の所在地を管轄する地方防衛局等を記載する。】に競争参加を希望していること（会社更生法（平成14年法律第154号）に基づき更生手続開始の申立てがなされている者又は民事再生法（平成11年法律第225号）に基づき再生手続開始の申立てがなされている者については、手続開始の決定後、再度級別の格付を受けていること。）。

(3) 会社更生法に基づく更生手続開始の申立てがなされている者又は民事再生法に基づき再生手続開始の申立てがなされている者（(2)の再度級別の格付を受けた者を除く。）でないこと。

(4) 防衛省競争参加資格の「○○工事」に係る総合審査数値（資格審査結果通知書の記３の総合審査数値欄の点数）が○○点以上であること。

(5) 平成○年度以降入札公告日まで【当該年度及び前年度から過去15年間を記載する。】に、元請けとして完成・引渡しを完了した工事のうち、（用途が○○で、）鉄筋コンクリート造○階建て以上、建物延べ面積○○㎡以上（１棟当たり）の工事を施工した実績を有すること（建設共同企業体の構成員としての実績は、出資比率が20％以上のものに限る。）。

なお、当該実績が平成13年12月25日以降に完成した防衛省発注機関（契約担当官等が属する防衛省本省の内部部局、防衛大学校、防衛医科大学校、防衛研究所、統合幕僚監部、陸上幕僚監部、海上幕僚監部、航空幕僚監部、情報本部、防衛監察本部、地方防衛局並びに統合幕僚長及び陸上幕僚長、海上幕僚長又は航空幕僚長の監督を受ける陸上自衛隊、海上自衛隊及び航空自衛隊の部隊及び機関並びに防衛装備庁をいう。以下同じ。）（旧防衛施設局及び旧防衛施設支局を含む。）の発注した工事に係るものにあっては、施工成績評定通知書又は工事成績評定通知書の評定点合計（以下「評定点合計」という。）が65点未満のものを除く。また、実績が工事成績相互利用登録機関が発注した工事で工事成績評定相互利用対象工事に該当するものである場合は、工事成績の評定点が65点未満のものを除くこと。

(6) 次の基準を全て満たす監理技術者又は主任技術者（以下「監理技術者等」という。）を当該工事に専任で配置できること。

ア　一級建築士又はこれと同等以上の資格を有する者である。【建築工事の場合】

イ　平成○年度以降入札公告日まで【当該年度及び前年度から過去15年間を記載する。】に、(5)に掲げる工事の経験を有する者である（原則、着工から完成まで従事している。）。

なお、当該経験が平成13年12月25日以降に完成した防衛省発注機関（旧防衛施設局及び旧防衛施設支局を含む。）の発注した工事に係るものにあっては、評定点合計が65点未満のものを除く。また、経験が工事成績相互利用登録機関が発注

した工事で工事成績評定相互利用対象工事に該当するものである場合は、工事成績の評定点が65点未満のものを除く。

ウ　監理技術者にあっては、監理技術者資格者証及び監理技術者講習修了証を有する者である。

(7) 一般競争参加資格確認申請書（以下「申請書」という。）及び競争参加資格確認資料（以下「技術資料」という。）の提出期限の日から開札の時点までの期間に、○○防衛局長【契約担当官等の所在地を管轄する地方防衛局等の長を記載する。】から工事請負契約等に係る指名停止等の措置要領について（防整施(事）第150号。28．３．31）に基づく指名停止を受けていないこと。

(8) ○○○○【当該発注機関名を記載する。】が発注した「○○工事」【工事種別を記載する。】のうち、平成○年度及び平成○年度【当該年度を含まない過去２年間を記載する。】に完成・引渡しが完了した工事の施工実績がある場合においては、当該工事に係る評定点合計の平均が65点以上であること。

(9) 上記１に示した工事に係る設計業務等の受注者（受注者が共同体である場合においては、当該共同体の各構成員をいう。以下同じ。）又は当該受注者と資本若しくは人事面において関連がある建設業者でないこと。

(10)入札に参加を希望する者の間に資本関係又は人的関係がないこと。

(11)○○防衛局【当該契約担当官等の所在地を管轄する地方防衛局等を記載する。】の管轄区域（○○県、○○県、○○県及び○○県）内に建設業法の許可（当該工事に対応する建設業種）に基づく本店、支店又は営業所が所在すること。

(12)都道府県警察から暴力団関係業者として防衛省が発注する工事等から排除するよう要請があり、当該状態が継続している有資格者でないこと。

３　総合評価に関する事項

(1) 評価項目

本工事の評価項目は、次のアからウまでとし、詳細は入札説明書による。

ア　企業の技術力

イ　施工体制

ウ　その他（ペナルティ）

(2) 総合評価の方法

ア　標準点　要求要件を満たしている者に標準点として100点を付与する。

イ　加算点　技術資料の内容に応じ、(1)ア及びウまでの評価項目ごとに評価を行い、得られた「評価点数の合計値」が、予決令第79条の規定に基づいて作成された予定価格（以下「予定価格」という。）の制限の範囲内の入札参加者のうち、最も高い者に20点の加算点を付与する。

その他の者は「評価点数の合計値」に応じ按分して求められる点数を加算点として付与する。

ウ　施工体制評価点　「施工体制評価点」は(1)イの項目について最高30点の評価点を付与する。ただし、事前調査により、施工体制が十分に確保されない場合又は契約の内容に適合した履行がされないおそれがある場合若しくは品質確保のための施工体制及びその他の施工体制が著しく確保されないおそれがある場合、減

点を行う。

エ　価格と価格以外の要素がもたらす総合評価は、入札参加者の「標準点」と「加算点」及び「施工体制評価点」の合計を、当該入札者の入札価格で除して得た数値（以下「評価値」という。）をもって行う。

(3) 施工体制の確認のため、ヒアリングを行う。

(4) 落札者の決定方法

ア　入札参加者は、価格及び(1)アからウをもって入札に参加し、次の各要件に該当する者のうち、評価値の最も高い者を落札者とする。

(ｱ) 入札価格が予定価格の制限の範囲内である。

(ｲ) 評価値が、標準点を予定価格で除した数値（以下「基準評価値」という。）を下回らない。

ただし、落札者となるべき者の入札価格によっては、その者により当該契約の内容に適合した履行がされないおそれがあると認められるとき又はその者と契約を締結することが公正な取引の秩序を乱すこととなるおそれがあって著しく不適当であると認められるときは、予定価格の制限の範囲内で、発注者の定める最低限の要求要件を全て満たして入札した他の者のうち、評価値が最も高い者を落札者とすることがある。

なお、評価値が基準評価値を上回っていても、減点評価により技術評価点が標準点（100点）を下回る場合は、落札者の対象外とする。

イ　上記の場合において、評価値の最も高い者が二者以上あるときは、くじへ移行する。くじの実施方法等については、発注者から指示をする。

(5) その他　受注者の責め帰すべき事由により入札時の(1)アの評価内容が実施されていないと判断された場合は、ペナルティとして、工事成績評定を減ずることとし、１工事最大５点減ずる。【「地元企業の採用状況」を評価項目として設定した場合に記載する。】

４　入札手続等

【電子入札の記載例は以下のとおりとし、紙入札の場合は、適宜、必要事項を記載する。】

(1) 担当部局

〒○○○－○○○○　○○県○○市○○町○－○－○
○○○○【当該発注機関、部署名を記載する。】
TEL　○○－○○○○－○○○○（内線○○○○）
FAX　○○－○○○○－○○○○

(2) 入札説明書の交付期間等

ア　交付期間　平成○年○月○日から平成○年○月○日まで（行政機関の休日に関する法律（昭和63年法律第91号）第１条第１項に規定する行政機関の休日（以下「行政機関の休日」という。）を除く。）の毎日、午前８時から午後10時（金曜日は午後６時）まで。

イ　交付場所　防衛施設建設工事電子入札システムセンター
http://www.mod-eboc.go.jp

ウ　交付方法　全て、電子データで交付を行う。

文書類　：PDF　（○○形式）
図面類　：PDF　（○○形式）
数量表等：Excel（○○形式）
申請書類：Word　（○○形式）又は一太郎（○○形式）
なお、標記以外の形式による提供は一切行わない。

エ　使用条件　ダウンロードした資料の取扱いに関する利用規則に同意すること。

オ　その他　通信環境の不具合等のため、希望する者は電子情報の提供を依頼することができる。

この場合、(1)へ「図面データの取扱いに関する同意事項」（記入・押印済みのもの)、データを保存するために必要な、ＣＤ－Ｒ（未使用に限る。）○枚及び着払いのラベル（宅配業者の場合）又は切手（日本郵便の場合）を貼付した返信用の封筒を同封し、送付する。

なお、配送によるもの以外の対応は行わない。また、この対応により被った不利益や損害については、一切補償しない。

※「図面データの取扱いに関する同意事項」の書式については、防衛省・自衛隊のホームページより入手可能である。
(http://www.mod.go.jp/○/○/○/○/○.pdf)

(3) 申請書及び技術資料の提出期限等

ア　提出期限　平成○年○月○日午後○時○分

イ　提出方法　電子入札システムにより提出する。ただし、申請書及び技術資料が３MBを超える場合の提出方法等については、入札説明書による。紙入札方式による場合は、(1)に持参又は郵送（書留郵便に限る。）若しくは託送（書留郵便と同等のものに限る。）（以下「郵送等」という。）する。

【見積活用方式の場合は、次の項目を追加する。】

(4) 見積の提出期限等

ア　提出期限　(3)アに同じ。

イ　提出方法　(1)に持参又は郵送等により提出する。

(4) 入札書の受領期限等

ア　受領期限　平成○年○月○日午後○時○分

イ　提出方法　電子入札システムにより提出する。ただし、紙入札方式による場合は、(1)に持参することとし、郵送等による提出は認めない。

(5) 開札の日時及び場所

ア　日時　平成○年○月○日午前○時○分

イ　場所　○○○○室

５　その他

(1) 手続において使用する言語及び通貨　日本語及び日本国通貨に限る。

(2) 入札保証金　免除

【入札保証金を納付させる場合は(2)は次のとおりとする。】
(2) 入札保証金納付（保管金の取扱店　○○銀行○○支店)。ただし、利付国債の提供（取扱官庁　○○○○）又は銀行等の保証（取扱官庁　○○○○）をもって入札保証金の納付に代えることができる。また、入札保証保険契約の締結を行った場合は、入札保証金を免除する。

【入札保証金を納付させる場合は次の項目を追加する。】
(3) 入札保証金の納付等に係る書類の提出期間、提出場所及び提出方法
ア　提出期間　平成○年○月○日から平成○年○月○日まで（利付国債の提供の場合は平成○年○月○日）の行政機関の休日を除く毎日、午前○時から午後○時まで。
イ　提出場所　〒○○○－○○○○　○○県○○市○○町○－○－○
○○○○【当該発注機関、部署名を記載する。】　TEL○○○○－○○－○○○○
ウ　提出方法　書類の提出は、持参又は郵送等することにより行うものとする。

(3) 契約保証金　納付（保管金の取扱店　○○銀行○○支店)。ただし、利付国債の提供（取扱官庁　○○○○）又は金融機関若しくは保証事業会社の保証（取扱官庁　○○○○）をもって契約保証金の納付に代えることができる。また、公共工事履行保証証券による保証を付し、又は履行保証保険契約の締結を行った場合は、契約保証金を免除する。
　なお、契約保証金の額、保証金額又は保険金額は請負代金額の10分の１（予決令第86条の調査を受けた者との契約については請負代金額の10分の３）以上とする。

【公共工事履行保証証券による保証の場合、(3)は次のとおりとする。】
(3) 契約保証金　免除。ただし、落札者は、公共工事履行保証証券による保証（瑕疵担保特約（２年間）を付したものに限る。）を付するものとする。この場合の保証金額は、請負代金の10分の３以上とする。

【見積活用方式の場合は次の項目を追加する。】
(4) 見積の提出期限までに見積が提出されない場合は、入札心得書第８条第１項第３号の規定に該当するものとし、その者のした入札を無効とする。」を記載する。】

(4) 入札の無効　次に掲げる入札は無効とする。
ア　本公告に示した競争参加資格のない者のした入札
イ　申請書又は技術資料に虚偽の記載をした者の入札
ウ　入札に関する条件に違反した入札

【見積活用方式の場合は次の項目を追加する。】
(6) 提出された見積の金額と入札時に提出された工事費内訳明細書の金額との間に著

しい乖離が認められ、開札後に再度ヒアリングを実施し、その妥当性が確認できない場合は、入札心得書第８条第１項第３号の規定に該当するものとして、その者の行った入札を無効とすることがある。

(5) 配置予定の監理技術者等の確認　落札者決定後、発注者支援データベース・システム等により配置予定の監理技術者等の専任制違反の事実が確認された場合、契約を結ばないことがある。

なお、種々の状況からやむを得ないものとして承認された場合の外は、配置予定の監理技術者等の変更を認めない。

(6) 落札者となるべき者の入札価格が予決令第85条の規定に基づいて作成された基準（以下「調査基準価格」という。）を下回っている場合は、予決令第86条の調査（以下「低入札価格調査」という。）を行うので、協力しなければならない。

(7) 専任の監理技術者の配置が義務付けられている工事において、調査基準価格を下回った価格をもって契約する場合においては、監理技術者とは別に同等の要件を満たす技術者の配置を求めることがある。

(8) 入札後、契約を締結するまでの間に、都道府県警察から暴力団関係者として防衛省が発注する工事等から排除するよう要請があり、当該状態が継続している有資格者とは契約を行わない。

(9) 低入札価格調査を受けた者との契約については、前払金の割合を請負代金額の10分の２以内とする。【前払金の設定が予定されている場合のみ記載する。】

(10)契約書作成の要否　要

(11)関連情報を入手するための照会窓口　上記４(1)に同じ。

(12)競争参加資格の級別の格付を受けていない者の参加　上記２(2)に掲げる競争参加資格の級別の格付を受けていない者も上記４(3)により申請書及び技術資料を提出することができるが、競争に参加するためには、開札の時点において、当該資格の格付を受け、かつ、競争参加資格の確認を受けていなければならない。

(13)詳細は、入札説明書による。

入　札　説　明　書

○○防衛局【当該発注機関名を記載する。】の○○（○）○○○工事に係る入札公告（建設工事）に基づく入札等については、関係法令に定めるもののほか、この入札説明書によるものとする。

１　入札公告日　平成○年○月○日
２　契約担当官等
　○○○○　○○○○　○○　○○【発注者名を記載する。】
　〒○○○－○○○○　○○県○○市○○町○－○
３　工事概要
(1) 工事名　○○（○）○○○工事
(2) 工事場所　○○県○○市○○町○－○－○
(3) 工事内容及び工事範囲　別冊図面及び仕様書のとおり。
(4) 工期　平成○年○月○日まで
(5) 使用する主要な資機材　コンクリート○○㎥、鉄骨○○ｔ、鉄筋○○t、板ガラス○○㎡
(6) 本工事は、入札時に「企業・技術者の施工実績及び工事成績等」を受け付け、価格と価格以外の要素を総合的に評価して落札者を決定する総合評価落札方式のうち、品質確保のための施工体制及びその他の施工体制の確保状況を確認し、施工内容を確実に実現できるかどうかについて審査し、評価を行う施工体制確認型総合評価落札方式（施工能力評価型）の試行対象工事である。【地域精通度等を評価項目として選択した場合は、「なお、「企業の技術力」の評価に当たっては、地域精通度等を含めて評価を行う対象工事である。」を追記する。】

【見積活用方式の場合は次の２項目を追加する。】
(7) 本工事は、発注者が競争参加希望者に見積の提出を求め、ヒアリングを通じて見積の妥当性を確認し、妥当性が確認できた見積を積算価格に反映させるものである。見積の提出期限までに○○工事、○○工事に対する直接工事費（当該工事に必要な仮設費を含む。）【共通仮設費又は現場管理費の積み上げ分の場合は、「共通仮設費（又は現場管理費）への積み上げ分である○○」を記載する。】について記載した見積（以下「見積」という。）を提出するものとする。
(8) 本工事では、見積の提出後、競争参加希望者の責任者、配置予定の技術者等からヒアリングを行い、見積の妥当性を確認するものとする。

(7) その他

【電子入札対象の場合は次のア及びイを追加する。】
ア　本工事は、資料提出及び入札等を電子入札システムにより行う工事である。た

だし、電子入札システムにより難いものは、発注者の承諾を得て紙入札方式に代えるものとする。

なお、紙入札方式の承諾に関しては、「紙入札方式参加承諾願（別紙様式第１）」を提出する。

(ｱ) 受付窓口　〒○○○－○○○○　○○県○○市○○町○－○
○○防衛局総務部契約課

(ｲ) 受付時間　午前○時から午後○時まで。ただし、正午から午後１時までの間を除く。

イ　電子入札システムで使用できるICカードは、代表者又は当該入札案件に関する入札・見積権限及び契約締結権限について委任を受けた者（以下「代理人」という。）のICカードのみとし、代理人による場合は委任状を提出する。詳細は入札心得書による。

ウ　本工事は、工事費内訳明細書の提出を義務付ける工事である。

４　競争参加資格

(1) 予算決算及び会計令（昭和22年勅令第165号。以下「予決令」という。）第70条及び第71条の規定に該当しない者であること。

(2) 防衛省における平成○・○年度一般競争（指名競争）参加資格（以下「防衛省競争参加資格」という。）のうち、「○○工事」で級別の格付を受け、○○防衛局【当該契約担当官等の所在地を管轄する地方防衛局等を記載する。】に競争参加を希望していること（会社更生法（平成14年法律第154号）に基づき更生手続開始の申立てがなされている者又は民事再生法（平成11年法律第225号）に基づき再生手続開始の申立てがなされている者については、手続開始の決定後、再度級別の格付を受けていること。）。

(3) 会社更生法に基づく更生手続開始の申立てがなされている者又は民事再生法に基づき再生手続開始の申立てがなされている者（(2)の再度級別の格付を受けた者を除く。）でないこと。

(4) 防衛省競争参加資格の「○○工事」に係る総合審査数値（資格審査結果通知書の記３の総合審査数値欄の点数）が○○点以上であること。

(5) 平成○年度以降入札公告日まで【当該年度及び前年度から過去15年間を記載する。】に、元請けとして完成・引渡しが完了した工事のうち、（用途が○○で、）鉄筋コンクリート造○階建て以上、建物延べ面積○○㎡以上（１棟当たり）の工事を施工した実績を有すること（建設共同企業体の構成員としての実績は、出資比率が20％以上のものに限る。）。

なお、当該実績が平成13年12月25日以降に完成した防衛省発注機関（契約担当官等が属する防衛省本省の内部部局、防衛大学校、防衛医科大学校、防衛研究所、統合幕僚監部、陸上幕僚監部、海上幕僚監部、航空幕僚監部、情報本部、防衛監察本部、地方防衛局並びに統合幕僚長及び陸上幕僚長、海上幕僚長又は航空幕僚長の監督を受ける陸上自衛隊、海上自衛隊及び航空自衛隊の部隊及び機関並びに

防衛装備庁をいう。以下同じ。）（旧防衛施設局及び旧防衛施設支局を含む。）の発注した工事に係るものにあっては、防衛施設庁において実施する建設工事の請負業者の施工成績評定要領について（施本建第220号（CCP）。13．12．19）に基づく施工成績評定通知書（以下「施工成績評定通知書」という。）並びに工事成績評定要領について（施本建第134号（CCP）。19．７．30）、工事成績評定要領について（経施第4404号。21．３．31）、工事成績評定要領について（防整技第15542号。27．10．1）又は工事成績評定要領について（防整技第7160号。28．３．31）に基づく工事成績評定通知書（以下「工事成績評定通知書」という。）の評定点合計（以下「評定点合計」という。）が65点未満のものを除くこと。また、実績が工事成績相互利用登録機関が発注した工事で工事成績評定相互利用対象工事に該当するものである場合は、工事成績の評定点が65点未満のものを除くこと。

工事成績相互利用登録機関及び工事成績評定相互利用対象工事は別表第１のとおりである。

(6) 次の基準を全て満たす監理技術者又は主任技術者（以下「監理技術者等」という。）を当該工事に専任で配置できること。

ア　一級建築士又はこれと同等以上の資格を有する者である。

なお、「これと同等以上の資格を有する者」とは次のものをいう。

・一級建築施工管理技士の資格を有する者

・これらと同等以上の資格を有する者と国土交通大臣が認定した者

【建築工事の場合】

イ　平成○年度以降入札公告日まで【当該年度及び前年度から過去15年間を記載する。】に、(5)に掲げる工事の経験を有する者である（原則、着工から完成まで従事している。）。

なお、当該経験が平成13年12月25日以降に完成した防衛省発注機関（旧防衛施設局及び旧防衛施設支局を含む。）の発注した工事に係るものにあっては、評定点合計が65点未満のものを除く。また、経験が工事成績相互利用登録機関が発注した工事で工事成績評定相互利用対象工事に該当するものである場合は、工事成績の評定点が65点未満のものを除く。

ウ　監理技術者にあっては、監理技術者資格者証及び監理技術者講習修了証を有する者である。

エ　配置予定の監理技術者等にあっては直接的かつ恒常的な雇用関係が必要であるので、その旨を明示することができる資料を求めることがあり、その明示がなされない場合は入札に参加できないことがある。

(7) 一般競争参加資格確認申請書（以下「申請書」という。）及び競争参加資格確認資料（以下「技術資料」という。）の提出期限の日から開札の時点までの期間に、○○防衛局長【契約担当官等の所在地を管轄する地方防衛局長等を記載する。】から、工事請負契約等に係る指名停止等の措置要領について（防整施（事）第150号。28．３．31。以下「指名停止措置要領」という。）に基づく指名停止を受けていないこと。

(8) ○○○○【当該発注機関名を記載する。】が発注した「○○工事」【工事種別を記載する。】のうち、平成○年度及び平成○年度【当該年度を含まない過去２年間を記載する。】に完成・引渡しが完了した工事の施工実績がある場合においては、当該工事に係る評定点合計の平均が65点以上であること。

(9) 上記３(1)に示した工事に係る設計業務等の受注者（受注者が共同体である場合においては、当該共同体の各構成員をいう。以下同じ。）又は当該受注者と資本若しくは人事面において関連がある建設業者でないこと。

(10) 入札に参加を希望する者の間に次の基準のいずれかに該当する関係がないこと。

なお、この場合に、辞退する者を決めることを目的に当事者間で連絡を取ることは、入札心得書第６条第２項の規定に抵触するものでない。

ア　資本関係

次のいずれかに該当する二者の場合。ただし、子会社（会社法（平成17年法律第86号）第２条第３号の規定による子会社をいう。以下同じ。）若しくは子会社の一方が会社更生法第２条第７項に規定する更生会社（以下「更生会社」という。）又は民事再生法第２条第４号に規定する再生手続が存続中の会社である場合を除く。

(ｱ) 親会社と子会社の関係にある場合

(ｲ) 親会社を同じくする子会社同士の関係にある場合

イ　人的関係

次のいずれかに該当する二者の場合。ただし、(ｱ)については、会社の一方が更生会社又は民事再生法第２条第４号に規定する再生手続が存続中の会社である場合を除く。

(ｱ) 一方の会社の役員が、他方の会社の役員を現に兼ねている場合

(ｲ) 一方の会社の役員が、他方の会社の管財人を現に兼ねている場合

ウ　その他の入札の適正さが阻害されると認められる場合

その他ア又はイと同視しうる資本関係又は人的関係があると認められる場合

(11) ○○防衛局【当該契約担当官等の所在地を管轄する地方防衛局等を記載する。】の管轄区域（○○県、○○県、○○県及び○○県）内に建設業法の許可（当該工事に対応する建設業種）に基づく本店、支店及び営業所が所在すること。

(12) 都道府県警察から暴力団関係業者として防衛省が発注する工事等から排除するよう要請があり、当該状態が継続している有資格者でないこと。

５　設計業務等の受注者等

(1) 上記４(9)の「上記３(1)に示した工事に係る設計業務等の受注者」とは、次に掲げる者である。

○○○○設計株式会社

(2) 上記４(9)の「当該受注者と資本若しくは人事面において関連がある建設業者」とは、次のア又はイに該当する者である。

ア　当該受注者の発行済株式総数の100分の50を超える株式を有し、又はその出資の総額の100分の50を超える出資をしている建設業者

イ　建設業者の代表権を有する役員が当該受注者の代表権を有する役員を兼ねてい

る場合における当該建設業者

6　総合評価に関する事項

(1) 評価項目

本工事の評価項目は、次のアからウまでとする。

ア　企業の技術力

イ　施工体制

ウ　その他（ペナルティ）

(2) 総合評価の方法

ア　標準点　要求要件を満たしている者に標準点として100点を付与する。

イ　加算点　技術資料の内容に応じ、(1)ア及びウまでの評価項目ごとに評価を行った結果、得られた「評価点数の合計値」が最も高い者に20点の加算点を付与する。

その他の者は「評価点数の合計値」に応じ按分して求められる点数を加算点として付与する。

ウ　施工体制評価点　「施工体制評価点」は(1)イの評価項目について最高30点の評価点を付与する。ただし、事前調査により、施工体制が十分に確保されない場合、契約の内容に適合した履行がされないおそれがある場合又は品質確保のための施工体制及びその他の施工体制が著しく確保されないおそれがある場合、減点を行う。

エ　価格と価格以外の要素がもたらす総合評価は、入札参加者の「標準点」、「加算点」及び「施工体制評価点」の合計を、当該入札者の入札価格で除して得た数値（以下「評価値」という。）をもって行う。

(3) 評価の基準

ア　施工体制（施工体制評価点）

評価項目	評価基準	配点	得点
品質確保の実効性	工事の品質確保のための適切な施工体制が十分確保され、入札説明書等に記載された要求要件をより確実に実現できると認められる場合	１５	／１５
	工事の品質確保のための適切な施工体制が概ね確保され、入札説明書等に記載された要求要件を確実に実現できると認められる場合	５	
	その他	０	
施工体制確保の確	工事の品質確保のための施工体制のほか、必要な人員及び材料が確保されていることなどにより、適切な施工体	１５	

実性	制が十分確保され、入札説明書等に記載された要求要件をより確実に実現できると認められる場合		／１５
	工事の品質確保のための施工体制のほか、必要な人員及び材料が確保されていることなどにより、適切な施工体制が概ね確保され、入札説明書等に記載された要求要件を確実に実現できると認められる場合	5	
	その他	0	

イ　付紙の評価基準による。

(4) 落札者の決定方法

ア　入札参加者は、価格及び(1)アからウまでをもって入札を行い、次の各要件に該当するもののうち、(2)によって得られた評価値の最も高い者を落札者とする。

(ｱ) 入札価格が予定価格の制限の範囲内である。

(ｲ) 評価値が標準点を予定価格で除した数値を下回らない。

(ｳ) 技術評価点が標準点（100点）を下回らない。

ただし、落札者となるべき者の入札価格によっては、その者により当該契約の内容に適合した履行がされないおそれがあると認められるとき又はその者と契約を締結することが公正な取引の秩序を乱すこととなるおそれがあって著しく不適当であると認められるときは、予定価格の制限の範囲内で、発注者の定める最低限の要求要件を全て満たして入札した他の者のうち、評価値が最も高い者を落札者とすることがある。

イ　上記の場合において、評価値の最も高い者が二者以上あるときは、くじへ移行する。くじの実施方法等については、発注者から指示をする。

(5) 罰則等について

受注者の責により入札時の(1)アの評価内容が実施されていない場合は、ペナルティとして工事成績評定を減ずることとし、１工事最大５点の減点とする。

なお、受注者の責めに帰すべからざる事由とは、災害又はその他特別な事情がある場合等のことをいい、発注者と受注者の協議により決定する。【「地元企業の採用状況」を評価項目として設定した場合に記載する。】

(6) 重点審査について

入札参加者の申込みに係る価格が、品質確保のための施工体制及びその他の施工体制が著しく確保されないおそれのある価格である場合は、審査を特に重点的に行う。

7　担当部局

〒○○○－○○○○　○○県○○市○○町○－○

○○○○【当該発注機関、部署名を記載する。】

TEL　○○－○○○○－○○○○（内線○○○○）

FAX　○○－○○○○－○○○○

８　競争参加資格の確認等

(1) 本競争の参加希望者は、上記４に掲げる競争参加資格を有することを証明するため、また、総合評価における技術力の審査・評価を受けるため、次に従い、申請書、技術資料（以下「申請書等」という。）を提出し、契約担当官等から競争参加資格の有無の確認等を受けなければならない。また、上記４(2)の級別の格付を受けていない者も次に従い申請書等を提出することができる。この場合において、上記４(1)及び(5)から(12)までに掲げる事項を満たしているときは、開札の時点において上記４(2)から(4)までに掲げる事項を満たしていることを条件として競争参加資格があることを確認するものとする。

当該確認を受けた者が競争に参加するためには、開札の時点において上記４(2)から(4)までに掲げる事項を満たしていなければならない。

なお、期限までに申請書等を提出しない者及び競争参加資格がないと認められた者は、本競争に参加することができない。

申請書等の提出は、次に示すとおりとする。

ア　電子入札システムによる場合

(ｱ) 提出期間　平成○年○月○日から平成○年○月○日まで（行政機関の休日に関する法律（昭和63年法律第91号）第１条第１項に規定する行政機関の休日（以下「行政機関の休日」という。）を除く。）の毎日、午前８時から午後10時（金曜日は午後６時）まで。ただし、最終日は午後○時まで。

(ｲ) その他　添付資料欄に添付して送信する。

申請書等が３MBを超える場合、技術資料は、上記７に持参又は郵送（書留郵便に限る。）若しくは託送（書留郵便と同等のものに限る。）（以下「郵送等」という。）で提出することとし、電子入札システムとの分割は認めない。また、持参又は郵送等する場合は、次の内容を記載した書面を電子入札システムにより申請書とともに送信する。

・持参又は郵送等する旨の表示
・持参又は郵送等する書類の目録
・持参又は郵送等する書類のページ数
・持参又は発送年月日

(ｳ) ファイル形式　電子入札システムによる提出資料のファイル形式については、次のいずれかの形式にて作成する。

・一太郎　　Ver　○○形式以下
・Microsoft Word　○○形式以下
・Microsoft Excel ○○形式以下
・その他のｱﾌﾟﾘｹｰｼｮﾝ PDFファイル　Acrobat ○○形式以下
画像ファイル JPEG及びGIF形式
圧縮ファイル LZH又はZIP形式

(ｴ) 送信された資料のプリントアウトは白黒印刷で行う。

イ　紙入札方式による場合

(ｱ) 提出期間　平成○年○月○日から平成○年○月○日まで（行政機関の休日を除く。）の毎日、午前○時から午後○時まで（正午から午後１時までの間を除く。）。ただし、最終日は午後○時まで

(ｲ) 提出場所　上記７に同じ。

(ｳ) 提出方法　持参又は郵送等による。

(2) 申請書は、別紙様式第２により作成する。

(3) 技術資料は、次に従い作成する。

なお、アの実績及びオの経験については、平成○年度以降入札公告日まで【当該年度及び前年度から過去15年間を記載する。】に、工事が完成・引渡しが完了しているものに限り記載することとし、アの実績【地域精通度等の評価項目としてキ及びスを選択した場合は、「ア、キ及びスの実績」と記載する。】、イ及びカの成績並びにオの経験として記載する工事が平成13年12月25日以降に完成した防衛省発注機関（旧防衛施設局及び旧防衛施設支局を含む。）の工事の場合は、当該工事に係る施工成績評定通知書又は工事成績評定通知書の写しを添付する。

ア　同種工事の施工実績

上記４(5)に掲げる資格があることを判断できる同種工事の施工実績を１件記載する。

記載様式は別紙様式第３とし、図面、写真等を引用する場合も含め、Ａ４版１枚に記載する。

イ　同種工事の工事成績

平成○年度以降入札公告日まで【当該年度及び前年度から過去５年間を記載する。】に、元請けとして完成・引渡しが完了している上記４(5)に掲げる同種工事の工事成績を１件記載する。

記載様式は別紙様式第４とし､当該工事成績を証明する資料の写しを添付する。

ウ　優秀工事の顕彰等の実績

平成○年４月１日から入札公告日まで【当該年度及び前年度から過去３年間を記載する。】に大臣官房施設監の顕彰、地方防衛局長の感謝状の贈与、地方防衛局調達部長又は地方防衛支局長の顕彰若しくは当省以外の発注機関の受賞の実績がある場合は、当該実績を記載する。

記載様式は別紙様式第５とし、当該感謝状等の写しを添付する。

エ　ＩＳＯマネジメントシステムの取得状況

ＩＳＯ認証の取得状況を記載する。

記載様式は別紙様式第６とし、ＩＳＯ認証を取得している場合は、当該認証の内容が確認できる書類を添付する。

オ　配置予定の監理技術者等の資格経験等

上記４(6)に掲げる資格があることを判断できる配置予定の監理技術者等の資格、同種工事の経験及び申請時における他工事の従事状況等を記載する。

記載様式は別紙様式第７とし、記載する同種工事の経験の件数は１件でよい。

優秀工事技術者顕彰等の有無欄の対象期間は平成○年４月１日から入札公告日まで【当該年度及び前年度から過去３年間を記載する。】とし、当該期間に大臣

官房施設監、地方防衛局調達部長又は地方防衛支局長の顕彰若しくは当省以外の発注機関の受賞の実績がある場合は、それらの写しを添付する。

当該工事の履行に係る法令による資格・免許において、継続教育(CPD)を受けた場合は、証明書(写)を添付する。経常建設共同企業体にあっては、いずれかの構成員の実績について記載する。

なお、配置予定の監理技術者等として複数の候補技術者の資格及び同種工事の経験を記載することもできる。ただし、審査及び評価は、評価点の合計が最も低い者とする。また、同一の技術者を重複して複数工事の配置予定の監理技術者等とすることは差し支えないものとするが、他の工事を落札したことにより配置予定の監理技術者等を配置することができなくなったときは、入札への参加はできないものとし、申請書を提出した者は、直ちに当該申請書の取下げを行うこととし、電子入札システムにより入札金額を送信した後にあっては、電話及び電送（押印済みの申出書）でその旨の申し出を行うと共に、速やかに書面により申出書を提出する。他の工事を落札したことにより配置予定の監理技術者等を配置することができないにもかかわらず入札した場合においては、不正又は不誠実な行為として、指名停止措置要領に基づく指名停止を行うことがある。

入札書の提出後、落札者決定までの期間（予決令第86条の調査（以下「低入札価格調査」という。）期間を含む。）において、他の工事を落札したことにより配置予定の監理技術者等を配置することができなくなった場合は、直ちにその旨の申し出を行う。この場合において、事実が認められた場合には、当該入札を無効とする。

落札後、配置予定の監理技術者等が配置できないことが明らかになった場合は、不正又は不誠実な行為として、指名停止措置要領に基づく指名停止を行うことがある。

カ　配置予定の監理技術者等の同種工事の工事成績

平成○年度以降入札公告日まで【当該年度及び前年度から過去５年間を記載する。】に完成・引渡しが完了した○○防衛局【当該地域を管轄する地方防衛局等を記載する。】管轄地域における防衛省発注機関又は工事成績相互利用登録機関の発注した同種工事において、監理（主任）技術者又は現場代理人として従事した経験がある場合は、当該同種工事の成績を記載する。

記載様式は別紙様式第８とし、当該同種工事の成績が確認できる資料を添付する。

記載する同種工事の成績の件数は１件でよい。

【地域精通度等を評価項目として選択した場合は次の６項目を追加する。】

キ　近隣地域内における工事の施工実績及び地理的条件

平成○年度以降入札公告日まで【当該年度及び前年度から過去５年間を記載する。】に、元請けとして完成・引渡しが完了した○○県内における施工実績を記載する。

記載様式は別紙様式第９とする。

ただし、当該実績が平成13年12月25日以降に完成した防衛省発注機関（旧防衛施設局及び旧防衛施設支局を含む。）の発注した工事に係るものにあっては、評定点合計が65点未満のものを除く。

なお、経常建設共同企業体にあっては、当該経常建設共同企業体の実績を記載する。

ク　地理的条件

○○防衛局【当該契約担当官等の所在地を管轄する地方防衛局等を記載する。】の管内に本店、支店又は営業所等が所在する場合は、該当する本店、支店又は営業所等の名称等を記載する。

記載様式は別紙様式第10とし、該当する本店、支店又は営業所等がない場合は記載する。

なお、経常建設共同企業体にあっては、構成員全ての所在地を記載する。

ケ　地産品の使用状況

平成○年度以降入札公告日まで【当該年度及び前年度から過去２年間を記載する。】に完成・引渡しが完了した公共工事において地産品を使用した実績の有無等を記載する。

記載様式は別紙様式第11とし、当該実績がある場合は、当該内容を証明する資料を添付する。

コ　地元企業の下請採用予定状況

施工都道府県内に所在する地元企業を下請に採用する予定の有無等を記載する。また、地元企業を下請に採用する予定がない場合であっても、施工都道府県内に本店、支店又は営業所等が所在し、自社施工する場合は、その内容を記載する。

記載様式は別紙様式第12とする。

サ　災害協定等による地域貢献の実績

施工都道府県内における国等の公共機関との間で締結している災害協定及びボランティア活動の有無等を記載する。

記載様式は別紙様式第13とする。

災害協定を締結している場合は、申請書等の提出期限日における当該協定の有効性が確認できる協定書等の写しを添付する。ただし、当該協定の有効性が証明できなければ実績として認めない。

また、平成○年度以降入札公告日まで【当該年度及び前年度から過去２年間を記載する。】の間においてボランティア活動の実績がある場合は、当該活動内容が具体的に把握できる資料を添付する。

なお、経常建設共同企業体にあっては、いずれかの構成員の実績を記載する。

シ　不発弾処理対策の実績

○○県内において、平成○年度以降入札公告日まで【当該年度及び前年度から過去15年間を記載する。】に不発弾処理対策の実績の有無等を記載する。

記載様式は別紙様式第14とし、当該実績がある場合は、実施内容が具体的に把

握できる資料を添付する。

なお、経常建設共同企業体にあっては、いずれかの構成員の実績について記載する。

ス　難工事の工事実績

平成○年○月○日から入札公告日まで【入札公告日から過去２年間を記載する。】に○○防衛局【当該地域を管轄する地方防衛局等を記載する。】管轄地域における防衛省発注機関発注の難工事を施工した実績がある場合は、当該実績を記載する。

記載様式は別紙様式第15とし、当該難工事に係る施工成績評定通知書又は工事成績評定通知書の写しを添付する。

また、配置予定技術者が、当該難工事において監理（主任）技術者又は現場代理人として従事していた場合は、その従事状況が確認できる資料を添付する。

なお、経常建設共同企業体にあっては、当該建設共同企業体の実績を記載する。

【予備自衛官又は即応予備自衛官の現場配置を評価項目として選択した場合は次の項目を追加する。】

セ　予備自衛官又は即応予備自衛官の現場配置（下請け企業が、予備自衛官又は即応予備自衛官を現場配置する場合も評価する。）

記載様式は別紙様式第16とし、予備自衛官又は即応予備自衛官であることを証明するために、自衛隊地方協力本部長又は指定部隊等の長が発行する証明書（申請書の書式は、陸上自衛隊のホームページ【アドレスを記載する】よりダウンロードすることができる。）及び雇用保険被保険者証の写しを添付する。

ソ　契約書の写し等

施工実績又は経験として記載した工事に係る契約書の写し又は当該同種工事を証明する資料を提出する。ただし、当該工事が、財団法人日本建設情報総合センターの「工事実績情報サービス（CORINS）」に登録されている場合はその写し（詳細を含む。）を添付するものとし、契約書の写しを提出する必要はない。

タ　工事成績の写し

評価基準（付紙）「工事成績」を証明する資料として、該当する工事の工事成績評定通知書の写しを提出する。

【見積活用方式の場合は次の２項目を追加する。】

(5) 本競争の参加希望者は、次に従い、見積の提出等を行うものとする。

ア　見積の提出方法等

(ｱ) 提出方法　上記７に持参又は郵送等により提出する。

(ｲ) 提出期限　平成○年○月○日午後○時○分

イ　見積の作成方法

見積の作成に当たっては、交付した見積依頼書等に従い作成するものとする。なお、見積の作成に係る費用は、競争参加希望者の負担とする。

競争参加希望者は、本工事の積算に必要な見積を、見積の提出期限までに提出するものとする。見積には○○○工事、○○○工事に対する直接工事費（必要な仮設費含む。）【共通仮設費又は現場管理費の積み上げ分の場合は、「共通仮設費（又は現場管理費）への積み上げ分である○○」を記載する。】に係るものについて記載するものとする。

ウ　見積作成に関する質問

本工事の積算に必要な見積作成に関して質問がある場合には、次に従い提出する。

(ｱ) 提出方法　電子入札システムにより提出する。また、紙入札方式による場合は書面（様式は自由とする。）を上記７に持参することにより提出する。

(ｲ) 提出期間　電子入札システムによる場合は、平成○年○月○日から平成○年○月○日まで（行政機関の休日を除く。）【概ね４日以上】の毎日、午前８時から午後10時（金曜日は午後６時）まで。紙入札方式による場合は、午前○時から午後○時まで。ただし、正午から午後１時までの間を除く。

エ　ウの質問に対する回答は、電子入札システムにより回答するので確認するものとする。また、紙入札方式による参加希望者に対してはFAXにて回答を送信する。

オ　提出された見積に関するヒアリング

提出された見積に関して、その妥当性を確認するためのヒアリングを行う。

(ｱ) 期間　平成○年○月○日から平成○年○月○日【概ね１～２週間】（行政機関の休日を除く。）の午前○時から午後○時まで。

(ｲ) 会場　○○○○○○室

(ｳ) その他　本競争の参加希望者は、(ｱ)の期間のうち、ヒアリングの希望日時及び出席者を「見積に関するヒアリング日時希望通知書（別紙様式第17）」に記載し、競争参加資格確認申請時に提出する。

なお、ヒアリング出席者は、責任者（支店長・営業所長等）、配置予定の監理技術者等、見積の根拠を説明できる者等を含め３名程度とする。

(ｴ) ヒアリング日時については、追って通知する。

(ｵ) ヒアリング時には、見積の根拠資料を持参するものとする。

(ｶ) (ｵ)による根拠資料とは、採用を予定する協力会社等（下請会社、専門工事業者及び製造者等）から収集する見積書（自社施工の場合も含む。）又は同種かつ直近の契約工事における契約書類等により、見積に記載した単価及び価格が確認できる資料とする。なお、同種かつ直近の契約工事における契約書類等を根拠とする場合は、本工事の現場条件等を勘案するものとする。

(6) 見積の提出期限までに見積が提出されない場合は、入札心得書第８条第１項第３号の規定に該当するものとして、その者のした入札を無効とする。

(4) 競争参加資格の確認は、申請書等の提出期限をもって行うものとし、その結果は電子入札システムにより、また、紙入札方式による場合は申請時に提出された返信

用封筒により、平成○年○月○日までに通知する。

(5) その他

ア　申請書等の作成及び提出に係る費用は、申請者の負担とする。

イ　契約担当官等は、提出された申請書等を競争参加資格の確認及び総合評価の審査・評価並びに入札・契約に関する統計的分析以外に申請者に無断で使用しない。

ウ　提出された申請書等は、返却しない。

エ　提出期限以降における申請書等の差し替え及び再提出は認めない。

オ　申請書等に関する問い合わせ先　上記７に同じ。

９　競争参加資格がないと認めた者に対する理由の説明

(1) 競争参資格がないと認められた者は、契約担当官等に対して競争参加資格がないと認めた理由について、次に従い説明を求めることができる。

ア　提出方法　電子入札システムにより、また、紙入札方式による場合は書面（様式は自由とする。）を上記７に持参するものとし、郵送等によるものは受け付けない。

イ　提出期間

(ｱ) 電子入札システムによる場合

上記８(4)の通知の日から平成○年○月○日まで（行政機関の休日を除く。）の毎日、午前８時から午後10時（金曜日は午後６時）まで。ただし、最終日は午後○時まで。

(ｲ) 紙入札方式による場合

上記８(4)の通知の日から平成○年○月○日まで（行政機関の休日を除く。）の毎日、午前○時から午後○時まで（正午から午後１時までの間を除く。）。ただし、最終日は午後○時まで。

(2) 契約担当官等は、(1)により説明を求められたときは、平成○年○月○日までに説明を求めた者に対し電子入札システムにより、また、紙入札方式による場合は書面により回答する。

10　入札説明書に対する質問

(1) 入札説明書に対して質問がある場合には、次に従い提出する。

ア　提出方法　電子入札システムにより、また、紙入札方式による場合は書面（様式は自由とする。）を上記７に持参により提出するものとし、郵送等によるものは受け付けない。

イ　提出期間

(ｱ) 電子入札システムによる場合

平成○年○月○日から平成○年○月○日まで（行政機関の休日を除く。）の毎日、午前８時から午後10時（金曜日は午後６時）まで。ただし、最終日は午後○時まで。

(ｲ) 紙入札方式による場合

平成○年○月○日から平成○年○月○日まで（行政機関の休日を除く。）の毎日、午前○時から午後○時まで（正午から午後１時までの間を除く。）。ただ

し、最終日は午後○時まで

(2) (1)の質問に対する回答書は、電子入札システムにより回答するので確認するものとする。また、紙入札方式による場合は、平成○年○月○日から平成○年○月○日まで（行政機関の休日を除く。）の毎日、午前○時から午後○時まで（正午から午後１時までの間を除く。)、上記７において閲覧に供する。

11　入札方法等

(1) 入札書の提出方法等

ア　電子入札システムによる場合

提出期間　平成○年○月○日から平成○年○月○日まで（行政機関の休日を除く。）の毎日、午前８時から午後10時（金曜日は午後６時）まで。ただし、最終日は午後○時まで

イ　紙入札方式による場合

(ｱ) 提出期間　平成○年○月○日午前○時から午後○時まで（正午から午後１時までの間を除く。)。

(ｲ) 提出場所　上記７に同じ。

(ｳ) 提出方法　入札書及び工事費内訳明細書を各々封筒に入れて封かんし、入札書を入れた封筒の表に「入札書在中」と朱書きする。さらにこれらを１つの封筒に入れて封かんし、封筒の表に工事名、開札日時及び商号又は名称を記載の上、持参により提出する。また、一般競争参加資格確認通知書又はその写しを提示する。

(2) 落札決定に当たっては、入札書に記載された金額に当該金額の100分の○【消費税及び地方消費税とを合わせた税率を記載する。】に相当する額を加算した金額（当該金額に１円未満の端数があるときは、その端数金額を切り捨てた金額）をもって落札価格とするので、入札参加者は、消費税及び地方消費税に係る課税事業者であるか免税事業者であるかを問わず、見積った契約希望金額の○○○分【100＋消費税及び地方消費税とを合わせた税率を記載する。】の100に相当する金額を入札書に記載する。

(3) 入札回数は、原則として２回を限度とする。ただし、２回目の入札において落札者がいない場合は、３回目の入札を執行する場合もある。また、予決令第９９条の２の規定による随意契約（以下「不落随契」という。）は、特別な場合を除き適用しない。なお、不落随契を行う場合、不落随契へ移行する前の入札結果をもって評価値の算定を行い、評価値が最も高い者に見積依頼を行うものとする。

12　入札保証金及び契約保証金

(1) 入札保証金　免除

【入札保証金を納付させる場合、(1)は次のとおりとする。】

(1) 入札保証金　納付（保管金の取扱店　○○銀行○○支店)。ただし、利付国債の提供（取扱官庁　○○○○）又は銀行等の保証（取扱官庁　○○○○）をもって入札保証金の納付に代えることができる。また、入札保証保険契約の締結を行った場

合は、入札保証金を免除する。入札保証金の金額等（国債の総額、銀行等の保証に係る保証金額及び入札保証保険に係る保険金額を含む。以下同じ。）は、見積金額の100分の５以上とする。

なお、期限までに入札保証金の納付等（入札保証金の納付に代わる担保としての国債又は銀行等の保証の提供及び入札保証金の全部が免除される入札保証保険契約の締結を含む。以下同じ。）を行わない者及び入札保証金の納付等に係る書類（以下「書類」という。）を提出しない者並びに入札保証金の金額等が入札金額（税込み）（入札価格に消費税及び地方消費税相当額を加えたものをいう。以下同じ。）の100分の５に満たない者は、入札に関する条件に違反したものとして、その入札を無効とする。

利付国債の提供の場合は担保の提供が完了するまでには、振替手続き等相応の日数を要するため、あらかじめ取引先の銀行・証券会社等に相談のうえ、期限までに十分余裕をもって手続きする。

ア　提出期間　平成○年○月○日から平成○年○月○日（利付国債の提出の場合は平成○年○月○日）までの行政機関の休日を除く毎日、午前○時から午後○時まで。

イ　提出場所　〒○○○－○○○○　○○県○○市○○町○－○－○　○○○○【当該発注機関、部署名を記載する。】　TEL○○○○－○○－○○○○

ウ　提出方法　書類の提出は、持参又は郵送等することにより行うものとする。

エ　増額変更　認めない。

オ　減額変更　認めない。

カ　保証期間　平成○年○月○日まで【落札者決定の日から７日を経過した日以降の日で契約担当官等が指定する日を記載する。】

キ　その他　入札保証金の納付等及び書類の提出に係る費用は、入札参加者の負担とする。

(2) 契約保証金　納付（保管金の取扱店　○○銀行○○支店）。ただし、利付国債の提供（取扱官庁　○○○○）又は金融機関若しくは保証事業会社の保証（取扱官庁　○○○○）をもって契約保証金の納付に代えることができる。また、公共工事履行保証証券による保証を付し、又は履行保証保険契約の締結を行った場合は、契約保証金を免除する。

なお、契約保証金の額、保証金額又は保険金額は請負代金額の10分の１（予決令第86条の調査を受けた者との契約については請負代金額の10分の３）以上とする。

【公共工事履行保証証券による保証の場合、(2)は次のとおりとする。】

(2) 契約保証金　免除。ただし、落札者は、公共工事履行保証証券による保証（瑕疵担保特約（２年間）を付したものに限る。）を付するものとする。この場合の保証金額は、請負代金額の10分の３以上とする。

13　工事費内訳明細書

(1) 第１回の入札に際し、第１回の入札書に記載される入札金額に対応した工事費内訳明細書を提出しなければならない。

(2) 工事費内訳明細書の作成方法

ア　交付した数量書にある総括表の構成に対応した経費項目（直接工事費、共通仮設費、現場経費、一般管理費等）を記載することとする。また、直接工事費の明細書については、交付した数量書に対応する摘要（土木工事にあっては規格・寸法)、数量、単位、単価、金額等を記載したものとする。

イ　交付する数量書記載の数量については、参考数量であることから変更してもよいものとする。

ウ　工事費内訳明細書には、必ず表紙を付けるものとし、表紙には商号又は名称、住所及び代表者氏名（紙入札方式による場合は、必ず押印する。）並びに発注者名及び工事名を記載し、表紙以外には商号又は名称、住所及び代表者氏名を記載しない。

(3) 工事費内訳明細書の提出方法等

ア　電子入札システムによる場合

(ｱ) 提出期間　上記11(1)アに同じ。

(ｲ) その他　工事費内訳明細書が３MBを超える場合には、上記７に持参又は郵送等により提出し、電子入札システムとの分割は認めない。また、この場合は、次の内容を記載した書面を電子入札システムにより入札書とともに送信する。

・持参又は郵送等する旨の表示
・持参又は郵送等する書類の目録
・持参又は郵送等する書類のページ数
・持参又は発送年月日

(ｳ) ファイル形式　PDF（Acrobat○○形式以下）等、一般的なフォーマット

イ　紙入札方式による場合

(ｱ) 提出期間　上記11(1)イに同じ。

(ｲ) 提出方法　上記11(1)イを参照。

(ｳ) 提出場所　上記７に同じ。

(4) 提出された工事費内訳明細書は返却しないものとする。

(5) 工事費内訳明細書を提出しない者は、入札に参加することができない。

(6) 提出された工事費内訳明細書の確認の結果、別表第２の各項に該当する場合は、入札心得書に規定する「その他入札に関する条件に違反した入札」として、当該入札参加者の入札を無効とする場合がある。

【見積活用方式の場合は次の項目を追加する。】

(7) (3)により提出された工事費内訳明細書と上記８(5)により提出された見積の金額との間に著しい乖離が認められる場合は、開札後に再度ヒアリングを実施し、その妥当性が確認できない場合は、入札心得書第８条第１項第３号の規定に該当するものとして、当該入札者の入札を無効とする場合がある。

(7) 提出された工事費内訳明細書について説明を求める場合がある。

(8) 提出された工事費内訳明細書については、必要に応じ公正取引委員会へ提出する場合がある。

この場合、指名停止措置要領に基づき、指名停止を行うことがある。

(9) 工事費内訳明細書は、参考図書として提出を求めるものであり、契約上の権利義務を生じるものではない。

(10) 施工体制確認型総合評価落札方式において、工事費内訳明細書は、価格以外の要素として性能などが提示された入札書の参考図書として提出を求めるものである。

14　開札

(1) 開札の日時及び場所

ア　日時　平成○年○月○日　午前○時○分

イ　場所　○○○○室

(2) 開札は、(1)に掲げる日時及び場所において、入札者又はその代理人を立ち会わせて行う。ただし、入札者又はその代理人が立ち会わない場合は、入札事務に関係のない職員を立ち会わせて行う。

(3) 紙入札方式による入札者は、開札に立ち会わない場合でも、その者から提出された入札書は有効なものとして取り扱う。

(4) (3)の場合において、再度の入札を行うこととなったときは、持参による入札者は再度の入札を辞退したものとして取り扱うものとするが、郵送等による入札者に対しては、再度の入札への参加の意思の有無を電話により確認するものとする。

(5) 第１回目の入札において落札者が決定しなかった場合は、再度入札に移行する。再度入札の日時については、発注者から再度入札通知書を送信するので、パソコンの前でしばらく待機するものとする。開札処理に時間を要する場合は、発注者から開札状況を電子入札システムにより連絡する。

15　入札の無効

(1) 次に掲げる入札は無効とする。

ア　本公告において示した競争参加資格を有しない者のした入札

イ　申請書等に虚偽の記載をした者のした入札

ウ　現場説明書及び入札心得書において示した条件等入札に関する条件に違反した入札

なお、契約担当官等により競争参加資格のある旨確認された者であっても、落札決定の時点において上記４に掲げる資格のないものは競争参加資格のない者に該当する。

(2) (1)の無効の入札を行った者を落札者としていた場合には､落札決定を取り消す。

16　ヒアリングの実施（施工体制の審査）

どのように施工体制を構築し、それが施工内容の実現確実性の向上につながるかを審査するため、原則として、予定価格の制限の範囲内の価格で申込みをした全ての入札参加者に対して、開札後速やかにヒアリングを実施することとし、日時及び方法は追って通知する。

(1) 日時　平成○年○月○日から平成○年○月○日まで（行政機関の休日を除く。）

の毎日、午前○時から午後○時まで（正午から午後１時までの間を除く。）。

(2) 場所　〒○○○－○○○○　○○県○○市○○町○－○
○○○○室
TEL　○○－○○○○－○○○○（内線○○○○）

(3) 追加資料の提出　入札参加者のうち、その申込みに係る価格が予決令第85条の規定に基づいて作成された基準（以下「調査基準価格」という。）を下回るものについては、ヒアリングに必要な追加資料の提出を求める。

追加資料の提出を求める旨の連絡は、該当する入札参加者に対し、平成○年○月○日まで【開札日を含め２日以内を記載する。】に行うものとし、追加資料は、平成○年○月○日午後○時【開札日の翌日から起算して７日(行政機関の休日を除く。)以内の日を記載する。】までに提出するものとする。

提出を求める追加資料は、以下に示すとおりとする。

・下請予定業者等一覧表(様式4)
・配置予定技術者名簿(様式5)
・資材購入予定先一覧(様式8-2)
・機械リース元一覧(様式9-2)
・労務者の確保計画(様式10-1)
・工種別労務者配置計画(様式10-2)
・建設副産物の搬出地(様式11)
・建設副産物の搬出及び資材等の搬入に関する運搬計画書(様式12)
・品質確保体制(品質管理のための人員体制)(様式13-1)
・品質確保体制(品質管理計画書)(様式13-2)
・品質確保体制(出来形管理計画書)(様式13-3)
・安全衛生管理体制(安全衛生教育等)(様式14-1)
・安全衛生管理体制(点検計画)(様式14-2)
・施工体制台帳(様式16)

（様式の番号は、低入札価格調査制度対象工事に係る特別重点調査の実施について（防整施第6931号。28.３.31）に基づく調査（以下、「特別重点調査」という。）で使用する資料の番号である。）

(4) その他

ア　追加資料を提出した入札参加者のヒアリング出席者は３名以内とし、配置予定の監理技術者等及び資料の説明が可能な者を含めるものとする。

イ　追加資料の提出を行わない場合及びヒアリングに応じない場合は、その者の入札を無効とすることがある。

なお、この場合においては指名停止措置要領に基づく指名停止は行わない。

17　施工体制に関する審査の概要

施工体制に関する審査は、価格以外の要素が提示された入札書(施工計画等)、上記16の施工体制確認のためのヒアリング、追加資料及び工事費内訳明細書等をもとに、次の各項目について行う。

なお、上記16(3)の追加資料を提出をしない場合及びヒアリングに応じない場合に

は、入札に関する条件に違反したものとしてその者の入札を無効とすることがある。

(1) 入札説明書等に記載された要求要件の実現性

入札価格の範囲内において入札説明書等に記載された要求要件が実現できるかを審査する。審査の結果、要求要件が実現できないと認めるときは、標準点、施工体制評価点及び加算点は与えないものとする。

(2) 品質確保の実効性

入札価格の範囲内において、どのように工事の品質確保のための体制づくりを行い、それが入札説明書等に記載された要求要件の実現に係る確実性の向上につながるかについて審査する。

入札参加者の申込みに係る価格が調査基準価格以上であるときは、審査項目に関する体制が必ずしも十分に構築されないと認める事情がある場合に限り、品質確保の実効性に係る施工体制評価点を満点から減点する。

入札参加者の申込みに係る価格が調査基準価格を下回るときは、工事品質確保について契約の内容に適合した履行がされないこととなるおそれがあることから、次の項目に関する体制が構築されると認める場合に限り、その程度に応じて品質確保の実効性に係る施工体制評価点を加点する。上記６(6)で示す重点審査に該当する価格で入札した者については、審査を特に重点的に行い、審査項目に関する体制をどのように構築するかが具体的に確認できる場合に限り施工体制評価点を加点する。

≪審査項目≫

ア　建設副産物の受入れ、過積載防止等の法令遵守の対応を確実に行うことが可能と認められるか。

イ　安全確保の体制が構築されると認められるか。

ウ　その他工事の品質確保のための体制が構築されると認められるか。

(3) 施工体制確保の確実性

入札価格の範囲内において、品質確保のための体制のほか、どのように施工体制づくりを行い、それが入札説明書等に記載された要求要件の実現に係る確実性の向上につながるかについて審査する。

入札参加者の申込みに係る価格が調査基準価格以上であるときは、審査項目に関する体制が必ずしも十分に構築されないと認める事情がある場合に限り、施工体制確保の確実性に係る施工体制評価点を満点から減点する。

入札参加者の申込みに係る価格が調査基準価格を下回るときは、施工体制確保について契約の内容に適合した履行がされないこととなるおそれがあることから、審査項目に関する体制が構築されると認める場合に限り、その程度に応じて施工体制確保の確実性に係る施工体制評価点を加点する。特に、下請業者における赤字の発生及び工事成績評定点における低評価が顕著になるなど品質確保のための体制その他の施工体制が著しく確保されないおそれがある価格に満たない価格で入札した者については、審査を特に重点的に行い、次の項目に関する体制をどのように構築するかが具体的に確認できる場合に限り施工体制評価点を加点する。

≪審査項目≫

ア　下請会社、担当工種、工事費内訳書等を勘案し、施工体制が確実に構築されると認められるか。

イ　施工計画を実施するための資機材の調達、労務者の確保計画等を勘案し、施工体制が確実に構築されると認められるか。

ウ　配置予定の監理技術者等が必要な資格を有しており、その配置が確実と認められるか。

18　低入札価格調査への協力

落札者となるべき者の入札価格が調査基準価格を下回る場合は、低入札価格調査を行うので、調査に協力しなければならない。

19　配置予定の監理技術者等の確認

落札後、発注者支援データベース・システム等により配置予定の監理技術者等の専任制違反の事実が確認された場合、契約を結ばないことがある。

なお、病休・死亡・退職等極めて特別な場合でやむを得ないとして承認された場合の外は、配置予定の監理技術者等の変更を認めない。

病気等特別な理由により、やむを得ず配置技術者を変更する場合は、上記４(6)に掲げる基準を満たし、かつ、当初の配置予定の監理技術者等と同等以上の者を配置しなければならない。

20　別に配置を求める技術者

専任の監理技術者の配置が義務付けられている工事において、調査基準価格を下回った価格をもって契約する場合は､契約の相手方が○○【当該発注機関名を記載する。】で入札日から過去２年以内に完成した工事、あるいは入札時点で施工中の工事に関して、次のいずれかに該当する場合、監理技術者とは別に、上記４(6)に定める要件と同一の要件（上記４(6)イに掲げる工事経験を除く。）を満たす技術者を、専任で１名現場に配置することとする。

(1) 65点未満の工事成績評定を通知された者

(2) 契約担当官等から施工中又は施工後において工事請負契約書に基づいて修補又は損害賠償を請求された者。ただし、軽微な手直し等は除く。

(3) 品質管理、安全管理に関し、指名停止又は契約担当官等から書面により警告若しくは注意の喚起を受けた者

(4) 自らに起因して工期を大幅に遅延させた者

なお、当該技術者は施工中、監理技術者を補助し、監理技術者と同様の職務を行うものとする。また、上記の技術者を求めることとなった場合には、その氏名その他必要な事項を監理技術者の通知と同様に契約担当官等に通知することとする。

21　入札後、契約を締結するまでの間に、都道府県警察から暴力団関係業者として防衛省が発注する工事等から排除するよう要請があり、当該状況が継続している有資格者とは契約を行わない。

22　低入札価格調査を受けた者との契約については、前払金の割合を請負代金額の10分の２以内とする。

23　契約書作成の要否等

別冊契約書案により、契約書を作成するものとする。

24　支払条件
　前払金
　中間前金払又は部分払
　【対象工事の支払条件に基づき記載する。】
25　火災保険付保の要否　要
26　非落札理由の説明
(1) 非落札者のうち、落札者の決定結果に対して不服がある者は、落札者決定の公表を行った日の翌日から起算して５日（行政機関の休日を除く。）以内に電子入札システムにより、契約担当官等に対して非落札理由についての説明を求めることができる。ただし、紙入札方式による場合は書面（様式は自由とする。）を持参するものとし、郵送等によるものは受け付けない。
(2) (1)の非落札理由について説明を求められたときは、説明を求めることができる最終日の翌日から起算して５日（行政機関の休日を除く。）以内に電子入札システムにより回答する。ただし、紙により提出された者に対しては、書面により回答する。
27　再苦情申立て
　上記９(2)の競争参加資格がないと認めた理由又は上記26(2)の非落札理由の説明に不服がある者は、それぞれの回答を受けた日の翌日から起算して７日（行政機関の休日を除く。）以内に、書面により、契約担当官等に対して、再苦情の申立てを行うことができる。当該再苦情申立てについては、入札監視委員会が審議を行う。
　なお、提出場所及び再苦情申立てに関する手続等を示した書類等の入手先は、上記７に同じ。
28　関連情報を入手するための照会窓口　上記７に同じ。
29　その他
(1) 入札・契約の手続において使用する言語及び通貨は、日本語及び日本国通貨に限る。
(2) 入札参加者は、入札心得書及び契約書案を熟読し、入札心得書を遵守する。
(3) 申請書等に虚偽の記載をした場合は、指名停止措置要領に基づく指名停止を行うことがある。
(4) 落札者は上記８(1)の資料に記載した配置予定の技術者を、当該工事の現場に配置する。
(5) 電子入札システムは、行政機関の休日を除く毎日、午前８時から午後10時（金曜日は午後６時）まで稼働している。また、稼働時間内でシステムをやむを得ず停止する場合は、防衛施設建設工事電子入札ヘルプデスクセンターホームページの「緊急連絡情報」で公開する。
・防衛施設建設工事電子入札ヘルプデスクセンターホームページ
http:///acc.mod-eboc.go.jp/WDESK/index.html
(6) システム操作上の手引き書としては、防衛施設建設工事電子入札システムセンターホームページ「操作マニュアル」を参考とする。
(7) 障害発生時及び電子入札システム操作等の問い合わせ先は次のとおりとする。

ア　システム操作・接続確認等の問い合わせ先
防衛施設建設工事電子入札ヘルプデスクセンター
TEL 03-5444-5890（受付は行政機関の休日を除く毎日、９時から17時まで。）
FAX 03-5444-5892（24時間受付。ただし、回答は行政機関の休日を除く毎日、９時から17時まで。）
メールアドレス　help@mod-eboc.go.jp（24時間受付。ただし、回答は行政機関の休日を除く毎日、９時から17時まで。）

イ　ICカードの不具合等発生時の問い合わせ先
取得した各認証局

ウ　申請書類、応札等の締切時間が切迫しているなど緊急を要する場合は、上記７へ電話により連絡する。

(8) 入札参加希望者が電子入札システムで書類を送信した場合には、通知、通知書及び受付票を送信者に発行するので、必ず確認を行うものとする。

(9) 申請書等の提出【見積活用方式の場合は、「及びヒアリング」を追記する。】に関する費用は、提出者の負担とする。

低価格入札に係る特別重点調査について

1　本工事は、特別重点調査対象の基準に該当する価格で入札を行った者がいる場合に、以下のとおり行うものとする。

(1) 特別重点調査の実施に係る連絡等

ア　契約担当官等は、特別重点調査対象の基準に該当する価格で入札を行った者がいる場合は、当該者に対して特別重点調査を行う旨を連絡するとともに、原則として、当該連絡を行った日の翌日から起算して７日以内に、特別重点調査の実施に必要な下記３に掲げる資料及び添付書類（以下「資料等」という。）の提出を求めるものとする。

　また、契約担当官等は、当該者が発注者の単価に比して相当程度低い単価を採用していると認めるときは、契約内容に適合した履行がなされないおそれがあると認められるかどうかを判断するため、必要に応じ、当該者に対して、その他の説明資料の提出を求めることができるものとする。

　なお、当該者は、契約担当官等が求める資料等のほか、契約内容に適合した履行が可能であることを立証するために必要と認める任意の書類をあわせて提出することができるものとする。

イ　施工体制確認型総合評価落札方式の対象工事において、その工事の入札申込みに係る資料の提出を行った者は、提出した資料と異なる内容を特別重点調査のため提出する資料等に記載してはならないものとする。

ウ　契約担当官等は、資料等の受領後、速やかに、入札者の責任者（支店長、営業所長等をいう。）から事情聴取を行い、入札者により内容に適合した履行がされないおそれがないかを厳格に確認する。

エ　資料等については、提出期限後の差し替え及び再提出を認めないものとする。

　ただし、資料等及び事情聴取の内容により、契約担当官等が必要と認め、入札者に対し、記載要領に従った記載を行うべきこと、必要な添付書類を提出すべきことなどの教示を行ったときは、この限りでない。

　なお、教示を踏まえた資料等の再提出等は、原則として１回に限るものとし、その提出期限については、作成に必要な時間を確保した上で適切に設定すること。

(2) 虚偽説明等への対応

　入札者が虚偽の資料提出若しくは説明を行ったことが明らかとなった場合、又は重点的な監督の結果、内容と入札時の特別重点調査の内容が著しく乖離した場合（合理的な乖離理由が確認できる場合を除く。）は、契約担当官等は、次に掲げる措置を講じるものとする。

ア　当該工事の成績評定において厳格に反映する。

イ　過去５年以内にアの措置を受けたことがあるなど悪質性が高い者に対しては、工事請負契約等に係る指名停止等の措置要領について（防整施（事）第150号。28．３．31）別表第２第15項により指名停止を行う。

(3) 公正取引委員会への通報

特別重点調査の結果、誓約書（様式15）を提出し、施工に必要な費用の額を下回る価格で受注しようとする者（落札者以外を含む。）については、原価割れ受注のおそれがあると認められる場合として、公正取引委員会に対し、関係情報の通報を行う。

(4) 関係資料の公表

ア　契約担当官等は、誓約書（様式15）を提出し、施工に要する費用の額を下回る金額で受注した者があるときは、その者に関する情報を、企業ごと一覧することができるよう、ホームページにおいて公表するものとする。

イ　アに定めるもののほか、特別重点調査の結果は、別に定めるところにより、ホームページにおいて公表するものとする。

(5) 契約後の取扱い（監督体制の強化）

契約担当官等は、特別重点調査を経て契約を行った工事については、本調査で提出させた資料等及び調査記録を監督職員に引継ぐとともに、以下の措置を講じるものとする。

ア　施工体制台帳の内容のヒアリングを必ず行うこととし、施工体制台帳の記載内容が特別重点調査時と内容が異なる場合は、その理由等について確認する。

イ　施工計画書の内容のヒアリングを必ず行うこととし、施工計画書の記載内容が特別重点調査時の内容と異なる場合は、その理由等について確認する。

２　その他

入札者が提出期限までに記載要領に従った資料等の提出を行わない場合、上記１(1)ウの事情聴取に応じない場合など特別重点調査に協力しない場合は、入札心得書に違反するものであり、入札に関する条件に違反した入札としてその入札を無効とする。

３　提出を求める資料等と確認内容

特別重点調査の調査の実施に当たり、(1)から(24)までに掲げる資料等の提出をするものとする。

なお、必要な様式については、防衛省・自衛隊のホームページを参照するものとする。

(1) 当該価格で入札した理由（様式１）

直接工事費、共通仮設費、現場管理費又は一般管理費等の各費目別に、労務費、手持ち工事の状況、契約対象工事現場と当該入札者の事務所・倉庫等との関係、手持ち資材の状況、手持ち機械の状況、下請予定業者の協力等の面から、入札した価格で施工可能である具体的理由

(2) 積算内訳書（様式２－１、様式２－２、様式２－３、様式３）

ア　数量総括表に対応する積算内訳書となっていること（指定の数量によって積算されていること。）。

イ　設計図書での要求事項を理解して見積もりを行っていること。

ウ　指定の工法によって施工することとしていること（工法の指定のない場合は、入札者の工法に安全性等の点で問題がないこと。）。

エ　発注者が支払う請負代金から支弁することを予定している費用か否かにかかわらず、施工に当たって必要となるすべての費用を計上していること。

オ　積算に下請予定業者や納入予定業者等の見積書の内容が反映され、計数的な根拠のある合理的かつ現実的な積算内訳書となっていること（原則、取引等の実績を求めること。）。

カ　現場管理費に、租税公課、保険料、従業員給与手当、法定福利費（社会保険料や労働保険に要する費用をいう。）、外注経費などを適切に計上していること。

　このうち、様式５に記載する技術者及び様式14－４に記載する自社社員の交通誘導員に係る従業員給与手当及び法定福利費については、その他の費用と区別して計上していること。

　また、その従業員給与手当の金額が最低賃金法（昭和34年法律第137号）に定める最低賃金額(以下「最低賃金額」という。)以上であり、かつ、これらの者が過去３月以内に支払を受けた実績のある賃金の額に基づいているなど、合理的かつ現実的な見積もりであるとともに、法定福利費の金額が法定額以上となっていること。

キ　一般管理費等に、法定福利費、修繕維持費、事務用品費、通信交通費、動力用水光熱費、地代家賃、減価償却費、租税公課、保険料、契約保証費などを適切に計上していること。

ク　自社労務者に係る費用は直接工事費に、また、自社の現場管理職員（技術者等）及び自社の交通誘導員に係る費用は現場管理費にそれぞれ計上されており、一般管理費等には計上していないこと。

ケ　契約対象工事の施工に要する費用の額を下回る額で入札した場合において、その下回る額を不足額として当該工事の一般管理費等に計上していること。

(3) 下請予定業者等一覧表（様式４）

ア　下請予定業者、資材購入予定先及び機械リース会社が具体的に予定されていること。

　また、自社保有の社員、資機材等を活用する場合についても、具体的に予定されていること。

イ　下請予定業者が押印した見積書の金額が積算内訳書に正しく反映されていること。

　また、下請予定業者の見積書に係る各経費内訳（機械経費、労務費、材料費及びその他費用）ごとの金額が、過去１年以内に下請業者として施工した実績のある同様の工事における金額以上であることなど合理的かつ現実的なものであること。

(4) 配置予定技術者名簿（様式５）

配置予定の主任技術者又は管理技術者（同一の要件を満たす技術者を含む。）及

び現場代理人について、次の点を確認すること。

ア　他の手持ち工事の状況との関係も考慮した上で契約対象工事に実際に配置できること。

イ　自社社員であり、かつ、契約対象工事の入札公告後に入社した者でないこと。

ウ　それぞれに必要な資格を有すること。

(5) 手持ち工事状況（様式６－１、様式６－２）

ア　記載された手持ち工事が実在するものであること。

イ　当該工事の資材保管場所が近距離にあること、当該工事と同種又は同類の工事と資機材を共通調達できること等により縮減できるものとする契約対象工事の工事費の各費目別の金額が、過去の実績に基づく額であるなど合理的かつ現実的なものであること。

(6) 契約対象工事箇所と入札者の事務所、倉庫等との関係（様式７）

ア　記載された事務所、倉庫等を所有し、又は賃借していること。

イ　当該事務所、倉庫、資材保管場所等が近距離に存在することにより縮減できるものとする営繕費、資機材の運搬費、通信交通費、事務用品費など契約対象工事の経費が、計数的に合理的な見積もりとなっていること。

(7) 手持ち資材の状況（様式８－１）

ア　記載された手持ち資材を保有していること、当該資材が工事の品質確保に必要な基準水準を満たすこと及び当該資材を契約対象工事で使用する予定であること。

イ　調達時の単価等の原価が適切に見積もられていること（手持ち資材の活用による資材費の低減が可能であること。）。また、繰り返しの使用を予定する備品等については、摩耗や償却を適切に見込んだ原価となっていること。

(8) 資材購入予定先一覧（様式８－２）

ア　他社から購入を予定している場合

(ｱ) 購入予定業者から納入を受ける予定の資材が工事の品質確保に必要な規格水準を満たすこと及びその単価が当該業者によって過去１年以内に販売された実績のある単価以上であるなど合理的かつ現実的なものであること（他社からの購入による資材費の低減が可能であること。）。

(ｲ) 購入予定業者と入札者の関係が記載のとおり存在すること。

イ　自社製品の活用を予定している場合

(ｱ) 自社において記載された資材を製造していること、当該資材が工事の品質確保に必要な規格水準を満たすこと及び当該資材を契約対象工事で使用する予定であること。

(ｲ) 記載された単価が、自社の製造部門が過去１年以内に第三者と取引した販売実績額又は製造原価以上であるなど合理的かつ現実的なものであること（自社製品の活用による資材費の低減が可能であること。）。

(9) 手持ち機械の状況（様式９－１）

ア　記載された手持ち機械を保有していること及び当該機械を契約対象工事で使

用する予定であること。

イ　契約対象工事で使用可能な管理状態にあること。

ウ　手持ち機械の使用に伴う原価が減価償却や固定資産税等を含み、適切に見積もられていること（手持ち機械や減価償却終了の機械の活用による機械経費の低減が可能であること。）。

(10)機械リース元一覧（様式９－２）

ア　他社からリースを予定している場合

(ｱ) 機械リース予定会社からリースを受ける予定単価が、当該業者が過去１年以内にリースした実績のある単価以上であるなど合理的かつ現実的なものであること（機械リース予定会社からのリースによる機械経費の低減が可能であること。）。

(ｲ) 機械リース予定会社と入札者の関係が記載のとおり存在すること。

イ　自社の機械リース部門からリースを予定している場合

(ｱ) 自社の機械リース部門において記載された機械を保有していること及び当該機械が契約対象工事にリース可能であること。

(ｲ) 記載された単価が自社の機械リース部門が過去１年以内に第三者にリースした実績額又は原価以上の単価であるなど合理的かつ現実的なものであること。

(11)労務者の確保計画（様式10－１）

ア　自社労務者を充てる場合

(ｱ) 記載された者が自社社員であること。

(ｲ) 資格の保有が必要な職種に充てようとする者については、その者が必要な資格を有していること。

(ｳ) 労務単価が最低賃金法に定める最低賃金額（以下「最低賃金額」という。）以上であり、かつ、過去３か月以内に支払った実績のある賃金の額以上の金額を計上しているなど合理的かつ現実的な見積もりであること（自社社員の活用による労務費の低減が可能であること。）。

イ　下請予定業者による労務者の確保を予定する場合

(ｱ) 下請予定業者と入札者の関係が記載のとおり存在すること。

(ｲ) 労務単価が最低賃金法に定める最低賃金額以上であり、かつ、下請予定業者が過去１年以内に施工した実績のある同様の工事における労務単価以上であるなど合理的かつ現実的なものであること。

(12)工種別労務者配置計画（様式10－２）

労務者の確保計画と整合がとれており、適切な施工が可能な工種別の労務者配置計画となっていること。

(13)建設副産物の搬出地（様式11）

ア　記載された搬出計画が関係法令を遵守したものであり、かつ、仕様書等で要求している要件に適合していること。

イ　記載された受け入れ価格が、建設副産物の受入れ予定会社が過去１年以内に

建設副産物を受け入れた実績のある単価以上の金額であるなど合理的かつ現実的なものであること。

(14)建設副産物の搬出及び資材等の搬入に関する運搬計画書（様式12）

ア　建設副産物及び資材等の運搬計画が関係法令を遵守したものであり、かつ、発注仕様書等で要求している要件に適合していること。

イ　記載された運搬予定者への支払予定額が、運搬予定者が過去１年以内に取り扱った実績のある単価以上の金額であるなど合理的かつ現実的なものであること。

(15)品質確保体制（品質管理のための人員体制）（様式13－１）

ア　「諸費用」の「見込額」に記載した金額を入札者（元請）が負担する場合において「計上した工種等」に記載された費目に、「見込額」に記載された金額が計上されていること。

イ　「諸費用」の「見込額」に記載された金額を下請予定業者が負担する場合において、「見込額」に記載された金額が、下請予定業者の過去１年以内の取引実績のある単価以上の金額であるなど合理的かつ現実的なものであること。

ウ　「諸費用」の「技術者単価」の欄に記載した金額が、最低賃金額以上であり、かつ、それを入札者（元請）が負担する場合にあっては、「氏名」の欄に記載した者が過去３月以内に支払を受けた実績のある賃金の額に基づいたものであり、下請予定業者が負担する場合にあっては、下請予定業者が過去１年以内に「実施事項」欄の内容と同様の品質管理体制を確保した実績のある技術者単価以上であるなど合理的かつ現実的なものであること。

エ　入札説明書、仕様書等で要求している要件に適合していること。

(16)品質確保体制（品質管理計画書）（様式13－２）

ア　「諸費用」の「見込額」に記載された金額を入札者（元請）が負担する場合において、「計上した工種等」に記載された費目に、「見込額」が記載された金額が計上されていること。

イ　「諸費用」の「見込額」に記載された金額を下請予定業者が負担する場合において、「見込額」に記載された金額が、下請予定業者の過去１年以内の取引実績のある単価以上の金額であるなど合理的かつ現実的なものであること。

ウ　入札説明書、仕様書等で要求している要件に適合していること。

(17)品質確保体制（出来形管理計画）（様式13－３）

ア　「諸費用」の「見込額」に記載された金額を入札者（元請）が負担する場合において、「計上した工種等」に記載された費目に、「見込額」に記載された金額が計上されていること。

イ　「諸費用」の「見込額」に記載された金額を下請予定業者が負担する場合において、「見込額」に記載された金額が、下請予定業者の過去１年以内の取引実績のある単価以上の金額であるなど合理的かつ現実的なものであること。

ウ　入札説明書、仕様書等で要求している要件に適合していること。

(18)安全衛生管理体制（安全教育等）（様式14－１）

ア　「諸費用」の「見込額」に記載された金額を入札者（元請）が負担する場合において、「計上した工種等」に記載された費目に、「見込額」に記載された金額が計上されていること。

イ　「諸費用」の「見込額」に記載された金額を下請予定業者が負担する場合において、「見込額」に記載された金額が、下請予定業者の過去１年以内の取引実績のある単価以上の金額であるなど合理的かつ現実的なものであること。

ウ　入札説明書、仕様書等で要求している要件に適合していること。

(19)安全衛生管理体制（点検計画）（様式14－２）

ア　「諸費用」の「見込額」に記載された金額を入札者（元請）が負担する場合において、「計上した工種等」に記載された費目に、「見込額」に記載された金額が計上されていること。

イ　「諸費用」の「見込額」に記載された金額を下請予定業者が負担する場合において、「見込額」に記載された金額が、下請予定業者の過去１年以内の取引実績のある単価以上の金額であるなど合理的かつ現実的なものであること。

ウ　「諸費用」の「技術者単価」の欄に記載した金額が、最低賃金法に定める最低賃金額以上であり、かつ、それを入札者（元請）が負担する場合にあっては、「点検実施者」の欄に記載した者が過去３月以内に支払を受けた実績のある賃金の額に基づいたものであり、下請予定業者が負担する場合にあっては、下請予定業者が過去１年以内に「点検対象」、「対象区間」及び「時期・頻度」の各欄に記載の内容と同様の安全衛生管理体制を確保した際の実績のある技術者単価以上であるなど合理的かつ現実的なものであること。

エ　入札説明書、仕様書等で要求している要件に適合していること。

(20)安全衛生管理体制（仮設設置計画）（様式14－３）

ア　「諸費用」の「見込額」に記載された金額を入札者（元請）が負担する場合において、「計上した工種等」に記載された費目に、「見込額」に記載された金額が計上されていること。

イ　「諸費用」の「見込額」に記載された金額を下請予定業者が負担する場合において、「見込額」に記載された金額が、下請予定業者の過去１年以内の取引実績のある単価以上の金額であるなど合理的かつ現実的なものであること。

ウ　入札説明書、仕様書等で要求している要件に適合していること。

(21)安全衛生管理体制（交通誘導員設置計画）（様式14－４）

ア　自社社員を交通誘導員に充てる場合

(ｱ) 単価が最低賃金法に定める最低賃金額以上であること。

(ｲ) 単価の見積りが交通誘導員への支払給与の直近３か月の実績額以上でされていることなど合理的かつ現実的なものであること。

イ　派遣会社から交通誘導員の供給を受けることを予定する場合

(ｱ) 単価が最低賃金法に定める最低賃金額以上であること。

(ｲ) 単価の当該交通誘導員の派遣会社が過去１年以内に交通誘導員を派遣した実績のある単価以上であるなど合理的かつ現実的なものであること。

ウ　交通規制方法に応じて必要な人数の交通誘導員を配置する計画となっていること。

エ　入札説明書、仕様書等で要求している要件に適合していること。

(22)誓約書（様式15）

ア　入札者の申込みに係る価格が入札者の積算における工事の施工に要する費用の額を下回る場合に、その下回る額を自社の本社経費等から契約対象工事の一般管理費等に確実に計上することによって、入札者が落札契約後に下請予定業者や資機材納入業者等の見積金額を故なく減額するなど下請予定業者等にしわ寄せをし、手抜き工事を誘発することのないよう、その旨を代表取締役が誓約した書面を提出していること。

イ　入札者の申込みに係る価格が入札者の積算における工事の施工に要する費用の額を下回る場合に、その下回る額を自社で負担するための財源の確保方法が具体的に確認できること。

特に、当該下回る額（当該年度において、契約対象工事以外の防衛省発注の建設工事に関し、低入札価格調査を経て、入札者の積算における施工に要する費用の額を下回る価格で受注した経歴を有する者にあっては、その下回る価格の合計額と契約対象工事に係る下回る額との合計）が前年度の営業利益金額を上回るときは、より確実な財源の確保方法が具体的に確認できること。

(23)施工体制台帳（様式16）

施工体制が適切であること。

(24)過去に施工した同種の公共工事名及び発注者（様式17）

過去５年間の施工工事で低入札価格調査の対象となったもの。

別表第１

工事成績相互利用登録機関及び工事成績評定相互利用対象工事

１　中央官庁営繕担当課長連絡調整会議構成員

工事成績相互利用登録機関		工事成績評定相互利用対象工事		
中央官庁	発注機関・部署等	工事種別	工事規模	時期
○○省	○○部○○課	○○工事	契約額○○円以上の工事	平成○年○月○日以降に契約した工事
○○省	○○部○○課、○○局	すべての工事	契約額○○円を超える工事	平成○年○月○日以降に完成した工事

２　全国営繕主管課長会議構成員

工事成績相互利用登録機関		工事成績評定相互利用対象工事		
都道府県政令市	発注機関・部署等	工事種別	工事規模	時期
○○県	○○県○○部○○課	すべての工事	契約額○○円以上の工事	平成○年○月○日以降に完成した工事

別表第２

１　未提出であると認められる場合	(1)	工事費内訳明細書が白紙である場合
	(2)	工事費内訳明細書に表紙がついていない場合
２　記載すべき事項が欠けている場合	(1)	数量、単価、金額等の記載が欠けている場合
３　記載すべき事項に誤りがある場合	(1)	発注案件名に誤りがある場合
	(2)	提出業者名に誤りがある場合
	(3)	工事費内訳明細書の合計金額が入札金額と大幅に異なる場合
４　その他	(1)	他の入札参加者の工事費内訳明細書と類似し、合理性がなく、極めて不自然な場合

別紙様式第１
（用紙Ａ４版）

平成　　年　　月　　日

紙入札方式参加承諾願

１　工事名

２　電子入札システムでの参加ができない理由

上記の案件は、電子入札対象案件ではありますが、今回は当社においては上記理由により電子入札システムを利用しての参加ができないため、紙入札方式での参加を承諾いただきますようお願いいたします。

住　　所
商号又は名称
役　　職
氏　　名　　印

（契約担当官等の官職氏名）　　殿

別紙様式第２
（用紙Ａ４版）

平成　　年　　月　　日

一 般 競 争 参 加 資 格 確 認 申 請 書

（契約担当官等の官職氏名）　殿

住　　所
商号又は名称
代表者氏名　　印

平成　　年　　月　　日付けで入札公告のありました○○（○）○○○工事に係る競争参加資格について確認されたく、下記の書類を添えて申請します。
なお、予算決算及び会計令（昭和22年勅令第165号）第70条の規定に該当する者でないこと及び添付書類の内容について事実と相違ないことを誓約します。

記

１　入札説明書８(3)アに定める同種工事の施工実績を記載した書面
２　入札説明書８(3)イに定める同種工事の工事成績を記載した書面
３　入札説明書８(3)ウに定める優秀工事の顕彰等の実績を記載した書面
４　入札説明書８(3)エに定めるISOマネジメントシステムの取得状況を記載した書面
５　入札説明書８(3)オに定める配置予定の監理技術者等の資格等を記載した書面
６　入札説明書８(3)カに定める配置予定の監理技術者等の同種工事の工事成績を記載した書面
７　入札説明書８(3)キに定める近隣地域内における工事の施工実績を記載した書面（地域精通度等の評価項目として設定した場合に記載する。）
８　入札説明書８(3)クに定める地理的条件の所在を記載した書面（地域精通度等の評価項目として設定した場合に記載する。）
９　入札説明書８(3)ケに定める地産品の使用状況を記載した書面（地域精通度等の評価項目として設定した場合に記載する。）
10　入札説明書８(3)コに定める地元企業の下請採用予定状況を記載した書面（地域精通度等の評価項目として設定した場合に記載する。）
11　入札説明書８(3)サに定める災害協定等による地域貢献の実績を記載した書面（地域精通度等の評価項目として設定した場合に記載する。）
12　入札説明書８(3)シに定める不発弾処理対策の実績を記載した書面（地域精通度等の評価項目として設定した場合に記載する。）
13　入札説明書８(3)スに定める難工事の施工実績を記載した書面（地域精通度等の評価項目として設定した場合に記載する。）
14　入札説明書８(3)セに定める予備自衛官又は即応予備自衛官の現場配置を記載した書面（評価項目として選択した場合のみ）
15　入札説明書８(3)ソに定める契約書の写し（契約書の写しの提出を求める場合のみ）
16　入札説明書８(3)タに定める工事成績の写し

以　上

担当者
○○○会社○○支店　○○課　○○○○
TEL　○○○―○○○―○○○
FAX　○○○―○○○―○○○
登録番号（○―○○―○○○○○）

注：電子入札システムにより提出する場合、押印は必要ありません。
紙入札方式による場合は、返信用封筒として、表に申請者の住所・氏名を記載し、簡易書留料金分を加えた所定の料金（○○○円）の切手を貼付した長３号封筒を申請書と併せて提出して下さい。

別紙様式第３
（用紙Ａ４版）

同種工事の施工実績

工 事 名：

工事名称等	工　事　名	（同種工事の工事名を記入する。）
	発注機関名	
	工事場所	（都道府県名、市町村名を記入する。）
	契約金額	（百万円単位で記入する。）
	工　期	平成　年　月　日　～　平成　年　月　日
	受注形態等	単体／ＪＶ（出資比率）
工事概要等	構造形式	
	規模・寸法	
	使用機材・数量	
	施工条件	（市街地・軟弱地質等）
	その他	
CORINS登録の有無		□有（CORINS登録番号　　）□無

注：１　必ず同種工事が確認できる内容で記載する。

２　CORINS登録の有無について、いずれかの「□」に「■」を付す。「有」に「■」を付した場合は、CORINSの登録番号を記載し、写し（詳細含む。）を添付する。「無」に「■」を付した場合は契約書の写し及び当該工事実績を証明する資料を添付する。

３　記載する工事が、平成13年12月25日以降に完成した防衛省発注機関（旧防衛施設局及び旧防衛施設支局を含む。）の発注した工事である場合は、当該工事に係る施工成績評定通知書又は工事成績評定通知書の写しを添付する。

別紙様式第４
（用紙Ａ４版）

同種工事の工事成績

工 事 名：

工事名称等	工　事　名	（同種工事の工事名を記入する。）
	発注機関名	
	工事場所	（都道府県名、市町村名を記入する。）
	契約金額	（百万円単位で記入する。）
	工　期	平成　年　月　～　平成　年　月
	受注形態等	単体／ＪＶ（出資比率）
工事概要等	構造形式	
	規模・寸法	
	使用機材・数量	
	施工条件	（市街地・軟弱地質等）
	その他	
工事成績		○○点
CORINS登録の有無		□有（CORINS登録番号　　）□無

注：１　必ず同種工事が確認できる内容を１件記載する（別紙様式第３に記載した実績と同一でも構わない。）。

２　CORINS登録の有無について、いずれかの「□」に「■」を付す。「有」に「■」を付した場合は、CORINSの登録番号を記載し、カルテ等の写し及び当該工事実績を証明する資料を添付する。「無」に「■」を付した場合は契約書の写し及び当該工事実績を証明する資料を添付する。

３　工事成績を証明する資料の写しを添付する。

別紙様式第５
（用紙Ａ４版）

優秀工事の顕彰等の実績

工 事 名：

項　　目	内　　容
優秀工事の顕彰等の実績	□優秀工事の顕彰等の実績がある ①工事名： ②発注機関名：○○防衛局 ③工期：平成　年　月　日　～平成　年　月　日 ④受注形態等：単体／ＪＶ（出資比率） ⑤受賞年月日：平成　年　月　日
	□優秀工事の顕彰等の実績がない

注：１　優秀工事の顕彰等の実績の有無について、いずれかの「□」に「■」を付す。
　　２　実績を証明できる顕彰状等の写しを添付する。
　　３　実績が複数ある場合は、受賞実績ごとに記載する。

別紙様式第６
（用紙Ａ４版）

ＩＳＯマネジメントシステムの取得状況

工 事 名：

項　　目	内　　容
ＩＳＯマネジメントシステム認証の取得状況	□ＩＳＯ9000シリーズの認証を取得済み 認定機関： □ＩＳＯ14000シリーズの認証を取得済み 認定機関： □ＩＳＯ27000シリーズの認証を取得済み 認定機関：
	□上記のいずれも認証を未取得

注：１　ＩＳＯ認証の有無について、いずれかの「□」に「■」を付す。

２　ＩＳＯ認証を取得済みに「■」を付した場合は、(1)から(4)に掲げる書類を添付する。ただし、(3)及び(4)に掲げる書類については、(1)に掲げる書類によってその内容を確認することができる場合は、提出を要しない。

(1)　ＩＳＯ認証の取得に係る登録証の写し

(2)　ＩＳＯの審査に係る次の書類

ア　直近の審査報告書（初回審査、定期審査又は更新審査のいずれかを対象として審査登録機関が発行したものに限る。）の写し

イ　アの審査に係る合否判定結果の写し

(3)　本工事を担当する内部組織がＩＳＯ認証を取得している組織に含まれることを示す書類

(4)　ＩＳＯ認証の範囲が、本工事の内容に一致していることを示す書類

別紙様式第７
（用紙Ａ４版）

配置予定の監理技術者等の資格経験等

工 事 名：

項　　目		監理技術者又は主任技術者
氏　　名		
最　終　学　歴		（学校名、学科名及び卒業年次を記入する。）
法令による資格・免許		（施工管理技士、建築士等の名称及び取得年月日、監理技術者資格の取得年月日、登録番号及び登録会社並びに監理技術者講習の取得年月日及び修了証番号を記入する。）
継続教育(CPD)の取り組み		□推奨単位を取得　□推奨単位の過半を取得　□無
優秀工事技術者顕彰等の有無		□有（同一工種）　□無
工事経験の概要	工　事　名	
	発注者名	
	工事場所	（都道府県名、市町村名を記入する。）
	契約金額	（百万円単位で記入する。）
	工　期	平成　年　月　日　～　平成　年　月　日
	従事役職	（現場代理人、監理（主任）技術者等の名称）
	工事内容	
	CORINS登録の有無	□有（CORINS登録番号　　）　□無
申請時における他工事の従事状況等	工　事　名	
	発注者名	
	工　期	平成　年　月　日　～　平成　年　月　日
	従事役職	（現場代理人、監理（主任）技術者等の名称）
	本工事と重複する場合の対応措置	
	CORINS登録の有無	□有（CORINS登録番号　　）　□無

注：１　必ず同種工事が確認できる内容を記載する。

２　CORINS登録の有無について、いずれかの「□」に「■」を付す。「有」に「■」を付した場合は、CORINSの登録番号を記載し、カルテ等の写し及び当該工事実績を証明する資料を添付する。「無」に「■」を付した場合は契約書の写し及び当該工事実績を証明する資料を添付する。

３　当該工事の履行に係る法令・免許における継続教育(CPD)の有無について、いずれかの「□」に「■」を付す。「推奨単位を取得」又は「推奨単位の過半を取得」に「■」を付した場合は、各団体が発行した証明書の写しを添付する。（単位取得証明期間の末日が申請書等の提出期限から１年以内であること。）

４　優秀工事技術者顕彰等の有無について、いずれかの「□」に「■」を付す。「有」に「■」を付した場合は、顕彰状等の写し及び同一工種が確認出来る資料を添付する。

５　記載する工事が、平成13年12月25日以降に完成した防衛省（旧防衛施設局及び旧防衛施設支局を含む。）の発注した工事の場合は、当該工事に係る施工成績評定通知書又は工事成績評定通知書の写しを添付する。

別紙様式第８
（用紙Ａ４版）

配置予定の監理技術者等の同種工事の工事成績

工 事 名：

項　目	監理技術者又は主任技術者
氏　名	
工　　事　　名	
発　注　者　名	
工　事　場　所	（都道府県名、市町村名を記入する。）
契　約　金　額	（百万円単位で記入する。）
工　　期	平成　年　月　日　～　平成　年　月　日
従　事　役　職	（監理（主任）技術者又は現場代理人の名称）
工　事　内　容	
工　事　成　績	○○点
従事時の業者名	
CORINS登録の有無	□有（CORINS登録番号　　）□無

注：１　必ず同種工事が確認できる内容を１件記載する（別紙様式第８に記載した実績と同一でも構わない。）。

２　CORINS登録の有無について、いずれかの「□」に「■」を付す。「有」に「■」を付した場合は、CORINSの登録番号を記載し、カルテ等の写し及び当該工事実績を証明する資料を添付する。「無」に「■」を付した場合は契約書の写し及び当該工事実績を証明する資料を添付する。

３　当該工事に係る工事成績評定通知書の写しを添付する。

別紙様式第９

近隣地域内における工事の施工実績

工 事 名：

工事名称等	工　事　名	
	発注機関名	
	工事場所	（都道府県名、市町村名を記入する。）
	契約金額	（百万円単位で記入する。）
	工　期	平成　年　月　日　～平成　年　月　日
	受注形態等	単体／ＪＶ（出資比率）
	工事概要	
	工事種別	（発注機関設定の分類又は建設業法における建設工事の種類を記入する。）
CORINS登録の有無		□有（CORINS登録番号　　）　□無

注：１　CORINS登録の有無について、いずれかの「□」に「■」を付す。「有」に「■」を付した場合は、CORINSの登録番号を記載し、写しを添付する。「無」に「■」を付した場合は契約書の写し及び当該工事実績を証明する資料を添付する。

２　記載する工事が、平成13年12月25日以降に完成した防衛省（旧防衛施設局及び旧防衛施設支局を含む。）の発注した工事の場合は、当該工事に係る施工成績評定通知書又は工事成績評定通知書の写しを添付する。

別紙様式第10

地　理　的　条　件

本店（本社）住所	
支店・営業所名	
所在地住所	（記載の支店・営業所に関して記入する。）
電話番号	（　　〃　　）
建設業許可番号	（　　〃　　）

注：○○防衛局【当該契約担当官等の所在地を管轄する地方防衛局等を記載する。】の管轄区域に所在し、当該工種が施工可能な建設業許可を有する工事場所最寄りの支店又は営業所を記載する。

別紙様式第11
（用紙Ａ４版）

地産品の使用状況
（○○○○○○○○○工事）

工 事 名：

地産品の使用の有無	あ　り、な　し　　（どちらか一方に○をする。） ○○県内の公共工事（※）において、○○県産の建設資材（地産品）の平成○年４月１日から平成○年３月31日までの使用の有無。（発注者が指定した地産品は認めない。）
当該地産品の使用状況	材料名：（記入例：　木材（唐松・杉）・生コン・アスファルト・鉄筋・砕石・塗料・溶融スラグ　等）
	産　地：（記入例；　○○県○○群○○国有林）
	当該材料の出荷元：（記入例；　○○県木材協同組合）
	当該材料を使用した工事名、発注機関及び工期：（以下、記入例） ○○○○護岸工事　（○○○○） 自）平成　年　月　日　至）平成　年　月　日 当該工事における地産品の使用状況、地産品の産地及び使用時期を証明する資料を添付する。（当該材料における使用状況の写真、日付入りの出荷証明書、当該県内で生産・製造された証明等）

※国、地方公共団体及び特殊法人等が行う公共工事。ここでいう特殊法人とは、「公共工事の入札及び契約の適正化の促進に関する法律」第２条でいう法人であって政令で定めるものをいう。

別紙様式第12
（用紙Ａ４版）

地元企業の下請採用予定状況

工 事 名：

項　　目	内　　容
地元企業の採用計画	下請をする直接工事費の内容 下請業者への発注予定金額の請負金額に対する割合 下請をする企業の名称・所在地・代表者名
	□地元企業の採用予定がない 自社施工する直接工事費の内容 自社施工する発注予定金額の請負金額に対する割合

注：１　地元企業とは、工事場所と同じ県内に本支店の登記がある企業で、応募者及び応募者と連結決算の関係にある企業、競争参加者の構成員が代表者及び取締役となっている企業を除く。

２　地元企業を採用する予定があるとして契約した後、完成検査時に地元企業を採用していないことが判明した場合、工事成績を減ずるとともに、標準型においてはそれによって得た評価に対する金額について支払請求することがある。

３　予定していた業者契約を締結する義務を課すものではない。

別紙様式第13
（用紙Ａ４版）

災害協定等による地域貢献の実績

工 事 名：

項　　目	内　　容
当該都道府県内における公共機関との災害協定の有無等	□災害協定がある ①協定名： ②相手方： （※複数の場合、全て記入する。） ④有効期限：平成○年○月○日 （※有効期限が確認できる書類を添付する。）
	□災害協定がない
当該都道府県内における過去２年間のボランティア活動の有無等	□ボランティア活動実績がある ①活動年月日：平成○年○月○日 （※活動年月日が確認できる書類を添付する。） ②活動概要：
	□ボランティア活動実績がない

注：１　災害協定等の有無について、いずれかの「□」に「■」を付す。
　　２　災害協定等があるに「■」を付した場合は、関連する書類を添付する。
　　３　ボランティア活動については、活動内容が具体的に把握できる資料を添付する。

別紙様式第14
（用紙Ａ４版）

不発弾処理対策の実績

工 事 名：

項　　目	内　　容
○○県内における不発弾処理対策の実績の有無等	□不発弾処理対策の実績がある ①工事名： （複数の実績がある場合、全て記入する。） ②住所又は場所： （複数の実績がある場合、全て記入する。） ③発注機関： （複数の実績がある場合、全て記入する。） ④工期：平成○年○月○日から平成○年○月○日 （複数の実績がある場合、全て記入する。）
	□不発弾処理対策の実績がない

注：１　不発弾処理対策の実績の有無について、いずれかの「□」に「■」を付す。
　　２　不発弾処理対策の実績があるに「■」を付した場合は、実施内容が具体的に把握できる資料を添付する。

別紙様式第15
（用紙Ａ４版）

難工事の工事実績

工 事 名：

項　　目	内　　容
難工事の実績	□難工事の実績がある ①工事名： ②発注機関名：○○○○ ③工期：平成　年　月　日　～平成　年　月　日 ④受注形態等：単体／ＪＶ（出資比率） ⑤工事成績：○○点
	□難工事の実績がない

注：１　難工事の実績の有無について、いずれかの「□」に「■」を付す。

１　実績があるに「■」を付した場合、当該工事に係る工事成績評定通知書又は完成検査結果通知書の写しを添付する。（配置予定技術者が当該難工事において監理（主任）技術者又は現場代理人として従事していた場合は、その従事状況が確認できる資料を添付する。）

別紙様式第16

予備自衛官又は即応予備自衛官の現場配置予定者

工 事 名：

予備自衛官又は即応予備自衛官	
氏　　名	
生　年　月　日	
所属する企業名	
従事する工種等	
駐屯地等との調整業務	□駐屯地等との調整において現場代理人を補佐し、アドバイス等を行なう
自衛官在職時の勤務地（駐屯地等名を記載）	
現場配置予定日数	

注：１　現場配置予定者１名につき１枚とする。

２　予備自衛官又は即応予備自衛官であることを証明するために自衛隊地方協力本部長又は指定部隊等の長が発行する証明書の写しを添付する。

３　雇用保険被保険者証の写しを添付する。

４　駐屯地等との調整において現場代理人を補佐し、アドバイス等を行なう場合は「□」に「■」を付す。
「■」が付されていない場合は「予備自衛官又は即応予備自衛官の現場配置」欄を加点評価しない。

５　行政機関の休日に関する法律（昭和63年法律第91号）第１条第１項に規定する行政機関の休日を除く日数を記載する。

６　予備自衛官又は即応予備自衛官を現場配置する予定があるとして契約した場合は、工事の着手前において監督官に２の証明書（原本）を提出し、当該者の作業従事計画を提出するものとする。ただし、やむを得ない事情により競争参加資格確認申請時に提出した現場配置予定者又は予定日数が変わる場合は、評価結果が同等以上であること。
完成検査時に予備自衛官等を延べ３０人・日以上現場配置していない又は駐屯地等との調整業務を実施していないことが判明した場合は、工事成績評定点を減ずる。

別紙様式第17

平成　　年　　月　　日

見積に関するヒアリング日時希望通知書

（契約担当官等の官職氏名）　　殿

住　　所
商号又は名称
代 表 者 氏 名　　印

見積に関するヒアリングについては、以下のとおり希望日時等を通知します。

工事名	
ヒアリング出席予定者	①配置予定技術者　　氏名 ②役職　　氏名 ③役職　　氏名
ヒアリング希望日	希望日　平成　　年　　月　　日（　）
ヒアリング希望時間	希望時間　○○時から○○時まで

注１：ヒアリング会場には、競争参加資格確認申請者の責任者（支店長・営業所長等）・配置予定技術者等を含め３名程度でお願いします。
注２：ヒアリングの実施日時については後日通知しますが、日時は希望どおりにならない場合がありますので、あらかじめご了承願います。

付紙

評　　価　　基　　準

工事名：

（※：評価項目は、施工能力評価型の必須項目及び一部の選択項目（予備自衛官等の現場配置）を選択した場合の作成例である。）

工事名：

１から２の評価点の最高点の合計は○○点とする。

１　企業の技術力について
施工実績等
下表の評価項目について評価を行い、評価点を算出する。
なお、最高点を○○点とする。

（単位：点）

評価項目		評価基準	評価点
企業の施工能力	**同種工事の施工実績** 当該年度及び前年度から過去15年間に完成・引渡しが完了した工事１件（平成○年４月１日から公告日までに完成・引渡しが完了した工事）	防衛省発注機関	6
		工事成績相互利用登録機関又は国※１又は地方公共団体	4
		その他	2
	工事成績 当該工事の同種工事で当該年度及び前年度から過去５年間に完成・引渡しが完了した工事１件の工事成績評定点（平成○年４月１日から公告日までに完成・引渡しが完了した工事、参加要件とした地域内に限る。）	防衛省発注機関（85点以上）	8
		工事成績評定相互利用対象工事（85点以上）	7
		防衛省発注機関（80点以上）	6
		工事成績評定相互利用対象工事（80点以上）	5
		防衛省発注機関（75点以上）	4
		工事成績評定相互利用対象工事（75点以上）	3
		防衛省発注機関（70点以上）	2
		工事成績評定相互利用対象工事（70点以上）	1
		70点未満又は工事成績なし	0
	当該防衛省発注機関において、当該年度及び前年度から過去５年間に完成・引渡しが完了した工事成績（平成○年４月１日から公告日までに完成・引渡しが完了した工事）	同一工種において65点未満の実績あり、工事成績の評価を0点とする。	
	優秀工事顕彰等の実績（同一工種） 当該年度及び前年度から過去３年間の顕彰等の実績（参加要件とした地域内の実績に限る。） ※ 合計で最大４点とする。	大臣官房施設監の特別優秀工事等顕彰	1 件 に つ き 4 ※
		当該地方防衛局長の感謝状の贈与	1 件 に つ き 3 ※
		当該地方防衛局調達部長又は当該地方防衛支局長の優秀工事等顕彰	1 件 に つ き 2 ※
		工事成績評定相互利用対象工事又は国※１の優秀工事顕彰等※２	1 件 に つ き 1 ※
		地方公共団体の優秀工事顕彰等※２	1 件 に つ き 1 ※
		なし	0
	品質管理マネジメント規格（ＩＳＯ9000ｓ）の取得状況	認証を取得済	1

		認証を未取得		0
	環境マネジメント規格（ＩＳＯ14000ｓ）の取得状況	ＩＳＯ9000ｓの取得且つＩＳＯ14000ｓ又はＩＳＯ9000ｓの取得且つＩＳＯ27000ｓを取得の場合のみ加点		1
	情報セキュリティマネジメント規格（ＩＳＯ27000ｓ）の取得状況			
地域精通度等※3	地理的条件１（近隣地域内における施工実績） 当該年度及び前年度から過去５年間の施工実績（平成○年４月１日から公告日までの実績）	○○県内での施工実績あり		
		○○県内での施工実績なし		
	地理的条件２（本店（社）、支店、営業所の所在）	当該地域内に本店（社）の所在あり		
		当該地域内に当該工種に係る建設業許可を有する支店又は営業所の所在あり		
		当該地域内に拠点なし		
	地産品の使用状況 当該年度及び過去２年間に○○県内で生産・製造された建設資材の使用状況（平成○年４月１日から公告日までの実績）	使用あり		
		使用なし		
	地元企業の採用状況	県内下請業者への発注予定金額が請負金額の30％以上		
		県内下請業者への発注予定金額が請負金額の20％以上30％未満		
		県内下請業者への発注予定金額が請負金額の20％未満		
	災害協定等による地域貢献度の実績	○○県内の災害協定等あり		
		○○県内での実績なし		
	ボランティア活動による地域貢献度の実績 ○○県内における当該年度及び前年度から過去２年間の平成○年４月１日から公告日までの実績	活動実績あり（県内特定地域）※４		
		活動実績あり（同一県内）※４		
		活動実績なし		
	不発弾処理対策 当該年度及び前年度から過去15年間の実績（平成○年４月１日から公告日までの実績）	○○県内での実績あり		
		○○県内での実績なし		
難工事	難工事の工事実績 過去２年間に、○○防衛局【当該地域を管轄する地方防衛局等を記載する。】管轄地域における防衛省発注機関発注の難工事を施工した実績（平成○年○月○日から公告日までに完成・引渡しが完了した工事）	実績があり、かつ工事成績が70点以上		1
		実績なし又は工事成績が70点未満		0
	同種工事の施工経験 当該年度及び前年度から過去15年間に完成・引渡しが完了した工事		役職あり※5	役職なし
		防衛省発注機関（当該年度及び前年度～過去3年間）	6	4
		防衛省発注機関（前年度から起算して過去4年～15年間）	5	3

配置予定技術者の能力		工事成績相互利用登録発注機関又は国※１又は地方公共団体（当該年度及び前年度～過去3年間）	3	2
		工事成績相互利用登録発注機関又は国※１又は地方公共団体（前年度から起算して過去4年～15年間）	2	1
		その他（当該年度及び前年度～過去3年間）	1	0
		その他（前年度から起算して過去4年～15年間）	0	0
	監理（主任）技術者又は現場代理人の経験 当該工事の同種工事で当該年度及び前年度から過去５年間に完成・引渡しが完了した工事１件の工事成績評定点（参加要件とした地域内の実績に限る。）	○○防衛局【当該地域を管轄する地方防衛局等を記載する。】管轄地域における防衛省発注機関（85点以上）	8	
		工事成績評定相互利用対象工事（85点以上）	7	
		○○防衛局【当該地域を管轄する地方防衛局等を記載する。】管轄地域における防衛省発注機関（80点以上）	6	
		工事成績評定相互利用対象工事（80点以上）	5	
		○○防衛局【当該地域を管轄する地方防衛局等を記載する。】管轄地域における防衛省発注機関（75点以上）	4	
		工事成績評定相互利用対象工事（75点以上）	3	
		○○防衛局【当該地域を管轄する地方防衛局等を記載する。】管轄地域における防衛省発注機関（70点以上）	2	
		工事成績評定相互利用対象工事（70点以上）	1	
		70点未満、工事成績なし	0	
	○○防衛局【当該地域を管轄する地方防衛局等を記載する。】管轄地域における防衛省発注機関において、監理（主任）技術者又は現場代理人として従事した当該年度及び前年度から過去５年間の工事成績	同一工種において65点未満の実績あり、監理（主任）技術者又は現場代理人の経験の評価を0点とする。		
	優秀工事技術者顕彰等の実績（同一工種） 当該年度及び前年度から過去３年間の顕彰等の実績（参加要件とした地域内の実績に限る。） ※ 合計で最大５点とする。	大臣官房施設監の特別優秀工事等技術者顕彰	1 件 に つ き 5 ※	
		当該地域を管轄する地方防衛局調達部長又は当該地域を管轄する地方防衛支局長の優秀工事等技術者顕彰若しくは大臣官房施設監の特別優秀工事等顕彰受賞工事に監理（主任）技術者又は現場代理人として従事（当該地域を管轄する地方防衛局等の実績に限る。）	1 件 に つ き 4 ※	
		当該地域を管轄する地方防衛局調達部長又は当該地域を管轄する地方防衛支局長の優秀工事等顕彰受賞工事に監理（主任）技術者又は現場代理人として従事（当該地域を管轄する地方防衛局等の実績に限る。）	1 件 に つ き 3 ※	

		工事成績相互利用登録機関、国※１又は地方公共団体の優秀工事技術者顕彰等受賞実績※２	１件につき２※
		工事成績相互利用登録機関、国※１又は地方公共団体の優秀工事顕彰等受賞工事に監理（主任）技術者又は現場代理人として従事※２	１件につき１※
		なし	０
	継続教育（CPD）取り組み状況	推奨単位取得	２
		推奨単位の過半を取得	１
		なし	０
難工事	**難工事の工事実績** 企業が申請した難工事に、監理（主任）技術者又は現場代理人として従事していた場合	工事成績が75点以上	２
		工事成績が70点以上75点未満	１
		工事成績が70点未満	０
予備自衛官又は即応予備自衛官の現場配置※６	**予備自衛官又は即応予備自衛官の現場配置** ［次の３つの条件を満たす場合に評価する］ ① 当該工事の作業に直接従事する技術者・技能労働者であること。 ② 駐屯地等との調整において現場代理人を補佐し、アドバイス等を行なうこと。 ③ 現場配置期間の延べ日数が３０人・日以上あること。 ※ 下請け企業が予備自衛官又は即応予備自衛官を配置する場合も同様に評価する。 ※ 現場配置予定者が複数名いる場合の取り扱いは、現場配置期間の延べ日数の合計とし、評価基準Ａ、Ｂ、Ｃが混在する場合は、３０人・日となる組合わせにおいて評価点の低い方で評価を行う。	Ａ 当該駐屯地等において自衛官在職時の勤務経験を有する予備自衛官又は即応予備自衛官であり、駐屯地等との調整業務を実施する場合	２
		Ｂ 当該都道府県内にある駐屯地等において自衛官在職時の勤務経験を有する予備自衛官又は即応予備自衛官であり、駐屯地等との調整業務を実施する場合	１
		Ｃ 当該都道府県に隣接する県内にある駐屯地等において自衛官在職時の勤務経験を有する予備自衛官又は即応予備自衛官であり、駐屯地等との調整業務を実施する場合	０.５
		なし	０

※１　公共工事の入札及び契約の適正化の促進に関する法律施行令第一条の特殊法人等を含む。
※２　表彰の主旨が工事成績が優秀で、他の工事の規範とするにふさわしいとしているもの（安全工事表彰の類は除く）。
※３　評価項目に地域精通度等を設定した場合の全体としての配点の上限は、10点とし、企業の施工能力との配点の合計は20点とする。
※４　「ボランティア活動による地域貢献度の実績」の評価基準は、工事及び地位の特性を考慮し、「県内特定地域」及び「同一県内」を具体的に記載する。
※５　役職ありとは、監理（主任）技術者又は現場代理人の経験をいう。
※６　「予備自衛官又は即応予備自衛官の現場配置」欄は、自衛隊の駐屯地、分屯地、基地、分屯基地及び演習場にて実施する工事の場合に選択する。

２　その他（ペナルティ）について
下表の評価項目について評価を行い、評価点を算出する。

評価項目		評価基準	評価点
その	**事故及び不誠実な行為に対するペナルティ（過去６月の〇〇防衛局【当該契約担当官等の所在地を管轄する地方防衛局を記載する。】での指名停止措置要領に基づく指名停止措置等）**	指名停止期間（累積）：６月以上	－３
		指名停止期間（累積）：３月以上６月未満	－２
		指名停止期間（累積）：３月未満	－１

他	※ 過去６月とは申請書等の提出期限日の前日からさかのぼること６月以内に指名停止期間がある場合をいう。 ※ 違約金を請求した実績がある場合は、さらに「－１点」とする。	文書注意	－１
		口頭注意	－１
		該当なし	０

入 札 公 告（建設工事）

次のとおり一般競争入札（政府調達協定対象外）に付します。

平成○年○月○日

○○○○

○○○○　○○　○○【発注者名を記載する。】

1　工事概要

(1) 工事名　○○（○）○○○工事

(2) 工事場所　○○県○○市○○町○－○

(3) 工事内容　本工事は、以下の工事を行うものである。

用途　○○、構造　鉄筋コンクリート造○階建て、規模　建物延べ面積約○○○○㎡

(4) 工期　平成○年○月○日まで

(5) 本工事は、入札時に「企業・技術者の施工実績及び工事成績等」を受け付け、価格と価格以外の要素を総合的に評価して落札者を決定する総合評価落札方式（施工能力評価型）の試行対象工事である。【地域精通度等を評価項目として選択した場合は、「なお、「企業の技術力」の評価に当たっては、地域精通度等を含めて評価を行う対象工事である。」を追記する。】

【見積活用方式の場合は次の２項目を追加する。】

(6) 本工事は、発注者が競争参加希望者に見積の提出を求め、ヒアリングを通じて見積の妥当性を確認し、妥当性が確認できた見積を積算価格に反映させるものである。見積の提出期限までに○○工事、○○工事に対する直接工事費（当該工事に必要な仮設費含む。）【共通仮設費又は現場管理費の積み上げ分の場合は、「共通仮設費（又は現場管理費）への積み上げ分である○○」を記載する。】について記載した見積（以下「見積」という。）を提出するものとする（詳細は入札説明書による。）。

(7) 本工事では、見積の提出後、競争参加希望者の責任者、配置予定の技術者等からヒアリングを行い、見積の妥当性を確認するものとする。

【電子入札対象の場合は次の項目を追加する。】

(6) 本工事は、資料提出及び入札等を電子入札システムにより行う工事である。ただし、電子入札システムにより難いものは、発注者の承諾を得て紙入札方式に代えるものとする。

なお、紙入札方式の承諾に関しては○○防衛局総務部契約課に紙入札方式参加承諾願を提出するものとする。

(7) 本工事は、工事費内訳明細書の提出を義務付ける工事である。

2　競争参加資格

(1) 予算決算及び会計令（昭和22年勅令第165号。以下「予決令」という。）第70条及

び第71条の規定に該当しない者であること。

(2) 防衛省における平成○・○年度一般競争（指名競争）参加資格（以下「防衛省競争参加資格」という。）のうち、「○○工事」で級別の格付を受け、○○防衛局【当該契約担当官等の所在地を管轄する地方防衛局等を記載する。】に競争参加を希望していること（会社更生法（平成14年法律第154号）に基づき更生手続開始の申立てがなされている者又は民事再生法（平成11年法律第225号）に基づき再生手続開始の申立てがなされている者については、手続開始の決定後、再度級別の格付を受けていること。）。

(3) 会社更生法に基づく更生手続開始の申立てがなされている者又は民事再生法に基づき再生手続開始の申立てがなされている者（(2)の再度級別の格付を受けた者を除く。）でないこと。

(4) 防衛省競争参加資格の「○○工事」に係る総合審査数値（資格審査結果通知書の記３の総合審査数値欄の点数）が○○点以上であること。

(5) 平成○年度以降入札公告日まで【当該年度及び前年度から過去15年間を記載する。】に、元請けとして完成・引渡しを完了した工事のうち、（用途が○○で、）鉄筋コンクリート造○階建て以上、建物延べ面積○○㎡以上（１棟当たり）の工事を施工した実績を有すること（建設共同企業体の構成員としての実績は、出資比率が20％以上のものに限る。）。

なお、当該実績が平成13年12月25日以降に完成した防衛省発注機関（契約担当官等が属する防衛省本省の内部部局、防衛大学校、防衛医科大学校、防衛研究所、統合幕僚監部、陸上幕僚監部、海上幕僚監部、航空幕僚監部、情報本部、防衛監察本部、地方防衛局並びに統合幕僚長及び陸上幕僚長、海上幕僚長又は航空幕僚長の監督を受ける陸上自衛隊、海上自衛隊及び航空自衛隊の部隊及び機関並びに防衛装備庁をいう。以下同じ。）（旧防衛施設局及び旧防衛施設支局を含む。）の発注した工事に係るものにあっては、施工成績評定通知書又は工事成績評定通知書の評定点合計（以下「評定点合計」という。）が65点未満のものを除くこと。また、実績が工事成績相互利用登録機関が発注した工事で工事成績評定相互利用対象工事に該当するものである場合は、工事成績の評定点が65点未満のものを除くこと。

(6) 次の基準を全て満たす監理技術者又は主任技術者（以下「監理技術者等」という。）を当該工事に専任で配置できること。

ア　一級建築士又はこれと同等以上の資格を有する者である。【建築工事の場合】

イ　平成○年度以降入札公告日まで【当該年度及び前年度から過去15年間を記載する。】に、(5)に掲げる工事の経験を有する者である（原則、着工から完成まで従事している。）。

なお、当該経験が平成13年12月25日以降に完成した防衛省発注機関（旧防衛施設局及び旧防衛施設支局を含む。）の発注した工事に係るものにあっては、評定点合計が65点未満のものを除く。また、経験が工事成績相互利用登録機関が発注した工事で工事成績評定相互利用対象工事に該当するものである場合は、工事成績の評定点が65点未満のものを除く。

ウ　監理技術者にあっては、監理技術者資格者証及び監理技術者講習修了証を有する者である。

(7) 一般競争参加資格確認申請書（以下「申請書」という。）及び競争参加資格確認資料（以下「技術資料」という。）の提出期限の日から開札の時点までの期間に、○○防衛局長【契約担当官等の所在地を管轄する地方防衛局等の長を記載する。】から「工事請負契約等に係る指名停止等の措置要領について（通達）」（防整施（事）第150号。28．３．31）に基づく指名停止を受けていないこと。

(8) ○○○○【当該発注機関を記載する。】が発注した「○○工事」【工事種別を記載する。】のうち、平成○年度及び平成○年度【当該年度を含まない過去２年間を記載する。】に完成・引渡しが完了した工事の施工実績がある場合においては、当該工事に係る評定点合計の平均が65点以上であること。

(9) 上記１に示した工事に係る設計業務等の受注者（受注者が共同体である場合においては、当該共同体の各構成員をいう。以下同じ。）又は当該受注者と資本若しくは人事面において関連がある建設業者でないこと。

(10) 入札に参加を希望する者の間に資本関係又は人的関係がないこと。

(11)○○防衛局【当該契約担当官等の所在地を管轄する地方防衛局等を記載する。】の管轄区域（○○県、○○県、○○県及び○○県）内に建設業法の許可（当該工事に対応する建設業種）に基づく本店、支店又は営業所が所在すること。

(12)都道府県警察から暴力団関係業者として防衛省が発注する工事等から排除するよう要請があり、当該状態が継続している有資格者でないこと。

３　総合評価に関する事項

(1) 評価項目

本工事の評価項目は、次のア及びイとし、詳細は入札説明書による。

ア　企業の技術力

イ　その他（ペナルティ）

(2) 総合評価の方法

ア　標準点　要求要件を満たしている者に標準点として100点を付与する。

イ　加算点　技術資料の内容に応じ、(1)ア及びイの評価項目ごとに評価を行い、得られた「評価点数の合計値」が、予決令第79条の規定に基づいて作成された予定価格（以下「予定価格」という。）の制限の範囲内の入札参加者のうち、最も高い者に20点の加算点を付与する。

その他の者は「評価点数の合計値」に応じ按分して求められる点数を加算点として付与する。

ウ　価格と価格以外の要素がもたらす総合評価は、入札参加者の「標準点」と「加算点」の合計を、当該入札者の入札価格で除して得た数値（以下「評価値」という。）をもって行う。

(3) 配置予定の監理技術者等のヒアリングを行う。【配置予定の監理技術者等のヒアリングを行う場合のみ記載する。】

(4) 落札者の決定方法

ア　入札参加者は、価格並びに(1)ア及びイをもって入札に参加し、次の各要件に

該当する者のうち、評価値の最も高い者を落札者とする。

(ｱ) 入札価格が予定価格の制限の範囲内である。

(ｲ) 評価値が、標準点を予定価格で除した数値（以下「基準評価値」という。）を下回らない。

ただし、落札者となるべき者の入札価格によっては、その者により当該契約の内容に適合した履行がされないおそれがあると認められるとき又はその者と契約を締結することが公正な取引の秩序を乱すこととなるおそれがあって著しく不適当であると認められるときは、予定価格の制限の範囲内で、発注者の定める最低限の要求要件を全て満たして入札した他の者のうち、評価値が最も高い者を落札者とすることがある。

なお、評価値が基準評価値を上回っていても、減点評価により技術評価点が標準点（100点）を下回る場合は、落札者の対象外とする。

イ　上記の場合において、評価値の最も高い者が二者以上あるときは、くじへ移行する。くじの実施方法等については、発注者から指示をする。

(5) その他　受注者の責により入札時の(1)アの評価内容が実施されていないと判断された場合は、ペナルティとして、工事成績評定を減ずることとし、１工事最大５点減ずる。【「地元企業の採用状況」を評価項目として設定した場合に記載する。】

４　入札手続等

【電子入札の記載例は以下のとおりとし、紙入札の場合は、適宜、必要事項を記載する。】

(1) 担当部局

〒○○○－○○○○　○○県○○市○○町○－○－○

○○○○【当該発注機関、部署名を記載する。】

TEL　○○－○○○○－○○○○（内線○○○○）

FAX　○○－○○○○－○○○○

(2) 入札説明書の交付期間等

ア　交付期間　平成○年○月○日から平成○年○月○日まで（行政機関の休日に関する法律（昭和63年法律第91号）第１条第１項に規定する行政機関の休日（以下「行政機関の休日」という。）を除く。）の毎日、午前８時から午後10時（金曜日は午後６時）まで。

イ　交付場所　防衛施設建設工事電子入札システムセンター

http://www.mod-eboc.go.jp

ウ　交付方法　全て、電子データで交付を行う。

文書類　：PDF　（○○形式）

図面類　：PDF　（○○形式）

数量表等：Excel（○○形式）

申請書類：Word　（○○形式）又は一太郎（○○形式）

なお、標記以外の形式による提供は一切行わない。

エ　使用条件　ダウンロードした資料の取扱いに関する利用規則に同意すること。

オ　その他　通信環境の不具合等のため、希望する者は電子情報の提供を依頼することができる。

この場合、(1)へ「図面データの取扱いに関する同意事項」（記入・押印済みのもの)、データを保存するために必要な、ＣＤ－Ｒ（未使用に限る。）○枚及び着払いのラベル（宅配業者の場合）又は切手（日本郵便の場合）を貼付した返信用の封筒を同封し、送付する。

なお、配送によるもの以外の対応は行わない。また、この対応により被った不利益や損害については、一切補償しない。

※「図面データの取扱いに関する同意事項」の書式については、防衛省・自衛隊のホームページより入手可能である。

(http://www.mod.go.jp/○/○/○/○/○.pdf)

(3) 申請書及び技術資料の提出期限等

ア　提出期限　平成○年○月○日午後○時○分

イ　提出方法　電子入札システムにより提出する。ただし、申請書及び技術資料が３MBを超える場合の提出方法等については、入札説明書による。紙入札方式による場合は、(1)に持参又は郵送（書留郵便に限る。）若しくは託送（書留郵便と同等のものに限る。）（以下「郵送等」という。）する。

【見積活用方式の場合は、次の項目を追加する。】

(4) 見積の提出期限等

ア　提出期限　(3)アに同じ。

イ　提出方法　(1)に持参又は郵送等により提出する。

(4) 入札書の受領期限等

ア　受領期限　平成○年○月○日午後○時○分

イ　提出方法　電子入札システムにより提出する。ただし、紙入札方式による場合は、(1)に持参することとし、郵送等による提出は認めない。

(5) 開札の日時及び場所

ア　日時　平成○年○月○日午前○時○分

イ　場所　○○○○室

５　その他

(1) 手続において使用する言語及び通貨　日本語及び日本国通貨に限る。

(2) 入札保証金　免除

(3) 契約保証金　納付（保管金の取扱店　○○銀行○○支店)。ただし、利付国債の提供（取扱官庁　○○○○）又は金融機関若しくは保証事業会社の保証（取扱官庁　○○○○）をもって契約保証金の納付に代えることができる。また、公共工事履行保証証券による保証を付し、又は履行保証保険契約の締結を行った場合は、契約保証金を免除する。

なお、契約保証金の額、保証金額又は保険金額は請負代金額の10分の１（予決令第86条の調査を受けた者との契約については請負代金額の10分の３）以上とする。

【公共工事履行保証証券による保証の場合は(3)は次のとおりとする。】

(3) 契約保証金　免除。ただし、落札者は、公共工事履行保証証券による保証（瑕疵担保特約（２年間）を付したものに限る。）を付するものとする。この場合の保証金額は、請負代金の10分の３以上とする。

【見積活用方式の場合は次の項目を追加する。】
(4) 見積の提出期限までに見積が提出されない場合は、入札心得書第８条第１項第３号の規定に該当するものとし、その者のした入札を無効とする。

(4) 入札の無効　次に掲げる入札は無効とする。
ア　本公告に示した競争参加資格のない者のした入札
イ　申請書又は技術資料に虚偽の記載をした者の入札
ウ　入札に関する条件に違反した入札

【見積活用方式の場合は次の項目を追加する。】
(6) 提出された見積の金額と入札時に提出された工事費内訳明細書の金額との間に著しい乖離が認められ、開札後に再度ヒアリングを実施し、その妥当性が確認できない場合は、入札心得書第８条第１項第３号の規定に該当するものとして、その者の行った入札を無効とすることがある。

(5) 配置予定の監理技術者等の確認　落札者決定後、発注者支援データベース・システム等により配置予定の監理技術者等の専任制違反の事実が確認された場合、契約を結ばないことがある。
　なお、種々の状況からやむを得ないものとして承認された場合の外は、配置予定の監理技術者等の変更を認めない。
(6) 落札者となるべき者の入札価格が予決令第85条の規定に基づいて作成された基準（以下「調査基準価格」という。）を下回っている場合は、予決令第86条の調査（以下「低入札価格調査」という。）を行うので、協力しなければならない。
(7) 専任の監理技術者の配置が義務付けられている工事において、調査基準価格を下回った価格をもって契約する場合においては、監理技術者とは別に同等の要件を満たす技術者の配置を求めることがある。
(8) 入札後、契約を締結するまでの間に、都道府県警察から暴力団関係者として防衛省が発注する工事等から排除するよう要請があり、当該状態が継続している有資格者とは契約を行わない。
(9) 低入札価格調査を受けた者との契約については、前払金の割合を請負代金額の10分の２以内とする。【前払金の設定が予定されている場合のみ記載する。】
(10)契約書作成の要否　要
(11)関連情報を入手するための照会窓口　上記４(1)に同じ。
(12)競争参加資格の級別の格付を受けていない者の参加　上記２(2)に掲げる競争参加資格の級別の格付を受けていない者も上記４(3)により申請書及び技術資料を提出することができるが、競争に参加するためには、開札の時点において、当該資格

の格付を受け、かつ、競争参加資格の確認を受けていなければならない。

(13)詳細は、入札説明書による。

入　札　説　明　書

○○○○【発注機関名を記載する。】の○○（○）○○○工事に係る入札公告（建設工事）に基づく入札等については、関係法令に定めるもののほか、この入札説明書によるものとする。

１　入札公告日　平成○年○月○日
２　契約担当官等
　○○○○　○○○○　○○　○○【発注者名を記載する。】
　〒○○○－○○○○　○○県○○市○○町○－○
３　工事概要
(1) 工事名　○○（○）○○○工事
(2) 工事場所　○○県○○市○○町○－○－○
(3) 工事内容及び工事範囲　別冊図面及び仕様書のとおり。
(4) 工期　平成○年○月○日まで
(5) 使用する主要な資機材　コンクリート○○㎥、鉄骨○○ｔ、鉄筋○○t、板ガラス○○㎡
(6) 本工事は、入札時に「企業・技術者の施工実績及び工事成績等」を受け付け、価格と価格以外の要素を総合的に評価して落札者を決定する総合評価落札方式（施工能力評価型）の試行対象工事である。【地域精通度等を評価項目として選択した場合は、「なお、「企業の技術力」の評価に当たっては、地域精通度等を含めて評価を行う対象工事である。」を追記する。】

【見積活用方式の場合は次の２項目を追加する。】
(7) 本工事は、発注者が競争参加希望者に見積の提出を求め、ヒアリングを通じて見積の妥当性を確認し、妥当性が確認できた見積を積算価格に反映させるものである。見積の提出期限までに○○工事、○○工事に対する直接工事費（当該工事に必要な仮設費を含む。）【共通仮設費又は現場管理費の積み上げ分の場合は、「共通仮設費（又は現場管理費）への積み上げ分である○○」を記載する。】について記載した見積（以下「見積」という。）を提出するものとする。
(8) 本工事では、見積の提出後、競争参加希望者の責任者、配置予定の技術者等からヒアリングを行い、見積の妥当性を確認するものとする。

(7) その他
【電子入札対象の場合は次のア及びイを追加する。】
ア　本工事は、資料提出及び入札等を電子入札システムにより行う工事である。ただし、電子入札システムにより難いものは、発注者の承諾を得て紙入札方式に代えるものとする。
　なお、紙入札方式の承諾に関しては、「紙入札方式参加承諾願（別紙様式第１）」を提出する。

(ｱ) 受付窓口　〒○○○－○○○○　○○県○○市○○町○－○
○○防衛局総務部契約課

(ｲ) 受付時間　午前○時から午後○時まで。ただし、正午から午後１時までの間を除く。

イ　電子入札システムで使用できるICカードは、代表者又は当該入札案件に関する入札・見積権限及び契約締結権限について委任を受けた者（以下「代理人」という。）のICカードのみとし、代理人による場合は委任状を提出する。詳細は入札心得書による。

ウ　本工事は、工事費内訳明細書の提出を義務付ける工事である。

４　競争参加資格

(1) 予算決算及び会計令（昭和22年勅令第165号。以下「予決令」という。）第70条及び第71条の規定に該当しない者であること。

(2) 防衛省における平成○・○年度一般競争（指名競争）参加資格（以下「防衛省競争参加資格」という。）のうち、「○○工事」で級別の格付を受け、○○防衛局【当該契約担当官等の所在地を管轄する地方防衛局等を記載する。】に競争参加を希望していること（会社更生法（平成14年法律第154号）に基づき更生手続開始の申立てがなされている者又は民事再生法（平成11年法律第225号）に基づき再生手続開始の申立てがなされている者については、手続開始の決定後、再度級別の格付を受けていること。）。

(3) 会社更生法に基づく更生手続開始の申立てがなされている者又は民事再生法に基づき再生手続開始の申立てがなされている者（(2)の再度級別の格付を受けた者を除く。）でないこと。

(4) 防衛省競争参加資格の「○○工事」に係る総合審査数値（資格審査結果通知書の記３の総合審査数値欄の点数）が○○点以上であること。

(5) 平成○年度以降入札公告日まで【当該年度及び前年度から過去15年間を記載する。】に、元請けとして完成・引渡しが完了した工事のうち、（用途が○○で、）鉄筋コンクリート造○階建て以上、建物延べ面積○○㎡以上（１棟当たり）の工事を施工した実績を有すること（建設共同企業体の構成員としての実績は、出資比率が20％以上のものに限る。）。

なお、当該実績が平成13年12月25日以降に完成した防衛省発注機関（契約担当官等が属する防衛省本省の内部部局、防衛大学校、防衛医科大学校、防衛研究所、統合幕僚監部、陸上幕僚監部、海上幕僚監部、航空幕僚監部、情報本部、防衛監察本部、地方防衛局並びに統合幕僚長及び陸上幕僚長、海上幕僚長又は航空幕僚長の監督を受ける陸上自衛隊、海上自衛隊及び航空自衛隊の部隊及び機関並びに防衛装備庁をいう。以下同じ。）（旧防衛施設局及び旧防衛施設支局を含む。）の発注した工事に係るものにあっては、防衛施設庁において実施する建設工事の請負業者の施工成績評定要領について（施本建第220号（CCP）。13．12．19）に基づく施工成績評定通知書（以下「施工成績評定通知書」という。）並びに工事成績評定要領について（施本建第134号（CCP）。19．７．30）、工事成績評定要領について（経施第4404号。21．３．31）、工事成績評定要領について（防整技第15542号。27．10．

1）又は工事成績評定要領について（防整技第7160号。28．３．31）に基づく工事成績評定通知書（以下「工事成績評定通知書」という。）の評定点合計（以下「評定点合計」という。）が65点未満のものを除くこと。また、実績が工事成績相互利用登録機関が発注した工事で工事成績評定相互利用対象工事に該当するものである場合は、工事成績の評定点が65点未満のものを除くこと。

工事成績相互利用登録機関及び工事成績評定相互利用対象工事は別表第１のとおりである。

(6) 次の基準を全て満たす監理技術者又は主任技術者（以下「監理技術者等」という。）を当該工事に専任で配置できること。

ア　一級建築士又はこれと同等以上の資格を有する者である。

なお、「これと同等以上の資格を有する者」とは次のものをいう。

・一級建築施工管理技士の資格を有する者

・これらと同等以上の資格を有する者と国土交通大臣が認定した者

【建築工事の場合】

イ　平成○年度以降入札公告日まで【当該年度及び前年度から過去15年間を記載する。】に、(5)に掲げる工事の経験を有する者である（原則、着工から完成まで従事している。）。

なお、当該経験が平成13年12月25日以降に完成した防衛省発注機関（旧防衛施設局及び旧防衛施設支局を含む。）の発注した工事に係るものにあっては、評定点合計が65点未満のものを除く。また、経験が工事成績相互利用登録機関が発注した工事で工事成績評定相互利用対象工事に該当するものである場合は、工事成績の評定点が65点未満のものを除く。

ウ　監理技術者にあっては、監理技術者資格者証及び監理技術者講習修了証を有する者である。

エ　配置予定の監理技術者等にあっては直接的かつ恒常的な雇用関係が必要であるので、その旨を明示することができる資料を求めることがあり、その明示がなされない場合は入札に参加できないことがある。

(7) 一般競争参加資格確認申請書（以下「申請書」という。）及び競争参加資格確認資料（以下「技術資料」という。）の提出期限の日から開札の時点までの期間に、○○防衛局長【当該契約担当官の所在地を管轄する地方防衛局等の長を記載する。】から、工事請負契約等に係る指名停止等の措置要領について（防整施（事）第150号。28．３．31。以下「指名停止措置要領」という。）に基づく指名停止を受けていないこと。

(8) ○○○○【当該発注機関名を記載する。】が発注した「○○工事」【工事種別を記載する。】のうち、平成○年度及び平成○年度【当該年度を含まない過去２年間を記載する。】に完成・引渡しが完了した工事の施工実績がある場合においては、当該工事に係る評定点合計の平均が65点以上であること。

(9) 上記３(1)に示した工事に係る設計業務等の受注者（受注者が共同体である場合においては、当該共同体の各構成員をいう。以下同じ。）又は当該受注者と資本若しくは人事面において関連がある建設業者でないこと。

(10) 入札に参加を希望する者の間に次の基準のいずれかに該当する関係がないこと。

なお、この場合に、辞退する者を決めることを目的に当事者間で連絡を取ることは、入札心得書第６条第２項の規定に抵触するものでない。

ア　資本関係

次のいずれかに該当する二者の場合。ただし、子会社（会社法（平成17年法律第86号）第２条第３号の規定による子会社をいう。以下同じ。）若しくは子会社の一方が会社更生法第２条第７項に規定する更生会社（以下「更生会社」という。）又は民事再生法第２条第４号に規定する再生手続が存続中の会社である場合を除く。

(ｱ) 親会社と子会社の関係にある場合

(ｲ) 親会社を同じくする子会社同士の関係にある場合

イ　人的関係

次のいずれかに該当する二者の場合。ただし、(ｱ)については、会社の一方が更生会社又は民事再生法第２条第４号に規定する再生手続が存続中の会社である場合を除く。

(ｱ) 一方の会社の役員が、他方の会社の役員を現に兼ねている場合

(ｲ) 一方の会社の役員が、他方の会社の管財人を現に兼ねている場合

ウ　その他の入札の適正さが阻害されると認められる場合

その他ア又はイと同視しうる資本関係又は人的関係があると認められる場合

(11)○○防衛局の管轄区域【当該契約担当官等の所在地を管轄する地方防衛局等を記載する。】（○○県、○○県、○○県及び○○県）内に建設業法の許可（当該工事に対応する建設業種）に基づく本店、支店及び営業所が所在すること。

(12)都道府県警察から暴力団関係業者として防衛省が発注する工事等から排除するよう要請があり、当該状態が継続している有資格者でないこと。

５　設計業務等の受注者等

(1) 上記４(9)の「上記３(1)に示した工事に係る設計業務等の受注者」とは、次に掲げる者である。

○○○○設計株式会社

(2) 上記４(9)の「当該受注者と資本若しくは人事面において関連がある建設業者」とは、次のア又はイに該当する者である。

ア　当該受注者の発行済株式総数の100分の50を超える株式を有し、又はその出資の総額の100分の50を超える出資をしている建設業者

イ　建設業者の代表権を有する役員が当該受注者の代表権を有する役員を兼ねている場合における当該建設業者

６　総合評価に関する事項

(1) 評価項目

本工事の評価項目は、次のア及びイとする。

ア　企業の技術力

イ　その他（ペナルティ）

(2) 総合評価の方法

ア　標準点　要求要件を満たしている者に標準点として100点を付与する。

イ　加算点　予決令第79条の規定に基づいて作成された予定価格（以下「予定価

格」という。）の制限の範囲内の入札参加者のうち、技術資料の内容に応じ、(1)ア及びイの評価項目ごとに評価を行った結果、得られた「評価点数の合計値」が最も高い者に20点の加算点を付与する。

その他の者は「評価点数の合計値」に応じ按分して求められる点数を加算点として付与する。

ウ　価格と価格以外の要素がもたらす総合評価は、入札参加者の「標準点」と「加算点」の合計を、当該入札者の入札価格で除して得た数値（以下「評価値」という。）をもって行う。

(3) 評価の基準

付紙の評価基準による。

(4) 落札者の決定方法

ア　入札参加者は、価格及び(1)ア及びイをもって入札を行い、次の各要件に該当するもののうち、(2)によって得られた評価値の最も高い者を落札者とする。

(ｱ) 入札価格が予定価格の制限の範囲内である。

(ｲ) 評価値が標準点を予定価格で除した数値を下回らない。

(ｳ) 技術評価点が標準点（100点）を下回らない。

ただし、落札者となるべき者の入札価格によっては、その者により当該契約の内容に適合した履行がされないおそれがあると認められるとき又はその者と契約を締結することが公正な取引の秩序を乱すこととなるおそれがあって著しく不適当であると認められるときは、予定価格の制限の範囲内で、発注者の定める最低限の要求要件を全て満たして入札した他の者のうち、評価値が最も高い者を落札者とすることがある。

イ　上記の場合において、評価値の最も高い者が二者以上あるときは、くじへ移行する。くじの実施方法等については、発注者から指示をする。

(5) 罰則等について

受注者の責により入札時の(1)アの評価内容が実施されていない場合は、ペナルティとして工事成績評定を減ずることとし、１工事最大５点の減点とする。

なお、受注者の責によらない場合とは、災害又はその他特別な事情がある場合等のことをいい、発注者と受注者の協議により決定する。【「地元企業の採用状況」を評価項目として設定した場合に記載する。】

７　担当部局

〒○○○－○○○○　○○県○○市○○町○－○
○○○○【当該発注機関、部署名を記載する。】
TEL　○○－○○○○－○○○○（内線○○○○）
FAX　○○－○○○○－○○○○

８　競争参加資格の確認等

(1) 本競争の参加希望者は、上記４に掲げる競争参加資格を有することを証明するため、また、総合評価における技術力の審査・評価を受けるため、次に従い、申請書、技術資料（以下「申請書等」という。）を提出し、契約担当官等から競争参加資格の有無の確認等を受けなければならない。また、上記４(2)の級別の格付を受けていない者も次に従い申請書等を提出することができる。この場合において、上記４

(1)及び(5)から(12)までに掲げる事項を満たしているときは、開札の時点において上記４(2)から(4)までに掲げる事項を満たしていることを条件として競争参加資格があることを確認するものとする。

当該確認を受けた者が競争に参加するためには、開札の時点において上記４(2)から(4)までに掲げる事項を満たしていなければならない。

なお、期限までに申請書等を提出しない者及び競争参加資格がないと認められた者は、本競争に参加することができない。

申請書等の提出は、次に示すとおりとする。

ア　電子入札システムによる場合

(ｱ) 提出期間　平成○年○月○日から平成○年○月○日まで（行政機関の休日に関する法律（昭和63年法律第91号）第１条第１項に規定する行政機関の休日（以下「行政機関の休日」という。）を除く。）の毎日、午前８時から午後10時（金曜日は午後６時）まで。ただし、最終日は午後○時まで。

(ｲ) その他　添付資料欄に添付して送信する。

申請書等が３MBを超える場合、技術資料は、上記７に持参又は郵送（書留郵便に限る。）若しくは託送（書留郵便と同等のものに限る。）（以下「郵送等」という。）で提出することとし、電子入札システムとの分割は認めない。また、持参又は郵送等する場合は、次の内容を記載した書面を電子入札システムにより申請書とともに送信する。

・持参又は郵送等する旨の表示
・持参又は郵送等する書類の目録
・持参又は郵送等する書類のページ数
・持参又は発送年月日

(ｳ) ファイル形式　電子入札システムによる提出資料のファイル形式については、次のいずれかの形式にて作成する。

・一太郎　　Ver　○○形式以下
・Microsoft Word　○○形式以下
・Microsoft Excel ○○形式以下
・その他のｱﾌﾟﾘｹｰｼｮﾝ PDFファイル　Acrobat ○○形式以下
画像ファイル JPEG及びGIF形式
圧縮ファイル LZH又はZIP形式

(ｴ) 送信された資料のプリントアウトは白黒印刷で行う。

イ　紙入札方式による場合

(ｱ) 提出期間　平成○年○月○日から平成○年○月○日まで（行政機関の休日を除く。）の毎日、午前○時から午後○時まで（正午から午後１時までの間を除く。）。ただし、最終日は午後○時まで。

(ｲ) 提出場所　上記７に同じ。

(ｳ) 提出方法　持参又は郵送等による。

(2) 申請書は、別紙様式第２により作成する。

(3) 技術資料は、次に従い作成する。

なお、アの実績及びオの経験については、平成○年度以降入札公告日まで【当該

年度及び前年度から過去15年間を記載する。】に、工事が完成・引渡しが完了しているものに限り記載することとし、アの実績【地域精通度等の評価項目としてキ及びスを設定した場合は、「ア、キ及びス」と記載する。】、イ及びカの成績並びにオの経験として記載する工事が平成13年12月25日以降に完成した防衛省発注機関（旧防衛施設局及び旧防衛施設支局を含む。）の工事の場合は、当該工事に係る施工成績評定通知書又は工事成績評定通知書の写しを添付する。

ア　同種工事の施工実績

上記４(5)に掲げる資格があることを判断できる同種工事の施工実績を１件記載する。

記載様式は別紙様式第３とし、図面、写真等を引用する場合も含め、Ａ４版１枚に記載する。

なお、経常建設共同企業体にあっては、いずれかの対象となる構成員の上記４(5)に掲げる実績を記載する。

イ　同種工事の工事成績

平成○年度以降入札公告日まで【当該年度及び前年度から過去５年間を記載する。】に、元請けとして完成・引渡しが完了している上記４(5)に掲げる同種工事の工事成績を１件記載する。

記載様式は別紙様式第４とし、当該工事成績を証明する資料の写しを添付する。

ウ　優秀工事の顕彰等の実績

平成○年４月１日から入札公告日まで【当該年度及び前年度から過去３年間を記載する。】に大臣官房施設監の顕彰、地方防衛局長の感謝状の贈与、地方防衛局調達部長又は地方防衛支局長の顕彰若しくは当省以外の発注機関の受賞の実績がある場合は、当該実績を記載する。

記載様式は別紙様式第５とし、当該感謝状等の写しを添付する。

なお、経常建設共同企業体にあっては、当該経常建設共同企業体の実績を記載する。

エ　ＩＳＯマネジメントシステムの取得状況

ＩＳＯ認証の取得状況を記載する。

記載様式は別紙様式第６とし、ＩＳＯ認証を取得している場合は、当該認証の内容が確認できる書類を添付する。

なお、経常建設共同企業体にあっては、代表者の取得状況を記載する。

オ　配置予定の監理技術者等の資格経験等

上記４(6)に掲げる資格があることを判断できる配置予定の監理技術者等の資格、同種工事の経験及び申請時における他工事の従事状況等を記載する。

記載様式は別紙様式第７とし、記載する同種工事の経験の件数は１件でよい。

優秀工事技術者顕彰等の有無欄の対象期間は平成○年４月１日から入札公告日まで【当該年度及び前年度から過去３年間を記載する。】とし、当該期間に大臣官房施設監、地方防衛局調達部長又は地方防衛支局長の顕彰若しくは当省以外の発注機関の受賞の実績がある場合は、それらの写しを添付する。経常建設共同企業体にあっては、いずれかの構成員の実績について記載する。

記載する他工事の従事状況等は、申請書等の提出時点で現場代理人、監理技術

者等又はその他の技術者として従事している全ての工事を記載する。

当該工事の履行に係る法令による資格・免許において、継続教育(CPD)を受けた場合は、証明書(写)を添付する。経常建設共同企業体にあっては、いずれかの構成員の実績について記載する。

なお、配置予定の監理技術者等として複数の候補技術者の資格及び同種工事の経験を記載することもできる。ただし、審査及び評価は、評価点の合計が最も低い者とする。また、同一の技術者を重複して複数工事の配置予定の監理技術者等とすることは差し支えないものとするが、他の工事を落札したことにより配置予定の監理技術者等を配置することができなくなったときは、入札への参加はできないものとし、申請書を提出した者は、直ちに当該申請書の取下げを行うこととし、電子入札システムにより入札金額を送信した後にあっては、電話及び電送（押印済みの申出書）でその旨の申し出を行うと共に、速やかに書面により申出書を提出する。他の工事を落札したことにより配置予定の監理技術者等を配置することができないにもかかわらず入札した場合においては、不正又は不誠実な行為として、指名停止措置要領に基づく指名停止を行うことがある。

入札書の提出後、落札者決定までの期間（予決令第86条の調査（以下「低入札価格調査」という。）期間を含む。）において、他の工事を落札したことにより配置予定の監理技術者等を配置することができなくなった場合は、直ちにその旨の申し出を行う。この場合において、事実が認められた場合には、当該入札を無効とする。

落札後、配置予定の監理技術者等が配置できないことが明らかになった場合は、不正又は不誠実な行為として、指名停止措置要領に基づく指名停止を行うことがある。

カ　配置予定の監理技術者等の同種工事の工事成績

平成○年度以降入札公告日まで【当該年度及び前年度から過去５年間を記載する。】に完成・引渡しが完了した○○防衛局【当該地域を管轄する地方防衛局等を記載する。】管轄地域における防衛省発注機関又は工事成績相互利用登録機関の発注した同種工事において、監理（主任）技術者又は現場代理人として従事した経験がある場合は、当該同種工事の成績を記載する。

記載様式は別紙様式第８とし、当該同種工事の成績が確認できる資料を添付する。

記載する同種工事の成績の件数は１件でよい。

【地域精通度等を評価項目として選択した場合は次の６項目を追加する。】

キ　近隣地域内における工事の施工実績

平成○年度以降入札公告日まで【当該年度及び前年度から過去５年間を記載する。】に、元請けとして完成・引渡しが完了した○○県内における施工実績を記載する。

記載様式は別紙様式第９とする。

ただし、当該実績が平成13年12月25日以降に完成した防衛省発注機関（旧防衛施設局及び旧防衛施設支局を含む。）の発注した工事に係るものにあっては、評

定点合計が65点未満のものを除く。

なお、経常建設共同企業体にあっては、当該経常建設共同企業体の実績を記載する。

ク　地理的条件

○○防衛局【当該契約担当官等の所在地を管轄する地方防衛局等を記載する。】の管内に本店、支店又は営業所等が所在する場合は、該当する本店、支店又は営業所等の名称等を記載する。

記載様式は別紙様式第10とし、該当する本店、支店又は営業所等がない場合は不要とする。

なお、経常建設共同企業体にあっては、構成員全ての所在地を記載する。

ケ　地産品の使用状況

平成○年度以降入札公告日まで【当該年度及び前年度から過去２年間を記載する。】に、元請けとして完成・引渡しが完了した公共工事において地産品を使用した実績の有無等を記載する。

記載様式は別紙様式第11とし、当該実績がある場合は、当該内容を証明する資料を添付する。

コ　地元企業の下請採用予定状況

施工都道府県内に所在する地元企業を下請に採用する予定の有無等を記載する。また、地元企業を下請に採用する予定がない場合であっても、施工都道府県内に本店、支店又は営業所等が所在し、自社施工する場合は、その内容を記載する。

記載様式は別紙様式第12とする。

サ　災害協定等による地域貢献の実績

施工都道府県内における、国等の公共機関との間で締結している災害協定及びボランティア活動の有無等を記載する。

記載様式は別紙様式第13とする。

災害協定を締結している場合は、申請書等の提出期限日における当該協定の有効性が確認できる協定書等の写しを添付する。ただし、当該協定の有効性が証明できなければ実績として認めない。

また、平成○年度以降入札公告日まで【当該年度及び前年度から過去２年間を記載する。】の間においてボランティア活動の実績がある場合は、当該活動内容が具体的に把握できる資料を添付する。

なお、経常建設共同企業体にあっては、いずれかの構成員の実績を記載する。

シ　不発弾処理対策の実績

○○県内において、平成○年度以降入札公告日までに不発弾処理対策の実績の有無等を記載する。

記載様式は別紙様式第14とし、当該実績がある場合は、実施内容が具体的に把握できる資料を添付する。

なお、経常建設共同企業体にあっては、いずれかの構成員の実績について記載する。

ス　難工事の工事実績

平成○年○月○日から入札公告日まで【入札公告日から過去２年間を記載する。】に○○防衛局【当該地域を管轄する地方防衛局等を記載する。】管轄地域における防衛省発注機関発注の難工事を施工した実績がある場合は、当該実績を記載する。

記載様式は別紙様式第15とし、当該難工事に係る施工成績評定通知書又は工事成績評定通知書の写しを添付する。

また、配置予定技術者が、当該難工事において監理（主任）技術者又は現場代理人として従事していた場合は、その従事状況が確認できる資料を添付する。

なお、経常建設共同企業体にあっては、当該建設共同企業体の実績を記載する。

【予備自衛官又は即応予備自衛官の現場配置を評価項目として選択した場合は次の項目を追加する。】

セ　予備自衛官又は即応予備自衛官の現場配置（下請け企業が、予備自衛官又は即応予備自衛官を現場配置する場合も評価する。）

記載様式は別紙様式第16とし、予備自衛官又は即応予備自衛官であることを証明するために、自衛隊地方協力本部長又は指定部隊等の長が発行する証明書（申請書の書式は、陸上自衛隊のホームページ【アドレスを記載する】よりダウンロードすることができる。）及び雇用保険被保険者証の写しを添付する。

ソ　契約書の写し等

施工実績又は経験として記載した工事に係る契約書の写し又は当該同種工事を証明する資料を提出する。ただし、当該工事が、財団法人日本建設情報総合センターの「工事実績情報サービス（CORINS）」に登録されている場合はその写し（詳細を含む。）を添付するものとし、契約書の写しを提出する必要はない。

タ　工事成績の写し

評価基準（付紙）「工事成績」を証明する資料として、該当する工事の工事成績評定通知書の写しを提出する。

【見積活用方式の場合は次の２項目を追加する。】

(4) 本競争の参加希望者は、次に従い、本工事の積算に必要な見積の提出等を行うものとする。

ア　見積の提出方法等

(ｱ) 提出方法　上記７に持参又は郵送等により提出する。

(ｲ) 提出期限　平成○年○月○日午後○時○分

イ　見積の作成方法

見積の作成に当たっては、交付した見積依頼書等に従い作成するものとする。

なお、見積の作成に係る費用は、競争参加希望者の負担とする。

競争参加希望者は、本工事の積算に必要な見積を、見積の提出期限までに提出するものとする。見積には○○○工事、○○○工事に対する直接工事費（必要な仮設費含む。）【共通仮設費又は現場管理費の積み上げ分の場合は、「共通仮

設費（又は現場管理費）への積み上げ分である○○」を記載する。】に係るものについて記載するものとする。

ウ　見積作成に関する質問

本工事の積算に必要な見積作成に関して質問がある場合には、次に従い提出する。

(ｱ) 提出方法　電子入札システムにより提出する。また、紙入札方式による場合は書面（様式は自由とする。）を上記７に持参することにより提出する。

(ｲ) 提出期間　電子入札システムによる場合は、平成○年○月○日から平成○年○月○日まで（行政機関の休日を除く。）【概ね４日以上】の毎日、午後８時から午後10時（金曜日は午後６時）まで。紙入札方式による場合は、午前○時から午後○時まで。ただし、正午から午後１時までの間を除く。

エ　ウの質問に対する回答は、電子入札システムにより回答するので確認するものとする。また、紙入札方式による参加希望者に対してはFAXにて回答を送信する。

オ　提出された見積に関するヒアリング

提出された見積に関して、その妥当性を確認するためのヒアリングを行う。

(ｱ) 期間　平成○年○月○日から平成○年○月○日【概ね１～２週間】（行政機関の休日を除く。）の午前○時から午後○時まで。

(ｲ) 会場　○○防衛局○○部○○室

(ｳ) その他　本競争の参加希望者は、(ｱ)の期間のうち、ヒアリングの希望日時及び出席者を「見積に関するヒアリング日時希望通知書（別紙様式第17)」に記載し、競争参加資格確認申請時に提出する。

なお、ヒアリング出席者は、責任者（支店長・営業所長等)、配置予定の監理技術者等、見積の根拠を説明できる者等を含め３名程度とする。

(ｴ) ヒアリング日時については、追って通知する。

(ｵ) ヒアリング時には、見積の根拠資料を持参するものとする。

(ｶ) (ｵ)による根拠資料とは、採用を予定する協力会社等（下請会社、専門工事業者及び製造者等）から収集する見積書（自社施工の場合も含む。）又は同種かつ直近の契約工事における契約書類等により、見積に記載した単価及び価格が確認できる資料とする。なお、同種かつ直近の契約工事における契約書類等を根拠とする場合は、本工事の現場条件等を勘案するものとする。

(5) 見積の提出期限までに見積が提出されない場合は、入札心得書第８条第１項第３号の規定に該当するものとして、その者のした入札を無効とする。

(4) 競争参加資格の確認は、申請書等の提出期限をもって行うものとし、その結果は電子入札システムにより、また、紙入札方式による場合は申請時に提出された返信用封筒により、平成○年○月○日までに通知する。

(5) その他

ア　申請書等の作成及び提出に係る費用は、申請者の負担とする。

イ　契約担当官等は、提出された申請書等を競争参加資格の確認及び総合評価の審査・評価並びに入札・契約に関する統計的分析以外に申請者に無断で使用しない。

ウ　提出された申請書等は、返却しない。
エ　提出期限以降における申請書等の差し替え及び再提出は認めない。
オ　申請書等に関する問い合わせ先　上記７に同じ。

９　競争参加資格がないと認めた者に対する理由の説明

(1) 競争参資格がないと認められた者は、契約担当官等に対して競争参加資格がないと認めた理由について、次に従い説明を求めることができる。

ア　提出方法　電子入札システムにより、また、紙入札方式による場合は書面（様式は自由とする。）を上記７に持参するものとし、郵送等によるものは受け付けない。

イ　提出期間

(ｱ) 電子入札システムによる場合

上記８(4)の通知の日から平成○年○月○日まで（行政機関の休日を除く。）の毎日、午前８時から午後10時（金曜日は午後６時）まで。ただし、最終日は午後○時まで。

(ｲ) 紙入札方式による場合

上記８(4)の通知の日から平成○年○月○日まで（行政機関の休日を除く。）の毎日、午前○時から午後○時まで（正午から午後１時までの間を除く。）。ただし、最終日は午後○時まで。

(2) 契約担当官等は、(1)により説明を求められたときは、平成○年○月○日までに説明を求めた者に対し電子入札システムにより、また、紙入札方式による場合は書面により回答する。

10　入札説明書に対する質問

(1) 入札説明書に対して質問がある場合には、次に従い提出する。

ア　提出方法　電子入札システムにより、また、紙入札方式による場合は書面（様式は自由とする。）を上記７に持参により提出するものとし、郵送等によるものは受け付けない。

イ　提出期間

(ｱ) 電子入札システムによる場合

平成○年○月○日から平成○年○月○日まで（行政機関の休日を除く。）の毎日、午前８時から午後10時（金曜日は午後６時）まで。ただし、最終日は午後○時まで。

(ｲ) 紙入札方式による場合

平成○年○月○日から平成○年○月○日まで（行政機関の休日を除く。）の毎日、午前○時から午後○時まで（正午から午後１時までの間を除く。）。ただし、最終日は午後○時まで。

(2) (1)の質問に対する回答書は、電子入札システムにより回答するので確認するものとする。また、紙入札方式による場合は、平成○年○月○日から平成○年○月○日まで（行政機関の休日を除く。）の毎日、午前○時から午後○時まで（正午から午後１時までの間を除く。）、上記７において閲覧に供する。

11　入札方法等

(1) 入札書の提出方法等

ア　電子入札システムによる場合

提出期間　平成○年○月○日から平成○年○月○日まで（行政機関の休日を除く。）の毎日、午前８時から午後10時（金曜日は午後６時）まで。ただし、最終日は午後○時まで。

イ　紙入札方式による場合

(ｱ) 提出期間　平成○年○月○日　午前○時から午後○時まで（正午から午後１時までの間を除く。）。

(ｲ) 提出場所　上記７に同じ。

(ｳ) 提出方法　入札書及び工事費内訳明細書を各々封筒に入れて封かんし、入札書を入れた封筒の表に「入札書在中」と朱書きする。さらにこれらを１つの封筒に入れて封かんし、封筒の表に工事名、開札日時及び商号又は名称を記載の上、持参により提出する。また、一般競争参加資格確認通知書又はその写しを提示する。

(2) 落札決定に当たっては、入札書に記載された金額に当該金額の100分の○【消費税及び地方消費税とを合わせた税率を記載する。】に相当する額を加算した金額（当該金額に１円未満の端数があるときは、その端数金額を切り捨てた金額）をもって落札価格とするので、入札参加者は、消費税及び地方消費税に係る課税事業者であるか免税事業者であるかを問わず、見積った契約希望金額の○○○分【100＋消費税及び地方消費税とを合わせた税率を記載する。】の100に相当する金額を入札書に記載する。

(3) 入札回数は、原則として２回を限度とする。ただし、２回目の入札において落札者がいない場合は、３回目の入札を執行する場合もある。また、予決令第９９条の２の規定による随意契約（以下「不落随契」という。）は、特別な場合を除き適用しない。なお、不落随契を行う場合、不落随契へ移行する前の入札結果をもって評価値の算定を行い、評価値が最も高い者に見積依頼を行うものとする。

12　入札保証金及び契約保証金

(1) 入札保証金　免除

(2) 契約保証金　納付（保管金の取扱店　○○銀行○○支店）。ただし、利付国債の提供（取扱官庁　○○○○）又は金融機関若しくは保証事業会社の保証（取扱官庁　○○○○）をもって契約保証金の納付に代えることができる。また、公共工事履行保証証券による保証を付し、又は履行保証保険契約の締結を行った場合は、契約保証金を免除する。

なお、契約保証金の額、保証金額又は保険金額は請負代金額の10分の１（予決令第86条の調査を受けた者との契約については請負代金額の10分の３）以上とする。

【公共工事履行保証証券による保証の場合は(2)は次のとおりとする。】

(2) 契約保証金　免除。ただし、落札者は、公共工事履行保証証券による保証（瑕疵担保特約（２年間）を付したものに限る。）を付するものとする。この場合の保証金額は、請負代金額の10分の３以上とする。

13　工事費内訳明細書

(1) 第１回の入札に際し、第１回の入札書に記載される入札金額に対応した工事費内

訳明細書を提出しなければならない。

(2) 工事費内訳明細書の作成方法

ア　交付した数量書にある総括表の構成に対応した経費項目（直接工事費、共通仮設費、現場経費、一般管理費等）を記載することとする。また、直接工事費の明細書については、交付した数量書に対応する摘要（土木工事にあっては規格・寸法)、数量、単位、単価、金額等を記載したものとする。

イ　交付する数量書記載の数量については、参考数量であることから変更してもよいものとする。

ウ　工事費内訳明細書には、必ず表紙を付けるものとし、表紙には商号又は名称、住所及び代表者氏名（紙入札方式による場合は、必ず押印する。）並びに発注者名及び工事名を記載し、表紙以外には商号又は名称、住所及び代表者氏名を記載しない。

(3) 工事費内訳明細書の提出方法等

ア　電子入札システムによる場合

(ｱ) 提出期間　上記11(1)アに同じ。

(ｲ) その他　工事費内訳明細書が３MBを超える場合には、上記７に持参又は郵送等により提出し、電子入札システムとの分割は認めない。また、この場合は、次の内容を記載した書面を電子入札システムにより入札書とともに送信する。

・持参又は郵送等する旨の表示
・持参又は郵送等する書類の目録
・持参又は郵送等する書類のページ数
・持参又は発送年月日

(ｳ) ファイル形式　PDF（Acrobat〇〇形式以下）等、一般的なフォーマット

イ　紙入札方式による場合

(ｱ) 提出期間　上記11(1)イに同じ。

(ｲ) 提出方法　上記11(1)イを参照。

(ｳ) 提出場所　上記７に同じ。

(4) 提出された工事費内訳明細書は返却しないものとする。

(5) 工事費内訳明細書を提出しない者は、入札に参加することができない。

(6) 提出された工事費内訳明細書の確認の結果、別表第２の各項に該当する場合は、入札心得書に規定する「その他入札に関する条件に違反した入札」として、当該入札参加者の入札を無効とする場合がある。

【見積活用方式の場合は次の項目を追加する。】

(7) (3)により提出された工事費内訳明細書と上記８(5)により提出された見積の金額との間に著しい乖離が認められる場合は、開札後に再度ヒアリングを実施し、その妥当性が確認できない場合は、入札心得書第８条第１項第３号の規定に該当するものとして、当該入札者の入札を無効とする場合がある。

(7) 提出された工事費内訳明細書について説明を求める場合がある。

(8) 提出された工事費内訳明細書については、必要に応じ公正取引委員会へ提出する

場合がある。

この場合、指名停止措置要領に基づき、指名停止を行うことがある。

(9) 工事費内訳明細書は、参考図書として提出を求めるものであり、契約上の権利義務を生じるものではない。

14　開札

(1) 開札の日時及び場所

ア　日時　平成○年○月○日午前○時○分

イ　場所　○○○○室

(2) 開札は、(1)に掲げる日時及び場所において、入札者又はその代理人を立ち会わせて行う。ただし、入札者又はその代理人が立ち会わない場合は、入札事務に関係のない職員を立ち会わせて行う。

(3) 紙入札方式による入札者は、開札に立ち会わない場合でも、その者から提出された入札書は有効なものとして取り扱う。

(4) (3)の場合において、再度の入札を行うこととなったときは、持参による入札者は再度の入札を辞退したものとして取り扱うものとするが、郵送等による入札者に対しては、再度の入札への参加の意思の有無を電話により確認するものとする。

(5) 第１回目の入札において落札者が決定しなかった場合は、再度入札に移行する。再度入札の日時については、発注者から再度入札通知書を送信するので、パソコンの前でしばらく待機するものとする。開札処理に時間を要する場合は、発注者から開札状況を電子入札システムにより連絡する。

15　入札の無効

(1) 次に掲げる入札は無効とする。

ア　本公告において示した競争参加資格のない者のした入札

イ　申請書等に虚偽の記載をした者のした入札

ウ　現場説明書及び入札心得書において示した条件等入札に関する条件に違反した入札

なお、契約担当官等により競争参加資格のある旨確認された者であっても、落札決定の時点において上記４に掲げる資格のないものは競争参加資格のない者に該当する。

(2) (1)の無効の入札を行った者を落札者としていた場合には､落札決定を取り消す。

16　低入札価格調査への協力

落札者となるべき者の入札価格が予決令第85条の規定に基づいて作成された基準（以下「調査基準価格」という。）を下回る場合は、低入札価格調査を行うので、調査に協力しなければならない。

17　配置予定の監理技術者等の確認

落札後、発注者支援データベース・システム等により配置予定の監理技術者等の専任制違反の事実が確認された場合、契約を結ばないことがある。

なお、病休・死亡・退職等極めて特別な場合でやむを得ないとして承認された場合の外は、配置予定の監理技術者等の変更を認めない。

病気等特別な理由により、やむを得ず配置技術者を変更する場合は、上記４(6)に掲げる基準を満たし、かつ、当初の配置予定の監理技術者等と同等以上の者を配置し

なければならない。

18　別に配置を求める技術者

専任の監理技術者の配置が義務付けられている工事において、調査基準価格を下回った価格をもって契約する場合は、契約の相手方が○○防衛局で入札日から過去２年以内に完成した工事、あるいは入札時点で施工中の工事に関して、次のいずれかに該当する場合、監理技術者とは別に、上記４(6)に定める要件と同一の要件（上記４(6)イに掲げる工事経験を除く。）を満たす技術者を、専任で１名現場に配置することとする。

(1) 65点未満の工事成績評定を通知された者

(2) 契約担当官等から施工中又は施工後において工事請負契約書に基づいて修補又は損害賠償を請求された者。ただし、軽微な手直し等は除く。

(3) 品質管理、安全管理に関し、指名停止又は契約担当官等から書面により警告若しくは注意の喚起を受けた者

(4) 自らに起因して工期を大幅に遅延させた者

なお、当該技術者は施工中、監理技術者を補助し、監理技術者と同様の職務を行うものとする。また、上記の技術者を求めることとなった場合には、その氏名その他必要な事項を監理技術者の通知と同様に契約担当官等に通知することとする。

19　入札後、契約を締結するまでの間に、都道府県警察から暴力団関係業者として防衛省が発注する工事等から排除するよう要請があり、当該状況が継続している有資格者とは契約を行わない。

20　低入札価格調査を受けた者との契約については、前払金の割合を請負代金額の10分の２以内とする。【前金払の設定が予定されている場合のみ記載する。】

21　契約書作成の要否等

別冊契約書案により、契約書を作成するものとする。

22　支払条件

前払金

中間前金払又は部分払

【対象工事の支払条件に基づき記載する。】

23　火災保険付保の要否　要

24　非落札理由の説明

(1) 非落札者のうち、落札者の決定結果に対して不服がある者は、落札者決定の公表を行った日の翌日から起算して５日（行政機関の休日を除く。）以内に電子入札システムにより、契約担当官等に対して非落札理由についての説明を求めることができる。ただし、紙入札方式による場合は書面（様式は自由とする。）を持参するものとし、郵送等によるものは受け付けない。

(2) (1)の非落札理由について説明を求められたときは、説明を求めることができる最終日の翌日から起算して５日（行政機関の休日を除く。）以内に電子入札システムにより回答する。ただし、紙により提出された者に対しては、書面により回答する。

25　再苦情申立て

上記９(2)の競争参加資格がないと認めた理由又は上記24(2)の非落札理由の説明に

不服がある者は、それぞれの回答を受けた日の翌日から起算して７日（行政機関の休日を除く。）以内に、書面により、契約担当官等に対して、再苦情の申立てを行うことができる。当該再苦情申立てについては、入札監視委員会が審議を行う。

なお、提出場所及び再苦情申立てに関する手続等を示した書類等の入手先は、上記７に同じ。

26　関連情報を入手するための照会窓口　上記７に同じ。

27　その他

(1) 入札・契約の手続において使用する言語及び通貨は、日本語及び日本国通貨に限る。

(2) 入札参加者は、入札心得書及び契約書案を熟読し、入札心得書を遵守する。

(3) 申請書等に虚偽の記載をした場合は、指名停止措置要領に基づく指名停止を行うことがある。

(4) 落札者は上記８(1)の資料に記載した配置予定の技術者を、当該工事の現場に配置する。

(5) 電子入札システムは、行政機関の休日を除く毎日、午前８時から午後10時（金曜日は午後６時）まで稼働している。また、稼働時間内でシステムをやむを得ず停止する場合は、防衛施設建設工事電子入札ヘルプデスクセンターホームページの「緊急連絡情報」で公開する。

・防衛施設建設工事電子入札ヘルプデスクセンターホームページ
http://acc.mod-eboc.go.jp/WDESK/index.html

(6) システム操作上の手引き書としては、防衛施設建設工事電子入札システムセンターホームページ「操作マニュアル」を参考とする。

(7) 障害発生時及び電子入札システム操作等の問い合わせ先は次のとおりとする。

ア　システム操作・接続確認等の問い合わせ先
防衛施設建設工事電子入札ヘルプデスクセンター
TEL 03-5444-5890（受付は行政機関の休日を除く毎日、９時から17時まで。）
FAX 03-5444-5892（24時間受付。ただし、回答は行政機関の休日を除く毎日、９時から17時まで。）
メールアドレス　help@mod-eboc.go.jp（24時間受付。ただし、回答は行政機関の休日を除く毎日、９時から17時まで。）

イ　ICカードの不具合等発生時の問い合わせ先
取得した各認証局

ウ　申請書類、応札等の締切時間が切迫しているなど緊急を要する場合は、上記７へ電話により連絡する。

(8) 入札参加希望者が電子入札システムで書類を送信した場合には、受付時又は受付期限後に通知、通知書及び受付票を送信者に発行するので、必ず確認を行うものとする。

(9) 申請書等の提出【見積活用方式の場合は、「及びヒアリング」を追記する。】に関する費用は、提出者の負担とする。

別表第１

工事成績相互利用登録機関及び工事成績評定相互利用対象工事

１　中央官庁営繕担当課長連絡調整会議構成員

工事成績相互利用登録機関		工事成績評定相互利用対象工事		
中央官庁	発注機関・部署等	工事種別	工事規模	時期
○○省	○○部○○課	○○工事	契約額○○円以上の工事	平成○年○月○日以降に契約した工事
○○省	○○部○○課、○○局	すべての工事	契約額○○円を超える工事	平成○年○月○日以降に完成した工事

２　全国営繕主管課長会議構成員

工事成績相互利用登録機関		工事成績評定相互利用対象工事		
都道府県政令市	発注機関・部署等	工事種別	工事規模	時期
○○県	○○県○○部○○課	すべての工事	契約額○○円以上の工事	平成○年○月○日以降に完成した工事

別表第２

１　未提出であると認められる場合	(1)	工事費内訳明細書が白紙である場合
	(2)	工事費内訳明細書に表紙がついていない場合
２　記載すべき事項が欠けている場合	(1)	数量、単価、金額等の記載が欠けている場合
３　記載すべき事項に誤りがある場合	(1)	発注案件名に誤りがある場合
	(2)	提出業者名に誤りがある場合
	(3)	工事費内訳明細書の合計金額が入札金額と大幅に異なる場合
４　その他	(1)	他の入札参加者の工事費内訳明細書と類似し、合理性がなく、極めて不自然な場合

別紙様式第１
（用紙Ａ４版）

平成　　年　　月　　日

紙入札方式参加承諾願

１　工事名

２　電子入札システムでの参加ができない理由

上記の案件は、電子入札対象案件ではありますが、今回は当社においては上記理由により電子入札システムを利用しての参加ができないため、紙入札方式での参加を承諾いただきますようお願いいたします。

住　　所
商号又は名称
役　　職
氏　　名　　印

（契約担当官等の官職氏名）　　殿

別紙様式第２
（用紙Ａ４版）

平成　　年　　月　　日

一 般 競 争 参 加 資 格 確 認 申 請 書

（契約担当官等の官職氏名）　殿

住　　所
商号又は名称
代表者氏名　　印

平成　　年　　月　　日付けで入札公告のありました○○（○）○○○工事に係る競争参加資格について確認されたく、下記の書類を添えて申請します。
なお、予算決算及び会計令（昭和22年勅令第165号）第70条の規定に該当する者でないこと及び添付書類の内容について事実と相違ないことを誓約します。

記

１　入札説明書８(3)アに定める同種工事の施工実績を記載した書面
２　入札説明書８(3)イに定める同種工事の工事成績を記載した書面
３　入札説明書８(3)ウに定める優秀工事の顕彰等の実績を記載した書面
４　入札説明書８(3)エに定めるISOマネジメントシステムの取得状況を記載した書面
５　入札説明書８(3)オに定める配置予定の監理技術者等の資格等を記載した書面
６　入札説明書８(3)カに定める配置予定の監理技術者等の同種工事の工事成績を記載した書面
７　入札説明書８(3)キに定める近隣地域内における工事の施工実績を記載した書面（地域精通度等の評価項目として設定した場合に記載する。）
８　入札説明書８(3)クに定める地理的条件の所在を記載した書面（地域精通度等の評価項目として設定した場合に記載する。）
９　入札説明書８(3)ケに定める地産品の使用状況を記載した書面（地域精通度等の評価項目として設定した場合に記載する。）
10　入札説明書８(3)コに定める地元企業の下請採用予定状況を記載した書面（地域精通度等の評価項目として設定した場合に記載する。）
11　入札説明書８(3)サに定める災害協定等による地域貢献の実績を記載した書面（地域精通度等の評価項目として設定した場合に記載する。）
12　入札説明書８(3)シに定める不発弾処理対策の実績を記載した書面（地域精通度等の評価項目として設定した場合に記載する。）
13　入札説明書８(3)スに定める難工事の施工実績を記載した書面（地域精通度等の評価項目として設定した場合に記載する。）
14　入札説明書８(3)セに定める予備自衛官又は即応予備自衛官の現場配置を記載した書面（評価項目として選択した場合のみ）
15　入札説明書８(3)ソに定める契約書の写し（契約書の写しの提出を求める場合のみ）
16　入札説明書８(3)タに定める工事成績の写し

以　上

担当者
○○○会社○○支店　○○課　○○○○
TEL　○○○―○○○―○○○
FAX　○○○―○○○―○○○
登録番号（○―○○―○○○○○○）

注：電子入札システムにより提出する場合、押印は必要ありません。
紙入札方式による場合は、返信用封筒として、表に申請者の住所・氏名を記載し、簡易書留料金分を加えた所定の料金（○○○円）の切手を貼付した長３号封筒を申請書と併せて提出して下さい。

別紙様式第３
（用紙Ａ４版）

同種工事の施工実績

工 事 名：

工事名称等	工　事　名	（同種工事の工事名を記入する。）
	発注機関名	
	工事場所	（都道府県名、市町村名を記入する。）
	契約金額	（百万円単位で記入する。）
	工　期	平成　年　月　日　～　平成　年　月　日
	受注形態等	単体／ＪＶ（出資比率）
工事概要等	構造形式	
	規模・寸法	
	使用機材・数量	
	施工条件	（市街地・軟弱地質等）
	その他	
CORINS登録の有無		□有（CORINS登録番号　　）□無

注：１　必ず同種工事が確認できる内容で記載する。

２　CORINS登録の有無について、いずれかの「□」に「■」を付す。「有」に「■」を付した場合は、CORINSの登録番号を記載し、写し（詳細含む。）を添付する。「無」に「■」を付した場合は契約書の写し及び当該工事実績を証明する資料を添付する。

３　記載する工事が、平成13年12月25日以降に完成した防衛省発注機関（旧防衛施設局及び旧防衛施設支局を含む。）の発注した工事である場合は、当該工事に係る施工成績評定通知書又は工事成績評定通知書の写しを添付する。

別紙様式第４
（用紙Ａ４版）

同種工事の工事成績

工 事 名：

工事名称等	工　事　名	（同種工事の工事名を記入する。）
	発注機関名	
	工事場所	（都道府県名、市町村名を記入する。）
	契約金額	（百万円単位で記入する。）
	工　期	平成　年　月　～　平成　年　月
	受注形態等	単体／ＪＶ（出資比率）
工事概要等	構造形式	
	規模・寸法	
	使用機材・数量	
	施工条件	（市街地・軟弱地質等）
	その他	
工事成績		○○点
CORINS登録の有無		□有（CORINS登録番号　　）□無

注：１　必ず同種工事が確認できる内容を１件記載する（別紙様式第３に記載した実績と同一でも構わない。）。

２　CORINS登録の有無について、いずれかの「□」に「■」を付す。「有」に「■」を付した場合は、CORINSの登録番号を記載し、カルテ等の写し及び当該工事実績を証明する資料を添付する。「無」に「■」を付した場合は契約書の写し及び当該工事実績を証明する資料を添付する。

３　工事成績を証明する資料の写しを添付する。

別紙様式第５
（用紙Ａ４版）

優秀工事の顕彰等の実績

工 事 名：

項　　目	内　　容
優秀工事の顕彰等の実績	□優秀工事の顕彰等の実績がある ①工事名： ②発注機関名：○○防衛局 ③工期：平成　年　月　日　～平成　年　月　日 ④受注形態等：単体／ＪＶ（出資比率） ⑤受賞年月日：平成　年　月　日
	□優秀工事の顕彰等の実績がない

注：１　優秀工事の顕彰等の実績の有無について、いずれかの「□」に「■」を付す。
　　２　実績を証明できる顕彰状等の写しを添付する。
　　３　実績が複数ある場合は、受賞実績ごとに記載する。

別紙様式第６
（用紙Ａ４版）

ＩＳＯマネジメントシステムの取得状況

工 事 名：

項　　目	内　　容
ＩＳＯマネジメントシステム認証の取得状況	□ＩＳＯ9000シリーズの認証を取得済み 認定機関： □ＩＳＯ14000シリーズの認証を取得済み 認定機関： □ＩＳＯ27000シリーズの認証を取得済み 認定機関：
	□上記のいずれも認証を未取得

注：１　ＩＳＯ認証の有無について、いずれかの「□」に「■」を付す。

２　ＩＳＯ認証を取得済みに「■」を付した場合は、(1)から(4)に掲げる書類を添付する。ただし、(3)及び(4)に掲げる書類については、(1)に掲げる書類によってその内容を確認することができる場合は、提出を要しない。

(1) ＩＳＯ認証の取得に係る登録証の写し

(2) ＩＳＯの審査に係る次の書類

ア　直近の審査報告書（初回審査、定期審査又は更新審査のいずれかを対象として審査登録機関が発行したものに限る。）の写し

イ　アの審査に係る合否判定結果の写し

(3) 本工事を担当する内部組織がＩＳＯ認証を取得している組織に含まれることを示す書類

(4) ＩＳＯ認証の範囲が、本工事の内容に一致していることを示す書類

別紙様式第７
（用紙Ａ４版）

配置予定の監理技術者等の資格経験等

工 事 名：

項　　目		監理技術者又は主任技術者
氏　　名		
最　終　学　歴		（学校名、学科名及び卒業年次を記入する。）
法令による資格・免許		（施工管理技士、建築士等の名称及び取得年月日、監理技術者資格の取得年月日、登録番号及び登録会社並びに監理技術者講習の取得年月日及び修了証番号を記入する。）
継続教育(CPD)の取り組み		□推奨単位を取得　□推奨単位の過半を取得　□無
優秀工事技術者顕彰等の有無		□有（同一工種）　□無
工事経験の概要	工　事　名	
	発注者名	
	工事場所	（都道府県名、市町村名を記入する。）
	契約金額	（百万円単位で記入する。）
	工　期	平成　年　月　日　～　平成　年　月　日
	従事役職	（現場代理人、監理（主任）技術者等の名称）
	工事内容	
	CORINS登録の有無	□有（CORINS登録番号　　）　□無
申請時における他工事の従事状況等	工　事　名	
	発注者名	
	工　期	平成　年　月　日　～　平成　年　月　日
	従事役職	（現場代理人、監理（主任）技術者等の名称）
	本工事と重複する場合の対応措置	
	CORINS登録の有無	□有（CORINS登録番号　　）　□無

注：１　必ず同種工事が確認できる内容を記載する。

２　CORINS登録の有無について、いずれかの「□」に「■」を付す。「有」に「■」を付した場合は、CORINSの登録番号を記載し、カルテ等の写し及び当該工事実績を証明する資料を添付する。「無」に「■」を付した場合は契約書の写し及び当該工事実績を証明する資料を添付する。

３　当該工事の履行に係る法令・免許における継続教育(CPD)の有無について、いずれかの「□」に「■」を付す。「推奨単位を取得」又は「推奨単位の過半を取得」に「■」を付した場合は、各団体が発行した証明書の写しを添付する。（単位取得証明期間の末日が申請書等の提出期限から１年以内であること。）

４　優秀工事技術者顕彰等の有無について、いずれかの「□」に「■」を付す。「有」に「■」を付した場合は、顕彰状等の写し及び同一工種が確認出来る資料を添付する。

５　記載する工事が、平成13年12月25日以降に完成した防衛省発注機関（旧防衛施設局及び旧防衛施設支局を含む。）の発注した工事の場合は、当該工事に係る施工成績評定通知書又は工事成績評定通知書の写しを添付する。

別紙様式第８
（用紙Ａ４版）

配置予定の監理技術者等の同種工事の工事成績

工 事 名：

項　目	監理技術者又は主任技術者
氏　名	
工　　事　　名	
発　注　者　名	
工　事　場　所	（都道府県名、市町村名を記入する。）
契　約　金　額	（百万円単位で記入する。）
工　　期	平成　年　月　日　～　平成　年　月　日
従　事　役　職	（監理（主任）技術者又は現場代理人）
工　事　内　容	
工　事　成　績	○○点
従事時の業者名	
CORINS登録の有無	□有（CORINS登録番号　　）□無

注：１　必ず同種工事が確認できる内容を１件記載する（別紙様式第８に記載した実績と同一でも構わない。）。

２　CORINS登録の有無について、いずれかの「□」に「■」を付す。「有」に「■」を付した場合は、CORINSの登録番号を記載し、カルテ等の写し及び当該工事実績を証明する資料を添付する。「無」に「■」を付した場合は契約書の写し及び当該工事実績を証明する資料を添付する。

３　当該工事に係る工事成績評定通知書の写しを添付する。

別紙様式第９

近隣地域内における工事の施工実績

工 事 名：

工事名称等	工　事　名	
	発注機関名	
	工事場所	（都道府県名、市町村名を記入する。）
	契約金額	（百万円単位で記入する。）
	工　期	平成　年　月　日　～平成　年　月　日
	受注形態等	単体／ＪＶ（出資比率）
	工事概要	
	工事種別	（発注機関設定の分類又は建設業法における建設工事の種類を記入する。）
CORINS登録の有無		□有（CORINS登録番号　　）　□無

注：１　CORINS登録の有無について、いずれかの「□」に「■」を付す。「有」に「■」を付した場合は、CORINSの登録番号を記載し、写しを添付する。「無」に「■」を付した場合は契約書の写し及び当該工事実績を証明する資料を添付する。

２　記載する工事が、平成13年12月25日以降に完成した防衛省発注機関（旧防衛施設局及び旧防衛施設支局を含む。）の発注した工事の場合は、当該工事に係る施工成績評定通知書又は工事成績評定通知書の写しを添付する。

別紙様式第10

地　理　的　条　件

本店（本社）住所	
支店・営業所名	
所在地住所	（記載の支店・営業所に関して記入する。）
電話番号	（　　〃　　）
建設業許可番号	（　　〃　　）

注：○○防衛局【当該契約担当官等の所在地を管轄する地方防衛局等を記載する。】の管轄区域に所在し、当該工種が施工可能な建設業許可を有する工事場所最寄りの支店又は営業所を記載する。

別紙様式第11
（用紙Ａ４版）

地産品の使用状況
（○○○○○○○○○工事）

工 事 名：

地産品の使用の有無	あ　り、な　し　　（どちらか一方に○をする。） ○○県内の公共工事（※）において、○○県産の建設資材（地産品）の平成○年４月１日から平成○年３月31日までの使用の有無。（発注者が指定した地産品は認めない。）
当該地産品の使用状況	材料名：（記入例：　木材（唐松・杉）・生コン・アスファルト・鉄筋・砕石・塗料・溶融スラグ　等）
	産　地：（記入例；　○○県○○群○○国有林）
	当該材料の出荷元：（記入例；　○○県木材協同組合）
	当該材料を使用した工事名、発注機関及び工期：（以下、記入例） ○○○○護岸工事　（○○○○） 自）平成　年　月　日　至）平成　年　月　日 当該工事における地産品の使用状況、地産品の産地及び使用時期を証明する資料を添付する。（当該材料における使用状況の写真、日付入りの出荷証明書、当該県内で生産・製造された証明等）

※国、地方公共団体及び特殊法人等が行う公共工事。ここでいう特殊法人とは、「公共工事の入札及び契約の適正化の促進に関する法律」第２条でいう法人であって政令で定めるものをいう。

別紙様式第12
（用紙Ａ４版）

地元企業の下請採用予定状況

工 事 名：

項　　目	内　　容
地元企業の採用計画	下請をする直接工事費の内容 下請業者への発注予定金額の請負金額に対する割合 下請をする企業の名称・所在地・代表者名
	□地元企業の採用予定がない 自社施工する直接工事費の内容 自社施工する発注予定金額の請負金額に対する割合

注：１　地元企業とは、工事場所と同じ県内に本支店の登記がある企業で、応募者及び応募者と連結決算の関係にある企業、競争参加者の構成員が代表者及び取締役となっている企業を除く。

２　地元企業を採用する予定があるとして契約した後、完成検査時に地元企業を採用していないことが判明した場合、工事成績を減ずるとともに、標準型においてはそれによって得た評価に対する金額について支払請求することがある。

３　予定していた業者契約を締結する義務を課すものではない。

別紙様式第13
（用紙Ａ４版）

災害協定等による地域貢献の実績

工 事 名：

項　　目	内　　容
当該都道府県内における公共機関との災害協定の有無等	□災害協定がある ①協定名： ②相手方： （複数の場合、全て記入する。） ④有効期限：平成○年○月○日 （有効期限が確認できる書類を添付する。）
	□災害協定がない
当該都道府県内における過去２年間のボランティア活動の有無等	□ボランティア活動実績がある ①活動年月日：平成○年○月○日 （活動年月日が確認できる書類を添付する。） ②活動概要：
	□ボランティア活動実績がない

注：１　災害協定等の有無について、いずれかの「□」に「■」を付す。
　　２　災害協定等があるに「■」を付した場合は、関連する書類を添付する。
　　３　ボランティア活動については、活動内容が具体的に把握できる資料を添付する。

別紙様式第14
（用紙Ａ４版）

不発弾処理対策の実績

工 事 名：

項　　目	内　　容
○○県内における不発弾処理対策の実績の有無等（どちらか一方について記入する。）	□不発弾処理対策の実績がある ①工事名： （※複数の実績がある場合、全て記入する。） ②住所又は場所： （複数の実績がある場合、全て記入する。） ③発注機関： （複数の実績がある場合、全て記入する。） ④工期：平成○年○月○日から平成○年○月○日 （複数の実績がある場合、全て記入する。）
	□不発弾処理対策の実績がない

注：１　不発弾処理対策の実績の有無について、いずれかの「□」に「■」を付す。
　　２　不発弾処理対策の実績があるに「■」を付した場合は、実施内容が具体的に把握できる資料を添付する。

別紙様式第15
（用紙Ａ４版）

難工事の工事実績

工 事 名：

項　　目	内　　容
難工事の実績	□難工事の実績がある ①工事名： ②発注機関名：○○○○ ③工期：平成　年　月　日　～平成　年　月　日 ④受注形態等：単体／ＪＶ（出資比率） ⑤工事成績：○○点
	□難工事の実績がない

注：１　難工事の実績の有無について、いずれかの「□」に「■」を付す。

１　実績があるに「■」を付した場合、当該工事に係る工事成績評定通知書又は完成検査結果通知書の写しを添付する（配置予定技術者が当該難工事において監理（主任）技術者又は現場代理人として従事していた場合は、その従事状況が確認できる資料を添付する。）。

別紙様式第16

予備自衛官又は即応予備自衛官の現場配置予定者

工 事 名：

予備自衛官又は即応予備自衛官	
氏　　名	
生　年　月　日	
所属する企業名	
従事する工種等	
駐屯地等との調整業務	□駐屯地等との調整において現場代理人を補佐し、アドバイス等を行なう
自衛官在職時の勤務地（駐屯地等名を記載）	
現場配置予定日数	

注：１　現場配置予定者１名につき１枚とする。

２　予備自衛官又は即応予備自衛官であることを証明するために自衛隊地方協力本部長又は指定部隊等の長が発行する証明書の写しを添付する。

３　雇用保険被保険者証の写しを添付する。

４　駐屯地等との調整において現場代理人を補佐し、アドバイス等を行なう場合は「□」に「■」を付す。
「■」が付されていない場合は「予備自衛官又は即応予備自衛官の現場配置」欄を加点評価しない。

５　行政機関の休日に関する法律（昭和63年法律第91号）第１条第１項に規定する行政機関の休日を除く日数を記載する。

６　予備自衛官又は即応予備自衛官を現場配置する予定があるとして契約した場合は、工事の着手前において監督官に２の証明書（原本）を提出し、当該者の作業従事計画を提出するものとする。ただし、やむを得ない事情により競争参加資格確認申請時に提出した現場配置予定者又は予定日数が変わる場合は、評価結果が同等以上であること。
完成検査時に予備自衛官等を延べ３０人・日以上現場配置していない又は駐屯地等との調整業務を実施していないことが判明した場合は、工事成績評定点を減ずる。

別紙様式第17

平成　　年　　月　　日

見積に関するヒアリング日時希望通知書

（契約担当官等の官職氏名）　　殿

住　　所
商号又は名称
代 表 者 氏 名　　印

見積に関するヒアリングについては、以下のとおり希望日時等を通知します。

工事名	
ヒアリング出席予定者	①配置予定技術者　　氏名 ②役職　　氏名 ③役職　　氏名
ヒアリング希望日	希望日　平成　　年　　月　　日（　）
ヒアリング希望時間	希望時間　○○時から○○時まで

注１：ヒアリング会場には、競争参加資格確認申請者の責任者（支店長・営業所長等）・配置予定技術者等を含め３名程度でお願いします。
注２：ヒアリングの実施日時については後日通知しますが、日時は希望どおりにならない場合がありますので、あらかじめご了承願います。

付紙

評　　価　　基　　準

工事名：

（※：評価項目は、施工能力評価型の必須項目及び一部の選択項目（予備自衛官等の現場配置）を選択した場合の作成例である。）

工事名：

１から２の評価点の最高点の合計は○○点とする。

１　企業の技術力について
施工実績等
下表の評価項目について評価を行い、評価点を算出する。
なお、最高点を○○点とする。

（単位：点）

評価項目		評価基準	評価点
企業の施工能力	**同種工事の施工実績** 当該年度及び前年度から過去15年間に完成・引渡しが完了した工事１件（平成○年４月１日から公告日までに完成・引渡しが完了した工事）	防衛省発注機関	6
		工事成績相互利用登録発注機関又は国※１又は地方公共団体	4
		その他	2
	工事成績 当該工事の同種工事で当該年度及び前年度から過去５年間に完成・引渡しが完了した工事１件の工事成績評定点（平成○年４月１日から公告日までに完成・引渡しが完了した工事、参加要件とした地域内に限る。）	防衛省発注機関（85点以上）	8
		工事成績評定相互利用対象工事（85点以上）	7
		防衛省発注機関（80点以上）	6
		工事成績評定相互利用対象工事（80点以上）	5
		防衛省発注機関（75点以上）	4
		工事成績評定相互利用対象工事（75点以上）	3
		防衛省発注機関（70点以上）	2
		工事成績評定相互利用対象工事（70点以上）	1
		70点未満又は工事成績なし	0
	当該防衛省発注機関において、当該年度及び前年度から過去５年間に完成・引渡しが完了した工事成績（平成○年４月１日から公告日までに完成・引渡しが完了した工事）	同一工種において65点未満の実績あり、工事成績の評価を0点とする。	
	優秀工事顕彰等の実績（同一工種） 当該年度及び前年度から過去３年間の顕彰等の実績（参加要件とした地域内の実績に限る。） ※合計で最大４点とする。	大臣官房施設監の特別優秀工事等顕彰	１件につき４※
		当該地方防衛局長の感謝状の贈与	１件につき３※
		当該地方防衛局調達部長又は当該地方防衛支局長の優秀工事等顕彰	１件につき２※
		工事成績評定相互利用対象工事又は国※１の優秀工事顕彰等※２	１件につき１※
		地方公共団体の優秀工事顕彰等※２	１件につき１※
		なし	0
	品質管理マネジメント規格（ＩＳＯ9000ｓ）の取得状況	認証を取得済	1

		認証を未取得		0
	環境マネジメント規格（ＩＳＯ14000ｓ）の取得状況	ＩＳＯ9000ｓの取得且つＩＳＯ14000ｓ又はＩＳＯ9000ｓの取得且つＩＳＯ27000ｓを取得の場合のみ加点		1
	情報セキュリティマネジメント規格（ＩＳＯ27000ｓ）の取得状況			
地域精通度等※３	地理的条件１（近隣地域内における施工実績） 当該年度及び前年度から過去５年間の施工実績（平成○年４月１日から公告日までの実績）	○○県内での施工実績あり		
		○○県内での施工実績なし		
	地理的条件２（本店（社）、支店、営業所の所在）	当該地域内に本店（社）の所在あり		
		当該地域内に当該工種に係る建設業許可を有する支店又は営業所の所在あり		
		当該地域内に拠点なし		
	地産品の使用状況 当該年度及び過去２年間に○○県内で生産・製造された建設資材の使用状況（平成○年４月１日から公告日までの実績）	使用あり		
		使用なし		
	地元企業の採用状況	県内下請業者への発注予定金額が請負金額の30％以上		
		県内下請業者への発注予定金額が請負金額の20％以上30％未満		
		県内下請業者への発注予定金額が請負金額の20％未満		
	災害協定等による地域貢献度の実績	○○県内の災害協定等あり		
		○○県内での実績なし		
	ボランティア活動による地域貢献度の実績 ○○県内における当該年度及び前年度から過去２年間の平成○年４月１日から公告日までの実績	活動実績あり（県内特定地域）※４		
		活動実績あり（同一県内）※４		
		活動実績なし		
	不発弾処理対策 当該年度及び前年度から過去15年間の実績（平成○年４月１日から公告日までの実績）	○○県内での実績あり		
		○○県内での実績なし		
難工事	難工事の工事実績 過去２年間に、○○防衛局【当該地域を管轄する地方防衛局等を記載する。】管轄地域における防衛省発注機関発注の難工事を施工した実績（平成○年○月○日から公告日までに完成・引渡しが完了した工事）	実績があり、かつ工事成績が70点以上		1
		実績なし又は工事成績が70点未満		0
	同種工事の施工経験 当該年度及び前年度から過去15年間に完成・引渡しが完了した工事		役職あり※５	役職なし
		防衛省発注機関（当該年度及び前年度～過去3年間）	6	4
		防衛省発注機関（前年度から起算し	5	3

配置予定技術者の能力		て過去4年～15年間）		
		工事成績相互利用登録発注機関又は国※１又は地方公共団体（当該年度及び前年度～過去3年間）	3	2
		工事成績相互利用登録発注機関又は国※１又は地方公共団体（前年度から起算して過去4年～15年間）	2	1
		その他（当該年度及び前年度～過去3年間）	1	0
		その他（前年度から起算して過去4年～15年間）	0	0
	監理（主任）技術者又は現場代理人の経験 当該工事の同種工事で当該年度及び前年度から過去５年間に完成・引渡しが完了した工事１件の工事成績評定点（参加要件とした地域内の実績に限る。）	○○防衛局【当該地域を管轄する地方防衛局等を記載する。】管轄地域における防衛省発注機関（85点以上）		8
		工事成績評定相互利用対象工事（85点以上）		7
		○○防衛局【当該地域を管轄する地方防衛局等を記載する。】管轄地域における防衛省発注機関（80点以上）		6
		工事成績評定相互利用対象工事（80点以上）		5
		○○防衛局【当該地域を管轄する地方防衛局等を記載する。】管轄地域における防衛省発注機関（75点以上）		4
		工事成績評定相互利用対象工事（75点以上）		3
		○○防衛局【当該地域を管轄する地方防衛局等を記載する。】管轄地域における防衛省発注機関（70点以上）		2
		工事成績評定相互利用対象工事（70点以上）		1
		70点未満、工事成績なし		0
	○○防衛局【当該地域を管轄する地方防衛局等を記載する。】管轄地域における防衛省発注機関において、監理（主任）技術者又は現場代理人として従事した当該年度及び前年度から過去５年間の工事成績	同一工種において65点未満の実績あり、監理（主任）技術者又は現場代理人の経験の評価を0点とする。		
	優秀工事技術者顕彰等の実績（同一工種） 当該年度及び前年度から過去３年間の顕彰等の実績（参加要件とした地域内の実績に限る。） ※合計で最大５点とする。	大臣官房施設監の特別優秀工事等技術者顕彰		1件につき5※
		当該地域を管轄する地方防衛局調達部長又は当該地域を管轄する地方防衛支局長の優秀工事等技術者顕彰若しくは大臣官房施設監の特別優秀工事等顕彰受賞工事に監理（主任）技術者又は現場代理人として従事（当該地域を管轄する地方防衛局等の実績に限る。）		1件につき4※
		当該地域を管轄する地方防衛局調達部長又は当該地域を管轄する地方防衛支局長の優秀工事等顕彰受賞工事に監理（主任）技術者又は現場代理人として従事（当該地域を管轄する地方防衛局等の実績に限る。）		1件につき3※

		工事成績相互利用登録機関、国※１又は地方公共団体の優秀工事技術者顕彰等受賞実績※２	１件につき２※
		工事成績相互利用登録機関、国※１又は地方公共団体の優秀工事顕彰等受賞工事に監理（主任）技術者又は現場代理人として従事※２	１件につき１※
		なし	０
	継続教育（CPD）取り組み状況	推奨単位取得	２
		推奨単位の過半を取得	１
		なし	０
難工事	難工事の工事実績 企業が申請した難工事に、監理（主任）技術者又は現場代理人として従事していた場合	工事成績が75点以上	２
		工事成績が70点以上75点未満	１
		工事成績が70点未満	０
予備自衛官又は即応予備自衛官の現場配置※６	**予備自衛官又は即応予備自衛官の現場配置** ［次の３つの条件を満たす場合に評価する］ ① 当該工事の作業に直接従事する技術者・技能労働者であること。 ② 駐屯地等との調整において現場代理人を補佐し、アドバイス等を行なうこと。 ③ 現場配置期間の延べ日数が３０人・日以上あること。 ※ 下請け企業が予備自衛官又は即応予備自衛官を配置する場合も同様に評価する。 ※ 現場配置予定者が複数名いる場合の取り扱いは、現場配置期間の延べ日数の合計とし、評価基準Ａ、Ｂ、Ｃが混在する場合は、３０人・日となる組合わせにおいて評価点の低い方で評価を行う。	Ａ 当該駐屯地等において自衛官在職時の勤務経験を有する予備自衛官又は即応予備自衛官であり、駐屯地等との調整業務を実施する場合	２
		Ｂ 当該都道府県内にある駐屯地等において自衛官在職時の勤務経験を有する予備自衛官又は即応予備自衛官であり、駐屯地等との調整業務を実施する場合	１
		Ｃ 当該都道府県に隣接する県内にある駐屯地等において自衛官在職時の勤務経験を有する予備自衛官又は即応予備自衛官であり、駐屯地等との調整業務を実施する場合	０.５
		なし	０

※１　公共工事の入札及び契約の適正化の促進に関する法律施行令第一条の特殊法人等を含む。
※２　表彰の主旨が工事成績が優秀で、他の工事の規範とするにふさわしいとしているもの（安全工事表彰の類は除く）。
※３　評価項目に地域精通度等を設定した場合の全体としての配点の上限は、10点とし、企業の施工能力との配点の合計は20点とする。
※４　「ボランティア活動による地域貢献度の実績」の評価基準は、工事及び地位の特性を考慮し、「県内特定地域」及び「同一県内」を具体的に記載する。
※５　役職ありとは、監理（主任）技術者又は現場代理人の経験をいう。
※６　「予備自衛官又は即応予備自衛官の現場配置」欄は、自衛隊の駐屯地、分屯地、基地、分屯基地及び演習場にて実施する工事の場合に選択する。

２　その他（ペナルティ）について
下表の評価項目について評価を行い、評価点を算出する。

評価項目		評価基準	評価点
そ	**事故及び不誠実な行為に対するペナルティ（過去６月の〇〇防衛局【当該契約担当官等の所在地を管轄する地方防衛局を記載する。】での指名停止措置要領に基づく指名停止措置等）**	指名停止期間（累積）：６月以上	－３
		指名停止期間（累積）：３月以上６月未満	－２
		指名停止期間（累積）：３月未満	－１

の他	※ 過去６月とは申請書等の提出期限日の前日からさかのぼること６月以内に指名停止期間がある場合をいう。 ※ 違約金を請求した実績がある場合は、さらに「－１点」とする。		
		文書注意	－１
		口頭注意	－１
		該当なし	０

入 札 公 告（建設工事）

次のとおり一般競争入札（政府調達協定対象外）に付します。

平成○年○月○日

○○○○

○○○○　○○　○○【発注者名を記載する。】

1　工事概要

(1) 工事名　○○（○）○○○建設工事

(2) 工事場所　○○県○○市○○町○－○

(3) 工事内容　本工事は、以下の工事を行うものである。

用途　○○、構造　鉄筋コンクリート造○階建て、規模　建物延べ面積約○○○○㎡

(4) 工期　平成○年○月○日まで

【見積活用方式の場合は次の２項目を追加する。】

(5) 本工事は、発注者が競争参加希望者に見積の提出を求め、ヒアリングを通じて見積の妥当性を確認し、妥当性が確認できた見積を積算価格に反映させるものである。見積の提出期限までに○○工事、○○工事に対する直接工事費（当該工事に必要な仮設費含む。）【共通仮設費又は現場管理費の積み上げ分の場合は、「共通仮設費（又は現場管理費）への積み上げ分である○○」を記載する。】について記載した見積（以下「見積」という。）を提出するものとする（詳細は入札説明書による。）。

(6) 本工事では、見積の提出後、競争参加希望者の責任者、配置予定の技術者等からヒアリングを行い、見積の妥当性を確認するものとする。

【電子入札対象の場合は次の項目を追加する。】

(5) 本工事は、資料提出及び入札等を電子入札システムにより行う工事である。ただし、電子入札システムにより難いものは、発注者の承諾を得て紙入札方式に代えるものとする。

なお、紙入札方式の承諾に関しては○○防衛局総務部契約課に紙入札方式参加承諾願を提出するものとする。

(6) 本工事は、工事費内訳明細書の提出を義務付ける工事である。

2　競争参加資格

(1) 予算決算及び会計令（昭和22年勅令第165号。以下「予決令」という。）第70条及び第71条の規定に該当しない者であること。

(2) 防衛省における平成○・○年度一般競争（指名競争）参加資格（以下「防衛省競争参加資格」という。）のうち、「○○工事」で級別の格付を受け、○○防衛

局【当該契約担当官等の所在地を管轄する地方防衛局等を記載する。】に競争参加を希望していること（会社更生法（平成14年法律第154号）に基づき更生手続開始の申立てがなされている者又は民事再生法（平成11年法律第225号）に基づき再生手続開始の申立てがなされている者については、手続開始の決定後、再度級別の格付を受けていること。）。

(3) 会社更生法に基づき更生手続開始の申立てがなされている者又は民事再生法に基づき再生手続開始の申立てがなされている者（(2)の再度級別の格付を受けた者を除く。）でないこと。

(4) 防衛省競争参加資格の「○○工事」に係る総合審査数値（資格審査結果通知書の記３の点数）が○○点以上○○点未満であること。

(5) 平成○年度以降入札公告日まで【当該年度及び前年度から過去15年間を記載する。】に、元請けとして完成・引渡しを完了した工事のうち、（用途が○○で、）鉄筋コンクリート造○階建て以上、建物延べ面積○○㎡以上（１棟当たり）の工事を施工した実績を有すること（建設共同企業体の構成員としての実績は、出資比率が20％以上のものに限る。）。

なお、当該実績が平成13年12月25日以降に完成した防衛省発注機関（契約担当官等が属する防衛省本省の内部部局、防衛大学校、防衛医科大学校、防衛研究所、統合幕僚監部、陸上幕僚監部、海上幕僚監部、航空幕僚監部、情報本部、防衛監察本部、地方防衛局並びに統合幕僚長及び陸上幕僚長、海上幕僚長又は航空幕僚長の監督を受ける陸上自衛隊、海上自衛隊及び航空自衛隊の部隊及び機関並びに防衛装備庁をいう。以下同じ。）（旧防衛施設局及び旧防衛施設支局を含む。）の発注した工事に係るものにあっては、施工成績評定通知書又は工事成績評定通知書の評定点合計（以下「評定点合計」という。）が65点未満のものを除く。また、実績が工事成績相互利用登録機関が発注した工事で工事成績評定相互利用対象工事に該当するものである場合は、工事成績の評定点が65点未満のものを除くこと。

(6-1) 工程管理に対する技術的所見が適正であること。

(6-2) 品質管理に対する技術的所見が適正であること。

(7) 次の基準を全て満たす監理技術者又は主任技術者（以下「監理技術者等」という。）を当該工事に専任で配置できること。

ア　一級建築士又はこれと同等以上の資格を有する者である。[建築工事の場合]

イ　平成○年度以降入札公告日まで【当該年度及び前年度から過去15年間を記載する。】に、(5)に掲げる工事の経験を有する者である（原則、着工から完成まで従事している。）。

なお、当該経験が平成13年12月25日以降に完成した防衛省発注機関（旧防衛施設局及び旧防衛施設支局を含む。）の発注した工事に係るものにあっては、評定点合計が65点未満のものを除く。また、経験が工事成績相互利用登録機関が発注した工事で工事成績評定相互利用対象工事に該当するものである場合は、工事成績の評定点が65点未満のものを除く。

ウ　監理技術者にあっては、監理技術者資格者証及び監理技術者講習修了証を有

する者である。

(8) 一般競争参加資格確認申請書（以下「申請書」という。）及び競争参加資格確認資料（以下「資料」という。）の提出期限の日から開札の時点までの期間に、○○防衛局長【契約担当官等の所在地を管轄する地方防衛局等の長を記載する。】から、工事請負契約等に係る指名停止等の措置要領について（防整施（事）第150号。28.３.31）に基づく指名停止を受けていないこと。

(9) ○○○○【当該発注機関名を記載する。】が発注した「○○工事」【工事種別を記載する。】のうち、平成○年度以降平成○年度までに完成・引渡しが完了した工事の施工実績がある場合においては、当該工事に係る評定点合計の平均が65点以上であること。

(10)上記１に示した工事に係る設計業務等の受注者（受注者が共同体である場合においては、当該共同体の各構成員をいう。以下同じ。）又は当該受注者と資本若しくは人事面において関連がある建設業者でないこと。

(11)入札に参加しようとする者との間に資本関係又は人的関係がないこと。

(12)○○防衛局【当該契約担当官等の所在地を管轄する地方防衛局等を記載する。】の管轄区域（○○県、○○県、○○県及び○○県）内に建設業法の許可（当該工事に対応する建設業種）に基づく本店、支店又は営業所が所在すること。

(13)都道府県警察から暴力団関係業者として防衛省が発注する工事等から排除するよう要請があり、当該状態が継続している有資格業者でないこと。

３　入札手続等

【電子入札の記載例は以下のとおりとし、紙入札の場合は、適宜、必要事項を記載する。】

(1) 担当部局

〒○○○－○○○○　○○県○○市○○町○－○－○
○○○○係【当該発注機関、部署名を記載する。】
TEL　○○－○○○○－○○○○（内線○○○○）
FAX ○○－○○○○－○○○○

(2) 入札説明書の交付期間等

ア　交付期間　平成○年○月○日から平成○年○月○日まで（行政機関の休日に関する法律（昭和63年法律第91号）第１条第１項に規定する行政機関の休日（以下「行政機関の休日」という。）を除く。）の毎日、午前８時から午後10時（金曜日は午後６時）まで。

イ　交付場所　防衛施設建設工事電子入札システムセンター
http://www.mod-eboc.go.jp.go.jp/

ウ　交付の方法　全て、電子データで交付を行う。

文書類　：PDF　（○○形式）
図面類　：PDF　（○○形式）
数量表等：Excel（○○形式）
申請書類：Word　（○○形式）又は一太郎（○○形式）

なお、標記以外の形式による提供は一切行わない。

エ　使用条件　ダウンロードした資料の取扱いに関する利用規則に同意すること。

オ　その他　通信環境の不具合等のため、希望する者は電子情報の提供を依頼することが出来る。

この場合、(1)へ「図面データの取扱いに関する同意事項」（記入・押印済みのもの）、データを保存するために必要な、ＣＤ－Ｒ（未使用に限る。）○枚及び着払いのラベル（宅配業者の場合）又は切手（日本郵便の場合）を貼付した返信用の封筒を同封し、送付する。

なお、配送によるもの以外の対応は行わない。また、この対応により被った不利益や損害については、一切補償しない。

※「図面データの取扱いに関する同意事項」の書式については、防衛省のホームページより入手可能である。

(http://www.mod.go.jp/○/○/○/○/○.pdf)

(3) 申請書及び資料の提出期限等

ア　提出期限　平成○年○月○日午後○時○分

イ　提出方法　電子入札システムにより提出する。ただし、申請書及び資料が３MBを超える場合の提出方法等については、入札説明書による。紙入札方式による場合は、持参又は郵送（書留郵便に限る。）若しくは託送（書留郵便と同等のものに限る。）（以下「郵送等」という。）する。

【見積活用方式の場合は次の項目を追加する。】

(4) 見積の提出期限等

ア　提出期限　(3)アに同じ。

イ　提出方法　(1)に持参又は郵送等により提出する。

(4) 入札書の受領期限等

ア　受領期限平成○年○月○日午後○時○分

イ　提出方法　電子入札システムにより提出する。ただし、紙入札方式による入札の場合は、(1)に持参することとし、郵送等による提出は認めない。

(5) 開札の日時及び場所

ア　開札日時　平成○年○月○日午前○時○分

イ　開札場所　○○○○室

４　その他

(1) 手続において使用する言語及び通貨　日本語及び日本国通貨に限る。

(2) 入札保証金　免除

(3) 契約保証金　納付（保管金の取扱店　○○銀行○○支店）。ただし、利付国債の提供（取扱官庁　○○○○）又は金融機関若しくは保証事業会社の保証（取扱官庁　○○○○）をもって契約保証金の納付に代えることができる。また、公共

工事履行保証証券による保証を付し、又は履行保証保険契約の締結を行った場合は、契約保証金を免除する。

なお、契約保証金の額、保証金額又は保険金額は請負代金額の10分の１（予決令第86条の調査を受けた者との契約については請負代金額の10分の３）以上とする。

【公共工事履行保証証券による保証の場合、(3)は次のとおりとする。】

(3) 契約保証金　免除。ただし、落札者は、公共工事履行保証証券による保証（瑕疵担保特約（２年間）を付したものに限る。）を付するものとする。この場合の保証金額は、請負代金の10分の３以上とする。

【見積活用方式の場合は次の項目を追加する。】

(4) 見積の提出期限までに見積が提出されない場合は、入札心得書第８条第１項第３号の規定に該当するものとし、その者のした入札を無効とする。

(4) 入札の無効　次に掲げる入札は無効とする。

ア　本公告に示した競争参加のない者のした入札

イ　申請書又は技術資料に虚偽の記載をした者の入札

ウ　入札に関する条件に違反した入札

【見積活用方式の場合は次の項目を追加する。】

(6) 提出された見積の金額と入札時に提出された工事費内訳明細書の金額との間に著しい乖離が認められ、開札後に再度ヒアリングを実施し、その妥当性が確認できない場合は、入札心得書第８条第１項第３号の規定に該当するものとして、その者の行った入札を無効とすることがある。

(5) 落札者の決定方法　予決令第79条の規定に基づいて作成された予定価格の制限の範囲内で最低の価格をもって有効な入札を行った者を落札者とする。ただし、落札者となるべき者の入札価格によっては、その者により当該契約の内容に適合した履行がなされないおそれがあると認められるとき、又はその者と契約を締結することが公正な取引の秩序を乱すこととなるおそれがあって著しく不適当であると認められるときは、予定価格の制限の範囲内の価格をもって入札した他の者のうち最低の価格をもって入札した者を落札者とすることがある。

(6) 配置予定監理技術者の確認　落札者決定後、発注者支援データベース・システム等により配置予定の監理技術者の専任制違反の事実が確認された場合、契約を結ばないことがある。

なお、種々の状況からやむを得ないものとして承認された場合の外は、配置予定技術者の変更を認めない。

(7) 落札者となるべき者の入札価格が予決令第85条の規定に基づいて作成された基

準（以下「調査基準価格」という。）を下回っている場合は、予決令第86条の調査（以下「低入札価格調査」という。）を行うので、協力しなければならない。

(8) 専任の監理技術者の配置が義務付けられている工事において、調査基準価格を下回った価格をもって契約する場合においては、監理技術者とは別に同等の要件を満たす技術者の配置を求めることがある。

(9) 入札後、契約を締結するまでの間に、都道府県警察から暴力団関係者として防衛省が発注する工事等から排除するよう要請があり、当該状態が継続している有資格者とは契約を行わない。

(10)低入札価格調査を受けた者との契約については、前金払の割合を請負代金額の10分の２以内とする。【前金払の設定が予定されている場合のみ記載する。】

(11)契約書作成の要否　要

(12)資料のヒアリングを行う。【資料のヒアリングを行う場合のみ記載する。】

(13)関連情報を入手するための照会窓口　３(1)に同じ。

(14)競争参加資格の級別の格付を受けていない者の参加　２(2)に掲げる競争参加資格の級別の格付を受けていない者も３(3)により申請書及び資料を提出することができるが、競争に参加するためには、開札の時において当該資格の格付を受け、かつ、競争参加資格の確認を受けていなければならない。

(15)詳細は、入札説明書による。

入　札　説　明　書

○○○○【発注機関名を記載する。】の○○（○）○○○工事に係る入札公告（建設工事）に基づく入札等については、関係法令に定めるもののほか、この入札説明書によるものとする。

１　入札公告日　平成○年○月○日
２　契約担当官等
　○○○○　○○○○　○○　○○【発注者名を記載する。】
　〒○○○－○○○○　○○県○○市○○町○－○
３　工事概要
(1) 工事名　○○（○）○○○工事
(2) 工事場所　○○県○○市○○町○－○－○
(3) 工事内容及び工事範囲　別冊図面及び仕様書のとおり。
(4) 工期　平成○年○月○日まで
(5) 使用する主要な資機材　コンクリート○○㎥、鉄骨○○ｔ、鉄筋○○t、板ガラス○○㎡

【見積活用方式の場合は次の２項目を追加する。】
(6) 本工事は、発注者が競争参加希望者に見積の提出を求め、ヒアリングを通じて見積の妥当性を確認し、妥当性が確認できた見積を積算価格に反映させるものである。見積の提出期限までに○○工事、○○工事に対する直接工事費（当該工事に必要な仮設費を含む。）【共通仮設費又は現場管理費の積み上げ分の場合は、「共通仮設費（又は現場管理費）への積み上げ分である○○」を記載する。】について記載した見積（以下「見積」という。）を提出するものとする。
(7) 本工事では、見積の提出後、競争参加希望者の責任者、配置予定の技術者等からヒアリングを行い、見積の妥当性を確認するものとする。

(6) その他
【電子入札対象の場合は次のア及びイを追加する。】
ア　本工事は、資料提出及び入札を電子入札システムで行う対象工事である。ただし、電子入札システムにより難いものは、発注者の承諾を得て紙入札方式に代えるものとする。
　なお、紙入札方式の承諾に関しては、「紙入札方式参加承諾願（別紙様式第１）を提出する。
(ｱ) 受付窓口　〒○○○－○○○○　○○県○○市○○町○－○
　　○○防衛局総務部契約課
(ｲ) 受付時間　午前○時から午後○時まで。ただし、正午から午後１時までの間

を除く。

イ　電子入札システムで使用できるICカードは、代表者又は当該入札案件に関する入札・見積権限及び契約締結権限について委任を受けた者（以下「代理人」という。）のICカードのみとし、代理人による場合は委任状を提出する。詳細は入札心得書による。

ウ　本工事は、工事費内訳明細書の提出を義務付ける工事である。

４　競争参加資格

(1) 予算決算及び会計令（昭和22年勅令第165号。以下「予決令」という。）第70条及び第71条の規定に該当しない者であること。

(2) 防衛省における平成○・○年度一般競争（指名競争）参加資格（以下「防衛省競争参加資格」という。）のうち、「○○工事」で級別の格付を受け、○○防衛局【当該契約担当官等の所在地を管轄する地方防衛局等を記載する。】に競争参加を希望していること（会社更生法（平成14年法律第154号）に基づき更生手続開始の申立てがなされている者又は民事再生法（平成11年法律第225号）に基づき再生手続開始の申立てがなされている者については、手続開始の決定後、再度級別の格付を受けていること。）。

(3) 会社更生法に基づき更生手続開始の申立てがなされている者又は民事再生法に基づき再生手続開始の申立てがなされている者（(2)の再度級別の格付を受けた者を除く。）でないこと。

(4) 防衛省競争参加資格の「○○工事」に係る総合審査数値（資格審査結果通知書の記３の点数）が○○点以上○○点未満であること。

(5) 平成○年度以降入札公告日まで【当該年度及び前年度から過去15年間を記載する。】に、元請けとして完成・引渡しが完了した工事のうち、（用途が○○で、）鉄筋コンクリート造○階建て以上、建物延べ面積○○㎡以上（１棟当たり）の工事を施工した実績を有すること（建設共同企業体の構成員としての実績は、出資比率が20％以上のものに限る。）。

なお、当該実績が平成13年12月25日以降に完成した防衛省発注機関（契約担当官等が属する防衛省本省の内部部局、防衛大学校、防衛医科大学校、防衛研究所、統合幕僚監部、陸上幕僚監部、海上幕僚監部、航空幕僚監部、情報本部、防衛監察本部、地方防衛局並びに統合幕僚長及び陸上幕僚長、海上幕僚長又は航空幕僚長の監督を受ける陸上自衛隊、海上自衛隊及び航空自衛隊の部隊及び機関並びに防衛装備庁をいう。以下同じ。）（旧防衛施設局及び旧防衛施設支局を含む。）の発注した工事に係るものにあっては、防衛施設庁において実施する建設工事の請負業者の施工成績評定要領について（施本建第220号（CCP）。13．12．19）に基づく施工成績評定通知書（以下「施工成績評定通知書」という。）並びに工事成績評定要領について（施本建第134号（CCP）。19．７．30）、工事成績評定要領について（経施第4404号。21．３．31）、工事成績評定要領について（防整技第15542号。27．10．1）又は工事成績評定要領について（防整技第15542号。28．

３．31）に基づく工事成績評定通知書（以下「工事成績評定通知書」という。）の評定点合計（以下「評定点合計」という。）が65点未満のものを除くこと。また、実績が工事成績相互利用登録機関が発注した工事で工事成績評定相互利用対象工事に該当するものである場合は、工事成績の評定点が65点未満のものを除くこと。

工事成績相互利用登録機関及び工事成績評定相互利用対象工事は別表第１のとおりである。

(6-1) 工程管理に対する技術的所見が適正であること。

(6-2) 品質管理に対する技術的所見が適正であること。

(7) 次の基準を全て満たす監理技術者又は主任技術者（以下「監理技術者等」という。）を当該工事に専任で配置できること。

ア　一級建築士又はこれと同等以上の資格を有する者である。

なお、「これと同等以上の資格を有する者」とは次のものをいう。

・一級建築施工管理技士の資格を有する者

・これらと同等以上の資格を有する者と国土交通大臣が認定した者

【建築工事の場合】

イ　平成○年度以降入札公告日まで【当該年度及び前年度から過去15年間を記載する。】に、(5)に掲げる工事の経験を有する者である（原則、着工から完成まで従事している。）。

なお、当該経験が平成13年12月25日以降に完成した防衛省発注機関（旧防衛施設局及び旧防衛施設支局を含む。）の発注した工事に係るものにあっては、評定点合計が65点未満のものを除く。また、経験が工事成績相互利用登録機関が発注した工事で工事成績評定相互利用対象工事に該当するものである場合は、その成績が65点未満のものを除く。

ウ　監理技術者にあっては、監理技術者資格者証及び監理技術者講習修了証を有する者であること。

エ　配置予定の監理技術者等にあっては直接的かつ恒常的な雇用関係が必要であるので、その旨を明示することができる資料を求めることがあり、その明示がなされない場合は入札に参加できないことがある。

(8) 一般競争参加資格確認申請書（以下「申請書」という。）及び競争参加資格確認資料（以下「資料」という。）の提出期限の日から開札の時点までの期間に、○○防衛局長【契約担当官等の所在地を管轄する地方防衛局等の長を記載する。】から、工事請負契約等に係る指名停止等の措置要領について（防整施（事）第150号。28.３.31）（以下「指名停止措置要領」という。）に基づく指名停止を受けていないこと。

(9) ○○○○【当該発注機関を記載する。】が発注した○○工事【工事種別を記載する。】のうち、平成○年度以降平成○年度までに完成・引渡しが完了した工事の施工実績がある場合においては、当該工事に係る評定点合計の平均が65点以上であること。

(10)上記３(1)に示した工事に係る設計業務等の受注者（受注者が共同体である場合においては、当該共同体の各構成員をいう。以下同じ。）又は当該受注者と資本若しくは人事面において関連がある建設業者でないこと。

(11)入札に参加しようとする者の間に次の基準のいずれかに該当する関係がないこと。

なお、この場合に、辞退する者を決めることを目的に当事者間で連絡を取ることは、入札心得書第６条第２項の規定に抵触するものでない。

ア　資本関係

次のいずれかに該当する２者の場合。ただし、子会社（会社法（平成17年法律第86号）第２条第３号の規定による子会社をいう。以下同じ。）若しくは子会社の一方が会社更生法第２条第７項に規定する更生会社（以下「更生会社」という。）又は民事再生法第２条第４号に規定する再生手続が存続中の会社である場合は除く。

(ｱ)親会社と子会社の関係にある場合

(ｲ)親会社を同じくする子会社同士の関係にある場合

イ　人的関係

次のいずれかに該当する２者の場合。ただし、(ｱ)については、会社の一方が更生会社又は民事再生法第２条第４号に規定する再生手続が存続中の会社である場合は除く。

(ｱ)一方の会社の役員が、他方の会社の役員を現に兼ねている場合

(ｲ)一方の会社の役員が、他方の会社の管財人を現に兼ねている場合

ウ　その他の入札の適正さが阻害されると認められる場合

その他ア又はイと同視しうる資本関係又は人的関係があると認められる場合

(12)○○県○○市、○○県○○市及び○○県○○市内に建設業法の許可（当該工事に対応する建設業種）に基づく本店、支店及び営業所が所在すること。

(13)都道府県警察から暴力団関係業者として防衛省が発注する工事等から排除するよう要請があり、当該状態が継続している有資格業者でないこと。

５　設計業務等の受注者等

(1)　上記４(10)の「上記３(1)に示した工事に係る設計業務等の受注者」とは、次に掲げる者である。

○○○○設計株式会社

(2)　上記４(10)の「当該受注者と資本若しくは人事面において関連がある建設業者」とは、次のア又はイに該当する者である。

ア　当該受注者の発行済株式総数の100分の50を超える株式を有し、又はその出資の総額の100分の50を超える出資をしている建設業者

イ　建設業者の代表権を有する役員が当該受注者の代表権を有する役員を兼ねている場合における当該建設業者

６　担当部局

〒○○○－○○○○　○○県○○市○○町○－○
○○○○係【当該発注機関、部署名を記載する。】
TEL　○○－○○○○－○○○○（内線○○○○）
FAX　○○－○○○○－○○○○

7　競争参加資格の確認等

(1) 本競争の参加希望者は、上記４に掲げる競争参加資格を有することを証明するため、次に従い、申請書及び資料（以下「申請書等」という。）を提出し、契約担当官等から競争参加資格の有無について確認を受けなければならない。また、４(2)の格付を受けていない者も次に従い申請書等を提出することができる。この場合において、４(1)及び(5)から(13)までに掲げる事項を満たしているときは、開札の時点において４(2)から(4)までに掲げる事項を満たしていることを条件として競争参加資格があることを確認するものとする。

当該確認を受けた者が競争に参加するためには、開札の時点において上記４(2)から(4)までに掲げる事項を満たしていなければならない。

なお、期限までに申請書等を提出しない者及び競争参加資格がないと認められた者は、本競争に参加することができない。

申請書等の提出は、次に示すとおり。

ア　電子入札システムによる場合

(ｱ) 提出期間　平成○年○月○日から平成○年○月○日まで（行政機関の休日に関する法律（昭和63年法律第91号）第１条第１項に規定する行政機関の休日（以下「行政機関の休日」という。）を除く。）の毎日、午前８時から午後10時（金曜日は午後６時）まで。ただし、最終日は午後○時まで。

(ｲ) 提出方法　資料が３MBを超える場合は、上記６に持参又は郵送（書留郵便に限る。）若しくは託送（書留郵便と同等のものに限る。）（以下「郵送等」という。）で提出することとし、電子入札システムとの分割は認めない。また、持参又は郵送等する場合は、次の内容を記載した書面を電子入札システムにより申請書の添付書類とともに送信する。

・持参又は郵送等する旨の表示
・持参又は郵送等する書類の目録
・持参又は郵送等する書類のページ数
・持参又は発送年月日

(ｳ) ファイル形式　電子入札システムによる提出資料のファイル形式については、次のいずれかの形式にて作成することとする。

・一太郎　　Ver　○○形式以下
・Microsoft Word ○○形式以下
・Microsoft Excel○○形式以下
・その他のｱﾌﾟﾘｹｰｼｮﾝ　PDFファイル　Acrobat ○○形式以下
　画像ファイル JPEG及びGIF形式
　圧縮ファイル LZH又はZIP形式

(ｴ) プリントアウト時に規定の枚数内となるように設定する。
なお送信された資料のプリントアウトは白黒印刷で行う。

イ　紙入札方式による場合

(ｱ) 提出期間　平成○年○月○日から平成○年○月○日まで（行政機関の休日を除く。）の毎日、午前○時から午後○時まで。（正午から午後１時までの間を除く。）ただし、最終日は午後○時まで。

(ｲ) 提出場所　上記６に同じ。

(ｳ) 提出方法　持参又は郵送等による。

(2) 申請書は、別紙様式第２により作成する。

(3) 資料は、次に従い作成する。

なお、アの実績及びイの経験については、平成○年度以降入札公告日まで【当該年度及び前年度から過去15年間を記載する。】に工事が完成し、引き渡しが済んでいるものに限り記載することとし、「同種の工事の施工実績（別紙様式第３）」及び「配置予定の技術者（別紙様式第４）」に記載する工事が、平成13年12月25日以降に完成した防衛省発注機関（旧防衛施設局及び旧防衛施設支局を含む。）の発注した工事の場合は、当該工事に係る施工成績評定通知書又は工事成績評定通知書の写しを添付する。

ア　同種の工事の施工実績

上記４(5)に掲げる資格があることを判断できる同種の工事の施工実績を１件記載する。

記載様式は別紙様式第３とし、図面、写真等を引用する場合も含め、Ａ４版１枚に記載する。

イ　配置予定の技術者

上記４(7)に掲げる資格があることを判断できる配置予定の技術者の資格、同種の工事の経験及び申請時における他工事の従事状況等を記載する。

記載様式は別紙第４とし、記載する同種の工事の経験の件数は１件でよい。

記載する他工事の従事状況等は、申請書等の提出時点で現場代理人、監理技術者等又はその他の技術者として従事している全ての工事を記載する。

なお、配置予定の技術者として複数の候補技術者の資格及び同種工事の経験を記載することもできる。また、同一の技術者を重複して複数工事の配置予定の技術者とすることは差し支えないものとするが、他の工事を落札したことにより配置予定の技術者を配置することができなくなったときは、入札への参加はできないものとし、申請書を提出した者は、直ちに当該申請書の取下げを行うこととし、電子入札システムにより入札金額を送信した後にあっては、電話及び電送（押印済みの申出書）でその旨の申し出を行うと共に、速やかに書面により申出書を提出する。他の工事を落札したことにより配置予定の技術者を配置することができないにもかかわらず入札した場合においては、不正又は不誠実な行為として、指名停止措置要領に基づく指名停止を行うことがある。

入札書の提出後、落札者決定までの期間（予決令第86条の調査（以下「低入

札価格調査」という。）期間を含む。）において、他の工事を落札したことにより配置予定の技術者を配置することができなくなった場合は、直ちにその旨の申し出を行うこと。この場合において、その事実が認められた場合には、当該入札を無効とする。

落札後、配置予定の技術者が配置できないことが明らかになった場合は、不正又は不誠実な行為として、指名停止措置要領に基づく指名停止を行うことがある。

ウ　施工計画

４(6)に掲げる資格があることを判断できる工程管理、品質管理等の技術的事項に対する所見を別紙様式第５及び６に記載する。

エ　契約書の写し等

施工実績又は経験として記載した工事に係る契約書の写し又は当該同種工事を証明する資料を提出する。ただし、当該工事が、財団法人日本建設情報総合センターの「工事実績情報サービス（CORINS)」に登録されている場合はその写し（詳細を含む。）を添付するものとし、契約書の写しを提出する必要はない。

【見積活用方式の場合は次の２項目を追加する。】

(4) 本競争の参加希望者は、次に従い、本工事の積算に必要な見積の提出等を行うものとする。

ア　見積の提出方法等

(ｱ) 提出方法　上記６に持参又は郵送等により提出する。

(ｲ) 提出期限　平成○年○月○日午後○時○分

イ　見積の作成方法

見積の作成に当たっては､交付した見積依頼書等に従い作成するものとする。

なお、見積の作成に係る費用は、競争参加希望者の負担とする。

競争参加希望者は、本工事の積算に必要な見積を、見積の提出期限までに提出するものとする。見積には○○○工事、○○○工事に対する直接工事費（必要な仮設費含む。）【共通仮設費又は現場管理費の積み上げ分の場合は、「共通仮設費（又は現場管理費）への積み上げ分である○○」を記載する。】に係るものについて記載するものとする。

ウ　見積作成に関する質問

本工事の積算に必要な見積作成に関して質問がある場合には、次に従い提出する。

(ｱ) 提出方法　電子入札システムにより提出する。また、紙入札方式による場合は書面（様式は自由とする。）を上記６に持参することにより提出する。

(ｲ) 提出期間　電子入札システムによる場合は、平成○年○月○日から平成○年○月○日まで（行政機関の休日を除く。）【概ね４日以上】の毎日、午後８時から午後10時（金曜日は午後６時）まで。紙入札方式による場合は、午

前○時から午後○時まで。ただし、正午から午後１時までの間を除く。

エ　ウの質問に対する回答は、電子入札システムにより回答するので確認するものとする。また、紙入札方式による参加希望者に対してはFAXにて回答を送信する。

オ　提出された見積に関するヒアリング

提出された見積に関して、その妥当性を確認するためのヒアリングを行う。

(ｱ) 期間　平成○年○月○日から平成○年○月○日【概ね１～２週間】（行政機関の休日を除く。）の午前○時から午後○時まで

(ｲ) 会場　○○○○○○室

(ｳ) その他　本競争の参加希望者は、(ｱ)の期間のうち、ヒアリングの希望日時及び出席者を「見積に関するヒアリング日時希望通知書（別紙様式第○）」に記載し、競争参加資格確認申請時に提出する。

なお、ヒアリング出席者は、責任者（支店長・営業所長等）、配置予定の監理技術者等、見積の根拠を説明できる者等を含め３名程度とする。

(ｴ) ヒアリング日時については、追って通知する。

(ｵ) ヒアリング時には、見積の根拠資料を持参するものとする。

(ｶ) (ｵ)による根拠資料とは、採用を予定する協力会社等（下請会社、専門工事業者及び製造者等）から収集する見積書（自社施工の場合も含む。）又は同種かつ直近の契約工事における契約書類等により、見積に記載した単価及び価格が確認できる資料とする。なお、同種かつ直近の契約工事における契約書類等を根拠とする場合は、本工事の現場条件等を勘案するものとする。

(5) 見積の提出期限までに見積が提出されない場合は、入札心得書第８条第１項第３号の規定に該当するものとして、その者のした入札を無効とする。

(4) 競争参加資格確認資料のヒアリング【必要に応じて実施する。】

競争参加資格確認資料のヒアリングを次の要領で行う。

ア　日時　平成○年○月○日から平成○年○月○日まで

イ　場所　〒○○○－○○○○　○○県○○市○○町○－○
○○【当該発注機関、部署名を記載する。】
TEL　○○－○○○○－○○○○（内線○○○○）

ウ　その他　企業別のヒアリングの日時及び場所は追って通知する。なお、出席者は、資料の内容を説明できる者とする。

(5) 競争参加資格の確認は、申請書等の提出期限日をもって行うものとし、その結果は電子入札システムにより、また紙入札方式による場合は申請時に提出された返信用封筒により、平成○年○月○日までに通知する。

(6) その他

ア　申請書等の作成及び提出に係る費用は、申請者の負担とする。

イ　契約担当官等は、提出された申請書等を競争参加資格の確認以外に申請者に無断で使用しない。

ウ　提出された申請書等は、返却しない。
エ　提出期限以降における申請書等の差し替え及び再提出は認めない。
オ　申請書等に関する問い合わせ先　上記６に同じ。

８　競争参加資格がないと認めた者に対する理由の説明

(1) 競争参加資格がないと認められた者は、契約担当官等に対して競争参加資格がないと認めた理由について、次に従い説明を求めることができる。

ア　提出方法　電子入札システムにより、また、紙入札方式による場合は書面（様式は自由とする。）を上記６に持参するものとし、郵送等によるものは受け付けない。

イ　提出期間

(ｱ) 電子入札システムによる場合

上記７(5)の通知の日から平成○年○月○日まで（行政機関の休日を除く。）の毎日、午前８時から午後10時（金曜日は午後６時）まで。ただし、最終日は午後○時まで。

(ｲ) 紙入札方式による場合

上記７(5)の通知の日から平成○年○月○日まで（行政機関の休日を除く。）の毎日、午前○時から午後○時まで（正午から午後１時までの間を除く。）。ただし、最終日は午後○時まで。

(2) 契約担当官等は、(1)により説明を求められたときは、平成○年○月○日までに説明を求めた者に対し電子入札システムにより、また、紙入札方式による場合は書面により回答する。

９　入札説明書に対する質問

(1) 入札説明書に対して質問がある場合には、次に従い提出する。

ア　提出方法　電子入札システムにより、また、紙入札方式による場合は書面（様式は自由とする。）を上記６に持参又は郵送等により提出する。

イ　提出期間

(ｱ) 電子入札システムによる場合

平成○年○月○日から平成○年○月○日まで（行政機関の休日を除く。）の毎日、午前８時から午後10時（金曜日は午後６時）まで。ただし、最終日は午後○時まで。

(ｲ) 紙入札方式による場合

平成○年○月○日から平成○年○月○日まで（行政機関の休日を除く。）の毎日、午前○時から午後○時まで（正午から午後１時までの間を除く。）。ただし、最終日は午後○時まで。郵送等による場合は平成○年○月○日午後○時必着。

(2) (1)の質問に対する回答書は、電子入札システムにより回答するので確認するものとする。また、紙入札方式による場合は、平成○年○月○日から平成○年○月○日まで（行政機関の休日を除く。）の毎日、午前○時から午後○時まで（正午から午後１時までの間を除く。）、上記７において閲覧に供する。

10　入札方法等

(1) 入札書の提出方法等

ア　電子入札システムによる場合

提出期間　平成○年○月○日から平成○年○月○日まで（行政機関の休日を除く。）の毎日、午前８時から午後10時（金曜日は午後６時）まで。ただし、最終日は午後○時までとする。

イ　紙入札方式による場合

(ｱ) 提出期間　平成○年○月○日午前○時から午後○時まで（正午から午後１時までの間を除く。）。

(ｲ) 提出場所　上記６に同じ。

(ｳ) 提出方法　入札書及び工事費内訳明細書を各々封筒に入れて封かんし、入札書を入れた封筒の表に「入札書在中」と朱書きする。さらにこれらを１つの封筒に入れて封かんし、封筒の表に工事名、開札日時及び商号又は名称を記載の上、持参により提出する。また、一般競争参加資格確認通知書又はその写しを提示する。

(2) 落札決定に当たっては、入札書に記載された金額に当該金額の100分の○【消費税及び地方消費税とを合わせた税率を記載する。】に相当する額を加算した金額（当該金額に１円未満の端数があるときは、その端数金額を切り捨てた金額）をもって落札価格とするので、入札参加者は、消費税及び地方消費税に係る課税事業者であるか免税事業者であるかを問わず、見積った契約希望金額の○○○分【100＋消費税及び地方消費税とを合わせた税率を記載する。】の100に相当する金額を入札書に記載する。

(3) 入札回数は、原則として２回を限度とする。ただし、２回目の入札において落札者がいない場合は、３回目の入札を執行する場合もある。なお、予決令第９９条の２の規定による随意契約は、特別な場合を除き適用しない。

11　入札保証金及び契約保証金

(1) 入札保証金　免除

(2) 契約保証金　納付（保管金の取扱店　○○銀行○○支店）。ただし、利付国債の提供（取扱官庁　○○○○）又は金融機関若しくは保証事業会社の保証（取扱官庁　○○○○）をもって契約保証金の納付に代えることができる。また、公共工事履行保証証券による保証を付し、又は履行保証保険契約の締結を行った場合は契約保証金を免除する。なお、契約保証金の額、保証金額又は保険金額は請負代金額の10分の１（落札者が低入札価格調査を受けた者の場合は請負代金額の10分の３）以上とする。

【公共工事履行保証証券による保証の場合、(2)は次のとおりとする。】

(2) 契約保証金　免除。ただし、落札者は、公共工事履行保証証券による保証（瑕疵担保特約（２年間）を付したものに限る。）を付するものとする。この場合の保証金額は、請負代金額の10分の３以上とする。

12　工事費内訳明細書の提出

(1) 第１回の入札に際し、第１回の入札書に記載される入札金額に対応した工事費内訳明細書を提出しなければならない。

(2) 工事費内訳明細書の作成方法

ア　交付した数量書にある総括表の構成に対応した経費項目（直接工事費、共通仮設費、現場経費、一般管理費等）を記載することとする。また、直接工事費の明細書については、交付した数量書に対応する摘要（土木工事にあっては規格・寸法)、数量、単位、単価、金額等を記載したものとする。

イ　交付する数量書記載の数量については、参考数量であることから変更してもよいものとする。

ウ　工事費内訳明細書には、必ず表紙を付けるものとし、表紙には商号又は名称、住所及び代表者氏名（紙入札方式による場合は、必ず押印する。）並びに発注者名及び工事名を記載し、表紙以外には商号又は名称、住所及び代表者氏名を記載しない。

(3) 工事費内訳明細書の提出方法等

ア　電子入札システムによる場合

(ｱ) 提出期間　上記10(1)アに同じ。

(ｲ) 提出方法　工事費内訳明細書が３MBを超える場合には、上記６に持参又は郵送等により提出し、電子入札システムとの分割は認めない。また、この場合は、次の内容を記載した書面を電子入札システムにより入札書とともに送信する。

・持参又は郵送等する旨の表示
・持参又は郵送等する書類の目録
・持参又は郵送等する書類のページ数
・発送年月日

(ｳ) ﾌｧｲﾙ形式　PDF(Acrobat○○形式以下)等、一般的なフォーマット

イ　紙入札方式による場合

(ｱ) 提出期間　上記10(1)イに同じ。

(ｲ) 提出方法　上記10(1)イを参照

(ｳ) 提出場所　上記６に同じ。

(4) 提出された工事費内訳明細書は返却しないものとする。

(5) 工事費内訳明細書を提出しない者は、入札に参加することができない。

(6) 提出された工事費内訳明細書の確認の結果､別表第２の各項に該当する場合は、入札心得書に規定する「その他入札に関する条件に違反した入札」として、当該入札参加者の入札を無効とする場合がある。

【見積活用方式の場合は次の項目を追加する。】

(7) (3)により提出された工事費内訳明細書と上記７(4)により提出された見積の金額との間に著しい乖離が認められる場合は、開札後に再度ヒアリングを実施し、

その妥当性が確認できない場合は、入札心得書第７条第１項第３号の規定に該当するものとして、当該入札者の入札を無効とする場合がある。

(7) 提出された工事費内訳明細書について説明を求める場合がある。

(8) 提出された工事費内訳明細書については、必要に応じ公正取引委員会へ提出する場合がある。この場合、指名停止措置要領に基づき、指名停止措置を行うことがある。

(9) 工事費内訳明細書は、参考図書として提出を求めるものであり、契約上の権利義務を生じるものではない。

13　開札

(1) 開札の日時及び場所

ア　開札日時　平成○年○月○日午前○時○分

イ　開札場所　○○○○室

(2) 開札は、(1)に掲げる日時及び場所において、入札者又はその代理人を立ち会わせて行う。ただし、入札者又はその代理人が立ち会わない場合は、入札事務に関係のない職員を立ち会わせて行う。

(3) 紙入札方式による入札者は、１回目の開札に立ち会わない場合でも提出された入札書は有効なものとして取り扱う。

(4) (3)の場合において、再度の入札を行うこととなったときは、持参による入札者は再度の入札を辞退したものとして取り扱うものとするが、郵送等による入札者に対しては、再度の入札への参加の意思の有無を電話により確認するものとする。

(5) 第１回目の入札において落札者が決定しなかった場合、再度入札に移行する。再度入札の日時については、発注者から再度入札通知書を送信するので、パソコンの前でしばらく待機すること。開札処理に時間を要する場合は、発注者から開札状況を電子入札システムにより連絡する。

14　入札の無効

(1) 次に掲げる入札は無効とする。

ア　本公告において示した競争参加資格のない者のした入札

イ　申請書等に虚偽の記載をした者のした入札

ウ　現場説明書及び入札心得書において示した条件等入札に関する条件に違反した入札

なお、契約担当官等により競争参加資格のある旨確認された者であっても、落札決定の時点において上記４に掲げる資格のないものは競争参加資格のない者に該当する。

(2) (1)の無効の入札を行った者を落札者としていた場合には、落札決定を取り消す。

15　落札者の決定方法

(1) 予決令第79条の規定に基づいて作成された予定価格の制限の範囲内で最低の価格をもって有効な入札を行った者を落札者とする。ただし、落札者となるべき者

の入札価格によっては、その者により当該契約の内容に適合した履行がなされないおそれがあると認められるとき、又はその者と契約を締結することが公正な取引の秩序を乱すこととなるおそれがあって著しく不適当であると認められるときは、予定価格の制限の範囲内の価格をもって入札した他の者のうち最低の価格をもって入札した者を落札者とすることがある。

(2) (1)の場合において、落札者となるべき同価格の入札をした者が２人以上あるときは、くじへ移行する。くじの実施方法等については、発注者から指示をする。

(3) 落札者となるべき者の入札価格が予決令第85条の規定に基づいて作成された基準（以下「調査基準価格」という。）を下回る場合は、低入札価格調査を行うので、調査に協力しなければならない。

16　配置予定監理技術者の確認

落札者決定後、発注者支援データベース・システム等により配置予定の監理技術者の専任制違反の事実が確認された場合、契約を結ばないことがある。

なお、病休・死亡・退職等極めて特別な場合でやむを得ないとして承認された場合の外は、配置予定技術者の変更を認めない。病気等特別な理由により、やむを得ず配置技術者を変更する場合は、４(7)に掲げる基準を満たし、かつ、当初の配置予定技術者と同等以上の者を配置しなければならない。

17　別に配置を求める技術者

専任の監理技術者の配置が義務付けられている工事において、調査基準価格を下回った価格をもって契約する場合においては、契約の相手方が○○【当該発注機関を記載する。】で入札日から過去２年以内に完成した工事、あるいは入札時点で施工中の工事に関して、次のいずれかに該当する場合、監理技術者とは別に、４(7)に定める要件と同一の要件（４(7)イに掲げる工事経験を除く。）を満たす技術者を、専任で１名現場に配置することとする。

(1) 65点未満の工事成績評定を通知された者

(2) 契約担当官等から施工中又は施工後において工事請負契約書に基づいて修補又は損害賠償を請求された者。ただし、軽微な手直し等は除く。

(3) 品質管理、安全管理に関し、指名停止又は契約担当官等から書面により警告若しくは注意の喚起を受けた者

(4) 自らに起因して工期を大幅に遅延させた者

なお、当該技術者は施工中、監理技術者を補助し、監理技術者と同様の職務を行うものとする。また、上記の技術者を求めることとなった場合には、その氏名その他必要な事項を監理技術者の通知と同様に契約担当官等に通知することとする。

18　入札後、契約を締結するまでの間に、都道府県警察から暴力団関係業者として防衛省が発注する工事等から排除するよう要請があり、当該状況が継続している有資格者とは契約を行わない。

19　低入札価格調査を受けた者との契約については、前払金の割合を請負代金額の10分の２以内とする。【前払金の設定が予定されている場合のみ記載する。】

20　契約書作成の要否等
　別冊契約書案により、契約書を作成するものとする。
21　支払条件
　前払金
　中間前金払又は部分払
　【対象工事の支払条件に基づき記載する。】
22　火災保険付保の要否　　要
23　再苦情申立て
　契約担当官等からの競争参加資格がないと認めた理由の説明に不服がある者は８(2)の回答を受けた日の翌日から起算して７日（行政機関の休日を除く。）以内に、書面により、契約担当官等に対して、再苦情の申立てを行うことができる。当該再苦情申立てについては、入札監視委員会が審議を行う。
(1) 提出期間　平成○年○月○日から平成○年○月○日まで（行政機関の休日を除く。）の午前○時から午後○時までに行うこと。
(2) 提出場所及び再苦情申立てに関する手続等を示した書類等の入手先は、６に同じ。
24　関連情報を入手するための照会窓口　上記６に同じ。
25　その他
(1) 入札・契約の手続において使用する言語及び通貨は、日本語及び日本国通貨に限る。
(2) 入札参加者は、入札心得書及び契約書案を熟読し、入札心得書を遵守する。
(3) 申請書等に虚偽の記載をした場合は、指名停止措置要領に基づく指名停止を行うことがある。
(4) 落札者は７(1)の資料に記載した配置予定の技術者を、当該工事の現場に配置する。
(5) 電子入札システムは、行政機関の休日を除く午前８時から午後10時（金曜日は午後６時）まで稼働している。また、稼働時間内でシステムをやむを得ず停止する場合は、防衛施設建設工事電子入札ヘルプデスクセンターホームページの「緊急連絡情報」で公開する。
・防衛施設建設工事電子入札ヘルプデスクセンターホームページ
　http://www.○○○.go.jp
(6) システム操作上の手引き書としては、防衛施設建設工事電子入札システムセンターホームページ「操作マニュアル」を参考とする。
(7) 障害発生時及び電子入札システム操作等の問い合わせ先は次のとおりとする。
ア　システム操作・接続確認等の問い合わせ先
　防衛施設建設工事電子入札ヘルプデスクセンター
　TEL 03-5444-5890（受付は行政機関の休日を除く毎日、９時から17時まで。）
　FAX 03-5444-5892（24時間受付。ただし、回答は行政機関の休日を除く毎日、９時から17時まで。）

メールアドレス　　help@mod-eboc.go.jp（24時間受付。ただし、回答は行政機関の休日を除く毎日、９時から17時まで。）

イ　ICカードの不具合等発生時の問い合わせ先
取得された各認証局

ウ　申請書類、応札等の締め切り時間が切迫しているなど緊急を要する場合は、上記６へ電話により連絡する。

(8)　入札参加希望者が電子入札システムで書類を送信した場合には、受付時又は受付期限後に通知、通知書及び受付票を送信者に発行するので、必ず確認を行うものとする。

標準競争参加資格確認申請書作成要領

○○（○）○○○建設工事に係る一般競争入札に参加を希望する者は、この作成要領に基づき、「一般競争参加資格確認申請書」、「同種の工事の施工実績」、「配置予定の技術者」を作成のうえ、各１部提出して下さい。また、「同種の施工実績」が防衛省発注機関（旧防衛施設局及び旧防衛施設支局を含む。）の発注した工事以外の者又は平成13年12月25日以前に完成した者については、「工程管理に対する技術的所見」を作成のうえ、１部提出して下さい。

なお、これらの資料は、競争参加資格を確認するための基礎資料として提出していただくものです。

記

１　一般競争参加資格確認申請書

(1) 発注者の承諾を得て、又は指示により紙入札方式による場合（以下「紙入札方式による場合」という。）は、住所、商号又は名称及び代表者名等を記載するとともに、代表者印等を必ず押印のうえ申請して下さい（電子入札システムにより提出する場合は、押印の必要はありません。）。

(2) 紙入札方式による場合は、返信用封筒として、表に申請者の住所・氏名を記載し、簡易書留料金分を加えた所定の料金（○○○円）の切手を貼付した長３号封筒を申請書と併せて提出して下さい。

２　同種の工事の施工実績

貴社が元請（共同企業体による施工は、出資比率が20％以上とする。）として施工実績のある同種の工事について記載して下さい。

(1) 同種の工事とは次の事項を全て満足するものをいいます。

（・建物用途：　　）
・構造及び階数：
・建物延面積：

(2) 記載する工事は、平成○年度以降に完成した工事の中から、代表的なものを１件記載して下さい。

なお､同種工事との判断が難しい場合は３件程度まで記載されても可とします。

(3) 記載する工事が、平成13年12月25日以降に完成した防衛省発注機関（旧防衛施設局及び旧防衛施設支局を含む。）の発注した工事の場合は、防衛施設庁において実施する建設工事の請負業者の施工成績評定要領について（施本建第220号（CCP)。13．12．19）に基づく施工成績評定通知書（以下「施工成績評定通知書」という。）並びに工事成績評定要領について（施本建第134号（CCP)。19．７．30)、工事成績評定要領について（経施第4404号。21．３．31)、工事成績評定要領について（防整技第15542号。27．10．1）又は工事成績評定要領について（防整技第7160号。28．３．31）に基づく工事成績評定通知書「(以下「評定通知書」

という。）の写しを添付して下さい。なお、紛失等により評定通知書の写しを添付することができない場合は、書面（様式自由）により評定通知書の写しの交付を申し出て下さい。

(4) 「工事場所」は、都道府県名、市町村名を記載して下さい。

(5) 「契約金額」は、百万円単位で記載して下さい。

(6) 「工期」は、契約書に基づき記載して下さい。

(7) 「受注形態等」は、単体若しくは共同企業体の別を記載し、共同企業体の場合は、当該企業体の名称と出資比率を記載して下さい。

(8) 「工事概要」は、構造形式、規模・寸法、使用機材・数量、施工条件についてそれぞれ簡潔に記載して下さい。

(9) 「CORINS登録の有無」は、当該工事が、CORINSに登録されている場合は、「有」に○を付し、登録番号を記載して下さい。

３　配置予定の技術者

貴社が本工事を請け負うこととした場合、実際に配置可能な主任技術者又は監理技術者を記載して下さい。

(1) 予定者として複数の候補技術者を記載しても結構です。

また、同一の技術者を重複して複数工事の配置予定の技術者とすることは差し支えないものとしますが、他の工事を落札したことにより配置予定の技術者を配置することができなくなったときは、入札してはならず、申請書を提出した者は、直ちに当該申請書の取下げを行って下さい。他の工事を落札したことにより配置予定の技術者を配置することができないにもかかわらず入札した場合においては、不正又は不誠実な行為として、工事請負契約等に係る指名停止等の措置要領について（防整施（事）第150号。28.３.31）（以下「指名停止措置要領」という。）に基づく指名停止を行うことがあります。

入札後、落札者決定までの期間（予算決算及び会計令（昭和２２年勅令第１６５号。）第８６条の調査期間を含む。）において、他の工事を落札したことにより配置予定の技術者を配置できなくなった場合は、直ちにその旨の申し出を行ってください。この場合において、事実が認められた場合には、当該入札を無効とします。

落札後、配置予定の技術者が配置できないことが明らかになった場合は、不正又は不誠実な行為として指名停止措置要領に基づく指名停止を行うことがあります。

(2) 「最終学歴」は、学校名、学科名及び卒業年次等を記載して下さい。

(3) 「法令による資格・免許」は、本工事の主任技術者又は監理技術者として配置を予定されている者が取得している資格等（一級建築士等）を適宜記載して下さい。

なお、その他の資格として取得したものがあれば、適宜記載して下さい。

(4) 「工事概要」は、当該技術者が従事した同種の工事のうち、平成○年度以降に完成した工事の中から、代表的なものを記載して下さい。

(5) 記載する工事が、平成13年12月25日以降に完成した防衛省発注機関（旧防衛施設局及び旧防衛施設支局を含む。）の発注した工事の場合は、評定通知書の写しを添付して下さい。なお、紛失等により評定通知書の写しを添付することができない場合は、書面（様式自由）により評定通知書の写しの交付を申し出て下さい。
(6) 「工事場所」は、都道府県名、市町村名を記載して下さい。
(7) 「契約金額」は、百万円単位で記載して下さい。
(8) 「工期」は、契約書に基づき記載して下さい。
(9) 「従事役職」は、当該工事に技術者として従事した役職名を記載して下さい。
(10)「工事内容」は、当該工事の構造形式、規模等を簡潔に記載して下さい。
(11)「CORINS登録の有無」は、当該工事が、CORINSに登録されている場合は、「有」に○を付し、登録番号を記載して下さい。
(12)「申請時における他工事の従事状況等」は、従事しているすべての工事について、本工事を落札した場合の技術者の配置予定等を記載して下さい。
(13)「本工事と重複する場合の対応措置」は、申請時において他工事に従事している場合は、対応措置を記載して下さい。

4　工程管理に対する技術的所見
(1) 本工事の図面及び仕様書等に基づき可能な範囲で、工事施工に関する工程表を作成して下さい。
(2) 工程表に記載する内容は、主要となる項目と数量及びその概略工程とします。
(3) 作成した工程表を基に、工程管理に対する技術的所見を記載して下さい。

5　提出場所、提出方法及び提出期間
(1) 提出場所（郵送等又は持参の場合）
〒○○○－○○○○　○○県○○市○○町○－○－○
○○○○【当該発注機関、部署名を記載する。】
(2) 提出方法
電子入札システムにより提出して下さい。なお、紙入札方式による場合は、持参、郵送（書留郵便に限る。）又は託送（書留郵便と同等のものに限る。）するものとし、電送によるものは受け付けません。
(3) 提出期間
平成○年○月○日から平成○年○月○日までの午前○時から午後○時まで。
ただし、正午から午後１時までの間は受付を行っていませんので注意して下さい。

6　競争参加資格の確認
競争参加資格の確認は、提出期限の日をもって行い、その結果は平成○年○月○日までに電子入札システムにより、また、紙入札方式による場合は書面により通知します。

7　競争参加資格がないと認められた方に対する理由の説明について
(1) 競争参加資格がないと認められその旨通知された方は、その理由について説明を求めることができます。

(2) (1)の説明を求める場合には、平成○年○月○日午後○時までに電子入札システムにより、また、紙入札方式による場合は持参により提出して下さい。

ただし、正午から午後１時までの間は受付を行っていませんので注意して下さい。

書面の提出先

〒○○○－○○○○　○○県○○市○○町○－○－○○○○

ＴＥＬ　○○－○○○○－○○○○（内線○○○○）

(3) 説明を求められたときは、平成○年○月○日までに、説明を求めた者に対して、電子入札システムにより回答します。紙入札方式による場合は回答書面を送付します。

８　その他

(1) 資料の作成等に係る費用は、申請者の負担とします。

(2) 提出された資料は、当局において目的以外に使用することはありません。

(3) 提出された資料は、返却いたしません。

(4) 提出期限日以降の資料の差替え及び再提出は認めません。

(5) 資料提出に関する問い合わせ先

○○○○

ＴＥＬ　○○－○○○○－○○○○（内線○○○○）

別表第１

工事成績相互利用登録機関及び工事成績評定相互利用対象工事

１　中央官庁営繕担当課長連絡調整会議構成員

工事成績相互利用登録機関		工事成績評定相互利用対象工事		
中央官庁	発注機関・部署等	工事種別	工事規模	時期
○○省	○○部○○課	○○工事	契約額○○円以上の工事	平成○年○月○日以降に契約した工事
○○省	○○部○○課、○○局	すべての工事	契約額○○円を超える工事	平成○年○月○日以降に完成した工事

２　全国営繕主管課長会議構成員

工事成績相互利用登録機関		工事成績評定相互利用対象工事		
都道府県政令市	発注機関・部署等	工事種別	工事規模	時期
○○県	○○県○○部○○課	すべての工事	契約額○○円以上の工事	平成○年○月○日以降に完成した工事

別表第２

１　未提出であると認められる場合	(1)	工事費内訳明細書が白紙である場合
	(2)	工事費内訳明細書に表紙が付いていない場合
２　記載すべき事項が欠けている場合	(1)	数量、単価、金額等の記載が欠けている場合
３　記載すべき事項に誤りがある場合	(1)	発注案件名に誤りがある場合
	(2)	提出業者名に誤りがある場合
	(3)	工事費内訳明細書の合計金額が入札金額と大幅に異なる場合
４　その他	(1)	他の入札参加者の工事費内訳明細書と類似し、合理性がなく、極めて不自然な場合

別紙様式第１
（用紙Ａ４）

紙入札方式参加承諾願

１．発注件名

２．電子入札システムでの参加ができない理由

上記の案件は、電子入札対象案件ではありますが、今回は当社においては上記理由により電子入札システムを利用しての参加ができないため、紙入札方式での参加を承諾いただきますようお願いいたします。

平成　　年　　月　　日

住　　所
商号又は名称
役　　職
氏　　名　　印

（契約担当官等の官職氏名）　　殿

別紙様式第２
（用紙Ａ４）

一 般 競 争 参 加 資 格 確 認 申 請 書

平成　　年　　月　　日

○○【発注者名を記載する。】　殿

住　　所
商号又は名称
代 表 者 氏 名　　印

平成　　年　　月　　日付けで入札公告のありました○○（○）○○○建設工事に係る競争参加資格について確認されたく、下記の書類を添えて申請します。

なお、予算決算及び会計令（昭和２２年勅令第１６５号）第７０条の規定に該当する者でないこと及び添付書類の内容について事実と相違と相違ないことを誓約します。

記

１　入札説明書７(3)アに定める同種の工事の施工実績を記載した書面
２　入札説明書７(3)イに定める配置予定の技術者の資格等を記載した書面
３　入札説明書７(3)エに定める契約書の写し（契約書の写しの提出を求める場合のみ）
４　入札説明書７(3)ウに定める工程表を記載した書面（工程表の提出を求める場合のみ）

以　上

注１）　電子入札システムにより提出する場合、押印は必要ありません。
　紙入札方式による場合は、返信用封筒として、表に申請者の住所・氏名を記載し、簡易書留料金分を加えた所定の料金（○○○円）の切手をはった長３号封筒を申請書と併せて提出して下さい。
注２）　４項は提出者のみ記載して下さい。

別紙様式第３
（用紙Ａ４）

同　種　の　工　事　の　施　工　実　績

会社名＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿

工事名称等	工　事　名	
	発注機関名	
	工事場所	（都道府県名、市町村名を記入する。）
	契約金額	（百万円単位で記入する。）
	工　期	年　月～　年　月
	受注形態等	単体／ＪＶ（出資比率）
工事概要	構造形式	
	規模・寸法	
	使用機材・数量	
	施工条件	（市街地・軟弱地質等）
	その他	
CORINS登録の有無		有（CORINS登録番号　　）　無

注）１　必ず同種工事が確認できる内容で記載のこと。
２　CORINS登録の有無について、いずれかに○を付す。「有」に○を付した場合は、CORINSの登録番号を記載すること。「無」に○を付した場合は契約書の写しを添付すること。
３　記載する工事が、平成１３年１２月２５日以降に完成した防衛省発注機関（防衛施設局及び防衛施設支局を含む。）の発注した工事の場合は、当該工事に係る施工成績評定通知書又は工事成績評定通知書等の写しを添付すること。

別紙様式第４
（用紙Ａ４）

配　置　予　定　の　技　術　者

会社名＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿

項　　目		主任技術者又は監理技術者
氏　　名		
最　終　学　歴		（学校名、学科名及び卒業年次を記入する。）
法令による資格・免許		（施工管理技士、建築士等の名称及び取得年月日、監理技術者資格の取得年月日、登録番号及び登録会社並びに監理技術者講習の取得年月日及び修了証番号を記入する。）
工事概要	工　事　名	
	発注者名	
	工事場所	（都道府県名、市町村名を記入する。）
	契約金額	（百万円単位で記入する。）
	工　期	年　月　～　年　月
	従事役職	（現場代理人、主任（監理）技術者等の名称）
	工事内容	
	CORINS登録の有無	有（CORINS登録番号　　）　無
申請時における他工事の従事状況等	工　事　名	
	発注者名	
	工　期	年　月　～　年　月
	従事役職	（現場代理人、主任（監理）技術者等の名称）
	本工事と重複する場合の対応措置	
	CORINS登録の有無	有（CORINS登録番号　　）　無

注）１　必ず同種工事が確認できる内容で記載のこと。

２　CORINS登録の有無について、いずれかに○を付す。「有」に○を付した場合は、CORINSの登録番号を記載すること。「無」に○を付した場合は契約書の写しを添付すること。

３　記載する工事が、平成１３年１２月２５日以降に完成した防衛省発注機関（防衛施設局及び防衛施設支局を含む。）の発注した工事の場合は、当該工事に係る施工成績評定通知書又は工事成績評定通知書等の写しを添付すること。

別紙様式第５
（用紙Ａ４）

工　程　表

工事名：
会社名：

項目	単位	数量	４月	５月	６月	７月	８月	９月	10月	11月	12月	１月	２月	３月
			10 20	10 20	10 20	10 20	10 20	10 20	10 20	10 20	10 20	10 20	10 20	10 20

■工程管理に対する技術的所見

別紙様式第６
（用紙Ａ４）

品質管理に対する技術的所見

工事名：
会社名：

■対象	○○の品質管理について

項　　目	具体的な品質管理方法
○○の品質管理について	

入 札 公 告（建設工事）

次のとおり一般競争入札（政府調達協定対象外）に付します。

平成○年○月○日

○○○○

○○○○　○○　○○【発注者名を記載する。】

1　工事概要

(1) 工事名　○○（○）○○○工事

(2) 工事場所　○○県○○市○○町○－○

(3) 工事内容　本工事は、以下の工事を行うものである。

用途　○○、構造　鉄筋コンクリート造○階建て、規模　建物延べ面積約○○○○㎡

(4) 工期　平成○年○月○日まで

【見積活用方式の場合は次の２項目を追加する。】

(5) 本工事は、発注者が競争参加希望者に見積の提出を求め、ヒアリングを通じて見積の妥当性を確認し、妥当性が確認できた見積を積算価格に反映させるものである。見積の提出期限までに○○工事、○○工事に対する直接工事費（当該工事に必要な仮設費含む。）【共通仮設費又は現場管理費の積み上げ分の場合は、「共通仮設費（又は現場管理費）への積み上げ分である○○」を記載する。】について記載した見積（以下「見積」という。）を提出するものとする（詳細は入札説明書による。）。

(6) 本工事では、見積の提出後、競争参加希望者の責任者、配置予定の技術者等からヒアリングを行い、見積の妥当性を確認するものとする。

【電子入札対象の場合は次の項目を追加する。】

(5) 本工事は、資料提出及び入札等を電子入札システムにより行う工事である。ただし、電子入札システムにより難いものは、発注者の承諾を得て紙入札方式に代えるものとする。

なお、紙入札方式の承諾に関しては○○防衛局総務部契約課に紙入札方式参加承諾願を提出するものとする。

(6) 本工事は、工事費内訳明細書の提出を義務付ける工事である。

2　競争参加資格

(1) 予算決算及び会計令（昭和22年勅令第165号。以下「予決令」という。）第70条及び第71条の規定に該当しない者であること。

(2) 防衛省における平成○・○年度一般競争（指名競争）参加資格（以下「防衛省競争参加資格」という。）のうち、「○○工事」で級別の格付を受け、○○防衛

局【当該契約担当官等の所在地を管轄する地方防衛局等を記載する。】に競争参加を希望していること（会社更生法（平成14年法律第154号）に基づき更生手続開始の申立てがなされている者又は民事再生法（平成11年法律第225号）に基づき再生手続開始の申立てがなされている者については、手続開始の決定後、再度級別の格付を受けていること。）。

(3) 会社更生法に基づき更生手続開始の申立てがなされている者又は民事再生法に基づき再生手続開始の申立てがなされている者（(2)の再度級別の格付を受けた者を除く。）でないこと。

(4) 防衛省競争参加資格の「○○工事」に係る等級（資格審査結果通知書の記３の等級）が○等級であること。

(5) 平成○年度以降入札公告日まで【当該年度及び前年度から過去15年間を記載する。】に、元請けとして完成・引渡しを完了した工事のうち、（用途が○○で、）鉄筋コンクリート造○階建て以上、建物延べ面積○○㎡以上（１棟当たり）の工事を施工した実績を有すること（建設共同企業体の構成員としての実績は、出資比率が20％以上のものに限る。）。

なお、当該実績が平成13年12月25日以降に完成した防衛省発注機関（契約担当官等が属する防衛省本省の内部部局、防衛大学校、防衛医科大学校、防衛研究所、統合幕僚監部、陸上幕僚監部、海上幕僚監部、航空幕僚監部、情報本部、防衛監察本部、地方防衛局並びに統合幕僚長及び陸上幕僚長、海上幕僚長又は航空幕僚長の監督を受ける陸上自衛隊、海上自衛隊及び航空自衛隊の部隊及び機関並びに防衛装備庁をいう。以下同じ。）（旧防衛施設局及び旧防衛施設支局を含む。）の発注した工事に係るものにあっては、施工成績評定通知書又は工事成績評定通知書の評定点合計（以下「評定点合計」という。）が65点未満のものを除く。また、実績が工事成績相互利用登録機関が発注した工事で工事成績評定相互利用対象工事に該当するものである場合は、工事成績の評定点が65点未満のものを除くこと。

(6) (5)の施工実績が防衛省発注機関（旧防衛施設局及び旧防衛施設支局を含む。）の発注した工事（平成13年12月25日以降に完成した工事で65点以上。）の者又は提出する工程表の工程管理に対する技術的所見が適切である者。【個別の工事に応じて、工種別に明示すること。】

(7) 次の基準を全て満たす監理技術者又は主任技術者（以下「監理技術者等」という。）を当該工事に専任で配置できること。

ア　一級建築士又はこれと同等以上の資格を有する者である。【建築工事の場合】

イ　平成○年度以降入札公告日まで【当該年度及び前年度から過去15年間を記載する。】に、(5)に掲げる工事の経験を有する者である（原則、着工から完成まで従事している。）。

なお、当該経験が平成13年12月25日以降に完成した防衛省発注機関（旧防衛施設局及び旧防衛施設支局を含む。）の発注した工事に係るものにあっては、評定点合計が65点未満のものを除く。また、経験が工事成績相互利用登録機関が発注した工事で工事成績評定相互利用対象工事に該当するものである場合

は、工事成績の評定点が65点未満のものを除く。

ウ　監理技術者にあっては、監理技術者資格者証及び監理技術者講習修了証を有する者である。

(8) 一般競争参加資格確認申請書（以下「申請書」という。）及び競争参加資格確認資料（以下「資料」という。）の提出期限の日から開札の時点までの期間に、○○防衛局長【契約担当官等の所在地を管轄する地方防衛局長等の長を記載する。】から、工事請負契約等に係る指名停止等の措置要領について（防整施（事）第150号。28．３．31）に基づく指名停止を受けていないこと。

(9) ○○○○【当該発注機関名を記載する。】が発注した「○○工事」【工事種別を記載する。】のうち、平成○年度以降平成○年度までに完成・引渡しが完了した工事の施工実績がある場合においては、当該工事に係る評定点合計の平均が65点以上であること。

(10)上記１に示した工事に係る設計業務等の受注者（受注者が共同体である場合においては、当該共同体の各構成員をいう。以下同じ。）又は当該受注者と資本若しくは人事面において関連がある建設業者でないこと。

(11)入札に参加しようとする者との間に資本関係又は人的関係がないこと。

(12)○○県○○市、○○県○○市及び○○県○○市内に○○工事業の許可【当該工事に対応する建設業種を記載する。】に基づく本店、支店又は営業所が所在すること。

(13)都道府県警察から暴力団関係業者として防衛省が発注する工事等から排除するよう要請があり、当該状態が継続している有資格業者でないこと。

３　入札手続等

【電子入札の記載例は以下のとおりとし、紙入札の場合は、適宜、必要事項を記載する。】

(1) 担当部局

〒○○○－○○○○　○○県○○市○○町○－○－○
○○○○【当該発注機関、部署名を記載する。】
TEL　○○－○○○○－○○○○（内線○○○○）
FAX　○○－○○○○－○○○○

(2) 入札説明書の交付期間等

ア　交付期間　平成○年○月○日から平成○年○月○日まで（行政機関の休日に関する法律（昭和63年法律第91号）第１条第１項に規定する行政機関の休日（以下「行政機関の休日」という。）を除く。）の毎日、午前８時から午後10時（金曜日は午後６時）まで。

イ　交付場所　防衛施設建設工事電子入札システムセンター
http://www.mod-eboc.go.jp/

ウ　交付方法　全て、電子データで交付を行う。
文書類　：PDF　（○○形式）
図面類　：PDF　（○○形式）

数量表等：Excel（○○形式）
申請書類：Word （○○形式）又は一太郎（○○形式）
なお、標記以外の形式による提供は一切行わない。

エ　使用条件　ダウンロードした資料の取扱いに関する利用規則に同意すること。

オ　その他　通信環境の不具合等のため、希望する者は電子情報の提供を依頼することができる。

この場合、(1)へ「図面データの取扱いに関する同意事項」（記入・押印済みのもの）、データを保存するために必要な、ＣＤ－Ｒ（未使用に限る。）○枚及び着払いのラベル（宅配業者の場合）又は切手（日本郵便の場合）を貼付した返信用の封筒を同封し、送付する。

なお、配送によるもの以外の対応は行わない。また、この対応により被った不利益や損害については、一切補償しない。

※「図面データの取扱いに関する同意事項」の書式については、防衛省・自衛隊のホームページより入手可能である。
(http://www.mod.go.jp/○/○/○/○/○.pdf)

(3) 申請書及び資料の提出期限等

ア　提出期限　平成○年○月○日午後○時○分

イ　提出方法　電子入札システムにより提出する。ただし、申請書及び資料が３MBを超える場合の提出方法等については、入札説明書による。紙入札方式による場合は、(1)に持参又は郵送（書留郵便に限る。）若しくは託送（書留郵便と同等のものに限る。）（以下「郵送等」という。）する。

【見積活用方式の場合は次の項目を追加する。】

(4) 見積の提出期限等

ア　提出期限　(3)アに同じ。

イ　提出方法　(1)に持参又は郵送等により提出する。

(4) 入札書の受領期限等

ア　受領期限　平成○年○月○日午後○時○分

イ　提出方法　電子入札システムにより提出する。ただし、紙入札方式による場合は、(1)に持参することとし、郵送等による提出は認めない。

(5) 開札の日時及び場所

ア　日時　平成○年○月○日午前○時○分

イ　場所　○○○○室

４　その他

(1) 手続において使用する言語及び通貨　日本語及び日本国通貨に限る。

(2) 入札保証金　免除

(3) 契約保証金　納付（保管金の取扱店　○○銀行○○支店）。ただし、利付国債

の提供（取扱官庁　○○○○）又は金融機関若しくは保証事業会社の保証（取扱官庁　○○○○）をもって契約保証金の納付に代えることができる。また、公共工事履行保証証券による保証を付し、又は履行保証保険契約の締結を行った場合は、契約保証金を免除する。

なお、契約保証金の額、保証金額又は保険金額は、請負代金の10分の１（予決令第86条の調査を受けた者との契約については請負代金額の10分の３）以上とする。

【公共工事履行保証証券による保証の場合、(3)は次のとおりとする。】

(3) 契約保証金　免除。ただし、落札者は、公共工事履行保証証券による保証（瑕疵担保特約（２年間）を付したものに限る。）を付するものとする。この場合の保証金額は、請負代金の10分の３以上とする。

【見積活用方式の場合は次の項目を追加する。】

(4) 見積の提出期限までに見積が提出されない場合は、入札心得書第８条第１項第３号の規定に該当するものとし、その者のした入札を無効とする。

(4) 入札の無効　次に掲げる入札は無効とする。

ア　本公告に示した競争参加資格のない者のした入札

イ　申請書又は資料に虚偽の記載をした者のした入札

ウ　入札に関する条件に違反した入札

【見積活用方式の場合は次の項目を追加する。】

(6) 提出された見積の金額と入札時に提出された工事費内訳明細書の金額との間に著しい乖離が認められ、開札後に再度ヒアリングを実施し、その妥当性が確認できない場合は、入札心得書第８条第１項第３号の規定に該当するものとして、その者の行った入札を無効とすることがある。

(5) 落札者の決定方法　予決令第79条の規定に基づいて作成された予定価格の制限の範囲内で最低の価格をもって有効な入札を行った者を落札者とする。ただし、落札者となるべき者の入札価格によっては、その者により当該契約の内容に適合した履行がなされないおそれがあると認められるとき、又はその者と契約を締結することが公正な取引の秩序を乱すこととなるおそれがあって著しく不適当であると認められるときは、予定価格の制限の範囲内の価格をもって入札した他の者のうち最低の価格をもって入札した者を落札者とすることがある。

(6) 配置予定監理技術者の確認　落札者決定後、発注者支援データベース・システム等により配置予定の監理技術者の専任制違反の事実が確認された場合、契約を結ばないことがある。

なお、種々の状況からやむを得ないものとして承認された場合の外は、配置予定技術者の変更を認めない。

(7) 落札者となるべき者の入札価格が予決令第85条の規定に基づいて作成された基準（以下「調査基準価格」という。）を下回っている場合は、予決令第86条の調査（以下「低入札価格調査」という。）を行うので、協力しなければならない。
(8) 専任の監理技術者の配置が義務付けられている工事において、調査基準価格を下回った価格をもって契約する場合においては、監理技術者とは別に同等の要件を満たす技術者の配置を求めることがある。
(9) 入札後、契約を締結するまでの間に、都道府県警察から暴力団関係者として防衛省が発注する工事等から排除するよう要請があり、当該状態が継続している有資格者とは契約を行わない。
(10)低入札価格調査を受けた者との契約については、前金払の割合を請負代金額の10分の２以内とする。【前金払の設定が予定されている場合のみ記載する。】
(11)契約書作成の要否　要
(12)資料のヒアリングを行う。【注：資料のヒアリングを行う場合のみ記載する。】
(13)関連情報を入手するための照会窓口　３(1)に同じ。
(14)競争参加資格の級別の格付を受けていない者の参加　２(2)に掲げる競争参加資格の級別の格付を受けていない者も３(3)により申請書及び資料を提出することができるが、競争に参加するためには、開札の時において当該資格の格付を受け、かつ、競争参加資格の確認を受けていなければならない。
(15)詳細は、入札説明書による。

入　札　説　明　書

○○○○【発注機関名を記載する。】の○○（○）○○○工事に係る入札公告（建設工事）に基づく入札等については、関係法令に定めるもののほか、この入札説明書によるものとする。

１　入札公告日　平成○年○月○日
２　契約担当官等
　○○○○　○○○○　○○　○○【発注者名を記載する。】
　〒○○○－○○○○　○○県○○市○○町○－○
３　工事概要
(1) 工事名　○○（○）○○○工事
(2) 工事場所　○○県○○市○○町○－○－○
(3) 工事内容及び工事範囲　別冊図面及び仕様書のとおり。
(4) 工期　平成○年○月○日まで
(5) 使用する主要な資機材　コンクリート○○㎥、鉄骨○○ｔ、鉄筋○○t、板ガラス○○㎡

【見積活用方式の場合は次の２項目を追加する。】
(6) 本工事は、発注者が競争参加希望者に見積の提出を求め、ヒアリングを通じて見積の妥当性を確認し、妥当性が確認できた見積を積算価格に反映させるものである。見積の提出期限までに○○工事、○○工事に対する直接工事費（当該工事に必要な仮設費を含む。）【共通仮設費又は現場管理費の積み上げ分の場合は、「共通仮設費（又は現場管理費）への積み上げ分である○○」を記載する。】について記載した見積（以下「見積」という。）を提出するものとする。
(7) 本工事では、見積の提出後、競争参加希望者の責任者、配置予定の技術者等からヒアリングを行い、見積の妥当性を確認するものとする。

(6) その他
【電子入札対象の場合は次のア及びイを追加する。】
ア　本工事は、資料提出及び入札等を電子入札システムにより行う工事である。ただし、電子入札システムにより難いものは、発注者の承諾を得て紙入札方式に代えるものとする。
　なお、紙入札方式の承諾に関しては、「紙入札方式参加承諾願（別紙様式第１）」を提出する。
(ｱ) 受付窓口　〒○○○－○○○○　○○県○○市○○町○－○
　　○○防衛局総務部契約課
(ｲ) 受付時間　午前○時から午後○時まで。ただし、正午から午後１時まで

の間を除く。

イ　電子入札システムで使用できるICカードは、代表者又は当該入札案件に関する入札・見積権限及び契約締結権限について委任を受けた者（以下「代理人」という。）のICカードのみとし、代理人による場合は委任状を提出する。詳細は入札心得書による

ウ　本工事は、工事費内訳明細書の提出を義務付ける工事である。

４　競争参加資格

(1) 予算決算及び会計令（昭和22年勅令第165号。以下「予決令」という。）第70条及び第71条の規定に該当しない者であること。

(2) 防衛省における平成○・○年度一般競争（指名競争）参加資格（以下「防衛省競争参加資格」という。）のうち、「○○工事」で級別の格付を受け、○○防衛局【当該契約担当官等の所在地を管轄する地方防衛局等を記載する。】に競争参加を希望していること（会社更生法（平成14年法律第154号）に基づき更生手続開始の申立てがなされている者又は民事再生法（平成11年法律第225号）に基づき再生手続開始の申立てがなされている者については、手続開始の決定後、再度級別の格付を受けていること。）。

(3) 会社更生法に基づき更生手続開始の申立てがなされている者又は民事再生法に基づき再生手続開始の申立てがなされている者（(2)の再度級別の格付を受けた者を除く。）でないこと。

(4) 防衛省競争参加資格の「○○工事」に係る等級（資格審査結果通知書の記３の等級）が○等級であること。

(5) 平成○年度以降入札公告日まで【当該年度及び前年度から過去15年間を記載する。】に、元請けとして完成・引渡しが完了した工事のうち、（用途が○○で、）鉄筋コンクリート造○階建て以上、建物延べ面積○○㎡以上（１棟当たり）の工事を施工した実績を有すること（建設共同企業体の構成員としての実績は、出資比率が20％以上のものに限る。）。

なお、当該実績が平成13年12月25日以降に完成した防衛省発注機関（契約担当官等が属する防衛省本省の内部部局、防衛大学校、防衛医科大学校、防衛研究所、統合幕僚監部、陸上幕僚監部、海上幕僚監部、航空幕僚監部、情報本部、防衛監察本部、地方防衛局並びに統合幕僚長及び陸上幕僚長、海上幕僚長又は航空幕僚長の監督を受ける陸上自衛隊、海上自衛隊及び航空自衛隊の部隊及び機関並びに防衛装備庁をいう。以下同じ。）（旧防衛施設局及び旧防衛施設支局を含む。）の発注した工事に係るものにあっては、防衛施設庁において実施する建設工事の請負業者の施工成績評定要領について（施本建第220号（CCP）。13．12．19）に基づく施工成績評定通知書（以下「施工成績評定通知書」という。）並びに工事成績評定要領について（施本建第134号（CCP）。19．７．30）、工事成績評定要領について（経施第4404号。21．３．31）、工事成績評定要領について（防整技第15542号。27．10．1）又は工事成績評定要領について（防整技第7160号。28．３．

31）に基づく工事成績評定通知書（以下「工事成績評定通知書」という。）の評定点合計（以下「評定点合計」という。）が65点未満のものを除くこと。また、実績が工事成績相互利用登録機関が発注した工事で工事成績評定相互利用対象工事に該当するものである場合は、工事成績の評定点が65点未満のものを除くこと。

工事成績相互利用登録機関及び工事成績評定相互利用対象工事は別表第１のとおりである。

(6) (5)の施工実績が防衛省発注機関（旧防衛施設局及び旧防衛施設支局を含む。）の発注した工事（平成13年12月25日以降に完成した工事で評定点合計が65点以上。）の者又は提出する工程表の工程管理に対する技術的所見が適切である者（個別の工事に応じて、工種別に明示すること。）

(7) 次の基準を全て満たす監理技術者又は主任技術者（以下「監理技術者等」という。）を当該工事に専任で配置できること。

ア　一級建築士又はこれと同等以上の資格を有する者である。

なお、「これと同等以上の資格を有する者」とは次のものをいう。

・一級建築施工管理技士の資格を有する者

・これらと同等以上の資格を有する者と国土交通大臣が認定した者

【建築工事の場合】

イ　平成○年度以降入札公告日まで【当該年度及び前年度から過去15年間を記載する。】に、(5)に掲げる工事の経験を有する者である。（原則、着工から完成まで従事している。）

なお、当該経験が平成13年12月25日以降に完成した防衛省発注機関（旧防衛施設局及び旧防衛施設支局を含む。）の発注した工事に係るものにあっては、評定点合計が65点未満のものを除く。また、経験が工事成績相互利用登録機関が発注した工事で工事成績評定相互利用対象工事に該当するものである場合は、その成績が65点未満のものを除く。

ウ　監理技術者にあっては、監理技術者資格者証及び監理技術者講習修了証を有する者である。

エ　配置予定の監理技術者等にあっては直接的かつ恒常的な雇用関係が必要であるので、その旨を明示することができる資料を求めることがあり、その明示がなされない場合は入札に参加できないことがある。

(8) 一般競争参加資格確認申請書（以下「申請書」という。）及び競争参加資格確認資料（以下「資料」という。）の提出期限の日から開札の時までの期間に、○○防衛局長【契約担当官等の所在地を管轄する地方防衛局等の長を記載する。】から、工事請負契約等に係る指名停止等の措置要領について（防整施（事）第150号。28.３.31）（以下「指名停止措置要領」という。）に基づく指名停止を受けていないこと。

(9) ○○○○【当該発注機関を記載する。】が発注した○○工事【工事種別を記載する。】のうち、平成○年度以降平成○年度までに完成・引渡しが完了した工事の施工実績がある場合においては、当該工事に係る評定点合計の平均が65点以上

であること。

(10)上記３(1)に示した工事に係る設計業務等の受注者（受注者が共同体である場合においては、当該共同体の各構成員をいう。以下同じ。）又は当該受注者と資本若しくは人事面において関連がある建設業者でないこと。

(11)入札に参加しようとする者の間に次の基準のいずれかに該当する関係がないこと。

なお、この場合に、辞退する者を決めることを目的に当事者間で連絡を取ることは、入札心得書第６条第２項の規定に抵触するものでない。

ア　資本関係

次のいずれかに該当する２者の場合。ただし、子会社（会社法（平成17年法律第86号）第２条第３号の規定による子会社をいう。以下同じ。）若しくは子会社の一方が会社更生法第２条第７項に規定する更生会社（以下「更生会社」という。）又は民事再生法第２条第４号に規定する再生手続が存続中の会社である場合は除く。

(ｱ) 親会社と子会社の関係にある場合

(ｲ) 親会社を同じくする子会社同士の関係にある場合

イ　人的関係

次のいずれかに該当する２者の場合。ただし、(ｱ)については、会社の一方が更生会社又は民事再生法第２条第４号に規定する再生手続が存続中の会社である場合は除く。

(ｱ) 一方の会社の役員が、他方の会社の役員を現に兼ねている場合

(ｲ) 一方の会社の役員が、他方の会社の管財人を現に兼ねている場合

ウ　その他の入札の適正さが阻害されると認められる場合

その他ア又はイと同視しうる資本関係又は人的関係があると認められる場合

(12)○○県○○市、○○県○○市及び○○県○○市内に建設業法の許可（当該工事に対応する建設業種）に基づく本店、支店及び営業所が所在すること。

(13)都道府県警察から暴力団関係業者として防衛省が発注する工事等から排除するよう要請があり、当該状態が継続している有資格業者でないこと。

５　設計業務等の受注者等

(1) 上記４(10)の「上記３(1)に示した工事に係る設計業務等の受注者」とは、次に掲げる者である。

○○○○設計株式会社

(2) 上記４(10)の「当該受注者と資本若しくは人事面において関連がある建設業者」とは、次のア又はイに該当する者である。

ア　当該受注者の発行済株式総数の100分の50を超える株式を有し、又はその出資の総額の100分の50を超える出資をしている建設業者

イ　建設業者の代表権を有する役員が当該受注者の代表権を有する役員を兼ねている場合における当該建設業者

６　担当部局

〒○○○－○○○○　○○県○○市○○町○－○
○○○○係【当該発注機関、部署名を記載する。】
TEL　○○－○○○○－○○○○（内線○○○○）
FAX　○○－○○○○－○○○○

7　競争参加資格の確認等

(1) 本競争の参加希望者は、上記４に掲げる競争参加資格を有することを証明するため、次に従い、申請書及び資料（以下「申請書等」という。）を提出し、契約担当官等から競争参加資格の有無について確認を受けなければならない。また、４(2)の格付を受けていない者も次に従い申請書等を提出することができる。この場合において、４(1)及び(5)から(13)までに掲げる事項を満たしているときは、開札の時において４(2)から(4)までに掲げる事項を満たしていることを条件として競争参加資格があることを確認するものとする。

当該確認を受けた者が競争に参加するためには、開札の時点において上記４(2)から(4)までに掲げる事項を満たしていなければならない。

なお、期限までに申請書等を提出しない者及び競争参加資格がないと認められた者は、本競争に参加することができない。

申請書等の提出は、次に示すとおり。

ア　電子入札システムによる場合

(ｱ) 提出期間　平成○年○月○日から平成○年○月○日まで（行政機関の休日に関する法律（昭和63年法律第91号）第１条第１項に規定する行政機関の休日（以下「行政機関の休日」という。）を除く。）の毎日、午前８時から午後10時（金曜日は午後６時）まで。ただし、最終日は午後○時まで。

(ｲ) 提出方法　資料が３MBを超える場合は、上記６に持参又は郵送（書留郵便に限る。）若しくは託送（書留郵便と同等のものに限る。）（以下「郵送等」という。）で提出することとし、電子入札システムとの分割は認めない。また、持参又は郵送等する場合は、次の内容を記載した書面を電子入札システムにより申請書の添付書類とともに送信する。

・持参又は郵送等する旨の表示
・持参又は郵送等する書類の目録
・持参又は郵送等する書類のページ数
・持参又は発送年月日

(ｳ) ファイル形式　電子入札システムによる提出資料のファイル形式については、次のいずれかの形式にて作成することとする。

・一太郎　　Ver　○○形式以下
・Microsoft Word ○○形式以下
・Microsoft Excel○○形式以下
・その他のｱﾌﾟﾘｹｰｼｮﾝ　PDFファイル　Acrobat ○○形式以下
　　画像ファイル JPEG及びGIF形式
　　圧縮ファイル LZH又はZIP形式

(ｴ) プリントアウト時に規定の枚数内となるように設定する。
なお送信された資料のプリントアウトは白黒印刷で行う。

イ　紙入札方式による場合

(ｱ) 提出期間　平成○年○月○日から平成○年○月○日まで（行政機関の休日を除く。）の毎日、午前○時から午後○時まで。（正午から午後１時までの間を除く。）ただし、最終日は午後○時まで。

(ｲ) 提出場所　上記６に同じ。

(ｳ) 提出方法　持参又は郵送等による。

(2) 申請書は、別紙様式第２により作成する。

(3) 資料は、次に従い作成する。

なお、アの実績及びイの経験については、平成○年度以降入札公告日まで【当該年度及び前年度から過去15年間を記載する。】に工事が完成・引渡しが完了しているものに限り記載することとし、「同種の工事の施工実績（別紙様式第３）」及び「配置予定の技術者（別紙様式第４）」に記載する工事が、平成13年12月25日以降に完成した防衛省発注機関（旧防衛施設局及び旧防衛施設支局を含む。）の工事の場合は、当該工事に係る施工成績評定通知書又は工事成績評定通知書の写しを添付する。

ア　同種の工事の施工実績

上記４(5)に掲げる資格があることを判断できる同種の工事の施工実績を１件記載する。

記載様式は別紙様式第３とし、図面、写真等を引用する場合も含め、Ａ４版１枚に記載する。

イ　配置予定の技術者

上記４(7)に掲げる資格があることを判断できる配置予定の技術者の資格、同種の工事の経験及び申請時における他工事の従事状況等を、別紙第４に記載すること。記載する同種の工事の経験の件数は１件でよい。

なお、配置予定の技術者として複数の候補技術者の資格及び同種工事の経験を記載することもできる。また、同一の技術者を重複して複数工事の配置予定の技術者とすることは差し支えないものとするが、他の工事を落札したことにより配置予定の技術者を配置することができなくなったときは、入札への参加はできないものとし、申請書を提出した者は、直ちに当該申請書の取下げを行うこととし、電子入札システムにより入札金額を送信した後にあっては、電話及び電送（押印済みの申出書）でその旨の申し出を行うと共に、速やかに書面により申出書を提出する。他の工事を落札したことにより配置予定の技術者を配置することができないにもかかわらず入札した場合においては、不正又は不誠実な行為として、指名停止措置要領に基づく指名停止を行うことがある。

入札書の提出後、落札者決定までの期間（予決令第86条の調査（以下「低入札価格調査」という。）期間を含む。）において、他の工事を落札したことにより配置予定の技術者を配置することができなくなった場合は、直ちにその旨

の申し出を行うこと。この場合において、その事実が認められた場合には、当該入札を無効とする。

落札後、配置予定の技術者が配置できないことが明らかになった場合は、不正又は不誠実な行為として、指名停止措置要領に基づく指名停止を行うことがある。

ウ　工程表

アの実績が防衛省の発注した工事以外の者又は平成13年12月25日以前に完成した旧防衛施設局等の施工実績を有する者については、工程管理が適切であることを判断できる工程管理の技術的事項に対する所見を別紙第５に記載すること。

エ　契約書の写し等

施工実績又は経験として記載した工事に係る契約書の写し又は当該同種工事を証明する資料を提出すること。ただし、当該工事が、財団法人日本建設情報総合センターの「工事実績情報サービス（CORINS)」に登録されている場合は、契約書の写しを提出する必要はない。

【見積活用方式の場合は次の２項目を追加する。】

(4) 本競争の参加希望者は、次に従い、本工事の積算に必要な見積の提出等を行うものとする。

ア　見積の提出方法等

(ｱ) 提出方法　上記７に持参又は郵送等により提出する。

(ｲ) 提出期限　平成○年○月○日午後○時○分

イ　見積の作成方法

見積の作成に当たっては､交付した見積依頼書等に従い作成するものとする。なお、見積の作成に係る費用は、競争参加希望者の負担とする。

競争参加希望者は、本工事の積算に必要な見積を、見積の提出期限までに提出するものとする。見積には○○○工事、○○○工事に対する直接工事費（必要な仮設費含む。）【共通仮設費又は現場管理費の積み上げ分の場合は、「共通仮設費（又は現場管理費）への積み上げ分である○○」を記載する。】に係るものについて記載するものとする。

ウ　見積作成に関する質問

本工事の積算に必要な見積作成に関して質問がある場合には、次に従い提出する。

(ｱ) 提出方法　電子入札システムにより提出する。また、紙入札方式による場合は書面（様式は自由とする。）を上記７に持参することにより提出する。

(ｲ) 提出期間　電子入札システムによる場合は、平成○年○月○日から平成○年○月○日まで（行政機関の休日を除く。）【概ね４日以上】の毎日、午後８時から午後10時（金曜日は午後６時）まで。紙入札方式による場合は、午前○時から午後○時まで。ただし、正午から午後１時までの間を除く。

エ　ウの質問に対する回答は、電子入札システムにより回答するので確認するものとする。また、紙入札方式による参加希望者に対してはFAXにて回答を送信する。

オ　提出された見積に関するヒアリング

提出された見積に関して、その妥当性を確認するためのヒアリングを行う。

(ｱ) 期間　平成○年○月○日から平成○年○月○日【概ね１～２週間】（行政機関の休日を除く。）の午前○時から午後○時まで。

(ｲ) 会場　○○防衛局○○部○○室

(ｳ) その他　本競争の参加希望者は、(ｱ)の期間のうち、ヒアリングの希望日時及び出席者を「見積に関するヒアリング日時希望通知書（別紙様式第○）」に記載し、競争参加資格確認申請時に提出する。

なお、ヒアリング出席者は、責任者（支店長・営業所長等）、配置予定の監理技術者等、見積の根拠を説明できる者等を含め３名程度とする。

(ｴ) ヒアリング日時については、追って通知する。

(ｵ) ヒアリング時には、見積の根拠資料を持参するものとする。

(ｶ) (ｵ)による根拠資料とは、採用を予定する協力会社等（下請会社、専門工事業者及び製造者等）から収集する見積書（自社施工の場合も含む。）又は同種かつ直近の契約工事における契約書類等により、見積に記載した単価及び価格が確認できる資料とする。なお、同種かつ直近の契約工事における契約書類等を根拠とする場合は、本工事の現場条件等を勘案するものとする。

(5) 見積の提出期限までに見積が提出されない場合は、入札心得書第８条第１項第３号の規定に該当するものとして、その者のした入札を無効とする。

(4) 競争参加資格確認資料のヒアリング【必要に応じて実施する。】

競争参加資格確認資料のヒアリングを次の要領で行う。

ア　日時　平成○年○月○日から平成○年○月○日まで。

イ　場所　〒○○○－○○○○　○○県○○市○○町○－○
○○【当該発注機関、部署名を記載する。】
TEL　○○－○○○○－○○○○（内線○○○○）

ウ　その他　企業別のヒアリングの日時及び場所は追って通知する。なお、出席者は、資料の内容を説明できる者とする。

(5) 競争参加資格の確認は、申請書等の提出期限日をもって行うものとし、その結果は電子入札システムにより、また紙入札方式による場合は申請時に提出された返信用封筒により、平成○年○月○日までに通知する。

(6) その他

ア　申請書等の作成及び提出に係る費用は、申請者の負担とする。

イ　契約担当官等は、提出された申請書等を競争参加資格の確認以外に申請者に無断で使用しない。

ウ　提出された申請書等は、返却しない。

エ　提出期限以降における申請書等の差し替え及び再提出は認めない。

オ　申請書等に関する問い合わせ先　上記６に同じ。

８　競争参加資格がないと認めた者に対する理由の説明

(1) 競争参加資格がないと認められた者は、契約担当官等に対して競争参加資格がないと認めた理由について、次に従い説明を求めることができる。

ア　提出方法　電子入札システムにより、また、紙入札方式による場合は書面（様式は自由とする。）を上記６に持参するものとし、郵送等によるものは受け付けない。

イ　提出期間

(ｱ) 電子入札システムによる場合

上記７(5)の通知の日から平成○年○月○日まで(行政機関の休日を除く。)の毎日、午前８時から午後10時（金曜日は午後６時）まで。ただし、最終日は午後○時まで。

(ｲ) 紙入札方式による場合

上記７(5)の通知の日から平成○年○月○日まで(行政機関の休日を除く。)の毎日、午前○時から午後○時まで（正午から午後１時までの間を除く。)。ただし、最終日は午後○時まで。

(2) 契約担当官等は、(1)により説明を求められたときは、平成○年○月○日までに説明を求めた者に対し、電子入札システムにより、また、紙入札方式による場合は書面により回答する。

９　入札説明書に対する質問

(1) 入札説明書に対して質問がある場合には、次に従い提出する。

ア　提出方法　電子入札システムにより、また、紙入札方式による場合は書面（様式は自由とする。）を上記６に持参又は郵送等により提出する。

イ　提出期間

(ｱ) 電子入札システムによる場合

平成○年○月○日から平成○年○月○日まで（行政機関の休日を除く。）の毎日、午前８時から午後10時（金曜日は午後６時）まで。ただし、最終日は午後○時まで。

(ｲ) 紙入札方式による場合

平成○年○月○日から平成○年○月○日まで（行政機関の休日を除く。）の毎日、午前○時から午後○時まで（正午から午後１時までの間を除く。)。ただし、最終日は午後○時まで。郵送等による場合は平成○年○月○日午後○時必着。

(2) (1)の質問に対する回答書は、電子入札システムにより回答するので確認するものとする。また、紙入札方式による場合は、平成○年○月○日から平成○年○月○日まで（行政機関の休日を除く。）の毎日、午前○時から午後○時まで（正午から午後１時までの間を除く。)、上記７において閲覧に供する。

10　入札方法等

(1) 入札書の提出方法等

ア　電子入札システムによる場合

提出期間　平成○年○月○日から平成○年○月○日まで（行政機関の休日を除く。）の毎日、午前８時から午後10時（金曜日は午後６時）まで。ただし、最終日は午後○時までとする。

イ　紙入札方式による場合

(ｱ) 提出期間　平成○年○月○日午前○時から午後○時まで（正午から午後１時までの間を除く。）。

(ｲ) 提出場所　上記６に同じ。

(ｳ) 提出方法　入札書及び工事費内訳明細書を各々封筒に入れて封かんし、入札書を入れた封筒の表に「入札書在中」と朱書きする。さらにこれらを１つの封筒に入れて封かんし、封筒の表に工事名、開札日時及び商号又は名称を記載の上、持参により提出する。また、一般競争参加資格確認通知書又はその写しを提示する。

(2) 落札決定に当たっては、入札書に記載された金額に当該金額の100分の○【消費税及び地方消費税とを合わせた税率を記載する。】に相当する額を加算した金額（当該金額に１円未満の端数があるときは、その端数金額を切り捨てた金額）をもって落札価格とするので、入札参加者は、消費税及び地方消費税に係る課税事業者であるか免税事業者であるかを問わず、見積った契約希望金額の○○○分【100＋消費税及び地方消費税とを合わせた税率を記載する。】の100に相当する金額を入札書に記載する。

(3) 入札回数は、原則として２回を限度とする。ただし、２回目の入札において落札者がいない場合は、３回目の入札を執行する場合もある。なお、予決令第９９条の２の規定による随意契約は、特別な場合を除き適用しない。

11　入札保証金及び契約保証金

(1) 入札保証金　免除

(2) 契約保証金　納付（保管金の取扱店　○○銀行○○支店）。ただし、利付国債の提供（取扱官庁　○○○○）又は金融機関若しくは保証事業会社の保証（取扱官庁　○○○○）をもって契約保証金の納付に代えることができる。また、公共工事履行保証証券による保証を付し、又は履行保証保険契約の締結を行った場合は契約保証金を免除する。なお、契約保証金の額、保証金額又は保険金額は請負代金額の10分の１（落札者が低入札価格調査を受けた者の場合は請負代金額の10分の３）以上とする。

【公共工事履行保証証券による保証の場合、(2)は次のとおりとする。】

(2) 契約保証金　免除。ただし、落札者は、公共工事履行保証証券による保証（瑕疵担保特約（２年間）を付したものに限る。）を付するものとする。この場合の保証金額は、請負代金額の10分の３以上とする。」と記載する。】

12　工事費内訳明細書の提出

(1) 第１回の入札に際し、第１回の入札書に記載される入札金額に対応した工事費内訳明細書を提出しなければならない。

(2) 工事費内訳明細書の作成方法

ア　交付した数量書にある総括表の構成に対応した経費項目（直接工事費、共通仮設費、現場経費、一般管理費等）を記載することとする。また、直接工事費の明細書については、交付した数量書に対応する摘要（土木工事にあっては規格・寸法)、数量、単位、単価、金額等を記載したものとする。

イ　交付する数量書記載の数量については、参考数量であることから変更してもよいものとする。

ウ　工事費内訳明細書には、必ず表紙を付けるものとし、表紙には商号又は名称、住所及び代表者氏名（紙入札方式による場合は、必ず押印する。）並びに発注者名及び工事名を記載し、表紙以外には商号又は名称、住所及び代表者氏名を記載しない。

(3) 工事費内訳明細書の提出方法等

ア　電子入札システムによる場合

(ｱ) 提出期間　上記10(1)アに同じ。

(ｲ) 提出方法　工事費内訳明細書が３MBを超える場合には、上記６に持参又は郵送等により提出し、電子入札システムとの分割は認めない。また、この場合は、次の内容を記載した書面を電子入札システムにより入札書とともに送信する。

・持参又は郵送等する旨の表示
・持参又は郵送等する書類の目録
・持参又は郵送等する書類のページ数
・発送年月日

(ｳ) ﾌｧｲﾙ形式　PDF(Acrobat○○形式以下)等、一般的なフォーマット

イ　紙入札方式による場合

(ｱ) 提出期間　上記10(1)イに同じ。

(ｲ) 提出方法　上記10(1)イを参照

(ｳ) 提出場所　上記６に同じ。

(4) 提出された工事費内訳明細書は返却しないものとする。

(5) 工事費内訳明細書を提出しない者は、入札に参加することができない。

(6) 提出された工事費内訳明細書の確認の結果､別表第２の各項に該当する場合は、入札心得書に規定する「その他入札に関する条件に違反した入札」として、当該入札参加者の入札を無効とする場合がある。

【見積活用方式の場合は次の項目を追加する。】

(7) (3)により提出された工事費内訳明細書と上記７(4)により提出された見積の金額との間に著しい乖離が認められる場合は、開札後に再度ヒアリングを実施し、その妥当性が確認できない場合は、入札心得書第７条第１項第３号の規定に該当

するものとして、当該入札者の入札を無効とする場合がある。

(7) 提出された工事費内訳明細書について説明を求める場合がある。

(8) 提出された工事費内訳明細書については、必要に応じ公正取引委員会へ提出する場合がある。この場合、指名停止措置要領に基づき、指名停止措置を行うことがある。

(9) 工事費内訳明細書は、参考図書として提出を求めるものであり、契約上の権利義務を生じるものではない。

13　開札

(1) 開札の日時及び場所

ア　開札日時　平成○年○月○日午前○時○分

イ　開札場所　○○○○室

(2) 開札は、(1)に掲げる日時及び場所において、入札者又はその代理人を立ち会わせて行う。ただし、入札者又はその代理人が立ち会わない場合は、入札事務に関係のない職員を立ち会わせて行う。

(3) 紙入札参加者は、１回目の開札に立ち会わない場合でも、その者から提出された入札書は有効なものとして取り扱う。

(4) (3)の場合において、再度の入札を行うこととなったときは、持参による入札者は再度の入札を辞退したものとして取り扱うものとするが、郵送等による入札者に対しては、再度の入札への参加の意思の有無を電話により確認するものとする。

(5) 第１回目の入札において落札者が決定しなかった場合、再度入札に移行する。再度入札の日時については、発注者から再度入札通知書を送信するので、パソコンの前でしばらく待機すること。開札処理に時間を要する場合は、発注者から開札状況を電子入札システムにより連絡する。

14　入札の無効

(1) 次に掲げる入札は無効とする。

ア　本公告において示した競争参加資格のない者のした入札

イ　申請書等に虚偽の記載をした者のした入札

ウ　現場説明書及び入札心得書において示した条件等入札に関する条件に違反した入札

なお、契約担当官等により競争参加資格のある旨確認された者であっても、落札決定の時点において上記４に掲げる資格のないものは競争参加資格のない者に該当する。

(2) (1)の無効の入札を行った者を落札者としていた場合には、落札決定を取り消す。

15　落札者の決定方法

(1) 予決令第79条の規定に基づいて作成された予定価格の制限の範囲内で最低の価格をもって有効な入札を行った者を落札者とする。ただし、落札者となるべき者の入札価格によっては、その者により当該契約の内容に適合した履行がなされな

いおそれがあると認められるとき、又はその者と契約を締結することが公正な取引の秩序を乱すこととなるおそれがあって著しく不適当であると認められるときは、予定価格の制限の範囲内の価格をもって入札した他の者のうち最低の価格をもって入札した者を落札者とすることがある。

(2) (1)の場合において、落札者となるべき同価格の入札をした者が２人以上あるときは、くじへ移行する。くじの実施方法等については、発注者から指示をする。

(3) 落札者となるべき者の入札価格が予決令第85条の規定に基づいて作成された基準（以下「調査基準価格」という。）を下回る場合は、低入札価格調査を行うので、調査に協力しなければならない。

16　配置予定監理技術者の確認

落札者決定後、発注者支援データベース・システム等により配置予定の監理技術者の専任制違反の事実が確認された場合、契約を結ばないことがある。

なお、病休・死亡・退職等極めて特別な場合でやむを得ないとして承認された場合の外は、配置予定技術者の変更を認めない。病気等特別な理由により、やむを得ず配置技術者を変更する場合は、４(7)に掲げる基準を満たし、かつ、当初の配置予定技術者と同等以上の者を配置しなければならない。

17　別に配置を求める技術者

専任の監理技術者の配置が義務付けられている工事において、調査基準価格を下回った価格をもって契約する場合においては、契約の相手方が○○【当該発注機関を記載する。】で入札日から過去２年以内に完成した工事、あるいは入札時点で施工中の工事に関して、次のいずれかに該当する場合、監理技術者とは別に、４(7)に定める要件と同一の要件（４(7)イに掲げる工事経験を除く。）を満たす技術者を、専任で１名現場に配置することとする。

(1) 65点未満の工事成績評定を通知された者

(2) 契約担当官等から施工中又は施工後において工事請負契約書に基づいて修補又は損害賠償を請求された者。ただし、軽微な手直し等は除く。

(3) 品質管理、安全管理に関し、指名停止又は契約担当官等から書面により警告若しくは注意の喚起を受けた者

(4) 自らに起因して工期を大幅に遅延させた者

なお、当該技術者は施工中、監理技術者を補助し、監理技術者と同様の職務を行うものとする。また、上記の技術者を求めることとなった場合には、その氏名その他必要な事項を監理技術者の通知と同様に契約担当官等に通知することとする。

18　入札後、契約を締結するまでの間に、都道府県警察から暴力団関係業者として防衛省が発注する工事等から排除するよう要請があり、当該状況が継続している有資格者とは契約を行わない。

19　低入札価格調査を受けた者との契約については、前払金の割合を請負代金額の10分の２以内とする。【前払金の設定が予定されている場合のみ記載する。】

20　契約書作成の要否等

別冊契約書案により、契約書を作成するものとする。

21　支払条件

前払金

中間前金払又は部分払

【対象工事の支払条件に基づき記載する。】

22　火災保険付保の要否　　要

23　再苦情申立て

契約担当官等からの競争参加資格がないと認めた理由の説明に不服がある者は８(2)の回答を受けた日の翌日から起算して７日（行政機関の休日を除く。）以内に、書面により、契約担当官等に対して、再苦情の申立てを行うことができる。当該再苦情申立てについては、入札監視委員会が審議を行う。

(1) 提出期間　平成○年○月○日から平成○年○月○日まで（行政機関の休日を除く。）の午前○時から午後○時までに行うこと。

(2) 提出場所及び再苦情申立てに関する手続等を示した書類等の入手先は、６に同じ。

24　関連情報を入手するための照会窓口　上記６に同じ。

25　その他

(1) 入札・契約の手続において使用する言語及び通貨は、日本語及び日本国通貨に限る。

(2) 入札参加者は、入札心得書及び契約書案を熟読し、入札心得書を遵守する。

(3) 申請書等に虚偽の記載をした場合は、指名停止措置要領に基づく指名停止を行うことがある。

(4) 落札者は７(1)の資料に記載した配置予定の技術者を、当該工事の現場に配置する。

(5) 電子入札システムは、行政機関の休日を除く午前８時から午後10時（金曜日は午後６時）まで稼働している。また、稼働時間内でシステムをやむを得ず停止する場合は、防衛施設建設工事電子入札ヘルプデスクセンターホームページの「緊急連絡情報」で公開する。

・防衛施設建設工事電子入札ヘルプデスクセンターホームページ
http://www.○○○.go.jp

(6) システム操作上の手引き書としては、防衛施設建設工事電子入札システムセンターホームページ「操作マニュアル」を参考とする。

(7) 障害発生時及び電子入札システム操作等の問い合わせ先は次のとおりとする。

ア　システム操作・接続確認等の問い合わせ先

防衛施設建設工事電子入札ヘルプデスクセンター

TEL 03-5444-5890（受付は行政機関の休日を除く毎日、９時から17時まで。）

FAX 03-5444-5892（24時間受付。ただし、回答は行政機関の休日を除く毎日、９時から17時まで。）

メールアドレス　　help@mod-eboc.go.jp（24時間受付。ただし、回答は行

政機関の休日を除く毎日、９時から17時まで。）

イ　ICカードの不具合等発生時の問い合わせ先
　取得された各認証局

ウ　申請書類、応札等の締め切り時間が切迫しているなど緊急を要する場合は、上記６へ電話により連絡する。

(8)　入札参加希望者が電子入札システムで書類を送信した場合には、受付時又は受付期限後に通知、通知書及び受付票を送信者に発行するので、必ず確認を行うものとする。

標準競争参加資格確認申請書作成要領

○○（○）○○○建設工事に係る一般競争入札に参加を希望する者は、この作成要領に基づき、「一般競争参加資格確認申請書」、「同種の工事の施工実績」、「配置予定の技術者」を作成のうえ、各１部提出して下さい。また、「同種の施工実績」が防衛省発注機関（旧防衛施設局及び旧防衛施設支局を含む。）の発注した工事以外の者又は平成13年12月25日以前に完成した者については、「工程管理に対する技術的所見」を作成のうえ、１部提出して下さい。

なお、これらの資料は、競争参加資格を確認するための基礎資料として提出していただくものです。

記

１　一般競争参加資格確認申請書

(1) 発注者の承諾を得て、又は指示により紙入札方式による場合（以下「紙入札方式による場合」という。）は、住所、商号又は名称及び代表者名等を記載するとともに、代表者印等を必ず押印のうえ申請して下さい（電子入札システムにより提出する場合は、押印の必要はありません。）。

(2) 紙入札方式による場合は、返信用封筒として、表に申請者の住所・氏名を記載し、簡易書留料金分を加えた所定の料金（○○○円）の切手を貼付した長３号封筒を申請書と併せて提出して下さい。

２　同種の工事の施工実績

貴社が元請（共同企業体による施工は、出資比率が20％以上とする。）として施工実績のある同種の工事について記載して下さい。

(1) 同種の工事とは次の事項を全て満足するものをいいます。

（・建物用途：　　）
・構造及び階数：
・建物延面積：

(2) 記載する工事は、平成○年度以降に完成した工事の中から、代表的なものを１件記載して下さい。

なお､同種工事との判断が難しい場合は３件程度まで記載されても可とします。

(3) 記載する工事が、平成１３年１２月２５日以降に完成した防衛省発注機関（旧防衛施設局及び旧防衛施設支局を含む。）の発注した工事の場合は、防衛施設庁において実施する建設工事の請負業者の施工成績評定要領について（施本建第220号（CCP）。13．12．19）に基づく施工成績評定通知書（以下「施工成績評定通知書」という。）並びに工事成績評定要領について（施本建第134号（CCP）。19．７．30)、工事成績評定要領について（経施第4404号。21．３．31)、工事成績評定要領について（防整技第15542号。27．10．1）又は工事成績評定要領につい

て（防整技第7160号。28．３．31）に基づく工事成績評定通知書「（以下「評定通知書」という。）の写しを添付して下さい。なお、紛失等により評定通知書の写しを添付することができない場合は、書面（様式自由）により評定通知書の写しの交付を申し出て下さい。

(4) 「工事場所」は、都道府県名、市町村名を記載して下さい。

(5) 「契約金額」は、百万円単位で記載して下さい。

(6) 「工期」は、契約書に基づき記載して下さい。

(7) 「受注形態等」は、単体若しくは共同企業体の別を記載し、共同企業体の場合は、当該企業体の名称と出資比率を記載して下さい。

(8) 「工事概要」は、構造形式、規模・寸法、使用機材・数量、施工条件についてそれぞれ簡潔に記載して下さい。

(9) 「CORINS登録の有無」は、当該工事が、CORINSに登録されている場合は、「有」に○を付し、登録番号を記載して下さい。

３　配置予定の技術者

貴社が本工事を請け負うこととした場合、実際に配置可能な主任技術者又は監理技術者を記載して下さい。

(1) 予定者として複数の候補技術者を記載しても結構です。

また、同一の技術者を重複して複数工事の配置予定の技術者とすることは差し支えないものとしますが、他の工事を落札したことにより配置予定の技術者を配置することができなくなったときは、入札してはならず、申請書を提出した者は、直ちに当該申請書の取下げを行って下さい。他の工事を落札したことにより配置予定の技術者を配置することができないにもかかわらず入札した場合においては、不正又は不誠実な行為として、工事請負契約等に係る指名停止等の措置要領について（防整施（事）第150号。28．３．31）（以下「指名停止措置要領」という。）に基づく指名停止を行うことがあります。

入札後、落札者決定までの期間（予算決算及び会計令（昭和２２年勅令第１６５号。）第８６条の調査期間を含む。）において、他の工事を落札したことにより配置予定の技術者を配置できなくなった場合は、直ちにその旨の申し出を行ってください。この場合において、事実が認められた場合には、当該入札を無効とします。

落札後、配置予定の技術者が配置できないことが明らかになった場合は、不正又は不誠実な行為として指名停止措置要領に基づく指名停止を行うことがあります。

(2) 「最終学歴」は、学校名、学科名及び卒業年次等を記載して下さい。

(3) 「法令による資格・免許」は、本工事の主任技術者又は監理技術者として配置を予定されている者が取得している資格等（一級建築士等）を適宜記載して下さい。

なお、その他の資格として取得したものがあれば、適宜記載して下さい。

(4) 「工事概要」は、当該技術者が従事した同種の工事のうち、平成○年度以降に

完成した工事の中から、代表的なものを記載して下さい。

(5) 記載する工事が、平成13年12月25日以降に完成した防衛省発注機関（旧防衛施設局及び旧防衛施設支局を含む。）の発注した工事の場合は、評定通知書の写しを添付して下さい。なお、紛失等により評定通知書の写しを添付することができない場合は、書面（様式自由）により評定通知書の写しの交付を申し出て下さい。

(6) 「工事場所」は、都道府県名、市町村名を記載して下さい。

(7) 「契約金額」は、百万円単位で記載して下さい。

(8) 「工期」は、契約書に基づき記載して下さい。

(9) 「従事役職」は、当該工事に技術者として従事した役職名を記載して下さい。

(10)「工事内容」は、当該工事の構造形式、規模等を簡潔に記載して下さい。

(11)「CORINS登録の有無」は、当該工事が、CORINSに登録されている場合は、「有」に○を付し、登録番号を記載して下さい。

(12)「申請時における他工事の従事状況等」は、従事しているすべての工事について、本工事を落札した場合の技術者の配置予定等を記載して下さい。

(13)「本工事と重複する場合の対応措置」は、申請時において他工事に従事している場合は、対応措置を記載して下さい。

4　工程管理に対する技術的所見

(1) 本工事の図面及び仕様書等に基づき可能な範囲で、工事施工に関する工程表を作成して下さい。

(2) 工程表に記載する内容は、主要となる項目と数量及びその概略工程とします。

(3) 作成した工程表を基に、工程管理に対する技術的所見を記載して下さい。

5　提出場所、提出方法及び提出期間

(1) 提出場所（郵送等又は持参の場合）

〒○○○－○○○○　○○県○○市○○町○－○－○
○○【当該発注機関、部署名を記載する。】

(2) 提出方法

電子入札システムにより提出して下さい。なお、紙入札方式による場合は、持参、郵送（書留郵便に限る。）又は託送（書留郵便と同等のものに限る。）するものとし、電送によるものは受け付けません。

(3) 提出期間

平成○年○月○日から平成○年○月○日までの午前○時から午後○時まで。

ただし、正午から午後１時までの間は受付を行っていませんので注意して下さい。

6　競争参加資格の確認

競争参加資格の確認は、提出期限の日をもって行い、その結果は平成○年○月○日までに電子入札システムにより、また、紙入札方式による場合は書面により通知します。

7　競争参加資格がないと認められた方に対する理由の説明について

(1) 競争参加資格がないと認められその旨通知された方は、その理由について説明

を求めることができます。

(2) (1)の説明を求める場合には、平成○年○月○日午後○時までに電子入札により、また、紙入札方式による場合は持参により提出して下さい。

ただし、正午から午後１時までの間は受付を行っていませんので注意して下さい。

書面の提出先

〒○○○－○○○○　○○県○○市○○町○－○－○
○○○○
ＴＥＬ　○○－○○○○－○○○○（内線○○○○）

(3) 説明を求められたときは、平成○年○月○日までに、説明を求めた者に対して、電子入札システムにより回答します。紙入札方式による場合は回答書面を送付します。

８　その他

(1) 資料の作成等に係る費用は、申請者の負担とします。
(2) 提出された資料は、当局において目的以外に使用することはありません。
(3) 提出された資料は、返却いたしません。
(4) 提出期限日以降の資料の差替え及び再提出は認めません。
(5) 資料提出に関する問い合わせ先

○○○○
ＴＥＬ　○○－○○○○－○○○○（内線○○○○）

別表第１

工事成績相互利用登録機関及び工事成績評定相互利用対象工事

１　中央官庁営繕担当課長連絡調整会議構成員

工事成績相互利用登録機関		工事成績評定相互利用対象工事		
中央官庁	発注機関・部署等	工事種別	工事規模	時期
○○省	○○部○○課	○○工事	契約額○○円以上の工事	平成○年○月○日以降に契約した工事
○○省	○○部○○課、○○局	すべての工事	契約額○○円を超える工事	平成○年○月○日以降に完成した工事

２　全国営繕主管課長会議構成員

工事成績相互利用登録機関		工事成績評定相互利用対象工事		
都道府県政令市	発注機関・部署等	工事種別	工事規模	時期
○○県	○○県○○部○○課	すべての工事	契約額○○円以上の工事	平成○年○月○日以降に完成した工事

別表第２

１　未提出であると認められる場合	(1)	工事費内訳明細書が白紙である場合
	(2)	工事費内訳明細書に表紙が付いていない場合
２　記載すべき事項が欠けている場合	(1)	数量、単価、金額等の記載が欠けている場合
３　記載すべき事項に誤りがある場合	(1)	発注案件名に誤りがある場合
	(2)	提出業者名に誤りがある場合
	(3)	工事費内訳明細書の合計金額が入札金額と大幅に異なる場合
４　その他	(1)	他の入札参加者の工事費内訳明細書と類似し、合理性がなく、極めて不自然な場合

別紙様式第１
（用紙Ａ４）

紙入札方式参加承諾願

１．発注件名

２．電子入札システムでの参加ができない理由

上記の案件は、電子入札対象案件ではありますが、今回は当社においては上記理由により電子入札システムを利用しての参加ができないため、紙入札方式での参加を承諾いただきますようお願いいたします。

平成　　年　　月　　日

住　　所
商号又は名称
役　　職
氏　　名　　印

（契約担当官等の官職氏名）　　殿

別紙様式第２
（用紙Ａ４）

一 般 競 争 参 加 資 格 確 認 申 請 書

平成　　年　　月　　日

○○【発注者名を記載する。】　殿

住　　所
商号又は名称
代 表 者 氏 名　　印

平成　　年　　月　　日付けで入札公告のありました○○（○）○○○建設工事に係る競争参加資格について確認されたく、下記の書類を添えて申請します。

なお、予算決算及び会計令（昭和２２年勅令第１６５号）第７０条の規定に該当する者でないこと及び添付書類の内容について事実と相違と相違ないことを誓約します。

記

１　入札説明書７(3)アに定める同種の工事の施工実績を記載した書面
２　入札説明書７(3)イに定める配置予定の技術者の資格等を記載した書面
３　入札説明書７(3)エに定める契約書の写し（契約書の写しの提出を求める場合のみ）
４　入札説明書７(3)ウに定める工程表を記載した書面（工程表の提出を求める場合のみ）

以　上

注１）　電子入札システムにより提出する場合、押印は必要ありません。
　紙入札方式による場合は、返信用封筒として、表に申請者の住所・氏名を記載し、簡易書留料金分を加えた所定の料金（○○○円）の切手をはった長３号封筒を申請書と併せて提出して下さい。
注２）　４項は提出者のみ記載して下さい。

別紙様式第３
（用紙Ａ４）

同　種　の　工　事　の　施　工　実　績

会社名＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿

工事名称等	工　事　名	
	発注機関名	
	工事場所	（都道府県名、市町村名を記入する。）
	契約金額	（百万円単位で記入する。）
	工　期	年　月～　年　月
	受注形態等	単体／ＪＶ（出資比率）
工事概要	構造形式	
	規模・寸法	
	使用機材・数量	
	施工条件	（市街地・軟弱地質等）
	その他	
CORINS登録の有無		有（CORINS登録番号　　）　無

注）１　必ず同種工事が確認できる内容で記載のこと。
２　CORINS登録の有無について、いずれかに○を付す。「有」に○を付した場合は、CORINSの登録番号を記載すること。「無」に○を付した場合は契約書の写しを添付すること。
３　記載する工事が、平成１３年１２月２５日以降に完成した防衛省発注機関（防衛施設局及び防衛施設支局を含む。）の発注した工事の場合は、当該工事に係る施工成績評定通知書又は工事成績評定通知書等の写しを添付すること。

別紙様式第４
（用紙Ａ４）

配　置　予　定　の　技　術　者

会社名＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿

項　　目		主任技術者又は監理技術者
氏　　名		
最　終　学　歴		（学校名、学科名及び卒業年次を記入する。）
法令による資格・免許		（施工管理技士、建築士等の名称及び取得年月日、監理技術者資格の取得年月日、登録番号及び登録会社並びに監理技術者講習の取得年月日及び修了証番号を記入する。）
工事概要	工　事　名	
	発注者名	
	工事場所	（都道府県名、市町村名を記入する。）
	契約金額	（百万円単位で記入する。）
	工　期	年　月　～　年　月
	従事役職	（現場代理人、主任（監理）技術者等の名称）
	工事内容	
	CORINS登録の有無	有（CORINS登録番号　　）　無
申請時における他工事の従事状況等	工　事　名	
	発注者名	
	工　期	年　月　～　年　月
	従事役職	（現場代理人、主任（監理）技術者等の名称）
	本工事と重複する場合の対応措置	
	CORINS登録の有無	有（CORINS登録番号　　）　無

注）１　必ず同種工事が確認できる内容で記載のこと。

２　CORINS登録の有無について、いずれかに○を付す。「有」に○を付した場合は、CORINSの登録番号を記載すること。「無」に○を付した場合は契約書の写しを添付すること。

３　記載する工事が、平成１３年１２月２５日以降に完成した防衛省発注機関（防衛施設局及び防衛施設支局を含む。）の発注した工事の場合は、当該工事に係る施工成績評定通知書又は工事成績評定通知書等の写しを添付すること。

別紙様式第５
（用紙Ａ４）

工　程　表

工事名：
会社名：

項目	単位	数量	４月	５月	６月	７月	８月	９月	10月	11月	12月	１月	２月	３月
			10 20	10 20	10 20	10 20	10 20	10 20	10 20	10 20	10 20	10 20	10 20	10 20

■工程管理に対する技術的所見

入 札 公 告（建設工事）

次のとおり一般競争入札に付します。

平成○年○月○日

○○○○

○○○○　○○　○○【発注者名を記載する。】

◎調達機関番号　○○○　◎所在地番号　○○

○第Ｎ号

１　工事概要

(1) 品目分類番号　41

(2) 工事名　○○（○）○○○工事

(3) 工事場所　○○県○○市○○町○－○

(4) 工事内容　本工事は、以下の工事を行うものである。

用途　○○、構造　鉄筋コンクリート造○階建て、規模　建物延べ面積約○○○㎡、

(5) 工期　平成○年○月○日まで

(6) 使用する主要な資機材　コンクリート○○㎥、鉄骨○○ｔ、鉄筋○○ｔ、板ガラス○○㎡

【電子入札対象の場合は次の項目を追加する。】

(7) 本工事は、資料提出及び入札等を電子入札システムにより行う工事である。ただし、電子入札システムにより難いものは、発注者の承諾を得て紙入札方式に代えるものとする。

なお、紙入札方式の承諾に関しては○○防衛局総務部契約課に紙入札方式参加承諾願を提出するものとする。

(8) 本工事は、工事費内訳明細書の提出を義務付ける工事である。

(9) 本工事は、入札時に施工方法等の提案を受け入れる入札時ＶＥ方式の試行工事である。

２　競争参加資格

(1) 予算決算及び会計令（昭和22年勅令第165号。以下「予決令」という。）第70条及び第71条の規定に該当しない者であること。

(2) 防衛省における平成○・○年度一般競争（指名競争）参加資格（以下「防衛省競争参加資格」という。）のうち、「○○工事」で級別の格付を受け、○○防衛局【当該契約担当官等の所在地を管轄する地方防衛局等を記載する。】に競争参加資格を希望していること（会社更生法（平成14年法律第154号）に基づき更生手続開始の申立てがなされている者又は民事再生法（平成11年法律第225号）に基づき再生手続開始の申立てがなされている者については、手続開始の決定後、再度級別の格付を受けていること。）。

(3) 会社更生法に基づき更生手続開始の申立てがなされている者又は民事再生法に基づき再生手続開始の申立てがなされている者（(2)の再度級別の格付を受けた者を除く。）でないこと。

(4) 防衛省競争参加資格の「○○工事」に係る経営事項評価数値（資格審査結果通知書の記３の経営事項評価数値欄の点数）が○○点以上であること。

(5) 平成○年度以降入札公告日まで【当該年度及び前年度から過去15年間を記載する。】に、元請けとして完成・引渡しを完了した工事のうち、（用途が○○で、）鉄筋コンクリート造○階建て以上、建物延べ面積○○㎡以上（１棟当たり）の工事を施工した実績を有すること（建設共同企業体の構成員としての実績は、出資比率が20％以上のものに限る。）。

なお、当該実績が平成13年12月25日以降に完成した防衛省発注機関（契約担当官等が属する防衛省本省の内部部局、防衛大学校、防衛医科大学校、防衛研究所、統合幕僚監部、陸上幕僚監部、海上幕僚監部、航空幕僚監部、情報本部、防衛監察本部、地方防衛局並びに統合幕僚長及び陸上幕僚長、海上幕僚長又は航空幕僚長の監督を受ける陸上自衛隊、海上自衛隊及び航空自衛隊の部隊及び機関並びに防衛装備庁をいう。以下同じ。）（旧防衛施設局及び旧防衛施設支局を含む。）の発注した工事に係るものにあっては、施工成績評定通知書又は工事成績評定通知書の評定点合計（以下「評定点合計」という。）が65点未満のものを除くこと。また、経験が工事成績相互利用登録機関が発注した工事で工事成績評定相互利用対象工事に該当するものである場合は、工事成績の評定点が65点未満のものを除くこと。

(6) 次の基準をすべて満たす監理技術者又は主任技術者（以下「監理技術者等」という。）を当該工事に専任で配置できること。

ア　一級建築士又はこれと同等以上の資格を有する者である。[建築工事の場合]

イ　平成○年度以降入札公告日まで【当該年度及び前年度から過去15年間を記載する。】に、(5)に掲げる工事の経験を有する者である。（原則、着工から完成まで従事している。）

なお、当該経験が平成13年12月25日以降に完成した防衛省発注機関（旧防衛施設局及び旧防衛施設支局を含む。）の発注した工事に係るものにあっては、評定点合計が65点未満のものを除く。また、経験が工事成績相互利用登録機関が発注した工事で工事成績評定相互利用対象工事に該当するものである場合は、工事成績の評定点が65点未満のものを除く。

ウ　監理技術者にあっては、監理技術者資格者証及び監理技術者講習修了証を有する者である。

(7) 一般競争参加資格確認申請書（以下「申請書」という。）及び競争参加資格確認資料（以下「資料」という。）の提出期限の日から開札の時点までの期間に、○○防衛局長【契約担当官等の所在地を管轄する地方防衛局等の長を記載する。】から、工事請負契約等に係る指名停止等の措置要領について（防整施（事）第150号。28．３．31）に基づく指名停止を受けていないこと。

(8) 上記１に示した工事に係る設計業務等の受注者（受注者が共同体である場合においては、当該共同体の各構成員をいう。以下同じ。）又は当該受注者と資本若しくは人事面において関連がある建設業者でないこと。

(9) 入札に参加しようとする者との間に資本関係又は人的関係がないこと。

(10)○○に係る施工計画が適正であること。なお、この施工計画の提出に当たって、入札説明書の別冊図面及び別冊仕様書に参考として示された図面及び仕様書（以下「標準案」という。）の内容について、これと異なる施工方法等（以下「ＶＥ提案」という。）で施工しようとする場合は、その内容を示した施工計画を提出すること。ＶＥ提案による施工計画が適正と認められない場合に標準案に基づいて施工する意志がある場合には、標準案による施工計画を併せて提出すること。また、標準案に基づいて施工しようとする場合は標準案による施工計画を提出すること。

(11)都道府県警察から暴力団関係業者として防衛省が発注する工事等から排除するよう要請があり、当該状態が継続している有資格業者でないこと。

３　入札手続等

【電子入札の場合は以下のとおりとし、紙入札の場合は、適宜、必要事項を記載する。】

(1) 担当部局

〒○○○－○○○○　○○県○○市○○町○－○－○
○○○○【当該発注機関、部署名を記載する。】
TEL　○○－○○○○－○○○○（内線○○○○）
FAX　○○－○○○○－○○○○

(2) 入札説明書の交付期間等

ア　交付期間　平成○年○月○日から平成○年○月○日まで（行政機関の休日に関する法律（昭和63年法律第91号）第１条第１項に規定する行政機関の休日（以下「行政機関の休日」という。）を除く。）の毎日、午前８時から午後10時（金曜日は午後６時）まで。

イ　交付場所 防衛施設建設工事電子入札システムセンター
http://www.mod-eboc.go.jp

ウ　交付方法　すべて、電子データで交付を行う。
文書類　：PDF　（○○形式）
図面類　：PDF　（○○形式）
数量表等：Excel（○○形式）
申請書類：Word　（○○形式）又は一太郎（○○形式）
なお、標記以外の形式による提供は一切行わない。

エ　使用条件　ダウンロードした資料の取り扱いに関する利用規則に同意すること。

オ　その他　通信環境の不具合等のため、希望する者は電子情報の提供を依頼することができる。
この場合、(1)へ「図面データの取り扱いに関する同意事項」（記入・押印

済みのもの)、データを保存するために必要な、ＣＤ－Ｒ（未使用に限る。）○枚及び着払いラベル（宅配業者の場合）又は切手（日本郵便の場合）を貼付した返信用の封筒を同封し、送付する。

なお、配送によるもの以外の対応は行わない。また、この対応により被った不利益や損害については、一切補償しない。

※「図面データの取り扱いに関する同意事項」の書式については、防衛省・自衛隊のホームページより入手可能である。

(http://www.mod.go.jp/○/○/○/○/○.pdf)

(3) 申請書及び資料の提出期限等

ア　提出期限　平成○年○月○日午後○時○分

イ　提出方法　電子入札システムにより提出する。ただし、申請書及び資料が３MBを超える場合の提出方法等については、入札説明書による。紙入札方式による場合は、(1)に持参又は郵送（書留郵便に限る。）若しくは託送（書留郵便と同等のものに限る。）（以下「郵送等」という。）すること。

(4) 入札書の受領期限等

ア　受領期限　平成○年○月○日午後○時○分

イ　提出方法　電子入札システムにより提出する。ただし、紙入札方式による場合は、(1)に持参又は郵送等により提出すること。

(5) 開札の日時及び場所

ア　開札日時　平成○年○月○日　午前○時○分

イ　開札場所　○○○○室

４　その他

(1) 手続において使用する言語及び通貨　日本語及び日本国通貨に限る。

(2) 入札保証金　納付（保証金の取扱店　○○銀行○○支店）。ただし、利付国債の提供（取扱官庁　○○○○）又は銀行等の保証（取扱官庁　○○○○）をもって入札保証金の納付に代えることができる。また、入札保証保険契約の締結を行った場合は、入札保証金を免除する。

(3) 入札保証金の納付等に係る書類の提出期間、提出場所及び提出方法

ア　提出期間　平成○年○月○日から平成○年○月○日まで（利付国債の提供の場合は平成○年○月○日）の行政機関の休日を除く毎日、午前○時から午後○時まで。

イ　提出場所　〒○○○－○○○○　○○県○○市○○町○－○－○
○○○○【当該発注機関、部署名を記載する。】防衛局総務部契約課　TEL ○○○○－○○－○○○○

ウ　提出方法　書類の提出は、持参又は郵送等することにより行うものとする。

(3) 契約保証金　免除。ただし、落札者は、公共工事履行保証証券による保証（瑕疵担保特約（２年間）を付したものに限る。）を付するものとする。この場合の保証金額は、請負代金の10分の３以上とする。

【契約保証金を納付させる場合は(3)は次のとおりとする。】

(3) 契約保証金　納付（保管金の取扱店　○○銀行○○支店）。ただし、利付国債の提供（取扱官庁　○○○○）又は金融機関若しくは保証事業会社の保証（取扱官庁　○○○○）をもって契約保証金の納付に代えることができる。また、公共工事履行保証証券による保証を付し、又は履行保証保険契約の締結を行った場合は、契約保証金を免除する。

(4) 入札の無効　次に掲げる入札は無効とする。

ア　本公告に示した競争参加資格のない者のした入札

イ　申請書又は資料に虚偽の記載をした者のした入札

ウ　入札に関する条件に違反した入札

(5) 落札者の決定方法　競争参加資格の確認の通知において、ＶＥ提案に基づく施工計画により競争参加資格を認められた者は、当該提案に基づく入札を行い、標準案に基づく施工計画により競争参加資格を認められた者は、標準案に基づく入札を行い、これらの者の中で、予決令第79条の規定に基づいて作成された予定価格の制限の範囲内で最低の価格をもって有効な入札を行った者を落札者とする。ただし、落札者となるべき者の入札価格によっては、その者により当該契約の内容に適合した履行がなされないおそれがあると認められるとき、又はその者と契約を締結することが公正な取引の秩序を乱すこととなるおそれがあって著しく不適当であると認められるときは、予定価格の制限の範囲内の価格をもって入札した他の者のうち最低の価格をもって入札した者を落札者とすることがある。

(6) 配置予定監理技術者の確認　落札者決定後、発注者支援データベース・システム等により配置予定の監理技術者の専任制違反の事実が確認された場合、契約を結ばないことがある。

　なお、種々の状況からやむを得ないものとして承認された場合の外は、配置予定技術者の変更を認めない。

(7) 落札者となるべき者の入札価格が予決令第85条の規定に基づいて作成された基準（以下「調査基準価格」という。）を下回っている場合は、予決令第86条の調査（以下「低入札価格調査」という。）を行うので、協力しなければならない。

(8) 入札後、契約を締結するまでの間に、都道府県警察から暴力団関係者として防衛省が発注する工事等から排除するよう要請があり、当該状態が継続している有資格者とは契約を行わない。

(9) 低入札価格調査を受けた者との契約については、前払金の割合を請負代金額の10分の２以内とする。【前払金の設定が予定されている場合のみ記載する。】

(10) 専任の監理技術者の配置が義務付けられている工事において、調査基準価格を下回った価格をもって契約する場合においては、監理技術者とは別に同等の要件を満たす技術者の配置を求めることがある。

(11) 手続における交渉の有無　無

(12) 契約書作成の要否　要

(13) 現場説明会を行う。【現場説明会を実施する場合のみ記載する。】

(14) 関連情報を入手するための照会窓口　上記３(1)に同じ。

(15) 競争参加資格の級別の格付を受けていない者の参加　上記２(2)に掲げる競争参加資格の級別の格付を受けていない者も上記３(3)により申請書及び資料を提出することができるが、競争に参加するためには､開札の時において、当該資格の格付を受け、かつ､競争参加資格の確認を受けていなければならない。

(16) 詳細は、入札説明書による。

(17) ＶＥ提案及び標準案に基づく施工計画の採否　ＶＥ提案及び標準案に基づく施工計画の採否については競争参加資格の確認の通知に併せて通知する。

５　Summary

(1) Official in charge of disbursement of the procuring entity：

(2) Classification of the services to be procured：

(3) Subject matter of the contract：

(4) Time-limit for the submission of application forms and relevant documents for the qualification by electronic bidding system：

(5) Time-limit for the submission of tenders by electronic bidding system：

(6) Contact point for tender documentation：

入　札　説　明　書

○○○○【発注機関名を記載する。】の○○（○）○○○建設工事に係る入札公告（建設工事）に基づく入札等については、関係法令に定めるもののほか、この入札説明書によるものとする。

１　公告日　平成○年○月○日
２　契約担当官等
　○○○○　○○○○　○○　○○【発注者名を記載する。】
　〒○○○－○○○○　○○県○○市○○町○－○
３　工事概要
(1) 工事名　○○（○）○○○工事
(2) 工事場所　○○県○○市○○町○－○－○
(3) 工事内容及び工事範囲　別冊図面及び仕様書のとおり。
(4) 工期　平成○年○月○日まで
(5) 使用する主要な資機材　コンクリート○○㎥、鉄骨○○ｔ、鉄筋○○t、板ガラス○○㎡
(6) 本工事は、入札時に施工方法等の提案を受付ける入札時ＶＥ方式の試行工事である。
(7) その他

【電子入札対象の場合は次のア及びイを追加する。】
ア　本工事は、資料提出及び入札等を電子入札システムにより行う工事である。ただし、電子入札システムにより難いものは、発注者の承諾を得て紙入札方式に代えるものとする。
　なお、紙入札方式の承諾に関しては、「紙入札方式参加承諾願（別紙第様式１）」を提出する。
(ｱ) 受付窓口　〒○○○－○○○○　○○県○○市○○町○－○
　　○○防衛局総務部契約課
(ｲ) 受付時間　午前○時から午後○時まで。ただし、正午から午後１時までの間を除く。
イ　電子入札システムで使用できるICカードは、代表者又は当該入札案件に関する入札・見積権限及び契約締結権限について委任を受けた者（以下「代理人」という。）のICカードのみとし、代理人による場合は、委任状を提出する。詳細は入札心得書による。

ウ　本工事は、工事費内訳明細書の提出を義務付ける工事である。
４　競争参加資格
(1) 予算決算及び会計令（昭和22年勅令第165号。以下「予決令」という。）第70条及び第71条の規定に該当しない者であること。
(2) 防衛省における平成○・○年度一般競争（指名競争）参加資格（以下「防衛省

競争参加資格」という。）のうち、「○○工事」で級別の格付を受け、○○防衛局【当該契約担当官等の所在地を管轄する地方防衛局等を記載する。】に競争参加を希望していること（会社更生法（平成14年法律第154号）に基づき更生手続開始の申立てがなされている者又は民事再生法（平成11年法律第225号）に基づき再生手続開始の申立てがなされている者については、手続開始の決定後、再度級別の格付を受けていること。）。

(3) 会社更生法に基づき更生手続開始の申立てがなされている者又は民事再生法に基づき再生手続開始の申立てがなされている者（(2)の再度級別の格付を受けた者を除く。）でないこと。

(4) 防衛省競争参加資格の「○○工事」に係る経営事項評価数値（資格審査結果通知書の記３の経営事項評価数値欄の点数）が○○点以上であること。

(5) 平成○年度以降入札公告日まで【前年度から過去15年間を記載する。】に、元請けとして完成・引渡しを完了した工事のうち、（用途が○○で、）鉄筋コンクリート造○階建て以上、建物延べ面積○○㎡以上（１棟当たり）の工事を施工した実績を有すること（建設共同企業体の構成員としての実績は、出資比率が20％以上のものに限る。）。

なお、当該実績が平成13年12月25日以降に完成した防衛省発注機関（契約担当官等が属する防衛省本省の内部部局、防衛大学校、防衛医科大学校、防衛研究所、統合幕僚監部、陸上幕僚監部、海上幕僚監部、航空幕僚監部、情報本部、防衛監察本部、地方防衛局並びに統合幕僚長及び陸上幕僚長、海上幕僚長又は航空幕僚長の監督を受ける陸上自衛隊、海上自衛隊及び航空自衛隊の部隊及び機関並びに防衛装備庁をいう。以下同じ。）（旧防衛施設局及び旧防衛施設支局）を含む。）の発注した工事に係るものにあっては、施工成績評定通知書又は工事成績評定通知書の評定点合計（以下「評定点合計」という。）が65点未満のものを除くこと。また、実績が工事成績相互利用登録機関が発注した工事で工事成績評定相互利用対象工事に該当するものである場合は、工事成績の評定点が65点未満のものを除くこと。

工事成績相互利用登録機関及び登録内容は別紙第１のとおりである。

(6) 次の基準をすべて満たす監理技術者又は主任技術者（以下「監理技術者等」という。）を当該工事に専任で配置できること。

ア　一級建築士又はこれと同等以上の資格を有する者である。

なお、「これと同等以上の資格を有する者」とは次のものをいう。

・一級建築施工管理技士の資格を有する者

・これらと同等以上の資格を有する者と国土交通大臣が認定した者

［建築工事の場合］

イ　平成○年度以降入札公告日まで【前年度から過去15年間を記載する。】に、(5)に掲げる工事の経験を有する者である。

なお、当該経験が平成13年12月25日以降に完成した防衛省発注機関（旧防衛施設局及び旧防衛施設支局を含む。）の発注した工事に係るものにあっては、評定点合計が65点未満のものを除く。また、経験が工事成績相互利用登録機関が発注した工事で工事成績評定相互利用対象工事に該当するものである場合は、工事成績の評定点が65点未満のものを除く。

ウ　監理技術者にあっては、監理技術者資格者証及び監理技術者講習修了証を有する者である。

エ　配置予定の監理技術者にあっては直接的かつ恒常的な雇用関係が必要であるので、その旨を明示することができる資料を求めることがあり、その明示がなされない場合は入札に参加できないことがある。

(7) 一般競争参加資格確認申請書（以下「申請書」という。）及び競争参加資格確認資料（以下「資料」という。）の提出期限の日から開札の時点までの期間に、○○防衛局長【契約担当官等の所在地を管轄する地方防衛局等の長を記載する。】から、工事請負契約等に係る指名停止等の措置要領について（防整施（事）第150号。28．３．31。）（以下「指名停止措置要領」という。）に基づく指名停止を受けていないこと。

(8) 上記３(1)に示した工事に係る設計業務等の受注者（受注者が共同体である場合においては、当該共同体の各構成員をいう。以下同じ。）又は当該受注者と資本若しくは人事面において関連がある建設業者でないこと。

(9) 入札に参加しようとする者の間に次の基準のいずれかに該当する関係がないこと。

なお、この場合に、辞退する者を決めることを目的に当事者間で連絡を取ることは、入札心得書第６条第２項の規定に抵触するものでない。

ア　資本関係

次のいずれかに該当する２者の場合。ただし、子会社（会社法（平成17年法律第86号）第２条第３号の規定による子会社をいう。以下同じ。）若しくは子会社の一方が会社更生法第２条第７項に規定する更生会社（以下「更生会社」という。）又は民事再生法第２条第４号に規定する再生手続が存続中の会社である場合は除く。

(ｱ)　親会社と子会社の関係にある場合

(ｲ)　親会社を同じくする子会社同士の関係にある場合

イ　人的関係

次のいずれかに該当する２者の場合。ただし、(ｱ)については、会社の一方が更生会社又は民事再生法第２条第４号に規定する再生手続が存続中の会社である場合は除く。

(ｱ)　一方の会社の役員が、他方の会社の役員を現に兼ねている場合

(ｲ)　一方の会社の役員が、他方の会社の管財人を現に兼ねている場合

ウ　その他の入札の適正さが阻害されると認められる場合

その他ア又はイと同視しうる資本関係又は人的関係があると認められる場合。

(10) ○○に係る施工計画が適正であること。なお、この施工計画の提出に当たって、入札説明書の別冊図面及び別冊仕様書に参考として示された図面及び仕様書（以下「標準案」という。）の内容について、これと異なる施工方法等（以下「ＶＥ提案」という。）で施工しようとする場合は、その内容を示した施工計画を提出すること。この施工計画が適正と認められない場合、標準案に基づいて施工する意志がある場合には、標準案による施工計画書を併せて提出すること。また、標準案に基づいて施工しようとする場合は標準案による施工計画を提出するこ

と。

(11)都道府県警察から暴力団関係業者として防衛省が発注する工事等から排除するよう要請があり、当該状態が継続している有資格業者でないこと。

5　設計業務等の受注者等

(1) 上記４(8)の「上記３(1)に示した工事に係る設計業務等の受注者」とは、次に掲げる者である。

○○○○設計株式会社

(2) 上記４(8)の「当該受注者と資本若しくは人事面において関連がある建設業者」とは、次のア又はイに該当する者である。

ア　当該受注者の発行済株式総数の100分の50を超える株式を有し、又はその出資の総額の100分の50を超える出資をしている建設業者

イ　建設業者の代表権を有する役員が当該受注者の代表権を有する役員を兼ねている場合における当該建設業者

6　担当部局

〒○○○－○○○○　○○県○○市○○町○－○
○○○○【当該発注機関、部署名を記載する。】
TEL　○○－○○○○－○○○○（内線○○○○）
FAX　○○－○○○○－○○○○

7　競争参加資格の確認等

(1) 本競争の参加希望者は、上記４に掲げる競争参加資格を有することを証明するため、次に従い、申請書及び資料（以下「申請書等」という。）を提出し、契約担当官等から競争参加資格の有無の確認等を受けなければならない。また、上記４(2)の格付を受けていない者も次に従い申請書等を提出することができる。この場合において、上記４(1)及び(5)から(11)までに掲げる事項を満たしているときは、開札の時点において上記４(2)から(4)までに掲げる事項を満たしていることを条件として競争参加資格があることを確認するものとする。

当該確認を受けた者が競争に参加するためには、開札の時において上記４(2)から(4)までに掲げる事項を満たしていなければならない。

なお、期限までに申請書等を提出しない者及び競争参加資格がないと認められた者は、本競争に参加することができない。

申請書等の提出は、次に示すとおり。

ア　電子入札システムによる場合

(ｱ) 提出期間　平成○年○月○日から平成○年○月○日まで（行政機関の休日に関する法律（昭和63年法律第91号）第１条第１項に規定する行政機関の休日（以下「行政機関の休日」という。）を除く。）の毎日、午前８時から午後10時（金曜日は午後６時）まで。ただし、最終日は午後○時まで。

(ｲ) 提出方法　資料が３MBを超える場合は、上記６に持参又は郵送（書留郵便に限る。）若しくは託送（書留郵便と同等のものに限る。）（以下「郵送等」という。）で提出することとし、電子入札システムとの分割は認めない。また、持参又は郵送等する場合は、次の内容を記載した書面を電子入札システムにより申請書とともに送信する。

・持参又は郵送等する旨の表示

・持参又は郵送等する書類の目録
・持参又は郵送等する書類のページ数
・持参又は発送年月日

(ｳ) ﾌｧｲﾙ形式　電子入札システムによる提出資料のファイル形式については、次のいずれかの形式にて作成することとする。

・一太郎　　Ver　〇〇形式以下
・Microsoft Word　〇〇形式以下
・Microsoft Excel 〇〇形式以下
・その他のｱﾌﾟﾘｹｰｼｮﾝ PDFファイル　Acrobat 〇形式以下
画像ファイル JPEG及びGIF形式
圧縮ファイル LZH又はZIP形式

(ｴ) プリントアウト時に規定の枚数内となるように設定する。
なお、送信された資料のプリントアウトは白黒印刷で行う。

イ　紙入札方式による場合

(ｱ) 提出期間　平成〇年〇月〇日から平成〇年〇月〇日まで（行政機関の休日を除く。）の毎日、午前〇時から午後〇時まで（正午から午後１時までの間を除く。）。ただし、最終日は午後〇時まで。

(ｲ) 提出場所　上記６に同じ。

(ｳ) 提出方法　持参又は郵送等による。

(2) 申請書は、別紙様式第２により作成する。

(3) 上記４(5)の実績及び(6)の経験の確認を行うに当たり、効力を有する政府調達に関する協定を適用している国及び地域並びに我が国に対して建設市場が開放的であると認められる国及び地域以外の国又は地域に主たる営業所を有する建設業者にあっては、我が国における同種工事の施工実績及び経験をもって行う。

(4) 資料は、次に従い作成する。

なお、アの実績及びイの経験については、平成〇年度以降入札公告日まで【当該年度及び前年度から過去15年間を記載する。】に、工事が完成・引渡しが完了いるものに限り記載することとし、「同種の工事の施工実績（別紙様式第３）」及び「配置予定の技術者（別紙様式第４）」に記載する工事が平成13年12月25日以降に完成した防衛省発注機関（旧防衛施設局及び旧防衛施設支局を含む。）の工事の場合は、当該工事に係る施工成績評定通知書又は工事成績評定通知書の写しを添付する。

ア　同種の工事の施工実績

上記４(5)に掲げる資格があることを判断できる同種の工事の施工実績を１件記載する。

記載様式は別紙様式第３とし、図面、写真等を引用する場合も含め、Ａ４版１枚に記載する。

イ　配置予定の監理技術者等

上記４(6)に掲げる資格があることを判断できる配置予定の監理技術者等の資格、同種の工事の経験及び申請時における他工事の従事状況等を記載する。

記載様式は別紙様式第４とし、記載する同種の工事の経験の件数は１件でよい。

記載する他工事の従事状況等は、申請書等の提出時点で現場代理人、監理技術者等又はその他の技術者として従事している全ての工事を記載する。

なお、配置予定の監理技術者等として複数の候補技術者の資格及び同種工事の経験を記載することもできる。また、同一の技術者を重複して複数工事の配置予定の監理技術者等とすることは差し支えないものとするが、他の工事を落札したことにより配置予定の監理技術者等を配置することができなくなったときは、入札への参加はできないものとし、申請書を提出した者は、直ちに当該申請書の取下げを行うこととし、電子入札システムにより入札金額を送信した後にあっては、電話及び電送（押印済みの申出書）でその旨の申し出を行うと共に、速やかに書面により申出書を提出する。他の工事を落札したことにより配置予定の監理技術者等を配置することができないにもかかわらず入札した場合においては、不正又は不誠実な行為として、指名停止措置要領に基づく指名停止を行うことがある。

入札書の提出後、落札者決定までの期間（予決令第86条の調査（以下「低入札価格調査」という。）期間を含む。）において、他の工事を落札したことにより配置予定の監理技術者等を配置することができなくなった場合は、直ちにその旨の申し出を行う。この場合において、事実が認められた場合には、当該入札を無効とする。

落札後、配置予定の監理技術者等が配置できないことが明らかになった場合は、不正又は不誠実な行為として、指名停止措置要領に基づく指名停止を行うことがある。

ウ　契約書の写し等

施工実績又は経験として記載した工事に係る契約書の写し又は当該同種工事を証明する資料を提出する。ただし、当該工事が、財団法人日本建設情報総合センターの「工事実績情報サービス（CORINS）」に登録されている場合はその写し（詳細を含む。）を添付するものとし、契約書の写しを提出する必要はない。

エ　施工計画

施工方法等の技術的事項に対する所見を別紙様式第５－１又は５－２に記載すること。

標準案により施工しようとする場合は、別紙様式第５－１を用いて、標準案に基づく施工計画について記載すること。

ＶＥ提案により施工しようとする場合は、別紙様式第５－２を用いて、ＶＥ提案に基づく施工計画について記載すること。この場合、発注者は、ＶＥ提案については、その後の工事において、その内容が一般的に使用されている状態となった場合は、無償で使用できるものとする。ただし、工業所有権等の排他的権利を有する提案についてはこの限りでない。また、ＶＥ提案等を適正と認めることにより、設計図書において施工方法等を指定しない部分の工事に関する建設業者の責任が軽減されるものではない。

ＶＥ提案による施工計画が適正と認められなかった場合に標準案に基づいて施工する意志がある場合には、別紙様式第５－１を用いて標準案に基づく施工計画についても記載し、ＶＥ提案による施工計画と併せて提出すること。

ＶＥ提案の審査に当たっては、施工の確実性、安全性、標準案と比較した経済性等を評価すること。

(5) 競争参加資格の確認は、申請書等の提出期限をもって行うものとし、その結果は電子入札システムにより、また、紙入札方式による場合は申請時に提出された返信用封筒により、平成○年○月○日までに通知する。

通知において、ＶＥ提案よる施工計画を提出した者については、ＶＥ提案又は標準案に基づく入札の可否についても併せて通知する。この際、否とした場合には理由を付して通知する。

(6) その他

ア　申請書等の作成及び提出に係る費用は、申請者の負担とする。

イ　契約担当官等は、提出された申請書等を競争参加資格の確認以外に申請者に無断で使用しない。

ウ　提出された申請書等は、返却しない。

エ　提出期限以降における申請書等の差し替え及び再提出は認めない。

オ　申請書等に関する問い合わせ先　上記６に同じ。

８　競争参加資格がないと認めた者に対する理由の説明

(1) 競争参加資格がないと認められた者は、契約担当官等に対して競争参加資格がないと認めた理由について、次に従い説明を求めることができる。

ア　提出方法　電子入札システムにより、また、紙入札方式による場合は書面（様式は自由とする。）を上記６に持参するものとし、郵送等によるものは受け付けない。

イ　提出期間

(ｱ) 電子入札システムによる場合

上記７(5)の通知の日から平成○年○月○日まで（行政機関の休日を除く。）の毎日、午前８時から午後10時（金曜日は午後６時）まで。ただし、最終日は午後○時まで。

(ｲ) 紙入札方式による場合

上記７(5)の通知の日から平成○年○月○日まで（行政機関の休日を除く。）の毎日、午前○時から午後○時まで（正午から午後１時までの間を除く。）。ただし、最終日は午後○時まで。

(2) 契約担当官等は、(1)により説明を求められたときは、平成○年○月○日までに説明を求めた者に対し電子入札システムにより、また紙入札方式による場合は書面により回答する。

９　入札説明書に対する質問

(1) 入札説明書に対して質問がある場合には、次に従い提出する。

ア　提出方法　電子入札システムにより、また、紙入札方式による場合は書面（様式は自由とする。）を上記６に持参又は郵送等により提出する。

イ　提出期間

(ｱ) 電子入札システムによる場合

平成○年○月○日から平成○年○月○日まで（行政機関の休日を除く。）の毎日、午前８時から午後10時（金曜日は午後６時）まで。ただし、最終日は午後○時まで。

(ｲ) 紙入札方式による場合
平成○年○月○日から平成○年○月○日まで（行政機関の休日を除く。）の毎日、午前○時から午後○時まで（正午から午後１時までの間を除く。）。ただし、最終日は午後○時まで。郵送等による場合は平成○年○月○日午後○時必着。

(2) (1)の質問に対する回答書は、電子入札システムにより回答するので確認するものとする。また、紙入札方式を含む場合は、平成○年○月○日から平成○年○月○日まで（行政機関の休日を除く。）の毎日、午前○時から午後○時まで（正午から午後１時までの間を除く。）、上記６において閲覧に供する。

10　入札方法等

(1) 入札書の提出方法等

ア　電子入札システムによる場合
提出期間　平成○年○月○日から平成○年○月○日まで（行政機関の休日を除く。）の毎日、午前８時から午後10時（金曜日は午後６時）まで。ただし、最終日は午後○時までとする。

イ　紙入札方式による場合
(ｱ) 提出期間　持参による場合は、平成○年○月○日午前○時から午後○時まで（正午から午後１時までの間を除く。）。郵送等による場合は、平成○年○月○日午後○時必着。
(ｲ) 提出場所　上記６に同じ。
(ｳ) 提出方法　持参による場合は、入札書及び工事費内訳明細書を各々封筒に入れて封かんし、入札書を入れた封筒の表に「入札書在中」と朱書きする。さらにこれらを１つの封筒に入れて封かんし、封筒の表に工事名、開札日時及び商号又は名称を記載の上、提出する。また、一般競争参加資格確認通知書又はその写しを提示する。
郵送等による場合は、入札書及び工事費内訳明細書を各々封筒に入れて封かんし、入札書を入れた封筒の表に「入札書在中」と朱書きする。さらにこれらと一般競争参加資格確認通知書の写しを別の封筒に入れて封かんし、封筒の表に工事名、開札日時及び商号又は名称を記載の上、提出する。

(2) 落札決定に当たっては、入札書に記載された金額に当該金額の100分の○【消費税及び地方消費税とを合わせた税率を記載する。】に相当する額を加算した金額（当該金額に１円未満の端数があるときは、その端数金額を切り捨てた金額）をもって落札価格とするので、入札参加者は、消費税及び地方消費税に係る課税事業者であるか免税事業者であるかを問わず、見積った契約希望金額の○○○分【100＋消費税及び地方消費税とを合わせた税率を記載する。】の100に相当する金額を入札書に記載する。

(3) 入札回数は、原則として２回を限度とする。ただし、２回目の入札において落札者がいない場合は、３回目の入札を執行する場合もある。なお、予決令第９９条の２の規定による随意契約は、特別な場合を除き適用しない。

11　入札保証金及び契約保証金

(1) 入札保証金　入札保証金　納付（保管金の取扱店　○○銀行○○支店）。ただし、利付国債の提供（取扱官庁　○○○○）又は銀行等の保証（取扱官庁　○○

○○）をもって入札保証金の納付に代えることができる。また、入札保証保険契約の締結を行った場合は、入札保証金を免除する。入札保証金の金額等（国債の総額、銀行等の保証に係る保証金額及び入札保証保険に係る保険金額を含む。以下同じ。）は、見積金額の100分の５以上とする。

なお、期限までに入札保証金の納付等（入札保証金の納付に代わる担保としての国債又は銀行等の保証の提供及び入札保証金の全部が免除される入札保証保険契約の締結を含む。以下同じ。）を行わない者及び入札保証金の納付等に係る書類（以下「書類」という。）を提出しない者並びに入札保証金の金額等が入札金額（税込み）（入札価格に消費税及び地方消費税相当額を加えたものをいう。以下同じ。）の100分の５に満たない者は、入札に関する条件に違反したものとして、その入札を無効とする。

利付国債の提供の場合は担保の提供が完了するまでには、振替手続き等相応の日数を要するため、あらかじめ取引先の銀行・証券会社等に相談のうえ、期限までに十分余裕をもって手続きする。

ア　提出期間　平成○年○月○日から平成○年○月○日（利付国債の提出の場合は平成○年○月○日）までの行政機関の休日を除く毎日、午前○時から午後○時まで。

イ　提出場所　〒○○○－○○○○　○○県○○市○○町○－○－○　○○【当該発注機関、部署名を記載する。】　TEL○○○○－○○－○○○○

ウ　提出方法　書類の提出は、持参又は郵送等することにより行うものとする。

エ　増額変更　認めない。

オ　減額変更　認めない。

カ　保証期間　平成○年○月○日まで【落札者決定の日から７日を経過した日以降の日で契約担当官等が指定する日を記載する。】

キ　その他　入札保証金の納付等及び書類の提出に係る費用は、入札参加者の負担とする。

(2) 契約保証金　免除。ただし、落札者は、公共工事履行保証証券による保証（瑕疵担保特約を付したものに限る。）を付するものとする。この場合の保証金額は、請負代金額の10分の３以上とする。

【契約保証金を納付させる場合は(2)は次のとおりとする。】

(2) 契約保証金　納付（保管金の取扱店 ○○銀行○○支店）。 ただし、利付国債の提供（取扱官庁　○○○○）又は金融機関若しくは保証事業会社の保証（取扱官庁　○○○○）をもって契約保証金の納付に代えることができる。また、公共工事履行保証証券による保証を付し、又は履行保証保険契約の締結を行った場合は、契約保証金を免除する。

12　工事費内訳明細書の提出

(1) 第１回の入札に際し、第１回の入札書に記載される入札金額に対応した工事費内訳明細書を提出しなければならない。

(2) 工事費内訳明細書の作成方法

ア　交付した数量書にある総括表の構成に対応した経費項目（直接工事費、共通

仮設費、現場経費、一般管理費等）を記載することとする。また、直接工事費の明細書については、交付した数量書に対応する摘要（土木工事にあっては規格・寸法)、数量、単位、単価、金額等を記載したものとする。

イ　交付する数量書記載の数量については、参考数量であることから変更してもよいものとする。

ウ　工事費内訳明細書には、必ず表紙を付けるものとし、表紙には商号又は名称、住所及び代表者氏名（紙入札方式による場合は、必ず押印する。）並びに発注者名及び工事名を記載し、表紙以外には商号又は名称、住所及び代表者氏名を記載しない。

(3) 工事費内訳明細書の提出方法等

ア　電子入札システムによる場合

(ｱ) 提出期間　上記10(1)アに同じ。

(ｲ) 提出方法　工事費内訳明細書が３MBを超える場合には、上記６に持参又は郵送等により提出し、電子入札システムとの分割は認めない。また、この場合は、次の内容を記載した書面を電子入札システムにより入札書とともに送信する。。

・持参又は郵送等する旨の表示
・持参又は郵送等する書類の目録
・持参又は郵送等する書類のページ数
・持参又は発送年月日

(ｳ) ﾌｧｲﾙ形式　PDF（Acrobat〇〇形式以下）等、一般的なフォーマット

イ　紙入札方式による場合

(ｱ) 提出期間　上記10(1)イに同じ。

(ｲ) 提出方法　上記10(1)イを参照。

(ｳ) 提出場所　上記６に同じ。

(4) 提出された工事費内訳明細書は返却しないものとする。

(5) 工事費内訳明細書を提出しない者は、入札に参加することができない。

(6) 提出された工事費内訳明細書の確認の結果､別紙第２の各項に該当する場合は、入札心得書に規定する「その他入札に関する条件に違反した入札」として、当該入札参加者の入札を無効とする場合がある。

(7) 提出された工事費内訳明細書について説明を求める場合がある。

(8) 提出された工事費内訳明細書については、必要に応じ公正取引委員会へ提出する場合がある。この場合、指名停止措置要領に基づき、指名停止措置を行うことがある。

(9) 工事費内訳明細書は、参考図書として提出を求めるものであり、契約上の権利義務を生じるものではない。

13　開札

(1) 開札の日時及び場所

ア　開札日時　平成〇年〇月〇日　午前〇時〇分

イ　開札場所　〇〇〇〇室

(2) 開札は、(1)に掲げる日時及び場所において、入札者又はその代理人を立ち会わせて行う。ただし、入札者又はその代理人が立ち会わない場合は、入札事務に

関係のない職員を立ち会わせて行う。

(3) 紙入札方式による入札者は、開札に立ち会わない場合でも提出された入札書は有効なものとして取り扱う。

(4) (3)の場合において、再度の入札を行うこととなったときは、持参による入札者は再度の入札を辞退したものとして取り扱うものとするが、郵送等による入札者に対しては、再度の入札への参加の意思の有無を電話により確認するものとする。

(5) 第１回目の入札において落札者が決定しなかった場合、再度入札に移行する。再度入札の日時については、発注者から再度入札通知書を送信するので、パソコンの前でしばらく待機するものとする。開札処理に時間を要する場合は、発注者から開札状況を電子入札システムにより連絡する。

14　入札の無効

(1) 次に掲げる入札は無効とする。

ア　本公告において示した競争参加資格のない者のした入札

イ　申請書又は資料に虚偽の記載をした者のした入札

ウ　現場説明書及び入札心得書において示した条件等入札に関する条件に違反した入札

なお、契約担当官等により競争参加資格のある旨確認された者であっても、落札決定の時点において上記４に掲げる資格のない者は競争参加資格のない者に該当する。

(2) (1)の無効の入札を行った者を落札者としていた場合には、落札決定を取り消す。

15　落札者の決定方法

(1) 競争参加資格の確認の通知において、標準案と異なる提案に基づく施工計画により競争参加資格を認められた者は、当該提案に基づく入札を行い、標準案による施工計画により競争参加資格を認められた者は、標準案に基づく入札を行い、これらの者の中で、予決令第79条の規定に基づいて作成された予定価格の制限の範囲内で最低の価格をもって有効な入札を行った者を落札者とする。ただし、落札者となるべき者の入札価格によっては、その者により当該契約の内容に適合した履行がなされないおそれがあると認められるとき、又はその者と契約を締結することが公正な取引の秩序を乱すこととなるおそれがあって著しく不適当であると認められるときは、予定価格の制限の範囲内の価格をもって入札した他の者のうち最低の価格をもって入札した者を落札者とすることがある。

(2) (1)の場合において、落札者となるべき同価格の入札をした者が２人以上あるときは、くじへ移行する。くじの実施方法等については、発注者から指示をする。

(3) 落札者となるべき者の入札価格が予決令第85条の規定に基づいて作成された基準（以下「調査基準価格」という。）を下回る場合は、低入札価格調査を行うので、調査に協力しなければならない。

16　配置予定監理技術者の確認

落札後、発注者支援データベース・システム等により配置予定の監理技術者の専任制違反の事実が確認された場合、契約を結ばないことがある。

なお、病休・死亡・退職等極めて特別な場合でやむを得ないとして承認された場

合の外は、配置予定の監理技術者等の変更を認めない。

病気等特別な理由により、やむを得ず配置技術者を変更する場合は、上記４(6)に掲げる基準を満たし、かつ当初の配置予定技術者と同等以上の者を配置しなければならない。

17　別に配置を求める技術者

専任の監理技術者の配置が義務付けられている工事において、調査基準価格を下回った価格をもって契約する場合は、契約の相手方が○○【当該発注機関を記載する。】で入札日から過去２年以内に完成した工事、あるいは入札時点で施工中の工事に関して、次のいずれかに該当する場合、監理技術者とは別に、上記４(6)に定める要件と同一の要件（上記４(6)イに掲げる工事経験を除く。）を満たす技術者を、専任で１名現場に配置することとする。

(1) 65点未満の工事成績評定を通知された者

(2) 契約担当官等から施工中又は施工後において工事請負契約書に基づいて修補又は損害賠償を請求された者。ただし、軽微な手直し等は除く。

(3) 品質管理、安全管理に関し、指名停止又は契約担当官等から書面により警告若しくは注意の喚起を受けた者

(4) 自らに起因して工期を大幅に遅延させた者

なお、当該技術者は施工中、監理技術者を補助し、監理技術者と同様の職務を行うものとする。また、上記の技術者を求めることとなった場合には、その氏名その他必要な事項を監理技術者の通知と同様に契約担当官等に通知することとする。

18　入札後、契約を締結するまでの間に、都道府県警察から暴力団関係業者として防衛省が発注する工事等から排除するよう要請があり、当該状況が継続している有資格者とは契約を行わない。

19　低入札価格調査を受けた者との契約については、前払金の割合を請負代金額の10分の２以内とする。【前払金の設定が予定されている場合のみ記載する。】

20　手続における交渉の有無　無

21　契約書作成の要否等

別冊契約書案により、契約書を作成するものとする。

22　支払条件

前払金

中間前金払又は部分払

【対象工事の支払条件に基づき記載する。】

23　火災保険付保の要否　要

24　非落札理由の説明

(1) 非落札者のうち、落札者の決定結果に対して不服がある者は、落札者決定の通知を行った日の翌日から起算して７日（行政機関の休日を除く。）以内に電子入札システムにより、契約担当官等に対して非落札理由についての説明を求めることができる。ただし、紙入札方式による場合は書面（様式は自由とする。）を持参するものとし、郵送等によるものは受け付けない。

(2) (1)の非落札理由について説明を求められたときは、説明を求めることができる最終日の翌日から起算して10日（行政機関の休日を除く。）以内に電子入札シ

ステムにより回答する。ただし、紙により提出された者に対しては、書面により回答する。

25　苦情申立て

本手続における競争参加資格の確認その他の手続に関し、「政府調達に関する苦情の処理手続（平成７年12月14日付け政府調達苦情処理推進会議決定)」により、政府調達苦情検討委員会（連絡先：内閣府政府調達苦情処理対策室（政府調達苦情検討委員会事務局、電話03-3581-9044（直通））に対して苦情を申し立てることができる。

26　関連情報を入手するための照会窓口　上記６に同じ。

27　その他

(1) 入札・契約の手続において使用する言語及び通貨は、日本語及び日本国通貨に限る。

(2) 入札参加者は、入札心得書及び契約書案を熟読し、入札心得書を遵守する。

(3) 申請書等に虚偽の記載をした場合は、指名停止措置要領に基づく指名停止を行うことがある。

(4) 落札者は上記７(1)の資料に記載した配置予定の技術者を、当該工事の現場に配置する。

(5) 落札した総合建設業者及び下請業者が外国の板ガラス製造業者からの競争力のある取引の申出に対して適切な配慮を払いつつ、板ガラスを含む建設資機材を内外無差別の原則に基づいて選定することを期待する。

(6) 電子入札システムは、行政機関の休日を除く午前８時から午後10時（金曜日は午後６時）まで稼働している。また、稼働時間内でシステムをやむを得ず停止する場合は、防衛施設建設工事電子入札ホームページコーナーの「緊急連絡情報」で公開する。

・防衛施設建設工事電子入札ヘルプデスクセンターホームページ
http://acc.mod-eboc.go.jp/WDESK/index.html

(7) システム操作上の手引き書としては、防衛施設建設工事電子入札システムセンターホームページ「操作マニュアル」を参考とする。

(8) 障害発生時及び電子入札システム操作等の問い合わせ先は次のとおりとする。

ア　システム操作・接続確認等の問い合わせ先
防衛施設建設工事電子入札ヘルプデスクセンター
TEL 03-5444-5890（受付は行政機関の休日を除く毎日、９時から17時まで。）
FAX 03-5444-5892（24時間受付。ただし、回答は行政機関の休日を除く毎日、９時から17時まで。）

・メールアドレス　help@mod-eboc.go.jp（24時間受付。ただし、回答は行政機関の休日を除く毎日、９時から17時まで。）

イ　ICカードの不具合等発生時の問い合わせ先
取得された各認証局

ウ　申請書類、応札等の締め切り時間が切迫しているなど緊急を要する場合は、上記６へ電話により連絡する。

(9) 入札参加希望者が電子入札システムで書類を送信した場合には、受付時又は受

付期限後に通知、通知書及び受付票を送信者に発行するので、必ず確認を行うものとする。

別表第１

工事成績相互利用登録機関及び工事成績評定相互利用対象工事

（中央官庁営繕担当課長連絡調整会議構成員）

中央官庁	発注機関・部署等	工事種別	工事規模	時期
○○省	○○部○○課	○○工事	契約額○○円以上の工事	平成○年○月○日以降に契約した工事
○○省	○○部○○課、○○局	すべての工事	契約額○○円を超える工事	平成○年○月○日以降に完成した工事

（全国営繕主管課長会議構成員）

都道府県政令市	発注機関・部署等	工事種別	工事規模	時期
○○県	○○県○○部○○課	すべての工事	契約額○○円以上の工事	平成○年○月○日以降に完成した工事

別表第２

１　未提出であると認められる場合	(1)	工事費内訳明細書が白紙である場合
	(2)	工事費内訳明細書に表紙が付いていない場合
２　記載すべき事項が欠けている場合	(1)	数量、単価、金額等の記載が欠けている場合
３　記載すべき事項に誤りがある場合	(1)	発注案件名に誤りがある場合
	(2)	提出業者名に誤りがある場合
	(3)	工事費内訳明細書の合計金額が入札金額と大幅に異なる場合
４　その他	(1)	他の入札参加者の工事費内訳明細書と類似し、合理性がなく、極めて不自然な場合

別紙様式第１
（用紙Ａ４）

紙入札方式参加承諾願

１．発注件名

２．電子入札システムでの参加ができない理由

上記の案件は、電子入札対象案件ではありますが、今回は当社においては上記理由により電子入札システムを利用しての参加ができないため、紙入札方式での参加を承諾いただきますようお願いいたします。

平成　　年　　月　　日

住　　所
商号又は名称
役　　職
氏　　名　　印

（契約担当官等等の官職氏名）　　殿

別紙様式第２
（用紙Ａ４）

一 般 競 争 参 加 資 格 確 認 申 請 書

平成　　年　　月　　日

（契約担当官等の官職氏名）　殿

住　　所
商号又は名称
代 表 者 氏 名　　印

平成　　年　　月　　日付けで入札公告のありました○○（○）○○○建設工事に係る競争参加資格について確認されたく、下記の書類を添えて申請します。

なお、予算決算及び会計令（昭和22年勅令第165号）第70条の規定に該当する者でないこと及び添付書類の内容について事実と相違ないことを誓約します。

記

１　入札説明書７(4)アに定める同種の工事の施工実績を記載した書面
２　入札説明書７(4)イに定める配置予定の技術者の資格等を記載した書面
３　入札説明書７(4)ウに定める契約書の写し（契約書の写しの提出を求める場合のみ）
４　入札説明書７(4)エに定める施工計画

以　上

注：　電子入札システムにより提出する場合、押印は必要ありません。
　紙入札方式による場合は、返信用封筒として、表に申請者の住所・氏名を記載し、簡易書留料金分を加えた所定の料金（○○○円）の切手を貼付した長３号封筒を申請書と併せて提出して下さい。

別紙様式第３
（用紙Ａ４）

同　種　の　工　事　の　施　工　実　績

工事件名：
会 社 名：

工事名称等	工　事　名	
	発注機関名	
	工事場所	（都道府県名、市町村名を記入する。）
	契約金額	（百万円単位で記入する。）
	工　期	年　月　日　～　年　月　日
	受注形態等	単体／ＪＶ（出資比率）
工事概要	構造形式	
	規模・寸法	
	使用機材・数量	
	施工条件	（市街地・軟弱地質等）
	その他	
CORINS登録の有無		□有（CORINS登録番号　　）　□無

注：１　必ず同種工事が確認できる内容で記載のこと。
２　CORINS登録の有無について、いずれかの「□」に「■」を付す。「有」に「■」を付した場合は、CORINSの登録番号を記載し、写し（詳細含む。）を添付すること。「無」に「■」を付した場合は契約書の写しを添付すること。
３　記載する工事が、平成13年12月25日以降に完成した防衛省発注機関（旧防衛施設局等を含む。）の発注した工事の場合は、当該工事に係る施工成績評定通知書又は工事成績評定通知書の写しを添付すること。

（別紙様式第４）

（用紙Ａ４）

配置予定の監理技術者等

工事件名：
会 社 名：

項　　目		監理技術者又は主任技術者
氏　　名		
最　終　学　歴		（学校名、学科名及び卒業年次を記入する。）
法令による資格・免許		（施工管理技士、建築士等の名称及び取得年月日、監理技術者資格の取得年月日、登録番号及び登録会社並びに監理技術者講習の取得年月日及び修了証番号を記入する。）
工事経験の概要	工　事　名	
	発注者名	
	工事場所	（都道府県名、市町村名を記入する。）
	契約金額	（百万円単位で記入する。）
	工　期	年　月　日　～　年　月　日
	従事役職	（現場代理人、主任（監理）技術者等の名称）
	工事内容	
	CORINS登録の有無	□有（CORINS登録番号　　）　□無
申請時における他工事の従事状況等	工　事　名	
	発注者名	
	工　期	年　月　日　～　年　月　日
	従事役職	（現場代理人、主任（監理）技術者等の名称）
	本工事と重複する場合の対応措置	
	CORINS登録の有無	□有（CORINS登録番号　　）　□無

注：１　必ず同種工事が確認できる内容で記載のこと。
２　CORINS登録の有無について、いずれかの「□」に「■」を付す。「有」に「■」を付した場合は、CORINSの登録番号を記載し、写し（詳細含む。）を添付する。「無」に「■」を付した場合は契約書の写しを添付する。
３　記載する工事が、平成13年12月25日以降に完成した防衛省発注機関（旧防衛施設局等を含む。）の発注した工事の場合は、当該工事に係る施工成績評定通知書又は工事成績評定通知書の写しを添付する。

（別紙様式第５－１）

（用紙Ａ４）

会社名）＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿

施 工 計 画（標 準 案）

○○○○工事の施工計画については以下のとおりとします。【なお、ＶＥ提案による施工計画が適正と認められた場合にはＶＥ提案に基づき施工します。】注1

施工方法等
（具体的工法、主要機械、仮設備等を記述する。）

注1)【　】内はＶＥ提案を併せて提出する場合に記述すること。
注2)必要に応じて構造図、説明図表を添付すること。
注3)資料の枚数は、図表を含めＡ４版換算で○枚以内とすること。

（用紙Ａ４）

会社名）＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿

施 工 計 画（Ｖ Ｅ 提 案）

○○○○工事の施工計画については以下のとおりとします。本施工計画が適正と認められた場合には、本施工計画に基づいて施工します。

１.ＶＥ提案の概要
(標準案との相違点を簡潔に記述する。)

２.施工方法等
(具体的工法、主要機械、仮設備、施工の確実性、安全性等を記述する。)

３.経済的所見
(標準案と比較して、経済性に優れると考える項目及びその内容を記述する。)

４.利用条件
(工業所有権等の排他的権利に係る事項、提案内容の公表に係る所見等について記述する。)

注1)必要に応じて構造図、説明図表を添付すること。
注2)資料の枚数は、図表を含めＡ４版換算で○枚以内とすること。
注3)ＶＥ提案による施工計画を複数提出することはできない。

入 札 公 告（建設工事）

次のとおり一般競争入札に付します。

平成○年○月○日

○○○○

○○○○　○○　○○【発注者名を記載する。】

◎調達機関番号　○○○　◎所在地番号　○○

○第Ｎ号

１　工事概要

(1) 品目分類番号　41

(2) 工事名　○○（○）○○○工事

(3) 工事場所　○○県○○市○○町○－○

(4) 工事内容　本工事は、以下の工事を行うものである。

用途　○○、構造　鉄筋コンクリート造○階建て、規模　建物延べ面積約○○○○㎡、

(5) 工期　平成○年○月○日まで

(6) 使用する主要な資機材　コンクリート○○㎥、鉄骨○○ｔ、鉄筋○○ｔ、板ガラス○○㎡

【電子入札対象の場合は次の項目を追加する。】

(7) 本工事は、資料提出及び入札等を電子入札システムにより行う工事である。ただし、電子入札システムにより難いものは、発注者の承諾を得て紙入札方式に代えるものとする。

なお、紙入札方式の承諾に関しては○○防衛局総務部契約課に紙入札方式参加承諾願を提出するものとする。

(8) 本工事は、工事費内訳明細書の提出を義務付ける工事である。

(9) 本工事は、契約締結後に施工方法等の提案を受け付ける契約後ＶＥ方式の試行対象工事である。

２　競争参加資格

(1) 予算決算及び会計令（昭和22年勅令第165号。以下「予決令」という。）第70条及び第71条の規定に該当しない者であること。

(2) 防衛省における平成○・○年度一般競争（指名競争）参加資格（以下「防衛省競争参加資格」という。）のうち、「○○工事」で級別の格付を受け、○○防衛局【当該契約担当官等の所在地を管轄する地方防衛局等を記載する。】に競争参加資格を希望していること（会社更生法（平成14年法律第154号）に基づき更生手続開始の申立てがなされている者又は民事再生法（平成11年法律第225号）に基づき再生手続開始の申立てがなされている者については、手続開始の決定後、再度級別の格付を受けていること。）。

(3) 会社更生法に基づき更生手続開始の申立てがなされている者又は民事再生法に基づき再生手続開始の申立てがなされている者（(2)の再度級別の格付を受けた者を除く。）でないこと。

(4) 防衛省競争参加資格の「○○工事」に係る経営事項評価数値（資格審査結果通知書の記３の経営事項評価数値欄の点数）が○○点以上であること。

(5)　平成○年度以降入札公告日まで【当該年度及び前年度から過去15年間を記載する。】に、元請けとして完成・引渡しを完了した工事のうち、(用途が○○で、)鉄筋コンクリート造○階建て以上、建物延べ面積○○㎡以上（１棟当たり）の工事を施工した実績を有すること（建設共同企業体の構成員としての実績は、出資比率が20％以上のものに限る。)。

なお、当該実績が平成13年12月25日以降に完成した防衛省発注機関（契約担当官等が属する防衛省本省の内部部局、防衛大学校、防衛医科大学校、防衛研究所、統合幕僚監部、陸上幕僚監部、海上幕僚監部、航空幕僚監部、情報本部、防衛監察本部、地方防衛局並びに統合幕僚長及び陸上幕僚長、海上幕僚長又は航空幕僚長の監督を受ける陸上自衛隊、海上自衛隊及び航空自衛隊の部隊及び機関並びに防衛装備庁をいう。以下同じ。）（旧防衛施設局及び旧防衛施設支局を含む。）の発注した工事に係るものにあっては、施工成績評定通知書又は工事成績評定通知書の評定点合計（以下「評定点合計」という。）が65点未満のものを除く。また、実績が工事成績相互利用登録機関が発注した工事で工事成績評定相互利用対象工事に該当するものである場合は、工事成績の評定点が65点未満のものを除くこと。

(6) 次の基準をすべて満たす監理技術者又は主任技術者（以下「監理技術者等」という。）を当該工事に専任で配置できること。

ア　一級建築士又はこれと同等以上の資格を有する者である。【建築工事の場合】

イ　平成○年度以降入札公告日まで【当該年度及び前年度から過去15年間を記載する。】に、(5)に掲げる工事の経験を有する者である。

なお、当該経験が平成13年12月25日以降に完成した防衛省発注機関（旧防衛施設局及び旧防衛施設支局を含む。）の発注した工事に係るものにあっては、評定点合計が65点未満のものを除く。また、経験が工事成績相互利用登録機関が発注した工事で工事成績評定相互利用対象工事に該当するものである場合は、工事成績の評定点が65点未満のものを除く。

ウ　監理技術者にあっては、監理技術者資格者証及び監理技術者講習修了証を有する者である。

(7) 一般競争参加資格確認申請書（以下「申請書」という。）及び競争参加資格確認資料（以下「資料」という。）の提出期限の日から開札の時までの期間に、○○防衛局長【契約担当官等の所在地を管轄する地方防衛局等の長を記載する。】から、工事請負契約等に係る指名停止等の措置要領について（防整施（事）第150号。28．３．31）に基づく指名停止を受けていないこと。

(8) 上記１に示した工事に係る設計業務等の受注者（受注者が共同体である場合においては、当該共同体の各構成員をいう。以下同じ。）又は当該受注者と資本若

しくは人事面において関連がある建設業者でないこと。

(9) 入札に参加しようとする者との間に資本関係又は人的関係がないこと。

(10)都道府県警察から暴力団関係業者として防衛省が発注する工事等から排除するよう要請があり、当該状態が継続している有資格業者でないこと。

３　入札手続等

【電子入札の場合は以下のとおりとし、紙入札の場合は、適宜、必要事項を記載する。】

(1) 担当部局

〒○○○－○○○○　○○県○○市○○町○－○－○

○○○○【当該発注機関、部署名を記載する。】

TEL　○○－○○○○－○○○○（内線○○○○）

FAX　○○－○○○○－○○○○

(2) 入札説明書の交付期間等

ア　交付期間　平成○年○月○日から平成○年○月○日まで（行政機関の休日に関する法律（昭和63年法律第91号）第１条第１項に規定する行政機関の休日（以下「行政機関の休日」という。）を除く。）の毎日、午前８時から午後10時（金曜日は午後６時）まで。

イ　交付場所 防衛施設建設工事電子入札システムセンター

http://www.mod-eboc.go.jp

ウ　交付方法　すべて、電子データで交付を行う。

文書類　：PDF　（○○形式）

図面類　：PDF　（○○形式）

数量表等：Excel（○○形式）

申請書類：Word　（○○形式）又は一太郎（○○形式）

なお、標記以外の形式による提供は一切行わない。

エ　使用条件　ダウンロードした資料の取り扱いに関する利用規則に同意すること。

オ　その他　通信環境の不具合等のため、希望する者は電子情報の提供を依頼することができる。

この場合、(1)へ「図面データの取り扱いに関する同意事項」（記入・押印済みのもの）、データを保存するために必要な、ＣＤ－Ｒ（未使用に限る。）○枚及び着払いラベル（宅配業者の場合）又は切手（日本郵便の場合）を貼付した返信用の封筒を同封し、送付する。

なお、配送によるもの以外の対応は行わない。また、この対応により被った不利益や損害については、一切補償しない。

※「図面データの取り扱いに関する同意事項」の書式については、防衛省・自衛隊のホームページより入手可能である。

(http://www.mod.go.jp/○/○/○/○/○.pdf)

(3) 申請書及び資料の提出期限等

ア　提出期限　平成○年○月○日午後○時○分

イ　提出方法　電子入札システムにより提出すること。ただし、申請書及び資料が３MBを超える場合の提出方法等については、入札説明書による。紙入札方式による場合は、(1)に持参又は郵送（書留郵便に限る。）若しくは託送（書留郵便と同等のものに限る。）（以下「郵送等」という。）する。

(4) 入札書の受領期限等

ア　受領期限　平成○年○月○日午後○時○分

イ　提出場所　紙入札方式による場合は、(1)に同じ。

ウ　提出方法　電子入札システムにより提出すること。ただし、紙入札方式による場合は、(1)に持参又は郵送等により提出すること。

(5) 開札の日時及び場所

ア　開札日時　平成○年○月○日　午前○時○分

イ　開札場所　○○○○室

４　その他

(1) 手続において使用する言語及び通貨　日本語及び日本国通貨に限る。

(2) 入札保証金　納付（保証金の取扱店　○○銀行○○支店）。ただし、利付国債の提供（取扱官庁　○○○○）又は銀行等の保証（取扱官庁　○○○○）をもって入札保証金の納付に代えることができる。また、入札保証保険契約の締結を行った場合は、入札保証金を免除する。

(3) 入札保証金の納付等に係る書類の提出期間、提出場所及び提出方法

ア　提出期間　平成○年○月○日から平成○年○月○日まで（利付国債の提供の場合は平成○年○月○日）の行政機関の休日を除く毎日、午前○時から午後○時まで。

イ　提出場所　〒○○○－○○○○　○○県○○市○○町○－○－○
○○○○【当該発注機関、部署名を記載する。】防衛局総務部契約課　TEL ○○○○－○○－○○○○

ウ　提出方法　書類の提出は、持参又は郵送等することにより行うものとする。

(3) 契約保証金　免除。ただし、落札者は、公共工事履行保証証券による保証（瑕疵担保特約（２年間）を付したものに限る。）を付するものとする。この場合の保証金額は、請負代金の10分の３以上とする。

【契約保証金を納付させる場合は(3)は次のとおりとする。】

(3) 契約保証金　納付（保管金の取扱店　○○銀行○○支店）。ただし、利付国債の提供（取扱官庁　○○○○）又は金融機関若しくは保証事業会社の保証（取扱官庁　○○○○）をもって契約保証金の納付に代えることができる。また、公共工事履行保証証券による保証を付し、又は履行保証保険契約の締結を行った場合は、契約保証金を免除する。

(4) 入札の無効　次に掲げる入札は無効とする。

ア　本公告に示した競争参加資格のない者のした入札

イ　申請書又は資料に虚偽の記載をした者のした入札
ウ　入札に関する条件に違反した入札

(5) 落札者の決定方法　予決令第79条の規定に基づいて作成された予定価格の制限の範囲内で最低の価格をもって有効な入札を行った者を落札者とする。ただし、落札者となるべき者の入札価格によっては、その者により当該契約の内容に適合した履行がなされないおそれがあると認められるとき、又はその者と契約を締結することが公正な取引の秩序を乱すこととなるおそれがあって著しく不適当であると認められるときは、予定価格の制限の範囲内の価格をもって入札した他の者のうち最低の価格をもって入札した者を落札者とすることがある。

(6) 契約締結後の技術提案　契約締結後、受注者は、設計図書に定める工事目的物の機能、性能等を低下させることなく請負代金額を低減することを可能とする施工方法等に係る設計図書の変更について、発注者に提案することができる。提案が適正と認められた場合には、設計図書を変更し、必要があると認められる場合には請負代金額の変更を行うものとする。

詳細は特記仕様書による。

(7) 配置予定監理技術者の確認　落札者決定後、発注者支援データベース・システム等により配置予定の監理技術者の専任制違反の事実が確認された場合、契約を結ばないことがある。

なお、種々の状況からやむを得ないものとして承認された場合の外は、配置予定技術者の変更を認めない。

(8) 落札者となるべき者の入札価格が予決令第85条の規定に基づいて作成された基準（以下「調査基準価格」という。）を下回っている場合は、予決令第86条の調査（以下「低入札価格調査」という。）を行うので、協力しなければならない。

(9) 入札後、契約を締結するまでの間に、都道府県警察から暴力団関係者として防衛省が発注する工事等から排除するよう要請があり、当該状態が継続している有資格者とは契約を行わない。

(10) 低入札価格調査を受けた者との契約については、前払金の割合を請負代金額の10分の２以内とする。【前払金の設定が予定されている場合のみ記載する。】

(11) 専任の監理技術者の配置が義務付けられている工事において、調査基準価格を下回った価格をもって契約する場合においては、監理技術者とは別に同等の要件を満たす技術者の配置を求めることがある。

(12) 手続における交渉の有無　無

(13) 契約書作成の要否　要

(14) 現場説明会を行う。【注：現場説明会を実施する場合のみ記載する。】

(15) 関連情報を入手するための照会窓口　上記３(1)に同じ。

(16) 競争参加資格の級別の格付を受けていない者の参加　上記２(2)に掲げる競争参加資格の級別の格付を受けていない者も上記３(3)により申請書及び資料を提出することができるが、競争に参加するためには､開札の時において、当該資格の格付を受け、かつ､競争参加資格の確認を受けていなければならない。

(17) 詳細は、入札説明書による。

5 Summary

(1) Official in charge of disbursement of the procuring entity：

(2) Classification of the services to be procured：

(3) Subject matter of the contract：

(4) Time-limit for the submission of application forms and relevant documents for the qualification by electronic bidding system：

(5) Time-limit for the submission of tenders by electronic bidding system：

(6) Contact point for tender documentation：

（単独掲載の場合）

落札者等の公示

次のとおり落札者等について公示します。
平成○年○月○日　　○○○○　○○○○　○○　○○【発注者名を記載する。】
（○○県○○市○○町○－○－○）

［掲載順序］
①品目分類番号　②調達件名及び数量　③調達方法　④契約方式　⑤落札決定日（随意契約の場合は契約日）　⑥落札者（随意契約の場合は契約者）の氏名及び住所　⑦落札価格（随意契約の場合は契約価格）　⑧入札公告日又は公示日　⑨随意契約の場合はその理由　⑩指名業者名（指名競争入札の場合）　⑪落札方式　⑫予定価格
◎調達機関番号　○○○　◎所在地番号　○○
①41　②○○○○工事　③購入等　④一般　⑤○.○.○　⑥○○○○株式会社　○○県○○市○○町○－○－○　⑦○○○○○○円　⑧○.○.○　⑪最低価格　⑫○○○○○○円

（共同掲載の場合）

落札者等の公示

次のとおり落札者等について公示します。
平成○年○年○月
○　○○○○　○○○○　○○　○○【発注者名を記載する。】（○○県○○市○○町○－○－○）
◎調達機関番号　○○○　◎所在地番号　○○
①41　②○○○○工事　③購入等　④一般　⑤○.○.○　⑥○○○○株式会社　○○県○○市○○町○－○－○　⑦○○○○○○円　⑧○.○.○　⑪総合評価　⑫○○○○○○円
①41　②○○○○工事　③購入等　④随意　⑤○.○.○　⑥○○○○工事○○○建設・○○○建設建設共同企業体　代表者　○○○建設株式会社○○支店　○○県○○市○○町○－○－○　⑦○○○○○○円　⑧○.○.○　⑨ａ「不落」（例）　⑪最低価格　⑫○○○○○○円

注：１　落札者の公示は、１行45字で作成する。
　　２　２桁以上の数字は半角で、１桁の数字は全角とする。
　　３　機関調達番号及び所在地番号は半角数字とする。
　　４　④は、一般競争の場合「一般」、随意契約の場合「随意」とする。
　　５　⑦及び⑫は、消費税込みの価格とし、半角数字で３桁ごとに位取りコンマを入れる。
　　６　⑪は、最低価格落札方式の場合「最低価格」、総合評価落札方式の場合「総合評価」とする。
　　７　該当項目がない場合は欠番とする。

公募型プロポーザル方式に係る手続開始の公示
（建築のためのサービスその他の技術的サービス（建設工事を除く））

次のとおり技術提案書の提出を招請します。

平成○○年○月○日

○○○○
○○○○　○○　○○【発注者名を記載する。】

◎調達機関番号　○○○　◎所在地番号　○○
○第Ｎ号

１　業務概要

(1) 品目分類番号　42
(2) 業務の名称　○○○○○○○業務
(3) 業務内容　○○○○○○○○○○○○○○○○○○○○○○○○○○○○○。
(4) 履行期限　平成○○年○月○日

【電子入札対象の場合は次の項目を追加する。】

(5) その他　本業務は、資料及び見積書等の提出を電子入札システムにより行う業務である。ただし、電子入札システムにより難いものは、発注者の承諾を得て紙による見積合わせ（以下「紙見積合わせ方式」という。）に代えるものとする。
　なお、紙見積合わせ方式の承諾に関しては○○防衛局総務部契約課に紙見積合わせ方式参加承諾願を提出するものとする。

２　参加資格、選定基準及び評価基準

(1) 技術提案書の提出者に要求される資格

ア　予算決算及び会計令（昭和22年勅令第165号）第70条及び第71条の規定に該当しない者であること。

イ　防衛省における平成○・○年度一般競争（指名競争）参加資格（以下「防衛省競争参加資格」という。）のうち、測量・建設コンサルタント等業務の「○○業務」に係る「○」の格付を受け、○○防衛局【当該契約担当官等の所在地を管轄する地方防衛局等名を記載する。】に競争参加を希望していること（会社更生法（平成14年法律第154号）に基づき更生手続開始の申立てがなされている者又は民事再生法（平成11年法律第225号）に基づき再生手続開始の申立てがなされている者については、手続開始の決定後、再度級別の格付を受けていること。）。

ウ　会社更生法に基づく更生手続開始の申立てがなされている者又は民事再生法に基づき再生手続開始の申立てがなされている者（イの再度級別の格付を受けた者を除く。）でないこと。

エ　参加表明書の提出期限の日から見積合わせの時点までの期間に、○○防衛局長【当該契約担当官等の所在地を管轄する地方防衛局等の長を記載する。】から工事請負契約等に係る指名停止等の措置要領について（防整施（事）第150号。28．３．31）に基づく指名停止を受けている期間中でないこと。

オ　【建築関係建設コンサルタント業務の場合の記載例】

建築士法（昭和25年法律第202号）第23条の規定に基づく、○級建築士事務所登録を有すること。

【業務内容に応じて法令に基づき必要とする場合のみ記載する。】

カ　同種又は類似業務の実績

キ　参加表明書を提出した者の間に資本関係又は人的関係がないこと（基準に該当する者のすべてが共同体の代表者以外の構成員である場合は除く。）。

ク　配置予定管理技術者について公示日の時点で技術提案書の提出者と直接的な雇用関係があること。

ケ　配置予定技術者の資格

コ　配置予定管理技術者の同種又は類似業務の実績

サ　配置予定管理技術者の平成○年○月○日【公示日を記載する。】現在の手持ち業務量（本業務を含まず、特定後未契約のものを含む。）が○億円未満かつ○件未満であること。

手持ち業務とは、管理技術者又は担当技術者となっている契約金額500万円以上の業務をいう。【業務内容に応じて記載する。】

シ　都道府県警察から暴力団関係業者として防衛省が発注する工事等から排除するよう要請があり、当該状態が継続している有資格者でないこと。

(2) 技術提案書の提出者を選定するための基準

ア　企業の実績及び能力（共同体としての実績は、構成員として分担した業務実績とする。）

イ　配置予定管理技術者の経験及び能力

ウ　業務実施体制の妥当性

エ　配置予定担当技術者の経験【必要に応じて記載する。】

(3) 技術提案書を特定するための評価基準

ア　配置予定管理技術者の経験及び能力

配置予定管理技術者の資格、同種又は類似業務の実績、従事した業務の業務成績

イ　配置予定担当技術者の経験【必要に応じて記載する。】

同種又は類似業務の実績

ウ　業務の実施方針・実施フロー・工程計画・その他

業務の理解度、実施手順及び工程計画の妥当性

エ　特定テーマに対する技術提案

【電子入札の場合は以下のとおりとし、紙入札の場合は、適宜、必要事項を記載する。】

３　手続等

(1) 担当部局

〒○○○－○○○○　○○県○○市○○町○－○－○

○○○○　○○○○【当該発注機関、担当部署を記載する。】

TEL　○○－○○○○－○○○○（内線○○○○）

FAX　○○－○○○○－○○○○

(2) 説明書の交付期間等

ア　交付期間　平成○年○月○日から平成○年○月○日まで（行政機関の休日に関する法律（昭和63年法律第91号）第１条第１項に規定する行政機関の休日（以下「行政機関の休日」という。）を除く。）の毎日、午前８時から午後10時（金曜日は午後６時）まで。ただし、最終日は午後○時まで。

イ　交付場所　防衛施設建設工事電子入札システムセンター

http://www.mod-eboc.go.jp

ウ　交付方法　すべて、電子データで交付を行う。

文書類　：PDF　（○○形式）

○○○　：PDF　（○○形式 ）

申請書類：Word　（○○形式）又は一太郎（○○形式）

なお、標記以外の形式による提供は一切行わない。

エ　使用条件　ダウンロードした資料の取扱いに関する利用規則に同意すること。

オ　その他　通信環境の不具合等のため、希望する者は電子情報の提供を依頼することができる。

この場合、(1)へ「図面データの取扱いに関する同意事項」（記入・押印済みのもの）、データを保存するために必要なＣＤ－Ｒ（未使用に限る。）○枚及び着払いのラベル（宅配業者の場合）又は切手（日本郵便の場合）を貼付した返信用の封筒を同封し、送付する。

なお、配送によるもの以外の対応は行わない。また、この対応により被った不利益や損害については、一切補償しない。

「図面データの取扱いに関する同意事項」の書式については、防衛省・自衛隊のホームページより入手可能である。

（http://www.mod.go.jp/○/○/○/○/○.pdf）

(3) 参加表明書の提出期限等

ア　提出期限　平成○年○月○日午後○時○分

イ　提出方法　電子入札システムにより提出する。ただし、参加表明書が３MBを超える場合の提出方法等については、説明書による。紙見積合わせ方式による場合は、(1)に持参又は郵送（書留郵便に限る。）若しくは託送（書留郵便と同等のものに限る。）（以下「郵送等」という。）する。

(4) 技術提案書の提出期限等

ア　提出期限　平成○年○月○日午後○時○分

イ　提出方法　電子入札システムにより提出する。ただし、技術提案書が３MBを超える場合の提出方法等については、説明書による。紙見積合わせ方式による場合は、(1)に持参又は郵送等する。

４　その他

(1) 手続において使用する言語及び通貨　日本語及び日本国通貨に限る。

(2) 契約保証金　納付（保管金の取扱店　○○銀行○○支店)。ただし、利付国債の提供（取扱官庁　○○○○）又は金融機関若しくは保証事業会社の保証（取扱官庁　○○○○）をもって契約保証金の納付に代えることができる。また、公共工事履行保証証券による保証を付し又は履行保証保険契約の締結を行った場合は、契約保証金を免除する。【契約保証金を免除する場合は、その旨記載する。】

(3) 特定後契約を締結するまでに、都道府県警察から暴力団関係業者として防衛省が発注する工事等から排除するよう要請があり、当該状態が継続している有資格者とは契約を行わない。

(4) 契約書作成の要否　要

(5) 技術提案書のヒアリングを行う。

(6) 関連情報を入手するための照会窓口　上記３(1)に同じ。

(7) 上記２(1)イに掲げる級別の格付を受けていない者も上記３(3)の参加表明書を提出することはできるが、その者が技術提案書の提出者として選定された場合、技術提案書を提出するためには、技術提案書を提出する時点において、級別の格付を受け、技術提案書の提出者に要求される資格を有していなければならない。

(8) 詳細は説明書による。

５　Summary

(1) Classification of the services to be procured :42

(2) Subject matter of the contract :

(3) Time-limit to express interests by electronic bidding system:

(4) Time-limit for the submission of proposals by electronic bidding system:

(5) Contact point for documentation relating to the proposal:

簡易公募型プロポーザル方式に係る手続開始の公示
（建築のためのサービスその他の技術的サービス（建設工事を除く））

次のとおり技術提案書の提出を招請します。

平成○○年○月○日

○○○○
○○○○　○○　○○【発注者名を記載する。】

1　業務概要

(1) 業務の名称　○○○○○○○業務

(2) 業務内容　○○○○○○○○○○○○○○○○○○○○○○○○○○○○○。

(3) 履行期限　平成○○年○月○日

【電子入札対象の場合は次の項目を追加する。】

(4) その他　本業務は、資料及び見積書等の提出を電子入札システムにより行う業務である。ただし、電子入札システムにより難いものは、発注者の承諾を得て紙による見積合わせ（以下「紙見積合わせ方式」という。）に代えるものとする。

なお、紙見積合わせ方式の承諾に関しては○○防衛局総務部契約課に紙見積合わせ参加承諾願を提出するものとする。

2　参加資格、選定基準及び評価基準

(1) 技術提案書の提出者に要求される資格

ア　予算決算及び会計令（昭和22年勅令第165号。以下「予決令」という。）第70条及び第71条の規定に該当しない者であること。

イ　防衛省における平成○・○年度一般競争（指名競争）参加資格（以下「防衛省競争参加資格」という。）のうち、測量・建設コンサルタント等業務の「○○業務」に係る「○」の格付を受け、○○防衛局【当該契約担当官等の所在地を管轄する地方防衛局等名を記載する。】に競争参加を希望していること（会社更生法（平成14年法律第154号）に基づき更生手続開始の申立てがなされている者又は民事再生法（平成11年法律第225号）に基づき再生手続開始の申立てがなされている者については、手続開始の決定後、再度級別の格付を受けていること。）。

ウ　会社更生法に基づく更生手続開始の申立てがなされている者又は民事再生法に基づき再生手続開始の申立てがなされている者（イの再度級別の格付を受けた者を除く。）でないこと。

エ　参加表明書の提出期限の日から見積合わせの時点までの期間に、○○防衛局長【当該契約担当官等の所在地を管轄する地方防衛局等の長を記載する。】から工事請負契約等に係る指名停止等の措置要領について」（防整施（事）第150号。28．３．31）に基づく指名停止を受けている期間中でないこと。

オ　【建築関係建設コンサルタント業務の場合の記載例】
　建築士法（昭和25年法律第202号）第23条の規定に基づく、○級建築士事務所登録を有すること。
　【業務内容に応じて必要とする場合のみ記載する。】
カ　同種又は類似業務の実績
キ　参加表明書を提出した者の間に資本関係又は人的関係がないこと（基準に該当する者のすべてが共同体の代表者以外の構成員である場合は除く。）。
ク　○○○○【当該発注機関を記載する。】が発注した業務のうち、平成○、○年度【当該年度を含まない過去２年間を記載する。】に完了又は引渡しが完了した業務の実績がある場合には、業務成績評価点合計の平均が65点以上であること。【予定価格が500万円を超える業務について記載する。】
ケ　配置予定管理技術者について公示日の時点で技術提案書の提出者と直接的な雇用関係があること。
コ　配置予定技術者の資格
サ　配置予定管理技術者の同種又は類似業務の実績
シ　配置予定管理技術者の平成○年○月○日【公示日を記載する。】現在の手持ち業務量（本業務を含まず、特定後未契約のものを含む。）が○億円未満かつ○件未満であること。
　ただし、平成○年○月○日【公示日を記載する。】現在の手持ち業務に○○【当該発注機関を記載する。】発注業務で予決令第85条の規定に基づいて作成された基準（以下「調査基準価格」という。）を下回る価格で落札した業務がある場合は、手持ち業務量が○億円未満かつ○件未満である者とする。
　手持ち業務とは、管理技術者又は担当技術者となっている契約金額500万円以上の業務をいう。【業務内容に応じて記載する。】
ス　都道府県警察から暴力団関係業者として防衛省が発注する工事等から排除するよう要請があり、当該状態が継続している有資格者でないこと。
(2) 技術提案書の提出者を選定するための評価基準
ア　企業の実績及び能力（共同体としての実績は、構成員として分担した業務実績とする。）
イ　配置予定管理技術者の経験及び能力
ウ　業務実施体制の妥当性
エ　配置予定担当技術者の経験【必要に応じて記載する。】
(3) 技術提案書を特定するための評価基準
ア　配置予定管理技術者の経験及び能力
　配置予定管理技術者の資格、同種又は類似業務の実績、従事した業務の業務成績
イ　配置予定担当技術者の経験【必要に応じて記載する。】
　同種又は類似業務の実績

ウ　業務の実施方針・実施フロー・工程計画・その他
　　業務の理解度、実施手順及び工程計画の妥当性
エ　特定テーマに対する技術提案

【電子入札の場合は以下のとおりとし、紙入札の場合は、適宜、必要事項を記載する。】

３　手続等

(1) 担当部局
〒○○○－○○○○　○○県○○市○○町○－○－○
○○○○【当該発注機関、担当部署を記載する。】
TEL　○○－○○○○－○○○○（内線○○○○）
FAX　○○－○○○○－○○○○

(2) 説明書の交付期間及び交付場所等
ア　交付期間　平成○年○月○日から平成○年○月○日まで（行政機関の休日に関する法律（昭和63年法律第91号）第１条第１項に規定する行政機関の休日（以下「行政機関の休日」という。）を除く。）の毎日、午前８時から午後10時（金曜日は午後６時）まで。ただし、最終日は午後○時まで。
イ　交付場所　防衛施設建設工事電子入札システムセンター
　　http://www.mod-eboc.go.jp
ウ　交付方法　すべて、電子データで交付を行う。
　　文書類　：PDF　（○○形式）
　　○○○　：PDF　（○○形式 ）
　　申請書類：Word　（○○形式）又は一太郎（○○形式）
　　なお、標記以外の形式による提供は一切行わない。
エ　使用条件　ダウンロードした資料の取り扱いに関する利用規則に同意すること。
オ　その他　通信環境の不具合等のため、希望する者は電子情報の提供を依頼することができる。
　　この場合、(1)へ「図面データの取扱いに関する同意事項」（記入・押印済みのもの）、データを保存するために必要なＣＤ－Ｒ（未使用に限る。）○枚及び着払いのラベル（宅配業者の場合）又は切手（日本郵便の場合）を貼付した返信用の封筒を同封し、送付する。
　　なお、配送によるもの以外の対応は行わない。また、この対応により被った不利益や損害については、一切補償しない。
　　「図面データの取扱いに関する同意事項」の書式については、防衛省・自衛隊のホームページより入手可能である。
　　(http://www.mod.go.jp/○/○/○/○/○.pdf)

(3) 参加表明書の提出期限等

ア　提出期限　平成○年○月○日午後○時○分

イ　提出方法　電子入札システムにより提出する。ただし、参加表明書が３MBを超える場合の提出方法等については、説明書による。紙見積合わせ方式による場合は、(1)に持参又は郵送（書留郵便に限る。）若しくは託送（書留郵便と同等のものに限る。）（以下「郵送等」という。）する。

(4) 技術提案書の提出期限等

ア　提出期限　平成○年○月○日午後○時○分

イ　提出方法　電子入札システムにより提出する。ただし、技術提案書が３MBを超える場合の提出方法等については、説明書による。紙見積合わせ方式による場合は、(1)に持参又は郵送等する。

４　その他

(1) 手続において使用する言語及び通貨　日本語及び日本国通貨に限る。

(2) 契約保証金　納付（保管金の取扱店　○○銀行○○支店）。ただし、利付国債の提供（取扱官庁　○○○○）又は金融機関若しくは保証事業会社の保証（取扱官庁　○○○○）をもって契約保証金の納付に代えることができる。また、公共工事履行保証証券による保証を付し又は履行保証保険契約の締結を行った場合は、契約保証金を免除する。【契約保証金を免除する場合は、その旨を記載する。】

(3) 特定後契約を締結するまでに、都道府県警察から暴力団関係業者として防衛省が発注する工事等から排除するよう要請があり、当該状態が継続している有資格者とは契約を行わない。

(4) 契約書作成の要否　要

(5) 技術提案書のヒアリングを行う。

(6) 関連情報を入手するための照会窓口　上記３(1)に同じ。

(7) 上記２(1)イに掲げる級別の格付を受けていない者も上記３(3)の参加表明書を提出することはできるが、その者が技術提案書の提出者として選定された場合、技術提案書を提出するためには、技術提案書を提出する時点において、級別の格付を受け、技術提案書の提出者に要求される資格を有していなければならない。

(8) 詳細は説明書による。

５　Summary

(1) Subject matter of the contract :

(2) Time-limit to express interests by electronic bidding system:

(3) Time-limit for the submission of proposals by electronic bidding system:

(4) Contact point for documentation relating to the proposal:

【ＷＴＯ政府調達協定に準じる業務の場合のみ記載する。】

公募型プロポーザル方式に係る手続開始の公示
（建築のためのサービスその他の技術的サービス（建設工事を除く））

次のとおり技術提案書の提出を招請します。

平成○○年○月○日

○○○○

○○○○　○○　○○【発注者名を記載する。】

◎調達機関番号　○○○　◎所在地番号　○○

○第Ｎ号

１　業務概要

(1) 品目分類番号　42

(2) 業務の名称　○○○○業務

(3) 業務内容　○○○○○○○○○○○○。

(4) 履行期限　平成○○年○月○日

【電子入札対象の場合は次の項目を追加する。】

(5) その他本業務は、資料及び見積書等の提出を電子入札システムにより行う業務である。ただし、電子入札システムにより難いものは、発注者の承諾を得て紙による見積合わせ（以下「紙見積合わせ方式」という。）に代えるものとする。

なお、紙見積合わせ方式の承諾に関しては○○防衛局総務部契約課に紙見積合わせ方式参加承諾願を提出するものとする。

２　参加資格、選定基準及び評価基準

技術提案書の提出者は、(1)に掲げる資格を満たしている単体企業又は(2)に掲げる資格　を満たしている共同体であること。

(1) 単体企業

ア　予算決算及び会計令（昭和22年勅令第165号）第70条及び第71条の規定に該当しな　　い者であること。

イ　防衛省における平成○・○年度一般競争（指名競争）参加資格（以下「防衛省競争参加資格」という。）のうち、測量・建設コンサルタント等業務の「○○業務」に係る「○」の格付を受け、○○防衛局【当該契約担当官等の所在地を管轄する地方防衛局等名を記載する。】に競争参加を希望していること（会社更生法（平成14年法律第154号）に基づき更生手続開始の申立てがなされている者又は民事再生法（平成11年法律第225号）に基づき再生手続開始の申立てがなされている者については、手続開始の決定後、再度級別の格付を受けていること。）。

ウ　会社更生法に基づく更生手続開始の申立てがなされている者又は民事再生法

に基づき再生手続開始の申立てがなされている者（イの再度級別の格付を受けた者を除く。）でないこと。

エ　参加表明書の提出期限の日から見積合わせの時点までの期間に、○○防衛局長【当該契約担当官等の所在地を管轄する地方防衛局等の長を記載する。】から工事請負契約等に係る指名停止等の措置要領について(防整施（事）第150号。28．３．31）に基づく指名停止を受けている期間中でないこと。

オ　【建築関係建設コンサルタント業務の場合の記載例】

建築士法（昭和25年法律第202号）第23条の規定に基づく、○級建築士事務所登録を有すること。

【業務内容に応じて法令に基づき必要とする場合のみ記載する。】

カ　同種又は類似業務の実績

キ　参加表明書を提出した者の間に資本関係又は人的関係がないこと（基準に該当する者のすべてが共同体の代表者以外の構成員である場合は除く。）。

ク　配置予定管理技術者について公示日の時点で技術提案書の提出者と直接的な雇用関係があること。

ケ　配置予定技術者の資格

コ　配置予定管理技術者の同種又は類似業務の実績

サ　配置予定管理技術者の平成○年○月○日【公示日を記載する。】現在の手持ち業務量（本業務を含まず、特定後未契約のものを含む。）が○億円未満かつ○件未満であること。

手持ち業務とは、管理技術者又は担当技術者となっている契約金額500万円以上の業務をいう。【業務内容に応じて記載する。】

シ　都道府県警察から暴力団関係業者として防衛省が発注する工事等から排除するよう要請があり、当該状態が継続している有資格者でないこと。

(2) 共同体

(1)に掲げる条件を満たしている者により構成されている共同体であって、「競争参加者の資格に関する公示」（平成○年○月○日付○○○○【当該防衛省発注機関の長を記載する。】）に示すところにより防衛省競争参加資格において○○○○業務に係る共同体としての競争参加の資格（以下「共同体としての資格」という。）の通知を受けている者であること。

(3) 技術提案書の提出者を選定するための基準

ア　企業の実績及び能力（共同体としての実績は、構成員として分担した業務実績とする。）

イ　配置予定管理技術者の経験及び能力

ウ　業務実施体制の妥当性

エ　配置予定担当技術者の経験【必要に応じて記載する。】

(4) 技術提案書を特定するための評価基準

ア　配置予定管理技術者の経験及び能力

配置予定管理技術者の資格、同種又は類似業務の実績、従事した業務の業務成績

イ　配置予定担当技術者の経験【必要に応じて記載する。】
同種又は類似業務の実績

ウ　業務実施方針・実施フロー・工程計画・その他
業務の理解度、実施手順及び工程計画の妥当性

エ　特定テーマに対する技術提案

【電子入札の場合は以下のとおりとし、紙入札の場合は、適宜、必要事項を記載する。】

３　手続等

(1) 担当部局
〒○○○－○○○○　○○県○○市○○町○－○－○
○○○○　○○○○【当該発注機関、部署名を記載する。】
TEL　○○－○○○○－○○○○（内線○○○○）
FAX　○○－○○○○－○○○○

(2) 説明書の交付期間等

ア　交付期間　平成○年○月○日から平成○年○月○日まで（行政機関の休日に関する法律（昭和63年法律第91号）第１条第１項に規定する行政機関の休日（以下「行政機関の休日」という。）を除く。）の毎日、午前８時から午後10時（金曜日は午後６時）まで。ただし、最終日は午後○時まで。

イ　交付場所　防衛施設建設工事電子入札システムセンター
http://www. mod-eboc. go. jp/

ウ　交付の方法　すべて、電子データで交付を行う。
文書類：PDF　（○○形式）
○○○：PDF（○○形式）
申請書類：Word（○○形式）又は一太郎（○○形式）
なお、標記以外の形式による提供は一切行わない。

エ　使用条件　ダウンロードした資料の取扱いに関する利用規則に同意すること。

オ　その他　通信環境の不具合等のため、希望する者は電子情報の提供を依頼すること　　ができる。

この場合、(1)へ「図面データの取扱いに関する同意事項」（記入・押印済のもの）、データを保存するために必要なＣＤ－Ｒ（未使用に限る。）○枚及び着払いのラベル（宅配業者の場合）又は切手（日本郵便の場合）を貼付した返信用の封筒を同封し、送付する。

なお、配送によるもの以外の対応は行わない。また、この対応により被った不利益　　や損害については、一切補償しない。

「図面データの取扱いに関する同意事項」の書式については、防衛省・自衛

隊のホームページより入手可能である。
（http://www. mod. go. jp/○/○/○/○/○. pdf）

(3) 参加表明書の提出期限等

ア　提出期限　平成○年○月○日午後○時○分

イ　提出方法　電子入札システムにより提出する。ただし、参加表明書が３ MB を超える場合の提出方法等については、説明書による。紙見積合わせ方式による場合は、(1)に持参又は郵送（書留郵便に限る。）若しくは託送（書留郵便と同等のものに限る。）（以下「郵送等」という。）する。

(4) 技術提案書の提出期限等

ア　提出期限　平成○年○月○日午後○時○分

イ　提出方法　電子入札システムにより提出する。ただし、技術提案書が３ MB を超える場合の提出方法等については、説明書による。紙見積合わせ方式による場合は、(1)に持参又は郵送等する。

４　その他

(1) 手続において使用する言語及び通貨　日本語及び日本国通貨に限る。

(2) 契約保証金　納付（保管金の取扱店　○○銀行○○支店）。ただし、利付国債の提供（取扱官庁　○○○○）又は金融機関若しくは保証事業会社の保証（取扱官庁　○○○○）をもって契約保証金の納付に代えることができる。また、公共工事履行保証証券による保証を付し又は履行保証保険契約の締結を行った場合は、契約保証金を免除する。【契約保証金を免除する場合は、その旨記載する。】

(3) 特定後契約を締結するまでに、都道府県警察から暴力団関係業者として防衛省が発注する工事等から排除するよう要請があり、当該状態が継続している有資格者とは契約を行わない。

(4) 契約書作成の要否　要

(5) 技術提案書のヒアリングを行う。

(6) 関連情報を入手するための照会窓口　上記３(1)に同じ。

(7) 上記２(1)イに掲げる級別の格付を受けていない単体企業又は上記２(2)に掲げる共同体としての資格の決定を受けていない者（競争参加資格の決定を受けていない単体企業を構成員とする場合を含む。）も上記３(3)の参加表明書を提出することはできるが、その者が技術提案書の提出者として選定された場合、技術提案書を提出するためには、技術提案書を提出する時点において、級別の格付を受け、技術提案書の提出者に要求される資格を有していなければならない。

(8) 詳細は説明書による。

５　Summary

(1) Classification of the services to be procured：42

(2) Subject matter of the contract：

(3) Time-limit to express interests by electronic bidding system：

(4) Time-limit for the submission of proposals by electronic bidding system：

（5）Contact point for documentation relating to the proposal :

簡易公募型プロポーザル方式に係る手続開始の公示
（建築のためのサービスその他の技術的サービス（建設工事を除く））

次のとおり技術提案書の提出を招請します。

平成○年○月○日

○○○○
○○○○　○○　○○【発注者名を記載する。】

１　業務概要

(1) 業務の名称　○○○○業務

(2) 業務内容　○○○○○○○○○○○○。

(3) 履行期限　平成○○年○月○日

【電子入札対象の場合は次の項目を追加する。】

(4) その他本業務は、資料及び見積書等の提出を電子入札システムにより行う業務である。ただし、電子入札システムにより難いものは、発注者の承諾を得て紙による見積合わせ（以下「紙見積合わせ方式」という。）に代えるものとする。

なお、紙見積合わせ方式の承諾に関しては○○防衛局総務部契約課に紙見積合わせ方式参加承諾願を提出するものとする。

２　参加資格、選定基準及び評価基準

技術提案書の提出者は、(1)に掲げる資格を満たしている単体企業又は(2)に掲げる資格を満たしている共同体であること。

(1) 単体企業

ア　予算決算及び会計令（昭和22年勅令第165号。以下「予決令」という。）第70条及び第71条の規定に該当しない者であること。

イ　防衛省における平成○・○年度の一般競争（指名競争）資格審査（以下「防衛省競争参加資格」という。）のうち、測量・建設コンサルタント等業務の「○○業務」に係る「○」の格付を受け、○○防衛局【契約担当官等の所在地を管轄する地方防衛局等名を記載する。】に競争参加を希望していること（会社更生法（平成14年法律第154号）に基づき更生手続開始の申立てがなされている者又は民事再生法（平成11年法律第225号）に基づき再生手続開始の申立てがなされている者については、手続開始の決定後、再度級別の格付を受けていること。）。

ウ　会社更生法に基づく更生手続開始の申立てがなされている者又は民事再生法に基づき再生手続開始の申立てがなされている者（イの再度級別の格付を受けた者を除く。）でないこと。

エ　参加表明書の提出期限の日から見積合わせの時点までの期間に、○○防衛局

長【当該契約担当官等の所在地を管轄する地方防衛局等の長を記載する。】から工事請負契約等に係る指名停止等の措置要領について(防整施（事）第150号。28．３．31）に基づく指名停止を受けている期間中でないこと。

オ　【建築関係建設コンサルタント業務の場合の記載例】

建築士法（昭和25年法律第202号）第23条の規定に基づく、○級建築士事務所登録を有すること。

【業務内容に応じて必要とする場合のみ記載する。】

カ　同種又は類似業務の実績

キ　参加表明書を提出した者の間に資本関係又は人的関係がないこと（基準に該当する者のすべてが共同体の代表者以外の構成員である場合は除く。）。

ク　○○○○【当該発注機関を記載する。】が発注した業務のうち、平成○、○年度【当該年度を含まない過去２年間を記載する。】に完了又は引渡しが完了した業務の実績がある場合には、業務成績評価点合計の平均が65点以上であること。【予定価格が500万円を超える業務について記載する。】

ケ　配置予定管理技術者について公示日の時点で技術提案書の提出者と直接的な雇用関係があること。

コ　配置予定技術者の資格

サ　配置予定管理技術者の同種又は類似業務の実績

シ　配置予定管理技術者の平成○年○月○日【公示日を記載する。】現在の手持ち業務量（本業務を含まず、特定後未契約のものを含む。）が○億円未満かつ○件未満であること。

ただし、平成○年○月○日【公示日を記載する。】現在の手持ち業務に○○【当該発注機関を記載する。】発注業務で予決令第85条の規定に基づいて作成された基準（以下「調査基準価格」という。）を下回る価格で落札した業務がある場合は、手持ち業務量が○億円未満かつ○件未満である者とする。

手持ち業務とは、管理技術者又は担当技術者となっている契約金額500万円以上の業務をいう。【業務内容に応じて記載する。】

ス　都道府県警察から暴力団関係業者として防衛省が発注する工事等から排除するよう要請があり、当該状態が継続している有資格者でないこと。

(2) 共同体

(1)に掲げる条件を満たしている者により構成されている共同体であって、「競争参加者の資格に関する公示」（平成○年○月○日付○○○○【当該防衛省発注機関の長を記載する。】）に示すところにより防衛省競争参加資格において○○○○業務に係る共同体としての競争参加の資格（以下「共同体としての資格」という。）の通知を受けている者であること。

(3) 技術提案書の提出者を選定するための基準

ア　企業の実績及び能力（共同体としての実績は、構成員として分担した業務実績とする。）

イ　配置予定管理技術者の経験及び能力
ウ　業務実施体制の妥当性
エ　配置予定担当技術者の経験【必要に応じて記載する。】
(4) 技術提案書を特定するするための評価基準
ア　配置予定管理技術者の経験及び能力
配置予定管理技術者の資格、同種又は類似業務の実績、従事した業務の業務成績
イ　配置予定担当技術者の経験【必要に応じて記載する。】
同種又は類似業務の実績
ウ　業務の実施方針・実施フロー・工程計画・その他
業務の理解度、実施手順及び工程計画の妥当性
エ　特定テーマに対する技術提案

【電子入札の場合は以下のとおりとし、紙入札の場合は、適宜、必要事項を記載する。】
３　手続等
(1) 担当部局
〒○○○－○○○○　○○県○○市○○町○－○－○
○○○○　○○○○【当該発注機関、担当部署名を記載する。】
TEL ○○－○○○○－○○○○（内線○○○○）
FAX ○○－○○○○－○○○○
(2) 説明書の交付期間及び交付場所等
ア　交付期間　平成○年○月○日から平成○年○月○日まで（行政機関の休日に関する法律（昭和63年法律第91号）第１条第１項に規定する行政機関の休日（以下「行政機関の休日」という。）を除く。）の毎日、午前８時から午後10時（金曜日は午後６時）まで。ただし、最終日は午後○時まで。
イ　交付場所　防衛施設建設工事電子入札システムセンター
http://www. mod-eboc. go. jp/
ウ　交付の方法　すべて、電子データで交付を行う。
文書類：PDF　　（○○形式）
○○○：PDF（○○形式）
申請書類：Word（○○形式）又は一太郎（○○形式）
なお、標記以外の形式による提供は一切行わない。
エ　使用条件　ダウンロードした資料の取扱いに関する利用規則に同意すること。
オ　その他　通信環境の不具合等のため、希望する者は電子情報の提供を依頼することができる。
この場合、(1)へ「図面データの取扱いに関する同意事項」（記入・押印済のもの）、データを保存するために必要なＣＤ－Ｒ（未使用に限る。）○枚及

び着払いのラベル（宅配業者の場合）又は切手（日本郵便の場合）を貼付した返信用の封筒を同封し、送付する。

なお、配送によるもの以外の対応は行わない。また、この対応により被った不利益や損害については、一切補償しない。

「図面データの取扱いに関する同意事項」の書式については、防衛省・自衛隊のホームページより入手可能である。

(http://www. mod. go. jp/○/○/○/○/○. pdf)

(3) 参加表明書の提出期限等

ア　提出期限　平成○年○月○日午後○時○分

イ　提出方法　電子入札システムにより提出する。ただし、参加表明書が３ MB を超える場合の提出方法等については、説明書による。紙見積合わせ方式による場合は、(1)に持参又は郵送（書留郵便に限る。）若しくは託送（書留郵便と同等のものに限る。）（以下「郵送等」という。）する。

(4) 技術提案書の提出期限等

ア　提出期限　平成○年○月○日午後○時○分

イ　提出方法　電子入札システムにより提出する。ただし、技術提案書が３ MB を超える場合の提出方法等については、説明書による。紙見積合わせ方式による場合は、(1)に持参又は郵送等する。

４　その他

(1) 手続において使用する言語及び通貨　日本語及び日本国通貨に限る。

(2) 契約保証金　納付（保管金の取扱店　○○銀行○○支店）。ただし、利付国債の提供（取扱官庁　○○○○）又は金融機関若しくは保証事業会社の保証（取扱官庁　○○○○）をもって契約保証金の納付に代えることができる。また、公共工事履行保証証券による保証を付し又は履行保証保険契約の締結を行った場合は、契約保証金を免除する。[契約保証金を免除する場合は、その旨を記載する。]

(3) 特定後契約を締結するまでに、都道府県警察から暴力団関係業者として防衛省が発注する工事等から排除するよう要請があり、当該状態が継続している有資格者とは契約を行わない。

(4) 契約書作成の要否　要

(5) 技術提案書のヒアリングを行う。

(6) 関連情報を入手するための照会窓口　上記３(1)に同じ。

(7) 上記２(1)イに掲げる級別の格付を受けていない単体企業又は上記２(2)に掲げる共同体としての資格の決定を受けていない者（競争参加資格の決定を受けていない単体企業を構成員とする場合を含む。）も上記３(3)の参加表明書を提出することはできるが、その者が技術提案書の提出者として選定された場合、技術提案書を提出するためには、技術提案書を提出する時点において、級別の格付を受け、技術提案書の提出者に要求される資格を有していなければならない。

(8) 詳細は説明書による。

５　Summary

（1）Subject matter of the contract：

（2）Time-limit to express interests by electronic bidding system：

（3）Time-limit for the submission of proposals by electronic bidding system：

（4）Contact point for documentation relating to the proposal：

【ＷＴＯ政府調達協定に準じる業務の場合のみ記載する。】

○○（○○）○○○業務説明書

1　業務の概要

(1)　業務の目的

本業務は、○○○○である。

(2)　業務内容

・○○○○

・○○○○

(3)　履行期限

平成○年○月○日

(4) 再委託の禁止

本業務は建設工事に係る設計業務委託共通仕様書について（防整技第7188号。28．３．31）に示すものの他に、次の部分の再委託は認めない。

・○○○○○

・○○○○○

(5)　業務実施上の条件

ア　参加表明書の提出者に対する要件は、以下のとおりとする。

同種又は類似業務の実績

参加表明書を提出する者は、下記に示される「同種又は類似業務」について、元請けとして平成○年４月１日から公示日まで【当該年度及び前年度から過去10年間を記載すること。】に完了又は引渡しが完了した同種又は類似業務において実績を有すること。

同種業務：○○○○○○○

類似業務：○○○○○○○

なお、当該実績が業務実績が平成16年４月１日以降に契約した防衛省発注機関（契約担当官等が属する防衛省本省の内部部局、防衛大学校、防衛医科大学校、防衛研究所、統合幕僚監部、陸上幕僚監部、海上幕僚監部、航空幕僚監部、情報本部、防衛監察本部、地方防衛局並びに統合幕僚長及び陸上幕僚長、海上幕僚長又は航空幕僚長の監督を受ける陸上自衛隊、海上自衛隊及び航空自衛隊の部隊及び機関並びに防衛装備庁をいう。以下同じ。）（旧防衛施設局、旧防衛施設支局及び旧装備施設本部（以下「旧防衛施設局等」という。）を含む。）の業務に係るものにあたっては、業務成績評定通知書の業務評定点（総合点）【土木等技術業務の場合は、「業務評定点（総合点）」を「評定点」と記載する。】（以下「評定点」という。）が65点未満のものを除くこと。

イ　配置予定技術者に対する要件は、以下のとおりとする。

(ｱ) 配置予定技術者の資格

管理技術者　１級○○士、技術士（○○部門）又はRCCM（○○部門）のいずれかの資格を有する者

【必要とする資格部門及び実務経験を記載することとし、仕様書と同様とする。】

○○担当技術者　１級○○士、技術士（○○部門）又はRCCM（○○部門）のいずれかの資格を有する者

【必要に応じて仕様書に記載されている実務経験及び資格等の必要条件並びに配置予定管理技術者との兼務は認めない旨を記載する。】

(ｲ) 配置予定技術者に必要とされる同種又は類似業務の経験

管理技術者は、以下に示す「同種又は類似業務」について、平成○年４月１日から公示日まで【当該年度及び前年度から過去10年間を記載する。】に完了又は引

渡しが完了した業務において経験を有しなければならない。
同種業務：○○○○○○○
類似業務：○○○○○○○
各担当技術者は、下記に示す「同種又は類似業務」について、平成○年４月１日から公示日まで【当該年度及び前年度から過去10年間を記載する。】に完了又は引渡しが完了した業務において経験を有しなければならない。
○○担当技術者
同種業務：○○○○○○○
類似業務：○○○○○○○
【「配置予定担当技術者の経験」を評価項目として設定する場合に各担当技術者に応じて記載する。】
なお、当該経験が平成16年４月１日以降に契約した防衛省発注機関（旧防衛施設局等を含む。）の業務に係るものにあたっては、評定点が65点未満のものを除くこと。

ウ　現地調査は、業務の初期段階及び○○段階で実施するものとする。【必要に応じて記載する。】

(6)　成果品
成果品は次のとおりとする。
・○○○○
・○○○○
・○○○○

【電子入札の記載例は以下のとおりとし、紙入札の場合は、適宜、必要事項を記載する。】

(7)　その他
ア　本業務は、資料及び見積書等の提出を電子入札システムにより行う業務である。ただし、電子入札システムにより難いものは、発注者の承諾を得て紙による見積合わせ（以下「紙見積合わせ方式」という。）に代えるものとする。「紙見積合わせ方式参加承諾願」については、別紙様式第１により作成し、提出する。
(ｱ) 提出窓口
〒○○○－○○○○　○○県○○市○○町○－○－○
○○○○○○○○【当該発注機関、担当部署を記載する。】
TEL　○○－○○○○－○○○○（内線○○○○）
FAX　○○－○○○○－○○○○
(ｲ) 提出時間　午前○時から午後○時まで（正午から午後１時までの間を除く。）。
イ　電子入札システムで使用するICカードは、代表者又は当該見積合わせ案件に関する見積権限及び契約締結権限について委任を受けた者（以下「代理人」という。）のICカードのみとし、代理人による場合は、参加表明書の提出前までに、委任状を提出する（詳細は見積心得書による。）。
ウ　本業務の契約書（案）、別紙様式、見積心得書、現場説明書及び仕様書は別添のとおりとする。

２　参加表明書の作成及び記載上の留意事項
(1)　参加表明書作成方法
参加表明書の様式は、別紙様式第２から別紙様式第10に示すとおりとする。【必要に応じて第14を追加する。】
(2)　参加表明書の留意事項

記載事項	内 容 に 関 す る 留 意 事 項
事務所登録等	○級建築士事務所登録状況のわかる証明書等の写しを添付する。 【公募型プロポーザル方式の場合は、業務内容に応じて法令に基づき必要とする場合のみ記載する。】 【簡易公募型プロポーザル方式の場合は、業務内容に応じて必要とする場合のみ記載する。】
企業の同種又は類似業務の実績	・参加表明書の提出者が、元請けとして過去に受注した「同種又は類似業務」の実績について記載する（共同体としての実績は、構成員として分担した業務実績とする。）。 ・記載する業務は、元請けとして平成○年４月１日から公示日まで【当該年度及び前年度から過去10年間を記載する。】に完了又は引渡しが完了した業務とする。 ・記載する業務は１件とする。 ・記載様式は別紙様式第３とし、図面、写真等を引用する場合も含め、Ａ４版１枚に記載する。 ・財団法人日本建設情報総合センターの「測量調査設計業務実績情報サービス（TECRIS/テクリス）」又は一般社団法人公共建築協会「公共建築設計者情報システム（PUBDIS）」に登録されている場合はその写しを添付する。なお、登録がない場合は、契約書の写し及び業務内容のわかる資料を添付する。 ・記載する業務が、平成16年４月１日以降に防衛省発注機関（旧防衛施設局等を含む。）と契約した業務である場合は、業務成績評定通知書の写しを添付する。 ・平成○年４月１日から公示日まで【当該年度及び前年度から過去10年間を記載する。】に完了又は引渡しが完了した、○○県内の同種又は類似業務１件の実績について記載する。【必要に応じて記載する。】
企業の業務成績	【土木関係建設コンサルタント業務の場合】 ・防衛省発注機関（旧装備施設本部を含む。）が発注した業務のうち、本業務における一般競争（指名競争）参加資格の業種区分において、元請けとして平成○年○月○日から平成○年○月○日【①４月～６月の公示の場合：前年度の９月30日から過去２年間を記載する。②７月～３月の公示の場合：前年度の３月31日から過去２年間を記載する。】に完了又は引渡しが完了した業務すべての評定点を記載する。 ・記載様式は別紙様式第４とし、記載した業務ごとに業務内容のわかる資料及び業務成績評定通知書の写しを添付する（テクリス及び業務成績評定通知書の写しを添付する。テクリス登録のない場合は、契約書の写し、業務内容のわかる資料及び業務成績評定通知書の写しを添付する。）。 【建築関係建設コンサルタント業務の場合】 ・防衛省発注機関（旧装備施設本部を含む。）が発注した業務及び第18の「業務成績の相互利用機関と適用対象業務」に示す各発注機関ごとの「相互利用の適用対象」業務のうち、本業務における一般競争（指名競争）参加資格の業種区分において、元請けとして平成○年○月○日から平成○年○月○日【①４月～６月の公示の場合：前年度の９月30日から過去２年間を記載する。②７月～３月の公示

	の場合：前年度の３月31日から過去２年間を記載する。】に完了又は引渡しが完了した業務すべての評定点を記載する。 ・記載様式は別紙様式第４とする。ただし、別紙様式第４の記載内容を網羅していることで、PUBDISを出力したものに代えることができる。 【地方防衛局等においては、以下のとおり記載する。】 　なお、記載内容については、地方防衛局等において、PUBDISにより確認する。 【地方防衛局等以外においては、以下のとおり記載する。】 　記載した業務ごとに業務内容及び評定点のわかる資料を添付すること（PUBDISの写しを添付する。PUBDIS登録のない場合は、契約書の写し、業務内容のわかる資料及び業務成績評定通知書の写しを添付する。）。
企業の優秀業務顕彰等の実績	・本業務における一般競争（指名競争）参加資格の業種区分において、平成○年４月１日から公示日まで【当該年度及び前年度から過去２年間を記載する。】の大臣官房施設監の顕彰、地方防衛局長の感謝状の贈与又は地方防衛局調達部長若しくは地方防衛支局長の顕彰の実績を記載する。 ・複数の実績がある場合は、すべて記載する。 ・記載様式は別紙様式第５とし、顕彰状等の写しを添付する。 ・業務内容がわかる資料を添付する。
配置予定管理技術者の経歴等	・配置予定管理技術者の経歴等を記載する。 ・保有する資格について記載する。 ・手持ち業務は、平成○年○月○日【公示日を記載する。】現在の、防衛省以外の発注者（国内外を問わない。）のものを含め、すべてについて記載する。 ・手持ち業務とは、管理技術者又は担当技術者となっている契約金額500万円以上の業務をいう。 ・プロポーザル方式による本業務以外の業務で、配置予定技術者として特定された未契約業務がある場合は、手持ち業務の記載対象とし、業務の名称の後に「特定済」と明記するものとする。 ・記載様式は別紙様式第６とし、資格証の写しを添付する。
配置予定管理技術者の同種又は類似業務の経験	・配置予定管理技術者が過去に従事した「同種又は類似業務」の実績について記載する。 ・記載する業務は、平成○年４月１日から公示日まで【当該年度及び前年度から過去10年間を記載する。】に完了又は引渡しが完了した業務とする（原則として、着手時から完了時まで従事している業務とする。）。 ・記載する業務数は１件とする。 ・参加表明書の提出者以外が受注した業務経験を記載する場合は、当該業務を受注した企業名等を記載する。 ・記載様式は別紙様式第７とし、図面、写真等を引用する場合も含め、Ａ４版１枚に記載する。 ・テクリス又はPUBDISに登録されている場合はその写しを添付する。なお、登録がない場合は、契約書の写し、当該業務に従事したことがわかる資料及び業務内容のわかる資料を添付する。 ・記載する業務が、平成16年４月１日以降に防衛省発注機関（旧防

	衛施設局等を含む。）と契約した業務である場合は、業務成績評定通知書の写しを添付する。 ・平成○年４月１日から公示日まで【当該年度及び前年度から過去10年間を記載する。】に完了又は引渡しが完了した、○○県内の同種又は類似業務１件の経験について記載する（原則として、着手時から完了時まで従事している業務とする。）。【必要に応じて記載する。】
配置予定管理技術者の業務成績	【土木関係建設コンサルタント業務の場合】 ・防衛省発注機関（旧装備施設本部を含む。）が発注した業務のうち、管理技術者として従事し、平成○年○月○日から平成○年○月○日【①４月～６月の公示の場合：前年度の９月30日から過去２年間を記載する。②７月～３月の公示の場合：前年度の３月31日から過去２年間を記載する。】に完了、引渡しが完了した業務すべての評定点について記載する。 ・記載様式は別紙様式第８とし、記載した業務ごとに管理技術者として従事したことがわかる資料及び業務成績評定通知書の写しを添付する（テクリス及び業務成績評定通知書の写しを添付する。テクリス登録のない場合は、契約書の写し、管理技術者として従事したことがわかる資料及び業務成績評定通知書の写しを添付する。）。 【建築関係建設コンサルタント業務の場合】 ・防衛省発注機関（旧装備施設本部を含む。）が発注した業務及び下記18の「業務成績の相互利用機関と適用対象業務」に示す各発注機関毎の「相互利用の適用対象」業務のうち、管理技術者として従事し、平成○年○月○日から平成○年○月○日【①４月～６月の公示の場合：前年度の９月30日から過去２年間を記載する。②７月～３月の公示の場合：前年度の３月31日から過去２年間を記載する。】に完了又は引渡しが完了した業務すべての評定点について記載する。 ・記載様式は別紙様式第８とする。ただし、別紙様式第８の記載内容を網羅していることで、PUBDISを出力したものに代えることができる。 【地方防衛局等においては、以下のとおり記載する。】 　なお、記載内容については、地方防衛局等において、PUBDISにより確認する。 【地方防衛局等以外においては、以下のとおり記載する。】 　記載した業務ごとに管理技術者として従事したことがわかる資料及び評定点がわかる資料を添付する（PUBDISの写しを添付する。PUBDIS登録のない場合は、契約書の写し、管理技術者として従事したことがわかる資料及び業務成績評定通知書の写しを添付する。）。
優秀業務技術者顕彰等の実績	・平成○年４月１日から公示日まで【当該年度及び前年度から過去２年間を添付する。】の大臣官房施設監の顕彰、地方防衛局長の感謝状の贈与又は地方防衛局調達部長若しくは地方防衛支局長の顕彰の実績を記載する。 ・優秀業務技術者顕彰等及び管理技術者として従事した優秀業務顕彰等を対象とする。 ・複数の実績がある場合は、すべて記載する。 ・記載様式は別紙様式第９とし、顕彰状等の写しを添付する。

	・管理技術者として従事した優秀業務顕彰等の場合は、管理技術者として従事したことがわかる資料を添付する（原則として、着手時から完了時まで従事している業務とする。）。
業務実施体制	・下記事項に留意の上、業務の分担について記載する。共同体により業務を実施する場合は、備考欄に共同体の構成員である旨を記載すると共に、企業名等を記載する。また、代表者はその旨を記載する。 ①共同体は、各構成員が優れた技術を有する分野を分担するものとし、必要以上に細分化しない。 ②各構成員は実施する分担業務に応じて、１名以上の担当技術者を配置する。 ③一つの分担業務を複数の構成員が共同して実施することは認められない。 ・他の建設コンサルタント等に当該業務の一部を再委託する場合又は学識経験者等の技術協力を受けて業務を実施する場合は、備考欄に再委託先又は協力先、その理由（企業の技術的特徴等）を記載するものとする。ただし、業務の主たる部分を再委託してはならない。 ・配置予定技術者を記載する。 ・担当技術者は、実施する各担当業務ごとに代表技術者を１名ずつ最大〇名まで記載する。 ・技術提案書の提出者以外の企業に所属する者を担当技術者とする場合には、建設コンサルタント名等を記載する。 ・記載様式は別紙様式第10とする。
配置予定担当技術者の同種又は類似業務の経験	・配置予定担当技術者が過去に従事した「同種又は類似業務」の実績を記載する。 ・記載する業務は、平成〇年４月１日から公示日まで【当該年度及び前年度から過去10年間を記載する。】に完了又は引渡しが完了した業務とする（原則として、着手時から完了時まで従事している業務とする。）。 ・記載する業務数は１件とする。 ・参加表明書の提出者以外が受注した業務経験を記載する場合は、当該業務を受注した建設コンサルタント名等を記載する。 ・記載様式は別紙様式第14とし、図面、写真等を引用する場合も含め、Ａ４版１枚に記載する。 ・記載する業務が、平成16年４月１日以降に防衛省発注機関（旧防衛施設局等を含む。）と契約した業務である場合は、業務成績評定通知書の写しを添付する。 ・平成〇年４月１日から公示日まで【当該年度及び前年度から過去10年間を記載する。】に完了又は引渡しが完了した、〇〇県内の同種又は類似業務１件の経験について記載する（原則として、着手時から完了時まで従事している業務とする。）。 【評価の対象とする場合、必要に応じて記載する。】

３　参加表明書の提出方法等

(1)　電子入札システムによる場合

ア　提出期間　平成〇年〇月〇日から平成〇年〇月〇日まで（行政機関の休日に関する法律（昭和63年法律第91号）第１条第１項に規定する行政機関の休日（以下「行政

機関の休日」という。）を除く。）の毎日、午前８時から午後10時（金曜日は午後６時）まで。ただし、最終日は午後○時まで。

イ　提出方法　電子入札システムにより提出する。ただし、参加表明書の容量が３MBを超える場合には、上記１(7)に持参、郵送（書留郵便に限る。）又は託送（書留郵便と同等のものに限る。）（以下「郵送等」という。）するものとし、電子入札システムとの分割は認めない。また、持参又は郵送等する場合は、下記の内容を記載した書面を電子入札システムにより申請書の添付書類として送信する。

・持参又は郵送等する旨の表示
・持参又は郵送等する書類の目録
・持参又は郵送等する書類のページ数
・持参又は発送年月日

ウ　ファイル形式　電子入札システムによる提出資料のファイル形式については、以下のいずれかの形式にて作成する。

・一太郎（Ver○○形式以下）
・Microsoft Word（○○○○形式以下）
・Microsoft Excel（○○○○形式以下）
・その他のｱﾌﾟﾘｹｰｼｮﾝ PDFファイル（Acrobat ○○形式以下）
画像ファイル（JPEG及びGIF形式）
圧縮ファイル（LZH又はZIP形式）

エ　注意事項　プリントアウト時に規定の枚数内となるように設定しておく。なお、送信された資料のプリントアウトは白黒印刷で行う。

(2)　紙見積合わせ方式による場合

ア　提出期間　平成○年○月○日から平成○年○月○日まで（行政機関の休日を除く。）の毎日、午前○時から午後○時まで（正午から午後１時までの間を除く。）。最終日は午後○時まで。郵送等の場合は、平成○年○月○日午後○時必着。

イ　提出場所　上記１(7)に同じ。

ウ　提出方法　持参又は郵送等によるものとする。なお、返信用封筒として、表に申請者の住所・氏名を記載し、簡易書留料金分を加えた所定の料金（○○円）の切手を貼付した長３号封筒を技術提案書と併せて提出する。

４　説明書に対する質問の提出方法等

(1)　説明書に質問がある者は、契約担当官等に対して次に従い質問することができる。

ア　提出方法　電子入札システムによる。ただし、紙見積合わせ方式の場合は書面（様式は自由とする。）を上記１(7)に持参又は郵送等により提出する。

イ　提出期間　電子入札システムによる場合は、平成○年○月○日から平成○年○月○日まで（行政機関の休日を除く。）の毎日、午前８時から午後10時（金曜日は午後６時）まで。ただし、最終日は午後○時まで。紙見積合わせ方式による場合は、午前○時から午後○時まで（正午から午後１時までの間を除く。）。ただし、最終日は午後○時まで。郵送等の場合は、平成○年○月○日午後○時必着。

(2)　(1)の質問に対する回答は、質問を受理した日から７日（行政機関の休日を除く。）以内に質問者に対して電子入札システムにより、また、紙見積合わせ方式の場合は、次のとおり閲覧に供する。

ア　閲覧期間　平成○年○月○日から平成○年○月○日まで（行政機関の休日を除く。）の毎日、午前○時から午後○時まで（正午から午後１時までの間を除く。）。

イ　閲覧場所　上記１(7)に同じ。

５　技術提案書の提出者に要求される資格及び技術提案書の提出者を選定するための基準

(1)　技術提案書の提出者に要求される資格要件

ア　予算決算及び会計令（昭和22年勅令第165号。以下「予決令」という。）第70条及

び第71条の規定に該当しない者であること。

イ　防衛省における平成○・○年度の一般競争（指名競争）参加資格（以下「防衛省競争参加資格」という。）のうち、測量・建設コンサルタント等業務の「○○業務」に係る「○」の格付を受け、○○防衛局【当該契約担当官等の所在地を管轄する地方防衛局等名を記載する。】に競争参加を希望していること（会社更生法（平成14年法律第154号）に基づき更生手続開始の申立てがなされている者又は民事再生法（平成11年法律第225号）に基づき再生手続開始の申立てがなされている者については、手続開始の決定後、再度級別の格付を受けていること。）。

ウ　会社更生法に基づく更生手続開始の申立てがなされている者又は民事再生法に基づき再生手続開始の申立てがなされている者（イの再度級別の格付を受けた者を除く。）でないこと。

エ　参加表明書の提出期限の日から見積合わせの時点までの期間に、○○防衛局長【当該契約担当官等の所在地を管轄する地方防衛局等の長を記載する。】から工事請負契約等に係る指名停止等の措置要領について（防整施（事）第150号。28.３.31）に基づく指名停止を受けている期間中でないこと。

オ　【建築関係建設コンサルタント業務の場合の記載例】

建築士法（昭和25年法律第202号）第23条の規定に基づく、○級建築士事務所登録を有すること。

【公募型プロポーザル方式の場合は、業務内容に応じ、法令的に必要とする場合のみ記載する。】

【簡易公募型プロポーザル方式の場合は、業務内容に応じ、必要とする場合のみ記載する。】

カ　同種又は類似業務の実績

キ　入札に参加しようとする者の間に次の基準のいずれかに該当する関係がないこと（基準に該当する者のすべてが共同体の代表者以外の構成員である場合は除く。）。

なお、この場合に、辞退する者を決めることを目的に当事者間で連絡を取ることは、入札心得書第５条第２項の規定に抵触するものではない。

(ｱ) 資本関係

次のいずれかに該当する二者の場合。ただし、子会社（会社法（平成17年法律第86号）第２条第３号の規定による子会社をいう。以下同じ。）若しくは子会社の一方が会社更生法第２条第７項に規定する更生会社（以下「更生会社」という。）又は民事再生法第２条第４号に規定する再生手続が存続中の会社である場合を除く。

ａ　親会社と子会社の関係にある場合。

ｂ　親会社を同じくする子会社同士の関係にある場合。

(ｲ) 人的関係

次のいずれかに該当する二者の場合。ただし、ａについては、会社の一方が更生会社又は民事再生法第２条第４号に規定する再生手続が存続中の会社である場合を除く。

ａ　一方の会社の役員が、他方の会社の役員を現に兼ねている場合

ｂ　一方の会社の役員が、他方の会社の管財人を現に兼ねている場合

(ｳ) その他の入札の適正さが阻害されると認められる場合

その他(ｱ)又は(ｲ)と同視しうる資本関係又は人的関係があると認められる場合

ク　○○○○【当該発注機関を記載する。】が発注した業務のうち、平成○年度及び平成○年度【当該年度を含まない過去２年間を記載する。】に完了又は引渡しが完了した業務の実績がある場合には、業務成績評価点合計の平均が65点以上であること。

【予定価格が500万円を超える業務について記載する。公募型プロポーザル方式の場合は記載しない。】

ケ　配置予定管理技術者は、平成○年○月○日【公示日を記載する。】の時点で技術提案書の提出者と直接的な雇用関係があること。

コ　配置予定技術者の資格

サ　配置予定管理技術者の同種又は類似業務の経験

シ　配置予定管理技術者の平成○年○月○日【公示日を記載する。】現在の手持ち業務量（本業務を含まず、特定後未契約のものを含む。）が○億円未満かつ○件未満であること。

ただし、平成○年○月○日【公示日を記載する。】現在の手持ち業務に○○○○【当該発注機関を記載する。】と契約した業務で予決令第85条の規定に基づいて作成された基準を下回る価格で落札した業務がある場合は、手持ち業務量が○億円未満かつ○件未満である者とする。【ただし書き部分は、公募型プロポーザル方式の場合は記載しない。】

手持ち業務とは、管理技術者又は担当技術者となっている契約金額500万円以上の業務をいう。

【業務内容に応じて記載する。】

ス　都道府県警察から暴力団関係業者として防衛省が発注する工事等から排除するよう要請があり、当該状態が継続している有資格者でないこと。

(2)　技術提案書の提出者を選定するための評価基準

評価項目	評価の着目点		判断基準	評価のウエイト（点）
企業の実績及び能力	業務経験	業務実績	元請けとして平成○年４月１日から公示日まで【当該年度及び前年度から過去10年間を記載する。】に、完了又は引渡しが完了した同種又は類似業務実績を以下の順位で評価する。 ①同種業務の実績がある。 ②類似業務の実績がある。	① 15 ② 8
		地域業務実績	元請けとして平成○年４月１日から公示日まで【当該年度及び前年度から過去10年間を記載する。】に完了又は引渡しが完了した○○県内の同種又は類似業務の実績を下記の順位で評価する。 ①○○県内の防衛省発注機関（旧防衛施設局等を含む。）の同種又は類似業務実績がある。 ②○○県内の防衛省発注機関（旧防衛施設局等を含む。）以外の同種又は類似業務実績がある。 ③実績なし。 【必要に応じて記載する。県名は複数でも可とする。】	① 5 ② 3 ③ 0
	成績・表彰	業務成績	土木関係建設コンサルタント業務の場合 防衛省発注機関（旧装備施設本部を含む。）が発注した業務のうち、本業務における一般競争(指名競争）参加資格の業種区分において、元請けとして平成○年○月○日から平成○年○月○日【①４月～６月の公示を記載する場合：前年度の９月30日から過去２年間を記載する。②７月～３月の公示を記載する場合：前年度の３月31日から過去２年間を記載する。】に完了又は引渡しが完了した業務の評定点の平均を下記の順位で評価する。 ①80点以上	① 30 ② 20 ③ 15 ④ 10 ⑤ 0 ⑥-10

			②75点以上80点未満 ③70点以上75点未満 ④65点以上70点未満 ⑤実績なし ⑥65点未満 建築関係建設コンサルタント業務の場合 防衛省発注機関（旧装備施設本部を含む。）が発注した業務及び第18の「業務成績の相互利用機関と適用対象業務」に示す各発注機関ごとの「相互利用の適用対象」業務のうち、本業務における一般競争(指名競争）参加資格の業種区分において、元請けとして平成○年○月○日から平成○年○月○日【①４月～６月の公示を記載する場合：前年度の９月30日から過去２年間を記載する。②７月～３月の公示を記載する場合：前年度の３月31日から過去２年間を記載する。】に完了又は引渡しが完了した業務の評定点の平均を下記の順位で評価する。 ①80点以上 ②75点以上80点未満 ③70点以上75点未満 ④65点以上70点未満 ⑤実績なし ⑥65点未満	
		優秀業務顕彰等	本業務における一般競争(指名競争）参加資格の業種区分において、平成○年４月１日から公示日まで【当該年度及び前年度から過去２年間を記載する。】の大臣官房施設監の顕彰、地方防衛局長の感謝状の贈与又は地方防衛局調達部長若しくは地方防衛支局長の顕彰の実績を下記の順位で評価する。 ①大臣官房施設監の特別優秀業務顕彰の実績 ②当該地方防衛局長の感謝状の贈与の実績 ③当該地方防衛局調達部長又は当該地方防衛支局長の優秀業務顕彰の実績 ④他地方防衛局長の感謝状の贈与の実績 ⑤他地方防衛局調達部長又は他地方防衛支局長の優秀業務顕彰の実績 ⑥実績なし （複数業務の実績があるときは、その合計点とするが、最大５点までとする。）	①　５ ②　４ ③　３ ④　２ ⑤　１ ⑥　０ （最大５）
	その他	事故及び不誠実な行為	過去６ヶ月間の当該契約担当官等の所在地を管轄する地方防衛局等での指名停止措置要領に基づく指名停止措置等を受けている場合は、評価を減ずる（過去６ヶ月とは参加表明書の提出期限の日の前日からさかのぼること６ヶ月以内に指名停止期間がある場合をいう。）。 ①指名停止期間（累積）：６ヶ月以上 ②指名停止期間（累積）：３ヶ月以上６ヶ月未満 ③指名停止期間（累積）：３ヶ月未満 ④文書注意 ⑤口頭注意	①－５ ②－４ ③－３ ④－２ ⑤－１
		損国	国との信頼関係を損なう行為が認められる場合、評価を減ずる。	－１

		なとうの行信為頼関係を		
小　　計 【小計の最大点は、記載した項目に応じて記載する。】				最大 55

評価項目	評価の着目点		判断基準	評価のウエイト（点）
配置予定管理技術者の経験及び能力	業務経験	業務経験	平成○年４月１日から公示日まで【当該年度及び前年度から過去10年間を記載する。】に完了又は引渡しが完了した同種又は類似業務経験を以下の順位で評価する（原則として、着手時から完了時まで従事している業務とする。）。 ①同種業務の経験がある。 ②類似業務の経験がある。	①　10 ②　5
		地域業務経験	平成○年４月１日から公示日まで【当該年度及び前年度から過去10年間を記載する。】に完了又は引渡しが完了した○○県内の同種又は類似業務の経験を下記の順位で評価する（原則として、着手時から完了時まで従事している業務とする。）。 ①○○県内の防衛省発注機関（旧防衛施設局等を含む。）の同種又は類似業務経験がある。 ②○○県内の防衛省発注機関（旧防衛施設局等を含む。）以外の同種又は類似業務経験がある。 ③経験なし。 【必要に応じて記載する。県名は複数でも可とする。】	①　5 ②　3 ③　0
	成績・表彰	業務成績	土木関係建設コンサルタント業務の場合 防衛省発注機関（旧装備施設本部を含む。）が発注した業務のうち、管理技術者として従事し、 平成○年○月○日から平成○年○月○日【①４月～６月の公示を記載する場合：前年度の９月30日から過去２年間を記載する。②７月～３月の公示を記載する場合：前年度の３月31日から過去２年間を記載する。】に完了又は引渡しが完了した業務の評定点の平均を下記の順位で評価する。 ①80点以上 ②75点以上80点未満 ③70点以上75点未満 ④65点以上70点未満 ⑤実績なし ⑥65点未満 建築関係建設コンサルタント業務の場合 防衛省発注機関（旧装備施設本部を含む。）が発注した業務及び	①　30 ②　20 ③　15 ④　10 ⑤　0 ⑥-10

				第18の「業務成績の相互利用機関と適用対象業務」に示す各発注機関ごとの「相互利用の適用対象」業務のうち、管理技術者として従事し、平成○年○月○日から平成○年○月○日【①４月～６月の公示の場合：前年度の９月30日から過去２年間を記載する。②７月～３月の公示の場合：前年度の３月31日から過去２年間を記載する。】に完了又は引渡しが完了した業務の評定点の平均を下記の順位で評価する。 ①80点以上 ②75点以上80点未満 ③70点以上75点未満 ④65点以上70点未満 ⑤実績なし ⑥65点未満	
		優秀業務技術者顕彰等		平成○年４月１日から公示日まで【当該年度及び前年度から過去２年間を記載する。】の大臣官房施設監の顕彰、地方防衛局長の感謝状の贈与又は地方防衛局調達部長若しくは地方防衛支局長の顕彰の実績を下記の順位で評価する（優秀業務技術者顕彰等及び管理技術者として従事した業務顕彰等を対象とする。）。 ①大臣官房施設監の特別優秀業務技術者顕彰、当該地方防衛局長の感謝状の贈与又は当該地方防衛局調達部長若しくは当該地方防衛支局長の優秀業務技術者顕彰の実績 ②他地方防衛局長の感謝状の贈与又は他地方防衛局調達部長若しくは他地方防衛支局長の優秀業務技術者顕彰の実績 ③管理技術者として従事した、大臣官房施設監の特別優秀業務顕彰、当該地方防衛局長の感謝状の贈与又は当該地方防衛局調達部長若しくは当該地方防衛支局長の優秀業務顕彰の実績 ④管理技術者として従事した、他地方防衛局長の感謝状の贈与又は他地方防衛局調達部長若しくは他地方防衛支局長の優秀業務顕彰の実績 ⑤実績なし （複数業務の実績があるときは、その合計点とするが、最大５点までとする。）	①　５ ②　３ ③　３ ④　１ ⑤　０ （最大５）
	資格要件	技術者資格	建築	・１級建築士	5
				・その他	0
			土木	・技術士 ・博士	5
				・ＲＣＣＭ ・土木学会認定技術者（特別上級、上級、１級）	3
				・その他	0
			電気設備	・建築設備士 ・１級建築士 ・技術士	5
				・ＲＣＣＭ	3
				・１級電気工事施工管理技士	1
				・その他	0
			機械	・建築設備士 ・１級建築士	5

			設備	・技術士	
				・ＲＣＣＭ	3
				・１級管工事施工管理技士	1
				・その他	0
			通信設備	・建築設備士 ・１級建築士 ・技術士	5
				・ＲＣＣＭ	3
				・その他	0
			【各職種の資格については仕様書に応じて適宜記載する。資格を重複して評価は行なわない。】		
小　　計 【小計の最大点は、記載した項目に応じて記載する。】					最大 55

評価項目	評価の着目点		評価のウエイト（点）
		判断基準	
業務実施体制	の業務実施体制妥当性	業務の分担について記載する。 なお、以下のいずれかの項目に該当する場合には選定しない。 ①再委託の内容が、主たる部分の場合。 ②業務の分担構成が、不明確又は不自然な場合。 ③共同体による業務の分担構成が細分化され過ぎて、一の分担業務を複数の構成員が実施することとしている場合。	数値化しない

評価項目	評価の着目点			評価のウエイト（点）
			判断基準	
配置予定担当技術者の経験	業務経験	業務経験	平成○年４月１日から公示日まで【当該年度及び前年度から過去10年間を記載する。】に完了又は引渡しが完了した同種又は類似業務経験を下記の順位で評価する（原則として、着手時から完了時まで従事している業務とする。）。 ①同種業務の経験がある。 ②類似業務の経験がある。 ③経験なし。	①　5 ②　3 ③　0 【各職種最大５】
		地域業務経験	平成○年４月１日から公示日まで【当該年度及び前年度から過去10年間を記載する。】に完了又は引渡しが完了した○○県内の同種又は類似業務の経験を下記の順位で評価する（原則として、着手時から完了時まで従事している業務とする。）。 ①○○県内の防衛省発注機関（旧防衛施設局等を含む。）の同種又は類似業務経験がある。 ②○○県内の当該防衛省発注機関（旧防衛施設局等を含む。）以	①　5 ②　3 ③　0 【各職種最大５】

			外の同種又は類似業務経験がある。 ③経験なし。 【必要に応じて記載する。県名は複数でも可とする。】	
		【必要に応じて評価対象とする職種を選択する。一職種で複数の技術者を配置する場合は、評価の低い技術者を評価の対象とする。】		
小　　計 【小計の最大点は記載した項目に応じて記載する。】				各職種 最大 10

必要に応じて記載する。

注　外国資格を有する技術者（平成６年４月15日マラケシュで作成された政府調達に関する協定（以下「ＷＴＯ政府調達協定」という。）を適用している国及び地域並びに我が国に対して建設市場が解放的であると認められる国及び地域以外の国又は地域に主たる営業所を有する建設コンサルタント等に所属する技術者に限る。）については、あらかじめ技術士相当又はRCCM相当の認定を受けている必要がある。

なお、参加表明書の提出期限までに当該認定を受けていない場合にあっては、参加表明書を提出することはできるが、参加表明書を提出する時点において、当該認定の申請書の写しを提出するものとし、当該建設コンサルタント等が選定されるためには、選定通知の日までに認定を受け、認定書の写しを提出しなければならない。選定通知の日は平成○年○月○日を予定する。

技術提案書の提出者として選定した者には、選定通知書をもって通知する。

(3)　技術提案書の提出者の選定

参加表明書を提出した者のうち、技術提案書の提出者を評価の合計点が高いものから３から５者選定する。ただし、評価の合計点が同点である者が複数となった場合には、５者を超えて選定する場合がある。

6　非選定理由に関する事項

(1)　参加表明書を提出した者のうち、技術提案書の提出者として選定されなかった者に対しては、選定されなかった旨及びその理由（以下「非選定理由」という。）を電子入札システムにより、また、紙見積合わせ方式の場合は書面をもって、契約担当官等から通知する。

(2)　(1)の通知を受けた者は、契約担当官等に対して非選定理由について、以下のとおり説明を求めることができる。

ア　提出期限　平成○年○月○日午後○時まで。

イ　提出方法　電子入札システムによる。ただし、紙見積合わせ方式の場合は書面（様式は自由とする。）を上記１(7)に持参するものとし、郵送等によるものは受け付けない。

(3)　契約担当官等は、非選定理由について説明を求められたときは、平成○年○月○日までに説明を求めた者に対し電子入札システムにより、また、紙見積合わせ方式の場合は書面により回答する。

7　技術提案書の作成及び記載上の留意事項

(1)　技術提案書作成及び記載上の留意事項

プロポーザル方式は、調査、検討及び設計業務における具体的な取組方法について提案を求めるものであり、成果の一部の提出を求めるものではない。本説明書において記載された事項以外の内容を含む技術提案書については、提案を無効とする場合があるので注意する。

(2)　本業務において技術提案を求める特定テーマは、以下に示す○つの事項とする。

・○○○○
・○○○○

(3)　技術提案書の作成方法

技術提案書の作成様式は、別紙様式第11から第13に示すとおりとする。

(4)　技術提案書の内容に関する留意事項

記載事項	内 容 に 関 す る 留 意 事 項
配置予定管理技術者の経歴等	・参加表明書の留意事項による。 ・参加表明書提出時の資料をもって評価を行なうため、作成及び提出の必要はない。
配置予定管理技術者の同種又は類似業務の経験	・参加表明書の留意事項による。 ・参加表明書提出時の資料をもって評価を行なうため、作成及び提出の必要はない。
配置予定管理技術者の業務成績	・参加表明書の留意事項による。 ・参加表明書提出時の資料をもって評価を行なうため、作成及び提出の必要はない。
優秀業務技術者表彰の実績	・参加表明書の留意事項による。 ・参加表明書提出時の資料をもって評価を行なうため、作成及び提出の必要はない。
配置予定担当技術者の同種又は類似業務の経験	・参加表明書の留意事項による。 ・参加表明書提出時の資料をもって評価を行なうため、作成及び提出の必要はない。 【必要に応じて記載する。】
業務の実施方針･実施フロー･工程計画・その他	・業務の実施方針、実施フロー、工程計画、その他について簡潔に記載する。 ・記載様式は別紙様式第12とし、Ａ４版１枚に記載する。
特定テーマに対する技術提案	・(2)に示した特定テーマに対する取り組み方法を具体的に記載する。 ・記載にあたり、概念図、出典の明示できる図表、既往成果、現地写真を用いることに支障はないが、本件のために作成したＣＧや、詳細図面を用いることは認めない。 ・記載様式は別紙様式第13とし、１テーマにつきＡ４版１枚に記載する。

(5)　業務量の目安

本業務の概算額は○○万円程度（税込み）を想定している。【公表された積算手法がなく、専ら見積りによらなければならない業務について記載することとし、有効数字２桁を目安として記載する。】

(6)　作成に用いる言語等

書類の作成に用いる言語は日本語、通貨は日本国通貨に限る。

(7)　技術提案書の無効

提出書類について、本説明書及び別添の書式に示された条件に適合しない場合は無効とすることがある。

(8)　既存資料の閲覧【必要に応じて記載する。】

技術提案書の作成に当たり、以下の資料を閲覧することができる。

ア　資 料 名　○○業務報告書
イ　閲覧場所　上記１(7)に同じ。

ウ　閲覧期間　技術提案書の提出期限の前日まで（行政機関の休日を除く。）の毎日、午前○時から午後○時まで（正午から午後１時までの間を除く。）。

8　技術提案書の提出期間及び提出方法等

(1)　電子入札システムによる場合

ア　提出期間　平成○年○月○日から平成○年○月○日まで（行政機関の休日を除く。）の毎日、午前８時から午後10時（金曜日は午後６時）まで。最終日は午後○時まで。

イ　提出方法　電子入札システムにより提出する。ただし、技術提案書の容量が３MBを超える場合には、持参又は郵送等するものとし、電子入札システムとの分割は認めない。また、持参又は郵送等する場合は、下記の内容を記載した書面を電子入札システムにより申請書の添付書類として送信する。

・持参又は郵送等する旨の表示
・持参又は郵送等する書類の目録
・持参又は郵送等する書類のページ数
・持参又は発送年月日

ウ　ファイル形式　電子入札システムによる提出資料のファイル形式については、以下のいずれかの形式にて作成することとする。

・一太郎（Ver○○形式以下）
・Microsoft Word（○○○○形式以下）
・Microsoft Excel（○○○○形式以下）
・その他のｱﾌﾟﾘｹｰｼｮﾝ PDFファイル　（Acrobat ○○形式以下）
画像ファイル（JPEG及びGIF形式）
圧縮ファイル（LZH又はZIP形式）

エ　注意事項　プリントアウト時に規定の枚数内となるように設定しておく。なお、送信された資料のプリントアウトは白黒印刷で行う。

(2)　紙見積合わせ方式による場合

ア　提出期間　平成○年○月○日から平成○年○月○日まで（行政機関の休日を除く。）の毎日、午前○時から午後○時まで（正午から午後１時までの間を除く。）。最終日は午後○時まで。郵送等の場合は、平成○年○月○日午後○時必着。

イ　提出場所　上記１(7)に同じ。

ウ　提出方法　持参又は郵送等によるものとする。なお、返信用封筒として、表に申請者の住所・氏名を記載し、簡易書留料金分を加えた所定の料金（○○円）の切手を貼付した長３号封筒を技術提案書と併せて提出する。

9　技術提案書を特定するための評価基準

(1)　技術提案書の評価項目、判断基準及び評価のウエイトは、以下のとおりである。

なお、評価項目「業務の実施方針・実施フロー・工程計画・その他」及び「特定テーマに対する技術提案」は、提出された書面により評価を行なった上で、ヒアリング内容を踏まえた評価を行なう。また、評価項目「業務の実施方針・実施フロー・工程計画・その他」又は「特定テーマに対する技術提案」における評価点全てが、０点である場合は特定しない（「特定テーマに対する技術提案」は、テーマごとに評価の着目点全てが、０点である場合は特定しない。）。

評価項目	評価の着目点		評価のウエイト（点）
		判断基準	

配置予定管理技術者の経験及び能力	業務経験	業務経験	平成○年４月１日から公示日まで【当該年度及び前年度から過去10年間を記載する。】に完了又は引渡しが完了した同種又は類似業務経験を下記の順位で評価する（原則として、着手時から完了時まで従事している業務とする。）。 ①同種業務の経験がある。 ②類似業務の経験がある。	① 10 ② 5
		地域業務経験	平成○年４月１日から公示日まで【当該年度及び前年度から過去10年間を記載する。】に完了又は引渡しが完了した○○県内の同種又は類似業務の経験を下記の順位で評価する（原則として、着手時から完了時まで従事している業務とする。）。 ①○○県内の防衛省発注機関（旧防衛施設局等を含む。）の同種又は類似業務経験がある。 ②○○県内の防衛省発注機関（旧防衛施設局等を含む。）以外の同種又は類似業務経験がある。 ③経験なし。 【必要に応じて記載する。県名は複数でも可とする。】	① 5 ② 3 ③ 0
	成績・表彰	業務経験	土木関係建設コンサルタント業務の場合 防衛省発注機関（旧装備施設本部を含む。）が発注した業務のうち、管理技術者として従事し、 平成○年○月○日から平成○年○月○日【①４月～６月の公示を記載する場合：前年度の９月30日から過去２年間を記載する。②７月～３月の公示を記載する場合：前年度の３月31日から過去２年間を記載する。】に完了又は引渡しが完了した業務の評定点の平均を以下の順位で評価する。 ①80点以上 ②75点以上80点未満 ③70点以上75点未満 ④65点以上70点未満 ⑤実績なし ⑥65点未満 建築関係建設コンサルタント業務の場合 防衛省発注機関（旧装備施設本部を含む。）が発注した業務及び第18の「業務成績の相互利用機関と適用対象業務」に示す各発注機関ごとの「相互利用の適用対象」業務のうち、管理技術者として従事し、平成○年○月○日から平成○年○月○日【①４月～６月の公示を記載する場合：前年度の９月30日から過去２年間を記載する。②７月～３月の公示を記載する場合：前年度の３月31日から過去２年間を記載する。】に完了又は引渡しが完了した業務の評定点の平均を以下の順位で評価する。 ①80点以上 ②75点以上80点未満 ③70点以上75点未満 ④65点以上70点未満 ⑤実績なし ⑥65点未満	① 30 ② 20 ③ 15 ④ 10 ⑤ 0 ⑥-10
		優	平成○年４月１日から公示日まで【当該年度及び前年度から過去	① 5

		秀業務技術者顕彰等	２年間を記載する。】の大臣官房施設監の顕彰、地方防衛局長の感謝状の贈与又は地方防衛局調達部長若しくは地方防衛支局長の顕彰の実績を下記の順位で評価する（優秀業務技術者顕彰等及び管理技術者として従事した業務顕彰等を対象とする。）。 ①大臣官房施設監の特別優秀業務技術者顕彰、当該地方防衛局長の感謝状の贈与又は当該地方防衛局調達部長若しくは当該地方防衛支局長の優秀業務技術者顕彰の実績 ②他地方防衛局長の感謝状の贈与又は他地方防衛局調達部長若しくは他地方防衛支局長の優秀業務技術者顕彰の実績 ③管理技術者として従事した、大臣官房施設監の特別優秀業務顕彰、当該地方防衛局長の感謝状の贈与又は当該地方防衛局調達部長若しくは当該地方防衛支局長の優秀業務顕彰の実績 ④管理技術者として従事した、他地方防衛局長の感謝状の贈与又は他地方防衛局調達部長若しくは他地方防衛支局長の優秀業務顕彰の実績 ⑤実績なし （複数業務の実績があるときは、その合計点とするが、最大５点までとする。）		② ３ ③ ３ ④ １ ⑤ ０ （最大５）
	資格要件	技術者資格	建築	・１級建築士	5
				・その他	0
			土木	・技術士 ・博士	5
				・ＲＣＣＭ ・土木学会認定技術者（特別上級、上級、１級）	3
				・その他	0
			電気設備	・建築設備士 ・１級建築士 ・技術士	5
				・ＲＣＣＭ	3
				・１級電気工事施工管理技士	1
				・その他	0
			機械設備	・建築設備士 ・１級建築士 ・技術士	5
				・ＲＣＣＭ	3
				・１級管工事施工管理技士	1
				・その他	0
			通信設備	・建築設備士 ・１級建築士 ・技術士	5
				・ＲＣＣＭ	3
				・その他	0
			【各職種の資格については仕様書に応じて適宜記載する。資格を重複しての評価は行なわない。】		
小　　計 【小計の最大点は、記載した項目に応じて記載する。】					最大 55

評価項目			評価の着目点 判断基準	評価のウエイト（点）
配置予定担当技術者の経験	業務経験	業務経験	平成○年４月１日から公示日まで【当該年度及び前年度から過去10年間を記載する。】に完了又は引渡しが完了した同種又は類似業務経験を下記の順位で評価する（原則として、着手時から完了時まで従事している業務とする。）。 ①同種業務の経験がある。 ②類似業務の経験がある。 ③経験なし。	① ５ ② ３ ③ ０ 【各職種最大５】
		地域業務経験	平成○年４月１日から公示日まで【当該年度及び前年度から過去10年間を記載する。】に完了又は引渡しが完了した○○県内の同種又は類似業務の経験を下記の順位で評価する（原則として、着手時から完了時まで従事している業務とする。）。 ①○○県内の防衛省発注機関（旧防衛施設局等を含む。）の同種又は類似業務経験がある。 ②○○県内の当該防衛省発注機関（旧防衛施設局等を含む。）以外の同種又は類似業務経験がある。 ③経験なし。 【必要に応じて記載する。県名は複数でも可。】	① ５ ② ３ ③ ０ 【各職種最大５】
		【必要に応じて評価対象とする職種を選択すること。一職種で複数の技術者を配置する場合は、評価の低い技術者を評価の対象とする。】		
小　　計 【小計の最大点は記載した項目に応じて記入する。】				各職種最大10

評価項目			評価の着目点 判断基準	評価のウエイト（点）
業務フロー・工程計画・実施方針・実施その他		業務理解度	業務の実施方針となる目的・内容及び与条件の理解度が高い場合は優位に評価する。	10
			上記業務目的等を踏まえた検討項目及び成果品に対する着眼点の具体性が高い場合は優位に評価する。	10
		実施手順	業務実施手順を示す実施フローの妥当性が高い場合は優位に評価する。	10
			業務量の把握状況を示す工程計画の妥当性が高い場合は優位に評価する。	10
		その他	有益な代替案、重要事項の指摘がある場合は優位に評価する。	10
特定テ	※全体	の特定テ整合	的確性について、複数の特定テーマ間の整合性が高い場合は優位に評価する。	10

｜マに対する技術提案		性｜マ	実現性について、複数の特定テーマ間の整合性が高い場合は優位に評価する。	10
	特定テ｜マ１	的確性	地形、環境、地域特性などの与条件との整合性が高い場合は優位に評価する。	10
			必要なキーワード（着眼点、問題点、解決方法等）が網羅されている場合は優位に評価する。	10
			事業の重要度を考慮した提案となっている場合は優位に評価する。	5
			事業の難易度に相応しい提案となっている場合は優位に評価する。	5
		実現性	提案内容に説得力がある場合は優位に評価する。	10
			提案内容を裏付ける類似実績などが明示されている場合は優位に評価する。	10
			利用しようとする技術基準、資料が適切な場合は優位に評価する。	5
			提案内容によって想定される事業費が適切な場合は優位に評価する。	5
		独創性	工学的知見に基づく前例のない提案がある場合は優位に評価する。	5
			周辺分野、異分野技術を援用した、高度の検討・解析手法の提案がある場合は優位に評価する。	5
			複数の既存技術を統合化する提案がある場合は優位に評価する。	5
			新工法採用の提案がある場合は優位に評価する。	5
	※特定テ｜マ２	的確性、実現性、独創性について上記を準用する。		
注：「業務の実施方針・実施フロー・工程計画・その他」及び「特定テーマに対する技術提案」については、評価のウエイトが10点の場合は「10点、８点、６点、４点、０点」の ５段階で評価を行う（５点の場合は「５点、４点、３点、２点、０点」の 5段階で評価を行う。）。				
小　計 【小計の最大点は記載した項目に応じて記載する。】				最大 230

□　必要に応じて記載する。
※　特定テーマを１つに設定した場合は選択しない。

(2)　技術提案書を提出した者の中から、評価の合計点が最上位であるものを一者特定する。技術提案書を特定した者には、電子入札システムにより、また、紙見積合わせ方式の場合は書面をもって、契約担当官等から通知する。

(3)　評価の合計点が最上位である者が二者以上あるときは、当該者のうち以下の順で各項目の評価点が最も高い一者を特定する。

ア　特定テーマに対する技術提案についての評価点の高い者

イ　アが同点の場合、業務の実施方針・実施フロー・工程計画・その他についての評価

点の高い者

ウ　イが同点の場合、技術提案書を総合的に評価し、技術的優位性のある者

10　技術提案書に対するヒアリング

(1)　以下のとおりヒアリングを行う。

ア　実施日時　平成○年○月○日～平成○年○月○日

イ　実施場所　○○○○○

ウ　時　　間　協議の上、決定する。

エ　出 席 者　配置予定管理技術者（１名に限る。）

【管理技術者以外は必要に応じて記載する。】

(2)　ヒアリングの時間、留意事項等は別途通知する。

(3)　ヒアリング時の追加資料は受理しない。

(4)　ヒアリング時の録音、撮影は認めない。

11　非特定理由に関する事項

(1)　提出した技術提案書が特定されなかった者に対しては、特定されなかった旨及びその理由（以下「非特定理由」という。）を電子入札システムにより、また、紙見積合わせ方式の場合は書面をもって、契約担当官等から通知する。

(2)　(1)の通知を受けた者は、契約担当官等に対して非特定理由について、以下のとおり説明を求めることができる。

ア　提出期限　平成○年○月○日午後○時まで。

イ　提出方法　電子入札システムによる。ただし、紙見積合わせ方式の場合は書面（様式は自由とする。）を上記１(7)に持参するものとし、郵送等によるものは受け付けない。

(3)　契約担当官等は、非特定理由について説明を求められたときは、平成○年○月○日までに説明を求めた者に対し電子入札システムにより、また、紙見積合わせ方式の場合は書面により回答する。

12　見積書等

契約の相手方の決定に当たっては、見積書に記載された金額に当該金額の100分の○【消費税及び地方消費税とを合わせた税率を記載する。】に相当する額を加算した金額（当該金額に１円未満の端数があるときは、その端数金額を切り捨てた金額）をもって契約金額とするので、見積参加者は、消費税及び地方消費税に係る課税事業者であるか免税事業者であるかを問わず、見積った契約希望金額の○○○分【100+消費税及び地方消費税とを合わせた税率を記載する。】の100に相当する金額を見積書に記載するものとする。

13　契約書作成の要否

契約書（案）により契約書を作成するものとする。

14　支払条件

前払金：業務委託料の○％以内。【必要に応じて記載する。】

15　苦情申し立てに関する事項

本手続における競争参加資格の確認その他の手続に関し、「政府調達に関する苦情の処理手続(平成７年12月14日付政府調達苦情処理推進会議決定)」により、政府調達苦情検討委員会（連絡先：内閣府政府調達苦情処理対策室（政府調達苦情検討委員会事務局、電話03-3581-9044（直通））に対して苦情を申し立てることができる。【公募型プロポーザル方式及び簡易公募型プロポーザル方式におけるＷＴＯ政府調達協定に準じる業務の場合に記載する。】

契約担当官等からの非選定理由及び非特定理由の説明に不服がある者は、それぞれの回答を受けた日の翌日から起算して７日（行政機関の休日を除く。）以内に、書面により、契約担当官等に対して苦情の申立てを行うことができる。当該苦情申立てについては、入札監視委員会が審議を行う。

なお、提出場所及び苦情申立てに関する手続等を示した書類等の入手先は、上記１(7)に同じ。【公募型プロポーザル方式及び簡易公募型プロポーザル方式におけるＷＴＯ政府調達協定に準じる業務以外の場合に記載する。】

16　関連情報を入手するための照会窓口

上記１(7)に同じ。

17　その他の留意事項

(1)　手続において使用する言語及び通貨は、日本語及び日本国通貨に限る。

(2)　契約保証金　納付（保管金の取扱店　○○銀行○○支店）。ただし、利付国債の提供（取扱官庁○○○○）又は金融機関若しくは保証事業会社の保証（取扱官庁○○○○）をもって契約保証金の納付に代えることができる。また、公共工事履行保証証券による保証を付し又は履行保証保険契約の締結を行った場合は、契約保証金を免除する。【契約保証金を免除する場合は、その旨を記載する。】

(3)　上記５(1)イに掲げる級別の格付を受けていない者にあっては、参加表明書を提出することはできるが、その者が技術提案書の提出者として選定された場合、技術提案書を提出するためには、技術提案書を提出する時点において、級別の格付を受けていなければならない。

(4)　上記５(2)の同種又は類似業務の実績及び経験の確認を行うに当たり、ＷＴＯ政府調達協定を適用している国及び地域並びに我が国に対して建設市場が解放的であると認められる国及び地域以外の国又は地域に主たる営業所を有する建設コンサルタント等にあっては、我が国における同種又は類似業務の実績及び経験をもって行う。【公募型プロポーザル方式及び簡易公募型プロポーザル方式におけるＷＴＯ政府調達協定に準じる業務の場合に記載する。】

(5)　本業務を受注した建設コンサルタント及び本業務を受注した建設コンサルタントと資本・人事面等において関連があると認められた製造業者又は建設業者は、本業務に係る工事の入札に参加又は当該工事を請け負うことはできない。

(6)　提出期限までに参加表明書を提出しない者及び技術提案書の提出者に選定された旨の通知を受けなかった者は、技術提案書を提出できない。

(7)　参加表明書及び技術提案書の作成、提出及びヒアリングに関する費用は、提出者の負担とする。

(8)　参加表明書又は技術提案書に虚偽の記載をした場合は、参加表明書又は技術提案書を無効とするとともに、虚偽の記載をした者に対して指名停止の措置を行うことがある。

(9)　提出された参加表明書は返却しない。また、提出された参加表明書は、技術提案書の提出者の選定以外に提出者に無断で使用しない。

(10)　提出された技術提案書が特定されなかった場合、電子入札システムにより提出されたものは、電子入札システムから技術提案書を削除することとし、紙見積合わせ方式により提出されたものは、技術提案書を返却する。また、提出された技術提案書は、技術提案書の特定以外に提出者に無断で使用しない。特定された技術提案書を公開する場合には、事前に提出者の同意を得るものとする。

(11)　提出期限以降における参加表明書及び技術提案書の差し替え又は再提出は認めない。なお、配置予定技術者として複数の候補技術者の経歴等を記載することもできる。ただし、審査及び評価は評価点が最も低い者とする。また、同一の技術者を重複して複数業務の配置予定技術者とすることは差し支えないものとするが、他の業務を落札等したことにより配置予定の技術者を配置することができなくなったときは、直ちに当該技術提案書の取下げを行う。他の業務を落札等したことにより配置予定技術者を配置することができないにもかかわらず見積りに応じた場合においては、不正又は不誠実な行為として、指名停止措置要領に基づく、指名停止を行うことがある。

(12) 技術提案書に記載した配置予定技術者は、病休、死亡、退職等極めて特別な場合でやむを得ないとして承認された場合の外は、変更を認めない。

病休等特別な理由により、やむを得ず配置技術者を変更する場合は、上記１(5)イに掲げる基準を満たし、かつ当初の配置予定技術者と同等以上と認められる者を配置しなければならない。

(13) 技術提案書の特定後に、提案内容を適切に反映した仕様書の作成のために、業務の具体的な実施方法について提案を求めることがある。

(14) 仕様書に記載された技術提案書の内容が受注者の責により実施されなかった場合は、ペナルティとして、業務成績評定を減ずることとし、最大10点の減点とする。

(15) 特定後契約を締結するまでに、都道府県警察から暴力団関係業者として防衛省が発注する工事等から排除するよう要請があり、当該状態が継続している有資格者とは契約を行わない。

18　業務成績の相互利用機関と適用対象業務

中央官庁営繕担当課長連絡調整会議幹事会構成員

発注機関または業務発注担当部局等		相互利用の適用対象
○○省	・○○部○○課 ・○○局	平成○年○月○日以降に契約を締結した建築関係の業務（設計、設計意図伝達、診断）の成績
○○省	・○○部○○課 ・○○局	平成○年○月○日以降に契約履行が完了した建築関係の業務（設計、設計意図伝達、診断）の成績

全国営繕主管課長会議構成員

発注機関または業務発注担当部局等		相互利用の適用対象
地方公共団体	・○○県○○部○○課	平成○年○月○日以降に契約を締結した建築関係の業務（設計、設計意図伝達、診断）の成績

別紙様式第１
（用紙Ａ４版）
平成　　年　　月　　日

紙見積合わせ方式参加承諾願

１．業務の名称：

２．電子入札システムでの参加ができない理由

上記の案件は、電子入札システム対象案件でありますが、今回は、当社においては上記理由により、電子入札システムを利用しての参加ができないため、紙による見積合わせ方式での参加を承諾いただきますようお願いいたします。

住　　所
商号又は名称
役　　職
氏　　名　　印

（契約担当官等の官職氏名）　殿

別紙様式第２

平成　　年　　月　　日

参　加　表　明　書

業務の名称：

上記業務について関心がありますので、参加表明書を提出します。

○○○○
　　○○○○
　　○○　○○　　殿【発注者名を記載する。】

（提出者）　住所
会社名　　○○建設コンサルタント(株)
代表者
役職名　　氏名　　印
（担当者）　担当部署
氏　　名
ＴＥＬ
ＦＡＸ
Ｅ－ｍａｉｌ

（共同企業体の場合は、以下のように記載する。）
住所　　：共同企業体事務所の所在地
会社名　：○○○業務
△△・○○設計共同体
代表者　：△△（株）役職名　氏名　印
○○（株）役職名　氏名　印
ＴＥＬ：共同企業体事務所の電話番号
ＦＡＸ　：共同企業体事務所のＦＡＸ番号

添付資料：関係書類一式

注：電子システムにより提出する場合は、押印の必要はありません。

別紙様式第３

企業の同種又は類似業務の実績

企業名：

同種又は類似業務	□　同　種　業　務　　□　類　似　業　務
業 務 の 名 称	
発注機関名 住所 TEL	
契約金額	￥　　（内消費税　　）
履行期間	年　月　日　～　年　月　日
業務内容	
技術的特徴	
テクリス又は PUBDIS登録の有無	□有（登録番号：　　） □無
○○県内の同種・類似業務の実績（地域業務実績の評価） 【必要に応じて記載する。】	業務の名称： 発注機関名： 契約金額(円)： 履行期間： 業務内容： 技術的特徴： 履行場所： テクリス又はPUBDIS登録の有無：□有（登録番号：　　） □無

１　必ず同種又は類似業務が確認できる内容を記載すること。
「同種又は類似業務」欄は、いずれかの「□」を黒塗り「■」をする。

２　「テクリス又はPUBDIS登録の有無」欄は、いずれかの「□」を黒塗り「■」をする。「有」に黒塗り「■」をした場合は、テクリス又はPUBDIS登録番号を記載し、写し（詳細を含む。）を添付する。「無」に黒塗り「■」をした場合は、契約書の写し及び業務内容のわかる資料を添付する。

３　記載する業務が、平成16年４月１日以降に防衛省発注機関（旧防衛施設局等を含む。）と契約した業務である場合は、業務成績評定通知書の写しを添付する。

４　「業務内容」及び「技術的特徴」欄は、具体的に記載する。

別紙様式第４

企業の業務成績

企業名：

平成○年度及び平成○年度に元請けとして完了、引渡しが完了した全ての業務実績

業務の名称 （テクリス又はPUBDIS登録番号）	発注者	完了年月日	業務評定点 （点）
○○（○○）○○設計業務 （登録番号:0000000000　）	○○○○	平成○年○月○日	○○

１　記載内容を網羅していることで、PUBDISを出力したものに代えることができる。
２　記入欄が不足する場合は、頁を追加する。
３　記載する業務は、防衛省発注機関（旧装備施設本部を含む。）が発注した業務のうち、本業務における一般競争（指名競争）参加資格の業種区分において、元請けとして完了又は引渡しが完了した業務の全てを記載する。【土木関係建設コンサルタント業務の場合に記載する。】
４　記載する業務内容がわかる資料及び業務成績評定通知書の写しを添付する。【土木関係建設コンサルタント業務の場合に記載する。】
５　記載する業務は、防衛省発注機関（旧装備施設本部を含む。）が発注した業務及び「業務成績の相互利用機関と適用対象業務」に示す各発注機関ごとの「相互利用の適用対象」業務のうち、本業務における一般競争（指名競争）参加資格の業種区分において、元請けとして完了又は引渡しが完了した業務の全てを記載する。【建築関係建設コンサルタント業務の場合に記載する。】
６　業務内容及び業務評定点（総合点）のわかる資料を添付する。【地方防衛局等以外であって、建築関係建設コンサルタント業務の場合に記載する。】
【地方防衛局等においては、建築コンサルタント業務の場合、PUBDISを活用し、入札参加者から提出された内容の確認を行うこと。】

別紙様式第５

企業の優秀業務顕彰等の実績

企業名：

顕彰又は感謝状の贈与の実績	□顕彰又は感謝状の贈与の実績がある。 業務の名称： 発注機関名：○○○○ 履行期間：平成　年　月　日　～平成　年　月　日　まで 受賞年月日：　年　月　日
	□顕彰及び感謝状の贈与の実績がない。

１　顕彰又は感謝状の贈与の実績の有無は、いずれかの「□」に黒塗り「■」をする。
２　受賞実績がある場合には、証明できる顕彰状及び感謝状の写しを添付する。
３　実績が複数ある場合は、受賞実績ごとに記載する。

別紙様式第６

配置予定管理技術者の経歴等

企業名：

管理技術者

ふりがな ①氏名　○○　○○	②生年月日 昭和○年○月○日（○歳）
③所属・役職 ○○○○	
④保有資格等 技術士（部門：　　分野：　　）・登録番号：　　・取得年月日： RCCM（部門：　　）・登録番号：　　・取得年月日： １級建築士　　・登録番号：　　・登録年月日： その他（部門：　　）・登録番号：　　・取得年月日：	

⑤手持ち業務の状況（平成○年○月○日現在）、管理技術者又は担当技術者となっている契約金額500万円以上（ただし、地方防衛局等発注業務において調査基準価格を下回る金額で落札した業務は、業務名の先頭に（低）を付して記載する。）

業　務　の　名　称	職務上の立場	発注機関名	履行期間	契約金額（円）
			（契約金額合計	円）

１　「保有資格等」欄に記載したものは、そのすべての写しを添付する。
２　「手持ち業務の状況」欄に記載したのもは、そのすべての契約書の写しを添付する。
３　配置予定管理技術者の雇用保険被保険者証の写しを添付する。

別紙様式第７

配置予定管理技術者の同種又は類似業務の実績

会社名：

管理技術者（氏名　　）

同種又は類似業務	□　同　種　業　務　　□　類　似　業　務
業 務 の 名 称	
発注機関名 住所 TEL	
契約金額	￥　　（内消費税　　）
履行期間	年　月　日　～　年　月　日
業務内容	
技術的特徴	
職務上の立場	
テクリス又は PUBDIS登録の有無	□有（登録番号：　　） □無
○○県内の同種・類似業務の実績（地域業務実績の評価） 【必要に応じて記載する。】	業務の名称： 発注機関名： 契約金額(円)： 履行期間： 業務内容： 技術的特徴： 職務上の立場： 履行場所： テクリス又はPUBDIS登録の有無：□有（登録番号：　　） □無

１　必ず同種又は類似の業務が確認できる内容を記載すること。
「同種又は類似業務」欄は、いずれかの「□」を黒塗り「■」をする。

２　「テクリス又はPUBDIS登録の有無」欄は、いずれかの「□」を黒塗り「■」をする。「有」に黒塗り「■」をした場合は、テクリス又はPUBDIS登録番号を記載し、写し（詳細を含む。）を添付する。「無」に黒塗り「■」をした場合は、契約書の写し及び業務内容のわかる資料を添付する。

３　記載する業務が、平成16年４月１日以降に防衛省発注機関（旧防衛施設局等を含む。）と契約した業務である場合は、業務成績評定通知書の写しを添付する。

４　「業務内容」及び「技術的特徴」欄は、具体的に記載する。

別紙様式第８

配置予定管理技術者の業務成績

企業名：

平成○年度及び平成○年度に管理技術者として従事し完了、引渡しが完了した全ての業務実績

業務の名称 （テクリス又はPUBDIS登録番号）	発注者	完了年月日	業務評定点 （点）
○○（○○）○○設計業務 （登録番号:　0000000000　）	○○○○	平成○年○月○日	○○点

1　記載内容を網羅していることで、PUBDISを出力したものに代えることができる。
2　記入欄が不足する場合は、頁を追加する。
3　記載する業務は、防衛省発注機関（旧装備施設本部を含む。）が発注した業務のうち、管理技術者として従事し完了又は引渡しが完了した業務の全てを記載する。【土木関係建設コンサルタント業務の場合に記載する。】
4　記載する業務ごとに管理技術者として従事したことがわかる資料及び業務成績評定通知書の写しを添付する。【土木関係建設コンサルタント業務の場合に記載する。】
5　記載する業務は、防衛省発注機関（旧装備施設本部を含む。）が発注した業務及び「業務成績の相互利用機関と適用対象業務」に示す各発注機関ごとの「相互利用の適用対象」業務のうち、管理技術者として従事し完了又は引渡しが完了した業務の全てを記載する。【建築関係建設コンサルタント業務の場合に記載する。】
6　記載する業務ごとに管理技術者として従事したことがわかる資料及び業務評定点（総合点）がわかる資料を添付する。【地方防衛局等以外であって、建築関係建設コンサルタント業務の場合に記載する。】

【地方防衛局等においては、建築コンサルタント業務の場合、PUBDISを活用し、入札参加者から提出された内容の確認を行うこと。】

別紙様式第９

優秀業務技術者顕彰等の実績

企業名：

管理技術者（氏名　　）

顕彰又は感謝状の贈与の実績	□顕彰又は感謝状の贈与の実績の実績がある。 業務の名称： 発注機関名：○○○○ 履行期間：　年　月　日　から　年　月　日　まで 受賞年月日：　年　月　日
	□顕彰及び感謝状の贈与の実績の実績がない。

１　顕彰又は感謝状の贈与の実績の有無は、いずれかの「□」に黒塗り「■」をする。
２　実績がある場合には、証明できる顕彰状又は感謝状の写しを添付する。
３　管理技術者として従事した優秀業務顕彰の場合は、管理技術者として従事したことがわかる資料を提出する。
４　実績が複数ある場合は、実績ごとに記載する。

別紙様式第10

業務実施体制

	予定技術者名	所属・役職	担当する分担業務の内容	備考
管理技術者				
担当技術者	1） 2） 3）			

1　「配置予定技術者名」欄の氏名には、ふりがなを付す。
2　「所属・役職」欄は、入札参加希望者以外の企業等に所属する場合、企業名等も記載する。
3　担当する分担業務の内容は、単体企業又は共同体のいずれの場合においても記載する（業務の分担を行わない場合には記載しない。）。
4　共同企業体により業務を実施する場合は、備考欄に共同企業体の構成員である旨を記載するとともに、企業名等を記載する。また、共同体の代表者である場合は、「代表者」を併記するものとする。
5　他の建設コンサルタント等に当該業務の一部を再委託する場合又は学識経験者の協力、援助を受けて業務を実施する場合は、備考欄に再委託先又は協力、援助先の名称、その理由（企業の技術的特徴等）を記載する。ただし、業務の主たる部分を再委託してはならない。

別紙様式第11

平成　　年　　月　　日

技　術　提　案　書

業務の名称：

標記業務について、技術提案書を提出します。

○○○○
　　○○○○
　　○○　○○　　殿【発注者名を記載する。】

（提出者）　住所
会社名　○○建設コンサルタント（株）
代表者
役職名　氏　　名　　印
（担当者）　担当部署
氏　　名
ＴＥＬ
ＦＡＸ
E-mail

（共同企業体の場合は、以下のように記載する。）
住所　：共同企業体事務所の所在地
会社名：○○○業務
△△・○○設計共同体
代表者：△△（株）役職名　氏名　印
○○（株）役職名　氏名　印
ＴＥＬ：共同企業体事務所の電話番号
ＦＡＸ：共同企業体事務所のＦＡＸ番号

注：電子システムにより提出する場合は、押印の必要はありません。

別紙様式第12

・業務の実施方針

・実施フロー

・工程計画

検討項目	業務工程						備考
	月	月	月	月	月	月	

・その他

注：業務の実施方針、実施フロー、工程計画、その他について簡潔に記載する。

別紙様式第13

・評価テーマに対する技術提案

評価テーマ１　：　○○○○○○○○

注：評価テーマに対する技術提案の作成に当たっては、あいまいな表現は避け、実施する内容を具体的かつ明瞭に記載する。

別紙様式第14

配置予定担当技術者の同種又は類似業務の実績

企業名：

○○担当技術者（氏名　　）

同種又は類似業務	□　同　種　業　務　　□　類　似　業　務
業 務 の 名 称	
発注機関名 住所 TEL	
契約金額	￥　　（内消費税　　）
履行期間	平成　　年　　月　　日　　～平成　　年　　月　　日
業務内容	
技術的特徴	
職務上の立場	
テクリス又はPUBDIS登録の有無	□有（登録番号：　　） □無
保有資格等	技術士（部門：　　分野：　　）・登録番号： ・取得年月日： RCCM　（部門：　　）・登録番号： ・取得年月日： １級建築士　　・登録番号： ・登録年月日： その他（部門：　　）・登録番号： ・取得年月日：
○○県内の同種・類似業務の実績（地域業務実績の評価） 【必要に応じて記載する。】	業務の名称： 発注機関名： 契約金額(円)　： 履行期間： 業務内容： 技術的特徴： 職務上の立場： 履行場所： テクリス又はPUBDIS登録の有無：□有（登録番号：　　） □無

１　必ず同種又は類似業務が確認できる内容を記載すること。

「同種又は類似業務」欄は、いずれかの「□」を黒塗り「■」をする。

２　「テクリス又はPUBDIS登録の有無」欄は、いずれかの「□」を黒塗り「■」をする。「有」に黒塗り「■」をした場合は、テクリス又はPUBDIS登録番号を記載し、写し（詳細を含む。）を添付する。「無」に黒塗り「■」をした場合は、契約書の写し及び業務内容のわかる資料を添付する。

３　記載する業務が、平成16年４月１日以降に防衛省発注機関（旧防衛施設局等を含む。）と契約した業務である場合は、業務成績評定通知書の写しを添付する。

４　「業務内容」及び「技術的特徴」欄は、具体的に記載する。

別紙様式第15

紙見積合せの場合

平成○年○月○日

殿

○○○○【発注者名を記載する。】　　印

技術提案書の提出要請書の送付について

「○○○○○○業務」の技術提案書の提出を下記のとおり要請します。

記

１　技術提案書は、別添の技術提案書提出要請書により作成、提出して下さい。

２　見積心得書第３条第１項により、見積書を提出するまでは、見積参加を取りやめることができます。

３　参加を辞退した場合は、これを理由として以後の選定等について、不利益な取扱いを受けるものではありません。

添付書類：○○（○○）○○○業務技術提案書提出要請書

別紙様式第16

紙見積合せの場合

平成○年○月○日

殿

○○○○【発注者名を記載する。】　印

選　定　通　知　書

平成○年○月○日付けで貴社から提出のあった、下記の業務について技術提案書の提出者として選定したので通知します。

記

調　達　案　件　名　称

技術提案書締切日時

別紙様式第17

紙見積合せの場合

平成〇年〇月〇日

殿

〇〇〇〇【発注者名を記載する。】　印

非　選　定　通　知　書

下記の業務について、下記の理由により非選定としましたので通知致します。

記

調　達　案　件　名　称

説　明　請　求　期　限

非　選　定　理　由

別紙様式第18

紙見積合せの場合

平成○年○月○日

殿

○○○○【発注者名を記載する。】　印

特　定　通　知　書

平成○年○月○日付けで貴社から提出のあった、下記の業務について技術提案書を特定したので通知します。

記

調　達　案　件　名　称

見　積　開　始　日　時

見積書提出締切日時
※午前９時から午後５時まで。ただし正午から午後１時までの間は除く。

開　封　予　定　日　時

場　　所

別紙様式第19

紙見積合せの場合

平成○年○月○日

殿

○○○○【発注者名を記載する。】　印

非　特　定　通　知　書

下記の業務について、下記の理由により非特定としましたので通知致します。

記

調 達 案 件 名 称

説明書請求期限　平成○年○月○日

非 特 定 理 由

競争参加者の資格に関する公示

〇〇〇〇業務に係る共同体としての競争参加者の資格（以下「共同体としての資格」という。）を得ようとする者の申請方法等について、次のとおり公示します。

平成〇年〇月〇日

〇〇〇〇　〇〇 〇〇【発注機関の長を記載する。】

◎調達機関番号　〇〇〇　　◎所在地番号　〇〇

１　業務概要

(1) 業務名　　〇〇〇〇業務

(2) 業務内容　〇〇〇〇〇〇〇〇〇〇〇〇。

(3) 履行期限　平成〇年〇月〇日

２　申請の時期

平成〇年〇月〇日から平成〇年〇月〇日までの行政機関の休日（行政機関の休日に関する法律（昭和63年法律第91号）第１条第１項に規定する行政機関の休日をいう。以下同じ。）を除く毎日、午前〇時から午後〇時まで。ただし、正午から午後１時までの間を除く。

なお、平成〇年〇月〇日以降、当該業務に係る技術提案書の提出の時まで（行政機関の休日を除く。）随時、申請を受け付けるが、当該提出の時までに審査が終了せず、技術提案書を提出できないことがある。

３　申請の方法

(1) 申請書の入手方法

「競争参加資格審査申請書（〇〇業務）」（以下「申請書」という。）は、平成〇年〇月〇日から〒〇〇〇－〇〇〇〇　〇〇県〇〇市〇〇町〇－〇－〇　〇〇〇〇【当該発注機関、担当部署を記載する。】　電話〇〇－〇〇〇－〇〇〇〇（内線〇〇〇〇）において共同体としての資格を得ようとする者に交付する。

(2) 申請書の提出方法

申請者は、申請書に共同体協定書（下記４(4)の条件を満たすものに限る。）の写しを添付し、持参又は郵送（書留郵便に限る。）若しくは託送（書留郵便と同等のものに限る。）により提出すること。

なお、申請書を提出する場合は、返信用として、表に申請者の住所・氏名を記載し、切手を貼付した定形型封筒を併せて提出すること。

提出場所は、(1)に示す申請書の交付場所に同じ。

(3) 申請書等の作成に用いる言語

申請書及び添付書類は、日本語で作成すること。

４　共同体としての資格及び審査

次に掲げる条件を満たさない共同体については、共同体としての資格がないと決定する。

(1) 組合せ

構成員の組合せは、次の条件に該当する者の組合せとするものとする。

ア　予算決算及び会計令（昭和22年勅令第165号）第70条及び第71条の規定に該当

しない者であること。

イ　防衛省における平成○・○年度の一般競争（指名競争）参加資格（以下「防衛省競争参加資格」という。）のうち、測量・建設コンサルタント等業務の「○○業務」に係る級別の格付を受けた者による組合せとする。ただし、それぞれが単体として○○防衛局【当該契約担当官等の所在地を管轄する地方防衛局等名を記載する。】に競争参加を希望していること。

ウ　○○防衛局長【当該契約担当官等の所在地を管轄する地方防衛局等の長を記載する。】から指名停止を受けている期間中でないこと。

エ　競争参加者の資格に関する公示（平成○年○月○日付○○○公示）４(2)に該当しないものであること。

オ　防衛省競争参加資格において、「○○業務」の級別の格付は、○等級以上、「○○業務」に係る級別の格付は○等級以上及び「○○業務」に係る級別の格付は○等級以上とする組合せであること。

カ　その他○○○○【契約担当官等を記載する。】が必要と認めた事項

(2) 業務形態

ア　構成員の分担業務が、業務の内容により、共同体協定書において明らかであること。

イ　一の分担業務を複数の企業が共同して実施していないことが、共同体協定書において明らかであること。

(3) 代表者要件

構成員において決定された代表者が、共同体協定書において明らかであること。

(4) 共同体協定書

共同体協定書が、上記３(1)の交付場所において交付する所定の様式によるものであること。

5　競争参加資格の決定を受けていない者を構成員に含む共同体の取扱い

上記４(1)イの決定を受けていない者を構成員に含む共同体も上記２及び３により申請をすることができる。この場合において、共同体としての資格が決定されるためには、上記４(1)イの決定を受けていない構成員が上記４(1)イの決定を受けることが必要である。また、この場合において、上記４(1)イの決定を受けていない構成員が、当該業務に係る技術提案書の提出の時までに上記４(1)イの決定を受けていないときは、共同体としての資格がないと決定する。

6　資格審査の結果の通知

「資格審査結果通知書」により通知する。

7　資格の有効期間

上記６の共同体としての資格の有効期間は、共同体としての資格の決定の日から当該業務が完了する日までとする。ただし、当該業務に係る契約の相手方以外の者にあっては、当該業務に係る契約が締結される日までとする。

8　その他

(1) 共同体の名称は、「○○○○業務　○○・○○共同体」とする。

(2) 当該業務の受注者を特定する手続に参加するためには、技術提案書の提出の時において、共同体としての資格の決定を受け、かつ、当該業務の「公募型プロポーザル方式に係る手続開始の公示」（平成○年○月○日付○○○○　○○○○【契約担

当官等を記載する。】）に示すところにより技術提案書の提出者として選定されていなければならない。

簡易公募型プロポーザル方式に係る手続開始について

平成○年○月○日

1　業務概要

(1)　業務の名称　○○○○○○○○業務

(2)　業 務 内 容　○○○○○○○○○○○○○○○○○○○○○○○○○○○○○。

(3)　履 行 期 限　平成○年○月○日

2　手続等

(1)　担当部局

〒○○○－○○○○　○○県○○市○○町○－○－○
○○○○○○○○【当該発注機関、担当部署を記載する。】
電話○○－○○○○－○○○○

(2)　説明書等の交付期間、交付場所及び交付方法

平成○年○月○日から平成○年○月○日まで(行政機関の休日に関する法律(昭和63年法律第91号）第１条第１項に規定する行政機関の休日を除く。）の毎日、午前８時から午後10時（金曜日は午後６時）まで。ただし、最終日は午後○時まで。

説明書等は電子入札システムにより電子データを交付する。
（http://www.mod-epco.go.jp）
なお、これにより難い場合は、(1)に掲げる担当部局に照会する。

(3)　参加表明書の提出期限

平成○年○月○日○時

(4)　技術提案書の提出期限

平成○年○月○日○時

(注)　公示文の全文は、○○○○【発注機関を記載する。】のホームページに掲載している。
(http://www.○○○○○)

○○（○○）○○○業務技術提案書提出要請書

1　業務の概要

(1) 業務の目的

本業務は、○○○○である。

(2) 業務内容

・○○○○

・○○○○

(3) 履行期限

平成○年○月○日

(4) 再委託の禁止

本業務は建設工事に係る設計業務委託共通仕様書について（防整技第7188号。28．３．31）に示すものの他に、次の部分の再委託は認めない。

・○○○○○

・○○○○○

(5)　業務実施上の条件

ア　配置予定技術者に対する要件は、以下のとおりとする。

(ｱ) 配置予定技術者の資格

管理技術者　１級○○士、技術士（○○部門）又はRCCM（○○部門）のいずれかの資格を有する者

【必要とする資格部門及び実務経験を記載することとし、仕様書と同様とする。】

○○担当技術者　１級○○士、技術士（○○部門）又はRCCM（○○部門）のいずれかの資格を有する者

【必要に応じて仕様書に記載されている実務経験及び資格等の必要条件並びに配置予定管理技術者との兼務は認めない旨を記載する。】

(ｲ) 配置予定技術者に必要とされる同種又は類似業務の経験

管理技術者は、以下に示す「同種又は類似業務」について、平成○年４月１日から技術提案書提出要請書送付日まで【当該年度及び前年度から過去10年間を記載する。】に完了又は引渡しが完了した業務において経験を有しなければならない。

同種業務：○○○○○○○

類似業務：○○○○○○○

各担当技術者は、下記に示す「同種又は類似業務」について、平成○年４月１日から技術提案要請書送付日まで【当該年度及び前年度から過去10年間を記載する。】に完了又は引渡しが完了した業務において経験を有しなければならない。

○○担当技術者

同種業務：○○○○○○○

類似業務：○○○○○○○

【「配置予定担当技術者の経験」を評価項目として設定する場合に各担当技術者に応じて記載する。】

なお、当該経験が平成16年４月１日以降に契約した防衛省発注機関（契約担当官等が属する防衛省本省の内部部局、防衛大学校、防衛医科大学校、防衛研究所、統合幕僚監部、陸上幕僚監部、海上幕僚監部、航空幕僚監部、情報本部、防衛監察本部、地方防衛局並びに統合幕僚長及び陸上幕僚長、海上幕僚長又は航空幕僚長の監督を受ける陸上自衛隊、海上自衛隊及び航空自衛隊の部隊及び機関並びに防衛装備庁をいう。以下同じ。）（旧防衛施設局、旧防衛施設支局及び旧装備施

設本部（以下「旧防衛施設局等」という。）を含む。）の業務に係るものにあたっては、業務成績評定通知書の業務評定点（総合点）【土木等技術業務の場合は、「業務評定点（総合点）」を「評定点」と記載する。】（以下「評定点」という。）が65点未満のものを除く。

イ　現地調査は、業務の初期段階及び○○段階で実施するものとする。【必要に応じて記載する。】

(6)　成果品

成果品は次のとおりとする。

・○○○○
・○○○○
・○○○○

【電子入札の記載例は以下のとおりとし、紙入札の場合は、適宜、必要事項を記載する。】

(7)　その他

ア　本業務は、資料及び見積書等の提出を電子入札システムにより行う業務である。ただし、電子入札システムにより難いものは、発注者の承諾を得て紙による見積合わせ（以下「紙見積合わせ方式」という。）に代えるものとする。「紙見積合わせ方式参加承諾願」については、別紙様式第１により作成し、提出する。

(ｱ) 提出窓口

〒○○○－○○○○　○○県○○市○○町○－○－○
○○○○○○○○○【当該発注機関、担当部署を記載する。】
TEL　○○－○○○○－○○○○（内線○○○○）
FAX　○○－○○○○－○○○○

(ｲ) 提出時間　午前○時から午後○時まで（正午から午後１時までの間を除く。）。

イ　電子入札システムで使用するICカードは、代表者又は当該見積合わせ案件に関する見積権限及び契約締結権限について委任を受けた者（以下「代理人」という。）のICカードのみとし、代理人による場合は、技術提案書の提出前までに、委任状を提出する（詳細は見積心得書による。）。

ウ　本業務の契約書（案）、別紙様式、見積心得書、現場説明書及び仕様書は別添のとおりとする。

２　技術提案書提出要請書に対する質問の提出方法等

(1)　説明書に質問がある者は、契約担当官等に対して次に従い質問することができる。

ア　提出方法　電子入札システムによる。ただし、紙見積合わせ方式の場合は書面（様式は自由とする。）を上記１(7)に持参又は郵送（書留郵便に限る。）若しくは託送（書留郵便と同等のものに限る。）（以下「郵送等」という。）により提出することとする。

イ　提出期間　電子入札システムによる場合は、平成○年○月○日から平成○年○月○日まで（行政機関の休日に関する法律（昭和63年法律第91号）第１条第１項に規定する行政機関の休日（以下「行政機関の休日」という。）を除く。）の毎日、午前８時から午後10時（金曜日は午後６時）まで。ただし、最終日は午後○時まで。紙見積合わせ方式による場合は、午前○時から午後○時まで（正午から午後１時までの間を除く。）。ただし、最終日は午後○時まで。郵送等の場合は、平成○年○月○日午後○時必着。

(2)　(1)の質問に対する回答は、質問を受理した日から７日（行政機関の休日を除く。）以内に質問者に対して電子入札システムにより、また、紙見積合わせ方式の場合は、次のとおり閲覧に供する。

ア　閲覧期間　平成○年○月○日から平成○年○月○日まで（行政機関の休日を除

く。）の毎日、午前○時から午後○時まで（正午から午後１時までの間を除く。）。

イ　閲覧場所　上記１(7)に同じ。

３　技術提案書の提出者に要求される資格要件

(1)　配置予定管理技術者は、技術提案要請書送付日の時点で技術提案書の提出者と直接的な雇用関係があること。

(2)　配置予定技術者の資格

(3)　配置予定管理技術者の同種又は類似業務の経験

(4)　配置予定管理技術者の手持ち業務量

平成○年○月○日【技術提案書提出要請書送付日を記載する。】現在の手持ち業務量（本業務を含まず、特定後未契約のものを含む。）が○億円未満かつ○件未満であること。

ただし、平成○年○月○日【技術提案書提出要請書送付日を記載する。】現在の手持ち業務に○○○○【当該発注機関を記載する。】と契約した業務で予算決算及び会計令（昭和22年勅令第165号）第85条の規定に基づいて作成された基準を下回る価格で落札した業務がある場合は、手持ち業務量が○億円未満かつ○件未満である者とする。

手持ち業務とは、管理技術者又は担当技術者となっている契約金額500万円以上の業務をいう。【業務内容に応じて記載する。】

(5)　都道府県警察から暴力団関係業者として防衛省が発注する工事等から排除するよう要請があり、当該状態が継続している有資格者でないこと。

４　技術提案書の作成及び記載上の留意事項

(1)　技術提案書作成及び記載上の留意事項

プロポーザル方式は、調査、検討及び設計業務における具体的な取組方法について提案を求めるものであり、成果の一部の提出を求めるものではない。本要請書において記載された事項以外の内容を含む技術提案書については、提案を無効とする場合があるので注意する。

(2)　本業務において技術提案を求める特定テーマは、以下に示す○つの事項とする。

・○○○○

・○○○○

(3)　技術提案書の作成方法

技術提案書の作成様式は、別紙様式第２から第９に示すとおりとする。【必要に応じて、第10を追加する。】

(4)　技術提案書の内容に関する留意事項

記載事項	内容に関する留意事項
配置予定管理技術者の経歴等	・配置予定管理技術者の経歴等を記載する。 ・保有する資格について記載する。 ・手持ち業務は、平成○年○月○日【技術提案書提出要請書送付日を記載する。】現在の防衛省以外の発注者（国内外を問わない。）のものを含め、すべてについて記載する。 ・手持ち業務とは、管理技術者又は担当技術者となっている契約金額500万円以上の業務をいう。 ・プロポーザル方式による本業務以外の業務で配置予定技術者として特定された未契約業務がある場合は、手持ち業務の記載対象とし、業務の名称の後に「特定済」と明記するものとする。 ・記載様式は、別紙様式第２とし、資格証の写しを添付する。
配置予定管理技術者の同種又は	・配置予定管理技術者が過去に従事した「同種又は類似業務」の実績について記載する。

類似業務の実績	・記載する業務は、平成○年４月１日から技術提案書提出要請書送付日まで【当該年度及び前年度から過去10年間を記載する。】に完了又は引渡しが完了した業務とする（原則として、着手時から完了時まで従事している業務とする。）。 ・記載する業務数は１件とする。 ・参加表明書の提出者以外が受注した業務実績を記載する場合は、当該業務を受注した企業名等を記載する。 ・記載様式は別紙様式第３とし、図面、写真等を引用する場合も含め、Ａ４版１枚に記載する。 ・財団法人日本建設情報総合センターの「測量調査設計業務実績情報サービス（TECRIS/テクリス）」又は一般社団法人公共建築協会「公共建築設計者情報システム（PUBDIS）」に登録されている場合はその写しを添付する。なお、登録がない場合は、契約書の写し、当該業務に従事したことがわかる資料及び業務内容のわかる資料を添付する。 ・記載する業務が、平成16年４月１日以降に防衛省発注機関（旧防衛施設局等を含む。）と契約した業務である場合は、業務成績評定通知書の写しを添付する。 ・平成○年４月１日から技術提案要請書送付日まで【当該年度及び前年度から過去10年間を記載する。】に完了又は引渡しが完了した、○○県内の同種又は類似業務１件の実績について記載する（原則として、着手時から完了時まで従事している業務とする。）。 【必要に応じて記載する。】
配置予定管理技術者の業務成績	土木関係建設コンサルタント業務の場合 ・防衛省発注機関（旧装備施設本部を含む。）が発注した業務のうち、管理技術者として従事し、平成○年○月○日から平成○年○月○日【①４月～６月の公示の場合：前年度の９月30日から過去２年間を記載する。②７月～３月の公示の場合：前年度の３月31日から過去２年間を記載する。】に完了又は引渡しが完了した業務すべての評定点について記載する。 ・記載様式は別紙様式第４とし、記載した業務ごとに管理技術者として従事したことがわかる資料及び業務成績評定通知書の写しを添付する（テクリス及び業務成績評定通知書の写しを添付する。テクリス登録のない場合は、契約書の写し、管理技術者として従事したことがわかる資料及び業務成績評定通知書の写しを添付する。）。 建築関係建設コンサルタント業務の場合 ・防衛省発注機関（旧装備施設本部を含む。）が発注した業務及び下記15の「業務成績の相互利用機関と適用対象業務」に示す各発注機関毎の「相互利用の適用対象」業務のうち、管理技術者として従事し、平成○年○月○日から平成○年○月○日【①４月～６月の公示の場合：前年度の９月30日から過去２年間を記載する。②７月～３月の公示の場合：前年度の３月31日から過去２年間を記載する。】に完了又は引渡しが完了した業務すべての評定点について記載する。 ・記載様式は別紙様式第４とする。ただし、別紙様式第４の記載内容を網羅していることで、PUBDISを出力したものに代えることができる。

	【地方防衛局等においては、以下のとおり記載する。】 　なお、記載内容については、地方防衛局等においてPUBDISにより確認する。 【地方防衛局等以外においては、以下のとおり記載する。】 　記載した業務ごとに管理技術者として従事したことがわかる資料及び評定点がわかる資料を添付する（PUBDISの写しを添付する。PUBDIS登録のない場合は、契約書の写し、管理技術者として従事したことがわかる資料及び業務成績評定通知書の写しを添付する。）。
優秀業務技術者顕彰等の実績	・平成○年４月１日から公示日まで【当該年度及び前年度から過去２年間を添付する。】の大臣官房施設監の顕彰、地方防衛局長の感謝状の贈与又は地方防衛局調達部長若しくは地方防衛支局長の顕彰の実績を記載する。 ・優秀業務技術者顕彰等及び管理技術者として従事した優秀業務顕彰等を対象とする。 ・複数の実績がある場合は、すべて記載する。 ・記載様式は別紙様式第５とし、顕彰状等の写しを添付する。 ・管理技術者として従事した優秀業務顕彰の場合は、管理技術者として従事したことがわかる資料を添付する（原則として、着手時から完了時まで従事している業務とする。）。
業務実施体制	・下記事項に留意の上、業務の分担について記載する。共同体により業務を実施する場合は、備考欄に共同体の構成員である旨を記載すると共に、企業名等を記載する。また、代表者はその旨を記載する。 ①共同体は、各構成員が優れた技術を有する分野を分担するものとし、必要以上に細分化しない。 ②各構成員は実施する分担業務に応じて、１名以上の担当技術者を配置する。 ③一つの分担業務を複数の構成員が共同して実施することは認められない。 ・他の建設コンサルタント等に当該業務の一部を再委託する場合又は学識経験者等の技術協力を受けて業務を実施する場合は、備考欄に再委託先又は協力先、その理由（企業の技術的特徴等）を記載するものとする。ただし、業務の主たる部分を再委託してはならない。 ・配置予定技術者を記載する。 ・担当技術者は、実施する各担当業務ごとに代表技術者を１名ずつ、最大○名まで記載する。 ・技術提案書の提出者以外の企業に所属する者を担当技術者とする場合には、建設コンサルタント名等を記載する。 ・記載様式は別紙様式第６とする。
配置予定担当技術者の同種又は類似業務の実績	・配置予定担当技術者が過去に従事した「同種又は類似業務」の実績を記載する。 ・記載する業務は、平成○年４月１日から公示日まで【当該年度及び前年度から過去10年間を記載する。】に完了又は引渡しが完了した業務とする（原則として、着手時から完了時まで従事している業務とする。）。 ・記載する業務数は１件とする。

	・参加表明書の提出者以外が受注した業務実績を記載する場合は、当該業務を受注した企業名等を記載する。 ・記載様式は別紙様式第10とし、図面、写真等を引用する場合も含め、Ａ４版１枚に記載する。 ・記載する業務が、平成16年４月１日以降に地方防衛局等と契約した業務である場合は、業務成績評定通知書の写しを添付する。 ・平成○年４月１日から公示日まで【当該年度及び前年度から過去10年間を記載する。】に完了又は引渡しが完了した、○○県内の同種又は類似業務１件の実績について記載する（原則として、着手時から完了時まで従事している業務とする。）。 【評価の対象とする場合、必要に応じて記載する。】
業務の実施方針・実施フロー・工程計画・その他	・業務の実施方針、実施フロー、工程計画、その他について簡潔に記載する。 ・記載様式は別紙様式第８とし、Ａ４版１枚に記載する。
特定テーマに対する技術提案	・(2)に示した特定テーマに対する取り組み方法を具体的に記載する。 ・記載に当たり、概念図、出典の明示できる図表、既往成果、現地写真を用いることに支障はないが、本件のために作成したＣＧや、詳細図面を用いることは認めない。 ・記載様式は別紙様式第９とし、１テーマにつきＡ４版１枚に記載する。

(5)　業務量の目安

本業務の概算額は○○万円程度（税込み）を想定している。【公表された積算手法がなく、専ら見積りによらなければならない業務について記載することとし、有効数字２桁を目安として記載する。】

(6)　作成に用いる言語等

書類の作成に用いる言語は日本語、通貨は日本国通貨に限る。

(7)　技術提案書の無効

提出書類について、本要請書及び別添の書式に示された条件に適合しない場合は無効とすることがある。

(8)　既存資料の閲覧【必要に応じて記載する。】

技術提案書の作成にあたり、以下の資料を閲覧することができる。

ア　資 料 名　○○業務報告書

イ　閲覧場所　上記１(7)に同じ。

ウ　閲覧期間　技術提案書の提出期限の前日まで（行政機関の休日を除く。）の毎日、午前９時から午後５時まで（正午から午後１時までの間を除く。）。

５　技術提案書の提出期間及び提出方法等

(1)　電子入札システムによる場合

ア　提出期間　平成○年○月○日から平成○年○月○日まで（行政機関の休日を除く。）の毎日、午前８時から午後10時（金曜日は午後６時）まで。ただし、最終日は午後○時まで。

イ　提出方法　電子入札システムにより提出する。ただし、技術提案書の容量が３MBを超える場合には、上記１(7)に持参又は郵送等するものとし、電子入札システムとの分割は認めない。また、持参又は郵送等する場合は、下記の内容を記載した書面を電子入札システムにより申請書の添付書類として送信する。

・持参又は郵送等する旨の表示

・持参又は郵送等する書類の目録
・持参又は郵送等する書類のページ数
・持参又は発送年月日

ウ　ファイル形式　電子入札システムによる提出資料のファイル形式については、以下のいずれかの形式にて作成することとする。
・一太郎（Ver○○形式以下）
・Microsoft Word（○○○○形式以下）
・Microsoft Excel（○○○○形式以下）
・その他のｱﾌﾟﾘｹｰｼｮﾝ PDFファイル（Acrobat ○○形式以下）
画像ファイル（JPEG及びGIF形式）
圧縮ファイル（LZH又はZIP形式）

エ　注意事項　プリントアウト時に規定の枚数内となるように設定しておく。なお、送信された資料のプリントアウトは白黒印刷で行う。

(2)　紙見積合わせ方式による場合

ア　提出期間　平成○年○月○日から平成○年○月○日まで（行政機関の休日を除く。）の毎日、午前○時から午後○時まで（正午から午後１時までの間を除く。）。最終日は午後○時まで。郵送等の場合は、平成○年○月○日午後○時必着。

イ　提出場所　上記１(7)に同じ。

ウ　提出方法　持参又は郵送等によるものとする。なお、返信用封筒として、表に申請者の住所・氏名を記載し、簡易書留料金分を加えた所定の料金（○○円）の切手を貼付した長３号封筒を技術提案書と併せて提出する。

6　技術提案書を特定するための評価基準

(1) 技術提案書の評価項目、判断基準及び評価のウエイトは、以下のとおりである。

なお、評価項目「業務の実施方針・実施フロー・工程計画・その他」及び「特定テーマに対する技術提案」は、提出された書面により評価を行なった上で、ヒアリング内容を踏まえた評価を行なう。また、評価項目「業務の実施方針・実施フロー・工程計画・その他」又は「特定テーマに対する技術提案」における評価点全てが、０点である場合は特定しない（「特定テーマに対する技術提案」は、テーマごとに評価の着目点全てが、０点である場合は特定しない。）。

評価項目	評価の着目点		判断基準	評価のウエイト（点）
配置予定管理技術者の経験	業務経験	業務経験	平成○年４月１日から技術提案書提出要請書送付日まで【当該年度及び前年度から過去10年間を記載する。】に完了又は引渡しが完了した同種又は類似業務実績を以下の順位で評価する（原則として、着手時から完了時まで従事している業務とする。）。 ①同種業務の経験がある。 ②類似業務の経験がある。	① 10 ② 5
		地域業務経験	平成○年４月１日から技術提案書提出要請書送付日まで【当該年度及び前年度から過去10年間を記載する。】に完了又は引渡しが完了した○○県内の同種又は類似業務の実績を下記の順位で評価する（原則として、着手時から完了時まで従事している業務とする。）。 ①○○県内の防衛省発注機関（旧防衛施設局等を含む。）の同種	① 5 ② 3 ③ 0

及び能力			又は類似業務経験がある。 ②○○県内の防衛省発注機関（旧防衛施設局等を含む。）以外の同種又は類似業務経験がある。 ③経験なし 【必要に応じて記載する。県名は複数でも可とする。】	
	成績・表彰	業務成績	土木関係建設コンサルタント業務の場合 防衛省発注機関（旧装備施設本部を含む。）が発注した業務のうち、管理技術者として従事し、平成○年○月○日から平成○年○月○日【①４月～６月の公示を記載する場合：前年度の９月30日から過去２年間を記載する。②７月～３月の公示を記載する場合：前年度の３月31日から過去２年間を記載する。】に完了又は引渡しが完了した業務の評定点の平均を下記の順位で評価する。 ①80点以上 ②75点以上80点未満 ③70点以上75点未満 ④65点以上70点未満 ⑤実績なし ⑥65点未満 建築関係建設コンサルタント業務の場合 防衛省発注機関（旧装備施設本部を含む。）が発注した業務及び第15の「業務成績の相互利用機関と適用対象業務」に示す各発注機関ごとの「相互利用の適用対象」業務のうち、管理技術者として従事し、平成○年○月○日から平成○年○月○日【①４月～６月の公示を記載する場合：前年度の９月30日から過去２年間を記載する。②７月～３月の公示を記載する場合：前年度の３月31日から過去２年間を記載する。】に完了又は引渡しが完了した業務の評定点の平均を下記の順位で評価する。 ①80点以上 ②75点以上80点未満 ③70点以上75点未満 ④65点以上70点未満 ⑤実績なし ⑥65点未満	① 30 ② 20 ③ 15 ④ 10 ⑤ 0 ⑥-10
		優秀業務技術者顕彰等	平成○年４月１日から公示日まで【当該年度及び前年度から過去２年間を記載する。】の大臣官房施設監の顕彰、地方防衛局長の感謝状の贈与又は地方防衛局調達部長若しくは地方防衛支局長の顕彰の実績を下記の順位で評価する（優秀業務技術者顕彰等及び管理技術者として従事した業務顕彰等を対象とする。）。 ①大臣官房施設監の特別優秀業務技術者顕彰、当該地方防衛局長の感謝状の贈与又は当該地方防衛局調達部長若しくは当該地方防衛支局長の優秀業務技術者顕彰の実績 ②他地方防衛局長の感謝状の贈与又は他地方防衛局調達部長若しくは他地方防衛支局長の優秀業務技術者顕彰の実績 ③管理技術者として従事した、大臣官房施設監の特別優秀業務顕彰、当該地方防衛局長の感謝状の贈与又は当該地方防衛局調達部長若しくは当該地方防衛支局長の優秀業務顕彰の実績 ④管理技術者として従事した、他地方防衛局長の感謝状の贈与又	① 5 ② 3 ③ 3 ④ 1 ⑤ 0 （最大５）

			は他地方防衛局調達部長若しくは他地方防衛支局長の優秀業務顕彰の実績 ⑤実績なし （複数業務の実績があるときは、その合計点とするが、最大５点までとする。）		
	資格要件	技術者資格	建築	・１級建築士	5
				・その他	0
			土木	・技術士 ・博士	5
				・ＲＣＣＭ ・土木学会認定技術者（特別上級、上級、１級）	3
				・その他	0
			電気設備	・建築設備士 ・１級建築士 ・技術士	5
				・ＲＣＣＭ	3
				・１級電気工事施工管理技士	1
				・その他	0
			機械設備	・建築設備士 ・１級建築士 ・技術士	5
				・ＲＣＣＭ	3
				・１級管工事施工管理技士	1
				・その他	0
			通信設備	・建築設備士 ・１級建築士 ・技術士	5
				・ＲＣＣＭ	3
				・その他	0
			【各職種の資格については仕様書に応じて適宜記載する。資格を重複して評価は行なわない。】		
小　　計 【小計の最大点は、記載した項目に応じて記載する。】					最大 55

評価項目	評価の着目点		評価のウエイト（点）
		判断基準	
業務実施体制	の業務実施体制	業務の分担について記載する。 なお、以下のいずれかの項目に該当する場合には選定しない。 ①再委託の内容が、主たる部分の場合。 ②業務の分担構成が、不明確又は不自然な場合。 ③共同体による業務の分担構成が細分化され過ぎて、一の分担業務を複数の構成員が実施することとしている場合。	数値化しない

評価項目			評価の着目点 判断基準	評価のウエイト（点）
配置予定担当技術者の経験	業務経験	業務経験	平成○年４月１日から技術提案書提出要請書送付日まで【当該年度及び前年度から過去10年間を記載する。】に完了又は引渡しが完了した同種又は類似業務実績を下記の順位で評価する（原則として、着手時から完了時まで従事している業務とする。）。 ①同種業務の経験がある。 ②類似業務の経験がある。 ③実績なし。	①　５ ②　３ ③　０ 【各職種最大５】
		地域業務経験	平成○年４月１日から技術提案書提出要請書送付日まで【当該年度及び前年度から過去10年間を記載する。】に完了又は引渡しが完了した○○県内の同種又は類似業務の実績を下記の順位で評価する（原則として、着手時から完了時まで従事している業務とする。）。 ①○○県内の防衛省発注機関（旧防衛施設局等を含む。）の同種又は類似業務経験がある。 ②○○県内の防衛省発注機関（旧防衛施設局等を含む。）以外の同種又は類似業務経験がある。 ③経験なし 。 【必要に応じて記載する。県名は複数でも可とする。】	①　５ ②　３ ③　０ 【各職種最大５】
		【必要に応じて評価対象とする職種を選択する。一職種で複数の技術者を配置する場合は、評価の低い技術者を評価の対象とする。】		
小　　計 【小計の最大点は、記載した項目に応じて記載する。】				各職種最大 10

評価項目			評価の着目点 判断基準	評価のウエイト（点）
業務の実施方針・実施フローの工程計画・その他		業務理解度	業務の実施方針となる目的・内容及び与条件の理解度が高い場合は優位に評価する。	10
			上記業務目的等を踏まえた検討項目及び成果品に対する着眼点の具体性が高い場合は優位に評価する。	10
		実施手順	業務実施手順を示す実施フローの妥当性が高い場合は優位に評価する。	10
			業務量の把握状況を示す工程計画の妥当性が高い場合は優位に評価する。	10
		その他	有益な代替案、重要事項の指摘がある場合は優位に評価する。	10
特	※	の特	的確性について、複数の特定テーマ間の整合性が高い場合は優	10

定テ―マに対する技術提案	全体	整定合テ性｜マ	位に評価する。	
			実現性について、複数の特定テーマ間の整合性が高い場合は優位に評価する。	10
	特定テ―マ１	的確性	地形、環境、地域特性などの与条件との整合性が高い場合は優位に評価する。	10
			必要なキーワード（着眼点、問題点、解決方法等）が網羅されている場合は優位に評価する。	10
			事業の重要度を考慮した提案となっている場合は優位に評価する。	5
			事業の難易度に相応しい提案となっている場合は優位に評価する。	5
		実現性	提案内容に説得力がある場合は優位に評価する。	10
			提案内容を裏付ける類似実績などが明示されている場合は優位に評価する。	10
			利用しようとする技術基準、資料が適切な場合は優位に評価する。	5
			提案内容によって想定される事業費が適切な場合は優位に評価する。	5
		独創性	工学的知見に基づく前例のない提案がある場合は優位に評価する。	5
			周辺分野、異分野技術を援用した、高度の検討・解析手法の提案がある場合は優位に評価する。	5
			複数の既存技術を統合化する提案がある場合は優位に評価する。	5
			新工法採用の提案がある場合は優位に評価する。	5
	※特定テ―マ２	的確性、実現性、独創性について上記を準用する。		
注：「業務の実施方針・実施フロー・工程計画・その他」及び「特定テーマに対する技術提案」については、評価のウエイトが10点の場合は「10点、８点、６点、４点、０点」の ５段階で評価を行う（５点の場合は「５点、４点、３点、２点、０点」の ５段階で評価を行う。）。				
小　計 【小計の最大点は、記載した項目に応じて記載する。】				最大 230

□　必要に応じて設定する。
※　特定テーマを１つに設定した場合は選択しない。

注　外国資格を有する技術者（平成６年４月15日マラケシュで作成された政府調達に関する協定を適用している国及び地域並びに我が国に対して建設市場が解放的であると認められる国及び地域以外の国又は地域に主たる営業所を有する建設コンサルタント等に所属する技術者に限る。）については、あらかじめ技術士相当又はRCCM相当の認定を受けている必要がある。

なお、技術提案書の提出期限までに当該認定を受けていない場合にあっては、技術提案書を提出することはできるが、技術提案書を提出する時点において、当該認定の申請書の写しを提出するものとして、当該建設コンサルタント等が特定されるためには、特定通知の日までに認定を受け、認定書の写しを提出しなければならない。特定通知の日は平成○年○月○日を予定する。

技術提案書の提出者として特定した者には、特定通知書をもって通知する。

(2)　技術提案書を提出した者の中から、評価の合計点が最上位であるものを一者特定する。技術提案書を特定した者には、電子入札システムにより、また、紙見積合わせ方式の場合は書面をもって、契約担当官等から通知する。

(3)　評価の合計点が最上位である者が二者以上あるときは、当該者のうち以下の順で各項目の評価点が最も高い一者を特定する。

ア　特定テーマに対する技術提案についての評価点の高い者

イ　アが同点の場合、業務の実施方針・実施フロー・工程計画・その他についての評価点の高い者

ウ　イが同点の場合、技術提案書を総合的に評価し、技術的優位性のある者

7　技術提案書に対するヒアリング

(1)　以下のとおりヒアリングを行う。

ア　実施日時　平成○年○月○日～平成○年○月○日

イ　実施場所　○○○○○

ウ　時　　間　協議の上、決定する。

エ　出 席 者　配置予定管理技術者（１名に限る。）

【管理技術者以外は必要に応じて記載すること。】

(2)　ヒアリングの時間、留意事項等は別途通知する。

(3)　ヒアリング時の追加資料は受理しない。

(4)　ヒアリング時の録音、撮影は認めない。

8　非特定理由に関する事項

(1)　提出した技術提案書が特定されなかった者に対しては、特定されなかった旨及びその理由（以下「非特定理由」という。）を電子入札システムにより、また、紙見積合わせ方式の場合は書面をもって、契約担当官等から通知する。

(2)　(1)の通知を受けた者は、契約担当官等に対して非特定理由について、以下のとおり説明を求めることができる。

ア　提出期限　平成○年○月○日　午後○時まで

イ　提出方法　電子入札システムによる。ただし、紙見積合わせ方式の場合は書面（様式は自由とする。）を上記１(7)に持参するものとし、郵送等によるものは受け付けない。

(3)　契約担当官等は、非特定理由について説明を求められたときは、平成○年○月○日までに説明を求めた者に対し電子入札システムにより、また、紙見積合わせ方式の場合は書面により回答する。

9　見積書等

契約の相手方の決定に当たっては、見積書に記載された金額に当該金額の100分の○【消費税及び地方消費税とを合わせた税率を記載する。】に相当する額を加算した金額（当該金額に１円未満の端数があるときは、その端数金額を切り捨てた金額）をもって契約金額とするので、見積参加者は、消費税及び地方消費税に係る課税事業者であるか免税事業者であるかを問わず、見積った契約希望金額の○○○分【100+消費税及び地方消費税とを合わせた税率を記載する。】の100に相当する金額を見積書に記載するものとする。

10　契約書作成の要否

契約書（案）により契約書を作成するものとする。

11　支払条件
　前払金：業務委託料の○％以内【必要に応じて記載する。】
12　苦情申し立てに関する事項
　契約担当官等からの非選定理由及び非特定理由の説明に不服がある者は、それぞれの回答を受けた日の翌日から起算して７日（行政機関の休日を除く。）以内に、書面により、契約担当官等に対して苦情の申立てを行うことができる。当該苦情申立てについては、入札監視委員会が審議を行う。
　なお、提出場所及び苦情申立てに関する手続等を示した書類等の入手先は、上記１(7)に同じ。
13　関連情報を入手するための照会窓口
　上記１(7)に同じ。
14　その他の留意事項
(1)　手続において使用する言語及び通貨は、日本語及び日本国通貨に限る。
(2)　契約保証金　納付（保管金の取扱店　○○銀行○○支店）。ただし、利付国債の提供（取扱官庁　○○○○）又は金融機関若しくは保証事業会社の保証（取扱官庁○○○○）をもって契約保証金の納付に代えることができる。また、公共工事履行保証証券による保証を付し又は履行保証保険契約の締結を行った場合は、契約保証金を免除する。【契約保証金を免除する場合は、その旨を記載する。】
(3)　本業務を受注した建設コンサルタント等及び本業務を受注した建設コンサルタント等と資本・人事面等において関連があると認められた製造業者又は建設業者は、本業務に係る工事の入札に参加又は当該工事を請け負うことはできない。
(4)　技術提案書の作成、提出及びヒアリングに関する費用は、提出者の負担とする。
(5)　技術提案書に虚偽の記載をした場合は、技術提案書を無効とするとともに、虚偽の記載をした者に対して指名停止の措置を行うことがある。
(6)　提出された技術提案書が特定されなかった場合、電子入札システムにより提出されたものは、電子入札システムから技術提案書を削除することとし、紙見積合わせ方式により提出されたものは、技術提案書を返却する。また、提出された技術提案書は、技術提案書の特定以外に提出者に無断で使用しない。特定された技術提案書を公開する場合には、事前に提出者の同意を得るものとする。
(7)　提出期限以降における技術提案書の差し替え又は再提出は認めない。なお、配置予定技術者として複数の候補技術者の経歴等を記載することもできる。ただし、審査及び評価は評価点が最も低い者とする。また、同一の技術者を重複して複数業務の配置予定技術者とすることは差し支えないものとするが、他の業務を落札等したことにより配置予定技術者を配置することができなくなったときは、直ちに当該技術提案書の取下げを行う。他の業務を落札等したことにより配置予定技術者を配置することができないにもかかわらず見積りに応じた場合においては、不正又は不誠実な行為として、指名停止措置要領に基づく、指名停止を行うことがある。
(8)　技術提案書に記載した配置予定技術者は、病休、死亡、退職等極めて特別な場合でやむを得ないとして承認された場合の外は、変更を認めない。
　病休等特別な理由により、やむを得ず配置技術者を変更する場合は、上記１(5)に掲げる基準を満たし、かつ当初の配置予定技術者と同等以上と認められる者を配置しなければならない。
(9)　技術提案書の特定後に、提案内容を適切に反映した仕様書の作成のために、業務の具体的な実施方法について提案を求めることがある。
(10)　仕様書に記載された技術提案書の内容が受注者の責により実施されなかった場合は、ペナルティとして、業務成績評定を減ずることとし、最大10点の減点とする。
(11) 特定後契約を締結するまでに、都道府県警察から暴力団関係業者として防衛省が発注

する工事等から排除するよう要請があり、当該状態が継続している有資格者とは契約を行わない。

15　業務成績の相互利用機関と適用対象業務

中央官庁営繕担当課長連絡調整会議幹事会構成員

発注機関または業務発注担当部局等		相互利用の適用対象
○○省	・○○部○○課 ・○○局	平成○年○月○日以降に契約を締結した建築関係の業務（設計、設計意図伝達、診断）の成績
○○省	・○○部○○課 ・○○局	平成○年○月○日以降に契約履行が完了した建築関係の業務（設計、設計意図伝達、診断）の成績

全国営繕主管課長会議構成員

発注機関または業務発注担当部局等		相互利用の適用対象
地方公共団体	・○○県○○部○○課	平成○年○月○日以降に契約を締結した建築関係の業務（設計、設計意図伝達、診断）の成績

別紙様式第１
（用紙Ａ４版）
平成　　年　　月　　日

紙見積合わせ方式参加承諾願

１．業務の名称：

２．電子入札システムでの参加ができない理由

上記の案件は、電子入札システム対象案件でありますが、今回は、当社においては上記理由により、電子入札システムを利用しての参加ができないため、紙による見積合わせ方式での参加を承諾いただきますようお願いいたします。

住　　所
商号又は名称
役　　職
氏　　名　　印

（契約担当官等の官職氏名）　殿

別紙様式第２

配置予定管理技術者の経歴等

企業名：

管理技術者

ふりがな ①氏名　○○　○○	②生年月日 昭和○年○月○日（○歳）
③所属・役職 ○○○○	
④保有資格等 技術士（部門：　　分野：　　）・登録番号：　　・取得年月日： RCCM（部門：　　）・登録番号：　　・取得年月日： １級建築士　　・登録番号：　　・登録年月日： その他（部門：　　）・登録番号：　　・取得年月日：	

⑤手持ち業務の状況（平成○年○月○日現在）、管理技術者又は担当技術者となっている契約金額500万円以上（ただし、防衛省発注業務において調査基準価格を下回る金額で落札した業務は、業務名の先頭に（低）を付して記載する。）

業　務　の　名　称	職務上の立場	発注機関名	履行期間	契約金額（円）
			（契約金額合計	円）

１　「保有資格等」欄に記載したものは、そのすべての写しを添付する。
２　「手持ち業務の状況」欄に記載したのもは、そのすべての契約書の写しを添付する。
３　配置予定管理技術者の雇用保険被保険者証の写しを添付する。

別紙様式第３

配置予定管理技術者の同種又は類似業務の実績

会社名：

管理技術者（氏名　　）

同種又は類似業務	□　同　種　業　務　　□　類　似　業　務
業 務 の 名 称	
発注機関名 住所 TEL	
契約金額	￥　　（内消費税　　）
履行期間	年　月　日　～　年　月　日
業務内容	
技術的特徴	
職務上の立場	
テクリス又は PUBDIS登録の有無	□有（登録番号：　　） □無
○○県内の同種・類似業務の実績（地域業務実績の評価） 【必要に応じて記載する。】	業務の名称： 発注機関名： 契約金額(円)： 履行期間： 業務内容： 技術的特徴： 職務上の立場： 履行場所： テクリス又はPUBDIS登録の有無：□有（登録番号：　　） □無

１　必ず同種又は類似の業務が確認できる内容を記載すること。
「同種又は類似業務」欄は、いずれかの「□」を黒塗り「■」をする。

２　「テクリス又はPUBDIS登録の有無」欄は、いずれかの「□」を黒塗り「■」をする。「有」に黒塗り「■」をした場合は、テクリス又はPUBDIS登録番号を記載し、写し（詳細を含む。）を添付する。「無」に黒塗り「■」をした場合は、契約書の写し及び業務内容のわかる資料を添付する。

３　記載する業務が、平成16年４月１日以降に防衛省発注機関（旧防衛施設局等を含む。）と契約した業務である場合は、業務成績評定通知書の写しを添付する。

４　「業務内容」及び「技術的特徴」欄は、具体的に記載する。

別紙様式第４

配置予定管理技術者の業務成績

企業名：

平成○年度及び平成○年度に管理技術者として従事し完了、引渡しが完了した全ての業務実績

業務の名称 （テクリス又はPUBDIS登録番号）	発注者	完了年月日	業務評定点 （点）
○○（○○）○○設計業務 （登録番号:　0000000000　）	○○○○	平成○年○月○日	○○点

1　記載内容を網羅していることで、PUBDISを出力したものに代えることができる。
2　記入欄が不足する場合は、頁を追加する。
3　記載する業務は、防衛省発注機関（旧装備施設本部を含む。）が発注した業務のうち、管理技術者として従事し完了又は引渡しが完了した業務の全てを記載する。【土木関係建設コンサルタント業務の場合に記載する。】
4　記載する業務ごとに管理技術者として従事したことがわかる資料及び業務成績評定通知書の写しを添付する。【土木関係建設コンサルタント業務の場合に記載する。】
5　記載する業務は、防衛省発注機関（旧装備施設本部を含む。）が発注した業務及び「業務成績の相互利用機関と適用対象業務」に示す各発注機関ごとの「相互利用の適用対象」業務のうち、管理技術者として従事し完了又は引渡しが完了した業務の全てを記載する。【建築関係建設コンサルタント業務の場合に記載する。】
6　記載する業務ごとに管理技術者として従事したことがわかる資料及び業務評定点（総合点）がわかる資料を添付する。【地方防衛局等以外であって、建築関係建設コンサルタント業務の場合に記載する。】

【地方防衛局等においては、建築コンサルタント業務の場合、PUBDISを活用し、入札参加者から提出された内容の確認を行うこと。】

別紙様式第５

優秀業務技術者顕彰等の実績

企業名：

管理技術者（氏名　　）

顕彰又は感謝状の贈与の実績	□顕彰又は感謝状の贈与の実績の実績がある。 業務の名称： 発注機関名：○○○○ 履行期間：　年　月　日　から　年　月　日　まで 受賞年月日：　年　月　日
	□顕彰及び感謝状の贈与の実績の実績がない。

１　顕彰又は感謝状の贈与の実績の有無は、いずれかの「□」に黒塗り「■」をする。
２　実績がある場合には、証明できる顕彰状又は感謝状の写しを添付する。
３　管理技術者として従事した優秀業務顕彰の場合は、管理技術者として従事したことがわかる資料を提出する。
４　実績が複数ある場合は、実績ごとに記載する。

別紙様式第６

業務実施体制

	予定技術者名	所属・役職	担当する分担業務の内容	備考
管理技術者				
担当技術者	１） ２） ３）			

１　「配置予定技術者名」欄の氏名には、ふりがなを付す。
２　「所属・役職」欄は、入札参加希望者以外の企業等に所属する場合、企業名等も記載する。
３　担当する分担業務の内容は、単体企業又は共同体のいずれの場合においても記載する（業務の分担を行わない場合には記載しない。）。
４　共同企業体により業務を実施する場合は、備考欄に共同企業体の構成員である旨を記載するとともに、企業名等を記載する。また、共同体の代表者である場合は、「代表者」を併記するものとする。
５　他の建設コンサルタント等に当該業務の一部を再委託する場合又は学識経験者の協力、援助を受けて業務を実施する場合は、備考欄に再委託先又は協力、援助先の名称、その理由（企業の技術的特徴等）を記載する。ただし、業務の主たる部分を再委託してはならない。

別紙様式第７
平成　　年　　月　　日

技　術　提　案　書

業務の名称：

標記業務について、技術提案書を提出します。

○○○○
　　○○○○
　　○○　○○　　殿【発注者名を記載する。】

（提出者）　住所
会社名　○○建設コンサルタント（株）
代表者
役職名　氏　　名　　印
（担当者）　担当部署
氏　　名
ＴＥＬ
ＦＡＸ
E-mail

（共同企業体の場合は、以下のように記載する。）
住所　：共同企業体事務所の所在地
会社名：○○○業務
△△・○○設計共同体
代表者：△△（株）役職名　氏名　印
○○（株）役職名　氏名　印
ＴＥＬ：共同企業体事務所の電話番号
ＦＡＸ：共同企業体事務所のＦＡＸ番号

注：電子システムにより提出する場合は、押印の必要はありません。

別紙様式第８

・業務の実施方針

・実施フロー

・工程計画

検討項目	業務工程						備考
	月	月	月	月	月	月	

・その他

注：業務の実施方針、実施フロー、工程計画、その他について簡潔に記載する。

別紙様式第９

・評価テーマに対する技術提案

評価テーマ１　：　○○○○○○○○

注：評価テーマに対する技術提案の作成に当たっては、あいまいな表現は避け、実施する内容を具体的かつ明瞭に記載する。

別紙様式第10

配置予定担当技術者の同種又は類似業務の実績

企業名：

○○担当技術者（氏名　　）

同種又は類似業務	□　同　種　業　務　　□　類　似　業　務
業 務 の 名 称	
発注機関名 住所 TEL	
契約金額	￥　　（内消費税　　）
履行期間	平成　　年　　月　　日　　～平成　　年　　月　　日
業務内容	
技術的特徴	
職務上の立場	
テクリス又はPUBDIS登録の有無	□有（登録番号：　　） □無
保有資格等	技術士（部門：　　分野：　　）・登録番号： ・取得年月日： RCCM　（部門：　　）・登録番号： ・取得年月日： １級建築士　　・登録番号： ・登録年月日： その他（部門：　　）・登録番号： ・取得年月日：
○○県内の同種・類似業務の実績（地域業務実績の評価） 【必要に応じて記載する。】	業務の名称： 発注機関名： 契約金額(円)　： 履行期間： 業務内容： 技術的特徴： 職務上の立場： 履行場所： テクリス又はPUBDIS登録の有無：□有（登録番号：　　） □無

１　必ず同種又は類似業務が確認できる内容を記載すること。

「同種又は類似業務」欄は、いずれかの「□」を黒塗り「■」をする。

２　「テクリス又はPUBDIS登録の有無」欄は、いずれかの「□」を黒塗り「■」をする。「有」に黒塗り「■」をした場合は、テクリス又はPUBDIS登録番号を記載し、写し（詳細を含む。）を添付する。「無」に黒塗り「■」をした場合は、契約書の写し及び業務内容のわかる資料を添付する。

３　記載する業務が、平成16年４月１日以降に防衛省発注機関（旧防衛施設局等を含む。）と契約した業務である場合は、業務成績評定通知書の写しを添付する。

４　「業務内容」及び「技術的特徴」欄は、具体的に記載する。

別紙様式第11

紙見積合せの場合

平成〇年〇月〇日

殿

【発注者名を記載する。】印

技術提案書の提出要請書の送付について

「〇〇〇〇〇〇業務」の技術提案書の提出を下記のとおり要請します。

記

１　技術提案書は、別添の技術提案書提出要請書により作成、提出して下さい。

２　見積心得書第３条第１項により、見積書を提出するまでは、見積参加を取りやめることができます。

３　参加を辞退した場合は、これを理由として以後の選定等について、不利益な取扱いを受けるものではありません。

添付書類：〇〇（〇〇）〇〇〇業務技術提案書提出要請書

別紙様式第12

紙見積合せの場合

平成○年○月○日

殿

【発注者名を記載する。】印

特　定　通　知　書

平成○年○月○日付けで貴社から提出のあった、下記の業務について技術提案書を特定したので通知します。

記

調　達　案　件　名　称

見　積　開　始　日　時

見積書提出締切日時
※午前９時から午後５時まで。ただし正午から午後１時までの間は除く。

開　封　予　定　日　時

場　　所

別紙様式第13

紙見積合せの場合

平成○年○月○日

殿

【発注者名を記載する。】 印

非　特　定　通　知　書

下記の業務について、下記の理由により非特定としましたので通知致します。

記

調 達 案 件 名 称

説明書請求期限　平成○年○月○日

非 特 定 理 由

入 札 公 告

（建築のためのサービスその他の技術的サービス（建設工事を除く））

次のとおり一般競争入札に付します。

平成○年○月○日

○○○○

○○○○　○○　○○【発注者名を記載する。】

◎調達機関番号　○○○　◎所在地番号　○○

○第Ｎ号

１　業務概要

(1) 品目分類番号　42

(2) 業 務 の 名 称　○○○○○業務

(3) 業　務　内　容　○○○○を行う業務である。

(4) 履行期限　平成○年○月○日

(5) 本業務は、入札時に「企業による技術提案」を受け付け、価格と価格以外の要素を総合的に評価して落札者を決定する総合評価落札方式の対象業務である。

【電子入札対象の場合は次の項目を追加する。】

(6) 本業務は、資料提出及び入札等を電子入札システムにより行う業務である。ただし、電子入札システムにより難いものは、発注者の承諾を得て紙入札方式に代えるものとする。

なお、紙入札方式の承諾に関しては○○防衛局総務部契約課に紙入札方式参加承諾願を提出するものとする。

(7) 本業務は、業務費内訳明細書の提出を義務付ける業務である。

２　競争参加資格

(1) 予算決算及び会計令（昭和22年勅令第165号。以下「予決令」という。）第70条及び第71条の規定に該当しない者であること。

(2) 防衛省における平成○・○年度一般競争（指名競争）参加資格（以下「防衛省競争参加資格」という。）のうち、測量・建設コンサルタント等業務の「○○業務」に係る「○」の格付を受け、○○防衛局【当該契約担当官等の所在地を管轄する地方防衛局等名を記載する。】に競争参加を希望していること（会社更生法（平成14年法律第154号）に基づき更生手続開始の申立てがなされている者又は民事再生法（平成11年法律第225号）に基づき再生手続開始の申立てがなされている者については、手続開始の決定後、再度級別の格付を受けていること。）。

(3) 会社更生法に基づく更生手続開始の申立てがなされている者又は民事再生法に基づき再生手続開始の申立てがなされている者（(2)の再度級別の格付を受けた者を除く。）でないこと。

(4) 一般競争参加資格確認申請書（以下「申請書」という。）及び競争参加資格確認資料（以下「技術資料」という。）の提出期限の日から開札の時点までの期間に、○○防衛局長【当該契約担当官等の所在地を管轄する地方防衛局等の長を記載す

る。】から工事請負契約等に係る指名停止等の措置要領について（防整施（事）第150号。28．３．31）に基づく指名停止を受けている期間中でないこと。

(5) 建築士法（昭和25年法律第202号）第23条の規定に基づく○級建築士事務所登録を有すること。

【業務内容に応じて法令に基づき必要とする場合のみ記載する。】

(6) 次に示す同種又は類似業務について、元請けとして平成○年４月１日から入札公告日まで【当該年度及び前年度から過去10年間を記載する。】に完了又は引渡しが完了した業務の実績を有すること。

・同種業務：○○○○○○○○○○業務

・類似業務：○○○○○○○○○○業務

なお、当該実績が平成16年４月１日以降に契約した防衛省発注機関（契約担当官等が属する防衛省本省の内部部局、防衛大学校、防衛医科大学校、防衛研究所、統合幕僚監部、陸上幕僚監部、海上幕僚監部、航空幕僚監部、情報本部、防衛監察本部、地方防衛局並びに統合幕僚長及び陸上幕僚長、海上幕僚長又は航空幕僚長の監督を受ける陸上自衛隊、海上自衛隊及び航空自衛隊の部隊及び機関並びに防衛装備庁をいう。以下同じ。）（旧防衛施設局、旧防衛施設支局及び旧装備施設本部（以下「旧防衛施設局等」という。）を含む。）の業務に係るものにあっては、業務成績評定通知書の業務評定点（総合点）【土木等技術業務の場合は、「業務評定点（総合点）」を「評定点」と記載する。】（以下「評定点」という。）が65点未満のものを除くこと。

(7) 入札に参加を希望する者の間に資本関係又は人的関係がないこと（基準に該当する者のすべてが共同体の代表者以外の構成員である場合を除く。）。

(8) 次の基準をすべて満たす技術者を配置できること。

ア　配置予定管理技術者

配置予定管理技術者については、次の(ｱ)から(ｴ)に示す条件をすべて満たす者である。

(ｱ) １級○○士、技術士（○○部門）又はRCCM（○○部門）のいずれかの資格を有する。

【必要とする資格部門及び実務経験を記載することとし、仕様書と同様とする。】

(ｲ) 平成○年４月１日から入札公告日まで【当該年度及び前年度から過去10年間を記載する。】に完了又は引渡しが完了した業務のうち、次に示す同種又は類似業務においての経験を有する。

・同種業務：○○○○○○○○○○業務

・類似業務：○○○○○○○○○○業務

なお、当該経験が平成16年４月１日以降に契約した防衛省発注機関（旧防衛施設局等を含む。）の業務に係るものにあっては、評定点が65点未満のものを除く。

(ｳ) 平成○年○月○日【入札公告日を記載する。】現在の手持ち業務量（本業務を含まず、特定後未契約のものを含む。）が○億円未満かつ○件未満である。

手持ち業務とは、管理技術者又は担当技術者となっている契約金額500万円以上の業務をいう。【業務内容に応じて記載する。】

(ｴ) 入札公告日の時点で申請者と直接的な雇用関係がある。

イ　配置予定担当技術者

【必要に応じて仕様書に記載されている実務経験及び資格等の必要条件並びに配置予定管理技術者との兼務は認めない旨を記載する。】

(9) 都道府県警察から暴力団関係業者として防衛省が発注する工事等から排除するよう要請があり、当該状態が継続している有資格者でないこと。

３　総合評価に関する事項

(1) 評価項目

本業務の評価項目は、次のアからオとし、詳細は入札説明書による。

ア　企業の実績及び能力

イ　配置予定管理技術者の経験及び能力

ウ　配置予定担当技術者の経験【必要に応じて記載する。】

エ　業務の実施方針・実施フロー・工程計画・その他

オ　評価テーマに対する技術提案

(2) 総合評価の方法

ア　評価値の算出方法

価格と価格以外の要素がもたらす総合評価は、「価格評価点」と「技術評価点」の合計を評価値（以下「評価値」という。）として付与する。

イ　価格評価点の算出方法

価格評価点の満点は○○点とし、算出方法は以下のとおりとする。

価格評価点＝○○点×（１－入札価格／予定価格）

【標準型（１：３）は「20」、標準型（１：２）は「30」と記載する。】

ウ　技術評価点の算出方法

技術提案書の内容に応じて、次に示す評価項目ごとに評価を行い、技術評価点を付与する。

配置予定技術者についてはヒアリングを行う。【ヒアリングを実施しない場合は、記載しない。】

(ｱ) 企業の実績及び能力

(ｲ) 配置予定管理技術者の経験及び能力

(ｳ) 配置予定担当技術者の経験【必要に応じて記載する。】

(ｴ) 業務の実施方針・実施フロー・工程計画・その他

(ｵ) 評価テーマに対する技術提案

技術評価点の満点は60点とし、算出方法は以下のとおりとする。

技術評価点＝60点×（技術評価の得点合計／技術評価の配点合計）

(3) 落札者の決定方法

ア　入札参加者は、価格及び(1)アからオをもって入札し、入札価格が予決令第79条の規定に基づいて作成された予定価格（以下「予定価格」という。）の制限の範囲内であるもののうち、(2)によって得られた評価値の最も高い者を落札者とする。

ただし、落札者となるべき者の入札価格によっては、その者により当該契約の内容に適合した履行がされないおそれがあると認められるとき又はその者と契約

を締結することが公正な取引の秩序を乱すこととなるおそれがあって、著しく不適当であると認められるときは、予定価格の制限の範囲内で、発注者の定める最低限の要求要件を全て満たして入札した他の者のうち、評価値が最も高い者を落札者とすることがある。

イ　上記の場合において、評価値の最も高い者が二者以上あるときは、くじへ移行する。くじの実施方法等については、発注者から指示をする。

(4) 実施上の留意点

受注者より提出された「業務の実施方針・実施フロー・工程計画・その他」及び「評価テーマに対する技術提案」については、業務完了後において履行状況の検査を行う。

受注者の責により提案内容を満足する業務が行われない場合は、ペナルティとして、評定点を減ずることとし、最大10点の減点とする。

【電子入札の場合は以下のとおりとし、紙入札の場合は、適宜、必要事項を記載する。】

４　入札手続等

(1) 担当部局

〒○○○－○○○○　○○県○○市○○町○－○－○
○○○○○○○○○○【当該機関、部署名を記載する】
TEL　○○－○○○○－○○○○（内線○○○○）
FAX　○○－○○○○－○○○○

(2) 入札説明書の交付期間等

ア　交付期間　平成○年○月○日から平成○年○月○日まで（行政機関の休日に関する法律(昭和63年法律第91号)第１条第１項に規定する行政機関の休日を除く。）の毎日、午前８時から午後10時（金曜日は午後６時）まで。ただし、最終日は午後○時まで。

イ　交付場所　防衛施設建設工事電子入札システムセンター
http://www.mod-eboc.go.jp

ウ　交付方法　すべて、電子データで交付を行う。
文書類　：PDF　（○○形式）
○○○　：PDF　（○○形式）
申請書類：Word　（○○形式）又は一太郎　（○○形式）
なお、標記以外の形式による提供は一切行わない。

エ　使用条件　ダウンロードした資料の取扱いに関する利用規則に同意すること。

オ　その他　通信環境の不具合等のため、希望する者は電子情報の提供を依頼することができる。

この場合、(1)へ「図面データの取扱いに関する同意事項」（記入・押印済みのもの)、データを保存するために必要な、ＣＤ－Ｒ（未使用に限る。）○枚及び着払いのラベル（宅配業者の場合）又は切手（日本郵便の場合）を貼付した返信用の封筒を同封し、送付する。

なお、配送によるもの以外の対応は行わない。また、この対応により被った不利益や損害については、一切補償しない。

※「図面データの取扱いに関する同意事項」の書式については、防衛省・自衛隊のホームページより入手可能である。
（http://www.mod.go.jp/○/○/○/○/○.pdf）

(3) 申請書、技術資料及び技術提案書の提出期限等

ア　提出期限　平成○年○月○日午後○時○分

イ　提出方法　電子入札システムにより提出する。ただし、申請書、技術資料及び技術提案書（以下「申請書等」という。）が３MBを超える場合の提出方法等については、入札説明書による。紙入札方式による場合は、(1)に持参又は郵送（書留郵便に限る。）若しくは託送（書留郵便と同等のものに限る。）（以下「郵送等」という。）する。

(4) 入札書の受領期限等

ア　受領期限　平成○年○月○日午後○時○分

イ　提出方法　電子入札システムにより提出する。ただし、紙入札方式による場合は、(1)に持参又は郵送等により提出する。

(5) 開札の日時及び場所

ア　日時　平成○年○月○日午前○時○分

イ　場所　○○○○室

５　その他

(1) 手続において使用する言語及び通貨　日本語及び日本国通貨に限る。

(2) 入札保証金　免除

(3) 契約保証金　納付（保管金の取扱店　○○銀行○○支店）。ただし、利付国債の提供（取扱官庁　○○○○）又は金融機関若しくは保証事業会社の保証（取扱官庁　○○○○）をもって契約保証金の納付に代えることができる。また、公共工事履行保証証券による保証を付し又は履行保証保険契約の締結を行った場合は、契約保証金を免除する。【契約保証金を免除する場合は、その旨記載する。】

(4) 入札の無効

次に掲げる入札は無効とする。

ア　本公告において示した競争参加資格のない者のした入札

イ　申請書等に虚偽の記載をした者の入札

ウ　入札に関する条件に違反した入札

(5) 落札者となるべき者の入札価格が予決令第85条の規定に基づいて作成された基準を下回る場合は、予決令第86条の規定に基づく調査を行うので、協力しなければならない。

(6) 入札後、契約を締結するまでの間に、都道府県警察から暴力団関係業者として防衛省が発注する工事等から排除するよう要請があり、当該状態が継続している有資格者とは契約を行わない。

(7) 手続における交渉の有無　無

(8) 契約書作成の要否　要

(9) 関連情報を入手するための照会窓口　上記４(1)に同じ。

(10) 競争参加資格の級別の格付を受けていない者の参加　上記２(2)に掲げる競争参加資格の級別の格付を受けていない者も上記４(3)により申請書等を提出すること

ができるが、競争に参加するためには、開札の時点において、当該資格の格付を受け、かつ、競争参加資格の確認を受けていなければならない。

(11)詳細は入札説明書による。

６　Summary

(1) Official in charge of disbursement of the procuring entity：

(2) Classification of the services to be procured：42

(3) Subject matter of the contract：

(4) Time-limit for the submission of application forms and relevant documents for the qualification by electronic bidding system：

(5) Time-limit for the submission of tenders by electronic bidding system：

(6) Contact point for tender documentation：

入　札　説　明　書

○○○○【機関名を記載する。】の○○○○○業務に係る入札公告（建築のためのサービスその他の技術的サービス（建設工事を除く））に基づく入札等については、関係法令に定めるもののほか、この入札説明書によるものとする。

１　入札公告日　平成○年○月○日
２　契約担当官等
　○○○○　○○○○　○○　○○【発注者名を記載する。】
　〒○○○－○○○○　○○県○○市○○町○－○
３　業務概要
(1) 業務の名称　○○○○業務
(2) 業務内容　○○○○を行う業務である。
　本業務において、技術提案を求める評価テーマは次に示す事項とする。
　・○○○○○○○○
(3) 履行期限　平成○年○月○日
(4) 再委託の禁止
　本業務は建設工事に係る設計業務委託共通仕様書について（防整技第7188号。28.３.31）に示すものの他に、次の部分の再委託は認めない。
・○○○○○
・○○○○○
(5) 本業務は、入札時に「企業による技術提案」を受け付け、価格と価格以外の要素を総合的に評価して落札者を決定する総合評価落札方式の対象業務である。
(6) その他

【電子入札対象の場合は次の項目を追加する。】
ア　本業務は、資料提出及び入札等を電子入札システムにより行う業務である。ただし、電子入札システムにより難いものは、発注者の承諾を得て紙入札方式に代えるものとする。
　なお、紙入札方式の承諾に関しては、「紙入札方式参加承諾願（別紙様式第１）」を提出する。
(ｱ) 受付窓口　〒○○○－○○○○　○○県○○市○○町○－○
　　○○○○【当該発注機関、部署名を記載する。】
(ｲ) 受付時間　午前○時から午後○時までとする。ただし、正午から午後１時までの間を除く。
イ　電子入札システムで使用できるICカードは、代表者又は当該入札案件に関する入札・見積権限及び契約締結権限について委任を受けた者（以下「代理人」という。）のICカードのみとし、代理人による場合は、委任状を提出する。詳細は入札心得書による。

ウ　本業務は、業務費内訳明細書の提出を義務付ける業務である。
４　競争参加資格
(1) 予算決算及び会計令（昭和22年勅令第165号。以下「予決令」という。）第70条及び第71条の規定に該当しない者であること。
(2) 防衛省における平成○・○年度の一般競争（指名競争）参加資格（以下「防衛省競争参加資格」という。）のうち、測量・建設コンサルタント等業務の「○○業務」に係る「○」の格付を受け、○○防衛局【当該契約担当官等の所在地を管轄する地方防衛局等を記載する。】に競争参加を希望していること（会社更生法（平成14年

法律第154号）に基づき更生手続開始の申立てがなされている者又は民事再生法（平成11年法律第225号）に基づき再生手続開始の申立てがなされている者については、手続開始の決定後、再度級別の格付を受けていること。）。

(3) 会社更生法に基づく更生手続開始の申立てがなされている者又は民事再生法に基づき再生手続開始の申立てがなされている者（(2)の再度級別の格付を受けた者を除く。）でないこと。

(4) 一般競争参加資格確認申請書（以下「申請書」という。）及び競争参加資格確認資料（以下「技術資料」という。）の提出期限の日から開札の時点までの期間に、○○防衛局長【当該契約担当官等の所在地を管轄する地方防衛局等を記載する。】から、工事請負契約等に係る指名停止等の措置要領について（防整施（事）第150号。28.３.31。以下「指名停止措置要領」という。）に基づく指名停止を受けている期間中でないこと。

(5) 建築士法（昭和25年法律第202号）第23条の規定に基づく○級建築士事務所登録を有すること。【業務内容に応じて法令に基づき必要とする場合のみ記載する。】

(6) 次に示す同種又は類似業務について、元請けとして平成○年４月１日から入札公告日まで【当該年度及び前年度から過去10年間を記載する。】に完了又は引渡しが完了した業務の実績を有すること。

・同種業務：○○○○○○○○○○業務
・類似業務：○○○○○○○○○○業務

なお、当該実績が平成16年４月１日以降に契約した防衛省発注機関（契約担当官等が属する防衛省本省の内部部局、防衛大学校、防衛医科大学校、防衛研究所、統合幕僚監部、陸上幕僚監部、海上幕僚監部、航空幕僚監部、情報本部、防衛監察本部、地方防衛局並びに統合幕僚長及び陸上幕僚長、海上幕僚長又は航空幕僚長の監督を受ける陸上自衛隊、海上自衛隊及び航空自衛隊の部隊及び機関並びに防衛装備庁をいう。以下同じ。）（旧防衛施設局、旧防衛施設支局及び旧装備施設本部（以下「旧防衛施設局等」という。）を含む。）の発注した業務に係るものにあっては、業務成績評定通知書の業務評定点（総合点）【土木等技術業務の場合は、「業務評定点（総合点）」を「評定点」と記載する。】（以下「評定点」という。）が65点未満のものを除くこと。

(7) 入札に参加を希望する者（以下「入札参加希望者」という。）の間に次の基準のいずれかに該当する関係がないこと（基準に該当する者のすべてが共同体の代表者以外の構成員である場合を除く。）。

なお、この場合に、辞退する者を決めることを目的に当事者間で連絡を取ることは、入札心得書第５条第２項の規定に抵触するものでない。

ア　資本関係

次のいずれかに該当する二者の場合。ただし、子会社（会社法（平成17年法律第86号）第２条第３号の規定による子会社をいう。以下同じ。）若しくは子会社の一方が会社更生法第２条第７項に規定する更生会社（以下「更生会社」という。）又は民事再生法第２条第４号に規定する再生手続が存続中の会社である場合を除く。

(ｱ) 親会社と子会社の関係にある場合
(ｲ) 親会社を同じくする子会社同士の関係にある場合

イ　人的関係

次のいずれかに該当する二者の場合。ただし、(ｱ)については、会社の一方が更生会社又は民事再生法第２条第４号に規定する再生手続が存続中の会社である場合を除く。

(ｱ) 一方の会社の役員が、他方の会社の役員を現に兼ねている場合
(ｲ) 一方の会社の役員が、他方の会社の管財人を現に兼ねている場合

ウ　その他の入札の適正さが阻害されると認められる場合

その他ア又はイと同視しうる資本関係又は人的関係があると認められる場合

(8) 次の基準をすべて満たす技術者を配置できること。

ア　配置予定管理技術者

配置予定管理技術者については、次の(ｱ)から(ｴ)に示す条件をすべて満たす者である。

(ｱ) １級○○士、技術士（○○部門）又はRCCM（○○部門）のいずれかの資格を有する。

【必要とする資格部門及び実務経験を記載することとし、仕様書と同様とする。】

(ｲ) 平成○年４月１日から入札公告日まで【当該年度及び前年度から過去10年間を記載する。】に完了又は引渡しが完了した業務のうち、次に示す同種又は類似業務においての経験を有する。

・同種業務：○○○○○○○○○○業務

・類似業務：○○○○○○○○○○業務

なお、当該経験が平成16年４月１日以降に契約した防衛省発注機関（旧防衛施設局等を含む。）の業務に係るものにあっては、評定点が65点未満のものを除く。

(ｳ) 平成○年○月○日【入札公告日を記載する。】現在の手持ち業務量（本業務を含まず、特定後未契約のものを含む。）が○億円未満かつ○件未満である者。

手持ち業務とは、管理技術者又は担当技術者となっている契約金額500万円以上の業務をいう。【業務内容に応じて記載する。】

(ｴ) 入札公告日の時点で申請者と直接的な雇用関係がある。

イ　配置予定担当技術者

【必要に応じて仕様書に記載されている実務経験及び資格等の必要条件並びに配置予定管理技術者との兼務は認めない旨を記載する。】

(9) 都道府県警察から暴力団関係業者として防衛省が発注する工事等から排除するよう要請があり、当該状態が継続している有資格者でないこと。

５　総合評価に関する事項

(1) 評価項目

本業務の総合評価は、次のアからオまでと価格を総合的に評価して落札者を決定するものとする。

ア　企業の実績及び能力

イ　配置予定管理技術者の経験及び能力

ウ　配置予定担当技術者の経験【必要に応じて記載する。】

エ　業務の実施方針・実施フロー・工程計画・その他

オ　評価テーマに対する技術提案

(2) 総合評価の方法

ア　評価値の算出方法

価格と価格以外の要素がもたらす総合評価は、「価格評価点」と「技術評価点」の合計を評価値（以下「評価値」という。）として付与する。

イ　価格評価点の算出方法

価格評価点の満点は○○点とし、算出方法は以下のとおりとする。

価格評価点＝○○点×（１－入札価格／予定価格）

【標準型（１：３）は「20」、標準型（１：２）は「30」と記載する。】

ウ　技術評価点の算出方法

技術提案書の内容に応じて、次に示す評価項目ごとに評価を行い、技術評価点を付与する。

配置予定技術者についてはヒアリングを行う。【ヒアリングを実施しない場合は、記載しない。】

(ｱ) 企業の実績及び能力
(ｲ) 配置予定管理技術者の経験及び能力
(ｳ) 配置予定担当技術者の経験【必要に応じて記載する。】
(ｴ) 業務の実施方針・実施フロー・工程計画・その他
(ｵ) 評価テーマに対する技術提案
技術評価点の満点は60点とし、算出方法は以下のとおりとする。
技術評価点＝60点×（技術評価の得点合計／技術評価の配点合計）
技術評価の得点合計＝（(ｱ)に係る評価点）＋（(ｲ)に係る評価点）＋（(ｳ)に係る評価点【必要に応じて記載する。】）＋（技術提案評価点）
技術提案評価点＝（(ｴ)に係る評価点）＋（(ｵ)に係る評価点）

(3) 落札者の決定方法
ア　入札参加者は、価格及び(1)アからオまでをもって入札を行い、入札価格が予決令第79条の規定に基づいて作成された予定価格（以下「予定価格」という。）の制限の範囲内であるもののうち、(2)によって得られた評価値の最も高い者を落札者とする。
　ただし、落札者となるべき者の入札価格によっては、その者により当該契約の内容に適合した履行がされないおそれがあると認められるとき又はその者と契約を締結することが公正な取引の秩序を乱すこととなるおそれがあって、著しく不適当であると認められるときは、予定価格の制限の範囲内で発注者の定める最低限の要求要件を全て満たして入札した他の者のうち、評価値が最も高い者を落札者とすることがある。
イ　上記の場合において、評価値の最も高い者が二者以上あるときは、くじへ移行する。くじの実施方法等については、発注者から指示をする。

(4) 技術評価点を算出するための基準
別表第１の評価基準による。
なお、評価項目「業務の実施方針・実施フロー・工程計画・その他」及び「評価テーマに対する技術提案」は、ヒアリングを実施する場合は、ヒアリング内容を含めて評価する。

(5) 実施上の留意点
受注者より提出された「業務の実施方針・実施フロー・工程計画・その他」及び「評価テーマに対する技術提案」については、業務完了後において履行状況の検査を行う。
受注者の責により提案内容を満足する業務が行われない場合は、ペナルティとして、評定点を減ずることとし、最大10点の減点とする。
なお、受注者の責によらない場合とは、災害又はその他特別な事情がある場合等のことをいい、発注者と受注者の協議により決定する。

6　担当部局
〒○○○－○○○○　○○県○○市○○町○－○
○○○○　○○○○【当該発注機関、部署名を記載する。】
TEL　○○－○○○○－○○○○（内線○○○○）
FAX　○○－○○○○－○○○○

7　競争参加資格の確認等
(1) 本競争の参加希望者は、上記４に掲げる競争参加資格を有することを証明するため、次に従い、申請書、技術資料及び技術提案書（以下「申請書等」という。）を提出し、契約担当官等から競争参加資格の有無について確認を受けなければならない。また、上記４(2)の格付を受けていない者も次に従い申請書等を提出することができる。この場合において、上記４(1)及び(4)から(9)までに掲げる事項を満たし、(7)に該当しないときは、開札の時点において上記４(2)及び(3)に掲げる事項

を満たしていることを条件として競争参加資格があることを確認するものとする。
当該確認を受けた者が競争に参加するためには、開札の時点において上記４(2)及び(3)に掲げる事項を満たしていなければならない。
なお、期限までに申請書等を提出しない者及び競争参加資格がないと認められた者は、本競争に参加することができない。
申請書等の提出は、次に示すとおりとする。

ア　電子入札システムによる場合

(ｱ) 提出期間　平成○年○月○日から平成○年○月○日まで（行政機関の休日に関する法律(昭和63年法律第91号)第１条第１項に規定する行政機関の休日(以下「行政機関の休日」という。）を除く。）の毎日、午前８時から午後10時（金曜日は午後６時）まで。ただし、最終日は午後○時まで。

(ｲ) その他　申請書等が３MBを超える場合、技術資料及び技術提案書は、上記６に持参又は郵送（書留郵便に限る。）若しくは託送（書留郵便と同等のものに限る。）（以下「郵送等」という。）で提出することとし、電子入札システムとの分割は認めない。また、持参又は郵送等する場合は、次の内容を記載した書面を電子入札システムにより申請書とともに送信する。

・持参又は郵送等する旨の表示
・持参又は郵送等する書類の目録
・持参又は郵送等する書類のページ数
・持参又は発送年月日

(ｳ) ファイル形式　電子入札システムによる提出資料のファイル形式については、次のいずれかの形式にて作成する。

・一太郎　　Ver　○○形式以下
・Microsoft Word　○○形式以下
・Microsoft Excel ○○形式以下
・その他のｱﾌﾟﾘｹｰｼｮﾝ PDFファイル　Acrobat ○○形式以下
画像ファイル JPEG及びGIF形式
圧縮ファイル LZH又はZIP形式

(ｴ) プリントアウト時に規定の枚数内となるように設定する。
なお、送信された資料のプリントアウトは白黒印刷で行う。

イ　紙入札方式による場合

(ｱ) 提出期間　平成○年○月○日から平成○年○月○日まで（行政機関の休日を除く。）の毎日、午前○時から午後○時まで（正午から午後１時までの間を除く。)。ただし、最終日は午後○時まで。

(ｲ) 提出場所　上記６に同じ。

(ｳ) 提出方法　持参又は郵送等による。

(2) 申請書は、別紙様式第２により作成する。

(3) 上記４(6)の実績及び(8)の経験の確認を行うに当たり、平成６年４月15日マラケシュで作成された政府調達に関する協定を適用している国及び地域並びに我が国に対して建設市場が開放的であると認められる国及び地域以外の国又は地域に主たる営業所を有する建設コンサルタント等にあっては、我が国における同種又は類似業務の実績及び経験をもって行うものとする。

(4) 技術資料及び技術提案書は、次に従い作成する。
なお、アの実績並びにエ及びカの経験については、平成○年度以降に、業務が完了又は引渡しが完了しているものに限り記載することとし、記載する業務が平成16年４月１日以降に契約した防衛省発注機関（旧防衛施設局等を含む。）の業務の場合は、当該業務に係る業務成績評定通知書の写しを添付する。

ア　同種又は類似業務の実績
上記４(6)に掲げる資格があることを判断できる同種又は類似業務の実績を１

件記載する。

記載する業務は、平成○年４月１日から公告日まで【当該年度及び前年度から過去10年間を記載する。】に完了又は引渡しが完了した業務とする。

記載様式は別紙様式第３とし、図面、写真等を引用する場合も含め、Ａ４版１枚に記載する。

イ　建築士法（昭和25年法律第202号）による事務所登録等

○級建築士事務所の登録状況のわかる証明書等の写しを添付する。

【設定する参加資格に合わせて必要な登録を記載する。】

ウ　配置予定管理技術者の経歴等

保有する資格について記載し、資格証の写しを提出する。

手持ち業務は、平成○年○月○日（公告日）現在、防衛省以外の発注者（国内外問わず）のものも含めすべて記載する。

手持ち業務とは、管理技術者又は担当技術者となっている契約金額500万円以上の業務をいう。

プロポーザル方式による本業務以外の業務で配置予定技術者として特定された未契約業務がある場合は、手持ち業務の記載対象とし、業務の名称の後に「特定済」と明記するものとする。

記載様式は、別紙様式第４とする。

なお、配置予定技術者として複数の候補技術者の資格等を記載することもできる。ただし、審査及び評価は、評価点の合計が最も低い者とする。また、同一の技術者を重複して複数業務の配置予定技術者とすることはできるが、他の業務を落札した又は特定されたことにより、配置予定技術者を配置することができなくなったときは、入札への参加はできないものとし、申請書を提出した者は、直ちに当該申請書の取下げを行う。また、電子入札システムにより入札金額を送信した後、辞退を行う場合は、電話及び電送（押印済みの入札辞退届）で入札の辞退を申込むと共に、速やかに書面により入札辞退届を提出する。他の業務を落札した又は特定されたことにより、配置予定技術者を配置することができないにもかかわらず入札した場合においては、不正又は不誠実な行為として、指名停止措置要領に基づく指名停止を行うことがある。

入札後、落札者決定までの期間（予決令第86条の調査（以下「低入札価格調査」という。）期間を含む。）において、他の業務を落札した又は特定されたことにより、配置予定技術者を配置することができなくなった場合は、直ちにその旨の申し出を行う。

この場合において、事実が認められた場合には、当該入札を無効とする。

落札後、配置予定技術者が配置できないことが明らかになった場合は、不正又は不誠実な行為として、指名停止措置要領に基づく指名停止を行うことがある。

エ　配置予定管理技術者の同種又は類似業務の経験

上記４(8)に掲げる資格があることを判断できる同種又は類似業務の経験を１件記載する。

記載する業務は、平成○年４月１日から公告日まで【当該年度及び前年度から過去10年間を記載する。】に完了又は引渡しが完了した業務とする（原則として、着手時から完了時まで従事している業務とする。）。

入札参加希望者以外が受注した業務経験を記載する場合は、当該経験を受注した企業名等を記載する。

記載様式は別紙様式第５とし、図面、写真等を引用する場合を含め、Ａ４版１枚に記載する。

オ　業務実施体制

下記事項に留意の上、業務の分担について記載する。共同体により業務を実施する場合は、備考欄に共同体の構成員である旨を記載すると共に、企業名等を記

載する。また、代表者はその旨を記載する。

(ｱ) 共同体は、各構成員が優れた技術を有する分野を分担するものとし、必要以上に細分化しない。

(ｲ) 各構成員は実施する分担業務に応じて、１名以上の担当技術者を配置する。

(ｳ) 一の分担業務を複数の構成員が共同して実施することは認められない。

他の建設コンサルタント等に当該業務の一部を再委託する場合又は学識経験者等の技術協力を受けて業務を実施する場合は､備考欄に再委託先又は協力先、その理由（企業の技術的特徴等）を記載するものとする。ただし、業務の主たる部分を再委託してはならない。

(ｴ) 配置予定技術者を記載する。担当技術者は、実施する各担当業務ごとに代表技術者を１名ずつ、最大○名まで記載する。

(ｵ) 申請書の提出者以外の企業に所属する者を担当技術者とする場合には、企業名等も記載する。

記載様式は、別紙様式第６とする。

カ　配置予定担当技術者の同種又は類似業務の経験【必要に応じて記載する。】

配置予定担当技術者が過去に従事した「同種又は類似業務」の経験を１件記載する。記載する業務は、平成○年４月１日から公告日まで【当該年度及び前年度から過去10年間を記載する。】に完了又は引渡しが完了した業務とする（原則として、着手時から完了時まで従事している業務とする。)。

入札参加希望者以外が受注した業務経験を記載する場合は、当該業務を受注した企業名等を記載する。

記載様式は別紙様式第10とし、図面、写真等を引用する場合を含め、Ａ４版１枚に記載する。

キ　技術提案書

入札参加希望者は、技術提案書を提出するものとする。

記載様式は別紙様式第７とし、次の(ｱ)及び(ｲ)に示す内容とする。

(ｱ) 業務の実施方針・実施フロー・工程計画・その他

業務の実施方針・実施フロー・工程計画・その他を別紙様式第８に記載する。

提出枚数は、Ａ４版１枚とする。

(ｲ) 評価テーマに対する技術提案

上記３(2)に示した、評価テーマに対する取り組み方法を記載すること。

記載に当たっては、概念図、出典を明示した図表、既往成果、現地写真を用いることはできるが、本件のために作成したＣＧ及び詳細図面等を用いることは認めない。

記載様式は別紙様式９とし、１テーマにつきＡ４版１枚以内に記載する。

ク　契約書の写し等

同種又は類似業務の実績及び経験として記載した業務に係る契約書の写し及び当該業務を証明する資料を提出する。ただし、当該業務が、財団法人日本建設情報総合センターの｢測量調査設計業務実績情報サービス（TECRIS/テクリス）｣又は一般社団法人公共建築協会｢公共建築設計者情報システム（PUBDIS）｣に登録されている場合はその写しを添付するものとし、契約書の写し等を提出する必要はない。

(5) 競争参加資格の確認は、申請書等の提出期限をもって行うものとし、その結果は電子入札システムにより、また、紙入札方式による場合は申請時に提出された返信用封筒により、平成○年○月○日までに通知する。

(6) 競争参加資格を与えない要件

技術提案書の記載内容が次の事項のいずれかに該当し、業務が適切に履行できないと判断される場合は、競争参加資格を与えない。

ア　技術提案書の提出がない場合
イ　内容がほとんど記載されていない場合
ウ　提案内容が判断できない場合

(7) その他
ア　申請書等の作成及び提出に係る費用は、申請者の負担とする。
イ　契約担当官等は、提出された申請書等を競争参加資格の確認及び総合評価の審査・評価並びに入札・契約に関する統計的分析以外に申請者に無断で使用しない。
ウ　提出された申請書等は、返却しない。
エ　提出期限以降における申請書等の差し替え及び再提出は認めない。
オ　申請書等に関する問い合わせ先　上記６に同じ。

８　競争参加資格がないと認めた者に対する理由の説明

(1) 競争参加資格がないと認められた者は、契約担当官等に対して競争参加資格がないと認めた理由について、次に従い説明を求めることができる。
ア　提出方法　電子入札システムにより、また、紙入札方式による場合は書面（様式は自由とする。）を上記６に持参するものとし、郵送等によるものは受け付けない。
イ　提出期間
(ｱ) 電子入札システムによる場合
上記７(5)の通知の日から平成○年○月○日まで（行政機関の休日を除く。）の毎日、午前８時から午後10時（金曜日は午後６時）まで。ただし、最終日は午後○時まで。
(ｲ) 紙入札方式による場合
上記７(5)の通知の日から平成○年○月○日まで（行政機関の休日を除く。）の毎日、午前○時から午後○時まで（正午から午後１時までの間を除く。）。ただし、最終日は午後○時まで。

(2) 契約担当官等は、(1)により説明を求められたときは、平成○年○月○日までに説明を求めた者に対し電子入札システムにより、また、紙入札方式による場合は書面により回答する。

９　入札説明書に対する質問

(1) 入札説明書に質問がある者は、契約担当官等に対して次に従い質問することができる。
ア　提出方法　電子入札システムにより、また、紙入札方式による場合は書面（様式は自由とする。）を上記６に持参又は郵送等により提出する。
イ　提出期間
(ｱ) 電子入札システムによる場合
平成○年○月○日から平成○年○月○日まで（行政機関の休日を除く。）の毎日、午前８時から午後10時（金曜日は午後６時）まで。ただし、最終日は午後○時まで。
(ｲ) 紙入札方式による場合
平成○年○月○日から平成○年○月○日まで（行政機関の休日を除く。）毎日、午前○時から午後○時まで（正午から午後１時までの間を除く。）。ただし、最終日は午後○時まで。

(2) (1)の質問に対する回答書は、電子入札システムにより回答するので確認するものとする。また、紙入札方式による場合は、平成○年○月○日から平成○年○月○日まで（行政機関の休日を除く。）の毎日、午前○時から午後○時まで、上記６において閲覧に供する。

10　技術提案の審査

競争参加資格確認の通知を行った後に、入札参加者から提出された技術提案につい

て審査を行うものとする。審査について、次のいずれかに該当する場合は、競争参加資格通知を受けて、入札した場合においても、当該入札を無効とする場合がある。

(1) 業務目的に反する記述や事実誤認等適切な業務執行が妨げられる内容となっている場合。

(2) 実施方針と評価テーマの技術提案に矛盾等があり、整合性が図られていない場合。

11　配置予定技術者のヒアリング

配置予定技術者についてはヒアリングを行わない。

【ヒアリングを実施する場合は、以下のとおり記載する。】

(1) 次のとおり配置予定の技術者に対してヒアリングを行うものとする。

ア　実施期間　平成○年○月○日から平成○年○月○日まで。

イ　実施場所　○○○○室

ウ　出席者　配置予定管理技術者（１名に限る。）

【管理技術者以外の出席を求める場合は、必要に応じて記載する。】

(2) ヒアリングの日時及び留意事項等は別途通知する。

(3) ヒアリング時の追加資料は受理しない。また、ヒアリングを拒否した場合は、本業務の競争参加を辞退したものとみなす場合がある。

(4) ヒアリング時の録音、撮影は認めない。

(5) ヒアリングについて、次のいずれかに該当する場合は、競争参加資格通知を受けて、入札した場合においても、当該入札を無効とする場合がある。

ア　技術者自身の業務実績について、説明できない等自ら主体的に携わったことが認められない場合。

イ　本業務の目的、内容又は技術提案の内容を理解していない場合。

ウ　質問に対する回答が全くない若しくは回答が著しく不適切である場合。

12　入札方法等

(1) 入札書の提出方法等

ア　電子入札システムによる場合

提出期間　平成○年○月○日から平成○年○月○日まで（行政機関の休日を除く。）の毎日、午前８時から午後10時（金曜日は午後６時）まで。ただし、最終日は午後○時までとする。

イ　紙入札方式による場合

(ｱ) 提出期間　持参による場合は、平成○年○月○日午前○時から午後○時まで（正午から午後１時までの間を除く。）。郵送等による場合は、平成○年○月○日午後○時必着。

(ｲ) 提出場所　上記６に同じ。

(ｳ) 提出方法　持参による場合は、入札書及び業務費内訳明細書を各々封筒に入れて封かんし、入札書を入れた封筒の表に「入札書在中」と朱書きする。さらにこれらを１つの別の封筒に入れて封かんし、封筒の表に入札件名、開札日時及び商号又は名称を記載の上、提出する。また、一般競争参加資格確認通知書又はその写しを提示する。

郵送等による場合は、入札書及び業務費内訳明細書を各々封筒に入れて封かんし、入札書を入れた封筒の表に「入札書在中」と朱書きする。さらにこれらと一般競争参加資格確認通知書の写しを別の封筒に入れて封かんし、封筒の表に入札件名、開札日時及び商号又は名称を記載の上、提出する。

(2) 落札決定に当たっては、入札書に記載された金額に当該金額の100分の○【消費税及び地方消費税とを合わせた税率を記載する。】に相当する額を加算した金額（当該金額に１円未満の端数があるときは、その端数金額を切り捨てた金額）をもって落札価格とするので、入札参加者は、消費税及び地方消費税に係る課税事業者であ

るか免税事業者であるかを問わず、見積った契約希望金額の○○○分【100+消費税及び地方消費税とを合わせた税率を記載する。】の100に相当する金額を入札書に記載する。

(3) 入札回数は、原則として２回を限度とする。ただし、２回目の入札において落札者がいない場合は、３回目の入札を執行する場合もある。また、予決令第９９条の２の規定による随意契約（以下「不落随契」という。）は、特別な場合を除き適用しない。なお、不落随契を行う場合、不落随契へ移行する前の入札結果をもって評価値の算定を行い、評価値が最も高い者に見積依頼を行うものとする。

13　入札保証金及び契約保証金

(1) 入札保証金　免除。

(2) 契約保証金　納付（保管金の取扱店　○○銀行○○支店）。ただし、利付国債の提供（取扱官庁　○○○○）又は金融機関若しくは保証事業会社の保証（取扱官庁　○○○○）をもって契約保証金の納付に代えることができる。また、公共工事履行保証証券による保証を付し又は履行保証保険契約の締結を行った場合は、契約保証金を免除する。【契約保証金を免除する場合は、その旨記載する。】

14　業務費内訳明細書

(1) 第１回の入札に際し、第１回の入札書に記載される入札金額に対応した業務費内訳明細書を提出しなければならない。

(2) 業務費内訳明細書には、必ず表紙を付けるものとし、表紙には商号又は名称、住所及び代表者氏名（紙入札方式による場合は、必ず押印する。）並びに発注者名及び業務の名称を記載し、表紙以外には商号又は名称、住所及び代表者氏名を記載しない。

(3) 業務費内訳明細書の提出方法等

ア　電子入札システムによる場合

(ｱ) 提出期間　上記12(1)アに同じ。

(ｲ) その他　業務費内訳明細書が３MBを超える場合には、上記６に持参又は郵送等により提出し、電子入札システムとの分割は認めない。また、この場合は、次の内容を記載した書面を電子入札システムにより入札書とともに送信する。

・持参又は郵送等する旨の表示
・持参又は郵送等する書類の目録
・持参又は郵送等する書類のページ数
・持参又は発送年月日

(ｳ) ファイル形式　PDF（Acrobat○○形式以下）等、一般的なフォーマット

イ　紙入札方式による場合

(ｱ) 提出期間　上記12(1)イに同じ。

(ｲ) 提出方法　上記12(1)イを参照

(ｳ) 提出場所　上記６に同じ。

(4) 提出された業務費内訳明細書は返却しないものとする。

(5) 業務費内訳明細書を提出しない者は、入札に参加することができない。

(6) 業務費内訳明細書の確認の結果、別表第２の各項に該当する場合は、入札心得書に規定する「その他入札に関する条件に違反した入札」として、当該入札参加者の入札を無効とする場合がある。

(7) 提出された業務費内訳明細書について説明を求める場合がある。

(8) 業務費内訳明細書について、必要に応じ公正取引委員会へ提出する場合がある。この場合、指名停止措置要領に基づき、指名停止を行うことがある。

(9) 業務費内訳明細書は、参考図書として提出を求めるものであり、契約上の権利義務を生じるものではない。

15　開札

(1) 開札の日時及び場所

ア　日時　平成○年○月○日午前○時○分
イ　場所　○○○○室

(2) 開札は、(1)に掲げる日時及び場所において、入札参加者又はその代理人を立ち会わせて行う。ただし、入札参加者又はその代理人が立ち会わない場合は、入札事務に関係のない職員を立ち会わせて行う。

(3) 紙入札方式による入札参加者は、開札に立ち会わない場合でも、その者から提出された入札書は有効なものとして取扱う。

(4) (3)の場合において、再度の入札を行うこととなったときは、持参による入札参加者は再度の入札を辞退したものとして取扱うものとするが、郵送等による入札参加者に対しては、再度の入札への参加の意思の有無を電話により確認するものとする。

(5) 第１回目の入札において落札者が決定しなかった場合は、再度入札に移行する。再度入札の日時については、発注者から再度入札通知書を送信するので、パソコンの前でしばらく待機するものとする。開札処理に時間を要する場合は、発注者から開札状況を電子入札システムにより連絡する。

16　入札の無効

(1) 次に掲げる入札は無効とする。

ア　本公告において示した競争参加資格のない者のした入札
イ　申請書等に虚偽の記載をした者のした入札
ウ　現場説明書及び入札心得書において示した条件等入札に関する条件に違反した入札

なお、契約担当官等により競争参加資格のある旨確認された者であっても、落札決定の時点において上記４に掲げる資格のないものは競争参加資格のない者に該当する。

(2) 次に掲げる入札は無効とする場合がある。

上記10又は上記11(5)に該当する者のした入札

(3) (1)アからウまでに該当する者が落札者であった場合は、落札決定を取消すものとし、(2)により無効とした場合は、開札後に無効にした旨の通知を行う。

17　落札者の決定方法

(1) 落札者は上記５に定めるところに従い、評価値の最も高い者とする。

ただし、落札者となるべき者の入札価格によっては、その者により当該契約の内容に適合した履行がされないおそれがあると認められるとき又はその者と契約を締結することが公正な取引の秩序を乱すこととなるおそれがあって著しく不適当であると認められるときは、予定価格の制限の範囲内で、発注者の定める最低限の要求要件をすべて満たして入札した他の者のうち、評価値が最も高い者を落札者とすることがある。

(2) (1)の場合において、落札者となるべき同評価値の者が二者以上あるときは、くじへ移行する。くじの実施方法等については、発注者から指示をする。

(3) 落札者となるべき者の入札価格が予決令第85条の規定に基づいて作成された基準を下回る場合は、低入札価格調査を行うので、落札者となるべき者は、調査に協力しなければならない。

18　手続における交渉の有無　無

19　契約書作成の要否等

別冊契約書案により、契約書を作成するものとする。

20　非落札理由の説明

(1) 非落札者のうち、落札者の決定結果に対して不服がある者は、落札者決定の通知を行った日の翌日から起算して７日（行政機関の休日を除く。）以内に電子入札システムにより、契約担当官等に対して非落札理由についての説明を求めることができる。ただし、紙入札方式による場合は書面（様式は自由とする。）を持参するも

のとし、郵送等によるものは受け付けない。

(2) (1)の非落札理由について説明を求められたときは、説明を求めることができる最終日の翌日から起算して10日（行政機関の休日を除く。）以内に電子入札システムにより、また、紙入札方式により提出された者に対しては、書面により回答する。

21　苦情申立て

本手続における競争参加資格の確認その他の手続に関し、「政府調達に関する苦情の処理手続（平成７年12月14日付け政府調達苦情処理推進会議決定)」により、政府調達苦情検討委員会（連絡先：内閣府政府調達苦情処理対策室（政府調達苦情検討委員会事務局、電話03-3581-9044（直通））に対して苦情を申し立てることができる。

22　関連情報を入手するための照会窓口　上記６に同じ。

23　評価内容の担保

総合評価において評価した技術等については、すべて契約書にその内容を記載することとし、その履行を確保するものとする（以下、記載例のとおりとする。)。

※記載例(契約書)

（附　則）

受注者は、以下の条件を厳守しなくてはならない。

条件《技術提案》

１　○○○○に係る提案

２　△△△△に係る提案

以上の項目について、申請書等提出時に提案した内容が認められたことから、その履行を担保するものとする。

なお、評価した提案の性能などが、業務の検査においてすべて確認できない場合は、当該業務のうち評価した技術の履行に関する部分は、業務完了後においても引き続き履行する義務を有するものとする。

24　その他

(1) 入札・契約の手続において使用する言語及び通貨は、日本語及び日本国通貨に限る。

(2) 入札参加者は、入札心得書及び契約書案を熟読し、入札心得書を遵守する。

(3) 申請書等に虚偽の記載をした場合は、指名停止措置要領に基づく指名停止を行うことがある。

(4) 本業務を受注したコンサルタント及び本業務を受注したコンサルタントと資本、人事面等において関連があると認められた製造業者又は建設業者は、本業務に係る工事の入札に参加し又は当該工事を請け負うことができない。

(5) 申請書等に記載した配置予定技術者は、病休、死亡、退職等の極めて特別な場合でやむを得ないとして、承認された場合のほかは、変更を認めない。病休等特別な理由によりやむを得ず配置予定技術者を変更する場合は、上記４(8)に掲げる基準を満たし、かつ、当初の配置予定技術者と同等以上と認められる者を配置しなければならない。

(6) 入札後、契約を締結するまでの間に、都道府県警察から暴力団関係業者として防衛省が発注する工事等から排除するよう要請があり、当該状態が継続している有資格者とは契約を行わない。

(7) 電子入札システムは、行政機関の休日を除く毎日、午前８時から午後10時（金曜日は午後６時）まで稼働している。また、稼働時間内でシステムをやむを得ず停止する場合は、防衛施設建設工事電子入札ヘルプデスクセンターホームページの「緊急連絡情報」で公開する。

防衛施設建設工事電子入札ヘルプデスクセンターホームページアドレス

http://acc.mod-eboc.go.jp/WDESK/index.html

(8) システム操作上の手引き書としては、防衛施設建設工事電子入札システムセンターホームページ「操作マニュアル」を参考とする。

(9) 障害発生時及び電子入札システム操作等の問い合わせ先は次のとおりとする。

ア　システム操作・接続確認等の問い合わせ先
防衛施設建設工事電子入札ヘルプデスクセンター
TEL 03-5444-5890（受付は行政機関の休日を除く毎日、９時から17時まで）
FAX 03-5444-5892（24時間受付。ただし、回答は行政機関の休日を除く毎日、９時から17時まで）
メールアドレス　help@mod-eboc.go.jp（24時間受付。ただし、回答は行政機関の休日を除く毎日、９時から17時まで）

イ　ICカードの不具合等発生時の問い合わせ先
取得した各認証局

ウ　申請書類、応札等の締め切り時間が切迫しているなど緊急を要する場合は、上記６へ電話により連絡する。

(10) 入札参加希望者が電子入札システムで書類を送信した場合には、受付時又は受付期限後に通知書及び受付票を送信者に発行するので、必ず確認を行うものとする。

(11) 申請書等の作成及びヒアリングを実施する場合の費用は、提出者の負担とする。

別表第１

標準評価基準

【】は注意点を示しているので、本信には記載しない。
【対象業務ごとに必要項目について作成する。】

（企業評価）

評価項目	評価の着目点		判断基準	評価の配点（点）
企業の実績及び能力	業務実績	業務実績	元請けとして平成○年４月１日から公告日まで【当該年度及び前年度から過去10年間を記載する。】に、完了又は引渡しが完了した同種又は類似業務実績を下記の順位で評価する。 ①　同種業務の実績 ②　類似業務の実績	①　15 ②　8
		地域業務実績	元請けとして平成○年４月１日から公告日まで【当該年度及び前年度から過去10年間を記載する。】に、完了又は引渡しが完了した○○県内の同種又は類似業務の実績を下記の順位で評価する。 ①　○○県内の防衛省発注機関（旧防衛施設局等を含む。）の同種又は類似業務実績 ②　○○県内の防衛省発注機関（旧防衛施設局等を含む。）以外の同種又は類似業務実績 ③　実績なし 【必要に応じて記載する。県名は複数でも可とする。】 【ＷＴＯ政府調達協定対象業務の場合は、記載しない。】	①　5 ②　3 ③　0
	成績・表彰	業務成績	土木関係建設コンサルタント業務の場合 防衛省発注機関（旧装備施設本部を含む。）が発注した業務のうち、本業務における一般競争(指名競争）参加資格の業種区分において、元請けとして平成○年○月○日から平成○年○月○日【①４月～６月の公告を記載する場合：前年度の９月30日から過去２年間を記載する。②７月～３月の公告を記載する場合：前年度の３月31日から過去２年間を記載する。】に完了又は引渡しが完了した業務の評定点の平均を下記の順位で評価する。 ①　80点以上 ②　75点以上80点未満 ③　70点以上75点未満 ④　65点以上70点未満 ⑤　実績なし ⑥　65点未満 建築関係建設コンサルタント業務の場合 防衛省発注機関（旧装備施設本部を含む。）が発注した業務及び入札説明書７（４）スの「業務成績の相互利用機関と適用対象業務」に示す各発注機関ごとの「相互利用の適用対象」業務のうち、本業務における一般競争(指名競争）参加資格の業種区分において、元請けとして平成○年○月○日から平成○年○月○日【①４月～６月の公告を記載する場合：前年度の９月30日から過去２年間を記載する。②７月～３月の公告を記載する場合：前年度の３月31日から過去２年間を記載する。】に完了又は引渡しが完了した業務の評定点の平均を下記の順位で評価する。 ①　80点以上 ②　75点以上80点未満 ③　70点以上75点未満 ④　65点以上70点未満 ⑤　実績なし ⑥　65点未満 【ＷＴＯ政府調達協定対象業務の場合は、記載しない。】	①　30 ②　20 ③　15 ④　10 ⑤　0 ⑥　−10
		優秀業務顕彰	本業務における一般競争(指名競争）参加資格の業種区分において、平成○年４月１日から公告日まで【当該年度及び前年度から過去２年間を記載する。】の大臣官房施設監の顕彰、地方防衛局長の感謝状の贈与又は地方防衛局調達部長若しくは地方防衛支局長の顕彰の実績を下記の順位で評価する。 ①　大臣官房施設監の特別優秀業務顕彰の実績 ②　当該地方防衛局長の感謝状の贈与の実績	①　5 ②　4 ③　3 ④　2 ⑤　1 ⑥　0

		等	③　当該地方防衛局調達部長又は当該地方防衛支局長の優秀業務顕彰の実績 ④　他地方防衛局長の感謝状の贈与の実績 ⑤　他地方防衛局調達部長又は他地方防衛支局長の優秀業務顕彰の実績 ⑥　実績なし （複数業務の実績があるときは、その合計点とするが、最大５点までとする。） 【ＷＴＯ政府調達協定対象業務の場合は、記載しない。】	（最大５）
	その他	事故及び不誠実な行為	過去６月間に○○地方防衛局等【当該契約担当官等の所在地を管轄する地方防衛局等を記載する。】での指名停止措置要領に基づく指名停止措置等を受けている場合は、評価を減ずる（過去６月とは申請書の提出期限の日の前日からさかのぼること６月以内に指名停止期間がある場合をいう。）。 ①　指名停止期間（累積）：６月以上 ②　指名停止期間（累積）：３月以上６月未満 ③　指名停止期間（累積）：３月未満 ④　文書注意 ⑤　口頭注意 【ＷＴＯ政府調達協定対象業務の場合は、記載しない。】	①　－５ ②　－４ ③　－３ ④　－２ ⑤　－１
		国との信頼関係を損なう行為	国との信頼関係を損なう行為が認められる場合は、評価を減ずる。 【ＷＴＯ政府調達協定対象業務の場合は、記載しない。】	－１
小　　計 【小計の最大点は、記載した項目に応じて記載する。】				最大 55

（予定管理技術者評価）

評価項目	評価の着目点		判断基準	評価の配点（点）
配置予定管理技術者の経験及び能力	業務経験	業務経験	平成○年４月１日から公告日まで【当該年度及び前年度から過去10年間を記載する。】に完了又は引渡しが完了した同種又は類似業務経験を下記の順位で評価する（原則として、着手時から完了時まで従事している業務とする。）。 ①　同種業務の経験 ②　類似業務の経験	①　10 ②　5
		地域業務経験	平成○年４月１日から公告日まで【当該年度及び前年度から過去10年間を記載する。】に完了又は引渡しが完了した○○県内の同種又は類似業務の経験を下記の順位で評価する（原則として、着手時から完了時まで従事している業務とする。）。 ①　○○県内の防衛省発注機関（旧防衛施設局等を含む。）の同種又は類似業務経験 ②　○○県内の防衛省発注機関（旧防衛施設局等を含む。）以外の同種又は類似業務経験 ③　経験なし 【必要に応じて記載する。県名は複数でも可とする。】 【ＷＴＯ政府調達協定対象業務の場合は、記載しない。】	①　5 ②　3 ③　0
	成績・表彰	業務成績	土木関係建設コンサルタント業務の場合 防衛省発注機関（旧装備施設本部を含む。）が発注した業務のうち、管理技術者として従事し、平成○年○月○日から平成○年○月○日【①４月～６月の公告を記載する場合：前年度の９月30日から過去２年間を記載する。②７月～３月の公告を記載する場合：前年度の３月31日から過去２年間を記載する。】に完了又は引渡しが完了した業務の評定点の平均を下記の順位で評価する。 ①　80点以上 ②　75点以上80点未満 ③　70点以上75点未満 ④　65点以上70点未満 ⑤　経験なし ⑥　65点未満 建築関係建設コンサルタント業務の場合 防衛省発注機関（旧装備施設本部を含む。）が発注した業務及び入札説明書７（４）スの「業務成績の相互利用機関と適用対象業務」に示す各発注機関ごとの「相互利用の適用対象」業務のうち、管理技術者として従事し、平成○年○月○日から平成○年○月○日【①４月～６月の公告を記載する場合：前年度の９月30日から過去２年間を記載する。②７月～３月の公告を記載する場合：前年度の３月31日から過去２年間を記載する。】に完了又は引渡しが完了した業務の評定点の平均を下記の順位で評価する。 ①　80点以上 ②　75点以上80点未満 ③　70点以上75点未満 ④　65点以上70点未満 ⑤　経験なし ⑥　65点未満 【ＷＴＯ政府調達協定対象業務の場合は、記載しない。】	①　30 ②　20 ③　15 ④　10 ⑤　0 ⑥　−10
		優秀業務技術者顕彰等	平成○年４月１日から公告日まで【当該年度及び前年度から過去２年間を記載する。】の大臣官房施設監の顕彰、地方防衛局長の感謝状の贈与又は地方防衛局調達部長若しくは地方防衛支局長の顕彰の実績を下記の順位で評価する（優秀業務技術者顕彰等及び管理技術者として従事した業務顕彰等を対象とする。）。 ①　大臣官房施設監の特別優秀業務技術者顕彰、当該地方防衛局長の感謝状の贈与又は当該地方防衛局調達部長若しくは当該地方防衛支局長の優秀業務技術者顕彰の実績 ②　他地方防衛局長の感謝状の贈与又は他地方防衛局調達部長若しくは他地方防衛支局長の優秀業務技術者顕彰の実績 ③　管理技術者として従事した、大臣官房施設監の特別優秀業務顕彰、当該地方防衛局長の感謝状の贈与又は当該地方防衛局調達部長若しくは当該地方防衛支局長の優秀業務顕彰の実績 ④　管理技術者として従事した、他地方防衛局長の感謝状の贈与又は他地方防衛局調達部長若しくは他地方防衛支局長の優秀業務顕彰の実績 ⑤　実績なし	①　5 ②　3 ③　3 ④　1 ⑤　0 （最大５）

			（複数業務の実績があるときは、その合計点とするが、最大５点までとする。） 【ＷＴＯ政府調達協定対象業務の場合は、記載しない。】		
	資格要件	技術者資格	建築	・１級建築士	5
				・その他	0
			土木設計	・技術士 ・博士	5
				・ＲＣＣＭ ・土木学会認定技術者（特別上級、上級、１級）	3
				・その他	0
			土木監理	・技術士 ・１級土木施工管理技士 ・土木学会認定技術者（特別上級、上級、１級） ・公共工事品質確保技術者（Ⅰ、Ⅱ）	5
				・ＲＣＣＭ	3
				・その他	0
			電気設備	・建築設備士 ・１級建築士 ・技術士	5
				・ＲＣＣＭ	3
				・１級電気工事施工管理技士	1
				・その他	0
			機械設備	・建築設備士 ・１級建築士 ・技術士	5
				・ＲＣＣＭ	3
				・１級管工事施工管理技士	1
				・その他	0
			通信設備	・建築設備士 ・１級建築士 ・技術士	5
				・ＲＣＣＭ	3
				・その他	0
			測量	・測量士	5
				・その他	0
			地質調査	・技術士 ・地質調査技士 ・ＲＣＣＭ ・博士	5
				・その他	0
			防衛施設整備監理業務	・技術士 ・１級建築士 ・１級○○施工管理技士 ・建築設備士 ・土木学会認定技術者（特別上級、上級、１級） ・公共工事品質確保技術者（Ⅰ、Ⅱ） ・公共建築工事品質確保技術者（Ⅰ、Ⅱ）	5
				・ＲＣＣＭ	3
				・その他	0
			防衛施設技術審査業務	・技術士 ・１級建築士 ・１級○○施工管理技士 ・建築設備士 ・土木学会認定技術者（特別上級、上級、１級） ・公共工事品質確保技術者（Ⅰ、Ⅱ） ・公共建築工事品質確保技術者（Ⅰ、Ⅱ） ・電気主任技術者 ・ＲＣＣＭ ・公共工事の技術審査を実施した経験を有する者 ・公共工事の発注者として技術的実務経験を２５年以上有する者	5
				・その他	0

			その他	・技術士 ・１級建築士 ・１級○○施工管理技士 ・建築設備士 ・電気主任技術者 ・土木学会認定技術者（特別上級、上級、１級） ・公共工事品質確保技術者（Ⅰ、Ⅱ） ・公共建築工事品質確保技術者（Ⅰ、Ⅱ） ・ＲＣＣＭ ・○○を実施した経験を有する者 ・○○の実務経験を○○年以上有する者	5
				・その他	0
			【各職種の資格については仕様書に応じて適宜記載する。資格を重複しての評価は行なわない。】		
小　　計 【小計の最大点は、記載した項目に応じて記載する。】					最大 55

（予定担当技術者評価）

評価項目	評価の着目点			判断基準	評価の配点（点）
配置予定担当技術者の経験	業務経験	業務経験		平成○年４月１日から公告日まで【当該年度及び前年度から過去10年間を記載する。】に完了又は引渡しが完了した同種又は類似業務経験を下記の順位で評価する（原則として、着手時から完了時まで従事している業務とする。）。 ①　同種業務の経験 ②　類似業務の経験 ③　経験なし	①　5 ②　3 ③　0 【各職種最大５】
		地域業務経験		平成○年４月１日から公告日まで【当該年度及び前年度から過去10年間を記載する。】に完了又は引渡しが完了した○○県内の同種又は類似業務の経験を下記の順位で評価する（原則として、着手時から完了時まで従事している業務とする。）。 ①　○○県内の防衛省発注機関（旧防衛施設局等を含む。）の同種又は類似業務経験 ②　○○県内の防衛省発注機関（旧防衛施設局等を含む。）以外の同種又は類似業務経験 ③　経験なし 【必要に応じて記載する。県名は複数でも可とする。】 【ＷＴＯ政府調達協定対象業務の場合は、記載しない。】	①　5 ②　3 ③　0 【各職種最大５】
		【必要に応じて評価対象とする職種を選択する。一職種で複数の技術者を配置する場合は、評価の低い技術者を評価の対象とする。】			
小　　計 【小計の最大点は、記載した項目に応じて記載する。】					各職種 最大 10

必要に応じて設定する。

（業務実施体制）

評価項目	評価の着目点	判断基準	評価の配点（点）
業務実施体制	業務の妥当性 実施体制	業務の分担について記載する。 なお、以下のいずれかの項目に該当する場合には欠格とする。 ①　再委託の内容が、主たる部分の場合。 ②　業務の分担構成が、不明確又は不自然な場合。 ③　共同体による業務の分担構成が細分化され過ぎて、一の分担業務を複数の構成員が実施することとしている場合。	数値化しない。

（ 業務の実施方針・実施フロー・工程計画・その他）
（評価テーマに対する技術提案）（標準型のみ）
ヒアリングを実施する場合は、ヒアリング内容を含めて評価する。

評価項目		評価の着目点		評価の配点（点）
			判断基準	
業務の実施方針・実施フロー・工程計画・その他		業務理解度	業務の実施方針となる目的・内容及び与条件の理解度が高い場合は優位に評価する。	10
			上記業務目的等を踏まえた検討項目及び成果品に対する着眼点の具体性が高い場合は優位に評価する。	10
		実施手順	業務実施手順を示す実施フローの妥当性が高い場合は優位に評価する。	10
			業務量の把握状況を示す工程計画の妥当性が高い場合は優位に評価する。	10
		その他	有益な代替案、重要事項の指摘がある場合は優位に評価する。	10
評価テーマに対する技術提案	※全体	評価テーマ間の整合性	的確性について、複数の評価テーマ間の整合性が高い場合は優位に評価する。	10
			実現性について、複数の評価テーマ間の整合性が高い場合は優位に評価する。	10
	評価テーマ１	的確性	地形、環境、地域特性などの与条件との整合性が高い場合は優位に評価する。	10
			必要なキーワード（着眼点、問題点、解決方法等）が網羅されている場合は優位に評価する。	10
			事業の重要度を考慮した提案となっている場合は優位に評価する。	5
			事業の難易度に相応しい提案となっている場合は優位に評価する。	5
		実現性	提案内容に説得力がある場合は優位に評価する。	10
			提案内容を裏付ける類似実績などが明示されている場合は優位に評価する。	10
			利用しようとする技術基準、資料が適切な場合は優位に評価する。	5
			提案内容によって想定される事業費が適切な場合は優位に評価する。	5
	※評価テーマ２	的確性、実現性について上記を準用する。		
「業務の実施方針・実施フロー・工程計画・その他」及び「評価テーマに対する技術提案」については、評価の配点が10点の場合は「10点、８点、６点、４点、０点」の ５段階で評価を行う（５点の場合は「５点、４点、３点、２点、０点」の５段階で評価を行う。）。				
小　計 【小計の最大点は、記載した項目に応じて記載する。】				最大 190

必要に応じて設定する。
※　評価テーマを１つに設定した場合は選択しない。

別表第２

１　未提出であると認められる場合	(1)	業務費内訳明細書が白紙である場合
	(2)	業務費内訳明細書に表紙が付いていない場合
２　記載すべき事項が欠けている場合	(1)	数量、単価、金額等の記載が欠けている場合
３　記載すべき事項に誤りがある場合	(1)	業務の名称に誤りがある場合
	(2)	提出企業名に誤りがある場合
	(3)	業務費内訳明細書の合計金額が入札金額と異なる場合
４　その他	(1)	他の入札参加者の業務費内訳明細書と類似し、合理性がなく極めて不自然な場合

別紙様式第１
（用紙Ａ４版）
平成　年　月　日

紙入札方式参加承諾願

１　業務の名称：

２　電子入札システムでの参加ができない理由

上記の案件は、電子入札対象案件ではありますが、今回は当社においては上記理由により電子入札システムを利用しての参加ができないため、紙入札方式での参加を承諾いただきますようお願いいたします。

住　　所
商号又は名称
役　　職
氏　　名　　印

（契約担当官等の官職氏名）　　殿

別紙様式第２
（用紙Ａ４版）
平成　年　月　日

一般競争参加資格確認申請書

○○○○
　　○○○○　殿【発注者名を記載する。】

住　　所
商号又は名称
代表者氏名　　印

平成　　年　　月　　日付けで入札公告のありました○○○○業務に係る競争参加資格について確認されたく、下記の書類を添えて申請します。
なお、予算決算及び会計令（昭和22年勅令第165号）第70条の規定に該当する者でないこと及び添付書類の内容について事実と相違ないことを誓約します。

記

１　入札説明書７(4)アに定める企業の同種又は類似業務の実績を記載した書面
２　入札説明書７(4)イに定める建築士法による事務所所登録等を記載した書面（必要な場合のみ）
３　入札説明書７(4)ウに定める企業の業務成績を記載した書面（※）
４　入札説明書７(4)エに定める企業の優秀業務顕彰等の実績を記載した書面（※）
５　入札説明書７(4)オに定める配置予定管理技術者の経歴等を記載した書面
６　入札説明書７(4)カに定める配置予定管理技術者の同種又は類似業務の経験を記載した書面
７　入札説明書７(4)キに定める配置予定管理技術者の業務成績を記載した書面（※）
８　入札説明書７(4)クに定める優秀業務技術者表彰の実績を記載した書面（※）
９　入札説明書７(4)ケに定める業務実施体制を記載した書面
10　入札説明書７(4)コに定める配置予定担当技術者の同種又は類似業務の経験を記載した書面（必要な場合のみ）
11　入札説明書７(4)サ(ｱ)に定める業務の実施方針等を記載した書面（簡易型の場合は７(4)サ）
12　入札説明書７(4)サ(ｲ)に定める評価テーマに対する技術提案書（標準型の場合のみ）
13　入札説明書７(4)スに定める契約書の写し（必要な場合のみ）

以　上

１　電子入札システムにより提出する場合は、押印の必要はありません。
２　紙入札方式による場合は、返信用封筒として、表に申請者の住所・氏名を記載し、簡易書留料金分を加えた所定の料金（○○円）の切手を貼付した長３号封筒を申請書と併せて提出して下さい。
【ＷＴＯ政府調達協定対象業務の場合は、（※）は設定しないことから、適宜削除する。】

別紙様式第３

企業の同種又は類似業務の実績

企業名：

同種又は類似業務	□　同　種　業　務　　□　類　似　業　務
業 務 の 名 称	
発注機関名 住所 TEL	
契約金額	￥　　（内消費税　　）
履行期間	平成　　年　　月　　日　　～平成　　年　　月　　日
業務内容	
技術的特徴	
テクリス又は PUBDIS登録の有無	□有（登録番号：　　） □無
○○県内の同種・類似業務の実績（地域業務実績の評価） 【必要に応じて記載する。】 【ＷＴＯ政府調達協定対象業務の場合は、記載しない。】	業務の名称： 発注機関名： 契約金額(円)： 履行期間： 業務内容： 技術的特徴： 履行場所： テクリス又はPUBDIS登録の有無：□有（登録番号：　　） □無

１　必ず同種又は類似業務が確認できる内容を記載する。
　「同種又は類似業務」欄は、いずれかの「□」を黒塗り「■」をする。

２　「テクリス又はPUBDIS登録の有無」欄は、いずれかの「□」を黒塗り「■」をする。「有」に黒塗り「■」をした場合は、テクリス又はPUBDIS登録番号を記載し、写し（詳細を含む。）を添付する。
　「無」に黒塗り「■」をした場合は、契約書の写し及び業務内容のわかる資料を添付する。

３　記載する業務が、平成16年４月１日以降に防衛省発注機関（旧防衛施設局等を含む。）と契約した業務である場合は、業務成績評定通知書の写しを添付する。

４　「業務内容」及び「技術的特徴」欄は、具体的に記載する。

別紙様式第４

配置予定管理技術者の経歴等

企業名：

管理技術者

ふりがな ①氏名　○○　○○	②生年月日 昭和○年○月○日（○歳）
③所属・役職 ○○○○	
④保有資格等 技術士（部門：　　分野：　　）・登録番号：　　・取得年月日： RCCM（部門：　　）・登録番号：　　・取得年月日： １級建築士　　・登録番号：　　・登録年月日： その他（部門：　　）・登録番号：　　・取得年月日：	

⑤手持ち業務の状況（平成○年○月○日現在）、管理技術者又は担当技術者となっている契約金額500万円以上（ただし、防衛省発注業務において調査基準価格を下回る金額で落札した業務は、業務名の先頭に（低）を付して記載する。）。

業務の名称	職務上の立場	発注機関名	履行期間	契約金額（円）
			(契約金額合計	円)

１　「保有資格等」欄に記載したものは、そのすべての資格の写しを添付する。
２　「手持ち業務の状況」欄に記載したものは、そのすべての契約書の写しを添付する。
３　配置予定管理技術者の雇用保険被保険者証の写しを添付する。

別紙様式第５

配置予定管理技術者の同種又は類似業務の経験

企業名：

管理技術者（氏名　　）

同種又は類似業務	□　同　種　業　務　　□　類　似　業　務
業 務 の 名 称	
発注機関名 住所 TEL	
契約金額	￥　　（内消費税　　）
履行期間	平成　　年　　月　　日　　～平成　　年　　月　　日
業務内容	
技術的特徴	
職務上の立場	
テクリス又は PUBDIS登録の有無	□有（登録番号：　　） □無
○○県内の同種・類似業務の実績（地域業務実績の評価） 【必要に応じて記載する。】 【ＷＴＯ政府調達協定対象業務の場合は、記載しない。】	業務の名称： 発注機関名： 契約金額(円)： 履行期間： 業務内容： 技術的特徴： 職務上の立場： 履行場所： テクリス又はPUBDIS登録の有無：□有（登録番号：　　） □無

１　必ず同種又は類似業務が確認できる内容を記載する。
　「同種又は類似業務」欄は、いずれかの「□」を黒塗り「■」をする。

２　「テクリス又はPUBDIS登録の有無」欄は、いずれかの「□」を黒塗り「■」をする。「有」に黒塗り「■」をした場合は、テクリス又はPUBDIS登録番号を記載し、写し（詳細を含む。）を添付する。
　「無」に黒塗り「■」した場合は、契約書の写し及び業務内容のわかる資料を添付する。

３　記載する業務が、平成16年４月１日以降に防衛省発注機関（旧防衛施設局等を含む。）と契約した業務である場合は、業務成績評定通知書の写しを添付する。

４　「業務内容」及び「技術的特徴」欄は、具体的に記載する。

別紙様式第６

業務実施体制

	予定技術者名	所属・役職	担当する分担業務の内容	備考
管理技術者				
担当技術者	1） 2） 3）			

1　「配置予定技術者名」欄の氏名には、ふりがなを付す。
2　「所属・役職」欄は、入札参加希望者以外の企業等に所属する場合、企業名等も記載する。
3　担当する分担業務の内容は、単体企業又は共同体のいずれの場合においても記載する（業務の分担を行わない場合には記載しない。）。
4　共同企業体により業務を実施する場合は、備考欄に共同企業体の構成員である旨を記載するとともに、企業名等を記載する。また、共同体の代表者である場合は、「代表者」を併記するものとする。
5　他の建設コンサルタント等に当該業務の一部を再委託する場合又は学識経験者の協力、援助を受けて業務を実施する場合は、備考欄に再委託先又は協力、援助先の名称、その理由（企業の技術的特徴等）を記載する。ただし、業務の主たる部分を再委託してはならない。

別紙様式第７
（用紙Ａ４版）
平成　年　月　日

技　術　提　案　書

業務の名称　　○○○○

標記業務について、技術提案書を提出します。

○○○○
○○○○
　○○　○○　殿【発注者名を記載する。】

（提出者）住　　所
電話番号
会 社 名
代 表 者
役 職 名　氏名　　印
（作成者）担当部署
氏　　名
Ｆ Ａ Ｘ
Ｅ－ｍａｉｌ

（提出者）住　　所
電話番号
会 社 名
代 表 者
役 職 名　氏名　　印
（作成者）担当部署
氏　　名
Ｆ Ａ Ｘ
Ｅ－ｍａｉｌ

（共同企業体の場合は、以下のように記載する。）
住　所：共同体事務所の所在地
会社名：○○○業務△△・○○共同体
代表者：△△（株）役職名　氏名　印
　　○○（株）役職名　氏名　印
ＴＥＬ：共同体事務所の電話番号
ＦＡＸ：共同体事務所のＦＡＸ番号

注：電子システムにより提出する場合は、押印の必要はありません。

別紙様式第８

・業務の実施方針

・実施フロー

・工程計画

検討項目	業務工程						備考
	月	月	月	月	月	月	

・その他

注：業務の実施方針、実施フロー、工程計画、その他について簡潔に記載する。

別紙様式第９

・評価テーマに対する技術提案

評価テーマ　：　○○○○○○○○

注：評価テーマに対する技術提案の作成に当たっては、あいまいな表現は避け、実施する内容を具体的かつ明瞭に記載する。

別紙様式第10

配置予定担当技術者の同種又は類似業務の実績

企業名：

○○担当技術者（氏名　　）

同種又は類似業務	□　同　種　業　務　　□　類　似　業　務
業 務 の 名 称	
発注機関名 住所 TEL	
契約金額	￥　　（内消費税　　）
履行期間	平成　　年　　月　　日　　～平成　　年　　月　　日
業務内容	
技術的特徴	
職務上の立場	
テクリス又は PUBDIS登録の有無	□有（登録番号：　　） □無
保有資格等	技術士（部門：　　分野：　　）・登録番号： ・取得年月日： RCCM　（部門：　　）・登録番号： ・取得年月日： １級建築士　　・登録番号： ・登録年月日： その他（部門：　　）・登録番号： ・取得年月日：
○○県内の同種・類似業務の実績（地域業務実績の評価） 【必要に応じて記載する。】 【ＷＴＯ政府調達協定対象業務の場合は、記載しない。】	業務の名称： 発注機関名： 契約金額(円)： 履行期間： 業務内容： 技術的特徴： 職務上の立場： 履行場所： テクリス又はPUBDIS登録の有無：□有（登録番号：　　） □無

1　必ず同種又は類似業務が確認できる内容を記載する。
「同種又は類似業務」欄は、いずれかの「□」を黒塗り「■」をする。

２　「テクリス又はPUBDIS登録の有無」欄は、いずれかの「□」を黒塗り「■」をする。「有」に黒塗り「■」をした場合は、テクリス又はPUBDIS登録番号を記載し、写し（詳細を含む。）を添付する。「無」に黒塗り「■」した場合は、契約書の写し及び業務内容のわかる資料を添付する。

３　記載する業務が、平成16年４月１日以降に防衛省発注機関（旧防衛施設局等を含む。）と契約した業務である場合は、業務成績評定通知書の写しを添付する。

４　「業務内容」及び「技術的特徴」欄は、具体的に記載する。

入 札 公 告

（建築のためのサービスその他の技術的サービス（建設工事を除く））

次のとおり一般競争入札に付します。

平成〇年〇月〇日

〇〇〇〇

〇〇〇〇　〇〇　〇〇【発注者名を記載する。】

1　業務概要

(1) 業務の名称　〇〇〇〇〇業務

(2) 業務内容　〇〇〇〇を行う業務である。

(3) 履行期限　平成〇年〇月〇日

(4) 本業務は、入札時に「企業による技術提案」を受け付け、価格と価格以外の要素を総合的に評価して落札者を決定する総合評価落札方式の対象業務である。

【電子入札対象の場合は次の項目を追加する。】

(5) 本業務は、資料提出及び入札等を電子入札システムで行う業務である。ただし、電子入札システムにより難いものは、発注者の承諾を得て紙入札方式に代えるものとする。

なお、紙入札方式の承諾に関しては〇〇防衛局総務部契約課に紙入札方式参加承諾願を提出するものとする。

(6) 本業務は、業務費内訳明細書の提出を義務付ける業務である。

2　競争参加資格

(1) 予算決算及び会計令（昭和22年勅令第165号。以下「予決令」という。）第70条及び第71条の規定に該当しない者であること。

(2)　防衛省における平成〇・〇年度一般競争（指名競争）参加資格（以下「防衛省競争参加資格」という。）のうち、測量・建設コンサルタント等業務の「〇〇業務」に係る「〇」の格付を受け、〇〇防衛局【当該契約担当官等の所在地を管轄する地方防衛局等名を記載する。】に競争参加を希望していること（会社更生法（平成14年法律第154号）に基づき更生手続開始の申立てがなされている者又は民事再生法（平成11年法律第225号）に基づき再生手続開始の申立てがなされている者については、手続開始の決定後、再度級別の格付を受けていること。）。

(3) 会社更生法に基づく更生手続開始の申立てがなされている者又は民事再生法に基づき再生手続開始の申立てがなされている者（(2)の再度級別の格付を受けた者を除く。）でないこと。

(4) 一般競争参加資格確認申請書（以下「申請書」という。）及び競争参加資格確認資料（以下「技術資料」という。）の提出期限の日から開札の時点までの期間に、〇〇防衛局長【当該契約担当官等の所在地を管轄する地方防衛局等の長を記載する。】から工事請負契約等に係る指名停止等の措置要領について（防整施（事）第150号。28．３．31）に基づく指名停止を受けている期間中でないこと。

(5) 建築士法（昭和25年法律第202号）第23条の規定に基づく〇級建築士事務所登録

を有すること。【業務内容に応じて記載する。】

(6) 次に示す同種又は類似業務について、元請けとして平成○年４月１日から入札公告日まで【当該年度及び前年度から過去10年間を記載する。】に完了又は引渡しが完了した業務の実績を有すること。

・同種業務：○○○○○○○○○○業務

・類似業務：○○○○○○○○○○業務

なお、当該実績が平成16年４月１日以降に契約した防衛省発注機関（契約担当官等が属する防衛省本省の内部部局、防衛大学校、防衛医科大学校、防衛研究所、統合幕僚監部、陸上幕僚監部、海上幕僚監部、航空幕僚監部、情報本部、防衛監察本部、地方防衛局並びに統合幕僚長及び陸上幕僚長、海上幕僚長又は航空幕僚長の監督を受ける陸上自衛隊、海上自衛隊及び航空自衛隊の部隊及び機関並びに防衛装備庁をいう。以下同じ。）（旧防衛施設局、旧防衛施設支局及び旧装備施設本部（以下「旧防衛施設局等」という。）を含む。）の業務に係るものにあっては、業務成績評定通知書の業務評定点（総合点）【土木等技術業務の場合は、「業務評定点（総合点）」を「評定点」と記載する。】（以下「評定点」という。）が65点未満のものを除くこと。

(7) 入札に参加を希望する者の間に資本関係又は人的関係がないこと（基準に該当する者のすべてが共同体の代表者以外の構成員である場合を除く。）。

(8) ○○○○【当該発注機関名を記載する。】が発注した業務のうち、平成○年度及び平成○年度【当該年度を含まない直近の過去２年間を記載する。】に完了又は引渡しが完了した業務の実績がある場合には、評定点の平均が65点以上であること。【予定価格が500万円を超える業務について記載する。】

(9) 次の基準をすべて満たす技術者を配置できること。

ア　配置予定管理技術者

配置予定管理技術者については、次の(ｱ)から(ｴ)に示す条件をすべて満たす者である。

(ｱ) １級○○士、技術士（○○部門）又はRCCM（○○部門）のいずれかの資格を有する。

【必要とする資格部門及び実務経験を記載することとし、仕様書と同様とする。】

(ｲ) 平成○年４月１日から入札公告日まで【当該年度及び前年度から過去10年間を記載する。】に完了又は引渡しが完了した業務のうち、次に示す同種又は類似業務においての経験を有する。

・同種業務：○○○○○○○○○○業務

・類似業務：○○○○○○○○○○業務

なお、当該経験が平成16年４月１日以降に契約した防衛省発注機関（旧防衛施設局等を含む。）の業務に係るものにあっては、評定点が65点未満のものを除く。

(ｳ) 平成○年○月○日【入札公告日を記載する。】現在の手持ち業務量（本業務を含まず、特定後未契約のものを含む。）が○億円未満かつ○件未満である。

なお、平成○年○月○日【入札公告日を記載する。】現在の手持ち業務に○○○○【当該発注機関を記載する。】と契約した業務で予決令第85条の規定に

基づいて作成された基準（以下「調査基準価格」という。）を下回る価格で落札した業務がある場合は、手持ち業務量が〇億円未満かつ〇件未満である者とする。

手持ち業務とは、管理技術者又は担当技術者となっている契約金額500万円以上の業務をいう。【業務内容に応じて記載する。】

(ｴ) 入札公告日の時点で申請者と直接的な雇用関係がある。

イ　配置予定担当技術者

【必要に応じて仕様書に記載されている実務経験及び資格等の必要条件並びに配置予定管理技術者との兼務は認めない旨を記載する。】

(10) 〇〇防衛局【当該契約担当官等の所在地を管轄する地方防衛局等を記載する。】の管轄区域【管轄区域の一部都府県に限定する場合は、「〇〇県及び〇〇県」と記載する。】内に、一般競争（指名競争）参加資格審査申請書の「営業所一覧表」に記載している本店又は支店等営業所が所在すること。【必要とする場合のみ記載する。】

(11) 都道府県警察から暴力団関係業者として防衛省が発注する工事等から排除するよう要請があり、当該状態が継続している有資格者でないこと。

(12) 中立・公平性に関する要件【発注者支援業務の場合に記載する。】

ア　参加表明書を提出する者は、〇〇〇〇【発注機関を記載する。】における平成〇・〇年度の建設工事に係る一般競争（指名競争）参加資格の認定を受けていない。【業務内容に応じて記載する。】

(13) 守秘性に関する要件【発注者支援業務の場合に記載する。】

ア　守秘義務の遵守及び違反した場合の規定が社則などに明記されている。

イ　守秘義務の導守に関する講習会・研修会を定期的に実施している。【業務内容に応じて記載する。】

３　総合評価に関する事項

(1) 評価項目

本業務の評価項目は、次のアからオとし、詳細は入札説明書による。

ア　企業の実績及び能力

イ　配置予定管理技術者の経験及び能力

ウ　配置予定担当技術者の経験【必要に応じて記載する。】

エ　業務の実施方針・実施フロー・工程計画・その他

オ　評価テーマに対する技術提案

(2) 総合評価の方法

ア　評価値の算出方法

価格と価格以外の要素がもたらす総合評価は、「価格評価点」と「技術評価点」の合計を評価値（以下「評価値」という。）として付与する。

イ　価格評価点の算出方法

価格評価点の満点は〇〇点とし、算出方法は以下のとおりとする。

価格評価点＝〇〇点×（１－入札価格／予定価格）

【標準型（１：３）は「20」、標準型（１：２）は「30」と記載する。】

ウ　技術評価点の算出方法

技術提案書の内容に応じて、次に示す評価項目ごとに評価を行い、技術評価点を付与する。

配置予定技術者についてはヒアリングを行う。【ヒアリングを実施しない場合は、記載しない。】

(ｱ) 企業の実績及び能力

(ｲ) 配置予定管理技術者の経験及び能力

(ｳ) 配置予定担当技術者の経験【必要に応じて記載する。】

(ｴ) 業務の実施方針・実施フロー・工程計画・その他

(ｵ) 評価テーマに対する技術提案

技術評価点の満点は60点とし、算出方法は以下のとおりとする。

技術評価点＝60点×（技術評価の得点合計／技術評価の配点合計）

(3) 落札者の決定方法

ア　入札参加者は、価格及び(1)アからオをもって入札し、入札価格が予決令第79条の規定に基づいて作成された予定価格（以下「予定価格」という。）の制限の範囲内であるもののうち、(2)によって得られた評価値の最も高い者を落札者とする。

ただし、落札者となるべき者の入札価格によっては、その者により当該契約の内容に適合した履行がされないおそれがあると認められるとき又はその者と契約を締結することが公正な取引の秩序を乱すこととなるおそれがあって、著しく不適当であると認められるときは、予定価格の制限の範囲内で、発注者の定める最低限の要求要件を全て満たして入札した他の者のうち、評価値が最も高い者を落札者とすることがある。

イ　上記の場合において、評価値の最も高い者が二者以上あるときは、くじへ移行する。くじの実施方法等については、発注者から指示をする。

(4) 実施上の留意事項

受注者より提出された「業務の実施方針・実施フロー・工程計画・その他」及び「評価テーマに対する技術提案」については、業務完了後において履行状況の検査を行う。

受注者の責により提案内容を満足する業務が行われない場合は、ペナルティとして、評定点を減ずることとし、最大10点の減点とする。

【電子入札の記載例は以下のとおりとし、紙入札の場合は、適宜、必要事項を記載する。】

４　入札手続等

(1) 担当部局

〒○○○－○○○○　○○県○○市○○町○－○－○

○○○○【当該発注機関、部署名を記載する。】

TEL　○○－○○○○－○○○○（内線○○○○）

FAX　○○－○○○○－○○○○

(2) 入札説明書の交付期間等

ア　交付期間　平成○年○月○日から平成○年○月○日まで（行政機関の休日に関する法律(昭和63年法律第91号)第１条第１項に規定する行政機関の休日を除く。）

の毎日、午前８時から午後10時（金曜日は午後６時）まで。ただし、最終日は午後○時まで。

イ　交付場所　防衛施設建設工事電子入札システムセンター
http://www.mod-eboc.go.jp

ウ　交付方法　すべて、電子データで交付を行う。
文書類　：PDF　（○○形式）
○○○　：PDF　（○○形式）
申請書類：Word　（○○形式）又は一太郎（○○形式）
なお、標記以外の形式による提供は一切行わない。

エ　使用条件　ダウンロードした資料の取扱いに関する利用規則に同意すること。

オ　その他　通信環境の不具合等のため、希望する者は電子情報の提供を依頼することができる。

この場合、(1)へ「図面データの取扱いに関する同意事項」（記入・押印済みのもの）、データを保存するために必要な、ＣＤ－Ｒ（未使用に限る。）○枚及び着払いのラベル（宅配業者の場合）又は切手（日本郵便の場合）を貼付した返信用の封筒を同封し、送付する。

なお、配送によるもの以外の対応は行わない。また、この対応により被った不利益や損害については、一切補償しない。

※「図面データの取扱いに関する同意事項」の書式については、防衛省・自衛隊のホームページより入手可能である。
（http://www.mod.go.jp/○/○/○/○/○.pdf）

(3) 申請書、技術資料及び技術提案書の提出期限等

ア　提出期限　平成○年○月○日午後○時○分

イ　提出方法　電子入札システムにより提出する。ただし、申請書、技術資料及び技術提案書（以下「申請書等」という。）が３MBを超える場合の提出方法等については、入札説明書による。紙入札方式による場合は、(1)に持参又は郵送（書留郵便に限る。）若しくは託送（書留郵便と同等のものに限る。）（以下「郵送等」という。）する。

(4) 入札書の受領期限等

ア　受領期限　平成○年○月○日午後○時○分

イ　提出方法　電子入札システムにより提出する。ただし、紙入札方式による場合は、(1)に持参することとし、郵送等は認めない。

(5) 開札の日時及び場所

ア　日時　平成○年○月○日午前○時○分

イ　場所　○○○○○○室

５　その他

(1) 手続において使用する言語及び通貨　日本語及び日本国通貨に限る。

(2) 入札保証金　免除

(3) 契約保証金　納付（保管金の取扱店　○○銀行○○支店）。ただし、利付国債の提供（取扱官庁　○○○○）又は金融機関若しくは保証事業会社の保証（取扱官庁　○○○○）をもって契約保証金の納付に代えることができる。また、公共工

事履行保証証券による保証を付し又は履行保証保険契約の締結を行った場合は、契約保証金を免除する。【契約保証金を免除する場合は、その旨記載する。】

(4) 入札の無効

次に掲げる入札は無効とする。

ア　本公告において示した競争参加資格のない者のした入札

イ　申請書等に虚偽の記載をした者の入札

ウ　入札に関する条件に違反した入札

(5) 落札者となるべき者の入札価格が調査基準価格を下回る場合は、予決令第86条の規定に基づく調査を行うので、協力しなければならない。【必要に応じて記載する。】

(6) 入札後、契約を締結するまでの間に、都道府県警察から暴力団関係業者として防衛省が発注する工事等から排除するよう要請があり、当該状態が継続している有資格者とは契約を行わない。

(7) 手続における交渉の有無　無

(8) 契約書作成の要否　要

(9) 関連情報を入手するための照会窓口　上記４(1)に同じ。

(10) 競争参加資格の級別の格付を受けていない者の参加　上記２(2)に掲げる競争参加資格の級別の格付を受けていない者も上記４(3)により申請書等を提出することができるが、競争に参加するためには、開札の時点において、当該資格の格付を受け、かつ、競争参加資格の確認を受けていなければならない。

(11) 中立性・公正性に関する要件【発注者支援業務を発注する場合に記載する。】

(ｱ) 本業務の履行期間中に工期のある当該業務の対象工事に参加している者は、本業務に参加することはできない。

(ｲ) 当該業務を受注した者、「本業務を受注した者と資本面・人事面で関係のある者並びに本業務の担当技術者の出向元又は派遣元及び出向元又は派遣元と資本面・人事面で関係のある者は」は、当該業務の履行期間中は、○○○【当該発注機関名を記載する。】発注工事（下請負としての工事参加も含む。）に参加することはできない。

なお、「本業務を受注した者と資本面・人事面で関係のある者並びに本業務の担当技術者の出向元又は派遣元及び出向元又は派遣元と資本面・人事面で関係のある者」とは、［１］又は［２］に該当する者である。

［１］　建設許可者の発行済み株式総数の１００分の５０を超える株式を有し、又はその出資の総額の１００分の５０を超える出資をしている者（１００分の５０を超える株式を有し又は出資している者が存在しない場合において、他の株主又は出資者よりも抜きんでて株式を有し又は出資している者を含む。）

［２］　建設業許可者の代表権を有する役員が参加意思表明者の代表権を有する役員を兼ねている者。

(ｳ)　当該業務を受注した者は、当該業務の履行期間中は○○○【当該発注機関名を記載する。】が発注する当該業務の対象工事の入札に参加することはできない。

(12) 詳細は入札説明書による。

入　札　説　明　書

○○○○【機関名を記載する。】の○○○○○業務に係る入札公告（建築のためのサービスその他の技術的サービス（建設工事を除く））に基づく入札等については、関係法令に定めるもののほか、この入札説明書によるものとする。

１　入札公告日　平成○年○月○日
２　契約担当官等
　○○○○　○○○○　○○　○○【発注者名を記載する。】
　〒○○○－○○○○　○○県○○市○○町○－○
３　業務概要
(1) 業務の名称　○○○○業務
(2) 業務内容　○○○○を行う業務である。
　本業務において、技術提案を求める評価テーマは次に示す事項とする。
　・○○○○○○○○
(3) 履行期限　平成○年○月○日
(4) 再委託の禁止
　本業務は建設工事に係る設計業務委託共通仕様書について（防整技第7188号。28.３．31）に示すものの他に、次の部分の再委託は認めない。
・○○○○○
・○○○○○
(5) 本業務は、入札時に「企業による技術提案」を受け付け、価格と価格以外の要素を総合的に評価して落札者を決定する総合評価落札方式の対象業務である。
(6) その他

【電子入札対象の場合は次の項目を追加する。】
ア　本業務は、資料提出及び入札等を電子入札システムにより行う業務である。ただし、電子入札システムにより難いものは、発注者の承諾を得て紙入札方式に代えるものとする。
　なお、紙入札方式の承諾に関しては、「紙入札方式参加承諾願（別紙様式第１）」を提出する。
(ｱ) 受付窓口　〒○○○－○○○○　○○県○○市○○町○－○
　　○○○○【当該発注機関、部署名を記載する。】
(ｲ) 受付時間　午前○時から午後○時までとする。ただし、正午から午後1時までの間を除く。
イ　電子入札システムで使用できるICカードは、代表者又は当該入札案件に関する入札・見積権限及び契約締結権限について委任を受けた者（以下「代理人」という。）のICカードのみとし、代理人による場合は、委任状を提出する。詳細は入札心得書による。

ウ　本業務は、業務費内訳明細書の提出を義務付ける業務である。
４　競争参加資格
(1) 予算決算及び会計令（昭和22年勅令第165号。以下「予決令」という。）第70条及び第71条の規定に該当しない者であること。
(2) 防衛省における平成○・○年度の一般競争（指名競争）参加資格（以下「防衛省競争参加資格」という。）のうち、測量・建設コンサルタント等業務の「○○業務」

に係る「○」の格付を受け、○○防衛局【当該契約担当官等の所在地を管轄する地方防衛局等名を記載する。】に競争参加を希望していること（会社更生法（平成14年法律第154号）に基づき更生手続開始の申立てがなされている者又は民事再生法（平成11年法律第225号）に基づき再生手続開始の申立てがなされている者については、手続開始の決定後、再度級別の格付を受けていること。）。

(3) 会社更生法に基づく更生手続開始の申立てがなされている者又は民事再生法に基づき再生手続開始の申立てがなされている者（(2)の再度級別の格付を受けた者を除く。）でないこと。

(4) 一般競争参加資格確認申請書（以下「申請書」という。）及び競争参加資格確認資料（以下「技術資料」という。）の提出期限の日から開札の時点までの期間に、○○防衛局長【当該契約担当官等の所在地を管轄する地方防衛局等の長を記載する。】から、工事請負契約等に係る指名停止等の措置要領について（防整施（事）第150号。28.３.31。以下「指名停止措置要領」という。）に基づく指名停止を受けている期間中でない。

(5) 建築士法（昭和25年法律第202号）第23条の規定に基づく○級建築士事務所登録を有すること。【業務内容に応じて記載する。】

(6) 次に示す同種又は類似業務について、元請けとして平成○年４月１日から入札公告日まで【当該年度及び前年度から過去10年間を記載する。】に完了又は引渡しが完了した業務の実績を有すること。

・同種業務：○○○○○○○○○○業務
・類似業務：○○○○○○○○○○業務

なお、当該実績が平成16年４月１日以降に契約した防衛省発注機関（契約担当官等が属する防衛省本省の内部部局、防衛大学校、防衛医科大学校、防衛研究所、統合幕僚監部、陸上幕僚監部、海上幕僚監部、航空幕僚監部、情報本部、防衛監察本部、地方防衛局並びに統合幕僚長及び陸上幕僚長、海上幕僚長又は航空幕僚長の監督を受ける陸上自衛隊、海上自衛隊及び航空自衛隊の部隊及び機関並びに防衛装備庁をいう。以下同じ。）（旧防衛施設局、旧防衛施設支局及び旧装備施設本部（以下「旧防衛施設局等」という。）を含む。）の発注した業務に係るものにあっては、業務成績評定通知書の業務評定点（総合点）【土木等技術業務の場合は、「業務評定点（総合点）」を「評定点」と記載する。】（以下「評定点」という。）が65点未満のものを除くこと。

(7) 入札に参加を希望する者（以下「入札参加希望者」という。）の間に次の基準のいずれかに該当する関係がないこと（基準に該当する者のすべてが共同体の代表者以外の構成員である場合を除く。）。

なお、この場合に、辞退する者を決めることを目的に当事者間で連絡を取ることは、入札心得書第５条第２項の規定に抵触するものでない。

ア　資本関係

次のいずれかに該当する二者の場合。ただし、子会社（会社法（平成17年法律第86号）第２条第３号の規定による子会社をいう。以下同じ。）若しくは子会社の一方が会社更生法第２条第７項に規定する更生会社（以下「更生会社」という。）又は民事再生法第２条第４号に規定する再生手続が存続中の会社である場合を除く。

(ｱ) 親会社と子会社の関係にある場合
(ｲ) 親会社を同じくする子会社同士の関係にある場合

イ　人的関係

次のいずれかに該当する二者の場合。ただし、(ｱ)については、会社の一方が更生会社又は民事再生法第２条第４号に規定する再生手続が存続中の会社である

場合を除く。

(ｱ) 一方の会社の役員が、他方の会社の役員を現に兼ねている場合

(ｲ) 一方の会社の役員が、他方の会社の管財人を現に兼ねている場合

ウ　その他の入札の適正さが阻害されると認められる場合

その他ア又はイと同視しうる資本関係又は人的関係があると認められる場合

(8) ○○○○【当該発注機関名を記載する。】が発注した業務のうち、平成○年度及び平成○年度【当該年度を含まない直近の過去２年間を記載する。】に完了又は引渡しが完了した業務の実績がある場合には、評定点の平均が65点以上であること。【予定価格が500万円を超える業務について記載する。】

(9) 次の基準をすべて満たす技術者を配置できること。

ア　配置予定管理技術者

配置予定管理技術者については、次の(ｱ)から(ｴ)に示す条件をすべて満たす者である。

(ｱ) １級○○士、技術士（○○部門）又はRCCM（○○部門）のいずれかの資格を有する。

【必要とする資格部門及び実務経験を記載することとし､仕様書と同様とする。】

(ｲ) 平成○年４月１日から入札公告日まで【当該年度及び前年度から過去10年間を記載する。】に完了又は引渡しが完了した業務のうち、次に示す同種又は類似業務においての経験を有する。

・同種業務：○○○○○○○○○○業務

・類似業務：○○○○○○○○○○業務

なお、当該経験が平成16年４月１日以降に契約した防衛省発注機関（旧防衛施設局等を含む。）の業務に係るものにあっては、評定点が65点未満のものを除く。

(ｳ) 平成○年○月○日【入札公告日を記載する。】現在の手持ち業務量（本業務を含まず、特定後未契約のものを含む。）が○億円未満かつ○件未満である。

なお、平成○年○月○日【入札公告日を記載する。】現在の手持ち業務に○○○○【当該発注機関を記載する。】と契約した業務で予決令第85条の規定に基づいて作成された基準（以下「調査基準価格」という。）を下回る価格で落札した業務がある場合は、手持ち業務量が○億円未満かつ○件未満である者とする。

手持ち業務とは、管理技術者又は担当技術者となっている契約金額500万円以上の業務をいう。【業務内容に応じて記載する。】

(ｴ) 入札公告日の時点で申請者と直接的な雇用関係がある。

イ　配置予定担当技術者

【必要に応じて仕様書に記載されている実務経験及び資格等の必要条件並びに配置予定管理技術者との兼務は認めない旨を記載する。】

(10) ○○防衛局【当該契約担当官が所在地を管轄する地方防衛局等名を記載する。】の管轄区域【管轄区域の一部都府県に限定する場合は、「○○県及び○○県」と記載する。】内に、一般競争（指名競争）参加資格審査申請書の「営業所一覧表」に記載している本店又は支店等営業所が所在すること。【必要とする場合のみ記載する。】

(11)都道府県警察から暴力団関係業者として防衛省が発注する工事等から排除するよう要請があり、当該状態が継続している有資格者でない。

(12)中立・公平性に関する要件【発注者支援業務を発注する場合に記載する。】

ア　参加表明書を提出する者は、○○○○【発注機関を記載する。】における平成○・○年度の建設工事に係る一般競争（指名競争）参加資格の認定を受けていな

い。【業務内容に応じて記載する。】

(13)守秘性に関する要件【発注者支援業務を発注する場合に記載する。】

ア　守秘義務の遵守及び違反した場合の規定が社則などに明記されている。

イ　守秘義務の導守に関する講習会・研修会を定期的に実施している。【業務内容に応じて記載する。】

５　総合評価に関する事項

(1) 評価項目

本業務の総合評価は、次のアからオまでと価格を総合的に評価して落札者を決定するものとする。

ア　企業の実績及び能力

イ　配置予定管理技術者の経験及び能力

ウ　配置予定担当技術者の経験【必要に応じて記載する。】

エ　業務の実施方針・実施フロー・工程計画・その他

オ　評価テーマに対する技術提案

(2) 総合評価の方法

ア　評価値の算出方法

価格と価格以外の要素がもたらす総合評価は、「価格評価点」と「技術評価点」の合計を評価値（以下「評価値」という。）として付与する。

イ　価格評価点の算出方法

価格評価点の満点は〇〇点とし、算出方法は以下のとおりとする。

価格評価点＝〇〇点×（１－入札価格／予定価格）

【標準型（１：３）は「20」、標準型（１：２）は「30」と記載する。】

ウ　技術評価点の算出方法

技術提案書の内容に応じて、次に示す評価項目ごとに評価を行い、技術評価点を付与する。

配置予定技術者についてはヒアリングを行う。【ヒアリングを実施しない場合は、記載しない。】

(ｱ) 企業の実績及び能力

(ｲ) 配置予定管理技術者の経験及び能力

(ｳ) 配置予定担当技術者の経験【必要に応じて記載する。】

(ｴ) 業務の実施方針・実施フロー・工程計画・その他

(ｵ) 評価テーマに対する技術提案

技術評価点の満点は60点とし、算出方法は以下のとおりとする。

技術評価点＝60点×（技術評価の得点合計／技術評価の配点合計）

技術評価の得点合計＝（(ｱ)に係る評価点）＋（(ｲ)に係る評価点）＋（(ｳ)に係る評価点【必要に応じて記載する。】）＋（技術提案評価点）

技術提案評価点＝（(ｴ)に係る評価点）＋（(ｵ)に係る評価点）

(3) 落札者の決定方法

ア　入札参加者は、価格及び(1)アからオまでをもって入札を行い、入札価格が予決令第79条の規定に基づいて作成された予定価格（以下「予定価格」という。）の制限の範囲内であるもののうち、(2)によって得られた評価値の最も高い者を落札者とする。

ただし、落札者となるべき者の入札価格によっては、その者により当該契約の内容に適合した履行がなれないおそれがあると認められるとき又はその者と契約を締結することが公正な取引の秩序を乱すこととなるおそれがあって、著しく不適当であると認められるときは、予定価格の制限の範囲内で発注者の定める最低

限の要求要件を全て満たして入札した他の者のうち、評価値が最も高い者を落札者とすることがある。

イ　上記の場合において、評価値の最も高い者が二者以上あるときは、くじへ移行する。くじの実施方法等については、発注者から指示をする。

(4) 技術評価点を算出するための基準

別表第１の評価基準による。

なお、評価項目「業務の実施方針・実施フロー・工程計画・その他」及び「評価テーマに対する技術提案」は、ヒアリングを実施する場合は、ヒアリング内容を含めて評価する。

(5) 実施上の留意点

受注者より提出された「業務の実施方針・実施フロー・工程計画・その他」及び「評価テーマに対する技術提案」については、業務完了後において履行状況の検査を行う。

受注者の責により提案内容を満足する業務が行われない場合は、ペナルティとして、評定点を減ずることとし、最大10点の減点とする。

なお、受注者の責によらない場合とは、災害又はその他特別な事情がある場合等のことをいい、発注者と受注者の協議により決定する。

６　担当部局

〒○○○－○○○○　○○県○○市○○町○－○
○○○○【当該発注機関、部署名を記載する。】
TEL　○○－○○○○－○○○○（内線○○○○）
FAX　○○－○○○○－○○○○

７　競争参加資格の確認等

(1) 本競争の参加希望者は、上記４に掲げる競争参加資格を有することを証明するため、次に従い、申請書、技術資料及び技術提案書（以下「申請書等」という。）を提出し、契約担当官等から競争参加資格の有無について確認を受けなければならない。また、上記４(2)の格付を受けていない者も次に従い申請書等を提出することができる。この場合において、上記４(1)及び(4)から(11)までに掲げる事項を満たし、(7)に該当しないときは、開札の時点において上記４(2)及び(3)に掲げる事項を満たしていることを条件として競争参加資格があることを確認するものとする。

当該確認を受けた者が競争に参加するためには、開札の時点において上記４(2)及び(3)に掲げる事項を満たしていなければならない。

なお、期限までに申請書等を提出しない者及び競争参加資格がないと認められた者は、本競争に参加することができない。

申請書等の提出は、次に示すとおりとする。

ア　電子入札システムによる場合

(ｱ) 提出期間　平成○年○月○日から平成○年○月○日まで（行政機関の休日に関する法律（昭和63年法律第91号）第１条第１項に規定する行政機関の休日（以下「行政機関の休日」という。）を除く。）の毎日、午前８時から午後10時（金曜日は午後６時）まで。ただし、最終日は午後○時まで。

(ｲ) その他　申請書等が３MBを超える場合、技術資料及び技術提案書は、上記６に持参又は郵送（書留郵便に限る。）若しくは託送（書留郵便と同等のものに限る。）（以下「郵送等」という。）で提出することとし、電子入札システムとの分割は認めない。また、持参又は郵送等する場合は、次の内容を記載した書面を電子入札システムにより申請書とともに送信する。

・持参又は郵送等する旨の表示
・持参又は郵送等する書類の目録

・持参又は郵送等する書類のページ数
・持参又は発送年月日

(ｳ) ファイル形式　電子入札システムによる提出資料のファイル形式については、次のいずれかの形式にて作成する。

・一太郎　　Ver　〇〇形式以下
・Microsoft Word　〇〇形式以下
・Microsoft Excel 〇〇形式以下
・その他のｱﾌﾟﾘｹｰｼｮﾝ PDFファイル　Acrobat 〇〇形式以下
画像ファイル JPEG及びGIF形式
圧縮ファイル LZH又はZIP形式

(ｴ) プリントアウト時に規定の枚数内となるように設定する。
なお、送信された資料のプリントアウトは白黒印刷で行う。

イ　紙入札方式による場合

(ｱ) 提出期間　平成〇年〇月〇日から平成〇年〇月〇日まで（行政機関の休日を除く。）の毎日、午前〇時から午後〇時まで（正午から午後１時までの間を除く。)。ただし、最終日は午後〇時まで。

(ｲ) 提出場所　上記６に同じ。

(ｳ) 提出方法　持参又は郵送等による。

(2) 申請書は、別紙様式第２により作成する。

(3) 上記４(6)の実績及び(9)の経験の確認を行うに当たり、平成６年４月15日マラケシュで作成された政府調達に関する協定（以下「ＷＴＯ政府調達協定」という。）を適用している国及び地域並びに我が国に対して建設市場が開放的であると認められる国及び地域以外の国又は地域に主たる営業所を有する建設コンサルタント等にあっては、我が国における同種又は類似業務の実績及び経験をもって行うものとする。【ＷＴＯ政府調達協定に準じる業務の場合、記載する。】

(4) 技術資料及び技術提案書は、次に従い作成する。
なお、アの実績並びにエ及びカの経験ついては、平成〇年度以降に、業務が完了又は引渡しが完了しているものに限り記載することとし、記載する業務が平成16年４月１日以降に契約した防衛省発注機関（旧防衛施設局等を含む。）の業務の場合は、当該業務に係る業務成績評定通知書の写しを添付する。

ア　同種又は類似業務の実績
上記４(6)に掲げる資格があることを判断できる同種又は類似業務の実績を１件記載する。
記載する業務は、平成〇年４月１日から公告日まで【当該年度及び前年度から過去10年間を記載する。】に完了又は引渡しが完了した業務とする。
【地域業務実績の評価を設定する場合は、「また、〇〇県内の平成〇年４月１日から公告日まで【当該年度及び前年度から過去10年間を記載する。】に完了又は引渡しが完了した同種又は類似業務実績がある場合は１件記載する。」を追記する。】
記載様式は別紙様式第３とし、図面、写真等を引用する場合も含め、Ａ４版１枚に記載する。

イ　建築士法（昭和25年法律第202号）による事務所登録等
〇級建築士事務所の登録状況のわかる証明書等の写しを添付する。
【設定する参加資格に合わせて必要な登録を記載する。】

ウ　企業の業務成績
土木関係建設コンサルタント業務の場合
防衛省発注機関（旧装備施設本部を含む。）が発注した業務のうち、本業務に

おける一般競争（指名競争）参加資格の業種区分において、平成○年度及び平成○年度【当該年度を含まない直近の過去２年間を記載する。】に元請けとして完了又は引渡しが完了した業務すべての評定点を記載する。

記載様式は別紙様式第４とする。

記載した業務ごとに業務内容のわかる資料及び業務成績評定通知書の写しを添付する。

建築関係建設コンサルタント業務の場合

防衛省発注機関（旧装備施設本部を含む。）が発注した業務及び下記ソの「業務成績の相互利用機関と適用対象業務」に示す各発注機関ごとの「相互利用の適用対象」の業務のうち、本業務における一般競争（指名競争）参加資格の業種区分において、平成○年度及び平成○年度【当該年度を含まない直近の過去２年間を記載する。】に元請けとして完了又は引渡しが完了した業務すべての業務評定点(総合点）を記載する。

記載様式は別紙様式第４とする。ただし、別紙様式第４の記載内容を網羅していることで、公共建築設計者情報システム（PUBDIS）を出力したものに代えることができる。

【地方防衛局等においては、以下のとおり記載する。】

なお、記載内容については、地方防衛局等において、PUBDISにより確認する。

【地方防衛局等以外においては、以下のとおり記載する。】

記載した業務ごとに業務内容及び評定点のわかる資料を添付する（PUBDISの写しを添付する。PUBDIS登録のない場合は、契約書の写し、業務内容のわかる資料及び業務成績評定通知書の写しを添付する。)。

エ　企業の優秀業務顕彰等の実績

本業務における一般競争（指名競争）参加資格の業種区分において、平成○年４月１日から公告日まで【当該年度及び前年度から過去２年間を記載する。】の大臣官房施設監の顕彰、地方防衛局長の感謝状の贈与又は地方防衛局調達部長若しくは地方防衛支局長の顕彰の実績を記載する。

（複数の実績がある場合は、すべて記載する。）

記載様式は別紙様式第５とし、顕彰状等の写しを添付する。

業務内容がわかる資料を添付する。

オ　配置予定管理技術者の経歴等

保有する資格について記載し、資格証の写しを提出する。

手持ち業務は、平成○年○月○日【公告日を記載する。】現在、防衛省以外の発注者（国内外問わず）のものも含めすべて記載する。

手持ち業務とは、管理技術者又は担当技術者となっている契約金額500万円以上の業務をいう。

プロポーザル方式による本業務以外の業務で配置予定技術者として特定された未契約業務がある場合は、手持ち業務の記載対象とし、業務の名称の後に「特定済」と明記するものとする。【業務内容に応じて記載する。】

記載様式は、別紙様式第６とする。

なお、配置予定技術者として複数の候補技術者の資格等を記載することもできる。ただし、審査及び評価は、評価点の合計が最も低い者とする。また、同一の技術者を重複して複数業務の配置予定技術者とすることはできるが、他の業務を落札した又は特定されたことにより、配置予定技術者を配置することができなくなったときは、入札への参加はできないものとし、申請書を提出した者は、直ちに当該申請書の取下げを行う。また、電子入札システムにより入札金額を送信した後、辞退を行う場合は、電話及び電送（押印済みの入札辞退届）で入札の辞退

を申込むと共に、速やかに書面により入札辞退届を提出する。他の業務を落札した又は特定されたことにより、配置予定技術者を配置することができないにもかかわらず入札した場合においては、不正又は不誠実な行為として、指名停止措置要領に基づく指名停止を行うことがある。

入札後、落札者決定までの期間（予決令第86条の調査（以下「低入札価格調査」という。）期間を含む。）において、他の業務を落札した又は特定されたことにより、配置予定技術者を配置することができなくなった場合は、直ちにその旨の申し出を行う。

この場合において、事実が認められた場合には、当該入札を無効とする。

落札後、配置予定技術者が配置できないことが明らかになった場合は、不正又は不誠実な行為として、指名停止措置要領に基づく指名停止を行うことがある。

カ　配置予定管理技術者の同種又は類似業務の経験

上記４(9)に掲げる資格があることを判断できる同種又は類似業務の経験を１件記載する。

記載する業務は、平成○年４月１日から公告日まで【当該年度及び前年度から過去10年間を記載する。】に完了又は引渡しが完了した業務とする。

【地域業務経験の評価を設定する場合は、「また、○○県内の平成○年４月１日から公告日まで【当該年度及び前年度から過去10年間を記載する。】に完了又は引渡しが完了した同種又は類似業務経験がある場合は１件記載する。」を追記する。】（原則として、着手時から完了時まで従事している業務とする。）

入札参加希望者以外が受注した業務経験を記載する場合は、当該業務を受注した企業名等を記載する。

記載様式は別紙様式第７とし、図面、写真等を引用する場合を含め、Ａ４版１枚に記載する。

キ　配置予定管理技術者の業務成績

土木関係建設コンサルタント業務の場合

防衛省発注機関（旧装備施設本部）が発注した業務のうち、管理技術者として従事し、平成○年度及び平成○年度【当該年度を含まない直近の過去２年間を記載する。】に完了又は引渡しが完了した業務すべての評定点について記載する。

記載様式は別紙様式第８とする。

記載した業務ごとに管理技術者として従事したことがわかる資料及び業務成績評定通知書の写しを添付する。

建築関係建設コンサルタント業務の場合

防衛省発注機関（旧装備施設本部を含む。）が発注した業務及び下記スの「業務成績の相互利用機関と適用対象業務」に示す各発注機関ごとの「相互利用の適用対象」の業務のうち、管理技術者として従事し、平成○年度及び平成○年度【当該年度を含まない直近の過去２年間】に完了又は引渡しが完了した業務すべての業務評定点（総合点）について記載する。

記載様式は別紙様式第８とする。ただし、別紙様式第８の記載内容を網羅していることで、PUBDISを出力したものに代えることができる。

【地方防衛局等においては、以下のとおり記載する。】

なお、記載内容については、地方防衛局等において、PUBDISにより確認する。

【地方防衛局等以外においては、以下のとおり記載する。】

記載した業務ごとに業務内容及び評定点のわかる資料を添付する（PUBDISの写しを添付する。PUBDIS登録のない場合は、契約書の写し、業務内容のわかる資料及び業務成績評定通知書の写しを添付する。）。

ク　優秀業務技術者顕彰等の実績

平成○年４月１日から公告日まで【当該年度及び前年度から過去２年間を記載する。】の大臣官房施設監の顕彰、地方防衛局長の感謝状の贈与又は地方防衛局調達部長若しくは地方防衛支局長の顕彰の実績を記載する。

優秀業務技術者顕彰等及び管理技術者として従事した優秀業務顕彰等を対象とする。

複数の実績がある場合は、すべて記載する。

記載様式は別紙様式第９とし、顕彰状等の写しを添付する。

管理技術者として従事した優秀業務顕彰等の場合は、管理技術者として従事したことがわかる資料を添付する（原則として、着手時から完了時まで従事している業務とする。）。

ケ　業務実施体制

下記事項に留意の上、業務の分担について記載する。共同体により業務を実施する場合は、備考欄に共同体の構成員である旨を記載すると共に、企業名等を記述する。また、代表者はその旨を記載する。

(ｱ) 共同体は、各構成員が優れた技術を有する分野を分担するものとし、必要以上に細分化しない。

(ｲ) 各構成員は実施する分担業務に応じて、１名以上の担当技術者を配置する。

(ｳ) 一の分担業務を複数の構成員が共同して実施することは認められない。

他の建設コンサルタント等に当該業務の一部を再委託する場合又は学識経験者等の技術協力を受けて業務を実施する場合は、備考欄に再委託先又は協力先、その理由（企業の技術的特徴等）を記載するものとする。ただし、業務の主たる部分を再委託してはならない。

(ｴ) 配置予定技術者を記載する。担当技術者は、実施する各担当業務ごとに代表技術者を１名ずつ、最大○名まで記載する。

(ｵ) 申請書の提出者以外の企業に所属する者を担当技術者とする場合には、企業名等も記載する。

記載様式は、別紙様式第10とする。

コ　配置予定担当技術者の同種又は類似業務の経験【必要に応じて記載する。】

配置予定担当技術者が過去に従事した「同種又は類似業務」の経験を１件記載する。

記載する業務は、平成○年４月１日から公告日まで【当該年度及び前年度から過去10年間を記載する。】に完了又は引渡しが完了した業務とする。

【地域業務経験の評価を設定する場合は、「また、○○県内の平成○年４月１日から公告日まで【当該年度及び前年度から過去10年間を記載する。】に完了又は引渡しが完了した同種又は類似業務経験がある場合は１件記載する。」を追記する。】（原則として、着手時から完了時まで従事している業務とする。）

入札参加希望者以外が受注した業務経験を記載する場合は、当該業務を受注した企業名等を記載する。

記載様式は別紙様式第14とし、図面、写真等を引用する場合を含め、Ａ４版１枚に記載する。

【必要に応じて記載する。】

サ　技術提案書

入札参加希望者は、技術提案書を提出するものとする。

記載様式は別紙様式第11とし、次の(ｱ)及び(ｲ)に示す内容とする。

(ｱ) 業務の実施方針・実施フロー・工程計画・その他

業務の実施方針・実施フロー・工程計画・その他を別紙様式第12に記載する。

提出枚数は、Ａ４版１枚とする。

(ｲ) 評価テーマに対する技術提案

上記３(2)に示した、評価テーマに対する取り組み方法を記載する。

記載に当たっては、概念図、出典を明示した図表、既往成果、現地写真を用いることはできるが、本件のために作成したＣＧ及び詳細図面等を用いることは認めない。

記載様式は別紙様式13とし、１テーマにつきＡ４版１枚以内に記載する。

シ　中立性・公平性【発注者支援業務を発注する場合に記載する。】

以下のことを証明できる旨を記載する。

参加表明書を提出する者は、○○○○【発注機関を記載する。】における平成○・○年度の建設工事に係る一般競争（指名競争）参加資格の認定を受けていない。

記載様式は、別紙様式第15とする。

【業務内容に応じて記載する。】

ス　守秘性【発注者支援業務を発注する場合に記載する。】

以下のことを証明できる資料を添付する。

(ｱ) 守秘義務の遵守及び違反した場合の規定が社則などに明記されている。

(ｲ) 守秘義務の遵守に関する講習会・研修会を定期的に実施している。

記載様式は、別紙様式第16とする。【業務内容に応じて記載する。】

セ　契約書の写し等

同種又は類似業務の実績及び経験並びに業務成績として記載した業務に係る契約書の写し及び当該業務を証明する資料を提出する。ただし、当該業務が、財団法人日本建設情報総合センターの「測量調査設計業務実績情報サービス（TECRIS/テクリス）」又は一般社団法人公共建築協会「公共建築設計者情報システム（PUBDIS）」に登録されている場合はその写しを添付するものとし、契約書の写し等を提出する必要はない。

ソ　業務成績の相互利用機関と適用対象業務

防衛省が発注した業務及び下記発注機関ごとの「相互利用の適用対象」業務の業務成績を企業評価の判断基準とする。

【建築関係建設コンサルタント業務の場合に記載する。】

中央官庁営繕担当課長連絡調整会議幹事会構成員

発注機関または業務発注担当部局等		相互利用の適用対象
○○省	・○○部○○課 ・○○局	平成○年○月○日以降に契約を締結した建築関係の業務（設計、設計意図伝達、診断）の成績
○○省	・○○部○○課 ・○○局	平成○年○月○日以降に契約履行が完了した建築関係の業務（設計、設計意図伝達、診断）の成績

全国営繕主管課長会議構成員

発注機関または業務発注担当部局等		相互利用の適用対象
地方公共団体	・○○県○○部○○課	平成○年○月○日以降に契約を締結した建築関係の業務（設計、設計意図伝達、診断）の成績

(5) 競争参加資格の確認は、申請書等の提出期限をもって行うものとし、その結果は電子入札システムにより、また、紙入札方式による場合は、申請時に提出された返

信用封筒により、平成○年○月○日までに通知する。

(6) 競争参加資格を与えない要件

技術提案書の記載内容が次の事項のいずれかに該当し、業務が適切に履行できないと判断される場合は、競争参加資格を与えない。

ア　技術提案書の提出がない場合

イ　内容がほとんど記載されていない場合

ウ　提案内容が判断できない場合

(7) その他

ア　申請書等の作成及び提出に係る費用は、申請者の負担とする。

イ　契約担当官等は、提出された申請書等を競争参加資格の確認及び総合評価の審査・評価並びに入札・契約に関する統計的分析以外に申請者に無断で使用しない。

ウ　提出された申請書等は、返却しない。

エ　提出期限以降における申請書等の差し替え及び再提出は認めない。

オ　申請書等に関する問い合わせ先　上記６に同じ。

８　競争参加資格がないと認めた者に対する理由の説明

(1) 競争参加資格がないと認められた者は、契約担当官等に対して競争参加資格がないと認めた理由について、次に従い説明を求めることができる。

ア　提出方法　電子入札システムにより、また、紙入札方式による場合は書面（様式は自由とする。）を上記６に持参するものとし、郵送等によるものは受け付けない。

イ　提出期間

(ｱ) 電子入札システムによる場合

上記７(5)の通知の日から平成○年○月○日まで（行政機関の休日を除く。）の毎日、午前８時から午後10時（金曜日は午後６時）まで。ただし、最終日は午後○時まで。

(ｲ) 紙入札方式による場合

上記７(5)の通知の日から平成○年○月○日まで（行政機関の休日を除く。）の毎日、午前○時から午後○時まで（正午から午後１時までの間を除く。）。ただし、最終日は午後○時まで。

(2) 契約担当官等は、(1)により説明を求められたときは、平成○年○月○日までに説明を求めた者に対し電子入札システムにより、また、紙入札方式による場合は、書面により回答する。

９　入札説明書に対する質問

(1) 入札説明書に質問がある者は、契約担当官等に対して次に従い質問することができる。

ア　提出方法　電子入札システムにより、また、紙入札方式による場合は書面（様式は自由とする。）を上記６に持参又は郵送等により提出する。

イ　提出期間

(ｱ) 電子入札システムによる場合

平成○年○月○日から平成○年○月○日まで（行政機関の休日を除く。）の毎日、午前８時から午後10時（金曜日は午後６時）まで。ただし、最終日は午後○時まで。

(ｲ) 紙入札方式による場合

平成○年○月○日から平成○年○月○日まで（行政機関の休日を除く。）の毎日、午前○時から午後○時まで（正午から午後１時までの間を除く。）。ただし、最終日は午後○時まで。

郵送等による場合は、平成○年○月○日午後○時必着。

(2) (1)の質問に対する回答書は、電子入札システムにより回答するので確認するものとする。また、紙入札方式による場合は、平成○年○月○日から平成○年○月○日まで（行政機関の休日を除く。）の毎日、午前○時から午後○時まで、上記６において閲覧に供する。

10　技術提案の審査

競争参加資格確認の通知を行った後に、入札参加者から提出された技術提案について審査を行うものとする。審査について、次のいずれかに該当する場合は、競争参加資格通知を受けて、入札した場合においても、当該入札を無効とする場合がある。

(1) 業務目的に反する記述や事実誤認等適切な業務執行が妨げられる内容となっている場合。

(2) 実施方針と評価テーマの技術提案に矛盾等があり、整合性が図られていない場合。

11　配置予定技術者のヒアリング

配置予定技術者についてはヒアリングを行わない。

【ヒアリングを実施する場合は、以下のとおり記載する。】

(1) 次のとおり配置予定の技術者に対してヒアリングを行うものとする。

ア　実施期間　平成○年○月○日から平成○年○月○日まで。

イ　実施場所　○○○○○○室

ウ　出席者　配置予定管理技術者（１名に限る。）

【管理技術者以外の出席を求める場合は、必要に応じて記載する。】

(2) ヒアリングの日時及び留意事項等は別途通知する。

(3) ヒアリング時の追加資料は受理しない。また、ヒアリングを拒否した場合は、本業務の競争参加を辞退したものとみなす場合がある。

(4) ヒアリング時の録音、撮影は認めない。

(5) ヒアリングについて、次のいずれかに該当する場合は、競争参加資格通知を受けて、入札した場合においても、当該入札を無効とする場合がある。

ア　技術者自身の業務実績について、説明できない等自ら主体的に携わったことが認められない場合。

イ　本業務の目的、内容又は技術提案の内容を理解していない場合。

ウ　質問に対する回答が全くない若しくは回答が著しく不適切である場合。

12　入札方法等

(1) 入札書の提出方法等

ア　電子入札システムによる場合

提出期間　平成○年○月○日から平成○年○月○日まで（行政機関の休日を除く。）の毎日、午前８時から午後10時（金曜日は午後６時）まで。ただし、最終日は午後○時までとする。

イ　紙入札方式による場合

(ｱ) 提出期間　平成○年○月○日午前○時から午後○時まで。ただし、正午から午後１時までの間を除く。

(ｲ) 提出場所　上記６に同じ。

(ｳ) 提出方法　入札書及び業務費内訳明細書を各々封筒に入れて封かんし、入札書を入れた封筒の表に「入札書在中」と朱書きする。さらにこれらを１つの別の封筒に入れて封かんし、封筒の表に入札件名、開札日時及び商号又は名称を記載の上、持参により提出する。また、一般競争参加資格確認通知書又はその写を提示する。

(2) 落札決定に当たっては、入札書に記載された金額に当該金額の100分の○【消費税及び地方消費税とを合わせた税率を記載する。】に相当する額を加算した金額（当該金額に１円未満の端数があるときは、その端数金額を切り捨てた金額）をもって落札価格とするので、入札参加者は、消費税及び地方消費税に係る課税事業者であるか免税事業者であるかを問わず、見積った契約希望金額の○○○分【100+消費税及び地方消費税とを合わせた税率を記載する。】の100に相当する金額を入札書に記載する。

(3) 入札回数は、原則として２回を限度とする。ただし、２回目の入札において落札者がいない場合は、３回目の入札を執行する場合もある。また、予決令第９９条の２の規定による随意契約（以下「不落随契」という。）は、特別な場合を除き適用しない。なお、不落随契を行う場合、不落随契へ移行する前の入札結果をもって評価値の算定を行い、評価値が最も高い者に見積依頼を行うものとする。

13　入札保証金及び契約保証金

(1) 入札保証金　免除

(2) 契約保証金　納付（保管金の取扱店　○○銀行○○支店）。ただし、利付国債の提供（取扱官庁　○○○○）又は金融機関若しくは保証事業会社の保証（取扱官庁　○○○○）をもって契約保証金の納付に代えることができる。また、公共工事履行保証証券による保証を付し又は履行保証保険契約の締結を行った場合は、契約保証金を免除する。【契約保証金を免除する場合は、その旨記載する。】

14　業務費内訳明細書

(1) 第１回の入札に際し、第１回の入札書に記載される入札金額に対応した業務費内訳明細書を提出しなければならない。

(2) 業務費内訳明細書には、必ず表紙を付けるものとし、表紙には商号又は名称、住所及び代表者氏名（紙入札方式による場合は、必ず押印する。）並びに発注者名及び業務の名称を記載し、表紙以外には商号又は名称、住所及び代表者氏名を記載しない。

(3) 業務費内訳明細書の提出方法等

ア　電子入札システムによる場合

(ｱ) 提出期間　上記12(1)アに同じ。

(ｲ) その他　業務費内訳明細書が３MBを超える場合には、上記６に持参又は郵送等により提出し、電子入札システムとの分割は認めない。また、この場合は、次の内容を記載した書面を電子入札システムにより入札書とともに送信する。

・持参又は郵送等する旨の表示
・持参又は郵送等する書類の目録
・持参又は郵送等する書類のページ数
・持参又は発送年月日

(ｳ) ファイル形式　PDF（Acrobat○○形式以下）等、一般的なフォーマット

イ　紙入札方式による場合

(ｱ) 提出期間　上記12(1)イに同じ。

(ｲ) 提出方法　上記12(1)イを参照

(ｳ) 提出場所　上記６に同じ。

(4) 提出された業務費内訳明細書は返却しないものとする。

(5) 業務費内訳明細書を提出しない者は、入札に参加することができない。

(6) 業務費内訳明細書の確認の結果、別表第２の各項に該当する場合は、入札心得書に規定する「その他入札に関する条件に違反した入札」として、当該入札参加者の入札を無効とする場合がある。

(7) 提出された業務費内訳明細書について説明を求める場合がある。

(8) 業務費内訳明細書について、必要に応じ公正取引委員会へ提出する場合がある。この場合、指名停止措置要領に基づき、指名停止を行うことがある。

(9) 業務費内訳明細書は、参考図書として提出を求めるものであり、契約上の権利義務を生じるものではない。

15　開札

(1) 開札の日時及び場所

ア　日時　平成○年○月○日午前○時○分

イ　場所　○○○○○○室

(2) 開札は、(1)に掲げる日時及び場所において、入札参加者又はその代理人を立ち会わせて行う。ただし、入札参加者又はその代理人が立ち会わない場合は、入札事務に関係のない職員を立ち会わせて行う。

(3) 紙入札方式による入札参加者は、開札に立ち会わない場合でも、その者から提出された入札書は有効なものとして取扱う。

(4) (3)の場合において、再度の入札を行うこととなったときは、持参による入札参加者は再度の入札を辞退したものとして取扱うものとするが、郵送等による入札参加者に対しては、再度の入札への参加の意思の有無を電話により確認するものとする。

(5) 第１回目の入札において落札者が決定しなかった場合は、再度入札に移行する。再度入札の日時については、発注者から再度入札通知書を送信するので、パソコンの前でしばらく待機するものとする。開札処理に時間を要する場合は、発注者から開札状況を電子入札システムにより連絡する。

16　入札の無効

(1) 次に掲げる入札は無効とする。

ア　本公告において示した競争参加資格のない者のした入札

イ　申請書等に虚偽の記載をした者の入札

ウ　現場説明書及び入札心得書において示した条件等入札に関する条件に違反した入札

なお、契約担当官等により競争参加資格のある旨確認された者であっても、落札決定の時点において上記４に掲げる資格のないものは競争参加資格のない者に該当する。

(2) 次に掲げる入札は無効とする場合がある。

上記10又は上記11(5)に該当する者のした入札

(3) (1)アからウまでに該当する者が落札者であった場合は、落札決定を取消すものとし、(2)により無効とした場合は、開札後に無効にした旨の通知を行う。

17　落札者の決定方法

(1) 落札者は上記５に定めるところに従い、評価値の最も高い者とする。

ただし、落札者となるべき者の入札価格によっては、その者により当該契約の内容に適合した履行がされないおそれがあると認められるとき又はその者と契約を締結することが公正な取引の秩序を乱すこととなるおそれがあって著しく不適当であると認められるときは、予定価格の制限の範囲内で、発注者の定める最低限の要求要件をすべて満たして入札した他の者のうち、評価値が最も高い者を落札者とすることがある。

(2) (1)の場合において、落札者となるべき同評価値の者が二者以上あるときは、くじへ移行する。くじの実施方法等については、発注者から指示をする。

(3) 落札者となるべき者の入札価格が調査基準価格を下回る場合は、低入札価格調査を行うので、落札者となるべき者は、調査に協力しなければならない。

18　手続における交渉の有無　無

19　契約書作成の要否等
別冊契約書案により、契約書を作成するものとする。

20　非落札理由の説明
(1) 非落札者のうち、落札者の決定結果に対して不服がある者は、落札者決定の通知を行った日の翌日から起算して５日（行政機関の休日を除く。）以内に電子入札システムにより、契約担当官等に対して非落札理由についての説明を求めることができる。ただし、紙入札方式による場合は書面（様式は自由とする。）を持参するものとし、郵送等によるものは受け付けない。
(2) (1)の非落札理由について説明を求められたときは、説明を求めることができる最終日の翌日から起算して５日（行政機関の休日を除く。）以内に電子入札システムにより、また、紙入札方式により提出された者に対しては、書面により回答する。

21　苦情申立て
【ＷＴＯ政府調達協定に準じる業務の場合は以下のとおり記載する。】
本手続における競争参加資格の確認その他の手続に関し、「政府調達に関する苦情の処理手続（平成７年12月14日付け政府調達苦情処理推進会議決定)」により、政府調達苦情検討委員会（連絡先：内閣府政府調達苦情処理対策室（政府調達苦情検討委員会事務局、電話03-3581-9044（直通））に対して苦情を申し立てることができる。

【ＷＴＯ政府調達協定に準じる業務以外の場合は以下のとおり記載する。】
契約担当官等からの上記８(2)の競争参加資格がないと認めた理由の説明又は上記20の非落札理由の説明に不服がある者は、それぞれの回答を受けた日の翌日から起算して７日（行政機関の休日を除く。）以内に、書面により、契約担当官等に対して苦情の申立てを行うことができる。当該苦情申立てについては、入札監視委員会が審議を行う。
なお、提出場所及び苦情申立てに関する手続等を示した書類等の入手先は、上記６に同じ。

22　関連情報を入手するための照会窓口　上記６に同じ。

23　評価内容の担保
総合評価において評価した技術等については、すべて契約書にその内容を記載することとし、その履行を確保するものとする（以下、記載例のとおりとする。)。

※記載例(契約書)
（附　則）
受注者は、以下の条件を厳守しなくてはならない。
条件《技術提案》
１　○○○○に係る提案
２　△△△△に係る提案
以上の項目について、申請書等提出時に提案した内容が認められたことから、その履行を担保するものとする。
なお、評価した提案の性能などが、業務の検査においてすべて確認できない場合は、当該業務のうち評価した技術の履行に関する部分は、業務完了後においても引き続き履行する義務を有するものとする。

24　その他
(1) 入札・契約の手続において使用する言語及び通貨は、日本語及び日本国通貨に限る。
(2) 入札参加者は、入札心得書及び契約書案を熟読し、入札心得書を遵守する。

(3) 申請書等に虚偽の記載をした場合は、指名停止措置要領に基づく指名停止を行うことがある。
(4) 本業務を受注したコンサルタント及び本業務を受注したコンサルタントと資本、人事面等において関連があると認められた製造業者又は建設業者は、本業務に係る工事の入札に参加し又は当該工事を請け負うことができない。
(5) 申請書等に記載した配置予定技術者は、病休、死亡、退職等の極めて特別な場合でやむを得ないとして、承認された場合のほかは、変更を認めない。病休等特別な理由によりやむを得ず配置予定技術者を変更する場合は、上記４(9)に掲げる基準を満たし、かつ、当初の配置予定技術者と同等以上と認められる者を配置しなければならない。
(6) 入札後、契約を締結するまでの間に、都道府県警察から暴力団関係業者として防衛省が発注する工事等から排除するよう要請があり、当該状態が継続している有資格者とは契約を行わない。
(7) 電子入札システムは、行政機関の休日を除く毎日、午前８時から午後10時（金曜日は午後６時）まで稼働している。また、稼働時間内でシステムをやむを得ず停止する場合は、防衛施設建設工事電子入札ヘルプデスクセンターホームページの「緊急連絡情報」で公開する。
防衛施設建設工事電子入札ヘルプデスクセンターホームページアドレス
http://acc.mod-eboc.go.jp/WDESK/index.html
(8) システム操作上の手引き書としては、防衛施設建設工事電子入札システムセンターホームページ「操作マニュアル」を参考とする。
(9) 障害発生時及び電子入札システム操作等の問い合わせ先は次のとおりとする。
ア　システム操作・接続確認等の問い合わせ先
防衛施設建設工事電子入札ヘルプデスクセンター
TEL 03-5444-5890（受付は行政機関の休日を除く毎日、９時から17時まで）
FAX 03-5444-5892（24時間受付。ただし、回答は行政機関の休日を除く毎日、９時から17時まで）
メールアドレス　help@mod-eboc.go.jp（24時間受付。ただし、回答は行政機関の休日を除く毎日、９時から17時まで）
イ　ICカードの不具合等発生時の問い合わせ先
取得した各認証局
ウ　申請書類、応札等の締め切り時間が切迫しているなど緊急を要する場合は、上記６へ電話により連絡する。
(10)入札参加希望者が電子入札システムで書類を送信した場合には、受付時又は受付期限後に通知書及び受付票を送信者に発行するので、必ず確認を行うものとする。
(11)　中立性・公平性【発注者支援業務を発注する場合に記載する。】
ア　本業務の履行期間中に工期のある当該業務の対象工事に参加している者は、本業務に参加することはできない。
イ 本業務を受注した者は、本業務の履行期間中は○○○○【発注機関を記載する。】における建設工事に係る一般競争（指名競争）参加資格の認定を受けてはならない。
ウ 本業務を受注した者、本業務を受注した者と資本面・人事面で関係のある者並びに本業務の担当技術者の出向元又は派遣元及び出向元又は派遣元と資本面・人事面で関係のある者は、本業務の履行期間中は、○○発注工事【当該発注機関を記載する。】（下請けとしの工事参加も含む。）に参加しない。【業務内容に応じて記載する。】
(12)申請書等の作成及びヒアリングを実施する場合の費用は、提出者の負担とする。

別表第１

標準評価基準

【】は注意点を示しているので、本信には記載しない。
【対象業務毎ごとに必要項目について作成する。】

（企業評価）

評価項目	評価の着目点		判断基準	評価の配点（点）
企業の実績及び能力	業務実績	業務実績	元請けとして平成○年４月１日から公告日まで【当該年度及び前年度から過去10年間を記載する。】に、完了又は引渡しが完了した同種又は類似業務実績を下記の順位で評価する。 ①　同種業務の実績 ②　類似業務の実績	①　15 ②　8
		地域業務実績	元請けとして平成○年４月１日から公告日まで【当該年度及び前年度から過去10年間を記載する。】に、完了又は引渡しが完了した○○県内の同種又は類似業務の実績を下記の順位で評価する。 ①　○○県内の防衛省発注機関（旧防衛施設局等を含む。）の同種又は類似業務実績 ②　○○県内の防衛省発注機関（旧防衛施設局等を含む。）以外の同種又は類似業務実績 ③　実績なし 【必要に応じて記載する。県名は複数でも可とする。】 【ＷＴＯ政府調達協定対象業務の場合は、記載しない。】	①　5 ②　3 ③　0
	成績・表彰	業務成績	土木関係建設コンサルタント業務の場合 防衛省発注機関（旧装備施設本部を含む。）が発注した業務のうち、本業務における一般競争(指名競争）参加資格の業種区分において、元請けとして平成○年○月○日から平成○年○月○日【①４月～６月の公告を記載する場合：前年度の９月30日から過去２年間を記載する。②７月～３月の公告を記載する場合：前年度の３月31日から過去２年間を記載する。】に完了又は引渡しが完了した業務の評定点の平均を下記の順位で評価する。 ①　80点以上 ②　75点以上80点未満 ③　70点以上75点未満 ④　65点以上70点未満 ⑤　実績なし ⑥　65点未満 建築関係建設コンサルタント業務の場合 防衛省発注機関（旧装備施設本部を含む。）が発注した業務及び入札説明書７（４）スの「業務成績の相互利用機関と適用対象業務」に示す各発注機関ごとの「相互利用の適用対象」業務のうち、本業務における一般競争(指名競争）参加資格の業種区分において、元請けとして平成○年○月○日から平成○年○月○日【①４月～６月の公告を記載する場合：前年度の９月30日から過去２年間を記載する。②７月～３月の公告を記載する場合：前年度の３月31日から過去２年間を記載する。】に完了又は引渡しが完了した業務の評定点の平均を下記の順位で評価する。 ①　80点以上 ②　75点以上80点未満 ③　70点以上75点未満 ④　65点以上70点未満 ⑤　実績なし ⑥　65点未満 【ＷＴＯ政府調達協定対象業務の場合は、記載しない。】	①　30 ②　20 ③　15 ④　10 ⑤　0 ⑥　-10
		優秀業	本業務における一般競争(指名競争）参加資格の業種区分において、平成○年４月１日から公告日まで【当該年度及び前年度から過去２年間を記載する。】の大臣官房施設監の顕彰、地方防衛局長の感謝状の贈与又は地方防衛局調達部長若しくは地方防衛支	①　5 ②　4 ③　3

		務顕彰等	局長の顕彰の実績を下記の順位で評価する。 ①　大臣官房施設監の特別優秀業務顕彰の実績 ②　当該地方防衛局長の感謝状の贈与の実績 ③　当該地方防衛局調達部長又は当該地方防衛支局長の優秀業務顕彰の実績 ④　他地方防衛局長の感謝状の贈与の実績 ⑤　他地方防衛局調達部長又は他地方防衛支局長の優秀業務顕彰の実績 ⑥　実績なし （複数業務の実績があるときは、その合計点とするが、最大５点までとする。） 【ＷＴＯ政府調達協定対象業務の場合は、記載しない。】	④　２ ⑤　１ ⑥　０ （最大５）
	その他	事故及び不誠実な行為	過去６月間に○○地方防衛局等【当該契約担当官等の所在地を管轄する地方防衛局等を記載する。】での指名停止措置要領に基づく指名停止措置等を受けている場合は、評価を減ずる（過去６月とは申請書の提出期限の日の前日からさかのぼること６月以内に指名停止期間がある場合をいう。）。 ①　指名停止期間（累積）：６月以上 ②　指名停止期間（累積）：３月以上６月未満 ③　指名停止期間（累積）：３月未満 ④　文書注意 ⑤　口頭注意 【ＷＴＯ政府調達協定対象業務の場合は、記載しない。】	①　－５ ②　－４ ③　－３ ④　－２ ⑤　－１
		国との信頼関係を損なう行為	国との信頼関係を損なう行為が認められる場合は、評価を減ずる。 【ＷＴＯ政府調達協定対象業務の場合は、記載しない。】	－１
小　　計 【小計の最大点は、記載した項目に応じて記載する。】				最大 55

（予定管理技術者評価）

評価項目	評価の着目点		判断基準	評価の配点（点）
配置予定管理技術者の経験及び能力	業務経験	業務経験	平成○年４月１日から公告日まで【当該年度及び前年度から過去10年間を記載する。】に完了又は引渡しが完了した同種又は類似業務経験を下記の順位で評価する（原則として、着手時から完了時まで従事している業務とする。）。 ①　同種業務の経験 ②　類似業務の経験	①　10 ②　5
		地域業務経験	平成○年４月１日から公告日まで【当該年度及び前年度から過去10年間を記載する。】に完了又は引渡しが完了した○○県内の同種又は類似業務の経験を下記の順位で評価する（原則として、着手時から完了時まで従事している業務とする。）。 ①　○○県内の防衛省発注機関（旧防衛施設局等を含む。）の同種又は類似業務経験 ②　○○県内の防衛省発注機関（旧防衛施設局等を含む。）以外の同種又は類似業務経験 ③　経験なし 【必要に応じて記載する。県名は複数でも可とする。】 【ＷＴＯ政府調達協定対象業務の場合は、記載しない。】	①　5 ②　3 ③　0
	成績・表彰	業務成績	土木関係建設コンサルタント業務の場合 防衛省発注機関（旧装備施設本部を含む。）が発注した業務のうち、管理技術者として従事し、平成○年○月○日から平成○年○月○日【①４月～６月の公告を記載する場合：前年度の９月30日から過去２年間を記載する。②７月～３月の公告を記載する場合：前年度の３月31日から過去２年間を記載する。】に完了又は引渡しが完了した業務の評定点の平均を下記の順位で評価する。 ①　80点以上 ②　75点以上80点未満 ③　70点以上75点未満 ④　65点以上70点未満 ⑤　経験なし ⑥　65点未満 建築関係建設コンサルタント業務の場合 防衛省発注機関（旧装備施設本部を含む。）が発注した業務及び入札説明書７（４）スの「業務成績の相互利用機関と適用対象業務」に示す各発注機関ごとの「相互利用の適用対象」業務のうち、管理技術者として従事し、平成○年○月○日から平成○年○月○日【①４月～６月の公告を記載する場合：前年度の９月30日から過去２年間を記載する。②７月～３月の公告を記載する場合：前年度の３月31日から過去２年間を記載する。】に完了又は引渡しが完了した業務の評定点の平均を下記の順位で評価する。 ①　80点以上 ②　75点以上80点未満 ③　70点以上75点未満 ④　65点以上70点未満 ⑤　経験なし ⑥　65点未満 【ＷＴＯ政府調達協定対象業務の場合は、記載しない。】	①　30 ②　20 ③　15 ④　10 ⑤　0 ⑥　−10
		優秀業務技術者顕彰等	平成○年４月１日から公告日まで【当該年度及び前年度から過去２年間を記載する。】の大臣官房施設監の顕彰、地方防衛局長の感謝状の贈与又は地方防衛局調達部長若しくは地方防衛支局長の顕彰の実績を下記の順位で評価する（優秀業務技術者顕彰等及び管理技術者として従事した業務顕彰等を対象とする。）。 ①　大臣官房施設監の特別優秀業務技術者顕彰、当該地方防衛局長の感謝状の贈与又は当該地方防衛局調達部長若しくは当該地方防衛支局長の優秀業務技術者顕彰の実績 ②　他地方防衛局長の感謝状の贈与又は他地方防衛局調達部長若しくは他地方防衛支局長の優秀業務技術者顕彰の実績 ③　管理技術者として従事した、大臣官房施設監の特別優秀業務顕彰、当該地方防衛局長の感謝状の贈与又は当該地方防衛局調達部長若しくは当該地方防衛支局長の優秀業務顕彰の実績	①　5 ②　3 ③　3 ④　1 ⑤　0 （最大５）

			④　管理技術者として従事した、他地方防衛局長の感謝状の贈与又は他地方防衛局調達部長若しくは他地方防衛支局長の優秀業務顕彰の実績 ⑤　実績なし （複数業務の実績があるときは、その合計点とするが、最大５点までとする。） 【ＷＴＯ政府調達協定対象業務の場合は、記載しない。】		
	資格要件	技術者資格	建築	・１級建築士	5
				・その他	0
			土木設計	・技術士 ・博士	5
				・ＲＣＣＭ ・土木学会認定技術者（特別上級、上級、１級）	3
				・その他	0
			土木監理	・技術士 ・１級土木施工管理技士 ・土木学会認定技術者（特別上級、上級、１級） ・公共工事品質確保技術者（Ⅰ、Ⅱ）	5
				・ＲＣＣＭ	3
				・その他	0
			電気設備	・建築設備士 ・１級建築士 ・技術士	5
				・ＲＣＣＭ	3
				・１級電気工事施工管理技士	1
				・その他	0
			機械設備	・建築設備士 ・１級建築士 ・技術士	5
				・ＲＣＣＭ	3
				・１級管工事施工管理技士	1
				・その他	0
			通信設備	・建築設備士 ・１級建築士 ・技術士	5
				・ＲＣＣＭ	3
				・その他	0
			測量	・測量士	5
				・その他	0
			地質調査	・技術士 ・地質調査技士 ・ＲＣＣＭ ・博士	5
				・その他	0
			防衛施設整備監理業務	・技術士 ・１級建築士 ・１級○○施工管理技士 ・建築設備士 ・土木学会認定技術者（特別上級、上級、１級） ・公共工事品質確保技術者（Ⅰ、Ⅱ） ・公共建築工事品質確保技術者（Ⅰ、Ⅱ）	5
				・ＲＣＣＭ	3
				・その他	0
			防衛施設技術	・技術士 ・１級建築士 ・１級○○施工管理技士 ・建築設備士 ・土木学会認定技術者（特別上級、上級、１級） ・公共工事品質確保技術者（Ⅰ、Ⅱ）	5

			審査業務	・公共建築工事品質確保技術者（Ⅰ、Ⅱ） ・電気主任技術者 ・ＲＣＣＭ ・公共工事の技術審査を実施した経験を有する者 ・公共工事の発注者として技術的実務経験を２５年以上有する者	
				・その他	0
			その他	・技術士 ・１級建築士 ・１級○○施工管理技士 ・建築設備士 ・電気主任技術者 ・土木学会認定技術者（特別上級、上級、１級） ・公共工事品質確保技術者（Ⅰ、Ⅱ） ・公共建築工事品質確保技術者（Ⅰ、Ⅱ） ・ＲＣＣＭ ・○○を実施した経験を有する者 ・○○の実務経験を○○年以上有する者	5
				・その他	0
			【各職種の資格については仕様書に応じて適宜記載する。資格を重複しての評価は行なわない。】		
小　　計 【小計の最大点は、記載した項目に応じて記載する。】					最大 55

（予定担当技術者評価）

評価項目	評価の着目点			評価の配点（点）
			判断基準	
配置予定担当技術者の経験	業務経験	業務経験	平成○年４月１日から公告日まで【当該年度及び前年度から過去10年間を記載する。】に完了又は引渡しが完了した同種又は類似業務経験を下記の順位で評価する（原則として、着手時から完了時まで従事している業務とする。）。 ①　同種業務の経験 ②　類似業務の経験 ③　経験なし	①　5 ②　3 ③　0 【各職種最大５】
		地域業務経験	平成○年４月１日から公告日まで【当該年度及び前年度から過去10年間を記載する。】に完了又は引渡しが完了した○○県内の同種又は類似業務の経験を下記の順位で評価する（原則として、着手時から完了時まで従事している業務とする。）。 ①　○○県内の防衛省発注機関（旧防衛施設局等を含む。）の同種又は類似業務経験 ②　○○県内の防衛省発注機関（旧防衛施設局等を含む。）以外の同種又は類似業務経験 ③　経験なし 【必要に応じて記載する。県名は複数でも可とする。】 【ＷＴＯ政府調達協定対象業務の場合は、記載しない。】	①　5 ②　3 ③　0 【各職種最大５】
		【必要に応じて評価対象とする職種を選択する。一職種で複数の技術者を配置する場合は、評価の低い技術者を評価の対象とする。】		
小　　計 【小計の最大点は、記載した項目に応じて記載する。】				各職種 最大 10

必要に応じて設定する。

（業務実施体制）

評価項目	評価の着目点		評価の配点（点）
		判断基準	
業務実施体制	業務の妥当性 業務実施体制	業務の分担について記載する。 なお、以下のいずれかの項目に該当する場合には欠格とする。 ①　再委託の内容が、主たる部分の場合。 ②　業務の分担構成が、不明確又は不自然な場合。 ③　共同体による業務の分担構成が細分化され過ぎて、一の分担業務を複数の構成員が実施することとしている場合。	数値化しない。

（ 業務の実施方針・実施フロー・工程計画・その他）
（評価テーマに対する技術提案）（標準型のみ）
ヒアリングを実施する場合は、ヒアリング内容を含めて評価する。

評価項目			評価の着目点	評価の配点（点）
			判断基準	
業務の実施方針・実施フロー・工程計画・その他		業務理解度	業務の実施方針となる目的・内容及び与条件の理解度が高い場合は優位に評価する。	10
			上記業務目的等を踏まえた検討項目及び成果品に対する着眼点の具体性が高い場合は優位に評価する。	10
		実施手順	業務実施手順を示す実施フローの妥当性が高い場合は優位に評価する。	10
			業務量の把握状況を示す工程計画の妥当性が高い場合は優位に評価する。	10
		その他	有益な代替案、重要事項の指摘がある場合は優位に評価する。	10
評価テーマに対する技術提案	※全体	評価テーマ間の整合性	的確性について、複数の評価テーマ間の整合性が高い場合は優位に評価する。	10
			実現性について、複数の評価テーマ間の整合性が高い場合は優位に評価する。	10
	評価テーマ１	的確性	地形、環境、地域特性などの与条件との整合性が高い場合は優位に評価する。	10
			必要なキーワード（着眼点、問題点、解決方法等）が網羅されている場合は優位に評価する。	10
			事業の重要度を考慮した提案となっている場合は優位に評価する。	5
			事業の難易度に相応しい提案となっている場合は優位に評価する。	5
		実現性	提案内容に説得力がある場合は優位に評価する。	10
			提案内容を裏付ける類似実績などが明示されている場合は優位に評価する。	10
			利用しようとする技術基準、資料が適切な場合は優位に評価する。	5
			提案内容によって想定される事業費が適切な場合は優位に評価する。	5
	※評価テーマ２	的確性、実現性について上記を準用する。		
「業務の実施方針・実施フロー・工程計画・その他」及び「評価テーマに対する技術提案」については、評価の配点が10点の場合は「10点、８点、６点、４点、０点」の ５段階で評価を行う（５点の場合は「５点、４点、３点、２点、０点」の５段階で評価を行う。）。				
小　計 【小計の最大点は、記載した項目に応じて記載する。】				最大 190

必要に応じて設定する。
※　評価テーマを１つに設定した場合は選択しない。

別表第２

１　未提出であると認められる場合	(1)	業務費内訳明細書が白紙である場合
	(2)	業務費内訳明細書に表紙が付いていない場合
２　記載すべき事項が欠けている場合	(1)	数量、単価、金額等の記載が欠けている場合
３　記載すべき事項に誤りがある場合	(1)	業務の名称に誤りがある場合
	(2)	提出企業名に誤りがある場合
	(3)	業務費内訳明細書の合計金額が入札金額と異なる場合
４　その他	(1)	他の入札参加者の業務費内訳明細書と類似し、合理性がなく極めて不自然な場合

別紙様式第１
（用紙Ａ４版）
平成　年　月　日

紙入札方式参加承諾願

１　業務の名称：

２　電子入札システムでの参加ができない理由

上記の案件は、電子入札対象案件ではありますが、今回は当社においては上記理由により電子入札システムを利用しての参加ができないため、紙入札方式での参加を承諾いただきますようお願いいたします。

住　　所
商号又は名称
役　　職
氏　　名　　印

（契約担当官等の官職氏名）　　殿

別紙様式第２
（用紙Ａ４版）
平成　年　月　日

一般競争参加資格確認申請書

○○○○
　　○○○○【発注者名を記載する。】　殿

住　　所
商号又は名称
代表者氏名　　印

平成　　年　　月　　日付けで入札公告のありました○○○○業務に係る競争参加資格について確認されたく、下記の書類を添えて申請します。
なお、予算決算及び会計令（昭和22年勅令第165号）第70条の規定に該当する者でないこと及び添付書類の内容について事実と相違ないことを誓約します。

記

１　入札説明書７(4)アに定める企業の同種又は類似業務の実績を記載した書面
２　入札説明書７(4)イに定める建築士法による事務所所登録等を記載した書面（必要な場合のみ）
３　入札説明書７(4)ウに定める企業の業務成績を記載した書面（※）
４　入札説明書７(4)エに定める企業の優秀業務顕彰等の実績を記載した書面（※）
５　入札説明書７(4)オに定める配置予定管理技術者の経歴等を記載した書面
６　入札説明書７(4)カに定める配置予定管理技術者の同種又は類似業務の経験を記載した書面
７　入札説明書７(4)キに定める配置予定管理技術者の業務成績を記載した書面（※）
８　入札説明書７(4)クに定める優秀業務技術者顕彰等の実績を記載した書面（※）
９　入札説明書７(4)ケに定める業務実施体制を記載した書面
10　入札説明書７(4)コに定める配置予定担当技術者の同種又は類似業務の経験を記載した書面（必要な場合のみ）
11　入札説明書７(4)サ(ｱ)に定める業務の実施方針等を記載した書面（簡易型の場合は７(4)サ）
12　入札説明書７(4)サ(ｲ)に定める評価テーマに対する技術提案書（標準型の場合のみ）
13　入札説明書７(4)スに定める契約書の写し（必要な場合のみ）

以　上

１　電子入札システムにより提出する場合は、押印の必要はありません。
２　紙入札方式による場合は、返信用封筒として、表に申請者の住所・氏名を記載し、簡易書留料金分を加えた所定の料金（○○円）の切手を貼付した長３号封筒を申請書と併せて提出して下さい。
【ＷＴＯ政府調達協定対象業務の場合は、（※）は設定しないことから、適宜削除する。】

別紙様式第３

企業の同種又は類似業務の実績

企業名：

同種又は類似業務	□ 同 種 業 務　　□ 類 似 業 務
業 務 の 名 称	
発注機関名 住所 TEL	
契約金額	￥　　（内消費税　　）
履行期間	平成　　年　　月　　日　　～平成　　年　　月　　日
業務内容	
技術的特徴	
テクリス又は PUBDIS登録の有無	□有（登録番号：　　） □無
○○県内の同種・類似業務の実績（地域業務実績の評価） 【必要に応じて記載する。】 【ＷＴＯ政府調達協定対象業務の場合は、記載しない。】	業務の名称： 発注機関名： 契約金額(円)： 履行期間： 業務内容： 技術的特徴： 履行場所： テクリス又はPUBDIS登録の有無：□有（登録番号：　　） □無

１　必ず同種又は類似業務が確認できる内容を記載する。
　「同種又は類似業務」欄は、いずれかの「□」を黒塗り「■」をする。

２　「テクリス又はPUBDIS登録の有無」欄は、いずれかの「□」を黒塗り「■」をする。「有」に黒塗り「■」をした場合は、テクリス又はPUBDIS登録番号を記載し、写し（詳細を含む。）を添付する。
　「無」に黒塗り「■」をした場合は、契約書の写し及び業務内容のわかる資料を添付する。

３　記載する業務が、平成16年４月１日以降に防衛省発注機関（旧防衛施設局等を含む。）と契約した業務である場合は、業務成績評定通知書の写しを添付する。

４　「業務内容」及び「技術的特徴」欄は、具体的に記載する。

別紙様式第４

企業の業務成績

企業名：

平成○年度及び平成○年度に元請けとして完了又は引渡しが完了した全ての業務実績

業務の名称 （テクリス又はPUBDIS登録番号）	発注機関名	完了年月日	業務評定点 （点）
○○（○○）○○設計業務 （登録番号:0000000000　）	○○○○	平成○年○月○日	○○

1　記載内容を網羅していることで、PUBDISを出力したものに代えることができる。
2　記入欄が不足する場合は、頁を追加する。
3　記載する業務は、防衛省発注機関（旧装備施設本部を含む。）が発注した業務のうち、本業務における一般競争（指名競争）参加資格の業種区分において、元請けとして完了又は引渡しが完了した業務の全てを記載する。【土木関係建設コンサルタント業務の場合に記載する。】
4　記載する業務内容がわかる資料及び業務成績評定通知書の写しを添付する。【土木関係建設コンサルタント業務の場合に記載する。】
5　記載する業務は、防衛省発注機関（旧装備施設本部を含む。）が発注した業務及び「業務成績の相互利用機関と適用対象業務」に示す各発注機関ごとの「相互利用の適用対象」業務のうち、本業務における一般競争（指名競争）参加資格の業種区分において、元請けとして完了又は引渡しが完了した業務の全てを記載する。【建築関係建設コンサルタント業務の場合に記載する。】
6　業務内容及び業務評定点（総合点）のわかる資料を添付する。【地方防衛局等以外であって、建築関係建設コンサルタント業務の場合に記載する。】

【ＷＴＯ政府調達協定対象業務の場合は、本様式は使用しない。】
【地方防衛局等においては、建築コンサルタント業務の場合、PUBDISを活用し、入札参加者から提出された内容の確認を行うこと。】

別紙様式第５

企業の優秀業務顕彰等の実績

企業名：

顕彰又は感謝状の贈与の実績	□顕彰又は感謝状の贈与の実績がある。 業務の名称： 発注機関名：○○○○ 履行期間：平成　年　月　日　～平成　年　月　日 受賞年月日：　年　月　日
	□顕彰及び感謝状の贈与の実績がない。

１　顕彰又は感謝状の贈与の実績の有無は、いずれかの「□」に黒塗り「■」をする。
２　実績がある場合は、証明できる顕彰状及び感謝状の写しを添付する。
３　実績が複数ある場合は、実績ごとに記載する。
【ＷＴＯ政府調達協定対象業務の場合は、本様式は使用しない。】

別紙様式第６

配置予定管理技術者の経歴等

企業名：

管理技術者

ふりがな ①氏名　○○　○○	②生年月日 昭和○年○月○日（○歳）
③所属・役職 ○○○○	
④保有資格等 技術士（部門：　　分野：　　）・登録番号：　　・取得年月日： RCCM　（部門：　　）・登録番号：　　・取得年月日： １級建築士　　・登録番号：　　・登録年月日： その他（部門：　　）・登録番号：　　・取得年月日：	

⑤手持ち業務の状況（平成○年○月○日現在）、管理技術者又は担当技術者となっている契約金額500万円以上（ただし、地方防衛局等発注業務において調査基準価格を下回る金額で落札した業務は、業務名の先頭に（低）を付して記載する。）。

業　務　の　名　称	職務上の立場	発注機関名	履行期間	契 約 金 額 （円）
			（契約金額合計	円）

１　「保有資格等」欄に記載したものは、そのすべての資格の写しを添付する。
２　「手持ち業務の状況」欄に記載したものは、そのすべての契約書の写しを添付する。
３　配置予定管理技術者の雇用保険被保険者証の写しを添付する。

別紙様式第７

配置予定管理技術者の同種又は類似業務の経験

企業名：

管理技術者（氏名　　）

同種又は類似業務	□　同　種　業　務　　□　類　似　業　務
業 務 の 名 称	
発注機関名 住所 TEL	
契約金額	￥　　（内消費税　　）
履行期間	平成　　年　　月　　日　　～平成　　年　　月　　日
業務内容	
技術的特徴	
職務上の立場	
テクリス又は PUBDIS登録の有無	□有（登録番号：　　） □無
○○県内の同種・類似業務の実績（地域業務実績の評価） 【必要に応じて記載する。】 【ＷＴＯ政府調達協定対象業務の場合は、記載しない。】	業務の名称： 発注機関名： 契約金額(円)： 履行期間： 業務内容： 技術的特徴： 職務上の立場： 履行場所： テクリス又はPUBDIS登録の有無：□有（登録番号：　　） □無

１　必ず同種又は類似業務が確認できる内容を記載する。
　「同種又は類似業務」欄は、いずれかの「□」を黒塗り「■」をする。

２　「テクリス又はPUBDIS登録の有無」欄は、いずれかの「□」を黒塗り「■」をする。「有」に黒塗り「■」をした場合は、テクリス又はPUBDIS登録番号を記載し、写し（詳細を含む。）を添付する。
　「無」に黒塗り「■」した場合は、契約書の写し及び業務内容のわかる資料を添付する。

３　記載する業務が、平成16年４月１日以降に防衛省発注機関（旧防衛施設局等を含む。）と契約した業務である場合は、業務成績評定通知書の写しを添付する。

４　「業務内容」及び「技術的特徴」欄は、具体的に記載する。

別紙様式第８

配置予定管理技術者の業務成績

企業名：

平成○年度及び平成○年度に管理技術者として従事し完了又は引渡しが完了したの全ての業務実績

業務の名称 （テクリス又はPUBDIS登録番号）	発注機関名	完了年月日	業務評定点 （点）
○○（○○）○○設計業務 （登録番号:　0000000000　）	○○○○	平成○年○月○日	○○

1　記載内容を網羅していることで、PUBDISを出力したものに代えることができる。

2　記入欄が不足する場合は、頁を追加する。

3　記載する業務は、防衛省発注機関（旧装備施設本部を含む。）が発注した業務のうち、管理技術者として従事し完了又は引渡しが完了した業務の全てを記載する。【土木関係建設コンサルタント業務の場合に記載する。】

4　記載する業務ごとに管理技術者として従事したことがわかる資料及び業務成績評定通知書の写しを添付する。【土木関係建設コンサルタント業務の場合に記載する。】

5　記載する業務は、防衛省発注機関（旧装備施設本部を含む。）が発注した業務及び「業務成績の相互利用機関と適用対象業務」に示す各発注機関ごとの「相互利用の適用対象」業務のうち、管理技術者として従事し完了又は引渡しが完了した業務の全てを記載する。【建築関係建設コンサルタント業務の場合に記載する。】

6　記載する業務ごとに管理技術者として従事したことがわかる資料及び業務評定点（総合点）がわかる資料を添付する。【地方防衛局等以外であって、建築関係建設コンサルタント業務の場合に記載する。】

【ＷＴＯ政府調達協定対象業務の場合は、本様式は使用しない。】

【地方防衛局等においては、建築コンサルタント業務の場合、PUBDISを活用し、入札参加者から提出された内容の確認を行うこと。】

別紙様式第９

優秀業務技術者顕彰等の実績

企業名：

管理技術者（氏名　　）

顕彰又は感謝状の贈与の実績	□顕彰又は感謝状の贈与の実績がある。 業務の名称： 発注機関名：○○○○ 履行期間：平成　年　月　日　から平成　年　月　日　まで 受賞年月日：　年　月　日
	□顕彰及び感謝状の贈与の実績の実績がない

１　顕彰又は感謝状の贈与の実績の有無は、いずれかの「□」に黒塗り「■」する。
２　実績がある場合は、証明できる顕彰状又は感謝状の写しを添付する。
３　管理技術者として従事した優秀業務表彰の場合は、管理技術者として従事したことがわかる資料を提出する。
４　実績が複数ある場合は、実績ごとに記載する。
【ＷＴＯ政府調達協定対象業務の場合は、本様式は使用しない。】

別紙様式第10

業務実施体制

	予定技術者名	所属・役職	担当する分担業務の内容	備考
管理技術者				
担当技術者	1） 2） 3）			

1　「配置予定技術者名」欄の氏名には、ふりがなを付す。
2　「所属・役職」欄は、入札参加希望者以外の企業等に所属する場合、企業名等も記載する。
3　担当する分担業務の内容は、単体企業又は共同体のいずれの場合においても記載する（業務の分担を行わない場合には記載しない。）。
4　共同企業体により業務を実施する場合は、備考欄に共同企業体の構成員である旨を記載するとともに、企業名等を記載する。また、共同体の代表者である場合は、「代表者」を併記するものとする。
5　他の建設コンサルタント等に当該業務の一部を再委託する場合又は学識経験者の協力、援助を受けて業務を実施する場合は、備考欄に再委託先又は協力、援助先の名称、その理由（企業の技術的特徴等）を記載する。ただし、業務の主たる部分を再委託してはならない。

別紙様式第11
（用紙Ａ４版）
平成　年　月　日

技　術　提　案　書

業務の名称　　○○○○

標記業務について、技術提案書を提出します。

○○○○
○○○○
　○○　○○　殿【発注者名を記載する。】

（提出者）住　　所
電話番号
会 社 名
代 表 者
役 職 名　氏名　　印
（作成者）担当部署
氏　　名
Ｆ Ａ Ｘ
E-mail

（提出者）住　　所
電話番号
会 社 名
代 表 者
役 職 名　氏名　　印
（作成者）担当部署
氏　　名
Ｆ Ａ Ｘ
E-mail

（共同企業体の場合は、以下のように記載する。）
住　所：共同体事務所の所在地
会社名：○○○業務△△・○○共同体
代表者：△△（株）役職名　氏名　印
　　○○（株）役職名　氏名　印
ＴＥＬ：共同体事務所の電話番号
ＦＡＸ：共同体事務所のＦＡＸ番号

注：電子システムにより提出する場合は、押印の必要はありません。

別紙様式第12

・業務の実施方針

・実施フロー

・工程計画

検討項目	業務工程						備考
	月	月	月	月	月	月	

・その他

注：業務の実施方針、実施フロー、工程計画、その他について簡潔に記載する。

別紙様式第13

・評価テーマに対する技術提案

評価テーマ　：　○○○○○○○○

注：評価テーマに対する技術提案の作成に当たっては、あいまいな表現は避け、実施する内容を具体的かつ明瞭に記載する。

別紙様式第14

配置予定担当技術者の同種又は類似業務の実績

企業名：

○○担当技術者（氏名　　）

同種又は類似業務	□ 同 種 業 務　　□ 類 似 業 務
業 務 の 名 称	
発注機関名 住所 TEL	
契約金額	￥　　（内消費税　　）
履行期間	平成　　年　　月　　日　～平成　　年　　月　　日
業務内容	
技術的特徴	
職務上の立場	
テクリス又は PUBDIS登録の有無	□有（登録番号：　　） □無
保有資格等	技術士（部門：　　分野：　　）・登録番号： ・取得年月日： RCCM （部門：　　）・登録番号： ・取得年月日： １級建築士　　・登録番号： ・登録年月日： その他（部門：　　）・登録番号： ・取得年月日：
○○県内の同種・類似業務の実績（地域業務実績の評価） 【必要に応じて記載する。】 【ＷＴＯ政府調達協定対象業務の場合は、記載しない。】	業務の名称： 発注機関名： 契約金額(円)： 履行期間： 業務内容： 技術的特徴： 職務上の立場： 履行場所： テクリス又はPUBDIS登録の有無：□有（登録番号：　　） □無

１　必ず同種又は類似業務が確認できる内容を記載する。

「同種又は類似業務」欄は、いずれかの「□」を黒塗り「■」をする。

２　「テクリス又はPUBDIS登録の有無」欄は、いずれかの「□」を黒塗り「■」をする。「有」に黒塗り「■」をした場合は、テクリス又はPUBDIS登録番号を記載し、写し（詳細を含む。）を添付する。「無」に黒塗り「■」した場合は、契約書の写し及び業務内容のわかる資料を添付する。

３　記載する業務が、平成16年４月１日以降に防衛省発注機関（旧防衛施設局等を含む。）と契約した業務である場合は、業務成績評定通知書の写しを添付する。

４　「業務内容」及び「技術的特徴」欄は、具体的に記載する。

別紙様式第15

・中立性・公平性に関する要件

1　上記内容が確認できる資料があれば添付する。
2　資本面・人事面において関係のある者がいない場合においても、その旨を記載する。

別紙様式第16

・守秘義務に関する要件

入 札 公 告

（建築のためのサービスその他の技術的サービス（建設工事を除く））

次のとおり一般競争入札に付します。

平成○年○月○日

○○○○

○○○○　○○　○○【発注者名を記載する。】

◎調達機関番号　○○○　◎所在地番号　○○

○第Ｎ号

１　業務概要

(1) 品目分類番号　42

(2) 業務の名称　○○○○○業務

(3) 業務内容　○○○○を行う業務である。

(4) 履行期限　平成○年○月○日

(5) 本業務は、入札時に「企業による技術提案」を受け付け、価格と価格以外の要素を総合的に評価して落札者を決定する総合評価落札方式のうち、技術提案の履行を含め、契約の内容に適合した履行確保を厳格に評価するために、「履行確実性」の審査を追加し、その結果を評価に反映させる試行対象業務である。

【電子入札対象の場合は次の項目を追加する。】

(6) 本業務は、資料提出及び入札等を電子入札システムにより行う業務である。ただし、電子入札システムにより難いものは、発注者の承諾を得て紙入札方式に代えるものとする。

　なお、紙入札方式の承諾に関しては○○防衛局総務部契約課に紙入札方式参加承諾願を提出するものとする。

(7) 本業務は、業務費内訳明細書の提出を義務付ける業務である。

２　競争参加資格

(1) 予算決算及び会計令（昭和22年勅令第165号。以下「予決令」という。）第70条及び第71条の規定に該当しない者であること。

(2) 防衛省における平成○・○年度一般競争（指名競争）参加資格（以下「防衛省競争参加資格」という。）のうち、測量・建設コンサルタント等業務の「○○業務」に係る「○」の格付を受け、○○防衛局【当該契約担当官等の所在地を管轄する地方防衛局等名を記載する。】に競争参加を希望していること（会社更生法（平成14年法律第154号）に基づき更生手続開始の申立てがなされている者又は民事再生法

（平成11年法律第225号）に基づき再生手続開始の申立てがなされている者については、手続開始の決定後、再度級別の格付を受けていること。)。

(3) 会社更生法に基づく更生手続開始の申立てがなされている者又は民事再生法に基づき再生手続開始の申立てがなされている者（(2)の再度級別の格付を受けた者を除く。）でないこと。

(4) 一般競争参加資格確認申請書（以下「申請書」という。）及び競争参加資格確認資料（以下「技術資料」という。）提出期限の日から開札の時点までの期間に、○○防衛局長【当該契約担当官等の所在地を管轄する地方防衛局等の長を記載する。】から工事請負契約等に係る指名停止等の措置要領について（防整施（事）第150号。28．３．31）に基づく指名停止を受けている期間中でないこと。

(5) 建築士法（昭和25年法律第202号）第23条の規定に基づく○級建築士事務所登録を有すること。

【業務内容に応じて、法令に基づき必要とする場合のみ記載する。】

(6) 次に示す同種又は類似業務について、元請けとして平成○年４月１日から入札公告日まで【当該年度及び前年度から過去10年間を記載する。】に完了又は引渡しが完了した業務の実績を有すること。

・同種業務：○○○○○○○○○○業務

・類似業務：○○○○○○○○○○業務

なお、当該実績が平成16年４月１日以降に契約した防衛省発注機関（契約担当官等が属する防衛省本省の内部部局、防衛大学校、防衛医科大学校、防衛研究所、統合幕僚監部、陸上幕僚監部、海上幕僚監部、航空幕僚監部、情報本部、防衛監察本部、地方防衛局並びに統合幕僚長及び陸上幕僚長、海上幕僚長又は航空幕僚長の監督を受ける陸上自衛隊、海上自衛隊及び航空自衛隊の部隊及び機関並びに防衛装備庁をいう。以下同じ。）（旧防衛施設局、旧防衛施設支局及び旧装備施設本部（以下「旧防衛施設局等」という。）を含む。）の業務に係るものにあっては、業務成績評定通知書の業務評定点（総合点）【土木等技術業務の場合は、「業務評定点（総合点）」を「評定点」と記載する。】（以下「評定点」という。）が65点未満のものを除くこと。

(7) 入札に参加を希望する者の間に資本関係又は人的関係がないこと（基準に該当する者のすべてが共同体の代表者以外の構成員である場合を除く。)。

(8) 次の基準をすべて満たす技術者を配置できること。

ア　配置予定管理技術者

配置予定管理技術者については、次の(ｱ)から(ｴ)に示す条件をすべて満たす者である。

(ｱ) １級○○士、技術士（○○部門）又はRCCM（○○部門）のいずれかの資格を

有する。

【必要とする資格部門及び実務経験を記載することとし、仕様書と同様とする。】

(ｲ) 平成○年４月１日から入札公告日まで【当該年度及び前年度から過去10年間を記載する。】に完了又は引渡しが完了した業務のうち、次に示す同種又は類似業務においての経験を有する。

・同種業務：○○○○○○○○○○業務

・類似業務：○○○○○○○○○○業務

なお、当該経験が平成16年４月１日以降に契約した防衛省発注機関（旧防衛施設局等を含む。）の業務に係るものにあっては、評定点が65点未満のものを除く。

(ｳ) 平成○年○月○日【入札公告日を記載する。】現在の手持ち業務量（本業務を含まず、特定後未契約のものを含む。）が○億円未満かつ○件未満である。

手持ち業務とは、管理技術者又は担当技術者となっている契約金額500万円以上の業務をいう。【業務内容に応じて記載する。】

(ｴ) 入札公告日の時点で申請者と直接的な雇用関係がある。

イ　配置予定担当技術者

【必要に応じて仕様書に記載されている実務経験及び資格等の必要条件並びに配置予定管理技術者との兼務は認めない旨を記載する。】

(9) 都道府県警察から暴力団関係業者として防衛省が発注する工事等から排除するよう要請があり、当該状態が継続している有資格者でない。

３　総合評価に関する事項

(1) 評価項目

本業務の評価項目は、次のアからオとし、詳細は入札説明書による。

ア　企業の実績及び能力

イ　配置予定管理技術者の経験及び能力

ウ　配置予定担当技術者の経験【必要に応じて記載する。】

エ　業務の実施方針・実施フロー・工程計画・その他

オ　評価テーマに対する技術提案

(2) 総合評価の方法

ア　評価値の算出方法

価格と価格以外の要素がもたらす総合評価は、「価格評価点」と「技術評価点」の合計を評価値（以下「評価値」という。）として付与する。

イ　価格評価点の算出方法

価格評価点の算出方法は、以下のとおりである。

価格評価点の満点は○○点とし、算出方法は以下のとおりとする。

価格評価点：○○点×（１－入札価格/予定価格）

【標準型（１：３）は「20」、標準型（１：２）は「30」と記載する。】

ウ　技術評価点の算出方法

技術提案書の内容に応じて、次に示す評価項目ごとに評価を行い、技術評価点を付与する。

配置予定技術者についてはヒアリングを行う。【ヒアリングを実施しない場合は、記載しない。】

(ｱ) 企業の実績及び能力

(ｲ) 配置予定管理技術者の経験及び能力

(ｳ) 配置予定担当技術者の経験【必要に応じて記載する。】

(ｴ) 業務の実施方針・実施フロー・工程計画・その他

(ｵ) 評価テーマに対する技術提案

技術評価点の満点は60点とし、算出方法は以下のとおりとする。

技術評価点＝60点×（技術評価の得点合計／技術評価の配点合計）

(3) 落札者の決定方法

ア　入札参加者は、価格及び(1)アからオをもって入札し、入札価格が予決令第79条の規定に基づいて作成された予定価格（以下「予定価格」という。）の制限の範囲内であるもののうち、(2)によって得られた評価値の最も高い者を落札者とする。

ただし、落札者となるべき者の入札価格によっては、その者により当該契約の内容に適合した履行がされないおそれがあると認められるとき又はその者と契約を締結することが公正な取引の秩序を乱すこととなるおそれがあって、著しく不適当であると認められるときは、予定価格の制限の範囲内で、発注者の定める最低限の要求要件を全て満たして入札した他の者のうち、評価値が最も高い者を落札者とすることがある。

イ　上記の場合において、評価値の最も高い者が二者以上あるときは、くじへ移行する。くじの実施方法等については、発注者から指示をする。

(4) 実施上の留意点

受注者より提出された「業務の実施方針・実施フロー・工程計画・その他」及び「評価テーマに対する技術提案」については、業務完了後において履行状況の検査を行う。

受注者の責により提案内容を満足する業務が行われない場合は、ペナルティとして、評定点を減ずることとし、最大10点の減点とする。

【電子入札の記載例は以下のとおりとし、紙入札の場合は、適宜、必要事項を記載する。】

４　入札手続等

(1) 担当部局

〒○○○－○○○○　○○県○○市○○町○－○－○

○○○○【当該発注機関、部署名を記載する。】

TEL　○○－○○○○－○○○○（内線○○○○）

FAX　○○－○○○○－○○○○

(2) 入札説明書の交付期間等

ア　交付期間　平成○年○月○日から平成○年○月○日まで（行政機関の休日に関する法律(昭和63年法律第91号)第１条第１項に規定する行政機関の休日を除く。）の毎日、午前８時から午後10時（金曜日は午後６時）まで。ただし、最終日は午後○時まで。

イ　交付場所　防衛施設建設工事電子入札システムセンター

http://www.mod-eboc.go.jp

ウ　交付方法　すべて、電子データで交付を行う。

文書類　：PDF　（○○形式）

○○○　：PDF　（○○形式）

申請書類：Word　（○○形式）又は一太郎　（○○形式）

なお、標記以外の形式による提供は一切行わない。

エ　使用条件　ダウンロードした資料の取扱いに関する利用規則に同意すること。

オ　その他　通信環境の不具合等のため、希望する者は電子情報の提供を依頼することができる。

この場合、(1)へ「図面データの取扱いに関する同意事項」（記入・押印済みのもの)、データを保存するために必要な、ＣＤ－Ｒ（未使用に限る。）○枚及び着払いのラベル（宅配業者の場合）又は切手（日本郵便の場合）を貼付した返信用の封筒を同封し、送付する。

なお、配送によるもの以外の対応は行わない。また、この対応により被った不利益や損害については、一切補償しない。

※「図面データの取扱いに関する同意事項」の書式については、防衛省・自衛隊のホームページより入手可能である。

(http://www.mod.go.jp/○/○/○/○/○.pdf)

(3) 申請書、技術資料及び技術提案書の提出期限等

ア　提出期限　平成○年○月○日午後○時○分

イ　提出方法　電子入札システムにより提出する。ただし、申請書、技術資料及び技術提案書（以下「申請書等」という。）が３MBを超える場合の提出方法等については、入札説明書による。紙入札方式による場合は、(1)に持参又は郵送（書

留郵便に限る。）若しくは託送（書留郵便と同等のものに限る。）（以下「郵送等」という。）する。

(4) 入札書の受領期限等

ア　受領期限　平成○年○月○日　午後○時○分

イ　提出方法　電子入札システムにより提出する。ただし、紙入札方式による場合は、(1)に持参又は郵送等により提出する。

(5) 開札の日時及び場所

ア　日時　平成○年○月○日午前○時○分

イ　場所　○○○○室

５　その他

(1) 手続きにおいて使用する言語及び通貨　日本語及び日本国通貨に限る。

(2) 入札保証金　免除。

(3) 契約保証金　納付（保管金の取扱店　○○銀行○○支店）。ただし、利付国債の提供（取扱官庁　○○○○）又は金融機関若しくは保証事業会社の保証（取扱官庁　○○○○）をもって契約保証金の納付に代えることができる。また、公共工事履行保証証券による保証を付し又は履行保証保険契約の締結を行った場合は、契約保証金を免除する。【契約保証金を免除する場合は、その旨記載する。】

(4) 入札の無効

次に掲げる入札は無効とする。

ア　本公告において示した競争参加資格のない者のした入札

イ　申請書等に虚偽の記載をした者の入札

ウ　入札に関する条件に違反した入札

(5) 落札者となるべき者の入札価格が予決令第85条の規定に基づいて作成された基準を下回る場合は、予決令第86条の規定に基づく調査を行うので、協力しなければならない。

(6) 入札後、契約を締結するまでの間に、都道府県警察から暴力団関係業者として防衛省が発注する工事等から排除するよう要請があり、当該状態が継続している有資格者とは契約を行わない。

(7) 手続における交渉の有無　無。

(8) 契約書作成の要否　要。

(9) 関連情報を入手するための照会窓口　上記４(1)に同じ。

(10) 競争参加資格の級別の格付を受けていない者の参加　上記２(2)に掲げる競争参加資格の級別の格付を受けていない者も上記４(3)により申請書等を提出することができるが、競争に参加するためには、開札の時点において、当該資格の格付を受け、かつ、競争参加資格の確認を受けていなければならない。

(11)技術提案の履行を含め、契約内容に適合した履行が可能か否かを審査するため、調査基準価格を下回る価格で入札したすべての者について、開札後、速やかに履行確実性に関するヒアリングを行うものとする。

(12)詳細は入札説明書による。

６　Summary

(1) Official in charge of disbursement of the procuring entity：

(2) Classification of the services to be procured：42

(3) Subject matter of the contract：

(4) Time-limit for the submission of application forms and relevant documents for the qualification by electronic bidding system：

(5) Time-limit for the submission of tenders by electronic bidding system：

(6) Contact point for tender documentation：

入　札　説　明　書

○○○○【機関名を記載する。】の○○○○○業務に係る入札公告（建築のためのサービスその他の技術的サービス（建設工事を除く））に基づく入札等については、関係法令に定めるもののほか、この入札説明書によるものとする。

１　入札公告日　平成○年○月○日
２　契約担当官等
　○○○○　○○○○　○○　○○【発注者名を記載する。】
　〒○○○－○○○○　○○県○○市○○町○－○
３　業務概要
(1) 業務の名称　○○○○業務
(2) 業務内容　○○○○を行う業務である。
　本業務において、技術提案を求める評価テーマは次に示す事項とする。
・○○○○○○○○
(3) 履行期限　平成○年○月○日
(4) 再委託の禁止
　本業務は建設工事に係る設計業務委託共通仕様書について（防整技第7188号。28.３．31）に示すものの他に、次の部分の再委託は認めない。
・○○○○○
・○○○○○
(5) 本業務は、入札時に「企業による技術提案」を受け付け、価格と価格以外の要素を総合的に評価して落札者を決定する総合評価落札方式のうち、技術提案の履行を含め、契約の内容に適合した履行確保を厳格に評価するために、「履行確実性」の審査を追加し、その結果を評価に反映させる試行対象業務である。
(6) その他

【電子入札対象の場合は次の項目を追加する。】
ア　本業務は、資料提出及び入札等を電子入札システムにより行う業務である。ただし電子入札システムにより難いものは、発注者の承諾を得て紙入札方式に代えるものとする。
　なお、紙入札方式の承諾に関しては、「紙入札方式参加承諾願（別紙様式第１）」を提出する。
(ｱ) 受付窓口　〒○○○－○○○○　○○県○○市○○町○－○
　　○○○○
(ｲ) 受付時間　午前○時から午後○時までとする。ただし、正午から午後１時までの間を除く。
イ　電子入札システムで使用できるICカードは、代表者又は当該入札案件に関する入札・見積権限及び契約締結権限について委任を受けた者（以下「代理人」という。）のICカードのみとし、代理人による場合は、委任状を提出する。詳細は入札心得書による。

ウ　本業務は、業務費内訳明細書の提出を義務付ける業務である。
４　競争参加資格
(1) 予算決算及び会計令（昭和22年勅令第165号。以下「予決令」という。）第70条及び第71条の規定に該当しない者であること。

(2) 防衛省における平成○・○年度の一般競争（指名競争）参加資格（以下「防衛省競争参加資格」という。）のうち、測量・建設コンサルタント等業務の「○○業務」に係る「○」の格付を受け、○○防衛局【当該契約担当官等の所在地を管轄する地方防衛局等の長を記載する。】に競争参加を希望していること（会社更生法（平成14年法律第154号）に基づき更生手続開始の申立てがなされている者又は民事再生法（平成11年法律第225号）に基づき再生手続開始の申立てがなされている者については、手続開始の決定後、再度級別の格付を受けていること。）。

(3) 会社更生法に基づく更生手続開始の申立てがなされている者又は民事再生法に基づき再生手続開始の申立てがなされている者（(2)の再度級別の格付を受けた者を除く。）でないこと。

(4) 一般競争参加資格確認申請書（以下「申請書」という。）及び競争参加資格確認資料（以下「技術資料」という。）の提出期限の日から開札の時点までの期間に、○○防衛局長【当該契約担当官等の所在地を管轄する地方防衛局等を記載する。】から、工事請負契約等に係る指名停止等の措置要領について（防整施（事）第150号。28.３.31。以下「指名停止措置要領」という。）に基づく指名停止を受けている期間中でないこと。

(5) 建築士法（昭和25年法律第202号）第23条の規定に基づく○級建築士事務所登録を有すること。【業務内容に応じて法令に基づき必要とする場合のみ記載する。】

(6) 次に示す同種又は類似業務について、元請けとして平成○年４月１日から入札公告日まで【当該年度及び前年度から過去10年間を記載する。】に完了又は引渡しが完了した業務の実績を有すること。

・同種業務：○○○○○○○○○○業務
・類似業務：○○○○○○○○○○業務

なお、当該実績が平成16年４月１日以降に契約した防衛省旧防衛施設局、旧防衛施設支局及び旧装備施設本部（以下「旧防衛施設局等」という。」を含む。）の発注した業務に係るものにあっては、業務成績評定通知書の業務評定点（総合点）【土木等技術業務の場合は、「業務評定点（総合点）」を「評定点」と記載する。】（以下「評定点」という。）が65点未満のものを除くこと。

(7) 入札に参加を希望する者（以下「入札参加希望者」という。）の間に次の基準のいずれかに該当する関係がないこと（基準に該当する者のすべてが共同体の代表者以外の構成員である場合を除く。）。

なお、この場合に、辞退する者を決めることを目的に当事者間で連絡を取ることは、入札心得書第５条第２項の規定に抵触するものでない。

ア　資本関係

次のいずれかに該当する二者の場合。ただし、子会社（会社法（平成17年法律第86号）第２条第３号の規定による子会社をいう。以下同じ。）若しくは子会社の一方が会社更生法第２条第７項に規定する更生会社（以下「更生会社」という。）又は民事再生法第２条第４号に規定する再生手続が存続中の会社である場合を除く。

(ｱ) 親会社と子会社の関係にある場合
(ｲ) 親会社を同じくする子会社同士の関係にある場合

イ　人的関係

次のいずれかに該当する二者の場合。ただし、(ｱ)については、会社の一方が更生会社又は民事再生法第２条第４号に規定する再生手続が存続中の会社である場合を除く。

(ｱ) 一方の会社の役員が、他方の会社の役員を現に兼ねている場合
(ｲ) 一方の会社の役員が、他方の会社の管財人を現に兼ねている場合

ウ　その他の入札の適正さが阻害されると認められる場合
その他ア又はイと同視しうる資本関係又は人的関係があると認められる場合

(8) 次の基準をすべて満たす技術者を配置できること。

ア　配置予定管理技術者
配置予定管理技術者については、次の(ｱ)から(ｴ)に示す条件をすべて満たす者である。

(ｱ) １級○○士、技術士（○○部門）又はRCCM（○○部門）のいずれかの資格を有する。
【必要とする資格部門及び実務経験を記載することとし､仕様書と同様とする。】

(ｲ) 平成○年４月１日から入札公告日まで【当該年度及び前年度から過去10年間を記載する。】に完了又は引渡しが完了した業務のうち、次に示す同種又は類似業務においての経験を有する。
・同種業務：○○○○○○○○○○業務
・類似業務：○○○○○○○○○○業務
なお、当該経験が平成16年４月１日以降に契約した防衛省発注機関（契約担当官等が属する防衛省本省の内部部局、防衛大学校、防衛医科大学校、防衛研究所、統合幕僚監部、陸上幕僚監部、海上幕僚監部、航空幕僚監部、情報本部、防衛監察本部、地方防衛局並びに統合幕僚長及び陸上幕僚長、海上幕僚長又は航空幕僚長の監督を受ける陸上自衛隊、海上自衛隊及び航空自衛隊の部隊及び機関並びに防衛装備庁をいう。以下同じ。）（旧防衛施設局等を含む。）の業務に係るものにあっては、評定点が65点未満のものを除く。

(ｳ) 平成○年○月○日【入札公告日を記載する。】現在の手持ち業務量（本業務を含まず、特定後未契約のものを含む。）が○億円未満かつ○件未満である。
手持ち業務とは、管理技術者又は担当技術者となっている契約金額500万円以上の業務をいう。【業務内容に応じて記載する。】

(ｴ) 入札公告日の時点で申請者と直接的な雇用関係がある。

イ　配置予定担当技術者
【必要に応じて仕様書に記載されている実務経験及び資格等の必要条件並びに配置予定管理技術者との兼務は認めない旨を記載する。】

(9) 都道府県警察から暴力団関係業者として防衛省が発注する工事等から排除するよう要請があり、当該状態が継続している有資格者でないこと。

５　総合評価に関する事項

(1) 評価項目
本業務の総合評価は、次のアからオまでと価格を総合的に評価して落札者を決定するものとする。

ア　企業の実績及び能力
イ　配置予定管理技術者の経験及び能力
ウ　配置予定担当技術者の経験【必要に応じて記載する。】
エ　業務の実施方針・実施フロー・工程計画・その他
オ　評価テーマに対する技術提案

(2) 総合評価の方法

ア　評価値の算出方法
価格と価格以外の要素がもたらす総合評価は、「価格評価点」と「技術評価点」の合計を評価値（以下「評価値」という。）として付与する。

イ　価格評価点の算出方法
価格評価点の満点は○○点とし、算出方法は以下のとおりとする。
価格評価点＝○○点×（１－入札価格／予定価格）

【標準型（１：３）は「20」、標準型（１：２）は「30」と記載する。】

ウ　技術評価点の算出方法

技術提案書の内容に応じて、次に示す評価項目毎に評価を行い、技術評価点を付与する。

配置予定技術者についてはヒアリングを行う。【ヒアリングを実施しない場合は、記載しない。】

(ｱ) 企業の実績及び能力

(ｲ) 配置予定管理技術者の経験及び能力

(ｳ) 配置予定担当技術者の経験【必要に応じて記載する。】

(ｴ) 業務の実施方針・実施フロー・工程計画・その他

(ｵ) 評価テーマに対する技術提案

技術評価点の満点は60点とし、算出方法は以下のとおりとする。

なお、技術評価点の満点は60点とする。

技術評価点＝60点×（技術評価の得点合計／技術評価の配点合計）

技術評価の得点合計＝（(ｱ)に係る評価点）＋（(ｲ)に係る評価点）＋（(ｳ)に係る評価点【必要に応じて記載する。】）＋（技術提案評価点×履行確実性度）

技術提案評価点＝（(ｴ)に係る評価点）＋（(ｵ)に係る評価点）

(3) 落札者の決定方法

ア　入札参加者は、価格及び(1)アからオまでをもって入札を行い、入札価格が予決令第79条の規定に基づいて作成された予定価格（以下「予定価格」という。）の制限の範囲内であるもののうち、(2)によって得られた評価値の最も高い者を落札者とする。

ただし、落札者となるべき者の入札価格によっては、その者により当該契約の内容に適合した履行がなされないおそれがあると認められるとき又はその者と契約を締結することが公正な取引の秩序を乱すこととなるおそれがあって著しく不適当であると認められるときは、予定価格の制限の範囲内で発注者の定める最低限の要求要件を全て満たして入札した他の者のうち、評価値が最も高い者を落札者とすることがある。

イ　上記の場合において、評価値の最も高い者が二者以上あるときは、くじへ移行する。くじの実施方法等については、発注者の指示による。

(4) 技術評価点を算出するための基準

「標準評価基準（別表第１）」の評価基準による。

なお、評価項目「業務の実施方針・実施フロー・工程計画・その他」及び「評価テーマに対する技術提案」は、ヒアリングを実施する場合は、ヒアリング内容を含めて評価する。

(5) 履行確実性の審査・評価のための追加資料

「履行確実性の審査・評価のための追加資料等」中１による。

(6) 履行確実性の審査・評価方法の概要

「履行確実性の審査・評価のための追加資料等」中２による。

(7) 実施上の留意点

受注者より提出された「業務の実施方針・実施フロー・工程計画・その他」及び「評価テーマに対する技術提案」については、業務完了後において履行状況の検査を行う。

受注者の責により提案内容を満足する業務が行われない場合は、ペナルティとして、業務成績評定を減ずることとし、最大10点の減点とする。

なお、受注者の責によらない場合とは、災害又はその他特別な事情がある場合等

のことをいい、発注者と受注者の協議により決定する。

予算令第85条の規定に基づいて作成された基準（以下「調査基準価格」という。）を下回る価格での入札（以下「低入札」という。）を行った者が本業務を受注した場合には業務完了後に履行確実性の審査のために提出した追加資料を実施額に修正した資料の再提出を求め、以下の内容について、履行確実性評価の達成状況等を確認し、その結果を業務成績評価において十分反映させられるものとする。

① 「履行確実性の審査のための追加資料等」中２（２）の審査項目ア及びイにおいて、審査時に比較して正当な理由がなく必要額を下回っていないか。

② 「履行確実性の審査のための追加資料等」中２（２）の審査項目エにおいて、審査時に比較して正当な理由がなく再委託額が下回っていないか。

③ 業務実施体制に関する問題が生じなかったか。

④ 業務成果品の品質に大きく影響するミスはなかったか。

６ 担当部局

〒○○○－○○○○ ○○県○○市○○町○－○
○○○○ ○○○○【当該発注機関、部署名を記載する。】
TEL ○○－○○○○－○○○○（内線○○○○）
FAX ○○－○○○○－○○○○

７ 競争参加資格の確認等

(1) 本競争の参加希望者は、上記４に掲げる競争参加資格を有することを証明するため、次に従い、申請書、技術資料及び技術提案書（以下「申請書等」という。）を提出し、契約担当官等から競争参加資格の有無について確認を受けなければならない。また、上記４(2)の格付を受けていない者も次に従い申請書等を提出することができる。この場合において、上記４(1)及び(4)から(9)までに掲げる事項を満たし、(7)に該当しないときは、開札の時点において上記４(2)及び(3)に掲げる事項を満たしていることを条件として競争参加資格があることを確認するものとする。

当該確認を受けた者が競争に参加するためには、開札の時点において上記４(2)及び(3)に掲げる事項を満たしていなければならない。

なお、期限までに申請書等を提出しない者及び競争参加資格がないと認められた者は、本競争に参加することができない。

申請書等の提出は、次に示すとおりとする。

ア 電子入札システムによる場合

(ｱ) 提出期間 平成○年○月○日から平成○年○月○日まで（行政機関の休日に関する法律（昭和63年法律第91号）第１条第１項に規定する行政機関の休日（以下「行政機関の休日」という。）を除く。）の毎日、午前８時から午後10時（金曜日は午後６時）まで。ただし、最終日は午後○時まで。

(ｲ) その他 申請書等が３MBを超える場合、技術資料及び技術提案書は、上記６に持参又は郵送（書留郵便に限る。）若しくは託送（書留郵便と同等のものに限る。）（以下「郵送等」という。）で提出することとし、電子入札システムとの分割は認めない。また、持参又は郵送等する場合は、次の内容を記載した書面を電子入札システムにより申請書とともに送信する。

・持参又は郵送等する旨の表示
・持参又は郵送等する書類の目録
・持参又は郵送等する書類のページ数
・持参又は発送年月日

(ｳ) ファイル形式 電子入札システムによる提出資料のファイル形式については、次のいずれかの形式にて作成する。

・一太郎 Ver ○○形式以下

・Microsoft Word　○○形式以下
・Microsoft Excel ○○形式以下
・その他のｱﾌﾟﾘｹｰｼｮﾝ PDFファイル　Acrobat ○○形式以下
画像ファイル JPEG及びGIF形式
圧縮ファイル LZH又はZIP形式

(ｴ) プリントアウト時に規定の枚数内となるように設定する。
なお、送信された資料のプリントアウトは白黒印刷で行う。

イ　紙入札方式による場合

(ｱ) 提出期間　平成○年○月○日から平成○年○月○日まで（行政機関の休日を除く。）の毎日、午前○時から午後○時まで（正午から午後１時までの間を除く。）。ただし、最終日は午後○時まで。

(ｲ) 提出場所　上記６に同じ。

(ｳ) 提出方法　持参又は郵送等による。

(2) 申請書は、別紙様式第２により作成する。

(3) 上記４(6)の実績及び(8)の経験の確認を行うに当たり、平成６年４月15日マラケシュで作成された政府調達に関する協定を適用している国及び地域並びに我が国に対して建設市場が開放的であると認められる国及び地域以外の国又は地域に主たる営業所を有する建設コンサルタント等にあっては、我が国における同種又は類似業務の実績及び経験をもって行う。

(4) 技術資料及び技術提案書は、次に従い作成する。

なお、アの実績並びにエ及びカの経験については、平成○年度以降に、業務が完了又は引渡しが完了しているものに限り記載することとし、記載する業務が平成16年４月１日以降に契約した防衛省発注機関（旧防衛施設局等を含む。）の業務の場合は、当該業務に係る業務成績評定通知書の写しを添付する。

ア　同種又は類似業務の実績

上記４(6)に掲げる資格があることを判断できる同種又は類似業務の実績を１件記載する。

記載する業務は、平成○年４月１日から公告日まで【当該年度及び前年度から過去10年間を記載する。】に完了又は引渡しが完了した業務とする。

記載様式は別紙様式第３とし、図面、写真等を引用する場合も含め、Ａ４版１枚に記載する。

イ　建築士法による事務所登録等（昭和25年法律第202号）

○級建築士事務所の登録状況のわかる証明書等の写しを添付する。

【設定する参加資格に合わせて必要な登録を記載する。】

ウ　配置予定管理技術者の経歴等

保有する資格について記載し、資格証の写しを提出する。

手持ち業務は、平成○年○月○日【入札公告日を記載する。】現在、防衛省以外の発注者（国内外問わず）のものも含めすべて記載する。

手持ち業務とは、管理技術者又は担当技術者となっている契約金額500万円以上の業務をいう。

プロポーザル方式による本業務以外の業務で配置予定技術者として特定された未契約業務がある場合は、手持ち業務の記載対象とし、業務の名称の後に「特定済」と明記するものとする。

記載様式は、別紙様式第４とする。

なお、配置予定技術者として複数の候補技術者の資格等を記載することもできる。ただし、審査及び評価は、評価点の合計が最も低い者とする。また、同一の技術者を重複して複数業務の配置予定技術者とすることはできるが、他の業務を

落札した又は特定されたことにより、配置予定技術者を配置することができなくなったときは、入札への参加はできないものとし、申請書を提出した者は、直ちに当該申請書の取下げを行う。また、電子入札システムにより入札金額を送信した後、辞退を行う場合は、電話及び電送（押印済みの入札辞退届）で入札の辞退を申込むと共に、速やかに書面により入札辞退届を提出する。他の業務を落札した又は特定されたことにより、配置予定技術者を配置することができないにもかかわらず入札した場合においては、不正又は不誠実な行為として、指名停止措置要領に基づく指名停止を行うことがある。

入札後、落札者決定までの期間（予決令第86条の調査（以下「低入札価格調査」という。）期間を含む。）において、他の業務を落札した又は特定されたことにより、配置予定技術者を配置することができなくなった場合は、直ちにその旨の申し出を行う。

この場合において、事実が認められた場合には、当該入札を無効とする。

落札後、配置予定技術者が配置できないことが明らかになった場合は、不正又は不誠実な行為として、指名停止措置要領に基づく指名停止を行うことがある。

エ　配置予定管理技術者の同種又は類似業務の経験

４(8)に掲げる資格があることを判断できる同種又は類似業務の経験を１件記載する。

記載する業務は、平成○年４月１日から公告日まで【当該年度及び前年度から過去10年間を記載する。】に完了又は引渡しが完了した業務とする（原則として、着手時から完了時まで従事している業務とする。）。

入札参加希望者以外が受注した業務経験を記載する場合は、当該業務を受注した企業名等を記載する。

記載様式は別紙様式第５とし、図面、写真等を引用する場合を含め、Ａ４版１枚に記載する。

オ　業務実施体制

下記事項に留意の上、業務の分担について記載する。共同体により業務を実施する場合は、備考欄に共同体の構成員である旨を記載すると共に、企業名等を記載する。また、代表者はその旨を記載する。

(ｱ) 共同体は、各構成員が優れた技術を有する分野を分担するものとし、必要以上に細分化しない。

(ｲ) 各構成員は実施する分担業務に応じて、１名以上の担当技術者を配置する。

(ｳ) 一の分担業務を複数の構成員が共同して実施することは認められない。

他の建設コンサルタント等に当該業務の一部を再委託する場合又は学識経験者等の技術協力を受けて業務を実施する場合は、備考欄に再委託先又は協力先、その理由（企業の技術的特徴等）を記載するものとする。ただし、業務の主たる部分を再委託してはならない。

(ｴ) 配置予定技術者を記載する。担当技術者は、実施する各担当業務ごとに代表技術者を１名ずつ、最大○名まで記載する。

(ｵ) 申請書の提出者以外の企業に所属する者を担当技術者とする場合には、企業名等も記載する。

記載様式は、別紙様式第６とする。

カ　配置予定担当技術者の同種又は類似業務の経験【必要に応じて記載する。】

配置予定担当技術者が過去に従事した「同種又は類似業務」の経験を１件記載する。記載する業務は、平成○年４月１日から公告日まで【当該年度及び前年度から過去10年間を記載する。】に完了又は引渡しが完了した業務とする（原則として、着手時から完了時まで従事している業務とする。）。

入札参加希望者以外が受注した業務経験を記載する場合は、当該業務を受注した企業名等を記載する。

記載様式は別紙様式第10とし、図面、写真等を引用する場合も含め、Ａ４版１枚に記載する。

キ　技術提案書

入札参加希望者は、技術提案書を提出するものとする。

記載様式は別紙様式第７とし、次の(ｱ)及び(ｲ)に示す内容とする。

(ｱ) 業務の実施方針・実施フロー・工程計画・その他

業務の実施方針・実施フロー・工程計画・その他を別紙様式第８に記載する。

提出枚数は、Ａ４版１枚とすること。

(ｲ) 評価テーマに対する技術提案

上記３(2)に示した、評価テーマに対する取り組み方法を記載する。

記載に当たっては、概念図、出典を明示した図表、既往成果、現地写真を用いることはできるが、本件のために作成したＣＧ及び詳細図面等を用いることは認めない。

記載様式は別紙様式９とし、１テーマにつきＡ４版１枚以内に記載する。

ク　契約書の写し等

同種又は類似業務の実績及び経験として記載した業務に係る契約書の写し及び当該同種又は類似業務を証明する資料を提出する。ただし、当該業務が、財団法人日本建設情報総合センターの「測量調査設計業務実績情報サービス（TECRIS/テクリス）」又は一般社団法人公共建築協会「公共建築設計者情報システム」（PUBDIS）に登録されている場合はその写しを添付するものとし、契約書の写しを提出する必要はない。

(5) 競争参加資格の確認は、申請書等の提出期限をもって行うものとし、その結果は電子入札システムにより、また、紙入札方式による場合は申請時に提出された返信用封筒により、平成○年○月○日までに通知する。

(6) 競争参加資格を与えない要件

技術提案書の記載内容が次の事項のいずれかに該当し、業務が適切に履行できないと判断される場合は、競争参加資格を与えない。

ア　技術提案書の提出がない場合

イ　内容がほとんど記載されていない場合

ウ　提案内容が判断できない場合

(7) その他

ア　申請書等の作成及び提出に係る費用は、申請者の負担とする。

イ　契約担当官等は、提出された申請書等を競争参加資格の確認及び総合評価の審査・評価並びに入札・契約に関する統計的分析以外に申請者に無断で使用しない。

ウ　提出された申請書等は、返却しない。

エ　提出期限以降における申請書等の差し替え及び再提出は認めない。

オ　申請書等に関する問い合わせ先　上記６に同じ。

８　競争参加資格がないと認めた者に対する理由の説明

(1) 競争参加資格がないと認められた者は、契約担当官等に対して競争参加資格がないと認めた理由について、次に従い説明を求めることができる。

ア　提出方法　電子入札システムにより、また、紙入札方式による場合は書面（様式は自由とする。）を上記６に持参するものとし、郵送等によるものは受け付けない。

イ　提出期間

(ｱ) 電子入札システムによる場合

上記７(5)の通知の日から平成○年○月○日まで（行政機関の休日を除く。）の毎日、午前８時から午後10時（金曜日は午後６時）まで。ただし、最終日は午後○時まで。

(ｲ) 紙入札方式による場合

上記７(5)の通知の日から平成○年○月○日まで（行政機関の休日を除く。）の毎日、午前○時から午後○時まで（正午から午後１時までの間を除く。）。ただし、最終日は午後○時まで。

(2) 契約担当官等は、(1)により説明を求められたときは、平成○年○月○日までに説明を求めた者に対し電子入札システムにより、また、紙入札方式による場合は書面により回答する。

９　入札説明書に対する質問

(1) 入札説明書に質問がある者は、契約担当官等に対して次に従い質問することができる。

ア　提出方法　電子入札システムにより、また、紙入札方式による場合は書面（様式は自由とする。）を上記６に持参又は郵送等により提出する。

イ　提出期間

(ｱ) 電子入札システムによる場合

平成○年○月○日から平成○年○月○日まで（行政機関の休日を除く。）の毎日、午前８時から午後10時（金曜日は午後６時）まで。ただし、最終日は午後○時まで。

(ｲ) 紙入札方式による場合

平成○年○月○日から平成○年○月○日まで（行政機関の休日を除く。）の毎日、午前○時から午後○時まで（正午から午後１時までの間を除く。）。ただし、最終日は午後○時まで。郵送等による場合は、平成○年○月○日午後○時必着。

(2) (1)の質問に対する回答書は、電子入札システムにより回答するので確認するものとする。また、紙入札方式による場合は、平成○年○月○日から平成○年○月○日まで（行政機関の休日を除く。）の毎日、午前○時から午後○時まで、上記６において閲覧に供する。

10　技術提案の審査

競争参加資格確認の通知を行った後に、入札参加者から提出された技術提案について審査を行うものとする。審査について、次のいずれかに該当する場合は、競争参加資格通知を受けて入札した場合においても、当該入札を無効とする場合がある。

(1) 業務目的に反する記述や事実誤認等適切な業務執行が妨げられる内容となっている場合。

(2) 実施方針と評価テーマの技術提案に矛盾等があり、整合性が図られていない場合。

11　配置予定技術者のヒアリング

配置予定技術者についてはヒアリングを行わない。

【ヒアリングを実施する場合は、以下のとおり記載する。】

(1) 次のとおり配置予定の技術者に対してヒアリングを行うものとする。

ア　実施期間　平成○年○月○日から平成○年○月○日まで。

イ　実施場所　○○○○室

ウ　出席者　配置予定管理技術者（１名に限る。）

【管理技術者以外の出席を求める場合は、必要に応じて記載する。】

(2) ヒアリングの日時及び留意事項等は別途通知する。
(3) ヒアリング時の追加資料は受理しない。また、ヒアリングを拒否した場合は、本業務の競争参加を辞退したものとみなす場合がある。
(4) ヒアリング時の録音、撮影は認めない。
(5) ヒアリングについて、次のいずれかに該当する場合は、競争参加資格通知を受けて入札した場合においても、当該入札を無効とする場合がある。
ア　技術者自身の業務実績について、説明できない等自ら主体的に携わったことが認められない場合。
イ　本業務の目的、内容又は技術提案の内容を理解していない場合。
ウ　質問に対する回答が全くない若しくは回答が著しく不適切である場合。

12　履行確実性に関するヒアリング等
(1) 次のとおり低入札を行った者に対して、技術提案の履行を含め、契約内容に適合した履行が可能か否かを審査するため、開札後、速やかにヒアリングを行うものとする。
ア　実施予定日：平成○年○月○日から平成○年○月○日まで。
イ　実施場所：○○○○室
ウ　時間：○○分程度
(2) ヒアリングの日時及び留意事項等は別途通知する。
(3) ヒアリングの出席者は、配置予定管理技術者を必ず含め３名以内とする。
(4) 低入札を行った者は、技術提案の確実な履行の確保を含め、契約の内容に適合した履行がされないおそれがあることから、技術提案書のほかに、開札後、履行確実性の審査のための追加資料の提出を求める。
　追加資料を提出すべき旨の連絡は、下記16.（1）の開札の後、○月○日（○）【開札日から２日以内の日（開札日及び行政機関の休日を除く。）を記載する。】午後○時までに入札参加者あてに連絡するものとし、その提出は、○月○日（○）【追加資料を提出すべき旨の連絡を行った日の翌日から起算して３日以内の日（行政機関の休日を除く。）を記載する。】

13　入札方法等
(1) 入札書の提出方法等
ア　電子入札システムによる場合
　提出期間　平成○年○月○日から平成○年○月○日まで（行政機関の休日を除く。）の毎日、午前８時から午後10時（金曜日は午後６時）まで。ただし、最終日は午後○時までとする。
イ　紙入札方式による場合
(ｱ) 提出期間　持参による場合は、平成○年○月○日午前○時から午後○時まで（正午から午後１時までの間を除く。）。郵送等による場合は、平成○年○月○日午後○時必着。
(ｲ) 提出場所　上記６に同じ。
(ｳ) 提出方法　持参による場合は、入札書及び業務費内訳明細書を各々封筒に入れて封かんし、入札書を入れた封筒の表に「入札書在中」と朱書きする。さらにこれらを１つの別の封筒に入れて封かんし、封筒の表に入札件名、開札日時及び商号又は名称を記載の上、提出する。また、一般競争参加資格確認通知書又はその写しを提示する。
　郵送等による場合は、入札書及び業務費内訳明細書を各々封筒に入れて封かんし、入札書を入れた封筒の表に「入札書在中」と朱書きする。さらにこれらと一般競争参加資格確認通知書の写しを別の封筒に入れ、封かんし、封筒の表

に入札件名、開札日時及び商号又は名称を記載の上、提出する。

(2) 落札決定に当たっては、入札書に記載された金額に当該金額の100分の○【消費税及び地方消費税とを合わせた税率を記載する。】に相当する額を加算した金額（当該金額に１円未満の端数があるときは、その端数金額を切り捨てた金額）をもって落札価格とするので、入札参加者は、消費税及び地方消費税に係る課税事業者であるか免税事業者であるかを問わず、見積った契約希望金額の○○○分【100+消費税及び地方消費税とを合わせた税率を記載する。】の100に相当する金額を入札書に記載する。

(3) 入札回数は、原則として２回を限度とする。ただし、２回目の入札において落札者がいない場合は、３回目の入札を執行する場合もある。また、予決令第９９条の２の規定による随意契約（以下「不落随契」という。）は、特別な場合を除き適用しない。なお、不落随契を行う場合、不落随契へ移行する前の入札結果をもって評価値の算定を行い、評価値が最も高い者に見積依頼を行うものとする。

14　入札保証金及び契約保証金

(1) 入札保証金　免除

(2) 契約保証金　納付（保管金の取扱店　○○銀行○○支店）。ただし、利付国債の提供（取扱官庁　○○○○）又は金融機関若しくは保証事業会社の保証（取扱官庁　○○○○）をもって契約保証金の納付に代えることができる。また、公共工事履行保証証券による保証を付し又は履行保証保険契約の締結を行った場合は、契約保証金を免除する。【契約保証金を免除する場合は、その旨記載する。】

15　業務費内訳明細書

(1) 第１回の入札に際し、第１回の入札書に記載される入札金額に対応した業務費内訳明細書を提出しなければならない。

(2) 業務費内訳明細書には、必ず表紙を付けるものとし、表紙には商号又は名称、住所及び代表者氏名（紙入札方式による場合は、必ず押印する。）並びに発注者名及び業務の名称を記載し、表紙以外には商号又は名称、住所及び代表者氏名を記載しない。

(3) 業務費内訳明細書の提出方法等

ア　電子入札システムによる場合

(ｱ) 提出期間　上記13(1)アに同じ。

(ｲ) その他　業務費内訳明細書が３MBを超える場合には、上記６に持参又は郵送等により提出し、電子入札システムとの分割は認めない。また、この場合は、次の内容を記載した書面を電子入札システムにより入札書とともに送信する。

・持参又は郵送等する旨の表示
・持参又は郵送等する書類の目録
・持参又は郵送等する書類のページ数
・持参又は発送年月日

(ｳ) ファイル形式　PDF　(Acrobat○○形式以下）等、一般的なフォーマット

イ　紙入札方式による場合

(ｱ) 提出期間　上記13(1)イに同じ。

(ｲ) 提出方法　上記13(1)イを参照

(ｳ) 提出場所　上記６に同じ。

(4) 提出された業務費内訳明細書は返却しないものとする。

(5) 業務費内訳明細書を提出しない者は、入札に参加することができない。

(6) 業務費内訳明細書の確認の結果、別表第２の各項に該当する場合は、入札心得書に規定する「その他入札に関する条件に違反した入札」として、当該入札参加者の入札を無効とする場合がある。

(7) 提出された業務費内訳明細書について説明を求める場合がある。
(8) 業務費内訳明細書について、必要に応じ公正取引委員会へ提出する場合がある。この場合、指名停止措置要領に基づき、指名停止を行うことがある。
(9) 業務費内訳明細書は、参考図書として提出を求めるものであり、契約上の権利義務を生じるものではない。

16　開札
(1) 開札の日時及び場所
ア　日時　平成○年○月○日午前○時○分
イ　場所　○○○○室
(2) 開札は、(1)に掲げる日時及び場所において、入札参加者又はその代理人を立ち会わせて行う。ただし、入札参加者又はその代理人が立ち会わない場合は、入札事務に関係のない職員を立ち会わせて行う。
(3) 紙入札方式による入札参加者は、開札に立ち会わない場合でも、その者から提出された入札書は有効なものとして取扱う。
(4) (3)の場合において、再度の入札を行うこととなったときは、持参による入札参加者は再度の入札を辞退したものとして取扱うものとするが、郵送等による入札参加者に対しては、再度の入札への参加の意思の有無を電話により確認するものとする。
(5) 第１回目の入札において落札者が決定しなかった場合は、再度入札に移行する。再度入札の日時については、発注者から再度入札通知書を送信するので、パソコンの前でしばらく待機するものとする。開札処理に時間を要する場合は、発注者から開札状況を電子入札システムにより連絡する。

17　入札の無効
(1) 次に掲げる入札は無効とする。
ア　本公告において示した競争参加資格のない者のした入札
イ　申請書等に虚偽の記載をした者の入札
ウ　現場説明書及び入札心得書において示した条件等入札に関する条件に違反した入札
なお、契約担当官等により競争参加資格のある旨確認された者であっても、落札決定の時点において上記４に掲げる資格のないものは競争参加資格のない者に該当する。
(2) 次に掲げる入札は無効とする場合がある。
ア　上記10又は上記11(5)に該当する者のした入札
イ　履行確実性に関するヒアリングに応じない場合及び追加資料の提出を求められた者が追加資料を提出しない場合は、入札に関する条件に違反した入札。
(3) (1)アからウまでに該当する者が落札者であった場合は、落札決定を取消すものとし、(2)ア又はイにより無効とした場合は、開札後に無効にした旨の通知を行う。

18　落札者の決定方法
(1) 落札者は上記５に定めるところに従い、評価値の最も高い者とする。
ただし、落札者となるべき者の入札価格によっては、その者により当該契約の内容に適合した履行がされないおそれがあると認められるとき又はその者と契約を締結することが公正な取引の秩序を乱すこととなるおそれがあって著しく不適当であると認められるときは、予定価格の制限の範囲内で、発注者の定める最低限の要求要件をすべて満たして入札した他の者のうち、評価値が最も高い者を落札者とすることがある。
(2) (1)の場合において、落札者となるべき同評価値の者が二者以上あるときは、くじへ移行する。くじの実施方法等については、発注者から指示をする。

(3) 落札者となるべき者の入札価格が調査基準価格を下回る場合は、低入札価格調査を行うので、落札者となるべき者は、調査に協力しなければならない。

19　手続における交渉の有無　無

20　契約書作成の要否等

別冊契約書案により、契約書を作成するものとする。

21　非落札理由の説明

(1) 非落札者のうち、落札者の決定結果に対して不服がある者は、落札者決定の通知を行った日の翌日から起算して７日（行政機関の休日を除く。）以内に電子入札システムにより、契約担当官等に対して非落札理由についての説明を求めることができる。ただし、紙入札方式による場合は書面（様式は自由とする。）を持参するものとし、郵送等によるものは受け付けない。

(2) (1)の非落札理由について説明を求められたときは、説明を求めることができる最終日の翌日から起算して10日（行政機関の休日を除く。）以内に電子入札システムにより、また、紙入札方式により提出された者に対しては、書面により回答する。

22　苦情申立て

本手続における競争参加資格の確認その他の手続に関し、「政府調達に関する苦情の処理手続（平成７年12月14日付け政府調達苦情処理推進会議決定)」により、政府調達苦情検討委員会（連絡先：内閣府政府調達苦情処理対策室（政府調達苦情検討委員会事務局、電話03-3581-9044（直通））に対して苦情を申し立てることができる。

23　関連情報を入手するための照会窓口　上記６に同じ。

24　評価内容の担保

総合評価において評価した技術等については、すべて契約書にその内容を記載することとし、その履行を確保するものとする（以下、記載例のとおりとする。)。

※記載例(契約書)

（附　則）

受注者は、以下の条件を厳守しなくてはならない。

条件《技術提案》

１　○○○○に係る提案

２　△△△△に係る提案

以上の項目について、申請書等提出時に提案した内容が認められたことから、その履行を担保するものとする。

なお、評価した提案の性能などが、業務の検査においてすべて確認できない場合は、当該業務のうち評価した技術の履行に関する部分は、業務完了後においても引き続き履行する義務を有するものとする。

25　その他

(1) 入札・契約の手続において使用する言語及び通貨は、日本語及び日本国通貨に限る。

(2) 入札参加者は、入札心得書及び契約書案を熟読し、入札心得書を遵守する。

(3) 申請書等に虚偽の記載をした場合は、指名停止措置要領に基づく指名停止を行うことがある。

(4) 本業務を受注したコンサルタント及び本業務を受注したコンサルタントと資本、人事面等において関連があると認められた製造業者又は建設業者は、本業務に係る工事の入札に参加し又は当該工事を請け負うことができない。

(5) 申請書等に記載した配置予定技術者は、病休、死亡、退職等の極めて特別な場合でやむを得ないとして、承認された場合のほかは、変更を認めない。病休等特別な

理由によりやむを得ず配置予定技術者を変更する場合は、上記４(8)に掲げる基準を満たし、かつ、当初の配置予定技術者と同等以上と認められる者を配置しなければならない。

(6) 入札後、契約を締結するまでの間に、都道府県警察から暴力団関係業者として防衛省が発注する工事等から排除するよう要請があり、当該状態が継続している有資格者とは契約を行わない。

(7) 電子入札システムは、行政機関の休日を除く毎日、午前８時から午後10時（金曜日は午後６時）まで稼働している。また、稼働時間内でシステムをやむを得ず停止する場合は、防衛施設建設工事電子入札ヘルプデスクセンターホームページの「緊急連絡情報」で公開する。

防衛施設建設工事電子入札ヘルプデスクセンターホームページアドレス

http://acc.mod-eboc.go.jp/WDESK/index.html

(8) システム操作上の手引き書としては、防衛施設建設工事電子入札システムセンターホームページ「操作マニュアル」を参考とする。

(9) 障害発生時及び電子入札システム操作等の問い合わせ先は次のとおりとする。

ア　システム操作・接続確認等の問い合わせ先

防衛施設建設工事電子入札ヘルプデスクセンター

TEL 03-5444-5890（受付は行政機関の休日を除く毎日、９時から17時まで）

FAX 03-5444-5892（24時間受付。ただし、回答は行政機関の休日を除く毎日、９時から17時まで）

メールアドレス　help@mod-eboc.go.jp（24時間受付。ただし、回答は行政機関の休日を除く毎日、９時から17時まで）

イ　ICカードの不具合等発生時の問い合わせ先

取得した各認証局

ウ　申請書類、応札等の締め切り時間が切迫しているなど緊急を要する場合は、上記６へ電話により連絡する。

(10)入札参加希望者が電子入札システムで書類を送信した場合には、受付時又は受付期限後に通知書及び受付票を送信者に発行するので、必ず確認するものとする。

(11)申請書等の作成及びヒアリングに関する費用は、提出者の負担とする。

別表第１

標準評価基準

【】は注意点を示しているので、本信には記載しない。
【対象業務ごとに必要項目について作成する。】

（企業評価）

評価項目	評価の着目点		判断基準	評価の配点（点）
企業の実績及び能力	業務実績	業務実績	元請けとして平成○年４月１日から公告日まで【当該年度及び前年度から過去10年間を記載する。】に、完了又は引渡しが完了した同種又は類似業務実績を下記の順位で評価する。 ①　同種業務の実績 ②　類似業務の実績	①　15 ②　8
		地域業務実績	元請けとして平成○年４月１日から公告日まで【当該年度及び前年度から過去10年間を記載する。】に、完了又は引渡しが完了した○○県内の同種又は類似業務の実績を下記の順位で評価する。 ①　○○県内の防衛省発注機関（旧防衛施設局等を含む。）の同種又は類似業務実績 ②　○○県内の防衛省発注機関（旧防衛施設局等を含む。）以外の同種又は類似業務実績 ③　実績なし 【必要に応じて記載する。県名は複数でも可とする。】 【ＷＴＯ政府調達協定対象業務の場合は、記載しない。】	①　5 ②　3 ③　0
	成績・表彰	業務成績	土木関係建設コンサルタント業務の場合 防衛省発注機関（旧装備施設本部を含む。）が発注した業務のうち、本業務における一般競争(指名競争）参加資格の業種区分において、元請けとして平成○年○月○日から平成○年○月○日【①４月～６月の公告を記載する場合：前年度の９月30日から過去２年間を記載する。②７月～３月の公告を記載する場合：前年度の３月31日から過去２年間を記載する。】に完了又は引渡しが完了した業務の評定点の平均を下記の順位で評価する。 ①　80点以上 ②　75点以上80点未満 ③　70点以上75点未満 ④　65点以上70点未満 ⑤　実績なし ⑥　65点未満 建築関係建設コンサルタント業務の場合 防衛省発注機関（旧装備施設本部を含む。）が発注した業務及び入札説明書７（４）スの「業務成績の相互利用機関と適用対象業務」に示す各発注機関ごとの「相互利用の適用対象」業務のうち、本業務における一般競争(指名競争）参加資格の業種区分において、元請けとして平成○年○月○日から平成○年○月○日【①４月～６月の公告を記載する場合：前年度の９月30日から過去２年間を記載する。②７月～３月の公告を記載する場合：前年度の３月31日から過去２年間を記載する。】に完了又は引渡しが完了した業務の評定点の平均を下記の順位で評価する。 ①　80点以上 ②　75点以上80点未満 ③　70点以上75点未満 ④　65点以上70点未満 ⑤　実績なし ⑥　65点未満 【ＷＴＯ政府調達協定対象業務の場合は、記載しない。】	①　30 ②　20 ③　15 ④　10 ⑤　0 ⑥　−10
		優秀業	本業務における一般競争(指名競争）参加資格の業種区分において、平成○年４月１日から公告日まで【当該年度及び前年度から過去２年間を記載する。】の大臣官房施設監の顕彰、地方防衛局長の感謝状の贈与又は地方防衛局調達部長若しくは地方防衛支	①　5 ②　4 ③　3

		務顕彰等	局長の顕彰の実績を下記の順位で評価する。 ①　大臣官房施設監の特別優秀業務顕彰の実績 ②　当該地方防衛局長の感謝状の贈与の実績 ③　当該地方防衛局調達部長又は当該地方防衛支局長の優秀業務顕彰の実績 ④　他地方防衛局長の感謝状の贈与の実績 ⑤　他地方防衛局調達部長又は他地方防衛支局長の優秀業務顕彰の実績 ⑥　実績なし （複数業務の実績があるときは、その合計点とするが、最大５点までとする。） 【ＷＴＯ政府調達協定対象業務の場合は、記載しない。】	④　２ ⑤　１ ⑥　０ （最大５）
	その他	事故及び不誠実な行為	過去６月間に○○地方防衛局等【当該契約担当官等の所在地を管轄する地方防衛局等を記載する。】での指名停止措置要領に基づく指名停止措置等を受けている場合は、評価を減ずる（過去６月とは申請書の提出期限の日の前日からさかのぼること６月以内に指名停止期間がある場合をいう。）。 ①　指名停止期間（累積）：６月以上 ②　指名停止期間（累積）：３月以上６月未満 ③　指名停止期間（累積）：３月未満 ④　文書注意 ⑤　口頭注意 【ＷＴＯ政府調達協定対象業務の場合は、記載しない。】	①　－５ ②　－４ ③　－３ ④　－２ ⑤　－１
		国との信頼関係を損なう行為	国との信頼関係を損なう行為が認められる場合は、評価を減ずる。 【ＷＴＯ政府調達協定対象業務の場合は、記載しない。】	－１
小　　計 【小計の最大点は、記載した項目に応じて記載する。】				最大 55

（予定管理技術者評価）

評価項目	評価の着目点		判断基準	評価の配点（点）
配置予定管理技術者の経験及び能力	業務経験	業務経験	平成○年４月１日から公告日まで【当該年度及び前年度から過去10年間を記載する。】に完了又は引渡しが完了した同種又は類似業務経験を下記の順位で評価する（原則として、着手時から完了時まで従事している業務とする。）。 ①　同種業務の経験 ②　類似業務の経験	①　10 ②　5
		地域業務経験	平成○年４月１日から公告日まで【当該年度及び前年度から過去10年間を記載する。】に完了又は引渡しが完了した○○県内の同種又は類似業務の経験を下記の順位で評価する（原則として、着手時から完了時まで従事している業務とする。）。 ①　○○県内の防衛省発注機関（旧防衛施設局等を含む。）の同種又は類似業務経験 ②　○○県内の防衛省発注機関（旧防衛施設局等を含む。）以外の同種又は類似業務経験 ③　経験なし 【必要に応じて記載する。県名は複数でも可とする。】 【ＷＴＯ政府調達協定対象業務の場合は、記載しない。】	①　5 ②　3 ③　0
	成績・表彰	業務成績	土木関係建設コンサルタント業務の場合 防衛省発注機関（旧装備施設本部を含む。）が発注した業務のうち、管理技術者として従事し、平成○年○月○日から平成○年○月○日【①４月～６月の公告を記載する場合：前年度の９月30日から過去２年間を記載する。②７月～３月の公告を記載する場合：前年度の３月31日から過去２年間を記載する。】に完了又は引渡しが完了した業務の評定点の平均を下記の順位で評価する。 ①　80点以上 ②　75点以上80点未満 ③　70点以上75点未満 ④　65点以上70点未満 ⑤　経験なし ⑥　65点未満 建築関係建設コンサルタント業務の場合 防衛省発注機関（旧装備施設本部を含む。）が発注した業務及び入札説明書７（４）スの「業務成績の相互利用機関と適用対象業務」に示す各発注機関ごとの「相互利用の適用対象」業務のうち、管理技術者として従事し、平成○年○月○日から平成○年○月○日【①４月～６月の公告を記載する場合：前年度の９月30日から過去２年間を記載する。②７月～３月の公告を記載する場合：前年度の３月31日から過去２年間を記載する。】に完了又は引渡しが完了した業務の評定点の平均を下記の順位で評価する。 ①　80点以上 ②　75点以上80点未満 ③　70点以上75点未満 ④　65点以上70点未満 ⑤　経験なし ⑥　65点未満 【ＷＴＯ政府調達協定対象業務の場合は、記載しない。】	①　30 ②　20 ③　15 ④　10 ⑤　0 ⑥　−10
		優秀業務技術者顕彰等	平成○年４月１日から公告日まで【当該年度及び前年度から過去２年間を記載する。】の大臣官房施設監の顕彰、地方防衛局長の感謝状の贈与又は地方防衛局調達部長若しくは地方防衛支局長の顕彰の実績を下記の順位で評価する（優秀業務技術者顕彰等及び管理技術者として従事した業務顕彰等を対象とする。）。 ①　大臣官房施設監の特別優秀業務技術者顕彰、当該地方防衛局長の感謝状の贈与又は当該地方防衛局調達部長若しくは当該地方防衛支局長の優秀業務技術者顕彰の実績 ②　他地方防衛局長の感謝状の贈与又は他地方防衛局調達部長若しくは他地方防衛支局長の優秀業務技術者顕彰の実績 ③　管理技術者として従事した、大臣官房施設監の特別優秀業務顕彰、当該地方防衛局長の感謝状の贈与又は当該地方防衛局調達部長若しくは当該地方防衛支局長の優秀業務顕彰の実績	①　5 ②　3 ③　3 ④　1 ⑤　0 （最大５）

			④　管理技術者として従事した、他地方防衛局長の感謝状の贈与又は他地方防衛局調達部長若しくは他地方防衛支局長の優秀業務顕彰の実績 ⑤　実績なし （複数業務の実績があるときは、その合計点とするが、最大５点までとする。） 【ＷＴＯ政府調達協定対象業務の場合は、記載しない。】		
資格要件	技術者資格	建築	・１級建築士		5
			・その他		0
		土木設計	・技術士 ・博士		5
			・ＲＣＣＭ ・土木学会認定技術者（特別上級、上級、１級）		3
			・その他		0
		土木監理	・技術士 ・１級土木施工管理技士 ・土木学会認定技術者（特別上級、上級、１級） ・公共工事品質確保技術者（Ⅰ、Ⅱ）		5
			・ＲＣＣＭ		3
			・その他		0
		電気設備	・建築設備士 ・１級建築士 ・技術士		5
			・ＲＣＣＭ		3
			・１級電気工事施工管理技士		1
			・その他		0
		機械設備	・建築設備士 ・１級建築士 ・技術士		5
			・ＲＣＣＭ		3
			・１級管工事施工管理技士		1
			・その他		0
		通信設備	・建築設備士 ・１級建築士 ・技術士		5
			・ＲＣＣＭ		3
			・その他		0
		測量	・測量士		5
			・その他		0
		地質調査	・技術士 ・地質調査技士 ・ＲＣＣＭ ・博士		5
			・その他		0
		防衛施設整備監理業務	・技術士 ・１級建築士 ・１級○○施工管理技士 ・建築設備士 ・土木学会認定技術者（特別上級、上級、１級） ・公共工事品質確保技術者（Ⅰ、Ⅱ） ・公共建築工事品質確保技術者（Ⅰ、Ⅱ）		5
			・ＲＣＣＭ		3
			・その他		0
		防衛施設技術	・技術士 ・１級建築士 ・１級○○施工管理技士 ・建築設備士 ・土木学会認定技術者（特別上級、上級、１級） ・公共工事品質確保技術者（Ⅰ、Ⅱ）		5

			審査業務	・公共建築工事品質確保技術者（Ⅰ、Ⅱ） ・電気主任技術者 ・ＲＣＣＭ ・公共工事の技術審査を実施した経験を有する者 ・公共工事の発注者として技術的実務経験を２５年以上有する者	
				・その他	0
			その他	・技術士 ・１級建築士 ・１級○○施工管理技士 ・建築設備士 ・電気主任技術者 ・土木学会認定技術者（特別上級、上級、１級） ・公共工事品質確保技術者（Ⅰ、Ⅱ） ・公共建築工事品質確保技術者（Ⅰ、Ⅱ） ・ＲＣＣＭ ・○○を実施した経験を有する者 ・○○の実務経験を○○年以上有する者	5
				・その他	0
			【各職種の資格については仕様書に応じて適宜記載する。資格を重複しての評価は行なわない。】		
小　　計 【小計の最大点は、記載した項目に応じて記載する。】					最大 55

（予定担当技術者評価）

評価項目	評価の着目点			評価の配点（点）
			判断基準	
配置予定担当技術者の経験	業務経験	業務経験	平成○年４月１日から公告日まで【当該年度及び前年度から過去10年間を記載する。】に完了又は引渡しが完了した同種又は類似業務経験を下記の順位で評価する（原則として、着手時から完了時まで従事している業務とする。）。 ①　同種業務の経験 ②　類似業務の経験 ③　経験なし	①　5 ②　3 ③　0 【各職種最大５】
		地域業務経験	平成○年４月１日から公告日まで【当該年度及び前年度から過去10年間を記載する。】に完了又は引渡しが完了した○○県内の同種又は類似業務の経験を下記の順位で評価する（原則として、着手時から完了時まで従事している業務とする。）。 ①　○○県内の防衛省発注機関（旧防衛施設局等を含む。）の同種又は類似業務経験 ②　○○県内の防衛省発注機関（旧防衛施設局等を含む。）以外の同種又は類似業務経験 ③　経験なし 【必要に応じて記載する。県名は複数でも可とする。】 【ＷＴＯ政府調達協定対象業務の場合は、記載しない。】	①　5 ②　3 ③　0 【各職種最大５】
	【必要に応じて評価対象とする職種を選択する。一職種で複数の技術者を配置する場合は、評価の低い技術者を評価の対象とする。】			
小　　計 【小計の最大点は、記載した項目に応じて記載する。】				各職種 最大 10

必要に応じて設定する。

（業務実施体制）

評価項目	評価の着目点		評価の配点（点）
		判断基準	
業務実施体制	業務の妥当性	業務の分担について記載する。 なお、以下のいずれかの項目に該当する場合には欠格とする。 ①　再委託の内容が、主たる部分の場合。 ②　業務の分担構成が、不明確又は不自然な場合。 ③　共同体による業務の分担構成が細分化され過ぎて、一の分担業務を複数の構成員が実施することとしている場合。	数値化しない。
	実施体制		

（ 業務の実施方針・実施フロー・工程計画・その他）
（評価テーマに対する技術提案）（標準型のみ）
ヒアリングを実施する場合は、ヒアリング内容を含めて評価する。

評価項目		評価の着目点		評価の配点（点）
			判断基準	
業務の実施方針・実施フロー・工程計画・その他		業務の理解度	業務の実施方針となる目的・内容及び与条件の理解度が高い場合は優位に評価する。	10
			上記業務目的等を踏まえた検討項目及び成果品に対する着眼点の具体性が高い場合は優位に評価する。	10
		業務実施手順	業務実施手順を示す実施フローの妥当性が高い場合は優位に評価する。	10
			業務量の把握状況を示す工程計画の妥当性が高い場合は優位に評価する。	10
		その他	有益な代替案、重要事項の指摘がある場合は優位に評価する。	10
評価テーマに対する技術提案	※全体	評価テーマ間の整合性	的確性について、複数の評価テーマ間の整合性が高い場合は優位に評価する。	10
			実現性について、複数の評価テーマ間の整合性が高い場合は優位に評価する。	10
	評価テーマ１	的確性	地形、環境、地域特性などの与条件との整合性が高い場合は優位に評価する。	10
			必要なキーワード（着眼点、問題点、解決方法等）が網羅されている場合は優位に評価する。	10
			事業の重要度を考慮した提案となっている場合は優位に評価する。	5
			事業の難易度に相応しい提案となっている場合は優位に評価する。	5
		実現性	提案内容に説得力がある場合は優位に評価する。	10
			提案内容を裏付ける類似実績などが明示されている場合は優位に評価する。	10
			利用しようとする技術基準、資料が適切な場合は優位に評価する。	5
			提案内容によって想定される事業費が適切な場合は優位に評価する。	5
	※評価テーマ２	的確性、実現性について上記を準用する。		
「業務の実施方針・実施フロー・工程計画・その他」及び「評価テーマに対する技術提案」については、評価の配点が10点の場合は「10点、８点、６点、４点、０点」の ５段階で評価を行う（５点の場合は「５点、４点、３点、２点、０点」の５段階で評価を行う。）。				
小　計 【小計の最大点は、記載した項目に応じて記載する。】				最大 190

必要に応じて設定する。
※　評価テーマを１つに設定した場合は選択しない。

別表第２

１　未提出であると認められる場合	(1)	業務費内訳明細書が白紙である場合
	(2)	業務費内訳明細書に表紙が付いていない場合
２　記載すべき事項が欠けている場合	(1)	数量、単価、金額等の記載が欠けている場合
３　記載すべき事項に誤りがある場合	(1)	業務の名称に誤りがある場合
	(2)	提出企業名に誤りがある場合
	(3)	業務費内訳明細書の合計金額が入札金額と異なる場合
４　その他	(1)	他の入札参加者の業務費内訳明細書と類似し、合理性がなく極めて不自然な場合

別紙様式第１
（用紙Ａ４版）
平成　年　月　日

紙入札方式参加承諾願

１　業務の名称：

２　電子入札システムでの参加ができない理由

上記の案件は、電子入札対象案件ではありますが、今回は当社においては上記理由により電子入札システムを利用しての参加ができないため、紙入札方式での参加を承諾いただきますようお願いいたします。

住　　所
商号又は名称
役　　職
氏　　名　　印

（契約担当官等の官職氏名）　　殿

別紙様式第２
（用紙Ａ４版）
平成　年　月　日

一 般 競 争 参 加 資 格 確 認 申 請 書

○○○○
　　○○○○　殿【発注者名を記載する。】

住　　所
商号又は名称
代表者氏名　　印

平成　　年　　月　　日付けで入札公告のありました○○○○業務に係る競争参加資格について確認されたく、下記の書類を添えて申請します。
なお、予算決算及び会計令（昭和22年勅令第165号）第70条の規定に該当する者でないこと及び添付書類の内容について事実と相違ないことを誓約します。

記

１　入札説明書７(4)アに定める企業の同種又は類似業務の実績を記載した書面
２　入札説明書７(4)イに定める建築士法による事務所所登録等を記載した書面（必要な場合のみ）
３　入札説明書７(4)ウに定める企業の業務成績を記載した書面（※）
４　入札説明書７(4)エに定める企業の優秀業務顕彰等の実績を記載した書面（※）
５　入札説明書７(4)オに定める配置予定管理技術者の経歴等を記載した書面
６　入札説明書７(4)カに定める配置予定管理技術者の同種又は類似業務の経験を記載した書面
７　入札説明書７(4)キに定める配置予定管理技術者の業務成績を記載した書面（※）
８　入札説明書７(4)クに定める優秀業務技術者顕彰等の実績を記載した書面（※）
９　入札説明書７(4)ケに定める業務実施体制を記載した書面
10　入札説明書７(4)コに定める配置予定担当技術者の同種又は類似業務の経験を記載した書面（必要な場合のみ）
11　入札説明書７(4)サ(ｱ)に定める業務の実施方針等を記載した書面（簡易型の場合は７(4)サ）
12　入札説明書７(4)サ(ｲ)に定める評価テーマに対する技術提案書（標準型の場合のみ）
13　入札説明書７(4)スに定める契約書の写し（必要な場合のみ）

以　上

１　電子入札システムにより提出する場合は、押印の必要はありません。
２　紙入札方式による場合は、返信用封筒として、表に申請者の住所・氏名を記載し、簡易書留料金分を加えた所定の料金（○○円）の切手を貼付した長３号封筒を申請書と併せて提出して下さい。
【ＷＴＯ政府調達協定対象業務の場合は、（※）は設定しないことから、適宜削除する。】

別紙様式第３

企業の同種又は類似業務の実績

企業名：

同種又は類似業務	□　同　種　業　務　　□　類　似　業　務
業 務 の 名 称	
発注機関名 住所 TEL	
契約金額	￥　　（内消費税　　）
履行期間	平成　　年　　月　　日　　～平成　　年　　月　　日
業務内容	
技術的特徴	
テクリス又は PUBDIS登録の有無	□有（登録番号：　　） □無
○○県内の同種・類似業務の実績（地域業務実績の評価） 【必要に応じて記載する。】 【ＷＴＯ政府調達協定対象業務の場合は、記載しない。】	業務の名称： 発注機関名： 契約金額(円)： 履行期間： 業務内容： 技術的特徴： 履行場所： テクリス又はPUBDIS登録の有無：□有（登録番号：　　） □無

１　必ず同種又は類似業務が確認できる内容を記載する。
　「同種又は類似業務」欄は、いずれかの「□」を黒塗り「■」をする。

２　「テクリス又はPUBDIS登録の有無」欄は、いずれかの「□」を黒塗り「■」をする。「有」に黒塗り「■」をした場合は、テクリス又はPUBDIS登録番号を記載し、写し（詳細を含む。）を添付する。「無」に黒塗り「■」をした場合は、契約書の写し及び業務内容のわかる資料を添付する。

３　記載する業務が、平成16年４月１日以降に防衛省発注機関（旧防衛施設局等を含む。）と契約した業務である場合は、業務成績評定通知書の写しを添付する。

４　「業務内容」及び「技術的特徴」欄は、具体的に記載する。

別紙様式第４

配置予定管理技術者の経歴等

企業名：

管理技術者

ふりがな ①氏名　○○　○○	②生年月日 昭和○年○月○日（○歳）
③所属・役職 ○○○○	
④保有資格等 技術士（部門：　　分野：　　）・登録番号：　　・取得年月日： RCCM　（部門：　　）・登録番号：　　・取得年月日： １級建築士　　・登録番号：　　・登録年月日： その他（部門：　　）・登録番号：　　・取得年月日：	

⑤手持ち業務の状況（平成○年○月○日現在）、管理技術者又は担当技術者となっている契約金額500万円以上（ただし、防衛省発注業務において調査基準価格を下回る金額で落札した業務は、業務名の先頭に（低）を付して記載する。）。

業　務　の　名　称	職務上の立場	発注機関名	履行期間	契 約 金 額 （円）
			（契約金額合計	円）

１　「保有資格等」欄に記載したものは、そのすべての資格の写しを添付する。
２　「手持ち業務の状況」欄に記載したものは、そのすべての契約書の写しを添付する。
３　配置予定管理技術者の雇用保険被保険者証の写しを添付する。

別紙様式第５

配置予定管理技術者の同種又は類似業務の経験

企業名：

管理技術者（氏名　　）

同種又は類似業務	□　同　種　業　務　　□　類　似　業　務
業 務 の 名 称	
発注機関名 住所 TEL	
契約金額	￥　　（内消費税　　）
履行期間	平成　　年　　月　　日　　～平成　　年　　月　　日
業務内容	
技術的特徴	
職務上の立場	
テクリス又は PUBDIS登録の有無	□有（登録番号：　　） □無
○○県内の同種・類似業務の実績（地域業務実績の評価） 【必要に応じて記載する。】 【ＷＴＯ政府調達協定対象業務の場合は、記載しない。】	業務の名称： 発注機関名： 契約金額(円)： 履行期間： 業務内容： 技術的特徴： 職務上の立場： 履行場所： テクリス又はPUBDIS登録の有無：□有（登録番号：　　） □無

１　必ず同種又は類似業務が確認できる内容を記載する。
　「同種又は類似業務」欄は、いずれかの「□」を黒塗り「■」をする。

２　「テクリス又はPUBDIS登録の有無」欄は、いずれかの「□」を黒塗り「■」をする。「有」に黒塗り「■」をした場合は、テクリス又はPUBDIS登録番号を記載し、写し（詳細を含む。）を添付する。
　「無」に黒塗り「■」した場合は、契約書の写し及び業務内容のわかる資料を添付する。

３　記載する業務が、平成16年４月１日以降に防衛省発注機関（旧防衛施設局等を含む。）と契約した業務である場合は、業務成績評定通知書の写しを添付する。

４　「業務内容」及び「技術的特徴」欄は、具体的に記載する。

別紙様式第６

業務実施体制

	予定技術者名	所属・役職	担当する分担業務の内容	備考
管理技術者				
担当技術者	1） 2） 3）			

1　「配置予定技術者名」欄の氏名には、ふりがなを付す。
2　「所属・役職」欄は、入札参加希望者以外の企業等に所属する場合、企業名等も記載する。
3　担当する分担業務の内容は、単体企業又は共同体のいずれの場合においても記載する（業務の分担を行わない場合には記載しない。）。
4　共同企業体により業務を実施する場合は、備考欄に共同企業体の構成員である旨を記載するとともに、企業名等を記載する。また、共同体の代表者である場合は、「代表者」を併記するものとする。
5　他の建設コンサルタント等に当該業務の一部を再委託する場合又は学識経験者の協力、援助を受けて業務を実施する場合は、備考欄に再委託先又は協力、援助先の名称、その理由（企業の技術的特徴等）を記載する。ただし、業務の主たる部分を再委託してはならない。

別紙様式第７
（用紙Ａ４版）
平成　年　月　日

技　術　提　案　書

業務の名称　　○○○○

標記業務について、技術提案書を提出します。

○○○○
○○○○
　○○　○○　殿【発注者名を記載する。】

（提出者）住　　所
電話番号
会 社 名
代 表 者
役 職 名　氏名　　印
（作成者）担当部署
氏　　名
Ｆ Ａ Ｘ
Ｅ－ｍａｉｌ

（提出者）住　　所
電話番号
会 社 名
代 表 者
役 職 名　氏名　　印
（作成者）担当部署
氏　　名
Ｆ Ａ Ｘ
Ｅ－ｍａｉｌ

（共同企業体の場合は、以下のように記載する。）
住　所：共同体事務所の所在地
会社名：○○○業務△△・○○共同体
代表者：△△（株）役職名　氏名　印
　　○○（株）役職名　氏名　印
ＴＥＬ：共同体事務所の電話番号
ＦＡＸ：共同体事務所のＦＡＸ番号

注：電子システムにより提出する場合は、押印の必要はありません。

別紙様式第８

・業務の実施方針

・実施フロー

・工程計画

検討項目	業務工程						備考
	月	月	月	月	月	月	

・その他

注：業務の実施方針、実施フロー、工程計画、その他について簡潔に記載する。

別紙様式第９

・評価テーマに対する技術提案

評価テーマ　：　○○○○○○○○

注：評価テーマに対する技術提案の作成に当たっては、あいまいな表現は避け、実施する内容を具体的かつ明瞭に記載する。

別紙様式第10

配置予定担当技術者の同種又は類似業務の実績

企業名：

○○担当技術者（氏名　　）

同種又は類似業務	□　同　種　業　務　　□　類　似　業　務
業 務 の 名 称	
発注機関名 住所 TEL	
契約金額	￥　　（内消費税　　）
履行期間	平成　　年　　月　　日　　～平成　　年　　月　　日
業務内容	
技術的特徴	
職務上の立場	
テクリス又は PUBDIS登録の有無	□有（登録番号：　　） □無
保有資格等	技術士（部門：　　分野：　　）・登録番号： ・取得年月日： RCCM　（部門：　　）・登録番号： ・取得年月日： １級建築士　　・登録番号： ・登録年月日： その他（部門：　　）・登録番号： ・取得年月日：
○○県内の同種・類似業務の実績（地域業務実績の評価） 【必要に応じて記載する。】 【ＷＴＯ政府調達協定対象業務の場合は、記載しない。】	業務の名称： 発注機関名： 契約金額(円)： 履行期間： 業務内容： 技術的特徴： 職務上の立場： 履行場所： テクリス又はPUBDIS登録の有無：□有（登録番号：　　） □無

１　必ず同種又は類似業務が確認できる内容を記載する。
　「同種又は類似業務」欄は、いずれかの「□」を黒塗り「■」をする。
２　「テクリス又はPUBDIS登録の有無」欄は、いずれかの「□」を黒塗り「■」をする。「有」に黒塗り「■」をした場合は、テクリス又はPUBDIS登録番号を記載し、写し（詳細を含む。）を添付する。
　「無」に黒塗り「■」した場合は、契約書の写し及び業務内容のわかる資料を添付する。
３　記載する業務が、平成16年４月１日以降に防衛省発注機関（旧防衛施設局等を含む。）と契約した業務である場合は、業務成績評定通知書の写しを添付する。
４　「業務内容」及び「技術的特徴」欄は、具体的に記載する。

入 札 公 告

（建築のためのサービスその他の技術的サービス（建設工事を除く））

次のとおり一般競争入札に付します。

平成○年○月○日

○○○○

○○○○　○○　○○【発注者名を記載する。】

1　業務概要

(1) 業務の名称　○○○○○業務

(2) 業務内容　○○○○を行う業務である。

(3) 履行期限　平成○年○月○日

(4) 本業務は、入札時に「企業による技術提案」を受け付け、価格と価格以外の要素を総合的に評価して落札者を決定する総合評価落札方式の適用業務である。

　また、予算決算及び会計令（昭和22年勅令第165号。以下「予決令」という。）第79条の規定に基づいて作成された予定価格（以下「予定価格」という。）が1,000万円を超える業務の場合は、技術提案の履行を含め、契約の内容に適合した履行確保を厳格に評価するために、「履行確実性」の審査を追加し、その結果を評価に反映させる試行業務とする。

【電子入札対象の場合は次の項目を追加する。】

(5) 本業務は、資料提出及び入札等を電子入札システムにより行う業務である。ただし、電子入札システムにより難いものは、発注者の承諾を得て紙入札方式に代えるものとする。

　なお、紙入札方式の承諾に関しては○○防衛局総務部契約課に紙入札方式参加承諾願を提出するものとする。

(6) 本業務は、業務費内訳明細書の提出を義務付ける業務である。

2　競争参加資格

(1) 予決令第70条及び第71条の規定に該当しない者であること。

(2) 防衛省における平成○・○年度一般競争（指名競争）参加資格（以下「防衛省競争参加資格」という。）のうち、測量・建設コンサルタント等業務の「○○業務」に係る「○」の格付を受け、○○防衛局【当該契約担当官等の所在地を管轄する地方防衛局等を記載する。】に競争参加を希望していること（会社更生法（平成14年法律第154号）に基づき更生手続開始の申立てがなされている者又は民事再生法（平成11年法律第225号）に基づき再生手続開始の申立てがなされている者については、

手続開始の決定後、再度級別の格付を受けていること。)。

(3) 会社更生法に基づく更生手続開始の申立てがなされている者又は民事再生法に基づき再生手続開始の申立てがなされている者（(2)の再度級別の格付を受けた者を除く。）でないこと。

(4) 一般競争参加資格確認申請書（以下「申請書」という。）及び競争参加資格確認資料（以下「技術資料」という。）提出期限の日から開札の時点までの期間に、○○防衛局長【当該契約担当官等の所在地を管轄する地方防衛局等の長を記載する。】から工事請負契約等に係る指名停止等の措置要領について（防整施（事）第150号。28．３．31）に基づく指名停止を受けている期間中でないこと。

(5) 建築士法（昭和25年法律第202号）第23条の規定に基づく○級建築士事務所登録を有すること。【業務内容に応じて記載する。】

(6) 次に示す同種又は類似業務について、元請けとして平成○年４月１日から入札公告日まで【当該年度及び前年度から過去10年間を記載する。】に完了又は引渡しが完了した業務の実績を有すること。

・同種業務：○○○○○○○○○○業務

・類似業務：○○○○○○○○○○業務

なお、当該実績が平成16年４月１日以降に契約した防衛省発注機関（契約担当官等が属する防衛省本省の内部部局、防衛大学校、防衛医科大学校、防衛研究所、統合幕僚監部、陸上幕僚監部、海上幕僚監部、航空幕僚監部、情報本部、防衛監察本部、地方防衛局並びに統合幕僚長及び陸上幕僚長、海上幕僚長又は航空幕僚長の監督を受ける陸上自衛隊、海上自衛隊及び航空自衛隊の部隊及び機関並びに防衛装備庁をいう。以下同じ。）（旧防衛施設局、旧防衛施設支局及び旧装備施設本部（以下「旧防衛施設局等」という。）を含む。）の業務に係るものにあっては、業務成績評定通知書の業務評定点（総合点）【土木等技術業務の場合は、「業務評定点（総合点）」を「評定点」と記載する。】（以下「評定点」という。）が65点未満のものを除くこと。

(7) 入札に参加を希望する者の間に資本関係又は人的関係がないこと（基準に該当する者のすべてが共同体の代表者以外の構成員である場合を除く。)。

(8) ○○【当該発注機関名を記載する。】が発注した業務のうち、平成○年度及び平成○年度【当該年度を含まない直近の過去２年間を記載する。】に完了又は引渡しが完了した業務の実績がある場合には、評定点の平均が65点以上であること。【予定価格が500万円を超える業務について記載する。】

(9) 次の基準をすべて満たす技術者を配置できること。

ア　配置予定管理技術者

配置予定管理技術者については、次の(ｱ)から(ｴ)に示す条件をすべて満たす者

である。

(ｱ) １級○○士、技術士（○○部門）又はRCCM（○○部門）のいずれかの資格を有する。

【必要とする資格部門及び実務経験を記載することとし、仕様書と同様とする。】

(ｲ) 平成○年４月１日から入札公告日まで【当該年度及び前年度から過去10年間を記載する。】に完了又は引渡しが完了した業務のうち、次に示す同種又は類似業務においての経験を有する。

・同種業務：○○○○○○○○○○業務

・類似業務：○○○○○○○○○○業務

なお、当該経験が平成16年４月１日以降に契約した防衛省発注機関（旧防衛施設局等を含む。）の業務に係るものにあっては、評定点が65点未満のものを除く。

(ｳ) 平成○年○月○日【入札公告日を記載する。】現在の手持ち業務量（本業務を含まず、特定後未契約のものを含む。）が○億円未満かつ○件未満である。

なお、平成○年○月○日【入札公告日を記載する。】現在の手持ち業務に○○【当該発注機関を記載する。】と契約した業務で予決令第85条の規定に基づいて作成された基準（以下「調査基準価格」という。）を下回る価格で落札した業務がある場合は、手持ち業務量が○億円未満かつ○件未満である者とする。

手持ち業務とは、管理技術者又は担当技術者となっている契約金額500万円以上の業務をいう。【業務内容に応じて記載する。】

(ｴ) 入札公告日の時点で申請者と直接的な雇用関係がある。

イ　配置予定担当技術者

【必要に応じて仕様書に記載されている実務経験及び資格等の必要条件並びに配置予定管理技術者との兼務は認めない旨を記載する。】

(10)○○防衛局【当該契約担当官等の所在地を管轄する地方防衛局等を記載する。】の管轄区域【管轄区域の一部都府県に限定する場合は、「○○県及び○○県」と記載する。】内に、一般競争（指名競争）参加資格審査申請書の「営業所一覧表」に記載している本店又は支店等営業所が所在すること。【必要とする場合のみ記載する。】

(11)都道府県警察から暴力団関係業者として防衛省が発注する工事等から排除するよう要請があり、当該状態が継続している有資格者でないこと。

(12)中立・公平性に関する要件【発注者支援業務の場合に記載する。】

ア　参加表明書を提出する者は、○○○○【発注機関を記載する。】における平成○・○年度の建設工事に係る一般競争（指名競争）参加資格の認定を受けていない。【業務内容に応じて記載する。】

(13)守秘性に関する要件【発注者支援業務の場合に記載する。】

ア　守秘義務の遵守及び違反した場合の規定が社則などに明記されている。

イ　守秘義務の導守に関する講習会・研修会を定期的に実施している。【業務内容に応じて記載する。】

３　総合評価に関する事項

(1) 評価項目

本業務の評価項目は、次のアからオとし、詳細は入札説明書による。

ア　企業の実績及び能力

イ　配置予定管理技術者の経験及び能力

ウ　配置予定担当技術者の経験【必要に応じて記載する。】

エ　業務の実施方針・実施フロー・工程計画・その他

オ　評価テーマに対する技術提案

(2) 総合評価の方法

ア　評価値の算出方法

価格と価格以外の要素がもたらす総合評価は、「価格評価点」と「技術評価点」の合計を評価値（以下「評価値」という。）として付与する。

イ　価格評価点の算出方法

価格評価点の算出方法は、以下のとおりである。

価格評価点の満点は○○点とし、算出方法は以下のとおりとする。

価格評価点：○○点×（１－入札価格/予定価格）

【標準型（１：３）は「20」、標準型（１：２）は「30」と記載する。】

ウ　技術評価点の算出方法

技術提案書の内容に応じて、次に示す評価項目ごとに評価を行い、技術評価点を付与する。

配置予定技術者についてはヒアリングを行う。【ヒアリングを実施しない場合は、記載しない。】

(ｱ) 企業の実績及び能力

(ｲ) 配置予定管理技術者の経験及び能力

(ｳ) 配置予定担当技術者の経験【必要に応じて記載する。】

(ｴ) 業務の実施方針・実施フロー・工程計画・その他

(ｵ) 評価テーマに対する技術提案

技術評価点の満点は60点とし、算出方法は以下のとおりとする。。

技術評価点＝60点×（技術評価の得点合計／技術評価の配点合計）

(3) 落札者の決定方法

ア　入札参加者は、価格及び(1)アからオまでをもって入札し、入札価格が予定価

格の制限の範囲内であるもののうち、(2)によって得られた評価値の最も高い者を落札者とする。

ただし、落札者となるべき者の入札価格によっては、その者により当該契約の内容に適合した履行がされないおそれがあると認められるとき又はその者と契約を締結することが公正な取引の秩序を乱すこととなるおそれがあって、著しく不適当であると認められるときは、予定価格の制限の範囲内で、発注者の定める最低限の要求要件を全て満たして入札した他の者のうち、評価値が最も高い者を落札者とすることがある。

イ　上記の場合において、評価値の最も高い者が二者以上あるときは、くじへ移行する。くじの実施方法等については、発注者から指示をする。

(4) 実施上の留意点

受注者より提出された「業務の実施方針・実施フロー・工程計画・その他」及び「評価テーマに対する技術提案」については、業務完了後において履行状況の検査を行う。

受注者の責により提案内容を満足する業務が行われない場合は、ペナルティとして、評定点を減ずることとし、最大10点の減点とする。

【電子入札の記載例は以下のとおりとし、紙入札の場合は、適宜、必要事項を記載する。】

４　入札手続等

(1) 担当部局

〒○○○－○○○○　○○県○○市○○町○－○－○
○○○○　○○○○【当該発注機関、部署名を記載する。】
TEL　○○－○○○○－○○○○（内線○○○○）
FAX　○○－○○○○－○○○○

(2) 入札説明書の交付期間等

ア　交付期間　平成○年○月○日から平成○年○月○日まで（行政機関の休日に関する法律(昭和63年法律第91号)第１条第１項に規定する行政機関の休日を除く。）の毎日、午前８時から午後10時（金曜日は午後６時）まで。ただし、最終日は午後○時まで。

イ　交付場所　防衛施設建設工事電子入札システムセンター
http://www.mod-eboc.go.jp

ウ　交付方法　すべて、電子データで交付を行う。
文書類　：PDF　（○○形式）
○○○　：PDF　（○○形式）
申請書類：Word　（○○形式）又は一太郎　（○○形式）

なお、標記以外の形式による提供は一切行わない。

エ　使用条件　ダウンロードした資料の取扱いに関する利用規則に同意すること。

オ　その他　通信環境の不具合等のため、希望する者は電子情報の提供を依頼することができる。

この場合、(1)へ「図面データの取扱いに関する同意事項」（記入・押印済みのもの)、データを保存するために必要な、ＣＤ－Ｒ（未使用に限る。）○枚及び着払いのラベル（宅配業者の場合）又は切手（日本郵便の場合）を貼付した返信用の封筒を同封し、送付する。

なお、配送によるもの以外の対応は行わない。また、この対応により被った不利益や損害については、一切補償しない。

※「図面データの取扱いに関する同意事項」の書式については、防衛省・自衛隊のホームページより入手可能である。

（http://www.mod.go.jp/○/○/○/○/○.pdf）

(3) 申請書、技術資料及び技術提案書の提出期限等

ア　提出期限　平成○年○月○日午後○時○分

イ　提出方法　電子入札システムにより提出する。ただし、申請書、技術資料及び技術提案書（以下「申請書等」という。）が３MBを超える場合の提出方法等については、入札説明書による。紙入札方式による場合は、(1)に持参又は郵送（書留郵便に限る。）若しくは託送（書留郵便と同等のものに限る。）（以下「郵送等」という。）する。

(4) 入札書の受領期限等

ア　受領期限　平成○年○月○日午後○時○分

イ　提出方法　電子入札システムにより提出する。ただし、紙入札方式による場合は、(1)に持参することとし、郵送等は認めない。

(5) 開札の日時及び場所

ア　日時　平成○年○月○日午前○時○分

イ　場所　○○○○室

５　その他

(1) 手続きにおいて使用する言語及び通貨　日本語及び日本国通貨に限る。

(2) 入札保証金　免除

(3) 契約保証金　納付（保管金の取扱店　○○銀行○○支店)。ただし、利付国債の提供（取扱官庁　○○○○）又は金融機関若しくは保証事業会社の保証（取扱官庁　○○○○）をもって契約保証金の納付に代えることができる。また、公共工事履行保証証券による保証を付し又は履行保証保険契約の締結を行った場合は、契約保証金を免除する。【契約保証金を免除する場合は、その旨記載する。】

(4) 入札の無効

次に掲げる入札は無効とする。

ア　本公告において示した競争参加資格のない者のした入札

イ　申請書等に虚偽の記載をした者の入札

ウ　入札に関する条件に違反した入札

(5) 落札者となるべき者の入札価格が調査基準価格を下回る場合は、予決令第86条の規定に基づく調査を行うので、協力しなければならない。【必要に応じて記載する。】

(6) 入札後、契約を締結するまでの間に、都道府県警察から暴力団関係業者として防衛省が発注する工事等から排除するよう要請があり、当該状態が継続している有資格者とは契約を行わない。

(7) 手続における交渉の有無　無

(8) 契約書作成の要否　要

(9) 関連情報を入手するための照会窓口　上記４(1)に同じ。

(10) 競争参加資格の級別の格付を受けていない者の参加　上記２(2)に掲げる競争参加資格の級別の格付を受けていない者も上記４(3)により申請書等を提出することができるが、競争に参加するためには、開札の時点において、当該資格の格付を受け、かつ、競争参加資格の確認を受けていなければならない。

(11) 予定価格が1,000万円を超える業務の場合、技術提案の履行を含め、契約内容に適合した履行が可能か否かを審査するため、調査基準価格未満で入札したすべての者について、開札後速やかに履行確実性に関するヒアリングを行うものとする。

(12) 中立性・公正性に関する要件【発注者支援業務を発注する場合に記載する。】

(ｱ) 本業務の履行期間中に工期のある当該業務の対象工事に参加している者は、本業務に参加することはできない。

(ｲ) 当該業務を受注した者、「本業務を受注した者と資本面・人事面で関係のある者並びに本業務の担当技術者の出向元又は派遣元及び出向元又は派遣元と資本面・人事面で関係のある者は」は、当該業務の履行期間中は、○○○【当該発注機関名を記載する。】発注工事（下請負としての工事参加も含む。）に参加することはできない。

なお、「本業務を受注した者と資本面・人事面で関係のある者並びに本業務の担当技術者の出向元又は派遣元及び出向元又は派遣元と資本面・人事面で関係のある者」とは、［１］又は［２］に該当する者である。

［１］建設許可者の発行済み株式総数の１００分の５０を超える株式を有し、又はその出資の総額の１００分の５０を超える出資をしている者（１００分の５０を超える株式を有し又は出資している者が存在しない場合において、他の株主又は出資者よりも抜きんでて株式を有し又は出資している者

を含む。）

［２］　建設業許可者の代表権を有する役員が参加意思表明者の代表権を有する役員を兼ねている者。

(ｳ) 当該業務を受注した者は、当該業務の履行期間中は○○○【当該発注機関名を記載する。】が発注する当該業務の対象工事の入札に参加することはできない。

(13)詳細は入札説明書による。

入　札　説　明　書

○○○○【機関名を記載する。】の○○○○○業務に係る入札公告（建築のためのサービスその他の技術的サービス（建設工事を除く））に基づく入札等については、関係法令に定めるもののほか、この入札説明書によるものとする。

１　入札公告日　平成○年○月○日
２　契約担当官等
　○○○○　○○○○　○○　○○【発注者名を記載する。】
　〒○○○－○○○○　○○県○○市○○町○－○
３　業務概要
(1) 業務の名称　○○○○業務
(2) 業務内容　○○○○を行う業務である。
　本業務において、技術提案を求める評価テーマは次に示す事項とする。
　・○○○○○○○○
(3) 履行期限　平成○年○月○日
(4) 再委託の禁止
　本業務は建設工事に係る設計業務委託共通仕様書について（防整技第7188号。28.３．31）に示すものの他に、次の部分の再委託は認めない。
・○○○○○
・○○○○○
(5) 本業務は、入札時に「企業による技術提案」を受け付け、価格と価格以外の要素を総合的に評価して落札者を決定する総合評価落札方式の適用業務である。
　また、予算決算及び会計令（昭和22年勅令第165号。以下「予決令」という。）第79条の規定に基づいて作成された予定価格（以下「予定価格」という。）が1,000万円を超える業務の場合は、技術提案の履行を含め、契約の内容に適合した履行確保を厳格に評価するために、「履行確実性」の審査を追加し、その結果を評価に反映させる試行業務とする。
(6) その他

【電子入札対象の場合は次の項目を追加する。】
ア　本業務は、資料提出及び入札等を電子入札システムにより行う業務である。ただし、電子入札システムにより難いものは、発注者の承諾を得て紙入札方式に代えるものとする。
　なお、紙入札方式の承諾に関しては、「紙入札方式参加承諾願（別紙様式第１）」を提出する。
(ｱ) 受付窓口　〒○○○－○○○○　○○県○○市○○町○－○
　○○○○○○○○【担当部署を記載する。】
(ｲ) 受付時間　午前○時から午後○時までとする。ただし、正午から午後１時までの間を除く。
イ　電子入札システムで使用できるICカードは、代表者又は当該入札案件に関する入札・見積権限及び契約締結権限について委任を受けた者（以下「代理人」という。）のICカードのみとし、代理人による場合は、委任状を提出する。詳細は入札心得書による。

ウ　本業務は、業務費内訳明細書の提出を義務付ける業務である。

４　競争参加資格

(1) 予決令第70条及び第71条の規定に該当しない者であること。

(2) 防衛省における平成○・○年度の一般競争（指名競争）参加資格（以下「防衛省競争参加資格」という。）のうち、測量・建設コンサルタント等業務の「○○業務」に係る「○」の格付を受け、○○防衛局【当該契約担当官等の所在地を管轄する地方防衛局等を記載する。】に競争参加を希望していること（会社更生法（平成14年法律第154号）に基づき更生手続開始の申立てがなされている者又は民事再生法（平成11年法律第225号）に基づき再生手続開始の申立てがなされている者については、手続開始の決定後、再度級別の格付を受けていること。）。

(3) 会社更生法に基づく更生手続開始の申立てがなされている者又は民事再生法に基づき再生手続開始の申立てがなされている者（(2)の再度級別の格付を受けた者を除く。）でないこと。

(4) 一般競争参加資格確認申請書（以下「申請書」という。）及び競争参加資格確認資料（以下「技術資料」という。）の提出期限の日から開札の時点までの期間に、○○防衛局長【当該契約担当官等の所在地を管轄する地方防衛局等の長を記載する。】から、工事請負契約等に係る指名停止等の措置要領について（防整施（事）第150号。28．３．31）以下「指名停止措置要領」という。）に基づく指名停止を受けている期間中でないこと。

(5) 建築士法（昭和25年法律第202号）第23条の規定に基づく○級建築士事務所登録を有すること。【業務内容に応じて記載する。】

(6) 次に示す同種又は類似業務について、元請けとして平成○年４月１日から入札公告日まで【当該年度及び前年度から過去10年間を記載する。】に完了、引渡しが完了した業務の実績を有すること。

・同種業務：○○○○○○○○○○業務

・類似業務：○○○○○○○○○○業務

なお、当該実績が平成16年４月１日以降に契約した防衛省旧防衛施設局、旧防衛施設支局及び旧装備施設本部（以下「旧防衛施設局等」という。）を含む。）の発注した業務に係るものにあっては、業務成績評定通知書の業務評定点（総合点）【土木等技術業務の場合は、「評定点」と記載する。】（以下「評定点」という。）が65点未満のものを除くこと。

(7) 入札に参加を希望する者（以下「入札参加希望者」という。）の間に次の基準のいずれかに該当する関係がないこと（基準に該当する者のすべてが共同体の代表者以外の構成員である場合を除く。）。

なお、この場合に、辞退する者を決めることを目的に当事者間で連絡を取ることは、入札心得書第５条第２項の規定に抵触するものでない。

ア　資本関係

次のいずれかに該当する二者の場合。ただし、子会社（会社法（平成17年法律第86号）第２条第３号の規定による子会社をいう。以下同じ。）若しくは子会社の一方が会社更生法第２条第７項に規定する更生会社（以下「更生会社」という。）又は民事再生法第２条第４号に規定する再生手続が存続中の会社である場合を除く。

(ｱ) 親会社と子会社の関係にある場合

(ｲ) 親会社を同じくする子会社同士の関係にある場合

イ　人的関係

次のいずれかに該当する二者の場合。ただし、(ｱ)については、会社の一方が更生会社又は民事再生法第２条第４号に規定する再生手続が存続中の会社である場合を除く。

(ｱ) 一方の会社の役員が、他方の会社の役員を現に兼ねている場合
(ｲ) 一方の会社の役員が、他方の会社の管財人を現に兼ねている場合
ウ　その他の入札の適正さが阻害されると認められる場合
その他ア又はイと同視しうる資本関係又は人的関係があると認められる場合。

(8) ○○【当該発注機関を記載する。】が発注した業務のうち、平成○年度及び平成○年度【当該年度を含まない直近の過去２年間を記載する。】に完了又は引渡しが完了した業務の実績がある場合には、評定点の平均が65点以上であること。【予定価格500万円を超える業務について記載する。】

(9) 次の基準をすべて満たす技術者を配置できること。

ア　配置予定管理技術者
配置予定管理技術者については、次の(ｱ)から(ｴ)までに示す条件をすべて満たす者である。
(ｱ) １級○○士、技術士（○○部門）又はRCCM（○○部門）のいずれかの資格を有する。
【必要とする資格部門及び実務経験を記載することとし､仕様書と同様とする。】
(ｲ) 平成○年４月１日から入札公告日まで【当該年度及び前年度から過去10年間を記載する。】に完了又は引渡しが完了した業務のうち、次に示す同種又は類似業務においての経験を有する。
・同種業務：○○○○○○○○○○業務
・類似業務：○○○○○○○○○○業務
なお、当該経験が平成16年４月１日以降に契約した防衛省発注機関（旧防衛施設局等を含む。）の業務に係るものにあっては、評定点が65点未満のものを除く。
(ｳ) 平成○年○月○日【入札公告日を記載する。】現在の手持ち業務量（本業務を含まず、特定後未契約のものを含む。）が○億円未満かつ○件未満である。
なお、平成○年○月○日【入札公告日を記載する。】現在の手持ち業務に○○○○【当該発注機関を記載する。】発注業務で予決令第85条の規定に基づいて作成された基準（以下「調査基準価格」という。）を下回る価格で落札した業務がある場合は、手持ち業務量が○億円未満かつ○件未満である者とする。
手持ち業務とは、管理技術者又は担当技術者となっている契約金額500万円以上の業務をいう。【業務内容に応じて記載する。】
(ｴ) 入札公告日の時点で申請者と直接的な雇用関係がある。

イ　配置予定担当技術者
【必要に応じて仕様書に記載されている実務経験及び資格等の必要条件並びに配置予定管理技術者との兼務は認めない旨を記載する。】

(10) ○○防衛局【当該契約担当官等の所在地を管轄する地方防衛局等を記載する。】の管轄区域【管轄区域の一部都道府県に限定する場合は、「○○県及び○○県」と記載する。】内に、一般競争（指名競争）参加資格審査申請書の「営業所一覧表」に記載している本店又は支店等営業所が所在すること。【必要とする場合のみ記載する。】

(11)都道府県警察から暴力団関係業者として防衛省が発注する工事等から排除するよう要請があり、当該状態が継続している有資格者でないこと。

(12)中立・公平性に関する要件【発注者支援業務を発注する場合に記載する。】

ア　参加表明書を提出する者は、○○○○【発注機関を示す。】における平成○・○年度の建設工事に係る一般競争（指名競争）参加資格の認定を受けていない。
【業務内容に応じて記載する。】

(13)守秘性に関する要件【発注者支援業務を発注する場合に記載する。】

ア　守秘義務の遵守及び違反した場合の規定が社則などに明記されている。
イ　守秘義務の導守に関する講習会・研修会を定期的に実施している。【業務内容に応じて記載する。】

５　総合評価に関する事項

(1) 評価項目

本業務の総合評価は、次のアからオまでと価格を総合的に評価して落札者を決定するものとする。

ア　企業の実績及び能力
イ　配置予定管理技術者の経験及び能力
ウ　配置予定担当技術者の経験【必要に応じて記載する。】
エ　業務の実施方針・実施フロー・工程計画・その他
オ　評価テーマに対する技術提案

(2) 総合評価の方法

ア　評価値の算出方法

価格と価格以外の要素がもたらす総合評価は、「価格評価点」と「技術評価点」の合計を評価値（以下「評価値」という。）として付与する。

イ　価格評価点の算出方法

価格評価点の満点は○○点とし、算出方法は以下のとおりとする。
価格評価点＝○○点×（１－入札価格／予定価格）
【標準型（１：３）は「20」、標準型（１：２）は「30」と記載する。】

ウ　技術評価点の算出方法

技術提案書の内容に応じて、次に示す評価項目ごとに評価を行い、技術評価点を付与する。

配置予定技術者についてはヒアリングを行う。【ヒアリングを実施しない場合は、記載しない。】

(ｱ) 企業の実績及び能力
(ｲ) 配置予定管理技術者の経験及び能力
(ｳ) 配置予定担当技術者の経験【必要に応じて記載する。】
(ｴ) 業務の実施方針・実施フロー・工程計画・その他
(ｵ) 評価テーマに対する技術提案

技術評価点の満点は60点とし、産出方法は以下のとおりとする。
技術評価点＝60点×（技術評価の得点合計／技術評価の配点合計）

a 予定価格が1,000万円以下の業務の場合
技術評価の得点合計＝（(ｱ)に係る評価点）＋（(ｲ)に係る評価点）＋（(ｳ)に係る評価点【必要に応じて記載する。】）＋（技術提案評価点）

b 予定価格が1,000万円を超える業務の場合
技術評価の得点合計＝（(ｱ)に係る評価点）＋（(ｲ)に係る評価点）＋（(ｳ)に係る評価点【必要に応じて記載する。】）＋（技術提案評価点×履行確実性度）

技術提案評価点＝（(ｴ)に係る評価点）＋（(ｵ)に係る評価点）

(3) 落札者の決定方法

ア　入札参加者は、価格及び(1)アからオまでをもって入札を行い、入札価格が予定価格の制限の範囲内であるもののうち、(2)によって得られた評価値の最も高い者を落札者とする。

ただし、落札者となるべき者の入札価格によっては、その者により当該契約の内容に適合した履行がされないおそれがあると認められるとき、又はその者と契

約を締結することが公正な取引の秩序を乱すこととなるおそれがあって著しく不適当であると認められるときは、予定価格の制限の範囲内で発注者の定める最低限の要求要件を全て満たして入札した他の者のうち、評価値が最も高い者を落札者とすることがある。

イ　上記において、評価値の最も高い者が二者以上あるときは、くじへ移行する。くじの実施方法等については、発注者の指示による。

(4) 技術評価点を算出するための基準

「標準評価基準（別表第１）」の評価基準による。

なお、評価項目「業務の実施方針・実施フロー・工程計画・その他」及び「評価テーマに対する技術提案」は、ヒアリングを実施する場合は、ヒアリング内容を含めて評価する。

(5) 履行確実性の審査・評価のための追加資料

「履行確実性の審査・評価のための追加資料等」中１による。

(6) 履行確実性の審査・評価方法の概要

「履行確実性の審査・評価のための追加資料等」中２による。

(7) 実施上の留意点

受注者より提出された「業務の実施方針・実施フロー・工程計画・その他」及び「評価テーマに対する技術提案」については、業務完了後において履行状況の検査を行う。

受注者の責めに帰すべき事由により提案内容を満足する業務が行われない場合は、ペナルティーとして、業務成績評定を減ずることとし、最大10点の減点とする。

なお、受注者の責めに帰すべからざる事由によらない場合とは、災害又はその他特別な事情がある場合等のことをいい、発注者と受注者の協議により決定する。

調査基準価格を下回る価格での入札（以下「低入札」という。）を行った者が本業務を受注した場合には、受注者に対して業務完了後に履行確実性の審査のために提出した追加資料を実施額に修正し、再提出を求め、以下の内容について、履行確実性評価の達成状況等を確認し、その結果を業務成績評価において十分反映させられるものとする。

①　「履行確実性の審査のための追加資料等」中２（２）の審査項目ア及びイにおいて、審査時に比較して正当な理由がなく必要額を下回っていないか。

②　「履行確実性の審査のための追加資料等」中２（２）の審査項目エにおいて、審査時に比較して正当な理由がなく再委託額が下回っていないか。

③　業務実施体制に関する問題が生じなかったか。

④　業務成果品の品質に大きく影響するミスはなかったか。

６　担当部局

〒○○○－○○○○　○○県○○市○○町○－○
○○○○　○○○○【当該発注機関、部署等を記載する。】
TEL　○○－○○○○－○○○○（内線○○○○）
FAX　○○－○○○○－○○○○

７　競争参加資格の確認等

(1) 本競争の参加希望者は、上記４に掲げる競争参加資格を有することを証明するため、次に従い、申請書、技術資料及び技術提案書（以下「申請書等」という。）を提出し、契約担当官等から競争参加資格の有無について確認を受けなければならない。また、上記４(2)の格付を受けていない者も次に従い申請書等を提出することができる。この場合において、上記４(1)及び(4)から(11)までに掲げる事項を満たし、(7)に該当しないときは、開札の時点において上記４(2)及び(3)に掲げる事項を満たしていることを条件として競争参加資格があることを確認するものとする。

当該確認を受けた者が競争に参加するためには、開札の時点において上記４(2)及び(3)に掲げる事項を満たしていなければならない。

なお、期限までに申請書等を提出しない者及び競争参加資格がないと認められた者は、本競争に参加することができない。

申請書等の提出は、次に示すとおりとする。

ア　電子入札システムによる場合

(ｱ) 提出期間　平成○年○月○日から平成○年○月○日まで（行政機関の休日に関する法律（昭和63年法律第91号）第１条第１項に規定する行政機関の休日（以下「行政機関の休日」という。）を除く。）の毎日、午前８時から午後10時（金曜日は午後６時）まで。ただし、最終日は午後○時まで。

(ｲ) その他　申請書等が３MBを超える場合、技術資料及び技術提案書は、上記６に持参又は郵送（書留郵便に限る。）若しくは託送（書留郵便と同等のものに限る。）（以下「郵送等」という。）で提出することとし、電子入札システムとの分割は認めない。また、持参又は郵送等する場合は、次の内容を記載した書面を電子入札システムにより申請書とともに送信する。

・持参又は郵送等する旨の表示
・持参又は郵送等する書類の目録
・持参又は郵送等する書類のページ数
・持参又は発送年月日

(ｳ) ファイル形式　電子入札システムによる提出資料のファイル形式については、次のいずれかの形式にて作成する。

・一太郎　　Ver　○○形式以下
・Microsoft Word　○○形式以下
・Microsoft Excel ○○形式以下
・その他のｱﾌﾟﾘｹｰｼｮﾝ PDFファイル　Acrobat ○○形式以下
画像ファイル JPEG及びGIF形式
圧縮ファイル LZH又はZIP形式

(ｴ) プリントアウト時に規定の枚数内となるように設定する。
なお、送信された資料のプリントアウトは白黒印刷で行う。

イ　紙入札方式による場合

(ｱ) 提出期間　平成○年○月○日から平成○年○月○日まで（行政機関の休日を除く。）の毎日、午前○時から午後○時まで（正午から午後１時までの間を除く。）。ただし、最終日は午後○時まで。

(ｲ) 提出場所　上記６に同じ。

(ｳ) 提出方法　持参又は郵送等による。

(2) 申請書は、別紙様式第２により作成する。

(3) 上記４(6)の実績及び(8)の経験の確認を行うに当たり、平成６年４月15日マラケシュで作成された政府調達に関する協定を適用している国及び地域並びに我が国に対して建設市場が開放的であると認められる国及び地域以外の国又は地域に主たる営業所を有する建設コンサルタント等にあっては、我が国における同種又は類似業務の実績及び経験をもって行う。【ＷＴＯ政府調達協定に準じる業務の場合に記載する。】

(4) 技術資料及び技術提案書は、次に従い作成する。

なお、アの実績並びにエ及びカの経験については、平成○年度以降に、業務が完了又は引渡しが完了しているものに限り記載することとし、記載する業務が平成16年４月１日以降に契約した防衛省発注機関（旧防衛施設局等を含む。）の業務の場合は、当該業務に係る業務成績評定通知書の写しを添付する。

ア　同種又は類似業務の実績

上記４(6)に掲げる資格があることを判断できる同種又は類似業務の実績を１件記載する。

記載する業務は、平成○年４月１日から公告日まで【当該年度及び前年度から過去10年間を記載する。】に完了又は引渡しが完了した業務とする。

【地域業務実績の評価を設定する場合は、「また、○○県内の平成○年４月１日から公告日まで【当該年度及び前年度から過去10年間を記載する。】に完了又は引渡しが完了した同種又は類似業務実績がある場合は１件記載する。」を追記する。】

記載様式は別紙様式第３とし、図面、写真等を引用する場合も含め、Ａ４版１枚に記載する。

イ　建築士法（昭和25年法律第202号）による事務所登録等

○級建築士事務所の登録状況のわかる証明書等の写しを添付する。

【設定する参加資格に合わせて必要な登録を記載する。】

ウ　企業の業務成績

土木関係建設コンサルタント業務の場合

防衛省発注機関(旧装備施設本部を含む。）が発注した業務のうち、本業務における一般競争（指名競争）参加資格の業種区分において、平成○年度及び平成○年度【当該年度を含まない直近の過去２年間を記載する。】に元請けとして完了又は引渡しが完了した業務すべての評定点を記載する。

記載様式は別紙様式第４とする。

記載した業務ごとに業務内容のわかる資料及び業務成績評定通知書の写しを添付する。

建築関係建設コンサルタント業務の場合

防衛省発注機関（旧装備施設本部を含む。）が発注した業務及び下記ソの「業務成績の相互利用機関と適用対象業務」に示す各発注機関ごとの「相互利用の適用対象」の業務のうち、本業務における一般競争（指名競争）参加資格の業種区分において、平成○年度及び平成○年度【当該年度を含まない直近の過去２年間を記載する。】に元請けとして完了又は引渡しが完了した業務すべての業務評定点(総合点）を記載する。

記載様式は別紙様式第４とする。ただし、別紙様式第４の記載内容を網羅していることで、公共建築設計者情報システム（PUBDIS）を出力したものに代えることができる。

【地方防衛局等においては、以下のとおり記載する。】

なお、記載内容については、地方防衛局等において、PUBDISにより確認する。

【地方防衛局等以外においては、以下のとおり記載する。】

記載した業務ごとに業務内容及び評定点のわかる資料を添付する（PUBDISの写しを添付する。PUBDIS登録のない場合は、契約書の写し、業務内容のわかる資料及び業務成績評定通知書の写しを添付する。)。

エ　企業の優秀業務顕彰等の実績

本業務における一般競争（指名競争）参加資格の業種区分において、平成○年４月１日から公告日まで【当該年度及び前年度から過去２年間を記載する。】の大臣官房施設監の顕彰、地方防衛局長の感謝状の贈与又は地方防衛局調達部長若しくは地方防衛支局長の顕彰の実績を記載する。

（複数の実績がある場合は、すべて記載する。）

記載様式は別紙様式第５とし、顕彰状等の写しを添付する。

業務内容がわかる資料を添付する。

オ　配置予定管理技術者の経歴等

保有する資格について記載し、資格証の写しを提出する。

手持ち業務は、平成○年○月○日【入札公告日を記載する。】現在、防衛省以外の発注者（国内外問わず）のものも含めすべて記載する。

手持ち業務とは、管理技術者又は担当技術者となっている契約金額500万円以上の業務を示す。

プロポーザル方式による本業務以外の業務で配置予定技術者として特定された未契約業務がある場合は、手持ち業務の記載対象とし、業務の名称の後に「特定済」と明記するものとする。【業務内容に応じて記載する。】

記載様式は、別紙様式第６とする。

なお、配置予定技術者として複数の候補技術者の資格等を記載することもできる。ただし、審査及び評価は、評価点の合計が最も低い者とする。また、同一の技術者を重複して複数業務の配置予定技術者とすることはできるが、他の業務を落札した又は特定されたことにより、配置予定技術者を配置することができなくなったときは、入札への参加はできないものとし、申請書を提出した者は、直ちに当該申請書の取下げを行う。また、電子入札システムにより入札金額を送信した後、辞退を行う場合は、電話及び電送（押印済みの入札辞退届）で入札の辞退を申込むと共に、速やかに書面により入札辞退届を提出する。他の業務を落札した又は特定されたことにより、配置予定技術者を配置することができないにもかかわらず入札した場合においては、不正又は不誠実な行為として、指名停止措置要領に基づく指名停止を行うことがある。

入札後、落札者決定までの期間（予決令第86条の調査（以下「低入札価格調査」という。）期間を含む。）において、他の業務を落札した又は特定されたことにより、配置予定技術者を配置することができなくなった場合は、直ちにその旨の申し出を行う。

この場合において、事実が認められた場合には、当該入札を無効とする。

落札後、配置予定技術者が配置できないことが明らかになった場合は、不正又は不誠実な行為として、指名停止措置要領に基づく指名停止を行うことがある。

カ　配置予定管理技術者の同種又は類似業務の経験

４(8)に掲げる資格があることを判断できる同種又は類似業務の経験を１件記載する。

記載する業務は、平成○年４月１日から公告日まで【当該年度及び前年度から過去10年間を記載する。】に完了又は引渡しが完了した業務とする。

【地域業務経験の評価を設定する場合は、「また、○○県内の平成○年４月１日から公告日まで【当該年度及び前年度から過去10年間を記載する。】に完了又は引渡しが完了した同種又は類似業務経験がある場合は１件記載する。」を追記する。】（原則として、着手時から完了時まで従事している業務とする。）

入札参加希望者以外が受注した業務経験を記載する場合は、当該業務を受注した企業名等を記載する。

記載様式は別紙様式第７とし、図面、写真等を引用する場合も含め、Ａ４版１枚に記載する。

キ　配置予定管理技術者の業務成績

土木関係建設コンサルタント業務の場合

防衛省発注機関（旧装備施設本部を含む。）が発注した業務のうち、管理技術者として従事し、平成○年度及び平成○年度【当該年度を含まない直近の過去２年間を記載する。】に完了又は引渡しが完了した業務すべての評定点について記載する。

記載様式は別紙様式第８とする。

記載した業務ごとに管理技術者として従事したことがわかる資料及び業務成績評定通知書の写しを添付する。

建築関係建設コンサルタント業務の場合

防衛省発注機関（旧装備施設本部を含む。）が発注した業務及び下記スの「業務成績の相互利用機関と適用対象業務」に示す各発注機関ごとの「相互利用の適用対象」の業務のうち、管理技術者として従事し、平成○年度及び平成○年度【当該年度を含まない直近の過去２年間】に完了又は引渡しが完了した業務すべての業務評定点（総合点）について記載する。

記載様式は別紙様式第８とする。ただし、別紙様式第８の記載内容を網羅していることで、PUBDISを出力したものに代えることができる。

【地方防衛局等においては、以下のとおり記載する。】

なお、記載内容については、地方防衛局等において、PUBDISにより確認する。

【地方防衛局等以外においては、以下のとおり記載する。】

記載した業務ごとに業務内容及び評定点のわかる資料を添付する（PUBDISの写しを添付する。PUBDIS登録のない場合は、契約書の写し、業務内容のわかる資料及び業務成績評定通知書の写しを添付する。）。

ク　優秀業務技術者顕彰等の実績

平成○年４月１日から公告日まで【当該年度及び前年度から過去２年間を記載する。】の大臣官房施設監の顕彰、地方防衛局長の感謝状の贈与又は地方防衛局調達部長若しくは地方防衛支局長の顕彰の実績を記載する。

優秀業務技術者顕彰等及び管理技術者として従事した優秀業務顕彰等を対象とする。

複数の実績がある場合は、すべて記載する。

記載様式は別紙様式第９とし、顕彰状等の写しを添付する。

管理技術者として従事した優秀業務顕彰等の場合は、管理技術者として従事したことがわかる資料を添付する（原則として、着手時から完了時まで従事している業務とする。）。

ケ　業務実施体制

下記事項に留意の上、業務の分担について記載する。共同体により業務を実施する場合は、備考欄に共同体の構成員である旨を記載すると共に、企業名等を記述する。また、代表者はその旨を記載する。

(ｱ) 共同体は、各構成員が優れた技術を有する分野を分担するものとし、必要以上に細分化しない。

(ｲ) 各構成員は実施する分担業務に応じて、１名以上の担当技術者を配置する。

(ｳ) 一の分担業務を複数の構成員が共同して実施することは認められない。

他の建設コンサルタント等に当該業務の一部を再委託する場合又は学識経験者等の技術協力を受けて業務を実施する場合は、備考欄に再委託先又は協力先、その理由（企業の技術的特徴等）を記載するものとする。ただし、業務の主たる部分を再委託してはならない。

(ｴ) 配置予定技術者を記載する。担当技術者は、実施する各担当業務ごとに代表技術者を１名ずつ、最大○名まで記載する。

(ｵ) 申請書の提出者以外の企業に所属する者を担当技術者とする場合には、企業名等も記載する。

記載様式は、別紙様式第10とする。

コ　配置予定担当技術者の同種又は類似業務の経験【必要に応じて記載する。】

配置予定担当技術者が過去に従事した「同種又は類似業務」の経験を１件記載

する。

記載する業務は、平成○年４月１日から公告日まで【当該年度及び前年度から過去10年間を記載する。】に完了又は引渡しが完了した業務とする。

【地域業務経験の評価を設定する場合は、「また、○○県内の平成○年４月１日から公告日まで【当該年度及び前年度から過去10年間を記載する。】に完了又は引渡しが完了した同種又は類似業務経験がある場合は１件記載する。」を追記する。】（原則として、着手時から完了時まで従事している業務とする。）

入札参加希望者以外が受注した業務経験を記載する場合は、当該業務を受注した企業名等を記載する。

記載様式は別紙様式第14とし、図面、写真等を引用する場合を含め、Ａ４版１枚に記載する。

【必要に応じて記載する。】

サ　技術提案書

入札参加希望者は、技術提案書を提出するものとする。

記載様式は別紙様式第11とし、次の(ｱ)及び(ｲ)に示す内容とする。

(ｱ) 業務の実施方針・実施フロー・工程計画・その他

業務の実施方針・実施フロー・工程計画・その他を別紙様式第12に記載する。

提出枚数は、Ａ４版１枚とする。

(ｲ) 評価テーマに対する技術提案

上記３(2)に示した、評価テーマに対する取り組み方法を記載すること。

記載に当たっては、概念図、出典を明示した図表、既往成果、現地写真を用いることはできるが、本件のために作成したＣＧ及び詳細図面等を用いることは認めない。

記載様式は別紙様式13とし、１テーマにつきＡ４版１枚以内に記載する。

シ　中立性・公平性【発注者支援業務を発注する場合に記載する。】

以下のことを証明できる旨を記載する。

参加表明書を提出する者は、○○○○【発注機関を記載する。】における平成○・○年度の建設工事に係る一般競争（指名競争）参加資格の認定を受けていない。

記載様式は、別紙様式第15とする。

【業務内容に応じて記載する。】

ス　守秘性【発注者支援業務を発注する場合に記載する。】

以下のことを証明できる資料を添付する。

(ｱ) 守秘義務の遵守及び違反した場合の規定が社則などに明記されている。

(ｲ) 守秘義務の遵守に関する講習会・研修会を定期的に実施している。

記載様式は、別紙様式第16とする。

【業務内容に応じて記載する。】

セ　契約書の写し等

同種又は類似業務の実績及び経験並びに業務成績として記載した業務に係る契約書の写し及び当該業務を証明する資料を提出する。ただし、当該業務が、財団法人日本建設情報総合センターの「測量調査設計業務実績情報サービス（TECRIS/テクリス）」又は一般社団法人公共建築協会「公共建築設計者情報システム」（PUBDIS）に登録されている場合はその写しを添付するものとし、契約書の写しを提出する必要はない。

ソ　業務成績の相互利用機関と適用対象業務

防衛省が発注した業務及び下記発注機関ごとの「相互利用の適用対象」業務の業務成績を企業評価の判断基準とする。

【建築関係建設コンサルタント業務の場合に記載する。】

中央官庁営繕担当課長連絡調整会議幹事会構成員

発注機関または業務発注担当部局等		相互利用の適用対象
○○省	・○○部○○課 ・○○局	平成○年○月○日以降に契約を締結した建築関係の業務（設計、設計意図伝達、診断）の成績
○○省	・○○部○○課 ・○○局	平成○年○月○日以降に契約履行が完了した建築関係の業務（設計、設計意図伝達、診断）の成績

全国営繕主管課長会議構成員

発注機関または業務発注担当部局等		相互利用の適用対象
地方公共団体	・○○県○○部○○課	平成○年○月○日以降に契約を締結した建築関係の業務（設計、設計意図伝達、診断）の成績

(5) 競争参加資格の確認は、申請書等の提出期限をもって行うものとし、その結果は電子入札システムにより、また、紙入札方式による場合は、申請時に提出された返信用封筒により、平成○年○月○日までに通知する。

(6) 競争参加資格を与えない要件

技術提案書の記載内容が次の事項のいずれかに該当し、業務が適切に履行できないと判断される場合は、競争参加資格を与えない。

ア　技術提案書の提出がない場合

イ　内容がほとんど記載されていない場合

ウ　提案内容が判断できない場合

(7) その他

ア　申請書等の作成及び提出に係る費用は、申請者の負担とする。

イ　契約担当官等は、提出された申請書等を競争参加資格の確認及び総合評価の審査・評価並びに入札・契約に関する統計的分析以外に申請者に無断で使用しない。

ウ　提出された申請書等は、返却しない。

エ　提出期限以降における申請書等の差し替え及び再提出は認めない。

オ　申請書等に関する問い合わせ先　上記６に同じ。

８　競争参加資格がないと認めた者に対する理由の説明

(1) 競争参加資格がないと認められた者は、契約担当官等に対して競争参加資格がないと認めた理由について、次に従い説明を求めることができる。

ア　提出方法　電子入札システムにより、また、紙入札方式による場合は書面（様式は自由とする。）を上記６に持参するものとし、郵送等によるものは受け付けない。

イ　提出期間

(ｱ) 電子入札システムによる場合

上記７(5)の通知の日から平成○年○月○日まで（行政機関の休日を除く。）の毎日、午前８時から午後10時（金曜日は午後６時）まで。ただし、最終日は午後○時まで。

(ｲ) 紙入札方式による場合

上記７(5)の通知の日から平成○年○月○日まで（行政機関の休日を除く。）

の毎日、午前○時から午後○時まで（正午から午後１時までの間を除く。）。ただし、最終日は午後○時まで。

(2) 契約担当官等は、(1)により説明を求められたときは、平成○年○月○日までに説明を求めた者に対し電子入札システムにより、また、紙入札方式による場合は、書面により回答する。

9　入札説明書に対する質問

(1) 入札説明書に質問がある者は、契約担当官等に対して次に従い質問することができる。

ア　提出方法　電子入札システムにより、また、紙入札方式による場合は書面（様式は自由とする。）を上記６に持参又は郵送等により提出する。

イ　提出期間

(ｱ) 電子入札システムによる場合

平成○年○月○日から平成○年○月○日まで（行政機関の休日を除く。）の毎日、午前８時から午後10時（金曜日は午後６時）まで。ただし、最終日は午後○時まで。

(ｲ) 紙入札方式による場合

平成○年○月○日から平成○年○月○日まで（行政機関の休日を除く。）の毎日、午前○時から午後○時まで（正午から午後１時までの間を除く。）。ただし、最終日は午後○時まで。郵送等による場合は、平成○年○月○日午後○時必着。

(2) (1)の質問に対する回答書は、電子入札システムにより回答するので確認するものとする。また、紙入札方式による場合は、平成○年○月○日から平成○年○月○日まで（行政機関の休日を除く。）の毎日、午前○時から午後○時まで、上記６において閲覧に供する。

10　技術提案の審査

競争参加資格確認の通知を行った後に、入札参加者から提出された技術提案について審査を行うものとする。審査について、次のいずれかに該当する場合は、競争参加資格通知を受けて、入札した場合においても、当該入札を無効とする場合がある。

(1) 業務目的に反する記述や事実誤認等適切な業務執行が妨げられる内容となっている場合

(2) 実施方針と評価テーマの技術提案に矛盾等があり、整合性が図られていない場合

11　配置予定技術者のヒアリング

配置予定技術者についてはヒアリングを行わない。

【ヒアリングを実施する場合は、以下のとおり記載する。】

(1) 次のとおり配置予定の技術者に対してヒアリングを行うものとする。

ア　実施期間　平成○年○月○日から平成○年○月○日まで

イ　実施場所　○○○○○○室

ウ　出席者　配置予定管理技術者（１名に限る）

管理技術者以外の出席を求める場合は、必要に応じて記載する。】

(2) ヒアリングの日時及び留意事項等は別途通知する。

(3) ヒアリング時の追加資料は受理しない。認めない。また、ヒアリングを拒否した場合は、本業務の競争参加を辞退したものとみなす場合がある。

(4) ヒアリング時の録音、撮影は認めない。

(5) ヒアリングについて、次のいずれかに該当する場合は、競争参加資格通知を受けて入札した場合においても、当該入札を無効とする場合がある。

ア　技術者自身の業務実績について、説明できない等自ら主体的に携わったことが

認められない場合
イ　本業務の目的、内容又は技術提案の内容を理解していない場合
ウ　質問に対する回答が全くない、若しくは回答が著しく不適切である場合。

12　履行確実性に関するヒアリング等
(1) 次のとおり低入札を行った者に対して、技術提案の履行を含め、契約内容に適合した履行が可能か否かを審査するため、開札後、速やかにヒアリングを行うものとする。
ア　実施予定日：平成○年○月○日から平成○年○月○日まで。
イ　実施場所：○○○○○○室
ウ　時間：○○分程度
(2) ヒアリングの日時及び留意事項等は別途通知する。
(3) ヒアリングの出席者は、配置予定管理技術者を必ず含め３名以内とする。
(4) 低入札を行った者は、技術提案の確実な履行の確保を含め、契約の内容に適合した履行がされないおそれがあることから、技術提案書のほかに、開札後、履行確実性の審査のための追加資料の提出を求める。
追加資料を提出すべき旨の連絡は、下記16.（1）の開札の後、○月○日（○）【開札日から２日以内の日（開札日及び行政機関の休日を除く。）を記載する。】午後○時までに入札参加者あてに連絡するものとし、その提出は、○月○日（○）【追加資料を提出すべき旨の連絡を行った日の翌日から起算して３日以内の日（行政機関の休日を除く。）を記載する。】

13　入札方法等
(1) 入札書の提出方法等
ア　電子入札システムによる場合
提出期間　平成○年○月○日から平成○年○月○日まで（行政機関の休日を除く。）の毎日、午前８時から午後10時（金曜日は午後６時）まで。ただし、最終日は午後○時までとする。
イ　紙入札方式による場合
(ｱ) 提出期間　平成○年○月○日午前○時から午後○時まで。ただし、正午から午後１時までの間を除く。
(ｲ) 提出場所　上記６に同じ。
(ｳ) 提出方法　入札書及び業務費内訳明細書を各々封筒に入れて封かんし、入札書を入れた封筒の表に「入札書在中」と朱書きする。さらにこれらを１つの別の封筒に入れて封かんし、封筒の表に入札件名、開札日時及び商号又は名称を記載の上、持参により提出する。また、一般競争参加資格確認通知書又はその写を提示する。
(2) 落札決定に当たっては、入札書に記載された金額に当該金額の100分の○【消費税及び地方消費税とを合わせた税率を記載する。】に相当する額を加算した金額（当該金額に１円未満の端数があるときは、その端数金額を切り捨てた金額）をもって落札価格とするので、入札参加者は、消費税及び地方消費税に係る課税事業者であるか免税事業者であるかを問わず、見積った契約希望金額の○○○分【100+消費税及び地方消費税とを合わせた税率を記載する。】分の100に相当する金額を入札書に記載する。
(3) 入札回数は、原則として２回を限度とする。ただし、２回目の入札において落札者がいない場合は、３回目の入札を執行する場合もある。また、予決令第９９条の２の規定による随意契約（以下「不落随契」という。）は、特別な場合を除き適用しない。なお、不落随契を行う場合、不落随契へ移行する前の入札結果をもって評

価値の算定を行い、評価値が最も高い者に見積依頼を行うものとする。

14　入札保証金及び契約保証金

(1) 入札保証金　免除

(2) 契約保証金　納付（保管金の取扱店　○○銀行○○支店）。ただし、利付国債の提供（取扱官庁　○○○○）又は金融機関若しくは保証事業会社の保証（取扱官庁　○○○○）をもって契約保証金の納付に代えることができる。また、公共工事履行保証証券による保証を付し又は履行保証保険契約の締結を行った場合は、契約保証金を免除する。【契約保証金を免除する場合は、その旨記載する。】

15　業務費内訳明細書

(1) 第１回の入札に際し、第１回の入札書に記載される入札金額に対応した業務費内訳明細書を提出しなければならない。

(2) 業務費内訳明細書には、必ず表紙を付けるものとし、表紙には商号又は名称、住所及び代表者氏名（紙入札方式による場合は、必ず押印する。）並びに発注者名及び業務の名称を記載し、表紙以外には商号又は名称、住所及び代表者氏名を記載しない。

(3) 業務費内訳明細書の提出方法等

ア　電子入札システムによる場合

(ｱ) 提出期間　上記13(1)アに同じ。

(ｲ) その他　　業務費内訳明細書が３MBを超える場合には、上記６に持参又は郵送等により提出し、電子入札システムとの分割は認めない。また、この場合は、次の内容を記載した書面を電子入札システムにより入札書とともに送信する。

・持参又は郵送等する旨の表示
・持参又は郵送等する書類の目録
・持参又は郵送等する書類のページ数
・持参又は発送年月日

(ｳ) ファイル形式　PDF　(Acrobat○○形式以下）等、一般的なフォーマット

イ　紙入札方式による場合

(ｱ) 提出期間　上記13(1)イに同じ。

(ｲ) 提出方法　上記13(1)イを参照

(ｳ) 提出場所　上記６に同じ。

(4) 提出された業務費内訳明細書は返却しないものとする。

(5) 業務費内訳明細書を提出しない者は、入札に参加することができない。

(6) 業務費内訳明細書の確認の結果、別表第２の各項に該当する場合は、入札心得書に規定する「その他入札に関する条件に違反した入札」として、当該入札参加者の入札を無効とする場合がある。

(7) 提出された業務費内訳明細書について説明を求める場合がある。

(8) 業務費内訳明細書について、必要に応じ公正取引委員会へ提出する場合がある。この場合、指名停止措置要領に基づき、指名停止を行うことがある。

(9) 業務費内訳明細書は、参考図書として提出を求めるものであり、契約上の権利義務を生じるものではない。

16　開札

(1) 開札の日時及び場所

ア　日時　平成○年○月○日午前○時○分

イ　場所　○○○○室

(2) 開札は、(1)に掲げる日時及び場所において、入札参加者又はその代理人を立ち会わせて行う。ただし、入札参加者又はその代理人が立ち会わない場合は、入札事務に関係のない職員を立ち会わせて行う。

(3) 紙入札方式による入札参加者は、開札に立ち会わない場合でも、その者から提出された入札書は有効なものとして取扱う。
(4) (3)の場合において、再度の入札を行うこととなったときは、持参による入札参加者は再度の入札を辞退したものとして取扱うものとするが、郵送等による入札参加者に対しては、再度の入札への参加の意思の有無を電話により確認するものとする。
(5) 第１回目の入札において落札者が決定しなかった場合は、再度入札に移行する。再度入札の日時については、発注者から再度入札通知書を送信するので、パソコンの前でしばらく待機するものとする。開札処理に時間を要する場合は、発注者から開札状況を電子入札システムにより連絡する。

17　入札の無効
(1) 次に掲げる入札は無効とする。
ア　本公告において示した競争参加資格のない者のした入札
イ　申請書等に虚偽の記載をした者の入札
ウ　現場説明書及び入札心得書において示した条件等入札に関する条件に違反した入札
なお、契約担当官等により競争参加資格のある旨確認された者であっても、落札決定の時点において上記４に掲げる資格のないものは競争参加資格のない者に該当する。
(2) 次に掲げる入札は無効とする場合がある。
ア　上記10又は上記11(5)に該当する者のした入札
イ　履行確実性に関するヒアリングに応じない場合及び追加資料の提出を求められた者が追加資料を提出しない場合は、入札に関する条件に違反した入札
(3) (1)アからウに該当する者が落札者であった場合は、落札決定を取消すものとし、(2)ア又イにより無効とした場合は、開札後に無効にした旨の通知を行う。

18　落札者の決定方法
(1) 落札者は上記５に定めるところに従い、評価値の最も高い者とする。
ただし、落札者となるべき者の入札価格によっては、その者により当該契約の内容に適合した履行がされないおそれがあると認められるとき又はその者と契約を締結することが公正な取引の秩序を乱すこととなるおそれがあって著しく不適当であると認められるときは、予定価格の制限の範囲内で、発注者の定める最低限の要求要件をすべて満たして入札した他の者のうち、評価値が最も高い者を落札者とすることがある。
(2) (1)の場合において、落札者となるべき同評価値の者が二者以上あるときは、くじへ移行する。くじの実施方法等については、発注者から指示をする。
(3) 落札者となるべき者の入札価格が調査基準価格を下回る場合は、低入札価格調査を行うので、落札者となるべき者は、調査に協力しなければならない。

19　手続における交渉の有無　無

20　契約書作成の要否等
別冊契約書案により、契約書を作成するものとする。

21　非落札理由の説明
(1) 非落札者のうち、落札者の決定結果に対して不服がある者は、落札者決定の通知を行った日の翌日から起算して５日（行政機関の休日を除く。）以内に電子入札システムにより、契約担当官等に対して非落札理由についての説明を求めることができる。ただし、紙入札方式による場合は書面（様式は自由とする。）を持参するものとし、郵送等によるものは受け付けない。
(2) (1)の非落札理由について説明を求められたときは、説明を求めることができる

最終日の翌日から起算して５日（行政機関の休日を除く。）以内に電子入札システムにより、また、紙入札方式により提出された者に対しては、書面により回答する。

22　苦情申立て

【ＷＴＯ政府調達協定に準じる業務の場合は以下のとおり記載する。】

本手続における競争参加資格の確認その他の手続に関し、「政府調達に関する苦情の処理手続（平成７年12月14日付け政府調達苦情処理推進会議決定）」により、政府調達苦情検討委員会（連絡先：内閣府政府調達苦情処理対策室（政府調達苦情検討委員会事務局、電話03-3581-9044（直通））に対して苦情を申し立てることができる。

【ＷＴＯ政府調達協定に準じる業務以外の場合は以下のとおり記載する。】

契約担当官等からの上記８(2)の競争参加資格がないと認めた理由の説明又は上記20の非落札理由の説明に不服がある者は、それぞれの回答を受けた日の翌日から起算して７日（行政機関の休日を除く。）以内に、書面により、契約担当官等に対して苦情の申立てを行うことができる。当該苦情申立てについては、入札監視委員会が審議を行う。

なお、提出場所及び苦情申立てに関する手続等を示した書類等の入手先は、上記６に同じ。

23　関連情報を入手するための照会窓口　上記６に同じ。

24　評価内容の担保

総合評価において評価した技術等については、すべて契約書にその内容を記載することとし、その履行を確保するものとする（以下、記載例のとおりとする。）。

※記載例（契約書）

（附　則）

受注者は、以下の条件を厳守しなくてはならない。

条件《技術提案》

１　○○○○に係る提案

２　△△△△に係る提案

以上の項目について、申請書等提出時に提案した内容が認められたことから、その履行を担保するものとする。

なお、評価した提案の性能などが、業務の検査においてすべて確認できない場合は、当該業務のうち評価した技術の履行に関する部分は、業務完了後においても引き続き履行する義務を有するものとする。

25　その他

(1) 入札・契約の手続において使用する言語及び通貨は、日本語及び日本国通貨に限る。

(2) 入札参加者は、入札心得書及び契約書案を熟読し、入札心得書を遵守する。

(3) 申請書等に虚偽の記載をした場合は、指名停止措置要領に基づく指名停止を行うことがある。

(4) 本業務を受注したコンサルタント及び本業務を受注したコンサルタントと資本、人事面等において関連があると認められた製造業者又は建設業者は、本業務に係る工事の入札に参加し又は当該工事を請け負うことができない。

(5) 申請書等に記載した配置予定技術者は、病休、死亡、退職等の極めて特別な場合でやむを得ないとして、承認された場合のほかは、変更を認めない。病休等特別な理由によりやむを得ず配置予定技術者を変更する場合は、上記４(8)に掲げる基準を満たし、かつ、当初の配置予定技術者と同等以上と認められる者を配置しなければならない。

(6) 入札後、契約を締結するまでの間に、都道府県警察から暴力団関係業者として防

衛省が発注する工事等から排除するよう要請があり、当該状態が継続している有資格者とは契約を行わない。

(7) 電子入札システムは、行政機関の休日を除く毎日、午前８時から午後10時（金曜日は午後６時）まで稼働している。また、稼働時間内でシステムをやむを得ず停止する場合は、防衛施設建設工事電子入札ヘルプデスクセンターホームページの「緊急連絡情報」で公開する。

防衛施設建設工事電子入札ヘルプデスクセンターホームページアドレス

http://acc.mod-eboc.go.jp/WDESK/index.html

(8) システム操作上の手引き書としては、防衛施設建設工事電子入札システムセンターホームページ「操作マニュアル」を参考とすること。

(9) 障害発生時及び電子入札システム操作等の問い合わせ先は次のとおりとする。

ア　システム操作・接続確認等の問い合わせ先

防衛施設建設工事電子入札ヘルプデスクセンター

TEL 03-5444-5890（受付は行政機関の休日を除く毎日、９時から17時まで）

FAX 03-5444-5892（24時間受付。ただし、回答は行政機関の休日を除く毎日、９時から17時まで）

メールアドレス　help@mod-eboc.go.jp（24時間受付。ただし、回答は行政機関の休日を除く毎日、９時から17時まで）

イ　ICカードの不具合等発生時の問い合わせ先

取得された各認証局

ウ　申請書類、応札等の締め切り時間が切迫しているなど緊急を要する場合は、上記６へ電話により連絡する。

(10) 入札参加希望者が電子入札システムで書類を送信した場合には、受付時又は受付期限後に通知書及び受付票を送信者に発行するので、必ず確認するものとする。

(11) 申請書等の作成及びヒアリングに関する費用は、提出者の負担とする。

別表第１

標準評価基準

【】は注意点を示しているので、本信には記載しない。
【対象業務ごとに必要項目について作成する。】

（企業評価）

評価項目	評価の着目点		判断基準	評価の配点（点）
企業の実績及び能力	業務実績	業務実績	元請けとして平成○年４月１日から公告日まで【当該年度及び前年度から過去10年間を記載する。】に、完了又は引渡しが完了した同種又は類似業務実績を下記の順位で評価する。 ①　同種業務の実績 ②　類似業務の実績	①　15 ②　8
		地域業務実績	元請けとして平成○年４月１日から公告日まで【当該年度及び前年度から過去10年間を記載する。】に、完了又は引渡しが完了した○○県内の同種又は類似業務の実績を下記の順位で評価する。 ①　○○県内の防衛省発注機関（旧防衛施設局等を含む。）の同種又は類似業務実績 ②　○○県内の防衛省発注機関（旧防衛施設局等を含む。）以外の同種又は類似業務実績 ③　実績なし 【必要に応じて記載する。県名は複数でも可とする。】 【ＷＴＯ政府調達協定対象業務の場合は、記載しない。】	①　5 ②　3 ③　0
	成績・表彰	業務成績	土木関係建設コンサルタント業務の場合 防衛省発注機関（旧装備施設本部を含む。）が発注した業務のうち、本業務における一般競争(指名競争）参加資格の業種区分において、元請けとして平成○年○月○日から平成○年○月○日【①４月～６月の公告を記載する場合：前年度の９月30日から過去２年間を記載する。②７月～３月の公告を記載する場合：前年度の３月31日から過去２年間を記載する。】に完了又は引渡しが完了した業務の評定点の平均を下記の順位で評価する。 ①　80点以上 ②　75点以上80点未満 ③　70点以上75点未満 ④　65点以上70点未満 ⑤　実績なし ⑥　65点未満 建築関係建設コンサルタント業務の場合 防衛省発注機関（旧装備施設本部を含む。）が発注した業務及び入札説明書７（４）スの「業務成績の相互利用機関と適用対象業務」に示す各発注機関ごとの「相互利用の適用対象」業務のうち、本業務における一般競争(指名競争）参加資格の業種区分において、元請けとして平成○年○月○日から平成○年○月○日【①４月～６月の公告を記載する場合：前年度の９月30日から過去２年間を記載する。②７月～３月の公告を記載する場合：前年度の３月31日から過去２年間を記載する。】に完了又は引渡しが完了した業務の評定点の平均を下記の順位で評価する。 ①　80点以上 ②　75点以上80点未満 ③　70点以上75点未満 ④　65点以上70点未満 ⑤　実績なし ⑥　65点未満 【ＷＴＯ政府調達協定対象業務の場合は、記載しない。】	①　30 ②　20 ③　15 ④　10 ⑤　0 ⑥　−10
		優秀業	本業務における一般競争(指名競争）参加資格の業種区分において、平成○年４月１日から公告日まで【当該年度及び前年度から過去２年間を記載する。】の大臣官房施設監の顕彰、地方防衛局長の感謝状の贈与又は地方防衛局調達部長若しくは地方防衛支	①　5 ②　4 ③　3

		務顕彰等	局長の顕彰の実績を下記の順位で評価する。 ①　大臣官房施設監の特別優秀業務顕彰の実績 ②　当該地方防衛局長の感謝状の贈与の実績 ③　当該地方防衛局調達部長又は当該地方防衛支局長の優秀業務顕彰の実績 ④　他地方防衛局長の感謝状の贈与の実績 ⑤　他地方防衛局調達部長又は他地方防衛支局長の優秀業務顕彰の実績 ⑥　実績なし （複数業務の実績があるときは、その合計点とするが、最大５点までとする。） 【ＷＴＯ政府調達協定対象業務の場合は、記載しない。】	④　２ ⑤　１ ⑥　０ （最大５）
	その他	事故及び不誠実な行為	過去６月間に○○地方防衛局等【当該契約担当官等の所在地を管轄する地方防衛局等を記載する。】での指名停止措置要領に基づく指名停止措置等を受けている場合は、評価を減ずる（過去６月とは申請書の提出期限の日の前日からさかのぼること６月以内に指名停止期間がある場合をいう。）。 ①　指名停止期間（累積）：６月以上 ②　指名停止期間（累積）：３月以上６月未満 ③　指名停止期間（累積）：３月未満 ④　文書注意 ⑤　口頭注意 【ＷＴＯ政府調達協定対象業務の場合は、記載しない。】	①　－５ ②　－４ ③　－３ ④　－２ ⑤　－１
		国との信頼関係を損なう行為	国との信頼関係を損なう行為が認められる場合は、評価を減ずる。 【ＷＴＯ政府調達協定対象業務の場合は、記載しない。】	－１
小　　計 【小計の最大点は、記載した項目に応じて記載する。】				最大 55

（予定管理技術者評価）

評価項目	評価の着目点		判断基準	評価の配点（点）
配置予定管理技術者の経験及び能力	業務経験	業務経験	平成○年４月１日から公告日まで【当該年度及び前年度から過去10年間を記載する。】に完了又は引渡しが完了した同種又は類似業務経験を下記の順位で評価する（原則として、着手時から完了時まで従事している業務とする。）。 ①　同種業務の経験 ②　類似業務の経験	①　10 ②　5
		地域業務経験	平成○年４月１日から公告日まで【当該年度及び前年度から過去10年間を記載する。】に完了又は引渡しが完了した○○県内の同種又は類似業務の経験を下記の順位で評価する（原則として、着手時から完了時まで従事している業務とする。）。 ①　○○県内の防衛省発注機関（旧防衛施設局等を含む。）の同種又は類似業務経験 ②　○○県内の防衛省発注機関（旧防衛施設局等を含む。）以外の同種又は類似業務経験 ③　経験なし 【必要に応じて記載する。県名は複数でも可とする。】 【ＷＴＯ政府調達協定対象業務の場合は、記載しない。】	①　5 ②　3 ③　0
	成績・表彰	業務成績	土木関係建設コンサルタント業務の場合 防衛省発注機関（旧装備施設本部を含む。）が発注した業務のうち、管理技術者として従事し、平成○年○月○日から平成○年○月○日【①４月～６月の公告を記載する場合：前年度の９月30日から過去２年間を記載する。②７月～３月の公告を記載する場合：前年度の３月31日から過去２年間を記載する。】に完了又は引渡しが完了した業務の評定点の平均を下記の順位で評価する。 ①　80点以上 ②　75点以上80点未満 ③　70点以上75点未満 ④　65点以上70点未満 ⑤　経験なし ⑥　65点未満 建築関係建設コンサルタント業務の場合 防衛省発注機関（旧装備施設本部を含む。）が発注した業務及び入札説明書７（４）スの「業務成績の相互利用機関と適用対象業務」に示す各発注機関ごとの「相互利用の適用対象」業務のうち、管理技術者として従事し、平成○年○月○日から平成○年○月○日【①４月～６月の公告を記載する場合：前年度の９月30日から過去２年間を記載する。②７月～３月の公告を記載する場合：前年度の３月31日から過去２年間を記載する。】に完了又は引渡しが完了した業務の評定点の平均を下記の順位で評価する。 ①　80点以上 ②　75点以上80点未満 ③　70点以上75点未満 ④　65点以上70点未満 ⑤　経験なし ⑥　65点未満 【ＷＴＯ政府調達協定対象業務の場合は、記載しない。】	①　30 ②　20 ③　15 ④　10 ⑤　0 ⑥　−10
		優秀業務技術者顕彰等	平成○年４月１日から公告日まで【当該年度及び前年度から過去２年間を記載する。】の大臣官房施設監の顕彰、地方防衛局長の感謝状の贈与又は地方防衛局調達部長若しくは地方防衛支局長の顕彰の実績を下記の順位で評価する（優秀業務技術者顕彰等及び管理技術者として従事した業務顕彰等を対象とする。）。 ①　大臣官房施設監の特別優秀業務技術者顕彰、当該地方防衛局長の感謝状の贈与又は当該地方防衛局調達部長若しくは当該地方防衛支局長の優秀業務技術者顕彰の実績 ②　他地方防衛局長の感謝状の贈与又は他地方防衛局調達部長若しくは他地方防衛支局長の優秀業務技術者顕彰の実績 ③　管理技術者として従事した、大臣官房施設監の特別優秀業務顕彰、当該地方防衛局長の感謝状の贈与又は当該地方防衛局調達部長若しくは当該地方防衛支局長の優秀業務顕彰の実績	①　5 ②　3 ③　3 ④　1 ⑤　0 （最大５）

			④　管理技術者として従事した、他地方防衛局長の感謝状の贈与又は他地方防衛局調達部長若しくは他地方防衛支局長の優秀業務顕彰の実績 ⑤　実績なし （複数業務の実績があるときは、その合計点とするが、最大５点までとする。） 【ＷＴＯ政府調達協定対象業務の場合は、記載しない。】		
	資格要件	技術者資格	建築	・１級建築士	5
				・その他	0
			土木設計	・技術士 ・博士	5
				・ＲＣＣＭ ・土木学会認定技術者（特別上級、上級、１級）	3
				・その他	0
			土木監理	・技術士 ・１級土木施工管理技士 ・土木学会認定技術者（特別上級、上級、１級） ・公共工事品質確保技術者（Ⅰ、Ⅱ）	5
				・ＲＣＣＭ	3
				・その他	0
			電気設備	・建築設備士 ・１級建築士 ・技術士	5
				・ＲＣＣＭ	3
				・１級電気工事施工管理技士	1
				・その他	0
			機械設備	・建築設備士 ・１級建築士 ・技術士	5
				・ＲＣＣＭ	3
				・１級管工事施工管理技士	1
				・その他	0
			通信設備	・建築設備士 ・１級建築士 ・技術士	5
				・ＲＣＣＭ	3
				・その他	0
			測量	・測量士	5
				・その他	0
			地質調査	・技術士 ・地質調査技士 ・ＲＣＣＭ ・博士	5
				・その他	0
			防衛施設整備監理業務	・技術士 ・１級建築士 ・１級○○施工管理技士 ・建築設備士 ・土木学会認定技術者（特別上級、上級、１級） ・公共工事品質確保技術者（Ⅰ、Ⅱ） ・公共建築工事品質確保技術者（Ⅰ、Ⅱ）	5
				・ＲＣＣＭ	3
				・その他	0
			防衛施設技術	・技術士 ・１級建築士 ・１級○○施工管理技士 ・建築設備士 ・土木学会認定技術者（特別上級、上級、１級） ・公共工事品質確保技術者（Ⅰ、Ⅱ）	5

			審査業務	・公共建築工事品質確保技術者（Ⅰ、Ⅱ） ・電気主任技術者 ・ＲＣＣＭ ・公共工事の技術審査を実施した経験を有する者 ・公共工事の発注者として技術的実務経験を２５年以上有する者	
				・その他	0
			その他	・技術士 ・１級建築士 ・１級○○施工管理技士 ・建築設備士 ・電気主任技術者 ・土木学会認定技術者（特別上級、上級、１級） ・公共工事品質確保技術者（Ⅰ、Ⅱ） ・公共建築工事品質確保技術者（Ⅰ、Ⅱ） ・ＲＣＣＭ ・○○を実施した経験を有する者 ・○○の実務経験を○○年以上有する者	5
				・その他	0
			【各職種の資格については仕様書に応じて適宜記載する。資格を重複しての評価は行なわない。】		
小　　計 【小計の最大点は、記載した項目に応じて記載する。】					最大 55

（予定担当技術者評価）

評価項目	評価の着目点			評価の配点（点）
			判断基準	
配置予定担当技術者の経験	業務経験	業務経験	平成○年４月１日から公告日まで【当該年度及び前年度から過去10年間を記載する。】に完了又は引渡しが完了した同種又は類似業務経験を下記の順位で評価する（原則として、着手時から完了時まで従事している業務とする。）。 ①　同種業務の経験 ②　類似業務の経験 ③　経験なし	①　5 ②　3 ③　0 【各職種最大５】
		地域業務経験	平成○年４月１日から公告日まで【当該年度及び前年度から過去10年間を記載する。】に完了又は引渡しが完了した○○県内の同種又は類似業務の経験を下記の順位で評価する（原則として、着手時から完了時まで従事している業務とする。）。 ①　○○県内の防衛省発注機関（旧防衛施設局等を含む。）の同種又は類似業務経験 ②　○○県内の防衛省発注機関（旧防衛施設局等を含む。）以外の同種又は類似業務経験 ③　経験なし 【必要に応じて記載する。県名は複数でも可とする。】 【ＷＴＯ政府調達協定対象業務の場合は、記載しない。】	①　5 ②　3 ③　0 【各職種最大５】
	【必要に応じて評価対象とする職種を選択する。一職種で複数の技術者を配置する場合は、評価の低い技術者を評価の対象とする。】			
小　　計 【小計の最大点は、記載した項目に応じて記載する。】				各職種 最大 10

必要に応じて設定する。

（業務実施体制）

評価項目	評価の着目点		評価の配点（点）
		判断基準	
業務実施体制	業務の妥当性 業務実施体制	業務の分担について記載する。 なお、以下のいずれかの項目に該当する場合には欠格とする。 ①　再委託の内容が、主たる部分の場合。 ②　業務の分担構成が、不明確又は不自然な場合。 ③　共同体による業務の分担構成が細分化され過ぎて、一の分担業務を複数の構成員が実施することとしている場合。	数値化しない。

（ 業務の実施方針・実施フロー・工程計画・その他）
（評価テーマに対する技術提案）（標準型のみ）
ヒアリングを実施する場合は、ヒアリング内容を含めて評価する。

評価項目			評価の着目点	評価の配点（点）
			判断基準	
業務の実施方針・実施フロー・工程計画・その他		業務理解度	業務の実施方針となる目的・内容及び与条件の理解度が高い場合は優位に評価する。	10
			上記業務目的等を踏まえた検討項目及び成果品に対する着眼点の具体性が高い場合は優位に評価する。	10
		業務実施手順	業務実施手順を示す実施フローの妥当性が高い場合は優位に評価する。	10
			業務量の把握状況を示す工程計画の妥当性が高い場合は優位に評価する。	10
		その他	有益な代替案、重要事項の指摘がある場合は優位に評価する。	10
評価テーマに対する技術提案	※全体	評価テーマ間の整合性	的確性について、複数の評価テーマ間の整合性が高い場合は優位に評価する。	10
			実現性について、複数の評価テーマ間の整合性が高い場合は優位に評価する。	10
	評価テーマ１	的確性	地形、環境、地域特性などの与条件との整合性が高い場合は優位に評価する。	10
			必要なキーワード（着眼点、問題点、解決方法等）が網羅されている場合は優位に評価する。	10
			事業の重要度を考慮した提案となっている場合は優位に評価する。	5
			事業の難易度に相応しい提案となっている場合は優位に評価する。	5
		実現性	提案内容に説得力がある場合は優位に評価する。	10
			提案内容を裏付ける類似実績などが明示されている場合は優位に評価する。	10
			利用しようとする技術基準、資料が適切な場合は優位に評価する。	5
			提案内容によって想定される事業費が適切な場合は優位に評価する。	5
	※評価テーマ２	的確性、実現性について上記を準用する。		
「業務の実施方針・実施フロー・工程計画・その他」及び「評価テーマに対する技術提案」については、評価の配点が10点の場合は「10点、８点、６点、４点、０点」の ５段階で評価を行う（５点の場合は「５点、４点、３点、２点、０点」の５段階で評価を行う。）。				
小　計 【小計の最大点は、記載した項目に応じて記載する。】				最大 190

必要に応じて設定する。
※　評価テーマを１つに設定した場合は選択しない。

別表第２

１　未提出であると認められる場合	(1)	業務費内訳明細書が白紙である場合
	(2)	業務費内訳明細書に表紙が付いていない場合
２　記載すべき事項が欠けている場合	(1)	数量、単価、金額等の記載が欠けている場合
３　記載すべき事項に誤りがある場合	(1)	業務の名称に誤りがある場合
	(2)	提出企業名に誤りがある場合
	(3)	業務費内訳明細書の合計金額が入札金額と異なる場合
４　その他	(1)	他の入札参加者の業務費内訳明細書と類似し、合理性がなく極めて不自然な場合

別紙様式第１
（用紙Ａ４版）
平成　年　月　日

紙入札方式参加承諾願

１　業務の名称：

２　電子入札システムでの参加ができない理由

上記の案件は、電子入札対象案件ではありますが、今回は当社においては上記理由により電子入札システムを利用しての参加ができないため、紙入札方式での参加を承諾いただきますようお願いいたします。

住　　所
商号又は名称
役　　職
氏　　名　　印

（契約担当官等の官職氏名）　　殿

別紙様式第２
（用紙Ａ４版）
平成　年　月　日

一 般 競 争 参 加 資 格 確 認 申 請 書

○○○○
　　○○○○　殿【発注者名を記載する。】

住　　所
商号又は名称
代表者氏名　　印

平成　　年　　月　　日付けで入札公告のありました○○○○業務に係る競争参加資格について確認されたく、下記の書類を添えて申請します。
なお、予算決算及び会計令（昭和22年勅令第165号）第70条の規定に該当する者でないこと及び添付書類の内容について事実と相違ないことを誓約します。

記

１　入札説明書７(4)アに定める企業の同種又は類似業務の実績を記載した書面
２　入札説明書７(4)イに定める建築士法による事務所所登録等を記載した書面（必要な場合のみ）
３　入札説明書７(4)ウに定める企業の業務成績を記載した書面（※）
４　入札説明書７(4)エに定める企業の優秀業務顕彰等の実績を記載した書面（※）
５　入札説明書７(4)オに定める配置予定管理技術者の経歴等を記載した書面
６　入札説明書７(4)カに定める配置予定管理技術者の同種又は類似業務の経験を記載した書面
７　入札説明書７(4)キに定める配置予定管理技術者の業務成績を記載した書面（※）
８　入札説明書７(4)クに定める優秀業務技術者顕彰等の実績を記載した書面（※）
９　入札説明書７(4)ケに定める業務実施体制を記載した書面
10　入札説明書７(4)コに定める配置予定担当技術者の同種又は類似業務の経験を記載した書面（必要な場合のみ）
11　入札説明書７(4)サ(ｱ)に定める業務の実施方針等を記載した書面（簡易型の場合は７(4)サ）
12　入札説明書７(4)サ(ｲ)に定める評価テーマに対する技術提案書（標準型の場合のみ）
13　入札説明書７(4)スに定める契約書の写し（必要な場合のみ）

以　上

１　電子入札システムにより提出する場合は、押印の必要はありません。
２　紙入札方式による場合は、返信用封筒として、表に申請者の住所・氏名を記載し、簡易書留料金分を加えた所定の料金（○○円）の切手を貼付した長３号封筒を申請書と併せて提出して下さい。
【ＷＴＯ政府調達協定対象業務の場合は、（※）は設定しないことから、適宜削除する。】

別紙様式第３

企業の同種又は類似業務の実績

企業名：

同種又は類似業務	□　同　種　業　務　　□　類　似　業　務
業 務 の 名 称	
発注機関名 住所 TEL	
契約金額	￥　　（内消費税　　）
履行期間	平成　　年　　月　　日　　～平成　　年　　月　　日
業務内容	
技術的特徴	
テクリス又は PUBDIS登録の有無	□有（登録番号：　　） □無
○○県内の同種・類似業務の実績（地域業務実績の評価） 【必要に応じて記載する。】 【ＷＴＯ政府調達協定対象業務の場合は、記載しない。】	業務の名称： 発注機関名： 契約金額(円)： 履行期間： 業務内容： 技術的特徴： 履行場所： テクリス又はPUBDIS登録の有無：□有（登録番号：　　） □無

１　必ず同種又は類似業務が確認できる内容を記載する。
　「同種又は類似業務」欄は、いずれかの「□」を黒塗り「■」をする。

２　「テクリス又はPUBDIS登録の有無」欄は、いずれかの「□」を黒塗り「■」をする。「有」に黒塗り「■」をした場合は、テクリス又はPUBDIS登録番号を記載し、写し（詳細を含む。）を添付する。「無」に黒塗り「■」をした場合は、契約書の写し及び業務内容のわかる資料を添付する。

３　記載する業務が、平成16年４月１日以降に防衛省発注機関（旧防衛施設局等を含む。）と契約した業務である場合は、業務成績評定通知書の写しを添付する。

４　「業務内容」及び「技術的特徴」欄は、具体的に記載する。

別紙様式第４

企業の業務成績

企業名：

平成○年度及び平成○年度に元請けとして完了又は引渡しが完了した全ての業務実績

業務の名称 （テクリス又はPUBDIS登録番号）	発注機関名	完了年月日	業務評定点 （点）
○○（○○）○○設計業務 （登録番号:0000000000　）	○○防衛局	平成○年○月○日	○○

1　記載内容を網羅していることで、PUBDISを出力したものに代えることができる。
2　記入欄が不足する場合は、頁を追加する。
3　記載する業務は、防衛省発注機関（旧装備施設本部を含む。）が発注した業務のうち、本業務における一般競争（指名競争）参加資格の業種区分において、元請けとして完了又は引渡しが完了した業務の全てを記載する。【土木関係建設コンサルタント業務の場合に記載する。】
4　記載する業務内容がわかる資料及び業務成績評定通知書の写しを添付する。【土木関係建設コンサルタント業務の場合に記載する。】
5　記載する業務は、防衛省発注機関（旧装備施設本部を含む。）が発注した業務及び「業務成績の相互利用機関と適用対象業務」に示す各発注機関ごとの「相互利用の適用対象」業務のうち、本業務における一般競争（指名競争）参加資格の業種区分において、元請けとして完了又は引渡しが完了した業務の全てを記載する。【建築関係建設コンサルタント業務の場合に記載する。】
6　業務内容及び業務評定点（総合点）のわかる資料を添付する。【地方防衛局等以外であって、建築関係建設コンサルタント業務の場合に記載する。】

【ＷＴＯ政府調達協定対象業務の場合は、本様式は使用しない。】
【地方防衛局等においては、建築コンサルタント業務の場合、PUBDISを活用し、入札参加者から提出された内容の確認を行うこと。】

別紙様式第５

企業の優秀業務顕彰等の実績

企業名：

顕彰又は感謝状の贈与の実績	□顕彰又は感謝状の贈与の実績がある。 業務の名称： 発注機関名：○○○○ 履行期間：平成　年　月　日　～平成　年　月　日 受賞年月日：　年　月　日
	□顕彰及び感謝状の贈与の実績がない。

１　顕彰又は感謝状の贈与の実績の有無は、いずれかの「□」に黒塗り「■」をする。
２　実績がある場合は、証明できる顕彰状及び感謝状の写しを添付する。
３　実績が複数ある場合は、実績ごとに記載する。
【ＷＴＯ政府調達協定対象業務の場合は、本様式は使用しない。】

別紙様式第６

配置予定管理技術者の経歴等

企業名：

管理技術者

ふりがな ①氏名　○○　○○	②生年月日 昭和○年○月○日（○歳）
③所属・役職 ○○○○	
④保有資格等 技術士（部門：　　分野：　　）・登録番号：　　・取得年月日： RCCM　（部門：　　）・登録番号：　　・取得年月日： １級建築士　　・登録番号：　　・登録年月日： その他（部門：　　）・登録番号：　　・取得年月日：	

⑤手持ち業務の状況（平成○年○月○日現在）、管理技術者又は担当技術者となっている契約金額500万円以上（ただし、防衛省発注業務において調査基準価格を下回る金額で落札した業務は、業務名の先頭に（低）を付して記載する。）。

業　務　の　名　称	職務上の立場	発注機関名	履行期間	契 約 金 額 （円）
			（契約金額合計	円）

１　「保有資格等」欄に記載したものは、そのすべての資格の写しを添付する。
２　「手持ち業務の状況」欄に記載したものは、そのすべての契約書の写しを添付する。
３　配置予定管理技術者の雇用保険被保険者証の写しを添付する。

別紙様式第７

配置予定管理技術者の同種又は類似業務の経験

企業名：

管理技術者（氏名　　）

同種又は類似業務	□　同　種　業　務　　□　類　似　業　務
業 務 の 名 称	
発注機関名 住所 TEL	
契約金額	￥　　（内消費税　　）
履行期間	平成　　年　　月　　日　　～平成　　年　　月　　日
業務内容	
技術的特徴	
職務上の立場	
テクリス又は PUBDIS登録の有無	□有（登録番号：　　） □無
○○県内の同種・類似業務の実績（地域業務実績の評価） 【必要に応じて記載する。】 【ＷＴＯ政府調達協定対象業務の場合は、記載しない。】	業務の名称： 発注機関名： 契約金額(円)： 履行期間： 業務内容： 技術的特徴： 職務上の立場： 履行場所： テクリス又はPUBDIS登録の有無：□有（登録番号：　　） □無

１　必ず同種又は類似業務が確認できる内容を記載する。
　「同種又は類似業務」欄は、いずれかの「□」を黒塗り「■」をする。

２　「テクリス又はPUBDIS登録の有無」欄は、いずれかの「□」を黒塗り「■」をする。「有」に黒塗り「■」をした場合は、テクリス又はPUBDIS登録番号を記載し、写し（詳細を含む。）を添付する。
　「無」に黒塗り「■」した場合は、契約書の写し及び業務内容のわかる資料を添付する。

３　記載する業務が、平成16年４月１日以降に防衛省発注機関（旧防衛施設局等を含む。）と契約した業務である場合は、業務成績評定通知書の写しを添付する。

４　「業務内容」及び「技術的特徴」欄は、具体的に記載する。

別紙様式第８

配置予定管理技術者の業務成績

企業名：

平成○年度及び平成○年度に管理技術者として従事し完了又は引渡しが完了したの全ての業務実績

業務の名称 (テクリス又はPUBDIS登録番号)	発注機関名	履行期間	業務評定点 (点)
○○（○○）○○設計業務 （登録番号:　0000000000　）	○○防衛局	平成○年○月○日～ 平成○年○月○日	○○

１　記載内容を網羅していることで、PUBDISを出力したものに代えることができる。
２　記入欄が不足する場合は、頁を追加する。
３　記載する業務は、防衛省発注機関（旧装備施設本部を含む。）が発注した業務のうち、管理技術者として従事し完了又は引渡しが完了した業務の全てを記載する。【土木関係建設コンサルタント業務の場合に記載する。】
４　記載する業務ごとに管理技術者として従事したことがわかる資料及び業務成績評定通知書の写しを添付する。【土木関係建設コンサルタント業務の場合に記載する。】
５　記載する業務は、防衛省発注機関（旧装備施設本部を含む。）が発注した業務及び「業務成績の相互利用機関と適用対象業務」に示す各発注機関ごとの「相互利用の適用対象」業務のうち、管理技術者として従事し完了又は引渡しが完了した業務の全てを記載する。【建築関係建設コンサルタント業務の場合に記載する。】
６　記載する業務ごとに管理技術者として従事したことがわかる資料及び業務評定点（総合点）がわかる資料を添付する。【地方防衛局等以外であって、建築関係建設コンサルタント業務の場合に記載する。】

【ＷＴＯ政府調達協定対象業務の場合は、本様式は使用しない。】
【地方防衛局等においては、建築コンサルタント業務の場合、PUBDISを活用し、入札参加者から提出された内容の確認を行うこと。】

別紙様式第９

優秀業務技術者表彰の実績

企業名：

管理技術者（氏名　　）

顕彰又は感謝状の贈与の実績	□顕彰又は感謝状の贈与の実績の実績がある。 業務の名称： 発注機関名：○○○○ 履行期間：平成　年　月　日　から平成　年　月　日　まで 受賞年月日：　年　月　日
	□顕彰及び感謝状の贈与の実績の実績がない

１　顕彰又は感謝状の贈与の実績の有無は、いずれかの「□」に黒塗り「■」する。
２　実績がある場合は、証明できる顕彰状又は感謝状の写しを添付する。
３　管理技術者として従事した優秀業務表彰の場合は、管理技術者として従事したことがわかる資料を提出する。
４　実績が複数ある場合は、実績ごとに記載する。
【ＷＴＯ政府調達協定対象業務の場合は、本様式は使用しない。】

別紙様式第10

業務実施体制

	予定技術者名	所属・役職	担当する分担業務の内容	備考
管理技術者				
担当技術者	（1） （2） （3）			

1　「配置予定技術者名」欄の氏名には、ふりがなを付す。
2　「所属・役職」欄は、入札参加希望者以外の企業等に所属する場合、企業名等も記載する。
3　担当する分担業務の内容は、単体企業又は共同体のいずれの場合においても記載する（業務の分担を行わない場合には記載しない。）。
4　共同企業体により業務を実施する場合は、備考欄に共同企業体の構成員である旨を記載するとともに、企業名等を記載する。また、共同体の代表者である場合は、「代表者」を併記するものとする。
5　他の建設コンサルタント等に当該業務の一部を再委託する場合又は学識経験者の協力、援助を受けて業務を実施する場合は、備考欄に再委託先又は協力、援助先の名称、その理由（企業の技術的特徴等）を記載する。ただし、業務の主たる部分を再委託してはならない。

別紙様式第11
（用紙Ａ４版）
平成　年　月　日

技　術　提　案　書

業務の名称　　○○○○

標記業務について、技術提案書を提出します。

○○○○
○○○○
　○○　○○　殿【発注者名を記載する。】

（提出者）住　　所
電話番号
会 社 名
代 表 者
役 職 名　氏名　　印
（作成者）担当部署
氏　　名
Ｆ Ａ Ｘ
Ｅ－ｍａｉｌ

（提出者）住　　所
電話番号
会 社 名
代 表 者
役 職 名　氏名　　印
（作成者）担当部署
氏　　名
Ｆ Ａ Ｘ
Ｅ－ｍａｉｌ

（共同企業体の場合は、以下のように記載する。）
住　所：共同体事務所の所在地
会社名：○○○業務△△・○○共同体
代表者：△△（株）役職名　氏名　印
　　○○（株）役職名　氏名　印
ＴＥＬ：共同体事務所の電話番号
ＦＡＸ：共同体事務所のＦＡＸ番号

注：電子システムにより提出する場合は、押印の必要はありません。

別紙様式第12

・業務の実施方針

・実施フロー

・工程計画

検討項目	業務工程						備考
	月	月	月	月	月	月	

・その他

注：業務の実施方針、実施フロー、工程計画、その他について簡潔に記載する。

別紙様式第13

・評価テーマに対する技術提案

評価テーマ　：　○○○○○○○○

注：評価テーマに対する技術提案の作成に当たっては、あいまいな表現は避け、実施する内容を具体的かつ明瞭に記載する。

別紙様式第14

配置予定担当技術者の同種又は類似業務の実績

企業名：

○○担当技術者（氏名　　）

同種又は類似業務	□　同　種　業　務　　□　類　似　業　務
業 務 の 名 称	
発注機関名 住所 TEL	
契約金額	￥　　（内消費税　　）
履行期間	平成　　年　　月　　日　　～平成　　年　　月　　日
業務内容	
技術的特徴	
職務上の立場	
テクリス又は PUBDIS登録の有無	□有（登録番号：　　） □無
保有資格等	技術士（部門：　　分野：　　）・登録番号： ・取得年月日： RCCM　（部門：　　）・登録番号： ・取得年月日： １級建築士　　・登録番号： ・登録年月日： その他（部門：　　）・登録番号： ・取得年月日：
○○県内の同種・類似業務の実績（地域業務実績の評価） 【必要に応じて記載する。】 【ＷＴＯ政府調達協定対象業務の場合は、記載しない。】	業務の名称： 発注機関名： 契約金額(円)： 履行期間： 業務内容： 技術的特徴： 職務上の立場： 履行場所： テクリス又はPUBDIS登録の有無：□有（登録番号：　　） □無

１　必ず同種又は類似業務が確認できる内容を記載する。
　「同種又は類似業務」欄は、いずれかの「□」を黒塗り「■」をする。
２　「テクリス又はPUBDIS登録の有無」欄は、いずれかの「□」を黒塗り「■」をする。「有」に黒塗り「■」をした場合は、テクリス又はPUBDIS登録番号を記載し、写し（詳細を含む。）を添付する。
　「無」に黒塗り「■」した場合は、契約書の写し及び業務内容のわかる資料を添付する。
３　記載する業務が、平成16年４月１日以降に防衛省発注機関（旧防衛施設局等を含む。）と契約した業務である場合は、業務成績評定通知書の写しを添付する。
４　「業務内容」及び「技術的特徴」欄は、具体的に記載する。

別紙様式第15

・中立性・公平性に関する要件

1　上記内容が確認できる資料があれば添付する。

1　資本面・人事面において関係のある者がいない場合においても、その旨を記載する。

別紙様式第16

・守秘義務に関する要件

入 札 公 告

（建築のためのサービスその他の技術的サービス（建設工事を除く））

次のとおり一般競争入札に付します。

平成○年○月○日

○○○○

○○○○　○○　○○【発注者名を記載する。】

◎調達機関番号　○○○　◎所在地番号　○○

○第Ｎ号

１　業務概要

(1) 品目分類番号　42

(2) 業務の名称　○○○○○業務

(3) 業務内容　○○○○○を行う業務である。

(4) 履行期限　平成○年○月○日

【電子入札対象の場合は次の項目を追加する。】

(5) 本業務は、資料提出及び入札等を電子入札システムにより行う業務である。ただし、電子入札システムにより難いものは、発注者の承諾を得て紙入札方式に代えるものとする。

なお、紙入札方式の承諾に関しては○○防衛局総務部契約課に紙入札方式参加承諾願を提出するものとする。

(6) 本業務は、業務費内訳明細書の提出を義務付ける業務である。

２　競争参加資格

(1) 予算決算及び会計令（昭和22年勅令第165号。以下「予決令」という。）第70条及び第71条の規定に該当しない者であること。

(2) 防衛省における平成○・○年度一般競争（指名競争）参加資格（以下「防衛省競争参加資格」という。）のうち、測量・建設コンサルタント等業務の「○○業務」に係る「○」の格付を受け、○○防衛局【当該契約担当官等の所在地を管轄する地方防衛局等名を記載する。】に競争参加を希望していること（会社更生法（平成14年法律第154号）に基づき更生手続開始の申立てがなされている者又は民事再生法（平成11年法律第225号）に基づき再生手続開始の申立てがなされている者については、手続開始の決定後、再度級別の格付を受けていること。）。

(3) 会社更生法に基づく更生手続開始の申立てがなされている者又は民事再生法に基づき再生手続開始の申立てがなされている者（(2)の再度級別

の格付を受けた者を除く。）でないこと。

(4) 一般競争参加資格確認申請書（以下「申請書」という。）及び競争参加資格確認資料（以下「技術資料」という。）の提出期限の日から開札の時点までの期間に、○○防衛局長【当該契約担当官等の所在地を管轄する地方防衛局等の長を記載する。】から工事請負契約等に係る指名停止等の措置要領について（防整施（事）第150号。28.３.31）に基づく指名停止を受けている期間中でないこと。

(5) 建築士法（昭和25年法律202号）第23条の規定に基づく○級建築士事務所登録を有すること。【業務内容に応じて法令に基づき必要とする場合のみ記載する。】

(6) 次に示す同種業務について、元請けとして平成○年４月１日から入札公告日まで【当該年度及び前年度から過去10年間を記載する。】に完了又は引渡しが完了した業務の実績を有すること。

・同種業務：○○○○○○○○○○業務

なお、当該実績が平成16年４月１日以降に契約した防衛省発注機関（契約担当官等が属する防衛省本省の内部部局、防衛大学校、防衛医科大学校、防衛研究所、統合幕僚監部、陸上幕僚監部、海上幕僚監部、航空幕僚監部、情報本部、防衛監察本部、地方防衛局並びに統合幕僚長及び陸上幕僚長、海上幕僚長又は航空幕僚長の監督を受ける陸上自衛隊、海上自衛隊及び航空自衛隊の部隊及び機関並びに防衛装備庁をいう。以下同じ。）（旧防衛施設局、旧防衛施設支局及び旧装備施設本部（以下「旧防衛施設局等」という。）を含む。）の業務に係るものにあっては、業務成績評定通知書の業務評定点（総合点）【土木等技術業務の場合は、「業務評定点（総合点）」を「評定点」と記載する。】（以下「評定点」という。）が65点未満のものを除くこと。

(7) 入札に参加を希望する者の間に資本関係又は人的関係がないこと（基準に該当する者のすべてが共同企業体の代表者以外の構成員である場合を除く。）。

(8) 次の基準をすべて満たす技術者を配置できること。

ア　配置予定管理技術者

配置予定管理技術者については、次の(ｱ)から(ｴ)までに示す条件をすべて満たす者である。

(ｱ) １級○○士、技術士（○○部門）又はRCCM（○○部門）のいずれかの資格を有する。

【必要とする資格部門及び実務経験を記載することとし、仕様書と同様とする。】

(ｲ) 平成○年４月１日から入札公告日まで【当該年度及び前年度から過去10年間を記載する。】に完了又は引渡しが完了した業務のうち、次に示す同種業務においての経験を有する。

・同種業務：○○○○○○○○○○業務

なお、当該経験が平成16年４月１日以降に契約した防衛省発注機関（旧防衛施設局等を含む。）の業務に係るものにあっては、評定点が65点未満のものを除く。

(ｳ) 平成○年○月○日【入札公告日を記載する。】現在の手持ち業務量（本業務を含まず、特定後未契約のものを含む。）が○億円未満かつ○件未満である。

手持ち業務とは、管理技術者又は担当技術者となっている契約金額500万円以上の業務をいう。【業務内容に応じて記載する。】

(ｴ) 入札公告日の時点で申請者と直接的な雇用関係がある。

イ　配置予定担当技術者

【必要に応じて仕様書に記載されている実務経験及び資格等の必要条件並びに配置予定管理技術者との兼務は認めない旨を記載する。】

(9) 都道府県警察から暴力団関係業者として防衛省が発注する工事等から排除するよう要請があり、当該状態が継続している有資格者でないこと。

３　入札手続等

(1) 担当部局

〒○○○－○○○○　○○県○○市○○町○－○－○
○○○○○○○○○【当該発注機関、担当部署を記載する。】
TEL　○○－○○○○－○○○○（内線○○○○）
FAX　○○－○○○○－○○○○

(2) 入札説明書の交付期間等

ア　交付期間　平成○年○月○日から平成○年○月○日まで（行政機関の休日に関する法律（昭和63年法律第91号）第１条第１項に規定する行政機関の休日を除く。）の毎日、午前８時から午後10時（金曜日は午後６時）まで。ただし、最終日は午後○時まで。

イ　交付場所　防衛施設建設工事電子入札システムセンター
http://www.mod-eboc.go.jp

ウ　交付方法　すべて、電子データで交付を行う。

文書類　：PDF　（○○形式）
○○○　：PDF　（○○形式）
申請書類：Word　（○○形式）又は一太郎　（○○形式）
なお、標記以外の形式による提供は一切行わない。

エ　使用条件　ダウンロードした資料の取扱いに関する利用規則に同意すること。

オ　その他　通信環境の不具合等のため、希望する者は電子情報の提供を依頼することができる。

この場合、(1)へ「図面データの取扱いに関する同意事項」（記入・押印済みのもの）、データを保存するために必要なＣＤ-Ｒ（未使用に限る。）○枚及び着払いのラベル（宅配業者の場合）又は切手（日本郵便の場合）を貼付した返信用の封筒を同封し、送付する。

なお、配送によるもの以外の対応は行わない。また、この対応により被った不利益や損害については、一切補償しない。

※「図面データの取扱いに関する同意事項」の書式については、防衛省・自衛隊のホームページより入手可能である。

（http://www.mod.go.jp/○/○/○/○/○.pdf）

(3) 申請書及び技術資料の提出期限等

ア　提出期限　平成○年○月○日午後○時○分

イ　提出方法　電子入札システムにより提出する。ただし、申請書及び技術資料が３MBを超える場合の提出方法等については、入札説明書による。紙入札方式による場合は、(1)に持参又は郵送（書留郵便に限る。）若しくは託送（書留郵便と同等のものに限る。）（以下「郵送等」という。）する。

(4) 入札書の受領期限等

ア　受領期限　平成○年○月○日午後○時○分

イ　提出方法　電子入札システムにより提出する。ただし、紙入札方式による場合は、(1)に持参又は郵送等により提出する。

(5) 開札の日時及び場所

ア　日時　平成○年○月○日午前○時○分

イ　場所　○○○○室

４　その他

(1) 手続きにおいて使用する言語及び通貨　日本語及び日本国通貨に限る。

(2) 入札保証金　免除。

(3) 契約保証金　納付（保管金の取扱店　○○銀行○○支店）。ただし、利付国債の提供（取扱官庁　○○○○）又は金融機関若しくは保証事業会社の保証（取扱官庁　○○防衛局）をもって契約保証金の納付に代えることができる。また、公共工事履行保証証券による保証を付し又は履行保証保険契約の締結を行った場合は、契約保証金を免除する。【契約保証金を免除する場合は、その旨記載する。】

(4) 入札の無効

次に掲げる入札は無効とする。

ア　本公告において示した競争参加資格のない者のした入札

イ　申請書又は技術資料に虚偽の記載をした者の入札

ウ　入札に関する条件に違反した入札

(5) 落札者の決定方法　予決令第79条の規定に基づいて作成された予定価格の制限の範囲内で、最低の価格をもって有効な入札を行った者を落札者とする。ただし、落札者となるべき者の入札価格によっては、その者により当該契約の内容に適合した履行がされないおそれがあると認められるとき又はその者と契約を締結することが公正な取引の秩序を乱すこととなるおそれがあって著しく不適当であると認められるときは、予定価格の制限の範囲内の価格をもって入札した他の者のうち、最低の価格をもって入札した者を落札者とすることがある。

(6) 落札者となるべき者の入札価格が予決令第85条の規定に基づいて作成された基準を下回る場合は、予決令第86条の規定に基づく調査を行うので、協力しなければならない。

(7) 入札後、契約を締結するまでの間に、都道府県警察から暴力団関係業者として防衛省が発注する工事等から排除するよう要請があり、当該状態が継続している有資格者とは契約を行わない。

(8) 手続における交渉の有無　無

(9) 契約書作成の要否　要

(10)関連情報を入手するための照会窓口　上記３(1)に同じ。

(11)競争参加資格の級別の格付を受けていない者の参加　上記２(2)に掲げる競争参加資格の級別の格付を受けていない者も上記３(3)により申請書及び技術資料を提出することができるが、競争に参加するためには、開札の時点において、当該資格の格付を受け、かつ、競争参加資格の確認を受けていなければならない。

(12)詳細は入札説明書による。

５　Summary

(1) Official in charge of disbursement of the procuring entity：

(2) Classification of the services to be procured：42

(3) Subject matter of the contract：

(4) Time-limit for the submission of application forms and relevant documents for the qualification by electronic bidding system：

(5) Time-limit for the submission of tenders by electronic bidding system：

(6) Contact point for tender documentation：

入 札 公 告

（建築のためのサービスその他の技術的サービス（建設工事を除く））

次のとおり一般競争入札に付します。

平成○年○月○日

○○○○

○○○○　○○　○○【発注者名を記載する。】

◎調達機関番号　○○○　◎所在地番号　○○

○第Ｎ号

１　業務概要

(1) 品目分類番号　42

(2) 業務の名称　○○○○○業務

(3) 業務内容　○○○○○を行う業務である。

(4) 履行期限　平成○年○月○日

【電子入札対象の場合は次の項目を追加する。】

(5) 本業務は、資料提出及び入札等を電子入札システムにより行う業務である。ただし、電子入札システムにより難いものは、発注者の承諾を得て紙入札方式に代えるものとする。

なお、紙入札方式の承諾に関しては○○防衛局総務部契約課に紙入札方式参加承諾願を提出するものとする。

(6) 本業務は、業務費内訳明細書の提出を義務付ける業務である。

２　競争参加資格

次に掲げる条件をすべて満たしている者により構成される共同体であって、「競争参加者の資格に関する公示」（平成○年○月○日付○○○○【当該防衛省発注機関の長を記載する。】）に示すところにより、防衛省から○○○○業務に係る共同体として資格審査結果通知を受けた者又は次に掲げる条件をすべて満たす共同体以外の有資格者であること。

(1) 予算決算及び会計令（昭和22年勅令第165号。以下「予決令」という。）第70条及び第71条の規定に該当しない者であること。

(2) 防衛省における平成○・○年度一般競争（指名競争）参加資格（以下「防衛省競争参加資格」という。）のうち、測量・建設コンサルタント等業務の「○○業務」に係る「○」の格付を受け、○○防衛局【当該契約担当官等の所在地を管轄する地方防衛局等を記載する。】に競争参加を希望していること（会社更生法（平成14年法律第154号）に基づき更生手続

開始の申立てがなされている者又は民事再生法（平成11年法律第225号）に基づき再生手続開始の申立てがなされている者については、手続開始の決定後、再度級別の格付を受けていること。)。

(3) 会社更生法に基づく更生手続開始の申立てがなされている者又は民事再生法に基づき再生手続開始の申立てがなされている者（(2)の再度級別の格付を受けた者を除く。）でないこと。

(4) 一般競争参加資格確認申請書（以下「申請書」という。）及び競争参加資格確認資料（以下「技術資料」という。）の提出期限の日から開札の時点までの期間に、○○防衛局長【当該契約担当官等の所在地を管轄する地方防衛局等の長を記載する。】から工事請負契約等に係る指名停止等の措置要領について（防整施（事）第150号。28.３.31）に基づく指名停止を受けている期間中でないこと。

(5) 建築士法（昭和25年法律202号）第23条の規定に基づく○級建築士事務所登録を有すること。【業務内容に応じて法令に基づき必要とする場合のみ記載する。】

(6) 次に示す同種業務について、元請けとして平成○年４月１日から入札公告日まで【当該年度及び前年度から過去10年間を記載する。】に完了又は引渡しが完了した業務の実績を有すること。

・同種業務：○○○○○○○○○○業務

なお、当該実績が平成16年４月１日以降に契約した防衛省旧防衛施設局、旧防衛施設支局及び旧装備施設本部（以下、「旧防衛施設局等」という。）を含む。）の業務に係るものにあっては、業務成績評定通知書の業務評定点（総合点）【土木等技術業務の場合は、「業務評定点（総合点）」を「評定点」と記載する。】（以下「評定点」という。）が65点未満のものを除くこと。

(7) 入札に参加を希望する者の間に資本関係又は人的関係がないこと（基準に該当する者のすべてが共同企業体の代表者以外の構成員である場合を除く。)。

(8) 次の基準をすべて満たす技術者を配置できること。

ア　配置予定管理技術者

配置予定管理技術者については、次の(ｱ)から(ｴ)までに示す条件をすべて満たす者である。

(ｱ) １級○○士、技術士（○○部門）又はRCCM（○○部門）のいずれかの資格を有する。

【必要とする資格部門及び実務経験を記載することとし、仕様書と同様とする。】

(ｲ) 平成○年４月１日から入札公告日まで【当該年度及び前年度から過去10年間を記載する。】に完了又は引渡しが完了した業務のうち、次に示す同種業務においての経験を有する。

・同種業務：○○○○○○○○○○業務

なお、当該経験が平成16年４月１日以降に契約した防衛省発注機関（契約担当官等が属する防衛省本省の内部部局、防衛大学校、防衛医科大学校、防衛研究所、統合幕僚監部、陸上幕僚監部、海上幕僚監部、航空幕僚監部、情報本部、防衛監察本部、地方防衛局並びに統合幕僚長及び陸上幕僚長、海上幕僚長又は航空幕僚長の監督を受ける陸上自衛隊、海上自衛隊及び航空自衛隊の部隊及び機関並びに防衛装備庁をいう。）（旧防衛施設局等を含む。）の業務に係るものにあっては、評定点が65点未満のものを除く。

(ｳ) 平成○年○月○日【入札公告日を記載する。】現在の手持ち業務量（本業務を含まず、特定後未契約のものを含む。）が○億円未満かつ○件未満である。

手持ち業務とは、管理技術者又は担当技術者となっている契約金額500万円以上の業務をいう。【業務内容に応じて記載する。】

(ｴ) 入札公告日の時点で申請者と直接的な雇用関係がある。

イ　配置予定担当技術者

【必要に応じて仕様書に記載されている実務経験及び資格等の必要条件並びに配置予定管理技術者との兼務は認めない旨を記載する。】

(9) 都道府県警察から暴力団関係業者として防衛省が発注する工事等から排除するよう要請があり、当該状態が継続している有資格者でないこと。

３　入札手続等

(1) 担当部局

〒○○○－○○○○　○○県○○市○○町○－○－○

○○○○　○○○○【当該発注機関、担当部署を記載する。】

TEL　○○－○○○○－○○○○（内線○○○○）

FAX　○○－○○○○－○○○○

(2) 入札説明書の交付期間等

ア　交付期間　平成○年○月○日から平成○年○月○日まで（行政機関の休日に関する法律（昭和63年法律第91号）第１条第１項に規定する行政機関の休日を除く。）の毎日、午前８時から午後10時（金曜日は午後６時）まで。ただし、最終日は午後○時まで。

イ　交付場所　防衛施設建設工事電子入札システムセンター

http://www.mod-eboc.go.jp

ウ　交付方法　すべて、電子データで交付を行う。
文書類　：PDF　（○○形式）
○○○　：PDF　（○○形式）
申請書類：Word　（○○形式）又は一太郎　（○○形式）
なお、標記以外の形式による提供は一切行わない。

エ　使用条件　ダウンロードした資料の取扱いに関する利用規則に同意すること。

オ　その他　通信環境の不具合等のため、希望する者は電子情報の提供を依頼することができる。
この場合、(1)へ「図面データの取扱いに関する同意事項」（記入・押印済みのもの）、データを保存するために必要なＣＤ-Ｒ（未使用に限る。）○枚及び着払いのラベル（宅配業者の場合）又は切手（日本郵便の場合）を貼付した返信用の封筒を同封し、送付する。
なお、配送によるもの以外の対応は行わない。また、この対応により被った不利益や損害については、一切補償しない。
※「図面データの取扱いに関する同意事項」の書式については、防衛省・自衛隊のホームページより入手可能である。
（http://www.mod.go.jp/○/○/○/○/○.pdf）

(3) 申請書及び技術資料の提出期限等
ア　提出期限　平成○年○月○日午後○時○分
イ　提出方法　電子入札システムにより提出する。ただし、申請書及び技術資料が３MBを超える場合の提出方法等については、入札説明書による。紙入札方式による場合は、(1)に持参又は郵送（書留郵便に限る。）若しくは託送（書留郵便と同等のものに限る。）（以下「郵送等」という。）する。

(4) 入札書の受領期限等
ア　受領期限　平成○年○月○日午後○時○分
イ　提出方法　電子入札システムにより提出する。ただし、紙入札方式による場合は、(1)に持参又は郵送等により提出する。

(5) 開札の日時及び場所
ア　日時　平成○年○月○日午前○時○分
イ　場所　○○○○室

４　その他
(1) 手続きにおいて使用する言語及び通貨　日本語及び日本国通貨に限る。
(2) 入札保証金　免除
(3) 契約保証金　納付（保管金の取扱店　○○銀行○○支店）。ただし、利

付国債の提供（取扱官庁　○○○○）又は金融機関若しくは保証事業会社の保証（取扱官庁　○○○○）をもって契約保証金の納付に代えることができる。また、公共工事履行保証証券による保証を付し又は履行保証保険契約の締結を行った場合は、契約保証金を免除する。【契約保証金を免除する場合は、その旨記載する。】

(4) 入札の無効

次に掲げる入札は無効とする。

ア　本公告において示した競争参加資格のない者のした入札

イ　申請書又は技術資料に虚偽の記載をした者の入札

ウ　入札に関する条件に違反した入札

(5) 落札者の決定方法　予決令第79条の規定に基づいて作成された予定価格の制限の範囲内で、最低の価格をもって有効な入札を行った者を落札者とする。ただし、落札者となるべき者の入札価格によっては、その者により当該契約の内容に適合した履行がされないおそれがあると認められるとき又はその者と契約を締結することが公正な取引の秩序を乱すこととなるおそれがあって著しく不適当であると認められるときは、予定価格の制限の範囲内の価格をもって入札した他の者のうち、最低の価格をもって入札した者を落札者とすることがある。

(6) 落札者となるべき者の入札価格が予決令第85条の規定に基づいて作成された基準を下回る場合は、予決令第86条の規定に基づく調査を行うので、協力しなければならない。

(7) 入札後、契約を締結するまでの間に、都道府県警察から暴力団関係業者として防衛省が発注する工事等から排除するよう要請があり、当該状態が継続している有資格者とは契約を行わない。

(8) 手続における交渉の有無　無

(9) 契約書作成の要否　要

(10)関連情報を入手するための照会窓口　上記３(1)に同じ。

(11)競争参加資格の級別の格付を受けていない者の参加　上記２(2)に掲げる競争参加資格の級別の格付を受けていない者も上記３(3)により申請書及び技術資料を提出することができるが、競争に参加するためには、開札の時点において、当該資格の格付を受け、かつ、競争参加資格の確認を受けていなければならない。

(12)詳細は入札説明書による。

５　Summary

(1) Official in charge of disbursement of the procuring entity：

(2) Classification of the services to be procured：42

(3) Subject matter of the contract：

(4) Time-limit for the submission of application forms and relevant documents for the qualification by electronic bidding system：

(5) Time-limit for the submission of tenders by electronic bidding system：

(6) Contact point for tender documentation：

入　札　説　明　書

○○【機関名を記載する。】の○○○○○業務に係る入札公告（建築のためのサービスその他の技術的サービス（建設工事を除く））に基づく入札等については、関係法令に定めるもののほか、この入札説明書によるものとする。

１　入札公告日　平成○年○月○日
２　契約担当官等
　　○○○○　○○　○○【発注者名を記載する。】
　〒○○○－○○○○　○○県○○市○○町○－○
３　業務概要
(1) 業務の名称　○○○○業務
(2) 業務内容　○○○○○を行う業務である。
(3) 履行期限　平成○年○月○日
(4) 再委託の禁止
　本業務は建設工事に係る設計業務委託共通仕様書について（防整技第7188号。28．３．31）に示すものの他に、次の部分の再委託は認めない。
・○○○○○
・○○○○○
(5) その他

【電子入札対象の場合は次の項目を追加する。】
ア　本業務は、資料提出及び入札等を電子入札システムにより行う業務である。ただし、電子入札システムにより難いものは、発注者の承諾を得て紙入札方式に代えるものとする。
　なお、紙入札方式の承諾に関しては、「紙入札方式参加承諾願（別紙様式第１）」を提出する。
(ｱ) 受付窓口　〒○○○－○○○○　○○県○○市○○町○－○
　　○○○○【担当部署を記載する。】
(ｲ) 受付時間　午前○時から午後○時まで。ただし、正午から午後１時までの間を除く。
イ　電子入札システムで使用できるICカードは、代表者又は当該入札案件に関する入札・見積権限及び契約締結権限について委任を受けた者（以下「代理人」という。）のICカードのみとし、代理人による場合は、委任状を提出する。詳細は入札心得書による。

ウ　本業務は、業務費内訳明細書の提出を義務付ける業務である。
４　競争参加資格
(1) 予算決算及び会計令（昭和22年勅令第165号。以下「予決令」という。）第70条及び第71条の規定に該当しない者であること。

(2) 防衛省における平成○・○年度の一般競争（指名競争）参加資格（以下「防衛省競争参加資格」という。）のうち、測量・建設コンサルタント等業務の「○○業務」に係る「○」の格付を受け、○○防衛局【当該契約担当官等の所在地を管轄する地方防衛局等を記載する。】に競争参加を希望していること（会社更生法（平成14年法律第154号）に基づき更生手続開始の申立てがなされている者又は民事再生法(平成11年法律第225号)に基づき再生手続開始の申立てがなされている者については、手続開始の決定後、再度級別の格付を受けていること。)。

(3) 会社更生法に基づく更生手続開始の申立てがなされている者又は民事再生法に基づき再生手続開始の申立てがなされている者（(2)の再度級別の格付を受けた者を除く。）でないこと。

(4) 一般競争参加資格確認申請書（以下「申請書」という。）及び競争参加資格確認資料（以下「技術資料」という。）の提出期限の日から開札の時点までの期間に、○○防衛局長【当該契約担当官等の所在地を管轄する地方防衛局等の長を記載する。】から工事請負契約等に係る指名停止等の措置要領について（防整施（事）第150号。28.３.31。以下「指名停止措置要領」という。）に基づく指名停止を受けている期間中でないこと。

(5) 建築士法（昭和25年法律202号）第23条の規定に基づく○級建築士事務所登録を有すること。【業務内容に応じて法令に基づき必要とする場合のみ記載する。】

(6) 次に示す同種業務について、元請けとして平成○年４月１日から入札公告日まで【当該年度及び前年度から過去10年間を記載する。】に完了又は引渡しが完了した業務の実績を有すること。

・同種業務：○○○○○○○○○○業務

なお、当該実績が平成16年４月１日以降に契約した防衛省旧防衛施設局、旧防衛施設支局及び旧装備施設本部（以下「旧防衛施設局等」という。」を含む。）の業務に係るものにあっては、業務成績評定通知書の業務評定点（総合点）【土木等技術業務の場合は、「業務評定点（総合点)」を「評定点」と記載する。】（以下「評定点」という。）が65点未満のものを除くこと。

(7) 入札に参加を希望する者（以下「入札参加希望者」という。）の間に次の基準のいずれかに該当する関係がないこと（基準に該当する者のすべてが共同体の代表者以外の構成員である場合を除く。)。

なお、この場合に、辞退する者を決めることを目的に当事者間で連絡を取ることは、入札心得書第５条第２項の規定に抵触するものでない。

ア　資本関係

次のいずれかに該当する二者の場合。ただし、子会社（会社法（平成17年法律第86号）第２条第３号の規定による子会社をいう。以下同じ。）若しくは子会社の一方が会社更生法第２条第７項に規定する更生会社（以下「更生会社」という。）又は民事再生法第２条第４号に規定する再生手続が存続中の会社である場合を除く。

(ｱ) 親会社と子会社の関係にある場合
(ｲ) 親会社を同じくする子会社同士の関係にある場合

イ　人的関係

次のいずれかに該当する二者の場合。ただし、(ｱ)については、会社の一方が更生会社又は民事再生法第２条第４号に規定する再生手続が存続中の会社である場合を除く。

(ｱ) 一方の会社の役員が、他方の会社の役員を現に兼ねている場合
(ｲ) 一方の会社の役員が、他方の会社の管財人を現に兼ねている場合

ウ　その他の入札の適正さが阻害されると認められる場合。

その他ア又はイと同視しうる資本関係又は人的関係があると認められる場合

(8) 次の基準をすべて満たす技術者を配置できること。

ア　配置予定管理技術者

配置予定管理技術者については、次の(ｱ)から(ｴ)までに示す条件をすべて満たす者である。

(ｱ) １級○○士、技術士（○○部門）又はRCCM（○○部門）のいずれかの資格を有する。

【必要とする資格部門及び実務経験を記載し、仕様書と同様とする。】

(ｲ) 平成○年４月１日から入札公告日まで【当該年度及び前年度から過去10年間を記載する。】に完了又は引渡しが完了した業務のうち、次に示す同種業務においての経験を有する。

・同種業務：○○○○○○○○○○業務

なお、当該経験が平成16年４月１日以降に契約した防衛省発注機関（契約担当官等が属する防衛省本省の内部部局、防衛大学校、防衛医科大学校、防衛研究所、統合幕僚監部、陸上幕僚監部、海上幕僚監部、航空幕僚監部、情報本部、防衛監察本部、地方防衛局並びに統合幕僚長及び陸上幕僚長、海上幕僚長又は航空幕僚長の監督を受ける陸上自衛隊、海上自衛隊及び航空自衛隊の部隊及び機関並びに防衛装備庁をいう。以下同じ。）（旧防衛施設局等を含む。）の業務に係るものにあっては、評定点が65点未満のものを除く。

(ｳ) 平成○年○月○日【入札公告日を記載する。】現在の手持ち業務量（本業務を含まず、特定後未契約のものを含む。）が○億円未満かつ○件未満である。

手持ち業務とは、管理技術者又は担当技術者となっている契約金額500万円以上の業務をいう。【業務内容に応じて記載する。】

(ｴ) 入札公告日の時点で申請者と直接的な雇用関係がある。

イ　配置予定担当技術者

【必要に応じて仕様書に記載されている実務経験及び資格等の必要条件並びに配置予定管理技術者との兼務は認めない旨を記載する。】

(9) 都道府県警察から暴力団関係業者として防衛省が発注する工事等から排除するよう要請があり、当該状態が継続している有資格者でないこと。

５　担当部局

〒○○○－○○○○　○○県○○市○○町○－○
○○○○○○○○【当該発注機関、担当部署を記載する。】
TEL　○○－○○○○－○○○○（内線○○○○）
FAX　○○－○○○○－○○○○

６　競争参加資格の確認等

(1) 本競争の参加希望者は、上記４に掲げる競争参加資格を有することを証明するため、次に従い、申請書及び技術資料（以下「申請書等」という。）を提出し、契約担当官等から競争参加資格の有無について確認を受けなければならない。また、上記４(2)の格付を受けていない者も次に従い申請書等を提出することができる。この場合において、上記４(1)及び(4)から(9)までに掲げる事項を満たし、(7)に該当しないときは、開札の時点において上記４(2)及び(3)に掲げる事項を満たしていることを条件として競争参加資格があることを確認するものとする。

当該確認を受けた者が競争に参加するためには、開札の時点において上記４(2)及び(3)に掲げる事項を満たしていなければならない。

なお、期限までに申請書等を提出しない者及び競争参加資格がないと認められた者は、本競争に参加することができない。

申請書等の提出は、次に示すとおりとする。

ア　電子入札システムによる場合

(ｱ) 提出期間　平成○年○月○日から平成○年○月○日まで（行政機関の休日に関する法律（昭和63年法律第91号）第１条第１項に規定する行政機関の休日（以下「行政機関の休日」という。）を除く。）の毎日、午前８時から午後10時（金曜日は午後６時）まで。ただし、最終日は午後○時まで。

(ｲ) その他　申請書等が３MBを超える場合、技術資料は、上記５に持参又は郵送（書留郵便に限る。）若しくは託送（書留郵便と同等のものに限る。）（以下「郵送等」という。）するものとし、電子入札システムとの分割は認めない。また、持参又は郵送等する場合は、次の内容を記載した書面を電子入札システムにより申請書とともに送信する。

・持参又は郵送等する旨の表示
・持参又は郵送等する書類の目録
・持参又は郵送等する書類のページ数
・持参又は発送年月日

(ｳ) ファイル形式　電子入札システムによる提出資料のファイル形式については、次のいずれかの形式にて作成する。

・一太郎　　Ver　○○形式以下
・Microsoft Word　○○形式以下
・Microsoft Excel ○○形式以下
・その他のｱﾌﾟﾘｹｰｼｮﾝ PDFファイル　Acrobat ○○形式以下

画像ファイル JPEG及びGIF形式
圧縮ファイル LZH又はZIP形式

(ｴ) プリントアウト時に規定の枚数内となるように設定する。
なお、送信された資料のプリントアウトは白黒印刷で行う。

イ　紙入札方式による場合

(ｱ) 提出期間　平成○年○月○日から平成○年○月○日まで（行政機関の休日を除く。）の毎日、午前○時から午後○時まで（正午から午後１時までの間を除く。）。ただし、最終日は午後○時まで。

(ｲ) 提出場所　上記５に同じ。

(ｳ) 提出方法　持参又は郵送等による。

(2) 申請書は、別紙様式第２により作成する。

(3) 上記４(6)の実績及び(8)の経験の確認を行うに当たり、平成６年４月15日マラケシュで作成された政府調達に関する協定を適用している国及び地域並びに我が国に対して建設市場が解放的であると認められる国及び地域以外の国又は地域に主たる営業所を有する建設コンサルタント等にあっては、我が国における同種業務の実績及び経験をもって行う。

(4) 技術資料は、次に従い作成する。

なお、アの実績及びイの経験については、平成○年度以降に、業務が完了又は引渡しが完了しているものに限り記載することとし、記載する業務が平成16年４月１日以降に契約した防衛省発注機関（旧防衛施設局等を含む。）の業務の場合は、当該業務に係る業務成績評定通知書の写しを添付する。

ア　同種業務の実績

上記４(6)に掲げる資格があることを判断できる同種業務の実績を１件記載する。

記載する業務は、平成○年４月１日から入札公告日まで【当該年度及び前年度から過去10年間を記載する。】に完了又は引渡しが完了した業務とする。

記載様式は別紙様式第３とし、図面、写真等を引用する場合も含め、Ａ４版１枚に記載する。

イ　建築士法（昭和25年法律202号）による事務所登録等

○級建築士事務所の登録状況のわかる証明書等の写しを添付する。
【設定する参加資格に合わせて必要な登録を記載する。】

ウ　配置予定管理技術者の経歴等

保有する資格について記載し、資格証の写しを提出する。

手持ち業務は、平成○年○月○日（公告日）現在、防衛省以外の発注者（国内外問わず）のものも含めすべて記載する。

手持ち業務とは、管理技術者又は担当技術者となっている契約金額500万円以上の業務をいう。

プロポーザル方式による本業務以外の業務で配置予定技術者として特定された未契約業務がある場合は、手持ち業務の記載対象とし、業

務の名称の後に「特定済」と明記するものとする。

記載様式は、別紙様式第４とする。

なお、配置予定技術者として複数の候補技術者の資格等を記載することもできる。また、同一の技術者を重複して複数業務の配置予定技術者とすることはできるが、他の業務を落札した又は特定されたことにより配置予定技術者を配置することができなくなったときは、入札への参加はできないものとし、申請書を提出した者は、直ちに当該申請書の取下げを行う。また、電子入札システムにより入札金額を送信した後、辞退を行う場合は、電話及び電送（押印済みの入札辞退届）で入札の辞退を申込むと共に、速やかに書面により入札辞退届を提出する。他の業務を落札した又は特定されたことにより、配置予定技術者を配置することができないにもかかわらず入札した場合においては、不正又は不誠実な行為として指名停止措置要領に基づく指名停止を行うことがある。

入札後、落札者決定までの期間（予決令第86条の調査（以下「低入札価格調査」という。）期間を含む。）において、他の業務を落札した又は特定されたことにより、配置予定技術者を配置することができなくなった場合は、直ちにその旨の申し出を行う。

この場合において、事実が認められた場合には、当該入札を無効とする。

落札後、配置予定技術者が配置できないことが明らかになった場合は、不正又は不誠実な行為として、指名停止措置要領に基づく指名停止を行うことがある。

エ　配置予定管理技術者の同種業務の経験

４(8)に掲げる資格があることを判断できる同種業務の経験を１件記載する。

記載する業務は、平成〇年４月１日から公告日まで【当該年度及び前年度から過去10年間を記載する。】に完了又は引渡しが完了した業務とする(原則として、着手時から完了時まで従事している業務とする。)。

入札参加希望者以外が受注した業務経験を記載する場合は、当該業務を受注した企業名等を記載する。

記載様式は別紙様式第４とする。

オ　契約書の写し等

同種業務の実績及び経験として記載した業務に係る契約書の写し及び当該業務を証明する資料を提出する。ただし、当該業務が、財団法人日本建設情報総合センターの「測量調査設計業務実績情報サービス（TECRIS/テクリス）」又は一般社団法人公共建築協会「公共建築設計者情報システム（PUBDIS）」に登録されている場合はその写しを添付するものとし、契約書の写し等を提出する必要はない。

(5) 競争参加資格の確認は、申請書等の提出期限をもって行うものとし、その結果は電子入札システムにより、また、紙入札方式による場合は、

申請時に提出された返信用封筒により、平成○年○月○日までに通知する。

(6) その他

ア　申請書等の作成及び提出に係る費用は、申請者の負担とする。

イ　○○○○【契約担当官等を記載する。】は、提出された申請書等を競争参加資格の確認以外に申請者に無断で使用しない。

ウ　提出された申請書等は、返却しない。

エ　提出期限以降における申請書等の差し替え及び再提出は認めない。

オ　申請書等に関する問い合わせ先　上記５に同じ。

7　競争参加資格がないと認めた者に対する理由の説明

(1) 競争参加資格がないと認められた者は、契約担当官等に対して競争参加資格がないと認めた理由について、次に従い説明を求めることができる。

ア　提出方法　電子入札システムにより、また、紙入札方式による場合は書面（様式は自由とする。）を上記５に持参するものとし、郵送等によるものは受け付けない。

イ　提出期間

(ｱ) 電子入札システムによる場合

上記６(5)の通知の日から平成○年○月○日まで（行政機関の休日を除く。）の毎日、午前８時から午後10時（金曜日は午後６時）まで。ただし、最終日は午後○時まで。

(ｲ) 紙入札方式による場合

上記６(5)の通知の日から平成○年○月○日まで（行政機関の休日を除く。）の毎日、午前○時から午後○時まで（正午から午後１時までの間を除く。）。ただし、最終日は午後○時まで。

(2) 契約担当官等は、(1)により説明を求められたときは、平成○年○月○日までに説明を求めた者に対し電子入札システムにより、また、紙入札方式による場合は、書面により回答する。

8　入札説明書に対する質問

(1) 入札説明書に質問がある者は、契約担当官等に対して、次に従い質問することができる。

ア　提出方法　電子入札システムにより、また、紙入札方式による場合は書面（様式は自由とする。）を上記５に持参又は郵送等により提出する。

イ　提出期間

(ｱ) 電子入札システムによる場合

平成○年○月○日まで（行政機関の休日を除く。）の毎日、午前８時から午後10時（金曜日は午後６時）まで。ただし、最終日は午後○時まで。

(ｲ) 紙入札方式による場合

平成○年○月○日まで（行政機関の休日を除く。）の毎日、午前○

時から午後○時まで（正午から午後１時までの間を除く。）。ただし、最終日は午後○時まで。

郵送等による場合は、平成○年○月○日午後○時必着。

(2) (1)の質問に対する回答書は、電子入札システムにより回答するので確認するものとする。また、紙入札方式による場合は、平成○年○月○日から平成○年○月○日まで（行政機関の休日を除く。）の毎日、午前○時から午後○時まで、上記５において閲覧に供する。

９　入札方法等

(1) 入札書の提出方法等

ア　電子入札システムによる場合

提出期間　平成○年○月○日から平成○年○月○日まで（行政機関の休日を除く。）の毎日、午前８時から午後10時（金曜日は午後６時）まで。ただし、最終日は午後○時までとする。

イ　紙入札方式による場合

(ｱ) 提出期間　持参による場合は、平成○年○月○日午前○時から午後○時まで（正午から午後１時までの間を除く。）。郵送等による場合は、平成○年○月○日午後○時必着。

(ｲ) 提出場所　上記５に同じ。

(ｳ) 提出方法　持参による場合は、入札書及び業務費内訳明細書を各々封筒に入れて、封かんし、入札書を入れた封筒の表に「入札書在中」と朱書きする。さらにこれらを１つの別の封筒に入れて封かんし、封筒の表に入札件名、開札日時及び商号又は名称を記載の上、提出する。一般競争参加確認通知書又はその写しを提示する。

郵送等による場合は、入札書及び業務費内訳明細書を各々封筒に入れて、封かんし、入札書を入れた封筒の表に「入札書在中」と朱書きする。さらにこれらと一般競争参加資格確認通知書の写しを別の封筒に入れて、封かんし、封筒の表に入札件名、開札日時及び商号又は名称を記載の上、提出する。

(2) 落札決定に当たっては、入札書に記載された金額に当該金額の100分の○【消費税及び地方消費税とを合わせた税率を記載する。】に相当する額を加算した金額（当該金額に１円未満の端数があるときは、その端数金額を切り捨てた金額）をもって落札価格とするので、入札参加者は、消費税及び地方消費税に係る課税事業者であるか免税事業者であるかを問わず、見積った契約希望金額の○○○分【100＋消費税及び地方消費税とを合わせた税率を記載する。】の100に相当する金額を入札書に記載する。

(3) 入札回数は、原則として２回を限度とする。ただし、２回目の入札において落札者がいない場合は、３回目の入札を執行する場合もある。なお、予決令第９９条の２の規定による随意契約は、特別な場合を除き適用しない。

10　入札保証金及び契約保証金

(1) 入札保証金　免除

(2) 契約保証金　納付（保管金の取扱店　○○銀行○○支店)。ただし、利付国債の提供（取扱官庁　○○○○）又は金融機関若しくは保証事業会社の保証（取扱官庁　○○○○）をもって契約保証金の納付に代えることができる。また、公共工事履行保証証券による保証を付し又は履行保証保険契約の締結を行った場合は、契約保証金を免除する。【契約保証金を免除する場合は、その旨記載する。】

11　業務費内訳明細書

(1) 第１回の入札に際し、第１回の入札書に記載される入札金額に対応した業務費内訳明細書を提出しなければならない。

(2) 業務費内訳明細書には、必ず表紙を付けるものとし、表紙には商号又は名称、住所及び代表者氏名（紙入札方式による場合は、必ず押印する。）並びに発注者名及び業務の名称を記載し、表紙以外には商号又は名称、住所及び代表者氏名を記載しない。

(3) 提出方法等

ア　電子入札システムによる場合

(ｱ) 提出期間　上記９(1)アに同じ。

(ｲ) その他　業務費内訳明細書が３MBを超える場合には、上記５に持参又は郵送等により提出し、電子入札システムとの分割は認めない。また、この場合は、次の内容を記載した書面を電子入札システムにより入札書とともに送信する。

・持参又は郵送等する旨の表示
・持参又は郵送等する書類の目録
・持参又は郵送等する書類のページ数
・持参又は発送年月日

(ｳ) ﾌｧｲﾙ形式　PDF　(Acrobat○○形式以下）等、一般的なフォーマット

イ　紙入札方式による場合

(ｱ) 提出期間　上記９(1)イに同じ。

(ｲ) 提出方法　上記９(1)イを参照

(ｳ) 提出場所　上記５に同じ。

(4) 提出された業務費内訳明細書は返却しないものとする。

(5) 業務費内訳明細書を提出しない者は、入札に参加することができない。

(6) 業務費内訳明細書の確認の結果、別紙様式第５の各項に該当する場合は、入札心得書に規定する「その他入札に関する条件に違反した入札」として、当該入札参加者の入札を無効とする場合がある。

(7) 提出された業務費内訳明細書について説明を求める場合がある。業務費内訳明細書について、必要に応じ公正取引委員会へ提出する場合がある。

(8) 指名停止措置要領に基づき、指名停止を行うことがある。

(9) 業務費内訳明細書は、参考図書として提出を求めるものであり、契約上の権利義務を生じるものではない。

12　開札

(1) 開札の日時及び場所

ア　日時　平成○年○月○日午前○時○分

イ　場所　○○○○室

(2) 開札は、(1)に掲げる日時及び場所において、入札参加者又はその代理人を立ち会わせて行う。ただし、入札参加者又はその代理人が立ち会わない場合は、入札事務に関係のない職員を立ち会わせて行う。

(3) 紙入札方式による入札参加者は、開札に立ち会わない場合でも、その者から提出された入札書は有効なものとして取扱う。

(4) (3)の場合において、再度の入札を行うこととなったときは、持参による入札参加者は再度の入札を辞退したものとして取扱うものとするが、郵送等による入札参加者に対しては、再度の入札への参加の意思の有無を電話により確認するものとする。

(5) 第１回目の入札において落札者が決定しなかった場合は、再度入札に移行する。再度入札の日時については、発注者から再度入札通知書を送信するので、パソコンの前でしばらく待機するものとする。開札処理に時間を要する場合は、発注者から開札状況を電子入札システムにより連絡する。

13　入札の無効

(1) 次に掲げる入札は無効とする。

ア　本公告において示した競争参加資格のない者のした入札

イ　申請書又は技術資料に虚偽の記載をした者の入札

ウ　現場説明書及び入札心得書において示した条件等入札に関する条件に違反した入札

なお、契約担当官等により競争参加資格のある旨確認された者であっても、落札決定の時点において上記４に掲げる資格のないものは、競争参加資格のない者に該当する。

(2) (1)に該当する者が落札者であった場合は、落札決定を取り消す。

14　落札者の決定方法

(1) 予決令第79条の規定に基づいて作成された予定価格（以下「予定価格」という。）の制限の範囲内で最低の価格をもって有効な入札を行った者を落札者とする。

ただし、落札者となるべき者の入札価格によっては、その者により当該契約の内容に適合した履行がされないおそれがあると認められるとき又はその者と契約を締結することが公正な取引の秩序を乱すこととなるおそれがあって著しく不適当であると認められるときは、予定価格の制限の範囲内の価格をもって入札した他の者のうち最低の価格をもって入札した者を落札者とすることがある。

(2) (1)の場合において、落札者となるべき同価格の入札をした者が二者以上あるときは、くじへ移行する。くじの実施方法等については、発注者から指示をする。

(3) 落札者となるべき者の入札価格が予決令第85条の規定に基づいて作成された基準を下回る場合は、低入札価格調査を行うので、落札者となるべき者は、調査に協力しなければならない。

15　手続における交渉の有無　無

16　契約書作成の要否等

別冊契約書案により、契約書を作成するものとする。

17　非落札理由の説明

(1) 非落札者のうち、落札者の決定結果に対して不服がある者は、落札者決定の通知を行った日の翌日から起算して７日(行政機関の休日を除く。)以内に電子入札システムにより、契約担当官等に対して非落札理由についての説明を求めることができる。ただし、紙入札方式による場合は書面（様式は自由とする。）を持参するものとし、郵送等によるものは受け付けない。

(2) (1)の非落札理由について説明を求められたときは、説明を求めることができる最終日の翌日から起算して10日（行政機関の休日を除く。）以内に電子入札システムにより、また、紙入札方式により提出された者に対しては、書面により回答する。

18　苦情申立て

本手続における競争参加資格の確認その他の手続に関し、「政府調達に関する苦情の処理手続（平成７年12月14日付け政府調達苦情処理推進会議決定)」により、政府調達苦情検討委員会（連絡先：内閣府政府調達苦情処理対策室（政府調達苦情検討委員会事務局、電話03-3581-9044（直通））に対して苦情を申し立てることができる。

19　関連情報を入手するための照会窓口　上記５に同じ。

20　その他

(1) 入札・契約の手続において使用する言語及び通貨は、日本語及び日本国通貨に限る。

(2) 入札参加者は、入札心得書及び契約書案を熟読し、入札心得書を遵守する。

(3) 申請書又は技術資料に虚偽の記載をした場合は、指名停止措置要領に基づく指名停止を行うことがある。

(4) 本業務を受注したコンサルタント及び本業務を受注したコンサルタントと資本、人事面等において関連があると認められた製造業者又は建設業者は、本業務に係る工事の入札に参加し又は当該工事を請け負うことができない。

(5) 申請書等に記載した配置予定技術者は、病休、死亡、退職等の極めて特別な場合でやむを得ないとして、承認された場合のほかは、変更を認めない。病休等特別な理由によりやむを得ず配置予定技術者を変更する場合は、上記４(8)に掲げる基準を満たし、かつ、当初の配置予定技術者と同等以上と認められる者を配置しなければならない。

(6) 入札後、契約を締結するまでの間に、都道府県警察から暴力団関係業

者として防衛省が発注する工事等から排除するよう要請があり、当該状態が継続している有資格者とは契約を行わない。

(7) 電子入札システムは、行政機関の休日を除く毎日、午前８時から午後10時（金曜日は午後６時）まで稼働している。また、稼働時間内でシステムをやむを得ず停止する場合は、防衛施設建設工事電子入札ヘルプデスクセンターホームページの「緊急連絡情報」で公開する。

防衛施設建設工事電子入札ヘルプデスクセンターホームページアドレス
http://acc.mod-eboc.go.jp/WDESK/index.html

(8) システム操作上の手引き書としては、防衛施設建設工事電子入札システムセンターホームページ「操作マニュアル」を参考とする。

(9) 障害発生時及び電子入札システム操作等の問い合わせ先は次のとおりとする。

ア　システム操作・接続確認等の問い合わせ先

防衛施設建設工事電子入札ヘルプデスクセンター

TEL 03-5444-5890(受付は行政機関の休日を除く毎日、９時から17時まで)

FAX 03-5444-5892(24時間受付。ただし、回答は行政機関の休日を除く毎日、９時から17時まで)

メールアドレス　help@mod-eboc.go.jp(24時間受付。ただし、回答は行政機関の休日を除く毎日、９時から17時まで)

イ　ICカードの不具合等発生時の問い合わせ先

取得した各認証局

ウ　申請書類、応札等の締め切り時間が切迫しているなど緊急を要する場合は、上記５へ電話により連絡する。

(10)入札参加希望者が電子入札システムで書類を送信した場合には、受付時又は受付期限後に通知書及び受付票を送信者に発行するので、必ず確認を行う。

別紙様式第１
（用紙Ａ４版）

平成　　年　　月　　日

紙入札方式参加承諾願

１　業務の名称

２　電子入札システムでの参加ができない理由

上記の案件は、電子入札対象案件ではありますが、今回は当社においては上記理由により電子入札システムを利用しての参加ができないため、紙入札方式での参加を承諾いただきますようお願いいたします。

住　　所
商号又は名称
役　　職
氏　　名　　印

（契約担当官等の官職氏名）　　殿

別紙様式第２
（用紙Ａ４版）

平成　　年　　月　　日

一 般 競 争 参 加 資 格 確 認 申 請 書

○○○○
　　○○○○　殿【発注者名を記載する。】

住　　所
商号又は名称
代表者氏名　　印

平成　　年　　月　　日付けで入札公告のありました○○○○業務に係る競争参加資格について確認されたく、下記の書類を添えて申請します。
なお、予算決算及び会計令（昭和22年勅令第165号）第70条の規定に該当する者でないこと及び添付書類の内容について事実と相違ないことを誓約します。

記

１　入札説明書６(4)アに定める同種業務の実績を記載した書面
２　入札説明書６(4)イに定める建築士法による事務所登録等を記載した書面
３　入札説明書６(4)ウ及びエに定める配置予定技術者の資格等を記載した書面
４　入札説明書６(4)オに定める契約書の写し（契約書の写しの提出を求める場合のみ）
５　建築士事務所登録証明書の写し（業務内容に応じて必要とする場合のみ）

以　上

注：電子入札システムにより提出する場合、押印は必要ありません。
紙入札方式による場合は、返信用封筒として、表に申請者の住所・氏名を記載し、簡易書留料金分を加えた所定の料金（○○○円）の切手を貼付した長３号封筒を申請書と併せて提出して下さい。

別紙様式第３
（用紙Ａ４版）

同種業務の実績

企　業　名：

業務の名称	
発注機関名 住所 TEL	
契約金額	￥　　（内消費税　　）
履行期間	平成　年　月　日　～　平成　年　月　日
業務内容	
技術的特徴	
テクリス又はPUBDIS登録の有無	□有(□テクリス　□PUBDIS　登録番号　　) □無

１　必ず同種業務が確認できる内容で記載する。
２　テクリス又はPUBDIS登録の有無について、いずれかの「□」に「■」を付す。「有」に「■」を付した場合は、テクリス又はPUBDIS登録番号を記載し、写し（詳細含む。）を添付する。「無」に「■」を付した場合は契約書及び業務内容の写しを添付する。
３　記載する業務が、平成16年４月１日以降に防衛省発注機関（旧防衛施設局等を含む。）と契約した業務である場合は、業務成績評定通知書の写しを添付する。
４　「業務内容」及び「技術的特徴」について、具体的に記載する。

別紙様式第４
（用紙Ａ４版）

配置予定技術者

１　管理技術者			
配置予定技術者名： 所属・役職名：		（生年月日：昭和　年　月　日）	
（１）　保有資格			
技術士（部門：　　分類：　　）・登録番号：　　・取得年月日： RCCM　（部門：　　）・登録番号：　　・取得年月日： その他（部門：　　）・登録番号：　　・取得年月日：			
（２）　同種業務の経験（１件記載）			
（業務の名称）	（業務内容）	（発注機関名）	（履行期間）
（テクリス又はPUBDIS登録番号：　　）			

（３）　手持ち業務の状況（平成○年○月○日現在）、管理技術者又は担当技術者となっている契約金額５００万円以上

（業務の名称）	（職務上の立場）	（発注機関名）	（履行期間）	（契約金額）

２　担当技術者（代表して○○業務に従事する者１名を記載）			
配置予定技術者名： 所属・役職名		（生年月日：昭和　年　月　日）	
（１）　保有資格			
技術士（部門：　　分類：　　）・登録番号：　　・取得年月日： RCCM　（部門：　　）・登録番号：　　・取得年月日： その他（部門：　　）・登録番号：　　・取得年月日：			
（２）　同種業務の経験（１件のみ記載）			
（業務の名称）	（業務内容）	（発注機関名）	（履行期間）
（テクリス又はPUBDIS登録番号：　　）			

１　「保有資格」欄に記載したものは、そのすべての資格の写しを添付する。
２　記載する業務経験について、テクリス又はPUBDISに登録されている業務である場合は写し（詳細を含む。）を、登録されていない業務である場合は契約書の写しを添付する。
３　記載する業務が、平成16年４月１日以降に防衛省発注機関（旧防衛施設局等を含む。）と契約した業務である場合は、業務成績評定通知書の写しを添付する。
４　「手持ち業務の状況」欄に記載したものは、そのすべての契約書の写しを添付する。
５　雇用保険被保険者証の写しを添付する。

別紙様式第５

１　未提出であると認められる場合	(1)	業務費内訳明細書が白紙である場合
	(2)	業務費内訳明細書に表紙が付いていない場合
２　記載すべき事項が欠けている場合	(1)	数量、単価、金額等の記載が欠けている場合
３　記載すべき事項に誤りがある場合	(1)	業務の名称に誤りがある場合
	(2)	提出業者名に誤りがある場合
	(3)	業務費内訳明細書の合計金額が入札金額と異なる場合
４　その他	(1)	他の入札参加者の業務費内訳明細書と類似し、合理性がなく極めて不自然な場合

競争参加者の資格に関する公示

○○○○業務に係る共同体としての競争参加者の資格（以下「共同体としての資格」という。）を得ようとする者の申請方法等について、次のとおり公示します。

平成○年○月○日

○○○○　○○ ○○【発注機関の長を記載する。】

◎調達機関番号　○○○　　◎所在地番号　○○

１　業務概要

(1) 業務名　　○○○○業務

(2) 業務内容　○○○○○○○○○○○○。

(3) 履行期限　平成○年○月○日

２　申請の時期

平成○年○月○日から平成○年○月○日までの行政機関の休日（行政機関の休日に関する法律（昭和63年法律第91号）第１条第１項に規定する行政機関の休日をいう。以下同じ。）を除く毎日、午前○時から午後○時まで。ただし、正午から午後１時までの間を除く。

なお、平成○年○月○日以降（行政機関の休日を除く。）随時、申請を受け付けるが、開札の時までに共同体としての資格の決定を受けていなければならない。

３　申請の方法

(1) 申請書の入手方法

「競争参加資格審査申請書（○○業務)」(以下「申請書」という。）は、平成○年○月○日から〒○○○－○○○○　○○県○○市○○町○－○－○　○○○○○○○○【当該発注機関、担当部署を記載する。】　電話○○－○○○－○○○○（内線○○○○）において共同体としての資格を得ようとする者に交付する。

(2) 申請書の提出方法

申請者は、申請書に共同体協定書（下記４(4)の条件を満たすものに限る。）の写しを添付し、持参又は郵送（書留郵便に限る。）若しくは託送（書留郵便と同等のものに限る。）により提出すること。

なお、申請書を提出する場合は、返信用として、表に申請者の住所・氏名を記載し、切手を貼付した定形型封筒を併せて提出すること。

提出場所は、(1)に示す申請書の交付場所に同じ。

(3) 申請書等の作成に用いる言語

申請書及び添付書類は、日本語で作成すること。

４　共同体としての資格及び審査

次に掲げる条件を満たさない共同体については、共同体としての資格がないと決定する。

(1) 組合せ

構成員の組合せは、次の条件に該当する者の組合せとするものとする。

ア　予算決算及び会計令（昭和22年勅令第165号）第70条及び第71条の規定に該当しない者であること。

イ　防衛省における平成○・○年度の一般競争（指名競争）参加資格（以下「防衛省競争参加資格」という。）のうち、測量・建設コンサルタント等業務の「○○業務」に係る級別の格付を受けた者による組合せとする。ただし、それぞれが単体として○○防衛局【当該契約担当官等の所在地を管轄する地方防衛局等を記載する。】に競争参加を希望していること。

ウ　○○防衛局長【当該契約担当官等の所在地を管轄する地方防衛局等の長を記載する。】から指名停止を受けている期間中でないこと。

エ　競争参加者の資格に関する公示（平成○年○月○日付○○○公示）４(2)に該当しないものであること。

オ　防衛省競争参加資格において、「○○業務」の級別の格付は、○等級以上、「○○業務」に係る級別の格付は○等級以上及び「○○業務」に係る級別の格付は○等級以上とする組合せであること。

カ　その他○○○○【契約担当官等を記載する。】が必要と認めた事項

(2) 業務形態

ア　構成員の分担業務が、業務の内容により、共同体協定書において明らかであること。

イ　一の分担業務を複数の企業が共同して実施していないことが、共同体協定書において明らかであること。

(3) 代表者要件

構成員において決定された代表者が、共同体協定書において明らかであること。

(4) 共同体協定書

共同体協定書が、上記３(1)の交付場所において交付する所定の様式によるものであること。

5　競争参加資格の決定を受けていない者を構成員に含む共同体の取扱い

上記４(1)イの決定を受けていない者を構成員に含む共同体も上記２及び３により申請をすることができる。この場合において、共同体としての資格が決定されるためには、上記４(1)イの決定を受けていない構成員が上記４(1)イの決定を受けることが必要である。また、この場合において、上記４(1)イの決定を受けていない構成員が、当該業務に係る開札の時までに上記４(1)イの決定を受けていないときは、共同体としての資格がないと決定する。

6　資格審査の結果の通知

「資格審査結果通知書」により通知する。

7　資格の有効期間

上記６の共同体としての資格の有効期間は、共同体としての資格の決定の日から当該業務が完了する日までとする。ただし、当該業務に係る契約の相手方以外の者にあっては、当該業務に係る契約が締結される日までとする。

8　その他

(1) 共同体の名称は、「○○○○業務　○○・○○共同体」とする。

入 札 公 告

（建築のためのサービスその他の技術的サービス（建設工事を除く））

次のとおり一般競争入札に付します。

平成○年○月○日

○○○○

○○○○　○○　○○【発注者名を記載する。】

1　業務概要

(1) 業務の名称　○○○○○業務

(2) 業務内容　○○○○○を行う業務である。

(3) 履行期限　平成○年○月○日

【電子入札対象の場合は次の項目を追加する。】

(4) 本業務は、資料提出及び入札等を電子入札システムにより行う業務である。ただし、電子入札システムにより難いものは、発注者の承諾を得て紙入札方式に代えるものとする。

なお、紙入札方式の承諾に関しては○○防衛局総務部契約課に紙入札方式参加承諾願を提出するものとする。

(5) 本業務は、業務費内訳明細書の提出を義務付ける業務である。

2　競争参加資格

(1) 予算決算及び会計令（昭和22年勅令第165号。以下「予決令」という。）第70条及び第71条の規定に該当しない者であること。

(2) 防衛省における平成○・○年度一般競争（指名競争）参加資格（以下「防衛省競争参加資格」という。）のうち、測量・建設コンサルタント等業務の「○○業務」に係る「○」の格付を受け、○○防衛局【当該契約担当官等の所在地を管轄する地方防衛局等を記載する。】に競争参加を希望していること（会社更生法（平成14年法律第154号）に基づき更生手続開始の申立てがなされている者又は民事再生法（平成11年法律第225号）に基づき再生手続開始の申立てがなされている者については、手続開始の決定後、再度級別の格付を受けていること。）。

(3) 会社更生法に基づく更生手続開始の申立てがなされている者又は民事再生法に基づき再生手続開始の申立てがなされている者（(2)の再度級別の格付を受けた者を除く。）でないこと。

(4) 一般競争参加資格確認申請書（以下「申請書」という。）及び競争参加資格確認資料（以下「技術資料」という。）の提出期限の日から開札の時点までの期間に、○○防衛局長【当該契約担当官等の所在地を管轄する

地方防衛局等の長を記載する。】から工事請負契約等に係る指名停止等の措置要領について（防整施（事）第150号。28．３．31）に基づく指名停止を受けている期間中でないこと。

(5) 建築士法（昭和25年法律202号）第23条の規定に基づく○級建築士事務所登録を有すること。【業務内容に応じて法令に基づき必要とする場合のみ記載する。】

(6) 次に示す同種業務について、元請けとして平成○年４月１日から入札公告日まで【当該年度及び前年度から過去10年間を記載する。】に完了又は引渡しが完了した業務の実績を有すること。

・同種業務：○○○○○○○○○○業務

なお、当該実績が平成16年４月１日以降に契約した防衛省旧防衛施設局、旧防衛施設支局及び旧装備施設本部（以下「旧防衛施設局等」という。）を含む。）の業務に係るものにあっては、業務成績評定通知書の業務評定点（総合点）【土木等技術業務の場合は、「業務評定点（総合点）」を「評定点」と記載する。】（以下「評定点」という。）が65点未満のものを除くこと。

(7) 入札に参加を希望する者の間に資本関係又は人的関係がないこと（基準に該当する者のすべてが共同企業体の代表者以外の構成員である場合を除く。）。

(8) ○○○○【当該発注機関を記載する。】が発注した業務のうち、平成○年度及び平成○年度【当該年度を含まない直近の過去２年間を記載する。】に完了又は引渡しが完了した業務の実績がある場合には、評定点の平均が65点以上であること。【予定価格が500万を超える業務について記載する。】

(9) 次の基準をすべて満たす技術者を配置できること。

ア　配置予定管理技術者

配置予定管理技術者については、次の(ｱ)から(ｴ)までに示す条件をすべて満たす者である。

(ｱ) １級○○士、技術士（○○部門）又はRCCM（○○部門）のいずれかの資格を有する。

【必要とする資格部門及び実務経験を記載することとし、仕様書と同様とする。】

(ｲ) 平成○年４月１日から入札公告日まで【当該年度及び前年度から過去10年間を記載する。】に完了又は引渡しが完了した業務のうち、次に示す同種業務においての経験を有する。

・同種業務：○○○○○○○○○○業務

なお、当該経験が平成16年４月１日以降に契約した防衛省発注機

関（契約担当官等が属する防衛省本省の内部部局、防衛大学校、防衛医科大学校、防衛研究所、統合幕僚監部、陸上幕僚監部、海上幕僚監部、航空幕僚監部、情報本部、防衛監察本部、地方防衛局並びに統合幕僚長及び陸上幕僚長、海上幕僚長又は航空幕僚長の監督を受ける陸上自衛隊、海上自衛隊及び航空自衛隊の部隊及び機関並びに防衛装備庁をいう。）（旧防衛施設局等を含む。）の業務に係るものにあっては、評定点が65点未満のものを除く。

(ｳ) 平成○年○月○日【入札公告日を記載する。】現在の手持ち業務量（本業務を含まず、特定後未契約のものを含む。）が○億円未満かつ○件未満である。

ただし、平成○年○月○日【入札公告日を記載する。】現在の手持ち業務に○○○○【当該発注機関を記載する。】と契約した業務で予決令第85条の規定に基づいて作成された基準（以下「調査基準価格」という。）を下回る価格で落札した業務がある場合は、手持ち業務量が○億円未満かつ○件未満である者とする。

手持ち業務とは、管理技術者又は担当技術者となっている契約金額500万円以上の業務をいう。【業務内容に応じて記載する。】

(ｴ) 入札公告日の時点で申請者と直接的な雇用関係がある。

イ　配置予定担当技術者

【必要に応じて仕様書に記載されている実務経験及び資格等の必要条件並びに配置予定管理技術者との兼務は認めない旨を記載する。】

(10) ○○防衛局【当該契約担当官等の所在地を管轄する地方防衛局等を記載する。】の管轄区域【管轄区域内の一部都府県に限定する場合は、「○○県及び○○県」と記載する。】内に、一般競争（指名競争）参加資格審査申請書の「営業所一覧表」に記載している本店又は支店等営業所が所在すること。　【必要とする場合のみ記載する。】

(11) 都道府県警察から暴力団関係業者として防衛省が発注する工事等から排除するよう要請があり、当該状態が継続している有資格者でないこと。

３　入札手続等

【電子入札の場合は以下のとおりとし、紙入札の場合は、適宜、必要事項を記載する。】

(1) 担当部局

〒○○○－○○○○　○○県○○市○○町○－○－○

○○○○　○○○○【当該発注機関、担当部署を記載する。】

TEL　○○－○○○○－○○○○（内線○○○○）

FAX　○○－○○○○－○○○○

(2) 入札説明書の交付期間等

ア　交付期間　平成○年○月○日から平成○年○月○日まで（行政機関の休日に関する法律（昭和63年法律第91号）第１条第１項に規定する行政機関の休日を除く。）の毎日、午前８時から午後10時（金曜日は午後６時）まで。ただし、最終日は午後○時まで。

イ　交付場所　防衛施設建設工事電子入札システムセンター
http://www.mod-eboc.go.jp

ウ　交付方法　すべて、電子データで交付を行う。
文書類　：PDF　（○○形式）
○○○　：PDF　（○○形式）
申請書類：Word　（○○形式）又は一太郎　（○○形式）
なお、標記以外の形式による提供は一切行わない。

エ　使用条件　ダウンロードした資料の取扱いに関する利用規則に同意すること。

オ　その他　通信環境の不具合等のため、希望する者は電子情報の提供を依頼することができる。

この場合、(1)へ「図面データの取扱いに関する同意事項」（記入・押印済みのもの）、データを保存するために必要なＣＤ-Ｒ（未使用に限る。）○枚及び着払いのラベル（宅配業者の場合）又は切手（日本郵便の場合）を貼付した返信用の封筒を同封し、送付する。

なお、配送によるもの以外の対応は行わない。また、この対応により被った不利益や損害については、一切補償しない。

※「図面データの取扱いに関する同意事項」の書式については、防衛省・自衛隊のホームページより入手可能である。
（http://www.mod.go.jp/○/○/○/○/○.pdf）

(3) 申請書及び技術資料の提出期限等

ア　提出期限　平成○年○月○日午後○時○分

イ　提出方法　電子入札システムにより提出する。ただし、申請書及び技術資料が３MBを超える場合の提出方法等については、入札説明書による。紙入札方式による場合は、(1)に持参又は郵送（書留郵便に限る。）若しくは託送（書留郵便と同等のものに限る。）（以下「郵送等」という。）する。

(4) 入札書の受領期限等

ア　受領期限　平成○年○月○日午後○時○分

イ　提出方法　電子入札システムにより提出する。ただし、紙入札方式による場合は、(1)に持参することとし、郵送等は認めない。

(5) 開札の日時及び場所

ア　日時　平成○年○月○日午前○時○分

イ　場所　○○○○室

４　その他

(1) 手続きにおいて使用する言語及び通貨　日本語及び日本国通貨に限る。

(2) 入札保証金　免除

(3) 契約保証金　納付（保管金の取扱店　○○銀行○○支店）。ただし、利付国債の提供（取扱官庁　○○○○）又は金融機関若しくは保証事業会社の保証（取扱官庁　○○○○）をもって契約保証金の納付に代えることができる。また、公共工事履行保証証券による保証を付し又は履行保証保険契約の締結を行った場合は、契約保証金を免除する。【契約保証金を免除する場合は、その旨記載する。】

(4) 入札の無効

次に掲げる入札は無効とする。

ア　本公告において示した競争参加資格のない者のした入札

イ　申請書又は技術資料に虚偽の記載をした者の入札

ウ　入札に関する条件に違反した入札

(5) 落札者の決定方法　予決令第79条の規定に基づいて作成された予定価格の制限の範囲内で、最低の価格をもって有効な入札を行った者を落札者とする。ただし、落札者となるべき者の入札価格によっては、その者により当該契約の内容に適合した履行がされないおそれがあると認められるとき又はその者と契約を締結することが公正な取引の秩序を乱すこととなるおそれがあって著しく不適当であると認められるときは、予定価格の制限の範囲内の価格をもって入札した他の者のうち、最低の価格をもって入札した者を落札者とすることがある。

(6) 落札者となるべき者の入札価格が予決令第85条の規定に基づいて作成された基準を下回る場合は、予決令第86条の規定に基づく調査を行うので、協力しなければならない。

(7) 入札後、契約を締結するまでの間に、都道府県警察から暴力団関係業者として防衛省が発注する工事等から排除するよう要請があり、当該状態が継続している有資格者とは契約を行わない。

(8) 手続における交渉の有無　無。

(9) 契約書作成の要否　要。

(10) 関連情報を入手するための照会窓口　上記３(1)に同じ。

(11) 競争参加資格の級別の格付を受けていない者の参加　上記２(2)に掲げる競争参加資格の級別の格付を受けていない者も上記３(3)により申請書

及び技術資料を提出することができるが、競争に参加するためには、開札の時点において、当該資格の格付を受け、かつ、競争参加資格の確認を受けていなければならない。

(12)詳細は入札説明書による。

5　Summary

(1) Official in charge of disbursement of the procuring entity：

(2) Classification of the services to be procured：42

(3) Subject matter of the contract：

(4) Time-limit for the submission of application forms and relevant documents for the qualification by electronic bidding system：

(5) Time-limit for the submission of tenders by electronic bidding system：

(6) Contact point for tender documentation：

【１件につき予定価格が5,000万円以上基準額未満の場合に記載する。】

入　札　説　明　書

○○【機関名を記載する。】の○○○○○業務に係る入札公告（建築のためのサービスその他の技術的サービス（建設工事を除く））に基づく入札等については、関係法令に定めるもののほか、この入札説明書によるものとする。

１　入札公告日　平成○年○月○日
２　契約担当官等
　○○○○　○○○○　○○　○○【発注者名を記載する。】
　〒○○○－○○○○　○○県○○市○○町○－○
３　業務概要
(1) 業務の名称　○○○○業務
(2) 業務内容　○○○○○を行う業務である。
(3) 履行期限　平成○年○月○日
(4) 再委託の禁止
　本業務は建設工事に係る設計業務委託共通仕様書について（防整技第7188号．28．３．31）に示すものの他に、次の部分の再委託は認めない。
・○○○○○
・○○○○○

【電子入札対象の場合は次の項目を追加する。】
(5) その他
ア　本業務は、資料提出及び入札等を電子入札システムにより行う業務である。ただし、電子入札システムにより難いものは、発注者の承諾を得て紙入札方式に代えるものとする。
　なお、紙入札方式の承諾に関しては、「紙入札方式参加承諾願（別紙様式第１）」を提出する。
(ｱ) 受付窓口　〒○○○－○○○○　○○県○○市○○町○－○
　○○○○【担当部署を記載する。】
(ｲ) 受付時間　午前○時から午後○時まで。ただし、正午から午後１時までの間を除く。
イ　電子入札システムで使用できるICカードは、代表者又は当該入札案件に関する入札・見積権限及び契約締結権限について委任を受けた者（以下「代理人」という。）のICカードのみとし、代理人による場合は、委任状を提出する。詳細は入札心得書による。

ウ　本業務は、業務費内訳明細書の提出を義務付ける業務である。
４　競争参加資格
(1) 予算決算及び会計令（昭和22年勅令第165号。以下「予決令」という。）第70条及び第71条の規定に該当しない者であること。
(2) 防衛省における平成○・○年度の一般競争（指名競争）資格審査（以

下「防衛省競争参加資格」という。）のうち、測量・建設コンサルタント等業務の「○○業務」に係る「○」の格付を受け、○○防衛局【当該契約担当官等の所在地を管轄する地方防衛局等を記載する。】に競争参加を希望していること（会社更生法（平成14年法律第154号）に基づき更生手続開始の申立てがなされている者又は民事再生法（平成11年法律第225号）に基づき再生手続開始の申立てがなされている者については、手続開始の決定後、再度級別の格付を受けていること。）。

(3) 会社更生法に基づく更生手続開始の申立てがなされている者又は民事再生法に基づき再生手続開始の申立てがなされている者（(2)の再度級別の格付を受けた者を除く。）でないこと。

(4) 一般競争参加資格確認申請書（以下「申請書」という。）及び競争参加資格確認資料（以下「技術資料」という。）の提出期限の日から開札の時点までの期間に、○○防衛局長【当該契約担当官等の所在地を管轄する地方防衛局等の長を記載する。】から工事請負契約等に係る指名停止等の措置要領について（防整施（事）第150号。28.３.31。以下「指名停止措置要領」という。）に基づく指名停止を受けている期間中でないこと。

(5) 建築士法（昭和25年法律202号）第23条の規定に基づく○級建築士事務所登録を有すること。【業務内容に応じて法令に基づき必要とする場合のみ記載する。】

(6) 次に示す同種業務について、元請けとして平成○年４月１日から入札公告日まで【当該年度及び前年度から過去10年間を記載する。】に完了又は引渡しが完了した業務の実績を有すること。

・同種業務：○○○○○○○○○○業務

なお、当該実績が平成16年４月１日以降に契約した防衛省旧防衛施設局、旧防衛施設支局及び旧装備施設本部（以下「旧防衛施設局等」という。）を含む。）の業務に係るものにあっては、業務成績評定通知書の業務評定点（総合点）【土木等技術業務の場合は、「業務評定点（総合点）」を「評定点」と記載する。】（以下「評定点」という。）が65点未満のものを除くこと。

(7) 入札に参加を希望する者（以下「入札参加希望者」という。）の間に次の基準のいずれかに該当する関係がないこと（基準に該当する者のすべてが共同体の代表者以外の構成員である場合を除く。）。

なお、この場合に、辞退する者を決めることを目的に当事者間で連絡を取ることは、入札心得書第５条第２項の規定に抵触するものでない。

ア　資本関係

次のいずれかに該当する二者の場合。ただし、子会社（会社法（平成17年法律第86号）第２条第３号の規定による子会社をいう。以下同じ。）若しくは子会社の一方が会社更生法第２条第７項に規定する更生会社（以下「更生会社」という。）又は民事再生法第２条第４号に規定する再生手続が存続中の会社である場合を除く。

(ｱ) 親会社と子会社の関係にある場合

(ｲ) 親会社を同じくする子会社同士の関係にある場合

イ　人的関係

次のいずれかに該当する二者の場合。ただし、(ｱ)については、会社の一方が更生会社又は民事再生法第２条第４号に規定する再生手続が存続中の会社である場合を除く。

(ｱ) 一方の会社の役員が、他方の会社の役員を現に兼ねている場合

(ｲ) 一方の会社の役員が、他方の会社の管財人を現に兼ねている場合

ウ　その他の入札の適正さが阻害されると認められる場合。

その他ア又はイと同視しうる資本関係又は人的関係があると認められる場合

(8) ○○○○【当該発注機関を記載する。】が発注した業務のうち、平成○年度及び平成○年度【当該年度を含まない直近の過去２年間を記載する。】に完了又は引渡しが完了した業務の実績がある場合には、評定点の平均が65点以上であること。【予定価格が500万を超える業務について記載する。】

(9) 次の基準をすべて満たす技術者を配置できること。

ア　配置予定管理技術者

配置予定管理技術者については、次の(ｱ)から(ｴ)までに示す条件をすべて満たす者である。

(ｱ) １級○○士、技術士（○○部門）又はRCCM（○○部門）のいずれかの資格を有する。

【必要とする資格部門及び実務経験を記載し、仕様書と同様とする。】

(ｲ) 平成○年４月１日から入札公告日まで【当該年度及び前年度から過去10年間を記載する。】に完了又は引渡しが完了した業務のうち、次に示す同種業務においての経験を有する。

・同種業務：○○○○○○○○○○○業務

なお、当該経験が平成16年４月１日以降に契約した防衛省発注機関（契約担当官等が属する防衛省本省の内部部局、防衛大学校、防衛医科大学校、防衛研究所、統合幕僚監部、陸上幕僚監部、海上幕僚監部、航空幕僚監部、情報本部、防衛監察本部、地方防衛局並びに統合幕僚長及び陸上幕僚長、海上幕僚長又は航空幕僚長の監督を受ける陸上自衛隊、海上自衛隊及び航空自衛隊の部隊及び機関並びに防衛装備庁をいう。以下同じ。）（旧防衛施設局等を含む。）の業務に係るものにあっては、評定点が65点未満のものを除く。

(ｳ) 平成○年○月○日【入札公告日を記載する。】現在の手持ち業務量（本業務を含まず、特定後未契約のものを含む。）が○億円未満かつ○件未満である。

ただし、平成○年○月○日【入札公告日を記載する。】現在の手持ち業務に○○【当該発注機関を記載する。】と契約した業務で予決令第85条の規定に基づいて作成された基準（以下「調査基準価格」という。）を下回る価格で落札した業務がある場合は、手持ち業務量が

○億円未満かつ○件未満である者とする。

手持ち業務とは、管理技術者又は担当技術者となっている契約金額500万円以上の業務をいう。【業務内容に応じて記載する。】

(ｴ) 入札公告日の時点で申請者と直接的な雇用関係がある。

イ　配置予定担当技術者

【必要に応じて仕様書に記載されている実務経験及び資格等の必要条件並びに配置予定管理技術者との兼務は認めない旨を記載する。】

(10) ○○防衛局【当該契約担当官等の所在地を管轄する地方防衛局等名を記載する。】の管轄区域【管轄区域内の一部都府県に限定する場合は、「○○県及び○○県」と記載する。】内に、一般競争（指名競争）参加資格審査申請書の「営業所一覧表」に記載している本店又は支店等営業所が所在すること。【必要とする場合のみ記載する。】

(11) 都道府県警察から暴力団関係業者として防衛省が発注する工事等から排除するよう要請があり、当該状態が継続している有資格者でないこと。

５　担当部局

〒○○○－○○○○　○○県○○市○○町○－○
○○○○　【当該発注機関、部署名を記載する。】
TEL　○○－○○○○－○○○○（内線○○○○）
FAX　○○－○○○○－○○○○

６　競争参加資格の確認等

(1) 本競争の参加希望者は、上記４に掲げる競争参加資格を有することを証明するため、次に従い、申請書及び技術資料（以下「申請書等」という。）を提出し、契約担当官等から競争参加資格の有無について確認を受けなければならない。また、上記４(2)の格付を受けていない者も次に従い申請書等を提出することができる。この場合において、上記４(1)及び(4)から(11)までに掲げる事項を満たし、(7)に該当しないときは、開札の時点において上記４(2)及び(3)に掲げる事項を満たしていることを条件として競争参加資格があることを確認するものとする。

当該確認を受けた者が競争に参加するためには、開札の時点において上記４(2)及び(3)に掲げる事項を満たしていなければならない。

なお、期限までに申請書等を提出しない者及び競争参加資格がないと認められた者は、本競争に参加することができない。

申請書等の提出は、次に示すとおりとする。

ア　電子入札システムによる場合

(ｱ) 提出期間　平成○年○月○日から平成○年○月○日まで（行政機関の休日に関する法律（昭和63年法律第91号）第１条第１項に規定する行政機関の休日（以下「行政機関の休日」という。）を除く。）の毎日、午前８時から午後10時（金曜日は午後６時）まで。ただし、最終日は午後○時まで。

(ｲ) その他　申請書等が３MBを超える場合、技術資料は、上記５に持参又は郵送（書留郵便に限る。）若しくは託送（書留郵便と同等のも

のに限る。）（以下「郵送等」という。）するものとし、電子入札システムとの分割は認めない。また、持参又は郵送等する場合は、次の内容を記載した書面を電子入札システムにより申請書とともに送信する。

・持参又は郵送等する旨の表示
・持参又は郵送等する書類の目録
・持参又は郵送等する書類のページ数
・持参又は発送年月日

(ｳ) ファイル形式　電子入札システムによる提出資料のファイル形式については、次のいずれかの形式にて作成する。

・一太郎　　Ver　〇〇形式以下
・Microsoft Word　〇〇形式以下
・Microsoft Excel 〇〇形式以下
・その他のｱﾌﾟﾘｹｰｼｮﾝ PDFファイル　Acrobat 〇〇形式以下
画像ファイル JPEG及びGIF形式
圧縮ファイル LZH又はZIP形式

(ｴ) プリントアウト時に規定の枚数内となるように設定する。
なお、送信された資料のプリントアウトは白黒印刷で行う。

イ　紙入札方式による場合

(ｱ) 提出期間　平成〇年〇月〇日から平成〇年〇月〇日まで（行政機関の休日を除く。）の毎日、午前〇時から午後〇時まで（正午から午後１時までの間を除く。）。ただし、最終日は午後〇時まで。

(ｲ) 提出場所　上記５に同じ。

(ｳ) 提出方法　持参又は郵送等による。

(2) 申請書は、別紙様式第２により作成する。

(3) 上記４(6)の実績及び(8)の経験の確認を行うに当たり、平成６年４月15日マラケシュで作成された政府調達に関する協定を適用している国及び地域並びに我が国に対して建設市場が解放的であると認められる国及び地域以外の国又は地域に主たる営業所を有する建設コンサルタント等にあっては、我が国における同種業務の実績及び経験をもって行う。

【１件につき予定価格が5,000万円以上基準額未満の場合に記載する。】

(4) 技術資料は、次に従い作成する。

なお、アの実績及びイの経験については、平成〇年度以降に、業務が完了又は引渡しが完了しているものに限り記載することとし、記載する業務が平成16年４月１日以降に契約した防衛省発注機関（旧防衛施設局等を含む。）の業務の場合は、当該業務に係る業務成績評定通知書の写しを添付する。

ア　同種業務の実績

上記４(6)に掲げる資格があることを判断できる同種業務の実績を１件記載する。

記載する業務は、平成〇年４月１日から入札公告日まで【当該年度

及び前年度から過去10年間を記載する。】に完了又は引渡しが完了した業務とする。

記載様式は別紙様式第３とし、図面、写真等を引用する場合も含め、Ａ４版１枚に記載する。

イ　建築士法（昭和25年法律202号）による事務所登録等

○級建築士事務所の登録状況のわかる証明書等の写しを添付する。【設定する参加資格に合わせて必要な登録を記載する。】

ウ　配置予定管理技術者の経歴等

保有する資格について記載し、資格証の写しを提出する。

手持ち業務は、平成○年○月○日（公告日）現在、防衛省以外の発注者（国内外問わず）のものも含めすべて記載する。

手持ち業務とは、管理技術者又は担当技術者となっている契約金額500万円以上の業務をいう。

プロポーザル方式による本業務以外の業務で配置予定技術者として特定された未契約業務がある場合は、手持ち業務の記載対象とし、業務の名称の後に「特定済」と明記するものとする。【業務内容に応じて記載する。】

記載様式は、別紙様式第４とする。

なお、配置予定技術者として複数の候補技術者の資格等を記載することもできる。また、同一の技術者を重複して複数業務の配置予定技術者とすることはできるが、他の業務を落札した又は特定されたことにより配置予定技術者を配置することができなくなったときは、入札への参加はできないものとし、申請書を提出した者は、直ちに当該申請書の取下げを行う。また、電子入札システムにより入札金額を送信した後、辞退を行う場合は、電話及び電送（押印済みの入札辞退届）で入札の辞退を申込むと共に、速やかに書面により入札辞退届を提出する。他の業務を落札した又は特定されたことにより、配置予定技術者を配置することができないにもかかわらず入札した場合においては、不正又は不誠実な行為として指名停止措置要領に基づく指名停止を行うことがある。

入札後、落札者決定までの期間（予決令第86条の調査（以下「低入札価格調査」という。）期間を含む。）において、他の業務を落札した又は特定されたことにより、配置予定技術者を配置することができなくなった場合は、直ちにその旨の申し出を行う。

この場合において、事実が認められた場合には、当該入札を無効とする。

落札後、配置予定技術者が配置できないことが明らかになった場合は、不正又は不誠実な行為として、指名停止措置要領に基づく指名停止を行うことがある。

エ　配置予定管理技術者の同種業務の経験

４(9)に掲げる資格があることを判断できる同種業務の経験を１件記

載する。

記載する業務は、平成○年４月１日から公告日まで【当該年度及び前年度から過去10年間を記載する。】に完了又は引渡しが完了した業務とする(原則として、着手時から完了時まで従事している業務とする。)。

入札参加希望者以外が受注した業務経験を記載する場合は、当該業務を受注した企業名等を記載する。

記載様式は別紙様式第４とする。

オ　契約書の写し等

同種業務の実績及び経験として記載した業務に係る契約書の写し及び当該業務を証明する資料を提出する。ただし、当該業務が、財団法人日本建設情報総合センターの「測量調査設計業務実績情報サービス（TECRIS/テクリス）」又は一般社団法人公共建築協会「公共建築設計者情報システム（PUBDIS）」に登録されている場合はその写しを添付するものとし、契約書の写し等を提出する必要はない。

(5) 競争参加資格の確認は、申請書等の提出期限をもって行うものとし、その結果は電子入札システムにより、また、紙入札方式による場合は、申請時に提出された返信用封筒により、平成○年○月○日までに通知する。

(6) その他

ア　申請書等の作成及び提出に係る費用は、申請者の負担とする。

イ　契約担当官等は、提出された申請書等を競争参加資格の確認以外に申請者に無断で使用しない。

ウ　提出された申請書等は、返却しない。

エ　提出期限以降における申請書等の差し替え及び再提出は認めない。

オ　申請書等に関する問い合わせ先　上記５に同じ。

7　競争参加資格がないと認めた者に対する理由の説明

(1) 競争参加資格がないと認められた者は、契約担当官等に対して競争参加資格がないと認めた理由について、次に従い説明を求めることができる。

ア　提出方法　電子入札システムにより、また、紙入札方式による場合は書面（様式は自由とする。）を上記５に持参するものとし、郵送等によるものは受け付けない。

イ　提出期間

(ｱ) 電子入札システムによる場合

上記６(5)の通知の日から平成○年○月○日まで（行政機関の休日を除く。）の毎日、午前８時から午後10時（金曜日は午後６時）まで。ただし、最終日は午後○時まで。

(ｲ) 紙入札方式による場合

上記６(5)の通知の日から平成○年○月○日まで（行政機関の休日を除く。）の毎日、午前○時から午後○時まで（正午から午後１時までの間を除く。)。ただし、最終日は午後○時まで。

(2) 契約担当官等は、(1)により説明を求められたときは、平成○年○月○日までに説明を求めた者に対し電子入札システムにより、また、紙入札方式による場合は、書面により回答する。

８　入札説明書に対する質問

(1) 入札説明書に質問がある者は、契約担当官等に対して、次に従い質問することができる。

ア　提出方法　電子入札システムにより、また、紙入札方式による場合は書面（様式は自由とする。）を上記５に持参又は郵送等により提出する。

イ　提出期間

(ｱ) 電子入札システムによる場合

平成○年○月○日まで（行政機関の休日を除く。）の毎日、午前８時から午後10時（金曜日は午後６時）まで。ただし、最終日は午後○時まで。

(ｲ) 紙入札方式による場合

平成○年○月○日まで（行政機関の休日を除く。）の毎日、午前○時から午後○時まで（正午から午後１時までの間を除く。）。ただし、最終日は午後○時まで。

郵送等による場合は、平成○年○月○日午後○時必着。

(2) (1)の質問に対する回答書は、電子入札システムにより回答するので確認するものとする。また、紙入札方式による場合は、平成○年○月○日から平成○年○月○日まで（行政機関の休日を除く。）の毎日、午前○時から午後○時まで、上記５において閲覧に供する。

９　入札方法等

(1) 入札書の提出方法等

ア　電子入札システムによる場合

提出期間　平成○年○月○日から平成○年○月○日まで（行政機関の休日を除く。）の毎日、午前８時から午後10時（金曜日は午後６時）まで。ただし、最終日は午後○時までとする。

イ　紙入札方式による場合

(ｱ) 提出期間　平成○年○月○日午前○時から午後○時まで。ただし、正午から午後１時までの間を除く。

(ｲ) 提出場所　上記５に同じ。

(ｳ) 提出方法　入札書及び業務費内訳明細書を各々封筒に入れて、封かんし、入札書を入れた封筒の表に「入札書在中」と朱書きする。さらにこれらを１つの別の封筒に入れて封かんし、封筒の表に入札件名、開札日時及び商号又は名称を記載の上、持参により提出する。また、一般競争参加確認通知書又はその写しを提示する。

(2) 落札決定に当たっては、入札書に記載された金額に当該金額の100分の○【消費税及び地方消費税とを合わせた税率を記載する。】に相当する額を加算した金額（当該金額に１円未満の端数があるときは、その端数金

額を切り捨てた金額）をもって落札価格とするので、入札参加者は、消費税及び地方消費税に係る課税事業者であるか免税事業者であるかを問わず、見積った契約希望金額の○○○分【100＋消費税及び地方消費税とを合わせた税率を記載する。】の100に相当する金額を入札書に記載する。

(3) 入札回数は、原則として２回を限度とする。ただし、２回目の入札において落札者がいない場合は、３回目の入札を執行する場合もある。なお、予決令第９９条の２の規定による随意契約は、特別な場合を除き適用しない。

10　入札保証金及び契約保証金

(1) 入札保証金　免除

(2) 契約保証金　納付（保管金の取扱店　○○銀行○○支店）。ただし、利付国債の提供（取扱官庁　○○○○）又は金融機関若しくは保証事業会社の保証（取扱官庁　○○防衛局）をもって契約保証金の納付に代えることができる。また、公共工事履行保証証券による保証を付し又は履行保証保険契約の締結を行った場合は、契約保証金を免除する。【契約保証金を免除する場合は、その旨記載する。】

11　業務費内訳明細書

(1) 第１回の入札に際し、第１回の入札書に記載される入札金額に対応した業務費内訳明細書を提出しなければならない。

(2) 業務費内訳明細書には、必ず表紙を付けるものとし、表紙には商号又は名称、住所及び代表者氏名（紙入札方式による場合は、必ず押印する。）並びに発注者名及び業務の名称を記載し、表紙以外には商号又は名称、住所及び代表者氏名を記載しない。

(3) 提出方法等

ア　電子入札システムによる場合

(ｱ) 提出期間　上記９(1)アに同じ。

(ｲ) その他　業務費内訳明細書が３MBを超える場合には、上記５に持参又は郵送等により提出し、電子入札システムとの分割は認めない。また、この場合は、次の内容を記載した書面を電子入札システムにより入札書とともに送信する。

・持参又は郵送等する旨の表示
・持参又は郵送等する書類の目録
・持参又は郵送等する書類のページ数
・持参又は発送年月日

(ｳ) ﾌｧｲﾙ形式　PDF　(Acrobat○○形式以下）等、一般的なフォーマット

イ　紙入札方式による場合

(ｱ) 提出期間　上記９(1)イに同じ。

(ｲ) 提出方法　上記９(1)イを参照。

(ｳ) 提出場所　上記５に同じ。

(4) 提出された業務費内訳明細書は返却しないものとする。

(5) 業務費内訳明細書を提出しない者は、入札に参加することができない。
(6) 業務費内訳明細書の確認の結果、別紙様式第５の各項に該当する場合は、入札心得書に規定する「その他入札に関する条件に違反した入札」として、当該入札参加者の入札を無効とする場合がある。
(7) 提出された業務費内訳明細書について説明を求める場合がある。業務費内訳明細書について、必要に応じ公正取引委員会へ提出する場合がある。
(8) 指名停止措置要領に基づき、指名停止を行うことがある。
(9) 業務費内訳明細書は、参考図書として提出を求めるものであり、契約上の権利義務を生じるものではない。

12　開札
(1) 開札の日時及び場所
ア　日時　平成○年○月○日午前○時○分
イ　場所　○○○○室
(2) 開札は、(1)に掲げる日時及び場所において、入札参加者又はその代理人を立ち会わせて行う。ただし、入札参加者又はその代理人が立ち会わない場合は、入札事務に関係のない職員を立ち会わせて行う。
(3) 紙入札方式による入札参加者は、開札に立ち会わない場合でも、その者から提出された入札書は有効なものとして取扱う。
(4) (3)の場合において、再度の入札を行うこととなったときは、持参による入札参加者は再度の入札を辞退したものとして取扱うものとするが、郵送等による入札参加者に対しては、再度の入札への参加の意思の有無を電話により確認するものとする。
(5) 第１回目の入札において落札者が決定しなかった場合は、再度入札に移行する。再度入札の日時については、発注者から再度入札通知書を送信するので、パソコンの前でしばらく待機するものとする。開札処理に時間を要する場合は、発注者から開札状況を電子入札システムにより連絡する。

13　入札の無効
(1) 次に掲げる入札は無効とする。
ア　本公告において示した競争参加資格のない者のした入札
イ　申請書又は技術資料に虚偽の記載をした者の入札
ウ　現場説明書及び入札心得書において示した条件等入札に関する条件に違反した入札
　なお、契約担当官等により競争参加資格のある旨確認された者であっても、落札決定の時点において上記４に掲げる資格のないものは、競争参加資格のない者に該当する。
(2) (1)に該当する者が落札者であった場合は、落札決定を取消す。

14　落札者の決定方法
(1) 予決令第79条の規定に基づいて作成された予定価格（以下「予定価格」という。）の制限の範囲内で最低の価格をもって有効な入札を行った者を

落札者とする。

ただし、落札者となるべき者の入札価格によっては、その者により当該契約の内容に適合した履行がされないおそれがあると認められるとき又はその者と契約を締結することが公正な取引の秩序を乱すこととなるおそれがあって著しく不適当であると認められるときは、予定価格の制限の範囲内の価格をもって入札した他の者のうち最低の価格をもって入札した者を落札者とすることがある。

(2) (1)の場合において、落札者となるべき同価格の入札をした者が二者以上あるときは、くじへ移行する。くじの実施方法等については、発注者から指示をする。

(3) 落札者となるべき者の入札価格が調査基準価格を下回る場合は、低入札価格調査を行うので、落札者となるべき者は、調査に協力しなければならない。

15　手続における交渉の有無　無

16　契約書作成の要否等

別冊契約書案により、契約書を作成するものとする。

17　非落札理由の説明

(1) 非落札者のうち、落札者の決定結果に対して不服がある者は、落札者決定の通知を行った日の翌日から起算して５日(行政機関の休日を除く。)以内に電子入札システムにより、契約担当官等に対して非落札理由についての説明を求めることができる。ただし、紙入札方式による場合は書面（様式は自由とする。）を持参するものとし、郵送等によるものは受け付けない。

(2) (1)の非落札理由について説明を求められたときは、説明を求めることができる最終日の翌日から起算して５日（行政機関の休日を除く。）以内に電子入札システムにより、また、紙入札方式により提出された者に対しては、書面により回答する。

18　苦情申立て

【別紙第２の１（1）に掲げる業務の場合は以下のとおり記載する。】

本手続における競争参加資格の確認その他の手続に関し、「政府調達に関する苦情の処理手続（平成７年12月14日付け政府調達苦情処理推進会議決定)」により、政府調達苦情検討委員会（連絡先：内閣府政府調達苦情処理対策室（政府調達苦情検討委員会事務局、電話03-3581-9044（直通））に対して苦情を申し立てることができる。

【別紙第２の１（2）及び（3）に掲げる業務の場合は以下のとおり記載する。】

支出負担行為担当官からの上記７(2)の競争参加資格がないと認めた理由の説明に不服がある者は、回答を受けた日の翌日から起算して７日（行政機関の休日を除く。）以内に、書面により、支出負担行為担当官に対して苦情の申立てを行うことができる。当該苦情申立てについては、入札監視委員会が審議を行う。

なお､提出場所及び苦情申立てに関する手続等を示した書類等の入手先は、

上記５に同じ。

19　関連情報を入手するための照会窓口　上記５に同じ。

20　その他

(1) 入札・契約の手続において使用する言語及び通貨は、日本語及び日本国通貨に限る。

(2) 入札参加者は、入札心得書及び契約書案を熟読し、入札心得書を遵守する。

(3) 申請書又は技術資料に虚偽の記載をした場合は、指名停止措置要領に基づく指名停止を行うことがある。

(4) 本業務を受注したコンサルタント及び本業務を受注したコンサルタントと資本、人事面等において関連があると認められた製造業者又は建設業者は、本業務に係る工事の入札に参加し又は当該工事を請け負うことができない。

(5) 申請書等に記載した配置予定技術者は、病休、死亡、退職等の極めて特別な場合でやむを得ないとして、承認された場合のほかは、変更を認めない。病休等特別な理由によりやむを得ず配置予定技術者を変更する場合は、上記４(9)に掲げる基準を満たし、かつ、当初の配置予定技術者と同等以上と認められる者を配置しなければならない。

(6) 入札後、契約を締結するまでの間に、都道府県警察から暴力団関係業者として防衛省が発注する工事等から排除するよう要請があり、当該状態が継続している有資格者とは契約を行わない。

(7) 電子入札システムは、行政機関の休日を除く毎日、午前８時から午後10時（金曜日は午後６時）まで稼働している。また、稼働時間内でシステムをやむを得ず停止する場合は、防衛施設建設工事電子入札ヘルプデスクセンターホームページの「緊急連絡情報」で公開する。

防衛施設建設工事電子入札ヘルプデスクセンターホームページアドレス
http://acc.mod-eboc.go.jp/WDESK/index.html

(8) システム操作上の手引き書としては、防衛施設建設工事電子入札システムセンターホームページ「操作マニュアル」を参考とする。

(9) 障害発生時及び電子入札システム操作等の問い合わせ先は次のとおりとする。

ア　システム操作・接続確認等の問い合わせ先

防衛施設建設工事電子入札ヘルプデスクセンター

TEL 03-5444-5890(受付は行政機関の休日を除く毎日、９時から17時まで)

FAX 03-5444-5892(24時間受付。ただし、回答は行政機関の休日を除く毎日、９時から17時まで)

メールアドレス　help@mod-eboc.go.jp(24時間受付。ただし、回答は行政機関の休日を除く毎日、９時から17時まで)

イ　ICカードの不具合等発生時の問い合わせ先

取得した各認証局

ウ　申請書類、応札等の締め切り時間が切迫しているなど緊急を要する場合は、上記５へ電話により連絡する。

(10) 入札参加希望者が電子入札システムで書類を送信した場合には、受付時又は受付期限後に通知書及び受付票を送信者に発行するので、必ず確認を行う。

別紙様式第１
（用紙Ａ４版）

平成　　年　　月　　日

紙入札方式参加承諾願

１　業務の名称

２　電子入札システムでの参加ができない理由

上記の案件は、電子入札対象案件ではありますが、今回は当社においては上記理由により電子入札システムを利用しての参加ができないため、紙入札方式での参加を承諾いただきますようお願いいたします。

住　　所
商号又は名称
役　　職
氏　　名　　印

（契約担当官等の官職氏名）　　殿

別紙様式第２
（用紙Ａ４版）

平成　　年　　月　　日

一 般 競 争 参 加 資 格 確 認 申 請 書

○○○○
　　○○○○　殿【発注者名を記載する。】

住　　所
商号又は名称
代 表 者 氏 名　　印

平成　　年　　月　　日付けで入札公告のありました○○○○業務に係る競争参加資格について確認されたく、下記の書類を添えて申請します。
なお、予算決算及び会計令（昭和22年勅令第165号）第70条の規定に該当する者でないこと及び添付書類の内容について事実と相違ないことを誓約します。

記

１　入札説明書６(4)アに定める同種業務の実績を記載した書面
２　入札説明書６(4)イに定める建築士法による事務所登録等を記載した書面
３　入札説明書６(4)ウ及びエに定める配置予定技術者の資格等を記載した書面
４　入札説明書６(4)オに定める契約書の写し（契約書の写しの提出を求める場合のみ）
５　建築士事務所登録証明書の写し（業務内容に応じて必要とする場合のみ）

以　上

注：電子入札システムにより提出する場合、押印は必要ありません。
紙入札方式による場合は、返信用封筒として、表に申請者の住所・氏名を記載し、簡易書留料金分を加えた所定の料金（○○○円）の切手を貼付した長３号封筒を申請書と併せて提出して下さい。

別紙様式第３
（用紙Ａ４版）

同種業務の実績

企　業　名：

業務の名称	
発注機関名 住所 TEL	
契約金額	￥　　（内消費税　　）
履行期間	平成　年　月　日　～　平成　年　月　日
業務内容	
技術的特徴	
テクリス又はPUBDIS登録の有無	□有(□テクリス　□PUBDIS　登録番号　　) □無

１　必ず同種業務が確認できる内容で記載する。
２　テクリス又はPUBDIS登録の有無について、いずれかの「□」に「■」を付す。「有」に「■」を付した場合は、テクリス又はPUBDIS登録番号を記載し、写し（詳細含む。）を添付する。「無」に「■」を付した場合は契約書及び業務内容の写しを添付する。
３　記載する業務が、平成16年４月１日以降に防衛省発注機関（旧防衛施設局等を含む。）と契約した業務である場合は、業務成績評定通知書の写しを添付する。
４　「業務内容」及び「技術的特徴」について、具体的に記載する。

別紙様式第４
（用紙Ａ４版）

配置予定技術者

１　管理技術者			
配置予定技術者名： 所属・役職名：		（生年月日：昭和　年　月　日）	
（１）　保有資格			
技術士（部門：　　分類：　　）・登録番号：　　・取得年月日： RCCM　（部門：　　）・登録番号：　　・取得年月日： その他（部門：　　）・登録番号：　　・取得年月日：			
（２）　同種業務の経験（１件記載）			
（業務の名称）	（業務内容）	（発注機関名）	（履行期間）
（テクリス又はPUBDIS登録番号：　　）			

（３）　手持ち業務の状況（平成○年○月○日現在）、管理技術者又は担当技術者となっている契約金額５００万円以上

（業務の名称）	（職務上の立場）	（発注機関名）	（履行期間）	（契約金額）

２　担当技術者（代表して○○業務に従事する者１名を記載）			
配置予定技術者名： 所属・役職名		（生年月日：昭和　年　月　日）	
（１）　保有資格			
技術士（部門：　　分類：　　）・登録番号：　　・取得年月日： RCCM　（部門：　　）・登録番号：　　・取得年月日： その他（部門：　　）・登録番号：　　・取得年月日：			
（２）　同種業務の経験（１件のみ記載）			
（業務の名称）	（業務内容）	（発注機関名）	（履行期間）
（テクリス又はPUBDIS登録番号：　　）			

１　「保有資格」欄に記載したものは、そのすべての資格の写しを添付する。
２　記載する業務経験について、テクリス又はPUBDISに登録されている業務である場合は写し（詳細を含む。）を、登録されていない業務である場合は契約書の写しを添付する。
３　記載する業務が、平成16年４月１日以降に防衛省発注機関（旧防衛施設局等を含む。）と契約した業務である場合は、業務成績評定通知書の写しを添付する。
４　「手持ち業務の状況」欄に記載したものは、そのすべての契約書の写しを添付する。
５　雇用保険被保険者証の写しを添付する。

別紙様式第５

１　未提出であると認められる場合	(1)	業務費内訳明細書が白紙である場合
	(2)	業務費内訳明細書に表紙が付いていない場合
２　記載すべき事項が欠けている場合	(1)	数量、単価、金額等の記載が欠けている場合
３　記載すべき事項に誤りがある場合	(1)	業務の名称に誤りがある場合
	(2)	提出業者名に誤りがある場合
	(3)	業務費内訳明細書の合計金額が入札金額と異なる場合
４　その他	(1)	他の入札参加者の業務費内訳明細書と類似し、合理性がなく極めて不自然な場合

（参考）

その他、必要に応じて入札公告等に追加する項目を以下に記載するので、参考にされたい。

⑴ 難工事（難工事の指定について（防整施第６９３０号。２８．３．３１））

入札公告及び入札説明書に次の２項目を追加する。

ア　工事概要 　本工事を難工事に指定する。 イ　その他 　本工事を良好な施工をもって完成した場合には、じ後の総合評価落札方式において加点評価する。

⑵ 競争参加向上型（建設工事に係る技術業務の契約等における総合評価落札方式に係る標準評価基準の緩和の試行について（防整施第４６７６号。２９．３．３０））

入札公告及び入札説明書の工事概要に次の項目を追加する。

本業務は、総合評価落札方式により業務成績の評価を行わない競争参加向上型の試行業務である。

⑶ 後工事（建設工事における後工事について（防整施第１１５８６号。２９．７．２７））

前工事の入札説明書の工事概要に次の３項目を追加する。

ア　工事内容　本工事は以下の工事を行うものである。 　用途○○、構造、鉄筋コンクリート造○階建て、規模建物延べ面積約○○○㎡（○○工事・○○工事・○○工事の一部については 別途工事） イ　図面に記載されている、○○工事・○○工事・○○工事の一部については別途工事となり、工事内容の公示をおこない、本工事受注者の他に入札参加を希望する者がいないことを確認したうえで、予算成立後（平成○○年度）に本工事受注者との随意契約を予定している。 　ただし、本工事の受注者以外から入札参加希望があり、競争入札に参加させることが適当と判断された場合は、随意契約をとりやめ一般競争入札とする。 ウ　上記の別途工事については、工事の一体性に鑑み、本工事契約の落札率を踏まえて契約するものである。

⑷ 第三者履行確認（建設工事に係る技術業務の契約等における第三者履行確認の義務付けの試行について（防整施第６９２５号。２８．３．３１））

入札説明書に次の項目を追加する。

その他

⑾　予定価格が１，０００万円を超える業務について、落札者の入札価格が予決令第８５条の規定に基づいて作成された基準を下回る場合又は予定価格が５００万円以上１，０００万円以下の業務について、落札者の入札価格が予決令第８５条の規定に基づいて作成する基準に準じて算出した価格を下回る場合は、「履行確認実施要領」（属紙第○）に示す品質確保対策を実施しなければならない。また、契約書に次の事柄を記載することとする。

附　則

（第三者履行確認の義務付け）

受注者は、次の各号に掲げる行為を実施しなければならない。なお、これらに関する費用は、すべて受注者の負担とする。

⑴　建設工事に係る技術業務の契約等における第三者履行確認の義務付けの試行について（防整施第６９２５号。２８．３．３１）に基づく履行確認

⑵　監督官との打合せに管理技術者の立会い

⑿　履行の確認を行う企業は、次に示す資格要件をすべて満たした企業とする。

ア　資本面及び人事面の直接的な関連がないこと。

イ　防衛省における平成○・○年度一般競争（指名競争）参加資格（以下「防衛省競争参加資格」という。）のうち、測量・建設コンサルタント等業務の「○○業務」に係る「○」の格付を受け、○○○○防衛局【当該契約担当官等の所在地を管轄する地方防衛局等】に競争参加を希望していること（会社更生法（平成１４年法律第１５４号）に基づき更生手続開始の申立てがなされている者又は民事再生法（平成１１年法律第２２５号）に基づき再生手続開始の申立てがなされている者については、手続開始の決定後、再度級別の格付を受けていること。）。

ウ　会社更生法に基づき更正手続き開始の申立てがなされている者又は民事再生法に基づき再生手続開始の申立てがなされている者（イの再度級別の格付を受けた者を除く。）でないこと。

エ　防衛省発注機関（旧防衛施設局、旧防衛施設支局及び旧装備施設本

部を含む。）において、過去１０年間に対象業務と同種の実績を有すること。

オ　○○○○【当該契約担当官等が属する防衛省発注機関名を記載】において、前年度及び当該年度に低入札の受注実績がないこと。

カ　○○○○【当該契約担当官等が属する防衛省発注機関名を記載】の発注する業務において、履行確認を実施中でないこと。

キ　○○○○【当該契約担当官等が属する防衛省発注機関名を記載】において、前年度及び当該年度に同種業務の業務成績評定点が６５点未満のものがないこと。

⒀　履行の確認を行う者（以下「履行確認者」という。）は、当該業務の管理技術者と同等の資格要件を有する者とする。

⒁　受注者は、履行確認者について必要な事項を添えて、「履行確認者通知書」を契約締結後１０日以内に発注者へ通知しなければならない。

⒂　受注者は、具体的な履行確認時期及び履行確認事項等を定めた履行確認実施計画を作成し、業務計画書に添えて、業務着手時までに、監督官へ提出しなければならない。また、履行確認状況の報告を行うときは「履行確認結果報告書」を監督官へ提出しなければならない。

⒃　第１１号から第１３号までに掲げる内容を実施することが可能か否か確認するため、落札者となるべき者に対して、開札後速やかに、電話等によりヒアリングを実施する。実施できないことが確認された場合はその者の入札を無効とする。

⒄　業務完了報告書提出時までに第１１号から第１５号までに掲げる内容がすべて実施できない場合は、ペナルティーとして、業務成績評定を減ずることとし、文書で警告又は注意をしたうえで、５点の減点とする。

⑸　総価契約単価合意方式（総価契約単価合意方式の試行について（防整施第７１１８号。２８．３．３１）

入札公告及び入札説明書の工事概要に次の項目を追加する。

【高度技術提案型総合評価落札方式及び設計・施工一括発注方式の場合】

本工事は、総価契約単価合意方式の試行工事である。本工事では、受発注者間の双務性の向上とともに、契約変更等における協議の円滑化を図るため、詳細設計完了後の変更契約後、受発注者間の協議により総価契約の内訳として単価等を合意することとする。なお、本方式の試行にあたっては、「総価契約単価合意方式試行要領」に基づき行うものとする。

また、総価契約単価合意方式の試行にあたっては、単価等を個別に合意

する方式を基本とすることとする。

【その他の一般競争入札の場合】
　本工事は、総価契約単価合意方式の試行工事である。本工事では、受発注者間の双務性の向上とともに、契約変更等における協議の円滑化を図るため、契約後、受発注者間の協議により総価契約の内訳として単価等を合意することとする。なお、本方式の試行にあたっては、「総価契約単価合意方式試行要領」に基づき行うものとする。
　また、総価契約単価合意方式の試行にあたっては、単価等を個別に合意する方式を基本とすることとする。

⑹ 週休２日制工事（週休２日制工事の試行について（防整施第１５５２０号。２９．１０．２４）

ア　入札公告の工事概要に次の項目を追加する。

本工事は、受発注者双方が工程調整を行うことにより、週休２日を達成するよう工事を実施する「週休２日制工事【（発注者指定型）又は（受注者希望型）】」の試行対象工事である。

イ　入札説明書の工事概要に次の項目を追加する。

【発注者指定型の場合】
本工事は、受発注者双方が工程調整を行うことにより、「週休２日」を確保した施工を実施する「週休２日制工事（発注者指定型）」の 試行対象工事である。現場施工期間内において「週休２日」を達成した場合は、工事成績評定の加点評価対象とする。
週休２日の考え方は下記のとおりである。
ア 現場施工期間内において、週休２日相当の現場閉所を行ったと認められること（年末年始６日間と夏季休暇３日間は除く。）。
イ 現場施工期間内とは、工事着手日から工事完成日までの期間から工場製作及び工事全体の一時中止を除いた期間をいう。
ウ 週休２日相当とは、一定期間内の７分の２をいう。
エ 現場閉所日数とは、一定期間内において、１日を通していずれの作業も実施していない日の合計をいう。ただし、降雨等による予定外の休工は、現場閉所日数に含めない。
　週休２日を達成できなかった場合、週休２日制工事として積算した経費については設計変更により減額する。

【受注者希望型の場合】

本工事は、受注者が希望する場合、受発注者双方が工程調整を行うことにより、「週休２日」を確保した施工を実施する「週休２日制工事（受注者希望型)」の試行対象工事である。現場施工期間内において「週休２日」を達成した工事について、工事成績評定の加点評価の対象とする。

週休２日の考え方は下記のとおりである。

ア　現場施工期間内において、週休２日相当の現場閉所を行ったと認められること（年末年始６日間と夏季休暇３日間は除く。)。

イ　現場施工期間内とは、工事着手日から工事完成日までの期間のうち工場製作及び工事全体の一時中止を除いた期間をいう。

ウ　週休２日相当とは、一定期間内の７分の２をいう。

エ　現場閉所日数とは、一定期間内において、１日を通していずれの作業も実施していない日の合計をいう。ただし、降雨等による予定外の休工は、現場閉所日数に含めない。